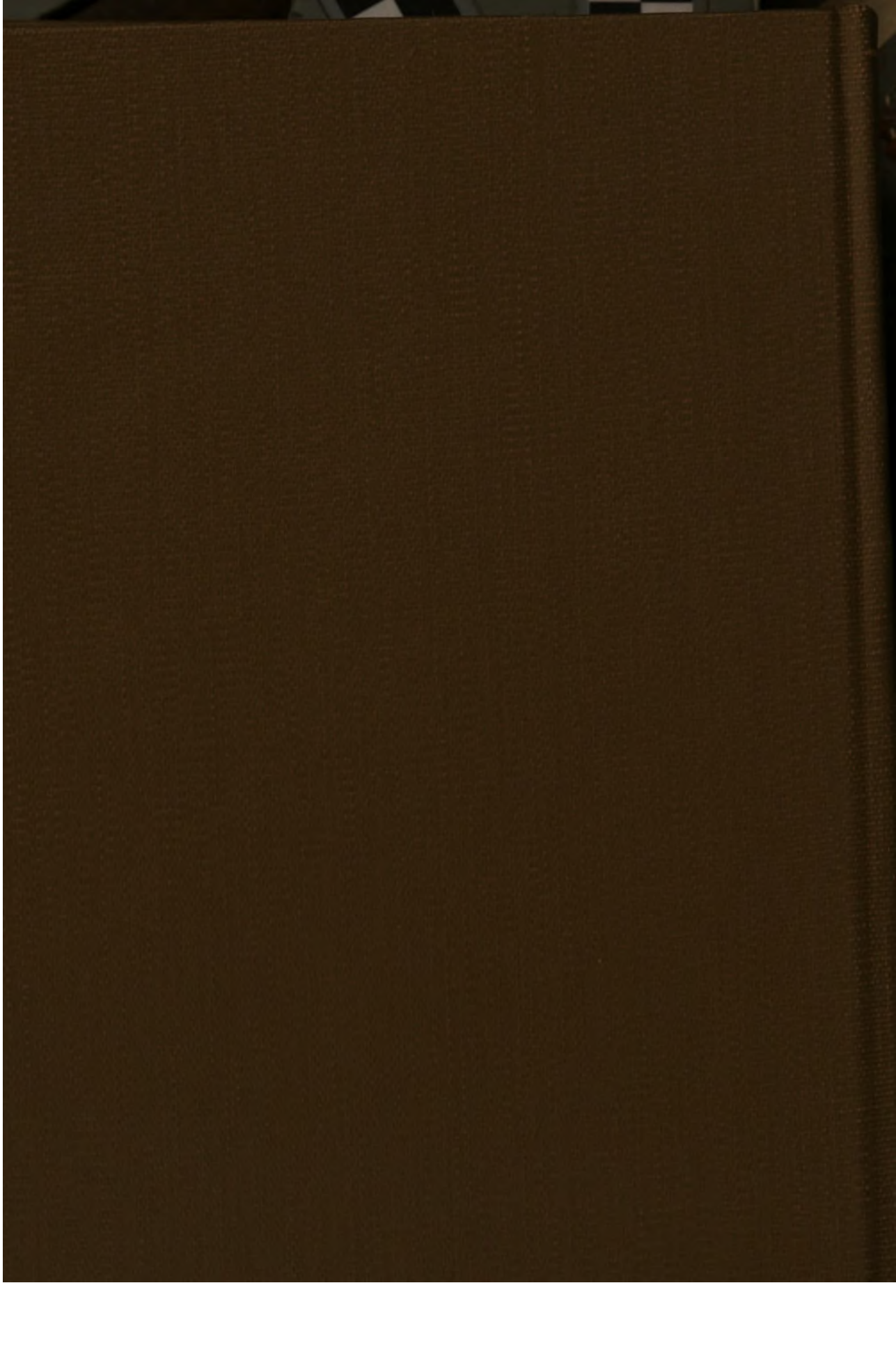

Wason
DS701
S575
V. 31

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 105 382

V. 3, no. 1-12
1912

支那

第參卷　第壹號

目要

支那鐵道號

清國鐵道全圖
清國鐵道政策の三大誤謬
清國鐵道一覽表
清國重要鐵道說略
廣東事情
宣統四年度總豫算案
支那半月史
天津、廣東、福州、厦門通信

東亜同文會調查編纂部

S5K
v.3

●印刷中●

第一回清國年鑑

四六二二倍版
附圖數葉六百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる清國各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『清國年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積　●人口　●皇室　●政體　●政治
●財政　●教育　●司法　●國防　●外交
●農業　●鑛業　●工業　●商會　●會社
●外國貿易　●水運　●鐵道　●郵便　●電信
●電話　●銀行　●金融　●貨幣　●度量衡

●印刷中●

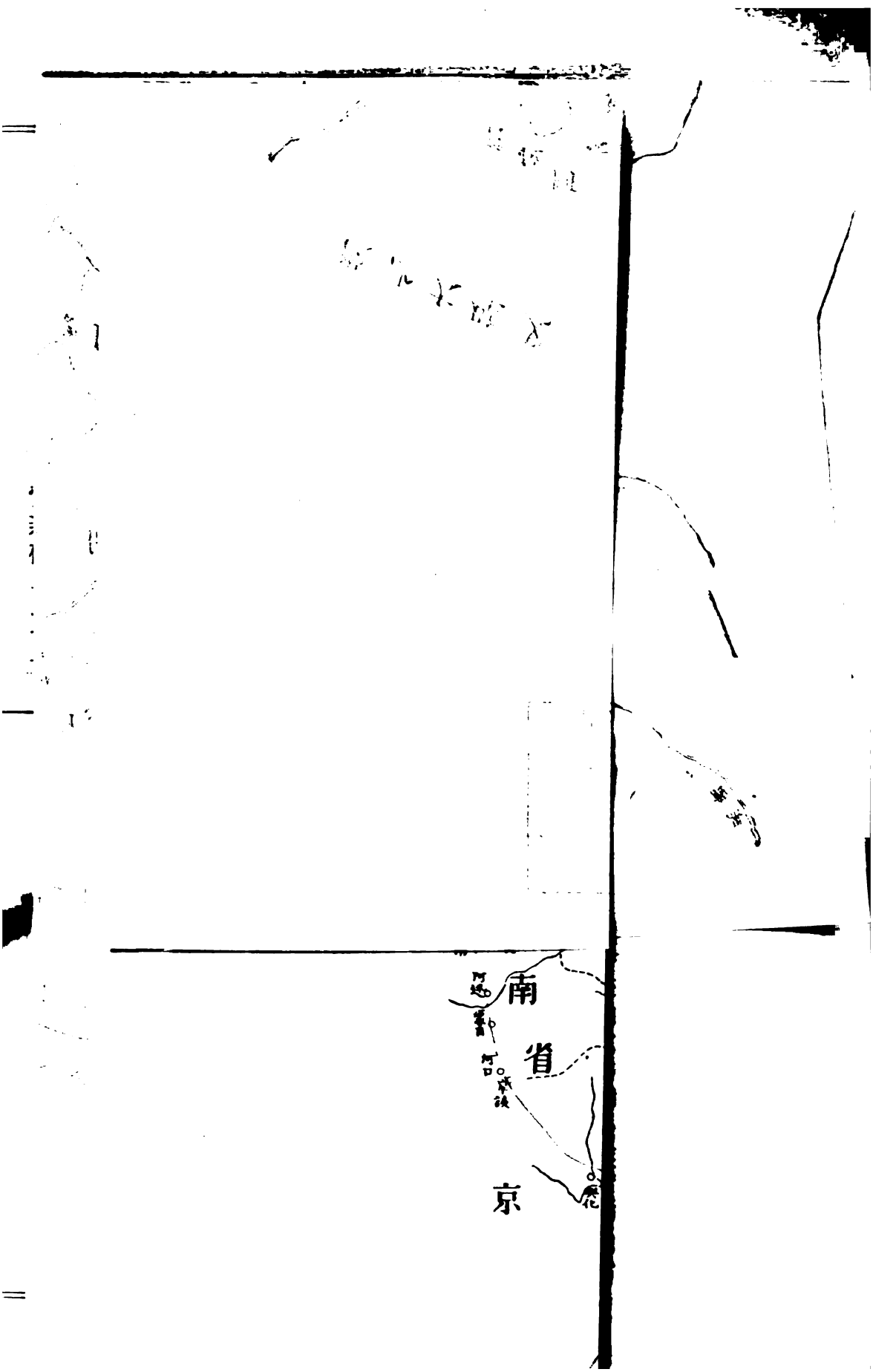
南
省
京

WASON
DS701

公告

明かなるが如くして明かならざるは一衣帶水の彼方なる支那の事情也、惟ふに現代に於て其事情の最も明かならざるは支那なるべし、南北の極地亞弗利加の內地不明は則ち不明也と雖も事物の單純なる丈け容易也、然るに支那は事物複雜を極む、これ其現代に最も解せられざる所以、我調査編纂部は對淸の各種の調査及設備の完備せるを利用し支那各般の事情の調査に應ず、蓋し聊か對淸經營の先驅たる吾人の責務を果さんとする也

東京赤坂溜池二一

東亞同文會調査編纂部

電新橋二三一七

本誌特置通信員

本誌の特置通信員駐在地次の如し是等諸地方よりの通信は常に本誌上に顯はれて詳細に支那の近況を說くべし、

北京　天津　上海

漢口　南京　重慶

奉天　大連　營口

廣東　香港

尙此外通信を依頼せるものは支那到る處にあり

支那第三卷第一號目次

口繪

清國鐵道全圖

論壇

清國鐵道政策の三大誤謬……根岸佶……一

記事

廣東事情(上)……外務書記生 相原生……四

清國宣統四年度總豫算案……九

支那之鐵道

支那鐵道沿革……一一

支那鐵道特殊株式……一三

支那鐵道關係法規……一四

支那鐵道經營組織……一五

支那鐵道既成未成計畫一覽表……一六

支那官有鐵道資本表……二二

支那民有鐵道資本表……二二

支那重要鐵道說略……二三

東清鐵道　吉長鐵道　南滿洲鐵道　京奉鐵道　京張鐵道　京漢鐵道　正太鐵道　汴洛鐵道

道清鐵道　萍昭鐵道　川漢鐵道　大冶鐵道　膠濟鐵道　津浦鐵道　滬寧鐵道　滬杭甬鐵道

潮汕鐵道　粵漢鐵道　九廣鐵道　黑龍江省の鐵道

時

◉山東省の獨立取消◉滿洲の革命軍

◉攝政監國の退位◉國事救濟會の解散……四三

◉剪二髮　斷　行◉講和と日英の調停

事通信

支那半月史（四十四年十二月上半月）……四七

内治外交

◎大官の更動◎太陽層採用◎資政院の開議延◎桂春の辭任說◎新度支部副大臣◎徐世昌の辭任不許可◎順直諮議局の選位要請◎順直諮議局の借款反對◎宮中の整頓計畫◎閩浙總督軫惜◎江西選擧の死亡情む◎順直諮議局の民選資政院議員取消◎江西都督更任◎浙江省府縣民事長一覽表◎剪髮の勸令◎女子參政同盟會◎南京都督府官制

學事軍事

◎黃陽克復の行賞◎錫瓦の募兵◎蒙內閣の招募兵◎第一鎭兵の南下◎開貝勒の軍資寄附◎長春駐在兵の南下◎第二十鎭の派往◎雲布軍政府幹部

財政經濟

◎直隸省財政檢查◎鹽稅と賠款の抵當◎江蘇省の第一期公債案◎福建の鳳金續行◎廣東の雜稅廢止◎江蘇省の貨物稅◎直隸の禁鹽令◎浙江軍用紙幣發行◎江蘇省の募銷所◎上海の米價騰貴◎全皖銀行◎大生沙廠の官股沒收

交通運輸

◎鄭政狀況

天津……五六

王振聲事件、北清居住邦人戶口、直隸の防備

廣東……五七

革命軍の財政策、紙幣の發行、秩序紊亂、斷髮流行

福州……五九

革命軍政府の內訌、財政の窮乏

厦門……五九

革命軍政府、財政策、財界平靜に赴く

事業界

◎滿鐵の上半期成績◎日清汽船會社營業成績◎中華銀行の拂込延期◎大連貸家業者の避難民招致◎江蘇銀行開業◎北清輪船公司第一期計算◎滿洲の石鹼業◎滿洲と甜菜糖

出版界

最近の重要出版書籍雜誌新聞……六三

發行 一月一日
大東 第五年 一月號
發行所 東京赤坂表町二丁目十番地 亞細亞義會

口繪
◉ 圖……
◉瓜哇島の噴火山並にバタビヤ市外の景……
◉南洋に於ける瓜哇人の正月狂言……

主張
◉亞細亞人……

時評
ツリポリの對陣……波斯の哀訴……英國の講和斡旋……獨逸の辯疏……講和尙ほ早し

論壇
◉國是……河野廣中
◉豚小屋の大掃除……頭山滿
◉淸廷と革命軍……天門道人
◉斷じて講和すべからず……中野天心
◉帝國海軍の價値……森田曉
◉土耳其水雷艇トカド號艇長の談話……イブラヒム
●十九世紀初葉に亞る露國の中央亞細亞に對する軍事及び外交……縣文夫
◉英領印度の宗教別……

通信
◉本會議會評議員イ氏の書簡……
◉印度支那通信……二六生

崑崙探險
佛國グルナカル氏の旅行摘記……
◉文苑……
◉大和魂……川合淸丸
◉イスラムー劍の宗教……波多野烏峰
◉英國人タウンゼント著未來の亞細亞を讀む……天心如來
◉草廬政談……陸義猶
◉護國論……松本無住
◉內事摘要……
◉外事摘要……
◉大東日誌……
◉亞細亞義會々報……

第三卷　第一號

論壇

◉支那鐵道政策の三大誤謬

根岸佶

支那は我邦に倣ひ開國進歩の政策を建て立憲政治を施行し我邦と竝び東洋の文明國たらんことを期せり現時の如く國土廣大なるに交通不便ならんには到底其目的を達し難きにより交通を利便せんことに力を盡せり支那には揚子江西江閩江甬江白河遼河等舟楫を通ずべき河流頗る多く其内民船を通ずるに足る水路一萬六千一百八十七哩汽船を通じ得べき水路六千五百九十九哩に達し水運の便甚だ大なるものあるを見るべしと雖ども此等の諸河川の流域たる所謂支那本部及滿洲の二十一行省の總面積一百七十三萬方哩に上るを以て今右の水路を該面積に割當つれば民船の通じ得べきもの百方哩につき一哩汽船にありては二百六十方哩につき僅かに一哩に過ぎざるなり尤も揚子江方面は水運最も開け民船の通じ得べき水路は面積五十八方哩につき一哩汽船にありても一百五十方哩に一哩の割に當れども北清方面にては民船にて二百四十方哩につき一哩汽船は四百四十八方哩につき一哩の割合のみ即ち揚子江沿岸を始め南清方面の水運は頗る便なるに反し北清は甚だ缺如せるを知るべし所謂南船北馬の說の依て生ずる所なり南清は水運の便ありと雖とも此等の諸河流中大洋航行の大汽船を通ずるに足るもの僅かに一揚子江あるのみにして而も增水期

にあらざれば漢口に達し難し元來支那の河流は夏季と冬季とにより水量に非常なる增減あり冬季流水枯渴し船を通ずること難く加之上流には淺瀨急灘頗る多く船を通ずる殊に難し例之揚子江の宜昌より重慶に至る其距離僅かに四百哩なるも瀕江に一ヶ月を要すること珍らしからざるが如き是也斯る狀態なれば水運と云ひ乍ら其運賃も亦廉なることを望むを得ず南淸は兎に角水運の便あるも北淸は之を缺くを以て車馬に賴らざるべからず車馬は運賃高貴にして運搬に日子を費すこと多きのみならず道路荒廢すること數百年更に交通の不便を加へ盜賊の橫行は往々交通を杜絕することあり從つて支那の交通を利便ならしめんとせば鐵道を布設するより外策なしと謂ふべし

左れば淸國は早くより鐵道布設の計畫ありしも例の保守主義により之を實行すること能はず之が爲め日淸開戰の際には軍隊の輸送に少なからざる困難を生じ敗戰の原因此處にありと爲し且日本に倣ひ從來の政策を改め百度一新せざるべからざることを悟り爾來漸く鐵道流行するに至りたると共に一方同戰役後諸外國は淸國の窮狀に乘じ國內至る處に於て鐵道布設の權利を要求し既に布設せられたる地方は之を各自の勢力範圍と然し自國の殖民地に於けるが如く盛んに各種の經營に着手するに至りしを以て自然支那人を激勵せしめ殊に日露戰役後は日本と等しく立憲政治國たらんとの信念を固め國力の充實と利權の回收に努力し外人の鐵道は着々之を回收し官民共に競つて鐵道を布設し之を日淸戰役前に比較すれば殆んと隔世の感あるに至れり

最近數年間立憲政治の設立と鐵道布設とに奔走し熱心の極往々狂態を演ずることあり共に支那の前途を憂慮する忠誠より出づるものなれば必ずしも咎むべきことにあらず左れど彼等の採れる鐵道政策の誤謬に對し善隣の厚誼上默過すること能はざるものあり即ち左に之を披陳せん

第一　國防を重んじ經濟を輕んずること

支那を覺醒せしめて今日の變法自彊あるを致さしめたるものは主として外國の刺擊に依るものなれば彼等は外國の侵略を恐るゝこと甚だしく之が防禦に汲々日も是れ足らざる有樣にて經濟上の目的より鐵道を布設することを忘れて國防上より鐵道を布設するにあらずやと思はしむる節少なからず例之蒙古滿洲山西伊犁等邊境に鐵道を布設し外國との交戰に便にせんとするが如き是れ也蒙古滿洲山西方面の鐵道布設計畫線路の延長三千二百哩にして伊犁鐵道三千一百哩に達す若し前の鐵道即ち三千二百哩を布設せんには二億五六千萬兩を費さゞるべからず更に後の鐵道を布設せんには合計五億を要すべし若し又風說の如く西藏四川雲南等の鐵道を布設せんには十億兩を費すも尙ほ不足を感ずべし而して此等の鐵道は皆人煙稀少なる所を走るものなれば到底營業費を支辨すること能はず毎年莫大の缺損金を招くべし加之兵力微弱なる淸國が邊境に鐵道を布設するときは反て之に依り外國より本部に侵入せらるゝの恐れなしとせざる也從つて諸外國との交際を厚くし外國に侵入せらるゝの口

實を除き邊境鐵道布設の資本を以て本部有望なる地點に鐵道を布設し國力の充實を計り餘力あるに從ひ漸次邊境に鐵道を布設し國防を完ふすべし

第二　各省が自資を以て鐵道を布設せんとすること

支那人は愛鄉心ありて愛國心なしとは數々人の唱ふる所なり最近國民覺醒の結果愛國心なるもの勃發したりと雖も尙ほ其愛國心なるものは愛鄉心より弱きものにあらずやとの疑なくんばあらず明治三十五年前後廣東人が『新廣東』なる一書を著はし廣東省は廣東省人を以て治むべく他人をして干與せしむべからず廣東人の廣東たることを得て始めて支那人の支那たることを得べしと唱へてより之に和するもの漸次增加したり利權回收鐵道布設熱の流行するや各省は自資を以て省內の鐵道を布設すべく決して外人の力を借らざるべきことを主張し中央政府も亦該主張を許し各省人に各省鐵道の布設を許可したり然れども支那の貧窮にして流動資本の殊に缺如する邦にありては到底省內の資本を集めて鐵道を布設し得べきものにあらず是に於てか彼等に已むを得ず鐵道敷地の評價額を株式に振替へて其所有者に交付し或は技師工夫の俸給賃銀をも同じく株式を以て支拂ひ或は官衙の公欵を流用し或は增稅を起す等無理算段を盡すも尙ほ所要資金の收集容易ならざるのみならず公共心の乏しき支那人の常として收集せる資金は中途行衞不明となる額決して鮮少にあらず從つて各省自辦の鐵道は其工事甚だ渉取らずして唯資本蒐集の爲め大多數の細民を苦しめ一部鐵道當局者の私腹を肥すに過ぎず從つて支那に於て鐵道を布設せんと欲せば勢ひ各省の自辦を廢し中央政府が外國より低利の資本を借り入れ自ら之を布設せざるべからず中央政府も亦是に見る所あり東西南北の四大幹線は各省自辦の許可を取消し自ら之を布設するの計畫を立てしが之が爲め四川に暴動起り遂に今回の大亂を見るに至れるは支那の爲め誠に惜しむべきことなりとす亂幸に平定せば中央政府たるもの巧みに各省を慰撫し其決心を遂行し急速に鐵道を支那に普及することを勗むべし

第三　公益を後にし收益を前にすること

支那にては敎育普及の結果國民性は漸次變化しつゝあるは明なれども其影響の極めて微弱なるは疑ひなし左れば私利心強くして公共心乏しき性質は各方面に著しく鐵道營業にも其影響を認められ鐵道當局者は唯其收益のみに汲々とし殆んど公共を顧みることなし即ち運賃は成べく之を高くし發車數は成べく之を少くし速力は成べく之を緩くし設備の如きも亦成るべく之を整へず依て以て營業費を減少し收益額を增加せんことを計りつゝあり而して支那の如く民智の發達せざる所にありては見て以て常と爲し之を咎むることなく又他に競爭すべき鐵道ありて其橫暴を抑制すべきものなきにより益々此弊を助長し鐵道線路に沿ひ舊來の運送機關たる車馬の用衰へざるの奇觀を呈するに至れり是れ頗る鐵道布設の目的に反したるものなれば政府の監督を嚴にすることは勿論當業者たるもの改悛する所なかるべからず

以上三大誤謬は鐵道の布設を遲緩ならしめ鐵道の効果を減殺すること大にして支那人が交通を便にし立憲政治を行ひ我邦と竝び東洋の文明國たらんとするの希望に副はざること甚だしきものなれば支那に對し深厚なる同情を有するものは其誤謬を指摘し改悛せんことを希ふなるべし

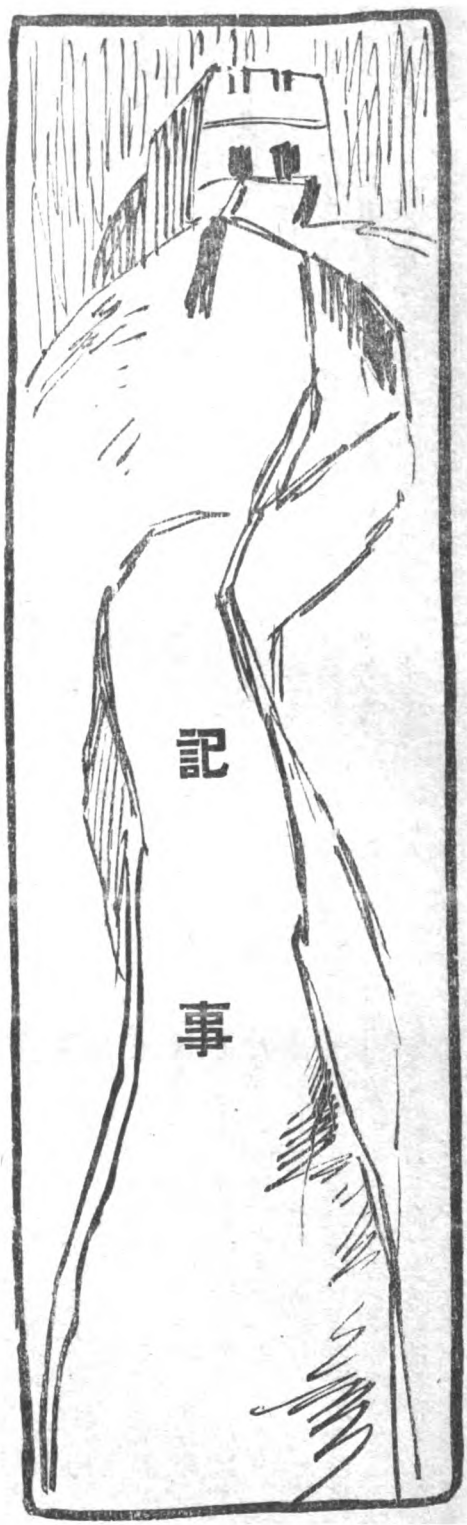

◉廣東事情（上）

相原生

編者曰く本編は久しく廣東總領事館に勤務せられし相原書記生の筆になれるもの請ひ得て本誌の光彩を添ふるを得たるは實に幸福の至也

總說

從來日本人の支那研究は兎角滿洲、北清地方に重く南方は比較的之を輕視し未だ充分研究せられざる所尠なからざる觀あり其所謂南清と稱するもの揚子江一帶の地理的中清地方より福建省に及ぶに過ぎざるもの多く眞の地理的南清たる兩廣の地に及ぶものあるを見る事尠なし是れ位置の遠近、交通の便否、經濟關係の淺深等に基因すべきものとなるべきも粵即ち廣東、廣西の地は人情風俗、物產其他經濟關係の比較的日本と類似し地味肥沃に省民富み泰西の文化に浴すること早く或は清國各省中の先進先覺者とも見るべき點あるやの觀あるに於て眞の清國研究者の最も深く注意せざる可からざる地なりと信ず、筆者久しく廣東に在り常に叙上の感止み難きものありしを以て左に廣東人並に廣東の貿易等に關する一班を略述して大方の叱正を仰ぐ

廣東人は時に排外的運動を試み近くは對米、對日抵制(Boycott)を主唱實行し澳門域界問題には全省の輿論を喚起し强硬葡國に對持して當局の後援を爲し或は佛山、播實號事件の如きことありしも商工業者は清國各開港場は勿論海峽殖民地、蘭領東印度諸島より南北米、濠洲、日本等半球上に於ける商工業上の一大勢力と爲り新企業の經營に勉め一ヶ年の移出二十萬を算する勞働者は鄉土の富を益々增大ならしむ廣東出身の人物にして駐外使臣に楊樞、伍廷芳、梁誠、張蔭棠あり中央政府に出でたるものには梁敦彥、唐紹怡及故載澤慈等ありて一般に新智識に富むもの多く又は戊戌政變の大立物たりし康有爲、梁啓超を出し革命黨の首領孫逸仙亦た此地の產にして長髮賊の首魁太平天王洪秀全は省城の北十餘里なる花縣の客家に出づ

物產に於ては生絲輸出一ヶ年二、三千萬兩の間を昇降し其他葦莚、茶を主要輸出品と爲せるの我日本と酷似せる外天鵞絨、包蕾の特產物ありて日本內地に於ける需要は全部此地の供給に俟つ廣東省一ヶ年の貿易額は約二億元を算し上海に次ぐべき大市場にして人口の多き實に清國第一位と爲す或は粵漢鐵道中廣東省に屬せる分を民資經營となし新寧鐵道を自造完成したる等何れも廣東の特殊超越して他と趣を異にせる所なりとす

事變としては去る明治三十八年中英船西南號が西江に於て海賊の爲め襲撃せられ船員の慘死、負傷、船貨掠奪等の事より昨四十三年舊曆一月二日には新軍の暴動旬日に亘り本年に入りては一無名老漢の身邊を檢查せんと爲したる佛人稅關吏の銃殺せられたる或は將軍代理孚琦の東門外に慘死したる又は總督衙門の黨員襲撃より近くは城內巨拔の大道双門府に於て白晝水師提督李準の狙撃せられたるあり其他日々新聞紙上に現はるゝ各地土匪、强盜の强襲を見る等如何に廣東の物騷不安の地なるやを思はしむ左れば各種結社の如きも其數頗る多く大にしては保皇黨、革命黨あり小なるものには三合會(或は三點會と稱す)劒仔會、小刀會、白扇會、小紅旗會員の散在し、或は興中會の此地に起り中友會、廣學會、大東協助會、保國會の廣東若くば廣東を中心として起れる如き實に廣東、廣東人の研究は最も趣味ある問題なると共に其研究の困難なる到底一朝一夕の能く眞想を探究し得べき所に非ざるも稿者の見る所に依り其一端を述ぶれば左の如し

廣東人

廣東は面積七萬九千四百平方哩ありて朝鮮、樺太を除ける帝國領土の約三分の二に當り日本々土の面積より少しく小なり省內を九府、十一廳、九州、八十一縣に分ち人口約三千萬人(廣東鄉土歷史教科書には二千九百十萬人とあり)我日本人口の五分の三弱に當る廣東市は人口二百五十萬と稱するも到底正確の數は知り難し然りと雖も水上に居住せる蜑家の族のみにても其數三十萬に近しと云ひ街巷行人の絡繹たると城內外人家の櫛比して空地の尠き點等に徵すれば先づ二百萬前後と見て大差なかるべく清國各市中人口の多きは當市を第一と爲す

言語

廣東省內清國人の使用せる言語は(一)廣東語、(二)客家語、(三)官話、(四)海南島內に行はるゝもの(五)汕頭地方に行はるゝもの(六)新寧縣地方に行はるゝもの(七)蜑人語等とす其內代表

的廣東人として活動せるものは廣東語使用のものにして廣州府を中心とし肇慶府並に隣接諸府縣に亘れり

種族

廣東は五嶺、嶺表、嶺海、甌越、越裳、蠻越、勾越、太越、荊越等の稱あり其初めて廣東の稱を見たるは宋高宗の時廣東經略安撫使を設け孝宗の時又廣東路、廣西路に分ちたるに初り唐虞三代には蠻夷の國と爲し秦の時南海等の郡を置き謫徙の民を越族と雜居せしめ是れより廣東の地始めて漢族を有するに至り其後任囂趙佗の部下留て粵に居り晉の時盧循の餘黨新安の海島中に逃居し之を盧亭種と謂ふ又た唐末大亂の際中朝の人士多く遁れて此地に來れるものなり南宋の時中原の人金人の亂を避けて南雄球璣巷に遷居し是より漢種日に廣東に盛なるに至れり其他歷朝流謫者の此地に定住したるもの少なからず遂に今日の如き多數の漢人種を見るに至れるものとす

百越舊有の種族には蠻獠、俚人、黎、黎岐、猺、獞、㺜、狼、蜑等あり惠州、龍川、廉州、崖州、韶州、乳源縣、高州、靈山、羅定州の山谷に散在す、廣東居住の漢人中今尙ほ客家なるものあり福建省より移住せるものと稱せられ其他江右より來れるものを水源と爲すをくは中原衣冠の裔たり又た平藩の叛後漢軍三千人の家眷を擕へ此地に駐屯することゝ爲り始めて旗滿人あり

氏族

百粵の種姓には蛋人の姓に麥、濮、何、蘇、吳、顧、曾あり猺人の姓に盤、鍾、雷、藍、苗あり又漢人の種姓中韋氏は韓信呂后の族誅する所と爲るや侯の客其孤を南越王趙佗に託す佗韓の一半を取り韋を以て姓と爲さしむるに始まり梅は越王勾踐の後にして封川の土姓は魯國汶陽の出士變漢末に亂を交州に避けたるものゝ後又陶は丹陶に出て晉の時陶延審禹に遷居したる後なり其他鄭は閩より崔は汴はより出て何れも粵に來れるものとす今ま省內の巨姓を列擧すれば陳、李、黃、何、張、潘等は南雄珠璣巷に發源したるものにして尙ほ順德縣下の梁、文、康南海縣下の霍、文、敏等の諸族は最も較著なるものとす（廣東鄉土歷史教科書に據る）

廣東人の氣風

粵東の地素と難治と稱せられ其俗勇力を尙ひ攻擊を好む周の時楚の相高固、秦の時任囂、趙佗等文事を勸め尙力の風を革むるに勉め爾來歷朝の各官文治を勵み其俗を改めんと爲したることあるも今猶ほ廣東人と云へは即ち慓悍鬪爭を好むの俗と速斷するもの多し然れとも他の反面に於て仔細に其美點を擧ぐれは(一)團結心の强き(二)慈善心深く俠氣ある(三)勇氣に富み(四)勝氣にして氣位高く(五)一般に政治思想に富み(六)祖先尊崇の念厚き等の美風あるを見る今ま其例證として最近數年間に現はれたる事實を擧ぐれば

梁敦彥が辰丸事件に於て日本の要求に應じ、蔡乃煌が上海道臺として鐵道の外資借入れ問題に關し多數の民意に反したりとて廣東人たることより除外し他處者と決議したり

四十二年春菲舫が燒失せざる一、二年前小橋なる歌妓を某顯官が數千金を投し身請し時の總督周馥の子に送らんと試みたる際周馥が安徽省出即ち外省者の故を以

て之に應ぜざりしより小橋の名聲は遠近に喧傳せられ翕然として滿都の人氣を負ふ其水廊の燒失と共に慘死するや東門外新街道に沿ひ一小地域に花壇を設け殊に小橋の紀念碑を建立するものありたり（此濟路は東門より燕塘に通ずる大道にして目下廣東に於て馬車の通ずるは堤岸新道の外此街道のみとす）

十七甫に齒科醫胡瑞峯なるものあり盛に阿片の弊害を痛論し禁煙會員中の錚々たるものにして店頭には吸煙者の顏色憔悴たる頭上に英氣に滿てる禁煙者青年が痛撃を加へんと爲せる人形を陳列し昨年以來は斷髮不易服のものに取換へ居れるが此の胡が前記東門外新道の傍に新に築造したる一家の墓地（風水に拘はらず此地を一家の墓所と爲したり）前庭には街道に面して二個の亭を設け亭内には陶器製の椅子卓子を備へ亭の内外には草花數鉢を配列して行路者の小憩に便ならしめたり

四十一年中廣東地方水害に際し其救護の費を捐せし爲め香港に於て慈善市を開きたるに市民一個人にして數萬兩を出せるものあり而かも僅かに檸檬水の一杯に三千金、薔薇一輪に數百元を投したる如き殆んど本氣の沙汰に非さるの觀ありしも其出捐者は錙銖の利を爭ふ商賈なるに於ては益に一驚せざる可からす

慈善團體として著明なるものは九善堂あり其他の慈善團體多く（清國人設立のものにて九善堂と共に合計二十七團體あり）病傷者の施療老人、孤兒、盲啞、癩病者の收養或は糶米所の設立、天災に際する細民の救助等に勉む

七十二行は商工業者の同業組合にして現今其數增加し殆ど八十行に近し此等の團體は商工業事項の外政治問題に容喙し其勢力驚くべきものあり岑總督轉任前後、辰丸事件當時の如き其活動最も華々しきものありたり

廣東市に於て發刊せらるゝ漢字新聞は國事報、羊城報、時敏報、七十二行商報、安雅報、國民報、南越報、粵東公報、廣東總商會報、廣東公言報、廣東時報、廣東花群日報、天趣報等十三種の多きに及び、兩廣一帶より遠く南洋諸島、海峽殖民地、南北米等に讀者を有し各一定の主義を持して互に對峙し居れるが發行所門前の揭示新聞、電報揭示板の前には常に勞働者連蜷集し喧騷時事問題を論ぜる如き他の清國諸港に於て到底發見し難き現象なりとす又た政治的團體として自治會あり各種問題を率先論究して輿論の喚起指導に任ぜるは既に世人の熟知せる所にして其他青年會、教育會、自治研究會等が時に時事問題に容喙することを見る

廣東市の外地方の商民が政治時事問題に注意せる事は之を大にしては香山縣人が澳門域界問題に奮起せる如き現在の事實あり其他小にしては內地旅行者が地方人民より時事問題に關し兎角の論議を試らるゝこと尠からざる如きに徵するも其一班を窺知し得べし

尙ほ最近數年間に起りたる前述排外的事實が敘上廣東人氣風の反影たるや勿論なりとす

清國人が國家的觀念に乏しきも一省一鄉としての團結、愛鄉心頗る旺盛なりとは一般世人の唱道せる所なるが特に廣

東人に於て團結、愛鄉心の堅固なるは其淵源種々の事實に根據すべく容易に探究す可からざるも其位置遠く五嶺の南僻陬の地に在り從來他省との交通不便にして孤立の體なりしと言語亦た特種のものを使用したる等の事實と共に廣東省發達の歷史的事實は實に其主因たるべきものと信ず即ち現今廣東人たる漢人種は百粵蠻族の間に移住又は流謫せられたるものゝ子孫にして省內の一村一鄉が殆んど皆な一姓たるは此等移住、流謫者の子孫を以て之を形成するに至れるに依る左れば其祖先が一村の草分けとして居を定むるの初めより朝憲政令他省の如く普及せられざる此の僻地に在りて蠻族の攻擊に備へ不撓不屈終始自衞の爲め奮鬪せざる可からざるは云ふを俟たず尙ほ自己發展の爲め時に自ら進んで他を攻擊せざる可からず此習ひ性と爲る一族團結の必要を深く自覺するに至るや勿論勢ひ叙上廣東人の氣風を養成するに至るは自然の趨勢にして今日閩粵の地に於て見る械鬪の如きは此の歷史的事實を證明せる遺風なりとす、省內各村鄉に於ける家廟の壯大美觀を極むる、一村長老の勢力盛にして村民其命を奉じて柔順なる墓地の華美宏壯なる如き祖先尊崇の念厚く慕鄉心深きに基因せるものなり

清國人は自個心強しと謂ふも廣東人は個人本位の念を離れ他と事を協にし時に金錢を輕んじ義を重ずる俠骨あは南宋の遺風に感化せらゝ所少からざるべし支那歷朝中最も忠魂義魄の光輝現はれたるは南宋の末路にして福州陷落の後端宗海より廣州に走り尋て黑川縣碙州に遷り遂に崩ずるや張世傑、陸秀夫等帝昺を新會縣崖山に立て孤忠を盡す祥興元年元將張宏範兵を將ひ閩廣に入り文天祥を五坡嶺に執り進んで崖山を襲ふ世傑力戰するも軍潰へ秀夫帝を負ふて海に投じ楊太后及世傑共に節に殉じ宋遂に亡ぶ其悲愴慘憺たる宗朝の末路と文天祥、張世傑、陸秀夫等が百折不撓節に殉じ孤軍百難を排して忠義を盡したる事實が廣東人を感奮興起せしめ忠義の念を涵養せしめたるは頗る偉大なるものあり當時既に香山に馬南寶、東莞に熊飛、劉義等起り均しく忠を宗に盡し死各同じからざるも國の爲め一身を捐したるあり又至元十九年には李梓宗朝恢復の兵を擧げ宗の年號を稱し翌年歐南喜亦た自ら宗の將軍と號し十萬の衆を聚めて附近城邑を陷れ增城の蔡、鍾唐大老等皆之に應じ遂に元將張玉の討伐する所となりたる如き當時廣東省民の翕然として慷慨義に赴きたるを推知するに足るべく此等の事實が地方人心に後世義俠の念を培養する重なる基因たりしや勿論崖山官涌に在る國母殿全節廟等は永く彼等尊崇の府と爲れり叙上は廣東人の氣風を美なるものとして觀察したるものなれども又其裏面觀として之を惡意に解する時は輕佻浮薄、傲慢不遜、慄悍にして排外心強きものと爲すものあるを免れず然れども男性的にして彈力あり一片義氣俠骨の芳ばしき時に個人本位を棄て衆と協に事を爲す如き他の多數の清國人に比し其趣を異にし幾分日本人に類似せるを認識せざる可からず

廣東人の所謂排外心は最近數年以前より清國一般を通じて興りたる利權回收、土貨振興論に同化一轉し其熱烈なる莫氣は新事業の勃興となりたり廣東の新企業は上海其他に於

て見るが如く其規模組織壯大ならずと雖も其企業は純然たる清國人の事業にして全然外資を仰がざる點を多と爲さゞる可からず今其種類を列記すれば左の如し

織布業 汽力を以て運轉するもの六會社 資本金合計約百萬元 日本名古屋豐田製鐵製機臺の据附數二百臺 池田製四十臺 獨逸製若干

燐寸製造 九會社 一ヶ月千六七百箱の製出あり 資本金合計約十五萬元

製革工場 官商合辦 資本金二十萬元

莫大小製造所 資本金十萬元 一日の製產高靴下百打、「シングレット」二十打

「セメント」工場 官辦 資本金百五十萬元 一日の生產高二百桶 技師獨逸人

製蘇工場 商辦 南海縣九江に在り 機械英國製

硝子工場 洋燈ホヤ、皿鉢等の製造

製紙場 官營 連史紙製造 英國製機械

煉瓦製造所 芳村に在り資本三十二萬元

其他清涼飲料水、罐詰の製造起り又た官場には商工局内に製腦局を設けて樟樹の栽培あり製腦事業の改良を計り又上海中清地方に販路を擴張せる齒磨刷子の製造は個々の家内勞働なるも頗る見るべきものあり而して前記新企業中我が對廣東貿易に最も關係あるは燐寸織布工場の設立なりとす

◉宣統四年度豫算案

本期資政院に附議せられたる宣統四年度豫算案數目次の如し

◉歲入の部

項目	金額 原案	度支部查定額	比較
田賦類	五二、九二六、〇二六兩	五二、六三六、三〇八兩	增 七一〇、二八二
鹽課	四八、二八〇、五三〇	四七、五七五、四八六	減 七〇五、〇四四
關稅	四〇、三五一、〇一五	四四、七四七、九六三	增 四、三九六、五四八
釐金	二四、一一九、六〇〇	二四、二八九、三三七	同 二六九、七三七
正雜各稅	二一、一八〇、〇五〇	二一、七五四、七五五	同 五七四、七〇五

項目	金額 原案	度支部查定額	比較
正雜各捐	七、〇四六、八八二	七、〇四六、九一一	同 二九
官業收入	一三、九四四、〇三一	一三、九四四、〇三一	——
雜收入	二一、一三四、四四七	二一、一六六、三一三	增 三二、八三五
捐輸	五五五、三一六	五九一、八一二	同 三六、四九六
計	二、八五三七、九一七	二、三、八五三、五一五	增 五、三一四、五九八

◉歲出の部

項目＼金額	内閣協議分配額	度支部査定	比較
外務部所管	三、六三五、六〇一兩	二、八六九、四三七兩	減 七六九、一四四兩
民政部所管	三、七〇四、八九七	四、一〇四、一〇三	增 四九九、二三五
度支部所管	九九、三四、七七七	九九、三四、七七七	—
學部所管	二、七九三、二三五	四、二七七、七四七	增 一、四八四、七四二
法部所管	六、七二八、八一六	六、九七九、〇三五	同 二八〇、二〇七
海軍部所管	一〇、七二二、〇六九	一二、一九二、七六五	同 一、四八〇、六四四
陸軍部所管	六九、六八八、〇七	六八、二六八、一二〇	減 一、四九九、九六七
農工商部所管	五、三一〇、七〇九	五、三七〇、〇六	同 三五五、六九三
郵傳部所管	二、一三〇、一四九	五、一〇九、〇三五	增 九五八、八四四
理藩部所管	一、二八四、八八	一、二六五、六八	減 三一、一〇
郵傳部所管特別預算	五四、一三七、二八八、七〇六兩	四一、〇〇五、六〇五、一五四兩	不足 六八四、六二三、四四八兩
計	三五九、六三〇、四四六、七〇六	三四九、四五六、二九九、一五四	增 一三七、七三一、四五八

◉湖北最近戶數

湖北省に於て最近に調査せられたる各府の戶口表によれば其總數は左の如し

武昌府正戶	四五五、九九九戶	黃州府正戶	五三七、四七八戶
附戶	一五五、五六八戶	附戶	三二、三〇六戶
漢陽府正戶	五九〇、八九五戶	荊州府正戶	三五一、二三一戶
附戶	一二二、二六六戶	附戶	一〇〇、四四六戶
安陸府正戶	五〇〇、一〇七戶	宜昌府正戶	二五二、二〇七戶
附戶	六四、三一三戶	附戶	二〇、六一三戶
荊門州正戶	三〇一、六四七戶	鶴峯廳正戶	一三、六一六戶
附戶	六〇、九八七戶	附戶	一、一八〇戶
襄陽府正戶	四六七、四〇三戶	施南府正戶	一四八、九九八戶
附戶	七三、三五八戶	附戶	二四、八五五戶
勘陽府正戶	二〇九、〇二〇戶	合計	四、一八三、三七九戶
附戶	三六、五五四戶	附戶	七四九、三五四戶
德安府正戶	三五四、五七八戶		

支那の鐵道

第一　沿革

清國に於ける鐵道發達の經過はこれを五期に分つを得べき乎

一、第一期（一八七七年以前）

西力東漸の勢は早くも桃源未だ眠り覺めざる支那に及び、清國に於ける鐵道敷設の企劃は、一八六三年即ち長髮賊の亂鎮定の前年、英國の商人が上海にある二十七商會の聯合を作り、時の江蘇巡撫李鴻章に向つて、上海蘇州間の鐵道敷設を請願したるを以て起源となせども、李は斷乎としてこれを排斥して曰く、清國は鐵道布設を必要とするに至らば、清國自ら之れを布設すべく敢て外人の手を煩はすを欲せずと、次ぎて印度鐵道の經營者サー、マグドナルドステベンソンは清國に於ける鐵道經營の野心を齎して來り、四大幹線（即ち一、漢口上海間、二、鎭江天津北京間、三、漢口廣東間、四漢口四川雲南間）の計畫を立てしも、北京の大官は僻を懷にして、之れを拒否せり、次ぎて一八六九年、上海吳淞間の鐵道敷設を計畫したる英人ありしも、又々拒絕せられ、其後デャーデンマゼソンが、前記兩地間の道路開通を請願して、幸に許可を得たれば、一八七六年英商怡和洋行は、密に道路成立の後輕便鐵道を此の間に敷設したり、是れ實に清國に鐵道を見たる嚆矢とす、然れども政府及人民は之れを悅ばずして、反て之れを懼れ、百方妨害の結果之れを破壞し、遠く臺灣に輸送せり、時に一八七七（光緒三年）年とす、斯の如く英人が支那官憲に鐵道布設を慫慂したるも常に彼等の反對を招き、全々失敗に終りたり之れを第一期とす、

二、第二期（自一八七七年頃至日清戰爭）

其後李鴻章は彼の開平炭坑を開き、英人キンダーを聘して技師長とせり、然るに此炭坑海港を距る遠く石炭の運搬上不便少なからざりしより、唐景常は此より胥各庄迄の間に馬車鐵道を設くるに至れり、次ぎて翌年即一八八一年之れを廣軌（四呎八吋）に改築せしめたり、支那の鐵道これより多くは廣軌式を採用するに至る、於是乎清國の鐵道事業は漸く端緒を開き、これより劉銘傳、左宗棠、會國荃の如き具眼政治家の各地鐵道布設の上奏あり、爾來官界に熾烈なる反對を聽くこと前日の如くならざるも、尙政界には歐洲文明排斥の頑固黨多く、人民は鐵道敷設の爲め墳墓を發かるゝと、風水の謠說に迷ひて、反抗激しかりし爲め、未だ遲々として發展せざる間に、日清の間干戈を交ふるに至れり、これより以前、曾て江蘇に於て敷設に極力反對したる李鴻章が、直隸總督となるに及び、軍事的見解より今の京

奉鐵道に相當する鐵道一部の敷設を設計せしも、惇親王一派の反對を受け、甲論乙駁朝廷は遂に適歸する處を知らざる狀態なりし爲め、一八八九年初めて地方總督及重臣よりなる鐵道會議を開くに至れり、この時湖廣總督張之洞現れ來り、一方進歩派を挫き、他方保守派を籠絡し、京漢鐵道敷設を主張して裁可を得たり、當時彼には敷設に對する一定の成算なく、但兩派の爭に乘して、自己の名聲を贏ち得むとしたるに過ぎざるもの、如かりき、李はこれが爲め計畫一時頓挫せしも、露國の南下を恐れて、汲々極力萬難を排し、この間滿洲鐵道の大計畫さへ（一八九〇年）起したるも資金の缺乏其他の理由の爲め思ふに任せず、一八九四年日清の役起る迄には天津より山海關に至る鐵道を延長するを得たるのみなりき、斯の如く李を中心とする進歩一派の小數官人が、幾多の壓迫を排して鐵道敷設に着手したるを第二期となす

三、第三期（自日清戰爭至日露戰爭）

日清戰爭後は俄然鐵道問題の第三期に轉進し來れり、これより以前歐洲諸國は、支那が曾紀澤の所謂眠れる獅子に惶惑して、鐵道敷設權を支那に要求するものなかりしが、戰敗の結果國情暴露せるに乘じ、歐洲諸國は虎狼の如くに逼り來れり、先づ露國は所謂三國同盟を結びて、巧に恩を支那に賣り、或は曾て露國の南下政策に備へむとしたる、李鴻章の失意に乘じて、之れを籠絡し、一八九六年カシニー密約によりて驥足を北滿に延し、一方佛と歩調を合せて白耳義シンヂゲードの袖に隱れ、支那中部縱貫鐵道敷設計畫の第二着手として、翌年京漢鐵道の敷設權を得るや、英國は起つて津鎭線、其他楊子江流域の鐵道の布設を要求するに及べり、かくて一八九七年北淸拳匪の亂起り、各國聯合軍燕京を陷れ、兩宮西安に蒙塵するに及び、支那の威權全く地に墜ち、列國が鐵道による支那侵害の勢を助長し一八九八年以後獨逸は山東に依りて西方に出でむとし、露國は滿洲及黃河左右に佛國は南淸三省に、米國は粵漢線に、英國は長江一帶及雲南廣東に利權を擅にし、列强虎視耽々支那瓜分の機熟せるものあるが如し、されど一九〇〇年日英同盟の結果は列國の瓜分說を排濟し、次ぎて一九〇〇年に米國より發言せられたる門戶開放機會均等主義が、漸々平和的意義に解釋せられ、殊に支那の迷夢も漸く覺めて、自彊の歩を進め、加ふるに一九〇五年日露戰爭起り、露軍大敗するに及び、列國の支那に對する野心に大頓挫を來たせり、斯くの如く一八九四年より一九〇五年頃に至る間は、支那に於ける領土擴張の政治的見解より、列强政府と其のシンヂゲードとは或は條約により、或は借款により數條の大鐵道に向つて、前後工事に着手し、淸國主權は殆んど無視されたるの感あるが如きを第三期とす

四、第四期（日露戰爭以後）

第三期の前後より列國の支那鐵道政策は從前の如き政治的見解よりも、寧ろ自己の鐵道勢力範圍內に於て、自國生產物の市場擴張及安全なる放資方法に重きを置き來り、又淸國政府も一九〇三年、鐵路簡明章程及購地章程を制定發布して、鐵路を借款の抵當となすとを禁じたれば、鐵道以外

の利權を擔保とするが如き、傾向を生じたるは、清國の爲め賀すべき次第なり、又同年奬勵業商公司章程を發布して會社設立を奬勵し、其他の手段によりて會社設立の勸誘至らざるなし、これ日露戰爭の結果、彼等に覺醒の大刺激を與へ、所謂利權回收熱の然らしめしものにて、之を第四期とす、利權回收變法自强の聲に輿惑せられ、一九〇六年前後には幾多の新事業と共に、十餘個の民設鐵道會社が勃然として起り來れり、一九〇八年には郵傳部より宣統九年即ち國會開設の當年迄の鐵道計畫發表せられ、更に一方同年には京漢鐵道を諮國の勢下より回收し、他方一九〇九年には自國の技師と自國の材料とによりて起工せられたる京張鐵道の竣工とは、以て大に氣を吐くに足るべく、一九〇一年前後の粵漢川漢鐵路商辦問題に至りては殆ど狂暴に近し、利權回收の効亦偉大なる哉、最近朝廷が浙江鐵道社長湯壽潛に「不准干與路事」なる上諭を下したるに對する浙江人士の反抗等は民間傳ふるに鐵道統一鐵道官有の風聞と相待ちて或は恐る第四期の形勢を一轉して、官民對抗時期に入らむとすることを、蓋莫利權回收熱は支那の資本を固定せしめ、併せて人材の缺乏は會社の內部の經營宜しきを得ず、腐敗と紊亂とを惹起し、人心又昨の如く鐵路に放資を爲し得ざるが如し、今や中央地方兩つながら羅雀掘鼠、資を內國に求めて得ず財政の支絀又如何ともする能はず

五、第五期（幹線國有後）

後一九一一年五月盛宣懷郵傳大臣として鐵道幹線を國有に決し商辦を官辦に改め遂に一世を驚かせる大亂の因をなせりこれを第五期とす

第二。鐵道特種株式

利權回收熱勃興し、資を國內に募りて鐵道を布設せんとするや、元來資金に乏しき支那の事として、幾多特種の募集方法と世界に類例稀なる諸種の株式とを案出せざるを得ざりき、以て利權回收熱の反面に於て、鐵道株金募集に百方焦慮したる迹を窺ふに足らむ乎、今試に股票（株式）に付きてのみ記さんに、其の一例として最近一九〇九年發表の、湖南粵漢鐵路公司簡明章程の第一條を見るに、

本總公司、定爲招股三千萬元、不計閏周年六厘行息紅利、均分以五元爲一零股、百元爲一整股、合二十零股仍爲一整股、應在於三千萬元內、先招股六百萬元、無論零股整股以一次全交者爲優先股、除官息外、所得紅利、先提二十成之二作爲特別報酬、並一面彙收普通股、自宣統元年十一月初一日起至六年十月底止云々」

とあり、今此中にある各種の股票に就いて說明を試みん

優先股　會社創立當時に於て一定の金額だけ一定の期間を定め、其の期間內に株金全額を一時に拂込みたる株にて、普通股即普通株より、拂込金額少なき場合もあり、此の優先股は、文明諸國の所謂優先株とは、其の趣を異にしこの股東（株主）は前章程に示さるゝが如き、特別の利益權利を附與せらるゝものなり

零股　下級勞働者をして、應募せしむる目的よりなる部分株にて、外國にも曾てこの例を見たることあり、此の零股

（小株）の幾何株を合せたるを整股（大株）と言ふ

彩票股　支那人の投機心を利用し、會社より彩票（富籤）を發行し、其の得る處の利益はこれを會社の資本に充當せしめ、又其の購買者に對して發賣價格の所定割合に從ひて株券を給與するものとす、但し外國人はこれを買ふことを得るも、會社の株主たる事を得ず

鹽股、米股租股其他諸稅の如く鹽米等の釐金稅を徵收し、又は地租中より一部を控除して、株金となしこの利益配當は以て、該地方省の公共用となすものなり

公利股　鐵道布設に先んじ礦山の採掘其他の有利事業を起し其の利益を株金となし、株金の利益配當は亦地方公共事業に充つ

記念股　人心の昂奮せるを利用し、特種の利益を與ふる事を約して、募集する記念株とす、例へば一九一〇年所謂浙路風潮に際し、浙江公司より募集したる「留湯記念股票」の如きものなり

股息　即ち利息にて、官利と稱し、株金に對し普通六分乃至八分の利子を年々會社に利益あると無きとに論なく支拂ひ、又餘利と稱する我國の配當金に相當するものあり、紅息と稱し優先股の特別利益あり

第三。鐵道に關する行政機關

一九〇六年以前には鐵道に關する行政機關として、督辦鐵路大臣あり、中央官廳には外務部及商部あり、地方には督撫あり、其の權限紛雜錯綜して區劃明かならず、爲めに事務澁滯して、政綱益々頽廢するに至りしが、出洋考察大臣の歸國するに及び、光緒三十二年（一九〇六年）中央官制の大改革を見、全國交通機關の中樞として、郵傳部を新設し一九〇七年には、部内に鐵路總局を設立し、借款事宜及鐵道行政を分掌せしむることゝなり、僅に現藩部が藩部の鐵道を籌修する場合に、郵傳部と會商する權を有すると、外務部は外國との鐵道に關する交涉事件に關してのみ、之れに關與する以外、全國鐵道は總て皇帝と郵傳部の掣肘を受くることゝなれり、又時として度支部が、鐵道資金關係に於て、本部と會同審議する事あり、斯の如く漸く中央集權の形式ならむとするも、立憲豫備の時代なる故、今尚鐵道行政に關して幾多圓滑を缺く點あるは吾人の目擊する處なり

第四。鐵道に關する法規

未だ完全なる法規として見るべきものなきも、今日迄に發布せられたるものを擧れば

鐵路簡明章程	二十四條	光緒二十九年頒布
購地章程	十八條	同
獎勵業商公司章程	二十條	同
路務議員章程	十二條	同三十三年頒布
欽定商律		同三十四年頒布

其他上諭又は各種の特別規定等は一時的に或はある鐵道に關してのみ効力を有するものあり

第五　鐵道經營の組織

上述の如き行政機關と法規の下にありて、組織せらるゝ鐵道經營の種類は、大別して官辦、商辦及外國自辦の三種となり、細別して左の七種となる

一官辦　即ち官有の義にして、萍昭鐵道に初まる、現在鄂傳部の管理に屬する既設鐵道は京奉、京張、正太、京漢、汴洛、道清、滬寧、萍鄂、廣九の九鐵道、延長約二千四百哩ばかりとす

二商辦　即ち民有の意にして一八八六年李福明によりて主唱せられ、一九〇三年潮汕鐵道に於て實現せられて、以來現今左記十餘個の商辦鐵路會社創立せられたり

商辦鐵路公會加入民設鐵道會社表

名稱	資本銀元	實收額	本店所在地	設立年	備考
潮汕鐵路有限公司	二、五〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	汕頭	一九〇三	
南潯鐵路有限公司	一五、〇〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	南昌	一九〇四	江西全省鐵路有限公司とも言ふ
安徽全省　同	五、七一四、二八九	七〇〇、〇〇〇	蕪湖	一九〇五	
西潼　同	四、〇〇〇、〇〇〇	不詳	西安	一九〇五	
新寧　同	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	新寧	一九〇六	
江蘇全省　同	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	蘇州	同	蘇路公司とも言ふ
浙江全省　同	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	杭州	同	浙路公司とも言ふ
（粵漢鐵道）				同	
一粵路公司	二〇、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇八七、一〇〇	廣東	同	一九一一年幹線國有の結果これも國有となる
二湘路公司	三〇、〇〇〇、〇〇〇	不詳	長沙	一九〇九	
三湖北鐵路公司	五、〇〇〇、〇〇〇	不詳	漢口	一九一〇	
同蒲鐵路有限公司	二〇、〇〇〇、〇〇〇	不詳	太原	一九〇七	河南全省鐵路有限公司と初め稱せしことあり
洛潼　同	一五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	河南	同	
雲南全省　同	不詳	二、〇〇一、〇〇〇	雲南（成都）	一九〇五	滇越鐵路公司とも言ふ
川漢鐵道	一一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	漢口	一九〇三	現今中止
一四川省川漢　同	不詳	不詳		一九〇三	一國有となる

二湖北川漢	同	前掲	前掲	前掲　前掲　一
福建全省	同	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	厦門　一九〇六

元來支那人は一方に於て、官吏を信頼せざると同時に、他方に於て愛鄉心（愛省心とも言ふを得べき乎）強き國民なるが故に、この種の組織の現今支那の國情に適すや否やは暫時論せず其設立の起倒頻々たるものあるは、着目すべきことゝ爲す

三華洋合辦　即ち內外人共同の意にて、其の起原は一八九六年のカシニー密約以來鐵道發達の第三期時代にありては名を華洋合辦に托して、實を列國に收められたるもの多きも、第四期に於ける合辦は多種多樣なるも、漸々共同の意義に適するに至れり雖然事務に關係せる內外の役員多く、從つて事務の進行を妨ぐる慊あり

四官商合辦　即ち官民共同の意にて、一八八七年頃の津榆鐵道に初れとも、人民は官を信用せず、官又官權を濫用する爲め、主義に於て美なるも、實行に於て甚だ困難なれば、現在此種の鐵道少し

五官督商辦　即ち資本は商又は官商より支出し、此の鐵道の監督行政權は官吏に存するものなるが、總て官吏弊を舞して、輕輓の結果、多くは民變を激成して、今や此種のものを喜ばず

六借款承辦　外國より資金を借り入れ、これが報酬として其の鐵道の管理又は修工に、外人を使用し若くは或る、特種の利權を與ふる方法とす

七外國自辦　外國經營の意にして源を華洋合辦の東清鐵道に發し、一八九七、八兩年は其極端に達したり

◉支那鐵道既成未成計畫明細表

（明治四十四年十二月調査）

鐵道名	支線名	起點	終點	既設未設	備考
（滿洲）東清					露國ノ經營
	（西比利亞迂廻線）	滿洲里	ヨリポク	（一〇七七）	
	（支線）	ラニチヤナ	哈爾賓	九三	
		寬城子	長城	一四七	

南滿洲　日本ノ經營

幹線	寬城子	大連	四三七・五	
旅順支線	南關嶺	旅順	二九・六	
柳樹屯支線	大房身	柳樹屯	三・六	
營口支線	大石橋	營口	一三・四	
煙臺煙臺炭坑支線	煙臺	煙臺炭坑	一九・七	

	撫順	安奉	吉長	吉會	齊愛	齊昂	齊墨	吉敦	琿海	蘭海	開海	鐵海	紹哈	洮遼	（直隷）京奉	京津	秦皇島	榆營	新民屯
	蘇家長	千金寨	安東縣奉天	吉林會寧	齊々哈爾愛琿	同昂々溪	同墨爾根	甘河博爾汽江	圖林子三姓	呼蘭海倫	開原海龍城	鐵嶺海龍城	哈爾賓綏化城	遼源洮南		北京天津	湯河秦皇島	山海關營口	溝幫子新民屯
	二四・五	一八八・九	二六	二四〇	約三〇〇	一八〇	約四〇	二三〇	二四〇	二四〇	一三〇	四〇	九五	一〇六		八二	四	二〇	六九
	日清合辦資本總額四、三〇〇、〇〇〇圓ノ豫算ニテ內滿鐵ヨリ二、一五〇、〇〇〇圓ヲ貸付ク四十三年六月起工	同獨定	吉林長春	吉林會寧	齊々哈爾愛琿	同昂々溪	同墨爾根	甘河博爾汽江	圖林子三姓	呼蘭海倫	開原海龍城	鐵嶺海龍城	哈爾賓綏化城	遼源洮南		北京天津	湯河秦皇島	山海關營口	溝幫子新民屯
	計畫中	約	計畫中	計畫中	一九〇七年起工一九〇九年七月竣工ノ輕便道本二二〇、〇〇〇圓ノ輕便鐵道ニ關シ清國ノ經營	暫時輕便鐵道布設の計畫也	計畫中	諮議局布設に議決せり	同	同	同	不明	九五	一〇六		工事中明治二十九年六月起工唐山各莊間明治十四年十一月秋冥各莊盧溝間十九年、外起工唐山天津間二十二年十月唐山古冶間二十一年古冶山海關	同二十三年古冶山海關間二十八年竣工	英清共同組合より二百三十萬磅を借入れ內百五十萬圓は本線に使用せり	

	新奉	唐山	蘆溝橋	義州	天橋	新法	洮法	新邱	南票	南苑	京張幹線	門頭溝	下花園	居庸關	（蒙古）京張	熱河	熱保	京津	張綏幹線
	新民屯	北京	豐臺	錦州	高橋	新民屯	洮南府	新邱鎭廠	南票鑛山	北京南苑	北京張家口	西直門	下花園	秦皇島		北京熱河	張家口同	天津保定	順德濟南	張家口大同
	奉天	一四	二五	三〇	七	約	約	約	二二	八	二三五	八	二			一四〇	三〇〇	九〇	三〇五	約一四〇
	明治三十八年十一月手押輕鐵竣工四十年四月廣軌に改築日清合資	起工三十九年八月竣工四十年七月現在通州迄開通		明治三十九、四十年頃國府計畫し測量を終へ四十一年四月起工に決し工事の請負をなさしめしも我國の抗議により我國に交渉せざれば布設せざる事とす		計畫中		資本金一〇〇、〇〇〇圓明治三十九年十月起工四十年一月竣工		三十八年九月二十二日起工四十二年七月十九日竣工	四十二年一月竣工			不詳計畫中					工費金千六百六萬兩の豫定にて張家口方面より工事に着手せり

| | | |

西潼	西安遠關	三六	計畫中			
延長石油	延長縣西安	二九〇	同			
（江蘇）						
滬寧	上海南京	一九三	明治三十七年十月起工四十一年三月全通	資本金二、五〇〇、〇〇〇兩明治三十年	四起工三十五年竣	
滬淞	上海吳淞	三				
南京城內	下關城內	八	一月起工四十二年一月全通	滬杭甬鐵道の一半、	四十一年一月起工四十二年八月開通	兩にて兩江總督の四十年十
滬嘉	上海浙江境	四三				
蘇嘉	蘇州浙江省境	三五	計畫中			
瓜清	瓜州清江浦	一九	明治四十二年四月起工			
清徐	清江浦徐州	一二	清江浦揚庄間開通、宣統二年四月二十三日起工七月竣工			
宿海	泗陽海州	三五	計畫中			
海清	海州清江浦	九〇	工事中			
滬金	上海金山	七	計畫中			
泰儀	泰州鹽城	二	圩	同資本二百萬兩		
浦寧	清江浦南京	一三五	同			
江無	江陰無錫		不詳同			
信浦	信陽浦口	二七〇	同			
（浙江）						
抗嘉	杭州嘉興	七				
浙西	杭州玉山縣紹興處州		不詳同	三豐計畫中		

常山浦城	不詳同					
嚴州屯溪	不詳同		○○○元）布設する答			
杭州寧波	杭州寧波間工事中	二三五				
湖州寧波	一三豐計畫中					
嘉興江蘇省界	同	三五				
蘆州處州	同	一二〇				
蘭溪金華	不詳同					
紹興寧波	不詳工事中					
寧紹						
蘇嘉						
南線	蕪湖廣德州	九三	資本金六、〇〇〇、〇〇〇元三十九年三月			
北線	同	亳州	四〇〇	測量、始後起工せるも目下中止		
（安徽）						
南潯	九江南昌	二三三	明治四十年一月起工			
南廣	南昌廣東界	八〇	計畫中			
南撫	南昌、撫州、福建界	一六〇	同			
南玉	南昌玉山	一七	同			
南萍	南昌萍鄉	二九〇	同			
玉常	玉山衢州	三四	工事中			
萍昭	萍鄉昭山	六三	（官辦資金二、九八四、〇〇〇兩餘明治三十二年起工三十八年萍鄉沫州間竣工沫州昭山間未成）			
（湖北）						
大冶	大冶石灰窰鐵山	六	（資金六、〇〇〇、〇〇〇兩明治二十五年起工			

| | | |

| | | |

◉清國鐵道資本表

官有鐵道資本表

（光緒三十三年度調查）

鐵道名	類別	官金	借款民資	雜款合計
京漢	庫平銀	五、六二一、六一〇、四七八兩	二、五〇〇法	一七八、八三八、四二一法 五五、九九五、八三元 一六
奉天	規銀	二四、六四五、九九九兩一六	三三、一萬磅	五、六二一、六一〇兩 一七八
京漢	庫平銀	五五、〇〇〇兩	二九、〇萬磅	一三、〇〇〇兩 一七八
京張		四、三五〇、〇〇〇兩	四、〇〇〇萬法	一二九、九一五、八一〇兩 二九 萬磅
正太				五、〇〇〇兩
滬寧				四、〇〇〇萬法
洛潼			四、〇〇〇、〇〇〇法	一、五二四、六三六兩 三
九江			一、〇五〇、〇〇〇磅	
昭萍	庫平銀	二六、三五三、八五九、三七三	七九五、〇〇〇磅	
廣九	化實銀	二八四、〇三九、四三	二六、八一〇兩 九七一	
總計		二、九五四、九一七、二四一兩	二、六九、八一〇兩 九七一	二三五、二三二、六九兩 七二六

民有鐵道資本表

（光緒三十三年度調查）

鐵道名	株金	地方捐款	官款	借款	其他	計
潮汕	二、七六、六〇〇元			四三七、六一〇、〇〇〇元		三、一九、二六一元
浙江	四、八八六、六二〇、〇〇〇兩	庫平銀 二五、七八、四三七兩	九八平銀 九七、〇〇〇兩			四、八八六、六二〇兩
湖南	八九、九〇、〇〇〇兩	九八平銀 一四五、二七、〇八六兩		規元 百萬兩	九九、〇五、二三四元	三六五、七三、四三七兩
粵漢	三〇一、三五、八一三兩	八五、九四、五三兩				一八、九、四、三四兩
江西	一、五八兩	二一、六九、〇七兩			一、三一、二兩	規元 一、三八兩
徽	一、五四、七九、八二兩	三〇萬兩	八、〇〇〇兩			九八三平銀 四三、六三、八九兩
建蘇	庫平銀 一、三五、六三、四八兩	一九、一、二兩				九六、七九六、九二兩
福同	一六、九、一兩					七七、八九、八八兩
江蒲	二六、八六、一兩					一、三五、三、四八兩
安越						二、六、九、二兩
徽滇						三五、〇、四六兩

◉重要鐵道說略

一、東淸鐵道

一八九六年露帝戴冠式の擧げけらるゝや李鴻章之れが參列の爲め莫斯科に赴く、露のウキッテ巧に之れを操縱して遂に密約を締結し此に東淸鐵道布設の計成る、同年八月二十七日時の駐露公使許景徽と露淸銀行代表者ロトシュテイン氏との間に後員加爾鐵道チタ驛と烏蘇里鐵道とを連結すべき東淸鐵道布設條約の締結を見たり其主なる條項は

一、淸國政府は　平銀五百萬兩を株金として提出し露淸銀行と組合營業をなし損益共に株金に應じて處分す

二、總裁は淸國政府の推薦に任せ露國の赤塔城と南烏蘇里鐵道と相連續せしめ建築經營に關する一切の事務は露淸銀行に委任し鐵道完成し運轉を開始したる日に該會社は淸國政府より提供したる庫平銀五百萬兩を返付し運轉開始の日より八十ヶ年を經ば鐵道及一切の附屬財產を無償にて淸國に交付すべく其運轉開始の日より三十六ヶ年を經ば淸國政府は隨時之れを買收し得

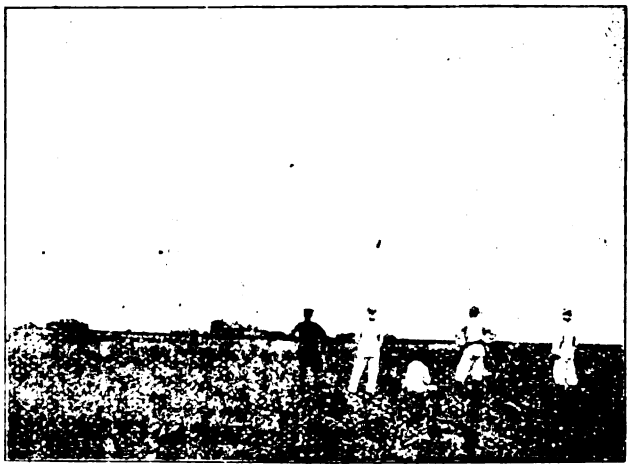

哈爾賓郊外

等にして該會社設立に關する諸項十二ヶ條より成る、然るに同年十二月東淸鐵道會社條例裁可せられ前條例の權利義務は悉く會社に移ることゝなれり、其條例の大要を見るに

一、株金は五百萬兩とし之れを千株に分ち露淸兩國人に限り之れを所有するを得せしむ

二、工事は千八百九十七年八月二十九日迄に起工すべく當鐵道附帶事業として淸國政府の許可を得て炭坑及其他の鑛山を採堀し又は商工業を營む事を得

三、鐵道により輸出入せらるゝ貨物の課稅は淸國海關稅率により其三分の一を減ず

四、會社の役員線路の方向設計豫算內部の組織等は凡て淸國政府の認可を得るを要す

五、鐵道の諸設備發車時刻度數賃金等は凡て西比利亞鐵道と一とす

等なり

越へて千八百九十七年二月該條例に基き東清鐵道會社組織せられ三月一日創立式を擧げ株主總會を開けり、其結果駐露公使許景徽を總裁とし露國參事院議官ケルボスを副總裁とし本社を聖彼得堡に支社を北京に置き哈爾賓に鐵道廳を設け露國大藏省に直屬せしめたり

千八百九十八年六月二十二日哈爾賓より旅順大連に至る支線建設の允許を得たる七ヶ條の條約締結せられ千八百九十九年二月十八日哈爾賓以南の鐵道營業權汽船會社設立權營口及他の諸港と連絡せしむる臨時支線布設權並に遼東半島露國租借地に於て稅關設立の場合其組織及監督は東清鐵道に委托する事等を規定したる十一ヶ條の第一追加條約成立し工事は其日より益々進捗せられ遂に次の如く開通するに至れり

一、哈爾賓——ポグラニチナヤ間
五、一二露里（一九〇一年十一月開通）
二、哈爾賓——滿洲里間　八七六同（一九〇二年一月）
三、哈爾賓——公嶺主間　二八一同（一九〇二年一月）
四、公主嶺——旅順間　六二九同（一九〇一年八月）
五、南關嶺——大連間　一七同（一九〇一年七月）

一九〇三年七月十四日に至り露政府は始めて之が全線の開通を公表し列車運轉時刻乘客貨物運賃等を表示せり

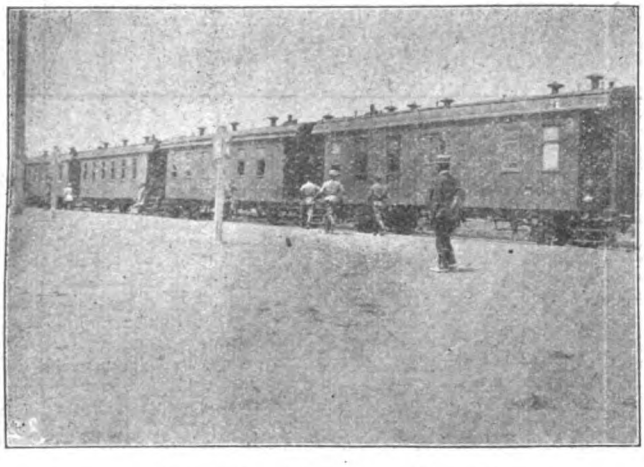

東清鐵道列車

後日露戰爭の結果ポーツマウス條約により東清鐵道は寬城子以南は我國に讓れり、而して其後一九〇六年秋官有鐵道烏蘇里本線は蘇城の炭坑線と共に二十五ヶ年間東清鐵道會社に貸與せらるゝことゝなり以て今日に及べり

今次に本鐵道のために消費せられたる資金を擧ぐ

消費資金

一、無保證株金　五、〇〇〇、〇〇〇留
二、保證附四分利附公債（一八九七年募集）　一五、〇〇〇、〇〇〇
三、四分利附公債（一八九八——一九〇四年募集）　三五一、九七六、三四九
四、布設當時の利子の資金に加算せしもの　三三、二七五、六〇四
五、右に對する利子　五、三六九、二一〇
六、戰時軍用に供する爲支出せしもの（一九〇六年迄）　九八、四五一、〇〇〇
七、義和團事件の損害　六五、九七〇、〇〇〇

合計　六六三、三九八、一五九

次に政府の之れに對する補助金の年額を見るに

一九〇六年　一七、四〇七、〇〇〇留
一九〇七年　三五、一七〇、〇〇〇

八、自一九〇六年至一九一〇間の補助費　九七、三五一、〇〇〇

一九〇八年　三、六四九、〇〇〇
一九一〇年　一七、五七八、〇〇〇
合　計　九七、三五一、〇〇〇
一ヶ年平均　一九、四七三、〇〇〇

參考のため一九〇九年度の支出豫算を示せば次の如し

一、露都本社費　一、八一一、二八一留
二、哈爾賓支社費　一、八三七、三三七
三、社用貨客車運轉費　一、一一〇、〇〇〇
四、鐵道附屬學校費　二六、二五五
五、守備軍費　九、八二八、〇〇〇
六、民政部費　一、五二二、二六〇
七、裁判所費　九八、九三三
八、土地部費　二〇〇、六〇一
九、交涉局費　二三一、六六八
一〇、保線課費　三、六二一、〇三七
一一、運轉課費　二、八八九、〇八七
一二、車輛課費　六、六七九、二二七
一三、雜費　九〇七、三二五
合　計　三〇、七六三、〇一一

支線及引込線

一、埠頭支線（哈爾賓新市街より乘客貨物共用）　六露里
二、松花江引込線（貨物用）　五
三、諸工場引込線　五八
四、烏吉密倉庫引込線　五二
五、烏吉密河引込線（木材用）　三六
六、同炭坑引込線（炭坑用）　六
七、末修河引込線（木材用）　一四
八、ヤブロニヤ引込線　七
九、横道河子引込線（木材用）　五
一〇、サラヘーズイ引込線（木材用）　五
一一、磨刀石引込線（木材用）　二
一二、細鱗河引込線（木材用）　一九
一三、タリネヘ引込線　三二
一四、リヤーリン引込線（木材用）　四
一五、達賴諾爾枝線　一二

右の外東清鐵道會社は輸送の便益上露國遞信省直轄なりし烏蘇里鐵道を一九〇六年四月十四日より一九三一年一月十四日迄租借せり

二、吉長鐵道

本鐵道は元露國の要求を防止せんが爲清國自ら布設せんと計畫せしものにして清國は着々其計畫を進めつゝあるに際し偶日露戰爭突發せるより清國は之れを中止せり、而して日露の講和に際し露國は將來日本が吉長鐵道を敷設することに對し故障を申出でざることを言明し次いで明治三十八年十二月の日清兩國間の滿洲に關する協約に於て此鐵道は清國自ら經營し資本の半は日本より借入れ技師長は日本人を用ふることゝせり、これに次き明治四十年四月十五日新奉及吉長鐵道に關する日清協約の調印あり四十一年一月十五日には吉長鐵道續約の調印なり四十三年一月十五日技師

長曲尾辰次郎氏の監督の下に兩端より工を起せり

三、南滿洲鐵道

一、長春以南舊東淸鐵道線　本線中長春大連間の幹線、旅順支線及營口支線は東淸鐵道會社が一八九六年九月のカシニー密約一八九六年八月の東淸鐵道會社設立に關する發約及一八九六年二月東淸鐵道會社條例第一追加により布設したるものにして一八九七年哈爾賓に於て起工式を擧げ一九〇一年十一月全線の假營業を開き更に一九〇三年より正式に開通せしめしもの也

二、煙台煙台炭坑間及蘇家屯撫順間、此鐵道は日露戰爭中に露國が軍用の爲に敷設せしもの也

而して日露戰爭の結果露國が敗北するや是等の鐵道は一九〇五年八月の日露講和條約、同年十二月の日淸協約により我國の所有に歸したり

明治三十九年八月我政府は南滿洲鐵道株式會社を設立せしめ是等鐵道の經營に當らしむることゝなり其八月十日設立委員總會に對し之れが命令を下附せり

南滿洲鐵道會社は之等鐵道を引繼ぎたる後其改良工事に着手し先づ四十年十一月長春孟家屯間成り同年十二月十日大連旅順間の廣軌改築成り次で四十一年四月二十一日長春公主嶺間同月二十二日公主嶺鐵嶺間同月二十三日鐵嶺奉天間同月二十六日奉天大連間廣軌改築成り、撫順營口旅順支線亦之れを竣り四十一年六月以降全線に廣軌車輛の運轉を開始せり

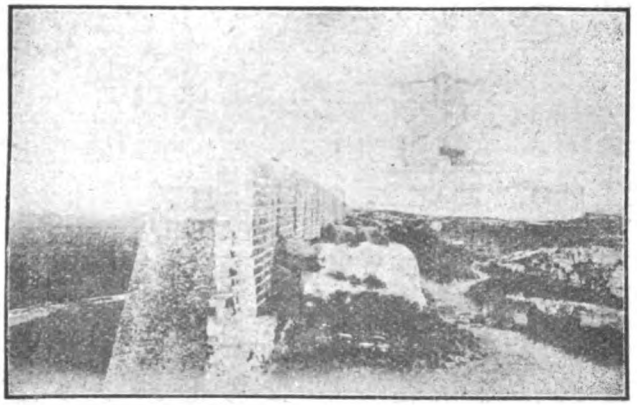

山海關六角塔

復線工事は四十一年一月五日南嶺金州間なり四十二年六月大連蘇家屯間の土工を竣り同年中に全複線區間の開通を見るに至れり

安奉線は元と急造の鐵道なりしよりこれをも完全なる廣軌鐵道に改築せんとし線路の變更行政警察權等に關し淸國政府と意合せず幾多折衝の末四十二年八月遂に自由行動を取ることを通告して其工事に着手し四十四年十一月三日遂に全線の改築を竣れり

其四十四年上半季の損益計算書左の如し

第十期損益計算書

一金千百四十五萬三千百六十七圓　當期純益金

內

金六百三十二萬四千百二十三圓　鐵道收入

金十四萬四千百三十三圓　船舶收入

金二百九十七萬八百九十三圓　鑛業收入

金五十四萬百六十二圓　港灣收入

金二十三萬七千八百五十二圓
金十三萬九千三百五十七圓
金三十九萬三千八百十五圓
金四萬八千六百七十七圓
金四萬四千七百二十七圓
金六十萬八千九百二十三圓　利息收入
一金千百十九萬七千二百七十九圓
當期總損金

內

金三百三十二萬三千三百二圓　鐵道費
金二十四拾七千八百二十圓　船舶費
金二百二萬百八十一圓　鑛業費
金五十四萬八百十四圓　港灣費
金五十一萬八千七百四十七圓　地方費
金十四萬七千三百二十九圓　臨時防疫費
金十五萬七千九百七十二圓　旅館費
金二十九萬七千二百三圓　電氣瓦斯費
金三萬五百五圓　雜費
金八萬六千四百五十一圓　總體費
金十一萬七千百九圓　社債利息
金二百九十四萬五千百七十一圓　社債發行差額填補金
金十六萬九千六百六十八圓　當期利益金
差引金二十五萬五千八百八十八圓

地方收入
旅館收入
電氣收入
瓦斯收入
純益

四、京奉鐵道

西紀一八七八年(光緒四年)開平炭山の發見せらるゝや李鴻章は開平炭礦會社を創設し英人キンダーを聘して之れが技師長として採掘に從事せり氏は其石炭運搬の爲に開平塘沽間に鐵道を布設せんことを奏請せしが時の朝臣頑迷にして之れを許さず然かも氏は屈せず爾來數回之れを奏請せしより遂に許さる依て伍廷芳を社長として中國鐵路公司を組成し塘沽より更に天津に延長することを得せしめ一八八六年より一八八八年十月に至りて完成す

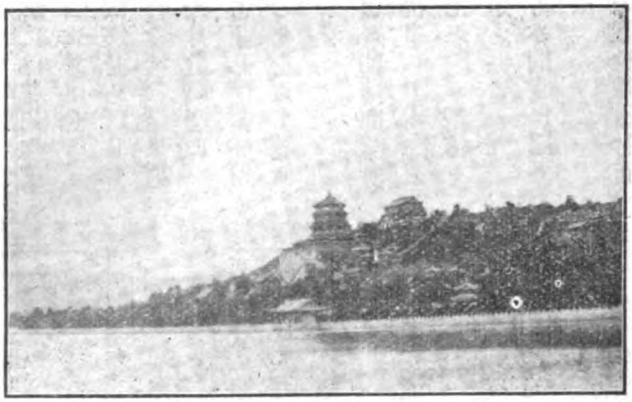

北京萬壽山

其後一八九〇年唐山より鐵道を古冶迄延長せしが一八九五年に至り更に之れを山海關迄延長し津榆鐵道と稱したり

一八九五年六月更に北京天津間の工事に着手し翌年六月これを完成し其十月又此間の複線工事を竣へ山海關よりは營口新民屯に向ひて工事を進め名を關內外鐵道と改稱したり當時支那は財政窮乏し鐵道資金に於ても甚だ豐かならざりしを剩へ偶日本と戰つて敗れ國庫大に窮乏し鐵道資金亦填補に由なく工事を繼續することを得ざりき於茲英は好機乘ずべしとなして鐵路總局と滙豐銀行との間に二百萬磅の借款を締結せしめたり年利五分五厘鐵道之れが抵當たり而してキンダ

一氏をして此鐵道の管理に當らしむることを約せり

後露英の間に此鐵道に關し爭議あり遂に一八九九年四月十六日露都に於て彼の有名なる英露の協商を見本鐵道は支那政府の所有なること確保せられたれども英は陰に尙其實力を掌握せり

それより工事着々進歩し千八百九十九年の終には錦州迄延長し北清事變前には北塘の鐵橋を除く外營口迄竣工せり、一九〇〇年團匪の變あるや匪徒の爲鐵道の破壞せられしもの多し而して聯合軍の天津に入るや列國將官會議の結果塘沽天津間の鐵道は露軍の有となれり又同年八月山海關に上陸せる露兵は直ちに山海關營口間の鐵道を占領し溝幇子附近より營口に至る未成線の一部を一氣呵成の勢を以て速成せり

後聯合軍の北京に入るや北京豐臺間を英軍豐臺郎防間を日本郎防以南を獨逸の占領とし其復舊工事に從事し其十二月全線の再通を見たり翌年三月聯合軍は北京山海關の鐵道を英國鐵道管理部の手に移し聯合軍の北京撤退と共に一九〇二年四月二十九日これを清國に還付し露國も亦同時に關外線を還附せり

後日露戰爭中我軍は新民屯奉天三十七哩間の假設鐵道を布設せしが戰爭後百六十萬圓を以て之れを清國に讓與したり、これより清國は北京奉天間に直通列車を運轉し兼ねて京奉鐵道と稱するに至りぬ、全線の延長五百二十一哩支線約八十哩

京奉鐵道資本表（光緒三十三年度）

類別	數	銀
官資	一八、七一七、三〇二	兩
外債	一四、六四五、九九九	磅
民資	二六九、八一〇	磅
計	三三、六三三、一一三	磅

京奉鐵道借款表（同上）

借款期限	光緒二十四年（一八九八年）借款契約締結、契約期限四十五年、第六年目より四十年間に償還
借款國名	英國
元利總數	五、二四五、五八一
割引	九扣
既還元利	一、〇八六、五八四
元利償還は二毛半の手數料を加ふ	六八七五

今其內の關外線の部分の最近の（明治四十年十月より四十一年九月迄）の營業報告を示せば

收入	約一千百〇六萬七十余元
支出內譯	
營業費	約三百九十萬六千余元
工事費	百九十五萬三千余元
元利子支拂	百八十八萬三十余元
殘高	三百三十二萬余元
內北洋經費	四十一萬元余

民政部經費　五萬兩
京張鐵道布設費　百三十萬兩
純益　七十九萬七十余元

又一九〇九年に於ける京奉線の營業成績は次の如し

收入　一一、三七〇、〇〇〇元
支出
列車費及線路修繕費　三、八八一、〇〇〇元
資本利子　一一、八八八、〇〇〇
利益　五、六〇一、〇〇〇

五、京・張鐵道

此鐵道は北京より張家口に達するものにして露國が多年垂涎して布設せんとせし所初め西比利亞線イルクック線成るや露國はこれより分岐して蒙古を横斷し張家口に出て北京に達せしめんとせり然れとも露は滿洲經營に急なる爲一時此方面を中止したり

後滿洲線の成るや一八九九年に及び此布設權を得んとせしが英國の抗議によりて挫折し遂に支那をして北京より張家口及長城に及ぶ鐵道は支那自ら布設し決して外人の資を借らざること及支那自ら布設せるも他國に擔保に供せざること等を契約せり

これより支那政府は愈自ら之れが布設に着手し張振勳をして南清に出てゝ資を紳商の間に募らしめしが好結果を得ず然るに英國は曩日彌久變の起らんを恐れ駐清公使サトーをして工事着手後は後援たるべきを告げしめたり茲に於て袁世凱、胡橘茶二氏は之れが分設のことを上奏して嘉允を蒙り資本金は五百萬兩とし關內外鐵道より一時借入るゝことゝし之れが布設に着手するに至れり其創設せられしは光緒三十一年六月一日にして其八月を以て起工せり、陳昭常之れが總辦たり詹天祐之れが技師長たりこれより越えて五ヶ年を經て宣統元年八月開通を見たり

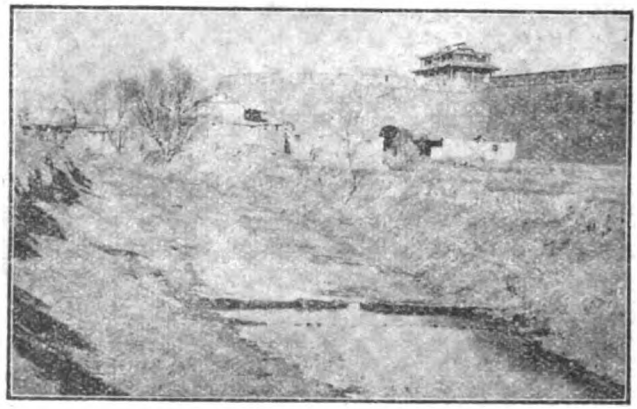

保定府

京張鐵道資本表（光緒三十三年）

類別	銀額
郵傳部支出	三十一萬五千兩
京奉鐵道利益	三十二年度終迄三百六十萬兩 三十三年度　百三十萬兩
計	四百二十一萬五千兩

六、京漢鐵道

本鐵道は支那の首都北京と中清の大都漢口とを連ぬるもの明治二十七八年の役支那が日本に敗るゝや大に南北に通ず

る交通機關の不備を感じ軍事上及政治上の必要より南北貫通の鐵道を布設するの計をなし張子洞、王文韶の兩人を擧げて設計委員とし張、王二人は盛宣懷を擧げて其總辦とし明治二十八年より線路の測量に從事したり、然るに其費用は極めて多額を要し到底淸國官紳より資金全部を募集するの望なきに至れるを以て張子洞は該鐵道を擔保として外債を募集せんとの奏上をなし明治二十九年十月二十日の上諭によりて兩總督に借款締約の全權を附與せらるゝに至れり

其結果明治三十年(一八九七年)三月二十七日に至り張子洞の任所武昌に於て白耳義シンジゲートの代表者と借款契約を締結し同年七月二十一日更に上海に於て盛宣懷と該シンジゲートと第二回の契約を締結し依て同十一月より愈工事に着手することゝなれり

然れとも固と白耳義シンジゲートなるものは一假面にして其裏面は露國なりしかば此工事着手前に際し露國は該シンジゲートをして資金提供の故障を申込ましめ然る後露國は佛國と計りて其出資を求め露淸銀行をして之れが資金取扱の任に當らしむることゝし且又同公司に工事を始め其他の營業代辦の權限を與へんことを要求し其結果明治三十一年六月二十七日更に上海に於て盛宣懷と公司代表者との間に第三回の契約訂結せらるゝに至れり

此契約の結果露國は京漢鐵道に關し殆ど完全なる權利を得其經營一切其掌握裡に歸するに至れり

而して工事は南北兩端より開始し北方は明治二十九年南方は三十年より之を始め同三十八年に至り漸く全線の開通を見たり

後支那に利權回收運動の盛行するや一九〇八年英佛より借款して白耳義シンジゲートより回收し目下郵傳部の管理に歸し居れり

京漢鐵道資本表(光緒三十三年度)

類別	銀數
洋款 盧數	一二五、〇〇〇、〇〇〇(註)
洋款 實數	一二、九〇一、七一〇●三九(註)
洋款 前款利子	二、四四六、八九三●四五(註)
官款 蘆保間工費及車輛等用	庫平銀 五、六二一、六一〇●八七六八(兩)
官款 即	入、二六七、〇七四●二四(元)
各項雜款 庚子賠修鐵道金前款利子	五〇、七一七、九四五●九五(註)
各項雜款 一九〇五年以前試辦行車收入積立金	二七一、四九二●七九(註) 七、五〇七、八〇六●〇三(元) 四七九、〇四六●一三(元)
計 即銀計	一六六、三三八、〇四二●九四(註) 六九、〇二五、一二一●九五(元) 一六、二五三、九二六●四〇(元)
共計	入五、二七九、〇四八●三五

七、正太鐵道

本鐵道は京漢鐵道の枕頭驛より平定府平澤地方の炭山を經て山西省太原府に至るものにして、素と山西省商務局紳士の計畫せる所なり然かも其の資を求むべきなく遂に露清銀行に對し之れが借款を提議し光緒二十八年商務局紳士と露國公使ボコチロフとの間に二千五百萬留即ち六百八十萬兩の借款契約締結せられたり而して工事に着手せられしは光緒二十九年七月なりき、次に工事の竣工期を示さん

第一段　石家莊乏驛嶺間六十粁　一九〇五年十一月起工

第二段（乏驛嶺下盤石間二十八粁）　一九〇四年十二月十日起工　一九〇六年完成

第三段（下盤石平潭間三十二粁）　一九〇五年七月起工

第四段（平潭韓家城間三十四粁）　一九〇五年十二月起工

第五段（韓家城段廷府間四十粁）　一九〇六年三月起工

第六段（段廷府太原間五千粁）

全線開通一九〇七年十一月七日

後利權回收熱の結果山西人宣統二年三年の兩年間に借款四十萬法及慰勞の意として補足金十萬法即ち四百萬兩を添付してこれを回收し山西省の有とせり

正太鐵道資本表（光緒三十三年度）

類別	數
洋一盧數	四千萬法
款一實數	三千六百萬法即洋壹千五百萬元
郵傳部支出	銀一、五二四、六六、五四兩即洋二、〇四六、六四七元
計	注　一七、一〇三、六四七、六九

借款期限及元利表（光緒三十三年度）

借款期限	光緒二十八年即一九〇二年借款契約締結期限三十年十年據置、一九一三年後は何時にても全部償還し得
借債國名	露國
元利總數	八一、二〇二、四五〇法
割引	九控、償還元利手數料二毛半
既還元利	一〇、〇二五、〇〇〇法

光緒三十四年度の收支決算次の如し

收入　百二十六萬三千弗

支出

營業費　五十五萬五千餘弗

工事費及車輛費　二百五萬九十餘弗

利子支拂　露清銀行へ二百萬五千法

郵傳部へ　十五萬兩

差引不足　六十萬二千餘兩

八、汴洛鐵道

汴洛鐵道は白耳義に資を借りて布設せる鐵道にして借款契約は一九〇三年五月に締結せられ其額四千一百萬法也、而してこれにより明治三十七年測量を終り三十八年六月より開封鄭州間を起工し此間は三十九年中に竣工し、四十一年十二月に至り全線の開通を見たり光緒三十四年度の收支決算次の如し

收入　十九萬餘弗
支出　二百十五萬餘弗
工事費及營業費
利子支拂　二百一萬法

九、道清鐵道

本鐵道は北京シンヂゲート即ち福公司の經營する所にして明治三十一年總理衙門の許可を得たる豫豐公司と北京シンヂゲートの間に締結せる河南省採鑛契約に基因するもの也これにより明治三十五年七月起工し三十六年三月に遂に、衞輝間開通し三十八年に清化鎭まで全通せり、後明治三十八年七月三日北京に於て清國政府代表者鐵路督辦大臣盛宣懷と福公司代表者ジー、ジエーミソンとの間に借款契約を締結して此鐵道を清國に引渡し一切の設備費六一四、六〇〇磅を認め、七〇〇、〇〇〇磅を清國政府より五分利附金貨公債にて支拂ひ十ヶ年据置き三十ヶ年拂にて其間鐵道は福公司に於て清國政府に代りて作業し純益二割を受くる事となれり

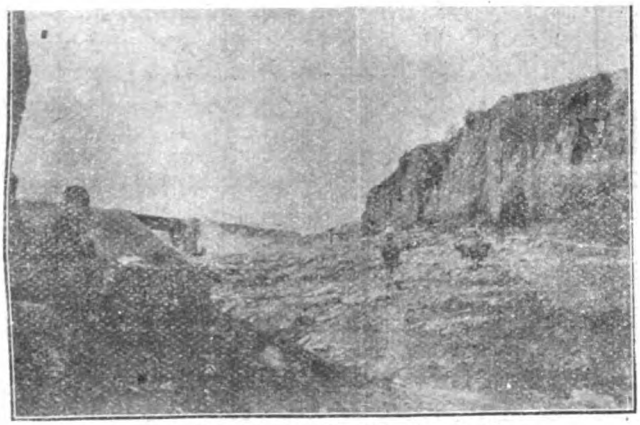

津浦鐵道泰山下鐵橋

一〇、萍昭鐵道

本鐵道は元と萍鄉炭鑛會社が其石炭運搬の爲布設せるもの にして萍鄉炭山より城南門外迄は明治三十一年測量を終り三十二年春起工し後一時中止し同年十一月再び起工し直ちに竣工せり、それより醴陵縣陽三石に至る間は三十二年十月測量を終り翌年六月起工し洙州迄三十八年中に竣工せり、後本鐵道は商部に轉じ其管理權は炭鑛會社これを掌握せしが、明治四十一年四月に至り再轉して郵傳部の管理に歸し郵傳部は更に延長して昭山迄達せしめんとす光緒三十四年度に於ける本鐵道の收支を示せば次の如し

收入　約二八七、〇〇〇兩
支出　約一七八、〇〇〇
純益　約一〇九、〇〇〇

一一、川漢鐵道

本鐵道の布設は久しく英米佛三國の覬覦する所なりしが明治三十八年に至り、清國は自らこれを布設せんと欲し商部外務部兩部の連合上奏をなし同年四月十五日裁可を得たり、これより先四川總督錫良は清國殊に四川省內の資本を以て此鐵道を布設するの計畫をなしつゝありしが、これより本鐵道の經營は湖廣總督張子洞と四川總督錫良との協議により宜昌以東は湖北以西は四川にて分擔する事とし、敷設後六年に於て宜昌より四川省境に起る湖北省內鐵道を同省に買取る事とせり、而して

張子洞は外債によらんとし錫良は飽く迄自國資本にて布設する事とし、四川省にては自ら資本を募集し又湖北にありては英獨佛の三國より借款せんとし、後遂に米國をも加へて四ヶ國とし本鐵道及湖南粵漢鐵道の資金として明治四十四年五月是等四國と六百萬磅の借款契約を締結せり、後鐵道幹線國有の議決するや本鐵道もすべて官鐵となりしが、株券買上の事より遂に四川の路潮問題を惹起せり、目下工事は宜昌より進めつゝあり

一二、大冶鐵道

大冶鐵道とは大冶鐵鑛を運搬するが爲め布設せられたるものにして大冶縣鐵山舖に起り楊子江の南岸石灰窰に終る鐵道是れなり

大冶鑛山は鐵を以て著はるゝこと久しく大冶劍の名古史に鳴れり數千年の永き此に採鑛せしが燃料の缺乏の爲め休廢し世亦其鑛山なるを知らざりき張子洞氏書を閲し其鐵山なるべきを知り技師に命じ之を調査せしめしに驚くべき報告を得たり舊時製鐵せし半鐵の礦石は積んで山を爲し其量約六千萬噸皆用ふべし鑛脈は鐵山附近より東南に向ひ下陸附近に至る約十二基の間に表はれ傾斜百二十七度計り殆んど垂直を爲し其幅七十五基合鐵量二億七千二百萬噸毎年十萬噸を採掘するも二千七百三十年を支ふべしと當時張之洞は中原鐵道敷設の計畫を爲し漢陽鐵政局を創設し鑛石を要すること大なりしを以て千八百八十九年獨人シュワルツ氏をして之が採掘に從事せしめたり而も鐵政局の收支償はざるを以て鐵政局と鐵山とを併せ鐵路大臣盛宣懷に讓渡せしかば盛宣懷は資を官商に募り更に採鑛に從事せり時に一千八百九十六年なり

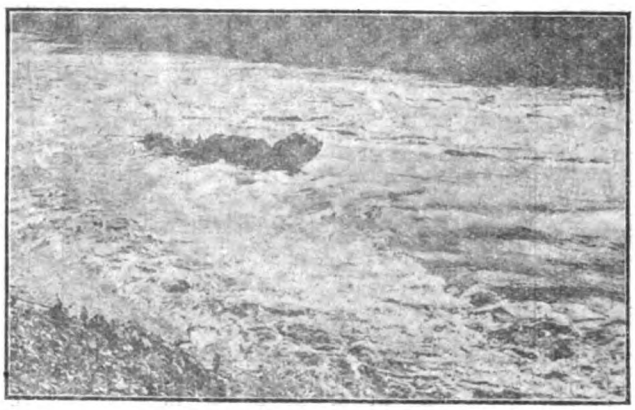

三峽の險

張之洞氏の鑛山採掘に從事するや先づ鐵山より楊子江岸に通ずる鐵道敷設を計り千八百九十二年獨乙人をして之が工事に着手せしめ鐵山舖に起り得道灣下陸を經て楊子江岸石灰窰に終る本線十八哩得道灣より獅子山に通ずる支線二哩を築造せり一哩の建設費二十萬乃至六十萬兩本支線六百萬兩を要したりき其大半は支那官吏及獨乙人の私せしによると云ふ軌道四呎八吋半所謂廣軌に屬し枕木は皆鐵を用ひ速力二十哩毎年運搬する鐵鑛十萬噸計り蓋し鐵政局の要するもの四萬噸若松製鐵所の要するもの六萬噸其他鑛石を要するものなきによる將來製鐵業興隆すれば採礦盛行し鐵道の運搬するもの亦增加せん

一三、膠濟鐵道

明治三十年十一月一日山東省曹州に於て獨逸宣敎師二名虐

殺せらるゝや獨逸は直に軍艦を派して膠州灣を占領し遂に其結果其年三月六日に於て膠州灣租借、及本鐵道布設に關する協約を締結せり而して獨逸にては本鐵道布設の爲膠濟鐵道會社を組織し會社は明治三十二年六月十五日成立したるより其八月工事に着手し三十四年四月には青島膠州間開通し次いで三十五年六月には灘縣迄三十七年六月には濟南迄全通し張店博山支線も其七月一日より開通せり

一四、津浦鐵道

本鐵道は一八九七年清國政府が國人容閎なるものに天津鎭江間の鐵道布設を許可せしに始まる容は英米資本家と二千七百五十萬弗の借款の協議をなせしも山東に於ける獨逸の優先權に妨げられて目的を達せず一八九八年に至り英獨兩國の支那に於ける鐵道政策一致を見獨は黃河迄英は其れより楊子江迄に行動を開始するとゝなり遂に此鐵道も獨は山東より以北英はこれより以南を經營するとゝなれり、然れども當時滬寧鐵道の計畫ありし爲其南の修點を變して浦口に移せり一八九九年に至り獨は北段英は南段に於る布設權を得たり然かも時偶拳匪の亂あり工事其他の進捗を妨げられ一九〇八年一月に至り漸く五千萬磅の借款契約は完全に署名せられたり

而して北段は一九〇八年六月三十日天津に起工式を擧げ一九一〇年春迄に百五十哩間の開通を見たり南段は一九〇九年一月南京に起工式を擧げ工事に着手せしが四十四年中に於て開通を見たり

山東線周村鎭驛

一五、滬寧鐵道

一八六八年在上海の英人上海吳淞間十二哩の鐵道を布設せんとの議をなし支那政府に請ひしも許されず後漸く許され一八七六年六月三十日に至りて始めて開通を見たり、然るに文明の利器を忌める支那の官民は遂に之れが存在を許さず翌年二十八萬五千兩を以て之れを買收し破壞して臺灣に移したり、後一八九七年に至り遂に之の鐵道再設の議あり同年四月より工を起し翌年三月に竣工し八月七日に開通式を擧行せり

日淸役後列強支那の要地を租借し露國は京漢鐵道佛國は滇越鐵道の布設權等を掌握するや英國亦其勢力範圍なる中淸一帶に於て此權利を行はんとし楊子江沿岸に於ける鐵道布設權を留保せしめたりしが一九〇三年七月九日に至り上海に於て盛宣懷との間に滬寧鐵道布設の契約を締結せり

是れと共に淞滬鐵道亦買收せられて英人の管理に歸せり、其協約發表せらるゝや地方の鄕紳は之れを以て江蘇の死命を制するものとして大に反對運動を盛にしたり然かも締約は動かす能はず僅前約債券の發行額三百五十萬磅なりしを

二百五十萬磅に減じたるのみにて局を結べり

一九〇四年八月十一日起工式を擧げ全線を上海蘇州間蘇州無錫間、無錫常州間、常州丹陽間、丹陽鎮江間、鎮江南京間の六段に別てり

一九〇六年七月七日無錫上海間の竣工を見しが此時既に資金に不足を生ぜしかば英國の銀公司は更に百萬磅の公債を發せんとせり、然かも時の鐵路督辦大臣唐紹儀は此鐵道の實權を清國の手中に歸せしめんとし且又當時利權回收熱盛なりしを以て容易に之れを許さず漸く其額を六十五萬磅に減じて之を許せり、依て一九〇六年十月此社債は倫敦に於て發行せられたり

其後無錫常州間二十四哩は一九〇七年五月常州鎮江間は同年十月鎮江南京間は一九〇八年二月に於て竣工し一九〇八年四月一日より上海南京間の直通を見たり

滬寧鐵道資本表（光緒三十三年）

種別	數	銀數
洋一盧數	二三〇、〇〇〇磅	計 二、九〇〇、〇〇〇磅
欵實數	六五、〇〇〇同 二、二三〇、〇〇〇磅 六三〇、三〇〇同	規銀 一四、四六二、六五兩八一 四、二八六、九八兩六五 計二八、三四九、六四兩六
鄭傳部支出歸地銀	五十五萬兩	
計	一九、三〇九、四六四兩四六	

借欵期限及元利表（光緒三十三年）

借還期限	光緒二十九年即一九〇三年借款總約締結、期限五十年、十二年半後償還するもの毎日磅に付二磅半を加へ二十五年後はルへず
借債國名	英國
元利總數	七、五八四、七一四磅五
割引	第一回借欵二百二十五萬磅八九控第二回六十五萬磅八九五五控元利償還二毛半の手數料あり
既還元利	五八一、四五〇磅

光緒三十四年度の本鐵道の收支決算次の如し

收入	百九十九萬八千餘弗
支出營業費	百九萬四千弗
工事	六百八十六萬四千弗
利子	十四萬五千磅
差引缺損	九十四萬六千餘弗

一六、滬杭甬鐵道

本鐵道は蘇州より杭州を經て寧波に達せんとするものにして明治四十一年中盛宣懷と怡和洋行との間に布設許可の假契約締結せられぬ然るに後に至り光緒三十一年八月二十五日の上諭により浙江全省の鐵道は地方人士自ら布設せしむる事とし、此假契約を破棄せんとせしも英國はこれを承諾せず、これが爲に民論大に沸騰し遂に有名なる江浙拒欵運動に移りしが、其功空しく一九〇八年三月遂に滬杭甬鐵道借欵契約なるもの締結せられ、改めて上海より寧波迄布設せらるゝ事となれり

而して工事は上海嘉興間は明治四十一年一月杭州嘉興間は三十九年十一月起工せられ明治四十二年八月に至り全線の

開通を見たり

一七、潮汕鐵道

汕頭は韓江の上流十一哩に位し人口十五萬を有し韓江の沃野五百萬哩の富を擁し都城の殷富なる亦廣東を除き南清に於て之に比すべきものなし潮州は汕頭の上流三十哩に位し人口五十萬を有し韓江の沃野五百萬哩の富を擁し都城の殷富なる亦廣東を除き南清に於て之に比すべきものなし潮州は汕頭により海外及外省と交通貿易し汕頭は潮州により生意今日あるを得たり兩者の關係は恰も猶ほ神戸と大阪に於けるが如し而して兩者の交通は唯一の韓江に賴る韓江は下流廣くして深く汕頭に於ては水深三十呎あり吃水二十四五呎の大船の碇泊自在なるも汕頭以上は俄かに狹く且つ淺く潮州の下流には沙灘あり民船にあらざれば之を踰ゆべからず是に於てか外國人は潮汕の間に鐵道を布設し利益を博せんことを企てり潮汕鐵道の由て來る緣に遠く一千八百八十八年英商怡和洋行此に鐵道を布設せんと欲し之が測量を爲し其有利なることを發見せり一千八百九十七年に至り太古洋行は兩廣總督に其布設の許可を得んことを出願せしも允許を得るに及ばざりき一千九百三年小川資源氏の杭州廣東間を踏査するや亦潮汕鐵道の有利なることを認め杭州廣東支線として之を布設すべきことを主張せり最近鐵道布設の大に行はるゝに及び清人張煜南北鐵道を布設すべきことを唱へ南清及び臺灣の紳董を說き商部に出願し遂に潮汕鐵道公司なるものを興し布設に從事することゝなれり時に一千九百四年三月なり

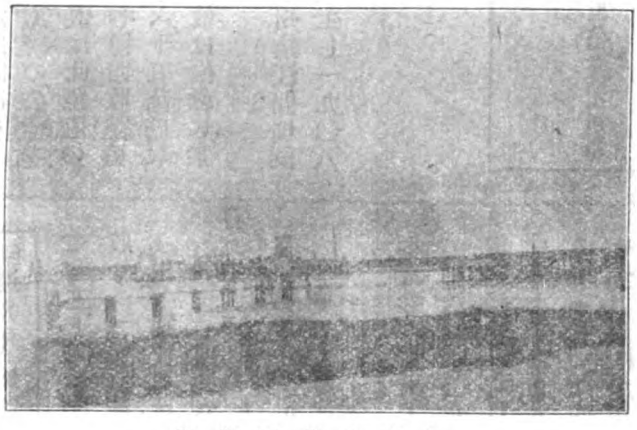

津浦線黃河鐵道

斯くして資本の募集亦終りたるを以て日本より技師技手を招聘し工事を司らしめ厦門の日商愛久澤直哉に鐵軌木材の供給を受負はしめ遂に工事に着手せり工は汕頭の廻瀾に起り舉汀關玉簡峰青麻山を經て潮州に終る延長三十哩土地平坦工事容易明治三十七年八月起工し三十九年十一月開通せり沿路は即ち韓江沖積平原に屬し地味膏腴氣候和熱米麥砂糖麻烟草茶阿片豆類柑橘等温帶熱帶の農產物を出すこと夥しく綿布麻布の製造興隆し戸口頗る密なり海外の出稼流行し毎年出稼するもの九萬に下らず送金の額一千萬圓に達し人口富裕の色あり而して其終點たる潮州の殷富其起點たる汕頭の通商は共に南清に鳴るものなり從つて此鐵道の收益多きは疑ふべき所なし

一八、粵漢鐵道

光緒二十二年蘆漢鐵道（現時の京漢鐵道）の布設せられんとするや張子洞盛宣懐等は粵漢鐵道を布設して一は以て交通を便にし一は以て路權の外人の手中に歸するを防がんとせり而して光緒二十四年正月初五日上諭あり、之れが許可ありしかば遂に人を派して此間七百十哩を測量せしめぬ

素と此鐵道を布設せんとするものは外人の手に路權の歸するを防ぐにありしかば自國の資本にて之れを布設せんとし株式を募集し漸く千二百萬兩を得たり、然かも尙四百萬磅の不足あり時恰も米國開發會社は時の駐米公使伍廷芳に鐵道資金貸付の運動をなしたる際なりしかば遂に此不足は米國に仰ぐことゝなり千八百九十八年四月十四日華盛頓に於て之れが契約を締結したり

それより光緒二十五年に至り追加條約を協定し米清合同して鐵道を布設せんとするや露佛白の三國極力之れに反對せり然かも其反對運動は遂に其効なく追加條約を締結せられ米國は粵漢鐵道管理の權を得たり

米國は斯くして此鐵道の布設權を得たるも其實蹟は甚だ擧らず幹線は之れを舍いて顧みず先づ三水支線の工事に着手したり而して此支線工事も亦遲々として進まず非難の聲漸く繁からんとせり時に開發社長ブライス氏逝く於茲露佛は白耳義シンジゲートの假面の下に米人ウィッテをして盛に粵漢鐵道株券を買收せしめ遂によく其三分の二を得其結果開發會社の理事は多く白耳義人を以て之れに充つるに至れり斯くして工事は益進捗せず、加之露佛の裏面に於ける活動漸く清人の知る所となるや彼等は又京漢鐵道の轍を踏む者となして大に反對運動を起し我明治三十四年五六月の候遂に湖南人士の電請となり其十月には湖南湖北廣東三省人士の合同反對となり大に反對の氣勢高まれり開發會社にては代表者ハワシュを派し駐清公使コンガーと共に之が運動取消に盡力せしめ若し之を取消すに於ては六百萬弗の損害賠償を申込むべしと聲言せり然かも反對の運動は益盛なりしかば遂に李鴻章との談判にて遂に清國は開發會社に對し三水支線及幹線布設權の賠償として金貨六百七十萬弗を支拂ふことゝなり此に一先づ事件の落着を見たり時に光緒三十一年八月二日なりき斯くして米國を追へる清國は此鐵道は關係三省の分擔として布設せんとし張岑兩總督は香港上海銀行より英貨百五十萬磅の借款をなすことを契約せり、其結果

一、自今南清に於て他國の鐵道礦山の利權を要求するある時は必ず之れを英國に諮る事

二、自今清國が南清に於て鐵道布設及礦山採掘を計畫す

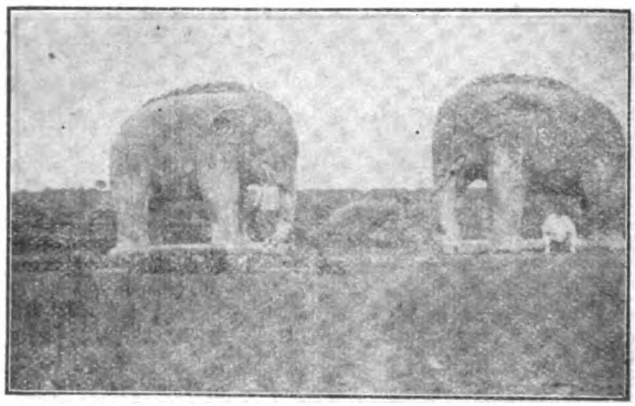

南京明孝陵

る時は英國の資本に依るべきことを約し遂に英國をして漁夫の利を占めしめたり之れより粵漢鐵道は清國の自營に歸したり

斯くして之れを回收したる結果張子洞は自辦の方法として武昌に粵漢鐵道總局を設立し關係三省より各三名の參議を出さしめ之れが事を處理せしめたり

而して鐵道布設は三省に於て各其省内地區を分擔することゝし其費用の支出利益分配等も之れを定めたり

然るに一方張子洞と香港上海銀行との借款契約は利子及擔保等の件に付きて一致を得ず遂に調印を見る能はざりき時に獨逸人の組織に係る德華銀行支配人コルデス氏は津鎭鐵道の借款に於て成功し更に此粵漢鐵道の借款の行悩中なるに乘じこれにも亦成功せんとし張子洞との談判は漸く其歩を進めたり之れを聞きたる英國は大に驚き佛國の資本家と共に之れに反對し英公使は一九〇五年の約言を根據として外務部と交涉し獨逸との借款に英佛亦加入せんとを要求せり張子洞は遂に止むなく湖北省内に於ける川漢鐵道の借款を起すに決し三千萬兩を五千萬兩に增加しこれを獨英佛の三國に分つことゝせり、後英國も亦之れに加り一九一〇年に至り遂に四國借款契約なるもの成立したり

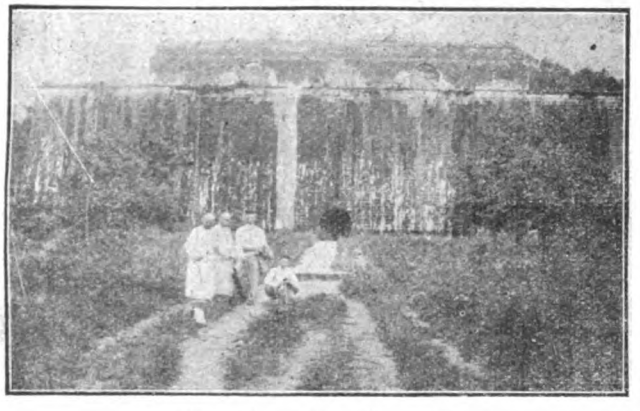

南京明孝陵

以上は借款問題の經過なるが清國自辦の方法としては路權回收後清國政府は兩廣總督岑春煊に命じ之を辦理せしむ而して岑氏は其工費中廣東の負擔額三百萬兩に對し其財源を地方稅に求めんとし此に紳商の反對を買ひ又一場の紛議を招けり夫等の結果商辦鐵路公司を組織し之れが經營に當ることゝせり光緒三十二年四月三十日の報告によれば募集せられたる株數八百八十二萬七千五百六十二株にして每株金五元即其資金四千四百〇八萬七百八十元に達せり

而して廣東方面は南より北に向て段を分ちて工事に從ひ漸次五十八哩の竣成を見又湖南の方面は長沙より南方に工事を進めつゝあり

其三水支線は光緒二十七年十二月起工せられ廣東佛山間の複線は二十九年十一月竣工し十二月より運轉を開始し佛山三水間は三十年八月十五日竣工し其九月一日より開通せり

一九、九廣鐵道

本鐵道は英國と清國と二分して其布設に當れるものにして一九〇七年三月七日北京に於て百五十萬磅の借款契約を締結し、後四十年八月兩區同時に工を起せり清國側八十九哩

英國側二十二哩而して英國側は四十三年秋竣工し清國側は四十四年十月竣工し、其十一月四日全線の開通式を行へり

二〇、黒龍江省の鐵路

黒龍江省の鐵路敷設は光緒三十二年に始まる始めて之を稱導したるものは時の將軍程德全なり蓋し該省は僻遠の地にして然も東北の藩屏たり而して東清鐵道の株式を承辦するものは露清銀行にして其主持者は露國政府なり露清銀行は名目上露清の合辦なりと雖清國は單に半主の名あるのみにして毫も半主の實を見ず條約によれば之が買收を爲し得と雖も其間尙三十六年の歲月あり現在に於ては貨物の運搬、官民の交通皆他人に待たざるべからず平時已に然り一朝事あるの際如何ぞ能く爲すあるを望むべけんや今に於て自ら鐵路を經營し利權を保有するに非れば他に抵制の方なきなり是を以て先づ將軍程德全伯都納より新民府に到るの鐵道敷設を企て次で又哈爾賓北岸馬河船口より呼蘭を過ぎ轉じて綏化より黒龍江城に達するの幹線延長一千餘淸里並に對青山より呼蘭に至るもの及び昻々溪より省城に到るもの〻二枝線又び對青山枝線より西方東淸鐵路を踰へ松花江を過ぎ伯都納鐵路も省城枝線とを接續せしめ東向して幹線に連なるの諸線を計畫したり此計畫たるや只に東三省及び關內外の交通を便にして商務の發達を促すものたるのみならず邊疆經營上一日も缺くべからざるの事業たるなり此を以て當時荒價(荒地拂下げ金額)の項下より百萬元を融通して以て之に充てん事を政府に請願したり然るに時偶東淸鐵道會社に於て屢昻々溪哈爾賓兩處より省城愛琿呼蘭綏化等の處に至る枝線建設の許可を得たき事を交涉中なりしを以て程德全は告ぐるに已に淸國に於て之が計畫ある事を以てし漸く之を却くる事を得たり此くの如き事情なるを以て齊昻鐵路を修築して以て之が地步を占め置くは實に淸國に取りて當務の急なり前に錦愛鐵道問題提出せられたれば將來洮南より齊々哈爾に向ふべく然る時は即ち輕便鐵路を改めて之に接續し北線は即ち齊々哈爾墨爾根より愛琿に達すべく南北呼應以て完成を期すべきもの奉天省は錦洮線を黒龍江省は齊愛線を洮齊線は二省共同して共に之が計畫を爲さゞるべからず之れ蓋し一朝一夕のよりて爲すべきに非ず其功果も亦百年の後を期せざるべからざるなり

乃ち以下順次に之が解說を試み以て志を同じうする士の參考に供す

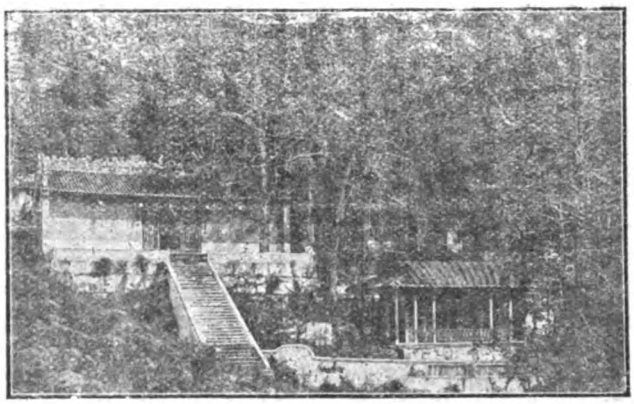

潮州韓文公之祠

◉齊愛鐵路

齊々哈爾より愛琿に至るの鐵路に二線あり一は齊々哈爾より起り北の方他哈爾河を過ぎ之より東北行して博爾多に到り訥謨爾河を過ぎ東布特哈を經て道を墨爾根に取り興安嶺の關帝廟に到て遜河を越え愛琿に達するもの延長約一千清里なり他は齊々哈爾より起り北行布特哈に到りて道を東方に轉じ烏德鄰を經て關帝廟に至り前線に合するもの其延長約八百二十清里なり此兩路を比較するに墨爾根路は從來交通の大道に當り其線路は弓狀を爲す烏德鄰線は通、肯、巴拜一帶の人民が食料を運搬して愛琿に到るの道路にして殆一直線を爲し前路に比し一二百清里短距離なり然れども此地方より愛琿に出す物は總て穀物なるを以て海外に輸出すべからず墨爾根路が甘河の石炭輸送の便あるに比し甚だ遜色あり甘河は南、齊々哈爾に到る五百數十清里北愛琿に到る四百數十清里の地にあり其石炭は齊々哈爾官民の需用に應ずべく又齊昂鐵路及び東清鐵路の用に供すべし其外北愛琿より露境の黑河及びブラゴヴェシチェンスクに供給すべく其利や蓋し甚大なるべく且つ藉つて以て移民を奬勵し商を招徠する事を得む祇其線路たるや延長一千清里を超へ加ふるに山重水複を以てし甕道橋梁到る處之を建設せざるべからず之を以て其工費は毎一清里一萬元を踰ゆ合計一千餘萬元の巨欵は到底一時に得べからず今に於て取るべきの方法は即ち分段設計にあり先づ齊墨鐵路を作つて甘河に通じ其石炭を東清鐵路に供給し其利益を以て資本となし一面株式を募集して墨爾根より漸次工を續け愛琿城に達すべきなり此計畫は即ち曾て徐世昌該地に督たりし時に籌畫を經たる所にして爾來今に至る迄實行を見るに至らず望を後の君子に屬せざるべからざる所以なり

◉哈綏鐵路

呼蘭綏化の兩府は江省精華の華まる所土地肥沃にして物產亦豐饒なり而も此數十年來移民開墾を奬勵するにも拘はらず其發達を見る能はざるは偏へに鐵道の敷設なきによる光緒三十四年該省の官紳哈綏鐵路敷設の許可を請願せし事あり此によれば該線路は哈爾賓の對岸より起り東北行して呼蘭城を經以て綏化府に達するもの其延長二百三十清里なり今試みに此線路か齎すべき利益を列擧すれば左の如し

一、穀物の運輸を容易ならしめ其價格を廉ならしむる事
二、物產の銷路大に開け地方の發達を來すべき事
三、交通便利となれば從つて商務の繁盛を促がす事
四、移民の移住に便して開墾事業の進捗すべき事
五、農商發達すれば租稅の收入多かるべき事
六、戰爭騷亂に際し兵隊の輸送に資し騷亂の鎭定速かなる事

以上の如くなるを以て此線路にして完成し延いて墨爾根に及ほし齊愛鐵路に接續せんか東北一帶總て交通の利便に浴し殖民開墾の事業着々として其歩を進めん事蓋し期して待つべきものあり

計算する所によれば此路の建築費は凡そ二百萬元なり然れども哈爾賓の停車場は江南に設けざれば其連絡十分ならず若し之を江南に設けんか松花江の往來は總て之に依るべく

其便甚だ大なりと雖其工費も亦甚だ大なるを以て現に官紳等京津にありて株式募集に從事しつゝあり若し應募者不足なれば官費を以て之を補助すべく此路一度び通ぜんか此地方一帶商民輻輳するに至らんされば其毎年の修繕費の如きは立ろに得べし缺損の慮萬之無かるべし

◉黃昂鐵道

齊々哈爾省城より起り嫩江に循ひ東包統の新開商埠に沿ひ現放街基を貫通し五湖馬を經て昂々溪の東清鐵路に至つて止まる延長五十里の間には光緒三十三年前署將軍程德全が奏辦敷設せし輕便鐵路あり名けて齊昂鐵路と云ふ其目的は商民の運輸に便し兼ねて外人の干涉を防ぐにあり省城より昂々溪に到る間は短距離にして且つ輕便鐵路なるを以て資本は多きを要せずして成功したりしなり即ち其敷設費は材料及び土地購買費を加へて三十二萬兩なり時偶該省各旗回收領地地價項下の存銀二十二萬兩及び變通通肯等段回收津貼五司八旗荒價奏定公益項下の存銀十萬兩ありしを以て之を融通して敷設費となし其額相同じきを以て五十兩及び五兩二種の株合計六千四百株を作り利益金は修繕費を除き其他は地方公益の用に備ふ將來線路を延長する時は此六千四株を優先株となす事とし京張江浙粵漢諸線の先例に倣ひ朝廷に奏して之に要する材料の輸入稅を免除せられん事を請ひ德商泰來洋行に之を承辦せしめたり原約によれば光緒三十四年夏に於て竣工すべき筈なりしが連日の霖雨の爲めに河水暴漲し昂々溪より省に到る五十里間は殆ど沼澤となり既成の土工も崩壞したりしかば再び工事を始め宣統元年六月に至り初めて竣工したり停車場合計二齊々哈爾停車場は省城の西南三淸里餘に昂々溪停車場は紅旗營子屯に設く其外途中の五湖馬に小停車場を作り機關吸水の便に供す

三　水

抑々鐵道を起すは江省の一日も緩がせにすべからざる處而も大計畫を起せば之が成功を疑ふもの多く成功已に顯著なれば之に贊成するもの自ら多し故に之が指導の任に當るものは先づ小規模のものより起して以て漸次大に及ばざるべからず齊昂路の如きは最も事宜に適したるもの漸次利權を擴張し資本を增加せば其稗益する處蓋し尠少に非るべし現今の齊昂路は山を爲すものの覆簣河を導くものの濫觴に過ぎず之に向つて僅に一歲を過ぎし今日に於て其利益を以て地方の公益に資せん事を求むるは則酷なり

◉甘河輕便鐵路

甘河の炭礦より博爾汽江の北岸に至る道路延長百五十哩は石炭運搬の要路なり若し此鐵路にして非ざらんか此運輸は

總て甘河の水運に由らざるべからず然るに甘河は處々に險灘多く且つ溯江の場合は盡く人力を以て曳き上げざるべからず只に時日を要するのみならず運賃も亦少なからざるを免れず現存高三千數百萬斤を運搬するのみにて十年の歳月を要すべし實に一日敷設を忽せにすれば一日の損失なりと云ふべし惟江省財政窮乏の今日到底一時に此巨資を得るの道あるべからず故に最も容易の方法を取り馬車鐵道を作つて以て一時の便に供せんとす、調査によれば線路は中間大橋三小橋六を架せざるべからず三十清里を一區として總て五區、每區復線一處を作りて往來に便す又停車場一處を作りて人馬の休養所となす人馬の交代は六十里を以てし車輛は合計四十輛を用ひ每輛馬二匹合計八十匹を用ふ需用材料は甘河附近の官林の拂下げを行ふ此代金江錢三十萬吊也竣工後は每月一輛の往復回數を八回とし一車積載量を一萬斤とすれば一輛八萬斤四十輛合計三百二十萬斤一年合計三千八百四十萬斤にして馬一頭每月の飼料二十四吊車夫の給料三十吊合計七十八吊文とすれば百斤の運賃百文以內なり而して博爾汽江より省城に至るの運賃は一吊一百文なれば合計一吊二百文以內にして之に炭價五百文を加ふるも運賃雜價合計一吊七百文に過ぎざるなり之を省城に於て二吊七百文に賣る時は純益每百斤一吊文にして一年三千萬斤を販賣すれば利益金三十萬吊なり故に建設費は初年に於て償却し得べく二年以後の餘利は以て諸種の修繕並びに設備に使用し得べく炭坑內所要の諸器具も其石炭の販賣商の增加するに從ひ益々完備するに至るべく此鐵路は實に一擧兩得の良策なりと云ふべきな

事變と對淸貿易

事變勃發後の橫濱　神戶、大阪、長崎、門司、下關、函館七港の對淸貿易額の前年との比較次の如し

木　年

		前年に比し減少
輸出	十月	六、三二一、九七四円
	十一月	三、五二九、四四〇
	十二月	一、〇七二、五七〇
輸入	十月	三、七一一、二八八
	十一月	三、九八二、七七一
	十二月	一、〇二四、九三二

		前年に比し減少
輸出	十月	一、二三三、七一四円
	十一月	五、四四〇、二六四
	十二月	一、一二七、二〇八
輸入	十月	三、九三三、五九〇
	十一月	七、七九四、九九〇
	十二月	二、〇四七、四三六

內橫濱以下二港の輸出入消長左の如し

本　年

		橫濱
輸出	十月	七七四、三三一
	十一月	二八五、七〇六
	十二月	七二、〇九六
輸入	十月	一、九七九、一六六
	十一月	九九三、七七七
	十二月	二四八、四三八

		神戶
輸出	十月	二、七五九、〇九七
	十一月	一、七二三、六三九
	十二月	五五四、一八五
輸入	十月	一、二四三、二〇九
	十一月	二、一八八、一四四
	十二月	五五五、一九四

		大阪
輸出	十月	二、七八八、五八六
	十一月	一、一八一、九五三
	十二月	三六一、二〇九
輸入	十月	四八八、九一三
	十一月	三三〇、四六〇
	十二月	九三、七二六

前年に比し減少

輸出	十月	一〇二、六九三
	十一月	三六、〇八四
	十二月	一〇六、三三五
輸入	十月	二九四、七六五
	十一月	一六四、二四〇
	十二月	一六四、一四二

前年に比し減少

輸出	十月	七五五、四一〇
	十一月	二、〇八七、五二五
	十二月	六〇七、一四六
輸入	十月	三、七六五、七三九
	十一月	三、九二九、六一三
	十二月	一、七一二、二五一

前年に比し減少

輸出	十月	三七五、六〇七
	十一月	二四〇、八七八
	十二月	二二八、七〇九
輸入	十月	一二六、九一四
	十一月	二三五、二六八
	十二月	一一六、四三一

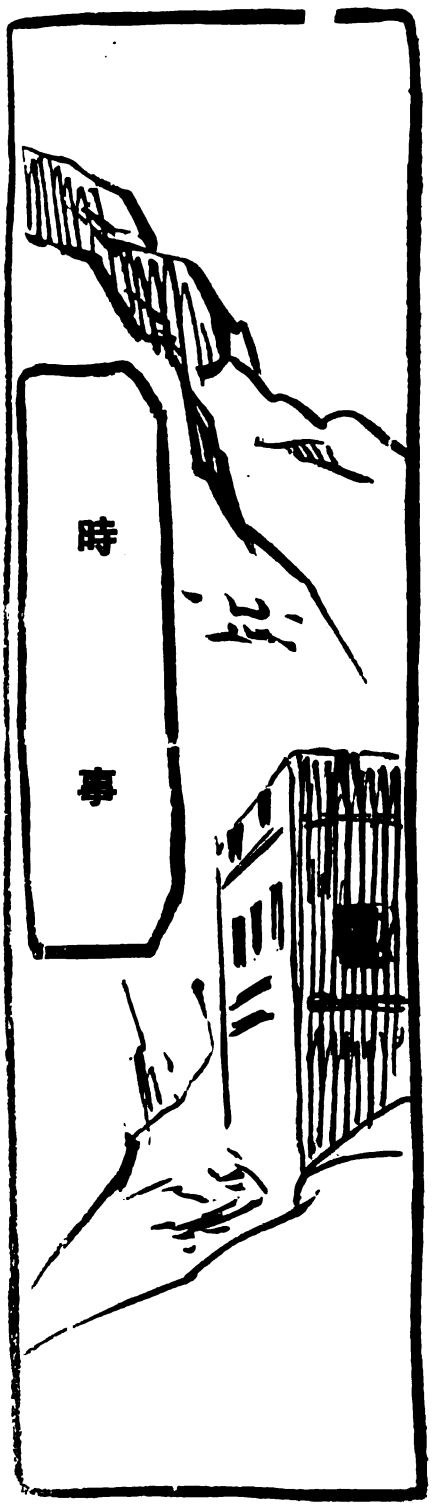

◉山東省の獨立取消

革命軍武漢の地に起りて幾何もなく畿甸の地たる山東は獨立を宣言し、清朝亦事情止むなきものとして之れを許して天下の識者をして啞然たらしめたり然れども巡撫孫は元來慶親王の姻戚にして北京朝廷とは斷つべからざる關係あり且又其他の點より察するも其所謂獨立が一の假面に過ぎざるは又知るに難からざりき、當時獨立を宣言せるの事情を聞くに、孫は元來これに反對なりしも、大勢既に非なるを見るや巧に政權兵權財權を掌握し、官吏の任免陟黜は專行し且財政困難なるに際しての籌欵擔任は各官紳之れに任ずる事の三條件を容れしめて自ら都督に任せり、

而して都督に任ずるや此三條件に從ひ一省の全權皆これを一身に歸せしめ、且又獨立を希望するの官吏は悉く免職し一に己の腹心を任じ、斯くして獨立黨の爪牙を除き、而して後始めて其眞骨頭を顯はし、十一月四日突として其獨立を取消し、自ら都督の名稱を廢して再び巡撫と爲れり、於茲乎曩の獨立黨は遂に策の施すべきを知らず、只啞然たるのみ孫の老獪亦極れる哉

◉滿洲の革命軍

楊子江南革命旗滿つるや清帝發祥の地たる東三省に於ても革命軍の暴事の警耗あるもの一再に止らず宛ら噴火山にあるの觀ありしが、果然十一月二十七日先づ革命の旗は順人宜に依て復州城内に飜へされ莊河亦之れに應じ、順人宜は同日を以て中華民國軍征清滿洲第一司令官を以て自ら稱せり當時彼の兵數は僅に七百五十人に過ぎざりき、而して越えて二十九日には鳳凰城方面にも革命軍の風を聞いて起つ

あり三十日には遼陽亦其警を傳へ十二月一日に至ては遂に此地に官軍兩軍の大衝突を見たり、

之れより先き第二鎭統領藍天尉は冠を挂けて江南の地に去り其行動革命軍に與せんとするもの丶如くにして、而して藍の相當に軍隊間に勢力あるを知れる顧は十二月一日を以て藍の名を以て次の如き告示を滿洲各地に出せり

中華民國軍政分府關東都督藍佈告

今軍政府の命を奉じ我同胞に告ぐ凡そ我兵勇の到る處同胞猜疑する勿れ我は民を救はんが爲めに起てり功を貪り自ら私するに非ず同胞を水火より拔き其の痼痍を救はんと欲する也同胞今や苦海に沈迷す我今此が爲めに忍びず赫然首とし兵旗を擧ぐ第一に民害を除き奸賊を誅せん宜しく速かに鞭を執つて來り加はるべし農士工商千載の一時を逸する勿れ滿漠回蒙の父老東差地なし共に中華民國を建て永久に安夷を享受せん軍行素紀律あり一體相待ちて欺かず願はくば我父老兄弟人々我言に聽け

黃帝紀元四千六百〇九年十月初十一日

而して顧は又別に同人の名義にて左の軍律並に賞規を發表せり

一、中華民國軍の進行を破壞する者は斬
二、外人の生命財產を侵害する者は斬
三、滿人及無關係者を殺害する者は斬
四、國民の生命財產を侵害する者は斬
五、私に消息を敵人に通ずる者は斬
六、婦女を奸淫する者は斬
七、敵人の密謀を我軍政府に告ぐる者は賞す
八、本軍に粮食軍餉を贈る者は賞す
九、團體を聯合し本軍を助くる者は賞す

一波起て萬波これに應ず、眇たる一顧が復洲に革命を唱ふるや奉天亦動搖せんとし、新民屯もこれに應ぜんとし全滿洲を擧げて動亂の渦中に投ずるにあらざるなきやを疑はしめしが、革軍は到處大利あらざるのみならず趙總督の對應策宜しきを得たるよりまた大事に至らざりき

而して趙督は委員を派して顧と會見和を講ぜしめ遂に十二月八日左の條件により妥協成立せり

一、顧人宜に將來兵二千を養成して之れを引率するの特權を附與すべきこと
二、前項の兵を養成せんが爲めに奉天總督は顧人宜に對し費用の全部を給與すること
三、今夏莊河廳爭亂の際該地方の人民が官兵より被れる損害は總て政府より辨償すべきこと

斯くして首魁顧が妥協に應ずるや其他の地方の革命軍も亦總崩れとなり今や表面上滿洲の革命軍は平定せられたり

◉攝政監國の退位

十二月六日上諭一道攝政監國の退位を實にす、南方革命軍の勢威日に猖んに袁世凱の講和策容れられざるや攝政王の退位は屢傳へられし所今其事實となれるを見たる也、惟ふに王は實に事實上の淸國皇帝たりし人、若し今回變亂の責を負ふべき當面の人の引責を要すとせば王は蓋し其人なる

べし、而して革命軍との講和の一條件として提供せらるべき最大の讓歩亦王の退位ならずんばあらず、且又王は慶袁一派とは犬猿啻ならざるの狀にあり今袁世凱出でゝ國政を總ぶる以上王の攝政の位にあるは袁の施政上に幾多の不便を生ぜざるを得ず、旁以て王の退位は餘儀なかりしものなるべく、これより袁は其意の欲する所に從て天下の政を行ふを得べく、官革兩軍の講和亦稍望を囑し得べきに至れりと稱すべき也、然かも王國歩艱難の時に際し幼帝を助けて內暗鬪多き北京の宮廷に處し、外呑噬を逞しうせんとする列國と交誼を厚うしよく今日に至れるもの、其退位の上諭を誦するもの亦一掬の淚なき能はじ

監國攝政王は隆裕皇太后の懿旨を面奉す監國攝政王の面奏によるに攝政してより以來今に於て三年、用人行政多く輿情に拂り立憲は徒らに空言に託し弊竇因て叢積し人心の瓦解と國勢の土崩を馴致し一人の措施失當せるを以て全國の生靈をして橫に慘禍に罹らしむ痛心疾首、追悔するも已に遲し若し再び大權を擁護して退避を思はざれは既に國民の信用を失し則ち國政を攝行すと雖も詔令已に効力鮮く政治安んぞ改良を望む可けんやとて泣いて監國攝政王の位を辭退し再び政治に干預せざらんことを請へり情詞肫切にして至誠に出づ予は宮闈に深處して未だ大計を聞かず惟だ武漢の事起つてより各省響應し兵連り禍結び滿漢猜痍し友邦の商業も並に影響を受く一念及ぶ毎に寢食安んじ難し頃かに宜しく內外の情形を察し安邦の至計を定むべし監國攝政王は性情寬厚にして謹愼小心なり治蒞を求むること殷んなりと雖も擅變の術に乏しく以て人の臆蔽を受け害を群生に貽すに至れば應さに俯して請ふ所の如く監國攝政王の位を退くを准すべし鈐する所の監國攝政王の印章は著して即ち繳銷し仍ほ醇親王を以て退いて藩邸に歸り再び政に預らしめず著して年俸銀五萬兩を賞給し皇室經費の項下より支出す嗣後用人行政は均しく內閣總理大臣各國務大臣に責成して責任を負擔せしめ有ゆる頒布の詔旨は應さに御寶の蓋用を請ふべし並に覲見の典禮は予は皇帝を率同して事を行ふべし皇帝は尙ほ沖齡に在れば聖躬を保衞するは應さに專責あるべし世續徐世昌に著して授けて太保となし心を盡して衞護せしむ現在四方多難、國歩阽危の際諸王公等は誼として休戚を同くし各官は時艱を體念し家法を恪遵し東躬自愛し範圍を越ゆるなかるべし諸大臣は此の重任に膺り尤も宜しく共に公忠を矢ひ乃ぢの心を精白にし力めて錮弊を除き以て國利民福を謀るべし凡そ我が國民は當さに朝廷の君權を私せず民と更始するを知るべし務めて須らく秩序を謹守し各生業に安んずべし庶くば紛爭割裂の禍を免れて熙隆大同の治に登るを得ん予は厚く望む所あり欽此

又上諭に云へる如く攝政王退任後は世續、徐世昌の二人を太保となし皇帝の指導に任ぜしむる事とせり、蓋し世續は滿人中の有力家にして宮中に勢力あり徐世昌は袁の手足にして從來漢人より滿化せる漢人の稱を受くと雖も亦相當の勢力あり、二人者を選びたるは適任なるべし、然し此二人者に何分の權力なかるべきは從來隆潤庠、陳寶琛の師傅たると同じからん

●國事救濟會の解散

新內閣の學部副大官に任ぜられたる楊度は立憲君主黨を率ひ、頃者特赦せられたる革命黨員王兆銘は民主黨を率ひ、相合一して國事救濟會を組織し全國領土の統一を保持し且君主民主の問題を解決して戰亂を罷めしめんと計畫せしが其期する所行はれず、組織後幾何もなくして解散するの運命に逢着せり

水火相擊つは物自然の勢たり、而して一片の空論天下の大亂を弭めしめ得べしとするは勢を審かにせざるもの也、今日あるは蓋し其所也、今其解散宣言書を次に記して彼等の言ふ所を知るに便す

戰事開始より以來兩黨の人は皆戰事延長して中國の前途に無量の危險あるを知り故に國民會議を以て君主民主の問題を解決して以て將來の戰禍を息せんとし兩黨の人は此の目的を持して此會を發起し一面楊度より資政院に議決の上內閣代奏の呈請を陳請し舌敝れ唇焦れて以て通過の主張を求め一面汪兆銘より上海軍政分府に電達し武昌の軍政府に轉電して此の主張を承諾せんことを請求したるに資政院は乃ち議決せず內閣は代奏せず而して武昌の軍政府も亦返電せず上海の返電に唯だ國民會議を承諾すとあるも停戰と否とに付ては未だ言及せず今や武漢は血戰して兵事方さに殷ん也平和解決の難きは已に天下の共に見る所たり君主立憲黨の意は始終殺人流血を以て君位問題を解決するを願はず北軍の進攻は實に反對する所也又民主立憲黨の意は若し別に平和に解決の法無れば惟だ流血して以て其宗旨を踐るにありといふにあり是れ共濟會の主張する所は已に無効に歸したるものなれば特に解散を宣告す惟だ天下傷心共に之を鑒よ國事共濟會發起人君主立憲黨楊度等民主立憲黨汪兆銘等同啓

●剪髮斷行

支那辮髮の制由來する事遠く、實に淸兵入關の時にあり、而して劍影これを脅かし命令これを三令五申し淸朝の勢威及ぶ處遂に悉く髮を垂るゝに至れり、然かも其體裁甚だ好からず近時外人の侮の買ふ事甚だしさや、一昨年の第一期資政院には斷髮易服案として周震麟等によりて提出せられたり、

當時斷髮の理由として數へられたる所を見るに

一、尙武精神を妨害す

二、職工の機械を用ふるに不便也

三、巡警の辮髮ある不體裁不便也

四、運動を牽制し汚穢不潔衞生に害あり

五、外人の侮辱を買ひ且應酬に不便也

との五にありき、然かも此請願は請願委員會に於て陳寶琛氏等の反對する處となり否決せられ、本會議に於ては易宗夔等の熱心復活につとめしが遂に議題となり其上奏案は可決せられたりき、然るに其後上諭の確としてこれを許可せるなかりしより昨年の第二回資政院は又斷髮令を可決上奏せるに十二月七日次の如き上諭あり斷髮の事は確定せり

資政院は旨を降し即行剪髪して以て大同を昭かにせんことを奏請せり凡そ我が臣民は均しく其自由に剪髪することを准す欽此

●講和と日英の調停

北京朝廷は公然議和大臣の一行二十有餘名を任命し、大臣の一行は先づ武昌を訪うて黎に會見し更に上海に至り講和の會議に列せり

惟ふに今や漢陽陷りて革命軍に昔日の衝天の意氣なく、南京略せられて官軍亦其意氣甚だ揚らず、彼一歩を進むれば我亦一歩を進む、而して兩軍とも財政の窮乏兵器彈藥の不足に至ては則ち一也、然らば則ち今は最も兩軍の講和に適したる時にあらざるなきか

親朋相爭ひて後和するに當ても仲裁者は欲しきもの也、況んや官革兩軍不倶戴天の決心を以て爭へるをや、此時機に際し英國先づ調停の勞を採り日本亦之れに參加し一臂の力を惜まざらんとするは、能く其時を得又能く友邦の誼を全うするもの也、吾人は切に此調停の擧が其効を奏し隣邦の禍亂一日も早く鎭定せん事を望む

北京朝廷の議和大臣一行左の如し

議和大臣　唐紹怡

隸古熙鈺　福建陳寶琛

直隸劉若有　奉天紹彝

吉林齊忠印　黑龍江慶山

浙江章宗祥　河南陳善同

江蘇許鼎霖　山西渠本翹

安徽孫多森　江西朱益藩

雲南張楷　貴州寒念益

四川傅嘏湘　湖南鄭沅

湖北張國淦　甘肅劉慶篤

陝西雷多壽　廣東馮耿光

廣西關冕鈞　山東周自齊

倘度支部大臣を辭せる嚴修は再び議和大臣に任ぜられたるも彼は頑として任を受けず（十二月十九日稿）

◉支那半月史（明治四十四年十二月上半月）

内治外交

●大官の更動

免職　直隸巡警道　葉崇質（十二月一日）

任直隸巡警道　冒敦源（同　）

任廂紅旗蒙古副部統　段芝貴（同月二日）

任河南巡撫　齊耀琳（同月三日）

任河南布政使　倪嗣冲（同　）

依願免職　四川提法使　常　裕（同　）

免職　直隸永定河道　呂珮芬（同　）

任直隸永定河道　實延馨（同　）

任山西大同鎮總兵　陳希義（同　）
任法部右丞　魏聯奎（同月五日）
任法部左參議　善佺（同　）
任法部右參議　羅維垣（同　）
任第二鎮步隊第三協統領官　歩兵第五標統帶官　王金鏡（同　）
任務免官　度支部副大臣　陳錦濤（同六日）
任度支部副大臣　周自齊（同七日）
任察哈爾都統署理　何宗蓮（同八日）
任禁衛軍總統官　馮國璋（同九日）
任軍諮府軍諮使　良弼（同　）
任廂白旗漢軍副都統　良弼（同　）
任奉天度支使　朱鐘琪（同　）
任奉天錦新營口道　袁祚廣（同　）
任吉林西北路道　李家鑾（同　）
命署白旗漢軍都統　酬勒赫（十一日）
任河南第二十九混成協統領官　張錫元（同　）
任鄭傳部鄭政總局長　梁士詒（同　）
任鄭傳部鐵路總局長　葉恭綽（同　）
任資政院議員　李鼎臣、齊忠甲、陳雲誥（同　）
命安徽布政使兼署　倪嗣冲（十二日）
任黑龍江與東道　徐鼎霖（同　）
任河南歸德鎮總兵　李永芳（同　）

◉太陽曆採用

資政院は太陽曆採用の件を議決奏上したるに裁可せられ十二月七日左の上諭ありたり

資政院は陽曆の改用を議決し旨を請ふて頒布せんことを奏請せり內閣に著して妥速籌辦せしむ欽此

尙採用の期は宣統四年正月よりの由

◉資政院の開議難

近來資政院議員の缺席者頗る多く開會毎に過半數に滿たず議決事件の効力なきより殆どこれを開議する能はず

◉桂春の辭任說

倉場侍郎桂春は民政大臣在任中、頗る反對攻擊を受けしより轉任後も辭意ありしが今回攝政王退任せるより益不安を感じ辭任すべしと傳ふ

◉新度支部副大臣

度支部副大臣には周自齊任ぜられたるが彼はもと外務部の參事にして外交に長ぜり其今回度支部に入りたるは袁內閣の外債成立に盡力せしめん爲なりと云ふ

◉徐世昌の辭任不聽許

徐世昌が攝政王退位の後を承けて皇帝の太保に任ぜらるゝや重任に耐えずとして辭任を申出でしが聽許せられず左の上諭を下されたり

朕、皇太后の懿旨を欽奉す徐世昌は成命の撤回を懇請せるが聖躬を保衛するは責任至重なり該大學士は宅心正大老成にして恃むべし是を以て授けて太保と爲す當さに忠愛を抒發して勞瘁を辭せざるべし請ふ所の成命收回は其議に及ぶ可らず欽此

◉順直諮議局の遜位要請

順直諮議局及び直隷保安會は十二月四日北京内閣に電致して遜位を請ふて以て中國を安ぜんことを求めたり其電文は左の如し

瀘陽克復し軍事は利ありと雖も人心は未だ回らず殺戮愈よ多くして益々收拾し難し戰勝の後に乘じ罷兵息戰し朝廷より自ら謙遜を行ひ共和を宣布せば最も大公を天下に示すに足る中國を保ち皇室を維持するの端は此時に在り然らざれば恐くは激すること烈しく鴟亂相尋ぎて亡國の慘は終に僥免し難からん朝廷に奏明し立ろに即ち實行せらるれば舉國の幸甚だし

◉順直諮議局の借款反對

北京政府が佛國より九千萬法を借入るの議あるや順直諮議局は佛國の内閣上下議院及び駐京公使に向つて借款沮止の電報を發したるが其全文は左の如し

敝國政府が貴國に向つて借債するは全國輿論の反對して斷じて承認せざる所なり資政院の議決を經たりと雖も該院は唯少數議員を餘すのみにて已に國民を代表するの資格を失へり全國已に承認せざれば若し此の借款成立せば勢ひ必ず全國の忿激を來し將來恐くは事變を釀し邦交に碍げあらん萬々貴國に望む力めて輿論を顧みて借款の成議を取消されんことを

又順直諮議局及び直隷保安會が上海の江蘇教育總會に致せる電報は左の如し

資政院は佛國に向つて九千萬佛郎を借款し全國各項の歲入を以て抵當となせり敝省は已に佛國の内閣上下議院及び駐京公使に打電して力阻したり請ふ各省の獨立せると否とに論なく急速に分電力阻して以て一致を取らんことを並に返電を請ふ

又該諮議局が河南山東奉天吉林黑龍江の各省に致せる電報も亦た江蘇教育總會に致せるものと大異なし

◉宮中の整頓計畫

内務府大臣世續は皇室經費の不足なるより冗費を省かん爲武備、上駟、寒宴の三院は可成其人員を減じ又宮中各司の會計はこれを一に歸せしめんとしつゝあり

◉閩浙總督殉節

福州の革命亂に際し戰死せる松壽を悼み次の上諭を下されたり

閩浙總督松壽は福建省城の革命軍の手に歸せる際從容として義に就きたるは殊に軫惜を深くし恩を加へて謚を與へ太子少保を追贈し並に二等輕車都尉世職を賞給し總督陣亡の例に照らして邮を賜ひ其の子郵傳部員外郎光裕は即中を以て補用し理藩部即中光顯は道員を以て補用し以て篤忠忠藎の至意を示す

◉江西巡撫の死を悼む

江西巡撫馮汝騤の死に對し十二月五日左の上諭を發せられたり

江西巡撫馮汝騤は忠勤敏練にして學問優長、翰林より官を改めて部に屬し樞垣に供職し府道に外任し洊りに監司に陟り彊寄に擢膺し力を宣ふること年あり克く其職に勤めたるに茲に江西省城の失陷により從容として義に就

き大節凜然たりしは殊に軫惜するに堪へたり著して加恩して諡を予へ總督陣亡の例に照し優に從つて賜卹す（中略）彼れの子二品廕生馮遵は著して郎中を以て補用し監生馮遵は著して主事を以て補用し以て臣節を勵して忠魂を慰む欽此

◉順直諮議局の民選資政院議員取消

順直諮議局は十二月四日會議を開き北京資政院の順直民選議員を取消すことを決議したり其理由は北京政府が重息を惜まずして以て外債を借り戰事の用と爲せるは鴆を飲んで渇を止むるものにして中國を斷送し四萬萬人民を永遠の奴隷に置き財產生命兩つながら將に保せられざらんとす其原禍を推せば殘缺不完にして全國人民の意志を代表するなきの資政院に在りと雖も然も順直一般の民選議員は尤も不都合なり蓋し債權國は該院の承認決議を經されば貸與する能はざるに該民選議員等は多く參會し黽然として議に與みしたるは殊に不埒なりと云ふにありて此の日諮議局の各議員は此事に對し言論極めて激烈にして該局より資政院に打電して此等民選議員を認めざること並に一面該局より各議員に照會して辭職を勸告することを決議したるなり

◉江西都督更任

江西都督には元と吳介璋任ぜしが後或一派のこれに反對せるあり遂に彭程萬をあげてこれに更へたり然かも軍隊彭に對して服從せざるより彭は恐れて辭任し後任には九江の馬都督を迎へんとの說有力なるも馬氏は力辭し居れり

●浙省府縣民選長一覽表

區域	姓名	區域	姓名
▲杭州	汪 •欽•	海寧	唐 鑑
富陽	王 •鵬•	餘杭	孫逢辰
臨安	姚祖範	於潛	李景枚
新城	王秉豪	昌化	方殿華
▲嘉興	方於笥	嘉善	袁慶萱
海鹽	朱希祖	石門	馬昭鑑
平湖	薛振基	桐鄉	朱辛彝
▲湖州	林祖賢	長興	蕭 鑑
德清	江畬經	武康	萬 和
安吉	沈椿年	孝豐	劉崇照
▲寧波	程贊清	慈谿	鄒 鎔
奉化	秦榮穆	鎮海	陳時夏
定海	杭祖綿	象山	
▲與紹	孫熹祿	蕭山	胡爲和
諸暨	姚桐預	餘姚	祝紹政
上虞		慶元	黃 侗
新昌	黃巖	義烏	
台州	仙居	武義	
天台	太平	宣平	
寧海	蘭谿		
▲金華	義烏		
東陽	慶元		
永康			
▲衢州			

龍游　江山　姚應泰
常山　開化
▲嚴州　葉詰書　淳安　干秉融
桐廬　羅燦麟　遂安　陸登鰲
壽昌　張　頌　分水　唐繼勛
▲温州　徐定超　瑞安　符　璋
樂清　平陽
泰順　林藩祖
▲處州　青田　杜師業
縉雲　松陽　張銘薪
遂昌　龍泉
慶元　雲和　張之傑
景寧

◉剪辮の嚴令

浙江の革命會政府は辮子剪去を嚴令し、若し從はざる時は剪去を強制すべしと

◉女子參政同盟會

上海の中國社會黨本部にては今回女子參政同盟會なるものを組織せるが其の規則の大略は左の如し

▲目的　女子の政治學識を普及し政治能力を養成し國民完全の參政權を得ることを期す

▲方法　女子教育の方法を改良し學校の科目制度を男子と平等ならしむ、參政研究所を設立し講師を招聘して政法を補助す、各種の政治集會結社に加入す、臨時政府に向つて參政權を要求す、各國同志と聯絡して共に聲援を爲す

▲會員　會員は下の資格を有する者たるべし、一滿十六歳以上にして普通智識を具有するもの、一不正當の營業をなさゝるものとす、會長及び副會長各一名、幹事若干名は會員より互選す、又た男子の贊助員たるものは皆て專門法政教育を受けたる者又は皆て女學校職員たりし者たるべし

▲經費　本會員より募集し贊助員は之を補助す

◉南京都督府官制

程德全が南京都督に着任したる後都督府官制々定せられ左の如く決定せり

參謀總長　（暫らく都督にて兼任す）
同　次長　顧忠臣、鈕永建、陶駿保
政務廳長　宗教仁
外務司長　馬　良
同　次長　楊廷棟
內務司長　張一鏊
同　次長　沈恩孚
財政司長　熊希齡
同　次長　姚文枏
通阜司長　沈懋昭
同　次長　陶　遜
軍務司長　陳懋修
同　次長　張一爵
參事會長　范光啓

同副會長　鄭芳遜

軍事學事

◉漢陽克復の行賞

官軍が漢陽を克復するや特に馮國璋に二等男爵を授けり尙將士に金員を頒ち左の上諭を給へり

內閣の呈進せる第一軍總統馮國璋の電稱に據接す、武昌の革黨は九月二十六日（淸曆）革黨二千五百人を遣り漢河の上遊駝騾口より後河を潛行し官軍の右翼を抄襲せり、馮國璋は直ちに兵を分ち迎へ擊ち黨衆潰敗す官軍は之を後河に踵蹤したるに該黨防禦極めて固く多次反攻するも官軍節々奮擊し次節に甸四羊山、黑山煤子山、龜山等の處を克復し、初七日（同上）申時漢陽を復克す、兩軍酣戰の際に當り黨衆武昌より兵數千を遣り江を渡り官軍左翼道路の三汊橋を襲擊す、叛艦海容等の船協力猛攻せしも官軍は均しく一再擊退したり等の語あり、武昌此次の兵變は自ら政治の爲めに競幸するに係れりと稱す、朝廷兵力を以て事に從ふに及ばず督師大臣袁世凱に飭し暫らく進攻を停め道員劉承恩、海軍正參領蔡廷幹に委し馳せて漢口と武昌に赴き反復開導せり該黨首黎元洪終に範に就かず仍ほ復左右進攻し官兵を襲擊するや茲だ力む實に甘心治安を擾亂し生靈を荼毒す幸ひに敵前の將士深く大義を明らかにし忠勇奮發を以て垂鎭を克復するを得たり深く嘉奬するに堪ゆ、馮國璋は著して二等男爵を賞給し其他の將弁は馮國璋に查明し奬旨を俟ひ兵弁は併に分別具奏候に從ひ旋恤し以て士氣を作し忠魂を慰す

◉綿夏の募兵

熱河都統錫良は此程赴任せるが其赴任後は五千名の兵士を募集し十營となす等にて度支部にてはこれが費用として十萬兩を支給せり

◉袁內閣の增募兵

袁內閣は山東の兗州曹州、江南の開封及直隸の保定等に於て新兵二萬を募集し保定に於て敎練すと云ふ

◉第一鎭兵の南下

第一鎭兵の大部分は革命軍討伐の爲安徽省地方に向へり

◉兩月勳の軍資寄附

洵澍貝勒は袁世凱に面會の上特に軍資百萬兩の寄附を申出でたり其寄附金はこれを大淸銀行に預入れあるが尙澤公等相當の寄附金をなすべしと

◉長春駐在兵の南下

長春駐屯第三鎭の兵五千四十六名馬四一千二頭大砲四十二門、彈藥二千六百四十六匣車輛百六十四及同地淮軍士官三十四名兵士三百八十名夫役七十七名、車馬二百三十頭彈藥二萬三千八百九十四匣を南下せしめたり

◉第二十鎭の派往

陸軍第二十鎭の兵は既に皆永平府に歸れるが遠からず南下すべし

◉雲南軍政府幹部

雲南省軍政府の幹部の組織は次の如し

軍部督　蔡鍔　參謀總長　殷承瓛
軍務部長　韓國鈞　軍政部長　李根源
財政司長　陳介　民政司長　楊福璋
外交司長　周沆　實業司長　吳現
學務司長　李華

財政經濟

◉直隸省財政檢查

諮議局保安會より直隸省の財政を檢查すべく決定し陳總督より允准を經たるがそれが調查の委員は左の如く決定せり

布政使庫　孫子久　劉亞卿
財政總滙處　張馨吾、王子彬、張退庵
海關道庫　孫文、王卓甫、高靜滄
鹽運使庫　王少蓮、丁孟鄰、吳鼎臣

尙ほ海關道財政總滙處より提出せし實存款目表は左の如しと

海關道庫（清曆九月を限りとす）
一銀五十四萬二千七百四兩五夕七分
保存內譯
一銀五十萬四千二十九兩五夕二分　裕豐票存庫
一銀一萬九千二百四兩九夕一分六厘　白川通存行
一銀六千九百二十四兩一夕九厘六厘　志成信存庫
一銀一萬二千五百四十五兩九夕三分八厘　正金存行
財政總滙處（同上）
一銀百三十六萬六千百二十九兩一夕九分六厘
保存內譯
一銀百三萬六百八十餘兩　直隸省銀行存
一銀八萬六千七百兩　正金銀行存
一銀一萬五千二百餘兩　信成銀行存
一銀四千二百餘兩　交通銀行存
一銀十六萬五千九十餘兩　同太裕存
一銀四萬七千二百餘兩　大德恒存
一銀二千兩　志成銀行存
一銀九十餘兩　裕源銀號存
一銀九千五十兩　德成厚存
一銀五千三百餘兩　滙庫存

◉關稅と借款の抵當

湖北に事起つてより清國の財政は益々困難となりたるにより借款の各國は均しく將來の償還問題を研究し十二月初旬已に外交團會議を開き清國海關の收入を以て抵押となして損害を免るゝことゝなさんとし現に外交團は此の議を各國の關係ある銀行に照會し法を設けて實行せんとするにより該銀行等は即ち六條件を議定し外交團に向つて提議せらたるが該條件の內容は左の如しと

一、清國借款に關係の各國は應さに海關聯合委員會を組織すべき事
二、香港上海銀行德華銀行及び露俄銀行を推擧して董事に充任す

三、此議を清國稅關總務司に照會し嚴正に實行して以て其效力を全ふせしむ
四、清國各港海關の入款を上海に送り之を分ちて滙豐德華及び華俄の三銀行に存儲す
五、稅關收支の各款は公平に辦理し方法を公布して精算に便にす
六、若し清國革命の動亂が西曆一千九百十二年末に及びて尙ほ平靜する能はざる時には卽ち各銀行に存積せる款を均しく分ちて賠款の償還に充つ

◉江蘇省の第一期公債

江蘇省議會に附議可決せられたる第一期公債募集案次の如し

一、此次の公債は專ら軍事費及庶政整費に充て名づけて中華民國江蘇第一次公債票と云ふ
二、本公債は先づ一百萬圓を募集し以後漸次募集して五百萬元を限りとす
三、本公債每枚五元利子七厘、拂込の日より之れを附す
四、本公債票募集後據置二年にして三年目より二期に償還し又償還期に至らざるの公債は隨時江蘇都督の命により抽籤の法を用ひ償還すべく、三ヶ月以前に登報廣告す
第一次償還期は紀元四六一一年十一月とし第二次償還期は紀元四六一二年六月とす
五、本公債第一次の拂込額は額面所定の額に從ふ
六、本公債は本省租稅收入を擔保とし又償還期に達せる公債又は支拂利子票は各種納稅に用ゐ得べし
七、本公債は流通せしめ得べく無記名とす
八、本公債は江蘇銀行及中外各埠商界に於て發行を登記す
九、本公債票は省會にて議決通過せる時は都督の命により財政司の署名捺印をなして賣出す

◉福建の釐金續行

福建省にては財政困難なる故を以て尙暫く釐金稅徵收を續行する事とせり

◉廣東の新稅廢止

廣東の革命軍政府は商民救卹の爲次の諸雜稅を廢止せり

沙捐　手及捐　花生捐　船艇捐　石灰捐
食品捐　松枝捐　畜生捐　糞捐　道巫捐
畝捐　木排捐　花樓捐　魚捐　花艇捐
糖捐　筵捐　米捐　花樓房捐　秤捐
竹排捐　紫炭捐　加三糧捐　麻沙米捐　肥料捐
鹹魚捐　蘿白捐　花輿捐

尙又一昨年十二月三十日前の未納租稅は一切これを免除する事とせり

◉江蘇省の貨物稅

江蘇省にては一切の釐金、通過稅を廢しこれに代はるに貨物稅を以てすと、而してこれが徵稅法は一切の貨物の賣買ありし際買主よりこれを徵するにあり

◉直隸の禁穀令

直隸省にては糧食暴騰の虞あるより一切の穀物の輸出を禁

止せり

◉浙江軍用紙幣發行

浙江省にては近頃金融の逼迫其極に達し革命軍政府の財政窮迫の爲め軍隊、巡警等に不穩の形勢あり商民の困難一方ならざる爲め軍政府にては市面維持、軍需接濟の爲め今回軍用紙幣五十萬元を發行し先づ各錢莊に三千元宛を引取らしめたるが軍政府にては清曆明年三月二十五日此の五十萬元の軍用紙幣を回收する筈なりと

◉江蘇省の募餉所

江蘇省革命軍政府は軍資募集の爲募餉處を設立せり其の簡章次の如し

一、募餉處は都督の命令を奉じて設立し參謀廳の辦理に從ひ蘇省募餉處と名く

二、本廳派委の副紳は該處總經理と佐同し並に各界領紳に照會し總董と分別勸募す

三、前に設立せる女子勸捐會所の收捐款亦募餉處の管理に歸せしむ

四、此項の捐款は該處經理より收存繳交し或は總董より直ちに本廳に轉交し莊號に貯存す

五、本項の捐款は北伐軍々費及軍士犒賞の資に充て他に流用せず

六、收むる處の捐款に對しては本廳の印を捺したる受領證を交附す

七、捐款者の氏名は新聞紙上に廣告す

八、本項の捐款を爲せしものに對しては新政府成立後賞

を行ふ

◉上海の米價騰貴

上海の米價は近日更に每石七八角方の騰貴をなし七元四五角となれり

◉安皖銀行

安徽省革命政府は全皖銀行を設立して其機關銀行となせり

◉大生紗廠の官股沒收

通州大生紗廠は設立の初官金五十萬兩の出資を受けしが後これをも普通の株と改めたりき然るに今回革命軍都督より此官所有の株金の交付を迫られしより其命に從ひ從來政府の所有株たりし元享利貞の各號舊株三千三百一號より五千八百號迄新株三千一號より五千五百號迄を交付する事とし其無効を公告せり

交通運輸

◉郵政狀況

變亂勃發後の郵政狀況を郵傳部にて調査したる所によるに次の如し

一、各省秩序尙存の地方は郵政は平常の如し、又革命黨も郵便の中立なる事を認め郵政總辦の云ふ所はこれを許し雲南、福州、長沙等郵政局の匱額を改めたる

も後皆取消したり

二、四川の郵政は稍變動あり郵便物の遲延を免れず重慶成都の局員は無事也

三、陝西省郵政は阻止せられ九月一日以來消息不通

四、山西の郵便は平常の如きも只北京との通信は遲延す

五、湖南、兩廣、雲貴の各省の内地間は甚だ不穩なり、然し郵便は爾來勉めて平常の如からしめん

六、喇薩郵務總辦鄧維屏に關しては消息なし

七、左記各省宛の爲替は停止中也

山西、陝西、甘肅、湖北、湖南、安徽、江蘇、福建

天津

王振聲事件

革命黨員の疑ある王振聲外六名が澳國租界に隱るゝや清國探訪局總辦楊はこれを土匪也と詐りて、澳國領事館警察の應援を求めこれを捕縛せり、

然るに元來彼等は革命黨にして土匪にあらざるより、斯くの如く辭を構へて猥に居留地内より拘引するは妥當ならずとの說出て、交涉の結果遂に王等は一先づ釋放さるゝ事となれり

北清居住邦人戶口

十一月末當地總領事館警察署の調査に成る北清居住の邦人戶口を掲ぐれば左の如し

天津の部

租界	戸數	男人員	女人員	人員合計
日本	四六七	九二九	七九八	一、七二七
英國	三八	五〇	四九	九九
佛國	二〇	一〇	二五	三五
獨逸	一二	五	一〇	一五
露國	六	八	七	一五
其他	二〇	五三	二七	八〇
計	五六三	一〇五五	九一六	一九七一

地方の部				
地名	戸數	男人員	女人員	人員合計
北京	一四八	四七一	三二二	七九三
保定	二一	二五	一三	三八
塘沽	一五	二三	二五	四八
山海關	二三	二九	三六	六五
太原	三	四	一	五
計	二一〇	五五二	三九七	九四九
總計	七七三	一六〇七	一三一三	二九二〇

而して增減の割合は前月に比し天津のみにて戸數八を減じ人口五十五を增し總體に於ては戸數十四を減じ人口四十三名增加せり

直隸の防備

天津北京の防備は益嚴重を加へつゝあるが、今回更に天津鎭張懷芝に北洋軍務幇辦大臣の任を授け北洋防備の全權を委ぬる事となれり、

依て張はこれが衙門を天津河北に新設し、既に編成を終れる新募巡防隊十營の外更に十營增募の計畫を立て、既にこれか招募員を各地に派遣募集中也

又天津市街の警戒は益嚴重を加へ益兵數を加へてこれに任じつゝあり

廣東

革命軍の財政策

革命軍政府の軍資等は從來舊督署の任金と各富豪との寄附に仰ぎ來りたるが、今や漸く窮し來れるより一般より募債する事とし、其規定を發表せるが大要次の如し

一、廣東に省城募債局、香港に香港募債局を置き、各地に分局を置き、其商務總會又は分所をして募債事務を取扱はしむ、

一、償還期限は二年とし期限到來後一律に償還す

一、利子は二ヶ年間にて每元五十仙とし元金と共に支拂ふ

一、募集費は百元に付一元を限りとす

紙幣の發行

軍政府は財政の窮乏甚だしきより、遂に流通圓滿ならざる紙幣を以て強いて支拂をなし、現に兵士の給料の如きもこれを以てせる結果彼等は一般商民にこれが受領を迫り商民

は之れか對付策に苦しみつゝあり
然かも其流通圓滿ならざるを見るや革命軍政府は商務總會にこれか流通の事を委囑したるより商會にては會議の上次の條件を議決せり
一、舊滿庫にある紙幣實數を商務總會に於て檢査する事
一、此内五百萬元を出して流通せしめ、これか擔保として募集中の五百萬元の募債を供す、將來新幣發行に至らば一律之れと引換ふべし
一、舊大清銀行支店跡の財政部を以て兌換機關となす
一、舊紙幣は四月以來二回の取附ありしより大抵兌換せられ現に市場にあるものは百萬元内外なるべく、今回更に五百萬元を出すも其總額は六百萬元に過ぎず
一、香港と協議し香港に於ても舊紙幣を流通せしむ
一、洋關、常關、鹽金局をして一律に舊紙幣を收受せしむ
一、商務總會より告示を出し舊紙幣通用の事を周知せしむべし

秩序紊亂

革命軍政府は内部に於ける朋黨の軋轢甚だしく、其外部に對する政令は更に行はれず、流賊は横行し賭博は公開せられ、人民更に其堵に安んずるを得ず、從て各府州縣にも徴稅に應ずるものなく爲に各府州縣は其政費の支出に苦み、廣東始め各地とも皆官吏の俸給を支給する能はず、革命には意外に早く成功したれども其善後策たる此秩序回復、財政補給の途を如何にすべきか、これ蓋し革命以上の大問題也、現時の狀態にして永續せんか其將來は實に寒心に耐えざるものあるべし

斷髮流行

斷髮は近時益流行しつゝあり、又革命軍政府も盛にこれを强要しつゝあり、同軍政府の斷髮令を左に錄す

軍政府改元斷髮令

民國已に成り民と更始す宜しく黃曆を復し辮髮を斷つべきなり茲を以て本部都督敬んで我が邦人に告ぐ
夫れ粤は我が祖黃帝より始まり甲子を造り紀元を定め今に至り四千六百餘年を數ふ其間夷狄華を亂せしも歷代此紀元あらざるなし唯滿洲朝廷に至りては明末甲清三月十九日より以て今に至る凡そ二百六十六年我が甲子を奪ひ我が皇統を簒し以て我が人民に臨制す日月爲めに明ならず天地茲に晦塞し我が族擧て奴隷となれる之を想へば恥痛何ぞ勝へん茲に於て天乃ち我が武漢の義軍を起し匝月ならずして擧國反正茲に積年の恥辱を洗ひ滿洲年號を除くに至れり我が國般より後天子の位を以て一家一人の私するあり簒弒刼奪其間に行はれ紀元年號紛として斷つ是れ豈我が軍政府建國の志ならんや我が軍政府建國の義實に共和政府を建つるに在り即ち宜しく黃帝紀元を以て我が國の制前代と異なる所以を表示すべきなり辮髮は漢時にありて西南夷の俗、宋時に在りては女眞の俗たり今の滿洲は即ち女眞の別種なるを以て順治二年乙

酉閏六月天下に薙髪を令し違ふものは悉く之れを殺害せり茲に於て吾族皆髪を辮みて後に垂れ遂に今日に及べり我が邦人若し此辮髪の由來に想到せば誰か亡國の慟なきを得んや抑々我國の舊俗皆總髪にして髻をなす惟吳越の間祝髪する者あり剪髪するものあり而も未だ辮髪するものあるを聞かざるなり辮髪は實に我國の禮に非らず自今我が邦人宜しく斷髪を以て夷國の恥を除くべきなり必ずしも遠く往古を師とし總髪の俗に還らず近く泰西に倣ふて吳越の風に合すべし嗚呼我が邦人夫れ之れを念へ夫れ禮俗を愛せざるものあらず速かに舊染の汚を洗ふて維新の命を奉ぜよ特に茲に佈告す

黄帝紀元四千六百零九年九月二十日

胡都督佈告

福州

革命軍政府の内訌

各地の革命軍政府皆内訌斷ゆるなく其内部に於ける紛亂は意想外なるが如きが、當地軍政府も其例に漏れず、而して各地とも軍人と純革命黨員との軋轢が免れざる如く當地亦然り、則ち革命黨員は其唱導の功に誇り、軍人側は其實行の勇に矯り、且又革命黨員は今後の施政は一に其力によらざるべからずとし、軍人は武力を擁して其意の儘に行はんとしつゝあり、今や此兩派の軋轢は益甚だしく孫都督の如きは何等勢力なきのみならず、此紛爭の結果危害の身に及ばんを恐れて外出さへなし能はざる有樣にして、新政府は何等權力あるにあらず、宛ら噴火山上にあるが如き狀にあり

財政の窮乏

官庫の花銀は意想外に少く然かも德政と稱して各種稅銀は免除し、且又一般人民は此ドサクサを好辭柄として納稅を肯んぜず、財政の窮乏亦漸く甚しからんとす、紙幣を發行するも流通不能なるより、公債發行の計畫を立てたるもこれ亦思はしからず、遂に南洋各地に住る同省人等より公債を募集する事とし、現に厦門人林梅坡等之れが計畫をなしつゝあり、此計畫にして一日も早く成らずんば革命黨は各富豪等に對し盛に御用金寄附を命ずるに至るなるべし

厦門

革命軍政府

當地が革命軍の手中に歸したるは十一月十四日なりしが、革命單は直ちに福建軍政府南部分府を開き、南聲と稱する新聞の主筆にして今回の占領に際し其首領の一人たりし張海珊を擧げて臨時總制とし次いで假官制を發表せり然るに其後内訌激しき爲張總制は其任に耐へずして辭職したるより、民政、外交、財政、軍務の四部を置き各主管事

務の外は會議の上決する事とし別に八名の參事より成る諮詢機關を設くる事とせり

財政策

稅金はこれを免除する事とせる爲軍資收入の途なきが革命軍はすべてこれを南洋在留民よりの送金に待ち、一切商民に負擔せしめずと豪語しつゝあるも、南洋よりの送金は必ず到來するや否や元より判明ならず、若しこれにして來らざらんか革命軍の窮乏甚しからん

財界平靜に赴く

革命軍占領後日を經ると共に民心漸く平かなると共に財界の波瀾亦漸く靜かにして、市況は未だ引立たざるも、銀行は又貸出しを始め、內地各地方に對する貿掛金は漸次回收せられ、其結果金融は漸く小緩みとなりつゝあり

事業界

●滿鐵の半期成績

滿鐵會社は十二月二十三日午後一時東京商業會議所に於て總會を開き四十四年度上半期營業報告をなし利益配當案を議決せるが同期間の營業成績は滿洲一帶に涉る水害並にペスト等の流行ありしに拘らず極めて良好の狀況を呈せり今本年上半期に於ける收入と前年同期の收入とを比較すれば左の如し

	本年上半期收入	前年同期收入	比較增減
	円	円	▲減
鐵道	六、三二四、一二三	五、五九四、七六七	七二九、三五六
船舶	一四四、六三三	一一七、三七七	二七、二五六
鑛業	二、九七〇、八九二	二、二一七、八〇六	七五三、〇八七
港灣	五四〇、一六二	四七四、〇八〇	六六、〇八二
地方	二三七、八五二	二二〇、一二四	一七、七二八
旅館	一三九、二五七	一一三、三二七	二六、〇三〇
電氣	三九三、八一五	二七〇、一六一	一二三、六五四
瓦斯	四八、六七七	二〇、八〇三	二七、八七四
雜益	四四、七二七	六四、六五六	▲一九、九二九
利息	六〇八、九二三	三一八、一三七	二九〇、七八六
合計	一一、四五二、一六七	九、四一一、二四〇	二、〇四一、九二七

即ち收入に於ては前年同期に比し二百四萬一千九百二十七圓を增加したるも之に伴ふ營業費も亦增加せり更に本年上

半期と前年同期との營業費を比較せば

	本年上半期支出	前年同期支出	比較増減
鐵道	三、三二三、三〇二円	三、〇一五、三三一円	三二七、九七一円
船舶	二四七、八二〇	二二五、四一七	二二、四二三
鑛業	二、〇二〇、一八一	一、五九三、五七〇	四二六、六一一
港灣	五〇三、八一四	四一七、七九五	一二二、〇一九
地方	五一八、七四七	四六二、一八五	五六、五六二
防疫	一四二、三二九	—	一四二、三二九
旅館	一五七、九七二	一三六、五五五	二一、四一七
電氣	二九七、二〇三	二四二、二五二	五四、九五一
瓦斯	三〇、五〇五	一七、〇二三	一三、四五二
雜損	八六、四五一	三九、〇九九	四七、三五二
總體	七一七、一〇九	五八八、七二七	一二八、三八二
社債利息	二、九四九、一七一	一、九五二、六〇〇	九九二、五七一
社債發行差額補塡	一六九、六六八	八七、六五九	八二、〇〇九
合計	一一、一九七、二一九	八、七七八、二四八	二、四一八、九七一

にして前年同期に比し二百四十一萬八千九百七十一圓の營業費を增加したり營業費の激增せる理由は臨時に發生せる十五萬圓の防疫費並に社債利息約百萬圓其他安泰線の廣軌改築に伴なふ經費の增加に在りて一般的營業の上より見れば前年同期に比し頗る好成績を示せり而して本年上半期に於ける總收入は一千百四十五萬三千百六十七圓之に對する支出は一千百十九萬七千二百七十九圓にして差引二十五萬五千八百八十八圓の純益なり

◉日淸汽船の營業成績

日淸汽船會社にては十一月二十五日定時株主總會を開きたるか其利益配當案次の如し

前期繰越金	七一、二五一円
當期利益金	四三一、八〇六
計	五〇三、〇五八
法定積立金	二一、五九〇
株主配當金(年六朱)	二四三、〇〇〇
役員賞與金	二一、五九〇
後期繰越金	二一六、八七七

◉中華銀行の拂込延期

中華銀行第一回拂込は舊曆八月末を以て限りとせしが特に一ヶ月を延期し九月末迄とせり

◉大連貸家業者の避難民招致

大連貸家業組合にては支那人の亂動を避けて他に立退くものを招致せんとて北京等の新聞紙上に廣告してこれを勸誘しつゝあり

◉江蘇銀行開業

江蘇省革命軍機關銀行として新たに設立せらる、資本金一百萬元にして全部官款を用ひ株金を募集せず營業科目は次の如し

一、經理公債票
二、紙幣發行
三、金庫事務取扱

四、普通商業銀行の業務

本店は蘇州に設け支店を上海、常州、無錫、鎮江等に置く

◉北清輪船公司第一期計畫

北清輪船公司第一期計畫なるものを聞くに目下大阪にて艤裝中なる濟通及香港にて新造中の天潮の二隻及び現在龍口航路に當りつゝある龍平丸の外漸次に船數を增し航路を延長せんとするものにて其第一期中の豫定航路は左の如し

△大連羊角口航路　月五回

羊角口は濟南府を通過し山東の渤海沿岸に瀕する運河の港口にして羊角口より濟南府に至る八十里將來有望の運河々口なり大連より二百海里此往復航路四百海里

△大連（旅順、登州府經由）龍口航路月六回

以上の往復航路三百六十海里

△大連（芝罘、登州府經由龍口航路）月六回

以上往復航路三百三十海里

△大連（芝罘、煙臺、榕口、天津航路）一週一回

以上の航路往復一千百八十海里

△黃海沿岸（東海航路）一週一回

途中寄港塩子島、青堆子、葫蘆坎、大孤山より大東溝に至るものにして此の路往復三百二十海里

以上の航路一個月の航海里程約一萬二千浬にして濟通天潮の二隻を以て天津航路に充て旅順經由の龍口船としては龍平丸を其儘充用し芝罘經由の龍口船としては龍平丸と同型又は同噸數七百五十噸內外の汽船を購入する見込にして別に羊角口航路及び黃海沿岸大東溝迄の航路に對しては各四百噸內外の汽船を購入すべく合計船舶六隻此總噸數四千五百噸其船價九十五萬圓其他の設備費とも總計百萬圓にして一個月の費用航海費用陸上費用並に修繕費積立保險料船價償却費金利等合せて當分の內約四萬圓にして運賃總收入見込は一ヶ年五十萬圓見當なりといふ

◉滿洲の石鹼業

大連に於て邦人の石鹼業を開始したるは明治四十年以來のことなるが今に三人の製造者あるのみ未だ一個の製造業として認むるに至らず然れども滿洲は石鹼の原料たる豆油潤澤なるが故に內地製品に比して餘程低廉に販賣するを得べく殊に支那人向きのものを製造するに便宜を有するを以て將來有望の工業なるべく思はるゝ而して從來滿洲に行はるゝ石鹼は日本品多くして大連より輸入せられ歐米品は小額にして之れは營口より輸入せらる而して近來益々日本品の需用多きに至れり之れは價格の低廉なると品質の多少粗惡なるは他の化粧品の之を補ふものあるに至りたる結果なり而して支那人は總じて匂入りを好む傾向あり都の花石鹼など賣れ行き良し斯く日本品の賣行き良きを以て滿洲の石鹼製造業者は主として日本品と競爭の態度を取り目下稍其目的を達するに至りたり然れども之れとても未だ試驗的に過ぎず更に進んで歐米品を驅逐するが如きは今後尙數年を要す可しと云ふ斯くて滿洲の石鹼製造業者は明年邊りより漸次業務を擴張する計畫のよしなるが其の最も心配する所は販路開拓の方法なり今日輸入石鹼の三分の二は支那人を顧客とするが支那人は容易に其の慣習を破ることなきを以て其の嗜好を移すは容易にあらざるも其の品質を精選し久しきに亘りて勉勵するに於ては必ずしも不可能にはあらざる見

◉滿洲と甜菜糖

氣候と地質の關係よりするも南滿洲に甜菜を栽培し製糖會社を創設する事少なくも滿洲に於ける有利事業の一なるべしとは數年前より有識者間に唱へられし研究にして已に都督府の大連農事試驗場を始め鐵嶺及び長春の我領事館にても一二回試作せし程なるが不幸にして氣候不順の爲め未だ豫期の好成績を博するに至らず右に關し滿鐵中央試驗所の分析報告を見るも其含有糖分僅かに百分中七八乃至十一二の間に留まり之を彼の北韓地方に於ける培養試驗成績に比較するに含有分甚遜かに劣れり然れども世界の產地として目せらるゝ伊太利、西班牙等の諸國と對照するも緯度及び地味等更らに劣れる點なく現に北滿にては阿什河精糖會社の存立せるものあり果竟經營方法だに誤らずば事業の有望なる云ふ迄もなき事なりされば目下內地にても同事業に就き非常なる注目を拂はれつゝあるより今回農商務省は技師中村留二郎氏を特派し十二月末東京出發滿洲の同業を調査せしむる事となりたるが今參考の爲め阿什河會社の現況を示さんに同社は資本金百萬留の株式組織にして二百五十馬力の機械二臺を据付け盛んに製糖を爲しつゝあり一期即ち百日間の生產力二十五萬布度(約我百七萬貫餘)に及ぶと云ふ甜菜の植付反別は千デシヤーチン(我約千百町歩)を有し獨逸より種子を輸入し同社の直營栽培に屬せる外は何れも附近の農民に培養せしめ居れり含有糖分百分中優に十四乃至十九を算すとの事にて近年著しく其聲價を擧げ來り事業益々隆盛に向ひつゝありと云ふ

◉民報の發行

上海四馬路望平街民報社にては清曆十月一日より民報を發行す、革命を助け民主政治を主張とす、一ヶ月六角

◉民國報の發行

新共和國の機關と號する雜誌民國報上海四馬路民國社より發行せらる、初號は清曆十月一日發行にて每月一回代金一冊三角

◉江蘇大漢報

江蘇省革命軍の機關紙にして清曆九月二十日より蘇州の同館にて發行代金一ヶ年五元半半年二元八角郵稅は別に徵す

◉進步雜誌創刊

第一號は清曆九月十五日發行發行所は上海四川路一二〇號進步雜誌社也

◉滿夷猾夏始末記の豫告

今回の革命軍の行動を詳細記述せるものにして近々中印刷發行せらるべしと發行所は上海山東路中華圖書館

◉血書
編を新法令、文牘、函電、書札、人物志、皷吹錄武功記の六に別ち今回の革命運動を記せり一、二、三等既刊每冊六角發行所は上海四馬路古今圖書館

◉革命軍文牘
革命軍の往復文書集也、一、二輯既刊一冊二角發行所は上海望平街有正書局

◉中國革命史
上海時事新報館發行一部二角

◉中國革命記、革命黨小傳、革命文牘類編
各一角五分宛にて發行所は上海時事新報館

◉國初秘本紅樓夢
紅樓夢の原本を醵刻したるもの上半部十冊既刊代金一元八角發行所上海望平街有正書局

◉大共和日報
章炳麟氏の發企にて中華民國全國聯合會の機關として上海にて發行せらるべしと

◉痛史
明末清初の遺聞軼事を記せるもの內容は一、福王登極實錄金陵記略、二、哭廟記略、三、丁酉北闈大獄記略、四、莊民史案、五、研堂見聞雜記、六、思文大記、七、弘光實錄鈔、八、淮城記事、發行所は上海商務印書館

◉民視報
從來北京前門外八角琉璃井にて發行したる憲報は今回民視報と改題し大に內容を改むる事となれり

◉ Modern Chinese Copper Coins .. .. $ 1.25
by H. Remsden.

◉ Chalmers's Structure of the Chinese Character .. .. $ 5.—

◉ Manns Map of Country Around Shanghai, Nanking, Wuhu, Hangchow with Railways, Watercourses Distance. etc. .. .. $ 5.— each.

◉ With Boat and Gun in the Yangtze Valley $ 7.50
by H. T. Wade 2nd Edition.

◉ Eighteen Capitals of China.. .. .. $ 18.50
by. W. E. Geil.

支那

第參卷　第貳號

目要

外蒙古の運命
失敗せる愛國公債
廣東事情
滿洲拓殖意見
四川の騷亂と革命
革命後の抗州寧波
清國の門戶開放主義違反
資政院議事錄
滿蒙と露國の論潮
支那半月史

東亜同文會調査編纂部

第一回清國年鑑

●印刷中●

四六二二倍版
附圖數葉六百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる清國各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『清國年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積　●人口　●皇室　●政體　●政治
●財政　●教育　●司法　●國防　●外交
●農業　●鑛業　●工業　●商會　●會社
●外國貿易　●水運　●鐵道　●郵便　●電信
●電話　●銀行　●金融　●貨幣　●度量衡

●印刷中●

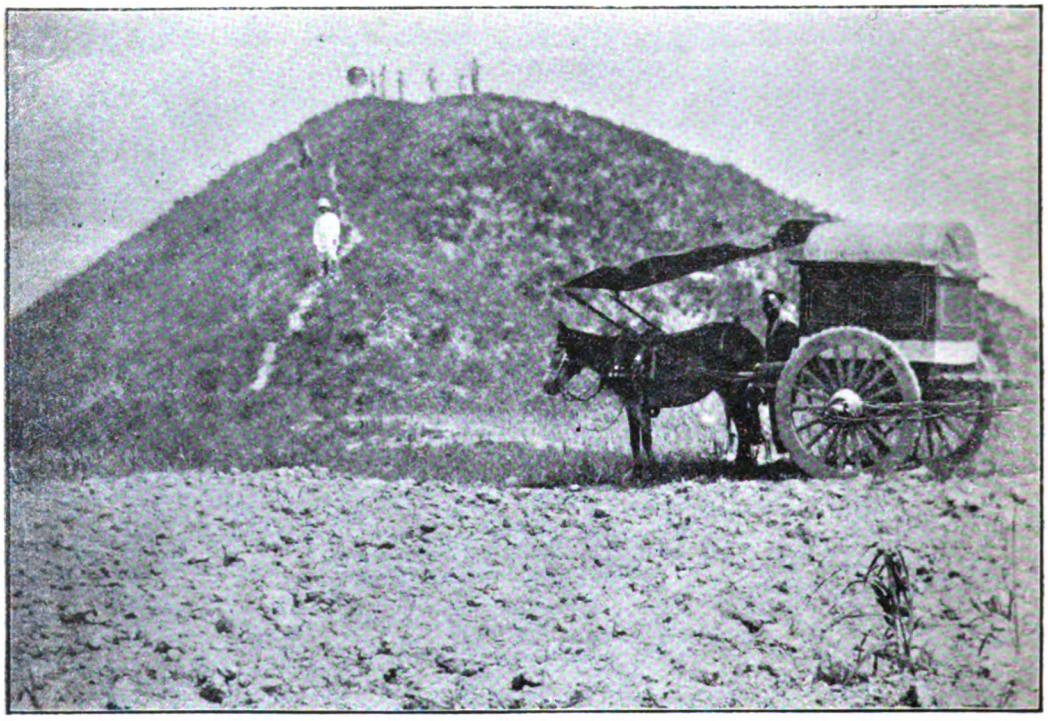

西安阿房宮趾

北京萬壽山の石船

公告

明かなるが如くして明かならざるは一衣帶水の彼方なる支那の事情也、惟ふに現代に於て其事情の最も明かならざるは支那なるべし、南北の極地亞弗利加の內地不明は則ち不明也と雖も事物の單純なる丈け容易也、然るに支那は事物複雜を極む、これ其現代に最も解せられざる所以、我調査編纂部は對清の各種の調査及設備の完備せるを利用し支那各般の事情の調査に應ず、蓋し聊か對清經營の先驅たる吾人の責務を果さんとする也

東京赤坂溜池二一

東亞同文會調査編纂部

電新橋二二一七

本誌特置通信員

本誌の特置通信員駐在地次の如し是等諸地方よりの通信は常に本誌上に顯はれて詳細に支那の近況を說くべし、

北京　天津　上海

漢口　南京　重慶

奉天　大連　營口

廣東　香港

尙此外通信を依賴せるものは支那到る處にあり

支那第三卷第二號目次

口繪
西安阿房宮趾
北京萬壽山の石造船

論壇
外蒙古の運命……根岸佶…一

記事
失敗せる愛國公債……五
廣東事情(下)……外務書記生 相原生…九
東山省移民開墾策……奉天鹽運使 熊希齡稿…一七

時事
◉講和談判の經過◉國民議會◉孫大統領の就任◉滇洲軍隊の叛◉勤王黨の組織◉露國の對蒙活動◉支那の排獨熱◉端方殺さる

支那半月史……三三

内治外交
◎大官の更動◎垂簾に非ず◎資政院談話會◎資政院の照會◎湖南省會議長◎貴州革命事情◎四川省獨立事情◎四川新政府の宣言◎宗人府內務部歸併◎新疆州總督◎雲南軍政府幹部◎江西の剪髮命令◎抗州の盜賊橫行◎安徽の共和急進會◎江西の新都會◎南京の人材招募◎江蘇民政長の俸給◎江西省の各局長◎南洋華僑の請求

學事軍事
◎武官追奬の上諭◎奉天八旗の滿漢融和意見◎軍諮府の減俸◎雲南の新軍增募◎山東にて募兵◎廣東の北伐第一軍◎南京の八旗保護◎廣東の壯丁數◎江西の增兵◎保定の軍隊招募

財政經濟
◎抗州の商界近情◎抗州の新紙幣◎蘇州の田賦徵收◎南京の現銀支拂延期◎南京の電燈廠◎大清銀行の預金額◎大清銀行株主會決議◎南京の官金存額◎南京の綢緞業◎鐵機清商量器の一定◎本年の阿片◎哈爾賓貿易額◎革命と為替◎江西の民國銀行◎江西の强制公債◎湖南銀行設立

談話

支那革命觀……東亞同文會評議員代議士　竹越與三郎…四二
滿洲に於ける大豆戰……某當業者談…四三

通信

四　川……四五
　四川の騷亂と革命、其後の形勢再び暗憺、地方殺さる、革命されし四川、革命の將來　　子龍生
南　京……六四
　新政府の成立
抗　州……六四
　政界概況、司法、滿洲人、軍政、警察、租稅、軍實、教育、財政及經濟、風俗、人心、對外人
寧　波……七〇
　軍事、政事、經濟、在留外人
上　海……七二
　金融、雜信
營　口……七三
　過度銀の盛衰、小銀貨騰貴と雜貨商、棉絲布行情、豆粕商況、本年度民船貿易概況、遼河の流氷、戒嚴會の影響

雜錄

鐵道材料購入に關する淸國の門戶開放主義違反(三)……七八
資政院議事錄……八一
淸蒙と露國の論潮……八三

出版界

最近に於る支那關係の出版物……九〇

交通運輸

◎正太鐵道開通◎郵稅增加說◎直隸北淸航路の開始

廣告

●支那鐵道號殘本

本誌第三卷第一號は特に支那鐵道號と稱し支那鐵道の適確なる事情を說き添ふるに鐵道全圖を以てせり蓋し支那鐵道の現勢を知るに足る唯一の資料たり故に特に印刷部數を增加し尙殘本あり入用の向は至急申込を請ふ

第三卷　第二號

論壇

◉外蒙古の運命

根岸佶

武漢の變起りて幾何ならす庫倫に於て蒙古人が活佛を推して蒙古大王と爲し外蒙古の獨立を宣言し世人を驚かしたりしが今亦露國は蒙古人の爲めに清國政府が蒙古に於て清國の行政を設置し清國の正式軍を駐屯し清國人を移住せしむることなきことを要求し露國は蒙古に於て大なる利害關係を有するを以て事實上蒙古に於て設立せられたる政府を無視すること能はざれば蒙古が清國と關係を斷つ曉には蒙古政府と事務上の關係を開始すべしと宣言するに至りたれば外蒙古の運命略ほ定まりたるものと思惟するもの蓋し少なからざるべし

一、活佛の蒙古に於ける位置

外蒙古大王に推されたる活佛は果して其資格ありや如何は外蒙古獨立と重大の關係あるものなり抑も活佛は哲布尊丹巴呼圖克圖と稱し西藏の達賴班禪兩喇嘛に亞ぎ喇嘛教界に最高の位を占むるものにして現に外蒙古の教主たり彼は蒙古人より絶大の信仰を受け蒙古人は清國皇帝よりも寧ろ彼を以て尊しと思へり初代の活佛は外蒙古王の子にして頗る勢力あり曾て東干が外蒙古に侵入し外蒙古王公之を防ぐこと能はず露清兩國にか賴らんと欲し其決定を彼

に求めたりしに彼は露の耶蘇教國にして清の佛教國たることを指示し清國に頼るべきことを論したるにより外蒙古は悉く清國に歸したれば清國は大に之を喜び活佛に對し優遇を加へ外蒙古の宗教管理を一任したり二世活佛の時東干の勢益々猖獗にして其影響外蒙古に及び外蒙古も亦獨立せんとするの勢を生じければ清朝は已むを得ず活佛に政權を賦與し其鎮靜を依頼したりしかば活佛は達賴の西藏に於けるが如く西藏の政教二權を掌握することゝなりたり東干の亂既に平ぎ外蒙古王公の勢力漸く衰ふるや清國は外蒙古を其治下に收めんと欲し漸次活佛の政治上の權力を奪ひ外蒙古の要地に文武の大官を派遣せしめて自ら之を治めたるにより活佛の權力は唯宗教上のみに限らるゝことゝなれり

最近に及び俄かに活佛の待遇を降し庫倫辦理大臣と同列たらしめしより活佛及蒙古人の清國を恨むこと甚だしかりき遇々中清に變亂起り清國は復た外蒙古を顧みるの暇なかりしと豫て蒙古に野心を有し蒙古人及活佛を籠絡せる露國の教唆とにより遂に今回の擧を見るに至りたるならん外蒙古王公の數一百十六人の多きに達し孰れも皆外蒙古の大王たる資格あるものなく強ひて一人を推して大王と爲せば爭亂生ずべきにより外蒙古にして獨立せんには彼等の最も尊信し皆て外蒙古政教二權の首長たりしものを推さざるを得ざること當然ならん

二、外蒙古と清國との關係

外蒙古人は活佛を推して大王と爲し外蒙古の獨立を宣言したるが清朝の承諾なくして此の如き擧動に出づるを得るや否や露人は切りに外蒙古は行政司法軍事に關し獨立權を有するのみならず外交權を有するものにして元來獨立國なりしものなれば今更獨立したりとて何の不思議かあらんと主張し居れり外蒙古は內蒙古と異なり清朝の羈絆を受くること多からざるも之を目して獨立國と爲し難し外蒙古は一六九一年の多倫諾爾會議に於て清國の臣民たるべきことを宣誓せしより幾何ならず內蒙古と等しく理藩院の管轄に歸し該院は各旗札薩克の封爵朝貢を掌り旗內の行政を監督し札薩克以下の犯罪を判決したり殊に其軍事と外交とに對しては中央政府自ら其權を收め定邊左副將軍は烏里雅蘇臺に置き喀爾喀四部長を以て之が副と爲し以て諸部を統制し移布多參贊大臣を科布多に置き科布多烏梁海を統制せしめ別に庫倫辦理大臣を庫倫に置き露國との外交を處理せしめたり若し此制度にして實行せられたらんには外蒙古が清朝の屬國たること何等の疑を容るに餘地なかりしも法文徒に美にして實行之に伴はざるは支那の常弊なるにより遂に露人をして外蒙古は獨立國なりと謂はしむるに至れり外蒙古と謂へば一國の如き觀を爲すもの少なからざるも實は十二部十二盟一百十六旗より成るものにして旗とは各部落の酋長即ち一札薩克の統轄する域內を曰ひ若干旗を合せて盟と曰ひ單に同姓又は同族たることを表するものを部と曰ふ部は政治上何等の關係なきも盟は同盟各旗間の軍事及裁判を掌るものにして盟長及副盟長は皆清朝が各旗札薩克の賢明なるものを選び之に充つるものとす年月を經るの久しき盟制も漸

次に素れて實効あること少く政治上意義あるもの殆んど旗のみとなれり旗は蒙古人唯一の自治區劃にして旗には札薩克と號し世襲の族長あり旗内一切の政務を總ぶる我邦舊大名と相似たり旗内の行政は管旗章京以下の家臣をして各々課を別ち處理せしめ理藩院將軍大臣の監督を受くると雖とも多くの制肘を被むることなし軍事も亦札薩克の掌管に歸すること行政と異ならざるも軍隊の編制軍器の制限軍紀の規程等は皆清朝の定むる所に從ひ清官の統制に歸せり蒙古人に對して特別の法律を施し札薩克の裁判に委ね漢蒙兩者の裁判は清官と札薩克と會同して斷するを以て露人は司法權蒙古人に歸するとするも清朝は蒙古懷柔上蒙古人に對し特別法を制定せるものにして札薩克は該法に依り裁判し其決する能はざるものは理藩院之を決し旗内の重大なる事件及外國人に對する事件は皆清官之を裁判するものとす又露人は一九〇八年清朝が蒙古の王公に對し外國人と秘密條約を結ふこと勿れと命ぜしを以て蒙古王公に外交權ありとの證とするも露國の蒙古に關する條約は一切清朝との間に締結せられたるものにして一も蒙古自身と締結したるものなし清朝の綱紀弛廢せし以來蒙古の屬國たるべき資格漸次缺陷を生じたること勿論なるも尚ほ之を以て獨立國と看做し難しされば清朝の承諾なくして勝手に獨立せんことは出來得べからざるものたるや明白なり

三、外蒙古と露國との關係

外蒙古は清國の屬國たるべきものなるに露國は何が故に外蒙古の爲め重大なる要求を爲すに至りたる乎是れ露國は外蒙古と深き因緣あるを以て也抑も露人が外蒙古と貿易を開始したるは一六五三年にして外蒙古が正式に清領に歸せしに先つこと實に三十八年前なりとす爾來露蒙兩民族の間に何等の制限なく貿易自由に行はれたりしが清朝の勢威外蒙古に行はるゝに及び露清の間に國境及貿易に關し條約を結ふの必要に迫まられ一六八九年尼布楚條約を締結し旅行免狀を有するものに限り自由に他領内に入り交通貿易を爲すことを得としたり然るに間もなく商業問題を一層詳密に規程するの必要を生じ一七二七年恰克圖條約を締結し恰克圖尼布楚「セレンスク」を貿易の爲めに開放し是に家を建て自由に貿易を爲すことを許したり後數次條約を締結し露人の爲め庫倫を開放し蒙古全部に於て無稅貿易を爲すの權利と定期郵便を設定するの權利を賦與し一八八一年の伊犁條約に於て無稅貿易權を確認せられたるのみならず烏里雅蘇臺科布多に於て領事館を設立することを免許せられたり露國の大志ある此等權利の擴得を以て滿足するものにあらず蒙古を席卷し南圖の鴻謀を達せんとし種々なる計畫を爲せしものゝ如し自領内に「ブリヤト」人とて蒙古と同種にして喇嘛教を奉ずる臣民あることを奇貨とし彼等の爲めに宏大なる寺院を建築し彼等に旅費學費を支給して西藏蒙古の靈地を巡禮し有名なる寺院に留學せしめ巧言令色蒙古人を懷柔し又彼等が活佛として尊信して措かざる哲布尊丹巴呼圖克圖に對しては巧妙なる手段を以て歡心を買ふことを勉め種年活佛に賄賂すること甚だしく活佛室内に於ける貴什寶器及

其國中に於ける奇鳥珍獸等露帝の贈物に屬するもの頗る多く活佛は之を西方に於ける兄弟の贈物なりと號し他人に誇示すと云ふ露國は尙ほ是を以て甘んぜず貝加爾より庫倫を經て張家口に達する一千哩の鐵道を布設し蒙古に利權を扶殖するのみならず中原を突破せんことを期したりき日露戰爭の爲め鐵道を布設すること能はざりしも蒙古人及活佛を籠絡することを得たり斯の如く露蒙の交通貿易は二百五十九年の久しきに亘り露清の通商貿易は殆んど皆蒙古の爲めにせられたるの觀あり又露人各種の經營着々圖に中り今や露蒙の關係殆んど離るべからざるものあるに至りたれば今次の變に乘じ蒙古の爲めなりと稱し重大なる要求を爲すに至りたるものなり

四、清朝の對蒙策

始め清朝は外蒙古の歸服深からざるとを慮り漢人の蒙古に移住するとを禁し蒙古の自治に放任し蒙古王公に名爵を與へ宇室と婚嫁を通ぜしめ其歡心を得るに汲々たりしが年月を經ると共に漢人の移住を許可し大小の文武官を蒙古の要地に派し其政治に干渉せしめ最近露人の蒙古經營進渉したると利權回收熱勃興するに及び各種の方法を設けて漢人の移住を奬勵し其移住民の多き地方には本部と同樣の府州縣制を施行し遂に蒙古全部を擧げて行省に編入し本部の行政を是に施行し露國をして復た手を着くるの餘地なからしめんことを企つるに及べり蒙古王公は清の宗室と婚緣を重ね清朝と離るべからざる關係を生じたれば清朝を尊奉すること勿論なるも一般蒙古人は漢人の移民年と共に增加し農商の二業を經營し之が爲め漸次生計を奪はれて貧窮に赴き其蒙古に駐在する官吏は漢人を曲庇して蒙古人を虐待し苛征誅求して蒙古人を愛憫するとなければ蒙古人の漢人を怨むこと甚だしく其著しきものは遂に馬賊と爲り支那官民の生命財產を奪ふもの生ずるに至れり若し亦蒙古全土を以て行省に變化したらんには所在皆馬賊に化したりしならん

五、蒙古の運命

露國の對蒙政策巧妙を極めたるに反し清國の政策頗る拙劣なりしが爲め遂に露國の乘ずる所と爲り活佛及蒙古人は倶に志を清國に絕ち心を露國に寄するとゝなりたれば早晩外蒙古を擧げて露國の有に歸するにあらずやと懸念せられたり今回の大亂に當り露國の敎唆により蒙古人が活佛を奉じ獨立を宣言したりとて今更驚くの必要なきなり不完全なりとは言へ外蒙古は尙ほ清國の屬邦たること勿論なれば露國此大事變に乘じ直ちに之を併呑せんことは各國の同情を失ふべき恐れあり大に遠慮せざるべからざれば蒙古人の爲めに清國の行政を設立し其正式軍を駐屯し清國人を移住せしむるなからんとの三條件を要求するに過ぎず然れども此三條件の要求承諾せらるゝときは外蒙古は殆んど獨立國と異なることなきに至るべく其後外蒙古をして露國に依賴するとの宣言を發せしむれば直ちに其屬邦と化し去り外國を煽動することなく好名目の下に蒙古を併呑することを得べし露の外交手段豈に亦巧妙ならずや霜を踏んで堅氷至る四百餘州の將來果して如何吾人は今次事變の支那に及ぼす影響の絕大なるべきことを浩嘆せずんばあらざる也

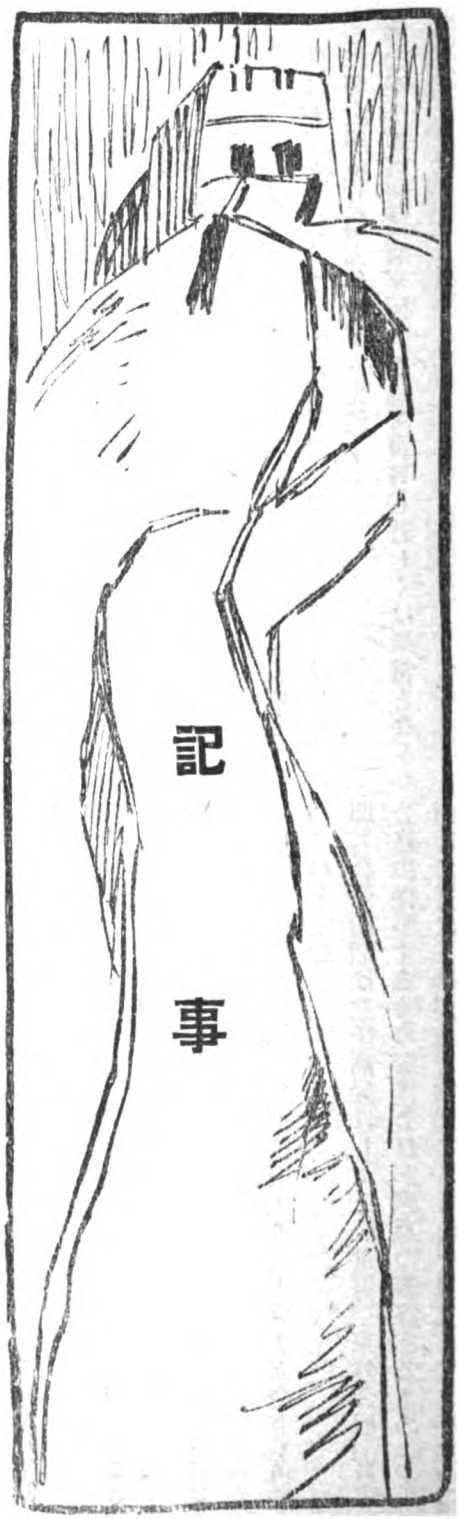

◉不成功の愛國公債

革命亂起りて以來北京政府の財政難は益加はり租稅收むべからず、外債賴るべからず、然かも一方軍費は巨額に支出せざるべからず、又其他の政費もこれを出さゞる能はず、今や官革兩軍の戰爭は財政上の戰爭也と觀ぜらるゝに至り、何れか早く多額の軍資を得るもの勝利を得べしとさへ稱せらる

北京政府は遂に窮餘の一策として去る十二月十七日（宣統二年十月二十七日）の官報を以て愛國公債募集章程を發布せり

支那に於て從來內國債募集の擧ありたるもの一再に止まらず、然かも其結果は常に失敗を繰返さゞる能はざりき、滿洲朝廷の威望隆々の際六分乃至一割以上の高利を以て、且つ確實なる擔保を供してこれを募集するも、尙應募者なく、遂には外國銀行の助力により漸く需欵を得るに過ぎざりき

今や革命軍の勢威漸く加はり江南の天地其風靡する處となり、滿洲朝廷の威望全く地に墮ち皇帝退位、皇帝蒙塵の說の傳へらるゝもの屢也、此形勢日に非なるの時、從來より低率の利子を以て三千萬元の公債を募集せんとす、其成否は必ずしも識者を待て知るべきの事にあらざる也、

元より其募集は純然たる募集にあらず寧ろ強制借入と稱すべきものなれども、今や達識の士と雖も、其前途如何を卜し得ざる滿洲朝廷の爲に、目先の暗き且利にあつき支那人が其命より重しとする財貨を出すべしとは信ずる能はざる所也、今其發表せられたる所の愛國公債章程をあげんか次の如し

愛國公債章程

第一條　本公債は專ら經常軍需の用に備へ其一切の發行事務は度支大臣これを取扱ふ

第二條　本公債は三千萬元を以て定額とし部庫をこれが償還の擔保となす

第三條　公債の利子は年六步とす

第四條　公債の募集及元利の支拂は大清銀行をして取扱はしむ

第五條　本公債額面額は次の三種とす其各の號數及銀額亦次の如し

一、五　元	三百萬號	一千五百萬元
二、一百元	七萬五千號	七百五十萬元
三、一千元	七千五百號	七百五十萬元

第六條　本公債は募集の日より九年內に償還すべく前四年間は利子を支拂ふも元金は償還せず第五年目よりは毎年二割宛償還し第九年に至り完濟す

第七條　本公債は將來何人と雖も賣買し若しくは抵當となし得

第八條　大清銀行の紙幣發行に際しては時に本公債を以て其準備の用となし得べし

第九條　本公債償還の先後次序は度支大臣抽籤によりこれを定め其結果は官報にて公布す

第十條　本公債は帝國臣民均しく購買し得べし

第十一條　凡そ左記資格の一に當るものは皆本公債購買の義務あり

一、王公世爵

二、京外大員

三、京外各衙門官吏、

四、公務に從事する者

第十二條　本公債購買の義務あるものは毎年の收入俸給一千五百元以上のものに限る而して在京の官吏は各部院長官各省にあるものは督撫調查の上分等派購せしむべく、若し其分擔額以上に購入するものは度支大臣より奏請して徽章を給す

第十三條　本公債購買の義務あるものにして購買せざるものは度支大臣及各省督撫これを調查の上處分す

第十四條　本章程の奬勵及處分細則は度支大臣別にこれを編訂す

附則　本公債募集施行細則は別に度支大臣より命令を以てこれを定む

即ち公債總額は三千萬元にして王公世爵、京外大員、官吏、公務に從事するもの等はこれが應募の義務あるものとす、而して更にこれが施行細則なるものを發表し、これが募集

方法及是等應募の義務あるものの應募定額等を定めたり即ち次の如し

愛國公債施行細則

第一條　公債票の發行及債款の收入はすべて度支大臣專員を委派してこれを辦理せしむ

第二條　度支大臣本公債分配に關する京外各衙門長官の本則第七條による收入分等表を得ればこれが購買を督勵す

第三條　本公債は二期に分ちて購買せしめ宣統三年十一月一日より十二月末迄を第一次購買の期とし宣統四年正月一日より二月末迄を第二次購買の期とす、京外官員應分收入により按分分等數目に從ひ期を按じて購買すべし、然し若し自ら一次に購買せんとするものは此限にあらず、

第四條　度支大臣は本公債を京外商學會に發給し該會董事より分別勸募せしむる事を得如しよく力を盡し購買票額一萬元以上に達せるものあらば度支大臣內閣と合同して奬勵を奏請す

第五條　京外官員の本公債購買債款は各衙門會計に於てこれを代收し取纏めて度支大臣に送達す

第六條　公債の利子は購買の翌月一日より起算し每年四月と十月とにこれを支拂ふ

第七條　愛國公債章程第二條による收入分等次の如し

一、一千五百元以上二千元　百分の二、五

二、二千元以上五千元　百分の五

三、五千元以上八千元　百分の七、五

四、八千元以上一萬元　百分の十

五、一萬元以上二萬元　百分の十二半

六、二萬元以上　百分の十五

以上の收入は官俸、廉俸、公費、薪津を合計したるものを也

第八條　前條の收入は兼職あるものはそれとも合算し其債款は其中收入尤も多き處の會計掛これを代收す

第九條　凡そ章程十一條により本公債購入の義務あるもの其收入分等額の外に特別に購入し其額十萬元に達するものは度支大臣內閣と合同して優奬を奏請すべし

第十條　京外各衙門の本公債賣出現金は每月度支大臣に送附し銀庫兌收すべし

第十一條　京外各衙門公債賣出額は每月度支大臣に報告し其査核に供すべし

第十二條　銀庫の收むる處の本公債現款高は每月度支大臣に報告すべし

第十三條　本公債は現金收入の時先づ受領證を渡し債票印刷成るの時度支大臣期を定めて一律これを交換す

第十四條　本公債は宣統四年二月末日を以て賣出停止の期となす故に若し此時尙未賣の債票あらば京外各衙門は其後一ヶ月以內にすべてこれを度支大臣に送り査核銷燬に供すべし

第十五條　本公債購買停止後三ヶ月以內は度支大臣章程第九條に按じて辦理し得

而して以上の募集に對し賞罰の法を設け分擔額以上の應募者には賞を懸け、分擔額の應募をなさず又は應募資格を秘したるものに對しては懲罰の法を設けたり、其詳細は次の規則によりこれを知るを得べし

愛國公債奬勵及處分規則

第一條　凡そ公債購買義務額以上に購買せるものは分級奬勵し得る事次の如し

一、一萬元以上の購買者は第三級となし三等純金徽章及御書愛國圓額を賜ふ

二、五萬元以上のものは第二級となし二等純金徽章及御書愛國圓額を賜ふ

三、十萬元以上のものは第一級と爲し一等純金徽章及御書愛國圓額を賜ふ

第二條　本項の徽章及　御書圓額は度支大臣內閣と合同奏明の上頒給す

第三條　本公債購買五十萬元以上に達せるものは第一級に照して奬勵するの外度支大臣內閣と合同臨時に特別奬勵を奏請し得べし

第四條　徽章は公服の時これを佩用するを得

第五條　本徽章及　御書圓額の頒給は公債購買停止後一ヶ月內に奏明辦理す

第六條　本公債購買の義務あるものにして購買せざるものは査明の上議處を奏請し得る事左の如し

一、收入を祕し購買義務額に達せすとせしものは罰として倍額の應募をなさしむ

二、故意に抗して購買せざるものは倍額の應募をなさしむる外罰俸處分をなす

第七條　本公債に關する奬勵及處分は度支大臣より內閣に諮請し分別公布す

愛國公債は元と資政院の議決せる所にして、其目的は官吏をして應募せしめん爲にあらず、滿洲朝廷の王公親貴をして其蓄財を出さしめん爲也と傳へらる

夫れ北京政府が財政難に苦むもの革命亂勃發以來一日としてこれなきはなし、滿洲朝廷の王公親貴にして若し一片皇室を思ふの念あらば愛國公債を俟たずして、其積年貯へ來りたる所を傾けて軍資に供すべし、然るに彼等の實際を見るに全くこれに反し、一に自家の地步を保ち富を全うするに專らにして又社稷を思はず、一身一家の計に腐心しつゝあり

斯くの如きの輩に對して愛國公債を强ゆるも其結果や知るべきのみ、果然今日迄の應募額を見るに世續の八萬兩を最多とし度親王五萬兩、洵貝勒一萬兩、澤公一萬二千兩、徐世昌一萬兩に過ぎず、然かも內閣が募集困難なるを見て各親貴大官の財產を調査してこれを强制せんとするや彼等はあらゆる手段を盡して其隱蔽につとめつゝあると云ふにあらずや、更に又北京電報の傳ふる處によれば澤公の如き此應募を不渡の大淸銀行券を以てせしと云ふ、彼等の貪慾なる全く其本に報ゆべきの途を忘るる惡むべき也

彼等が斯の如く募集に應ぜざるは果して應すべきの財力な

きに由れるか、否北京の王公親貴の富は人の皆知る處にして現に其外國銀行に於ける預金のみを合算するも正金銀行千六百萬元、香上銀行千三百萬元、露清銀行千萬元、佛蘭西銀行三百萬元、獨逸銀行八百萬元、米國銀行五百萬元、合計五千五百萬元に達すと稱せらる、此巨額の預金を擁する王公親貴の愛國公債の應募寂々寥々たり、而して國歩艱難今日より甚しきはなからんとす、斯くの如くんば滿洲朝廷の末路甚だ憫むべきもの亦怪むに足らざる也

既に滿洲朝廷と最も密接の關係あり、然かも巨萬の財を擁せる彼等王公親貴に於て然り、其他の京外官吏の如きは推して知るべきのみ、嗚呼斯くの如くして愛國公債も亦支那の內債史上更に一失敗の跡を殘さんとす、而して北京朝廷の命運風前の燈の如きものあり。

◉廣東事情（下）

外務書記生　相原生

廣東港の貿易

廣東省には廣東の外汕頭、九龍、拱北關、江門、三水、北海、瓊州の七開港場と香港、澳門、廣州灣の三外國領地若くは租借地あり此外舊慣に依り內外國貿易の爲め Native Custom を設置せる所は廣州府下のみに於て廣東（從前は本局の外總查關、總巡關、東砲臺、西砲臺等に分れ居たるも四十二年頃より本局のみと爲りたり）陳村、石龍、鎭口關（虎門の東方に在り）虎門關、市橋、石岐、甘竹、江門、崖門、泥灣門（磨刀門の西方に在り南方海に面す）會城關（新會縣地附近に在り）前山、石角、灣仔、蠔山、馬騮州、客家船、第三卡、白石角、關閘、吉大、大鏟島、伶仃島、東澳島、三水門、沙魚涌、溪涌、沙頭角、深圳（三水門以下五ケ所は新安縣內に在り）等三十ケ所の多きに及び各地其稅率を異にせるを以て貿商は隨意便宜の地を選ひ殘克に依る輸出入を爲せ（常關の課稅が洋海關と異なる爲め廣東市場に於て加工せらるゝ象牙細工の原料の如きは全部廣東常關を經由輸入するものにして其他米、材木、檀木、木炭、靴底革の如き常關經由輸入の方洋海關輸入に勝れり）るも常關經由輸出入は其計數を公表せざるを以て單に前記八開港場のみの輸出入額を見るに去る明治四十年の純貿易額合計は二億三千七百二十二萬餘海關兩（以下單に兩と認む）四十一年同上二億四千八百八十一萬餘兩、四十二年同上二億四千三百三十一萬餘兩にして全淸國貿易額の四分の一強を占む、而して廣東港は叙上八港貿易額の約半額を占め四十年の純貿易額一億〇三百七十八萬餘兩、四十一年同上一億〇三百六十九百六千餘兩、四十二年一億〇七百六萬七千餘兩即ち一億六千餘萬弗を算し全淸國純貿易額の八分の一に當る

今四十二年度廣東港の貿易額に就き內外國貿易の割合を見るに

一、外國品の輸入
香港より輸入　二八、六一一、四〇九（海關兩）
清國諸港より輸入　一五八、一一〇
內再輸出額　六七三、四六九
外國品の純輸入　二八、〇九六、〇五六
一、內國品の輸入　三一、三六四、四六五
內外國へ再輸出　一、一六一、八九九
內國品純輸入　三〇、二〇二、五六六
一、廣東地方原產品の輸出
外國へ　四四、〇二五、六四〇
清國諸港へ　四、七四三、〇〇五

と爲り原產品の外國輸出額第一位を占め全貿易額の約四割三分にして次は內國品の輸入約二割八分にて第二位に外國品の輸入約二割五分、原產品の內國輸出は僅かに四分強を占むるに過ぎず而して此割合は每年大差なく原產物の外國輸出に常に第一位を占むるも內、外國品の輸入は揚子江下流各省に於ける米作の豐凶如何に依り互に增減あり同地方豐收の時は內國米の輸入多きを以て內國品の輸入第二位と爲るも萬一同地方凶作にして安南、東京、暹羅米の輸入盛なるに於ては外國品の輸入第二と爲るを常とす

廣東貿易の特色　として特記すべきは原料品を輸出し製造又は半製品を輸入するを清國一般の常慣と爲せるに廣東國は之に反し製造若くば半製品を輸出し食料品を輸入せる點なりとす今玆之を計算を掲げて詳說せんに

米　六、五七九、八六〇（南）　七、六一九、九〇九
落花生、同油　一、六五一、八九七
小麥粉　三、九四二、九〇三
大豆及同油　一、五五九、九九八
砂糖類　二一、三五四、五六七
合計　前記五種の輸入額は內外國品純輸入合計五千八百二十九萬八千六百二十二兩に比し其三分の一强を占め輸出側に於ては

生絲絹織物類（繭を除く）　三一、〇九七、一三一（兩）
華莚及蓆類　二、二六〇、八一五
爆竹　二、一九七、七七三
合計　三五、五五五、七一九

即ち地方原產品の內外國輸出合計四千八百七十六萬八千六百四十五兩の約四分の三に該當せるを見る

左れは省內農作の狀態を見るに西江三角洲中最も地味肥沃なる順德縣一圓は全部桑の栽培に從事し其隣接南海、番禺三水、香山、新會の諸縣亦た桑の栽培は全耕地の二分位を占め東莞縣は蘭草の栽培多く潮州、惠州、欽州府下より南海島は甘蔗を多く栽培し四會縣、雷州府下は「アンペラ」草（土俗竹仔と稱す）を種殖し米の栽培は比較的寡なくして廣東人の食用米は四割を土產に仰き六割を外國若くば揚子江沿岸の輸入に俟つを常とす

輸入品に於ては食料、輸出品に於ては精製若くば半製品が其過半を占むることは廣東港の特色として前敘せる所なるが其他に於て重要輸出入品と其金額を摘記すれば外國品の

輸入に於ては阿片第一位を占め毎年五、六百萬兩あり次は石油二、三百萬兩、紡績絲（主として印度）二百萬兩、晒金巾百一、二十萬兩、鐵道材料、印刷用紙各七、八十萬兩、晒金巾を除ける自余の綿毛布匹合計二百五十萬兩等を擧ぐべく內國品の輸入は食料品を除けは土布百萬兩、絹織物、豆粕、藥品生棉各六、七十萬兩を主要とし又た土產品の外國輸出は桂皮百三、四十萬兩、紅茶五、六十萬兩、生卵、加工煙草、繭、人毛髮各三十萬以上五十萬兩の輸出を最とし同上內國輸出に於ては鞣革百二十萬兩、加工煙草、眞鍮釦二三十萬兩、「ガンニー」嚢、益智、黑砂糖、乾荔枝、橙皮の各十萬兩を擧ぐ

一、貨物、金銀銅正幣地金輸出入の關係　廣東港の貨物輸出入關係は毎年平均八、九百萬兩の輸入超過を見るを常とし最近十ヶ年中只た去る四十年に於て養蠶の成績非常に良好に例年七回の收繭を爲すもの同年は八回の收繭あり絲價亦た高かりし爲め六百二十一萬六千餘兩の輸出超過を爲したるを例外不思議の現象と見るべく四十二年度には一千百三十六萬五千兩の輸入超過にして最近十個年間の通計は八千二百四十八萬二千兩の輸入超過を算し從て金銀銅正幣及地金は同上通計八千八百四十九萬五千兩の輸出超過を現はし叙上洋海關の統計を以て見るに先つ一個年平均九百萬兩の正貨及地金を遞減するものと爲さざる可からざるに洋海關の外常關の輸出入は是亦た洋海關以上の貨物輸入超過を來すべきものと認むる理由あるを以て廣東は貿易の爲め毎年一千八百萬兩前後の損失を重ねつゝあるものと爲さざる可からず

廣東の重要輸出品は全部外國商賈の手に依り輸出せらるゝものにして未た清商の外國直接輸出に從事するものあるを見ず左れば廣東と香港の中間東莞地方に產する華莊の如きも一度廣東に集まり廣東より汽船に搭載して香港に出すを常と爲し（近年製造家を信用して直接輸出により香港に廻漕せらるゝ額增加したるも其に位置上のことにして一は廣東に集るべきものとす）順德產生絲の如きも外國輸出のものは全部は必ず廣東に集まるべきものなるに稅率運賃の關係より象牙、檀木、木材、米、石炭、木炭等の輸入品は常關輸入を主と爲す（石炭は廣東附近製絲工場に出るもの或程輸入たり）即ち西江三角州一帶各港の五十萬兩以上を算する輸出入品の洋海關、常關經由割合を見るに左の如し

品名	洋海關經由汽船輸出入額	常關經由の戎克輸出入額
輸入の部	十万兩	十万兩
阿片類	九三	一三
晒金巾	一三	二
紡績絲	二九	九
豆糟	七	〇
米糠	〇	一八
土布	八	一四
石炭	一〇	四
魚類及漁獲品	二〇	三〇
小麥粉	二〇	二
落花生	五二	四

| | | |

土地平坦肥沃を以て稱せらるゝ撮、河、關八州の平野と雖ども如斯人口稠密に村落の美なるものなく本邦中最も移民を多出する安藝、周防、肥後等に於ても到底見るを得ざる所にして村落各戸の一樣體裁に善美を盡せるは恐らく東洋各地に於ても他に其比を見さる所ならん而して從來存在せし部落も其邸宅を改築又は修繕し殆んど全縣下一圓海外出稼の天惠に浴せるを見る

廣東に於て移民を多出せるは汕頭並に新寧、新會、香山、鶴山、番禺、南海の諸縣たる西江下流々域の諸地方及海南島を主と爲すも叙上廣東港貿易の損失を補ひ進んで同地方の繁榮に資するは西江下流々域諸縣下の移民なるを以て以下專ら是等の地方より移出する出稼民に就き其概要を略說すべし

移民數

汕頭及海南島より出づるものは汕頭及海口港より乘船出發し香港に於て搭船するものは殆んど西江下流々域諸地方の移民なるが今香港港務局の報告に據り同地出發の移民數を見るに最近十ヶ年間一八九九年の六萬一千〇七十五人を最少一九〇七年の十萬五千九百六十七人を最多とし平均七八萬の移出を見又た歸還者の數は一八九九年の十一萬四百四十八人を最少一九〇八年の十五萬七千八百九人を最多とし平均十四萬人の歸還者あり又た出稼者の渡航地は海峽殖民地の四萬九千六百三十九人（千九百八年の調査）を最多し次きは暹香坡、桑港、墨西哥、瓜哇、加奈陀の「ビクトリア」「バンカ」島、「ビリトン」島、秘露、布哇、獨領「ニューギニア」「モクシアス」島、「セレベス」島、「タコマ」日本等順次に繼ぐものとす

今此等渡航地に於ける支那人の位置を見るに海峽殖民地は總人口百六十萬人中支那人は約五十萬あり總人口の三割を占め錫鑛場、護謨耕地等に於ける勞働者として必要缺く可からざるものたると共に貿易上に於ても英國人に次ぐ勢力を有し其消長に貢獻する所尠なからず瓜哇並に蘭領印度は支那人の數五十萬乃至七十萬と稱せられ總人口三千萬人の約五十分の一を占め政府が人民に貸附したる官有地は歐洲人に二百三十七萬「エーカー」なるに支那人の借入れたる所は三十萬「エーカー」に及び各種新企業の經營に勉め或は稅金徵收の受負を爲し其他一般經濟上歐洲人と相拮抗するの勢力を占め建源號の如きは財力三千萬盾にして獨り支那人中の最富者たるのみならず瓜哇全島を通じての最大富者と稱せらる其他北米の支那人數は十五萬人以上と算し彼等は到る所に勞働に商業に銀行業に農業に各其頭角を現はし侮る可からさるの一勢力を占めたり清國內各商港に廣東會館、廣州會館、廣肇會館等の建設せられ商業上の一大勢力たるは勿論なるも本海外出稼問題に關係せざるを以て之を詳述せず

次に原籍地に據る移民出稼地希望の差異を見るに素より數に於ては海峽殖民地の渡航數を最多と爲すも彼等が最も希望せる南北米其他に就きて見るに新寧、新會地方より出づるものは北米、加奈陀、墨西哥、香山縣よりは布哇、南米、印度、濠洲、番禺のものは北米、墨西哥、南米、南海縣下のものは南北米に渡航するもの多し

渡航費用

南洋諸島、海峽殖民地等へ渡航するものゝ內無資產者は契約移民として渡航し自由移民として渡航するものも此等の地方へ赴くには僅少の旅費を以て足るも南北米に赴くものは所要の渡航費亦た少なからず加奈陀へは一千三百弗（香港弗）墨西哥、南米諸國へ赴くには三百弗、北米合衆國に到らんと欲するものは五百弗を要す

如斯巨額の渡航費は家族、親戚の既に渡航地に在る者より貸與せらるゝもの若くば一家に相應の資產を有せるものは論せず渡航者の多數を占むる睏一貫の水呑百性にして一千三百弗を準備するが如きは到底爲し得べからざる所なるを以て彼等は確實なる保證人の連署を以て一族宗廟基本金の內より融通を仰ぐを常として年六分乃至八分の利子を支拂ふ斯の如くにして渡航費を調達し得たるものは彼此誘導して一行數十名一團と爲り出發歸鄉共に其行を同ふするを常とす

渡航地に於ける成績を見るに爪哇、海峽殖民地等に於ける清國人現在の勢力既に之を證し英人が英國殖民地を世界各地に構成して大成功を遂け得たるに對し清國人は個人的殖民に成功し一般に支那人は日本人に比し其結果良好なる如き觀あるは金錢を愛し貯蓄の念最も旺なる支那人の性格に基因する所多きも亦一面如斯其渡航費を一族宗廟の積立金に仰げる事は深く注意せざる可からざる所なり即ち渡航者にして怠慢業を勉めず此の借金を償却し得ざるが如き事あらんにか鄉土に在る遺族は同族間より非難攻擊を蒙り遂には其鄉土を離れ他鄉に流寓せざる可からざるの憂目を見るに至る左れば渡航者は專心此の資金償却を心懸け一行の彼此互に相戒め豫期を貫徹して鄉土に錦を飾り歸還するを念と爲す新寧縣下の新開部落は如斯にして同時に歸鄉したる移民一行の築造に係るものなるを知る同族間に宗廟積立金を融通して青年後日成功の資に供し行くもの亦其責を全ふして自個並に一家の信用を保ち內叙上の如く新寧縣下の美觀あり外爪哇、海峽殖民地の如き勢力を爲せるの事實は本邦出稼者の大に學ふべき所にして地方自治團體の爲政者の如きも亦地方民情の改善上大に參考に資すべき好資料たるべしと信ず

渡航の方法

清國人の移民には本邦に於ける移民會社的のものなきも前記の出稼地に航路を有せる各汽船會社は各自專屬の移民取扱者を有し何れも其者をして間接に出稼人の渡航を勸誘し種々の便宜を謀らしめ居れり

香港の宿所は海峽殖民地南洋等へ往復するものは多く客棧に宿泊するも其他の地と往復するものは其出稼地と取引を有せる商家又は同鄉人の家に宿泊するを常とし此等の商家は香港に約二百四、五十軒あり何れも五人又は十人を宿泊せしめ得るの裝置あり喜んで其投宿に應するも出稼人は家內の使用人等に酒錢として少額の心附けを爲す外何等の宿料を仕拂ふことなく出帆迄滯在し居ることを得るか之れ此種の商家は各汽船會社より仕拂ふ口錢と後日出稼者が送金、物品、書翰の往復等を爲す際之を取次して一定の口錢を得

るを目的とし宿料の如きは之を受けざる次第なりと云ふ而して送金手數料は二分を普通とす

移民送金額

移民は歸國の際貯蓄金を自ら携帶歸鄉すること多く出稼地より送金ある場合も普通の爲替に依らずして前記の如く取引を香港に有せる商店を經て送金するを常と爲すを以て廣東移民の送金額は到底其正確數を知り難きも今假りに一ヶ年間歸鄉者即ち千九百八年の十五萬七千八百九人が一名百弗を携帶歸國するものと假定すれば合計一千五百七十八萬餘弗と爲り出稼地に在る廣東人勞働者の數を一ヶ年渡航者數の二倍と見積り一ヶ年五十弗を送金するものと假定すれば即ち150,000×50=7,500,000 七百五十萬弗前者との通計二千三百二十八萬餘弗と爲る

一ヶ年間の渡航者數は逐年增加せるも既往十ヶ年間の平均數を前述香港港務局の調査に徵し七萬五千と爲し貯蓄高は最も勞銀廉なる海峽殖民地暹羅等に標準を取り一ヶ月四弗强の貯金を爲し得るものと假定し出稼地には三ヶ年間位滯在するものとして前記の二千三百二十八萬餘弗と爲るも南、北米、加奈陀、布哇等に渡航するもの勘からざれば叙上の假定は極めて內輪の見積りと爲さゞる可からず且つ此外密航者の數亦勘からざる事實を忘る可らず廣東人が海外出稼に依り貿易上の缺陷を填補し尙ほ進んで地方の繁榮に資せることは叙上略述せる所を以て推知することを得香港、澳門の繁榮も廣東人の貢獻殊に厦東出稼民が之に關與する所勘からざる事實あり今や本稿を終るに臨み尙ほ一言附加し度きは此等廣東移民努力の反影として現はれたる新寧鐵道の民設、公益埠、香州港なる商埠の新開なり

新寧鐵道

本鐵道は清國諸鐵道中最も特色を有し且つ商辦鐵道中第一番に完成したるものにして現任社長陳宣禧は久しく米國に在りて巨萬の富を爲したると共に同地に於て得たる經驗により自ら會社設立以來社長にして且つ技師長運輸長を兼ね或は時に自ら鋤を取りて土工の摸範を示し刻苦勉勵殆んど其竣成を一身の事業となし四十二年六月三日を以て全線三十五哩八九の開通式を擧げたり其特色と爲す所は全然外國技師の援助を受けず清國人自ら設計敷設し其材料も止むを得ざるもの丶外全部自國品を使用し本線を定成したる點に存す而して此資本金洋銀二百五十萬元は主として桑港「シャトル」其他米國諸港、香港、新嘉坡、南洋在留の清國人即ち海外出稼者より募集し一株五元にして外國人に擔保に入れ又は賣渡すことを嚴禁し居れり而して本鐵道使用人の如きも殆んど全部一度海外出稼の經驗を有せるもの丶如く皆な多少英語を解し居れり

公益埠

本港は右鐵道の敷設と共に新開せられたる市街にして東西護岸築堤の延長約三町余南北の奥行一町余にして街巷は棋盤目の如く直線に布設し南北七條東西五條あり全く香港澳門の如き半歐風市街を模したるものにして軒下を長く出し此處に約一間の人道を兩側又は片側に設け中央に約十五尺乃至二十尺

の車馬道を作り且つ家屋の建築にも略ぼ一定の制規に據れるものゝ如く各戸大抵一定の外觀を爲し不體裁なるものあるを見ず四辻には「アークライト」を點じ道路の清潔なること他の支那街に於て其比を見ざる程なり戸數は目下建築を終れるもの約三百五十尙ほ續々建築中にして目下の處人口約二千と見積られ鐵道會社の碼頭起重機等は市の東方下流二三町の町に在り其他護岸には大小七個の碼頭を設く本港新開計劃者の所期は香港澳門の如き清潔にして又た娛樂機關も備はれる新市街と爲し彼の永く海外に出稼して巨萬の富を積みたるものゝ陰濕汚穢なる現在の城地鄉村に歸還居住するを喜ばるゝものを招致せんと試たるものにして目下着々其所期を充し今後益々發展の見るべきものある如き即ち廣東人が出稼民として此地の繁榮に資し暮月ならずして潯江右岸の水田は一變して公益埠なる一新商埠と爲りたり

（本項は四十二年三月中華者の所見に據る）

香州港

公益埠は鐵道の北端起點地として水陸の連絡を爲すべき必要に應じ新開し移民歸還者の居住に依り發達したるものなるが香州港は四十一年來對葡國澳門境界問題の起りしより澳門に對する報復手段として同所に近き海岸に歐風市街を造り警備を嚴にし常に居住の不便不安を嘆ぜる富豪若くは在外出稼者の歸還安全なる生活を爲し得べき所に充てんと欲し香山縣人王灼三並に公益埠創立に經驗ある伍干政等に依り澳門の北々東十哩香港の西々北三十餘哩なる香山縣下の土名沙灘環なる地に創設せられたる新商埠にして發起人等の意氣込は澳門以上の繁華の地と爲し迫ては此地を自由港として香港の鑒に倣はんと欲せり

四十二年四月二十二日本埠開幕式擧行以前の當地は吉大山陽兩所の境界にて海上野狸島に面せる荒蕪の沙灘地にして七八戸の民家ありたるのみなるが翌年五月中華者が實地に就き見る所に依れば中央山丘の前面に該商埠公所の煉瓦建家屋の建築は半ば成就し其他同公所假事務所並に巡防隊駐屯家屋の外第二、第三馬路、海岸通り、公所前大街等通路一部の建造を終へ之に面せる洋風煉瓦造家屋亦た約十餘棟（一棟は五、六の商家に分割せらる）を完成し商家の數既に殆んど一百に及び其他建築工事に從事せる木匠、苦力、石工より轎夫、飮食店の假小舍は數百に上り公所側の云ふ所に依れば目下同商埠內に居住せるものは總計二千人に及び地區の賣約は既に千餘區に上ると海岸には幅四間長さ五、六十間棧橋二個其他小なもの一個あり香港香州間には百二十四噸なる吉利と稱せる小形汽船の往復せらるゝあり拱北關洋稅關の分局ありて輸出入の取扱を爲し道路既成の部分には樹木を植付け山上には公園地の建造を始め其他賣渡濟の地區に於ける家屋の建築着々進行せるを見る等同商埠の建造は日一日と進捗せるを見る

公益埠と香州港の二者を比較すれば公益埠は小規摸にて早く完成せらるゝ如く後者は規摸宏大に外洋航汽船の投錨にも差支なき樣海陸兩面の設備を爲せるを以て同商埠の完成は到底三四年を以て爲し得らるべきものに非ず豫定市街地の面積の如きは香州港は公益埠の約十倍を占め

り

香州港に於て地區を買入れんと欲するものは一定の標準價格を以て香州商埠公所より買入れ地券を得て證と爲すも外國人は一切土地を購買することを得ず外國人に轉賣したる地券は廢紙と爲すべき旨を章程に規定し又た遠隔の地に在る在外移民等に對しては地區買入上に便宜を謀ることゝ爲せり

香州港將來の發達如何に關しては港灣の設備、市街地の警備後方商業地帶との陸上交通機關の布設に關する所謂なからず愚見なきに非ざるも之を論究するは本編の主旨にあらざるを以て之を略し唯だ當港の一大特點として附記し度きは本港の設計、工事の實行より進んでは市内の管理、行政、警察等專ら香州商埠公所なる少數發起人の掌中に在り現住總、副、協理の司る所にして從來屢々清國各地に起れる共同事業經營上に甲論乙駁兎角事業の進行を支離するの弊を防止し得たるも香州の發達は公所勢力の膨脹にして縱て發起人等の名利共に揚る所たるを以て他の一部に於て住々之を快しと爲さず或は爲めに本港發達を防碍する主因たることなきやを恐る

以上は昨年十月二日筆者某所に於て述ぶる所の大要にして尙ほ當日は最後に對日本廣東貿易、在留本邦人の概要等を述べ第一南清として兩廣の存在、第二廣東並に廣東人の優越特殊の點ある事等を訴ふる所ありたるが本稿記述は以上に止め後日或は機會を得るの際右二項と共に廣東の風俗、習慣並に廣東人の商店經營方法等を併記することゝ爲すべし

◉東三省移民開墾策

奉天鹽運使　熊希齡稿

日露協約成り日韓合邦終てより朝野震動し疾首蹙額奔走相告げ遂に國會代表者及資政院議員皆東三省を以て最大の問題となさゞるなし、然らば則ち今日大局の危殆累卵の如く其れ岌々として日を終うべからず、一隅に依て全國を牽動するもの東三省實に其衝に當る、請ふ先づ其關係のある所を云はん

一、東三省と各國との關係

西比利亞鐵道未だ通ぜざるの前東三省の各國に對する實に何等重要の地位なし、甲午日清の一役より露佛獨出で、三省に干涉し始めて世界の注目する所となれり、又甲辰日露の一役米國出でゝ調停し乃ちポーツマスの和議あり、日本復列强の此條約締結に疑忌あらんを慮り均しく清國の領土保全主權尊重滿洲の門戸開放各國議會均等を以て宗旨をなせり、東三省の危うして復安んじ亡びて復存せしもの各國

が平和を公保せるの力也、若し東三省の地廣人稀を以て拓殖の政策立たず商業の發達期し難からんか、各國と東三省との關係既に密接ならず疆萬里犬牙相錯の日露遂に捷足先登復東三省をして偏重の勢あらしめん近年來兩國移民に注意す、實に將來喧囂奪主して東亞の平和終に恐らくは保し難からん、茲に各報所載の兩國政策を摘鈔せん

露の殖民計畫

一、殖民地擴張の準備としてアムール省烏蘇里及後貝加爾州接近の中國の地一帶をすべて殖民地とす

二、アムール沿岸の工事につき清國人の入國を禁止し凡て露國政府の建築事業に使用するものはすべて歐露各地より募集す

三、鐵道複線工事を急速に完成す

四、殖民事業に對する財源の研究

五、殖民地への道路開鑿

六、移民保護の方法

七、鐵道沿線地方に檢査隊を派遣す

八、每年移民五十萬を極東に派す

日本の滿韓殖民計畫

一、歐米に赴く移民を一律に禁止し滿韓地方に集中せしむ

二、內國債二千萬を償還し國民をして滿韓地方に投資し以て其事業を擴張せしむ

三、內閣に拓殖局を設立し總理大臣を以て總裁となし滿韓一切の事項を統理せしむ

四、正金銀行を以て滿洲の金融機關となし不動產を抵當となすを許し專ら日清貿易及殖民政策の圓活を計らしむ

五、遼河沿岸鐵嶺以南營口迄の間に開墾を行ひ高等工業學校を關東州に設け專ら該地方有用の材を養成す

六、二億五千萬元の朝鮮公債を募集し十年乃至十五年の間に各種道路の開鑿土地整理移民等の事業を確立し以て拓殖政策の目的を達せしむ

七、朝鮮銀行を改めて拓殖銀行となし總督府の拓殖事業の補助機關たらしむ

兩國定むる所の政策を以て之れを觀其到るべき所を推すに露は必ず清國人のアムール省に入るを禁止し、日本は必ず其人民を朝鮮に移し、朝鮮人を驅て我腹地に入れん、大勢既に定れば復荒僻し並に畛域の分なく露鮮の民潛かに我界に入りて居處し、卵育蠶食鳩居し其盤踞久しきに及ぶや、勢必ず兩國南北滿洲の利を壟斷し、各國は機會均等の益を失し、所謂滿洲の門戶開放中國の土地保全等の條約復賴むべからず、難を三省に發して全國動搖し、列國亦瓜分の議を實行するを免れず、東亞平和の局望むべからざる也

二、東三省と各省の關係

商業上の關係

甲午の役各省の人民外債二億を負擔せるは東三省の爲也、庚子の役各省の人民又外債四億を負擔せるは又東三省の爲也、北京は東三省を恃て根本となす、根本事あれば必ず全國に影響あるは一定不易の理たり、即ち商務を以てこれを言はんか、近年來國

外例へば日本在留支那人の如き國內例へば上海市面の如き生計困窮貿易疲敗せるもの、亦多く東三省の不振による蓋し營口の一埠向來出入の貨物均しく上海より轉送せり、然るに日本大連を經營してより交通便利の爲に營口の商務遂に奪ふ所となり、輸出口の土貨中豆麥輸入の米國品棉絲布、麵粉前には清國商人經營銷售せしもの、日本其海道の便利を恃んで、橫濱神戶より直接承運して以て大連に向ふ故に獨り上海營口の商人其業を失ふのみならず神戶橫濱等に旅寓するの清商又均く其業を奪れ敝を與すに至れり、然かも獨り管に是のみならず、我南方各省の土貨通州紗布等の如きの類、曩に滿洲を消費地とせるもの、日本皆これを模造し商標を冒用し、以て我固有の利を侵奪し、南北滿洲陳列の貨、露國產にあらざれば卽ち日本品にして、又各省品の販路を復するに由なし、今此に丙午年の調査による營口上海の貿易情形により、日露戰役前後の貿易額に比較せん

上海より營口への輸入

品名	戰前	戰後
緞	三百萬元	三十萬元
紗	六萬餘包	三萬餘包
花	十萬餘石	一萬五千石
布	二萬餘石	五千餘包
布	五萬餘石	——

營口より上海への輸入

牛莊大豆	一百餘萬石	二十萬石
豆油	十二三萬簍	六萬簍

以上各情形に就て是を觀るも營口上海の貿易關係の密切なる之を知るべし、近年來各省百物の騰貴穀價最も甚しく、民間の生活程度をして、日一日と高からしめ、食を得るなきの結果は必すや流れて盜賊となり、內亂蜂起し、各人生に聊んぜざらん、其故は實に人口增加にあり、若し此沃美の大陸東三省を失はんか南方各省遂に移殖の希望絕え農業は以て國の困窮を救ふに足らず、坐して死を待つべきのみならん

移民開墾の要

今の時に於て東三省の危局を挽回し、各國の商務を發達せしめ、東三省の利權を挽回し若し各省の土貨の販路を擴張せんとせば、其要皆移民開墾に外ならず

夫れ戶口繁盛の都會は其生產力に富み購買力亦之れに因て增す、各國商人交々資本を投ずれば其間自ら必ず牽制する所あり、相視て肯て難を發せず、庚子の役互に東南を保ち上海漢口の兵禍を免るゝを得しは、則ち此故也、三省の民既に地に庶かず、復多く荒、道路通ぜず、賊匪出沒すれば旅行不便也、故に各國商人之が爲に足を裹み、既に干係なく遂に牽制なく、一に日露のなさんと欲する所に任す、今若し移民開墾に注意し、商務發達し各國の重を注ぐ長江流域の如くんば、一國をして出でゝ、擾害せしめず、勢力範圍の說遂に破壞せらるべく、東三省亦化して萬國の工商競爭の區永久中立の地となるべん、所謂危局を救ふとは是れ也

東三省は農產物發達の邦たり、其民間需要の器物需要供給に過ぐ、何國の貨に論なく皆虛に乘じて入るべく、此勢之れを防遏すべからず、今宜しく南方各省の土貨をして輸入

せしむべく、然らば外貨輸入の抵制亦之れを庶幾すべし、然かも北人の習慣は南省これを知るもの少く、一切の起居飲食の用品亦多く同じからざるものあり、故に販路之れが爲に暢びず、若し能く移民開墾行はれ、南方各省の人民麕集日に衆ければ、則ち其起居飲食に用ふる所の物品必ず之れにより輸入を增加せん、これ啻に各省の土貨の貿易を擴張するのみに非ざる也、日本南滿鐵道一帶の僑民の用ふる所の器物至微と雖も其國より輸入せざるなし、此例は即ち彼をみるに足らん

又中國の人口四億、需むる所の日用の貨棉布を以て大宗となす、近年、海關の貿易統計によるに各國よりの棉布輸入一億二千萬兩に至る正貨流出を防がんと欲せば自ら棉花栽培の區を擴大すべき也、然かも南方各省戶口繁滋米を以て命となす、若し改めて棉花を植ゑんか、民將に食に窮すべく大亂の基也、東三省氣候早寒種棉に宜しからずと雖も近年奉天省蒲河一帶水稻を試種せるに大に結果良好なり、これに依て之れを推せば三省の河流縱橫以て水利に資すべし（日本の北海道氣候は三省と相同じきも河流灌漑は三省に及ばざる遠し、然かも水稻の種殖大に成功あり、該國北海の水稻の產額を三千萬石に至らしめんと計畫中）若しよく移民開墾を行ひ、廣く水稻を植え以て南方の民食に供せば、南方棉に適するの地以て棉を植ゆべく、一轉移の間兩つながら其益を收めん、所謂利權挽回とはこれ也

三、東三省の地理

面積

夫れ東三省の關係既に彼が如くして速に補救を計るべき也、又斯くの如くんば移民開墾問題は實に今日朝野上下の公認する所の政策也惟東三省面積の廣大特產の豐富土地の肥美天然地理の優勝は各省人士のこれを知るもの少し、或は恐る誤て移墾政策を以て救亡の起見となし其大利のある所を知らざらんを今請ふこれを分別して錄せん

東三省の面積一百餘萬方里、每里四十五晌、每晌十畝應さに四億五千萬餘畝あり、今歷年調查及日本の調查書により之れを考ふるに既に開墾せるの地を除き尙以下の數あり

甲、北滿洲新墾地面積

吉林省大部分	三百三十萬晌
黑龍江省	三百萬晌
東北部蒙古	四十萬晌
計	六百七十萬晌

乙、北滿洲の適耕地にして開墾を待つ原野面積

吉林省北部の大部分	五百八十萬晌
黑龍江省	三百六十萬晌
蒙古	五百八十萬晌
計	一千五百二十萬晌

即ち可耕地の面積は合計正に二千一百九十萬晌、約五十餘萬方里たり、若し每方里百人を容るべしとせば能く五千餘萬人を移住せしむるに足れり

物產

查するに三省農產に富み高粱豆麥を以て大宗となす、昨奉天農業試驗場の調查によるに奉

天一省の高粱耕作地約一千一百七十餘萬畝、其產額八百萬石、價格三千八百八十餘萬元、大豆耕作地八百八十餘萬畝、產額五百十萬石價格三千九十餘萬元、粟米耕作地六百八十萬畝、產額五百萬石價格千四百萬元、小麥耕作地百八十六萬畝、產額九十七萬石、價格九百三十萬元、是等を合算すれば其耕作地三千四百十六萬畝總產額一千九百七萬石其價格九千二百四十餘萬元に達す

又日本の調査によれば南北滿洲產穀の地積未墾地を除き既墾地八百五十萬晌あり、日本の七反六畝ゞ以て起算せば每晌應に平均穀四石を出すべく即ち次の如し

南滿	四百萬晌	一千六百萬石
北滿	四百五十萬晌	一千六百萬石

兩々これを比較するに奉天農業試驗場の調查せる所の數は日本人の平均數より却て多し、又宣統元年、南北滿洲各關の輸出額を調查するに僅かに大豆の一項のみにて其價格八千萬元、若し第一項面積の示す所の新墾未墾の地尙二千一百九十萬晌あり、一律墾放すれば平均の穀產額八千七百六十萬石を得べし

土質

查するに三省の土質沃厚にして新墾後四五年にして始めて肥料を用ふれば足る、遠く黑龍江省の官有荒地に至れば黑壤深さ三四尺に至るものあり、奉天農事試驗場米國技師の報告によれば、獨り外國の種子これを本國に比して收穫二倍なるのみならず、每畝の收穫の量及其價格等米國に比し更に優れりと

今玆に該場試驗成績表を摘錄せん

甜菜 米國 每畝產額二千五百五十二斤
支那 每畝產額四千七百餘斤

其含糖量を檢するに甚だ多く、外國に於ては製糖多くこれを材料となす、米國に於ては平均甜菜一畝約金九弗餘即ち大洋二十元以上也、奉天農事試驗場の試驗成績によれば每畝の甜菜產額金十二弗余にして大洋三十元許に相當すべしと

玉蜀黍 支那種 每畝產額五斗
外國種 一石五斗乃至七斗

玉蜀黍は黃色馬齒の一種を最佳とし、其產額多きは二石二斗に至る、戊申年の米國に於ける相場によれば奉天斗一斗約大洋一元、則ち奉天に於ける每畝の產額は大洋二十二元に達す

小麥 支那種 每畝產額三斗
外國種 四斗

小麥は松花江流域を以て最も宜しとす、奉天農事試驗場の報告によるに、東三省の安東大連兩關よりの每年の麵粉輸入額約一百餘萬元、若し種子を改良すれば奉天省內其耕作地三百萬畝なれば每畝一斗を增收し得べく一斗の價格一元なれば更に三百萬元の收入增加となるべし

牧草 **菸葉** 外國種每畝產額一千斤、百八十斤

奉天農事試驗場報告書によるに此種に於ては首宿と匈牙利草の兩種を最も畜牧に便とし、米國每年の產出價額米貨七百四十三萬餘弗、三省の荒原尤も牧畜に宜し、烟草の一項滿洲各地皆種うべく松花江中流一帶尤も宜し、其栽培法は肥料を施さゞる新墾地を優れりとし、施肥料の耕地は却て劣れりと、奉天農場此次の試驗成績によれば其收穫は民間のそれに倍せり

地理

日本の北海道が移民開墾をなすや天然地理に注意し、勢に因て利導し、以て轉運に資し餘力をあまさず、然して其水陸の形勝を考ふるに鐵道幹支各線の延長は千九百三十五清里に過ぎず、石狩其他各川及運河の延長亦少からず、我東三省幅員廣大河流縱横鐵道絡繹實に移墾政策の便なる之れを北海道に比すれば過ぐるあつて及ばざるなし、茲に此里程數を記さん

甲、鐵道の延長

一、	京奉線山海關奉天間	八百二十八里
二、	同瀋寧子營口間	百二十七里
三、	東清鐵道滿洲里幹線	二千八百七十里
四、	同哈爾賓長春間	四百三十七里
五、	南滿鐵道大連長春間	千四百四里
六、	同營口蘇家屯各支線	四百七十里
七、	安奉鐵道	五百七十里
八、	吉長鐵道	二百八十里
九、	齊昂鐵道	四十里
	計	七千四百二十六里

乙、河道の延長

一、黑龍江流域延長三千三百八十里雅古薩城以上は水深五尺以下は水深二十五尺大小輪船通行

二、松花江流域延長二千餘里水深五尺乃至八尺吉林綏遠間輪船通行

三、烏蘇里江流域延長一千七百餘里、內一千四百餘里の間輪船通行

四、圖們江流域遠しと雖も水甚だ淺く、僅に海口より露國境に至るの間深四五尺小輪船を行るべし

五、嫩江の流域延長一千四百餘里、水深七八尺小汽船墨爾根迄通ずべし

六、呼蘭河流域延長四百里、水甚だ深からず、吃水四尺半の小輪船呼蘭城下に至るべし

七、牡丹江流域延長八百餘里、寧古塔より三姓に至る迄二百七十里の間水深四五尺小輪船通行すべし

八、松阿察河流域延長二百六十里、興凱湖に入る深さ八尺乃至十二尺

九、穆陵河は流れて烏蘇里江に入る小舟を通ずべし

一〇、陶爾河洮南府を通ず若し河口の月亮泡を疎鑿すれば小輪船を行るべし

一一、遼河流域延長千餘里帆船を通ずべく下流牛莊より營口に至る迄小輪船亦行るへし

一二、伊通河流域延長四百餘里水流深からず

一三、興凱湖中國境に屬するもの面積約二十一平方清里水深五尺

一四、鴨綠江額爾克納河韓露の分界たりと雖も然かも帆船は通行せしむべし

計　一萬一千六百餘里

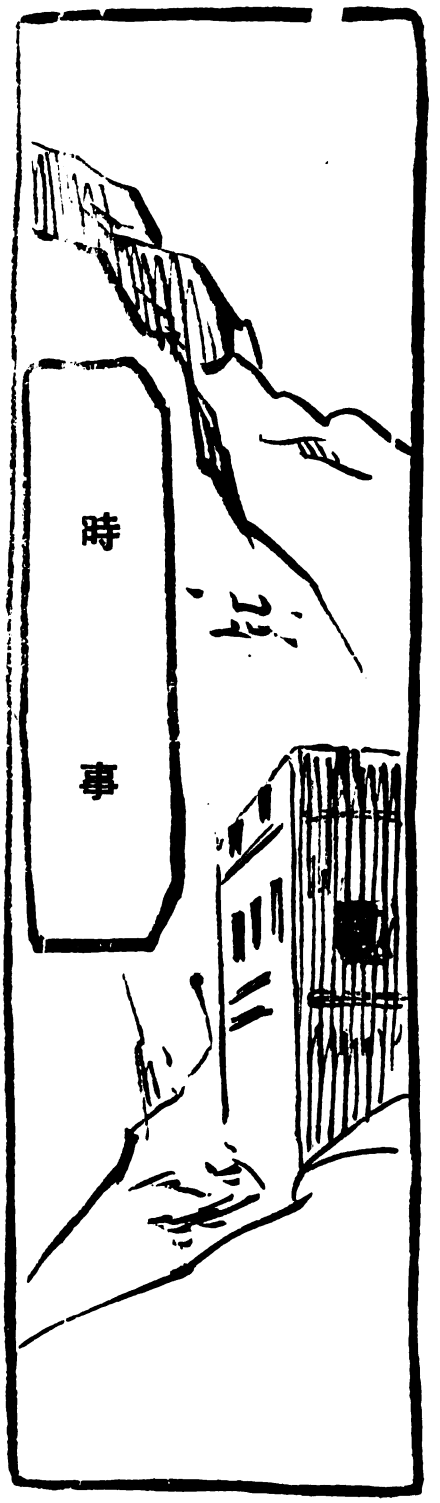

◉講和談判の經過

第一回

清廷の講和使唐紹怡の一行は京漢列車により十二月十一日最初の談判地たる漢口に到れり、然るに革命黨側は上海にあらざれば談判に應ぜざる旨を申來れる爲漢口に於ては黎元洪と會見せしのみにて十四日下江して上海に向へり、而して上海着の翌日即十二月十九日より講和談判は革命軍の代表伍廷芳氏との間に開かれたり而して談判所としては上海英租界なるタウンホールを用ふる事となれり

當日談判に參加せしは次の諸氏なり

官軍側	唐紹怡	革命軍側	趙椿年
	許鼎霖		馮懿同
			歐庚祥
			伍廷芳
			溫宗堯
			王寵惠
			汪兆銘
			鈕永建
			王正廷

而して當日は革命軍側より次の講和條件を提出せり

一、滿洲朝廷は之を撤廢すべし

二、共和政治を採用し現時の君主政體に代らしむべし

三、幼帝及皇室には多額の年金を與へて優遇すべし

四、滿人には相當なる地位を與ふるか或は場合により年金を與へて之を優待す、殊に滿洲旗人に對しては從來よりの年金を繼續して與ふべし

これに對する討議はこれを後日に讓り當日は次の諸件を議決し午後六時二十分散會せり

一、講和談判中は兩軍戰鬪行爲を一切中止する事

二、講和談判中、官軍側は湖北、山西、陝西、山東、安徽、江蘇、奉天等の各省に駐屯せる軍隊に一切戰鬪的行爲を取らしめざるやう命令する事

三、革命軍側も同じく戰鬪行爲中止の爲湖北の黎元洪及び山西、陝西の各都督府に電照する事

四、官軍側の戰鬪的行動中止を承諾せし正式の通告を袁世凱氏より得るを待ちて兩代表者は再び會見を行ふ事

第二回

第二回の講和談判は袁世凱より停戰嚴守の回答の到着せる翌日二十日を以て開かれ唐紹怡は講和談判の議題は頗る重大なれは愼重討議するの心要あるを述べ更に停戰延期を提議し

十二月二十四日午前八時より同三十一日午前八時迄停戰する事に決定せり

それより伍廷芳は共和政體設立に對する自己の意見を述べ極力唐が其意見を容れん事を說けり、唐はこれに答へて曰く紹怡箇人としては之れを諒とするも事頗る重大なれば一應袁世凱の意見を問はんと、これにて第二回の談判は終れり

第三回

第三回の講和會議は二十九日午後二時半より開かれ五時十五分に散會せるが當日の決定事項次の如し

第一、現在兩全權代表會議は猜疑を解き以て大局を靖ずるを圖り特に條款を締定すること左の如し

第二、國民會議を開き國體問題を解決し多數に從ひ決を採り決定の後兩方齊しく須らく倚從すべし

第三、國民議會未だ國體を解決せざる以前には既に借定を經たるの洋款を提資することを得ず又再び新に洋款を借るを得ず

第四、十二月三十一日(洋曆)朝八時より數へて五日以內に山西、陝西、湖北、安徽、江蘇等に在る所の淸兵を現駐地百里外の地に退出し唯巡警を駐め秩序を保衞すべし民軍は進んで佔するを得ず以て衝突を免れしむ五日の內兵を過むるの條款を商妥するの後を俟つて締する所の條款に按じ照して辦理すべし其山東、河南等の民軍既に占領したるの地を淸軍來り攻むるを得ず民軍又進んで他所を取るを得ず

第四回

第四回の談判は翌三十日午後二時より開かれ次の國民議會召集方法を定めて五時二十分散會せり

一、國民議會は支那の各部よりする代表者を以て組織せらる

即ち各省は一部、內外蒙古は合せて一部、東西西藏は合せて一部を組織し一部は三票の權利を有す

二、各部の代表者は電報に依り左の手續きにて國民會議に召集せらる

即ち江蘇、安徽、江西、湖北、湖南、山西、陝西、浙江、福建、廣東、廣西、四川、雲南、貴州の代表者は假共和政府の名にて直隸、奉天、吉林、黑龍江、甘肅新疆、山東、河南の代表者は滿洲政府の名にて之を召集し且右八省の諮議局へは官革兩政府の名を以て電報にて右の旨を通じ又蒙古及び西藏の代表者には官革兩政府の名にて之を通知すること

三、出席代表者にして各部の四分の三に達せば之を以て成規の定數と見做し會を議して議事を開くことを得

第五回

更に翌三十一日第五回の會議を開き次の諸件を決定せり

一、山西陝西兩省には兩政府より委員を派し同道前往して和約を審明す

二、張勳は屢々約に違ひ且兵を督して殺戮暴行大に人道に悖るを以て唐は袁內閣に査辦方を電達することを承諾せり

三、湖北、安徽、江蘇、山西、陝西各省の官軍は五日內に現駐地方百淸里以外に退出し巡警を停めて地方を保衛し革命軍は又之を追擊するを得ず而して官革軍兩軍隊は此取極を遵守すること

四、伍廷芳は一月八日即ち淸曆十二月二十日に上海に於て國民議會を開會せんことを提議し唐紹怡は右提議を袁世凱に電報し速に回電を請ふことゝせり

五、上海通商銀行が過日南京より送り來れる銀約百萬元を保存し居れるに付唐伍兩代表は該金中より二十萬元を支出し漢陽義信會に交付し以て各省災害地の救濟費に當てんことの協議をなせり

唐の辭任

唐と伍との講和談判が斯くの如くして進捗しつゝあるに際し、袁世凱は唐の決定事項中委任事項以外に涉れるもの及到底實行し難きものありとて、唐に嚴重なる警告を與へ且是等の決定事項中或ものにつき不贊成を稱へしより唐紹怡は遂に一月二日を以て其任を辭し北京朝廷亦これを聽許し以後袁世凱は電報を用ひて伍と直接談判する事となれり

◉國民議會

上海に於ける唐、伍の講和談判は政體問題の決定に就いて全く一致せず其結果北京朝廷に於ては御前會議を開き臨時國民議會を開きこれを決する事となり十二月二十八日遂にこれが上諭の發布を見たり、即ち左の如し

內閣代遞する唐紹怡の電奏に民軍代表者伍廷芳堅く人民の志願が改めて共和政體を建つるを以て目的と爲す等の語あり、今次武昌變起るや朝廷俯して資政院の請に從ひ憲法信條十九條を頒布し、廟に告げて宣言す、原早く干

戈を息め國民と同じく和平の福祉を享くるを冀へるも大信また孚さるを以て政爭迭りに起る、予惟ふに我國今日君主立憲共和立憲の二者何れを以て宜しとせん、此れ内に對し外に對する實際の利害問題とす、固より一部分人民の得て私する所にあらず、亦朝廷一方にして能く專決する所にあらず、自ら臨時國會を召集し之れを公決に付すべし茲に國務大臣等召集を奏請するに據り、近く王公會議を開き詢問せるに皆異詞無し、即ち内閣に下すに此意を以てし、唐紹怡に電令し民軍代表に轉告し豫め宣示を爲し、一面内閣は迅に選舉法を協定し期を刻めて國會を召集せんとす、伍廷芳と妥商し、彼此先罷兵を行ひ以て群生を奠めて大難を弭めしむ、予惟ふに天民を生して之れが君を立て司牧の原たらしむ、一人を以て天下を養ひ天下を以て一人を奉ずるに非ず、皇帝大統を繼承する甫め沖齡に在り、予更に何ぞ生靈を塗炭にして害を全國に貽すに忍びん但會議決を取る國利民福を以てすべし、天視民視、天聽民聽、願くば我愛國の軍民各至公を秉り共に大計を謀れ、予實に焉を厚望す

而して此結果翌三十日の講和會議に於て別項に見るが如き國民議會開會の件を議決せり

然るに一方北京朝廷は此決定せる國民議會には贊成する能はずと稱し遂に唐は其任を辭し講和談判は此に一頓挫を來すに至れり、北京朝廷の國民議會召集法は大略次の如し、別項のものと對照せば兩者の懸絶自ら明かならん

第一、國民議會は北京に召集す

第二、各省州縣及び府の直轄地方にあるものは各議員一人を選ぶ

第二、各界毎旗より各議員一名及び清鄉毎城各議員一名を選ぶ

第四、各省は各府州縣より長官を、各藩屬は札薩克圖汗部の長を選舉監督とす

第五、總人員の三分の二以上會するに至れば議會は成立す

第六、總て國籍を有する男子滿二十五歲にして該選舉區内に住所を有すること滿一年以上なれば皆選舉並に被選舉の兩資格を有す

第七、資格なきものを規定す

第八、選舉は單記法を用ふ

第九、得票最多數の人を當選議員とす當選人員は各地方行政官より護照を發給し北京へ來着せしむ議會條例は別に之を制定す

斯くして國民議會は今や全く有耶無耶の間にあり其開否元より未だ期すべからず

◉孫大統領の就任

支那革命黨の頭首と仰がれたる孫逸仙は今回の革命亂勃發當時は米國にありしが、爾來歐洲大陸に渡り漸く去る十二月歸來年逝くに近くして上海に入り更に南京に移り一月一日を以て大統領の印綬を帶びたり

大統領就任式は一月一日午前十一時より舊總督衙門に於て

開かる、孫の入城と共に各省代表者による歡迎會あり、先づ山西省代表者景耀月は歡迎の辭を述べて曰く

今日滿洲朝廷の專制政府を驅逐し共和の光を見るに至りしは吾人の欣喜措く能はざる所也、而して孫は斯くの如き結果を見るに至る迄多年、放浪の身となり幾度か死地に陷りしに係らず、不屈不撓遂に今日に致さしめたるを以て我革命の功は孫を以て第一に推さざるべからず云々

と

次いで孫は起て簡單なる大統領宣誓書を朗讀せり、其略に曰く

革命軍が諸君の力により今日の成功を致し遂に滿洲政府を倒すに至りたるは實に諸君と共に天に感謝する次第也予は大統領に選擧せられし以上將來はよく國民及諸君の希望に副ふて政治を行はんと

これより更に國民の歡迎會開かる、景耀月又起て祝辭を述ぶると共に大統領の印綬を孫に附し、孫はこれを受け王兆銘の起草に係る左の大統領宣誓書に署名し胡漢民をしてこれを朗讀せしめたり

中華民國締造の始め、文不才を以て臨時大總統の任に膺る、夙夜戒懼、以て國民之望みに副ふなきを慮る、夫れ中國專制政治の毒、二百餘年來に至りて滋す甚だし、一旦國民の力を以て、倒て而して之を去る、事を起して數旬に渦きず光復する既に十餘行省、歷史有りてより以來、成功未だ斯の如く速かなるはあらざる也、國民以爲らく、內に統一の機關無く、外に對持の主體なし、之を建設すべき事、緩ふするを容さず、是に於て臨時政府を組織するの要あり、功を推し能に讓るの觀念より言はゞ、文敢て任ぜざる所なり、服務盡責の觀念より言はゞ、文敢て辭せざる所也、是を用て、昭勉國民の後に從ひ、能く專制の流毒を蠲掃し、共和を確定し、普く民生を利し以て革命の宗旨を達し國民の志願を完ふするは、端今日に在り敢て肝膽披瀝し國民の爲に告ぐ、國家の本人民にあり、漢、滿、蒙、回、藏諸地を合して一國と爲すは漢、滿、蒙、回、藏諸族を合せて一人となすが如し、是を民族の統一と曰ふ、武漢義を首めて十數行省、先後獨立す所謂獨立とは滿清に對して離脫をなし、各省に對して連合をなす、蒙古西藏の意亦同じ、行動既一、決して岐趨なし、樞機中央に成り經緯四徑に周し、是を領土の統一と曰ふ、血鐘一鳴、義旗四に起る、擁甲、帶戈の士十餘行省に遍ねし、編制或は一ならず號令或は齊はずと雖も而も目的の在る所同じからざるは無し、共同の目的より以て共同の行動を爲す、整齊畫一、夫れ豈、其れ難からんや、是を軍政の統一と曰ふ、國家の幅員は遼濶各省自から其の風氣の宜しき所あり、前次清廷中央集權の法を強ゐ、之を行ひ以て其の僞立憲の術を遂ぐ今は各省連合、互に自治を謀る此後の行政は中央政府と各省の關係調和宜しきを得るを期す是を內治の統一と曰ふ、滿清時代、名を立憲に藉りて斂財の實を行ふ、雜捐苛細、民生を聊せず、此後國家經費の民に取給するは必ず理財學理に合ふを期し而て社會經濟組織を改良して人民をして有生の

樂を知らしむるにあり是を財政の統一と曰ふ、以上の數者は政務の方針なり、此を持して進行せば庶くは大過無からん、若し夫れ革命主義は吾儕の昌言する所、萬國の同喩する所なり、此より前屢起つて屢躓くと雖も外人の其の用心に鑒みざるはなし、八月以來、義旗蠭發、諸邦之に對して和平の望を抱き中立の態を持すること而して報紙及び輿論は尤も毎に其の同情を表はす、鄰誼の篤き、良とに深く謝するに足る、臨時政府成立以後は、文明國の應さに盡すべきの義務を盡し、以て文明國の應に享くべきの權利を享くべし、滿清時代辱國の舉措及び排外之心理は務めて一洗して之を去り、我が友邦と益す親睦を增し將に中國をして國際社會に重からしめ、且つ將に世界をして大同に漸趨せしめ循序以て進み、俸獲を爲さず對外方針實に是に在り、夫れ民國新に建つて外交內政、百緒繁生す、文自ら何ぞ顧みて克く此に勝へん、然り而して臨時の政府は革命時代の政府なり、十餘年來毎に革命に從ふものは皆誠摯、純潔の精神を以て其の遇ふ所の艱難に戰勝す、即ち之より後の艱難をして遠く前日に踰へしむるも吾人は唯た此の革命の精神を絕ち一往無阻、必ず中華民國の基礎をして大地に確立せしめむ、然して後臨時政府の職務始めて盡きて吾人は始めて國民に罪無きを告ぐべき也、今我が國民と初めて相見るの日を以て腹心を披布す、惟だ我が四百萬の同胞之を鑒みよ。

これに對し列席者は拍手を以て迎ひ、徐紹楨は陸海軍を代表して祝辭を呈し又孫の答辭あり、これを以て式を終れり

孫は今回の革命に際しては直接事に與らず功に於て黎、黃に遜ると雖も、元來革命黨中の第一人を以て稱せられ、殊に又孫以外のものにては種々の事情ありて革命黨の統一を計り難きより遂に孫が、第一回大統領の要職に就くに至りしなるべし

斯くして孫が大統領となるや五日孫の名により伍廷芳の副書を以て次の宣言書を發表せり

謹んで白す個人の品質特長、人民が有する國民的抱負共に壓迫の下に在りて濟ふを得ず爲に中華の知的、道義的物質的發達阻害せらる依つて茲に革命の力を藉りて其根本的原因を鋤去せざるを得ざるに至れり而して我等は今や茲に滿朝の暴政倒れ共和政成立する旨を布告す抑共和政を以て帝政に代ふるは是決して一時の感情に出でず廣大なる自由を望み永遠の滿足、間斷無き進步を希ふ多年の願望が自然に之を致せるのみ是實に中華民衆の希望の公式なる宣言に外ならざるなり我中華の民は平和に且國法を尊重するの民なり自衞の爲めにあらざれば戰ふこと之あらず滿朝の虐政二百六十七年間我等深く疾苦を忍び平和の手段を以て我非とする所を改めしめ我自由を得我進步を謀らんことを期せりと雖も事成らず我等は却て人間の忍ぶ能はざる壓迫を受たり從つて斷乎武力に訴へ我等と其子孫とを永年苦しめる暴政より救ふは我天賦の權利にして且神聖の義務と認むるに至れるのみ而して茲に我歷史上始めて汚辱ある束縛、希望ある自由と變じ前途光彩を以て輝くを見る

滿朝の政策は鎖國と專制とに成る我等實に此下に苦しめりき今や我等は世界自由の民衆に對し革命と共和政設立を正當とする理由を述べんとす顧みるに滿人未だ亦帝位を纂奪せざる以前に當つては中華國を外邦との交通の爲めに開放し信教の自由も亦存在せりき是マルコ、ポロの文若くは西安府のネストルの碑面に照すも明かなる所なり然るに滿人無智にして專ら私利に動かされ外界に對して國土を閉鎖し華民を愚昧にし其天成の材能を害し以て人道に背き文明國に背き殆んど贖ふ可らざる罪惡を犯せり彼等は勢力と富貴とに戀々として華民の永遠なる服從を冀ひ華民に永久の害毒を與ふるが如き政治を行ひ特權と獨占とを新造し風習上行爲上自己の周圍に障壁を設け他を排斥し數百年間堅く此態を維持せり又國民の同意を俟たず不規則不健全の課稅を行ひ外國貿易を條約港に制限し運輸中の貨物に釐金稅を課し國內の商業を阻害し事業の勃興を防遏し國富開拓を不可能にし既存の利權を保護するを忘れ正規にして公平なる裁判權設定を許さず罪に問はるゝものあれば無實と否とを問はず殘酷異常の刑罰に處し屢正當なる法律上の手續なくして我神聖なる權利を侵害し官吏の腐敗を默許し高價を拂ふものに官職を售り個人の勢力に動かされて正邪能否を問はず政治改善を欲する有理なる要求を屢拒絕し國民の之に迫ること急なるに及んで止む無く假影的改革を許し實行の意なきに徒らに約をなし國民的向上の運動を妨害し自ら訓戒とするに足る可き外國の悲例に想到する能はざりし也而して年月を經過するに從ひ滿政府と華民と共に世界の侮辱を蒙るに至る、我等は此害毒を一掃矯正し中華をして列國の班に列せしめんが爲め奮つて戰鬪に從ひ我政府を建設せるに外ならず

我等は茲に其善意を誤解するものあらんことを慮り敢て公然眞率に下の如き約言を聲明す

一、滿洲政府が革命以前に於て他と締結せる條約は皆其終了の期限迄有效たるべし但し革命開始後に成るものは効力無きものとす

一、滿洲政府が外國若くは其市民に許せる各種讓許は皆之を尊重す可し但革命開始後に付與せられたるものは効力無き者なり

一、中華民國の管轄內に在る外國人及其財產は之を尊重保護するものとす

一、我等が常久の目的にて且堅く誓力して止ざる所は久しく遺棄顧みられざりし國家將來の發展に副ひ得可き國家組織を堅固なる基礎の上に建設するに在り我等は力めて我國民を向上せしめ之に平和を與へ又立法の如き其幸福を謀るを主とせん而して平和に我管轄權に服する滿人は之を均等に待遇し保護を與へん又我等は法律を修正し刑民商諸法を改正し財政を改革し通商制限を廢止し信教自由を確實にし外國との親善的關係を謀らんとす是我が常に忘らざる可き所也（下略）

中華民國第一年一月五日

樂を知らしむるにあり是を財政の統一と曰ふ、以上の數者は政務の方針なり、此を持して進行せば庶くは大過無からん、若し夫れ革命主義は吾儕の昌言する所、萬國の同喩する所たり、此より前屢起つて屢躓くと雖も外人の其の用心に鑒みざるはなし、八月以來、義旗蜂發、諸邦之に對して和平の望を抱き中立の態を持す而して報紙及び輿論は尤も毎に其の同情を表はす、鄰誼の篤き、良とに深く謝するに足る、臨時政府成立以後は、文明國の應さに盡すべきの義務を盡し、以て文明國の應に享くべきの權利を享くべし、滿清時代辱國の舉措及び排外之心理は務めて一洗して之を去り、我が友邦と益す親睦を增し將に中國をして國際社會に重からしめ、且つ將に世界をして大同に漸趨せしめ循序以て進み、俸獲を爲さず對外方針實に是に在り、夫れ民國新に建つて外交內政、百緒繁生す、文自ら何ぞ顧みて克く此に勝へん、然り而して臨時の政府は革命時代の政府なり、十餘年來毎に革命に從ふものは皆誠摯、純潔の精神を以て其の遇ふ所の艱難に戰勝す、即ち之より後の艱難をして遠く前日に踰へしむるも吾人は唯た此の革命の精神を絶ち一往無阻、必ず中華民國の基礎をして大地に確立せしめむ、然して後臨時政府の職務始めて盡きて吾人は始めて國民に罪無きを告ぐべき也、今我が國民と初めて相見るの日を以て腹心を披布す、惟だ我が四百萬の同胞之を鑒みよ。

これに對し列席者は拍手を以て迎ひ、徐紹楨は陸海軍を代表して祝辭を呈し又孫の答辭あり、これを以て式を終れり

孫は今回の革命に際しては直接事に與らず功に於て黎、黃に遜ると雖も、元來革命黨中の第一人を以て稱せられ、殊に又孫以外のものにては種々の事情ありて革命黨の統一を計り難きより遂に孫が、第一回大統領の要職に就くに至りしなるべし

斯くして孫が大統領となるや五日孫の名により伍廷芳の副書を以て次の宣言書を發表せり

謹んで白す個人の品質特長、人民が有する國民的抱負共に壓迫の下に在りて濟ふを得ず爲に中華の知的、道義的物質的發達阻害せらる依つて茲に革命の力を藉りて其根本的原因を鋤去せざるを得ざるに至れり而して我等は今や茲に滿朝の暴政倒れ共和政成立する旨を布告す抑共和政を以て帝政に代ふるは是決して一時の感情に出でず廣大なる自由を望み永遠の滿足、間斷無き進步を希ふ多年の願望が自然に之を致せるのみ是實に中華民衆の希望の公式なる宣言に外ならざるなり我中華の民は平和に且國法を尊重するの民なり自衞の爲めにあらざれば戰ふこと之あらず滿朝の虐政二百六十七年間我等深く疾苦を忍び平和の手段を以て我非とする所を改めしめ我自由を得我進步を謀らんことを期せりと雖も事成らず我等は却て人間の忍ぶ能はざる壓迫を受けたり從つて斷乎武力に訴へ我等と其子孫とを永年苦しめる暴政より救ふは我天賦の權利にして且神聖の義務と認むるに至れるのみ而して茲に我歷史上始めて汚辱ある束縛、希望ある自由と變じ前途光彩を以て輝くを見る

滿朝の政策は鎖國と專制とに成る我等實に此下に苦しめりき今や我等は世界自由の民衆に對し革命と共和政設立を正當とする理由を述べんとす顧みるに滿人未だ亦帝位を簒奪せざる以前に當つては中華國を外邦との交通の爲めに開放し信敎の自由も亦存在せりき是マルコ、ポロの文若くは西安府のネストルの碑面に照すも明かなる所なり然るに滿人無智にして專ら私利に動かされ外界に對して國土を閉鎖し華民を愚昧にし其天成の材能を害し以て人道に背き文明國に背き殆んど贖ふ可らざる罪惡を犯せり彼等は勢力と富貴とに戀々として華民の永遠なる服從を冀ひ華民に永久の害毒を與ふるが如き政治を行ひ特權と獨占とを新造し風習上行爲上自己の周圍に障壁を設け他を排斥し數百年間堅く此態を維持せり又國民の同意を俟たず不規則不健全の課稅を行ひ外國貿易を條約港に制限し運輸中の貨物に釐金稅を課し國內の商業を阻害し事業の勃興を防遏し國富開拓を不可能にし既存の利權を保護するを忘れ正規にして公平なる裁判權設定を許さず罪に問はるゝものあれば無實と否とを問はず殘酷異常の刑罰に處し屢正當なる法律上の手續なくして我神聖なる權利を侵害し官吏の腐敗を默許し高價を拂ふものに官職を售り個人の勢力に動かされて正邪能否を問はず政治改善を欲する有理なる要求を屢拒絕し國民の之に迫ること急なるに及んで止む無く假影的改革を許し實行の意なきに徒らに約をなし國民的向上の運動を妨害し自ら訓戒とするに足る可き外國の悲例に想到する能はざりし也而して年月を經過するに從ひ滿政府と華民と共に世界の侮辱を蒙るに至る、我等は此害毒を一掃矯正し中華をして列國の班に列せしめんが爲め奮つて戰鬪に從ひ我政府を建設せるに外ならず

我等は茲に其善意を誤解するものあらんことを慮り敢て公然眞率に下の如き約言を聲明す

一、滿洲政府が革命以前に於て他と締結せる條約は皆其終了の期限迄有効たるべし但し革命開始後に成るものは効力無きものとす

一、滿洲政府が外國若くは其市民に許せる各種讓許は皆之を尊重す可し但革命開始後に付與せられたるものは効力無き者なり

一、中華民國の管轄內に在る外國人及其財產は之を尊重保護するものとす

一、我等が常久の目的にて且堅く勵力して止ざる所は久しく遺棄顧みられざりし國家將來の發展に副ひ得可き國家組織を堅固なる基礎の上に建設するに在り我等は力めて我國民を向上せしめ之に平和を與へ又立法の如き其幸福を謀るを主とせん而して平和に我管轄權に服する滿人は之を均等に待遇し保護を與へん又我等は法律を修正し刑民商諸法を改正し財政を改革し通商制限を廢止し信敎自由を確實にし外國との親善的關係を謀らんとす是我が常に忘らざる可き所也（下略）

中華民國第一年一月五日

◉滦州軍隊の叛

直隷省滦州駐屯第二十鎮の兵は一月二日突として獨立を宣言し、市民は之を擁護すべきを聲明し、袁内閣及上海革命軍に對しては共和は大勢の向ふ處なれば速に斷行すべき旨を電致し、同時に北京外交團に對しては次の照會をせり

中華民國軍政府北軍大統督王懷慶祖國を克復するの見地より一月三日中に北京を攻撃し完全に講和の目的を達すべし凡そ各國人民の生命財産は之が保護を爲し責任を負ひ各國公使局外中立を嚴守せん事を望む本軍政府は滦州に置く各友邦若し交渉條件あらば本軍政府と直接辨理を請ふと

襲には君主立憲を標榜せる第二十鎮兵が俄に豹變して、一擧北京を衝かんと脅かすや北京政府は大に驚き直に奉天より混成第二協、山海關より歩兵第四標一營を派してこれが鎮壓に當らしめ、更に又淮軍歩兵四百砲三十二門姜桂題部下の義軍一營を送り之れを援助せしめたり

然るに叛軍の勢力は意外に微弱にして其首領と稱せられし王壞慶は叛せるにあらず只一部のものが其名を假りしに過きず、又其叛亂の原因も俸給不仕拂なるに乘じ二三革命黨員が煽動したるによるものなりしかば、是等官兵が滦州を包圍して、一方兵力を以てこれを脅かし、一方銀五十萬兩を用意して叛兵を買收につとめしより僅に兩三日にして、五日には遂に滦州を回復するに至れり

只此叛亂の爲一時京奉鐵道不通となりしより、列國は北清諸港結氷の今日唯一の交通機關たる此鐵道に障害を生ぜんを慮り列國に於て兵を出しこれが防備に當る事となれり、滦州の叛亂が京師の地に接近して起りたるは一時大に人心を動搖せしめしが、其意外に容易に鎮定したるは北京政府が早速機宜の處置を採りし爲にして、若し然らざりしならば實にこれ北京朝廷の命運を短うするの原因たりしやも計られず、滦州の軍此大問題を惹起するの時彼の張曹紹の行縱は杳として知るべからず、

◉勤王黨の組織

國亂れて忠臣出づべきに今や清朝は傾覆せんとして四百餘州一人の義士なからんとす、此時偶勤王黨の組織を聞く實に空谷の跫音にあらざるなからんや、始め馮國璋以下北軍一同は激烈なる共和反對意見書を發表してこれを袁内閣、唐紹怡、伍廷芳等に送り王侯大官の有する預金を軍資として戰爭を繼續せん事を主張せり

次いで天津陸軍統制張懷芝は東三省の陸軍武官に對し大に勤王の檄を發して曰く

今や大局混沌内閣は君主を主張し革黨は民主を主張し平和の解決を望み難く且各地土匪蜂起し都督更に我利を圖り皆私慾を計るに出づ勢必ず分裂を免れず、惟ふに軍人の第一義は同心協力にあり我軍隊數十大隊及直隷各地巡防隊皆君主立憲を賛成す貴軍隊にして同情を表せば直に返電を賜はり以て最後の準備をなさん事をと、

在東三省の武官亦之れに賛し直ちに三十二名の連署を以て返電し曰く

數月以來南北紛爭生靈を塗炭に苦しむるは皆是れ革軍の各

なり政府は平和を主張し人道を重んじ退讓大に力めつゝあり革黨年少の徒私見を堅持し非理を要求し民力を問はず國勢を顧みず共和の美名を妄執して全局を靡亂せしめんとす無恥無識奚んぞ政を議するに足らん是等は背逆の徒誓つて之を剿滅するにあらざれば大局を治むる能はず我軍久しく和議の望みなかるべきを知り早く勤王の軍を編成して鐵血を以て政體を解決せん事を期す今電論を得深く同情を表す吾等本省の防備に充つるの餘兵を以て討伐軍を編成せん事を內閣に請ひ且各省軍隊に通電し大軍を連結し途を分ちて南下し彼等革軍を討滅し大局を保全し君主立憲の目的を達するにあらざれば止まず云々と是等軍人は之と同時に內閣に電奏し本省守備の餘兵を以て遠征軍を組織し勤王に任ぜんとし既に趙總督に稟請し陸軍巡防隊と合し日を期して南下し誓つて革軍を討滅し君主立憲の目的を達せんとし、各省軍隊中之に同情を表せるものあり

斯くの如くしてよし表面上也とても官軍の爲に多少氣を吐くものあるや段貴瑞、段芝貴、張懷芝、姜桂題等官軍の主將亦連署して次の電報を伍廷芳に對して發せり

吾等は革命軍が擾亂を起し且つ共和政體を維持することを強く非難すると同時に帝政を強く維持するものなり上論は國民會議に命ずるに政體の問題を決せんことを以てしたりと雖も然かも若し斯くの如き會議にして上海に開會せられんか共和政體は少數者たる革命黨によつて決定せらる可し吾等は最後の際まで奮闘し命を失ふに至るまでは右の決定を承認せず假令ひ革命黨が勝利を博することありとするも吾等は信ず大人物支那の戰場に再現して革命黨をして其の目的を達せしむる能はざらしむ可きを、故に國民會議は之を北京に於て開く可し然らずんば戰闘繼續の責任は革命黨の双肩に歸す可しと

彼等の聲明する處を聞けば甚だ壯なるが如しと雖も、其なす處を見れば其眞意果して如何なるやを疑はざる能ざるものあり、これを以て官軍の意氣張れりとなさんは未だし也、

◉露國の對蒙活動

北京電報が外蒙古喀爾喀土謝圖汗部各王公が蒙古喇嘛教の大本山庫倫哈圖克圖喇嘛の宮殿に會して外蒙古全部の獨立を宣言し教主を擁して其王としたる旨を報せるは十二月の初なりき當時各盟王公の決議せる處は實に次の七項なりき

一、北蒙古の獨立を宣言する事
二、北京政府の存在を認めざる事
三、蒙古の主權を回復する場合に於て北京政府に反抗する事
四、北京朝廷への貢獻は即時これを廢止する事
五、清國官人を放逐する事
六、北京親貴の邸第に囚しある蒙古人の守衛を撤退し速かに之れを召喚する事
七、清國人の蒙古移住を禁止する事

而して此決議と共に庫倫駐在の庫倫辦事大臣の撤退を要求せり、當時此獨立宣言の裏面に露西亞の活動せるは皆人の想像せる處にして、蒙古の危機漸く迫れるを思はしめしが、

彼等は後幾程もなく此獨立宣言を取消せり
而して一方露國は蒙古が或は獨立を宣言し朝廷の政令行はれず土匪横行し一般商民其堵に安んぜざるを名として更に兵士一千を庫倫に增派し其秩序維持に當らしめたり
然るに獨立宣言後幾何もなく十二月の末には又彼は獨立の計をなし活佛を王として、六名の盟王を選んでこれに政治を委ね、全く清朝廷の羈絆を脫し露國に依らん事を聲明するに至れり、此獨立宣言が必ずしも蒙古人多數の意思にあらず露國の暗中飛躍預て其力ある事は必ずしも知るに難からず現に十二月二十五日在京蒙古王が袁世凱に謁見して土匪の横行露國の惡辣手段等により蒙古が危機に陷れるを說き速かに救濟の途を講ぜん事を要請せるが如きは其左券ならずんばあらず
斯くの如くして露人の裏面に於ける活動大に其効を奏するや露國は遂に公然表面にあらはれ來り、一月十日の北京電報は露國が清國に對し活佛は獨立を宣言し蒙古は殆と無政府の狀態に陷りたるより邊隣の治安を保たん爲、外蒙古全體を一時露國の配下に置き後日これを還附する條件の下に次の四ヶ條を要求せりと傳へ來れり
一、清國は外蒙古に對し兵を出さゞること
二、庫倫活佛をして蒙古を支配せしむること
三、庫倫より恰克圖に至る鐵道敷設權を獲得すること
四、清國は外蒙古一帶に對し殖民せざること
今や清國政府は內革命黨の爲め全力を盡して尙且及ばず其命運朝を以て夕を測るべからざらんとす、況んや邊疆萬里の外の地の如き殊に强邦との繁爭事件の如き願むるの遑なく又顧みるも到底策の施すべきなく力の別つべきなかるべし
露國が此實狀を看取し多年垂涎し來れる蒙古併呑の計をなしたるは露國の爲には甚だ機の宜しきを制したるものと云ふべし、然れども露國にして蒙古によらんか英國亦要求を收むべく支那分割の端緒は或はこれより發するに至るべく、かつて標榜せる支那の國土保全は空しからんとす、支那の現狀は實に內變外患交々至れるもの、此露國の要望の如きは列國の力を借るにあらずんば如何ともする能はざるべく、今後注目すべきは此露國の活動に對する列强の態度也

◉支那の排獨熱

革命軍起つて以來獨逸が陰に陽に官軍に援助を與へたるを惡み、南方各地殊に廣東地方に於ては排獨熱盛にして、獨逸商品に對し非買同盟をなさんと計畫中也と云ふ、官軍の陣中常に獨逸將校の帷幕に參するあり、殊に漢陽克復戰に於ては獨逸軍人の死體にして革命軍の收むる所となりしものありと云へば、獨逸が官軍に對し援助を與へつゝあるは事實なるべし、既に官軍に對し援助を與ふる以上革軍の反感を買ふは當然なるべし、さりながら革命黨側と雖もこれを以て直ちに獨逸商品に對しボイコットを行はんとするが如きは早計ならざるなきか、革命軍政府の前途は甚だ多事多望也と稱すべきに今斯くの如き擧を敢てして、解くべから

ざるの怨を外邦に結ぶは決して策の得たるものと稱するを得ざる也、殊に先年米國及我日本に對するボイコットに成功してより、支那人民が稍もすれば、外交問題の紛糾し來るや直ちにボイコットを云爲し、依て以て其主張を貫かんとするは甚だ公明の處置にあらず、既に清國の此風潮は看過すべからずとしてかつて列國これが對付の策を考究せし事さへありと傳へらるゝにあらずや、獨逸が官軍を助け中立に違反する元より非なれども、革命黨が其前途の多事なるべきをも思はず直ちに惡辣なる報復手段を講ぜんとするが如きは、又これを非議せざるべからざる也

◉端方殺さる

兩江總督として治を長江下流一帶に布き後直隷總督の重任を接げる端方は事に坐して失脚し閑雲野鶴の身となりしが、去年鐵道幹線國有問題より端なく四川の民論沸騰するや、彼は再び起用せられて鐵路大臣に任ぜられ、四川の騷擾鎭壓を命ぜられたり、彼が出發して宜昌に達するや偶武漢の地に革命亂爆發し、天下響應するもの相次ぎ、彼が四川亂民鎭壓の爲引率せし兵員は中途下江して多く革命に投じ、彼の部下亦多く離散せり、斯くして彼が滿洲朝廷の大官として孤身遠く四川に入るは甚だ危險となれり

然かも忠誠なる彼は飽く迄目的地成都に達せんとし陸路重慶に入り此より更に成都に向ひつゝありき、然れども其資州に至れる頃は天下の形勢益非に部下亦殆ど皆離散し盡せるより、彼も北京に歸らんと欲し部下の兵士に賞を懸けて西安迄護送せしめんとせり、而して此懸賞問題の結果更に一段の紛爭を生じ彼の部下は悉く逃亡せるより、彼は弟端錦等兩三人と共に窃かに途を西安にとれり、

然るに十一月二十七日從來の部下たりし湖北兵の爲に發見せられ敘州に連れ戻されたる後此に於て馘首せられ、其首は函詰とせられて十二月八日重慶に着せりと、彼の弟にしてかつて鐵道事務視察の爲來期せる端錦亦彼れと其運命を共にせり滿洲朝廷亦彼の殉難を憫はれみ一月八日哀悼の上諭を下して、端方に太師太保を贈り世爵に封じ、其子の官を進め、端錦をも亦三品に陞敘せり

一身の危險を忘れて衰殘の滿洲朝廷の爲孤忠を盡し遂に此悲慘なる最後を遂げし、彼の如きは實に滿朝史を飾る一朶の花ならずんばあらず、（通信欄參照）

◉明治四十四年十二月下半期 支那半月史

内治外交

◉大官の更動

任廣東高州鎭總兵　趙　倜（十二月十五日）

依願免官　山東巡撫　孫寶琦（同　十七日）

任山東巡撫　胡建樞（同　）

任山東提法使署理　毓　潾（同　）

任河南河陝汝道　馬開玉（同　）

任河南開封府知府　呂輝卿（同　）

任湖北漢陽鎮總兵　李長泰（同　）
依願免官　學部副大臣　劉廷琛（同　十九日）
任陸軍第四鎮步隊第七協統領官　李厚基（同　）
任鑲紅旗蒙古副都統　景厚（同　）
任學部副大臣　張元濟（同　二十一日）
任奉天高等審判廳々丞　潘鴻賓（同　二十四日）
依願免官　吉林民政使　鄧邦述（同　）
任吉林民政使　韓國鈞（同　）
任奉天交涉使　許鼎霖（同　）
依願免官　典禮院直學士　曹廣權（同　）
任禁衛軍第一協統領官　王廷楨（同　二十八日）
任禁衛軍第二協統領官　姚賓來（同　）
任吉林交涉使　郭宗熙（同　二十九日）
任吉林東南路道　陶彬（同　）
任學部副大臣代理　勞乃宣（同　三十日）
任法部副大臣　曾鑑（同　）

◉**垂簾に非ず**

吉林巡撫陳昭常が上奏に攝政王退位後の上諭に皇太后の御垂あるは人民をして古の垂廉に復するに非ざるかを疑はしむとありしに對し辭疏の上諭出でしが右上諭は次の如し

此次醇親王監國攝政王の位を懇辭せるにより予は俯して請ふ所を准し幷に立憲政體を確證して凡そ人を用ゐ政を行ふ一切の責を內閣總理大臣及各國務大臣に歸せり惟だ詔旨を頒布する御寶を用ひ覲見典禮に方り予の皇帝を率同するは先朝の垂廉訓政制度と迥に相同じからず正に政本の改良を實行し以て君權を私せず民と更始するを示すべし該撫等は輒ち廟堂の上事紛を先にし更に政權の一ならず宮廷の和せざるを言ひ漫に相推測するも實は未だ朝廷が大公無私の至意を詳にせず陳昭常等殊に時勢に昧く大體を知らず均しく旨を傳へて申飭せよ現在の大局岌々日を終ふ可からず人心浮動し謠言四に起る該撫等務めて同心協力、鎮靜維持以て治安を保ち紛擾を杜つべし此れを欽す

◉**資政院談話會**

十二月二十四日資政院は談話會を開きたるが議長は先づ借款の契約は已に取消したることを報告し次いで談議和の事に及びたるが議長は現在尙ほ未だ正式の談判を開かず革黨は共和主義を堅持して差當り協議の緒に難し但し外人の調停するありて外人は已に此次の議和は決して不調に終らしめずと宣言し居れりとの事なれは或は調談の運びに至るべし唯だ籌款問題は甚だ困難なりと告げそれより談、籌款の方法に及びたるが各議員の主張する所頗る一致せず多數の意見は此際當さに親貴の財產を調查し勒令して多く愛國公債に應ぜしむべしといふにありたり尙ほ山東の議員は山東の匪勢甚だ熾んなれば宜しく丞かに山東巡撫に飭令し兵を派して勦伐せしめんことを望むとの說を演べたりと

◉**資政院の照會**

資政院談話會に於て內閣への照會文二件を宣布したるが一は陽曆改用の事にして其內容は陽曆の改用は緩ふす可らず豫算及び會計の事に關しては早く案を作つて資政院に送り

査核せしめんことを求むといふにあり一は議員王晃祥の提議に係り山東は已に獨立を取消したれば善後を妥籌して以て人心を收め地方を靖んずべく前きに獨立を提唱に及び之に附和したる人は概ね追究せず特旨曉諭を發せられんことを請ふといふにあり尙ほ內閣は之に對し返書して朝廷は山東巡撫等に對しても皆能く寬宥したれば斷じて再び唱議附和の人を追究することなし尙ほ改めて特旨を請ふに及ばずと言へりと

◉湖南省會議長

湖南にては今回省內一切の行政を省會にて協議する爲め臨時湖南省議會なるものを組織せられ元諮議局を以て同議場に充てられたり而して去月十一日に於て議長副議長の投票を行ひたるに議長には熊兆周當選し副議長には鄧國勛、羅傑の二人當選したり其內の羅傑は前湖南憲政黨中にて有名なりし俊才なりと云ふ

◉貴州革命事情

貴州省の革命の先驅は陸軍小學校生百三十名にして彼等は清曆十月十三日夜に於て凝議し翌十四日拂曉新軍巡防と共に入城し布政使衙門、火藥庫等を占領し直ちに諮議局を改めて軍政府となし、楊柏舟を擧げて正都督となし、日本士官學校卒業生にして新軍教練官たる趙德全を副都督となせり、又軍政府にては即日樞密部を設け十八人の樞密官を任命せり

◉四川省獨立事情

四川省の成都の獨立は十二月十九日にして此日總督趙爾豐と民軍統領と商議の上總督は一切を民軍に讓る事とし左の告示を出せり

一、現勢緊要なるを以て我四川は獨立を宣布し四川人自らの管理に歸せしむべく、暫く諮議局代表蒲殿俊を臨時都督となす

二、總督の印司を布政使に交付せる後獨立を宣言すべし

三、辭任の前總督は先づ軍隊と調和を計るべし

四、西藏は四川の藩籬なるを以て都督は獨り四川を保全するのみならず邊境を巡行し一切の軍費行政費亦四川民これを負擔すべし

五、獨立宣布後都督は暫くは邊境巡行をなさず機を見てなすべし

六、將軍都統副都統等其留任を願ふものは禮を以て待ち辭任を願ふものには旅費を優給す

八、旗兵は四川に留るを許し將來これが生計の途を講ずべし

八、行政司法各官は常に照して辦理し各官の留任を願ふものは尤もこれを歡迎すべし

九、文武各官に對しては十分保護を盡し其自由を奪ふなく人民亦私怨を以て報復するを得ず

十、都督は巡警に諭令し官廳に干涉するなく其言論をして自由ならしむべし

十一、大局定まるの後は漢滿回蒙に論なく一視同仁す

◉四川新政府の宣言

獨立宣布後の四川新政府は次の宣言をなし極力これに違反

せざる事とせり

一、清朝の舊官は一律保護す

二、各教會堂各外國人を侵犯するを許さず

三、滿洲人は一律優待し始終滿漢融和を以て目的となす

四、學堂公所は損壞を許さず

五、怨を挾んで復仇するを許さず

六、放火を嚴禁す

七、淫掠不法の事を嚴禁す

◉宗人府内務府歸併

官制改革の一端として宗人府と内務府を歸併して一となさんと商議中也

◉新膠州總督

前膠州總督トルッペル氏が賜暇歸國の儘歸任せざる事となりてより暫く適當の後任者なく膠州總督府參謀長マイエル、ワルデック氏總督代理たりしが請暇歸國中の同氏は過般遂に總督に陞任し過日青島に着任したり同氏は過去二十七年間海軍に服務し其の一半は僅かの中斷を以て海軍參謀本部に奉職せり其の初めて海軍に入りしは千八百八十四年にして千八百九十七年海軍大尉となり千九百二年海軍少佐に、千九百七年海軍中佐に、千九百九年海軍大佐に進めり軍艦乘込となりしは千八百九十九年にして米國艦隊に屬せし小巡洋艦ガイエル號なりしが後ち海岸戰鬪艦ハーゲル號の第一士官に轉じ更に海軍參謀本部詰となり又第二艦隊の參謀に轉じ千九百五年夏戰鬪艦ウエッチン號の第一士官となり同年秋第一艦隊の參謀に轉じ三年後膠州總督府海軍參謀長に進み在職三年今回遂に總督に陞任せり膠州租借地は清國に於ける獨逸の根據地にして其の海陸設備には既に數億馬克を費やしたるも收入少くして國庫補助を要すること大なれば毎期の議會に異論百出拋棄の論さへ起るに至り今春の議會に於て總督の年手當中一萬馬克削除せられ海軍大臣チルピッツ氏極力復活に力めたるも豫算委員會に於て中央黨社會黨の削減說勢力を占め十一に對する十三を以て削減せられたる等膠州經營は順る困難なるも新任總督は其の手腕超凡の評あれば就任後着々として統治の歩を進むるなるべし

◉雲南軍政府幹部

雲南都督府成立後至急其幹部を組織したるが其人名次の如し

軍政部總長	李根源	次長	唐繼堯
民政部司長	楊福璋	副長	孫光庭
巡警局長	吳堯		
自治局長	秦康齡		
審判局長	楊福璋		
財政司長	周沅	副長	陳度
學政司長	李華	副長	陳文翰
實業司長	吳琨	副長	丁彥
甄錄處總長	劉銳恒	協長	袁玉錫
造幣廠々長	陳度	副長	李佛肩
雲南銀行總理	施有奎	協理	劉輝祖
電信局長	吳珣		

◉江西の剪髪命令

江西省にては十二月十日より五日間を限り悉く剪髪を斷行すべき旨の命令を下せり

◉抗州の盜賊横行

近來抗州の城内外に盜賊横行し被害者頻々たり警官の派遣を請へば巡査にして刼掠をなすあり人民其堵に安んぜず人心胸々たり

◉安徽の共和急進會

安徽省各界の人士相合して共和急進會なるものを組織し行政機關を補助し併せて種々の問題を考究する事とせり

◉江西の新都督

江西省に於ては新たに馬毓寶を擧げて大總督とし馬は九江の防備を完全にして、後南昌に入り其任を受けたり

◉南京の人材招募

南京の革命軍は陸軍第四中學堂を改めて儲才館となし人材を四方に募りしに集り來るもの多く七八十人に達したり其多は東西洋の陸軍習學生及各省陸軍學堂卒業生等なりと

◉江蘇民政長の俸給

江蘇臨時議會が議決したる民政長及其佐治職の俸給次の如し

民政長　年俸　一級千八百元　二級千五百元　三級千二百元
各佐治職　同　一級九百六十元　同八百四十元　同七百二十元

◉江西省の各局長

馬都督新任後局長の更迭或は新局の設置を行ひしが現在の局名及局長は次の如し

内務局長	羅家衡	副長	朱念祖
文事局長	宋育德	同	熊育錫
外務局長	孔紹堯	同	胡愕
交通局長	蔡公時	同	劉和理
司法局長	徐元誥	同	劉濂

◉南洋華僑の請求

南洋に在留する清國民は祖國の革命に對し巨商四百餘名を集めて大會議を開き決議の上革軍に向つて電請したる改革の諸條は左の如しと

一、人身の賣買を禁止する事
二、釐金を廢止する事
三、滿洲政府の諸條約及び其義務は革軍政府當さに之を繼承すべき事
四、凡そ國事犯及び現皇帝と攝政王とは應さに寛量を以て待遇し廣郡以下の各親貴も亦た同じくすべき事
五、清國の刑法は當さに外國顧問を聘して根底上より改良すべし其修正の法は應さに米佛英三國の善なるものを採用すべき事
六、徵兵制度を設け凡そ國民は三年間服役すべき事
七、財政の情形は須く細心に研究すべく凡そ國債及び賠款は當さに法を設けて早還すべき事
八、國内の交通は何國人を論ぜず當さに護照を廢し自由往來を實行すべき事

學事軍事

◉武官追奬の上諭

十二月二十四日付上諭を以て左の沙汰ありたり

廣東潮州鎮總兵趙國賢は行伍より記名提督に歷保せられ廣東潮州鎮總兵を補授せられ宿衞兵統領陸軍第六鎮統制官に充てられ士卒を訓練し宮禁に宿衞して勤勞著しかりしが玆に潮州任内に於て城陷るによつて自盡したるは實に忠烈風すべきものに屬す著して加恩して謚を予へ提督陣亡の例に照し優に從つて賜卹し任内一切の處分は悉く開復を予へ應得の卹典は該衙門に於て例を查して具奏せしむ其子趙玉堂は著して主事を以て用ゆ欽此

◉奉天八旗の滿漢融和意見

駐奉八旗協領成友直が趙總督に建言せる滿漢融和意見の要略次の如し

一、全國各旗人永く一定の地域に居住すれば該處の籍貫に入る事

二、各旗人も漢字を用ひて姓となす事

三、舊來の八旗職制を一律撤廢する事

四、旗人中陸軍に入らんとするものあらば一律採用する事

五、各旗人にも亦納稅義務を有せしむる事

六、各陵守備の八旗兵は該地方の管轄となす事

◉軍諮府員の減俸

軍諮府は諭令して科長以上の俸給は從來通りなるも科員以下は皆半減することゝなせりと

◉雲南の新軍增募

雲南蔡都督は四川省民が總督趙爾巽の爲に苦めらるゝを憫みこれを救はんが爲に新たに新軍一鎭を增募せんとて、參軍何鵬翔を各州縣に派してこれを募集せしむ

◉山東にて募兵

袁內閣總理は管帶程國宣幷に隨員を山東省濟南府一帶の地に派して新兵五營を招募せしめたるが右は陸軍第八鎭の兵員に充つるものなりと

◉廣東の北伐第一軍

廣東の北伐第一軍は既に上海に到着したるが其全員は約一混成協にして其の組織次の如し

步兵	二標	砲兵	一營
工兵	一營	輜重兵	一營
炸彈隊	一營	機關砲隊	一營
學生地雷隊	一隊	馬隊	一隊
赤十字隊	一隊		

而して此北伐軍軍資中一千萬兩は廣東香港人これを負擔し其他南洋華僑及在米華僑各一千萬兩宛を負擔すと

◉南京の八旗保護

南京の革命軍は八旗人に對する一視同仁の態度を以てこれが糧食を給せんとて其數を調查せしに尙二千餘人あり、而してこれ等に對しては每日大人五合小人二合半の割を以て米を給しつゝあり紅十字會員これが分配に當れり

◉廣東の壯丁數

廣東軍政府にては徵兵制施行の爲壯丁數を調查せしが城內十四萬其他の各地方六十萬人ありと

◉江西の增兵
江西省に於ては革命變前には混成一協獨立一標ありしが、其後軍事は尤も重要也とし彭都督命令して至急兵士を募集したるに應募者甚だ多く現に第四標の編制成れり

◉保定の軍隊招募
保定陸軍第六鎭にては補充兵一營編制の爲軍兵を招募しつゝあり其俸給正兵四兩五錢頭目五兩一錢なり

財政經濟

◉抗州の商界近情
▲米業 近日湖墅一帶米船絡繹として來るに米價却て騰貴の傾向あり、七元內外に達せり、其原因を考ふるに現銀缺乏の結果多く買入るゝ能はざるによる、然れども今や軍用鈔票適用するに至りしかば此原因による騰貴は止むべく現に昨今漸く六元六角と云ふ相場を示し下落の勢あり
▲質業 强制して質貸をなさしめんとするもの生ぜしより一時質業は皆閉店せし結果小民は融通の途を失し非常に不便を極めしが、軍政府にて嚴命して開店せしめ兵士を派して無賴の徒を防ぎしかば、彼等は漸く其業に安んじ近日は一樣に開店しつゝあり、彼れは軍政府の保護を多とし近日寄附金を募りて革命黨の軍資に供せんとしつゝあり
▲衣業 獨立宣布後服式未だ一定せざりしが上海の鄔熱廬君支那の原料を用ひ洋式衣帽を作り大に蘇浙軍政府の嘉賞する所となれり、抗州政事部長褚君又出示して、服式未だ一定せざれども鄔君の法による時は衣業帽業其職を失はざるのみならず、綢緞業亦販路を失はざるべし」とてこれをすゝめし結果彼等は喜んで此新式服帽の製出をなしつゝあり
▲箔業 箔業は抗州の生業の主なるものにしてこれにより衣食するもの數萬を下らざるが、今や秩序恢復し各種の祭神の迷信等も行はるゝ結果平常の如く營業をなしつゝあり

◉抗州の新紙幣
抗州に於て軍用鈔票發行後一般人民信用せざるなく爲に市場大に活氣を呈し來りしが偶奸商あり毎元七十文割引をなし漁利を計らんとせるより軍政府より令を出してこれを嚴禁せる結果又流通圓滑となり洋貨業の大取引にもこれを用ひつゝあり

◉蘇州の田賦徵收
蘇州にては臨時議會の議決に從ひ租稅を徵收する事とせしが人民との間に紛糾あり兎角圓滿を缺くより陶治元、徐芬を田業正副會長に推擧し田賦徵收の事を取扱はしむる事とせり

◉南京の現銀支拂延期
南京にては久しく變亂の爲取引中止の狀にあり金融逼迫せるを以て商會の決議により官金と私財とに論なく現銀の受渡はすべて三ヶ月後になす事とせり

◉南京の電燈廠
南京の電燈廠は元と金煊の承辦する處なりしが非常に困難なるより現に盧和德資金五十萬を持して來り程都督と商議

しこれを商辦となす事とし官金三十萬兩を償還し改めて商辦となし速かに擴張を策しつゝあり

◉大清銀行の預金額

大清銀行の預金は合計百十七萬兩あり然るに現存銀は僅に九萬數千兩に過ぎず差引約百萬兩の不足あり若し取付に遇へば一朝にして破綻するの外なかるべしと云ふ

◉大清銀行株主會決議

大清銀行にては株主會議を開き次の諸件を議決せり

一、各省株主に協力維持の義務を要求する事

二、大清銀行を改めて純粹の商辦となす事

三、革命軍政府に十分の保護を要求する事

◉南京の鹽金存續

鹽金は元清朝秕政の一なれば南京の鹽金も亦占領後は早速撤廢すべき筈なるも現に財政非常に困難なるを以て暫く此儘存續し他日大局の定まるを待ちて廢止すべしと云ふ

◉南京の綢緞業

南京の綢緞業は革命亂起つて以來疲弊甚だしかりしが近來剪髮易服の風潮起てより益苦境に陷り近來軍人巡警の帽子を黑緞を以て製し僅に其職をつゞけつゝあり

◉鐵嶺清量商器の一定

從來鐵嶺清商間に使用し居たる量器は二種ありて取引上頗る不便を感じつゝありしが、之れが一定を圖るべく先月上旬同地の重なる清商等會合協議の結果左の如く一定せりと云ふ二種の量器は即ち官斗、商斗と云へるものにして官斗は奉天總督府の製定したるものにして商人の依頼により其保管者出張の上桝量するもの又た商斗は商人各自度支部に稅金を納入して量器の下附を受け居るものなるが、今後は鐵嶺に於ての取引には凡て官斗を用ふることゝなり、商斗を全廢することに議決し、官斗は商務分會に於て之を保管し依頼者の需めに應じて出張桝量する事となれり、

◉本年の阿片

千九百十二年に於て印度政府の賣下ぐ可き阿片は一萬九千八百四十梱にして中八千八百三十梱はベトナ、一萬一千十梱はガリプールよりするものなるが右の內六千七百梱は清國に向け輸出し得可き免狀を與ふ可し此の數字は即ち清國との協約が實行せられつゝあるを示せり

◉哈爾賓貿易額

哈爾賓の清國稅關は昨年九月一日より十二月一日に至る迄に同地を通過せし外國貿易は僅かに一億四千萬兩に過ぎずと報告せり

是れ輸入に於て約三割七分、輸出に於て三割四分の減少を示すものなり

◉革命と鴉片

道光二十一年の鴉片戰爭に英國の勝利を制じて以來印度の英國鴉片商人は續々此毒物を清國に輸出せしも近來道德論者の說勢力を占め終に鴉片貿易に制限を加ふることゝなり清國に於ても罌粟の栽培を禁じ北京初め重なる都會には烟館を閉館せしむるに至りたる爲に鴉片貿易に大打擊を加へたり然るに今回革命亂の起ると共に禁烟の法令は自ら弛び英國商人は其機會に乘じて又盛に輸出することゝなり既

に清國に輸出したるもの四千箱の巨額に達し價格も下りて一箱三千兩に落ちたり清國にては廣東、雲南、及び四川は鴉片需要の本場にて現に是等の地方にては住民は罌粟の栽培禁止に反對せるほどなれば滿朝愈々顚覆せんか鴉片の嗅用は舊に復すべき恐あり革命戰爭前にても既に各都會の烟館には表面閉鎖せる如くに裝ひて內々に營業せしものあり去れば廣東其他の地方にて今は公々然として開業し政府の禁令は反古同然に歸したりと

◉**江西の民國銀行**

馬新都督就任後民國銀行の信用俄かに加はり富商朱滅成これが總理となり金融界斯く活氣を見るに至れり

◉**江西の強制公債**

江西省にては財政甚だ困難なるを以て公債局を設け公債を發行し各同業組合より委員を出さしめ、各組合員の資產に應じて強制的にこれに應ぜしむる筈、其額は三百萬元也

◉**湖南銀行設立**

湖南の財政司長陳炳煥は今回湖南官錢局を改めて湖南銀行と稱し各地に分局を置て以て銀行事務を取扱はしめ湖南の金融機關を統一することゝなせり

交通運輸

◉**正太鐵道開通**

正定太原間の正太鐵道は山西革軍の占據により線路を破壞せられたる箇處あり不通となり居りしが近く革軍は該線路を退きたるを以て該鐵路工程司より工夫を派し修繕せしめ彌よ十二月二十五日より貨客の運搬を行へり

◉**郵稅增加說**

袁內閣は郵稅を增加し葉書を一錢五厘普通封書を三錢となさんと計畫中なりと云ふ

◉**台灣北淸航路の開始**

臺灣總督府にては明年度より現在の上海航路を延長して芝罘、太沽、大連に及ばしむるの計畫を立て之が補助額も已に四十五年度豫算に計上大藏省の同意を得たる由なるが右新航路は上海芝罘間五百三十浬、芝罘太沽間二百浬、太沽大連間二百浬、大連上海間五百三十哩、總計千四百六十浬の航路にして同航路開始の曉に於ける同島北淸間距離は現在の門司經由線に比して著しく短縮せらるゝと共に貨物運賃等も從て低減せられ目下打狗發大連向貨物は門司經由にて一等貨物一噸に付十三圓五十五錢なりしものは以上新航路にては十二圓內外となるべく二等貨物一噸に付十二圓九十五錢なりしものは九圓六十錢內外に減額せらるるに至るべし而して尙之が實施と共に現在の定期船は更に一隻を增加する筈なるが故に現在上海航路の一箇月一回半の割合なる定期航路は一箇月二回に增加すべく同航路將來の貨物は目下門司經由に依つて同島より北淸地方に輸出せられつゝある砂糖年額十五萬餘圓及び同航路による同島輸入肥料年額三十萬餘圓は爾後凡て新航路によるに至るべく以上は未だ以て充分の貨物となすに足らざるも同航路開始の結果北淸一帶に於ける同島產品殊に將來砂糖生產の增加に伴ふ販路擴張の目的を達し輸出貨物の增加すべきは勿論滿洲豆粕等の肥料を始め其他輸入貨物も亦從て增加すべきが故に同航路の將來は最も有望なるべしと

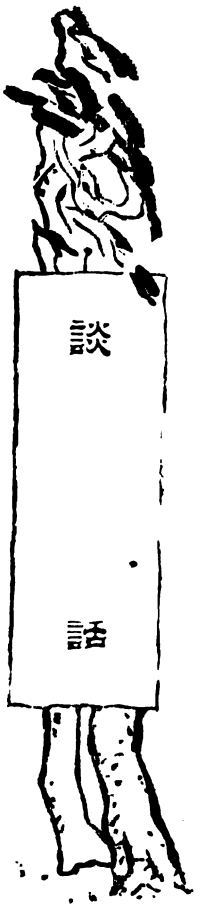

◉支那革命觀

東亞同文會評議員
代議士　竹越與三郎

▲革命黨新政府　革命黨も新政府組織に就いては隨分苦心したる如きが既に其組織も成れり、而して世には革命黨の內訌說傳へらるゝも內訌の如きは必ずしも憂ふるに足らず、我維新に際しても元勳の間に內訌は遂に絕ゆるなかりし也、黃興は自ら抑遲し孫は革命を主唱したる人黎は革命を始めたる人而して予は敗軍の將也と稱し、大に孫と黎とを推重しつゝあれば實際に於ては內訌はあまりに甚だしからず、憂ふるに足らざる也

▲革命と支那の將來　何れにせよ今回の革命の結果支那は大に興起すべし、元來支那そのものは惡しきにあらず、只政治が惡しかりし爲、支那は今日の不振を來したるものなれば、今回の革命により弊政改めらるゝの結果支那は大に興るべく、これが爲めに支那が大に紛亂すべしとなすが如きは謬說たるを免れず、然りと雖も又或一派の人の想像するが如く支那が兵力に富める恐るべき國となるべしとなすは信ずべからず、予は支那は此革命の結果大に殖產工業の方面に平和的に興るべしと信ず

▲革命の下に治を得ん　革命黨の天下となるの後も多少の內紛は免れざるべきも先づ大體に於て、支那は革命の下に治を得べく、吾人は始め革命黨起るもこれが首領たるべき大人物なくんば其前途亦危むべしと考へたるが、孫の如き黃の如きは則ち此大人物にして、古人の所謂眼前失英雄とは吾人の此事なるべし、彼等は相應に識見もあり才幹もあり以て支那の將來を料理するを得べし、而して今回の革命は彼の地震により最下の地層が表面にあらはれしが如く、從來かくれたる人材があらはれしもの也

▲南北分治　揚子江北を北京朝廷に與へ革命黨は揚子江南を保ち南北國を別たんとの說唱へられつゝあるが如きも、予の見を以てすれば畢竟此論の如きは不可能の事たり、即ち兩者の間何等山河の固あるにあらず、分治すべきの因由

あるにあらず、且北方は財政上の獨立難く從來と雖も常に南方に補助を仰ぎ來りし關係あるをや

▲首府は武昌　愈革命黨の天下となりし際の首都問題については革命黨も研究を怠らず、予は南京を以て適當也として黃興等に說く所ありしが、彼等は古に於ては兎も角今日に於ては武昌は天下の中心にして、交通上より云ふも位置より云ふも依て以て天下に號令すべきの地なりと稱し遂に南京說に贊成せざりき從て將來首府は武昌に建設せらるゝに至るべきか

▲革命軍の軍資　革命軍が軍資の窮乏に苦しみつゝあるは事實也、然れども廣東よりは每月十二萬兩宛の軍資來り、其他各地の獻金もあり又小借款は各種の名目により各方面に對してなされつゝあり、最近に於て江蘇鐵道を擔保として大借款成らんとするとの說もあり、外間の考ふる程に窮乏せるにもあらざるべし、然し現在に於て最も重要なるは此軍資の問題也

▲保皇黨との提携　康有爲、梁啓超一派の保皇黨との提携問題に就いては革命黨側も苦心しつゝあるが如く、既に或交涉の開かれつゝあるは事實ならん、而して其結果に就いては今俄に揣摩し得ざるも、或は將來に於て大同團結の如き形勢となり梁啓超位の入閣を見るにあらざるなき乎

▲交戰團體問題　革命黨を認めて交戰團體となすは惟ふに刻下の急務なるべし、交戰團體と認むるの結果革命黨の利益の大なるべきは勿論なるも、其他の諸外國も亦利益を得べし、即ち交戰團體となればこれと締結せる契約等に對しては後繼者も損害補償等の責を負ふ爲、或は軍資を貸し或は兵器を賣込む等に就いて便益多かるべく、予は一日も早くこれを認めて交戰團體となさん事を望む

▲清朝の威信　清朝の秕政其極に達したる結果其威信全く地に落ちたるは今回の革命によりて明かにせられたり、即ち淸廷の命運朝を以て夕をはかるを得ざるに、淸朝の臣中一人の起て孤忠を盡さんとするものなきが如き、明かにこれを語るものならずんばあらず、若し革命黨失敗するも斯くの如きの淸朝を以て支那を統治せんとするは蓋し不可能事なり

滿洲に於ける大豆戰

某當業者談

舊臘三井物產が滿洲に於て豆、豆粕の買占めを行ふや日井は之れに應戰し、これが爲に日本商人は皆驚き醒めて滿洲に於ける大豆戰は漸く激しくなれり元來舊十一、十二月は豆の出廻はり期にして大連に於ても最も安値を示すを例とせり、從て今年も亦此期に於て安値なるべしと邦商一般に期待し居りしに果して三圓五十錢と云ふ安値ありたり然し其時期は同じきも閏ありし爲これを豆の出廻りの狀況より考ふれば、此安値の時期は例年より稍早きのみなら

ず、三圓五十錢なる安値はこれを例年の安値に比すれば尙二、三十錢方割高なりし爲、一般に皆これ以下の安値更に來るべしと期待し、其最も安値なるを白認せしものはなく、從て皆買控えの有樣なりき

然るに昨年秋大連側の日本商は日本へ賣込みし豆粕に於て大に成功せり、これ蓋し七、八月に於て內地の人氣高走り高値に賣行きしに引きかへ、九月下旬より十月へかけての受渡し時期に、產地側にはベスト等に基因せる殘荷多かりし爲意外の安値を出せる爲にして、これによりハタ賣りを爲せる連中は皆相當の利益を得たり、此經驗あるが爲彼等は新曆一、二、三月と云ふ春肥料に對しても、亦豆粕は先賣をなすが最も有利なるべしと考ふるに至れり、此結果十二、一、二月迄の先物約定は非常の多數に達し其數日本內地及臺灣を加へて七百萬枚に上れり、而しく其多くはハタ賣りなりき

又大連に於ては有力なる日本商人が盛に支那商人に對して大豆の高値の先賣をなせり、其高値は舊十一、十二月ものを四圓十三錢位より順次に賣出し遂には四圓八十錢位に至り、一般にハタ賣り盛行し三井も實に其數に漏れずハタ賣り連の巨魁なりき

三井は斯くして盛にハタ賣りをなせるが十二月中旬頃に至り大に前途に對する研究をなし、一方日本內地に於ける先約出來高及値段等を精細に調査し、更に他の一方は大連及滿洲の豆粕製造高及昨年の作柄との比較等を調査せる結果、到底安値の買付はむづかしと考へ玆に於て心機一轉して內地に於ては先賣ものゝ買埋めに力を盡し產地に於ては極力ハタ埋めにつとむるに至れり

これ實に三井が舊臘來滿洲に於て盛に豆、豆粕の買占めを行ひ滿洲特產物界に一大波瀾を起すに至れる經路にして三井は尙此外亞麻の不收獲による歐洲向豆油の好望內地米價の高値等をも數へて豆、豆粕共に買占めを利とすと稱へ居れり

而して一方支那人は南淸方面の講和を見越し又營口支那商人は遼河流域特に不作の爲冬期に於て馬車豆の出廻り少きより開河後豆粕原料に不足を來さんを慮り盛に南滿洲鐵道沿線全部に於て買付をなすに至れり、これ等の原因により產地側に於ける豆、豆粕は暴騰し今や大連に於ける豆現物四圓粕一圓五十錢見當となれり、かくして只さへこれより盛なるべき滿洲の大豆戰は大に激烈を極めつゝあり此一二ケ月は見もの也

內地に於ては生絲比較的不況なるも米は非常の豐作を傳へられつゝ然かも例年になき高値に居る爲、豆粕に對する需要一般に增加し從て豆粕の相場は高値ならんとの見越し行はれ現今豆は四圓六十錢、粕は三四月の先物一圓四十七か、八錢現物一圓四十三錢見當也

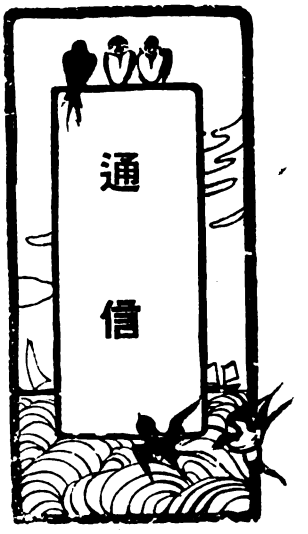

◉四川省の騒亂と革命

在四川內江　子龍生

十二月十五日發

四川省の暴動は遂に暴動として報ぜられたる事屢々なり然かれども吾人は親しく其源因と經過とに徵し未だ俄かに暴動の二字を以て無賴の徒が抗稅乃至糶米の强請等に名を藉りて亂を爲せるものと同一視すべきものに非ざる事を信ず、如何となれば專制の酷政、橫暴官吏のクーデターは人民をして正當なる最後の手段をとらしむべく餘儀なくせしめたるものなれば也所謂同志會の鐵國反對運動は多少世の批難も免れざるべきも蓋し支那人としては堂々たり正々たるものなればなり、惟ふに此の正々堂々の大反對運動こそ實に橫暴なる當局者が眞乎疑懼狼狽したるものにて遂に賴み難なき薄弱の軍隊の武力を借りて以て正々堂々の陣を一擧破壞せんと試みるたるなり、事此處に局は變じて官民は不俱戴天の讎仇として相見ゆるに到りしものたるや何人も首肯するところなるべし、

嘻立憲國と雖も時に日々谷の活劇を演出する豈に民權漸く勃興し來り思潮の過渡期に彷徘しつゝある支那の殊に過度なる中央集權益々般にして地方或は實權虛を告ぐる昨今邊境の吾が四川に怖るべき騒亂を釀したるが如き決して時を悟り事を辨ひ地を知る者の敢て異とするところたらざる也、吾人は四川這回の亂を以て普通一般の暴動と輕視されたる事を痛切に遺憾と爲す者なり、さあれ吾人は今遲れながら其後の情報を次に誌さん

◉官氏の戰鬪泯江一帶に激烈なり

趙總督一度び同志會が正々堂々上段に太刀を構へて眞向より斬り結ばん形勢を以て視敢て暴徒の暴動と詐稱し一方己れが無能を打消して體よき應援を各地に請め、一方暴徒の首魁と誇呼して四川諮議局議長蒲殿俊（字伯英）同副議長羅綸（字掄）川漢鐵路股東會長顧楷同副會長張瀾成都蜀報主筆鄧孝可成都鐵路學堂々長王文新同堂教習袁蔵成諮議局議員江三乘川漢鐵路股東會董事彭蘭芬諮議局員葉秉成前電報局總辦胡雪生等實に濟々の名士拾貳名（九名とか十名とか十一名とか凡て誤報）を拘禁するや憤怒極に達せる會員並に市民は總督衙門に押かけ此處に這次最初の血祭を見たるなり時九月八日とす次て各地に漫延して陸續官民の衝突は血河屍山を遺すに至りし事屢々記載するところたり、されど其間通信機關斷絶しては殆んど眞相の情報傳へらるゝなく從て世には恰も四川全省に涉りて騒亂せる事と思惟された

る如きも決して事實は然らず衝突戰鬪は局部に限られ涇江流域を最激とし成都重慶間の沿途而も成都を去る三百清里以内の一帶を次とし、更に成都の附近の各街道三四百里間を其主とすべく瀘州、重慶等下江一帶の地の如きは多大なる經濟上の打擊痛痒は勿論蒙りしも血を流し屍を晒すが如き兆候はなかりし者なり、吾人の知る所に據れば當時新聞紙上に報道せられし者は殆んど腰弱の外國宣教師が謠言を聞きとりて其儘に通信せるものにして一々是れが訂正を試みんには餘りに煩しきを感ず、されば官民は涇江沿岸に激烈の衝突なしたるには亦自から理あり當時官署只一の賴みと爲せしは甲乙の地を論せず舊軍隊の武力擁護にてありき、されば成都の變を聞くとも數に限りありて而も不足を告ぐる所以は各々其本地を安らしむるに急にして往て成都に應援するなど夢想するだに愚なりき從つて、四川の般富をなす東南各部に於ては調兵の豫猶だになかりしなり此間にありて比較的猶豫を見出すべきは西南並に西北不毛蠻夷の地に散在する舊軍とす所謂建昌道に屬する部下之なり、されば此地に向つて調兵令を發するや土司鎭撫のみに厭き居たる舊軍一營は朱統領に導かれて九月二十三日より陸續上陸流より敍州に出で來り次で省城に向つて出發したり其數確實に知り難きも吾人の目擊するところは七八百乃至千以下と信ぜらる（坊間無慮三千と號す）此の舊軍が成都の變を鎭撫しやがては四川の平和を恢復するとは吾人は決して信ずる能はざりき第一蠻地に土司相手のみ爲し居る爲め練練の尤も劣なる事第二武器は舊軍中の最劣なるものなる事、第三

彈藥の富有ならざる事第四、窮遠屏山副官村等の奥より日夜兼行し來りし爲め過度の疲勞に惱み居たる事第五、食糧其他の軍用品の供給缺ける事殊に第五の理由は彼等にとりて最大の痛擊なるべく彼等が敍州に達したる時は敍州の市民は殆んど申し合はせし如く其の棧房廟宇に宿泊駐在を拒み食料物品の供給を拒み隱然鬪はずして舊軍は死地に陷り戈を投じ市民に哀れを請ひ悲むべき話をのこし幸ふじて敍府を立ち愴々として死地にひかるる小羊の如くして涇江を溯し位なり時九月下旬蓋し此の窮遠の舊軍が應援上行こそ涇江一帶をして血河屍山の渦中と化せしめたる理由にてありし、果せる哉、舊軍の先發隊は嘉定に於いて巨多の同志會員並に哥老會、苗族、西藏族、土匪等の混成軍團（？）の爲め前路を遮ぎられ正に死地に陷りぬ而して中央部は朱統領を頂て犍爲にあり次で後發隊は敍州を去る六十里の近くに於いて前後に敵を受け包圍の厄に遇ひ哀れ舊軍は嘉定と敍州間に散在して而も互の安危をも知る由なく且つ食ふべき糧食なく餓死せんとせるなりき、當時の成都方面の狀況を見れば成都を中心とせる四方二三百清里間は官民の衝突日に繼ぎて而も民軍の多く益々勢を加ふるも之に反して官軍命脈旦夕に迫るものあり既に朱統領の應援軍窮地に陷りしを知りてよりは全く趙總督の爲め心中する如く觀念し陸續官服を棄て武器を卸して民軍に投じ來るに至りぬ此間趙氏等のこれを守るべく如何に苦心したりしか想像するに餘りあり、かくて十月七日拂曉犍爲城外に朱統領の中央部隊と民軍と衝突し殆んど舊軍は殲滅の厄に遇ひ此場に朱統領は戰

死せりと傳へらる次て八日の夜は嘉定城内外に朱統領の前衛部隊が戰ひを開き又脆くも一敗血に塗れたり次に敍州附近の者は降服して敍州に歸還せり時に亦該軍の殿軍數十人敍州に着きしが徒らに敍州の市民を守るべく役更するに至りしのみなり此間成都附近の戰鬪の飛報は民軍の有勢を談りて續來せり、當時宮順、自流井等失守せりと報ぜられしも後にて聞くに而かく重大にてあらざりし只朱統領が嘉定に非ずして犍爲にあり當時の衝突に參加敗北し居ながらまんまと全勝の布告を敍州邊に送り來り機を見て何處へか姿を隱したるは流石は支那舊軍の統領と見受けられたり（後に聞くに民家に逃げ隱れしを同志會者の爲め殺害されたりと）以上說くところにより兎も角十月の初旬は成都東南附近部と泯江上下一帶は日夜劒戟の閃めき血屍の亂れしを知り得べきなり、而して此際重慶、瀘州等下江一帶は詳報にも接する能はずして揣摩憶測謠言百出蜚語巷街に喧しき概ありし外別段危險を感ずる迄に至らず只岑氏が入蜀中止に氣揉み居たる位にてありし、勿論上游各地との商行爲は永く杜絶されたる爲め經濟界の恐慌は益々危險の度を高めつゝありしや謂を俟たざるなり

形勢甚だ變調し來る

讀者は以上の事實よりして慥かに官軍の微弱を知ると共に民軍の優勢なるを承知せられしなるべし軍兵に軍器に軍糧に軍資に而して大勢の尤も良好確實なるに、而して朱統領部下の泯江に駐し衝突し合ひ居たる時は蓋し四川這次の騷亂中尤も激烈を極たるときにして民軍は殆んど完全無缺の大軍團の形を爲して優勢を誇りし時なりきそは十月初旬なり然るに端方大臣湖北第八鎭第三十二標の兵を率ひ遂に宜昌を出發せりとの報傳はり、同時に貴州省邊境守備の貴州新軍約三百堂々として十月十一日着敍し來り又一方瀘州を經て陸路省城に進めりとの報到る頃は先づ一般市民よりして民軍を賴み難なき寧ろ加害者とし始め騷動以來自守の策は更に一層堅めらるゝのみならず民軍の非を談る謠言は愈々流布さるるに到れり事に怪念に堪ざりしは曾つて同志會と死生を誓ひたる幹部、關係者會員にして續々其本地に戻り歸り敢て一切を擧げて他に委せたる故今は知らざると云ふが如き態度を目擊するに到り遂には民軍は全然土匪の衆合にして同志會は寧ろ民力疲弊を顧憂して手を引きたりと傳ひらるゝに及んで吾人は其の餘りに無責任極る豹變の醜態に驚き內情を密査するの已むなきに及びぬ、而して吾人は公務の爲め久しく滯在せる敍州の混亂最中を見棄て退き瀘州に下り更に陸路成都街道を進むで重慶成都間（壹千〇二十里）の中央の要路に當る內江縣に來り駐在する事となりぬ、而して曩きの疑問も此時既に解決されたると同時に十月九日武漢の地に革黨旗を擧げ而も委細知るに由なしとの情報にも接したりき時十一月十八日なりし、革黨は對岸の火災なり今猶ほ炎々天を焦しつゝある吾が四川省の騷亂の其焰火の異變の色彩と怪疑の臭味を帶ぶる所以は何ぞ曰く下の如し曩きに同志會の統領々袖連擧げて拘禁さるゝや憤激の餘り縱橫無盡に威勢を逞ふせしとは雖も所謂各

幹部は殆んど艦隊の行動針路を定むべき司令塔も羅針盤も打破されたるが如き痛痒と不便を感じたるに深因するものにして而も初めの程は飽くまで旗皷の勢一徹と或る程度まで盲蛇的に驀進したるもの、領袖連は依然として檻禁の厄にありて面も放釋さるゝの日を見ず一方所謂同志會なるものによつて阿修羅王の荒雄を恣まゝにする者は隨所に其數と勢を大にし從つて各地間の聯絡こそあれ秩序ある下に聯絡あるに非ずして之れが統禦は益々至難となり殊に各種の捐稅を以て軍資となす計畫は遂に計畫にして實行を見る能はず即ち平靜の日ならんか勿論商工業は支障なく營まれ從つて捐稅をも上納すべけれど騷亂の今日捐稅中の大宗と稱すべき補類の商工業は杜絶され終り只僅かに酒油、菜肉等の小生意の辛ふじて行はれ辛ふじて捐稅を得るに過ぎざれば各地ともに先づ尤も苦しみたるは人數の多き（而も哥老會の下級者、苗族、西藏族土匪等の大部分が占むる）と不足なる資金問題にしてそれにつけても九月下旬頃までは土地の富豪等よりの寄附に俟ちしも寄附は永久の資金供給の道に非ず各地ともに得意の强奪を密かに敢てし來りたり斯くして日一日と資金の缺乏は急を告げ幹部の方針は益々明識を缺き各地との行動聯絡は從て愈々澁滯を極め而して成都の領袖連は依然として檻房の人たり玆に中間に當つて挾擊を買ふものは實に地方同志會の幹部及有力關係者とす、されば彼等は朱統領の應援隊敍州に着きし頃は早や逃げ仕度に取りかゝれるものにして先づ成都に進みし各地代表者の退出歸鄉となり各地間の內訌となり同志打ちとなり遂に端方の帶兵入蜀に到つて純同志會なるものは知らぬ間に消滅したるものにして、要するに岑氏の入蜀をあてこみて能ふ限り騷ぎ振りを見せて內心同氏の着蜀の日を渴望し居たるものが意外にも端方帶兵となりて苦しき腹を鑿られ旁々豫想外の大事今更操縱に當惑し且つ將來身に及ぶ大禍を悟つて戰慄躊躇はては誰云ふとなく身を以て退き第三者たる一般市民の位置に逆戻りせしものにてありき、されば四川騷亂の內より純同志會を除きては誠に哥老會下級民と土匪强賊の徒が跳梁するのみなり、此處に及んでは天に二日あるとも地に二王あるとも吾れ〇〇にして安全なるを得ば以て赫々の光りを仰ぐべく以て聖明の君と頌すべしと順れ來りし流石大國民の襟度は露はれ昨日迄盛に民軍を賞讃して吝まざりし省民は飜然として土匪呼ばり强賊讒りして再び純同志會連を喰めざる也純同志會亦敢て昨を想はず謂はずして今日と談るなり吾人は支那人の誠に賴み難なくあまりに其變操の極端なるに驚嘆せずんば非ず噫孔明によつて三國史をなす今の四川省民は蓋し淸初各地より移住殖民し來りし土着者に非ざる事を忘る可らざる乎噫さあれ、先きの日彼れ等によりて優勢を爲せし、土匪の徒今は全く東にも西にも賴り所なき眞に無賴漂浪の土匪となりぬ事斯くなりて何を以て何時迄か其銳牙を隱すべき爾來全く四川西半部は土匪强賊が同志會の名のもとに騷擾を敢てし富豪を脅かし財寶を掠奪し民家に放火し官署に迫り子女を姦淫して橫行濶歩するに至りしなり、

同志會が設置されて殆んど四ヶ月ならずして全く龍頭蛇尾に而も煙の如く消えさりぬ雪消えぬものは同志會が敎唆使

嘯嗾せし土匪今に跳梁し彼等が破壞攪亂せし四川の平和は今に恢復するに到らざるなり吾人と雖も豈に彼等無責任極る同志會の肉を食ひ骨を裂くの無念なき能はざるなり、蓋し其の亂れの時か應報なきを來すべけんや吾人は曾て同志會反對運動激烈を極め來りし時に於て政府當局者が執るべき適宜の手段あるべき事を指摘したる事ありき殊に如上の經過と未路とをもては更に政府の大方針を自から打破するなくして平和の解決なきにしも非ざる事を想ふべし岑氏能ふべくんば端方氏と共に蜀に來り佐まんか今頃はとくに四川は然かく大動搖を受けずして平和の天日を仰ぐに至りしならん、眞に今一息と云ふ機に望ひて事は武漢より起り再び四川は曩よりも激烈辛酷なる悲境に陷り而も三百年間大帝國を支持し來りし淸廷覆滅の時に迫り來らんとは噫天命とや云はん將亦人事とや爲さん歟

◉再び暗憺たる雲雨去來す

吾人は曩きに四川の騷亂が十月初旬の猖獗時代を過ぎて殆んど骨拔きの醜態と變じ次て只所在の土匪强賊が安寧秩序の荒廢に乘じ出沒自在跳梁を極むるの外敢て復た前の鐵國問題を云爲するものなく徒らに省民をして競々然として歸依するところなからしめたる事を述べしが此れより以下に於ては騷亂忽ち變じて革命となり蜀省擧げて大漢旗の飜へるところとなりし今日迄の情況を報ぜんとす是れに先つて吾人の知る限りの其が重要日誌を披瀝して以て讀者の了解に便にせんとす、

（十月十三日）端方重慶に着き直ちに東水門內江南會館に駐す重慶城內爲めに色めく（十四日）端方重慶商務總會に出席紳商並有力者を召して凝議懷柔す、（十五日）武昌、長沙、南京等革黨の爲め爭亂を極めつゝありとの飛報到る重慶の商界忽ち動搖す但內地に於ては土匪出沒に對する注意以下を以て傳へらる（十七日）端方鄂軍壹千を從ひ重慶出發上省の途に就く、同時に萬縣より東大路を辿り進城する端方部下の鄂軍八千、巴東より黔滇蜀の境を過ぎ敘州に向ふべき鄂軍二千及重慶を經て長江に遡りつゝある水軍一千共に合計一萬二千の水陸大軍東西より省垣に進入すべしとの謠言は事實疑ひなしとして傳はり來り省民は其悲慘なる近き將來を想像して益々戰々競々たり、加之端方敘州並に成都の二方面に向て密偵を放ち實狀を稽査せしめつゝありとて又或一部の者をして色なからしむ、（十八日）瀘州を經陸路隆昌に出て成都に向ふべき貴州應援新軍一哨內江を過ぐ（同日）自流井の西北百〇三淸里嘉定街道に在る榮縣に於て所謂同志會と稱する土匪蜂起攻圍し同時に自流井より北七十里なる威遠縣にも襲來し來れりとて人々恐怖し內江の如き練勇を俄かに召集して操練開始（十九日）端方の重慶出發の謠言又出づ、而して又恐怖さる（二十三日）端方の名に於て前古未曾有の告示出づ（後段參照）（二十四日）內江を去る二百三十淸里此成都街道に當る資陽縣（資州管下）に土匪襲來し縣署、經徵局、學堂等を破壞し縣正堂を奔らせ同夫人をして河に投身せしめ而して彼等は相當の掠奪を爲し直ちに附近十里にある連花山の山寨に引揚ぐ爲めに簡州より官兵出動下來す、

（同日）內江は北並に西北の二面に土匪騷擾するを聞き朝來城門を關鎖して警戒嚴重屢々到て人膽を寒からしむ、（二十五日）資陽縣より連花山の匪に籠れる、土匪簡州下來の官兵と鬪ひ爲めに官軍大敗し約二百の死傷者を出す（二十七日）（此日夜重慶に於ける革黨起事に關する檄文流布されたりとて一般市民並に外人恐慌す）資陽縣の富豪等莫大の金圓を出して土匪に解散を需む爲めに土匪田舍に身を隱す（三十一日）鼇府革黨の手に歸せりとの報到る、端方の先發前衞鄂軍約百名內江に着き直ちに火神廟に屯す（十一月一日）端方の同上鄂軍亦數十着く先着隊は北に向つて進む、（二日）又々端方重慶を出でたりとの謠言起る（四日）端方は此夜江南館を出で極く內密に兵を纏めて重慶城を出で上省の途に就く、（五日）再び威遠縣に土匪襲來し包圍攻擊し經徵局並縣署の役員出奔縣正堂虐殺さる（同日）資州管內仁懷縣（成都より南百八十五淸里瀘江東岸約百淸里の地點）亦土匪に襲はれ自流井一帶の地亦同上要するに十月初旬嘉定鼇爲等瀘江附近にありしもの次第に江を越え東漸しつゝあるなり（八日）內江縣管內に土匪出沒して大警戒す蓋し謠言、（十一日）在自流井の大淸銀行支店強奪に遭ふ次で同地の永らく事業休止し居たる爲め鹽汲勞働者等の給金不渡問題を生じ爲めに數萬の勞働者同志會と稱して其傭主に迫り遂に騷亂を釀す該地の避難者續々下來す、（十日）重慶市上謠風甚熾にして革黨の起事九の日にありなど稱し街上既に避難の準備をなして競々たり、又知府は重慶城外長江上流の河身に鐵線を張り以て上下する密船を捉ひしむ、同く此日重慶革黨の根據地は重慶の下流三四十淸里の地點にありと傳はる、（十一日）重慶日本居留民

日淸汽船會社支店への通信により初めて下江一帶革黨の情況を知悉（十二日）端方數多の隨行員並に鄂軍約二百舊軍一哨其他雜役等一行約五百を從ひて此夜內江に着き直ちに桂府館に入る、（十三日）端方一行早朝出發後衞殿軍續々到る、端方此日資州に着く（十四日）重慶嘉陵江の上流合州に土匪起り重慶より舊軍四五十出動、同じく涪江（嘉陵江の西部支流）附近遂寧縣、安岳縣樂池縣等土匪出沒す（東部支流）巴江亦消滯ならず、（十六日）端方資州に在つて前程甚だ危險なるを知り出發中止して依然として同地に駐る但し前衞此日出發し資陽縣管內に入りて土匪の襲擊に逢ひおめ〳〵軍器彈藥の一切を捕獲さる（同日）趙總督部下の兵四百を派して南下端方を迎ひしむ即ち此官兵簡州に於て土匪の爲め進行を阻害され次で擊退さる（十七日）瀘州附近に長江上流より來りし土匪不穩の擧動あり該地州正堂調兵應援方を資州に電請し來る（十八日）泯江漸く靜かにして沱江上下愈々匪族猖獗を極め來り上下民船不通（十九日）瀘州の下流合江縣土匪の爲め守を失ふ（二十二日）重慶遂に革命黨の爲めに落城す但し一刀も一彈をも用ゐず大漢の白旗無心に飜る、（同日）此夜隆昌に土匪起り縣正堂を生擒にし形勢不穩を示す要するに此賊曾て泯江より沱江に移り富順管內を經て成都中大路に出でしもの並に安岳樂池附近より西南せる者を含む、因みに安岳樂池大足の各縣は相前後して十八、十九日に於て守を失ふ、（二十三日）重慶の起事を知り先づ土匪に依つて落城せし各地一齊に革命大漢旗を擧げ二十四、五、六日に渉り重慶府管內凡て革黨の手に歸す、同時に餘波四方に及ばん

とす、（二十六日）成都に革黨起事し何等の手應へなく占領す、上下の郵便不通、（二十七日）午後四時久しく資州に駐り居たる端方鄂軍の爲め殺さる（二十八日）內江縣革黨の手に歸し縣正堂奔る鄂軍の一部資州より下來着內す內に端方の首級を數多の將校兵卒之を護衞して先發し去る（二十九日）瀘州亦革黨の手に入り次て旬日ならずして各部大小の都邑凡て革黨の手に入り大漢旗は全蜀に飜る同時各地匪賊の出沒益々熾となる（十二月四日）資州先づ匪賊の烽起に遇ひ一度び革黨の手に歸せしもの再び賊徒の手に入る一般市民續々避難し來る而して重慶より成都に至る所謂中大路の沿途各都邑土匪益々跳梁し所謂革命黨軍政府甚だ危險の地に陷る、同時に成都軍政府先づ內訌を生じ新舊軍並に不服の滿族、不平の土匪相繼て口實を設けて軍政府に迫る都督奔る、（十一日）再び成都及附近一帶の都邑非常の混亂に陷る强奪姦淫放火續出す（十二日）成都に於て望み達し難きを知り新舊軍の一隊陸續下來當地を經て重慶へ向ふ沿途の各地再び城門を關鎖し前にも優る恐慌而して土匪は愈々出て益々猖獗を極めつゝあり、要するに目今の四川全省は土匪が勝つか革黨所謂軍政府が敗くるかにあり

以上現在までの重要記事なり次て本文に移りて更に詳報するところなからざるべからず

◉噫欽差鐵路大臣端方

時は九月十二日一道の上諭喚發せられ同時に武昌にありし端方に對して兩隊の兵を率ゐ往て四川鐵國反對運動を查辦鎭撫せよとの敍命ありしが端方は幾度か帶兵進蜀を固辭せりと聞く當時何人と雖も四川省の大局を知る者は斯くの如き血を以て血を洗ふの愚策が更に何等の功果をも奏し得べくもあらずとは確信せざらんとするも能はざるものありしなり而して湖北の新軍奈何に武强なりと謂へ僅々兩隊二千に過ず眞に戰はんとせんか餘りに微弱にして且つ萬一の後續應援と糧食彈藥等の輸送を奈何せん峽水道はなく圓滑速急の自在を許さず然り而して蜀省の守に易く攻むるに難きをや然らば戰はざらんとせんか兩隊の數多きに過ぎ徒らに省民の感情を害し隱然敵慨心と反抗心を惹起するの外更に平和の解決もとより期すべからざる也增して況んや四川騷亂は趙總督の敢て招き需め釀せしところにして政府並に官憲にして眞に其非を改めて施すに誠意の策を以てせんか決して一兵を動かすを須ゐず斷じて一馬を驅るなくして而も鐵國の政策は平和の間に遂行し得るものたるや明なるに於てをや（吾人が十月上旬に於て曾て通信したるもの也）端方は支那有數の人物と知る、今しも思へば敍命更へがたく本意にも背きて危險千萬なる鄂軍を率ゐて武昌を離れし時彼が心中亦察想して慘然たらざるを得ず焉而して更に岑春煊をして遂に入蜀を拒ましめたるは端方にとりても或は最後の一縷の望を斷たれし如き思ひせしなるべし、噫、庸人眞に國を誤る蓋し廟堂人なき也端方は峽水道を過ぎ萬縣に着きぬ、當時萬縣は頗る平靜にして成都方面乃至北西部四川の狀況餘りに詳かに知る能はず故を以て陸路直ちに成都に入らんか或は水路重慶を經

過せんかに惑へり時幸にも曾て佛面灘に坐礁せる蜀通の修理なりて端方を迎ひ得るを知り直ちに蜀通の回航を命じ十二日正午端方は萬縣を發し遡江重慶に向ひしなり當時密かに成都方面視察の爲め數十の兵を東大路に派したる由なるも彼等は既に業に端方の部下に非ざりしなり吾人は端方が心事に同情の涙なき能はざる所以の事實を語らんとす端方が率ゐ來りし湖北第八鎭第三十一標は端方の味方に非ずして致敵なりしなり機を見て首級を貰ひ受けんとする不倶戴天親の仇と短ひつゝありし將校の潜るを知らざりしなり、然り而て既に十分傳染し居たる革命黨が其三分二を有せる事をも知らざりしなり否端方の人物豈に知らざるが如き事萬是無きなり知つて猶ほ且つ是を率つれ東西直ちに辨じ難き敵地に入りし端方は吾人が同情の涙滾然たるを禁じ難きところなり、而して端方は萬縣滯在中將に殺害せられんとして僅かに免れたり、夫は鄂軍中（殊に將校及一部兵士中なりと云ふ）議二つに分かれたればなり一は曰く今日に於て手を下せば甚だ危險なり、何となれば未だ四川騷亂の眞相不明にして民勢強大なるか官勢微弱なるか確實ならず殊に下江一帶平靜にして事なし、それよりは更に進み重慶につかば情況も知られ且つ民勢強大とあれば吾々手を下したればとて民の同情と歡喜とを得べけれ萬々官威の及ぶべき事なし決して有利の機會なきに非ずとなすもの一は曰く湖北の事旬日に出でざるべく殊に血を洗りて端方の首級を土産とせる事を約せし吾々思ふに愈々重慶乃至奥に入りては如何なる強敵が吾々を阻害するやも知る可らず殊に土匪猖獗を極め爲めにひざむざ十匪になど首級をわたす事あらんか吾々の面目なし殊に今日決行せば直ちに下江難なく歸鄂し得るに非ずや須く決行に若かずと然れども遂に尚早論勝ちて遡江重慶に向ふ事となり端方の命脈稍開けたるなり、噫、次で十三日正午蜀通は重慶に着き端方は非常の秘密警戒にて竊に東水門内江南會館に入りぬ、當日端方を觀んとて朝天門より道臺衙門まで堵の如く群がりし市民は官轎に乘り前後を數十名の武裝せる鄂軍により護衛されて來りし何人かを見たるのみなりき、蓋し是れ假端方にして其時は既に端方は重慶の高級官吏と共に江南館に入りたる頃なりと謂ふ次の日は端方親から重慶商務總會に出で紳商並に有力者と凝議專ら懷柔したりと聞く次で踵を追ふて武漢革命黨發端の報到り續々形勢尤も險惡を傳られぬ當時端方の胸中奈何、死は確かに迫れるを覺悟せしなるべし、而して色に現はさず飽くまで鎭撫の策をめぐらし頻りに地方事情を査し、並びに趙總督との聯絡をもつけ居たるなり、然れども萬事萬端外間と己れとの間に何物か出沒して細工し爲めに甚だ滿意しがたきもののありしや明かなり時に官署よりの公文さへ僞造にあらざるかと思惟され、時に來るべき者の到らず、意外に發展するかと思ひば意外に澁滯し端方が在重慶中は甚だ安全の如くして尤も不安に感ぜし時なるべし、端方は人物なり、早く慧眼以て看破せしや明かなり然れども從容たらざるべからず自若たらざる可らず、斯くして再び端方は殺害を免るゝを得たり、夫は再び鄂軍に說の異なるもの出でてが故なり、一は曰く、重慶は鄂省の風を望むて吾々の知る如

く革命起事目睫の間にあり而して此際端方の如き高官の在重は甚だ不利にして且つ重慶は通商江岸然かも租界なく内外雑居の姿故自から外國の干渉乃至外國の高官保護などもなく起りてあたら掌中の玉を離さゞる可らざる破目に陥るとも限らず、又義理合ひ上革命と直ちに提携し得すして民軍と闘はざる可らざる破目なきにしもあらず、縦令是れ無しとするも種々の事情は重慶にて殺害するは不便少しとせす寧ろ田舎におびき出すに加かす、殊に端方が趙總督に逢ふは至當にして彼れの望なればなり增して況んや重慶革黨が端方在重に關し甚しく懸念痛心しつゝあるに於てをや又一に曰く吾々は原より革黨なり殊に列國々民の前に端方が首級を見せんも革黨の意氣も見えて一興ならずや、起事の前に於て吾々嚴重に端方を監守し敢て如何なる者の訪問も應接も文書も與へずば則ち良からん重慶革黨の懸念は遂に杞憂に過ぎざるなり云々と遂に前説翻ちて端方は上省すべく極く内密に而も表面如何にも外部に向ふて警戒する如く粧ひ而も暗夜に乘じ十一月四日重慶を出發せしなり端方果して眞に上省の意ありしや否時の形勢は外安全の進行を許さゞるのみか内既に看破したるに於てをや、然れども端方は餘儀なしと雖敢て進みたり吾人は益々端方の人物を愛す、小人にして能はざる襟度なり、筆進みて吾人は告ぐべき一事を遺せりそは端方が在重の日武漢の變を聞き間もなく即ち二十三日に前代未見の間餘の大形白紙に正に尺大の文字もて誌せる下の如き告示欽差鐵路大臣端方の名に於て發表し四川各地に傳布されたり曰く羅蒲九人釋放、田周四員參辨、爾等迫切懇求、天恩各姑爾頤、良民早々回家、毋徒各々解散、如持抬機抗拒、官軍痛勦勿怨、（註羅蒲九人とは曩日拘禁に遭ひし同志會の領袖連にして内三人は此前に殺され居たるなり又田周四員とは成都の道臺連なり）冷靜に形勢を達觀し且つ端方の人物を視て而して此告示を看よ、誰か直ちに端方の底意なりと信ずる者あらんや、吾人は黒幕の敢て此の告示を出さしむに到りし事と思惟す、如何となれば此の一片の告示革黨事を爲す上に於て多大の裨益と利便とを感じ得べければ也、斯くして重慶を出發したる端方一行は地方甚だ靜平ならずとの理由を以て永川、榮昌等に暇取りて僅々六百三十淸里の行程を實に十日を要して纔かに成都を去る三百九十淸里の資州迄漕ぎつけたるが如き而も此間沿途一路の形勢は然かく險悪にあらず寧ろ自流井仁懐等にありて更に端方の進まんとする成都街道に向つて東漸しつゝある間なれば急速力（普通官吏の旅行速力は一日優に百五十淸里を行く）を以てせば必ずや成都へ優に着くを得たりしなるべし況や精鋭の新式の武器を持てる鄂軍の勇を以てしては何等の支障なく成都に着くを得たるや明かなり然かるに端方の一行はあらぬ處に暇を費して恰も其先驅はあらぬ資州になど駐りて簡州の下に於て初めて土匪と面を合はせ且つあめ〳〵軍器彈藥を掠奪されたるなど、何人が事實として信じ得べき全然芝居的なり尙ほ端方の前衛隊は先きの日誌にある如く實に十月三十一日に於て當地に着し其翌十二月一日未明出發し次で遲れたる者此日に着き次の日出立せるなり、而して其後日を繼で當地を通過上省せりされば先驅は遲くとも四日乃至五日頃即ち端方重慶出發の日には既に成都に

着き居たるに相違なきなり、又端方當地を過ぎ資州に駐りて後ち尚ほ重慶方面より續々鄂軍到着したり是れに依つて觀るに實に端方の率ゐし兵は重慶成都間一千〇二十清里の間に一大縱陣を爲したるが如きものにして護衞と謂ひば此れ以上完然にして安全なる護衞天下復たあるべからざる也然かるに端方一度び資州に駐らざる可らざるに到るや最先驅隊を除く外凡ての鄂軍は尤も勢を資州に集め且つ資州の前方約四五十清里に一部隊を置き後方九十清里なる內江に一部隊（約八十名）を備ひて所謂日和を待てり、而して何人も事實前路の危險に遇ふて進退し得ざるものと信じて疑はざりし但し最先發隊のみは成都に先着して端方入城の日を待ちたりと謂はる是鄂軍にとりて邪魔物なる滿兵にして北京以來端方護衞に充てたる者と謂ふ（吾人は此一項事實なるや否を知らず保證し難し）されど吾人は最後の殿軍數十が重慶近くに駐まりて離れざりし事は忘るべからず既にして日和は益々絶望となり來り遂には先づ後方隆昌に土匪襲來の事起り次て重慶は二十二日に革黨愈々旗を擧げ全城又に血ぬらずして占領されたりとの飛報は到れり次で各都邑亦靡然として風を望むて革旗を樹つる事をも聞知されたり同時に二十六日の成都落城趙總督生擒の報も達したり、噫端方の胸中奈何、而して敵は本能寺にあらずして掌中にありと歡喜雀躍せるは鄂軍にして而も隊長姓（中隊長に類す）曾某彼にてありき、吾人は先づ順序として即ち革命黨に變じたる鄂軍及當地革命黨首領等の謂ふところを其儘記して後吾人の思惑を述べんとす、二十二日の重慶起事首尾悉細の報道は特使により二十六日午前に於て端方の駐れる資州城內禹王宮に來れりされど夫れよりも內秘の特信は端方護衞鄂軍本陣たる天上宮の鄂軍の將校連に來れり此處にて機到れりとなし先づ端方の弟（姓名ともに不明而已ならず吾人は端方の弟有無さへ知らず、されば今回端方一行に加はり上省の途にありしや否やをも知らざりき）を天上宮に招ぎ出し直ちに「國賊の弟覺悟せよー」と大喝一聲秋水の空に閃めくと見ゆる間もなく哀れ彼が首級は血汐に浮びぬ、斯くして其日はそれにて終りたり而も端方は未だ知らざりしと、其夜全軍の兵を天上宮に集めて曾某は曰く「全軍中既に曩きに革命黨に加入し居りしもの三分二に充つ筈吾々は今日以後橫暴なる清朝廷を滅すべき大漢國の干城なり今日は之れを以て血祭りとし明日の吉兆と爲す若し爾等の中に我黨に入るを肯ぜざるものあらば容赦なく爾等の首級を貰ひ受くべし」と玆に全く異議者を出さずして全軍革命黨となりしなり、之れより先き一行に隨從し來れる滿兵は一人殘らず姿を穩し逃奔したり但し見つかりしもの兩三名殺したるのみと、次の二十七日午前は何事もなく午後二時頃曾某は下級士官を遣して端方に手詰めの相談を爲さしめたりと曰く「大臣既に知らるゝ如く重慶も成都も落ちたり而て吾々は大漢國の干城にして橫暴なる滿人の爲めの軍人にあらず大臣は滿人なり、三百年間吾々を塗炭の苦みに蹴り落したる憎むべき滿人にして而も曾ては吾黨の同志多數を殺したる事大臣のよも忘却せられざるところなるべし、昨夕吾黨は大臣の弟を先づ血祭したり、勿論大臣も身の上を承知なるべし、先づ大臣の首級を貰ふ前大臣所持の金圓五萬兩（或は幾拾萬兩と云ふもあてにならず）速刻頂戴して同志の衣食乃至歸鄉の旅費に

充てん大臣の尊意如何」端方忽ち色を失ひ聲を振はして應へて曰く「革命黨は余原來陽には官職の手前嚴重に取締りたれ陰には在兩江總督時代を除く外は非常に同情を以て而も援助したり……余は又滿人に非ず原來漢人にして某省の産後理由あつて旗籍に入りしのみ余の原姓は趙なり今日より直ちに端を捨て趙を名のり敢て革黨に與せん……所望の金圓殘りなく頒つべし首級の所望だけ猶豫ありたし云々」と早速金圓を渡し且つ俄かに酒肴を呼びて非常に厚遇歡待せりと尙ほ問答を交はし結局首級の件につきては隊長に伺ふて決すべしされば甚だ足勞ながら天上宮迄駕を枉げられ而して直接隊長曾氏に面接せられたしと早速轎子を招き所謂微行の姿にて扈從者なく天上宮につきしは午後四時頃とか端方驟子より下りるや否や曾某は秋水逆手に持ち滿面に朱を注ぎ大喝して曰く「國賊端方叩頭せよ」と呼れば端方は三拜九拜の禮を爲し次て跪坐して其罪を謝し百萬言を費して一命を乞ひしと而して正に起たんとするとき髮を抓み「三百年間吾黨を苦しめたる滿徒の片破れ國賊端方加之我が最愛なる天地只一人の親父を革命黨なりと稱して斬罪の刑に處したる仇敵、國に對し親に向ひ又武漢に血を洒つて土産と誓ひ來りし汝が首級、如何にして取らずにおくべき、國賊、國賊、仇敵、仇敵と連呼して秋水よ幾度か空を切つて鳴り幾度か端方の首頸に血煙漲り遂に欽差大臣端方の首級は鄂軍將校集會所の卓上にのぼり直ちに全軍は此れにて永々の苦勞も功を奏し吾々も大威張りにて歸鄂し得るなりと祝賀の宴を張りたりと噫而して首級は石灰にて嚴ひもみを盛り外部に國賊之首級と誌る木箱に納めて次の二十八日資州より當地を經て先發隊により持ち去られたり、噫端方遂に死せり、然り遂に雲山萬水蜀省の片田舍に横死せり、而も體と首とを異にする悲哀極る死を遂げたり、

吾人は端方の死を冷靜に觀察する迄もなく如上の事實談が決して事實ならざるを直覺し能ふ競々として謠言に迷ふ、支那人根性よりして如上の實話は萬々虚僞なき事と確信して何等其間に理性の活動を許さゞるものゝ如しされば多分各地へは端方殺さるとして人目を欺かせしなるべし、されど人の口は利害によつて開閉自在を許し秘密は一人以上に於ては甚だ不安定なり、吾人は端方の首級當地を去りてより、十數日にして端方が二十六日午後三時頃拳銃もて連發三彈を充てゝ自殺せるなりと確知せり、而して同氏の弟につきては何等の事實も未だ聞かす、吾人は端方は人物なる事を天下に稱揚す、噫、端方は最後の瞬間まで國家の爲めに熟慮默考したりしなり而して危險愈々急迫し來つて敵影眼はるゝに及んでは自から喉を擊つて敵の毒手を待たざりしなり、母國に多き武士戰場の自害と何等異るなき端方の自殉噫、清廷最後の人物なりと謂つべし、端方死して護國の鬼となつて哀れ清廷累卵の危きを救ふとも亦得難き乎、噫、慘又慘、

●革命されし四川省

十月九日以來武昌の地に革命黨旗を擧げ續て急轉直下の猛勢を以て漢陽、漢口を占領し進むで官軍を急擊しつゝある

事の詳報が重慶に知れ渡りしは十一月初旬にして是より曩き武漢に事起れりとの電報は速日達したるも勿論詳細なる能はず更に折り返し打電問合せしたる頃は早や宜昌漢口間の電線斷たれて知る由なく次て宜昌も革黨に歸してよりは此地へも電通する能はず暫し夔府によつて謠言を聞くを得たりしが夔府も十月末に革黨に歸せりとて通ぜず次て最後の頼みたる萬縣さへも通ぜざるに到つて吾が四川省は全く腹背敵を受けて謠言の中に彷徨するの已むなきに及びぬ、而して重慶の如き下江との商的關係の密接重大なる地は數月來の恐慌に更に恐慌を極端に來し市上俄かに倒產者を續出するの悲況を帶びぬ此處に於て商務總會は特別臨時救濟の法を設け相互間の貸借上の權利義務執行履行を或る期限間猶豫する事となして爾來今日迄維持する事となれり、勿論交易と稱すべき商取引は杜絶し輸送せざる可らざる貨物は遺憾なく停滯して市上に積し、現銀は大清銀行の一百二十萬元の存款を初として各自厘毛の現銀だにも金庫に藏して市上に放たず眞に前代未聞の大恐慌寧ろ攪亂を見たるなり否尙ほ絶現しつゝあるなり、此時に當て漢口宜昌等より妻を隱して重慶に來るものあるや革黨起事の日は正に焦眉の急として謠言せられ殆んど一ヶ月以上に及べり其間先づ雲南貴州の獨立（とは革命黨に屬したるなり）傳はり一方下江の革黨の形勢益々猛烈なるもの知らるゝに及むで一般市民は重慶革黨の何を躊躇し何を逡巡しつゝあるかと不平と嫌忌との噂さへ起れり、悲しい哉理由は熱しきつたる市民に悟らるゝに至らざりしなり、そは二個の理由に基く一は重慶在住の留日歸省者中其人なく敢て革命思想なき所謂學界並に商界に人を需め且直接必要なる資金調達策並將來の財源獲取、起事の方法手段人材の配置、戰鬪防備の計曰く何曰く何蓋し教科書と月給以外に何事も知らぬ青年連の小田原會議永びき結局、人も得大體の方針も定まりしが支那人集會には必ずあり勝ちの頭目爭より幹部役割の不平內訌又紛紜其間に機は熟しに熟したるも如何にせん各地との聯絡一件につき黑幕あはや破壞せんとせし時漸く商界の某士の智慧にて先づ起事然る可しと定りたる爲め甚だ時日の遷延を見たるなり次に第二の理由は愈起事となりて何人かの理性は端方の在重を甚だ支障ありと主唱し玆に鄂軍と計り先づ端方を重慶を去らしめ機を測て起事する事と爲せるが爲めなり、二十二日重慶起事の大略を記さんに此日早朝より街上の謠言更に殷にして何んとなく殺氣城に滿てるものありし俄然午前八時頃各城門は一齊に關鎖さるに及んで益々人心洶々たり而して成都街道より革黨數千襲來するが如き風說に午後となりぬ一時も過ぎ二時も打ちて間もなく城內何處より起りけん所謂革命軍五六十名（勿論學生連なり）各々肩に白布を卷き着け大漢と朱書せる白旗を陣頭に樹て堂々先づ巴縣衙門に入り直に囚徒の釋放と官印を請求せしに上長官の命を受けんと知縣正堂親から道台衙門に走る此時既に滿都の野次雲集し來つて喧騷す、時に曾つてより計企し置きたる通り成都街道より革黨軍城門を排して突進し來り直ちに重慶中央高地に砲陣を敷き瞰下一擧して府衙門を微塵せんと示威す、同時に敢死隊十五六名を募りて府衙門に驀進せしめ官印の

授受を迫り遂に此れを了るや昨日まで重慶府の行政上級官署たる衙門には高く大漢の白旗飜る事とはなれり次て中央高地の砲陣は道台衙門に移して示威運動す斯くして所謂又に血ぬらずして滿城を占領したるものなり而して革黨の司令部即ち軍政署は舊警察總局にして本年新築落成を遂げし洋館を以て充てられ四時頃に重慶城乘取り作業終りて直ちに秩序恢復に努めたる由堂々たる重慶が僅か二三時間にして落城（？）したるとは何人も先づ慙愧する前先づ滑稽味と氣拔け感とを覺ゆるなるべし革命黨は直ちに豫定の方針にて軍政府を組織し都督に張烈武（榮昌之人留日之學生）現に榮昌學堂校長）を副都督に夏子時（合江縣人にて成都陸中堪長とす）を立て別に内部の組織をなし武漢のそれに倣ひ各部を分つ曰く參謀部（部長朱某）曰く行政部（部長梅也）曰く財政部（部長李觀）曰く交通部（部長陳新知）曰く文牘部（部長朱必謙）曰く交涉部曰く何曰く何頗る整然たるが如き觀を以て外部に發表せられぬ而して告示は屢々發せらるゝに到れり、參謀部は先づ壯丁を募集して兵備を固めんとて毎名毎月八元の月給として操練し成軍出戰に際し毎名毎月拾貳元を給與する事在來の舊軍巡防營及び砲隊營、及義勇兵團、練勇、商界義勇兵、水陸巡警等は悉く舊給料の倍額となし先つ預め貳ヶ月分の給料を與へ此處に軍政府は總勢八千人を得たる譯なり更に財政部は只一財源と眼指す大清銀行を占領して存款全部を捕獲し次て道、府、縣等各種の官衙の存款をも捕獲し現銀約參百萬金を得て以て重慶府下を料理竊悔せんとす、而も各種の稅は舊制定の二分一となして是を擧げて資金に充てぬ、只以上誌すところのみに據るときは甚だ基礎も固く整理方針も確かなる如く讀者の多くは觀らるべきも吾人は甚だ寒心杞憂に堪はざる能はざるものあり後末に詳にせん、倘ほ是れが爲め特に資料とすべきもの二三を擧げ置かん、一、革命黨なるものの原動は凡て留日歸省生によれる事二、都督なる人は地方人なる事三、成都街道より應援に來れる一隊中の多くは端方護衛の殿りせる鄂軍なる事四、重慶在來の舊軍は起事と同時に敢て自から投降せる事五、道臺の彼岸に避難逃走せるを除き府縣の正堂共に革黨の敢て留置せる事六、起事當時中央高地に陣を敷ける砲隊には實彈なかりし事等是れなり、以上は只重慶のみの革命起事概況にして其後先きの日誌に載せし如く各地陸續應響せしもの殆んど重慶の夫れと大同小異にして而して正都督蒲殿俊副都督朱慶瀾（新軍統制）に多少難關と見えし成都も何等の活劇をも見ずして趙總督は印授を渡せし上に敢て捕拿と云ふ名目のもとに軍政府内に起臥し居る由なりされば別して各地の起事當時の狀況につきては更に詳言する要なからん、茲に於てか吾人は吾人が革命されし四川省の今日及び將來に就き尤も眞面目に講究せざるべからざるに逢着せる事を信ず便宜吾人の斷案を前提として各種の實證を以て其理を明かにせん曰く「少くとも四川省は現今頗る危殆に陷りつゝあり而して（兩三年間）近き將來に於て平和恢復を見安寧秩序を謳歌する事は能はざるべし」是が理由とするところは第一、軍備の皆無第二、地方行政全き能はず第三、財政の大々的窮乏第四、全省各地間の聯絡統制力の

薄弱第五、人材の缺乏は內訌紛紜にのみ追窮さる等なり

◉第一軍備の皆無

四川革命黨が刃に血ぬらずして本望を達したるは決して吉慶事に非ず成功に非ざるなり敢て戰ふべき兵力の相互に無かりしが爲なり、四川は廣袤に於て我が日本全帝國領土に相均く人口に於て亦伯仲の間にあり然かり而して軍備としては僅かに成都に數千の新軍を有し地方に漸く舊軍の數萬と號するものあるの外復た有時に出で丶防戰する者他に無きなり否既に萬以上を算する軍兵が凡て勇敢決死眞に日本軍隊の夫れの如くんば即ち敢て國土廣大人口の衆多は尙ほ怖るゝに足らず而も天賦の地勢は難攻不落の金池を形づくれば也然かるに支那軍隊は時に蠢動する土匪の討伐こそ能ふもの軍儀を裝ふて正々堂々旗鼓の間に兵火を交ふるが如き事は決て夢想されざるところにして實以て至難不可能の業たり世人は新軍を以て金甌無缺の軍備かの如くに思惟すべけれど支那四百餘州清國の干城として全き新軍隊何處にかある形式に於ては全からんも實質に於ては誠に賴みがたなき舊軍乃至剛練勇（兵勇）と何等選ぶところなく、稍もすれば所謂革命思想にやぶれ官憲に敵對し時に乘じ事に托して其護國の武器を敢て攻國の器に易ひ自守の楯となす例は常に內外人をして眉をひそめしめたる事實ならずや況んや財政の窮困と兵制の不統一とは到底戰線に死を決して闘ふが如きを許さず若し有之とせば樞要地に於ける殆んど一小部分のみ、蓋し新軍は危險性を帶びし似而非護國の干城なり殊に支那の邊境に太平の夢に耽りつゝありし成都の新軍旨ては日本陸軍教習などの熱心指導訓練は稍々軍隊らしき形を成せりと雖も未だ蜀省を護るに足らず而も曩きに西藏土匪征伐の苦を知りては亦身の干戈を執るを恐れ辛ふじて歸還せしものは忽ち一將盛に功爲つて萬骨既に枯れしに悲歎すると共に化して非常の不平となり不滿となり遂には全軍を擧げて趙總督を呪咀反目するに至りし時も折り同志會の騷亂起りては遂に武裝解除せし如き仕打ちとなり次て逆しまに矛を趙總督に向るに立ち至りしなり然り而して天下の形勢は官に不利にして民に勝利の氣見え終りには革命と稱して曩きの同志會連趙氏に迫りし時は早や既に全軍革黨に歸し戰はずして威を振ふに足るを看破し居たる時なりし而も全軍とは謂ひ同志會の騷亂數月に渉りし間殆んど四分の三は死傷、離散、逃亡、變操等により新軍部下にあらざりしなり然かれども今日に於て四川省唯一の軍隊を率ひて革黨に歸せる統制朱慶瀾は選ばれて四川省副都督に任ぜり、斯の如きの新軍何ぞ清國干城と爲し蜀省の守護と目し得るものぞ、而も今日に於ては月給の不渡より波亂を起し遂に週日前より成都城內ありとあらゆる富豪、紳商、質舖票號錢莊等を脅し果ては白晝公々然と掠奪强盜を恣まゝにして其嚢中に銀塊を滿し一人殘らず成都を出發して各々其鄕里に歸り去り茲に蜀省の首都には軍隊の影も形も無きに至り土匪は機に乘じて威を逞するを軍政府は奈何とも爲す手術なく殆ど各々自守避難して傍觀するの有樣にて今に尙

成都城内の混亂危殆の悲報に接しつゝあるなり、嗚呼新軍既に斯くの如し況んや舊軍に於てをや增して況んや地方鄉里の團練勇に於てをや、必要上再び述べんか支那の舊軍とは即ち巡防軍にして同じく傭兵に係り而も原時時に地方に出没する土匪鎭滅の目的の爲に成立したるものにして所謂體よき巡査兼兵士にして誠に其不規律にして不作法話の外なり而も其多く募集に應ぜし者は無賴の徒乃至土匪の投降せるものにして萬々良家の子弟乃至完全なる人格を有する普通人民に非ざるなり故に其一度討匪に出づるや時に空砲を擊ち又を逆にして土匪を隱に保護するのみか形勢非と見ては全然其長官を殺害する事は敢て異とするに足らざるなり、されど人口過剩は生活の難を感ぜしめ且つ貧富の懸隔甚しき支那にありては此の巡防營は唯一此等に向つての就職所たり收容所たるなり、されば一度巡防となりて遊隋の生活に順れ官威を笠に着ては營所を出づるか出だされるかにより再び社會に出づるとも人は吃過糧的と嘲笑して殆んど相手にもせず又自から敢て正職に就かん心もなく從つて養ひ得たる殺伐の氣風はやがて野に放浪して無賴の徒乃至土匪となるものなり、されば事實巡防營は公許土匪無賴漢の收容所にして同時に養成所たるの觀は何人も支那內地に於て實驗して知るところなり、而もよしや然らずと假定せんも彼等の使用する武器は所謂吾人も敢て實驗せざる元込火繩銃にして幾十年間錆びに錆びて誠に眼もあてられぬもの彈藥は支那在來の散彈に爆發力弱き火藥を、いやが上に込むる者なりされば吾人は屢々此の種の銃が發砲の際銃口內に爆烈して執銃者自身の傷死したるを實驗する者なり、其長刀、大刀、小刀等古代希臘乃至我國神代に用ゐし如き又物は又彼等唯一の護身用にして斬敵の具なり、而も其敵官と稱し隊長と謂はるゝ者の履歷に至つては更に驚愕すべきものありて存せむされば各地各所に其獨特の風を發揮し境を越ては賊と雖も追はず主義に極小部分漂浪して騙騙式に威張るを以て能となす者亦いかでか一朝有事の日に組むて以て軍力を俟たんや、土匪よりも濟度しがたき團匪とは支那舊匪に恰適の形容詞なりと知らざる可らず支那は斯の如き上に制度甚だ不完全なるが爲め人民は各自自衞自守の策を講じ以て土匪強賊の難を避け以て各自の身命財產の安全を保たざる可らず此に於てか團練勇（団里の義勇軍）を編出し其村其場其區其町の安寧秩序を保つに至れるなり、されど新軍、舊軍にして既に斯くの如し而も痛切の刺擊なくんば感應せざる而も現金主義の支那人根性は遂に名を存して實なきものとなり、敵の包圍襲擊に逢ふて初めて召集し操練する全然賊を見て繩をなうものにして到底土匪を追ひやる位が最極限度にして吾人は其內容外觀を實驗して全く兒戲以下と語る決して毫厘の誤りなきものなり斯くの如き團體は軍力と視るこそ原の誤りなり、如上述ぶる所により獨り四川とのみ曰はず全支那の軍備亦思ふべきなり、斯あるとも平和ならば則ち已む一朝騷亂起り有事の日到來し形勢を看破しては月給よりも功勞よりも生命が大事なり旗色によつて行動す亦宜なる哉、青年若輩の連中を以て軍政府なるもの成立せりと雖も老練にして敢死の士匪は愈々益

猖獗跳梁し而も軍政府の嚢中秋風の荒ぶを見ては傭はれて工勢せんより相圖つて強奪を爲す事吾人と雖も贊成するところなり、されば軍政府は各地ともに如上の軍力さへもなく招かんとして應ずるものなく與へんとして嚢中空しく眞に刃に血ぬらずして勝ち得たる軍政府は今や血ぬられたる刃の眼前に閃くを見るなり、成都を初めとし各都邑既に軍政府の人望を失ひしもの蓋し故なきに非ざる也噫吾人は寡聞にして未だ軍隊の力なくして革命し其軍政府の建設維持したるものあるを聞かず、されど堂々たる老大國家にして時に革黨萬歳々叫ぶ世は澆季なり嘆又嘆、聞く重慶は重慶占領すると同時に若干現銀を蜀通號に托し先づ漢口より武器彈藥を需め次て是を以て軍兵を養ひ又鄂軍の武器一切を讓受け以て軍備充實を計らんとせりと又貴州雲南よりの應援隊約二千續て漢口よりの應援軍亦到着せりとの風評を傳聞す、果して之を事實とせば現今重慶には兵と稱するもの約一萬に近き數を有する譯なり而して大擧土匪の征討に從はしめんとするか蓋し大々的危險の感と爭亂の兆は念々吾人をして明瞭ならしめざる能はず火に投ずるに油を以てすと同一なれば也

●地方行政の全き能はざる事

四川省は實に支那中部第一の面積を有し且つ外部の刺撃尤も鈍き地なり、今日革命の眞意を知らざるもの夫れ幾何あるや知るべからず而も積習舊弊の久しき遂に省民の然かく回轉直立を許さず、所謂民權を云爲して同志會如きの出現したるも其源は局部の人間にして而も一般の信用薄き青年學生連なり政治は謂ずも哉人民を對象とす其人民にして猶ほ平和なりし三百年來の時代を一足飛びして教科書仕込みの若手に支配さるゝ事は甚だ不安の念を抱かしむると共に内心頗る穩かならざるものあり、要するに專制政治の皇帝萬能、官憲無上の權威を信ずる下に安全に治め行かるゝを尤も便宜と感じ得策と信じ居るなり、されば曩の日立憲準備事項發表せられしより色々の名義により行政一部事務にたづさはらざる可らざるに至りては地方の紳商ども甚だ當惑煩雜となしたり、されど北京乃至大都會の新空氣に接觸せる方面の而も相當の人物のみに能く近きたる人々には支那の立憲が意外の成功なりなど賞讃せし事ありしに吾人は未た首肯する事出來ざりし、謂ずも哉上流のみの覺醒にては革新は出來ぬもの少くとも中流並びに下流に覺醒の聲聞くときに於て初めて實現し得べきものと信ず、兎に角四川内地は革命黨が政治を執るにつき清廷の今日迄とは全然觀念を異にするものあり、省民は寧ろ先きの日を慕ふものあり而して又教科書と月給のみ知りし革黨の青年は清朝の行政官を弄らして漠然手を下さんとして全然五里霧中に彷徨するに至れり而して尤も世故に順れたる此處に於ても利に敏き土地の紳商有力者を以て彼等の後援とせり然かるに何人にも察知せらるべき新舊思想の衝突は先づ軍政府内に起り一方は學識を楯にし一方は經驗、金力、人望を以て突喊す蓋し土匪を措て軍政府の畏るゝものは此敵なり、目今此實例内地一帶に多く現はれ次て一般市民は古老者として青年黨

を惡み嘲るに至り軍政府の輕重は看破され行政命令は更に行はれず軍力を用ゐんとするも能はず、そろ〳〵瓦解しつゝある地さへあり又重慶も成都も大都会とて先づ何より前きに行政官を捕獲して行政顧問と爲したるが爲め他方に比し稍や安寧にして固きが如し、恰も日本の維新當初薩長の諸豪傑が其兵力と大膽とにより幕府を倒し取つて之に代り以て日本政府の采配をとる事となるや先づ彼等は其位置を如何に用ふべきか、如何に政治なるものを行はんか所謂新世帶を如何に經すべき乎に當惑したる滑稽と等し故に當時も勝者たる彼等は敗者たる幕人を用ひて行政理財より各般の整理鹽梅を爲さしむるの已むなきものありき、誠に革命されし四川の現況は如上事實に等し故に完全に軍政府の威令行はれて地方行政の完全圓滿の域に達するには今後兩三年を待たざるべからずと信ず而し其間に空隙の生ずるが如き事あらんかヽ局は變亂せざるを保せずと云ふなり現に成都趙總督奔りて軍政府亦空を告ぐるが如き誠に然かあるべき事とす

●財政の窮乏

既に幾度か財政問題は支那時事問題中の重要事件として世人に講究されたり、收入の支出に敷らざる國費は世人をして非常の怪疑を與へしめ、無理なる如き各省の豫算案は資政院が發表により各省は試驗さるゝべく非常の恐慌を來せり然も四川省の如きは各省中尚ほ富有の部にありしと雖も而も一般の財政の窮乏は兎るる能はず殊に數ケ月の騷亂は民に生色なき位迄疲弊せしめ四川の門戸たる重慶は先づ金融の逼迫を來し盛に放出しありし內地の現銀を一時に回收したる爲め內地先づ渴枯したり次で下江の變亂となりては重慶市上の恐慌は更に激烈となり大清銀行初め各商家は勿論一般市民迄金庫を固めて開かざるに至れり今日安全に先きの日の如く通商交易の爲し能ふべくんば金融界も色づくべく現銀も湧き出ずべけれど今日の如く殆んど海とも山ともつかぬ異態の中に浮動する間到底、四川に昔日の融通見得べからず然り而して重慶は流石大都會にして商業地とて革黨は約三百萬兩を得たりと雖も恐らくは既に百萬兩は飛去せしならん且つ壹萬を算する所謂兵卒は居喰しつゝあるなるのみならず地方財政に困窮せるものは陸續重慶に哀れを請ひつゝある今日限りある金圓も直ちにして消費し盡されん、消費されたる後を奈何せん各種の租稅を當て込まんも騷亂の今日其原動力の中絕しあるを奈何せん、或は下に招ぐと聞くも大局より見て不可能にして益々危殆を感ずるの外何等永遠に成功する道にあらず、一時を彌縫するが如き今日尤も警めざるべからず然りと雖も今後益々跳梁する土匪は討伐せざるべからず討伐には必ず見越以上の資金を要するや必せり徒らに中途にして挫けんか寧ろ初めより手下しせざるに如かざるなり噫財政を奈何せん、斯く何時までも不生產的の荒仕事に限りある資金を放出せんか闘ひに勝ちて財政に敗くる日あるべきなり否現に明かに敗けつゝあるに非ずや、各地方軍政府の財政は全く哀れ至極のものあり土地の富豪に出資を仰ぎ辛ふじて日々の費に充て

つゝあり成部には既に無一文となりしと云ふ財政窮乏して先づ軍政府倒れんか、四川の前途亦危殆なる哉、

◉各地との聯絡統制のなき事

這回の革命は實に武漢の發端續て革軍の優勢との情報を知りて初めて先づ先きの同志會を組織せし連中により注目され更に重慶の青年數習學生（所謂學界）に依つて更に野心を喚起せし者にして世人或は武漢の革命は豫め十二分各地との間にも氣脈聯絡ありしが如く思惟するなるべけれど事實全く然らず、然らずと雖も革命は必ずなからざるべからず否今秋頃或は中央部に於て起るやも知れずとは亦一般留日歸省者には薄々知られたる位のものにして尤も中には成都の魏某一派の如き青年間には同志會意外の騷亂を釀し長びきしを非常の好運として豫め武漢の邊と通じ居たるやも知らざれど深く査するに四川騷亂と武漢起事とは敢て前以て準備、計畫等の聯絡關係は無き事を斷言す但し武漢の起事が各地の鐵國反對運動乃至反對風潮に催されて豫期以上に爆發したる事亦疑ふ可からず殊に吾が四川省騷亂に依て武漢の起事が非常の便利と安全を得たるも事實なり、斯は四川省だけは形勢と地勢上既に掌中の物と見て敢て防禦の必要もなきが故なり、今日吾々が革黨の連中に聞くときは彼等は如何にも四川騷亂前より相互に計畫を立て機到るを一日千秋の思ひして待ちたるものにして其愈々武漢の起事將に來らんとする確報を見て吾々幹部は徒らに官憲の拘禁に逢ふて未前有時の際に活働し能はざるを畏れて一齊に手を引き雲行を觀望し居たるなりとは誠に今日となつて聞けば如何にも然かあるべしとも思はるゝも此れこそ彼等の誇稱にして今は野心家の名譽を保たんとする心事の表榜に過ぎず現狀を達觀し來つて其然からざるを信ず、殊に武漢の起事以來官兵との一勝一敗は非常の神經を以て注意し愈革黨は大勢を動かしたり既に南清全部掌中に入れりとの確報を得て初めて革命に準備せるは吾人の親しく知るところ、此點は實に利害問題を研究して先づ手を下す支那人根性を暴露して遺憾なく之に徵しても前言の虛なるを知るべく次に省内各地間の聯絡統制が（殊に財政に於て然り各地との融通など全然なし）今日尚ほ明瞭ならず所謂各自各孤獨的の行動に出でつゝあるが如き大計畫ありての後の事とは到底見受られず又重慶一度び落つるや其報を左手にし既に右手にて此地も革命せざる可らずとて俄かに東奔西走し殆んど一夜作りにて騷ぎを公にしさて豫め期せし如く地方行政官の逃奔するや先づ官衙に陣取り此處に滑稽極る小田原會議開かれ一より十まで重慶通信により軍政府を組織して衙氣根性亦々顯はれて何の部の部長のと顏見て當てはめし如き誠に大計畫の後に成りしものとは決して信せらるゝ狀態に非ざるなり而して現に今日となり各地方は人を重慶に派して種々打合せ研究して覺束なくも聯絡をとりつゝある如き誠に心細き感なき能はず、但し重慶のみは四川の門戸たり又下江との交通の衝にあたれるが故相當の人の集合も見て自餘の研究計畫も爲したるは事實なる如し、成都の如き正に蜀省の首腦を爲すものなれば此次の事變して範を各地に

垂るが至當にして又必ずや策の得たるものありしや論なし然かるに、曩きの同志會の總領蒲殿俊が保皇會の人とかにて相談も中々纏らざりしも四川騷亂の親株ともありて名を省內に騙せたる者が今更と四方の勸告に動かされて敢て都督の名を帶びたるに至りしとは謂ひ遂に副都統たる朱慶瀾（成都新軍統制）と合はず又革黨連には評判悪く兎角趙總督などに接近したる形勢を看たる新舊軍は曩きの日趙總督に向ひし勢ひもて月給不渡の不平を洩したるに忽ち蒲氏は趙氏と共に姿を隱せりと謂ふ、斯くの如き狀況にある四川は殆んど各地個々に今日を過しつゝあるものにして何事に向つても未だ聯合一致の行動が發現さるゝに到らざるなり、而も土匪は乘じ易き形勢に跳梁跳くなき亦必然の理ならすや

◉人材の缺乏は內訌紛紜に追窮さる

治世に人物を見出す事難くして亂世に易し、苟も四川に人ありなば正に今日に於て其辣腕を振ひ以て蜀省を磐石の安きに置かざる可からず然るに無き袖は振られざるもの、軍政府內に蠢動せるものは依然として敎科書より知らぬ學界の連中に非ずんば理財の能なく軍隊の整理をも出來ぬ連中なり、此處に於てか腐ても鯛なり、舊官吏の顧問を有する地は比較的整理されつゝあるを見る殊に重慶が原商業地にして野心家の巢に非ずと謂はれつゝありて而も今日稍蜀省の範を爲すは軍政府內に人物と知られたる劍氏（前府正堂）が采配しつゝあるの外有爲の紳商此間に奔走しつゝあるが爲めなるべし、是れを觀ても成都が政治の中心敎育の策源地となり來りしに係らず一向振はざるのみか既に內訌紛紜を暴露し遂には瓦解したるが如き誠に慨歎に堪へざると共に亦人物なきを深痛するものなり、重慶及成都を除く他の大小都邑軍政府の內幕に到つては紛紜內訌絕ゆる時なく從つて財政其政治行動は殆んど常識にて解し得べからざるもの續出する決して怪むに足らざる也

噫多事多難の今日猶ほ斯くの如くして蜀省の安きを夢見んとする誠に是れ木に倚つて魚を需むるよりも愚にして不可能なり

噫大事業の前に大計畫なからざる可らず、大成功の前に必ず大困難なからざる可らず大計畫大困難なき事業と成功は大なる不安定を意味し危險を潛有すと吾人は反て血ぬらずして嶺を得たる大漢族の革命は未だ全く成功し得べしと信ずる能はず殊に吾が蜀省の如きは武漢の形勢如何に係らず近き將來に於て太平を謳歌する事能はざる事に寒心す、希は明末淸初の悲劇が再演せざらん事を然り而して無心に謳る大漢の白旗血塗る事なからん事を（十二月十六日夜）（革命黨が盛に白色を用ゐるは理由あり先きに廣東にて衙門打入りの際端なく市街にて混戰を生じ彼我の區別明かならざるに依り直ちに路傍の店に入り白布を求め腕に卷きつけしに依ると云ふされば之を紀念として以來革黨の章色とはなりしなりと謂ふ、流石に白布に黑字にて書くは慣習上氣持わるしと見え朱にて「大漢」の二字を書くはしほらし）

南京

革命黨新政府組織

革命黨の新政府組織せらる、其顔觸れ次の如し、此組織に關しては隨分苦心したる樣子なるが、此組織にて先づ治まるべしと觀測せらる

陸軍部長　黃興　副長　蔣作賓（湖北司令官在湖北）
海軍部長　黃鎭瑛（福建　五十以上）　副長　湯薌銘（湖北　フランス留學　二十位）
內務部長　程德全（四川　五十七八　アメリカエール）　副長　居正（湖北　三十四五　日本留學）
外務部長　王寵惠（ドクトルイングリ　シュパリストル）　副長　温宗堯（廣東　外交局長　四十以上）
司法部長　伍廷芳　副長　呂志伊（雲南　日本留學　三十位）
教育部長　蔡元培（英學者輸林萬遜）　副長　景耀月
財政部長　陳錦濤（黃興ノ關係ニテ財政大臣アメリカドクトル）　副長　王鴻猷（自耳義ドクトル）
交通部長　湯壽潛（浙江都督六十位）　副長　于右任（陝西　三十位　日本留學）
實業部長　張謇（江蘇　狀元五十七）　副長　馬君武（廣西桂林　日本獨逸留學　三十一）

海軍部長の黃は臨時司令官たりし又健康勝れさる由にて一時位置を塞くに過ぎずと云ふ

內務部長は前日迄宋敎仁に決し居たるも交通部の程德全を內務となし交通に湯壽潛を入れたりと云ふ吳の外務は急に變更したり是對米關係上日本の手前を慮りたるなりと財政には張の聲高かりしか經驗ある陳を入れ張は得意の實業に入れたるなりと云ふ

宋敎仁は秘書官長との說あり

抗州

政界概況　元來革命起ちて以來舊來の官吏は全部逃亡或は撤廢せられ、現今革命政府部內の役員は全く新に任用せられたる者のみなり、從て其大多數は三十歲以下の靑年のみを以て組織せられ人物として見るべきものなく、先づ省內第三、四流位の人物のみ從て一般の制度として稱すべきものなし、只現今都督湯壽潛は抗州府下の名望家にして、先づ名望家より推すときは浙江省中有數の人物なるも、前に只浙江鐵路總辦としての經歷あるのみにして大したる識見を有せず殊に少しく難件に會する時は自ら其任に堪へずと稱して時々辭意を漏し而も他に之に代るべき人物なき爲め漸く其地位と名望とを保てるに過ぎず從て浙江省南部各地方に於ては湯の施政に服せずして、府縣に於て自ら獨立を唱ふるもの續出するに至れり

現今抗州に於ては臨時議會なるものを開き各種政務を議しつゝあり其議員約四十名悉く臨時新選出議員にして前の諸議局を政事部と改稱して之にて開會す、已に約二週間以上の時日を過ごせるも議事の見るべきものなく只靑年志士の小田原評議を重ぬるに過ぎず、只南京に於て臨時政府確定の後は其指揮を受けて多少の成案を見るに至るべしと豫望せられつゝあり

要するに政事上の件に干しては各省との間に何等の連絡なく只本省のみを以て之を斷行し、又決定しつゝあるなり

現今制定中なる行政區劃は中央部なる杭州に府を殘す外全省を縣に分ち舊來の府州廳は全部之を廢する筈にて即ち縣は省に直屬することとなる即日本の府縣郡制に模倣せるものなり之れ浙江には日本に留學せるもの現今革軍政府の主要部を占むるもの多きによる

一、**司法**　舊來ありたる審判廳を全廢し新に司法部を設くる筈なるも、現今經費の出處なきを以て臨時變通の法を取り、民事に關しては、中央部は(杭州)政事部民政科長に地方にありては各縣の民事長に一任し、刑事に關しては、右各種地方の軍法科に一任することゝなし、以て臨機の處理をなしつゝあり

對外人事件に關しては從來實例少なき爲め未だ何等の成規を見るに至らざるも、過日革軍政府は日本領事に對し租界内會審事務は從來の通り、清國官吏の代りに革軍官吏之が立會をなすべき旨を照會し來りたるも日本領事は未だ何等の回答をなさずと云ふ

一、**滿洲人**　革軍起事に當り最初の血祭に供せられたるは滿洲人貴林(一名貴翰相)とす、同人は杭州各學堂の監督となり尤も學識あり在杭滿人中第一人物と稱せられ將軍はあれども無きが如く貴林一人にて切り廻し居たりされば漢人よりは常に怨の府となり居りしを以て貴林父子は忽ち血祭となされたるものにして、其他滿人中多少の才能あり氣慨あるものは多くは殺され又は逃亡せり、南部の滿人は約二千ありしも今は一千に足らずと云ふ現今革命政府は滿洲人に對し一切の武器を沒收し、旗人町に居らしめ一ヶ月成年男子一人に付三弗の食糧を給して彼等を養ひつゝあり、然るも、將軍は滿洲人の數を實數よりも過多に詐稱し其差額を取るのみならず、定額の金に對しても多少の頭を刎ねたる爲め滿人は到底其衣食に足らずとを怨みて自殺せるもの其數を知らず、而も將軍自身は常に放蕩に耽り淫逸極まりなしと云ふ、將軍年齡僅かに二十六歲今尙將軍府中に在り、漢人は、此將軍は全く無能の奴なるを以て取るに足らずとなし、少しも意に介せず、其自由に放任しつゝあり

最初革軍起りし當時、全部滿人を放免すべき旨の告示をなせしが其後、滿人にして井中に毒を投じて危害を加ふるものありとの說起り再び滿人の檢閱甚しくなり、城門の如き僅かに淸泰、艮山、武林の三門を開くのみなりしが近時漸く緩となり、西湖方面の三門も、白晝のみ之を開くことゝなれり

軍政府の意見にては滿人を何時迄も一所に置くは危險なりとして、之を各地方に分配せんとするの企あり、財政多少緩漫となるに至らば直に之を決行し多少の資本を與へて生計の料となさしむる由なり

一、**軍政**　こは其詳細を知るを得ず、從來の軍備としては一混成旅團あり、砲・工、騎、輜重の各一大隊を有せりされどもこは大部分南京に出發せしを以て現今にては、新募の無敎育兵及巡防隊(杭州にてはこれも無訓練なり)あるのみ、其他に、學生團、商團等あれども其數を詳にせず、近時多少南京よりの凱旋兵あるも、今尙北伐隊を

募集中なり、浙江鐵道に於ては軍人は全部無賃となせる爲め、汽車は常に之等軍人を以て充たされつゝあり、而も之等の新募兵は暴行を敢爲するの弊あるを以て、軍政府は大に之を憂え、舊軍を以て之に代えんとし、日實を設けて漸次解放しつゝあるを以て、遠からずして、紀律ある舊軍を以て抗州を守るに至るべしと云ふ

一、**警察**　抗州にては、巡警は多く舊來のものを使用せるも軍人に對しては何等の權力なく、甚だ憐然の況にあり、城内を上中下の三區に分ち、城外のものと合せて其數約一千二百名あり、別に商團の組織せる團勇なるものありて警察の補助をなす、革軍政府は特に夜警局なるものを設け、毎夜五十名の團隊夜警を派出し城内を巡羅するを以て、舊來の匪類と認められしものも多く其跡を絶ち、清國政府の時代よりも靜謐となれり、只城外にては時に强盜の現はるゝあるもこは平時に於ても免れざるものなれば、敢て咎むるに及ばず、過般南京凱旋兵が通行の際巡警が敬禮を怠りたりとて亂暴をなせしことありと聞くも、こは軍政時代に於ては時に免るべからざる事實なれば之を以て一般軍律の弛廢せりと云ふを得ず、只警察權なるものは特別の權力を有せざるは事實なりとす、

一、**租稅**　黄帝紀元四千六百九年度は一般租稅を全部免除し、更に來年度より改めて徵收することゝなせり

但し鹽、砂糖、酒、煙草、阿片〃生絲に對しては從來の稅金を課し、別に統捐（厘金の一種にして最初廢止せしも近時之を復するに至れり）なるものを徵收することゝなせり、

別に夜警に對する雜稅を徵收す一ヶ月五十仙より五弗迄にして貧富に應じて之を割充つ（清曆十一月分より徵收す）、

尙、詳細は來年度に於て之を規定する筈にて右は暫行規定に過ぎざる由なり、

一、**軍資**　革軍起事に當り、度支公所に、三十四萬鹽道臺に二十餘萬、其他各種衙門の在金を合して約百四十餘萬兩あり、之を以て今日迄の軍資其他の經費に充てつゝありしが現今に至りては殆ど之を用盡したり、因て、過般來、上記の稅金を徵收し尙紙幣を發行し其他尙、革政府は、去る陰曆十一月より向ふ三ヶ月間各借家人に對し家賃を軍政府に納むることを命じ家主の反對ありしも遂に成功せず今尙之を徵收しつゝあり、但し家主に對しては別に負擔を命せず、別に公債を發行して之が補充を行はんとしつゝあり、（紙幣に付ては後に記すべし、）

一、**公債**、公債は浙江愛國公債と稱し、浙江軍政府之が償還を擔保し、其發行すべき額五百萬元、（已に印刷せる分三百萬元あり）、額面は一元、十元、百元の三種とし、償還期は据置一年、後四ヶ年間に政府の隨意支拂となし、利子年七分、發行價格百分の九十五、一時拂込、全部無記名式發行所は、軍政府財政部より各商會、及大商店銀行等に委托して發行することゝなし、黄帝紀元四千六百九年十月十五日に於て草案を決議し、現に發行にかゝりつゝあり、人民は此公債に對しては一は好奇心と一は、軍政府

の信用とにより多く喜んで應募せんとするの傾向あり未だ發行手續完了せざるを以て市上には見るを得ざるも、甚だ好望の見込なりと云ふ

巡撫衙門の財產は約百五十萬兩の價ありしを騎虎の勢之を烏有に歸せしめしを以て、今日に於て甚だ之を惜みつゝあり、

一、**教育**　革命と共に、各學堂の監督たり有力者たりし滿人貴林父子殺されたるを以て、全省學堂全く閉鎖するに至り、今日に至る迄地方に於ける小學堂の多少開校せるものあるを除く外各種各等學堂全部停學し、只抗州に於ては私立法政學堂の開校せると官立法政學堂の試驗中なるとあるのみ、其他は小學堂に至る迄一も開學せるものなし學生の多くは鄉里に歸り他は學生團に入りたるを以て現今抗州に於ては學生なるものを見るを得ず、革軍政府は來年度（黃帝紀元四千六百十年度）より全部開學の計畫なりと云ふも到底財政上望むべからざることに屬す

一、**財政及經濟狀態**　上述の如く、革軍政府は已に有金を費消し盡し今や他の方法を以て之が補充を計らんとしつゝあり、從て其經濟界に及ぼす影響亦少なからず、

1. 金融界、革命以來一般に緊縮せられたり、之れ錢莊が貸付を中止したると預金の支拂を停止したるとによる、且つ、革命前に於て約二ヶ月間降雨連續せしに加ふるに革命發起したるを以て益々不景氣を生ずるに至りしものなり、錢莊は倒產するに至らざるも、悉く一時支拂停止を行ひ、商人は賣掛金を回收するの途なく、漸く此頃に至りて多少の回收をなすを見しに過ぎず、現今抗州に於ける現金は約十萬元前後にして、富者は回收せる現金は之を自ら藏して出さず益々市上に現金の不足を見るに至れるなり、

抗州に於ける錢莊は、其大なるもの約三十、小なるもの約二十、內破產せるもの五、六に過ぎず、

近時軍政府より紙幣を發行せるを以て多少の緩漫を見るの傾向あるも未だ以て好望なりと云ふを得ず將來公債の應募者增加せば或は金融界に一變を生ずるの望あるに過ぎず、

2. 通貨、流通現金は他地方と同じく各種の銀銅貨にして紙幣に至りては浙江興業銀行兌換券、浙江鐵路票及新に軍政府より發行せる軍用票を以て主なるものとし錢莊の手形に至りては殆ど通用を見ざるに至れり、舊來の大淸銀行、交通銀行等の兌換券は其當時多く革軍政府に於て引替をなしたるを以て今日に於て全く其跡を絕てり、

浙江軍政府軍用票、本票は軍政府之を發行し、商務總會をして之を取扱はしめたり、其發行豫定額二百萬元にして已發行高五十萬元あり一元、五元、十元の三種に分ち、軍政府より强制通用を命じ、之を授受せざるものは嚴罰（二萬元の罰金）に處すこととせり、黃帝紀元四千六百九年十一月一日より發行し、今日にては浙江省到處に通用せらる其資金として豫て淸國政府時代の官金に

して、各錢莊の預金約百十萬兩あり之を以て之が資金に充つと稱するも今前財政部長たりし殷氏の言によれば、此預金は到底回收するを得ざるものなるを以て、此軍票は事實上不換紙幣の性質を有し、軍政府は勿論不換の精神に有るものにして、將來、民國政府成立の後國內貨幣統一の節改めて其新紙幣と引替ふ計畫なりと云ふ、

3. 輸出入取引、兩取引共一時全く中絕せしが其後漸く恢復し、現今にては生絲の輸出盛なり、只米は輸出を禁止せり、輸入は帽子類の外殆ど見るべきものなし

4. 一般商況、富者は逃出し金融緊迫せる爲め取引として殆ど見るべきものなし、殊に絹物に至りては夥多の停滯を見現今にては約二割の安價となり、其他一般商品も賣行惡し浙江名產の紹興酒の如き、米の買入に現金を要する爲め製酒家は原料買入に困却し、例年の約五割を造れるに過ぎず、醬油の如きも亦同じされば明年度に於ては之等の物品は必ず騰貴する見込なり、殊に最も奇なるは錢塘江上流地方は米は豐作なりしに不拘、人民は賣惜みをなし爲めに米の下江する者減少し、江上のジャンク舟夫は殆ど其生計に窮しつゝありと云ふ、

5. 工業、拱宸橋に一の紡績工場あるも今は停業中なり其他の工業として見るべきものは習藝所、織布局、實業學堂、繰綢工藝所（貧民の爲め設けたるもの）等ありしが、習藝所が數日停業の後直に開業せるを除きては他は悉く今日迄休業し、一般機業者も全部休止するに至れり

6. 商務總會、抗州商務總會は一般に勢力あり、從來巡撫の如きも萬事、之に商議をなせしが、軍政府の如きも、要務は之と談合決定するの風ありされども時に橫暴の擧動あるを以て外國人は大に之を迷惑となしつゝあり、

之を要するに經濟界の紊亂は何處も同じ事なれども、抗州は尙比較的穩かなる方なれば、今後多少の時日を經は或は之が恢復を見ること他地方よりも速ならんか、

一、**風俗**　陰曆十月三十日迄に全部剪髮すべきの命令出て若し違ふものは有辮罰金として一ヶ月に付五元を徵收すべきこととなりたるを以て、今日にては城內、及拱宸橋一帶一人として辮髮を有するものなし、只田舍の人間は、舊正月迄は辮髮を置きたき心あるを以て近時城內に來るもの少なし、剪辮强制の遂行せられし地は蓋し抗州より甚だしきは無かるへし、洋服を着せるものは未だ少なし、帽子類は多くは、抗州に於て從來の絹綿布類を用ひて之を製し、其風采は甚だ宜しからざるも國產品を用ふるの念は他地方より盛なりと稱するを得べし、

一、**人心**　革命起事に當り、一般人心之を喜ばずして革軍の評論宜しからざるものありしは蓋し理由あり、そは革命當時革軍は勢に乘して商家を刼かし、金品を掠奪せしこと少なからず加ふるに、城外拱宸橋附近に於ては革軍の妄に無錢遊興を試むるものあり、甚しきは良家の婦女

を辱しむるに至り、警察行政全く地を掃ひたればなり、されども其後漸く秩序恢復するに從ひ、軍人の横暴大に減し、人心亦漸く安堵するに至りしを以て今日に於ては革軍政府なるものは人望大に高く、人民にして革命を謳歌せさるものなし、之れ、軍政府紙幣の歡迎せられ又公債類の好望なるに照しても明なり、殊に杭州人は比較的團結心に富み外人に對するボイコット等の如きも常に成功するを見れば軍政府にして一旦信用を恢復したる以上は今後又特別の惡政の出でさる限り、人心の離反を恐るゝ所なし、之れ蓋し、當初新聞紙の報道によりて吾人が豫想せしと全く正反對なる事實にして頗る奇異の感ありし處なりとす、

されども、住民の富豪なるものは當初多くは上海及田舍に避難し其數約全人口の三分の一に減し、其後漸次復歸するものありと雖近き將來に於ては到底全部復歸するの見込なきは事實なりとす、

一、**赤十字**　浙江軍は元來赤十字を有せず、一切の事務は杭州大英醫院の英人メーン之を擔任せり、革命當時メーンは十字旗を飜し、城内を横行し、種々の分取品をなせしと種せらるゝも現今他に醫師なき限り、メーンの聲望は到底衰へざるべし、

一、**對外人關係**　外人と稱するも日人を除きては僅に十餘名を出でず革軍政府は之等に對して何等特別の意見なきが如し、

一、**對日人關係**　現今在杭州の日人男女老幼計五十餘名に過ぎず、先年對日人ボイコットあり次て、暴動を生せし以來日人に對しては常に反抗の氣風ありしが革命以來全く常態に復し今日にては日人に對して却つて好意を有する傾向あり、但し先頃、日人が北京政府に軍器を賣り又日政府が干渉せんと試むるの意ありとの風説傳はりしを以て、多少危懼の念を懷ける風ありと雖敢て憂ふに足らず、現今、湯都督の祕書役程某は日本留學生にして、又臨時議會議員殷汝驪（前の財政部長）は東京同文書院卒業後法政大學を出でたる人にして、百般の規則悉く日本風を其儘適用しつゝあり若し之等の人々に對して相當の手段を以て應接せんか或は意外の結果を得んも日領事の如きは常に危懼の念のみを有し革軍政府に對し何等の交際をなさざるにより傍觀者をして物足らざるの念あらしむるは敢て杭州に限ざる所なりとす、

一、**新聞紙**　杭州には由來新聞紙多し、全浙日報、白話報、危言、昌鐘日報の如きを重なるものとす、されども各紙共革命の影響を受け昌鐘、危言、白話の三種は倒閉し全浙日報の如き漸く餘命を保つのみ、別に新に、漢民日報なるものあり軍政府の機關新聞にて資本は軍政府より支出し現に軍政府の機械を使用しつゝあり、其他軍政府よりは別に尚新浙江潮なる日報を發行し、國民救濟會よりは白話報を復活せしめんと計畫中なり

一、**政黨**　杭州にては志士相集まり、國民共進會なるものを設立し先づ本省より發し、漸次全國に及ぼし、一大政黨となさんと計畫中にて、今や章程を發送しつゝあり、

（一月六日發）

寧波

一、軍事　當地の軍政分府は元寧波府管轄と同じき地區を管掌せり革命の當時は劉協統（旅團長）寧波都督たりしが後浙江省の都督として湯壽潛を推すこととなりたれば當地は副都督を置くことゝなり元の統領常氏副都督に任せらるゝに至りたり都督は主として軍事を擔任し居れり當地より應援軍として南京に派遣せられ居る軍隊は約三千名なる由にて其携帶せる銃器彈藥其他一切の調度は總て上海に於て調便したりと云ふ而して現に寧波を守備するものは少數の兵と四百名許りの民團兵と警察隊あるのみ然れども地方は一般に平穩にして土匪の被害等は殆んど聞く所なし

一、政事　副都督の下に民政部財政部外交部交通部等を置き各部に部長副部長を置きて事務を分掌せり其事務所の如き各所に分離して執務の不便なると從來と少しも異なる所なし民政部長江氏は元の寧波知府にして江蘇省鎮江の人なりと云ふ革命の當時道台は滿人なりしを以て諭して避難せしめ其他の清國官吏及軍隊は總て革命黨に變じたる由にて一彈を費さずして革命の業成りたりと而して財政に於ては總て當地の商團總會中の紳士を擧げて部長副部長となし且つ多數の顧問を擧げて之に任せるを以て財政は總て商團に一任するの風あり故に新政に對する商團の感情は甚だ良好なるが如し交通部は其詳を聞くを得ざれども外交部は日本及英國に留學せりと稱する盧氏部長となり甚だ名聲あり其下に斐迪中學を卒業して斐迪中學に教鞭を執れる袁氏副部長を兼任せり目下の狀態に於ては裁判長の稍不評あるの外概して上下相融和するの觀あり

一、經濟　當地の經濟界は常に上海に依頼せり而して近來上海の經濟界は甚だ面白からず從て當地の經濟界は非常の窮狀を呈せり當地には中華銀行の支店（元の大清銀行支店）及上海四明銀行の支店あるも均しく現銀を有せざるを以て商業銀行の機關となると能はず營業は殆んど中止の狀態にして門前雀羅を張るの有樣なり其他の錢莊の如きも殆んど信用なく手形の發行も少額の且短期（一日或は二日）の者より發行出來ざる有樣にて殆んど現金取引の外行はれざるの狀態なり故に稅關收入の如きも平年に於ては一ヶ年約六十四五萬海關兩に達するもの十一月の如きは二十五日俸給日までに漸くにして九千弗許りの俸給を支拂ふに足るの收入に過ぎざりしと云ふ以て商業の不振なるを見るべし又地方經濟の狀況如何と云ふに昨年秋雨甚だしく爲めに棉花米等の收穫非常に減じ棉花の如きは平年の三四分作に過ぎざりし由之に次で產出の主なる茶は敢て不作と云ふにはあらざりしも米國に於て着色茶排斥の爲め非常なる打擊を被り上海までは輸出せしも荷捌甚だ面白からずして茶商の困難尠からずと云ふ以上の如き狀態なるを以て只さへ困難なるに加ふるに革命の事起りて以來金融全く緊縮したるを以て市場の狀況は

頗る蕭索たり

寧波の革命は以上の如くにして成立したりと云へとも一般人民の滿洲政府を惡み共和政府を希望するの狀は甚だ熱烈なり小民に至るまで共和政府を謳歌せざるはなし然れども共和政體とは如何なるものか君主立憲政體とは如何なるものかを問ふに及んでは之に明答し得るものは甚だ稀なり

從來寧波人は頗る平和を愛し商業的才能に富む我江州商人の風ある由にて上海人の如き奢侈傲慢輕薄の風少し近日來商團會に於て雪耻會と稱する剪髮勸誘會を組織し頻りに斬髮を奬勵し貧者の斬髮を行ふものに對しては烏打帽一ヶ宛を贈る等頗る周到に勸誘するを以て當市人の十中八九は已に斬髮せり然れども田舍より來るもの及固陋の人は斬髮を肯せざるを以て各處に鋏を携帶せる兵士を配置して强制的に斬髮せしめ居れり之が爲めに他の商業の振はざるに反し帽子屋は甚だ多望なり此機に乘じて日本より帽子及斬髮機の輸入さるゝもの亦少からず一異現象と云ふべし

一、在留外人　當地は外國宣教師の勢力甚大にして各宣教師は各學校を起して子弟を教育して其勢力を布殖し居れり佛國宣教師の經營に係る慈惠病院及貧兒院の如き其規模大に觀るべきものあり又中西統才學堂と稱する宏壯なる學校を興し小學程度中學程度を併習教育せり革命後は甚だ振はず唯小學程度の學生あるのみ英國宣教師の設立せるものは華英斐迪中學堂と稱し目下約百二十名の生徒を教育せり此學校は二十餘年前英人フキードリック氏の設立せるものにして今より四年前現在の新校舍を設立せし由にて高等小學科及中學科の併置に係り二年を豫科五年を中學本科と稱し全七年の程度なりとす教師は英人宣教師夫婦と支那人教師四名にて七學級を分擔教授せり生徒は總て寄宿生にして一ヶ年の學費は七十二弗にして學校より食事萬端給與するものなりと校舍は統才學堂に比し小規模なれども教育は頗る眞面目なるが如く學生の風儀も甚だ良好なり樓下に教場を設け樓上及三階に寄宿舍を設け三階の中央を大講堂とし不完全ながら化學教場理科教場等も設られ支那的の外觀のみ裝に比すれば甚だ頼もしく思はる此外米國宣教師の經營する中學程度の學校城内と城外と各一校ありと云ふ斯の如く外國人の施設は着々歩を進めつゝあるに日本人は當地に於て殆んど信用なし聞く所に依れば當支那人中學堂に聘せられたる日本人教師は二人ありし由なれども共に不人望にて失敗に終れりと又雜貨商も以前一二開店せしものありしも大阪の安物を賣付て暴利を貪りたる結果日本品は粗惡にして高價なりとの觀念を抱かしめ爾來日本人の商業は成功せずと聞く要するに日本人の商業の發達せざるのみならず外國人の商業と雖ども餘り發達せざるより見れば近く上海の市場を控へ上海との交通は至便にして日日往來する支那人は五六百乃至七八百人あり寧波より上海に赴く船は午後四時に發して翌朝六時頃に着し其船は其日午後四時に再寧波に歸航するを以て上海に宿泊するを需ひずして

所用を便ずべし而して其運賃は支那人一等にて一元乃至一元五角競爭船ある時は七角位なり況んや三等の如きは普通二三角なれば上流人は總て自身上海にて買物をなすもの多し之れ甯波に於ける外國商業の發達せざる一大原因なるが如し目下甯波上海間を往復する定期船は甯紹輪船公司二隻太古洋行一隻招商局一隻にして日曜日を除くの外毎日一隻若くは二隻の往復船あり

以上の如くにして日本人は外國人に比し輕視せられ居るが如き感あり表面に於ては甚だ日本人を稱揚し居るも內心には敬遠主義を取るにあらざるかを疑ふ予が當地に於て外交部を通して副都督及民政部に會見を求めたるに翌日外交副部長を以て深く厚意を謝する旨と將來諸外國の援助を得て共和政府を確立し文明諸國の後に從つて發達せんことを希望し居れば深く貴國人の助力を求むと言ひ又目下非常に多忙なれば面會の暇を得ず若し數へらるゝ所あらば書面を以てせられたしと申し來りたるが如き外國人の環視の內にあるを以て故らに其嫌疑を避けんが爲なるか或は日本人を輕視するが爲めならんと想像せらる

上海

◎金融（自十一月二十五日至十二月十五日）

上海の恐慌發生以來錢莊の外國銀行に對する「チョップ、ローン」の返還は如何にして處分さるゝならんとは當地金融業者一般に注目せる所なりしも其後總額金一千萬兩は漸時減少して約二ヶ月の現今にありては則ち其の七割を返還して殘る所僅かに三百萬兩と爲り若し今後更に二三週日を經過せば尙ほ減じて二百萬兩位と爲るべき豫想にして當地に於ける外國銀行は一般に「チョップ、ローン」の現在高につきては大に樂觀するものゝ如し是れ蓋し前號に於ても報せし如く錢莊自身の貸出しが事變後一ヶ月位の間に能く其の一半を回收せると且つ外國銀行が錢莊に對する貸出しは錢莊に對する優先權を有し如何なる事情の下にも滙劃錢莊は必ず整理返還の共同責務に任ずるを以て彼等錢莊は其の回收せるものを以て必ず先づ外國銀行に返還せるものに由らずんばあらず

上海に於る一般市況は今尙ほ混沌として恢復の希望を繫ぐ能はずと雖も然れども南京の革軍に歸せしより以來江南一帶は殆んど靜平を告げ從つて地方的必需品は少量ながらも漸時取引行はるゝに至り自然一部面の高取引は商滿に行はれつゝあり

月日	外國銀行現銀貯藏高			外國銀行貸出		錢莊折票利率
	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	
十一月廿五日	二四、三四〇、〇〇〇 兩	七、四〇〇、〇〇〇 弗	四、三八〇、〇〇〇 兩	三、七三二、一〇〇 兩	錢分 二	錢分 二五
同　廿七日	二四、三〇〇、〇〇〇	七、三八〇、〇〇〇	三、九四五、〇〇〇	三、六〇九、一〇〇	二	二五
同　廿八日	二四、二五〇、〇〇〇	七、三一〇、〇〇〇	三、九〇一、〇〇〇	三、五四九、一〇〇	二	二五
同　廿九日	二四、二五〇、〇〇〇	七、二八〇、〇〇〇	三、九〇一、〇〇〇	三、五四四、一〇〇	二	二五
同　三十日	二四、一八〇、〇〇〇	七、二四〇、〇〇〇	三、九〇一、〇〇〇	三、四九八、二〇〇	二	二五
十二月一日	二四、二五〇、〇〇〇	七、二一〇、〇〇〇	三、八二五、〇〇〇	三、四七三、二〇〇	二	二五

◎爲替（自十二月一日至十二月十五日）

上海對外國爲替は殆んど變化無く「ロントン」に於ける銀塊相場は其の「ロンドン」及び「ボンベー」に於ける貯藏高割合に多額なりと云ふによりて十一月の最高相場に比して殆んど八分の五片下落し從つて對ロンドン並に横濱爲替に於て幾分の弱氣を示せりと雖も其の差銀塊の高落に伴はず墨銀相場に至りては南京の革軍に歸してより以來江南地方人心稍や靜謐に赴き自然墨銀に對する需要を減退し本月八日には七十八兩一と爲り大に其の實價に近きを示せり輸出入貿易は前月生絲多少の輸出ありしと雖も其後著しき新取引無く市場尙ほ停止の姿なりとす

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
十二月一日	二五、六分ノ九 片	二五、四分ノ三 志片	八二 兩	八一七 兩	一六五 文	二六五 兩

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
同二日	二四、三八〇、〇〇〇	七二八、〇〇〇	三五、六四五、〇〇〇	二、七三三、〇〇〇	三、四八六、八〇〇	三
同四日	二四、三〇〇、〇〇〇	七二四、〇〇〇	三五、八四九、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同五日	二四、八七〇、〇〇〇	七一八、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同六日	二五、八七〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同七日	二五、八七〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同八日	二五、七二〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同九日	二五、七二〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同十一日	二四、〇三〇、〇〇〇	七〇五、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
十二月十二日	二三、九三〇、〇〇〇	七〇五、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同十三日	二四、〇三〇、〇〇〇	七〇五、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同十四日	二四、〇二〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三
同十五日	二四、三三〇、〇〇〇	七二六、〇〇〇	三五、八四〇、〇〇〇	二、七三三、〇〇〇	三、二七七、二〇〇	三

營口

十二月二十三日發

過爐銀の盛衰

ラヂユーム分量器にも優りて精密なる秤量にも似たる當港の過爐銀は外界より飛び込める一點の塵埃にも直ちに動搖するを常とせるに革黨蜂起以來落下のみを逐ひ來り十月下旬に於ては銀一兩は小銀貨一元にも若かざるに至りしも革軍の捷利を傳へてより趨向を一轉し漸次引締り底強の氣味を呈したるも相變らず混沌として相場時々刻々に動き停止する所を知らざるものの如き有樣なりしも十一月二日には

月日	銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
同二日	二五、六分ノ九	二五、十六分ノ十二	三五、十六分ノ十三	八二、三五	一六二	三五、七五
同三日		二五、十六分ノ九	三五、四分ノ三	八二、六二五	一六二、八	三五、二五
同四日		二五、十六分ノ七	三五、八分ノ五	八二、八七五	一六三、二五	三五、七五
同五日	二五、八分ノ三	二五、十六分ノ九	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同六日	二五、八分ノ三	二五、十六分ノ七	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同七日	二五、八分ノ三	二五、八分ノ五	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同八日	二五、六分ノ九	二五、八分ノ五	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同九日	二五、八分ノ五	二五、六分ノ十二	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同十日		二五、三分ノ一	三五、八分ノ五	八二、八五	一六三、〇	三五、七五
同十一日		二五、三分ノ一	三五、八分ノ五	八二、八五	一六三、〇	三五、七五
同十二日		二五、三分ノ三	三五、八分ノ五	八二、八五	一六三、〇	三五、七五
同十三日		二五、三分ノ一	三五、四分ノ三	八二、六二五	一六三、八	三五、二五
同十四日	二五、八分ノ三	二五、六分ノ十二	三五、六分ノ十二	八二、五五	一六三、〇	三五、七五
同十五日	二五、八分ノ三	二五、六分ノ十二	三五、六分ノ十二	八二、七五	一六三、〇	三五、七五

月日	銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
同二日	二五、六分ノ九	二五、十六分ノ十二	三五、十六分ノ十三	八二、三五	一六二	三五、七五
同三日		二五、十六分ノ九	三五、四分ノ三	八二、六二五	一六二、八	三五、二五
同四日		二五、十六分ノ七	三五、八分ノ五	八二、八七五	一六三、二五	三五、七五
同五日	二五、八分ノ三	二五、十六分ノ九	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同六日	二五、八分ノ三	二五、十六分ノ七	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同七日	二五、八分ノ三	二五、八分ノ五	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同八日	二五、六分ノ九	二五、八分ノ五	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同九日	二五、八分ノ五	二五、六分ノ十二	三五、八分ノ五	八二、七五	一六三、〇	三五、七五
同十日		二五、三分ノ一	三五、八分ノ五	八二、八五	一六三、〇	三五、七五
同十一日		二五、三分ノ一	三五、八分ノ五	八二、八五	一六三、〇	三五、七五
同十二日		二五、三分ノ三	三五、八分ノ五	八二、八五	一六三、〇	三五、七五
同十三日		二五、三分ノ一	三五、四分ノ三	八二、六二五	一六三、八	三五、二五
同十四日	二五、八分ノ三	二五、六分ノ十二	三五、六分ノ十二	八二、五五	一六三、〇	三五、七五
同十五日	二五、八分ノ三	二五、六分ノ十二	三五、六分ノ十二	八二、七五	一六三、〇	三五、七五

對錢票百零五兩小洋錢五十八元五角の好況を保持したるを以て一般商人は稍安堵し一時悲觀せし過爐銀に依る取引に氣色を表したり然れども是れ根底の强固たるものにはあらずして一時の小康のみ七日に至り芝罘の革命黨亂の入電ありしより大に人心を刺激し過爐銀の足取り面白からず入電前迄持合ひし五十七元二角より俄かに五十五元となり同日夕刻稍引戻して五十五元五角となりしが夜半又々五十五元となりて行先益暗くなりし時恰も當地にある日本新聞の北京陷落の號外を發せるありて硬貨の賣方は之を以て屈强の口實と爲し大に高値を唱ひしも事件の餘りに重大なるにより人々其の確報を得んとし人氣爲めに沮喪反て買手も賣手も手控えするに至れり此の號外一度び市中に散布せらるゝや支那官憲側も大に驚愕し天津北京に打電事の眞相を得んとし夜十一時是等返電の北京陷落の無根を報じ來るや特に支那新聞に命じて號外を出さしめ或は重なる本邦商人及官憲には特に巡警局の名を以て告知し來り同時に商務總會をして市上の動搖を防がしめたるを以て八日に至り幾分手堅き模樣を呈し午後の相場には小銀貨五十五元貳角錢票百零八兩に建ち居れり此の錢票百圓に對し過爐銀百零八兩は今回革亂の影響を感じて以來の新安値にして崩落一時人目を驚かせしも相當の需要供給ありて信用を有するを證せるも軟弱なる過爐銀は尙ほ一層の打擊を受け十日に至りて俄然錢票對百十兩小銀貨對五十四元となり革命黨起りし當時の暴落に匹敵するまで下落せるも表面の相場のみにて現銀加色は相場立たず過爐銀の賣買なかりき越えて十二日には過爐銀の低落愈甚しく激かに對票百二十五兩對小銀貨四十五元なる未曾有の崩落を來し十三日に至りて百二十二兩四十九元迄引戻し以て十六日に及べり之が起因とも見るべきは種々あれども就中當時にありて十六日頃革命黨五百名營口を襲擊すべしとの說盛に支那人間に傳播されつゝありし際十二日匿名を以て支那官憲に對し吾が黨の士來る二十三日を期し營口に入るべきを以て平和に引渡すに於ては固より何分の危害を加へざるも若し否らざれば已むを得ず兵火の間に相見ゆるに至るべしと警告し來り一方には邦人商店にも同日來營するにつき相當の準備ありたしと來函せしより市上急かに動搖せる者の如く中には日本官憲の保護を受けんが爲め新市街日本人居留地に移轉せる者さへあるに至れり一方に於ては當地に開店營業する三支那銀行の發行に係る兌換券の信用全く地に墜ち一枚の紙票だに之れが引換を銀行に迫りある際十日附を以て奉天總督は兌換券引換に制限を附し奉天官銀號は一日一萬元大清銀行支店交通銀行及黑龍江官銀號等は一日六千元を越ゆるを許さず又一人一回の交換高は百圓以內とすとの命令を發せるより當地の大清銀行の如きは門前には錢票兌換並不制限なぞと貼出せるにも不係其兌換は十角五角一角等の小額の者のみにて五元十元の兌換券は官憲の命に依り奉天支店に於てのみ兌換に應ずべしなど支那一流の口實を以て其交換を拒みたるより人氣を刺擊して小銀貨は愈々賣手を減少せしめたり一般の人氣期せずして購買力緊縮硬貨出し惜しみ自己の債權に屬するものは大小を不論極力回收に力め金融界の雲行轉暗黑

を呈し來り彼の硬貨の一なる現寶銀の如きも刻々に氣强く賣手皆出惜しみたれども海關の納稅には是非とも之を要するが故に買手弗々ながら出づるを以て後に加色のみを高め三十四兩を算するに至りしも此下落は全然經濟上の理由のみに起因せるにあらずして前述の如き風聲鶴淚に驚きしを以て其後大に人氣を回復し次いで各地に起りし保安會の設立並びに當港にも保安會又は和平會など出來し兎も角も安寧維持の基礎建ちたるを以て十七日頃に至り形勢一變良好なる狀態となり相場は錢票對百十四兩小銀貨對五十一元となり尙ほ上伸すべき氣運を呈し十八日には百十二兩五十二元五角となり二十二日三日頃には一〇八兩五十四元五角に上りしも二十五日に至り錢票對百十一兩五錢小銀貨對五十二元七角に下落し其後容易に回復せず日々幾分かつゝ下降の模樣にて月末迄は百十二三兩を上下せり而して十二月に入りてより官軍漢口漢陽を回復し革軍の首領上海方面に逃亡せるの報ありしも當港に最も關係深き上海市上の秩序恢復し來り奉天に謠傳せらるゝ不穩の聞えも具體的に發現せず商民も馴れては之に安んずるに至り人氣は漸々沈靜に向ひ從て過爐銀の伸力生じ一日に形勢一變百十兩一夕より百〇八兩に飛び二日百〇六兩に小銀貨五十五元內外に相對するに至れり然るに四日夜何れよりともなく袁世凱殺害に逢ひたりとの報傳はり五日朝に至り愈々眞實らしく聞き做されし爲め人心疑惑に墜ち過爐銀の鼻を折り百〇六兩と手堅く持ちおりしを俄然百〇八兩と下落し尙ほ軟勢を唱ひしが當地道臺は流言蜚語を戒しむる旨曉諭を發し右傳說を否定し又た當日午後に至りて漸く之を虛報なりと曉りしにより人氣を盛返し百〇七兩三夕まて引戻したる後十四日までさしたる變動もなく十五日少しく上つて百〇六兩五十四元となり引續き列國干涉の聲漸く高く事實とならんとして先つ調停となり講和使の派遣は戰爭の局面を一變し大體は有效にならんと樂觀され過日來頻に上伸の機を窺ひつゝありし過爐銀は十六日に至り調丁を改め百兩丁度となり買方の人氣を呼び十九日には一寸二兩落ち本日二十三日まて持合ひ小銀貨に對しては五十五元の好況を呈し目下差し當り大變動を來すべき原子を見出すを得ざるも流言を放ち人心の動搖に連れ昇降する過爐銀の鞘を貪らんにするもの多ければ何日何時如何なる上海電報を自作し市上を亂すや計られず

小銀貨騰貴と雜貨商

本埠に於て支那人向き雜貨を商ふものは便利上に銀貨を以て評價したるに革命黨蜂起以來硬貨激かに騰貴し人々小銀貨の手離しを惜み旁過爐銀の下落により本邦商人に對する小銀貨の債務を辨濟せんとせば自己の有する過爐銀を小銀貨に交換せざるべからざるより從前に比し過爐銀百兩につき約四十元の損を見るにより掛金の支拂を延引し引いて新物の仕入を躊躇するに至りしより結氷期に迫りおる今日悲々しき商賣なく何れも不景氣をかこちつゝあり獨り當港のみならず滿洲奥地に行くべきも吉林長春等の地に於て恐慌ある官帖の不信硬貨の缺乏等により本年豆の出盛りに向ひつゝあるにも不係新物仕入は全然手控への有樣なり

棉絲布行情

上海金融界の恐慌に依り當港綿絲布商の上海よりの輸入は金融の停止即ち山西幇の貸出停止及び外國諸銀行のチョップローン停止等の爲め新規注文不可能となりて革亂發生後の輸入は總て騷亂前の注文のみなりけり之れ上海の金融界恐慌の結果にして上海兩の甚しく昂騰せしにより當港爐銀の爲替は大なる開きを生じ所謂會水なるものは革亂前に於て百兩以內なりしを一時に百七八十兩時には三百四十兩など途方もなき相場を生じ而もその那邊に落着くべきや豫測し得ざりしにより何人も採算の基礎を押へ難きに因りしなり右の如く上海よりの新輸入杜絶の有樣となれるより之に代ふべきものを本邦より輸入に仰げり一方に於ては亂後銀價の昂騰するに連れ金貨國よりの輸入は大に有利なるが故なり然れども如斯別途の方法によるは資本充實なるものにして本邦より來る荷爲替即ち金貨又は正金一覽拂を蒐集し得るものに限られ單に爐銀を以てのみ取引する商人は不可能なるを以て遼河結氷期に奥向きより仕入れに來りし客も從來の如く一に銀爐のみに依賴せし向は餘り歡迎せられず相場は過爐銀を以て建てらるとも變動常なき當時のことなれば直ちに小銀貨又は鈔票に交換せらるゝを以て實際に於ては現金賣りに異らざりしを以て需要の大なりし割合には賣買の出來少かりき

麥粉商況

本埠に於ける麥粉は從來現金取引の慣習なるを以て革亂の爲め動搖せる過爐銀の影響を蒙ること他の物品に比して少く引續き相當の商內ありし處近來銀相場の騰貴につれ買方頗る氣色を增し賣方も遼河結氷の今日大連揚げ高率なる鐵道運賃を支辨しても尙ほ相當の利益を見るを以て昨今麥粉取引市上に潑溂たるものなり因に本年度本埠に輸入せられたる麥粉の額は左の如し

外國製香港より一萬五千九百三十擔
同上　日本より三萬五千五百四十七擔五十六斤
同上　上海より三千九百二十六擔二十二斤
清國製上海より五萬七千五百三擔七十五斤なりとす

重要三品輸出額　十一月十五日以降十二月二日に至る間に於て輸出せられたる豆、豆粕及豆油左の如し

仕向地	大豆	豆粕	豆油
日本	二八一五一擔	二五〇二八一擔	一八三九〇擔
香港	五〇〇〇擔	―	―
歐洲	三〇〇〇擔	―	―
清國諸港	一〇九〇七四擔	一七擔	三〇三四擔

本年度民船貿易概況

歲々隆盛に向ひつゝある汽船貿易の打擊を蒙りて民船による貨物の運搬は漸次減少すべしとは何人も斯く想像する處なるべきも本埠に於ける民船の來往は汽船の出入港數の增加すると同樣年々多きを加へ來り從て貿易額も膨漲しつゝあり本年は十月に於て革命黨の蜂起を見て清國全般に亘りて金融切迫商取引澁滯せしも上海より來航早くも半月後れは月餘に及んで漸く入港するを得る民船に托せらるゝ貨物は遼河結氷期中に於て使用せらるゝべきもの即ち冬物なるものは既に革亂發生以前に上海寧波福州の地を發せるもの多く然からざるものも既に約定物を積出すに準備中なり

しを以て本年度の民船貿易に對しては革亂は餘り大なる損害を與へざりしなり營口民船貿易は去る四十三年度に於て其の貿易額千五百十一萬四千三百五兩關稅收入二十八萬九千三十一兩出入港民船數七千七百二十五隻を以て總ての點に新記錄を作りしも本年度の貿易は關稅收入のみに於て約四萬兩を減少せるも貿易額に於て百七萬四千六百五十兩を增加して一千六百十八萬八千九百五十五兩を算し民船數に於て一千六百十二隻を增し九千三百三十七隻に上れるを以て民船貿易といふ點に於ては實に本年を以てレコードとするを可とす左に三年間に亘る比較統計表を掲ぐ輸出入貨物の數量等に至りては海關統計作製の上再び報告せんとす

入港民船數及石數		
四十四年度	四七一四隻	九五七八六〇石
四十三年度	三八二四隻	八一四九〇八石
四十二年度	三八二〇隻	八八九九五九石
出港民船數及石數		
四十四年度	四六二三隻	一〇〇八五五〇石
四十三年度	三六一一隻	七九六三五〇石
四十二年度	三九〇五隻	九七二二五五石
常關徵稅額		
四十四年度		二四九八二三兩
四十三年度		一九三九三九兩
四十二年度		二八九〇三一兩
貿易額		
輸入額		輸出額
四十四年度	一〇二四〇九〇六海關兩	五九四八〇四九海關兩
四十三年度	八一三八六三九	三九五九二〇九
四十二年度	九六三六二四一	五四七八〇六四

遼河の流氷

舊曆六月に閏を算せられしを以て一般に時候順後れとなりたりと稱せられ例年に比し著しく暖氣にて從て遼河の流氷は去る十一月二十六日に發見せられてより本月十日頃まで逐日其の量を增加し來りしも十餘日を經たる今日と大差なく流氷亦堅固ならず天氣にして非常に險惡に移らざる限りは追々結氷すべしとも思はれず去る四十年の如く結氷することなく始終流氷して遼河の對岸俗に河北と稱する地に來往するに甚だ不便なるに至らずやと思惟せらる左に結氷せる日を擧げて諸者想像の參考に供す

三十六年	一月二日	三十七年	一月二日
三十八年	一月二十六日	三十九年	一月十九日
四十年	結氷せず	四十一年	一月十五日
四十三年	十二月十一日		

戒煙會の影響

今秋渡日すべしと喧傳せられし赴東觀光團の一員として上海まで出向せし當地商業會議所副頭取の李序園氏の上海土產として吳廷芳の唱導せる戒煙會の爲め盡力呼應すべく當地に於て戒煙會を設立し新聞に廣告に演說にあらゆる手段方法を盡して戒煙を奬勵せるより當地にある中流以上の支那人之に附和雷同し他人の目を盜んでは喫煙に餘念なきも外觀戒煙を粧ふに據り當地に於ける外國煙草の販路に一大妨害を與へ就中英米煙草トラスト其の最たるものにして我が東亞煙草製造株式會社は專に戒煙會の設立をだに解せざる下級支那人の需要に當てらるゝ下等兩切煙草及邦人用の口附煙草の製造に從事し居る故比較的其の影響も大ならざるが如し

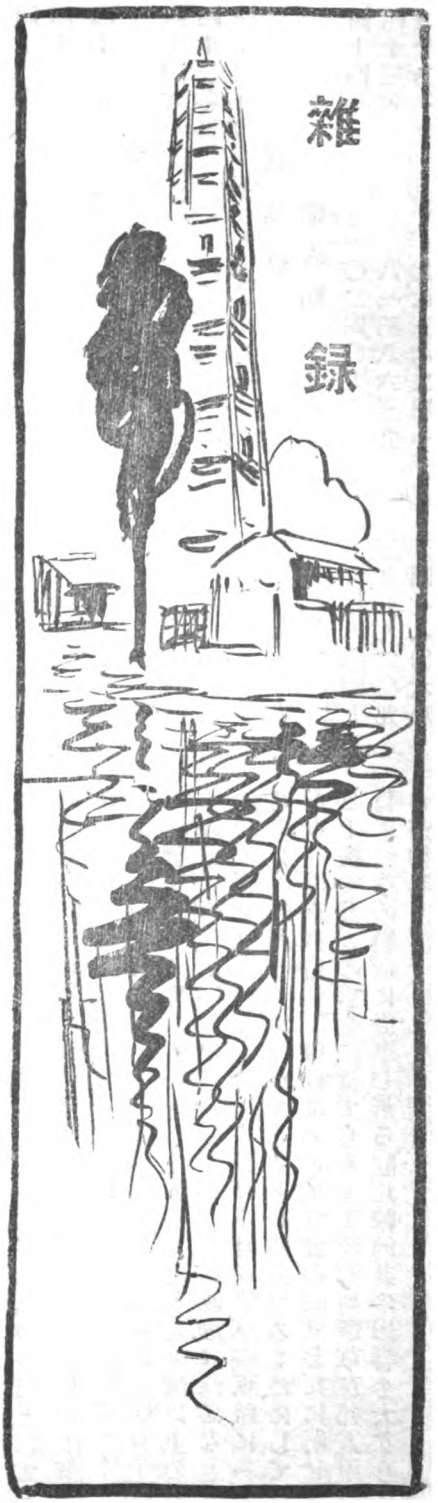

◉鐵道材料購入に關する支那の門戶開放主義違反（三）

……是れに對する米國の煩悶……

米國　ジョーヂ、ブローンソン稿

滬寧鐵道

本滬寧鐵道の布設及作業を支配する所の借款契約は實に英國が資金に對する補助をなしたるのみにして、材料の購入は公共入札によるべきを示し、門戶開放主義に合したるものゝ好標本たり、然かも其他の半面に於ては又此契約に對する違約が、彰々として其條文が自己の利益の爲に曲解せられ且それが支那官憲の默諾を得たるの實例を語る

一九〇三年七月九日上海に於て調印せられたる滬寧鐵道借款契約第九條に曰く

銀公司は鐵道建築用の各材料につき五分の手數料を受くべし但其買入れたる場所及價格の最低にして品質の佳良なる事を明白にし賣上仕切狀及檢査證書あらば亦總公司に交付すべし

尙清國の工藝を發達せしむる爲價格の適度なる限りは第一湖北鐵工所にて製造したる材料及其の他清國の產品を購入すべきものとす

材料の買入に關しては前項の手數料を控除するに止るべきも若し商習慣により取引後更に支出し或は差引くべき

ものある時は一切鐵道築造費用中に算入すべし
是れによれば極めて明々白々にして又誤解を容さず、即ちこれ實に材料購入に關しては各國民に對し公共入札の方法により、門戸開放主義によるべきを明示せる條項にして本契約中の他の條文に於ても、英國品に對し特種の權利を與へたるを見ず
契約中には何等英國品に對する特權認められずと雖も、既に英國が資を供し其工事を監督する以上英國製材料が他國品に比し多少優遇せらるゝは、米國及歐洲大陸の製造業者も友誼上別にこれを怪まざるべし、然りと雖もこれ其理論を變ずるものにあらず、借款契約は借款償還濟迄は當然其基本法たるべきものにして、すべてこれに準據せざるべからず、而して若し英國の材料が獨占權を占めんとせば其旨借款契約中に記載せらるべきなり
然し吾人の實見する所によれば契約に於てはすべての材料は公開市場に於て最も低廉なる價格のものを購入すべしと定められるゝに係らず、本鐵道の材料は一括して最低價格を撰ばず競爭入札によらずして倫敦に於て買入れらるゝを見る
而して此結果は實に本鐵道の工費を更に多からしむ
これに關する確たる例證を擧ぐる事は元より困難也と雖も然し下に揭ぐる所の在清の最高英國官憲の事例は明かに此間の消息を語るものにあらざるなきか、一九〇九年五月十四日に開かれたる香港立法委員會席上香港太守サー、フレデニック、ラガード氏は、九廣鐵道布設費の多額なりしの答辯として其元來の見積の少額に過ぎしを擧げ、而して何故其建設費が每哩金貨二十五萬弗の巨額に達せしやの理由を說明せり、彼は又見積りの多額に過ぎたりし所をもあけて曰く

予は見積りの過大なりし項目をも詳細に說明せり、即ち是等の諸項目に於ては其下に多大の剩餘金を見る、道牀及敷石の項下に於ては五一、七〇〇弗車輛項下に於ては八二、四〇〇弗の見積剩餘あり
予は又車輛が見積の約半額なりしをも附言せん、これ蓋し見積が滬寧鐵道に準據してなされし結果にして、若し他の低價なるもの丶例による時は吾人は二、〇〇〇弗の價格の車輛を一、〇〇〇弗にて得べし」と

此香港太守の說明は信ずるに足る、滬寧鐵道建設を每哩七五、〇〇〇金弗にて支那の爲に成したる技師長は、九廣鐵道の英國の區分たる二十二哩の建設を一哩二五〇、〇〇〇金弗の莫大の額を以て香港政廳の爲になせり、而して同會社の一員は又支那官憲により滬廣鐵道中の英國の建設區域の技師長に擧げられたり
此任命は滬寧鐵道建設に關するコリンソン氏の行動に關する十分なる辯護にして、又一方支那官憲の方面に於ては過ぐる數年間彼に對し幾多の罵詈と非難とを放ちたるの陳謝たらずんばあらず、實に彼に滬廣鐵道の技師長なる重要の地位を授くるは、支那が世界に對して彼に關する疑惑が全く無根なりしを告白し、而して自ら無法に對する全責任を負ひ、材料購入に關する契約違反の方法を裏書するもの也

若しコリンソン氏と共に服務しつゝある支那官憲が湖廣鐵道借款契約を解するに滬寧鐵道と同一の筆法を以てするならば、米國及其他の製造業者は借款契約及巴里協約に於て認められたる材料供給に關する權利均等の希望を擲ち足を裏んで退かざるべからざるも

若し競爭入札の方法が用ひられ滬寧鐵道の車輛其他の材料がすべて公開の市場に於て最低價格のものを買入れしならんには、支那政府の剩餘金は驚くべき巨額に達したるなるべし、即ち僅か、二十二哩の鐵道に於て車輛等に於て八二〇〇〇墨弗（四、〇〇〇〇金弗）の剩餘を得たるに比例して剩餘を得ば、蓋し二〇〇哩の鐵道に對しては莫大なしや想見するに餘あり

若し滬寧鐵道の全材料が借款契約の條項により公開市場に於て購入せられ、競爭入札が上海に於て行はれ、米國及歐洲大陸の製造會社が其競爭に加はるを許されしならんには遙かに少額の建設費を以て同一の線路を布設し得たるなるべし、而して鐵道は現時の如く多額の資本を要せし結果損失を見つゝ營業するが如き事なく、其定額の負債を支拂ひ尙剩餘を見しなるべし

湖廣鐵道

吾人の所說は今や進んで湖廣鐵道借款契約を研究すべきの時に至れり、本借款契約は最近に於て締結せられたるものにして其調印に至る迄列國が其利害の關係より狂奔したる迂餘曲折は世人の耳に新たなる所にして說くを用ひざるも、吾人は米國の製造業者及在支那の是等の代理店の爲に特に說かんとする一事を有す、四國借款契約は英及獨が原契約の英淸組合及獨亞銀行が鐵道材料の購入代理たるを定めたる第十八條を變更する事は些少なりとも許さずと強硬の態度を採れる爲久しく行惱み中なりき

米國團は過去に於て鐵道材料賣込に關し苦き經驗を嘗め且又英淸組合及獨亞銀行を材料買付、代理となすに於ては、契約條項を度外に置きて自國の利をこれ計るべきを熟知するが故に、米國にも、均等の利益を與へんが爲に米國よりも買付、代理を出さん事に努めたり、これ數ヶ月間論議せられたる所にして英獨は強硬に米國を此に加ふる事に反對せり、然れども最後に米國の代表者は遂に買付代理選任の要求を棄てざるを得ざるに至り、僅に英獨の買付代理者が入札に關し公平なる處置を採るべき旨の公文書を得て滿足せり、此問題の解決は湖廣鐵道借款條約第十八條に於てなされしが其全文は次の如し

湖北湖南省境內粵漢鐵道及湖北省內川漢鐵道敷設期間內は中英公司及德華銀行を外國產各材料機械器物購買の代理人とすレール及其附屬品を除くこれは郵傳部より上奏して漢陽鐵廠にて製造す其價格は郵傳部と製鐵廠とが他の鐵道か歐米より購買せるレールの時價に比較して決定す、但遲延誤算あるを得ず若し漢陽鐵廠が時に及んで供給し能はざる時は該代理人をして外國より不足分を購買せしむ有らゆる一切の重要なる材料の購買に付ては督辦大臣又は總辦より入札によらしむ

若し購入する材料貨物にして外國より購買するものには

該代理人は須らく最も適當なる價格を以て購入すべく、原價の五分を其手數料として受く但材料の注文手數料の領收には督辦大臣或は總辦の認可署名あるを要す

中英公司及德華銀行は上記手數料を收得する以上は各鐵道に於て買入るゝ外國製材料の購買を監し此等材料は公共市場に於て價格低廉品質良好なるものを購入すべく郵傳部より選聘せる專門技師の檢查を受くべし、專門技師の檢查費用は郵傳部及代理人の均分負擔とす

英獨佛米製品にして若し品質及價格が他の外國製品と相同じき時は英佛獨米より公平に購買すべし、郵傳部鐵道總局は若し清國或は外國に於て他人に材料の購買を委托するを一層適當也と思惟する時は之れを委托する事を得但手數料は上記規定により該代理人に支拂ふ汽船運賃及保險料は最も低廉なるものを選ぶべく且其計算書及有らゆる仕切書證明書等は督辦大臣及各該總辦に呈示して檢查を受くべし

有らゆる手數料口錢等は鐵道勘定に組入る該代理人の購買せる各材料は製鐵廠の仕切書及證明書を證據とす該代理人は上記手數料の外別に手數料を收得せず但し工事顧問を備用する場合には其手當は鐵路總局鐵道勘定より支出す

清國製材料及清國に於ける工場に於て製造せる貨物にして若し品質價格が英佛獨米其他の外國製材料と相同じき場合には郵傳部より派遣せる材料檢查員と技師長と相談の上購買して清國工藝を奬勵す清國製材料の購買には手數料を支拂ふ事なし

鐵道全部竣工後借款全部償還前に於て若し鐵路總局が此兩鐵道使用材料を外國より購買する場合には第一に中英公司及德華銀行に購買を委托すべく其方法は其際協議決定すべし

これによれば則ち米國の建設區域を始め全線の材料買付代理權を英清組合及獨亞銀行に與へたる結果彼等はこれ等すべてに對し五分の買付手數料を得る事となれり

◉資政院議事錄

第十四回

一月二日午後四時より資政院は會議を開き來會議員數七十三人に上りたり先づ秘書官は收受の文件を報告したるが其中に議員景安の提出に係る國民會議を取消し戰爭を以て解決せんことを請ふの說帖及び高凌霄の提出に係る滿漢通婚の實行を請ふの說帖等あり

議長は即ち開議を宣告し議事日表第一なる結社集會法律案は別に討論なく大多數の贊成を以て委員會の報告通り可決し日表第二なる承發吏職務章程修正案も亦た異議なく可決

し次に日表第三なる國庫短期公債募集建議案は先づ議員王季烈によつて說明報告せられたるが其大要は愛國公債が滿額せざりしは期限の甚だ長きによりたれば此短期公債は必ず應募者の氣受好かるべし本案の修正案として半年償還の利息六厘を改めて八厘となし一年償還の利息八厘を改めて一分となし十圓の額面を改めて五圓と爲さんといふにあり次ぎに銑善は長期短期を問はず實効を收むるを主要となす上は王公大臣より下は商民に至るまで凡そ應募者に信用を得れば申込み多し其信用を確實ならしむるには度支部をして此公債の主要機關たらしめざる可らずと演べ喻長霖は此の公債は我が資政院議員の發起なれば我輩は須く首としてて先づ擔任して以て民倡を爲さゞる可らず且告假せるもの甚だ多ければ爲めに餘し得る公費は以て公債を購買するの用と爲して差支へなかるべしと演べ王季烈は此等餘分の公費は公家の錢なれば公家の用に歸せざる可らずと答へ康詠は喻議員の提議に係る資政院議員は須く先づ公債の認購を爲すべきことは極めて贊成なり議長に請ふて各議員の公費中より差引くことゝなさんと演べ次に王季烈の報告に係る修正案の討議あり表決の結果修正案は大多數を以て通過せり

議長は起つて高議員長議員は此案に招據して一の具奏案を提出せり其大要は親貴大臣に請ひ家を毀ち難を抒べ以て大局を救はんとするに在り高議員によつて報告せざるべしと演べて着座せり

高凌霄　此次の變亂は殆んど全國に遍し追憶するに德宗景皇帝が立憲を宣布せられたる時天下は歡呼し手を擧げて相慶したるに德宗崩御せられてより一般の親貴は立憲の名を假り專制の實を行ひ賄賂の公行は極點に達せり是に於て數年來天下の人心は之が爲めに瓦解せり源を推せば禍首は彼親貴にして實に罪の辭すべきものなし內帑已に屢ば頒發せられ外欵は又借る能はず彼親貴大臣たるものは應さに天良を激發し家を毀ち難を抒ふべければ朝廷に請ふて嚴に勸捐を行はゞ方さに以て天下の人心を服するに足るべし云々

吳緯炳　此具奏案には親貴に請ひ個人の資格を以て外國銀行に向つて借欵するの一語を加ふることゝなさん

許鼎霖　親貴個人の資格を以て外國銀行に向つて借欵せしむるは甚だ穩當ならざれば親貴に籌欵を要求することゝなせば事足らん

王季烈　親貴に請ひ商人より籌借することに修正せん

銑善　之を加ふれば反つて親貴の爲めに退步の餘地を與ふることゝならん

議長は原案を表決に付したるに滿場一致にし贊成通過せり次ぎに日程第四なる特に內帑の頒給を請ひ婦孺救濟會經費に充てんとする建議案に入りたるに崇芳は內帑屢々頒發せられたる揚句なれば見合はすことゝなさんと冒ひ衆皆贊成せり次ぎに陳請書三件は崇芳によつて報告せられたるが其一は革軍の罪狀を宣布する事其二は國民議會を取消す事其三は進攻の繼續を請ふ事なりし

陳命官　此等無効の事情は宜しく緩議に付すべし

銑善　此三件は今日宜しく討議すべし斷じて和議決裂の後

を俟つ可らず

王季烈は議長に向つて現在停戰せるや否やを問ひ議長は上海電によれば十六日（清曆）まて停戰せるなりと答へ此時議場の秩序紊亂したるが遂に許鼎霖の說により右の三件は改めて建議案となし十七日後に於て再び具奏を議することに決し時已に六時に至りたれば議長は散會を宣告せり

◉滿蒙に對する露國の論潮

去年秋武漢の地に起れる革命運動は支那各地に波及して今や清朝の命運旦を以て夕をはかるべからざらんとす、而してこれより先き露國は清國と蒙古及滿洲の境界通商問題に就いて交涉談判中にして、其露國の要求の容れられざるや屢自由行動をさへ聲明し清廷を震駭せしめたり、清朝は今や此內憂と此外患に對して策の施すべきなからんとす、露國の滿蒙に對する將來の態度如何は元より卜知し難しと雖も今其輿論の一班を紹介して其行動を揣摩するの一材料たらしめんとす

◉露國首相言聲

ココフツォフ首相は新聞記者に對し時局に關する意見を述て曰く、波斯出兵は是非中止せざる可らず蒙古、西藏、滿洲は日本又は露西亞の援けに依り獨立國を組織せざる可らずターダネルス海峽問題は時機尙早きものと認むと

◉露國と蒙古

露國匿名の一外交官がノーウオエ、ヴレーミヤの代表者に洩せし所次の如し

蒙古人は既に久しく獨立に向ひつゝありき、殊に近年に至り彼等は清國主權の有ゆる苦輭を忍びつゝ困難の日を嘗め來れり、達賴喇嘛事件は實に此の苦痛の杯を滿たしたる最後の一滴なりき、達賴喇嘛は蒙古に於て非常の名望を有しブリヤト人の多數を占むる蒙古人の間に彼は最高存在と崇められ、彼に對する清國人の行動は著るしく蒙古の反感を挑發せり、達賴喇嘛は既に知らるゝが如く印度に逃亡せしと雖も、其の外國滯在中彼は常に其の近從と交通を絕たず造次顚沛國に歸るべき好機會の至るを得てり、只今露國外務省着電は西藏敎主が近くラッサに歸るべきことを傳へ、同時に電報は北蒙古の獨立宣言を傳へ來れり、是れ實に今日清國に於て起りつゝある有ゆる事件の最も良き證據たるべき大なる事實なり

北京中央政府は、一時に、燎原の火の如き勢ひを以て彌漫せる革命運動の鎭壓に心を奪はれて又他を顧みる餘裕なく邊疆の如きは之を自然の成行に放任するの止むを得ざりしが、其結果茲に獨立を計らんとする眞面目なる運動の勃發を見るに至りしなり、在蒙古露國領事の發電に據れば、既に蒙古に於ては最近叛亂起り、蒙古諸王は合同して清國人

の到底拔く能はざる確固勇猛の勢力を構成したりと蒙古に於ける凡ての叛亂者が、今の場合噠噸喇嘛に代るべき老教主活佛の周圍に合同したる一事は頗る意味ある現象なり。噠噸喇嘛のルハツサ到着と共に彼は西藏の首長と爲り、尙世俗的君主を戴かんとする蒙古に於ても大なる勢力を有すべし。斯かる場合、露國の信頼すべき最忠實なる方味は達賴喇嘛其の人なり、西藏教主は既に是迄も度々露國に對し忠順の意を證せり、彼が年來の宿望は出來得る丈け露國と合同するの道を求むるにありき、最近彼得堡を訪問せる蒙古の代表委員等は我が政界の人々に說くに蒙古が衷心より露國の保護を渴望しつゝあることを以てし、且曰く唯だ斯かる場合に於てのみ始めて蒙古は平和の生活に進み通商貿易の進步發達を期するを得べしと、蒙古人が露國を信頼して我保護を求むるや斯の如く痛切なるものあり、之に對する露國の態度は今斷言の限りにあらざるも、兎に角我が對蒙古政策は今後刮目の價値あらんと

◉露紙と蒙古問題

近着ノーウォエ、ウレミヤは蒙古問題に關して左に譯載するが如き論文を掲げたり

▲蒙古と滿洲朝廷　西部蒙古或は喀爾喀（即ち外蒙古の路爾喀西部並に厄魯特輝特の二部を合したる八十六旗）は十二月一日を以て獨立を宣言して以來蒙古問題は其の解決を得るが爲に一新生面を開き決然たる地步を占むるに至れり外蒙古の最も平和なる地方をして此の如き決然たる態度に出でしめたる外部よりの刺激は勿論是れ現今清國内に現出せる類似の事件に催されたる者に相違なきも元來蒙古の此の活動の由りて來れる根本原因は大に其趣きを異にせるものあり即ち外蒙古が獨立の運動に出でたるは是れ蒙古人が獨り滿洲人に對してのみならず特に一般支那人に對して親善ならざる關係を有するの結果にて蒙古人をして前記の如き行動に出でしめたる事情は左に演述する諸點に基くものなり

▲蒙清の關係　西部蒙古は千六百八十八年並に同九年に於て甘んじて滿洲朝廷の支配の下に屬する事を承認し是に依りて滿洲人が大清なる名稱の下に建てたる新なる大亞細亞帝國の一部に歸屬せり蒙古は滿洲朝廷より成吉斯汗の後裔なる自國の諸王の統治の下に在りて全く自治政を有するの權と其版圖不可侵の保障を得たり蒙古人が滿洲に對して負ふ可き唯一の義務は兵役の服務にて蒙古は滿洲同樣に相當なる軍隊機關を與へられたり滿洲人が蒙古人と支那人を隔離する各般の方法を講じたるの一事を以て見るも滿洲が蒙古人を支那人に對抗せしめ清國に一朝事變の勃發せる場合に滿洲人は蒙古を利用せんとしたる者なる事明かなり左れど其實際滿洲朝廷は蒙古を此の目的の爲に利用するを得ざりき蒙古人の兵役服務の如きも實際は單に郵傳道路の警衛と露國及び烏梁海の邊境に於ける隊商の護衛に任ずる位に過ぎざりき

▲滿朝政府の一變　喀爾喀一圓の外蒙古は爾來二百有餘年間、滿洲朝廷の忠藩となりて平和なる狀態を保ちたるが此

の間に蒙古人特有の武士的氣風を全く喪失し遂に蒙古人の男子の三分の一は僧侶に歸するに至れり此の間に征服者たる滿洲人に一大變化を來し滿洲人自ら支那化して國政も亦從て滿洲の國民的方針を棄て支那の見地よりせる方針を取るに至れり第一着に滿洲人の生國の地が此感化を受けて滿洲は全く支那の一省に化し蒙古にも亦同樣の影響を波及せり滿洲人は既に支那の舊習に化せる者多かりしを以て北京朝廷の新政略は滿洲人に左まで急激の變化を與へざりしも蒙古に對しての北京政府の政策が餘りに急激なる變動を與へたるを以て蒙古人より非常の反感不滿を招くに至りたり永年の間、滿洲朝廷の取り來りたる支那と蒙古の隔離の政略は蒙古人をして全く獨立して其の國民的特性を保持せしめ蒙古の人民は現今に至るまで支那語を解せざるなり（勿論蒙古に於ける官用語は滿洲語なり）

▲蒙古人の見解　斯の如き事情に際して北京政府は從來の政策を一變し却て蒙古を以て支那人の殖民地と爲し清國兵を蒙古に入れ且つ蒙古人を清國官吏の治下に歸せしめんとするに至りしかば蒙古人は北京政府の此の政略を左の如き意味に解釋せり即ち滿洲人は今や蒙古を以て支那人と戰爭する場合の滿洲人の同盟者と之を視做さず却て蒙古を不俱戴天の敵たる支那人に與へ蒙古の地を渴望し居る支那人の援助を得て蒙古人を奴隷の境遇に陷らしめんとする者なりと解するに至れり

▲蒙古の奮起　北京政府は一千九百十一年を以て蒙古に清國人の殖民を爲すの必要を認め既に南部及び東部蒙古に於て試みたる此の殖民政略を斷行する爲にウルガ駐屯の清國官憲に其處理を命じたり此の清國官憲は過般既に蒙古僧侶に對して嚴酷なる處置を爲したる人なるを以て此の北京政府の命令は特に蒙古人を激昂せしめ蒙古人は此の清國の殖民政略を以て必然蒙古の滅亡を誘致するものなりと斷定せり蒙古人は彼等の國民的特性を全く絶滅せんとする清國政府の行動を傍觀して蒙古の滅亡を待ち居る可きに非ず現今尙清國の駐屯兵未だ多からざるを以て今にして奮起せば其壓迫を排除するを得可しとの決意を爲せり是れ實に一昨年の夏に喀爾喀即ち外蒙古全部の諸王の會議がウルガに開かれ此の會議に於て外蒙古全部の政治上及び宗教上の獨立を防禦する唯一共同の目的の上に此地方を團結せしめたる所以なりき

▲其後の事件　其後に尙顯著なる事件を續發せり即ち蒙古代表者の露都訪問並にウルガ駐任清國官憲の蒙古諸王に對する壓制是れなり其後間も無くして蒙古の情勢は俄然一變せり滿洲朝廷をして殆んど滅亡に至らしめたる清國の革命擾亂は蒙古人に取りても全世界に取りても實に意想外の出來事なりき蒙古人の爲に着手せられたる一切の改革は勿論中止せられたりウルガ駐任の清國高官は北京政府の內命に依りて大に温和なる態度を持し蒙古人と親和を保たん事を努むるに至れり左れど蒙古人は外部よりの必要に迫られて温和なる手段を講ぜんとする滿洲官吏に信を措かざりき又他の一方に於て蒙古は敢て清國の革命黨に一致する事をも爲さゞりき是れ萬一革命黨に一致したる結果却て一層甚だ

しき壓制を受くるに至らん事を疑慮せるが故なり

▲斷然たる決意　今や蒙古人の躊躇逡巡の時期は過ぎ去れり彼等は自衞の最上乘と認むる所の唯一の道を擇びたり蒙古人は彼等に幾多の不安を與へたる所の清國官吏三多を放逐せり且つウルガの最高喇嘛僧の權下に屬し其支配を受くる者として外蒙古の獨立を宣言せり

▲蒙古と露國　斯の如くに自然の情勢に依りて從來その最も必要を感じたる露清兩國の間に國家の調動器即ち一の中立國現はれたり現今露國の外交當事者の眼前には露國に取りて最重大なる意義を有する一問題現出せり即ち外蒙古獨立は最も重要なる政治機關なるを以て是に援助を與へて之を堅確ならしむる問題是れなり長城南方の清國に於ける現今の戰爭は其何れが勝利を得るとするも其勝利者は近き將來に於て露國に對する爲に必ず蒙古を以て其根據地と爲すに相違なきを以て現今蒙古の獨立を援助するには將來蒙古を以て露國を衝くの根據地たらしむる危險を豫防する確實なる安然の策たるを認むるなり

◉蒙古獨立と露國

蒙古獨立問題に關して露國外務省が一月十一日發表したる公文（大要）は左の如し

蒙古人が庫倫に於て獨立を宣言し露國に向つて支持を求め來るや露國政府は蒙古人に對し平穩に行動し清國と妥協の途を見出すべき旨忠告を爲し又在庫倫露國領事は清國の電信線、銀行及び官憲保護の爲め盡力する所ありたり其後清國政府及び蒙古間に談判開始の曉に於て仲裁の勞を取られたき旨双方より依頼せられたるを以て露國政府は之に應ずることに決したり而して兩者間の協商は蒙古が其固有の制度を保持するの目的を達するを得て始めて成立すべきものなりと認めしを以て露國政府は清國人をして之れを尊重せしむるを要すとの見地より清國政府が蒙古に

一、清國の行政を設定し

二、清國正族（？）軍を置き

三、清國人を移住せしむる

ことは蒙古の權利を無視せる者と蒙古人に於て認識し居る事情を顧慮し清國の仲裁依頼に對する回答に於て前記三點は兩者間協定成立の基礎たるべきことに關し清國政府の注意を喚起したり尙ほ露國政府は蒙古鎭靜の爲には是非共蒙古人をして蒙古發達の爲にする措置が露清兩國政府の等しく是認する所にして蒙古問題に關しては露清兩國間に何等意見の相違なきことを會得せしむるを要すと認めるものなり故に蒙古の有ゆる發達の爲め露國が援助を與ふることは露清及び蒙古の利益に適合するものにして是れ露國が仲裁の依頼に應じたる所以なり露國政府は在清露國代理公使を經て前記の趣旨を清國政府に通知し若し清國にして此趣旨を容るゝに於ては露國外交官は清蒙間の協商に付き斡旋の勞を取り蒙古をして其義務を果さしむる爲め盡力すべき旨通告せり露國は清國內の事變に干渉するを欲せず又蒙古侵略の野心を有するものに非ずと雖も露國の利益を害する恐れある國境地方の秩序の紊亂は露國の好まざる所なり是れ

本件仲裁を承諾したる所以なり然りと雖も露國は蒙古に於て大なる利害關係を有するを以て事實上蒙古に設定せられたる政府を無視すること能はざるに付き蒙古が清國との關係を斷つ場合には蒙古政府と事務上の關係を開始するの止むを得ざるに至るべし

◉滿洲放棄論

露國の東洋通フェドロン氏は近頃露都經濟會に於て「滿洲に於ける露國の利害」と題し、露滿の經濟關係より說き起し東洋平和の爲に滿洲を放棄すべき必要を痛論せるが其大要次の如し

露國と滿洲の經濟關係は極めて望み少く露國の總輸入額中僅に二割四分を占むるに過ぎず、露清懸案の不調、馬賊の跋扈は一般企業界に大資本を卸すの機會を與へず、爲に凡ての事業萎微として振はず、殊に注意すべきは清國の滿洲移民なり、千九百九年以來清國政府は南清地方よりの移民に多大の特權を提供し、殊に東清鐵道沿線地域に移住する者には返濟期二十五箇年間を見越して五百留の補助金を與ふるなど、頻に滿洲移民を奬勵しつゝあるが、斯かる移民の密集は露國に取りて頗る危險と言はざる可からず、東清鐵道に就いて言はゞ其の管理、行政及び守備は大藏省に屬しながら不規律なる我が領事館を餘所にして全く獨立の行動を取りつゝあり、該鐵道の收入は假令二百五十萬留程增加せしとは云へ、兎に角之が敷設に費したる二億五千萬留を外にして今尙毎年千六百萬留の支出を要す、而も軍略的價値は毫も東清鐵道の有せざる所なり、滿洲は此所に潮の如く移住せる清國人の爲に必要にして吾人は遂に之を如何ともする能はず、十六萬の清國移民中毎年此地に止まる者は九萬四千乃至九萬六千なるに、我が西伯利亞の住民は總計二百五十萬に過ぎず、斯くの如くにして滿洲既に我に經濟的價値なく、東清鐵道亦我に快からざる他國の領土を通過する以上何事の軍略的價値なく、加ふるに年々多大の不生產的損失を要するに於ては、吾人は極東の平和を維持する爲に全然滿洲を放棄し、東清鐵道は或る支拂期限（たとへ多年を要するとも）を定めて之を清國に讓らざる可からず云々

◉滿洲分割論

滿洲分割の協約日露兩國間に成立せりとの風評は半官報に依て否認せられたるも果して本問題は之を消滅したりと謂ふを得べき歟

頃者清國內に勃發せる一大動亂は逐日猖獗を極め爲に今や清國は支離滅裂の狀態に陷らんとするの傾向を示すに至れり此時に當り清國に於ける日露兩國の地位は勿論變易することなきを期すべからず去れば極東に於ける露國の態度を確定する爲め此際露國か清國に於て享有する一般的並に地方的利益を明にするは至當のことたるを失はず

昨夏締結せられたる日露協約は是迄日露兩國間並に此等兩國と清國との間に締結せられたる一切の條約又は其他の約定に基く滿洲の現狀を維持尊重することを基礎とし若し此

現狀を侵迫せんとする虞ある場合には兩國は其の執るべき措置に就き豫め商議すべきを約せり斯の如く同協約は兩締約國が滿洲に於ける鐵道に關し共同の政策を採るべきことを規定せる外何等千九百七年の協約と異なる所なきも幷が日露提携を標榜する價値は決して尠しとせず是れ該條約に對し吾人が特に注意する所以に外ならず

事の是非如何は姑く置き露國は曩に米國の滿洲鐵道中立に關する提議を斥け其結果として日本と親近するを得たり而して此接近は昨夏締結せられたる協約の範圍を超へすとするも兎に角幷が極東平和の確保に與て力あるや疑なし去れど吾人は此接近に依り露國の負ふ日本より遙に大なるものあることを恐る蓋滿洲に於ける現狀維持は意義頗る曖昧にして其の解釋に關し侵略帝國主義者と平和好愛者とは大に所見を異にせざるを得ず清國が該協約に對し深甚なる掛念を抱ける所以は歸する所此點に存し日本は殆ど清國の主權を尊重することなく南滿洲に於て目覺ましき發展を遂げつゝあり爲に近來露國の租借地帶内に面白からざる事態續出したるに拘らず露清關係は尚ほ日清關係の如く疎隔し居らざるなり

刻下滿洲の現狀は破壞せらるゝの虞極めて大にして就中最も寒心すべきは日本の帝國主義なり由來南滿洲の併合は日本多年の素志にして若し日本にして此際南滿洲の併合を決行せんか之が代償として北滿洲を露國に提供すべきや必せり玆に吾人の考ふべきは這般の代償が果して露國に有利なるや否やに存す吾人の疑問は實に次の諸點なり即ち露國は北滿洲の併合に幾何の資金を要し又如何にして之を調達する見込なりや現に黑龍江の南岸に驚くべき急速なる植民を遂げたる黃色國民を併合するは露國の極東殖民策に如何なる影響を及ぼすべきや又併合の實を擧げんとせば勢ひ地方官憲には悉く露國民を採用するの必要あるべく這般地方行政の改革には幾何の努力と財努を要するが尚ほ北滿洲併合の曉再び極東に尨大なる資金を必要とする新事態發生するに非なきやと云ふこと是れなり由來遺漏なき軍事上の施設と實績を擧ぐべき經濟的開發とは我極東領域に於ける要務なるが今若し領域を擴張せば左なきだに至難なる極東經營は層一層困難となるべきは必然なり如此きは露國の現狀に徵し堪ふる能はざる所なるや喞々せずして明かなり

叙上の如く露國は日本の提議に應じ北滿洲の占略を希望すべき事由を有せず而して露國は此法外なる日本の野心を抑制する手段を國際上の利害關係に求めざるべからず即ち露國にして極力滿洲に於ける門戶開放主義を支持する者なることを標榜せんか啻に米國のみならず英國の同情をも贏ち得べく特に後者の好意は今夏日英同盟改訂以來露國に大なる價値あり斯くして英米の反對を受けんか日本は到底分割を主張する能はざるべく而も日露の善隣關係は之に依て何等疎隔せらるゝことなからん蓋し露國の正々たる擧措は何等の非難をも許さゞればなり如上畫策存せば露國は只言辭上のみならず事實に於て國際關係を尊重する者なることを確證し日本をして一點乘ずべき餘地なからしむるを要するのみなるがこは一に我外交當局者の手腕に待つのみ之を要

するに露國は過去の辛酸なる經驗に鑑み極東に於ける冒險的企圖に關しては結果の恐るべきものあるを銘記し特に愼重なる態度を以て之を對せざるべからず今回滿洲分割の事たる獨り露國に依て左右せらるゝ問題にあらずと雖も我外交指導者は此際分割論を傾聽せざるは勿論現下の日露關係を阻害せざる範圍に於て日本をして朝鮮に於て執れる擧措を南滿洲に再演せざらしむる爲防禦策を講せざるべからず（十一月二十三日「コトリヤエフスキー」稿ユルースキヤ、ウエードモスチ紙）

◉滿洲併合論

晩近併合なる語は外交上の流行語となれり墺國は「ボスニヤ」「ヘルツエゴヴナ」を併合し伊太利は「トリポリ」を併合し佛蘭西は摩洛哥を併合し又近く英國は埃及を併合せんとす斯く列國競て併合に汲々たる際巴里より飛報あり曰く日本は滿洲の一半を併合し露國は他半を併合せんとすと而して巴里所報の如くんば目下日露兩國政府は淸國の動亂に關して兩國の執るべき擧措に就き窃に交涉中にて事れ之滿洲併合に關し第一に日本滿洲の併合を聲明し次て露國北滿洲の併合を決行すべしとの報一度全歐に傳播するや伯林、倫敦、維納の各新聞紙は妄斷臆說を逞うし就中伯林新聞紙は『露國は敢て併合を欲せざるも日本は過般戰爭以來只管機を見て南滿洲を全然其の領域たらしめんことを切望しつゝあるを以て今次露國を懲憑して這般の擧措に出でしめんとす』と說き倫敦新聞紙は交涉が既に一步を進め日本政府は米國側の抗議を避くるの方法に關し露國政府と協議中なる旨を切言せり

過般日露戰爭迄は極東に於ける露國の發展は米國特に同國資本家（主として猶太人なる）の快しと爲さゝる所なりしを以て米國は銳意朝鮮及滿洲に於ける日本の企圖を助成するに努めたり然るに戰爭の結果は米國の豫期に反し日本は曾に米國を多とせざるのみならず尙ほ米國を蔑視せんとするに至れり朝鮮か日本の有に期すると共に同國に於ける米國貿易は絕無に歸し米國は爲に極東方面に於て淸國市場のみを以て滿足せざるべからざるに至れり而も日本は淸國に於て終始米國の通商に有らゆる妨碍を加へ居れり

日米兩國の利害相背馳し米國は滿洲政府を援助し日本は公然革命黨に同情を寄せつゝあり而して日本若し滿洲を略取せば幷は滿朝の滅亡に異ならず蓋し滿洲の滿朝發祥の地にして又之か最後の支點たるべければなり從て滿洲の占略は又革命黨の行動を容易ならしむべし去れば米國は日本の滿洲併合に贊同する能はざるや言を俟たず

露國より之を見れば實際滿洲併合に依て露國は何等利する所なしと雖も日本滿洲を併合するに當り極東に於ける露國の利益を侵害せざらんことは勿論我露國の希望する所なり（十一月十二日ペタルブスカーヤ、ガセータ紙）

●祖國女界偉人傳
戰國より近世に至る迄の三十餘人の女傑傳記、
定價一部二角發行所上海廣智書局
●革命軍文牘三集定價一部二角發行所上海有正書局
●漢族流血英雄遺像頭顱影
數十年來漢族の爲めに盡し悲慘の最後を遂げたる革命英雄の寫眞帖也
定價大洋三角發行所上海有正書局
●華興報
革命主義の日刊新聞一ヶ年五元、發行所上海新學會社
●湖南實報
湖南革命軍の機關新聞紙、一ヶ年九元、發行所長沙民國文報社
●中華民國初等小學修身、國文教科書
共和國來るの後の小學校教科書にして目下編輯中
● The Education of women in China by M.E. Barton
● The changing chinese, by E.A.Ross.. .. ..$3.25
● Custom Gazette, July to Sept... .. .. ..$8.50
● The civilzatios of China, by H.A. Giles.. .. ..$2.00
● The Cities and Towns of China. A Geographical Dictionbry, 2nd ed., Rvised by G. M.H. Playfair $8.50

新着雜誌

一、Far Eastern Review　七　其社
一、清國時報　八三　外務省
一、通商彙纂　一、二、三　〃
一、東洋經濟新報　五八四　其社
一、國民經濟雜誌　一　實文館
一、國家學會雜誌　一　其會
一、燕塵　一〇　其會
一、大日本水產會報　三五二　其會
一、商工彙報　一四　農商務省
一、ウエストニーク、アジー　一〇　露亞學會
一、大東　一　亞細亞義會
一、實用新案公報　每號　〃
一、商標公報　〃　特許局
一、特許分報　〃　〃
一、農商務省商品陳列館報告　其館

支那

第參卷　第參號

目要

退位と擾亂
支那革命眞相
支那の主要鑛山
菲島に於ける支那人
滿洲の移民開墾策
支那の門戶開放主義違反
天津の借款問題
章炳麟の演說
上海南京寧波通信
支那半月史
中華民國全職員表

東亞同文會調查編纂部

（最新刊）

支那及支那人

附錄 支那革命の眞相

小川柳坡先生著　福本日南先生▼清國革命論添（支那現勢）附（地圖挿入）

口繪數葉挿入
大判美裝全一冊
正價八拾錢
送費八錢

人を離れて事なく、地を離れて人なし、眞に支那を理解せむと欲する者は單に其山川の形勢、物資の集散等を知るのみに滿足せず進んで支那人を研究せざるべからず。是れ從來の地理書、紀行記等に之れなくして獨り本書のみ詳記せる所也。本書の著書は曾て清國に遊ぶこと數回に超え、親しく彼れに於ける上下各階級の人士と交り、世に支那通を以て稱せらるゝの士。今彼邦の人情、風俗、歷史等の見地より、政治の內情、外交の機變、漢人滿人其他支那に於ける各民族の關係等に就き縱橫細密の觀察を下し、以て本書を成せるもの、眞に是れ地理書以上の最近支那實情記と稱すべし。附錄「支那革命の眞相」と相俟つて、對岸の同文國に對し志を有する士の、一刻を緩ふすべからざる必讀參考書也。（製本既成）

萬朝報記者　華山茅原廉太郎先生著

好評再版

世界文明推移史論

大判二百數十頁
正價五拾錢
送費八錢

文明の大勢は滔々として寸時も歩みを止めず。流れて止まざる世界の潮流は、急轉直下、乾坤一擲、今や東洋の老大國を長夜の眠りより醒めしめて、以て世界最新、最急激の政體を採らしめむとなしつゝあり、豈夫れ趣味深きは文明推移の大勢にあらずや。國民新聞は本書を評して『篇を分つ五、日本と亞細亞文明の東漸、歐洲文明の西漸より日本文明の西漸の新勢及び日露交戰に入り太平洋と武裝的商業主義に及び韓清西伯利の關係を敘して日本は韓清西伯利を文明化し進で巴里倫敦の惡人町迄をも感化するの覺悟あるべき也と結べり議論縱橫宛ら天馬の空を行くが如く爾り蓋し一代の耳目を啓發するに足るものあらん吾人は著者が此くの如き大問題を征服せんと試みたる大膽に向て嘆稱の辭を惜む能はざる也』と激賞せらる、以て內容の一班と眞價とを知るに足らむ。苟くも世界の大勢に眼を注ぐ士の必ず一讀を吝むべからざる快著也。

■東京神田今川橋　東亞堂書店　振替電話東京局一八七七一四番■

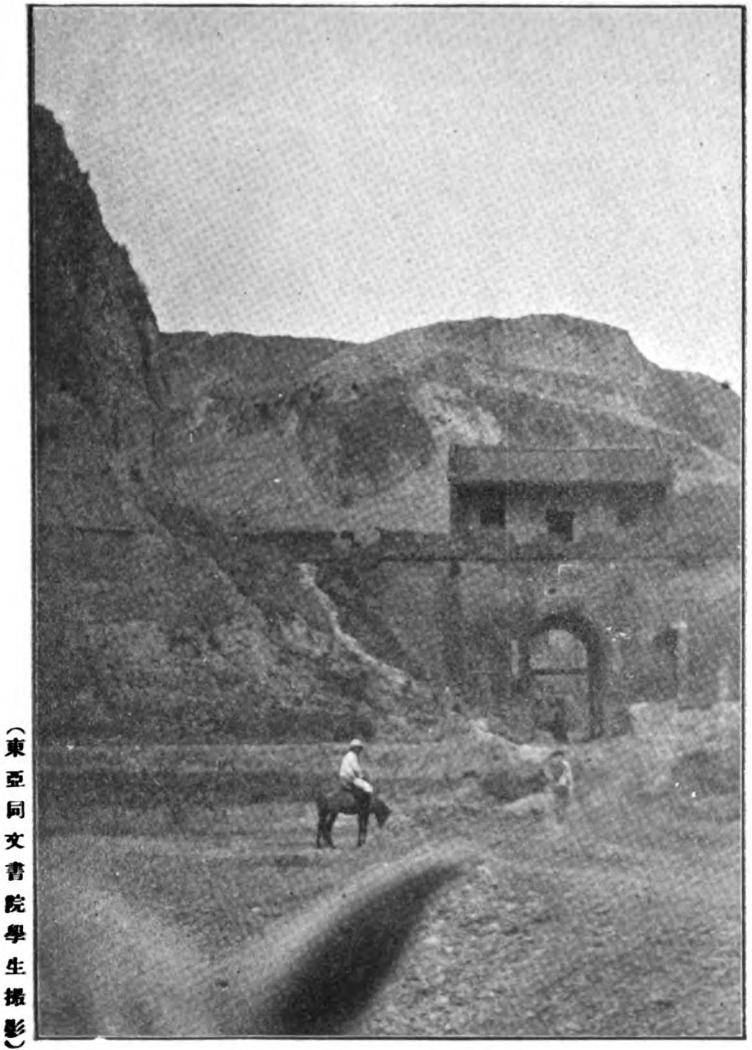

河南函谷關遠望

（東亞同文書院學生撮影）

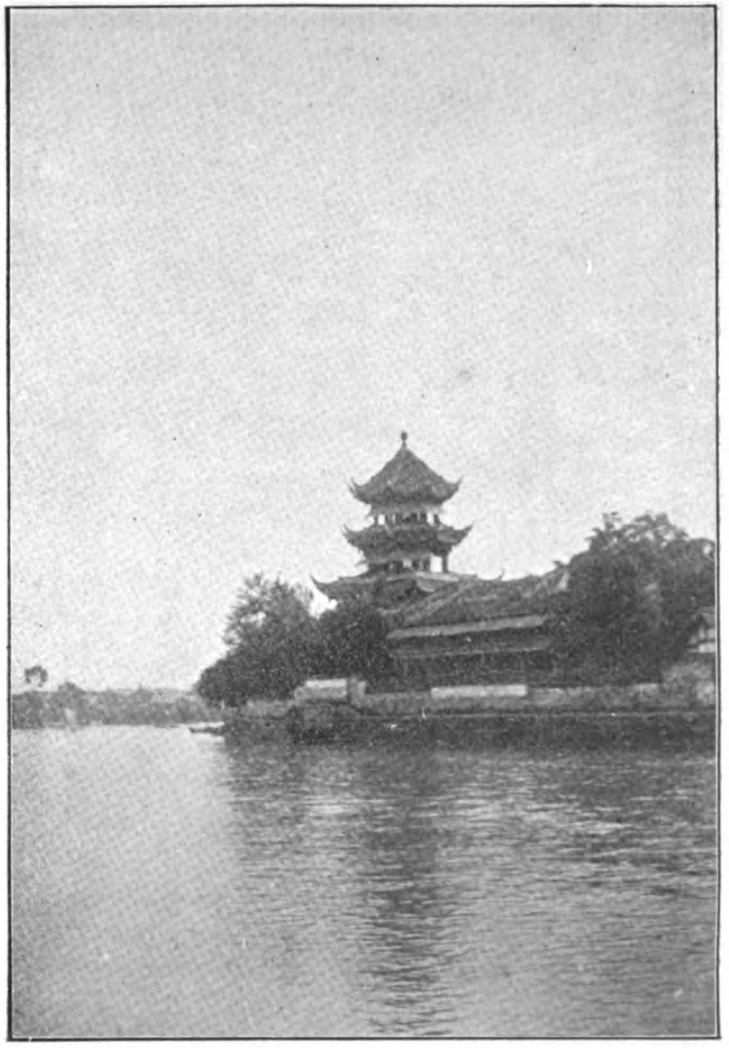

四川成都望江樓

懐中
萬金丹
萬金丹
HOTANJYO
J.MORITA
TOKYO
RAFENT
起死回生
頭痛の時
遠足旅行の時
汽車汽船に乗る時
疲労倦怠を覚えた時
宴会に招かれた時
暑い時
酒後食後
東京池之端仲町 森田治兵衛

支那第三卷第三號目次

口繪

四川成都望江樓、河南函谷關遠望

論壇

退位と擾亂……根岸佶…一

支那革命の眞相……竹越與三郎…四

記事

新式採掘法を用ふる支那の主要鑛山……九

非律賓群島に於ける支那人(上)……廈門稅關幫辦 ジュアン、メンカリニ稿…九

滿洲移民開墾策(二)……奉天鹽運使 熊希齡稿…一七

時事

◉革命軍の借款求る◉岑春煊の電奏◉退位問題◉袁世凱の態度◉革命軍の北伐◉蒙古問題◉列強の對支那態度◉國民協會成立

支那半月史……二九

內治外交

◉大官の更動◉中華民國聯合會◉明年度京餘停止◉江西省の宣撫使◉江四省民政長一覽◉對租界規則◉廣東代理都督◉蘇州律師公會◉君主立憲贊成會◉端方追悼上諭◉度支部と鹽政院

學事軍事

◉第三鎭兵の分駐地◉武官の君主立憲組◉禁衛軍の敢死隊◉清國駐屯外國兵數

財政金融

◉度支部の振興及公債收納◉湖南の財政◉廣東の紙幣注文◉江蘇財政長更迭◉度支部の收入◉大清銀行維持策◉蘇州の抗租◉皖省中華銀行◉河南の特產品輸出◉鹽商の公債買入◉開原の大通銀號行◉滿洲の公設質屋設立の議◉國貨維持會◉外國の鹽稅管理◉廣東の公債募集◉四川の減稅◉取引と改曆

實業通商

◎河南國公司の近情◎大連前年總輸出◎大連昨年の特產品輸出◎大連十二月中輸出入品◎大連埠頭倉庫

交通運輸

◎鄭政近況◎株州の電機廠長◎洛潼鐵道工事情況◎滿鐵運賃率の研究◎黃浦江改修問題◎蒲濟聯絡鄭便◎十二月中滿鐵收入

通信

上海……四二
金融、爲替

南京……四五
陸軍部の組織、掠奪頻々、清廷退位條件

寧波……四七
最近事情　浙江省地方官制

雜錄

鐵道材料購入に關する清國の門戶開放主義違以(四)……五一

江蘇省に於ける地方官制の改革と行政區劃の變更……五五

章炳麟の演說……五八

正金特貸狀況……六〇

天津の借款問題……六二

事業界

奉天の燒酎製造業……六五

滿鐵四十四年上半期事業報告……六七

其他……七〇

出版界

最近に於る支那關係の出版物……七二

附錄

中華民國全職員表……七三

井波傳士方劑

ばら歯磨

芳香馥郁齒牙の健康を保全するばら歯磨に優るものなし

本品大袋は家庭用として頗る德用なり。

本品鏡付鑵入は旅行携帯に便なり

東京 東光園 謹製

第三卷　第三號

論壇

◉退位と擾亂

根岸佶

武漢革命軍なるもの起て以來未だ三ヶ月ならざるに四方響應し楊子江以南は革命軍に歸し大勢不可なるに至りたるにより首鼠兩端を持したる袁世凱は革命黨と妥協し清皇をして退位せしめ己れ新共和政府の大統領たらんと企て事將さに成らんとするに垂んとし清廷及革命黨双方に反對論勃興し支那前途殆んど豫測すべからざるに至れり

一、清朝の運命

抑も清朝が滿洲の出を以て支那に君臨せしは一六四四年流賊李自成か北京を陷れ明を滅ぼし四百餘州麻の如く亂れたる際明將吳三桂の請に依り直に山海關に入り流賊を誅し隣邦の爲め仇を報じ生民を塗炭に救ひたるに始まる爾來英主相續て出で康熙乾隆二帝の如きは支那歷代稀に見る賢君にして外は西藏伊犁の蕃族を降して其南下を絕ち歐洲諸國の跋扈を制して其東漸を拒ぎ內は制度を定め文學を興し賦課を輕くし生業を厚ふし依て以て支那をして太平ならしめたり文字の獄を起し辮髮を强ひたる等の惡政なきにあらざるも漢人は皆清朝に悅服し支那に於ける最良なる朝廷の一なりし事は疑ひなし康熙乾隆以後清朝の綱紀漸く弛廢し滿人の支那に

移住せしもの皆漢人に同化せられ復た昔日の意氣なく咸豐同治の際長髮賊の亂起るや滿人至る所に大敗し清朝は到底滅亡することを免れざりしも前朝の遺德尙ほ四方の漢人に認識せられたると長髮賊が耶蘇敎を標榜せるを以て痛く支那輿論の基礎たる讀書人の反感を買ひたるとにより漢人の力を借りて之を討平し纔かに存在することを得たり爾後滿人の實力益々萎靡し清朝は漢人により支持せらるゝの奇觀を呈せり長髮賊の亂以後清朝の綱紀益々弛廢し諸外國の壓迫漸く劇烈にして曾々我邦と戰ひて大敗し支那の無力なること世界に曝露せしより野心ある諸外國は爭ふて土地を求め利權を收め支那亡國の凶兆顯はれたりしかば支那人は大に驚き如何にせば亡國を免るべきかの問題全國に提起せられ而して此問題は變法自彊の四字を以て解決せられたり變法なる文字は頗る平穩なるも支那數千年來の制度を我日本の維新に倣ひ一變せんとするものにして其手段は平和的なりしも實は支那空前の革命と稱すべきものたり清朝は滿洲の出にして漢人により支持せらるゝこと既に數十年なりしかば民族的國家思想の注入せられたる漢人の要求すべき政體は共和なるべき筈なりしも彼等は日本に倣はんとするの念切なりしかば立憲君主說を主張したりき當時該主張は清朝の容るゝ所とならざりしも北淸拳匪の亂後國步愈々艱難なるに及び益々變法の必要を認め露國の日本に敗れたるを見專制政治の到底維持すべからざることを悟り明治四十一年遂に十年を期し國會を開設すべき詔を發せり國會開設せらるゝ曉には滿人の手に殘れる政權は擧げて漢人の手に落ち君主政體亡びて共和政體之に代るべきものなりとは識者の夙に唱道する所なりき國會未だ開設せられず武漢の變突如として發生し輿論の中心たる讀書人なるもの爭ふて之に歸し其實力殆んど顧みるに足らざるに拘らず數旬の內大局の勝利を占むるに至りたり楊子江以北には猶ほ精銳なる軍隊あり一大快戰を爲すに足るべきも清朝の運命の久しからざるは疑なければ大勢の歸する所を察し早く皇位を禪讓し皇室の尊榮を保ち黎民の窮亡を救はんこと賢明なる處置と謂はざるべからず清朝の支那を統治せしより茲に至る二百六十七年五胡元等所謂夷狄を以て中國に君臨せるものに比すれば其運命の永きは勿論之を漢人を以て設立せられたる朝廷に較ぶるも決して短しと謂ふべからず滿人の生氣既に盡きて漢人のみにより支持せらるゝもの七十餘年其亡滅の時に當り堯舜禪讓の遺風を追ひ尊號と年金とを得一族の生命を安んず二十四朝の概ね皆素車白馬面縛輿櫬して降り一族誅夷せられたるものに比すれば相距ること遠しと謂ふべし

二、退位反對運動

德川幕府の滅亡するや將軍は大政を天朝に奉還せるに拘らず尙ほ其遺臣は東北各地及北海道に於て轉戰回復を計るものありたり清朝の滅亡は天運已むべからざるものなるも戰の罪にあらずして三百年の社稷を一朝革命黨に交付することの出來難きは勿論なり況んや袁世凱が自己の利益の爲め朝廷を以て奇貨とし之を革命黨に賣渡さんとするに於て

をや退位反對論の勃興する尤もなる次第なりと謂ざる可らず退位の反對は滿朝と關係最も深き蒙古王公により唱道せられ恭醇肅の諸親王濟洵兩貝勒澤公等の宗室之に附和し議論遲延決せざりしが軍人の反對あるに及び大に勢力を增加せり由來南北兩淸人は各種の利害感情より相和することなく革命軍は南淸人により起されたれば北淸の軍人は君主說を主張し奮勇革命軍に當り戰ふ毎に革命黨を破り今日とても戰へば必ず勝つべきものなれば退位反對論を主張するは無理ならぬことなり北淸の軍は概ね袁世凱に養成せられたる者なれば袁に反對し難きの事情あり第二軍の司令長官段祺瑞天津の總兵張懷芝等は皆袁の乾兒にして滿朝の柱石と稱せらるゝ姜桂題すら袁が藥籠中の物たりとの說あり殊に退位反對論者の首領たる馮國璋は段祺瑞と共に袁の左右の手と稱せらるゝ者なれば軍人の反對は袁により左程恐るゝに足らざるものゝ如し、然れども北京附近に滿洲人より成る禁衞軍と第一鎭あり東三省に强大の兵力を擁する滿軍旗人趙爾巽あり南北兩淸に袁反對の論者多ければ有力なる首領あり之を糾合せんには面白き活劇を演ずべく袁をして進退窮まらしむるとを得る必ずしも難からず然れ共謀主良弼は重傷を負ひ趙爾巽觀望容易に立たず袁は得意の權略を弄し北淸の軍將をして退位を强迫せしめつゝあれば或は大事に至らずして退位問題を決定せしむるやも知るべからず去りながら三百年の社稷何等の變故なくして一朝廢棄に歸せんこと餘りに無造作なれば滿蒙王公及軍人が袁反對者を糾合し何等かの處置に出づることあるやも知るべからざる也

三、南北兩黨の爭

淸皇退位後共和政府設立せるべきも設立後大紛擾あることを忘るべからず南方の革命黨は兵力を以て北方の立君派を壓倒し共和政府を設立したるものにあらずして兵力は寧ろ立君派に如かず革命黨は立君派と妥協の條件として其首領孫文を退け立君派の棟梁袁世凱を以て大統領と爲さんとせる程なれば北黨は決して南黨に屈伏せざるべく南黨も亦固より北黨に屈伏すべき筈なく是に南北兩黨の爭を惹起すべし由來南北兩淸は氣候風土物產人情風俗等各々趣を異にし利害感情一致せず立憲政治施行せらるゝときは南北二黨分立し劇烈なる政爭あるべきは識者の夙に憂ふる所たり今回の變兩黨兵力を以て相見え感情融和することなくして合同政府を組織せんとするものなれば其爭擾の起るべき寸毫の疑を容れざるなり支那人は議論を好み朋黨を立て軋轢し其禍亂の甚大なるは歷史の證明する所今後の黨爭想見するに餘ありと謂ふべし而して北黨に於て袁が首鼠兩端を持し滿朝の幼兒と寡婦とを詒き大統領を賺ひ得たるを陋とし之に反對するもの少なからざるべく南方に於ても亦孫等純革命黨の顯著なる功績なくして獨り要路に當ることを妬み之に反對するもの多かるべければ黨內黨を生じ四分五裂するの恐れ亦なきにあらず

四、邊境の獨立

淸皇退位と共に起るべきは邊境獨立問題なり蒙古靑海西藏

等の藩部及新疆雲南廣西の土司領等は人種宗教風俗支那本部と異なるのみならず久しく半獨立國の勢を有し甚だしく漢人を嫌忌し露西亞英吉利を慕ひ動もすれば外國の力を藉り支那の羈絆を脫せん事を冀へりされば今次中原に爭擾起るや外蒙古は先づ獨立を宣言し西藏人は支那官吏を放逐し喇嘛を迎へて獨立せんとを計り新疆も亦各地に暴徒蜂起せり謂ふに共和政府樹立せらるゝ時は彼等は淸朝に歸服せしも淸朝滅亡したれば獨立すること自由なりとの口實の下に親善なる外國の後援を恃み獨立を宣言すべく內訌に疲るゝ共和政府は邊境を顧みるの遑なく邊境を擧げて外國の保護國に歸せしめ日英同盟の大精神たる支那領土保全の大義滅却せられ支那分割の端を啓くに至るやも亦知る可らざる也

五、結　論

支那に於ては一王朝の交替の際には必ず數十百年に亘る大亂あるを常とす今次は幸に滿朝の退位し共和政府之に代ることなるべく主權を覬覦するものなく交通利便にして民智發達し人民も亦漸く國家なる觀念を生ずるに至りたれば何等の擾亂を生ずることなかるべき筈にして吾人も亦切に之を冀ふものなるに如何にせん淸朝の退位と共に北京城の內外に於て一騷動起るべき形勢あり共和政府設立後南北二黨の政爭生じ黨內四分五裂すべき傾あり邊境獨立し支那瓜分の兆亦なきにあらず恐くは今次淸朝の滅亡も亦歷代の如く大亂を生ずるならん淸朝の退位は淸朝として誠に宜しきを得たるものにして間然する所なし淸朝の後を繼ぎ共和政府を設立する諸公は王朝交替の際擾亂必ず發生し久しく止まざるの活歷史に鑑み禍亂を未萠に防遏し太平を謳歌せんことを吾人の切に望む所なり

◉支那革命の眞相

東亞同文會評議員
代議士　竹越與三郎

余は今回上海を中心として、あの附近を十數日の間逍遙し、往復一箇月を費した。滯在の日已に短く、且つ交る所も極めて制限せられて居たが故に、其見聞亦極めて狹きことは萬々承知である。併ながら自分に取つては頗る得た所があると信じて居る。今其見聞したる事實を二三語つて見たいと思ふ。此見聞したる事實は斷片には過ぎぬが、慧眼なる識者は此斷片を見ても、以て今日の大勢を卜することが出來るであらうと思ふ。

余が彼の地に赴くに先つて、支那の革命は一言にして言へば普通の革命に過ぎぬのであるが、革命にも種類がある、其何れに屬するものであらうかと云ふことに就て頗る疑つて居つた。革命は前代の善政美治を慕つて今日の腐敗壓抑に堪へず、復古的の精神を以て革命しやうと云ふ動機より起るものがある。又過去に善政なくとも現在の苦痛に堪へ

ず、絶望忿怨の極呼號して起つと云ふ革命もある。又現在の痛苦は忍ぶべからざるに非ざれども、新しき學問等に依つて一種の理想を生じ、此理想に向つて突進せんとして起る革命もある。又壓抑苦痛は左程でなくとも、久しく下流に沈淪したる人種が、己れの實力を覺つて、己れを治める所の者は儼然たる文武の權力があるものと思つて屈服して居つたのであるが、能く〳〵見れば其壓抑者は衣川の辨慶であつて、恐れた間に既に久しく立往生をしたものであると云ふことを覺つて、即ち敵の弱きを知り己れの強きを自覺したる時に起る革命もある。此度の支那の革命は其何れに屬するものであるかと云ふとを知りたいと思つて居つたのであるが、彼の地に往つて見ると驚くべし是等の總ての性質を備へて居る革命であると云ふことを覺つた。革命の原因少なからずと雖も若し其原因一に止まるものであるならば、革命恐るべしと雖も之を抑ゆること難きに非ず、併ながら以上の性質の總てを併せ有するに至つては、聖人ありと雖も如何ともする能はず、況や北京に居る所の者、悉く是れ巧官に非んば、小人のみ、天不靡爛の勢ひ已に成つて了つた、縱令百萬の大兵ありと雖も如何ともする能はざるものであると云ふことを覺つた。故に南北の交渉破れ、又戰ふことゝならば武昌、漢口或は再び奪はるべし、南京或は回復せらるべし、併ながら天下の形勢に於ては、最早や如何ともすることが出來ぬ、革命自身が進行して時局を終結するの外はあるまいと思ふ。

第一、先年湖南湖北を旅行した友人より聞く所に依れば、此地方に於ては今尙一家の廟に明末の年號を交へて先朝を慕ふの心を示して居つた所が少くない、是れ即ち他日革命の基となるであらうと云ふことであつた。當時余は之を以て革命好きの日本人が稍々誇大の說をなしたものであらうと信じて居つたのであるが、今回北京朝廷に仕へて居つた官吏であつて、上海に逃來つた者の話を聞いて、其說が必しも誇大でなかつたと云ふことを覺つた。彼等は今にしては忌むべきことでないから言ふが、さう云ふやうなことは澤山あるのであると言つて語つて居つた。

第二に革命軍が初めて武昌を取つた時に、武昌の提法使、馬が大事去れりとして朝冠朝服して大堂に坐し革命軍の至るを待つた。革命軍は昔ならば大刀を提げて臨む所であるが、今日は皆ピストルを手にして亂入した。而して提法使が朝冠朝服を着けて大堂に坐して居るのを見て、愕然として驚いたが、忽ち大聲を發して笑つて、さうして此危急存亡の際になぜ逃げないのかと言ふと、馬が答ふるに、我れ朝廷の祿を食んで其事に死せざるは忠に非ずと云つた。革命軍大に笑つて、古の歷史に於ては正當の君主に仕へ其事に死するを忠義と言はれて居つたのである、併しそれには然るべき理由があつて死んだのである、今汝は誰れの爲に死なんとするのであるか、胡から來た君主を君とし、三百年壓制を受けた、其壓制に報ひる爲に死すると云ふに至つては之を名けて滑稽劇と謂ふのである、滿朝の歷史を書く者は我等革命黨員である、革命黨員は汝の如き者を忠義と言はずして滑稽劇を演じた者と書くのである、此の如きこと

に生命を棄てると言ふは犬死である、速に逃げよと言つて朝冠朝服を脩つて立去らしめたと云ふことである。是等の事は至つて些末のことではあるが、新舊の思想が殆ど相了解することが出來ぬ程違つて居ると云ふ證據になるであらうと思ふ。

第三に支那に於ては一兵に劒ずして城を取つたとか、天下を風靡したとか、或は城門守を失したと云ふことがある。日本人は殆ど無意味に此字を借用して使つて居るが、斯かることは日本には無い事であつて、今回支那に於て初めて此文字が如何にも巧に使はれて居つたと云ふことが分つた。即ち蘇州附近の城の陷つた時の模樣を聞くと、尹氏の娘が革命に同情を表し、白旗を押立て市中を横行した、すると夫れを珍らし氣に其娘の後に續いて歩く市民があり、又是等の市民を見物せんが爲に集つた市民がある、忽にして其數幾百千人と云ふ位になつた、之を見て尹氏の娘は城門に向つて進んだ。城を守つて居た所の兵士は是等數百千人の市民を見て大軍到れりとなし、直ちに門を開いて降服して了つた。是等は眞に一兵に劒ずして城を取つたのである、所謂刃に劒ずとか風靡とか云ふのは此の如き事を謂ふのである。又南京城陷落の時の如きは、張勳極力兵を督して戰つたのであるけれども、城兵の放つ彈丸は革命軍を傷くべき位置に在りながら傷けない、張勳自ら劒を提げて大砲の傍に立ち兵士を督勵すと雖も依然として當らない、當らないと云ふことは當てない積りであるから當らないのである。兎角する間に城門守を失して陷つたと云ふことである。戰つて而して破れたるにあらずして、自ら守を失して破れたのである。斯う云ふやうなことは其原因何であるかと言へば、人心悉く朝廷を離れて、革命に同情を表して居ると云ふ所から來たことである。

第四に軍事若くは外交の局に當る者等は兎角支那人の心理研究に十分でない所から、南方と兵を交ゆると雖も彼等は烏合の衆である、北方は衰へたりと雖も尙訓練せる兵、精鋭なる武器がある、之を以て戰へば優劣知るべきのみと、高を括つて居つた人が多いやうであるが、併し是は二と二を合すれば四となると云ふが如き數理であつて、天下數理のみ必ず常に行はるゝと云ふことならば是程容易いことはないが、數理が行はれざるが故に政治と云ふものは六かしいのである。殊に革命等の變亂の場合には二二が六となつたり或は三となつたりする、と云ふものは如何に精良なる機械と雖も之を置く所の地盤に高低があれば用を爲さゞるが如く、革命等の場合には人心に非常なる變化を來して居るから、其變化を勘定に入れざれば眞の勘定は立たぬのである。武昌漢陽の役の如き、若し單に武器の比較、兵士の訓練の精粗と云ふやうな點より言へば寸時も支へることは出來ないのであるけれども、それに拘はらず革命軍が久しく支へて居つたと云ふことは、武器訓練以外に人心の作用と云ふものが與つて力ありと言はねばならぬ。我國の軍人動もすれば革命軍は苦力人力車夫の集つたやうなものである、此輩能く何をか爲さんと云ふやうなことを言ふが、併し千人の中百人は眞に志あつて戰つて居る者がある。日本

人より見れば千人の中に百人しか無いと云ふことては如何にも少いやうに感じられるが、併し北方には千人の中百人すらも無いのである。故に漢口漢陽の戰、不幸にして革命軍の敗北とはなつたが、尙武昌を守ることが出來た。而も漢口を取つた官軍の中には暗夜密かに革命軍の最も渇望して居つた機關砲を革命軍に賣付ると云うやうな騷ぎが起つたのである。是等を以て見ても亦以て人心の働きが如何なるものであるかと云うことが分るであらうと思ふ。況や武昌漢口に於ては革命軍の形勢甚だ非であつても、尙其報酬として南京を取り得たと云うことは、以て大勢を卜するに足るであらうと思ふ。

第五に余の最も驚いたことは長江より南、人心悉く革命に傾いて、案外深き根據を有して居ると云う一事であつた、彼等の眼中最早や北京なく、所謂眼は空し江表衣冠の族と云ふ有樣である。從つて朝廷に仕へて大官高位に在つた人々が數人上海に來て居るけれども、殆ど顧る者なく、人心悉く革命政府に集つて、孫逸仙、黃興、黎元洪と云ふ名は殆どデーファイせられて居ると云ふ有樣である。支那の事情に通ぜざる人多く言ふのに、革命の業今日盛なりと雖も、大人物の出て、之を統一するに非んば前途甚だ寒心に堪へぬと云ふやうなことを言ふが、大人物とは外ではない、黃興、逐鹿仙、黎元洪の徒が即ち其人である。支那では昔より王侯將相寧ろ種あらんやと言つて居るが、誠に其通りてあつて、昨日まて市ヶ谷監獄に囚徒を送つて居つた典獄とも言ふやうな者が一躍すれば漢家の天子となると云ふやうなことを度々見て居るが故に、日本人の如く官爵、閥歷、閥閱と云ふやうなものは、平素に於ては兎も角、亂世に於ては問ふを要せぬと云ふことを能く了解して居る、此點に於ては日本人よりも本能的に超越して居る所がある。所謂大相撲を取れば則ち大關であると云ふことを了解するに於ては、日本人よりは遙に進んて居ると思ふ。

て世間往々南軍財源に窮すると云ふことを言ふ、それは事實である。事實であるが其財源に窮すると云ふことは北方も同樣である。北方の事情は悉く上海に分る、と云ふものは上海の事情は探偵に依るに非ずんば北京に分らないのであるが、北京の事情は現に官職に在る者が悉く內通をするが故に、一々明白に分るのである。例へば或る一人が南方へ走らんとする時には、故らに職務上の用事を拵へて、出る、而して歸らぬ。すると其次の人は、其の南方に使して歸らぬ、多分彼れの故鄕に行つて居るのであらうから、自分が往いて呼戻して來ると言つて、是亦態々用事を拵へて行つて而して歸らぬ。それから更に其次の人は又それを尋ねると云ふ名義で出て行つて而して歸らぬ、所謂鳩の使であつて、一度出て行つたら再び歸らぬ。而して其使の最も大なる者は唐紹怡である。唐紹怡が南方に來る以前に、彼が如何なる態度を執るかと云ふことは略々南方政府には分つて居つた。さう云ふ譯て北方の事情は悉く南方に分つて、今は宮中一文の金なし、恃む所は奉天の實庫であるが、是は若しモルガンの如き好事者があつて僞を付くれば一億萬とも言ふてあらうが、併し眞人が無ければ百萬圓にもな

らぬのであつて、現金に換へ得る便宜は毫も無いので、財政は窮迫の極に達して居る。而して同じく窮迫の中にありながらも、南方の方が多少多くの便宜を得て居るので、此點より見ても矢張り南方優れりと言はなければならぬ。

之を要するに或る地點、或る武器、或る事件に就ては北方の勝つこともあらう、併ながら南方は大局を制して居る。今日廣東は如何にしても北京政府の手の屆く處でない、雲南四川亦然り、湖南湖北は武昌を取れば或は壓服することが出來るか知らぬが、併し鎭撫は出來ぬ。南京を取れば上海を抑へ、江西の半ばを抑へることが出來るであらうが、併し江西も奥までは手が屆くことは出來ぬのである。而して若し北方南京を取り武昌を回復して此方面に兵力を集むれば山西地方は空虛となつて、此地方は到底治まることは出來ない。革命軍悉く破れたる時を想像しても猶且つ此の如してある、況や此の如きことは有り得ざることであつて、今は寧ろ革命軍に於て山東を窺ひ、秦皇島を脅かさんと云ふ有樣になつて居るのであるから、大局に於ては南方既に勝を制して居るのである。昔から軍學者の言つて居ることに、戰の勝敗は地圖で見なければ可ぬ、目を以て見れば或る山が取られた、或る城が取られたと云ふことは直ぐに分るが、併し勝敗を知ることは出來ぬ、然るに地圖に依つて見れば此山を失ふと雖も尙彼の山に依つて勝つことが出來ると云ことが分る。故に戰の勝敗は目を以て見る可らず地圖に依つて見るべしと云ふことがある。そこで今日の支那の大局を論ずるに當つても單に南京を論じ、武昌を論ずるやうなことでは分らぬ、地圖に於て論じなければならぬ。而して地圖に於て論ずれば十八省中其七分は既に南方の政令の下に在るものと言はなければならぬ。故に若し列國が私心を挾まず、眞に四億萬の人民の安寧を考ふるならば、速に北京をして屈服せしめ、無益の血を流さしめざる樣にするが最も人道に適ひたる處置であらうと思ふのである。

人或は革命政府の中には內訌があるから、久しからずして倒れるであらうとか、或は天下大に亂れるであらうと云ふやうなことを言ふが、勿論此の如き大亂の後には屢〻小亂のあるのは免れざることゝ思ふ。我國明治の變、德川政府の倒るゝ前、倒れたる後、薩長の軋轢は實に想像以外であつた。併ながら大勢一たび決するや內訌は以て大勢を破るに足らなかつたのである。支那の革命も亦此の如し、內訌は無論あるのである、併ながら大勢は此內訌をして何等の妨害なく變革の事業を定からしむるに相違なからうと思ふ。唯々最も憂慮に堪へぬのは財政及經濟の始末である、此點に於ては若し一步を誤らば非常の不幸を來すであらうと思ふ。依て之に就ては革命政府宜しく其胸襟を平にして日本の助力を乞ひ、日本政治家の援を辭せぬやうにすることが最も得策であらうと思ふ。

◉新式採掘法を用ふる支那の主要鑛山

支那に於ける鑛山に關しては未た精細確實なる調査なく、從て其眞相は元より審かにするを得ざるも、其甚だ富有なるは皆人の認むる所にして、虎視耽々たる列强は此に其利權を得んと焦心しつゝあり、今其豐富なる鑛山中新式採掘法を用ひて採鑛中に係る主要鑛山に就いて概說すべし

石炭

一、開平炭山　開平炭山は直隸省の開平より唐山に亘れる地にあり、京奉鐵道により天津を距る正に八十哩許、一八七八年初めて採掘を開始せり、一九〇〇年以後英商開平鑛務公司(Chinese Engineering & Mining Co L'd)の所有となれるがこれに關しては英淸間に久しきに渉る交涉案件あり其の日々の平均出炭量大凡次の如し

唐山坑	毎日	二、七〇〇噸
陵西坑	同	二、七〇〇
唐山西北坑	同	六〇〇
計		六、〇〇〇

而して一九〇九年全年に於ける輸出額は一、三六一、七三〇噸にして一九一〇年には更に一、一七四、三一二噸に增加せり

其卸賣價格は次の如し

(販賣地)	(艦船用)	(機關車用)

仙炭坑は博山縣にあり青島より一六八哩あり、兩炭坑共鐵道により青島に連る、獨逸人の會社の所有且經營にして一九〇二年に開かれたり

方子村炭坑の產額一九〇九年に二七二、〇〇〇噸、一九一〇年に二三〇、〇六四噸にして、黃仙炭坑の產額は一九〇九年一六〇、〇〇〇噸一九一〇年二五二、八一六噸なり其卸賣價格は次の如し

（販賣地）	（方子村品）	（黃仙品）
青島	七・〇弗 一二、三志岸	九・〇弗 一一・五弗 一、〇、〇噸
上海	九・〇 一五、九	一五・五 一、七、〇
塊炭	六・〇兩 一五、〇	八・二五兩 一、〇、七
艦船用塊炭	—	一一・〇 一、七、六

品質は兩者共瀝質なれども方子村品は黃仙品に劣れり、黃仙品は清國派遣の獨逸艦隊により使用せられつゝあるが、彼等は其成績に就いて公表して曰く「最上の機關用炭にしてカーヂフ炭と選ぶ所なし」と然れども他の報告によれば該炭は然かく機關用に適せず不純物多しと

會社の採炭の爲に使用する人員は歐州人七十七人支那人五千八百人あり、又博山には支那人所有の炭坑もあり、其出炭量一九一〇年に二五〇、〇〇〇噸に達したりと云ふ

十三、泝州炭山

炭坑より大運河に達する三十五哩の鐵道は目下布設中にして、採炭用の機械一式は近頃獨逸より輸入せられたり、現在の出炭量は一日約三〇〇噸と概算せらる

十四、龍王洞炭坑

四川省の重慶府下にあり、かつては英商江北厅煤礦公司の所有なりしが、現今は支那人會社の所有に歸し土法により採掘をなしつゝあり、品質は瀝質にして機關用に適す、價格は坑口に於て一噸二兩五錢乃至三兩（六志三片乃至七志六片）なり

十五、歸州炭坑

湖北省內にあり宜昌の上流八十哩に於て江を距る三十哩許の地にあり、坑口より楊子江迄は小蒸汽により運搬しつゝあるが、川漢鐵道は此地を過る豫定也、採堀法は土法による、品質は瀝質にして上等也、

鐵鑛

一、大冶鐵山

湖北省大冶縣にあり、楊子江岸より十七哩を距て此間に鐵道の布設あり、漢口の下流七十哩許、漢冶萍公司の所有且經營に係る、世界に於ける有數の鐵山の一にして表面に露出せる部分のみにて五〇〇、〇〇〇、〇〇〇噸に達すと稱せり、日本の監督の下にあり使用人員三〇〇〇人に達す、一九〇九年の採鑛額磁鐵鑛三〇六、〇〇〇噸滿俺鐵鑛一、五〇〇噸なり

二、銅官山鐵鑛

安徽省內にあり蕪湖を距る三十五哩許此採掘權はかつて倫敦支那シンヂケートなる英商に與へられたるが、支那に利權回收熱の盛なりし結果、一九一〇年遂に支那に還附せられたり

銅鑛

一、蘭州銅山

甘肅省蘭州の西方七十哩の地

に支那政府の熔鑛所あり、これ靖遠地方に産する銅鑛を用ひて製銅をなさんが爲也、機械は英國及米國製にして英國に於ては現にこれが製作中也、英人技師長一人及白耳義、西班牙の技師四人あり、現に一日に四噸の製銅を爲し得るに至れり

又最近に英國は此地に於て金鑛の採堀を始めしが現今は機械未到着の爲採鑛を中止し居れり

二、贛州銅山　江西省内にあり、從來久しく土法により採鑛せられ居りしが、一九〇八年獨逸技師踏査の結果其鑛脈の大なると品質の良好なるとが確かめられたるより、支那人華資銅鑛公司を起してこれが採堀をなすに至れり、其鑛石は實に四十パーセントの銅を含有すと云ふ

三、白水河銅山　四川省の重慶府下にあり、三人の日本人の技師の指導の下に採鑛に從事し、一九一〇年九月熔鑛爐を購入せり

四、會理州銅山　四川省寧遠府下にあり、土法により採堀せられつゝあり、鑛坑すべて三あり、四川の銅は多く此に仰ぐ、紅銅の相場成都に於て百斤に付〇・三八兩也

◉比律賓群島に於ける支那人(上)

厦門稅關部辦　ジユアン、メンカリニ稿

支那と比律賓との史的關係

支那人が初めて比律賓群島に渡來したりしは何時なるや、其歴史漠として明知すべからずと雖も、記錄に存ずるより遙か以前に於て、既に渡來し、のみならず漸次貿易を營み、且此土に居住するに至りしことは、殆んど疑ふべからざる事實なり

此群島に住する野蠻民は、今尚古來の傳說習慣に拘泥し、殊に多く古來の什器を用ふれども、これ等は皆其起原を支那に發したるものなるの痕跡、歴々として存ず、予は實證すべき材料を所持せざれども、此群島の人民の言語は、著しく支那語と相類似したるものあるを信じて毫も怪しまざるものなり

又此種族中のイブロテス族は、顏骨著しく秀で、明かに其蒙古族なるの相徴を呈し、彼等の祖先が支那族の血を混えたりしことを示す

尚又彼等野蠻民の米の栽培耕作法は、全く支那人の方法と相等しく、一度支那に住みしことあるものは、何人と雖も其奇異に驚かざるはなかるべし、予は此方法を呼んで高臺耕作法としたり、これ則ちかの支那の有名なる瀟洒耕作法に外ならず

次に今日迄の支那文書を觀るに、支那とマーイーとの關係とを記述したるものは、皆古代のものにして又甚だ不分明極るものなり、此マーイーとは昔時より支那が、比律賓群島を呼ぶに用ひたりし名稱なり、近時の著書並に現今の會

話にては、比律賓を小呂宋と稱す、又西班牙を呼ぶには、大呂宋を以てす

最も舊き記錄を檢するに、唐代(西曆紀元六一八—九〇六)の年代史中には、支那と群島との關係は何等記載せられず、然れどもミリキュー即ちモルッカ諸島との關係は記載せられたり、ミリキュー諸島は、比律賓群島の南方に位し、これに達せんがためには、必ず群島を經過せざるべからざりき、降て宋代(西曆紀元九六〇—一二七九)年代史中には、又ボーニ島即ちボルネオ島との關係記載せられ有り、ボーニ島は又群島の南方にある島なり、唐代の年代史同樣此年代史中にも、比律賓との關係は更に記述なし

其後次第に分明なる記錄發見せらるゝに至れり、明の洪武帝即位五年中(西曆紀元一三七二)に比律賓より一隻の朝貢船派遣せられ、厦門に近き漳州に上陸したりと傳ふ。

又十五世紀の初め一四〇六年より一四一〇年の間に於て、更らに三隻の朝貢船送られしとのことなり、然れども支那年代史の通弊として、そがマーイー國に住みし、野蠻民族の酋長マンジエンによりて派遣せられたりとの外は、何等詳細の記載なし

趙汝适の諸蕃志てふ一二七七年より一二八七年に至る歷史的地理書の中には、此群島及び住民に關する想像的記事を載せたり、これ支那と群島との間に、久しく貿易の行はたりしことを語るものにあらずや、以上の證料は何れも、頗る薄弱なる證據たるに過ぎざるは、我能く之を知る、然れども今日に於ては、何等これ以上有力眞實なる證據あらざるを以て、吾人はこれに滿足せざるべからず、之に依つて之を觀れば、比律賓が、早く支那人に知られ、且屢訪問せられ、殊に其地最も接近せるの故を以て、福建省海岸地方に住せる支那人の、來住せしことは實に爭ふべからざる事實なり

支那人の海外發展

若し支那の古史を繙かば、支那帝國が外寇、暴動及び其他恐るべき禍患に苦しみしこと、決して百千に止らざりしに吃驚せざるを得ざるべし

彼等は斯の如く戰爭に於ては、常に甚だしく怯懦なりしと雖も、企業に於ては殆んど天才を有し、常に大膽なる商人の名を擅にしたりき、かるが故に徒らに母國に悠々せんは、必ずや彼等の大に苦痛とする所なりしなるべし、こゝを以て彼等は海外に其住所を開拓せざるべからざりしなり、東北貿易風の頃、漳州を出帆せる支那船は、呂宋の海岸に到着す、漳州は支那古代の大貿易港にして、かのアラビヤ旅行家、佛蘭西宣敎師の記錄、降つてはマルコポーロによつて說かれたるズアイツングは予が既に自ら認むるが如く此漳州に外ならざるべし、漳州即ちズアイツングより支那船は、僅々八日乃至十日を以て、容易に呂宋に渡るを得たりきマダガスカル島に迄も行きたりしとの記錄さへ傳はる時に於て、斯の如き短距離の航海は易々たるものにして、殆んど言ふに足らざるなり

彼等の貿易の手續方法につき、予の親しく目睹せるものあり、予の幼少なりし時(一八六六—一八七〇)父はシンガポ

ールの英領殖民地駐在の西班牙領事なりき、吾々は當時海岸（ビーチ）に住めり今は市場となれり或年の或時季に、四十隻乃至五十隻の大なる支那船より成る一大艦隊、海岸近くに到着せり、此時予は彼等の貿易の方法を見ることを得たるなり、彼等安着する時は、恐ろしき銅鑼の鳴音と、支那人には必要缺くべからざる、かの爆竹の一齊射撃とを以て、其旨報ぜらるるや、一瞬ならずして、海岸は支那、馬來、印度の商人を以て充たされ、彼等は直ちにジャシクチュース即ち支那船航海者と取引を開始す、餘談なれども是等支那船に運搬せらるゝ主なる貨物の一は、支那苦力にして、錫の鑛業並びに農業に從事せしめんためなり、是等移民は海岸にて陸揚せられ、購買者は其苦力の體質等を吟味したる後、相當の價を以てこれを買取るなり

二ヶ月目の終となれば、西南貿易風起るを以て、是等の船隊は、賣口よき外國產物貨を積載し、相率ゐて支那に歸航す、此航海は何れも如何に日子を費すも三十日を超えずとぞ、

支那人が其日常すべての生活に於て、兎角保守的なるを知るものは、安ぞこれと等しきジャンク貿易が群島と行はれし事を否定せんや、又此れを容るゝの一理由とすべきは、當時比律賓群島には貨幣なかりし事にて、實に物々交換の外通商の途はなかりしなり、又諸蕃志の記す所によるも、我錢の實見せる處と同じき方法によれるものゝ如く、シンガポールに於けるジャンク貿易と等しく、ジャンク貿易は、マニラに於ても行はれたりしを見る

支那人渡來の沿革

西班牙人が始めて比律賓に渡來せる時には、既に著しく多數の支那人が移住し居たりしこと、明に記錄に存ず、十六世より十七世に至る歷史を繙かば、一頁として全通商交通は支那人によつて行はれ、全工業亦彼等によつて經營せられたりしとの事實の記錄あらざるはなし

又西班牙人は、此群島に於ける彼等の支配權を奪取せんとして、侵入し來る者及び遠征軍に對して常に防禦せざるべからざりしことも、記錄に殘れり、若し支那人が此群島の肥沃豊饒なるを知らざりせば、和蘭政府又は海賊長が支那領土なりと思考せられし、此土より侵入者を海外に追逐することを得たりしこと、豈推測にかたからんや

西班牙の記錄によれば、ミンドロには一、五七一人の支那商人あり、又レガスピ即ち今日のマニラには、大凡五六千人の支那殖民ありしと、其後の他の記錄には、支那人三〇、〇〇〇人とあり、又海賊長ヲマオング敗亡の記錄には、二五、〇〇〇人の支那人、海賊長と共謀して西班牙に反せしとの故を以て、虐殺せられたりとあり

西班牙の全著書及び此時代の民事軍事宗教に關する記錄には、支那人は商業及び工業に從事し居りて、西班牙人はこれと取引し、又はこれに倚頼せざるべからざりし旨明記しあり

次のとは積學ドクトル、バルド、ヅ、タベラが極めて精細正確に說明したりしものなれば、最も了解するに都合よし、稍疎に散在する土民の諸部族は、農業に從事するを得るのみ

にして、唯其中の極めて少數のものが彼等の最も必要缺くべからざる、戰の高尙なる職に其身を捧ぐるのみ、由來此等部族は、極めて些細なる口實を以ても、直ちに互に戰端を開くの癖ありて、有名なるものなり、此故に工業に從事する人民に、缺乏を來せり、於茲世界に於て最も機敏なる支那商人は、此機會に乘じて全群島の貿易權を壟斷したるのみならず其工業をも亦殆んど壟斷せんとせり

日常使用する土民古來の什器は、勿論全群島比律賓人の日常使用する物の大部も、皆支那人の製造にかゝり、織物機械、鋤、矢、料理道具等は、皆支那技工の製造せる原形に模倣せるものなり

云ふ迄もなく比律賓群島の商業の生命は、一にかゝつて支那人の貿易と工業との如何にあり、殊に西班牙の始めて殖民したりし時に於て然りき、或總督は手紙中に訴へて曰く、支那人虐殺によりて殖民地に靴工石匠をはじめすべての技工絕無となれりと

是等最初の支那殖民は、漸次に土民と婚姻を結びたり、故に比律賓人の多くは、數百年前の祖先の名を追うて支那的の姓名を有するものあり、今後亦久しからずして、かの支那的姓名を全然失うて、西班牙的の德あり高尙なる姓名、又は小說的のやさしき姓名を得るの日來らずとせんや

現在の支那人數

短簡を旨とするが故に、西班牙官憲が支那との貿易の持續及び發展に、常に如何に努力しつゝあるかに關しては、こゝに序說せざるべし、支那帝國より持ち來る多くの貨物は、アカプルコにてギアレオンに移載せられ、墨西哥を經過して、西班牙本國に送らるゝ習なりき、此貿易は甚だ有利の事業なりしかば、屢其國王より恩賞の印として、特別の免許を得たりき、今日に至つては群島に在る支那住民の眞人口及び職業を確實に知らんことは、極めて困難なり、關稅の收稅吏の財政に關する一九一〇年度の報告の中に曰く「此群島の支那人口を確知することは、現今に於ては到底不可能なり、然れども概算するに殆んど六萬人に及ぶべし、而して此人口の五十パーセント以上はマニラに住居す」と、翌一九一一年度の報告にも、亦同樣の數字記載せられたり、かくの如く何れも概數を得らるゝに過ぎざれば予がこゝに知るを得べき最近の數字として稍舊きの嫌なき能はずと雖も、一九〇三年度民力調査に記載せられたりしものを掲げんとす

	男子	女子	總計
比律賓群島の全人口	六、九八七、六六六人	六四七、七四〇人	七、六三五、四二六
右の中支那人の人口	四〇、五一八	五一七	四一、〇三五

此總人口中一、六二七、一八六人の比律賓人は讀書書方を心得たり、然れども三八、三七九人の支那人は無學なり、マニラには二一、〇八三人の支那人居住し、地方には一九、九五二人居住す、此群島に於ける自治市の總數九九の中七一七には支那居住民あり

比律賓人の平均年齡は　二三・八歲にして、支那人のは三三・四歲而して歐羅巴人のは三〇・三歲なり

◉滿州移民開墾策（二）

奉天鹽運使　熊希齡稿

三、移墾政策

夫れ各國の殖民地其始は皆人跡到らざるの區たり、米國の如き濠洲の如き阿弗利加の如き南洋群島の如き、皆其未だ開かざる前に當りては人跡至らざるの所たりき、今東三省の墾地は即ち然らず、東清鐵道は軍用の故を以て、早く既に此大陸の中に走り、各路の本支線或は既設のもの、或は未設のもの、皆我國移民の便益たるものたり、黑龍江、松花江、烏蘇里江、遼河の四大河流皆既に航路久しく通ず、而して鐵道沿線の地及航路流域の地皆平原蒼莽として殖民に利に、水草の豐美土地の膏腴久しく外人の嘖々として稱羨する所たり、

然るに十餘年來士大夫の籌議官吏の經營今日に至て效果なく東手望洋の歎なきを得ざるは何ぞや、これ蓋し三因あり、今請ふこれを說かん

籌款政策と移墾政策

東三省の官有荒地を甲午役前に將軍より歷年奏請して開放せるは旗丁を安插せんが爲也、甲午以後は旗屯展轉し漁利積弊叢生せるにより改めて招民拂下とせるは籌款の計也、夫れ其宗旨既に重を籌款に注ぐ、是に於て官と民と皆荒地賣買を以て營利行爲となし、或は依て投機をなし廣大の地を低價に拂下げて高價に賣却するものあり、官銀號より貸を借りて空賣買をなすものあり、當時墾務局以て一擧にして數百萬巨款を得たり、然れども其後官民交々困却し、今に至て吉林、黑龍兩省官銀錢號の荒地々券を抵押として貸出せる金額無慮數十百萬金あり、其界址紛爭獄訟糾葛に依て相率いて廢棄し耕さゞるもの又比々として然り、而して吉黑兩省得る處の荒地拂下金はこれを行政の經費として費し、未だ墾戶の爲に一助長の政策をも計らざる也、宜や沃壤大陸の荒涼斯くの如きや、故に籌款政策は決して移墾政策に非ざる也

國防政策と移墾政策

人類の遷徙するや多く河流に沿て村屯をなす、之れを歷史に考ふるに中外同然たり、故に廣東の瓊州福建の台灣設くる處の郡縣は海を環つて治むるが故に、其中央の山嶽には尙蕃黎盤踞し今に至て同化せず、露の極東を經營するや即ち黑龍江と烏蘇里江の航路より下手し其墾屯實に西比利亞鐵道未だ成らざるの前にあり、採て以て先例とすべき也

東三省行省を改設して以來當時の官吏は露俄兩國人民潛かに境內に潛侵せるを以て乃ち奏請して露俄接壤の區には遍く府廳縣を設け、愛琿、春呼倫黑河、綏延、密山、延吉の各治同時に竝び立てられたり、其意實に重を國防に注ぐにあり、故に一切の道路川河未だ修治せず、人民は交通の不便なる

に依て、轉運之艱難を憚り、法を設けて招徠すと雖も應募するものなく、新設の道府廳縣の戸口僅に數十餘家たるのみ、徒らに官吏及行政之經費を增して然かも墾政に少補なし、故に曰く國防政策は移墾政策にあらずと

營業政策と移墾政策

政府の人民に於けるは猶父兄の子弟に於けるが如し、子弟の幼年時代に當つては撫養敎育の諸費皆父兄之れを負擔す、而して其成長後苟くも自ら生計を計らば則ち父兄の負擔輕きに至らん、國家と雖も亦然り、凡そ移民開墾をなすに於ては地方に專門學校模範工場を設立し以て行政の助長を計るも皆依て以て間接の利を求めんとする也、三省に移民せんとせば目前糜欵多く彼に捄りて茲に注がざるべからず、然かもこれが爲には人口過多の大患を弭め又土貨の銷場を增さん、且又地闢け物產增せば稅源日に旺に、民の富も加はり將來公債を募集して實業を振興せんとするに際しても國家は間接の利を受くべし、所謂百姓足て君孰れぞ足らざらんとはこれ也、然かも三省の官吏一場の學校を立つれば其獲利を望み、一墾政を辦ずれば其速効を求め、其得其失を償ふに足らずんば一度試みて輒ちこれを止む、之れ商賈の營業と異るなき也、故に營業政策は移墾政策にあらざる也と云ふ

眞の移墾政策

夫れ此三因あつて移民開墾の成績あらんを求むるも畢竟これ南轅して北轍するに異るなき也、然りと雖も殖民政策は東西各國辦法懸殊すれば、當に詳かに其得失の源を考へて後、施行の序に背かざるを要す、これを歷史に考ふるに兩端に外ならず

一は官に依て主持するものにして日本の北海道露西亞のアムール省の如きこれにして屯田兵制を參用し、此外の移民には均しく一定の經費を頒給し以て其を體卹優にし其招徠を廣くするもの也

其二は民辦にして官これが監督者たるものにして北米合衆國、墨西哥兩國の如きそれ也、これ等は中央政府に移民局を設け國民の遷徙を奬勵し、其一切の稅費を免じ、甚だしきは外人に至る迄亦一律其利益を享くるを准す、故に收効最も速かに數年ならずして富强を致す也、

前の法によれば移民多く强制せられて出るが故にアムール省に於ける露國移民の如く逃れ歸るもの甚だ多く、日本の北海道初年には又此弊を踏めり、

之れに依て考ふるに政府の殖民に力むるは實に邊耗費多くして收効少し、如かず民の自ら殖するに、然かも自殖は募殖に勝ると雖も苟くも政府種々の便法を設けずんば、遂に各省の民望を失して退步す、故に自殖を奬勵せんとせば必ず須く兩種の機關を設立せざるべからず

保護機關

安土重遷は吾民の恒性也、何ぞ況んや冰天雪窖の鄉をや、若し政府保護の利を藉るにあらずんば安ぞ能く實至如歸の樂あらん、故に東西各國の移民に於けるや資するに旅費を以てし、給するに農具を以てし、汽船鐵道の乘費を減免し、土地物產は賦稅を蠲除す、是れ則ち直接の

保護たり、又學堂を設けて以て教育をなし、工場を興して模範を垂れ、銀行を立てゝ勸業をなし屯兵を練て民を衛るは是れ則ち間接の保護たり

保護の機關完全也、故に拓殖の進歩益速か也、矧んや東三省外兩强の衝に當り內醜匪の患あるをや、最も保護の策に於て籌備周密ならずんば以て移民を誘掖奬勵するに足らざる也

交通機關

歐米の移民をなすや首として交通を籌謀するを以て第一義となす、則ち大陸には鐵道を布設して以てこれを載せ濱江には航路を疏濬して以て之れを運び電線縱橫以て報傳の迅速を期し極力招徠民をして皆其野に出でんを願はしめざるなし、故に南洋、阿、米の華僑各國待つに苛例を以てすと雖も、源々として止まず、これ實に交通の便利による也

今東三省荊榛千里積潦滿途小農客丁を論ぜず皆數百里外より糧食を購運せざる能はず、即ち數百萬巨股の會社ありと雖其資本を分ちて數十百里の道路を修治して通行に便する能はず、則ち交通機關は應に政府其設備の責に任ずべき也以上兩種の機關苟くも能く俱備せば各省の民皆東省に移往せん事を願はざるものなきに至らん、前に度支部民政部會奏の東三省移民摺中强制移民よりも自殖に如かず等の語あり、實に時弊に適中せるもの、夫れ我國戶口の繁生計の困の故を以て東三省未だ移民政策を實行せずと雖も、毎年東三省の人口日に增加を見る、若し再び以上の兩機關に於て力めて完全を期せば、其効當に日露兩國以上なるべし、今次に移墾案十二條を掲げて參核に備へん

四、移民開墾設備案

屯墾總局設立

露國の極東に移民をなすや移民總局を浦港に設け黑龍江、烏蘇里江沿岸重要の區に均しく分局を置き、以て連絡一氣を期せり、日本の北海道に移民をなすや又開拓使衙署を札幌に設け、而して移民事務所を東京、神戶、伏木、青森、函館、小樽、室蘭等の處に置き、以て或は指導に資し又或は便益を計れり、且兩國凡そ殖民に關係するの事件の爲に特に中央殖民部或は殖民局を設け以てこれを督理せり、其之れを重視するや夫れ斯くの如し

今東三省既に督撫を分設し其情形北海道と同じからず、露の東海濱省と相類せり、若し移民事宜を以て各省州に分隸せしめば、辦法紛岐糜費多くして收効少く、若し墾務大臣を特設するも位客卿に屬せば事權畫一する能はざるべし、如かず屯墾總局を設立し東三省督撫の下に隸屬せしめ、三省屯墾事宜を以て統籌せしめんには、全局規畫久遠なれば別に應に屯墾を行ふべきの地方を指定し分局を建立し、其辦法皆特別の權力あり他の各官吏をして掣肘せざらしめ、他日屯墾事業成るを待ちて其すべての權を擧げて地方官吏に歸せしむれば可也、

惟ふに屯墾總局の事創始に屬す、故に應に初年には特に三科を設くべし、一を調査科となし各員を分派して荒地及各

省交通輸路に分派し情形を確實に調査し隨時報告せしむべし、二を編輯科となし調査せし所を編輯して書冊となし更に又外國移民册籍を採決して參考に供すべし、三を測量科となし人を四方に派し荒地を測量して地圖を作り加ふるに說明を以てして以て移民區域選定の便に供すべし

三者既に備はれば然る後北海道の開拓使制度に仿照して以下の十二課を置いて分科事務の處理に當らしむべし

一、文牘課　收發文書及一切の選述編譯の事を司る
二、交通課　水陸驛站及輪船鐵道の事を司る
三、民政課　地理戶籍警察教育の事を司る
四、工商課　各實業場所及貿易の事を司る
五、工程課　道路房屋土木營繕の事を司る
六、農事課　農林水產礦山の事を司る
七、水利課　運河及滯治溝洫の事を司る
八、屯田課　屯田機械糧餉編制の事を司る
九、銀行課　興業銀行及民立殖民儲蓄銀行の事を司る
十、裁判課　墾地訴訟事件を司る
十一、會計課　出納總計及租稅債務の事を司る
十二、庶務課　雜務を司る

總局設置屯墾地

總局に局長一人副局長一人を置き均しく東三省督撫より會同奏派し、任期は十年として以て其成効を期さしむ

屯墾總局を設置せんとせば、其地は何れを以て適當となすか、世論蓋し二を出てず、一は奉天にして一は長春也、然れども奉天は總督駐在の地と雖も南方に偏在し吉黑兩省を距る甚だ遠く、鞭長及ぶなきの患あり、長春は東清南滿兩鐵道の中心にして陸路の優勝を占むると雖も水道に於ては缺陷あり、且又東三省の鐵遭惟京奉の我有たるのみにして其餘は均しく兩強の手中にあり、若し我國大に移民開墾を行はゞこれ彼の族の忌む所なるを以て、一切の運賃等に於て必ずや我移民の爲に種々の便益を計らざるべし、故に我が應さに籌畫すべきの地は先づ水道を以て主となし鐵道を以て輔となさゞるべからず今左に墾地區域及移民道路を分別臚列すべし

一、墾地區域

松花江より北嫩江を遡る地方の上西岸を郭爾羅斯後旗となし東岸を札賚特旗となす、兩岸荒地未墾のもの約百萬餘餉、再び北すれば則ち齊々哈爾にして荒地約十分の七に居る、齊々哈爾より西すれば呼倫貝爾にして荒地約十分の八あり松花江より西淘爾河を遡れば直ちに洮南府に到る、此邊荒地未墾のもの約十分の六に居る

松花江より東の方流を下れば北岸は郭爾羅斯後旗にして荒地約十分の四あり、又東すれば則ち南岸は依蘭（即三姓）臨江、綏遠府にして、北岸は湯源鶴立等の諸縣にして荒地十分の七八を占む

又依蘭より牡丹江に沿ふて寧古塔、延吉、琿春等の處に至るの處荒地約十分の七八あり

臨江より黑龍江を遡つて興東愛琿に至るの兩道の邊荒地十分の八九に達す

綏遠より烏蘇里江を遡り密山三岔口等の處に達するの間荒地約十分の七あり

二、移民道路

營口より京奉鐵道に乘じ奉天に至て乘り換へ南滿東清兩鐵道により吉林省陶賴昭に至り松花江を汽船により遡るを一路とす

大連より南滿鐵道に乘し長春に至り東清鐵道に乘換へ吉林省陶賴昭より汽船にて松花江を遡るを一路となす

安東口より鴨綠江に從て上り奉天省長白府境に至るを一路となす

浦港よりの東海濱省鐵道分れて三路となる、一は達瑪爾河に達し我龍廟に達し窩山府に至る一は馬口(又負厄瞞)に至り我が撓力溝に達し撓力溝より饒河に至る一は伯利循江に至り更に我が綏遠に達し綏遠より烏蘇里江を遡つて饒河窩山興凱湖に至る

浦港より東清鐵道により露清交界に到り我が東寧縣三岔口に達するを一路となす

又交界より寧古塔に至るを一路となし寧古塔より依蘭に達するを一路となす

葫蘆島より錦愛鐵道により洮南、齊々哈爾、愛渾に至るを一路となす

以上兩項に就いて之れを觀るに我の墾地區域の廣き、移民道路入口の多き天然地理の優勝なるものと謂つべき也、然り而して便利最も完全なるものは葫蘆島よりの錦愛鐵道なるも其成功は尙五六年を須たざるべからず、其餘は山海關營口より京奉鐵道によれば奉天に至て南滿東清鐵道に乘換ふべく安東の鴨綠江、琿春の圖們江は清露日鮮四國の公共河道にして便利なりと雖も以て甚だ完全也となすべからず

大連、浦港に至ては全く外人の手に操られ、露の浦港稅關は輸入貨物に對し檢査頗る煩苛にして、至微の件と雖も亦必ず徵稅を行ひ、實に我移民政策に對して甚だ窒碍あり、故に我が辦法は宜しく重きを水道に注ぎ而して內地に鐵工廠を設けて農工器械及輪帆各船を製造し以て轉運に利し而して糜費を省くべき也

凡そ移住し來る所の民は只眷屬を連るゝのみにして行李多からず、故に其要する所は只乘客の費のみにして固より總局の位置に關し我を掣肘するに足らず、然かも東三省を遍覽するに此種重要の地點を求めて以て樞紐たらしめんと欲せば蓋し新城府に過ぐるなからん

新城府は則ち昔日の伯都納城の地にして滿蒙の中央に位し、四方の河道に連り北に嫩江甘河の水あり、西に淖爾淘爾の川あり、東に黑龍、烏蘇里兩江を通じ、南に牡丹、伊通等の河を通ず、而して吉黑奉三省の都會の往來には均しく鐵道あり朝に發して夕に達すべし、故に從前滿蒙の農產此に輸運せざるなし

且又移民開墾に最も重要なるは木煤たり、然るに新城には北に甘河の炭礦あり南に吉林の森林あり、製造を興し或は轉輸を用ひんとせば是れより便なるはなく、日本の札幌、露の海蘭泡と雖も此形勝なき也、故に墾屯總局の設置地は新城を舍いてこれを求むべからざる也

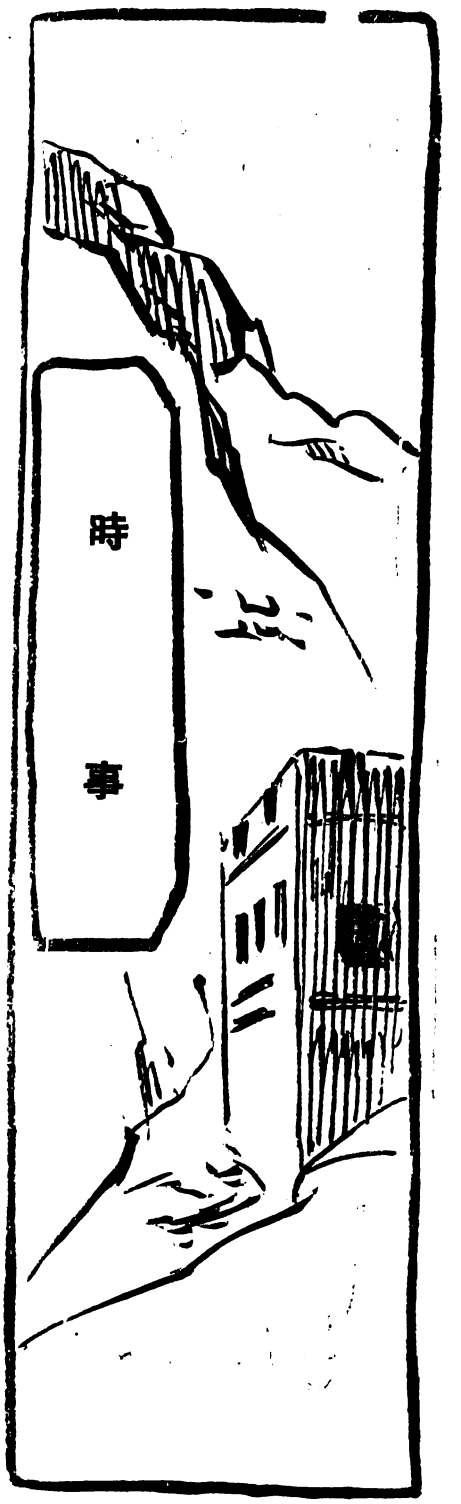

◉革命軍の借欵成る

北京朝廷も革命軍も軍資の窮乏實に其極に達せるより各列國より借欵をなさんとせしも、孰れも成功せず全く四苦八苦を極めたり、然るに革命軍は滬杭鐵道を擔保として該會社をして三百萬圓を借欵せしめ、これを軍資に轉用せんとし、各方面に向つて交渉を開始し、我日本資本家にしてこれが交渉を受けたるもの二三ありき

然れども革命軍政府主權の存否元より明かならず、又政府もこれに對して保證を爲すに躊躇せるより、何人も進んでこれに應ぜんとするものなかりしが、大倉組は非常の英斷を以て遂にこれに應ずる事とせり

而して大倉組は初めシンヂゲートを組織し各資本家と聯合して之れを引受けんとし、澁澤、高橋兩男、佃與銀副總裁、井上正金副頭取、三井の早川、正金の小田切氏等と共に外務大臣官邸に於て協議したるも、革命軍政府の承認なき事等より其權限に關する疑問あり、遂に逡巡して決するなかりしより、大倉組は遂に個人としてこれを貸付くる事とせり

而して大倉は自己の信用に依つて正金、臺灣、第一及安田銀行より年八朱にて全額の融通を受けこれを貸付くる筈にて其契約條件次の如し

一、金　額　三百萬圓
二、年　利　八朱
三、擔　保　滬杭甬鐵道の上海楓涇鎭間
四、据置年限　五ヶ年間
五、償還期限　据置後五ヶ年

此擔保となれるは滬杭甬鐵道の江蘇省段全長百十一淸里な

り、而して元來本鐵道に對しては一九〇八年三月六日の調印に係る外務部及郵傳部と中英公司との一、五〇〇、〇〇〇磅の借款契約あり、而して其第八條に於て本鐵道の收入は關內外鐵道の收入と共に該借款の利子及元金の支拂に充てらる、然れども其借款擔保は關內外鐵道の剩餘收益なり、從て大倉組の今回の借款の擔保たる該鐵道は決して二番抵當にあらず、今回の借款が會社の私的貸借としてなさるゝ以上大倉組は確實なる擔保權を得べく、從て此借款契約は決して危ぶむを須ひざる也

◉岑春煊の電奏

久しく滬上に閑雲野鶴の境にありし岑春煊は四川の騷亂と共に起用せられて是れが鎭撫の爲入蜀の途に就きしが、革命亂起ると共に再び滬上に歸れり

爾來彼は復遂に表面の人たらざりしが一月十五日彼は突として醇親王、恭親王、載洵、載濤、溥倫、載澤公に對し次の如き電奏をなし速に共和政治を布くべき事を要請せり

本日停戰の期滿ち民軍海陸次第に出發す現在人心既に去り大權亦他人の手に落ちたり北方軍隊ありと雖も恐くは亦勝算を取るに難からん而して群民の心更に搖動せざるを保し難し十二月二十八日の諭旨既に人民に許すに國會を開き政體を決するを以てす何んぞ忽ち遷延反覆するか是れ必ず人あり一個の私心を以て大局の糜亂皇室の危慘を省みざる者あるが爲めならん今朝廷の爲めに圖る其徒らに時日を延引せば上下敬接するに誠を以てする能はず何んぞ如んや確然大公を明かにし諭旨を下し中外に宣示するに人民をして共和政治を組織せしめ天下をして禪讓の美德實に朝廷の博愛より出るを知らしめば人民其至れる德を觀念し必ず安富尊榮の點を圖り上は皇太后皇上に向き而して宗室王侯及八旗も亦安全の福を蒙るべし春煊天意時期の迫る切なるを見朝廷既に實在の權なく將に不測の危うきを踏まんずるを見て披攄上奏せざるを得ざるなり庶くは速かに大計を定め上は宗祀を存し下は民生を全うせん事を伏して皇太后皇上の聖鑒を乞ふ謹んで代奏を乞ふ

今や支那四百餘州共和に贊するもの少なからずと雖も其多くは革命黨員其他無名の徒にして、所謂從來の大官は等しく口を噤んで敢て贊否を云はず、獨り岑あり、公然此電奏を北京の親貴に對してなせり

三月の前彼の四川總督となつて將に入蜀せんとするに際し鶴首彼を待つ川氏に示せし彼の文は字々至誠に出で區々朝廷を思ふの情に滿てり、然るに今や此電奏あり天下の形勢遂に彼をして此に至らしめし乎

聞く岑の如きは至誠國を思ふの士也と、然らば則ち道途傳ふる所のこれ彼の衷と好からざるの餘に出づとなすが如きは信ずべからざる也、否予は然か信ずるを欲せざる也あゝ天下の大勢既に斯くの如きか、

◉退位問題

革命黨の主張初めは排滿興漢にありき、而して再轉するや

民主共和政府樹立となれり、退位問題の起り來るべきは理の當然也、而して滿朝の權威は日に衰へ南方には新政府の組織さへ成り、四百餘州一人の義士なからんとす、退位は遂に止むべからざるの數乎

於茲乎退位問題の傳へらるゝもの一再に止らず、或は早く既に退位一日を出てずとさへ稱せられぬ、而して北京に於ては日々御前會議開かれ、退位問題の凝議に篝日なしと聞く

然れども一方或は蒙古王公の如く、或は宗社黨の如く退位に極力反對せんとするものあり、迂餘曲折到底逆睹し得べきにあらず

大廈の將に倒れんとするや元より一木の能く支ふべきにあらずと雖も、又大廈の倒るゝ決して彼の小廬の一擧して倒し得べきが如きにあらず、太古に於ける三皇五帝の禪讓の美は今これを論ぜず、其他に於ては未だ最後の一擊を蒙らずして、空しく其社稷を捨てたるものあるを見ず、今や清朝の勢威地を拂て去れりと雖も、尙且其政令全く行はれざるにあらず、吾人は清廷の貴親が此時早く、其一天萬乘の尊位を拋て、悲慘なる餘生を送らんとする程寡慾なるを信ずる能はず

然れども狡漢袁世凱あり、官革兩者を操つて自ら漁夫の利を占めんとす、若し袁の狡策の弄する處とならずんば退位は北京城下の誓をなすの時迄て決せられざるべく、又た今に於てこれを決行するの要を見ざるなり、若し其の要ありとせば只退位後の年金問題のみ、清朝國を保つ三百年、僅々三四萬兩の年金の故を以て、豈今に於て退位の慘を演ぜんや、然りと雖も支那の事元より數を以て斷ずべからず、急轉直下の勢何時如何の變調を招くべきや元より知り易からざる也

●袁世凱の態度

重きを持して敢て起たず、三顧の禮を待つて漸くにして起ちし袁世凱の態度は兎角曖昧模糊たるを免れず

抑も支那を大亂遂に收拾すべからざるに至らしめしものは袁世凱也、飽く迄滿朝忠良の臣たらんを欲せば革命黨は斷然葉にして摘むべかりし也、既に一度此機會を失せる以上は更に兵を進めて勝敗の決を定むべかりし也、又大勢若し革命にあり國利民福共和にあらば速に退位を要請して共和政府を樹立せしむべき也、然るに彼の態度は誠意清廷を想ふにあらず、誠心國利民福を念とするにあらず、殆ど彼の眼中只自家の事あつて又清廷なく國民なきが如し

即ちこれを清廷の爲に譯すれば革命運動獨り武漢の地に止まり未だ十八省に瀰蔓せざるに早く兵を進めてこれを鎭壓せざりしは其罪一也、一度漢陽に勝つて此勝に乘じて天下の形勢を一轉せしめざりしは其罪二也、列國未だ革命黨政府を認めざるに早くこれに對し堂々議和使を派遣せるは其罪三也有勢の兵力を擁しつゝ然かも之れを動かさず革命黨の勢力をして益擴大せしむるは其罪四也

又これを革命黨の爲に論ずれば全權を委任せる議和大臣を派しつゝ其議定せる處を承認せず辭を假りてこれに應ぜざ

るは其罪一也、頻に黄白を散じて革命黨員を籠絡しこれをして自らの爲に、犬馬の勞を取らしめんとし、革命黨に對し獅子身中の虫を養はんとするは其罪二也、

袁のなす所は即ち清廷の爲に計るにあらず、革命黨の爲に計るにあらず、これを實すれば不離不即也、これを貶すれば日和見也、斯くの如きの態度が支那四億萬民の爲將た列國の爲に幾多不利益なる結果を齎らすべきは蓋し當然也殊に彼が清廷の重臣たる身を以てして直ちに豹變して民國第一期大統領たらんとするが如きは到底聊か道義の念を存するものゝなし得べき處にあらざる也、時局靡爛の責時局遷延の罪其大半は懸て彼袁にあり、知らず袁は如何にして自ら時けるものを刈らんとする

◉革命軍の北伐

革命軍の北伐を稱ふるや久し、而して識者亦甚だ所謂北伐の能否を疑へり、然るに革命軍の軍艦海容、海琛、南琛の三隻は一月十四日を以て上海を發し、十六日芝罘に入港せり、而してこれが率ゐる處の運送船三隻、兎に角兵を山東角に上陸せしめ天下に向て北伐の實行を證明せり

而して一方陸軍は南京より浦口に渡り更に進んで臨淮關に主部を置いて頻に前進を續けつゝあり、湖北、湖南の軍亦頻に北上を傳へらる

所謂北伐軍の實力如何は元より疑問なれども、甚だ有力也とは信ずべからず、さあれ其兵力は微弱也と雖も其天下人心の上に於ける影響は決して少しとせず

革命軍は軍資窮乏の極に達せりと稱せられつゝ尚且北伐の擧を企て然かもこれが實行に着手せり、彼の官軍が徒らに退嬰を事とするが如きにあらず、これ實に革命軍窮せりと雖も、未だ手も足も出でざるに至らざるを天下に示せるもの、其天下人心の上に作用する處決して少しとすべからざる也

殊に兵を山東角に揚げて遙かに北京を脅かし、近く動もすれば首鼠兩端を抱かんとする山東を制し盛に虚勢を張り諫言をなすが如きは、甚だ革命軍に有利也、此點に於て所謂北伐は既に其目的を達せり、蓋し革命軍山東角に上陸せるの報が、如何に北京の上下を震駭せしめしやは憑見するに餘あるにあらずや

吾人は所謂北伐軍の實力に對しては元より疑なき能はず、殊に官軍と戰つてよく勝を制するに足るや否やに就いては最もこれを疑問とす、然れども少くとも其實行の着手が天下人心に影響する所大なるべきはこれを信ず

◉蒙古問題

所謂蒙古の獨立が露國の操縱によれるは天下萬人の均しく信じて疑はざる所なるが、露國は其後漸く黒幕を切て落し、蒙古活佛の獨立宣言後窃かに清國に對し次の如き要求をなせりと傳へらる

一、清國政府は如何なる場合に於ても蒙古一帶に兵を入れざること

二、外蒙古一帶に於ける清國移民を禁止すること

三、該地方に於ける鐵道敷設權を露國に與ふること
四、外蒙古一帶の內政に對して清國政府は一切干渉せず
　其獨立を認むること
五、清國政府と該地方獨立國との國際關係事項一切は露
　國の同意なくしては決定することを得ざること
六、該獨立國は露國の保護國たること

これ則ち露國が多年蒙古に對し抱懷したる野望を此千載一遇の好機に際し一擧にして達せんとするもの也、然るに左手劍を按じつゝ右手尙最親の握手をなすに妙を得たる露國政府は其後公文を以て其對蒙態度を辯疏して曰く、

蒙古人はウルガに於て獨立を宣言し其敎主たる活佛を選みて王と爲し露國に其保護を求めたり、帝國政府は此聲を聞き輕擧を愼み且清國政府と妥協すべき事情の研究に盡力せんとの回答を以てせり、而してウルガに於ける露國領事は其仲裁者として張家口、喀克圖間の電線破壞の計畫を中止せしめ又ウルガに於る大清銀行破壞の暴擧も中止せしめたりき又清國蒙古總督をして安全に露國を經由して清國に立退かしむる爲めに大なる援助を與へたり而して蒙古の高官と談判せんが爲に支那政府の任命せしグエハン氏は北京に於ける露國公使代理に向つてウルガに於ける露國領事は好意的仲裁の勞を惜まざるや否やに就きて交涉せり、一方同時に蒙古人も亦露國政府に向つて清國政府との仲裁を請へり、露國政府は是れ等の要求を滿足せしむることは敢て不可能にあらざるべし、要するに清國人對蒙古人との妥協は左の場合に成立すべし

外蒙古人が其古來より國法を保護する保障を得るにあり依つて露帝國政府は此妥協なるものは清國政府が蒙古の國風を破るべく總ての行爲を中止する保障を何等かの形式を以て現さゞるべからず、蒙古人は清國政府が蒙古に於て取れる蒙古の清國行政法の施行、清國常備兵を置く事、清國人の蒙古維持の三ヶ條を以て蒙古國風を破るものと爲す事は世人一般に認むる所依つて帝國政府はクエハン氏を以て清國政府に向ひ右三件の撤去を論據として清蒙人間の妥協成立すべきものと回答せり同時に露國政府と蒙古の實際の安寧に鑑み蒙古人が地方の發達に關する方法は總て帝國政府及び清國政府が協贊を與へたるものにして露清兩國共に蒙古の治安の爲に圖る事に異論なき事を廣く蒙古人に知らしめざる可からず、此方法は露清兩國の利益なると共に蒙古人にも利益となるべく露國政府は蒙古の行政、經濟、文學の上に友邦としての援助を與ふるの準備を怠らずといふ事を知らしむるは露國の利益なりとせり若し此回答に依り清蒙間の妥協成立したる場合は露國は清國との和合を破らざるべく蒙古人を援助すべし、而して露政府は友邦上の義務を盡すべしと附記せり、清國政府が是等條件を以て我露政府の仲裁を容るゝや否やは清國政府の任意なるのみ目下清國に於て起りつゝある騷亂に干渉しつゝあるを希はず又蒙古に於て何等の野心を有せずされど西伯利亞と境界を接する蒙古に於て秩序の鞏固ならん事を欲す、其西伯利亞に於ける

露國の通商上に至大の利害關係を有すればなり而して清
蒙人間に騷亂ある場合に露國の利害關係は大なる影響を
受くべし以上の考へを有するを以て露政府は清人及清國
に反抗したる蒙古人との間に困難なる仲裁問題を引受く
る事の意志を發動し同時に露清國の是等宏大なる利害關
係は帝國政府をして蒙古に於て事實上設けられたる政府
を認めざるべからず若し蒙古が支那との結合を破る場合
は露國政府は清蒙間の爭鬪を中止せしめん事を欲するを
以て縱し武力を以ても清蒙間の關係を維持せしむべし
と、これ驚を以て烏たらしめんとするもの、以て天下の耳
目を蔽ふべからざる也
衰殘の北京朝廷はこれに對して施すの策を知らず、策なき
の結果若し其野望を容れんか列國が多年稱道せる支那の領
土保全は最早これを望むべからずして、支那分割の端は此
に開かるべし
蓋し露國にして既に蒙古を併せば英佛亦其多年垂涎せる處
の或は西藏或は雲南に對して獅子の別前を要求すべし然ら
ば即ち支那は土崩瓦解滿漢の鬪爭、君主共和の議論遂に其
國家を亡ぼすに至るべし、即ち異日新春秋成るの日あらば
記すに革命黨支那を滅すを以てすべく或は恐る滿漢與漢を
叫んで滿漢兩滅の結果を見んを、怖るべきは內變に非ずし
て外患にあり更に又內憂に乘ぜる外患にあり支那亦危い哉

◉列強の對支那態度

昔者一宣敎師暴徒の戮する處となつて獨逸の大軍山東角に
上陸し、一船の海賊に掠せられて西江の警察權失はれんと
せり
然るに昨秋武漢變起つて以來外人の或は家を焚かれ或は財
を奪はれ、或は其固有の權を侵されたる擧げて數ふべから
ず、其甚だしきに至りては或は命を失へるもの亦これあり
と傳へらる、然るに列國のこれに對する只僅かに一片の抗
議をなすに止まり、其態度甚だ昔日の如からず
惟ふにこれ眠れる獅子が醒めたりとなすに依てにあらず、
目前の小利を措いて終局の大利を欲すればも、食指頻に動
けども今に於てこれを動かすの利にあらざるを知れば暫く
これを制する而已、夫れ餓ひたるものは大食せずんば止ま
ず、頻に食指動いて暫くこれを制しつゝある列强の後圖や
怖れざるべからざる也
支那の爲に憂ふべきは內憂よりも寧ろ外患にあり、而して
支那は頻に外患の種を蒔きつゝあり、彼は異日これを刈る
べきの時に逢着すべく、彼は更に二度三度其苦き經驗を繰
返さゞるべからざる也、今にして支那の前途を思ふ、甚だ
寒心に耐へざるものあり、見よ北疆早く警を傳へつゝある
にあらずや

◉國民協會成立

曩者王兆銘、楊度の徒平和の手段を以て時局を解決するの
目的を以て、國民共濟會を設立し、忽ちにして又解散を宣
言せしが、今又國民協會あり
其目的は共和政體の完成にして國民協會とは異り純然たる
革命援助機關たり其發企人の顏振れは次の如し

張嘉徽　楊景斌　楊天驥　諸　翔　夏廷楨　張大晰
沈椿年　徐用錫　楊壽桐　蔡滙東　康　誥　郭鴻詒
周采眞　周　蕃　胡濬泰　胡濬濟　吳文彬　單仲藩
金其堡　閻寶文　郭定森　李登輝　唐文晉　王　潛
朱惟青　彭儁士　黃藝錫　邵　墉　楊恩湛　沈岑孫
朱祚廷　朱斯菁　賈豐臻　孫嘉祿　彭淵恂　隙時夏
景學鈐　潘用彬

而して長編の宣言書と共に次の如き總綱を發表せり

第一章　總　綱

第一條　本會は中華民國の統一を謀り共和政體の完成を目的とす

第二條　本會は前條の目的を達せん事を期し暫く進行辦法四則を定め左の如し

一、各軍政府の行動を討論し以て其維持匡救の責を盡す
二、各省人士を聯絡し以て臨時政府の成立を贊助す
三、各項要政を研究し以て新國を建設するの方針を定む
四、時に應じて政見を發表し以て健全の輿論を造成す

第三條　本會は永久團體に係り他種の暫時成立の團體と同じからず政府確定するの時を俟ちて再び政綱の發表を行ひ政黨に改組す

第四條　本會は各省と聯絡し行動を一致せしめん爲め上海に總會を設立し各處に偏く分會を設く

第二章　會　員

第五條　凡て中國の人民本會の宗旨を贊成する者は皆本會會員たるを得

第六條　凡て本會會員たる者は須く入會證書を具し本會會員一人の紹介により幹事の認可を經へし

第七條　本會會員は本會に對し完全に維持の責を負ふ可し

第三章　職　員

第八條　本會を四部に分つ

一、總務部に幹事五人を置き文牘、會計雜務を分掌せしむ
二、調査部に幹事八人を置き政治社會狀況を調査し研究部の資料たらしむ
三、交際部に幹事八人を置き中外の同志及び各團體を聯絡し以て本會の勢力を擴張せしむ
四、研究部は定員無し專ら政治、社會の重要問題に就き門を分ちて研究し隨時意見を發表せしむ

第九條　本會に幹事長一人を置く幹事長は會員の公擧とす

第十條　本會に評議員十五名を置く評議員は會員の公擧にして評議會の事務を行ふ

第十一條　幹事は幹事長の同意を得會務を處理し要事有らば須らく職員會議を開くべし

第四章　名譽會員

第十二條　學問淵博にして政治の履歷ある者外同情を有する外人を名譽會員に推す

第五章　會　議

第十三條　本會會期は左の如し

一、大會　每年一回とす但し重大事件あり若しくは會員三十人以上請求あらば隨時臨時大會を召集す
二、職員會は每週一回とす但し要事有らば隨時幹事長よ

り召集し臨時職員會を召集す

三、評議員は凡て幹事提出に係る事件は評議員會にて議決す

第十四條　本會大會及職員會は幹事長を議長とす但し不在中は幹事中一人を推定す

第十五條　本會會議は多數決とし同數の際は議長決を取る

明治四十五年一月上半月 支那半月史

内治外交

●大官の更動

一月二日

依願免官　大理院正卿　定成

一月三日

賞賜休養一ヶ月　弼德院顧問大臣　紹昌

任大理院正卿　劉若曾

任大理院少卿　王世琪

任河南歸德鎮總兵　李永芳

一月四日

願に依り郵傳大臣を免ず　楊士琦

郵傳大臣署理を免ず　梁士詒

湖南提法司を免じ三品京堂候補を以て度支部亞上行走たらしめ愛國公債事義を襄辦せしむ　張鎭芳・傅增湘

願に依り直隸勸業道を免ず　孫多森

一月五日

京師總檢察廳々丞に補す　許受衡

大理院刑科推丞に補す　董康

法部左丞に轉補す　魏聯奎

法部右丞に補す　善耆

法部左參議に補す　羅維垣

法部右參議に補す　劉嘉斌

直隸提學使に補す　蔡儒楷

直隸勸業道に補す　蕭品仁

一月六日

願に依り翰林院侍讀を免す　吳士鑑

願に依り山西巡警道を免す　連印

山西巡警道に補す　任毓麟

直隸高等審判廳々亞に補す　俞紀琦

高等檢察廳檢察長に補す　劉思鑑

江南徐州鎭總兵に補す　張文生

雲南普洱鎭總兵に補す　楊喜德

一月七日

依願免官　內閣法制院副使　章宗祥

同　內閣統計局副局長　張國淦

同　軍諮府第二廳々長　馮耿光

一月九日

典禮院直學士に補す　奎善

願に依り興京副都統を免ず　墨麒

直隷熱河道を免ず　徐士佳
直隷熱河道に補す　王廼斌
承德府知府に補す　吳景毓

一月九日
依願免官　復州城守尉　際符

一月十日
郵傳部副大臣署理を命ず
依願免官　正白旗蒙古副都統　那晉
任與京副都統兼任永陵大臣　恩澤
任江蘇徐州道　田庚

一月十二日
任正白旗蒙古副都統　李經邁
兼任鑲紅旗蒙古副都統　景厚

◉中華民國聯合會

一月三日中華民國聯合會成立大會を上海江蘇教育總會内に開く來會者二百餘名、先づ唐文治開會を報告し章炳麟本會の趣旨を演說し、次に會長副會長の選擧を行ひ章炳麟正會長に、程德全副會長に當選せり、それより參議員を選擧せるが其當選者次の如し

江蘇　唐文治、張謇
浙江　蔡元培、應德閎
湘南　熊希齡、張通典
湖北　黃侃
安徽　汪德淵、程承澤
四川　黃雲鵬、賀孝齊
江西　劉樹堂、郁凌沅
廣西　陳郁瑞
雲南　陳榮昌
廣東　鄧實
甘肅　牛載坤
貴州　符詩銘、王撲

◉明年度京察停止

現に時局艱難なるに加へて新官制亦未發表なるを以て明年度の京察はこれを停止する事となれり

◉江西省の宣撫使

江西省にては民主共和の主旨を各地に宣布せしむる目的にて宣撫使を任命これに當らしむる事とせるが其主なる任務次の如し

一、官吏の考察　二、民隱疎通
三、財政調查　四、學務調查
五、軍警調查

◉江蘇省民政長一覽

蘇州　江紹杰　南滙　趙謹琪
丹陽　鄒壽祺　吳江　王禮峘
青浦　徐彭齡　溧陽　張鎔萬
崑山　方還　川沙　方鴻鎧
金壇　邵鼎　常熟　丁祖蔭
常州　屠寄　太平　季士成、何愚璜
太湖　李前晉　無錫　裘廷梁
太倉　洪錫範　華亭　謝葆鈞

宜興　儲南強　嘉定　許蘇民
上海　吳馨　江陰　劉敬煥
寶山　錢淦　奉賢　孫調鼎
靖江　姚序鏞　崇明　王紹曾
金山　嚴庚辛　丹徒　楊邦彥
江寧　張振聲　江浦　應運
六合　鄺兆甸　句容　許文濬
溧水　姚金　高淳　胡文騎
如皋　沙元炳　泰興　金鉞
海門　孫念祖　桃源　陳士揚
揚州　李堅　儀徵　陳鶴年
高郵　姚紀衡　泰州　李嶽蕃
海州　施煥　東臺　楊葆寅
寶應　易煥鼎　贛榆　楊葆寅
鹽城　周光熊　山陽　盧震鑒

◉對租界規則

革命軍は外國の租界に於て、掠奪等をなし、重大なる外交問題を惹起せんを恐れ、次の如き規則を發布せり

一、上海公共租界佛國租界の二處は、行政警察等の權均しく外人の手中にあり、應に大局定まるを待ちて法を設けて收回すべしと雖も、現時華人租界にありては暫く抵抗を行ひ又は鹵莽の事あるべからず

二、若し犯人逃れて租界に入り、或は租界にありて禁制品を私運するあらば、應さに外交部に通知し、領事と交涉し妥當辦理すべし、事の捕拿に關するが如きは、須らく外交部より領袖領事に照會し、提票上に捺印を得たる後、逮捕すべく各部及軍民人等自ら照會を行ひ又は緝捕するを得ず

三、華人は何人を論せず軍械を携帶して租界に入るべからず、若し軍械を持して租界を通行する必要ある時は、都督府より外交部に知照し路程、人數、械數を開明し工部局の許可證を得てこれをなすべし

四、上海會審公堂に派する所の淸廷の官吏は大半其職を去れり、これ腐敗して上海の光復に堪えざれば也、其後該公堂遂に獨立をなし復我節制を受けず、此種の舉動は理應に爭よべく速に挽救を圖るべき事にして、外交部より各領事に交涉し、必ず挽回して然る後委員を選派して、接管の上徐ろに改革を圖らしむべし、但し交涉未だ終らざる間は我軍民徒らに抗辯して枝節を生せしむべからず

五、租界内にありては華洋住宅店舖に論なく、均しく放なく搜査するを得ず即ち若し搜査を要するの處あらば、須らく外交部より領事に照會の上、正式許可證を得、租界差捕と同行して搜査すべし

六、現在上海に存儲するの軍火は濫に搜査を行ひ、紛擾を生ぜしむべからず、應に外交部より該軍火の原主を調査の上、外交部より該原主に向ひ運出せざるの證書をとり該管領事に照會して案に存し、嗣後若し私運するの事あらば、其積込船の離埠を待ち港外に於て檢査を行ひ、竝に速かに外交部に通知の上、該管領事に照

會し、派員と同行し、拘留の上捕獲裁判所に送るべし
七、凡そ開港場に於ける中立國の商船は既に進口して港内にある時も檢査を免ず但し其軍火を私運せるを確知せる時は外交部より領事に交渉す
八、萬國公法によりすべて外國兵艦及他種國有船竝に其所有の駁船は均しく搜査するを得ず
九、各國輪船の輸入品は公使館使用の品は納稅を命ずるを得ず、若し違禁品を夾帶する事を查明確知したる時も拘留すべからずして、只情形を外務部に通知し該國領事と交涉せしむべし
十、凡そ外國租界各埠は應さに上列各條に照して辦理すべく若し各地の風俗習慣及條約上不同の處あらば變通すべし、但し必ず須く先づ詳細情形を本部に通告し特別辦法を定むべし

◉廣東代理都督

廣東都督胡漢民孫逸仙と共に南京に入りしより廣東にては臨時議會を開き陳炯明を代理都督に選任したり、其任は舊曆明年の正月十五日迄也と

◉蘇州律師公會

蘇州にて辯護士相合して律師公會を組織し、裁判に關する事務を一致して取扱ふことゝせり、これに入會せる律師人名左の如し

陳則民　錢謙　陳毓瑞　徐用錫　孫肇圻　祝書柏
丁榕　陸家鼎　周衡　范惠　孫展圻　葉堃
王鳳瀛　李文玉　吳讓禮　胡廷憲　朱祖善　金石聲
宋銘仁　宋璽琪　賀冠南　吳曾善　江維鈞　俞高鑾
羅蓬瀛　羅永清　蔡倪培　潘志岡　沈復　錢崇固
沈兆芝　沈兆九

◉君主立憲贊成會

君主立憲を主張とする君主立憲贊成會なるもの組織せられ會則等を發布せり其發企人は次の如し

屈文彬　英俊　常福　李鎔愷　魏榮光　李崇仁
魏國忠　崇連　永凱存　佑薩隆阿　成濬
永德英　廉梁啓華　松林金厚春山
舒林　吳邦澍　哈琴　馬玉方　許廣祿　玉祿
鐵福巴彥布　繼賢

◉端方遺悼

北京政府は端方の橫死に付一月八日左の上諭を發したり

署四川總督端方は才識敏練、學識宏通にして部屬、外任監司より洊りに疆寄に至り、庚子の變扈蹕任内に在り保衛維持、其の功甚だ偉なり、嗣て出使各國考察政治大臣の命を受く、後案により革職し旋りて候補侍郎を以て督辦粵漢川漢鐵道大臣に充つ、川中亂起るや派して馳往查辦せしめ四川總督署理となり力を宣ぶる年あり、勤勞素より著はる、玆に隊を帶し川に入り中途害に遇ふ、情形の慘聞くに忍びず、殊に惻側するに堪へたり、命して恩を加へ諡を予へ太子太保を追贈し並びに二等薛車都尉の世職と總督陣亡の例に照らし優に從ひ賜恤し、任内一切の處分は悉く開復を予へ其の賜恤は該衙門に例を查し具奏せしむ、靈柩旗に回るの時沿途の地方官は照料を

妥爲して其の入城治喪を准るし、伊れの子外務部主事繼先は四品京堂候補を命じ、寔生陳磐も主事補用を命じ、伊れの弟第三品銜河南候補知府端錦は入川に同行し兄を救ふにより同時害に遭ふ、行爲忠義に屬し命じて三品官員陣亡の例により優に從ひ賜恤す以て忠魂を慰す

◉度支部と鹽政院

北京政府は度支部より鹽政院の事務が左程複雜ならざるを以て專院を設くること勿れとの奏請及び鹽政院亟妥安瀾と候選知府吳嗣生を度支部事務見習とする旨の上諭を發表したり

學事軍事

◉第三鎭兵の分駐地

第三鎭兵の分駐地次の如し

步隊十一標	娘子關
步隊九標	石家莊一帶
步隊十二標	正定府
馬砲各隊	井陘附近に分駐

◉武官の君主立憲黨

共和政體を不可とし立憲君主說を保持する主なる武官次の如し

直隸	姜桂題　馮國璋　張懷芝　王懷慶
徐州	張　勳
湖北	王占元　李　純　陳光遠
山東	吳鼎元　王永成
河南	洪自成　周符麟
東三省	潘矩樓　聶汝清　伍祥禎　張作霖
	馬龍潭

◉禁衛軍の敢死隊

禁衛軍は革命軍が停戰期間中なるにも係らず、屢條約に違反して進擊するを怒り敢死隊を組織しこれに當らんとて、其計畫を發表せるに忽ち二百餘名に達したり

◉淸國駐屯外國兵數

一月十五日調査南北兩淸に於ける外國駐屯兵數左の如し

	計
▲北淸方面	一、一五六
佛國　將校　三九 下士以下　一、一一七	
獨國　……	三四六
英國　將校　一〇七 下士以下　二、七七八	二、八八四
米國　將校　八 下士以下　二二一	二二九
伊國　將校　七 下士以下　一八七	一九四
墺國　將校　二 下士以下　四〇	四二
露國　將校　一〇 下士以下　五七三	五八三
蘭國　將校　一 下士以下　四九	五〇
▲南淸方面	
英國　將校　一〇 下士以下　一五二	一六二
露國　將校　五 下士以下　二七二	二七七

（廣東）

英國　將校以下

右は香港より派遣せるものなり

財政金融

◉度支部の報効銀及公債收納

一月十一日迄に度支部の收納せる報効銀及短期公債愛國公債は次の如し

▲報効軍餉

慶親王京平五萬三千六十三兩八錢三分

度支部左丞陳宗嬀二千兩

▲短期公債

慶親王十萬兩

內務府大臣世四萬兩

公義堂那四萬兩

壽愷堂徐一萬兩

內務府大臣奎六千兩

內務府大臣增七千兩

內務府大臣景二千兩

正紅蒙都統繼一萬兩

記名副都統盛二萬兩

武備院卿榮一千兩

開缺奉宸苑卿書一千兩

內務府堂郎中金聲等三萬一千九百十四兩

內務府郎中桐昌一千兩

▲愛國公債

醇親王二萬六千三百二十五元

慶親王十四萬一千元

鄭親王一百九十元

洵貝勒七萬五千五十元

濤貝勒五萬六千三百元

朗貝勒一萬一千五百四十五元

潤貝勒四千二百二十元

澤公一萬一千九百八十五元

全公一百八十元

壽公一百五十元

奎公一百二十五元

閒公二百十元

載澍夫人一百元

聯寬公四十元

多公二十元

協辦大學士榮慶一萬元

壽愷堂徐一萬三千六百十五元

正白蒙都統增祺一萬元

前河巡撫寶棻等三千一百五元

正白滿都統景恩五百元

都統色楞額六十五元

載鎧公四百二十元

民政部右參議紹彝二百元

鑲藍漢都統明啓一百五十元
度支部署大臣紹英三千元
同副大臣周自齊二千元
同左丞傅蘭泰八百四十元
同右丞曾習經四百二十元
同右參議楊壽枏一百四十元
同參議行走吳廷燮四百二十元
同金銀庫庫長覺羅鍾岐一百六十五元
同金銀庫副庫長恩保一百二十五元
同通阜司司長奎濂一千五百元
同廉俸司副司長慶琛一百五十五元
同員外郎世忠一百四十元
同郎中尙其源二十元
同筆帖式文彥二十元
同主事賜恩二十元
大清銀行幫辦張允言等六百二十五元
海軍部參事馮恕等九百五十五元
宗人府理事官敬祚等六百十元
世太保五萬六千四百元
佐領英華等一百元
副都統良泰等一千三百四十元
正紅蒙副都統良揆二千元
驍騎校德恒二十元
那中堂十一萬二千八百元
崇福二十元

◉湖南の財政

湖南省にては革命後軍餉及各種の支出劇增せる爲從前に比し每月五六十萬兩の支出增加にして甚だ財政難に苦めり、現に各地に於て籌捐を募集しつゝあるも素より限あれば、公債を發行して焦眉の急を救はんとし財政司次長周可均及陳嘉賓を上海に派して、公債票印刷の事等を取扱はしむ

◉廣東の紙幣注文

廣東にて新紙幣を發行せんとし、五毫、一元、五元、十元及五十元の五種計千五百萬兩の印刷を香港に注文せり

◉江蘇財政長更迭

江蘇財政長蔣懋燃程德全に從ひ南京に入り新政府の要路に立ちしより、江蘇省にては鍾元棣を其後任に任命せり

◉度支部の收入

度支部の窮狀は既に其極に達したり、近日二百六十萬兩許の收入ありしが其內譯次の如し

原存	六十萬兩
內帑	八十萬兩
金貨換銀	三十萬兩
郵傳部交附	五十萬兩
四川解欵	二十四萬兩
爐房返濟	二十萬兩

◉大清銀行維持策

大清銀行にては監事及理事會を開き刻下の形勢に對する銀行維持策を考究せるが、其結果現在各支店等に於て受けつゝある莫大の損害は清廷に賠償せしめん爲、すべての官金

はこれを拂戻さず、和議成立後差引きて拂戻し又革命軍政府ならば其五百萬兩の官有株をこれに引渡すを以て、其他の私有財産は一切損傷せざらん事を要請することに決定せり

◉蘇州の抗租

蘇州にては昨秋水害あり、田畝の水害を受くるもの十の三に及べり、故に特に減租して成熟のものは七割、其次は六割、五割とし、全く水害を蒙りたるものは全免する事とせるに、人民は光緒十五年の全免の例に狃れ且は清朝の舊官吏罷められたるより相約して納租せざる事とせるより紛擾中也

◉皖省中華銀行

安徽省にては新政府の機關として皖省中華銀行を設立し、舊裕皖官錢局の建物をこれに充て、舊大清銀行の事務をもこれを引繼ぎ新に軍用票を發行せり

◉河南の特産品輸出

獨逸商は官革兩軍の戰爭中河南に入りて頻に特産品の買占をなし京漢線が貨車の運轉を許すや、直ちに棉花、芝蔴、果實、鷄卵等を漢口に出して巨利を博せり

◉鹽商の公債購入

公債事務襄辦張振芳天津鹽商に愛國公債等の購入を勸誘せしに彼等は喜んでこれに應じ既に百餘萬兩に達したり

◉開原の大通銀號

從來開原附屬地にては兩替等を爲すべき大規模の錢舖無かりし爲め金銀貨兩替等を要する場合及び荷爲替等に關し頗る不便を感じ兩替の爲め態々鐵嶺まで出向くものありて特產物出盛の交には一層商業上に不便なりしが鐵嶺松茂洋行近藤九一氏は茲に見る處あり兩替より荷爲替の敏活を計らんとて今回開原に大通銀號と稱する錢舖を開設する事となり十五日より開業し關係者商業者の主なるものに此旨を通知したりしが氏の開業に依り今後は前記の不便を感ずるものなく商取引上一大利便を得るに至るべし

◉滿洲の公設質屋設立議

滿洲に於ける金融機關は正金の特貸と正隆銀行の增資とによりて一層金融の途を得るに至りたりと雖も是等は總て中流以上の金融機關にして中流以下の金融機關としては唯僅に質屋の存ずるのみ然るに現今の質屋なるものは金利非常に高く百圓に對して五圓以上九圓の利子を支拂はざる可からず而も細民の收入は文化の進運と共に漸次低下しつゝありて或業の如き殆んど內地と異なることなきものあり然るに細民の誘致は植民地經營の第一歩にして又免る可からざる趨勢なれば是等の便宜を計るは帝國の滿洲經營を助長し滿洲の經濟界を振興せしむる所以なりとして頃來大連の一部有志間に資金二十萬圓を投じ公設質屋を設立し低利なる貸出法によりて彼等に金融の途を與へ大に金融の便を計らんとするの議あり議未だ熟せざるも贊同者も至極多き樣なれば早晩事實として現はるるに至る可し

◉國貨維持會

綢緞は蘇州の產物中の大宗たるもの也、然るに今や共和團成立せんとし、服制亦變化すべければ、其營業上多大の影

譽を蒙るならんとて、是等の品の改良をなし時代の需要に適應せしめん爲國貨維持會を設立せり

◉外國の鹽稅管理

清國は外債の元金及利子を支拂ふ能はざるを以て爰に海關稅はこれを外國銀行にて管理する事となりたるが、これのみにては尙不足なれば更に鹽稅を管理せん事を提議し滙豐、德華及華俄三銀行にてこれを管理する事と爲せり

◉廣東の公債募集

廣東にては行政經費等支辦の爲公債を募集する事に決定し、募債局を設け各府縣にこれを割當てたり、其の割當額次の如し

廣州	三百三十萬元
肇慶	二十萬元
惠州	十二萬元
潮州	六十萬元
嘉應	六萬元
南雄	一萬元
韶州	三萬五千元
連州	一萬元
陽江	二萬元
羅定	二萬元
高州	八萬元
雷州	四萬元
廉州	三萬元
欽州	一萬五千元
瓊州	十二萬元

◉四川の減稅

四川にては獨立宣布後減稅又は免稅を行ひて德政を布く事とせり、其稅種は左の諸項也

一、全免のもの　五項舊厘金、水道巡防補助經費捐、糖捐、棧房捐、茶樟捐

二、減率のもの　肉釐、牛羊捐、酒捐、油捐（是等は二割減）

三、從來と同率のもの　鹽釐、新釐斗息、水道巡警、船捐、妓捐

◉取引と改曆

革命軍政府にては今回一般に太陽曆を採用する事となしたるが、斯くては取引上等には不便多かるべしとて、一般の取引はすべて舊曆を用ふる事とせり

實業通商

◉河南福公司の近情

福公司石炭採堀を始めて以來既に數年、採炭最甚だ多く今や漸く盡きんとするより、該公司は採堀を中止せんとす、これを聞ける河南紳士は此機に於てこれを回收し、併せて其一切の機械を買ひ取り他礦採堀の用に供せんと計畫せるも今回の事變の爲沙汰止みとなれり

該公司開辦の初には炭質不良等の爲損失を蒙れりなどの說ありしが、實は獲利甚だ多く、三年間の總額は實に巨額に

達すべしと

今回の事變と共に採炭を中止し、工夫を大半解雇せしより、其所在地たる焦作地方は甚だ物騒にして掠奪盜難等頻々たる由

◉大連前年の總輸出

四十四年中大連より輸出せし額は九十九萬二千八十三噸にして重要物産三品中豆粕を最とし大豆豆油此に次げり前輸出期は四十三年末來鼠疫の影響を受け又今期は對南清の輸出振はざりし爲四十二年に比する時は二萬九千百三十六噸の減少を見たりと雖も昨年に比するときはなほ六萬九千六百六十八噸の增加を見寧ろ好結果といふべく今各重要物産の仕向國別を示せば左の如し

	日本	朝鮮	支那
大豆	一六五、〇六八	—	七三、六七〇
豆粕	三七七、五〇一	五〇	六九、二五〇
豆油	九、三四〇	二〇	九、一六八
雜穀	三二、五四五	一、四九四	五四、二九二
石炭	三二、五九一	一一、一七〇	四四、六七一
其他	一二、五九二	三、九五二	二一、八四五
合計	六二九、六三七	一六、六八六	二七二、八九六

	歐洲	アメリカ	南洋
大豆	三〇、三七二	—	三、三五七
豆粕	—	—	—
豆油	二六、四六七	四二三	—
雜穀	八、五二三	—	—
石炭	—	—	二、六八三
其他	一、〇四九	—	—

	合計	四二三	四二年比較增
大豆	二七二、四五七	△	八〇、一六三
豆粕	四六六、八〇一	△	一九六、七三七
豆油	四五、四一八		二一、九四七
雜穀	九六、八五四		一五、五七四
石炭	九一、一一五	△	一〇、八五七
其他	三九、四三八	△	一七、四二四
合計	九九二、〇八三	△	六九、六六八

	合計	四二三	四二年比較增
大豆	六六、四〇一	△	六、〇四〇
豆粕	合計	四三年比較增	四二年比較增
豆油	二七二、四五七	△	八〇、一六三
雜穀	四六六、八〇一	△	一九六、七三七
石炭	四五、四一八		二一、九四七
其他	九六、八五四		一五、五七四
合計	九一、一一五	△	一〇、八五七
	三九、四三八	△	一七、四二四
	九九二、〇八三	△	六九、六六八

（△印は減少を示す）

右統計により直に見ゆるは大豆の減少著しき事なるもこは變形たる豆粕及び豆油の增加せるにより缺を補ふべく遙かに悲觀すべからざるものあり又各仕向別によりて四十一年以後各年と比較するときは左の如し

	四三年比較	四二年同	四一年同
日本	二六四、〇五四	一三二、八一九	三三四、〇三六
朝鮮	△ 三六、八二〇	△ 二五、四一五	一五、八八八
支那	△ 八、〇二〇	八八、〇一二	一四〇、〇二四
歐洲	△ 一五三、三七八	△ 二一七、八九二	五四、八三八
米國	三二一	四二三	四一八
南洋	三、四一一	△ 七、〇三八	六、〇四〇
合計	六九、六六八	△ 二九、一三六	五五一、二四四

△印は減少を示す

◉大連昨年の特產品輸出

昨年中大連より輸出せし特產物其他の貨物を見るに其總高實に八十一萬六噸に上り內大豆二十六萬千九百三十噸豆粕四十五萬噸餘を算したるが何れも前年より著るしく減じたり之れ春來一時鼠疫流行の爲め出荷減少を見たるに加へて

秋期に入り時局の爲め南清輸出杜絶の結果なるべし左に月別大豆粕輸出高を掲ぐべし

月別	大豆	豆粕
一月	五六、一一七噸・四	五七、九八四噸・七
二月	四三、六八八・七	五四、四九三・五
三月	三五、七五五・九	六七、一九二・五
四月	二九、四七一・	四六、六四六・九
五月	一四、八三二・九	六九、七五三・四
六月	九、〇九二・三	四一、一四二・六
七月	三七三六・二	二一、三二二・二
八月	二、四〇六、二	四、四八〇・四
九月	二、五六六・九	四、七一六・五
十月	六、四八二・六	一二、八一六・三
十一月	一八、五一六・一	二二、八五七・一
十二月	三三、一五二・九	五二、九一六・一
合計	二六一、九二〇・一	四五六、五二二・二

◉大連十二月中輸出入品

大連に於ける十二月中の輸入貨物は前月に比して著しく增加し市況の漸次發展するを示しつゝあるが其の內燒酎、酒精、味淋の減少したるは是等の品種が夏季に適せるが爲めなり輸入貨物の比較增減を擧ぐれば左の如し又十二月中大連より輸出したる貨物は左の如し

品目	十二月數量	前月比較△は減
清酒	二、五〇三、九九三石	三四〇、四三一石
酒精	△	△
味淋	二、〇〇〇	一九、七九一
燒酒	一四、五二三	一〇個
麥酒	一〇個	一〇個
	三二、八九九石	八九、八八五石
葡萄酒	九、一五三	四、三六四
醬油	六七五、六一七	一五九、九〇三
醋	一〇三、三三二	一三、三五三
醬油	五、八四九	三、一七三
砂糖	三二八、六五〇斤	二〇五、四二五斤
菓子	四、八〇八斤	四八斤
卷煙草	一二、九九五、〇〇〇本	一二、九九五、〇〇〇本
刻煙草	八、五五〇斤	八、五五〇斤
織物	一五〇反	八五反
品目	數量	價額
鹽	三、八六五、九一六斤	九六、六四七、九〇〇円
生鯛	一一貫	一七、六〇〇
蠟燭	三二、貫五〇〇	二〇、〇〇〇
味噌漬	三〇、四〇〇斤	不明
古金物	二五一打	三七、〇〇〇
ヤカ	一三五、〇〇〇斤	一、〇五〇、〇〇〇
米	八一、四六九斤	八一〇、〇五〇
糠	三五、五〇〇斤	一、二七八、〇〇〇
牛骨	四八五斤	五二、〇〇〇
青豆	四七打五	三〇、四〇〇
赤蠟燭	一二五、〇〇〇斤	九、七七五、〇〇〇
洗濯石鹼	一七三、三八三斤	四、七九五、七〇〇
豆油	一八四、八一三斤	六、五八二、〇〇〇
豆粕	一、一九三、〇一六斤	三七、七三二、三四〇
落花生	三〇、〇〇〇斤	八二五、〇〇〇
大豆	一〇六、八〇〇斤	三、九六〇、〇〇〇
米	二〇〇斤	一一〇、〇〇〇
包	二〇斤	二〇、〇〇〇
小豆	六個	八五、〇〇〇
日本紙	二、三〇〇斤	二三〇、〇〇〇
節		
食料品		
古亞鉛板		

計一六四、〇五七、九九〇

◉大連埠頭倉庫竣工　舊臘以來埠頭に建築中なりし十六號倉庫ABCの三棟は今回工事竣成目下內部床土整理を爲し居れるを以て十五日頃より使用の豫定なり

交通運輸

◉郵政近況　西安郵務總辦韓擬の漢口に避難し來りて語る處によれば陝西の郵務は非常に糜爛し、西安より北京に至る郵便物は尙通ずべしと雖も、延着を免れず又蘭州より北京に來往する郵便は西安及成都の兩路杜絶せる爲、途を新疆にとらざるべからずして、二ヶ月を要すと　蒙古庫倫にては獨立後改めて郵政局を開き平常の如く事務を取扱ひ居れり

◉株州の電線延長　湖南軍政府は地要衝に當れば株州に査驗處を設けるが、更に通信の敏活を期するの要ありとて電報局を附設し電線を此迄延長する事となり工事中也

◉洛潼鐵道工事現況　洛潼鐵道工事は既に洛陽の西四十里なる磁澗迄完成し土工は澠池迄竣工せるが今回の事變により目下全く中止中也、其工夫時々掠奪をなし紛擾を極めつゝあり

◉滿鐵運賃率の研究　滿鐵現行の貨物運賃は去る四十年の制定に緊り特產物其他に對する特定運賃は爾後必要に應じ再三改正して今日に到れるが爾來年處の變遷に連れ諸般の事情も全く曩日と異れると共に現今にては安奉線廣軌開通して朝鐵を通じ內地鐵道とも連絡し又東淸京奉兩線との連絡運輸も開始せられ且近年上海地方とも船車連絡の便開けたれば安奉開通後安東縣に出廻るべき滿洲特產物に對しては滿鐵に於て特に低廉なる運賃率を以てせんとの趣旨より大連と均霑して同一賃率に依らしめ居るも奉天大連間の距離は二百四十八哩奉天安東縣間は百七十哩にして七十餘哩の差あるにも拘らず同一の取扱を受くるは不公平なりとの非難者もあり旁々遠からず全體の賃率を改正すべしとの議なきにあらずと云ふ然れども已に實行しつゝある賃率を變更せんとするは容易の業に非らざれば右に關し滿鐵に在りても頗る愼重の態度を執りつゝある由或は年度代りと共に當務者に於て更め研究に附せらるゝに到るやも知れずと

◉黃江浦の改修問題　昨年底十二月二十九日を以て在北京の外交團は上海領事團に向け打電せり曰く上海領事團が黃浦江改修問題に付上海外國人商業會議所の提案を實行するを承認す其の項目左の如し

一、黃浦江改修局は上海道臺上海々關稅務司及び同海關の航路標識局より成る

一、此の局員は同等の權限を有し、多數決により萬事を處理すべし

一、改修局は改修に關する一切の財政を管理す、故に其の改修に關する新稅は關稅の三分とし又無稅品に對しては價格の一分五厘稅を改修局に拂ふべし其の稅は海關稅務司に於て取調べたるものに基づき稅金は三十萬兩とす

一、改修局は其の局員即ち書記官及び技師長を任命す

一、改修局の管認區域は黃浦江より楊子江に到り、潮流の達する迄を區域とす

一、改修局の事務は技師長と協商して工事の目的に關し必要なる工事と工事費及び現在の工事を維持するに在り

一、楊子江より上海迄大潮の時の平均の尤も低き場合に於ける最水深少なくとも二十英尺と水幅九百英尺以上を保つことを必要とす

一、改修局は沿岸の土地所有者と協力して浚渫に關し盡力すべし

一、改修局は支那商業會議所代表者一人及び上海に出入する船舶の最大多數を有する五ヶ國の代表者各一人即ち合計六人とす

此等の委員は現在の工事、將來に關する工事の計畫に付充分なる報告を爲し、上海商業の爲めに其の工事を監視し、必要とする場合は其の意見を提案すべし

◉露清聯絡郵便

時節柄各種の通信を敏活にして相互官民の便宜を圖る爲め今回北京在住露國公使は清國政府と交涉し兩國間聯絡郵便協約を商訂し已に調印を了したるやの情報あり該郵便は恰克圖を中心點となし兩國の郵便物は此處に於て交換し以後は書信小包等に論なく一般に三省より庫倫內外蒙古露國邊省に送るものは清國第二種郵便規則に照し二倍の郵便稅を支拂ひ補助する由目下已に外部より北京政府に通牒し各局に右の旨傳達せしめたりと云ふ

◉十二月滿鐵收入

十二月滿鐵收入は二百十九萬八千八百四十七圓七十七錢にして前年同期に比し一萬八百十三圓餘を減せり內譯如左

	本年十二月	前年同期に比し
乘客人員	二八一、七八七人	增 二三、一〇四
客車收入	四〇〇、三八九圓	同 二四、五六五
貨物噸數	四一九、四二八噸	減 八、三七六
貨車收入	一、七一九、一三六圓	同 二五、九五九
雜收入	七七、八八〇圓	同 一〇、九三九
收入計	二、一九八、八四七圓	同 一〇、八一三
一日平均	七〇、九三〇圓	同 三四八

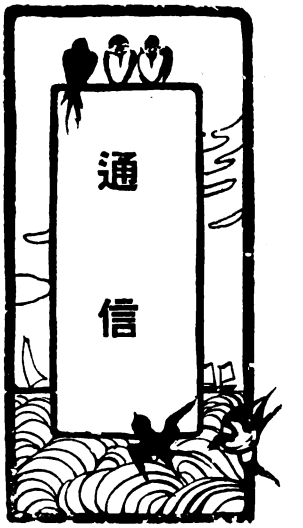

上海

◎金融（自十二月二十七日至一月五日）

新春に入りてより兩銀墨銀共に稍減少の傾向あるも之れ輸出品買入れの爲めに田舍向けとして多少の資金需要の起りたる結果に過ぎずして大勢は依然として沈靜を免がれず各外國銀行の貸出高は漸次減少一方にして錢莊との新取引は全くなく利率は七分と稱すれとも要するに名義上の最低率に過ぎず支那錢莊間の取引も亦相互警戒の結果二三確實なる錢莊間に多少の來往ある外殆と取引なく利率は二錢五分を稱すれとも之れ亦單に名義上に過ぎず

南京陷落以後短期の莊票は流通稍容易となりしも其流通高極めて小數にして外國商人との取引は依然現銀取引に依れり同業匯劃の莊票は外人との間にも授受されつゝあるも千兩につき八兩乃至十兩の割引を免がれず革命軍政府の軍票は其發行數漸次增加しつゝあるも信用未だ充分ならず隨て發行すれば隨て回收され革命軍の金融上に多大の効果を來たさゞるものゝ如し

商業上の資金の需要は殆ど起らざるも軍資の需要は頗る緊急にして南京の中央政府及各省の地方政府共に或は强制的に內國公債を發行し或は各種の擔保を提供して外資の流入を謀りつゝあるも南京政府の地位未だ確定せず列國は未だ之を以て交戰團と認めざる爲め外資の輸入は頗る困難なるが如し

月日	外國銀行現銀貯藏高			外國銀行貸出		錢莊折票利率	
	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	特分	利率
十二月廿七日	二四、五二〇、〇〇〇 兩	七、五七〇、〇〇〇 弗	一、五九二、〇〇〇 兩	三、二一〇、〇〇〇 兩	七分	二五	三五
十二月廿八日	二四、二〇〇、〇二〇	七、五五〇、〇〇〇	一、四九二、〇〇〇	三、〇八六、〇〇〇	七分	二五	三五
十二月廿九日	二三、六四〇、〇〇〇	七、五三〇、〇〇〇	一、四九二、〇〇〇	三、〇八六、〇〇〇	七分	二五	三五
十二月三十日	二三、九四〇、〇五〇	七、四三〇、〇〇〇	一、五三二、〇〇〇	三、〇五六、〇〇〇	七分	二五	三五
十二月卅一日	日曜						
一月一日	休日						
一月二日	休日						
一月三日	三三、七三〇、〇〇〇	七、四三〇、〇〇〇	一、六三二、〇〇〇	三、〇四六、〇〇〇	七分	二五	三五
一月四日	三三、七二〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇	一、六三二、〇〇〇	三、〇四六、〇〇〇	七分	二五	三五
一月五日	三三、二九〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	一、六三二、〇〇〇	三、〇四六、〇〇〇	七分	二五	三五

◎爲替（自十二月二十八日至一月十日）

銀塊相場はクリスマス前の現物の需要も一段落を告げ二十七八日は最近の新安値なる二十五片十六分の一迄下落せしも新春に入りては舊臘より引續き需要せる印度造幣局新貨の鑄造と清國に於ける政治上の動亂も漸く終局に近づきつ

ゝある爲め倫敦に於ける支那銀行筋の買入れ開始されし爲め再び持直し講和の前途は依然暗澹たるも相場は引續き強含みにて六日には二十五片八分の三迄引戻し更に上向きの模様なり

銀塊相場好況なると同時に對倫敦對日爲替共に引締り殊に對日爲替は八二、四分の三より四分の三方下落して最近數月來未だ曾てなき八十二兩を稱するに至れり輸入杜絶し取引は殆と輸出品に限られ居る今日なれば此暴落は必しも銀塊の變動のみならざるが如し

墨銀相場は新春に入つて一時的に昂騰せしも之れ全く輸出品買入れの爲めに田舍向きに一時資金を要せし結果にして昨今再平準に復しつゝあり

銅元は依然千六百五十文を中心として上下十文位の間を往來しつゝあるも昨今革命軍政府にては南京武昌の外南昌、長沙、杭州、清江浦等にても新銅元鑄造の計畫あれば舊年末の銅元需要期を經過すれば急に暴落するに至るべきか

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
十二月廿八日	三弗一六分ノ一（北京）	三弗一六分ノ一二（北京）	三弗一四分ノ一（南京）	七九、三五	一六三八文	三九四、三五
同　廿九日	三弗八分ノ一	三弗一六分ノ一二	三弗一四分ノ三	七九、一五	一六四三	三九三四〇
同　三十日	三弗八分ノ一	三弗一六分ノ一二	三弗一四分ノ三	七九、五五	一六五〇	三九六、五〇
同　卅一日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
一月一日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
同　二日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
同　三日	三弗一六分ノ三	三弗一六分ノ一二	三弗一四分ノ三	七九、九五	一六六〇	三九三、七五
同　四日	三弗四分ノ一	三弗一六分ノ一二	三弗一四分ノ三	八〇、五五	一六五三	三九四、三五
同　五日	三弗一六分ノ一五	三弗八分ノ七	三弗一四分ノ一	八〇、四〇	一六四三	三九三四〇
同　六日	三弗八分ノ三	三弗八分ノ七	三弗一四分ノ一	八〇、九〇	一六三五	三九五、三五
同　七日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
同　八日	三弗八分ノ三	三弗一六分ノ一五	三弗一四分ノ一	八〇、三〇	一六五〇	三九五、〇〇
同　九日	三弗八分ノ三	三弗一六分ノ一五	三弗一四分ノ一	八〇、	一六五〇	三九五、〇〇
同　十日	三弗八分ノ三	三弗一六分ノ一五	三弗一四分ノ一	七九、六五	一六六〇	三九三、〇〇

◎金融（自一月六日至一月十九日）

金融市場の大變調、毎年支那年末に至れば金融異常に逼迫し支那各錢莊の現銀は殆出拂ふを例とするも本年は惟た支那錢莊のみならず外國銀行に於ても事變爆發の當初三千三百萬兩を算せし現銀貯藏高は今や千九百萬兩臺に下り二三外國銀行中には手元有高皆無となれるものさへあるに至れり之れ蓋し金融機關の破壞と共に信用證券の取引全然中止され賣買取引は殆現銀に依り而も四圍の狀況は輸入に不利にして輸出に利益なる爲め現銀を需要すること頗多きと支那人の無智なる何れも其所持の現銀を隱匿して尤確實なるべき外國銀行へ預け入れをなすもの少きとに起因するものにして本年に入つてよりは一月早々日本へ二百餘萬兩の輸出をなし最近十日間は殆全部北清地方へ輸出し其金額は又三百萬兩以上に上れり北清向きは一部大連牛莊へ大豆買入れ資金として送付せるものゝ外は他は大抵天津向けにして最近北方動搖の結果京津の親貴大官が逃走の準備として外國銀行及各錢莊の預金を引出す爲に要するものゝ如し今後

北方の動搖益々甚しきに連れて更に多額の資金を要すべく而して之等の資金は一度出つれば容易に回收し難きものゝみなれば追々舊年末も近付きつゝある今日上海金融界は之れより益々一大變調を來たすべく今後二三週間は尤も注意を要すべきか

外國銀行支那錢莊共に全く來往なく事變當時の貸出殘は遲々として回收されつゝあり利率は單に名目に過ぎずして實際の取引は殆どなし

月日	外國銀行現銀貯藏高			外國銀行貸出		錢莊折票利率
	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	
一月六日	三、六三〇、〇〇〇兩	七四三〇、〇〇〇枚	一、六六三、〇〇〇兩	二、八九五、三〇〇兩	年利七分	一五
同八日	三、四八〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	一、七〇三、〇〇〇	二、八七三、〇〇〇	同	一五
同九日	三、三七〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	一、七六二、〇〇〇	二、八七二、〇〇〇	同	一五
同十日	三、三〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	二、五七〇、〇〇〇	二、八四八、〇〇〇	同	一五
同十一日	三、二九〇、〇〇〇	七、八五〇、〇〇〇	二、四一九、〇〇〇	二、八二八、〇〇〇	同	一五
同十二日	三、二八〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	二、三二九、〇〇〇	二、八六八、〇〇〇	同	一五
同十三日	三、二六〇、〇〇〇	七、八四〇、〇〇〇	二、〇八九、〇〇〇	二、八六八、〇〇〇	同	一五
同十六日	三、〇六〇、〇〇〇	七、八四〇、〇〇〇	一、九九九、〇〇〇	二、七九六、〇〇〇	同	一五
同十七日	二、九三〇、〇〇〇	七、七四〇、〇〇〇	一、八三五、〇〇〇	二、七九六、〇〇〇	同	一五
同十八日	二、九三〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	一、七七〇、〇〇〇	二、七九五、八〇〇	同	一五
同十九日	二、九三〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇			

最近一週間北清へ輸出せし現銀額

香港上海銀行　百二十萬兩　天津へ
シノベルヤユーム銀行　二十萬兩　同
露清銀行　十萬兩　牛莊へ

◎爲替（自一月十一日至一月二十日）

銀塊は印度正金銀行の買付尚歇まざるに支那筋よりの買煽り漸く甚しく殊に上海現銀の大減少と事局も漸く終末に近づきつゝある爲め思惑買益劇しく銀塊は十一日二十五片十六分の五より十二日には八分の一方上り十三日には十六分の一十六日には更に十六分の一十七日には四分の一方騰貴し十八日には一時反動として十六分の一方小戻せしも十九日には一躍二十六片に上り二十日は更に十六分の三方騰貴し最近の新高値を示すに至り直先共に殆見當つかず對倫敦爲替も亦銀塊の騰貴につれて二志五片十六分の十五より二志六片八分五迄進み對日爲替は八十二兩より八十兩四分の一迄下落し先物は八十兩臺を割りて取引されつゝあり

墨銀相場は其後大なる出入なく漸次平準に復さんとしつゝあるも舊年末には再び多少の動搖を見るべきか

銅元相場は別に變動なく最近湖北省は二十萬兩計り買入れて漢口へ送付せしも市場には何等の影響なく各省共舊年末の急需に應ぜし爲め日々夫々銅元開鑄の準備中にて清政府時代より引續き鑄造せる武昌南京廣東を除き長沙南昌も已に開鑄し杭州亦近く開鑄せんとす其他清江浦、河南、蘇州にて新鑄の計畫あるやに聞けり

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
一月十一日	二志十六分ノ五片	二志十六分ノ五志片	一南	七九、一五南	一六六、文	三九四、〇〇兩
同十二日	二志十六分ノ七	二、六、十六分ノ一、八三	八二、八分、五	七九、〇五	一六六、八	三九三、〇〇
同十三日	二志三分ノ一	二、六、十六分ノ二	八二、八分、五	七九、三五	一六七、〇	三九二、〇〇
同十四日	休業	休業				
同十五日	休業	休業				

同 十六日	二五六六分ノ九	二六八分ノ一	八〇二分ノ二	七九三〇	一六七一	三九一〇〇
同 十七日	二五六六分ノ一三	二六六六分ノ五	八一〇〇	七九三〇	一六六九	三八九〇〇
同 十八日	二五六六分ノ一二	二六六六分ノ五	八一〇〇	七九五五	一六六九	三八七〇〇
同 十九日	二六六	二六三分ノ一	八〇三分ノ二	七九〇五	一六七〇	三八二五〇
同 二十日	二六六六分ノ二	二六八分ノ五	八〇四分ノ二	七八四〇	一六七〇	三八二五〇

南京

◉陸軍部の組織

今回陸軍部の組織成り各局長以下の任命を見たり、其顔觸れは次の如きが、多くは若年にして黄一派のもの大部分なる由

備考 ◎印は日本留學生

總長	黄興	副長	◎蔣作賓
參事官	林調元	參事官	黄郛
副官長	王孝繩	一等副官	唐豸
一等副官	胙壽禔	一等副官	劉鹹
二等副官	劉靖候		

軍衡局

長	◎仇亮	任官科長	何成濬
賞資科長	楊廷傅	一等科員	彭琦
一等科員	陳摸	二等科員	高來葵
二等科員	劉文貞	同	薩貞豫

軍需局

長	◎曾昭文	糧服科長	林鳳游
一等科員	李樹吾	同	東日塽
二等科員	柳繼忠	二等科員	胡光智
三等科員	傅維四	三等科員	張銘藝

軍務局

長	◎沈郁文	軍事科長	張華輔
步兵科長	陳乾	騎兵科長	熊一弼
砲兵科長	周斌	工兵科長	朱先志
一等科員	李浚	一等科員	周燊儒
同	陳經	同	彭廷衡
同	余晉龢	二等科員	張是
二等科員	張詡文	同	康毓文
同	陳星樞	同	支士端
三等科員	馮宏段		

軍醫局

長	◎方	衛生科長	張修爵
醫務科長	王琨芳	一等科員	張承學
二等科員	吳觀光	三等科員	汪行恕
三等科員	王觀海	同	姚夢庶

軍法局

長	陳嘉會	一等法官	陳登山
二等法官	邱祖謀	三等法官	楊紀宇

軍械局

長	◎翁之麟	鎗礮科長	劉慧元

北方の動搖益々甚しきに連れて更に多額の資金を要すべく而して之等の資金は一度出つれば容易に回收し難きものゝみなれば追々舊年末も近付きつゝある今日上海金融界は之れより益々一大變調を來たすべく今後二三週間は尤も注意を要すべきか

外國銀行支那錢莊共に全く來往なく事變當時の貸出殘は遲々として回收されつゝあり利率は單に名目に過ぎずして實際の取引は殆どなし

月日	外國銀行現銀貯藏高			外國銀行貸出		錢莊折票利率
	銅銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	利率
	兩	元	磅	兩	錢分	錢分
一月六日	三、六〇〇、〇〇〇	七、四三〇、〇〇〇	一、六六三、〇〇〇	二、八九五、三〇〇	七	一五
同八日	三、四〇〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	一、七〇三、〇〇〇	二、八七三、〇〇〇	七	一五
同九日	三、四〇〇、〇〇〇	七、三八〇、〇〇〇	一、七二二、〇〇〇	二、八七三、〇〇〇	七	一五
同十日	三、四〇〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	二、五七七、〇〇〇	二、八四八、〇〇〇	七	一五
同十一日	三、九八〇、〇〇〇	七、八五〇、〇〇〇	二、四二九、〇〇〇	二、八三八、〇〇〇	七	一五
同十二日	三、八五〇、〇〇〇	七、八一〇、〇〇〇	二、三二九、〇〇〇	二、八六八、〇〇〇	七	一五
同十三日	三、八〇〇、〇〇〇	七、八四〇、〇〇〇	二、〇八九、〇〇〇	二、八六八、〇〇〇	七	一五
同十六日	三、七〇〇、〇〇〇	七、八四〇、〇〇〇	一、九六九、〇〇〇	二、七九六、〇〇〇	七	一五
同十七日	三、七〇〇、〇〇〇	七、七四〇、〇〇〇	一、八三六、〇〇〇	二、七九六、〇〇〇	七	一五
同十八日	三、七〇〇、〇〇〇	七、七四〇、〇〇〇	一、七二六、〇〇〇	二、七五六、〇〇〇	七	一五
同十九日	三、七〇〇、〇〇〇	七、七三〇、〇〇〇	一、七二六、〇〇〇	二、七五六、〇〇〇	七	一五

最近一週間北清へ輸出せし現銀額

香港上海銀行　百二十萬兩　天津へ
シノペルヤユーム銀行　二十萬兩　同
露清銀行　十萬兩　牛莊へ

◎爲替（自一月十一日至一月二十日）

銀塊は印度正金銀行の買付尚歇まざるに支那筋よりの買煽り漸く甚しく殊に上海現銀の大減少と事局も漸く終末に近づきつゝある爲め思惑買益劇しく銀塊は十一日二十五片十六分の五より十二日には八分の一方上り十三日には十六分の一十六日には更に十六分の一十七日には四分の一方騰貴し十八日には一時反動として十六分の一方小戻せしも十九日には一躍二十六片に上り二十日は更に十六分の三方騰貴し最近の新高値を示すに至り直先共に殆見當つかず對倫敦爲替も亦銀塊の騰貴につれて二志五片十六分の十五より二志六片八分五迄進み對日爲替は八十二兩より八十兩四分の一迄下落し先物は八十兩臺を割りて取引されつゝあり墨銀相場は其後大なる出入なく漸次平準に復さんとしつゝあるも舊年末には再び多少の動搖を見るべきか

銅元相場は別に變動なく最近湖北省は二十萬兩計り買入れて漢口へ送付せしも市場には何等の影響なく各省共舊年末の急需に應ぜし爲め日々夫々銅元開鑄の準備中にて清政府時代より引續き鑄造せる武昌南京廣東を除き長沙南昌も已に開鑄し杭州亦近く開鑄せんとす其他清江浦、河南、蘇州にて新鑄の計畫あるやに聞けり

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
	元	元	兩	兩	文	兩
一月十一日	二五、十六分ノ五	二五、十六分ノ十五	八二、一二	七九、一五	一六六、八	三九四、〇〇
同十二日	二五、十六分ノ七	二五、十六分ノ一一	八二、八分ノ一	七九、〇五	一六六、八	三九三、〇〇
同十三日	二五、三分ノ一	二六、十六分ノ二	八二、八分ノ一	七九、三五	一六七、〇	三九二、〇〇
同十四日	休業	休業				
同十五日	休業	休業				

同 十六日	三五六分ノ九	二六八分ノ一	八二三分ノ一	七九二〇	一六九一	五八一〇〇
同 十七日	三五六分ノ七	二六六分ノ五	八一〇	七九二〇	一六九九	五八九〇〇
同 十八日	三五六分ノ一二	二六六分ノ五	八一〇〇	七九五五	一六九九	五八七〇〇
同 十九日	三五六	二六二分ノ一	八〇三分ノ二	七九〇〇	一六七二	五八三五〇
同 二十日	三五六分ノ三	二六八分ノ五	八〇四分ノ一	七八四〇	一六七〇	五八七五〇

南京

◉陸軍部の組織

今回陸軍部の組織成り各局長以下の任命を見たり、其顔觸れは次の如きが、多くは若年にして黄一派のもの大部分なる由

備考 ◎印は日本留學生

總長 黄興 副長 ◎蔣作賓
參事官 林調元 參事官 黄郛
副官長 王孝繩 一等副官 唐豸
一等副官 瞿壽禔 一等副官 劉馘
二等副官 劉靖候

軍衡局
長 ◎仇亮 任官科長 何成濬
賞賚科長 楊廷傅 一等科員 彭琦
一等科員 陳摸 二等科員 高來葵
二等科員 劉文貞 同 薩貞豫

軍需局
長 ◎曾昭文
糧服科長 林鳳游 一等科員 李樹吾
二等科員 柳繼忠 三等科員 傅維四

軍務局
長 ◎沈郁文
步兵科長 陳乾 砲兵科長 周斌
一等科員 李浚 同 陳經
同 余晉穌 二等科員 張譜文
同 陳星樞 三等科員 馮宏段

軍醫局
長 ◎方聲
醫務科長 王現芳 二等科員 吳觀光
三等科員 王觀海

軍法局
長 陳嘉會 二等法官 邱祖蕃

軍械局
長 ◎翁之麟
會計科長 楊鴻昌 一等科員 吳志先
同 東日塘 二等科員 胡光智
三等科員 張銘藝

軍事科長 張華輔 騎兵科長 熊一弼
工兵科長 朱先志 一等科員 周燊儒
同 彭廷衡 二等科員 張是
同 康毓文 同 支士端

衛生科長 張修爵 一等科員 張承學
三等科員 汪行恕 同 姚夢庶

一等法官 陳登山 三等法官 楊紀宇

鎗礮科長 劉楚元

材具科長　張炳標　一等科員　李伍
一等科員　陳康時　二等科員　吳和
二等科員　冷東炎
軍學局
長　◎張承禮　教育科長　鄭開文
步兵科長　沈尙僕　騎兵科長　張鶚翎
砲兵科長　李實茂　工兵科長　徐家瑢
輜重科長　高兆奎　一等科員　唐義淞
一等科員　王兆祥　同　吳炳元
同　丁維沛　二等科員　林廷魁
二等科員　黃瑞蘭　三等科員　畢壯飛

●掠奪頻々

南京の民政は整はず、軍規亦嚴ならず、兵士の掠奪をなすもの、政府要路の私利不正を營むもの少なからず、南京の紳商にして他に避難するもの相次ぐ、依て新政府は軍律を發布し又南京衞戍總督、廣東司令長、浙江軍都督等告示を出して掠奪を禁じたり、今參考の爲これを左に錄せん

陸軍部臨時軍律

第一條　任意掠奪せる者は銃刑
第二條　婦女を强姦せる者は銃刑
第三條　良民を焚殺せる者は銃刑
第四條　長官の命令なく濫に名義を冒して擅りに民有財產を封せし者は銃刑
第五條　良民の什器及銀錢を剝去せる者は銃刑
第六條　暴力を用ゐて物資の購入を爲せる者は情狀に由りて罪を問ふ
第七條　私に人を殺傷せる者は情狀に由りて罪を問ふ
第八條　私に良民の家宅に侵入せる者は處罪す
第九條　窃盜を犯せる者は處罰す
第十條　賭博を犯せる者は罰す
第十一條　飮酒して狂暴せる者は處罰す
第十二條　以上各項に類して擾亂の行爲ある者は情狀に由り處罰す

南京衞戍總督徐爲
出示曉諭事照得金陵城內外近來時出搶刼之案人民臥不安枕本總督奉
大總統委任南京衞戍總督有整頓地方維持治安之責除通行各軍協力防範外並特派隊嚴密按巡如查有搶刼人犯立即就地正法倘係不肖軍人更當加等治罪該管官長仍從嚴懲辦以資儆戒爲此出示曉諭仰諸色人等一體凜遵切切特示

中華民國元年元月十七日

廣東北伐軍總司令長姚爲
曉諭事照得義軍光復以來各省秋毫無犯是以婦人爲孺子爭相歡迎軍人舉止文明於此可見近聞甯垣有不法徒冒充軍人肆行搶掠殊屬有損軍人名譽若不從嚴拿辦軍人名譽爲之掃地我廣軍此次北伐專爲掃除奸賊起見斷不容此等不法之徒擾害地方但甯垣爲各軍四集之區良莠恐有不齊應從嚴稽查以重軍律如商民人等遇有兵士不法行爲一面記明該兵肩章係屬某省某標某營某排某棚某號一面將詳細情形投報該部

既可以按法懲治且不致魚目混珠爲此仰轅垣內外人等知悉
如遇有本部不法兵士着即記明號數告本部毋稍寬縱切切特
示

中華民國……

◉清帝退位條件

十八日袁世凱が御前會議に呈出したりとて傳へらるゝ退位條件左の九ヶ條也

(一)清帝の退位後は外國君主と同格の待遇を受くること
(二)清帝退位後は年銀四百萬兩を給する事
(三)清帝及清太后は熱河の怡和宮に居住す
(四)清皇室の寢陵宗廟は滿人に保護せしむること
(五)清廷の生命財產を保護す
(六)滿蒙回藏は皆な中華民國と同格の對遇を受くること
(六)八旗には追て何分の議訂を爲す迄尙從來の通り口糧恩金を給與すべし
(八)從前の旗人に營業移轉の禁あるものは皆解除す
(九)皇族の爵秩財產は從來の通り保存す

寧波

當地の民情は至て平穩なる狀態にあり近來當地は盛んに御祭騒きをなし先月三十日孫文(逸仙)臨時民國大統領に選擧せられたるの電報に接したる爲め夜間盛なる提灯行列をなし城內より居留地を練り行きたるを始として一月一日より三日間夜間提灯行列をなし殊に一月三日には當間商團民團の義勇兵隊をなし樂隊先行して市中を練歩き又一月七日には城內小敎場(府中學校にして目下小練兵場に宛てられある處)に於て各外國人の主なる者を招待して民國臨時大統領及副大統領當選と改曆を祝する爲盛なる祝賀會開かれたり而して本日の新聞に依れば來る十五日は民國に於て改めて陽曆を用ゆることゝなりたるを祝する爲め各官衙は事務を休止し國旗(民國軍の國旗と稱するは五色にして赤黃綠白黑を竪に重ねたるもの)を掲げ提灯を出すべき旨一般に通達せり蓋し民國の陽曆を改用することを決定せしは客年十二月三十一日なりしを以て一般に周知せしむること能はず區々に慶祝せしを以て一月十五日には民國に屬する各省一般に大統領の就任と改曆を祝する筈なりと云ふ當地の如きは殆んと共和に熱狂せる有樣なり併し他日財政の困難より漸次重稅を課せらるゝの止を得ざるに至らば今日の歡喜は他日の嘆聲不平と變するも未だ知る可からず

浙江省臨時議會に於ては省內に於ける軍事行政財政等皆其決議に依りて實行を期する者の如く其實施の期は未だ知ることを得ずと雖ども米國を以て理想とする彼等は一省を以て各獨立の經營をなすものゝ如し其決議を舉ぐれば

浙江省地方官制

第一章　總則

第一條　全省地方に縣を設け從來の縣の區域を以て其管轄區域とす從來の府廳州總て一律に縣と稱す

第二條　縣の廢置分合或は其管轄區域を變更する時は法律

を以て之を定む

第三條　縣には左の職員を置く

知事　參事　科長　科員　書記　椽史

第四條　縣の管轄内特定の區域及島嶼には區官或は島司を設くることを得

第二章　知事及屬官

第五條　知事は全縣を管轄し其代表たり

第六條　知事は直接民政司長の指揮監督を受け各司の主務に關しては各司長の指揮監督を受けて法律命令を執行し且所屬行政事を管理す

第七條　知事の執行する事務左の如し

一　法律命令に依りて處辦すべき事項

二　縣議會及縣參事會に對して應に議決を行ふべき事項

三　縣費或は地方公費を以て支辦する所の事項

四　法律命令に依りて收入支出し且つ會計を監督す

五　地方公債及預算事項

六　其他法令に依り知事の職權に屬する事項

第八條　知事は所屬行政事務に就き其職權に依りて特別委任することを得或は管轄内に對し縣令を發布することを得

第九條　知事は緊急必要の時あるに遇へば都督に申請し或は軍政分府に照會し且つ駐在軍隊を派遣することを得

第十條　參事は知事を輔佐し各科の事務を總理し知事事故ある時は其職を代理することを得

第十一條　知事所屬に各科を設くること左の如し

民政科　財政科　教育科

各科員の數は其事務の繁簡に因り民政司に上申して認可を受け之を定む

第十二條　民政科主管事項

公共團體を監督する行政に關する事項

戸籍を調査するに關する事項

警察行政に關する事項

公益善舉に關する事項

公用徵收に關する事項

土木行政に關する事項

衞生行政に關する事項

禁烟に關する事項

其他民政に屬する事項

第十三條　財政科主管事項

會計出納に關する事項

租稅徵收に關する事項

財政整理に關する事項

地方公債に關する事項

預算編成に關する事項

其他財政に屬する事項

第十四條　教育科主管事項

教育普及に關する事項（即普通教育）

特種教育に關する事項

學校の課程を審査するに關する事項（教科書審査カ）

學校統計に關する事項

著作美術の保護に關する事項
宗教行政に關する事項
其他教育に屬する事項

第十五條　科長は知事の命を承け本科の事務を管理し課員を監督す

第十六條　科員は科長の指揮を承けて事務を分掌す

第十七條　書記は上官の命を承けて記錄に從事す

第十八條　椽史は上官の命を承けて庶務に從事す

第十九條　凡そ縣に必要の事情ありて特別に一種を設くるを要する時は民政司長に申請して之を設くることを得

第二十條　警察官署の組織及其權限に關しては別に之を規定す

第三章　區官及島司

第二十一條　區官及島司は知事に直轄し知事より都督に申請し認可を得て之を任用す

第二十二條　區官及島司は其區管轄內の行政事務を執行す

附　則

第二十三條　縣議會及參議會の組織は別に法律を以て之を定む

第二十四條　各科處務細則は知事より之を定む

以上官制實行せらるゝに至らば從來の官制とは非常の相違あり各省恰も我臺灣若しくは朝鮮と相似たり目下は從來の府治には軍政分府あり舊各縣には民事長なるものあり前知縣の事務を執行し居れるなり

又裁判制度に於ては左の如く決議せり

一　初級法院は廳州縣に設け地方法院は府治に設け（將來府治消滅すれは數縣治を合せて一適當の地を擇び一所を設立して下級の上訴事件を受理せしむるを妨げず）高等法院は省城に設け從來府廳州縣の管轄區域を以て其管轄區域とす

二　初級法院は民刑各二廷に分ち民刑推事（判事）三人乃至五人を置く院長（法院長）は廷長（裁判長）を兼ね或は民廷長（民事裁判長）を兼ね輕微の事件は則ち單獨制（立合なく一人にて裁判す）を採り繁重なる事件は則ち合議制を採る地方法院に於ける民刑廷（法廷）の數は初級法院に同じ推事五人を置き院長は兼て廷長に充つ但し悉く合議制となす高等法院は則ち民刑兩廷（各一廷）にして各廷推事五人を置く亦悉く合議制となす

三　民刑輕重事件の別なく均しく初級法院に於て受理し第一審判をなす地方法院は專ら上訴の事件に限らず事實と法律と適合するや否を審査することを司り第二審となす高等法院は則ち法律を解釋するの統一機關となす第三審の上告事件を受理し之を終審となす

四　立合臨檢並搜索逮捕刑罰執行等の事は當分の內民事長をして兼管せしめ以て經費を節す（此項に依て之を見れば警察官、檢事、監獄の事務は盡く以前の知縣と均しき民事長の職務に歸する譯なり）

以上に於て第三項と第四項とは我國の現行法とは非常の差あり知らず何國の法に模倣せるか

當地に於ける日本人商店と稱す可きものは一軒も之なく獨

り中村洋行と稱する旅館兼玉突場を開き日本雜貨を兼賣し傍ら居留外國人に對するバールームを開き居るものあり明治三十九年より今に繼續せり當地には外に外國人の旅館なきを以て時々外人の來泊するものあり其外には近來開かれたる理髮店一軒あるのみ隨て在留の日本人は此二軒の家族及使用人と當地稅關會計課長たる日本人の家族召使等にて二十人に充たず其他は上海より出張して雜貨を賣込むもの或は石炭を賣込むもの保險會社の勸誘員が一年四五回七週間の滯在をなすのみなりと云ふ日本人の商業としては三井の經理店ありて撫順炭を販賣すると大倉組の經理店ありて九州炭を販賣すると若松佐藤氏が自己の石炭を特約輸入するものあるあり石炭のみは殆んど日本品の獨占にして日本品の外には少量の萍鄉無烟炭戔克にて輸入せらるゝものあるのみなりと云ふ此外紙は獨逸品の輸入に及ばざる由なれども近來大秦洋行（前の中井洋行上海支店長秦長三郎の個人經營に係るもの）より賣込むもの亦尠からずと云ふ上海と當地との關係は已に前報に述べたる有樣なれば當地に支店等を開く者は更になし且つ其必要を認めざるなり

當地は人口三十萬位を有する市街にして近鄉には富有なる村落圍繞するあるに係らず工業は甚だ幼稚にして和豐廠（棉絲紡績工場にして目下棉花の不作と資金缺乏の爲休業）通久源（同上）通久源（油搾取場にして主に棉實の油を搾取す目下休業同樣なり）其他には小規模の石鹼工場とマッチ工場あり又電燈の發電所あれども資本缺乏して經營し能はざる爲め此頃軍政分府民政部にて引受け官業として經營すること丶なりたり以上の如くなるを以て日本商人の賣込む石炭の如きも一ヶ年三井一萬噸位大倉七八千噸位佐藤六七千噸位に過ぎずと云ふ而して此戰亂永引きて工場永く休業するに至らば隨て石炭の需用も減額するに至るべきなり

當地の經濟界は革命黨の基礎略緒に就きたるか爲めに稍恢復の狀態あり外人に對しては今尙殆んと現金取引にして困難を感し居るか如くなるも支那商人相互間には錢莊の信用稍恢復し一時手形と現金の差は百弗に對し二十弗より三十弗の開きありしもの昨今に於ては僅に二三弗となり殊に浙江省財政部に於て發行せる軍用鈔票去る三日より市上に現はれ稅關に於ても額面通りにて收納することゝなりたるを以て（稅關には軍政分府より交涉し納稅に軍用鈔票を收納したるものは每日中華銀行にて現銀に兌換し常關の分は千弗に達する每に兌換する旨を申込みたるを以て革命軍に同情を寄する稅關長は快く承諾したりと云ふ）市上の流通甚た宜しく何の故障も之なきか如し錢莊中には二三現銀缺乏して殆んと倒產の厄に罹らんとせしものありし由なれとも其後同者業の救援に依りて倒產の厄を免れ繼續營業するに至り錢莊の信用は益良好に向ひつゝありと云ふ

◉鐵道材料購入に關する支那の門戶開放主義違反(四)

……是に對する米國の煩悶……

米國　ジョーヂ、ブローンソン稿

湖廣鐵道

一九一〇年五月二十九日佛京巴里に開かれたる四國代表者間に於て次の如き取極を見たり

原借款契約第十三條を存する爲に兩買付代理者は、佛米の資本團に對し下記の條項を備ふる通知を發する事を約す、即ち買付代理者は總辦の監督により建設する各鐵道の材料購入に關しては、能ふべき限りこれを各資本團に通告するの義務を有す

調印者は湖廣鐵道及川漢鐵道の材料購入に關し一九〇九年六月六日締結の湖廣鐵道借款契約第十八條に從ひて、買付代理者を選定する事を承認す

而して借款契約の主旨に從ひ英、米、獨、佛の四國か鐵道材料賣込に關し均等の機會と權利とを有する事につとむべし

エフ、ウルビッグ
ヂー、ジヤマイソン
エム、カセネーヴ
ダブリユー、デー、ストレート

同會合に於て更に又、四國資本團は買付手數料に關しても

均等の分配に與るべき事を決定し、獨亞銀行と中英公司とは其買付代理の報酬として特に一分を取り、其他の四分は四國資本團に於て均分する事とせり、故に今借款契約を離れてこれを觀るも、材料購入は公明正大なる入札によるべき事の紳士的契約の存するを知るべし

然しながら借款契約の文言は、聊か野心を包藏せるものゝ如くにして、眞に正當なる方法によるべき旨を嚴定せず、即ち契約によれば中英公司及獨亞銀行は外國より輸入せらるべきすべての材料及貨物の買付代理たるべく、只レールを除外せるのみ、而して若し重要なる材料の買付ならざりせば、入札は總辦の旨に從てなさるべく、而して上の買付代理者は鐵道に最も有利なるべき、原價に五分の手數料を加へたる價格を以て購入すべし、然しながらこれが爲には總辦の指定による買付を最も有利なるものとす

これ抑何を意味するものぞ、若し總辦がすべての重要なる材料購入に關し入札によるならば、入札者は其價格を漠口到着値段により定むべく、落札亦買付代理に關係なく此價格を基礎としてなさるべし、若しこれ契約條項の命ずる處なりせば、買付代理者の手數料は餘分なるものにして、指名は不可也、何となれば彼等は一度入札が行はれ更に開札の行はれたる後、更に有利なる條件を得ん爲干渉する事を得ざれば也、而して若し支拂が獨亞銀行又は中英公司を通してなさるとせば、其手數料は單に會計上のものにして、五分の手數料とは代金交附に對する謝禮の別名に過ぎず

明かにすべての入札は總辦これを取扱ひ且すべての注文及費用の增加又彼の許可を待たざるべからざるを定むと雖も、吾人は買付代理者が手數料に對する報酬として、公開市場に於て最低價格に從ひ、英、米、獨、佛品皆其原產地の如何を問はず公平に買入るべき、外國材料の購入に關し尙干涉するを知る、而して買付代理者は鐵道に對し貸方に記入せらるべき運賃、保險料等を最も有利ならしめ得べし

契約條項の語法は甚だ複雜となり、これを簡明に言說せば、只重要なる購入に關する入札のみは總辦により取扱はれ、其他は總辦よりの指名により買付代理者が自由になす事となる也

於茲乎問題は起らざるを得ず、何ものが公共入札によるべき重要なる購入なるかの限界則ちこれ也、これ啻に車輛機關車及橋梁等のみに限られ、其他の材料は重要ならざるものとせらるべき乎

最も重要なる注文と雖もこれを切斷し、數部分に則ち直接買付代理者を通じてなし得べし、千二百哩の鐵道建設に要する材料は巨額に達す、故に一時に大量を注文せば元より當然入札者を募集すべき程の重要なる注文となるべし、然しながら若し技師の命により少量宛購入せらるれば、總辦元より入札者を募集せず、買付代理者を通じて直ちに購入せしむべし

此場合に於ける買付代理者の義務は何ぞや、借款契約によれば材料の購入は公開市場に於て最低價に從ひ英、獨、米佛品の別なくなすべき旨を定め、巴里に於ける議定書によれば、英獨の買付代理者は四國の製造業者をして公平均等

に入札をなさしむべき旨を規定す
即ちこれ等による其義務を忠實に履行せん爲には、英獨の買付代理者は、彼等に委せられたる各注文に對し、公告をなし廣く入札者を募集せざるべからざる也
若是等の注文が個人的に又は個人的入札によりなさるゝならば、多數の製造業者は如何にして同一の待遇を受くるを得ん、若しも英、獨の買付代理者が是等の注文を、直ちに其近親者に向つてなさば、巴里議定書の價値抑も何處にか存せんや
これが爲には只一の方法あるのみ、則ちすべての注文に對し四國のすべてのものが均等の機會を得るが如き適當の時期に於て廣告をなし、廣く入札を募集するにあり、然らずんば此議定は全く其價値なき也
此問題と關連して買付代理とは何ぞやとの問題を生ずべし、其普通の意義に於ては手數料をとりて材料購入をなすものにして、而して其代理をなすもの〻爲に、其時に於ける最上の努力をなし經驗に富み價格に關する造詣深きものならざるべからず、彼は一方の買付代理たると共に地方の賣付代理となり又は自己の依賴物を賣込み、雙方より手數料を得るが如き事をなすべからざる也、米國及英國に於ては買付代理者の義務は明かに限定せられ、其なす所よく倫理主旨に合し、これが違反は此方法の信用を失し其必要を有せざらしむ、買付代理者は相場、運賃、爲替等に關し精密なる知識を有し、彼の依賴者より其五分の手數料丈け低價に購入し得ざるべからず、米國に於ては二分五厘の手數料

も斯くの如きの仕事に對しては十分也と信ぜらる、買付代理者は製造業者とは何等の關係を結ばずして、公共の競爭を利用して其依賴者の爲に可成低價に買付をなすべき也
支那の鐵道材料購入に於ける買付代理の義務は未だかつて明かに定められし事なく、而して各代理者皆自己流にこれを解釋するを常とせり、湖廣鐵道建設の原來の權利を有せし米國支那開發會社の初期に於ては同社は、紐育のウォンハム、サンガー、エンドベートを、其鐵道材料の買付代理に選任せり、彼は極めて嚴正なる商業道德を遵守して其事を行ひ、其爲す所常に正當を失はざりき
中英公司と支那政府との間に締結せられたる殆どすべての鐵道借款契約に於て、該公司は買付代理として五分の手數料を得る事を定めたり、而して該公司は其買付代理としての權利を英國の著名なる商事會社に委托し、該會社代りて材料の買付等を經理するを常とせり、此結果は此會社が各鐵道材料製造者の代表者となるより甚だ有利なる他位となる也
前の借款契約に於ては米國の製造業者に特別なる利害關係を生ずべき問題を生ぜざるも、湖廣鐵道の借款契約に於ては、米國製の材料も其他の外國品と同一の地位に立ち、買付代理者はすべてに對し公平なるを要す、然るに吾人の聞く所によれば、中英公司は又其權利を他會社に委托せりと若しこれにして事實ならんか、吾人は其會社が、湖廣鐵道に要する材料賣込たる事を拒み、而して其任務を只他會社に注文を與ふる事にのみ限らん事を要求す、獨亞銀行亦買

付代理たるも、同じく支那に於て其任務をなすべき何等の組織なければ、其すべての注文は自然獨逸なる其近親者に對してなさるべし

殆どすべての歐米の鐵道材料製造業者は支那にある有名なる商店を其代理店となせり、而して予の信ずる所によれば、是等すべてのものに均等の利益を與ふべき樣公明正大の競爭をなさんが爲には、中英公司及獨亞銀行は其代理者として極めて力能ある代理者を備ひ、上海に首部を置いて、其すべての買付に對し公共入札を募集するの一法あるのみ、斯くの如き方法は必すやすべての公平なる商人の贊同を得べく、其結果相互の誤解を防ぎ且其互信の度を加ふるに至るべし

買付代理者の任務を限定し且公平を守らしむるも、更に公平なる買付をなさんとせば此に一の難問あり、若しも各技師が、各其好む所宜しとする所に從て設計圖を作らば、買付代理者又は總辦の公平遂によく何の効をかなさん、元來借款による鐵道の技師の自然的傾向は、其特別なる關係あるものゝ入札に便なる樣設計をなすにあり、若し亞米利加式橋梁、及軌道が米國の技師長により設計せらるれば、英國及歐洲大陸の材料は競爭の餘地なく、若し英國の分段の橋梁、軌道設計せらるれば亞米利加品及歐洲大陸品は拒絕せらるべし、若し技師長が機關車の設計をなすに全く英國式によらば、其他の製造業者は拱手傍觀の外なく、軌道其他の材料に就いても亦然り、或特別なる設計の方法により其特種の關係ある製造者の他のものを拒否するは蓋し事極めて容易也

過去に於て支那の借款による各鐵道の技師長は、それ自身の單位を用ひ、彼自身の設計により、其結果一般に競爭入札の許されたる場合と雖とも、これを彼自身の選べる或少數者に限らしめたりき

支那政府は晏然として此の如き擧を看過したる爲、今や其結果、一二〇、〇〇〇、〇〇〇金貨弗以上の鐵道資金を費やしたる今日、各鐵道の單位樣式に統一なく、車輛の交換及接續運轉は殆ど不可能にして、他時必ずこれが整理の爲更に莫大の資金を投ぜざるべからざらんとす

支那は實に今や其整理の時に達したるもの、若し一日を緩うすれば一日の損失あり、速かに今日に於て國家的の單位標準を定むるを要す、然かすれば門戶開放主義に關しても更に其障害を後日に繼續する事なからん

これ實に支那を門戶開放主義違反の淵より救ふ一方法たり若しも英國より一人、歐洲大陸より一人、米國より一人の公平無私なる外人技師を選び、支那の技師詹天裕と共に支那鐵道標準議定の委員會を開かば、此問題は完全に解決せらるべし、然らば異日他の鐵道の建設せらるゝに際しすべての製造業者は其要する所の材料の如何なるものなるかは明知するを得ん

現在に於て技師長は其時間の半は設計圖の調製及材料の積算の爲に費し、此の建設工事の監督に專らなる能はず、若し國定標準成らば其煩雜なる手數を省き、而して多くの不便不利を矯正するに至らん

機關車、車輛、橋梁及其他の材料の精細明確なる仕樣書を各國の製造者に與へ、彼等に皆入札に應ずる均等の機會を與へて眞の競爭を行はしめば、其結果は支那の蒙る利益は甚大なるべし、既に標準にして一定しこれが明確の仕樣書發表せらるれば、更に此にすべてのもの〻公共入札に附せんが爲に重要なる事あり、そは則ち上海に於ける新聞紙等へ適當の時期に於て廣告をなし、すべての會社に同一の便宜を得しむるにあり

湖廣鐵道の建設迄には尙十分の日子あるを以て、すべての重要材料購入の入札は、其開札の遙か前に於てこれを廣告すべき也、而して此時期は各商會が仕樣書を本店に送り、次便にて返事を接手し得るの餘裕を存しおくべき也、これ實に眞の公共入札の主旨に副へるものなり

結論

以上予は實際の事情を披瀝し、而してこれが救濟方法を說けり、若し支那官憲が公平たり、外國商人の好意を得、且門戶開放主義の眞の目的を達せんとせば、速に其圖を改めざるべからず、將來若し湖廣鐵道の建設等に於て、支那が從來行ひ來りし所を行はゞ、支那の信用は全く地に落つべし、千二百哩に對する五〇、〇〇〇、〇〇〇弗の借款は每哩僅に四〇、〇〇〇弗に過ぎず、宜しく公共入札の方法により低價の材料を購入すべき也

山岳疊々たる地方を通ずる米國の區段二百哩の建設には每哩一〇〇、〇〇〇弗即ち二〇、〇〇〇、〇〇〇弗を要すべし、若し廣九鐵道が每哩二〇〇、〇〇〇弗、雲南の佛國鐵道が每哩六〇、〇〇〇弗を要せしに比すれば、米國の區段の每哩一〇〇、〇〇〇弗は或は少きに失せん、支那が直接經營すれば此額を以て建設し得るも、從來の經驗上外人の監督による借款鐵道は更に高價なるを常とす、即ち全費用を合算し每哩五〇、〇〇〇金弗即ち計七〇、〇〇〇、〇〇〇金弗とせば或は正しからん、これ實に最も經濟的に尤も正直に計算したる數のみ、而して世界は湖廣鐵道の建設を、支那の信用を試むる最後の機會として重視しつ〻あり、支那たるもの大に其圖を改めてつとめて門戶開放主義を實行し其信用を回復し且多大の利益を享受すべき也(完)

◉江蘇省に於ける地方官制の改革と行政區劃の變更

淸曆十月一日より蘇州拙政園に改設されし江蘇省臨時議會に於て議決されし各種の議案中最注目に値すべきものは地方官制の改定並に之に伴ふ地方各州縣の併合とす事素より江蘇一省に關するも此種の改正は民國各省軍政府中の先聲

にして追て各省も之に倣ふものを生ずるに至るべくやがては民國中央政府の地方官制制定の骨子を爲すに至るべきか

其決議案として發表されしに實施を見るに至りたる暫行地方官制左の如し

第一條　凡そ地方舊縣府たると州たると廳たると縣たるとを論ぜず以後一律縣と稱し各縣民政長を設く

同城内に存在せし州縣は合併して一縣となし各縣の名稱は再び之を定む

第二條　縣民政長は都督に直隷し其指揮監督を受け各該縣の民政事宜を辨理す

第三條　縣民政長は應に佐治職を設くべし其分課治事左の如し

一　總務課　該縣の文牘印信庶務會計及他課に屬せざる各項の事宜を掌理す

二　警務課　該縣の巡警戸籍營繕衛生消防等の事宜を掌理す

三　學務課　該縣の教育事宜を掌理す

四　勸業課　該縣の農工商務及交通事宜を掌理す

五　主計課　該縣の各項稅捐及一切の財政事宜を掌理す

第四條　各縣民政長の辦公處は之を民政署と名け佐治職は民政長と同署にて公務を辦ずべし

第五條　佐治職は若し土地狹少事務簡單にして必しも設置することを必要とせざるものは一人にて二職を兼任することを得

產鹽の地は鹽務課を特設し得べし此場合には第四條の規定を適用す

第六條　民政長及佐治職の任期を三ケ年とす

第七條　民政長は別に定むる民政長選舉法に依り選舉し之を都督に呈請して委任す

選舉法制定以前は暫く都督より任命す

縣民政長如し其職に稱はざる事情あらば縣會より其事實を指摘し都督に呈請して其職を免ず倘し違法收賄等の事あらば該人民均しく控訴し章に照して處分することを得

第八條　各縣の佐治職は該縣の民政長より才を量りて委任し都督府に申報すべし

第九條　各縣に議會及參集會を設け其專章は別に之を定む

第十條　各縣の市制鄉制は別に之を定む

第十一條　各縣は別に審判廳檢察廳を設け新訂の法院編制法に依り民刑訴訟事件を處理す

第十二條　本官制は江蘇暫行地方制にして中華民國地方通制の頒行後は其通制に從ふ

第十三條　地方通制頒行以前に若し本官制に修正すべき箇所あらば江蘇議會にて之を議決す

以上の官制は第七條第二項即ち民政長の違法及不信任に關する條項を除き他は何れも一月十九日即ち清曆十二月一日より實施さるゝに至り第一條に規定せる州縣の廢合縣名の變更も左の如く發表さるゝに至れり

（縣　名）

吳　縣　舊長州元和吳の三縣を合併す

洞庭縣　舊太湖靖湖の二廳を合併す
吳江縣　舊吳江震澤二縣を合併す
常熟縣　舊常熟昭文の二縣を合併す
崑山縣　舊崑山新陽の二縣を合併す
以上舊蘇州府治にして蘇州府を廢す
華亭縣　舊華亭婁の二縣を合併す
奉賢縣
金山縣
上海縣
南滙縣
川沙縣　舊川沙廳を廢す
青浦縣
以上舊松江府治にして松江府を廢す
武進縣　舊陽湖武進の二縣を合併す
無錫縣　舊無錫金匱の二縣を合併す
宜興縣　舊宜興荊溪の二縣を合併す
江陰縣
靖江縣
以上舊常州府治にして常州府を廢す
丹徒縣
丹陽縣
金壇縣
溧陽縣
以上舊鎭江府治にして鎭江府を廢す
太平縣　舊太平廳を廢し縣に改む

太倉縣　舊鎭洋縣と太倉州を合併す
嘉定縣
寶山縣
崇明縣
以上四縣は舊太倉州治下なりしも今回之と廢す
江寧縣　舊江寧上元の二縣を合併す
江浦縣
方合縣
句容縣
溧水縣
容淳縣
以上舊江寧府治にして江寧府を廢す
山陽縣
阜寧縣
鹽城縣
淸河縣
桃源縣
安東縣
以上舊淮安府治にして淮安府を廢す
銅山縣
蕭縣
沛縣
邳縣　舊邳州の地を縣に改む
豐縣
碭山縣

宿遷縣
以上舊徐州府治にして徐州府を廢す
東海縣　舊海州を廢して縣に改む
贛榆縣
沭陽縣
以上舊海州治下なり
江都縣　舊江都甘泉の二縣を合併す
儀徵縣
高郵縣　舊高郵州を縣に改む
興化縣
寶應縣
泰　縣　舊泰州を縣に改む
東臺縣
以上舊揚州府治にして揚州府を廢す
海門縣　舊海門廳を縣に改む
南通縣
如皐縣
泰興縣
以下舊通州治下なりしも州を廢せり
以上の如くにして從來の行政區劃は變更され舊時江蘇八府三直隸州一直隸廳六十二縣三州三廳は六十縣となり各縣は何れも都督に直屬するに至れり而して現に都督は蘇州に莊都督江北に蔣都督に上海に陳都督の三都督あるも江北及上海の都督は早晩裁撤さるべく結局蘇州都督が全省を統轄することゝなるべきも交通不便なる江蘇內地殊に都督所在地と隔絕せる江北地方の如きは都督と縣との中間監督官廳なりしを果して蘇州政府の威令が完全に行はるゝや頗る疑はしきも兎に角地方官制としては愷に一進歩と稱すべく唯當局者其人を得ざれば折角の官制も何等の效をなさゞるべし左に從來の官制と新官制とを比較して參考に資せん

布政使司　分巡道　府　縣
（舊）總督—巡撫—按察使司—分　守　道—州（直隸）—州
提學使司　其他の道員　廳（直隸）　廳

（新）都督—民政司—縣民政長—總務
　　財政司　　警務
　　外交司　　學務
　　法院籌備處　勸業
　　主計

◉章炳麟の演說

中華民國聯合會第一回大會に於て

本會の性質は政府に對し監督補助の地位に立つ、其主張すべき事の如何を諸君に告げん

中國は元來舊國で新開の國ではない、其良法美俗の保存すべきものは之を保存すべく、盡く變換することは出來ぬ、中國と米國とは全く同樣には行かぬ、米國は新に建つた國で其施設は曾隨意に拵へたので、中國に比すれば容易だが習慣に拘束さるゝ事がなかつた、又佛國とも餘程懸隔がある、佛國は破壞の國で一切を改革したるものである、中國はそれとは違ふ、若し全然習慣を改むることは迚も出來ない、米國の各州は本と殖民地で各特權があるので、吾が各省の行政區劃の如く久しき間統一されたとは趣きが違つて居るから、此統一を破壞して米國の分離に做ふことは出來ぬ、所謂獨立と云ふものは滿洲朝廷に對して云ふので新に建つた民國に對して云ふのではない、將來は只だ山川の區劃に依りて三十六郡の例に做ふ丈けである、唯だ大統領を置きて其權を制限し民主專制の弊を防ぎ佛國の制限と稍々近ふするのである、大統領の外行政官は人民の選舉によらぬことゝして、行政部は議院に對して完全の責任を負ふ樣にする、米國の如く極端な分權をしてはならぬ、外藩に對しては仍ほ統屬主義を行ひて、言語生活方法の同化するを俟つて、本部の政權と平衡を保つようにせんければならぬ、三權分立の說は現今各國の定制であるが、吾國は三權の外に教育糾察の二權を獨立させねばならぬ、教育と他の行政は關係が甚だ少くない、且つ教育の主義が定まると常に變ずべきものでないから、教授に任ずるものは專門の學識を要するので、內閣の進退に隨はないやうにせんければならぬ、糾察院は大統領より普通人民に至るまで、皆彈劾する

ことが出來るから、大統領が隨意に變更することは出來ぬ臨時大統領(孫文)は考選考績を獨立にしたいとの主張があつたが、法理上から云へば詰まる所一部分の事に屬して獨立する理由はない、そこで內閣內に專局を設けて管轄すべきである

近來民問題に對しては頗る純粹な社會主義を主張するものがあるが、歐洲列國の如く民度の高い所でさえ尙ほ適用せぬ位であるから、況して中國では駄目である、唯だ國家社會主義は其方法を眞似るべきものである

一、田產を制限することであるが、虛設することは出來ぬ定數は現在田產の最高額なるものを調査して此を擧げて制限をつける

二、累進稅を行ふことであるが、之は農工商者に對して皆さうである

三、財產の相續を制限することで、凡そ家主歿後の遺產は子弟を敎育すると其の修身衣食に資するに足る丈けを限度とし其餘は國家に沒收することゝする、土地國有の如きは富者の田地を奪ひ貧民に與ゆる譯で、大に理に悖るから地價に照して悉く政府より買收するには金がない、故に絕對に行はれ難い、共產主義の軍備制限は只だ兵力完備せる國では宜しいが今日の中國には六かしい、財政問題の如き現時は只だ整理するのみで、增加は出來ぬから脫稅や橫領を防いで、稅率を改正して平均に負擔せしむるので、是は政府の收入は必ず前日よりも倍加するのである、國が富めば澤山だ國民經濟は金融機關を發達させて整理させんければ

ならぬ、幣制の統一は國庫關係の銀行を設立することで實に今日の急務である

以上は內政に就て論じたが、對外策に至りては國際間の平和を主張し侵略政策を採らぬ事は殉に君が國特有の國家道德て各國に秀てゝ居る但し亦た他國の侵略を受けない自衛の爲めには適當の方法を以て國權を維持せんければならぬ、此外に中國固有の美風良法に關しては保存すべきものを斟酌して更に諸君に告げやうと思ふ

一、婚姻制度は故の通りにして早婚を禁ずれば宜ろし、蓄妾は國民經濟にも個人上にも妨害が多い、家產の發達を妨げると道德に乖謬するのは蓄妾の浪費が十中の七八を占めて居る、昔の官吏がその通りてある、そこて將來は蓄妾を禁制することにし、之を改めざる官吏や議員は免職するのだ

二、家族制度は在來の儘にして支子に均分するのと惡逆を徵治し、內亂嚴科の如きは改めてはいかぬ、唯だ死後の相續は斷然禁ぜねばならぬ、生前に養子することは禁ぜない

三、中國は本と國教がない、何れの宗教ても國教と定めてはならぬ、信教の自由に任せても白蓮教や無爲教の如きは學部から教理を檢定して始めて公許することにするがよい、政教分離は中國の舊俗てあるから僧侶と宣教師は官吏となり又は選舉權を持つことはならぬ

四、本國人にして本國の境內にありて外國の籍に入るものは必ずしも舊法律謀反の罰に依るには及ばないが之は禁ずべきてある、外國に流寓せるものは此限りてないが、是等は國籍から削除せねばならぬ、若し今後外國に居留するもので外籍に入るものは先づ政府の許可を得ねばならぬ

五、公民權を承認するには財產は納稅額によらないて字を識りて居るものを標準とすれば無智文盲の徒が當選して智識あるもの不遇を免るゝ譯である

六、速かに語言の統一を謀るには邦音を使用し或は妄りに外國語を交ぜて人の解釋に苦む樣のことのないようにせねばならぬ

七、賭博は人の僥倖心を啓ひて正業に妨害があるから嚴禁する必要がある、又競馬鬪牛等もそうてある

八、公衆の場所で外國人に倣つて接吻舞踏をなすは男女雜踏して大に風紀を破壞するから警察より禁止することとせねばならぬ以上は私が中國の前途に對して保存すべきものと禁止すべきものゝ概略を擧げたのてある(完)

◉正金特貸狀況

滿洲に於て正金銀行が特別貸付を實施して以來此に一年、昨明治四十四年末に於ける其貸出狀況次の如し

▲地方別	口數	金額
大連	一五五口	七四七、六五〇円
地名		

職業別	戶數	金額
旅順	六	二二、二〇〇
管城子	二	三、五〇〇
貔子窩	一	一、〇〇〇
瓦房店	三	四、七〇〇
大石橋	二	五、〇〇〇
牛莊	五	二八〇、六五〇
遼陽	三	九、〇〇〇
奉天	四	二八、〇〇〇
千金寨	一	二、五〇〇
鐵嶺	七	一五八、一〇〇
公主嶺	二	四、〇〇〇
長春	四	二〇、一〇〇
安東縣	一	三〇、〇〇〇
計	一九六	一、三〇九、四〇〇
▲職業別		
職業	戶數	金額
一、航運業	二	一一〇、〇〇〇
二、農業及牧畜		
農業	七	五九、五〇〇
牛乳搾取業	二	四、八〇〇
計	九	六四、三〇〇
三、製造工業		
水道及電氣供給業	二	二七〇、〇〇〇
製粉業	一	一四〇、〇〇〇
油房	二	三一、五〇〇

硝子製造業	三	一六、〇〇〇
煉瓦製造業	三	九、五〇〇
石鹼製造業	三	七、七〇〇
製氷業	一	三五、〇〇〇
高粱酒製造業	一	一〇、〇〇〇
日本酒製造業	一	二、〇〇〇
醬油釀造業	七	二九、二〇〇
味噌製造業	一	一、四〇〇
菓子製造業	一	二、〇〇〇
餡粉製造業	一	一、二〇〇
鐵工業	三	一〇、五〇〇
銅及亞鉛工業	一	一、七〇〇
大工及指物職	一〇	八、八〇〇
左官職	一	八〇〇
鑢目立業	一	四五〇
防寒靴製造業	一	一、五〇〇
土木建築請負業	八	三〇、二〇〇
計	五三	六〇九、九五〇
四、商業		
材木商	九	七八、〇〇〇
石材商	三	七、五〇〇
獸骨商	二	六、〇〇〇
藥類商	四	二七、八〇〇
綿類商	一	六、〇〇〇
瓶類商	一	二〇、〇〇〇

酒商	二	七、五〇〇
薪炭商	二	一、三〇〇
米穀商	一	八〇〇
食料雜貨商	四	一一、五五〇
和洋雜貨商	七	二五、七五〇
呉服商	三	五、六〇〇
毛織物商	一	二、五〇〇
古着商	四	一五、四〇〇
古物商	一	二、〇〇〇
電氣用品商	一	四、〇〇〇
自轉車商	一	二、〇〇〇
印刷及文具商	一	一、三〇〇
書籍及文具商	二	八、五〇〇
陶器商	二	一、八五〇
畳商	二	三、四〇〇
雜貨建築材料輸入商	二	七、〇〇〇
用達商	三	八、〇〇〇
洋服商	四	九、五〇〇
運送業	四	五、〇五〇
旅館及下宿屋	七	二三、一〇〇

蕎麥屋	二	二、一〇〇
豆腐屋	一	八〇〇
質屋	三	五、九〇〇
度量衡器其他金物商	四	一〇、〇〇〇
仲買商	一	二、五〇〇
辨當仕出屋	一	五〇〇
計	八六	三二五、三〇〇
五、雜業		
貸屋業	二五	一一八、九〇〇
寫眞業	一	二、五〇〇
湯屋	五	七、九五〇
醫師	六	一七、八五〇
理髮職	一	四五〇
洗濯業	一	一、〇〇〇
苦力收容所	一	二九、〇〇〇
車夫收容所	一	一二、〇〇〇
代辨業	一	四、五〇〇
雜業	四	五、七〇〇
計	四六	一九九、八五〇
總計	一九六	一、三〇九、四〇〇

◉天津の借款問題

陳直隷總督は天津市面救濟の爲外資を借らんと欲し、早くこれが計畫を進めつゝあり、今回愈〻國と二百四十萬兩の借款を爲すの議熟し、契約の草稿迄起案せられしが諮議局の不贊成の爲遂に又中止となれり

聞く所によれば元來同借款に就ては總督より諮議局に照會し、諮議局亦贊成同意せるものなる由にて、清曆九月十五日の其往復文書は其眞相を語る、曰く

陳總督よりの照會

天津市面危迫し迭ば商會各錢商に促し法を設け維持すべきを以てし並に省の銀行に促し通籌接濟し以て全埠の大局を保全せん事を以て當さに司道と督同し連日商議せるに庫款は空虛にして從つて籌借すべき道なし茲に交涉司は滙豐德華兩銀行に於て銀二百萬兩を借入を允し一年を以て期と爲し公家實業股票と烟酒稅の兩種を以て抵保と爲さんと聲明せり查するに津埠の市面は全省商民の命脈の關する所此窘迫危險の時に別に補救の法なければ此の借款を以て議定を待ち籌濟せんとす特に函達し即貴局の迅速協議の上示復を請ひ以て即日具奏し眉急を濟ふに便ならしむ云々

右に對し諮議局より同日附左の回答を陳總督に送れり

諮議局よりの回答

頃ろ函示を奉す市面危迫借債を以て接濟するに付本局に於て協議すべきを命ぜらる因て直ちに公同討議せしに督津埠の銀根奇窘し市面の現狀恐慌異常なれば大家の現銀を籌して流通接濟するに非れば以て人心を安んじ亂原を靖んずるに足らずと爲し滙豐總華より息借の銀款一節は自ら一時權宜の計と爲し業てに公同認可し以て我總督の迅に奏し且奏するに燃眉を濟ふを以てするを請ふ云々

而して此滙豐銀行との借款失敗に歸したるより、更に今回

墺國との借款の議成りしものなるに、諮議局は全然これに反對し遂に成立するに至らざりき、其借款契約の草稿次の如し

宣統三年十一月二十六日即西曆一千九百十二年一月十四日墺國斯扣達威爾克清國代表瑞記洋行（以後即名けて公司と爲す）は清國政府の擔保及順直諮議局の議決を經直隸總督の派せる代表直隸交涉司王克敏と此合同を訂し天津市面維持の用を爲す公司は清國に在つて行商する年有り且素來感情極めて厚く今友道の誼を增厚する爲に公司は英金三十萬磅を借與ふるを情願し以て天津市面の維持を期す其辦法下の如し

一、該公司は合同に簽字の後七日內に於て直隸總督に英金十五萬磅を交與し二十八日內に再び十五萬磅を交し共に借款三十萬磅の數と成す若し期を逾へて交付する能はざれば此合同は即應に廢となすべし

二、此項の借款は直隸總督より應に奏准辦理すべく有らゆる奏案及奉旨の件は均しく應に此合同の後に抄附すべし

三、此次借款英金三十萬磅は順直諮議局の議決を經有らゆる議決の公文及直督と來往の公文は應に此合同の後に抄附すべし

四、直隸總督は應に北京政府に請ひ擔保し直督は應に此合同內載する處の各節を實行し若し直督が合同に照し實行する能はざるの際は北京政府應に實行を擔任す

五、順直諮議局議決し及奏准せる後直隸總督は應に外務部に請ひて正式の公文を以て澳國公使に照會すべし

六、借款は應に九五扣を按じて（九割五歩）交納し即百磅毎に金九十五磅を交す

七、此借款英金三十萬磅に付直隷總督は應に第十四條の指名の地點に於て公司に年利息六厘を半年毎に付し即毎年西曆六月三十日及十二月三十日を付息の日と爲し一千九百十二年六月三十日を初次の付息の日と爲す其息銀は須らく借款交清の日より按じて起算す

八、此借款英金三十萬磅は應に五年にて還清す、西曆一千九百十二年一月一日より起算し第一年は籌還を庸るなく第二年は英金十二萬磅を還し第三第四第五年は六萬磅を還し共に三十萬磅と爲す

九、順直諮議局は此項の借款の本利俱に應に期を按じて實足交付するを承認し並に此項の借款は清國政府應收一切の攤稅を免去するを聲明す

十、此項の借款の本利は應に本省の烟酒稅を以て抵押とし毎年收むる所大約八十萬兩の數に在り若し此項の抵款收數本利を應還するの數に足らざれば直隷總督は應に別に他物を籌して抵當と爲すべし

但該抵押の物は須らく公司に於て認可すべし以上抵押の物は再び他款を借るの抵押と爲すを得ず該抵押の物の毎年收むる處の進款が毎年本利を應還するの數に足敷すれば即北京塊國公使に應に交與し本利俱に時を按じ交付せる時は該公使は抵押の物に干預するを得ず倘し期に到り本利缺付するときは公道の時日を展緩するを除くの外即應に該抵押物を以て直隷總督と塊國公使に交與し之を公認し公正の人にて經理す若し嗣後抵押の物を以て他項の抵押と爲し或は轉賞することあれば此次の借款は應に優先償還すべきを聲明す

十一、此借款英金三十萬磅は專ら天津市面維持の用と爲し他事には擅に動すを得ず

十二、應に出すべき本利併付の（股票）株券は其數目須らく兩面にて其式樣を商定し合同に載す所の者を照付して辦理す

十三、此等の股票は第一年の籌還を庸ゆる毋きを除くの外毎年應に攤還一次し定むる所の毎年應還の數に至り止と爲す其股票は付過の後は即ち應に廢となす

十四、此等本利併付の股票は應に英京倫敦に在つて付錢す

十五、股票は期に至り或は應に利を付すべきの日には十四日前に即應に應須の款を以て兌寄し以て股票の贖回に便にす

十六、此合同は直隷總督にて調印後藩使亦應に調印すべし

十七、此合同は應に華文英文を以て五部を印成し公司に二部を收存し直督に三部を收存し糾葛有るに遇へば應に英文を以て準と爲すべし

證據の事を爲す此合同五部所訂の日に照らし兩面會同天津に在つて簽字し並に直隷總督及藩使調印す

塊國斯扣達威爾克公司清國代表瑞記洋行經理人已具簽字

見證人直隷總督派する所の代表直隷交涉使王克敏簽字

此の合同は十四日を以て調印せらるべかりしを順直諮議局の反對するにありて尙調印の運びに至らずと云ふ

◉奉天の燒酎製造業（一）

燒酒製造業は油房と共に滿洲工業中最大事業の一にして奉天は其尤も旺盛なる地なり現在奉天近郊にある燒鍋の數十六戸あり其班數資本額等を示せば

商號	班數	資本額	資本主	執事人	所在地	距離
永增興	二	廿萬吊	增昇長(錢舖)	馮順	城南十里河	六〇清里
永隆源	二	同上	聚隆源(支設)	陳向賢	十門房北三同	
聚隆源	二	同上	大德隆(錢舖)	李景瑞	城西沙嶺	四〇同
永成源	二	同上	山西范氏(廣泉永)	孫興岐	十間房北通二同	
永源生	二	二五萬吊	同上	李樹深	樹林子三同	
復泉涌	二	二五萬吊	廣泉永(錢舖)	胡慶萬	同附近	
體泉涌	二	三萬兩	富森峻(錢舖)	趙連聖	城北清水臺	五五同
慶豐泉	二	十八萬吊	奉天王慶	王國君	城北平羅堡	四〇同
萬豐涌	二	二五萬吊	奉天簡姓	王天財	城東石官屯	六〇同
廣成泉	二	二十萬吊	阿什朱永劍姓	張景福	城西北蛇山子	九〇同
積順泉	二	同上	山西劍姓	李錫麟	城北阿吉手永百同	
世義泉	二	三十萬吊	世義信票莊	曹之舖	城東柳相屯	五五同
增盛涌	二	同上	增昇長(錢舖)	孫生遠	同上四方臺	四〇同
義盛泉	二	同上	廣泉永(錢舖)	郭延棟	同上官屯	四〇同
萬隆泉	二	二五萬吊	山西周姓天益堂葯房	胡玉春	小東關外一同	
晉泉涌	二	三二萬吊	山西張姓	楊岐盛	城東南姚千戶屯	六〇同

每戸均しく二班なるは從來三四班にて製造せるものなりしが清國官憲は四二年度より民食缺乏の恐ありとて一戸二班つゝに制限せるが故なり

燒鍋の組織　燒鍋は工場及原料、製品の貯藏馬匹飼養場或は多數工人店員の宿所客室及店舖を設備するが爲め廣大なる地面及家屋を要す即街路に面して店舖を構へて取引其他營業の事務を處辦する所となし廣大なる院内に馬匹豚の飼養所原料高粱及大小麥小豆の堆積（丸太及高粱稈を用ひて骨組し外壁を塗りて圓塔形に造りたるものを堆と云ふ一堆三百石内外を容る可し）製品たる燒酒の假置場に充て其周圍に工場又使用人の住房あり即

前拒（營業場）六七間、客房三間、手代宿舍五間
前拒（炊事場）三四間、杜子宿舍六間、院内手代宿舍五間
大炊事場六間、製酒廠（每班三間）、淨房（仕込場）（每班三間）
盛麴廠（麴製造所）六間、麴房（麴貯藏室）十五間、製酒倉庫六五間
糟腿宿舍八間、器具置場五間、家具置場六五間
外車置場五間、粮廠用地五畝、家畜廠十間
燃料置場六畝、養豚廠十畝、菜園（工人ノ副食トナルモノ）三畝
一畝約我百八十坪强（開埠局にて用ふる率）

使用人は營業部即取引販賣に從事するものと工人との別あり店の大小によりて其數均しからざるも營業部としては執事（支配人）以下六七名乃至十數名あり大燒鍋に至りては二十名にも達すと雖も今は一般に一戸二班以上有せざるを以て多人數を要せず工人は一班即一組に大概六人を要す故に二班なれば十二人を要す此外糟腿及苦力厨夫を使用す其使

用人工錢を記せば

執事人(支配人)一名　年俸七百元乃至八百元

附執事人　五六名　一名年俸　三百元乃至四百元

此等毎年の利益配當金は三年間記帳し三年に滿つれば褒金となし執事人の持株となるなり

看麹執事人(麹の出入を取締るもの)　一名年俸五六百元

毎年の配當金は三年積立置き滿三年に至れば之を配當す

一等番頭　年俸百三十元

二等番頭　同　百　元

三等番頭　同　五、六十元

院内手代　二三十名　一名月俸平均八元

杜子助手　一班六名　同　上均平十元

亦壓碎器回轉に使役する馬四二四頭以上を飼養す如斯なるを以て燒鍋は須く固定資本並に原料購入のため多額の資本を要し一燒鍋を開設するには大に至りては六、七萬元小と雖も四、五萬元を要すと云ふ而して毎年冬季穀物出廻期に於て價尤も廉なる時を見込み小燒鍋と雖も一戸能く高粱千八百石以上大麥五百石小豆五百石及燃料(主として石炭にて搬順、本溪湖炭を用ふ)を仕入貯藏す此の仕入原料のみにても約三萬五千元を要すと云ふ若し冬季中買入たる原料にて不足せば隨時店員を北方長春、哈爾賓方面に派して買付せしむ故に農家に前金を渡し代物として受取るが如き慣習は全然無と云ふ

製造一班　工場は原料壓碎場及製麹所(製麹所)製酒部の三部に分れ壓碎場の一半は壓碎せし原料の倉庫に充て一隅に原料混合器の設けあり混合器の内より分量を定めたる箕を以て原料を量り壓碎器に移して壓碎す其壓碎器を碾子と稱す直徑一丈の平滑なる圓形の大石盤の中央に軸柱を立て之に碾車直徑四尺乃至五尺長二、三尺の石製ローラーを取付け之を馬驢に挽かしめ回轉す而して一戸大概碾子五臺を据付く第一回は第一の碾子にて粗碎し第二回は即仕上なるを以て第二の碾子にて細末に碎く故に第一の碾子は二頭の馬驢を使役し第二の碾子は三頭を使用す如斯なるを以て五臺の碾子にて十二頭を使用し半日にて交代せしむるを以て二十四頭を要す細末に碎きたる原料は倉庫に搬入し高粱は扁平に壓碎するなく大麥小豆の壓碎せしものは製麹所に於て適度に蒸して麹となす麹の製法は蒸したる壓碎麥を箱に移し數十名の小僮をして足踏せしめ長方形の塊となす其形恰かも大なる磚瓦に彷彿たり其一回の重量乾燥せしものにて大概十兩あり製造所の一半を仕込場に充つ仕込場を淨房と云ふ淨鍋を据置せり淨鍋は毎班大概十六個を据置く而して仕込の方法は麹を再び紛碎して扁平に壓粹したる高粱を蒸し冷して後粉碎せし麹(酒母)と混合して之に冷水を加えて淨鍋の内に仕込み醱酵せしむ而して芳薫の發するに至ては夏季は早くも五日間冬季は寒氣強きを以て淨房に適度の暖氣をとりて九日又は十日間を要すと云ふ淨盤(竈)は製酒所の左の一隅に設け地下を深く穿ちて竈を築き其上部に大なる鐵鍋を置き其上に二寸以上の厚味ある板にて造りたる桶を繼合せしめ蓋には酒淨(蒸溜器)を据付くるため中央に穴あり而して酒淨は上りて蒸溜す故に酒淨の胴面の下に穴あ

り其穴を取付酒海（柳條を編て造り內部毛頭紙數枚を重ね貼り塗油したるものなり）に蒸發せる製酒下流して流込む五酒淨（蒸溜すること五回）を以て一班の製産高とす一酒淨約九十斤を產出す故に五回にて四百餘斤の燒酒と五六十斤の糠を得るなり而して酒淨は錫を以て造り線青及金氣の出づるを防ぐのみならず耐久力あるが故也亦燒酒は四季を通じて製造するも麴は春舊三四月秋は舊八九十月の三月を限りとす之れ盛暑極寒の時季を佳とせざる故なり

◉滿鐵四十四年上半期事業

▲鐵道　滿鐵本線に在りては前年度より繼續施行せる奉天、昌圖、千金寨及び蓋平の各停車場に於ける鐵骨貨物上屋の設備を始じめ更に虹牛哨外四停車場の新改築を爲し且つ北沙河口工場線の增設、大連停車場崖壁切擴げ、沙崗、蓋平兩停車場に於ける乘降場、鞍山站川外一箇所に於ける橋梁、長春停車場に於ける連絡貨物積卸場の改築、本線及び支線に於ける十七呎六吋橋梁鐵桁の改造其他轉車臺、石炭置場の新改造、電線の架設工事等何れも其重なるものなり

次に車輛の組立を了せるものはコンソリデーション型機關車六輛、インスペクション、モーター、カー一輛、一等食堂合造車三輛にして外に朝鮮鐵道連絡用寢臺車一等手荷物合造車、手荷物郵便合造車各三輛の製作をも竣功せり

▲電氣　大連發電所に在りてはエコノマイザー給炭機及び運炭機各一組並に汽罐二基の增設を爲し大連其他各所の電燈設備に在りては漸次需要の增加に伴ひ內外線條の延長及び建柱工事を施行せり而して期末に於ける線條の延長は大連百三十九萬三十七呎、奉天三十一萬二千五百十呎、長春二十八萬四百八十二呎、安東縣十四萬二千三百六十二呎に及べり又電氣鐵道は大連、老虎灘間約四哩の軌道延長工事を施行し四十四年八月十六日其運轉を開始し小崗子外一箇所に貨物運搬用引込線の敷設替又は新設及び鐵柱の建設工事を施し且つ客車十輛の組立を了せり而して期末に於ける電線路及び軌條の延長は電線路十六萬千七百二十二呎、軌條二十四哩七鎖なり

▲瓦斯　漸次需要の增加に伴ひ引用鐵管の延長瓦斯機關の据付其他瓦斯器具修繕工場の新設並びに附屬機械の設備を施行せり而して期末に於ける埋設鐵管の總延長は本枝管を合して三萬五千九百二十二間餘に及べり

▲築港　當期間に施行したる築港事業の主なるものを擧ぐれば左の如し

東埠頭岸壁改修工事東防波堤工事、西北防波堤築造工事、寺兒溝海面埋築工事及灣內の竣渫工事は引續き之を施行し東埠頭岸壁改修工事は全工程の七分六厘、東防波堤工事は同九分二厘、西北防波堤工事は同三分一厘、寺兒溝岸海面埋築工事は同二分八厘を竣功し灣內の浚渫は當期中十二萬六千十二立坪に達せり

其他中央埠頭岸壁及基礎改良工事、大山通埠頭修築及護岸築造工事、寺兒溝海岸石油陸揚機橋築造工事、及旅順港海岸貯炭場埋立及石炭機橋增設工事等を施行せり

コンクリート方塊は西北防波堤築造用其他用を合して千百三十八個を製造し場所詰コンクリートは東埠頭岸壁改修工事に於て一萬四千四百立方尺、東防波堤工事に於て一萬七千二百十六立方尺、西北防波堤築造工事に於て九萬三千九百八十四立方尺、中央埠頭壁岸改良工事に於て五萬二千四百八十四立方尺を製煉せり作業用船舶は働鏈式浚渫船平島丸、鐵製汽走底扉船土運南山丸及鋼製五噸起重機臺船一隻を購入し給水船一隻を製造せり

▲埠頭　大連埠頭構内の道路、排水溝の新改築、荷役用線路の砂利敷及び器具の新調、手荷物取扱所の新設、其他上屋、倉庫の模様替等を主なる事項として營口に於ては貨物下敷用枕木三千本の購入を爲し河岸盛土工事其他倉庫及び構内線路の模様替等を施行せり次に上海に埠頭事務所上海支所を開設することゝし同地に於て埠頭用地二萬餘坪、上屋及び倉庫九棟總建坪數三千百三十八坪其他建物及び附屬諸設備を買收せり

▲工場　北沙河口工場新設工事は引續き之を施行し前年度より繼續せる鑄物、貨車修繕、製材、模型、車輪制動機の各職場の新設、作業用電氣動力設備、選車臺一基の据付及び當期間新に着手したる鑵職場、客車職場並びに塗職場の新設は塗職及び電氣設備の一部分を除くの外全部之を完成し其他木材乾燥室の新設上下水道、構内地均工事等を施行せり各職場に於ける機械設備の當期其据付を完了したるものは三十噸揚電氣起重機四基一噸乃至三十五噸揚電氣若くは手動起重機十一基、諸機械二百餘種にして期末据付中に屬するものは起重機其他諸機械四十餘種なり

▲旅館　大連ヤマトホテルの新築工事は引續き之を施行し期末約其二分を竣功し又星ヶ浦ヤマトホテル附屬別館の新築は當期中之を完成し其他旅順、奉天、長春の各ホテル内外の設備を施せり

▲諸建物　當期間施行したる主なる工事中竣功したるものは

前年度より繼續せる北沙河口に事務所一棟、鐵嶺外二箇所に社宅十棟の新築及當期間新に起工せる大連外三箇所に事務所四棟總坪數二百四十九坪、安東縣外十四箇所に各種社宅三十九棟總坪數二千四百十九坪、劉家河二箇所に倉庫三棟百八十六坪、大石橋外一箇所に貸付家屋四棟二百十七坪の新築工事等にして期末未竣功に屬するものは奉天に事務所一棟二百七十九坪、瓦房店外十二箇所に各種社宅三十三棟二千五百四十六坪、奉天外一箇所に貸付家屋三棟九百二十八坪の新築工事等なり

▲地方事業　當期に於て施設したる地方事業の大要を擧ぐれば左の如し

(一)土木　地區計畫は當期間湯崗子及び安東縣附屬地に新に之を定め且つ遼陽、奉天、鐵嶺、開原、昌圖、四平街、公主嶺及び長春の各附屬地に於ては從來の計畫を擴張し又は其一部を改定せり而して前年度より引續き施行したる長

奉外一箇所に於ける道路築造工事、奉天、長春外一箇所に於ける排水路及び水道工事等は其一部分を除くの外之を竣功し更に大連外十四箇所に道路築造又は水道排水路工事を施行し且つ長春に宅地地均し工事及び熊岳城苗圃其他に於て植樹栽培を施行せり

(二)病院及衛生　四十四年六月十九日奉天分院石橋子派出所を廢止し同時に鷄冠山出張所鳳凰城派出所を開設し又前年度より繼續施行したる大連醫院の病棟增築、瓦房店、遼陽、奉天、鐵嶺及長春の各分院に於ける病棟其他の新築工事並安東縣分院の本館、橋頭、鷄冠山、本溪湖の各出張所新築工事は當期中之を完成し尙遼陽分院本館の基礎工事、長春及安東縣分院の病棟及附屬家屋の新築工事を施行せり

衛生に關しては春季以來赤痢其他傳染病の漸く各地に蔓延の兆ありしを以て前年度冬期以降ペスト防疫の爲め未だ檢疫醫の列車內に乘務し居れるを幸ひ防疫部に謀り同檢疫醫をして列車內傳染病患者を發見したるときは速に隔離治療の方法を講ずると共に一般に個人衛生の注意を喚起し大連に於ては附屬地內十九箇所に於て特に煮沸水を供給する等專ら防遏に努めたる結果漸次終熄に近づきたるも八月二十日更に大連及び小崗子に於て各一名の虎列剌患者發生し延て同患者を續出するに至れるを以て一層豫防の法を嚴密にし一面に於ては沿線主要驛に於て汽車檢疫を開始し豫防施設を實行したる結果附屬地內に於ては僅に二名の患者を出せしに止まれり

(三)敎育　四十四年四月二十五日昌圖尋常高等小學校に特別學級を附設し同地に於ける清國高等小學堂卒業生を收容して日本語の敎授を開始し續て五月二十日工業實習生の敎育を開始し機械科、電氣科土木建築科は大連工場に於て鑛業科は撫順炭坑に於て各其實習に服せしむることゝし又同年七月二十一日奉天尋常高等小學校本溪湖、橋頭の兩分敎場に實業補習學校を附設したる等にして營繕に關するものは

前年度より繼續施行せる鷄冠山小學校の新築は當期中之を竣功し更に熊岳城、大石橋、奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、長春の各小學校に於ける敎室又は寄宿舍の新增築及醫平公學堂敎室及展內運動場の增築並南滿醫學堂附屬寄宿舍の新築工事を施行せり

今當期末に於ける學校數及び生徒數を擧ぐれば

學校數は尋常高等小學校八箇所、同分敎場七箇所、公學堂一箇所、實業補習學校十四箇所にして生徒數は尋常高等小學校及公學堂を合して日本人千七百二十一人、淸國人二百五十人、計千九百七十一人、實業補習學校日本人八百五十二人、淸國人十八人、工業實習生日本人七十四人、淸國人五人なり

▲鑛業　當期間撫順及煙臺炭坑に於ける施設の主なるものを擧ぐれば左の如し

(一)坑　大山坑及び東鄕坑に於ける開鑿作業は著るしく進捗し諸般の設備も大約竣功せしを以て大山坑は四十四年四月一日、東鄕坑は同年六月一日之を營業坑と爲し採炭を開始すると共に引續き諸種の工事を施行せり即ち大山坑に在りては坑の內外に於ける從來の開鑿用裝置を撤去し更に石炭捲揚の本設備に着手し且排水用竪坑の掘鑿、通風裝置及南北大坑道其他に於ける支柱工事を施行し東鄕坑に在り

ては給氣坑内煉瓦築壁工事を完成し引續き大山坑同様支柱工事其他排水設備等を施行せり

(二)試錐　當期中施行したる試錐作業は古城子方面に手動式のもの五箇所、索綱式のもの一箇所及楊柏堡に手動式のもの六箇所にして期末進錐の延長は古城子方面に於て七百四十七尺、楊柏堡に於て百九十一尺に達せり又煙臺炭坑に施行せるものは當期中手動式のもの三箇所にして何れも之を完了せり

(三)機械　當期中施行したる機械設備の主なるものは大山坑及東鄉坑に電氣力又は蒸氣力捲揚機四臺、坑底「クリーバー」四臺及び電氣力「タービン」又は「スリスロー」喞筒六臺の据付其他千金寨、老虎臺の兩坑に電氣力「タービン」喞筒各二臺の据付等なり又炭臺炭坑に於ては「ランカシア」汽罐二基の增設を爲せり

(四)電氣　大山坑内に「クリーバー」用十五馬力電動機二臺及び東鄉坑撰炭場に於ける諸機械運轉の爲め電働機十臺總馬力二百四十馬力を設置し其他兩坑に於ける信號設備に着手せり而して線條の總延長は期末四十一萬七千二十一尺に及べり

(五)瓦斯　需要の增加に伴ひ逐次引用鐵管の埋設工事を施行し期末に於ける埋設鐵管の總延長は二千四百五十二間に及べり

(六)水道　主なる施設は貯水池の改良工事及配水鐵管の延長又は敷設替等にして埋設鐵管の總延長は期末一萬二百九十六間餘に及べり而して當期間の給水量は社内用千百八十一萬七千七百四立方尺、社外用四十二萬六千四百二十六立方尺計千二百二十四萬四千百三十立方尺なり

(七)營繕土木　重なる工事中竣工したるものは

千金寨に於ける瓦斯工場事務所、水道瓦斯工場職員社宅、貸付家屋各一棟の新築、清人社宅十二棟及附屬共同浴場、倉庫及材料置場四棟の新改築、寺院附屬家二棟の新築、大山坑に於ける清人社宅及附屬家各二棟「エコノマイザー」上屋鍛冶工場各一棟の新築、東鄉坑に於ける清人社宅十棟及附屬家四棟「エコノマイザー」上屋、安全燈室各一棟の新築、扇風機械基礎一箇所の新設、老虎寨坑に於ける職工社宅一棟の新築、清人社宅六棟、貫牧清人家屋十四棟の改築、烟臺炭坑に於ける事務所一棟、職員社宅四棟、清人社宅一棟、扇風機室一棟の新築等

又千金寨市街拓地工事は引續き之を施行し各所に於ける道路の築造、埋立及地均し、排水設備等著々進捗し期末全工程の約八分を竣れり

▲安奉線

改築工事は引續き之を施行し期末に於ては諸般の工事大約竣功を告げたるを以て已に去る十一月一日以降同線廣軌列車の運轉を開始したり

●The chinese Enginoring & Mining Co., Ed.

明治四十三年九月より四十四年十月に至る一期の利益配當は例の如く一割にして其營業成績大要次の如し

收入　利益　一九二、五九二磅

利子及雜收入	五七九
計	一九三、一七一
支出	四五、九六四
差引	一四七、二〇七、
償却資金	三五、〇〇〇
純益	一一二、二〇七
昨年度の繰越金	五、〇一二
計	一一七、二一九
所得稅	九、七五五
差引	一〇七、四六四
內配當金	九九、九九一
役員賞與	一、二二〇
後期繰越	六、二四三

◉滿鐵地方歲出入

滿鐵各地下半期豫算中今日迄に認可濟となれる地方歲入出額を擧ぐれば左の如し

地名	歲入(歲出同額)	地名	歲入(歲出同額)
大連	二四、六九六、二〇	沙河口	三、三五六、三六
熊岳城	三、〇〇〇、四四	大石橋	一〇、一六二、二七
奉天	二〇、四〇九、一一	鐵嶺	八、八四、四五
開原	六、八八六、一八	昌圖	三、二〇九、〇七
四平街	六、七〇〇、七四	公主嶺	一五、九八八、五〇
撫順	一、八九六、九八	安東縣	五、八六七、三二

而して歲出費目は各地に依り多小の相違ある事素よりなるが今重なる土地に就き土木敎育衞生警備及び夜警費を示せば左の如し

	警備	敎育	土木	衞生	夜警
大連	七、五六〇、七四	ナシ	四、一七〇、一〇		一、五〇〇、〇〇
大石橋	一、三九八、六〇	四、六三三、四一	二、〇三九、六二		五、六三九、〇五
奉天	二、八五三、二一	九、〇五八、四一	七三六、〇〇		七、〇七二、〇〇
			二、二七四、五二		一、二〇〇、〇〇

	土木	衞生	夜警
大連	五、九五七、三一	六、三二六、〇二	二、六七五、〇二
大石橋	一、五六五、八〇	一、六〇一、二八	五一〇、〇〇
奉天	四、一三七、二〇	一、八九〇、二〇	一、二二〇、三六
鐵嶺	三、二三七、〇〇	一、五〇〇、〇〇	七六八、八三
公主嶺	一、九九九、八〇	一、〇二八、四〇	三、一四九、六〇
撫順	一〇〇、〇〇	一、七五一、五一	八〇、〇〇
安東縣	二三一、〇〇	一、二六五、九九	三六、〇〇

次に歲入豫算中本社勘定として地方の公費賦課以外に本社より補助すべき豫算額を左に示すべし

大連	一七、八一九、六一	瓦房店	七、二六四、八八
熊岳城	二、三九三、一六	大石橋	七、八六九、〇八
奉天	一四、八五八、一三	鐵嶺	六、七一四、六一
開原	四、八九四、一五	昌圖	二、九九三、五〇
四平街	四、四六二、三二	公主嶺	一一、二六五、三四
撫順	一、八三七、〇三	安東縣	四、九三二、九五

◉華比銀行の配當

ブルッセルスに本店を有し支那各地に支店を置ける華比銀行は最近總會に於て一株に付き二十法及五百法株に對し四歩の配當を爲し北京及セイロンに當分支店を設置する事となれり

◉露亞銀行大連支店

露亞銀行大連支店は愈十二月二十一日より開業せり其營業時間所在地等次の如し

營業時間每日午前九時より午後三時迄

大連監部通二丁目三百二十五號地

◉滿夷猾夏始末記
全十二冊豫約價二元四角發行所上海新中華圖書館

◉戰地照相第二冊
武漢革命寫眞帖にして定價一冊二角半發行所は上海有正書局

◉原本加批聊齋誌異
有名なる聊齋誌の原本にして、山東の蒲氏累代の秘藏に係れるもの、元書中、漢人の不平多かりしが、清朝を憚り削れるを今回加へたるもの、定價一元八角にして、上海有正書局の發行也

◉革命軍文牘第三集
有正書局發行にして一部二角

◉中國革命史　一部二角

◉中國革命記　一部八角

◉革命黨小傳　一部六角半

以上三冊皆上海商務印書館の出版に係る

◉推背圖詳註附燒餅歌、黃蘗禪師詩註
每部二冊定價一元發行所上海四馬路秋星社

◉Among the Tribes in Somts China, by S. R. Clarke $3.25

◉Bits of old China by Latew. C. Hunter. 3.50

◉Fankuae in Canton before treaty days. 2.50

◉Chinese Paper Money, by H. Ramsden. 2.40

◉Summary of Geographical Observations taken during a journey from Kashgar to Kowloon (1907-8) by Cecil Clementi, M.A., F.R.G.S.M.R.A.S., Price 3.00.

中華民國職員表

（明治四十五年一月現在）

中央政府（南京）

官名	人名	號	備考
大總統	孫汶	逸仙	廣東人純革命黨
副總統	黎元洪	宋卿	湖北人前協統にして現に湖北都督を兼任す
陸軍部總長	黃興	克強	湖南人純革命黨
同　次長	蔣作賓	雨崖	湖北人日本士官學校第四期
海軍部總長	黃鍾瑛		福建人
同　次長	湯薌銘	鑄新	湖北人佛國海軍留學
內務部總長	程德全	雪樓	四川人前江蘇巡撫にして現に江蘇都督を兼任す
同　次長	居正	敬亭	湖北人
外務部總長	王寵惠		廣東人
同　次長	魏宸組	注東	湖北人佛語に精通す
司法部總長	伍廷芳	秩庸	廣東人　前駐米公使
同　次長	呂志伊	毅伯（天民支那子民鄂人）	雲南人　日本法科大學卒業
教育部總長	蔡元培	孑民（帝召星）	浙江人
同　次長	景耀月		山西人
財政部總長	陳錦濤	潤生	廣東人前度支部大臣米國エール大學經濟學博士
同　次長	王鴻猷	子匡	湖北人白耳義經濟學博士
實業部總長	張謇	季直	江蘇人前江蘇諮議局議長
同　次長	馬和	君式	廣西人獨逸工科留學生
交通部總長	湯薌銘	勢仙	浙江人前浙江鐵路總辦最近迄浙江都督たり
同　次長	于伯循	右任	陝西人上海民立報總理

參議院議員

參議院は新政府の組織其他重要事項を討議する處にして其議員の氏名は判明せさるも各省代表者にて組織せらるる由に付茲に各省代表者會議に列席せしものを議員と見做して記載せん

江蘇省	雷奮	朱保康	陳陶怡
浙江省	馬良	袁希洛	
	湯爾和	陳時夏	黃群
湖北省	屈映元	章太炎	陳毅
	揚時傑	居正	陶鳳集
湖南省	時象晉	馬伯援	
	宋教仁	歐陽聲	鄒代藩
江西省	廖名縉	劉揆一	
	余應蔬	吳鍼城	林子超
安徽省	超士北	王有蘭	
	趙斌	三竹懷	許冠堯
河南省	李般金	黃可權	
福建省	林長民	潘祖彝	
廣東省	王寵惠	鄧憲甫	
廣西省	馬君武	章勤士	
四川省	周代本	蕭相	
山西省	景耀月	仇亮	蔣義生
陝西省	趙世鈺	馬步雲	張蔚森

貴州省　張支棟
直隸省　谷鍾秀
奉天省　吳景濂

中華民國陸軍部（陸軍部は劃下の急務に付新政府組織の際に於ける編制なり）

總長	黃興
副長	蔣作賓
參事官	林調元
參事官	黃郛
副官長	王孝緝
軍衡局長	仇亳
軍務局長	沈郁文
軍械局長	翁之麟
軍需局長	曾昭文
軍醫局長	方擎
軍法局長	陳嘉會
軍學局長	張承禮
南京衛戍總督	徐紹楨

江蘇省

地名	官名	人名	號	備考
上海	都督	陳其美	英士	
十一月三日占領				

顧問　李燮和　華振基　虞和德　李顯謨　曹雪庚　張人傑　沈思孚　陳漢卿
温期詒　吳紹麟　姜國梁　俞鳳韶
章亮元　龐元濟　梁敦煒　葉惠鈞
周舜卿　朱葆康

司令部長	陳都督兼任
同　副部長	盛典型
秘書科長	湯振常
收掌科長	應兆松
傳令科長	姚霽
書記長	吳玉
參謀部長	黃郛
同　副部長	劉基炎
籌畫科長	楊典欽
交通科長	李愍
外務科長	沈翔雲
諜報科長	應夔丞
書記長	徐伶
軍務部長	許葆英
同　副部長	黃國華
軍事科長	潘祖培
軍械科長	張翬
執法科長	蔡寅
總務科長	徐宗鑑
人事科長	高一某
軍需科長	楊兆岑
訓練科長	凌敏剛
書記長	王吉擅
交涉司長	許繼祥
總繙譯	詹紀鳳
繙譯	陳輔相
繙譯	沈聯桂

海軍部長　毛仲芳

上海通商交涉使	温宗堯	鎮浦書平
民政部總長	李鍾鈺	
財政部總長	朱葆三	
同副長	郁屏翰	
同副長	張靜江	一亭
商務部總長	王震	一亭
交通部總長	王震	
外事商務部副長	虞和卿	洽卿
上海縣地方自治公所總董	吳馨	
上海縣地方審判廳廳長	黃慶瀾	
上海縣檢察廳廳長	張煜南	
上海縣警務長	穆湘瑤	
上海市長	莫錫綸	
上海副市長	顧履桂	
湖北民政總局警務長	蕭敏森	

上海自治公所總董現に機器局監督たり（ママ）十二月二日沈敏鑾の後任として任命せらる

同　十二月二日任命

上海南市商務分會總理日清汽船會社買辦

上海商務總會董事

議和全權代表

伍廷芳

參贊

温宗堯

王寵惠

汪兆銘

鈕永建

胡瑛

王正廷

南京　十二月二日占領

江蘇都督	程德全
參謀總長	都督兼任
同	參謀	鈕永建
政務廳長	宗教仁
外務司長	馬良
同次長	楊廷棟
內務司長	張一麐
同次長	沈思孚
財務司長	蔣懋熙
同次長	姚文枏
通阜司長	沈懋昭
同次長	陶逐
軍務司長	陳懋修
同次長	張一麐
參事會長	范光啟
同副會長	鄭芳蓀

程都督は病氣に付目下在滬代理す（江蘇都督は初め蘇州に在りしも南京陷落と共に南京に移り目下江蘇都督府職員は南京及蘇州に分れ居れり）

蘇州　十一月五日占領

江蘇總督兼南洋水師提督	張人駿
參謀	劉營盛
軍務司長	顧忠琛

鎮江
分府總司令 鄭　權
民政部長 楊振聲
財政部長 林　虎
外交部長 魏　賢
商務部長 于立之

松江
軍政分府司令 鈕永建
民政總長 陳陶怡
司法總長 朱書樓
財政總長 雷繼興
同次長 張師石

通州 十一月五日占領
總司令 張　蔡
軍政部長 許宏恩
學務部長 孫寶書
民政部長 劉桂馨
司法部長 張有堉
財政部長 梁登仕

張謇ノ弟

吳淞
總司令 李柱中

揚州
分府總司令 徐寶山
民政部長 李竟成
司令 方澤山
執法部長 胡顯白

燮和
李は目下吳淞軍を率ゐて南京にあり

清江浦
都督 蔣雁行

兩淮鹽務部
軍務部長 徐水天
財政部長 周穀人

前統領

無錫
民政部長 裘廷梁
司法部長 華承德
軍政部長 華翼運
財政部長 孫鳴圻

南滙
司令 戴漢斌

崇明
軍務部長 王紹曾
民政部長 岡福增

寶山
民政總長 錢原霞

金山
司令 沈世駒
民政長 嚴端履
同副長 黃天梅
司法長 高　裳
財政長 林

書知縣

浙江省

地名	官名	人名	號	備考
杭州十一月五日占領	都督	蔣尊簋		
	軍事部總司令	周承菼		
	同參謀數名			
	政事部長	褚輔成		
	民政科	陳元鼎		
	財政科	張鈞		
	外交科	沈松泉		
	總庶務	傅越川		
		陳貴生		
		謝鄭變		
	警察長	張寅		
	教育部長	吳雷用		
	興業銀行總理	孫慎欽		
寧波十一月六日占領	都督	劉耀世	新軍旅團長	
	副都督	常恕詢		
	參謀部長	趙家熱		
	民政部長	注爵經		
	財政部長	陳訓正		
	外交部長	盧成章		
	執法部長	范賢方		
	總務部長	張世杓		
紹興	軍政分府長	程贊清		
	軍事部長	王國治		
	同副長	鮑香谷		
湖州	民政部長	王樹枏		
鎮海	陸軍總長	樂駿		
	水軍總長	劉繼泉		
	參謀長	許錫釣		
	財務長	吳修章		
	執法長	藍閣勛		
	民政長	丁中立		
	交通長	方爾俊		
	總務部長	周安銓		
慈谿	民政部長	楊敏曾		
	執法長	王蘭芳		
嘉定		楊鋭台		
乍浦	民政部長	許朗卿		
新倉	民政部長	張輪生		
南滙	分府長	龐萊臣		
經濟部長		胡梅森		
同副長		秦賓臣		
軍政分府		沈譜琴		

江西省

地名	官名	人名	號	備考
南昌 十一月卅一日占領	都督	馬毓寶		前九江都督初南昌都督は吳分境なりしも次て彭程萬となり現時は馬毓寶也
	民政長	賀贊元		
九江 十月二十四日占領	都督	范福慈		前管帶外三名
	參謀副官	陳正元		
	砲兵統領	才汝安		
	水師統領	楊金標		
	內部局局長	李盛鏡		
	外務局局長	胡生炳		
	司法局局長	劉濂		
	財政局局長	陳中瑞		

安徽省

地名	官名	人名	號	備考
安慶 十一月七日占領	都督	孫毓筠	少侯	安徽壽州人日本留學生純革命黨
	軍司令官	胡萬太		
	民政部長	洪思亮		
	軍務部長	桂丹墀		
	參謀部長	李賓珣		
	財政部長	黃書林		
	全省民團總理	童揖芳		前教育會長

蕪湖 十一月五日占領	都督	吳振黃		
	民政部長	張仲韜		
	商界代表	謝恨泉		
	自治代表	某		
大通	軍務府都統	黎宗嶽		
	顧問官	王念祖		
	同	葉崇規		
	參謀部長	胡孝齡		
	軍務部長	郭光庭		
	司令部長	劉國棟		
	政務部長	曹赤霞		
廣德州	分府總司令	張贊選		
	軍政長	陳世貞		
	同次長	張景華		
	民政長	吳鐸	譽驅	
	財政長	孫		
和州	分府總司令	范培棟		
大安州	分府司令長	高占魁		
	民政長	田毓璠		

湖北省

地名	官名	人名	號	備考
武昌 十月十日占領	都督	黎元洪		副總統に選任さる
	總司令部長	蔣翊吾		
	軍令部長	杜錫鈞		
	參謀部長	楊開甲		
	軍務部長	孫武		
	民政部長	湯化龍		諮議局議長
	內務部長	馮開濬		
	交通部長	熊繼楨		
	理財部長	胡瑞霖		
	司法部長	張知本		
	外交部長	胡瑛		
	軍機局長	紀元	漢	
沙市 十一月二十六日占領	司令官	喻洪啓		
	交涉員	魯全經		
	萬城司令官	胡雲龍		
	萬城參謀	羅書紳		
宜昌	司令官	唐牺支		
	參謀長	張鵬飛		
	統帶官	喻洪啓		

湖南省

地名	官名	人名	號	備考
長沙 十月二十三日占領	都督	譚延闓	祖安	諮議局長 教育會長 前督練公所總辦日本士官學校第一期
	顧問	劉邦異		
	民政部長	龍璋		商務總會總理
	財政司長	陳炳煥		
	同次長	周可均		
	湖南鐵路公司總辦	陳文偉		
岳州	都督	任讓		安徽人純革命黨前長沙警察總監

四川省

地名	官名	人名	號	備考
成都 十一月廿七日克復	都督	蒲殿俊	伯英	前諮議局副長
	副都督	朱慶瀾		前師團長
重慶	都督	張培爵	表如	
	副都督	夏之時		
	財政部長	李慶豐		
	司法部長	張子敬		
	外交部長	陽春生		
	軍需部長	王子祺		
	交通部長	劉愼軒		
	行政部長	梅也遇		

福建省

地名	官名	人名	備考
	參謀長	林晨生	
	秘書長	楊滄伯	
	庶務長	彭孝淵	
福州 十一月九日占領	都督	孫道仁	前福建水陸提督兼陸軍第十師統制官
	政務院總長	彭壽松	
	同副長	林温如	
	同副長	鄭祖蔭	
	內務部長	高登鯉	前福建諮議局議長
	外交部長	陳能光	前米國福州領事館通譯兼文案英華書院卒業
	財政部長	陳之麟	前福建諮議局副議長
	軍務部長	林之夏	南京武備學堂卒業
	司法部長	鄭烈	福南公益社社員日本法政大學修業
	學務部長	黃展雲	福建法政學堂教習
	交通部長	黃乃裳	前福建諮議局議員耶蘇青年會幹事
	警務部長	翁活	巡警學堂卒業生
	參謀部長	王麒	前福建陸軍第十九旅團長日本士官學校卒業
	混成旅團司令部長	許崇智	前福建陸軍第二十旅團長日本士官學校卒業
	正參謀官	林仲墉	日本士官學校卒業
厦門 十一月十四日占領	統制	張海珊	黨員と折合はすして福州に去る昔て厦防分府同知たりしもの會審衙門列事たりしことあり
	民政部長	原鴻達	
	外交部長	曹友蘭	

廣東省

地名	官名	人名	備考
	財政部長	葉崇祿	
	軍務部長	曹春發	
廣東 十一月九日占領	都督	王兆銘	王は目下上海にあり陳副都督か都督を代理す
	副都督	陳炯明	前諮議局議員
	參都督	黃士龍	南京武備學堂出身（目下上海方面にあり）
	軍政部長	魏邦屏	
	參謀部長	王肇基	日本士官學校騎兵第四期
	民政部長	陳少白	
	交涉部長	梁汝浩	日本士官學校步兵科第六期
	財政部長	李育野	
	警務部長	陳景華	陳は目下孫逸仙の秘書官として南京にあり
	調查部長	吳玉雲	
	民團長	劉永福	

廣西省

地名	官名	人名	備考
汕頭 十一月十日獨立	革命軍代表	梁金贊	
潮州 十一月十日獨立			
廉州	分府總司令	郭人漳	

地名	官名	人名	號	備考
桂林	都督	陸榮廷		
	副都督	王芝祥		
	提學使	汪德溥		前財政監理官
	提法使	朱文邵		前高等檢察長
	巡警道	范錫明		前候補道
	知府	黃大琮		前知縣

雲南省

地名	官名	人名	號	備考
雲南府 十月三十日占領	都督 副都督兼第二師團長	蔡鍔		湖南人日本士官學校第二期
	軍務部總長	曲同豐	李根源	雲南人前督練所副參謀にして現に雲南人代表者也
	參謀部總長	殷承鷟		山東人日本留學生
	軍政部總長	羅佩金		前陸軍參謀所總辦日本留學生
	雲第一師團長	韓國鈞		雲南人日本留學生
	財政司司長	陳	價	河南人日本留學生雲南府駐在
	民政司司長	楊福璋		
	外交司司長	周沅		
	實業司司長	吳琨		
	學政司司長	李	華	

蒙自	臨安廣開道	李日垓		

大理	迤西道	趙藩		
騰越 十月二十七日占領	都督	張文光		

貴州省

地名	官名	人名	號	備考
貴陽 十一月四日占領	都督	楊蟄	柏舟	新軍教練官日本士官學校卒業
	副都督	趙德全		新平隊官

樞密院議員

郭子華　樂采臣　蔡衡式　楊伯釗
任子清　周樹元　張石麒　平少黃
雷少峯　陳柱臣

陝西省

地名	官名	人名	號	備考
西安 十月二十五日占領	大統領	張鳳翔		元混成協參謀長日本留學生
	副大統領	張益謙		元砲兵大隊長日本留學生
	總指揮官	張雲三		哥老會の首領たりしも陸軍にては元上等喇叭長の地位にありし人
	外交部主任	宗元愷		日本留學生

山西省

山東省

地名	官名	人名	號	備考
太原十月二十二日占領	都督	閻		

地名	官名	人名	號	備考
芝罘十一月十三日占領	總司令官	玉傳烱		
	民政官	萬坤山		
	財務官	張成鄉		
	外交官	孫毅臣		
	軍務官	關克昌		
	巡警局總辦	趙英漢		

支那

第參卷　第四號

目要

外藩の分離
事變後の支那經濟界
西蒙古と露西亞
菲島に於ける支那人
漢口水電公司の被害
滿洲移民開墾策
南清の巨島海南
上海漢口天津九江寧波通信
大連豆界の紛擾
中華民國臨時政府組織法
支那の事業界

東亞同文會調查編纂部

營業科目

○英國製米國製　紳士用實用自轉車各種
○二葉屋實用新案　運搬用自轉車
○英米獨佛製　自動自轉車
○歐米製　自動車
○自轉車及自動車用　パーマータイヤ
○英國製　自轉車用イーデーコースター
○人力車用　ハートホードタイヤ
○二葉屋製新案　人力車

本店 東京赤坂溜池
支店 東京京橋疊町
大阪淀屋橋筋

合資會社 二葉屋

振替貯金口座三九三三番

本店電話 新橋一六一番
同「長」一六二番
支店電話 東京京橋七三〇番
大阪本局二〇六七番

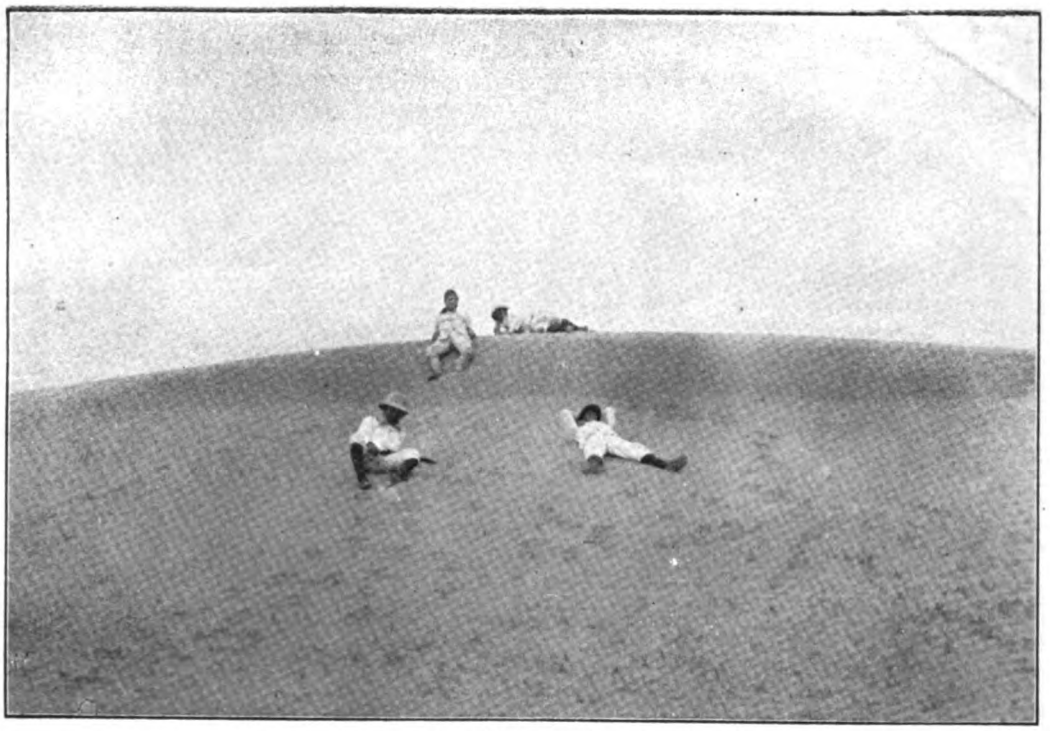

甘肅大沙井附近ノ沙漠

甘肅大沙井ニ於ケル駱駝群

（東亞同文書院學生撮影）

日本興業銀行

東京市麹町區錢瓶町（常盤橋内）

資本金一千七百五十萬圓

營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

支那第三卷第四號目次

口繪

甘肅大沙井附近の沙漠、甘肅大沙井に於ける駱駝群

論壇

外藩の分離……根岸佶…一

事變後の支那經濟界(上)……松本忠雄…五

記事

西蒙古に於ける露國の商業關係(上)……露國東洋研究會員　ベー、グリエフ…九

日本より借款せる漢口水電公司の被害……漢口通信…一四

菲律賓群島に於ける支那人(下)……厦門稅關幇辦　ジユアン、メンカリニ…一六

滿洲移民開墾策(三)……元奉天鹽運使　熊希齡稿…二〇

時事

◉淸廷退位◉殘れる重要問題◉財政策如何◉武將の共和陳請◉皇太后の慰諭◉袁の封爵辭退◉共和促進會の成立◉參議院成立◉天津商行銀行設立◉滿洲の先物問題

內治外交

◉大官の更動◉軍民訓誡の上諭◉蒙古の獨立策◉廣東の新聞紙◉長春の饑民◉財產保護令◉南京の掠奪事件◉南京市長選舉◉四川の分立◉伊犂の叛亂◉秦皇島の中立提議◉測地局長逃亡◉廣東城壁破壞◉總統府秘書官◉江西省臨時議會

學事軍事

◉淸軍駐在地及其兵數◉南京駐在軍◉北伐軍全數◉陸軍部新官制◉第三鎭兵輸送◉湖北の革軍◉陣亡者追悼

財政經濟

◉軍資と富豪◉豆粕需用と油房◉雜穀輸出禁止◉南京の軍用紙幣◉中華銀行資本◉奉天宮殿の珍寶◉山東革軍の義捐金募集◉大豆通過稅照會

交通運輸

◉京漢鐵道尙不通◉吉長線發車時刻◉京奉線運賃引上◉鐵道占領照會◉一月の滿鐵收入◉鐵道工事狀況報告

地理紀行

南清の巨島海南……四四
一、位置、地勢、氣候。二、設置沿革並に行政區劃。三、人情風俗。四、產物。五、瓊州城並瓊山縣城。六、海口。

通信

上海……五二
金融、爲替
漢口……五三
水電公司營業狀況、支那町恢復と善後策
天津……五五
最近の動搖、中國實業會の成立、北清居住邦人戶口
九江……五八
寧波……五八
革命政府事情、副都統、民政部長、水運事情、經濟狀況

雜錄

大連豆界の紛擾……六六
寧波の二大工場……六八
中華民國臨時政府組織法……六九
愛國公使應募高……七二
天津商工銀行定款……七五

事業界

廣東のアンペラ蓆製造業……七八
奉天の燒酎製造業(下)……八〇
其他……八二

出版界

最近に於ける支那關係の出版物……八四

懐中
萬金丹
HOTANJYO
J.MORITA
TOKYO
RAFENT
起死回生
頭痛の時
遠足旅行の時
汽車汽船に乗る時
疲労倦怠を覚ゆる時
寄合芝居等(よせ)る人込の時
もぐりそこ腰(こし)の痛む時
中暑氷冷(あたり)其他(そのた)食傷の時
酒宴(しゅえん)の翌朝
悪酔の覚めざる時
東京池端仲町 森田治兵衛 製

第三卷　第四號

論壇

◉外藩の分離

根岸佶

官革二軍の妥協纔かに成立し清朝遂に退位し新共和政府設立せらるゝこと遠からず五ヶ月に亘れる大亂も終局を結げんとする際外・藩の動搖漸く甚だしく勢ひの激する所本部より分離し親善なる外國の後援に依賴し獨立せんとするの傾を生ぜり支那の爲め慨に憂ふべき現象なりとす

一、蒙古の分離

武漢の變起るや外蒙古人は庫倫の活佛哲布尊丹巴を奉じて外蒙古の大王と爲し庫倫辦事大臣三多を放逐して獨立を宣言し清帝退位問題の起るや清朝と姻戚の關係ある東蒙古の王公等清朝にして退位すれば東蒙古を連ねて獨立すべしと聲明し漢人に對し怨恨を抱ける東蒙古の激徒は兵を起し海拉爾を陷れ滿州里を奪ふに至れり而して彼等は到底列國競爭場裏に立ち獨立すること能はざれば親善なる露國に依賴せんとするもの、如し何が故に彼等は露國に依り漢人の羈絆を脫し獨立せんとするや今其原因を査するに左の如し

一、**支那政府が活佛の歡心を失へること。**蒙古人が活佛として尊信措かざる庫倫のゲゲンは東千の亂外蒙古王公等が露國に賴らん

とするものを喩し清朝に歸せしめしにより清朝は頗る之を優遇し外蒙古政教二權を掌らしめたりしが後清朝は漸く活佛の政權を奪ひ唯教權のみを執らしめ外蒙古の要地に文武の大臣を派遣して之を統治せしめたるのみならず最近に及び活佛の待遇を降し庫倫辦事大臣と同列ならしめたるにより活佛及蒙古人は支那人を恨むこと甚だし

二、**漢人の移住**。清朝は蒙古人を懐柔せんが爲め漢人の移住を禁止したりしが本部の人口增殖したると露國の南下を防禦せんが爲め遂に漢人の移住を許しければ滿洲直隸山西の三方面より移住すること大に行はれ東部蒙古のみにても其數七十萬人に達すと云ふ彼等は甘言と脅迫とを以て蒙古王公より廣大なる土地を極めて廉價に購ひて耕作に從事せしより蒙古人は祖先傳來の牧場を奪はれ生計の道日に窮迫を加へ遂に大に漢人を怨むことゝなれり

三、**本部行政施行**。漢人の蒙古移住漸く進むと共に清國政府は蒙古を本部化せんとし此に府州縣制度を布き本部と同樣の行政を施すことゝなりしかば無力なる蒙古王公管下の土民は支那官民より凌辱せらるゝこと甚だしく益々漢人を怨むことゝなれり

四、**清帝退位**。清朝は蒙古王公に對して特恩を加へ宗室と婚嫁を重ねしめ現に科爾泌部の諸親王喀喇泌部の諸王等は皆宗室の姻戚にして清朝難あるときは一臂の勞を惜まざるものなり今次武漢の變起り清朝退位問題生ずるや阿、那兩親王等保皇を主張し退位反對を協議し共和政府設立すれば獨立を宣言すべしと聲明するもの必ずしも威嚇のみにあらざるべし

五、**露國の蒙古懐柔**。露國と蒙古と貿易すること二百六十年單に貿易の利を收むることを以て滿足することなく蒙古を席卷し國南の雄志を達せんと欲し自領内に「ブリヤト」人とて蒙古人と同一種族にして喇嘛教を奉ずるものあることを幸とし彼等に旅費學資を支給し西藏蒙古の靈地を巡禮し有名なる寺院に留學せしめ巧言令色蒙古人を懐柔し彼等の尊信する活佛に重賄して其歡心を得たり加之野蕃人を統治するに天才を有する露人のことなれば巧妙なる手段を弄し恩威竝び施せば遂に蒙古人を擧げ心を露に歸するに至れり以上の五原因に依り清朝退位すれば漢人に對し怨骨髓に徹する蒙古人は活佛及蒙古王公を擁し漢人を驅逐して獨立を謀るは明なることにして蒙古のみにて獨立し難きこと亦疑ひなければ親密なる關係を有する露國に保護を托するに至ること勿論ならん

二、新疆の分離

新疆方面も亦武漢の變と共に漸く亂れ伊犁先づ兵を被むり烏魯木齊繼て修羅場と爲り退位問題の生ずるや滿洲人中第一流の名將なりとの評ある陝甘總督長庚は共和政府設立せらるゝときは甘肅と新疆を聯ね端郡王父子を擁して君主と爲し獨立すべしと主張せり新疆は因と難治にして露國に近接し土人心を露に倚するもの少なからざれば清朝退位の場合には蒙古と等しく支那より分離すべき恐なきにあらず抑も新疆は支那の最西に位し露領土耳機斯坦と境を接し北京

より其首都烏魯木齊に至る九千清里一百二三十日の行程にして十數日の久しき戈壁の砂漠を渡らざるべからず而して露領より新疆に入る頗る便利にして西比利亞鐵道の大驛「オムスク」より塔城に至る十二日計り北京より是に至る西比利亞鐵道を通ずれば三十日を出でず最近露國は鐵道を布設し露領と新疆との交通を利便にせんことを計りつゝあれば新疆と露領とは益々密接となり同國たるべきの關係を生ずるに至るに反し新疆と支那とは天涯の如く遠離する舊の如くならん又新疆は古來東西人種の爭地たりしかば各種の人種生息し現住人種には纏頭回、漢回、哈薩克、滿、蒙、漢の六種あり各々宗教風俗を異にし互に反目す殊に新疆土人の大多數を占むる纏頭漢の二回は露領土耳機斯坦人と同一種族に屬し滿漢人と累代の仇にして屢々大亂を起したり最後の亂には漢人の名將左宗棠の爲め大虐殺を被むり壯丁は殺さるゝにあらざれば露領に逃れ老弱のみ新疆に止まることゝなれり其逃れて露領に入りたるもの及其子孫は歲時墳墓を弔はんが爲めに歸省し盛んに露の德を頌し其援けにより深仇に報せんことを說き露も亦人心を收攬せんと欲し自國に歸化せる該二回の新疆にありて交易するものを曲庇し治外法權を振廻はし新疆土人の上に立たしむるにあり土人は皆露領民たらんことを冀はざるはなし從つて新疆は地理上政治上支那より分離して露國に歸すべき運命を有するものなるに今回の變亂により新疆一帶大に亂れ長庚等の滿人が憤慨の餘り異人種を聯ね漢人に對し宣戰せんには新疆既定の運命を促進し支那より分離し露の附庸たらしむるに至らんこと鏡に懸けて見るが如し

三、西藏の分離

漢兵の爲め西藏を追はれ久しく大吉嶺に駐錫せし第十五世達賴喇嘛は今回の變に乘じ大吉嶺を發して「カリンポン」に向ひ遠からず拉薩に歸り西藏の政教二權を恢復すべしとの飛電到來せり元來西藏は支那の屬國と看做さるゝも其政教二權を達賴の手に歸し清朝は駐藏辦理大臣を派遣し之を監督するに過ぎず彼は西藏の法王たるに止まらず內外蒙古、印度北境の布丹、尼保爾、西金の三國西比利亞及巴密爾の勃里雅克人等の敎主たり露國の大志ある此等の人種を懷柔し印度を突破するに便にせんと欲し自領內の勃里雅克人を利用し彼等に多額の金錢を與へ西藏に留學せしめ各種の珍寶を達賴及其左右に贈り其歡心を買ひ露に左袒せしめんことを計れり達賴の參謀長として有名なるガーワン堪布は實に勃里雅克人ドルヂエフ氏なりとす英國は印度を以て其寶庫と爲し其防禦に焦慮し西藏の露有に歸することを以て最大の憂とするものなれば西藏の經略の謀を立つること久しく有名なる「オコノール」氏の如きは專門に之を攻究する者なりと傳へらる一九〇三年日露の戰爭正に酣にして露國が西藏を顧るの暇なきに乘じ「オコノール」氏の獻策に從ひ西藏を征服したるも自由黨內閣は領土の擴張を好まざると日露戰後列強平和を冀ふこと切なりしかば一九〇七年露國と協商し二國は孰れも支那の西藏に於ける宗主權を承認し共に西藏の內政に干涉せざることを契約し單に印度國境の安

全のみを計れり然るに支那は英露の協商を好機とし直ちに兵を發して西藏を討ち其政權を收めたれば達賴は印度に逃れ英露二國の援を請ひたるも二國は協商の墨痕未だ乾かざる際のことゝて之に應ずること能はず各地の喇嘛敎徒は熱心に達賴の復權を運動せしも其效を奏せず以て今日に至れり今や中原亂れて復た邊境を顧みるに遑なき際達賴が印度に歸り復權せんとするは尤も次第にして其處置宜しきを得ば外國の後援により支那の束縛を脫すること容易なるべし

四、藩部の將來

蒙古西藏新疆は固と各々獨立せるものにして後淸朝に歸服したるも新疆の大半を除き今尙ほ半獨立の姿を有し平生支那人殊に漢人に對し惡意を抱くものなれば淸朝退位し共和政府の威令行はれざるに及べば獨立すること當然なるも獨力を以て獨立する能はざるや寸毫の疑を容れざれば密接の關係ある英露二國に保護を依托するに至るや亦明白なりとす蒙古と新疆とは露國に密接し支那本部との關係よりも露國との關係深く土人は漢人を怨み露人を喜び露の懷柔策も亦巧妙なれば露の保護に依賴すべき運命を有すと謂ふべく西藏は英露二國の爭地にして二國に對し特別關係あれば其何れか一國に保護を托すること困難なる事情あるも達賴が久しく大吉嶺に止まりて英國の保護を受け英國が種々の口實を設けて印度北境に征討兵を派遣するも露國は何等の抗議を申込まざる點より察するも西藏を以て英國の保護と爲すにつき露國に異議なきものと見做し得べし露は侵略國の名ありと雖ども二十世紀の今日他國の騷亂に乘じ其屬地を併呑すること能はざる事情あり英國は他人の領土に野心なく殊に現自由黨內閣は公明正大の外交策を以て有名なるものなれば到底他國を侵奪することなく蒙古西藏新疆が獨立せんとし英露二國に保護を請ふも承諾することなく藩部は依然として支那の領土たることを得べきが如しされど利害關係最も深き隣接の半獨立國にして而も野蠻人の生息する地方に擾亂勃發し自國臣民の生命財產に危害を加ふるのみならず其領土の防備上に大影響を及ぼす場合には何れの國と雖ども之に干涉せざる能はざるべく而して彼等の爲す所に一任せんには擾亂終止の見込なく彼等の大多數が衷心より保護を依賴し來らんには之を拒絕すること能はざるべし從つて英露二國が蒙古西藏新疆の狀況如何によりては遂に之を以て其保護國と爲すことありと覺悟せざるべからず露國が領土上何等の野心なきことを言明しながら外蒙古の獨立運動に對し北京政府に干涉的仲介を爲し外蒙古人の希望如何によりては之を其保護國と爲さんとするの形跡あるに拘らず英國が何等の抗議を提出することなく之を默過するに徹して明なり之を要するに支那藩部の運命は本部より分離し英露二國の保護國と爲ることを免れざるべし

五、東洋多事

英露二國は領土上の野心なしと雖ども支那藩部の狀況如何によりては之を其保護國と爲すことを免れずとすれば日英同盟及日露協商の大精神たる淸國領土保全は滅却すること

なきか某國政府は嘗て議會の秘密會に於て清國領土保全の範圍は狹少にして藩部を含まざることを說明したり若し某國の見解にして正當ならんには假令藩部が英露二國の保護國と爲るも何等の不都合なかるべしと雖ども世界の多數は藩部を含めるものと解釋し居れば同盟協商の精神滅却せらると稱するも或は不可なかるべきか日英同盟日露協商は清朝の儼存せる時代に締結せられたるものにして之を清朝退位し嘗て清朝の附庸國たりし藩部が分離せんとする將來に適用せんは靡柱の譏を免れず從つて日英同盟日露協商が面目を一新するにあらざる以上は支那領土保全主義遂に破れ支那分割の端を啓くに至るべし新共和政府の前途を臆念するに洶瀾怒濤重疊し覆沒の憂絶無を保し難く本部を維持するすら困難なるの觀あり區々たる藩部を亡失するに止まざるものゝ如し東洋是より將さに多事なるべし吾人は大聲疾呼して我邦人の警省を望まざるを得ざる也

◉事變後の支那經濟界(一)

松本忠雄

一

武漢事起りて以來未だ半載ならずして四面響應し、漢業光復の聲廿二行省に充ち、既に清廷は退位し共和政府建設に決定せり、清朝三百年の治世一義士の同情をだに買ふ能はずして空しく逝かんとする、實に憐愍に値すると共に、時勢の變更に驚かざるべからざる也

大勢既に斯くの如きに至れりと雖も、革命時代の事往々數理を以て斷すべからざるものあれば、南北統一政府設立の期、及何人が第一期大總統として如何の新政を布き、支那四億萬衆を堵に安んせしむべきや元より逆睹し易からず、而して總統其人を得ず施設其宜しきに稱はずんば大局の糜爛遂に收拾すべからざるに至り或は久しきに渉るの大亂を見るに至らんやも未だ知るべからざる也

然りと雖も這回の事變が支那四億萬衆の長夜の眠を醒すべき、一大警鐘たりしは之れを疑ふべからず、支那或は是れより大に興るべく、若し共和政府の樹立成らざるも、黎元洪、黃興の名は尙新支那を開きし恩人として、永く青史に嘔はれん、西歷一九一一年十月十日武昌にあがれる焦天の炎は、これを彼の東陲の島嶼國民を起たしめし浦和灘頭一發の米艦の砲聲に比すべき乎

支那は數千年來保守と鎖國とを以て國是とし、自ら稱するに中華を以てし列國を俟つに諸蕃を以てせり、此迷夢を破り此固陋の思想を改めしめんとせば必すや大なる刺戟なかるべからず、而して近來此の大なる刺戟の來るもの頻々たり、即ち曰く日淸戰役、曰く北淸事變、曰く日露戰爭これ也、此刺戟毎に支那は幾分宛其陋習を捨て故態を改め向上發展の歩を進め來れり、今次の革命事變も亦此刺戟の一た

るを失はざるのみならず、殊に漸く數次の刺戟により醒めんとするの時に來れると、支那中原の地に起りて波動四百餘洲に及びしとにより最も强烈なる刺戟たるべく、從て其効果亦最も大なるべし

十數年來支那は漸く新生面を開き來れるが、靜かに其迹を通觀するに、一戰ある毎に一亂ある毎に其進歩の歷程は漸く速かなるを見る、而して其進歩たるや獨り政治上のみに止らず或は思想上或は經濟上或は交通上に及び、社會百般の事にわたる、戰亂の慘禍恐るべしと雖も、支那四億萬衆長夜の夢をさますの警鐘なりとせば、世界の文運上に於ける神補大ならずとせず

往年髮賊の亂あるや淸朝の命運風前の燈に似たるものありしと雖も、然かも洶瀾を既倒に回すを得たり、又日淸戰役に際し淸廷力を北方に專らにするに際し南方叛を計るものありしと雖も、然かも遂に大事をなすに至らざりき、又北淸拳匪の亂に際しては燕京は外兵の蹂躙に任せ、皇帝遠く西安に蒙塵し淸廷の勢威地に墜ちしと雖も、內憂之れに乘ずるものなかりき、更に又先年、支那革命黨の盟主孫逸仙自ら兵を督して事を雲南に擧げしも、能く大局を動かすを得ずして罷れり

然るに昨秋黎元洪が强要せらるゝ所となつて革命の旗を武昌に飜すや、天下響應未だ半載を出でずして淸廷は遂に其一天萬乘の帝位を擲つに至れり

初めて武昌革命軍の起るや事殆ど突發に屬し黃あるにあらず孫あるにあらず、然かも大局を動かせし事彼が如し、元より事を起す其處を得たるによる多しと雖も、又時勢の變に負ふ所大ならずんばあらず、是れ蓋し前數次の警鐘により支那民衆が漸くに醒めんとせしの時機に乘ぜしによる

今やこれを十年前に比すれば民智の進歩、交通機關の整備、言論機關の發達日を同じうして語るべからざるものあり、聞くが如くんば往年、日淸戰爭のあるや南方の人民は殆ど風馬牛相關せざるものゝ如くなりしと云ふ、當時民智未だ開けず、交通通信の機關未だ備はらず、これ蓋し當然の事ならずんばあらず、然るに今や人民の敎育ある階級はこれを當時に比すれば二倍し三倍し、郵便電信は二十二行省到處に通じ、新聞雜誌は各地に發行せらる、從て武昌の變は遂に武昌の變のみに止らざるに至る、此二三者を以てするも今次の事變が及ぼすべき處の影響の大なるはこれを疑ふべからざるなり

石の高所より落下するや加速度なるものあり、落つるに從て益其速度加はる、支那人の開發は既に投ぜられたる石也、而して日淸戰爭も拳匪事件も日露戰爭も共に此加速度に更に力を加ふる原因たりし也、斯くして加速度に加ふるに加速度を以てし來りたる時に革命の火は武昌にあがれり、忽ち燎原の勢ありしものは蓋し理の然るべき所也

從て支那の開發は今次の變より益著しかるべく、吾人は日淸戰爭、北淸事變等を一區劃として支那の發展の迹に顯著たる段階を見し如く、又これによりて一段階を見るべきを信ず、而して吾人は先づ此事變後に來るべき支那經濟界の如何を考究せんと欲す

革命事變により蒙れる經濟界の影響に就いては我國朝野を通じて研究を怠らず、而して斯くの如きは冷靜明確なる數字の示す處に從へば、則ち一目瞭然たるものにして、又斯くの如く當然に來るべき影響打擊の如きは防止せんとして防止し得ざるもの、如何に考究するも畢竟これを甘受するの外に策あるなし

故に吾人は一方此影響打擊を甘受しつゝ、一方大に事變後の支那經濟界の變化如何なるべきを考究し、靜かにこれに處しこれに乘ずるの途を講ずるの優れるに如かざるを信ず、而して事變後とは元より事變の完全なる終局の謂のみにあらず、過渡の時代も勿論これを加へ稱する也

二

支那は元と農を以て國本となすと雖も、商工の起れる亦太古の事に屬す、是れを史に徵するに鑄造紡織の事は神農氏の頃既にあり、染色製陶の業は黃帝の時に發せりと云ふ、又神農氏の頃には日中成市交易而退とあれば商業も亦早く此時代より發せしものなるべし

三代以後所謂井田の制を設けて農民の貧富の懸隔を少なからしむる事につとめしが、當時戰亂相つぎ大夫は鋒鏑に斃れ老幼は轉餉に疲れ、復船を南畝に乘るものなきに乘じ、軍旅に從ふの義務なき商人は、大に貨殖の計を專らにし、農民の田畝多く商人の手中に歸するに至れり、後秦天下を一統せしと雖も長城の役阿房の課相ついで起り農民最も其害を受け、これより商は益富み農は益窮するに至れり

茲に於てか遂に農本商末の論大に興り漢は遂にこれを容れて、商賈の律を嚴にし、商人は綿綉車馬を禁じ仕官吏となるを許さず、百課の租稅商賈獨りこれを倍し謫戍の七科商其一に居れり、斯くの如くして百方計を用ひて商工を制し、尙且制すべからざるに至るや政府自ら其職を奪うて商工をして利する所なからしめ、甚だしきに至りては商人の財産を强奪して以て農民を保護するに至れり

これより興農抑商の說行はるゝもの數千年、商工は農に轉ずるを得れども農夫は商工たるを得ず、農は常に勸諭奬勵を蒙れども商工は壓抑せられたり、後元の入て漢土に王たるに及び支那の商政に一大革命を與へ海外通商の禁を解き仕官の權を與へ農商を同視して又差別なからしめぬ、然りと雖も元以後と雖も尙重農の傾はこれを免るゝを得ず、商工は常に保護奬勵を得ざるのみならず、迫害と抑壓とを蒙りて以て今日に及べり

支那の歷朝が斯くの如き政策を採り來りたる結果として、支那に於ては專ら農業行はれ、彼の商工の事の如きは遂に大に興るを得ざりき

而して元來農業本位の國の經濟の發達は甚だ鈍きものにして、且重きを農業に置くは工商の不發達を招くの因たり、更に此支那立國の本たる農業に就いて見るに甚だ幼稚なるを免れず、農具の改良、肥料の撰擇更に新耕作法の考究の如きは全く等閑に附せらる、夫れ國の發達進步するの原因は農業の新法案出と工業の發達とにあり、然るに支那は其一をだに有せず、支那が四千年の老大國を以てして、國勢

甚だ振はざるもの亦故ある哉

元と保守鎖國の二主義は支那が久しく墨守し來りし所にして、これが爲に支那は古くより海外と交通せしと雖も、遂に進んで歐洲先進國の文明を採用するに至らざりき、支那が海路歐洲諸國と通商するに至りしは明の正德年間にして今を距る大凡四百年也、然れども支那が眞に其國を開いて外國と貿易をなすに至りしは淸の道光年間にして今より僅々五十年前に過ぎず、其後或は英佛聯合軍の北京城下の盟を迫るあり、或は髮賊の亂起り英將ゴンドンの力により僅に社稷を全くし得たるの事あり、支那四億の民の長夜の眠をさますべき鐘は幾度か亂打せられたれども未だ以て其保守的陋習を改むるを得るに至らざりき

然れども是等の刺戟により有識者中には、漸く覺醒し舊習を墨守しては到底列强に對抗し得ざるを覺り大に歐米先進國の國に倣はんと欲するものあるに至り、或は商業或は工業に於ても亦舊來の組織と經營とを改めて新式の方法によらんとし、產業革命の聲は漸く或少數者の間にあがれり斯くの如くして支那に於ける新事業の萠芽漸く發せしと雖も、これ單竟少數識者の聲に過ぎず、民資と民力とのみを以てしては其目的を達する能はず、遂に何れの國の經濟發達の歷程に於ても見るが如く、政府の保護に待たざるを得ざりき、而して政府の保護に俟つと雖も新事業の企畫は(註一、參照)々曉天の星に過ぎず、經濟界の發展亦速かならず、此時代に於けるすべての發展は遲々としては進まざるの狀にあり其眞に著々進運に向ひしは日淸戰爭後にあり

日淸戰爭前と雖も支那は屢列國の壓迫により覺醒の機會と必要とを與へられしと雖も、當時民智未だ進まず此機會と此必要とを感得し得るものは甚だ少く、從て經濟界其他の方面に於ける發達著しからざりき、然し支那自覺の風潮は獨り日淸戰爭を俟て起れるにあらず、其以前に於て漸次に涵養せられ來りしが、日淸戰爭をかりて發せる也

過去を知るは又未來を推するの資たるに足る、吾人は斯くの如く幼稚なりし支那の經濟界が日淸戰爭、北淸事變、將た又日露戰爭により如何に刺戟せられて如何に發達せるかを見、更に其等諸原因の當時より更に甚大の刺戟を感ずべき時世にある現時の支那經濟界が、今次の事變により如何の影響を蒙り如何に發展すべきかを見んと欲す

註一、日淸戰爭前の新事業

名稱	種類	資本	設立年	設立者又は保護者	經營
招商局	汽船業	後增資二、〇〇〇、〇〇〇兩	同治十一年	直隸總督李鴻章	官商合辦
中國電報局	電報業	八〇〇、〇〇〇元	光緒八年	李鴻章	同
開平鑛務局	採炭業	三〇〇、〇〇〇	光緒四年	李鴻章	同
上海機器織布局	織布業	四〇〇、〇〇〇	光緒十六年	李鴻章	保護による民營
上海機器紡紗局	紡績業	二五〇、〇〇〇	光緒十七年	上海機器織布局	同
衆昌公司	機械製造業	三〇、〇〇〇	光緒十六年	黎庶昌	民營
鴻昌公司	同	三〇、〇〇〇	—	—	同
大冶鑛務局	採鑛業	後增資	光緒十五年	湖廣總督張子洞	官營
漢陽鐵廠	製鐵業	—	光緒十六年	同	同
武昌織布局	織布業	—	光緒十九年	同	同
武昌紡紗局	紡績業	—	同	同	同
武昌製麻局	製麻業	—	同	同	同
武昌繅絲局	製絲業	—	同	同	同

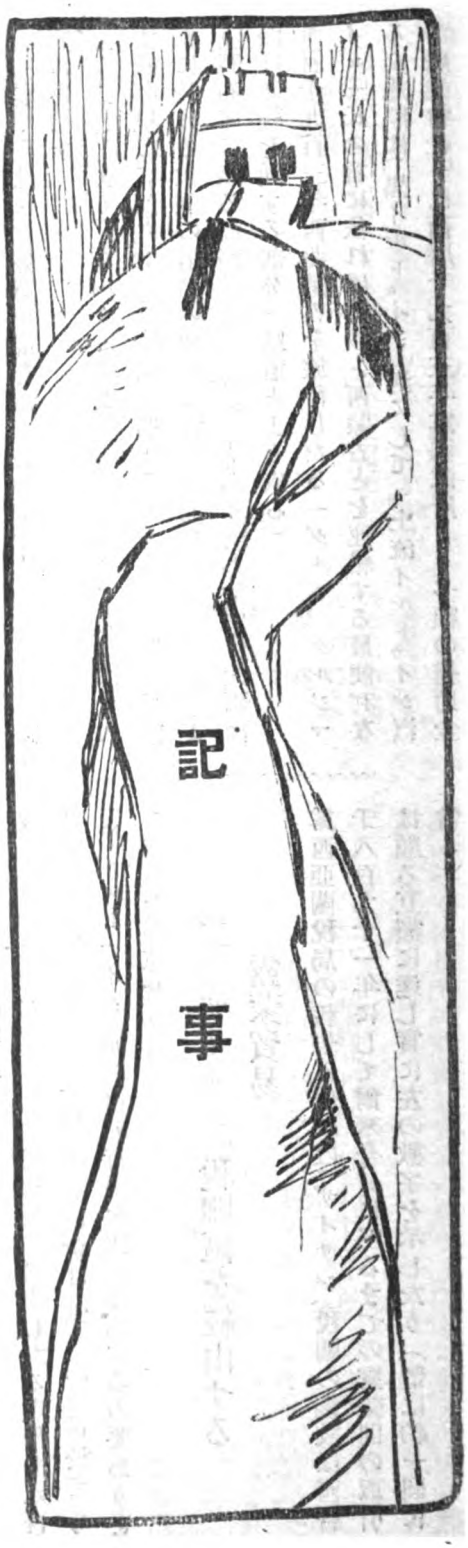

◉西蒙古に於ける露國の商業關係（上）

露國東洋研究會員　ベー、グリエフ述

西暦千八百六十二年露清陸路貿易條約の締結に依り露國臣民に對し蒙古に於て無稅貿易の權利與へられて以來露國臣民中該地に於ける、商業關係を立てんと企圖するもの漸く多きを加へ商業範圍の擴張と取引の繁盛を計るに至れり而して露國の蒙古に對する輸出商品は從來庫倫及其附近に輸出せられ蒙古の物産も亦露國に輸入せらるゝものは悉く此地方に集散するものゝみなりしが兩國商業の關係の漸次頻繁を加ふるに從ひ露國商人は其他の露蒙國境に赴きて市場を撰び以て蒙古に對する貿易を營むに至れり

此の如くにして新に開かれたる蒙古の露國商業地は哈克圖の西方に出現せり

此部分は初より露國商人の注目怠らざりし處なりしが現今は實に露蒙貿易の主要なる市場となれり是れ此地は露國の中心に近きこと他の地に勝り加ふるに支那人及外國人の競爭なくして露商の爲最有利なる地方なるが故なりとす

西蒙古に對する商業地は露西亞側に於ては西部西伯利の「ザイサン」「ピースク」「ミニシンスク」及東部西伯利の「イルクツク」にして蒙古の露西亞に對する商業地の主要なる

ものは科布多、烏里雅斯台及「ウブサ」湖附近の天幕部落なる「ウランコム」とす

蒙古の西部は此の如くにして從來露國商人の貿易を營む地域に係り現今も露國の商業上好個の市場たるものなり勿論現今に於ては清領の他の部分に於けるが如く外國商品は此地方にも出現せりと雖も露國商業家にして奮勵一番せば外國商品を驅逐して自國の商品に優勢を占めしむること敢て難きにあらざるべし而して露國の西蒙古に對する商路及商況は左の如し

一、「ザイサン」より「トゥルタ」に至る商路及「ザイサン」より科布多に至る商路

「ザイサン」よりは露國商品を西蒙古の「黑イルトゥイシ」區域に供給す

「ザイサン」より「トゥルタ」に至る商路は三百二十七露里(八十餘邦里)にして「トゥルタ」は支那住民地として支那の亞爾泰に於ける數條の道路の要衝に當れり而して「ザイサン」より科布多に至る商路は「ウルモガイトゥイ」を經由す(此兩商路は車輛を通する部分と駄道とより成る)

西曆千九百三年西北蒙古を旅行したる「グルム、グルジマイロ」氏の言に依れば露領と西蒙古とを連絡する最便利なる交通路は「黑イルトゥイシ」河にして「上流イルトゥイシ汽商船業會社」は西曆千九百三年露國政府より多額の補助金を受けて汽船航運業に着手せりと謂ふ

又「エニセイ」河調査班長「ロデウイチ」技師の言に依れば「黑イルトゥイシ」河に於ける汽船業は年々繁昌し千九百九年に於ては西伯利の「セミパラチンスク」より「ザイサン」湖に至る間を四隻の汽船航通せり而して千九百十年には前記會社は尙汽船二隻を此航路に增加するの計畫なりきといふ以て「グルム、グルジマイロ」氏の意見空しからざりしを見るべき也

汽船の航通は前記の如く「ザイサン」湖を以て目下の終點と爲し同湖の上方なる蒙古領內には尙到らざりき

然れども既に西曆千八百九十六年に於て西伯利「トムスク」交通管區長技師「アミノフ」男爵は調査の結果露領に於ける「イルトゥイシ」河は其最上流即「アルカベカ」河口まで舟楫を通ずるを得と斷言せり

又「セミパラチンスク」に於て總督の召集したる現行千八百八十一年の露淸條約改正準備委員會は蒙古領內に於ても「黑イルトゥイシ」河自由航行權を主張獲取するの要ありとの意見を開陳せり

二、「ザイサン」稅關區を經由する露蒙貿易

露西亞關稅局の報告に依れば「ザイサン」稅關の創設は西曆千八百九十一年にして爾來今日に至るまでの露蒙間の取引は頗る巨額に達し實に左の數字を示したり(留は約一圓に當る)

	輸出	輸入	合計
一八九一年	五四、四〇〇留	一一九、六二九留	一七四、〇二九留
一九〇〇年	四〇七、二一二	二六三、四七二	六七〇、六八四
一九〇四年	四四一、九六三	四五四、一三六	八九六、〇九九
一九〇八年	五九三、七九二	七五五、〇五一	一、三四八、八四三

此表に依て觀れば千九百四年迄は輸出超過なりしが其後狀況變化して千九百八年には既に輸入超過を來するに至れり露國より蒙古に輸出する商品は概して工藝製造品にして彼より我に來るものは原料品半製品及畜獵產品を主とす前記「ザイサン」稅關輸出入品の內輸出に於て工藝製造品輸入に於て原料品半製品及畜獵產品の大部分を占めたること左の如し

	輸出	工藝製造品	其他留	計
一八九一年		四七、九七一留	六、四二九留	五四、四〇〇
一九〇〇年		三六〇、六四〇	四六、五七二	四〇七、二一二
一九〇四年		一八六、〇七六	二五五、八八七	四四一、九六三
一九〇八年		五〇七、三九六	八六、三九六	五九三、七九二
	輸入	原料半製品	畜獵產品	合計
一八九一年		—	七二、〇八四	一一九、六二九
一九〇〇年		二二七、五〇〇	八九、四八二	二六三、四七二
一九〇四年		一八六、〇七六	一七三、五九四	四五四、一三六
一九〇八年		四八九、二九一	一五二、四五四	七五五、〇五四

聞く所によれば現今西部西伯利の「オムスク」より「セミパラチンスク」に至る鐵道布設の計畫ありといふ該鐵道にして實現開通の曉に至らば蒙古より「セミパラチンスク」に至る該道の沿傍地域に於ける露蒙貿易は甚盛大なるに至るへく今や哈爾賓に於てすら蒙古への輸出は漸く衰頽するの時此の如くにして一般露蒙貿易の衰へんことは吾人の大に熱望する所なり

三、西部西伯利のビースクより蒙古に至る商路

一、「ビースク」、科布多、「ウランコム」間

二、「ビースク」、科布多、烏里雅斯臺間

「ビースク」街道は科布多地方に至る主要商路にして露國商貨は「ビースク」より「オングダイ」及「コシュ、アガチ」を經「チュヤ」道路に由りて科布多地方に到る

此街道は「オングダイ」より先きは往昔土言「ポム」と稱する坂裂ありて甚危險なりしを以て千九百三年までは駄載して商貨を運びたり而して「ビースク」「オングダイ」間は昔より車道通過せり然るに千九百三年九月二十八日より「コシュ、アガチ」まで車道開通し尋て「コシュ、アガチ」より科布多まで亦道路の修築ありて現今は車行することを得るに至れり

科布多に至る道路にして其價値前者に亞くものを「ブフタルミンスク」街道とす此街道は「ウスチ、カメンノゴルスク」より「ウリビンスカヤ」「ブフタルミンスカヤ」及上流「ブフタルマ」河畔の「アルタイスカヤ」各兵村を經其れより「ウランダバ」嶺を超え尙「ベレウ」及「ホンゴ」各部落を經て科布多に達す

此道路は「ロデウィチ」技師の言に依れば山地にして駄馬を通ずるのみ

前記兩街道の到着する科布多は實に八條の道路の結節點に

して其道路中主なるものは科布多より「ウランコム」に至るもの及科布多より烏里雅斯臺に至るものとす而して全蒙古に於て北京哈克圖街道に次き蒙古を通貫する道路は烏里雅斯臺に起る道路にして即科布多、烏里雅斯臺、「サイル、ウス」、(此道路と北京哈克圖道路の會點)張家口及「ククホト」道路とす而して此道路は「マトゥソフスキー」氏の清帝國圖に依れば大道として示さる前に列擧せる諸道の距離は大約左の如し

	露里	邦里概算
「ピースク」「ウランコム」間	七五〇	一九〇
「ピースク」科布多間	八二〇	二〇五
「ピースク」科布多、烏里雅斯臺間	一、一一〇	二八〇
烏里雅斯臺「カルガン」(張家口)間	一、五三〇	三八〇
烏里雅斯臺「ククホト」間	一、六三〇	四〇〇
烏里雅斯臺、北京間	一、七五〇	四三〇

由是觀之科布多及烏里雅斯臺地方は露國の蒙古に於ける最近市場たり然るに近時漸支那商人の競爭激烈なるのみならず遼遠なる外國人の猶來りて製造場を建設するものあるに至れり露國商工業者の警醒を要するや切なりといふへし今左に前記兩地方に於ける露國商業の狀況を述ふへし

四、科布多地方及烏里雅斯臺地方に於ける露國貿易

「エム、ウェー、ペウツォフ」氏及教授「アー、ボズドネエフ」氏等の言に依れば科布多地方及烏里雅斯臺地方に於て商業を營む者は主として西部西伯利「ピースク」の商人にして其取引は科布多及烏里雅斯臺に於けるもの尠微々として振はず其活動は內地の天幕部落を相手とするの商業に存す而して科布多及烏里雅斯臺の兩市に輸入する貨物は其一小部分を市內に賣捌き大部分は店員を派遣して定期に之を內地に輸送し以て土人に販賣せしめたり

然れども千八百九十六年ボズドネフ教授が「ニジュニー、ノウゴロド」の商工業者會議に於て講話したる所に依れば前記商業の方法は此年既に其性質を變更し小資本の商人にして自ら販賣に當るもの漸多を加ふるに至り露蒙貿易上大に面目を改めたるものあり

抑店員なるものは「ボズドネフ」教授の說に依れは遠く本店を離るゝが故に行動の自由なるに乘じ頗る放縱亂離なる商賣を爲し店主に對して都合よき報告を爲すを常とす

元來露國商品の不廉なると店員の蒙古貿易に趣味を缺き又は私利を計るに汲々たりし結果は著しく露國商品の販路を妨けたり而かも店員を使用する商人は比較的資本豐富なるを以て決して價を低廉にすることを計らさりしなり

然るに現今蒙古貿易に從事する小資本の商人にして自身奔走して事に當る者は商業を以て唯一の生活資となし且負債を拂ふ等の義務を有し金錢の必要切迫するため携帶したる商品の販賣は徒に豫定の高價を待ちて延期する能はざるの事情あり故に勢薄利に甘んじて賣却せざるを得ず

此の如くにして從來富商の卸賣的商賣漸衰へ小商人の迅速商品を賣却して金を得んとするもの增加するに從ひ是等小商人は其目的を達せんが爲には東奔西走して購客を求むる

の必要あり故に是等商人の足跡は各族管内に普く爲に露國商品の販路大に擴張せらるゝに至れり此の如き現象は科布多及烏里雅斯臺に於て共に認めらる然れども烏里雅斯臺地方の商況は科布多地方に比すれば尙甚劣りたるの感あり

前記の如くにして科布多及烏里雅斯臺兩市に於ける現今の商業的價値は蒙古內地に供給せらるゝ露國商品及蒙古各族より露領に供給せらるゝ商品の集積地たるにあり

前記區域に於ける露國商業の程度を知らん爲關稅局の「コシュ、アガチ」稅關輸出入に關する數字を左に記載す因に「コシュ、アガチ」稅關は千九百九年「オングダイ」稅關の位置を此地に移して名稱をも變更したるものなり

	輸出 個	輸入 個	合計 個
一八九一年	八三、四八二	一三八、九三七	二二二、四一九
一八九二年	一七六、六三六	一六三、三四〇	三三七、九七六
一八九三年	二一二、九七七	一八九、二八八	四〇二、二六五
一八九四年	二二九、六六一	二七〇、九五二	五〇〇、六一三
一九〇一年	四一三、七八一	九二〇、九七五	一、三三四、七五六
一九〇七年	五六三、四六三	一、五九五、八〇五	二、一五九、二六八
一九〇八年	三六三、六五七	一、五一一、五一三	一、八七五、一七〇

前記數字に見れば輸入增加輸出減少の變動は「ザイサン」稅關區に於けるよりも迫に著し

此の如く蒙古に於て露國商品の到る處に輸出減少を來すは種々の原因ありと雖其原因たるや蒙古一般に共通なるが故に蒙古に於ける露國の商況を記載し終りたる後に之を列記せんとす但一地方特別の原因は地方毎に之を記述すべし

尙前記「ゴシュ、アガチ」稅關に於ける輸出入の品目は大抵「ザイサン」稅關に於けるものと同樣にして即左の如し

	輸出 個	原料品及半製品 個	工藝製造品 個	合計 個
一八九一年		四八、二二一	一一、七八八	八三、四八二
一八九三年		六四、五七七	一四三、五九六	二一二、九七七
一八九四年		六〇、一二九	一六四、四六四	二二九、六六一
一九〇一年		九四、四七四	三〇五、七九七	四一三、七八一
一九〇七年		一四九、六二三	三四〇、一一四	五六三、四六三
一九〇八年		一〇一、七九一	二三三、六二七	三六三、六五七

前記表中原料品及半製品と稱するは穀類及生皮にして千九百八年に於ける其額は穀類六千十一布度生皮二千四百二十三布度とす(布度は我四貫三百六十匁)千九百八年に於ける輸出工藝製造品の種類は例年と同しく其種目數量左の如し

鑄鐵製、鐵製及鋼製品	二、四二三布度
綱索類	一、一五〇
麻布類	一、一三七
綿布類	二、二九二
粧飾品及玩具	九四七

尙輸入は左の如し

	原料及半製品 個	畜獸產品	合計 個
一八九一年		一三、五八七	一三八、九三七
一八九二年	一五二、三一五	四、八二一	一八九、二八八
一八九三年	二三〇、六一七	二一、五三四	二七〇、九五二
一九〇一年	八九一、九七七	二、八九六	九二〇、九七五
一九〇七年	一、五三八、三二七	三二、八八〇	一、五九五、八〇五
一九〇八年	一、四三四、三五八	四一、九四五	一、五一一、一五三

此表中原料及半製品の主要部分は生皮にして其輸入は近年

著しく減少せり即千九百年には五千六十四布度なりしが千九百八年には減して僅々四百五十五布度となりたり輸入品中之に次ぐは獸毛及毛皮にして其輸入額は千九百八年の分〳〵十二萬二千三百四布度ありたり而して最後に位するものは軟骨にして其輸入額は千九百八年分一萬四千七百十一布度とす

◉日本より借款せる漢口水電公司の被害

漢口通信

一、大王廟の電氣工場

明治四十四年十一月二日漢口支那町兵火の襲ふ處となり火焔延々として全市を呑まんとす水電公司の電廠も亦其の火煙の裡に包まれ火は幾度か延燒せんとしたりしも外圍の煉瓦壁堅牢なると隣家との間に少許の空地存んじたるために其の災を免れたりしも貯炭場なる貳百噸の石炭は外圍の火熱のために自ら火を導き其火氣は相隣れる職工部屋一棟を燒失せり

支那町燒撃より蒙りし損害は些少なれども電廠の位置兩軍の根據地として最適當なれば無人を幸ひ彼等の砲兵陣地に充當したるものなる可く全廠内到る處に鐵板を以て壕を築きたる跡殘れりされば後方なる支那競馬場の砲兵陣地よりは其の烟突を標的とし大別山上よりは眼下に狙撃したるものにして其の彈痕無數實に當時の激戰を思はしむ

烟突は上部の筒口其の四分一計を破壞せられ筒身には三十餘ヶ所の砲彈を受け一ヶ所の損害さへ外面の煉瓦數枚を破壞せり發電所は建物宏大なる丈に最も多く砲彈の襲ふ所となり外部の煉瓦壁は勿論、亞鉛板の天井は掌大の穴無數に穿たれ恰も蜂巢の如き觀あり實に慘を極む工場内に落下せし彈片ありしも其が爲めに器械の部分には異狀なしと云ふ然れども爾來の降雨に漏來る雨は多少機械に狂を生じたるやも知れず何れにしても試運轉を行ふに非ざれば必しも完全と云ふ可からず

事務所應接間兼用として建てられたる洋館一棟は火焔と相距る遠く前面は漢水に面し上方は道路を距て其他の二面は發電所及倉庫と相隣り而も二ヶ所共に殘存せるを以て見れば此の一棟の燒失は砲彈のために發火せしか或は漢口陷落の際放火して逃亡せしか何れかたること疑なし小道を隔たる二階建倉庫は火災は免れたりと雖砲彈を蒙る事夥しく箱詰の直徑一尺長一間の鉛管貳個は砲彈のために見事に破壞せられ更に數彈は鐵窓を破り漢水に沿ひたる一面に大穴を穿つ一彈は屋根より入り來り地板に大損害を加ふ而れども倉入貨物は彈丸の被害少しと雖箱を破壞して掠奪せしもの少からず

今試に其損害額を示さんに

一、建物

A、事務所　一棟

二階建洋式煉瓦造

長さ　五丈六尺

廣　五丈三尺

高　三丈五尺

右建築費及設備費　一五、〇〇〇兩

B、事務員及機關部職工住宅　一棟

西洋式二階建煉瓦造(七軒建)

苦力の住宅　一棟

支那式平家造(十三軒建)

炊事屋、ポンプ、及其置場、厠屋

右　八、〇〇〇兩

二、石炭

在荷三百五十噸の中二百噸を燒く蓋し二ヶ所に貯藏せしめしなり毎噸七兩とし

右　一、四〇〇兩

三、破損物

A、ボイラー用起水機

砲彈の爲めに擊沈せられ半以上水中に在り其の損害大なりと雖修繕を加へなば使用に堪ゆ可し

右　修繕費　一、五〇〇兩

B、發電所の屋根及外壁

亞鉛板の總取替及煉瓦柱の修繕を要す可く

右　修繕費　三、〇〇〇兩

C、倉庫の修繕　五〇〇兩

D、烟突の修繕　二、〇〇〇兩

四、盜難に罹りたる物件

A、小蒸汽船旣濟號

革命軍の漢口を占領せし時軍用として徵發せられたるものなり

右　價　六、〇〇〇兩

B、材料器具(倉庫内のもの)

事匆々の間に生じたる際なれば貯藏品明細帳を取出す餘暇なく其の詳細を知るに由なしと雖其の主なるものはワイヤー、鉦、鋸、鑿、鐵管、鐵板、銅線各種、屑絲帆布、機械油、釘、斧、麻繩、布、皮類、油布、電球沙紙、益帶等

右　見積額　九、〇〇〇兩

五、電纜(大形)電線、電柱

漢口の火災が支那町の要塲を燒盡せりと云へば電柱電線も亦其と運命を共にせしと見て差支なかる可く支那町中央部分、新市街(韻生路)大智門は其の被害區域にして電柱電線の殆ど再用す可きものなしされば其の損害額も巨額に上る今其の被害前の總延長哩數を示し損失の概數を算出せんに

三十六枝　安全包裝の銅線　八〇哩

十九枝　同　同　三五哩

七枝　同　同　二〇哩

其價約　二五〇、〇〇〇兩

電柱	二、〇〇〇本	
其價一本二十五兩とし	五〇、〇〇〇兩	
合計	三〇〇、〇〇〇兩	
其の三分の二を被害額とし	二〇〇、〇〇〇兩	
取付費	一五、〇〇〇兩	
電線　總額七萬兩とし其の三分二	四六、七〇〇兩	
	二〇、〇〇〇兩	
電量計	一五、〇〇〇兩	
磁器製電流防備器	五〇、〇〇〇	
外雜諸口	三九三、一〇〇兩	
總計		

二、水道工場

一、水　塔

革命軍大智門の官兵と相對するや水塔を以て砲兵陣地となし五層樓上に大砲幾門を据付けたれば塔身に數十ヶ所の砲彈を蒙りたり併し差したる損失に非ず

二、水　廠（漢水上流）

官軍の守備頗る嚴にして遂に實地に調査することを得ざりしは遺憾なりき

其の被害の主なるものは建物の破壞燒失、但し器械には異狀なし市中の水管、噴水口、メートル表等にして其の概數は　二五〇、〇〇〇兩

以上　水電兩廠損害總計

約　六拾五萬兩也

◉菲律賓群島に於ける支那人（下）

厦門稅關都辦　ジユアン、メンカリン稿

支那人の職業別

予は次に支那人の一九〇三年に於ける職業表を揭げんと欲す少しく長きに失すれども商業以外諸種の工業に從事するものの數の概念を與ふるは頗る興味あることなるを信ず

會計及主簿掛	二〇九
代理業者	七二
美術家及同敎師	三
麵包製造人	五四九
銀行家及仲買人	一三
理髮師	二八四
酒場主	六五
鍛工	四九五
船手	一三
建築師請負人	六
煉瓦積み職	六九
屠夫	九五
大工	二、五〇八

馬車製造人　一三
巻烟草製造人　二
葉巻烟草製造人　三〇
番頭　八一七
馬車夫　三三一
收稅吏　六
植字業者　四
菓子屋　一四五
警部及巡査　一二
料理人　三、九三一
銅鍛冶職　七四
椰子乾核製造人　五
蒸溜業者　二三
潛水業者　四
荷馬車夫　一
染物師及び晒業者　二二
機關夫及び火夫　一三
土木工師及び測量師　一
農業家及び農夫　三七六
漁夫　六二
花卉栽培者及庭師　二一一
官吏　二二
馬具及び鞍製造人　六
帽子製造人　六
牧者　五

馬丁　一
旅宿及下宿業者　二五
家令及び給仕　六三
通譯官　一三
鑄鐵師　七一
門番　二
新聞記者及び探訪者　二
勞働者（上に述べざる者）　四、七〇七
洗濯夫　三五七
石灰製造人　一〇
鎖匠　一二
機械師　二三
製造人（特記せざる者）　一七
機械學者　一〇
商人　一三、七六一
使者　一、三五二
磨者　五
鑛夫　四
音樂家及同教師　二
乳母　一
看護婦　二
荷造人及び貨物送出人　七〇一
畫工及び釉藥を施す者　一九
寫眞師　三四
醫師及軍醫　四四

擔夫	一三二
陶器師	九
印刷者	七
料理店及び銘酒店業者	二九
帆製造人	一
船夫	三一
舟夫	五、九五四
製鹽者	三八
鋸（コビキ）人	二二六
縫衣女	三三
從僕	九七八
寺の小僧及び寺區の小吏	七
靴製造人	一、三六三
觀世物師	一
石鹸製造人	八四
船荷積卸人	三〇二
石匠	四七
砂糖製造人	四
洋服屋	三二七
製革匠	一七
數師	一一
錫鍛冶屋	一〇七
旋盤工	二
時計製造人及び寶玉工	六四
看守	五
水の運搬人	五七
秤屋	一三
織布者及び紡績業者	一
樵夫	二〇
其他職業	二五
總計	四〇、五六六

予は又一九二年の比律賓にある商人の數、投じたる資本の金額及び支拂はれたりし租稅の高の比較見積を知るを得たりこは極めて敎訓的にして又興味あることゝ信ず、然れども此數は比律賓に於ける商工業に從事せる支那人の正確なる比例を示すものにはあらず何となれば眞の數は更にこれより遙かに大なればなり收稅局が正確なる統計を作成の不可能なるは何人も能くこれを知る彼等支那人の姓名は全然支那的のものあり基督敎徒の氏名及び異名を冠らせたるあり又祖先の名を歐化したるあり全然外國の名を用ひたるありて支那人なりや否やを識別せんこと甚だ困難なり例へば現今の住民の祖先なるバカンカは本名はタン、ツイ、リオンと云ひ然れども洗禮をうくるに及んで敎父の名及び異名を其名に冠らせカーロス、バランカ、タン、ツイリオンと呼びき、其の後全く支那的名稱を失ひて此市に於ける官の文書にも法律上の文書にも多くはカーロス、バランカと署名するに至れり彼の租稅も亦同樣の名に於て支拂はれぬされば彼は支那人の服裝をなし彼の部員及び家族は支那人なるにもかゝはらず統計にあらはれし所より見れば西班牙人か或は比律賓人の如く見ゆるなり

稅關官吏の報告にあらはるゝ數字と民力調査にあらはるゝ數字とは常に多少の相違あり然れども予は一九〇三年の民力調査に於ける一九〇〇の支那人の外幾何が、其名の混同し易きがために、西班牙及び比律賓人と見做され居るや說明することを得ず

予は更に一歩を進めて此數字の曖昧なるをば明かにせんと欲す、最も信頼すべき根據によれば此群島に於ける卸及び小賣業の少くとも六十五パーセントは支那人の手に存ず、彼等は輸入貨物の卸的購買者にして又それを全群島に分配及び小賣する者なり、同樣に又彼等は全群島の比律賓產物を小買しこれを外國商人に卸賣するなり、如何なる小市と雖も、如何なる遠隔の地と雖も小賣及び小買の支那商人を見ざるはなかるべし

一九一一年の表を示せば次の如し

比島に於ける納稅商人の概數　七〇、〇〇〇

右の中西班牙人又は比律賓人として登記せられたりし者　五三、一〇〇即ち七五%

支那人　一三、五〇〇即ち二二%

米人歐人日本人　一、四〇〇即ち　三%

全商工業者によりて投ぜられし總資本金額　三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ペソス

右の中西班牙及び比律賓人　七〇%

支那人　二〇%

歐米人　一〇%

酒、煙草製造業者の拂ふ租稅額

西班牙及比律賓人　五、三九五、〇〇〇ペソス

支那人　一、三八六、〇〇〇

歐米人　七一六、〇〇〇

支那人の勢力

此論は少々長くなりたれど予には此問題は最初よりも愈重大となりしの感なき能はず、通商上よりするも工業上よりするも將た他の如何なる點よりするも此群島にとりて支那人は實に大切のものなり、彼等の勢力は非常なるものにして其人口も必ず多きを占むべし殊に多くの比律賓人が直接或は間接に於て彼等は支那人の子孫なることを拒む能はざる間は然るべし交際界に於ても商業界に於ても將た工業界に於ても高級社會より下級社會に及ぶ迄支那人及び支那の名は其大多數を占め、のみならず支那の慣習も大に行はれ其支那人に基を發せしことの動かすべからざる事實を示せり

支那と此土民との通婚が齎せし利害を論ぜんことは此問題の範圍外なれども恐らく此混血兒は商業、貿易、工業、科學、美術等すべての點に於て指導者と認めらるべし彼等は支那人の狡猾と島民本來の敏捷と善性とを享受してすべての點に於て群島の案內者たるべし、日々其勢力を增大し決して等閑視すべからざる此群島の將來は實に彼等に屬す、全世界の諸殖民地に於けると等しく是等混血兒も一旦は服從すれど後には其支配者の權を奪取して獨立し自ら自身の支配をなすに至るべし

●滿洲移民開墾策（二）

元奉天鹽運使 熊希齡稿

四、移民開墾設備案

屯田兵制參用

近世殖民を論ずるもの多く自由殖民を以て募集殖民に優れりとなす、故に日露亦從前の屯田兵制はこれを廢するに至れり、然らば屯田の辦法は又價値なしと云ふべき乎、東三省は蠭賊横行して道途靖からず、又南强の逼る所となり動もすれば武力を以て干渉せんとす、我移民區域苟くも軍備の以て保護に資するあるにあらずんば、以て移民を招徠すべからざる也、況んや黑吉省已辦の屯田計畫失敗に歸したるは、獨り勞工を召して兵伍に列せしめしのみにて、眷屬の率制なかりしによるものにして、これ畢竟辦理方法の咎にして屯田兵制の咎にあらざるをや、從て屯田兵制の如きは宜しく我三東省にこれを參用して利あるべき也

而して其辦法は先づ混成協一協を募集して墾地に分布せしめ、別に兵村を立て初め入伍の時は家眷を携帶せざるも、一年を經て開墾成るを俟ちて、獲る所の穀價を各兵に給し命じて家族を該兵村に移さしめ、三年の役滿ちて、退かば其豫め已墾せるの田は全く其所管に歸せしめ、其代價は十年間に分納せしむべし、而して兵士は新たにこれを募集し前項の方法を順次に繰返さば、古時の兵農相兼の效を收むるを得べく、此外一切の民屯並に民團義勇兵は退伍の豫備屯兵を以て其訓練を司らしめば、二十年後は民盡く兵を知り、獨り馬賊の患を制し得るのみならず併せて外敵を防禦し邊防を鞏固にするを得べく、其利殆ど圖られざるものあり、又其土に久しければ山川關塞の險易道路の難夷皆夙に習ふ所なれば一旦事あるに際し、人地習はざるの虞なきは其利の一、妻妾財產均しく其國の利害たるものは又其身家の利害たれば、其我國を保衛するは皆切膚の關係あり、必ず能く其死力を致さんものこれ其利の二、邊地苦寒之れに習ふ既に久しければ、其一切防寒の術に於ける客軍の初めて至れるもの、如からざるべしこれ其利の三、三省氣候固より寒し、然れども農時は皆春夏秋にあり、故に冬期室內操練の餘時其眷族に絲織工藝の事を學習せしめ得べく、然らば退伍後も一家に徒手の羣なかるべしこれ其利の四、この四は實に屯田兵制が移墾先聲たるべき所以のものたり

官商輪船之興辦

東三省の江河流域既に移墾に便なれば總部機關亦新城府の四通八達の區に設けんとす、若し輪船公司法を設けて推擴するにあらずんば、運行猶人の足なく車の軌なきが如からん、露國の輪船を查するに二種あり、一は官

輪にして國家移民總局に屬し計汽船六隻あり、專ら郵政及官用に供す、二を商輪となし商民より資を集めて公司を設立し、國家之れに對し補助を與ふ、此數百七十餘隻あり專ら黑龍江、烏蘇里江、松花江間の航行に任ず、調査員の報告及愛琿道等の詳陳によるに長さ百六十五呎幅三十六呎の商船の價格大約洋七万五千元にして、一ヶ年中六ヶ月航行せば利益一萬元に上るべしと、露船の黑龍江を上下して我移民を載せて得る處の運賃年額約六七十萬元に達すべし、然かも彼我言語風俗相同じからざるより紛擾屢起り甚だ不便也と云ふ、頃者黑吉兩省郵船公司を設けたりと雖も、創業の際多く南方の廢船を購ひ、其新造船も亦露船の式樣に倣はずして、一に上海船廠の私意に從ひて築造せし結果、航行中、屢失敗に遭遇し、獨り露國船と競爭する能はざるのみならず、糜費の巨行旅の險以て久しきを持するに足らざる也、今宜しく露國の辦法に倣ひ官商兩種の輪航を分ち、商辦のものは南方に於いて株主を募集し會社を設立し、每年屯聚局より補助を與へ、又新城府には船渠を建設し輪帆を製造して江河の航業を振作すべし、斯くして我航運發達すれば俄輪と大に競爭を開くべき也

水陸郵站の建置

露人の黑龍江左岸を經營するや每六十里に一屯を設け每四十里又は六十里に一站を設け、三月より八月に至るまで專ら輪船を用ひて、郵便物を傳へ、九月より二月に至る迄河水凍結すれば、改めて橇を用ひて之れに代ゆ其所謂郵站なるものは均しく商民より國家に向て立約して承辦し、其年限は三年より五年に至る間とし、國家より每年補助を與ふ、而して其補助は站店にして馬一匹を養ふものには月額五十元、四匹なるものには月額百元として、馬數增加と共に補助亦增加す、而して河流氷結後は查は貨客を次驛迄運送し晩には旅人を寄寓せしめ兼ねて食物を賣る故に輪船停駛すと雖も其交通は尙故の如かりき、今我が東三省の河道已に一萬一千餘里に達し、每に冬後河水凍結し而して此類の郵站の以て交通に資するなくんば、移民往來の不便實に甚だしからん、殊に陸地道路は阻塞尤も多ければ何等か利濟の途を講ぜざるべからざる也、今試に陸路の里程を左にかゝげん

一、	遼源州洮南府間	五二〇里
一、	新城府洮南府間	四八〇
一、	洮南府昂々溪間	五九〇
一、	新城府陶賴昭間	二四〇
一、	窰古塔延吉府間	四五〇
一、	窰古塔密山府間	五八〇
一、	依蘭密山府間	五三五
一、	臨江饒河間	七〇〇
一、	依蘭臨江間	六〇〇
一、	爰琿海倫間	五〇〇
一、	興東湯原間	五〇〇
一、	新城大賚廳間	二〇〇
一、	大賚廳齋々哈爾間	五一〇
一、	大賚廳札賚特王府	五〇〇

一、札賓特王府庫勒車站

合計　七千四百十七里

今陸路の改修すべきもの已に七千四百十七里に達し、加ふるに水路一萬一千餘里を以てすれば計一萬八千四百十七里に達す、平均毎五十里に一站を設くとせば、水陸を合し三百六十站を設けざるべからず、此外尙岸渡無慮數十箇處あり、均しく移墾に關する重要問題にして、國家政府の應に自ら籌畫すべき處にして、固より新移の民力の能く自ら爲し得る處にあらず、幹路既に通ずれば旅行益便に然る後遠方の民集り來り邑をなし都をなし遂に漸次に推移して奥地に及ばん

各種學校の豫備

初墾の地農具能く合するや否や新種の物土質よく宜しきに稱ふや否や、皆新移住民の能く悉知する所にあらず、故に東西各國の殖民區域に對するや必ず提倡と保護との二策を用ひ、各種の學校及場所を設立して以て民の模範と爲す、今東三省既に新城府を以て移墾の樞紐と爲す即ち宜しく日本北海道の札幌に倣ひ豫備すべきもの大凡八あり

一、農事試驗場

奉吉兩省は已に設立せりと雖も相距る甚だ遠く以て實驗に供し難し、應さに模範的試驗場を設け、凡そ移民區域に屬する農產は皆場內に於て試作し其結果につき報告書を製し、新移住民をして種殖及改良の方法を知らしむべき也

二、工業試驗場

東三省は農國也、原料既に富めば工業必ず振興すべし、ヶ高粱酒釀造、醬油製造の爲には應に釀造科を設くべく、又奉吉兩省は柞蠶隨地に繁殖すれば染織科を設くべく、道路河工並び起り房屋場廠の建築亦相ついで起れば、應に土木科を設くべく、五金の礦產は三省最もこれに富めばこれが採掘の爲には應に礦業科を設くべし、此外原料を用ひて工業を起すべきものは隨時一科を添設すべき也

三、水產試驗場

三省の江河魚屬に富み蒙地の產鹽亦製練すべし、是れ宜しく場を設けて試驗を行ひ遺利を起すべき也

四、林業試驗場

三省元と森林あるも伐採制なき爲、利盡きて害生ず、宜しく章程を改正し並に沿江荒山に植樹を行ふべし

五、模範鐵工場

三省の荒地太だ多きも工を加ふれば又大に用ふべし、宜しく鐵工場を建てゝ各種洋式農具を仿製し並に場傍に船渠を建立し汽帆船の製造及修理の用に供すべし

六、商船學校

三省の河海の交通舟楫を利用する事多ければ此校亦宜しく速設すべき也

七、種牛牧場及種馬牧場

蒙古は牧畜の區たり、黑省早寒にして平原野草に富み最も牧政に便也、宜しく此兩場を設けて改良の効を收むべ

し

八、測候所

氣候の寒暖風雨の多寡等は東三省向に測驗報告なき爲これを知るを得ざりき應に各要地に測候所を設けて以て農業の助となすべし

試驗の結果既に確然たるを俟ちて後移民及南北富商を勸導して公司を組織し以て實業の發達を求め、其力足らざるものは政府或はこれを倡設し或に補助を與へ、心ず之れを工廠林立の狀に致し速に商工の團たらしむべし、然らば其利晉に稅源の加はるのみにあらず三省當に之れによつて富むべし

水利開濬

東三省江河流域の勝を擅まにするも、古より今に及ぶまで未だ利用せるもの少し、蓋し水道運輸の便はこれを鐵道に比すれば遙に優れり、故に米獨各國路軌縱橫密として蛛網の如きも其運河の延長は數千萬里の遠きに達し、以て大洋江湖と連絡し、航業の繁盛比すべきなし、故に近世交通を論ずるもの運河の多寡に注意して依て以て商業の盛衰をトせざるものなく、往々僻陬の地にして運河の爲めに繁盛に赴けるものなきにあらず、近くこれを觀るに日本の利根石狩を疏治する糜費千萬を越ゆ、又遠くこれを求むれば元代の南北運河迢々千里、今に至るまで之れによる、東三省河流の利ありと雖も、亦河流の害をうけ春夏の交平原殆んど澤をなし、人民の交通爲めに阻まる、宜しく辦法を設けて大にこれを利用するの途を講ずべき也、而して其法二あり

一は治水の策にして松花江流域の臨江各府嫩江流域の龍江各府遼河流域の新民各府等凡そ水患を蒙るものは宜しく法を設けてこれを免れしむべき也

二は將來運輸の計をなすものにして遼河上流鄧子屯伊通河上流の伊通門の如きは相距る百里にして、元と聖祖仁皇帝糧食を轉運するに際しては、これにより彼に達せるの舊跡たり、斯くの如きの處は宜しく法を設けて此間に運河を開き兩河をして相接して舟運に便せしむべき也、其他小運河を穿ては交通上至大の便益を蒙るべきの處は宜しくこれを開鑿すべく、これ實に百世生民の大利也

興業銀行の組織

千百萬の移民をあつめて東三省の各地に散布せしめんには、其財產を託すべきの處を設け其消息盈虛を通じて以て其平をなすべく、これが爲に特設の金融機關なかるべからず、計學家曰く銀行の地方に於ける猶血液の人類に於けるが如く、これ決して分離せしむべからずと、日本は維新より以來東京に勸業銀行を設け以て實業を提倡し、又各縣には農工銀行棋布羅列し組織完備す、甚だしきは北海道の拓殖銀行の如き其數十五所支店三十五所に及ぶ其本源を得たりと謂ふべき也、今東三省を見るに殖民これより始まらんとするも、金融機關未だ全く備はらず、厲清銀行、正金銀行獨り東三省金融界の死命を制す、日本人は又南滿鐵道界內に於て倉庫を設立し、王安石の靑苗法を用ひて我民を誘ひ、其の廉價の穀物を奪ふ、近頃其政府の宣

布を見るに正金銀行を以て滿洲の金融機關となし不動產を抵當として貸付をなすを許せり、其勢力我農界を侵すの時の大局の危急設想に耐えず、其患を防がんと欲せば、惟資千萬を提して東三省興業銀行を設立し、大清銀行と共に南北滿洲農商兩界の金融機關たらしめ、一面は又南北商民を奬勵し移民區域の繁盛の都會を選び、殖民銀行及儲蓄銀行を設立し、此兩大銀行をこれが後盾となし、以て移民等の金融機關たらしむるにあるのみ

拓殖會社の奬設

廣莽寥廓の區一度百千萬の人口を增加せば、九布帛菽の品各求むる所あるより、或は投機の商人風を聞いて至らん、然れども此大宗の供給は斷じて一私人のよくなし得る所にあらず、速かに規模宏遠の殖民會社を設立し歐洲のトラストの制に倣ひ、大資本家を聯合し、大資本を以て移民に對する供給をなすべき也、但此の種の會社は只政府これが提倡に應じ其保護に任ずるのみにして、決して公を假して私を濟さしめ又は私に官力を用ひて經營せしむるべからざる也、將來移民既によく發達せる後は、此會社は其後盾となり初は內地一切の日用品を轉運し以て千萬客民の需要に供し、其後移民の出產する處日に增さば、其出す所の天然品を內地に輸入すべし、故に殖民會社は移民と終始密接の關係あり、然れども此種の會社は開辦の始に際しては困難多ければ、國家應に特別の權利を與へ、或は其移民地への貨物に對しては稅を免じ、或は移民地各種の林礦は其承辦を許し、以て其發達を助長せしむべき也

林鑛公司招集

移民の道は專ら墾務にのみあらざる也、曩には我國の移民を談ずるもの開墾を以て唯一の方法となし、墾務を除くの外以て移民を招徠するものなしとなすに似たり、輓近殖民の術愈發達するや移民招徠の法極めて廣きに至れり、即ち東三省を以て論ずれば礦產各地に甲たり、彼の漠河等の金鑛の如きは最も大衆を入るゝに足り一礦を開くも大なるものは數萬人小なるものも數千人を容るべし、鑛業發達すれば、收容する所の人數愈多く、且其來る所のもの其力により直ちに生計を謀り得べく、これを墾務未だ成らざるものに比せば其生活遙に容易也、實に此種の開鑛は東三省移民招徠の法の一なり

又東三省の森林は古より未だ開かれず、萬木天に參す、近者採木公司の成立するもの稍ありと雖も然も發端に過ぎず現在は交通不便なるより轉運困難に太古の森林自ら生じて自ら滅するもの少なからず、既に移民地を定めは、一面は採木を提倡して多くこれが會社を設立し、依て以て移民を收容するの途を講ずべき也

此種の方法にして成らば移民の收容力は更に增加して數千萬と雖も尙可なるべく、移民の法亦一新せん、即ち此兩者は移民政策の上最も有利なるべきもの也

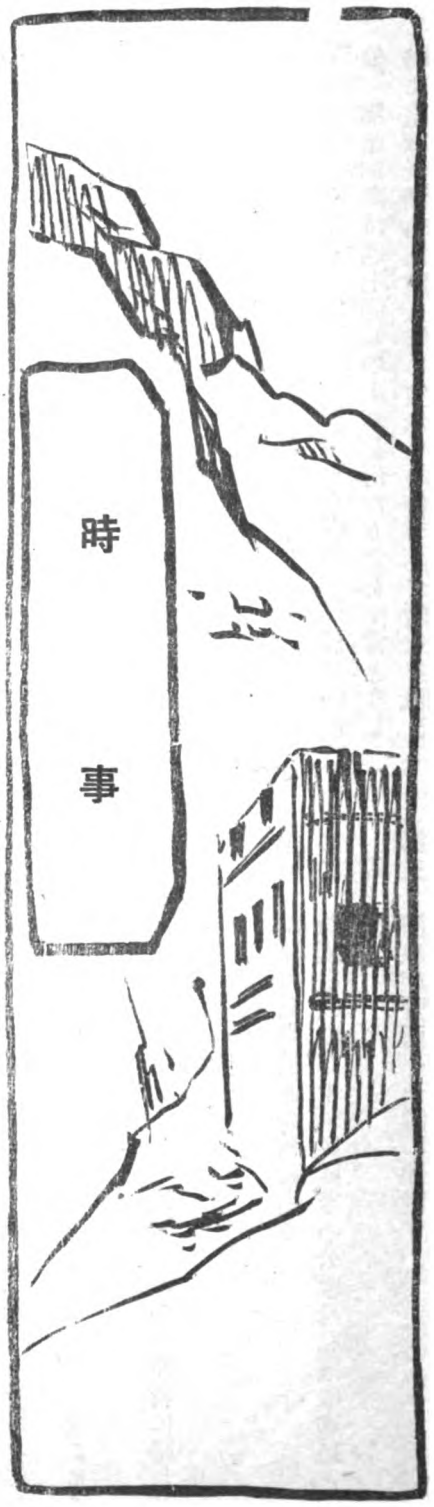

◉清廷退位

西暦一九一二年二月十二日清廷最後の上諭三道發布せられ、清朝三百年の社稷は史上に其跡を留むるのみとなり、支那の帝政滅びて共和政成れり

清廷の退位今明を出でずと傳へられしもの曾に三四回のみならざりしが、迂餘曲折今に至て始めて其發表を見たり、武漢起事以來未だ半載ならず、而して清朝は一義士の殉死をだに得る能はずして、蕭索たる末路を以て逝けり、吾人は清朝の爲に萬斛の淚を濺がんより、利害の打算に長じ無益の殺生を事とせず、勢の趨く所に從つて推移して恬然たる支那四億萬衆の將來に關し、驚嘆の眼を張らんと欲す、清朝の末路の蕭索たるは清朝に德政なかりしのみにあらず、支那人が時代の推移と共に漸く利害の打算に長じ來りたるが故也、勢にして可ならんか清朝の爲に義を稱ふるもの何ぞ一二にして止まん、事實はこれを證す、起たんと計りしものは曾に一二に止まらざるも、彼等は大局の抗し難きを知り退いて一身の計をなすに至れる也

支那に忠君愛國の思想なきにあらざる也、又滅びたるにあらざる也、彼等の利害の打算がこれに打ち勝てる也、斯くの如き民族の將來は最も注目に値す、其好標本を逝ける清朝に見る、即ち彼等は最後の一擊を愛けて身家共に滅びんより、早く大局の趨く所を察し、利害を打算し、優待條件を容れしめて僅に其安固を保つに至れり、嗚呼これ又支那四億萬民衆の心也、斯くの如き民族は恐るべき或ものを有す、今清廷最後の上諭を見るに次の如し

上諭第一

朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず曩に民軍事を起し各省響應し

國內沸騰生靈塗炭に苦む特に袁世凱に命じ委員を派して民軍代表と大局を討論し國會を開き政體を公決せん事を議せしむ兩月以來尙確たる辦法なし南北犄角互に相持し商家業を止め兵士は野に露營す徒らに國體一日決せざれば生民一日安からず今全國人民の心理多く共和に傾き南部中部の各省既に義を前に唱へ北方の諸省亦後に主張す人心の嚮ふ所天命知るべし朕亦何を忍んで一身の利害より億兆人民の希望に逆はん茲に外大勢を觀內輿論を審らかにし特に皇帝統治權を公衆に與へ全國を定め共和立憲政體と爲し近く海內の亂を治め遠く古政に協ふは天下の公議と爲す袁世凱は曩に資政院の選擧を經て總理大臣と爲せり方に新舊代謝の際宜しく南北統一を計るべし即ち袁世凱全權を以て臨時共和政府を組織し民軍と統一辦法を協商し凡て人民の安堵海內の泰平を期せよ即ち滿、漢、蒙、回、藏の五族を合し領土を保全し一大中華民國となせよ朕は既に隱退して寬々悠々歲月永く國民の優禮を受け親しく良政の恢興を見る豈悅ばしからずや

上諭第二

朕隆裕皇太后の懿旨を報ず曩に大局危急兆民困苦するを以て特に內閣と民軍とに命じ皇室優待の各條件を商議し平和解決を期せしむ茲に伏奏の優體條件に依て宗廟寢陵永遠に祀を奉じ先皇の陵制舊の如く修築し皇帝政權を離るゝも尊號を廢せず幷に皇室優待八箇條皇族優待四箇條、滿蒙回藏待遇七箇條の上奏を得たり之を至當となし特に皇族及滿蒙回藏人等に宣示し今後力めて敵意を除き共に治安を保ち重ねて世界の昌平を見共に共和の幸福を享けん事亦朕の望む所なり

皇室優待條件

第一條　大清皇帝辭位の後尊號猶存して廢せず中華民國は各國君主を待つの禮を以て待遇す

第二條　大清皇帝辭位の後歲費を四百萬兩とし淸貨幣改鑄の後改めて四百萬元となし中華民國より支辦す

第三條　大清皇帝辭位の後姑く宮禁に居り後頤和園に移る侍衞人等は條規の如く留用す

第四條　大清皇帝辭位の後其宗廟寢陵永遠に祭を奉じ中華民國より適宜衞兵を置き愼重に保護す

第五條　德宗皇帝の陵未だ工事終らざるは制の如く修築し其典禮を奉ずる尙舊制の如くし所要經費均しく中華民國より支出す

第六條　前の宮中用ふる所の人員常に照して留用す唯以後更に宦官を加ふるを得ず

第七條　大淸皇帝辭位の後其現有資產は中華民國より特別保護す

第八條　現有の禁衞軍は中華民國陸軍部の節制に歸し其數及俸與尙舊の如くす

皇族待遇條件

第一　淸國王公世爵概ね舊に由る

第二　淸國皇族のは中華民國家の公權及私權は國民と同等とす

第三　淸皇族資產を一體に保護す

第四　清國皇族は兵役の義務を免ず

滿蒙回藏各族待遇條件

滿蒙回藏各族共和に贊同するに依り中華民國は左の待遇を爲す

漢人と平等に其現有の資產を保護す

滿蒙王公爵秩祿を舊に依らしめ王公中生計困難の者は法を設けて生計を助く八旗の生計を調査し未だ調査せざる前は俸與舊に依りて支給す從前の營業居住等の制限は一律に除去し各州縣其自由入籍を許す滿蒙回藏現有の宗教は其自由信仰を許す

以上の條件は制規公文を以て雙方の代表より各國の北京駐在公使に紹介して各外國政府に電達す

上諭第三

隆裕皇太后の懿旨を奉ず古天下に君たる者の重ずる所は民命の保全に在り現に將に新に定めんとする國體は先づ其大亂を治め保安を期せんとするにあらざるはなし若し多數の民心に逆ひ重ねて無窮の戰を開かば大局缺裂慘殺相次ぎ勢ひ必ず永續の慘劇を演じ宮廟は震駭し兆民を荼毒するに至らん其災何ぞ亦言ふに忍びん是れ正に朝廷事變を觀察し我民の胸中を洞察し其精を採らんとす凡爾中外臣民克く此意を體し全局の爲め熟々利害を計り過激の行動をなし國と民と二ながら其災を受くる勿れ民政部步軍統領姜桂題馮國璋等嚴密に防衞し懇切に開導し朝廷天に應じ人に從ふ太古無爲の意を悟らしめよ國家は官を設け職を分ち民の爲に計る內は各府部員外は督撫司道臣民を安んずるは實に一家の爲にあらず爾等中外大小各官齊しく時艱を思ひ謹んで職責を守り懇切訓戒其職責を空しうするなく善く庶民を愛撫するの意に副よ

◉殘れる重要問題

清廷は曰に禪讓の美を稱し、腹に利害の打算をなして退位せり、然れども是れ未だ問題の終局にあらず、否これ僅に序幕のみ、共和政府組織の方法、南北の統一、窮乏せる財政の補救、功勞者の論功行賞等尙幾多重要の問題は今後にあり

今日の形勢を以て察するに、此諸問題の處理は又袁の巨腕を待たんとするが如し、袁は今日の結果を來す迄に、其終局を見越しながら、迂餘曲折して自ら推して勢を作りつゝ、然かも勢に推されて行くが如くして、一分一厘の差なく大芝居を打つて退けたる辣腕家也、或は今後の諸問題に對する袁の胸中自ら成竹の存するあらんか

支那人が常に利害の打算により終始する處到底吾人心理狀態を異にするものがこれを測つて正鵠を得るは難しと雖もこれを操るものより見れば或は夫れ丈け操り易きか

兎に角今後の時局に對しては尙十分の注意と戒心とを要す而して又これ難局の更に難局に入れるものと見るべき也

◉財政策如何

皇帝退位し南北統一政府成らんとするも、財政の難局は依然たり、これに處するの策如何、今日未だ大局の秩序全か

らず、徵稅の如きは容易に行ふべくもあらず、今後の財政策は畢竟借款と紙幣の濫發の外これなかるべし

過去數ヶ月に渉る動亂により吾人は經濟上甚大の打擊を蒙れり、而して吾人は更に將來に於ても亦繼續してこれを蒙るの苦に耐えざる也、これ吾人が支那の來るべき政府が採る處の財政策に對し特に留意せんとする所以にして、此點に關しては政府當路も亦十分注意し、今日以上に更に財界の紊亂を來さざらしむるのみならず、一日も早くこれを回復せしむる樣の盡力を望むもの切也

●武將の共和陳請

官革兩軍相對して戰はず、袁と伍と電報を以て談判を繼續しつゝある時官軍の武將連名を以て共和贊成意見書を內閣、軍諮府、陸軍部並に王公大臣に呈せり

一朝談判不調に歸し干戈相見ゆべきの時に先づ賴るべき各武將の此意見書を見ては淸廷たるもの錯愕度を失したるも故ある哉、これ畢竟淸廷に對する最後の一擊なりし也、即ち淸廷は最早進んで戰ふ能はざるに至れり、勢退いて守るの外なし、早きに及んで退位を決行したるは策の得たるもの也と雖も、亦萬止むを得ざるに出でしものか、今其共和意見書及連名者を見るに次の如し

密に利害を痛陳し共和政體を立定し以て皇位を蔑め大局を奠めん事を懇請し謹て代奏を請ふ

惟るに停戰以來和を議する事兩月宮廷は輿情を俯鑑し已に共和政體に立改し其皇室の尊榮及滿蒙回藏の生計權限各條件を定議するを傳聞するに曰大淸皇帝は永く傳て廢せず曰大淸皇帝の歲俸を優定し三百萬より少きを得ず曰八旗の生計を籌定し滿蒙回藏一切の制限を蠲除す曰滿蒙回藏と漢人とは一律平等とす曰王公世爵は概して其舊に仍る曰一切原有の私產を保護すと民軍代表伍廷芳は正式の公文に列し海牙萬國平和會に交して立案するを承認す云々と報紙に電馳し海宇風を聞き率土の臣民額手して慶を稱せざるなく以爲らく事機至順皇位此より永く保ち結果の良は古今に軼越し眞に國家無疆の休なりと懿旨を想望する事朝夜に遑あらず然に聞く處によれば輔國公載澤恭親王溥偉等一二親貴は遂に政體を中沮し仍ほ國會の公決を待たんとすと祺瑞等自ら應に戰備を力修し新政の成るを請候す唯だ念ふ事變以來累次の懿旨民依を軫念せざるなく惟國利民福是求め唯生靈の塗炭是懼れ既に十九信條憲法を頒ち之を大廟に誓ひ又國會を召集し政體を之が公決に付するを允す見るべし民を國本と爲し宮廷が具さに民視民聽の在る此を洞鑑するに決して降心相從に難からず玆に既に一再停職し民軍は仍ほ堅持して下らず恐らくは國會の集に待ち難くよし數月を遷延するも一隅を守るありて寸籌を展ふなかるべく彼一步を進むれば則我の山東河南安徽卽自保する能はす祺瑞等公貞自ら勵み死生保を取るに他無しと雖も而も餉源匱を告げ兵氣動搖し大餉四出鼠擾し誘惑を散布し且山東の烟臺安徽の潁壽境界江北の徐州以南河南の光山、商城、固始湖北の高城、襄樊、棗陽等の處均しく已に兵を分ち前逼し而して我は皆困し

て完土なく瓜分の慘禍迫つて目前に在り即此停戰兩月の間民軍の籌餉增兵各境に佈滿し我軍皆後援の力なく本單弱にして加ふるに數路の兼顧を以てし勢益々孤危なり彼は則到る處土匪に勾結し勒捐助兵民亂を來し監繼逢地起するの憂寰宇の糜亂するは必ず勢の趨く可き處なり將心固らず一旦決裂すれば何の所か以て戰を爲さんや深く恐る師を喪ふの後宗社隨傾し此時皇室の尊榮宗藩の生計必ず均しく志に滿つるを求め難かるべきを即ち南北の分立を擬し勉强支持するも而も人心を以て論ずれば則西北の騷動既に內潰を形はし地理を以て論すれば江海盡く勢を失ひ坐亡を成し祺瑞等治軍無論一死何ぞ惜まん特に軀を捐して自ら効し徒だ愚忠に殉するのみ而かも君國永く淪ぶれは追悔するも及ぶ無かるべく知遇の恩に報ずるの所以に非ざる也況んや國會を召集するの後公決すべき者尙何等の政體と爲るやを知らずと雖而も人心の趨嚮を點察すれば仍ほ共和の一途に出るを免れざるべし此時萬難反汗するも徒に數月水火の患を以て害を民生に貽さんのみ如何か豫め裁定を行ひ天下に示すに至公を以てし爾毛踐土の倫をして聖明を歌舞し零涕感激して成な唐虞の至治を謂はしむ今古同揆亦偉ならずや祺瑞等國の厚恩を受く何ぞ敢て大局を以て念と爲さゞらん故に敢て利害を比較し死を冒して陳言し渙汗大號明に諭旨を降し中外に宣示し共和政體を立定し現在の內閣及國務大臣等は暫時政府を代表し條約國債及交涉未完の各事項を擔任し再び國會の召集を行ひ共和政府を組織し中外人民をして咸維新を與へ以て羣生を安奠するを期し速に地方の秩序を復して後民氣を振刷し自强を力圖すれば中國の前途實に幸甚也激切待命の至に勝へず謹んで代奏を請ふ

會辦剿撫事宜第一軍總統官　段祺瑞
尙書銜古北口提督毅軍總統　姜桂題
護理兩江總督長江提督　張　勳
察哈爾都統陸軍統制官　何宗蓮
副都統　段芝貴
河南布政使幫辦軍務　倪嗣中
陸軍統制官　王占元　曹　錕　陳光遠　吳鼎元
河北鎭總兵　馬金叙
南陽鎭總兵　謝寶勝
第一軍總參議官　靳雲鵬　吳　新　冒毓傷
陶雲鶴
同總參謀官　徐樹錚
砲隊協領官　蔣廷梓
陸軍統領官　朱泮藻　王金鏡　鮑貴卿　虞永祥
陳文運　李厚基　何豐林　張樹元
馬繼增　周符麟　蕭廣傳　聶汝清
張錫元
營務處　張士鈺　袁乃寬
王汝賢　洪自成　高文貴　劉金標
巡防統領　趙　倜　仇俊愷　德　啓　劉洪順
柴得貴

陸軍統帶官　施從濱　蕭安國

◉皇太后の慰諭

北京の王公中退位を尙早となすものあり、死を以て宗社を全うすべしと說くものあり、所謂御前會議の開かるゝもの頻々として、然かも議容易に決せず、然れども皇太后は早く大勢の趨く所退位の止むを得ざるを洞察せられ、常に王公を慰諭しつゝ退位後の事につき畫策せられしが、其退位決定に先つて御前會議に於て諭されたる所は最もよく其間の消息を語るもの、即ち次の如し

共和の潮流は日一日に張る、兵力を以てするも撲滅する能はず、彼れ革命黨は身分政治の革命を行ふといふも實は種族革命の意味を含めり、今若し位を退いて我滿人の爲めに餘地を留めずんば恐くは將來革命の風潮愈々烈しきを加へて其勢ひ人々革命に至らずんば止まず、此時兵を藉りて壓服するも旦夕を苟延するのみ、吾は恐る、彼此の仇恨日に深く決裂愈々甚しく後來若何の慘劇を釀成せんも定まらず、究に其の終了するも亦同じく外人の瓜分に歸せん而已、萬一這等の地步に到らば漢人固より亡國の奴と作る　我滿人豈能く獨り免れんや、彼此均しく有害無利に屬せば則ち奈何、民意に俯從し共和國家を組織し、同じく平等自由の幸福を享けんには既に目前の戰禍を免る又他日の亡國を免る可し、兩面均しく利益あり、我們又何ぞ必ずしも此君主の位を死守して以て全局を糜爛せしめん、況んや吾滿人の中國君主たるも亦既に三百年に近し、時久しからずと爲さず、今人心既に歸附せず、自當に機を知つて退く、何ぞ必ずしも戀々として捨てず、天下の人をして我が國家を視て私物とするを笑はしめんや、汝等は祖宗の江山之を棄つる惜しむ可しと謂ふ、予を以て之を觀る、今日若し能位を退くは實に祖宗の爲めに莫大の榮光たらん、想ふに祖宗知るあらば當に必ず悠慰せん也、且予袁世凱を觀るに此時貌は恭順なりと雖も究竟彼は漢人に係る、誰か其心の若何を知らん、外間の傳說を聞くに彼は革黨と素より聲氣を通ずと、我等將來安ぞ其賣る所たらざるを保せんや、即彼をして克く臣節を保ち我爲に盡力せしむるも然も人心既に去る、一袁世凱の濟ひ得る所ならんや、事今幾日を延ばすに過ぎず、幾個の同胞を多死せしむる而已、現在の我が積蓄日前發出するの數を除外せば剩す所多からず、汝等又均しく破費一文を肯せず兵餉の一事實に費手と爲す、吾恐くは支持幾日に到らざるを恐る、餉項無くんば兵の心必ずや解く、時に及んで仍危亡を免れずんば則ち若何、此時箇の大肚子を裝ひ、此君主の虛位を將て慨然として放手せば猶ほ以て國民の歡心を買ひ、而して他日の優待を受くべし

◉袁の封爵辭退

清廷は袁世凱が大局糜爛の時に際しよく忠誠を盡すを賞し一等侯爵を授くる旨の上諭を發したるに、辭して受けず再三其辭封を許さゞる旨の上諭あるや遂に次の奏摺を上り、其結果事變終了を俟ち改めて授爵せらるゝ事となれり

伏して念ふに臣は世々國恩を受け屢ば殊遇を蒙り本年武漢事起つて重ねて彊寄に當り兵符を兼轄し尋て政治を更新する爲めに洊りに鈞衡を秉りたるに數月を歷て寸效未だ收らず國勢土崩し人心瓦解し千瘡百孔、補するに術なく但だ罪の誅すべきものあつて功の錄するに足るものなし謹みて微臣受任以來爲難の情形を我が聖上の爲めに披瀝して之を陳べん此次各省の事變は始めは軍隊戕を興て繼ては官民響應し未だ一月に及ばずして淪陷するもの十有三省甚だしきは幾ど東夏亦た離渙するもの多きに至れり朝廷は民情に俯順し資政院が奏したる憲法信條の頒布を允准せられ君權は剝削して殆んど盡き復た轉圜の餘地なく近ごろ人の虛君共和と謂ふは即ち此意に同じ臣は入朝の初め君主立憲の宗旨を抱定し大局の挽回を冀ひたるに近畿の軍隊漸く範圍に就き山東の一省獨立を取消し方さに初衷の期すべきを謂ひたるに乃ち漢口甫めて下り海軍繼て叛き漢陽既に克ちて金陵復た失ひ友邦は出て、紹介し人道を尊重し息戰和商するを以て請ひを爲せり是に於て代表を派遣し大局を討論せしめ磋商數旬に及ぶも効力なく民黨は共和を堅持して毫も通融せず順直河南の諮議局も從つて之に和し腹地の各省時に不靖の虞あり近く庫倫伊犁呼倫等の處亦た相繼いて變を告げ數百年の藩屏にして亦た戈を倒にするの形あり臣は苦慮焦思して深、大局の決裂して憂を宗祖に貽さんことを恐れ已むを得すして事情を瀝陳し慈聖の召問と王公大臣の詢謀を蒙り臨時國會を召集し國體を公決するの旨を奉じ臣の初志は既に背馳せり然るに尙ほ國會開成せば或は共和に偏重するに至らざるべきを望み尙ほ君憲の望みを存したるに乃ち召集の地點及び正式の選舉法は皆能く議行せられずして紛々電請せるものは獨り時望を有せる紳衿のみならず曾つて事功を立てたる督撫、外勢に洞達せるの使臣及び各埠の商團公會等亦多く堅く共和を主とせり臣は獨坐深思して每に爲めに涕下れり誠に知らず人心何を以て此の如く乖離し國勢何を以て竟に推挽し難きや此れ臣の奉職無狀なるもの、一也軍事を以て言へば臣が起家督師の始め則ち湖北の事重大なるを以て請餉增兵の允准を經たるも餉械の籌撥軍隊の招募均く未だ齊備せず臣親ら前敵に赴き將士を激厲し漢口を規復し勞に乘じ武昌を進取せば未だ必ずしも下らざるなからざりしが其時院員の建議各界の爭持衆口一詞にして皆主撫を請ひ之に因つて兵力を以て事に從はざるべきの明詔あり臣德意を奉宣し進攻を停止し入都後は餉需を籌計し軍器を蒐簡したるも一として賡續を告げざるはなく借款は屢ば議するも今に成立せず乾隆新疆金川の諸役、嘉慶川湖陝東豫の師餉款合計皆萬々に及ぶ中興功を告げて各路の銷餉十萬々に至る今兵食の準備は本月を知つて來月を知らず幸に慈施により屢ば內帑を發し饑潰を免るゝも兵は增餉する能はず此れを顧れば彼れを失ひ江鄂荊襄の救ふ能はざりしは皆此れに坐せり且つ黨人到る處に土匪を煽動し機に乘じて竊發し失陷の地は既に復し易からずして安靜の虞亦た庶無きを保し難し民軍は隨時增加すべくして我軍は唯だ此數あ

り東三省組織の軍隊は調徵するも即ち秦晉皖豫に至る能はず環起の土匪は屢ば剿げて尙ほ未だ廓清せず遂に軍事の今に至て尙ほ起色なきを致せり此れ臣の奉職無狀なるもの〻又一也軍事既に困難に屬し外交亦棘手を告ぐ即ち鐵道の運兵關稅の定款の如き及び各外國商團亦た條約の其効力を失へるを以て生命財產の保護を要求せるが如き皆事の尤も顯著なるものにして曠久持久せば枝節必づ多く喻情求幹復た何の術あらんや此れ臣の奉職無狀なるもの〻又一也政治に至つては軍事に因つて延擱腐敗して振起し易からず臣は衰病の身を以て受恩此の如く受任此の如し而して咎愆日に積み涓埃補ふなし分當さに自ら罷斥を請ふべし唯だ累世恩を受くるを以て仰いで宵肝焦勞せらるゝを見以て去を言ふに忍びず重ねて聖慮を煩はす若し再び高爵を受くれば則ち上は朝廷賞罰の明を累はし下は全國軍民の望に辜く其れ何を以てか天下の表率を昭示せんや云々

◉共和促進會の成立

曩には國民共濟會の成立あり、宗社黨の結黨あり、又國民協會の組織あり、而して今又共和促進會の成立を見たり、要は共和を促進するにあり、これが發企者として名を連ぬるもの蹇念益、籍忠寅、曲作新、劉澤熙、薛大可、陸鴻逵、楊度、周大烈、劉揆和、烏澤聲、王庚、舒鴻胎、梅光羲邵羲の徒十數名、其發表したる宣言書次の如し、推するものは袁の狡策民論を沸騰せしめんとして、此に出づとなす、

今や皇帝退位して共和成る、共和促進の如きは過去の事、今敢て深く穿鑿するを須ひざるべし

革命の事起つて東南十餘行省已に共和旗幟の下に在り、中國の保全を求めんと欲して先づ南北の統一を求め南北の統一を求めんと欲して先づ北方の共和實行を求む、近者朝廷遜位の詔あり、堯舜の盛德海內同仰す、然るに王公頑舊の徒忽ち大に君主立憲の幟を張り、破壞阻撓餘力を遺さず、夫れ君主立憲にして尙今日の危亡を救ふ可くんば則ち度等素此義を持す豈に今日に至つて昧然たらんや特に時勢の迫れるを以て斷じて黨見の私を以て瓜分の禍を招く能はず且つ度等の此より前君主立憲を主張せしや即ち救國を以て前提とし君位を保存するを以て目的となさず、乃ち政治の進步を促して絕て殺人流血を願はず勉めて君位の保存を圖る、彼の親貴王公及び頑舊の徒は人民が君主立憲を希望するの時に在ては即ち君主專制を主張し人民が民主共和を希望するの時に於ては又君主立憲を主張す、既に革命の先に於て憲政を實行し豫め革命の萌芽を消す能はず、乃ち既に革命の後又復共和に反對し忍んで皇室を孤柱となし三百年一姓の私產を擁護し甘んじて數千年文明の古國を棄つ、何ぞ其の本末を倒置する此の若く其れ甚しき乎、且民軍の皇室に對する宣言は皇族等の優待條件も亦已に仁至り義盡す、今日の異なる所は一に御寶を蓋用すると否らざるとの差異のみ、此に於て猶ほ其の反對を施す亡國に安心すと謂はざらむと欲するも何ぞ得可けん哉今者事機急なり矣、危亡即ち別に

他計無し惟共和を促進し南北の統一を求め此を以て國家を保全し即ち之を以て皇室を保全す否らざれは即ち南北並に敗れ滿漢俱に亡び旁者をして霍々力を磨き從容として漁利を收めしめん、印度朝鮮の殷鑒遠ならず、國破れ家亡びて同じく歸盡す、反對者の肉を食ふとも奚ぞ亡國の痛を補はんや、度等不敏時勢の要求に應じ、國民の心理に鑒み敢て斯會を發起し匹夫の責を盡す、嗚呼生民の塗炭已に水深火熱の域に瀕せり、外侮方に殷んに行はれ豆剖瓜分の慘を見んとす、內部の統一を求め外人の割裂を免る安危存亡此一舉に繫る、凡て我同胞奮袂興起以て國民の義務を盡せ、是れ則ち同人か血淚を含んで我か邦人志士に希望する者也

◉參議院成立

革命軍中央政府の參議機關として各省代表者より成る參議院は一月二十八日成立大會を擧行せり、革命軍の重要案件はすべて本院の決議を經る事を要するものにして、革命軍政府樞要の機關たり、議長は趙士北にして、當日出席の各省參議員は次の如し

▲廣東省參議員　趙士北、錢樹芬、邱滄海、
▲湖南省參議員　歐陽振聲、彭允彝、劉彥、
▲湖北省參議員　時功玖、張伯烈、劉成禺、
▲江西省參議員　湯　漪、王有蘭、文　群、
▲廣西省參議員　鄧家彥、曾　彥、朱文邵、
▲浙江省參議員　王正廷、陳毓川、殷汝驪、
▲福建省參議員　潘祖彝、林　森、陳承澤、
▲江蘇省參議員　陳陶怡、楊廷棟、凌文淵、
▲安徽省參議員　常恆芳、凌　毅、范光啓、
▲山西省參議員　李　素、景耀月、劉懋賞、
▲貴州省代表代理參議員　平　剛、文崇高、
▲雲南省代表代理參議員　段宇清、
▲陝西省代表代理參議員　趙世鈺、馬步雲、張蔚森、
▲四川省代表代理參議員　張懋隆、吳永珊、周代本、
▲奉天省代表　吳景濂、
▲直隸省代表　谷鍾秀、
▲河南省代表　李　鑒、

◉天津商工銀行設立

天津に於ける我居留民は從來或は商業會議所を設け、或は貯蓄組合を設け一致團結大に其發展を計りつゝありしが、今回其貯蓄組合を改めて、株式會社天津商工銀行を組織するに至れり

元來支那にある日本人の金融機關としては僅に正金銀行あるのみなるが、同行は小口の預金の如きは之れを喜ばず、又資金の融通の如きも一に確實なる大商店等にのみ限られ、以て小商工業者の金融機關たる能はず、支那に於ける邦人の發展益盛なると共に更に又將來に於て益盛ならしめん爲には、此外に小商工業者の用に供する金融機關の設備は最も緊要也

天津に今新に此目的を以て商工銀行の組織せられたるは、

實に我が支那に對する發展上の一進境と看るべきものにして、吾人は或は上海或は漢口等にも、斯くの如きもの丶設立を見る事を翹望して止まざる也、これ實に多くの居留民の最も希ふ所なるべく、其彼等に與ふる便益至大なるものあらん、定款は載せて卷末にあり

◉滿洲の先物問題

滿洲特產物に對し舊臘三井が買煽りを始むるや否や、其他の大手筋にしてこれに倣ふものあり、又無資力無信用者の此間に介入して益事態を紛糾せしむるあり、價格は頻に暴騰して元來三圓六七十錢のもの四圓以上に達するに至り、先物の解合困難なるに至り、現狀の儘を以て更に進まば破綻者續出滿洲の經濟界は大攪亂を免れざるべきより遂に一月二十日滿洲重要物產組合は先物取引の停止を決議するに至れり

然れども其後と雖も市場は未だ全く沈靜に歸するに至らず、更に先物取引を許すべしと云ひ、或は總解合をなすべしと云ひ、紛々擾々たり、吾人は各有力者の斡旋により經濟界の蒙るべき打擊を可成少なからしめ、一日も早く事件の解決して常態に復せん事を望まざるを得ず

◉明治四十五年一月下半月 支那半月史

內治外交

◉大官の更動

一月十五日
依願免官　正黃旗滿洲副都統　毓全
任正黃旗滿洲副都統　志鈞
任鑲紅旗漢軍副都統　松壽
任正紅旗護軍統領　占鳳
依願免官　正紅旗蒙古副都統　良揆

一月十六日
任正紅旗蒙古副都統　馬龍標
任荊州左翼副都統　舒清阿
任直隸鹽運使署理　言敦源
任直隸巡警道　楊以德

一月十七日
依願免官　掌印給事中　陳田

一月十八日
任步軍統領兼任民政部副大臣　烏珍

一月十九日
任度支部左參議署理　楊壽枏
任度支部右參議署理　王璟芳
任郵傳部左參議　陳毅
任郵傳部右參議署理　梅光羲
任天津鎭總兵　范書田

一月二十日
依願免官　弼德院顧問大臣　林紹年
任江蘇徐州府知府　陳毓崧

一月二十一日

任山東提學使署理　方燕年
任國史館副總裁　于式枚
任外城巡警總廳々丞署理　治格
任黑龍江高等檢察廳長　周貞亮

一月二十二日
依願免官　郵傳部副大臣署理　李經邁
辭任を許さず　資政院總裁　李家駒
任山東布政使署理山東巡撫　張廣建

一月二十七日
依願免官　資政院議長　李家駒
任資政院議長　許鼎霖

一月二十九日
依願免官　弼德院顧問大臣　王　垿
同　典禮院學士　楊佩璋
任山東鹽運使　聶憲藩
任山東巡警道　吳炳湘

◉軍民訓誡の上諭

和議決裂して戰事再開せらるべしとの傳說ありて民心安からざるにより左の上諭を發せられたり

前きに武漢に事起つてより朝廷は民生の塗炭に忍びず資政院の議を採り旨つて諭旨を降し兵力を以て內亂を平げざることゝなし友邦の紹介により人道を尊重し停戰して和議を商議するが爲めに代表を派遣して上海に赴き大局を討論せしめ多く國體問題は之を國民の公決に付するを較允當と爲すを以て王公大臣に召問したるに各異詞なく遂に復た旨を降して國會を召集し以て是非の公決を待ち全きを求めて以て和平解決を期するの意を諭令したり現在訛言繁興して人心靖からず誠に恐る民聽惑ひ易くして誤會を生ずるを致さんことを其國會の辦法は正さに磋商の際に在り凡そ我が臣民は尤宜りに謠疑を啓く可らず該管衙門に著し務めて此意に本づき詳切に軍民を誥誡し浮言を輕信して轉た相煽惑するを得るなからしめ以て秩序を維持す

◉蒙古の獨立策

蒙古が共和を認めずして獨立するの辦法として傳へらるゝ各條は頗る突飛にして左の如し

一、共和政體は我が蒙古は決して承認せず此議若し成らば蒙古は即ち改めて大元重興元年と爲し以て帝王系を存し大元の疆土を復す

二、宣統皇帝を尊て讓皇帝と爲し隆裕皇太后を慈聖皇太后と爲す

三、大元の子孫中に於て一有才有德の人を推して天可汗總盟長と爲し一號令を以て蒙古の治安を保つ

四、仍ほ達賴喇嘛を尊んで西藏の活佛となす

五、國都を蒙藏適中の地に建て六部軍機處內三院を設く

六、孔子の廟を建て各教を保護す凡そ東西洋僑寓旅行者は一體に保護す

七、凡そ慶親王醇親王か定めたる亡國の憲法は皆取消す

八、錄囚決罪は仍ほ最完全の大清律により辦理す其大逆不道及び悖逆不孝親夫謀害者は死に處す

九、歲時節令は仍ほ舊日の曆法を按じ仍ほ建寅の月を以て歲首となし民に時を授く

十、內地の王公世職文武官員より軍民人に至るまで來つて歸附するものは一律に保護錄用す

十一、內地規復後凡そ督撫提鎭文武の各官は均しく大淸の舊制を按ず其り惡貪官は一たび訪拿を經ば立ろに斬に處し家產を沒收す

十二、銀元制錢を鼓鑄して以て行用に便ず

十三、文武科場を規復し文場は滿蒙洋文字の策論を以て士を取り武場は銃砲兵學を以て士を取る

十四、烟禁を解き大小文武官員の吸食を准さゞるを除くの外商民婦女より下等社會のものに至るまで或は種烟し或は吸烟することは其自便に任かし以て民困を蘇して目前の急を救ふ

十五、商民を恤み凡そ正賦正稅鹽課釐金の外、一切苛虐の捐は概ね蠲免を行ふ

◉廣東の新聞紙

現今廣東に於て發行せらるゝ新聞の種類大凡次の如し

粵東公報	公言報	光華報	
光漢報	佗城獨立報	中原報	
人權報	震旦報	羊城報	
時敏報	天運報	南越報	
國民報	安雅報	總會商報	

七十二行商報

◉長春饑民

長春府に於ける饑民問題は昨年の淫雨により農產半減せるによれるは勿論なるが革亂起りて以來省費の多端は容易に之れが救濟を爲し得ざるを以つて多數の饑民は日夜囂々として官府に施與を迫りつゝあり今省當局の調査する所によれば管內に於ける饑民の總數は左の如し

本城	七五九	太和鎭	六、一九〇
德安縣	三、七二四	恒平鎭	六、五二四
永淸鎭	七、五二二	永遠鎭	五、〇四一
綏恩鎭	六、五四一	恒昇鄉	六、二三二
恒富鄉	五、一〇八	撫順鄉	一、一三三
恒慶鄉	三、八一〇	裕信鄉	一、七五四
恒淸縣	二、八〇五	恒豐鄉	二、七九一
撫淸鄉	一、五八四	裕國鄉	九五二
裕民鄉	八二三	裕忠鄉	八八一
裕順鄉	一、二二三	安仁鄉	一、八二二
裕升鄉	六六四		

以上合計實に六萬六千二百八十七名に達し居れるを以て府議事會にては議事會を頻りに開いて其の救濟方法を講じつゝあるも未だに例の小田原評定容易に決定を見ざる樣子なれども時節馬賊の劫掠太だしき上革黨の往來日に滋くして動もすれば饑民を煽動して府城を亂さんとするの虞あるにより議事會よりは寧ろ官憲に於て救濟に關し腐心し居れるが如し

◉財產保護令

南京政府は財產保護令を規定し江蘇都督程德全は之を武昌黎副大統領、各省都督及び各軍政分府に通告したり卽ち左

の如し

一、凡て民國の勢力範圍内にある人民の一切の私有財産は均しく人民の享有に歸す

二、前に清政府の官産にして現に民國の勢力範圍内にあるものは民國政府の享有に歸す

三、前に清政府の官吏所得の私産にして現に確實に民國に反對するの證據無きものにて民國の保護の下にあるものは該私人の享有に歸す

四、現に清政府の官吏にして其本人が確かに民國に反對するの實據無しと雖も而も其財産が民國の勢力範圍内にあるものは民國政府の管理に歸し該私人が民國に投歸するの時を待つて其財産を該本人の享有に交付す

五、現に清政府の官吏にして又た清政府の爲に出力し及び民國政府に反對し民國の人民を殘殺し其の財産が民國の勢力範圍内にあるものは一律に査抄し民國政府の享有に歸す

◉南京の掠奪事件

南京に於ける兵士の掠奪事件にして商務總會に届出でたるもの三百數十件に達せしが、衛戍總督設置以來取締嚴重となりしより漸く減少せり

◉南京市長選擧

南京にて市政廳を設け今回市長を選擧せしに蘇錫岱六十一票を得て當選し次點者は魏家驊にして十六票なりき

◉四川の分立

四川獨立後各地にて分立を計り現に都督を稱するもの甚だ多く左の如し

成都　章田尹　重慶　張夏

瀘州　温劍川　北高　李雅州　傳某

斯くて全く統一を得ざる結果何時衝突を見んやも計られず人心洶々たり

◉伊犂の叛亂

伊犂の新軍叛して伊犂將軍志銳を殺害せり元來伊犂駐在兵中の歩兵二營は第八鎭總統黎元洪の部下たりし關係より今回黎に應じて叛を計りしもの也と

◉秦皇島中立提議

北伐軍が頻に秦皇島に上陸せんとする說あるや北京にては大に恐れ、外務部より北京駐在各國公使に運動して中立地たらしめんとせり

◉測地局長逃亡

軍諮府測地局長金氏は該局の在銀を拐帶何れへか逃亡せり

◉廣東城壁破壞

廣東革軍都督府は城壁は專制時代の設備にして共和時代に不適當なり且つ城壁は貿易交通を阻害して尠からず地方の開發を妨ぐるものなるを以て工兵總局に於て城壁を破壞すとの告示を出し破壞以前は城門は夜間と雖も關門せず交通に便にすと云へり

◉總統府秘書員

南京に於ける臨時大總統府の秘書人員は左の如しといふ

▲秘書長　胡漢民

▲總務科　馮自由、李肇甫、熊成章

▲軍事名　耿覲文、石瑛、李書城

▲財政科　秦毓鎏、唐支厦、王夏

▲民政科　張通典、程明超、鄒慤步

▲文牘科　廖寶忠、張熾章、王毓仁、黃漢、陽炎、林啓一、彭素民、任鴻猷

▲英文科　馬素、鄧家彥

▲電報科　李駿、邵逸周、余森郎、劉式庵、譚熙鴻、李曉生

◉江西省臨時議會

江西省南昌にては二月一日より臨時會議を開きたるが劉景烈議長に宋育仁、陳鴻鈞の兩人副議長に當選せり

學事軍事

◉清軍駐在地及其兵數

駐在地	指揮官	所屬	駐在の兵數	砲數
北京	鮑貴卿	禁衛軍		
		陸軍第三師團第六旅團	六千名	機關銃二十門
豐台		陸軍第三師團第十四旅團	第十一聯隊	
		第十四聯隊	第十二聯隊	
天津		陸軍第三師團直轄衛隊	第三師大隊別に兵二百餘名	
		第十五聯隊	五百名	機關銃六門
		巡警隊	二千五百名	
唐沽	王楨杏	陸軍第三師團第十三聯隊	三箇大隊	
		第九聯隊	二箇大隊	
		第三聯隊	一箇大隊	
		淮軍	三箇大隊	大砲六門
		奉天騎兵隊	五箇小隊	小砲十門
		奉天砲兵隊	十五箇大隊	大砲二門

大沽		陸軍第三師團		十五吋大砲二門
唐山			二箇聯隊	
灤州	曹錕	現陸軍第五師團		
		陸軍第三師團	步兵	第十九聯隊
			砲兵	十箇大隊
				十箇大隊
秦皇島		第二十師團七十八聯隊	一箇聯隊	十五吋砲二門
雷莊		陸軍第三師團騎兵	一箇大隊	
山海關		第六師團	第二十四聯隊	
營口			約一千名	砲七門
保定		第六師團	第二十三聯隊	
韓家莊				砲八門
石家莊		第三師團	第十聯隊	
京漢鐵道沿線		第六師團	第二十一聯隊	
		第二師團	第二十二聯隊	
孝感	段芝貴	第五師團	第二師團	
津浦鐵道北段		第一師團	第四師團	
			第二十聯隊	
			第二十七聯隊	三十大隊
濟南	馮國璋	第五師團	第十八聯隊	(山砲十門
徐州	張懷芝	淮軍		(野砲六門
		禁衛軍		一箇大隊
		同		三箇大隊
		機關砲兵隊		三箇大隊
		騎兵隊		一箇大隊
		蒙古兵		十二箇大隊
		步兵		三箇大隊
		輜重工兵隊		
		殺軍		新練兵五箇大隊
		騎兵隊		五箇大隊
		步兵		五百名
		殺軍		二百五十名
陝西山西境界	姜桂題			十箇大隊
	郭振邦			

◉南京駐屯軍

最近に於ける南京の註屯軍及其駐屯地次の如し

軍名	司令官	駐在地
第三旅團	李玉昆	延齡巷陶公祠
滬軍先鋒隊	洪承點	陸軍第四中學
要塞司令部	官承餗	馬府街
廣東司令部	姚雨平	中協署
光復軍司令部	李燮和	韜園
滬軍進行第一大隊	趙宗坊	高等學堂
浙軍司令部	朱瑞	諮議局
輔軍	黎天戈	舊勸業道衙門
選鋒隊	何元山	門帘橋
海軍陸戰隊	王時澤	禁烟公所
駐寧練軍	胡令宣	琵琶巷
蘇軍	劉之潔	江寧縣署
軍樂隊	黃金如	勸業會四川館
第三師團	陳懋修	細柳巷
臨時憲兵司令部	茅乃封	門帘橋
北伐第四協	劉傑	二郎廟
滬寧北伐義勇隊		兩江法政學堂

◉**北伐軍の全數**

革命軍の北伐軍が京漢鐵道沿線より前進しつゝある全數は總計十七個師團にして其兵數は十七萬と稱せらる而して之れを區別すれば第一第二第三の三個軍團に分たれ第二軍は江西軍二萬五千安徽江蘇廣東福建の聯合軍一萬五千及ひ湖北軍一個師團にして計五萬第一軍は純然たる湖北軍二個師團より成れる計二萬の兵にして更らに蔡甸より新溝に進めるは第三軍にして湖南、廣西、湖北の各軍各一個師團即ち計三萬の兵あり而して第一軍は杜錫鈞之れが司令官として下游の黃安縣より前進し第二軍は黃陂縣より祁家灣に沿ひ江西の李烈鈞之れが司令官たり而して第三軍は尤も左翼にして廣西の沈秉堃之れに將として前進しつゝあり而して之れが總司令官は黎元洪自から之れに將として總兵站部も亦武昌にあり而して尙此の外に江西の新式軍二個師團及ひ同新募の軍隊約五個師團あり已に後續隊として黃州府に到着しつゝありと

◉**陸軍部新官制**

革軍政府陸軍部にては官制を改め三階九級とせり即ち次の如し

第一階	第二階	第三階
大將軍	大都尉	大校尉
左將軍	左都尉	左校尉
右將軍	右都尉	右校尉

◉**第三鎭兵の輸送**

曹崑の率ゆる第三鎭兵暴動の爲廿七日午後六時過灤州より歩兵三營同八時同十一時に工兵營同歩兵四營工兵百四十五名同九標第二營同夜一時二時に第三標第三營同孩兵一營同夜三時に第三標砲兵一隊馬百五十兵百名砲六門二十八日午後九時に第九標の一營歩兵二營同夜二回に騎砲兵等何れも天津を經過して豐台に送られたり

◉**湖北の革軍**

湖北革軍は四鎭、二混成協を編成したるが一鎭統制は黎本唐、二鎭統制は張廷輔、三鎭統制は杜秉鈞、四鎭統制は鄧玉麟、一協々統は黃春香、二協々統は羅鴻陞なりと

◉陣亡者追悼

故の山西巡撫陸鍾琦は忠誠を以て國に報ひ難に臨み軀を捐てたるを以て既に旨を降して優卹したるが其妻唐氏は同時に殉難し其子陸光熙は父を救つて戕はれ忠孝節義一門に萃りたるは洵よ憫惻を增すに足る陸鍾琦は著して再び加恩して二等輕車都尉世職一品を賞給し命婦唐氏は著して旌表を給與し翰林院侍講陸光熙は著して三品京堂を追贈し二品京員陣亡の例に照し優に從つて賜卹し並に著して加恩して諡を予ふ陸鍾琦の孫陸光熙の子陸鼎亨は著して主事を以て用ひ其同時に難に死したる協統譚振德は協都統陣亡の例に照し優に從つて賜卹し管帶熊國斌は著して正參領陣亡の例に照らし優に從つて賜卹し僕役馬八牛萬春李升は均しく兵丁陣亡の例に照し優に從つて賜卹し以て忠魂を慰む

伊犁將軍志銳は翰林より洊りに卿貳に升り烏里雅斯台參贊大臣索倫領隊大臣寧夏副都統に歷任し將軍に擢升し力を宣ふる事年あり克く厥の職に勤めたりしが玆に伊犁將軍の任にある內猝かに慘害に遭へるは深く憫惻に堪へたり著して加恩し諡を予へ太子少保を追贈し將軍陣亡の例に照し優に從ひ賜卹し任內一切の處分は悉く開復を予へ應得の卹典は該衙門に例を查し具奏せしめ靈柩旗に回るの時沿途地方官に妥爲照料せしめ其入城治喪を准し伊が子監生海昆は著して員外郎を以て用ひ以て忠魂を慰む

福州將軍撰壽は部曹より監司に外任し庫倫辦事大臣に充て正黃旗漢軍都統福州將軍を擢授せられ力を宣ふること年あり克く其職を勤めたるに此次福州變起り該將軍は兵を督して力戰し執へられて屈せず卒に慘害せられ大節凜然たり著して加恩して諡を與へ太子太保を追贈し並に二等輕車都尉世職を賞給し將軍陣亡の例に照し優に從つて議卹し任內一切の處分は悉く開復を與へ其入城治喪を准るし其子景康は員外郎を以て用ひ以て忠藎を篤念するの至意を示す

此次雲南の兵變に際し統制官鍾麟同は衞兵を督率して拒戰し力竭き軀を捐て忠骸支解し慘として聞くに忍びず鍾麟同は著して副都統を追贈し副都統陣亡の例に照し優に從つて賜卹し加恩して諡を予へ其子鍾培英は主事を以て用ゆ兵備處總辦候選道王振畿は執へられて屈せず慘として戕害に遭ひ輜重營管帶范鍾岳は彈に中りて陣亡す均しく忠烈風すべきに屬す王振畿は協都統陣亡の例に照し優に從つて賜卹し范鍾兵は正參領陣亡の例に照し優に從つて賜卹し以て忠魂を慰めて激勵に資す

財政經濟

◉軍資と富籤

光復軍李司令は軍資補助の爲め籌餉獎勵券なる一種の富籤を發行したるが莊蘇州都督、蔣浙江都督は省內に於て之が發賣を禁止したるを以て李司令は南京陸軍部に對し此種の擧は軍資缺乏の際に於ける一時權宜の計に外ならざれば之

が發行を禁止する能はずと申告したるに陸軍部に於ては之を尤もなりとし陸軍部も亦た近々富籤公票を發行するの計畫あり其時に至れば籌餉獎勵券も陸軍部に於て取扱ふこととすべきを以て目下軍需の緊急を思ひて之が發行購買を許すべしと兩都督に通告せり

◉豆粕需用と油房

日本に於ける豆粕需用は漸次に增加し農肥としては殆んど全國に使用せらるゝに至りぬ、昨今注文續々來り既に十二月より三月迄の約定濟の分のみにて六百二十二萬枚の多數に達し居れり、然るに滿洲に於ける油房の現況を見るに其大部分は大連の油房にして一日少なくとも五萬枚を產す、其他の油房は合して一日の產額漸く一萬五六千枚に過ぎず之を合計すれば一日の產額七萬枚にして一ヶ月二百十萬枚に達するも容易に此多數の需用を充たすことを得ざるべし、而かも昨年は最初に於て高價の原料大豆を買入れしもの多かりし處昨今豆粕の相場も割合に高からず且つ豆油は暴落せし故油房は大抵損失を招き今後の生產力にも關係を及ぼし自然豆粕の需用超過し相場を昂騰せしむるならんと

◉雜穀輸出禁止

鳳凰城附近一帶收穫不充分なる爲め高粱粟類の輸出を禁止することゝし其旨交涉使より各國領事に通告したる由

◉南京の軍用紙幣

革命軍政府は軍資補給の爲軍用紙幣一百萬元を發行し、商會と各商店とにて內三十萬元を引き受けたり

◉中華銀行資本

南京革命軍政府は江寧造幣廠より銀三十萬元を支出して中華銀行の官資として提借せり

◉奉天宮殿の珍寶

清朝財政窮乏の結果賣却せんとて趙總督をして取納せしめたる奉天宮殿內の珍寶價格次の如し

黃金	五萬兩
各種金器	二萬餘兩
現銀	十萬兩
珠石翠玉の珍寶	四五百萬兩

◉山東革軍義捐金募集

芝罘方面より革命軍政府の特派せる義捐金募集員なるもの山東內地に入り込み始めたり義捐金募集の標準を觀るに三十畝未滿の地主は義捐を要せず三十畝以上百畝までの地主は十兩以上五十兩まで、百畝以上五百畝までの地主は五十兩以上二百兩まで、五百畝以上の地主は二百兩以上を義捐すべしとなり、義捐者に對しては其身命及財產の保護を革軍山東政府より保證し、革軍と官軍とに論なく若し義捐者の身命財產に損害を加へたるものあらば革軍山東新政府は誓つて其損害を賠償すと號す

◉減過豆稅照會

滿洲產穀は從來何れも其生產地に於て出產稅として從價二分三厘宛の徵稅を爲されたるに今回趙奉天總督は吉林省產穀全部に對し去る一月二十六日以降奉天通過の際更に同額の特別附加稅を賦課する事とせしが元來出產稅は他省に輸

出する場合にのみ課せられ而して已に一度徵稅せられたる時は如來なる場合と雖も再度の課稅を免ぜらるゝものなるにも拘はらず斯く再度の出產稅とも稱すべき同一額の附加稅を課するは不當なりとて一般荷主側の激昂一方ならず爲めに吉林特產物の滿鐵驛出荷高著しく減少せり然れば我奉天落合總領事にても該課稅理由不明なるを以て同督に對し照會中の由也

交通運輸

◉京漢鐵道尙不通

京漢鐵道列車の運輸杜絕せられたるに對し漢口各國領事は會議を開らき其決果として露國領事「オストロバホウ」氏は先任領事の故を以て去る十八日武昌に到り副大統領黎元洪を訪ひ京漢鐵道列車は一旦官軍に依り商事的に開放せられ漢口に於ける內外商賈は河南貨物の買入に就き種々なる施設をなしたる今日列車の停止は多大の損害を釀すを以て從前の通り運輸續行を再始せられ度旨交涉すると共に江漢關道を經て是を官軍の總司令官段祺瑞に申達せり而して段祺瑞は這般の照會に接して本件は北京政府と協涉の必要あるを以て委細は追て書面を以て回答すべしと申來れりと然るに段祺瑞の私見としては革命軍が官軍に近く線路を占領せる以上は一列車たりと雖も漢口直通を許可せざる方針なりと尙段司令官は今若し列車を漢口に到らしめんか革命軍は此を抑留して再び北行せしむる事を信ずる能はずと云へりと玆に於て領事團の提出條件を段司令官に傳達せし其一人たる京漢鐵道總辦王氏直接當局者と交涉する爲め急行北京に赴けりと

◉京奉線運賃引上

京奉鐵道は二日より奉天北京間の連帶旅客運賃を左記の如く改正實施したるが何れも從來に比し非常に高率運賃を徵する事となりたり

▲改正賃銀

	一等	二等	三等
北京迄	三〇・五五円	一九・一五円	一〇・一五円
天津迄	二五・四五	一五・九五	八・五〇
山海關迄	一五・三〇	九・六〇	五・一〇
新民府迄	二・二五	一・四五	一・〇〇

▲改正前賃銀

北京迄	二六・九五	一六・八五	八・九五
天津迄	二二・四五	一四・一〇	七・五〇
山海關迄	一三・四五	八・四五	四・五〇
新民府迄	二・〇〇	一・二五	八五

◉吉長線發車時刻

吉長線馬鞍山驛開始と共に改正せる直通旅客列車運轉時刻左記の如くにして同時に貨物列車時間も改正せり

上り

馬鞍山發	午後	一時	〇〇
營城子		一、	四五
飮馬河發		二、	〇〇
卡倫發		四、	〇〇
安龍發		四、	三五
長春發		五、	〇五
頭道溝着		五、	二〇

下り

頭道溝發	午前	八、	三〇
長春發	午後	二時	四〇
安龍發		三、	一〇
卡倫發		四、	二〇
飮馬河發		五、	二〇
營城子		五、	五五
馬鞍山着		六、	二〇
		六、	四〇

午後一〇、〇〇

長春發　九、〇〇
安龍發　九、一五
卡倫發　一〇、〇〇〇
額爾古納河發　一一、〇〇〇
綏芬河發　一二、一五
鴨綠江岸　一二、三五

一〇、三〇
一〇、四五
一一、四五
一二、四五
二〇、〇〇〇
二、二〇

◉鐵道占領照會

武昌の革命軍外交部よりは此の頃在漢各國領事團の主席領事に向つて京漢鐵道の一部を占領したることに關し照會する所ありしと而して其照會の大要左の如し

一、滿洲軍は漢口より孝感に至る鐵道線を拋棄し去れるを以て其間革命軍より別に有力なる警察隊を派して之れを保護す

二、鐵道警察隊は武昌軍政府の管理に歸し武裝せる警察隊を派遣す而して漢口より孝感に至る鐵道の主權は總て軍政府に歸す

三、各國の商務は努めて之れを保護し貨車の自由往來を許可す

四、休戰期內鐵道に關係する外人は總べて其儘任用し並に其他の事務員に至るまで務めて之れを保護す

五、鐵道の收入は鐵道に關する經費を除く外總べて露亞銀行に預金し最終の勝利を制せる政府の所有に歸せしむべし

◉一月の滿鐵收入

客月中滿鐵本支線運輸收入は其總高二百六十六萬八百九十四圓餘を算し一日平均實に八萬五千八百三十五圓餘に上りたるが斯く多額の收入を擧げたるは同社創立以來始めての事にして一面特產物出廻の盛況を呈せると共に他面亦た滿鐵運輸機關の漸次充實し來れる一證とも推測するを得べし今從來の記錄を破りしと稱せらるゝ昨年同期と其增減を比較せんに何れも左記の如く著しき增加を示したり

	本年一月	前年比較增額
乘車人員	三〇〇、八五〇人	一四二、二九八人
客車收入	四一八、四五六、九〇〇圓	一七六、四四四、三四〇圓
貨物噸數	四五九、八七一噸	五、一二四噸
貨車收入	二、一二八、一五一、七五〇圓	二七〇、九三九、四五〇圓
雜收入	一〇四、四八六、七六〇圓	一三、六四三、八三〇圓
合計	二、六六〇、八九四、七六〇圓	四六四、〇七八、八九〇圓
一日平均	八五、八三五、三一〇圓	一四、九七〇、二八〇圓

而して次に本線收入に就き前年同月と增減を比較すべし

	本線收入	前年比較增額
客車收入	三八一、二三九、〇六〇圓	一六八、二四〇、九三〇圓
貨車收入	二、〇六三、九五八、八五〇	二二七、六八〇、〇六〇
雜收入	九六、三二一、三四〇	八、六五七、一五〇
合計	二、五四一、五一九、二五〇	四〇七、六二八、九五〇
一日平均	八一、九八四、四九〇	一三、一四九、三二〇
一日一哩	一五四、六二〇	二四、五五〇

◉鐵道工事狀況報告

郵傳部にては鐵道工事第六期籌備報告書を提出せり其要に曰く現に工事中の鐵道は津浦、張綏、吉長の三也、津浦鐵道北段は津兗間は通車し南段は徐州迄開通せり、張綏鐵道は張家口より全線の十分の八の間既に設計を了れり、又吉長鐵道は長春鋪より驛馬河に至る迄開通せりと

地理紀行

◉南清の巨島海南

一、位置、地勢、氣候

海南島は北緯十度より同二十度及び東經百〇九度半より同百十二度半の間に介在せる島にして東西九百七十清里南北九百七十五清里雷州半島と一道の瓊州海峽を隔てゝ相對し徐聞より民船を以て半日にして渡航し得べし而して瓊州府城は其の北部に位す本島は南に南洋諸島西に法領安南東にヒリツピン群島と相對し其の面積は殆んど我が臺灣島と相如く

五指山は島の中央部に座を占め此より四方に脈を出して以て該當の骨骼をなす山脈險峻ならず沿海地方は平地頗る多し本島は海岸線は曲灣少く港灣淺く汽船の碇泊に適するもの少きも民船港としては頗る多し即ち東に清瀾港調懷港博敖港塘港南山李村港臨川港等あり西に東水港博鋪港羊鋪港烏泥港抱罟港保平港等あり

本島の氣候は暑熱甚しく水田の如きは一年三回の收穫あり即ち冬種は春に熟し春種は夏に熟し夏種は秋に熟す而して冬季と雖も霜雪を見ることなく草木凋まず四時花果繁茂せり

然れとも本島は四面繞らすに海を以てし其の水蒸氣に全土を蔽はれ土地濕潤して人類の健康を害すること多し土人其の風土病を稱して瘴癘の氣に中ると云ふ蓋しマラリヤの一種なり

此の地は熱帶地にありて大氣の上騰作用の圈内に位するを以て往々にして颶風に洗はるゝことあり暴風從て多く其の東北風なるものは常に暴風を意味し南風と云へば和風なりとす該地の諺に曰く朝北晩南半夜東と蓋し一日の風位を示すものなり又曰く朝三下晩七下夜半風下と蓋し其の風多きを示すもの也

二、設置沿革並に行政區劃

瓊州府は禹貢の楊州西南徼外の地なり春秋戰國には楊越の地となり秦末には南越の地となり漢の元封元年に珠崖儋耳の二郡を開置し元の始元五年儋耳郡を省き初元三年珠崖郡

を省きて合浦郡尉の治に入れ後漢には仍ほ合浦郡に屬し三國の吳赤烏五年には復た珠崖郡を置き晉吳を平げ之を省きて合浦に入る隋の大業年中復た珠崖郡を置き唐の武德五年崖州を置き貞觀元年都督府を置き五年分ちて瓊州を置く天寶の初年崖州を改めて珠崖郡と云ひ瓊州を瓊山郡と云ふ乾元初年復た崖州と云ひ嶺南道に屬す貞元五年都督府を瓊州に遷し五代の時には南漢に屬し宗の開寶五年崖州を省き熙章四年瓊州の治及び崖州の故地を移して瓊州瓊山郡と言ひ廣南西路に屬す政和元年升して靖海軍節度使となして瓊州と云ふ至元十五年海北海南道に屬し天歷二年改めて乾章軍民安撫司と云ひ明の洪武元年改めて瓊州府と爲す又同二年降して州となし三年復た升して府となし廣東布政司に屬せしむ清朝に至り之を廣東省に屬せしめ分ちて三州十縣となす即ち瓊山縣、澄邁縣、定安縣、文昌縣、會同縣、樂合縣臨高縣、及び儋州、萬州、昌化縣、陵水縣、崖州並に感恩縣とす是れ即ち今日尙ほ現存する所の瓊州府及び崖州（直隸州）行政區域なりとす

三、人情風俗

海南島は其の人民の性淳樸にして秦の舊俗今日尙ほ存するものあり即ち數を算するには六を以て單位となし其の銅錢を計るに六文を以て一錢となし六十六文を以て一兩となし六百文を以て一貫となし又た田禾も六把を以て半擔となし十二把を以て一擔となし一擔も又た六數を以て之を數ふ蓋し秦の舊制也

本島の民は皆布を以て服となし專ら農工を事とす商賈を事とするものは其の數僅少也婦女は專ら紡績織布を務め以て衣被縵帕をなす稀れに蠶桑に從ふものあり然れども其の多くは麻を績し布被花幔手帕を織りて以て貿易の貨と爲す鄉村の婦女は出入するに藤笠を用ひて頭を蓋ひ五色の珠を係けて飾とす

其鄉落僻縣は惟た田圃を事とし勤勞儉約を多くし其の損失するや鄙吝措くなく專ら田圃を事とし他に生業なし故に田地磽确すれば則ち窘乏す瓊山、調塘、符離、洪順、文昌、南溪、遷賓、等の地の如き是也勤儉生命を顧みず鄙吝尤も甚し、其の甚だ餘積なきものと雖も而かも父祖稍産あるもの子孫多く世々承ぐ之れ遠近氣習の異なる所也

此の地は熱帶に位するを以て稻の如き一年三回の收穫あり養蠶の如き一年八回の收繭あり以て土民の財を豐にす故に天豐の地は勞少くして生活の資多し之を以て土民の勞働狀態は支那內地に比すれば頗る怠慢の嫌なき能はざるは數の免れざる所也財豐にして衣服足り禮儀行はるゝは支那古賢の遺訓なるが如く此の地は沃壤にして財資饒多なるを以て從つて人民の風俗又た禮節に意を傾くるもの多きを見る斯くの如き土地に在りては常に見る所なるが如く彼等は門地を尙重して結婚の如き世姻同族競持して改めず其門跡の大なるもの往々官府に類するものありて舊家を尊び新家を卑む、而して此の地に最特殊なる氣風は彼等が病に對する迷信なりとす、もし人ありて病む時は彼等は巫を以て醫となし牛を以て藥となし祈禱を事とす富者は牛を殺すこと十

數頭に及ぶ其病幸に死を免れれば之を巫の功に歸す若し藥を服するものあらば巫輒ち云はく神怒て病復た治むべからずと故に親族皆藥を却け醫の門に入るを許さずと云ふ然れ共此れ地方未開の處について曰へるものにして北方の人文開け又漸く開けんとする所にありては今や此の俗去て日本賣藥の如き實行甚だ佳也

瓊山縣は民俗淳朴士民は專ら詩書を學び法度を守り農桑を勤め遷徙を重んず婦女は紡績刺紋に精巧也

澄邁縣は民の性頗る淳士は經書を習ひ女は紡績に務む田饒かにして家給し頗る瓊山に類す性勁にして屈辱を受くることなし

定安縣は其の人情敏にして善詞說敎ふして禮敎を尙ぶ商賈百工の資なきものと雖も而かも勤儉にして農を務む

文昌縣は民俗素樸情長く禮厚く雅にして詩書を治め衣冠文物大に瓊山に類す喪を治むるに浮屠を用ひず凶吉相矜して故家遺族の門弟を訪ふ

會同縣は土田腹瘠相半ばし檳榔樹多く以て輸出す民族淳樸にして文敎漸く修まる

樂會縣は民情樸野猶ほ禮度あり近來卑陋俗を尙ぶ

臨高縣は民性簡直俗多く俚野競ひて神に事ふるを喜び醫藥を信せず讀書習俗澄邁と同じ

儋州は民の性簡直禮義を尙び專ら農業を務め商賈を業とするものなし人民淳朴儉約にして少しく儲蓄あれば家習儒書多く多藝也織紡には又人を傭ふことなし

昌化縣は東北は黎岐にして耕を力め西南は洋砂瀼溢して墾して田を作り田は牛を用ひて之を蹂躪せしめ其の堅實の地には注水して以て植に適せしむ民俗多く儋州に類し但だ喪を治むるには燈を觀るの異なるのみ

萬州は質野にして法を畏れ城市籐器を織造するを以て業となし婚喪には競ふて鼓樂を以て相高ふす

陵水縣は民性淳朴分に安じ法を守り男は耕して讀書し婦は紡織す婚喪は理に循ひ疾は醫を求めず專ら巫祝を尙ぶ

崖州の地は遙遠なりと雖も水土頗る善く惟だ氣候不順春は旱天永く續くに苦み夏雨期に當りては樵牧漁獵等と黎獠錯雜し出入には必ず弓矢を持す婦女養桑を知らず只紡織することを知るのみ家々自ら耕し人を傭佃するにとなし儒俗廉恥を重んず

感恩縣の民性は樸野にして士は耕讀を兼ね訴訟少く婚家は多く俗禮に從ふ

四、產物

海南島は熱帶に位するを以て諸種の花果繁茂し土產頗る多し今左に之を表示すべし

（類別）	（名稱）	（摘要）
一、芋類	芋	坡水の二種あり
	甘藷	昔は珠崖の地耕稼を業とせず甘藷のみを植えて常食とせり
	番藷	南夷より來る故に云ふ釀酒に適すと
	南椰麵	南椰は椰子にあらず粉としたるものなり南椰麵と云ふ蓮の粉の如し

二、蔬菜類

蕷　菜　解毒の功ありと雖も能く目を挾す

藤　菜　一名落葵と云ふ葉菜にして食ふべし

芥　蘭　甘辛くして葉は芥の葉の如し

瓊　芝　文昌より出す又石花菜と云ふ

茄　冬季と雖も枯れず三四年なるものは長くして枝幹樹の如し

芹　水芹、旱芹の二種あり

鹿角菜　鹿角に似たるを以て此の名あり

筍　種類甚だ多けれとも味苦し只麻竹刺のみは常に賞美せらる

菌　俗名菰と云ひ種類甚だ多し

木　耳　桑樹に生ずるものは痢を治し火殃樹に生ずるものは瀉を治し梅樹に生ずるものは腹痛を治すと云ふ

三、果類

荔枝　樹高五六尺桂樹の如し實熟すれば外皮赤くなる味甚だ甘く中に堅き核を有す

龍眼　樹荔枝の如し但果實は色青黄形もやゝ少し味殆んど相似たり只前者は後者に比し漿液多し

蕉　子　即ち芭蕉の實也味甚だ佳也

檳榔子　土人よく之を食ふ爲めに齒黒し

橄欖　橄欖よりは榄構をとるべし榄構は船の隙を塗るに用ゆ膠漆の如し水着けば益乾く

烏　榄　一名木威子即ち榄の大なるもの滞は臭味あり大選橄欖は土人其の肉を取り醃して葅となす名けて榄豉と曰ふ色玫瑰の如し味頗る嵩又油をとるべく油は食用點燈用に供す其の仁は則ち佳果也其の皮は染色用とし鮮紅茜の如し其の核は薪となるべし

餘甘子　形味共に橄欖に類す

五稜子　形甚奇異也瓣五出味酸く久しく嚼めば微しく甘し或は羊桃と云ふ土人は鹽漬となして食す食慾を增進するの效あり

黎檬子　大さ梅實の如し又小橘に似たり味極めて酸し

蜜望樹　高さ數丈花甚だ繁し蜜蜂之を望んで喜び集る故に之の名あり其の實は黄色にして味酸能く船暈を止む故に船客喜び購ふ土人葬果と云ふ

蜜林檎　實の大さ拳の如し外皮色青し瓊人香荔枝と稱す

不納子　黄熟せる小梅に似たり核は數珠となすべし菩提子に似たり

黄皮果　大さ龍眼に似たり又金彈子と名け皮黄白にして微毛あり甚だうすし肉は酸甘也數個の種子を藏す

波羅蜜　太さ西瓜の如し外膚礧砢として佛座の如し其皮を削りて之を食ふ味極めて甘

し木果也秋熟す波羅樹は高さ五六丈實は枝間に生すもし結實せざれば其の幹を斫りて傷く然る時は白乳湧出し旋た凝結して實となる一果實内數百の種子を包藏す核中の仁は栗の如し燻りて食ふべし椰子の實と共に土人の大ひに好む所也

又別に草本のものあり之れ尚ほ波羅と稱す即ちパインアップル也味又甚佳也其の葉より纖維をとり布を織る此を波羅蔴布と云ふ文昌定安縣多く之を產す

楊梅　味酸し

橘　白花赤實皮は薑香味佳其の小にして黃なるものは金橘と名け皮を剝けは則ち酢し食に適合すれば甘し

柑　橘の屬也滋味甘味黃あり赤あり赤きは之を壺柑と云ふ

鈎緣子　一名香木緣と云ふ形瓜の如し皮橙の如くして金色也土人甚だ之を好む芬香肉は甚だ厚し

佛手柑　橙に似たり香最も清烈會同樂會に產す

櫞邊子　樹甘蕉即ち柿也其の實は牛乳の如き液汁を有し美味也

都念子　樹の高さ一丈許實は柿よりも小にして甘酸く至て美味也又搗いて柿漆に代ゆ

四、竹類

べし

石榴　紅白二種あり

番石榴　皮青黃色亦白きもあり味甘し土人酷だ之を嗜む

葡萄

落花生　俗名地萱一名長生菓とも云ふ油を絞る

山栗　錐栗（圓くして末尖れるもの）榛栗（小くして橡の實の如し）の二種あり山蠶其の葉を食ふ山蠶の絲より織る綢は之を山繭綢と云ふ

山竹子

菩提子　狀菩提に類す色黃味酸甜酒を釀すべし

鳳凰子　狀沙果の如し味香甜也

甘蔗　搗きて餅となし味乳酥の如し

長さ丈餘竹の如し蠟蔗竹蔗の二種あり竹蔗は煮て糖を作り生のまゝ食するには蠟蔗を以て佳とす本島四時不絕

蓮實　即ち蓮の實也

甜瓜　其の味他の瓜類よりも甘し故に獨り此の名を得たり

木杈　一名木類俗名木赤朶と稱す

番荔枝　大さ桃の如し色青く皮荔枝に似たり味波羅蜜に似たり

長節竹、青黃竹、黃竹、人面竹、筋竹、勒竹、簞竹、苦竹、藤竹、茅竹、玫王竹、白眼竹、棕竹、箭簳竹、麻竹、石

竹、甜竹、金竹、沙竹、蕭竹、扶蕭竹、紫竹、横枝竹、孟宗竹、觀音竹、等すべて二十餘の種類あり中につき甜竹の筍を以て最も食用に適するものとす味甜美也

五、樹木榕樹

乾曲折器を作るべからず又薪にも適せざれども該木は乾枝盛に氣根を出し垂れて地に達すれば地中より養分を取りて又一個の幹の如く成長す枝を四方に伸ばし其の蔭甚だ廣し故に夏日極暑の候旅人その下に息ふべし

桄榔樹

枝葉並に蕃茂し葉下に鬚あり尾の如し廣東人之を採りて巾を織る其の鬚は尤も鹹水に耐ゆ故に土人網として船を縛ぐに用ひ釘線を用ひず木性竹の如し皮中屑あり粉の如し餅となして食ふべし桄榔木は機關に似たり

海棠

實より油をしぼり燈用とす

無患木

即楝木也殻は垢核を去て珠數とすべし

海梅

幹は端直にして堅緻棟樑となすべし材は青梅苦梅の二種あり

樟

黄紅二種あり

鳳眼木

紋虎斑に似たり器を作るべし臺灣にも多く産す

山總管樹

高さ四五尺葉は解毒の功あり土醫之を

牛奶樹

子は甚だ毒を有す

山桂皮

味桂に似たれども桂の如く甚しく辣ならず土人取りて餅を製す

山柚

土人其の實を取りて油をしぼり香氣人を襲ふ　此外花梨木、香楠木、鷄翅木、蘇木、龍骨木、飲木、相思木、虎斑木、黄楊木、椿木、梓、檀、烏桕木、桑、秋風木等數十種あれども略す

六、香類沈香

梅、桂、橘、柚、等の如し皮を水中に浸し腐爛せしむれば初めて香を發す生なるものは香なし

黄熟香

又種類多し其他　蕊香、鷓鴣班、篋香、角沈、伽南、南香、降眞香、檀香、青木香、龍骨香、白木香、白膠香、速香、楓香、檳榔苔等の種類あり

七藥草類、茹葉

味辛く檳榔に茹葉の葉及び蚌灰とを併せて服すれば瘴癘を避け胸中惡氣を去るべしと云ふ

蓖香

惡氣を去り霍亂及び腹痛を止むべし瓊山澄邁に産するもの佳也

紅藍

紅花にして葉は藍に似たり故に藍の名あり花は染料とすべく又胭脂となし重に産後の血暈を治す

蒼耳草

花葉根實皆食ふべく又治病の功あり擦

及び金瘡を治す
接骨草　名の如く骨の跌傷を治す
蛇含草　蛇傷風腫等の諸病を治す珠崖地方に産す
鳳毛草　野生也藥は痢病を治すべし
藍　數種あり
睡草　此を見れば人をして睡らしむると云ふ一名醉草と云ふ其の他凉粉草、衝洞根、枸杞子、艾、門冬、薄荷、紫蘇、乾葛、益母草、黑牽牛、天門、小茴香、青蒿、半夏葉等數十種の藥草あれども今は略す

藤類

すべて十一種あり即ち五色藤、都儞藤、野鹿藤、葛藤、牛八藤、苦藤、圭藤、黃、白、赤、青の各藤此也
厓州に産す

八、鑛物

金
銀
錫
銅
水晶
土水晶
磁石
琅玕石

端州、新州、封州、潘州、春州、勤州、羅州、辯州、高州、恩州、崖州、瓊州、儋州、萬安州等に産す
儋州に産す
儋州、昌化に産す
五指山、傍瀟山に産す
銅鼓山に産し裂痕多く用に堪たず
俗に吸鐵石と稱す
潔白なること玉の如し、形珊瑚と似たり
鑛物其の外尙ほ數十種あり
瓊山、澄邁、樂會、臨高に出す

九、幣帛類

葛
波羅麻布
油紅被
綿紬
黎錦

所在皆産す定安文昌に産するもの最もよし前述の如くパインアップルの葉よりとりたる纖維を絲となして織れるもの
綿布也
兼絲布　經は麻或は生絲を使用し緯は則棉也文昌に産す
儋州に産す
臨高より産するもの最も佳
鳥毛等を織りこみ人物花鳥詩字等を織り出し燦爛たり

十、飮饌

荔枝酒
七香酒
捻酒
黃桐酒
椰酒

鮮荔を以て釀し味極めて香し
沈香熟香等の香を以て浸したる酒也
都念子を以て釀す
桐子を以て釀し味極めて美也
椰子の中に清漿あり微かに酒氣を帶ぶ此を椰酒と云ふ其外眞一酒、浮子酒、粟米酒、金銀花酒、蔗酒、粘酒、番薯酒、黃酒、老酒、鹿蹄酒、三白酒、菊花酒、薯粱酒、甜酒、山柑酒、桑寄生酒、龍眼酒、花酒等あり

鹽

生熟二種あり

油　花生油、山柚油、海棠油、箭倒油、芝麻油(即ちゴマ油)蘇麻油、椰子油、核桃油等の種類あり

砂糖　黒白赤の三種あり黒は塊をなし白は三種あり結紛、貢粉、上洋即ち之也赤は塊にして厚薄一定せず瓊州の砂糖中白は北清に輸出す

醋　二種あり即浙醋、水醋此也

十一、器用類

椰器　椰子は内に堅穀あり大なるものは椀となすべく小者は盃を作るべし白色のもの最も貴く酒を注き毒あれば輒ち沸々として泡を立つと云ふ土人旅行する時之を携ふ曰く水中の毒を消すと

黄村蓆　澄邁縣より出す染茜飾をなす幾久しければ愈滑也

纖機器　酒壺甌の屬たり

籐器　萬洲より出ずる籐は屋桁柄となすべし若籐は網を製すべし籐盆、書架、椅子の類を製す

膝器　海螺の殻を磨きて此を作る

鷓鴣杓　螺殻にて爲り形鷓鴣の如し金銀を以て蒔繪を施し酒器となす

金剛子　圓きこと彈子の如し堅實にして朽ちず

僧尼製珠數となす

笠　油紙笠、簑笠、箬笠、麥笠、籐笠等あり

十二、皮類　牛皮、鹿皮、麋皮、山馬皮、蚺蛇皮鰐皮、檀蛇皮、沙魚皮豹皮等あり

五、瓊州府城並に瓊山縣城

瓊州府及び瓊山縣城は城郭を一にしたり漢初には珠崖郡の地なりしが後珠盧縣を置きて合浦郡に屬せしむ後漢には珠崖縣と曰ひ三國時代吳は復た珠盧縣と曰ひ晉及び宋は齊しく之に因り梁陳の時省く隋初には武德縣となし珠崖郡に屬せしむ大業六年改めて舍城縣を置き珠崖郡治となす唐の武德五年崖州を置き五代には之れに因る宋の開寶五年州を廢して瓊州に屬せしむ熙寧四年舍城を省き瓊山縣に移して治す仍ほ瓊州の治下たり明は瓊州府治たり而して清朝は之れに因る

位置　瓊州府城は海南島の東北部海岸を去ること約一里半の所にあり舊と海南全島の首府なりしが南半の直隸州崖州となるや今は其の北半を管轄す城内漸く荒廢して昔日の觀なし漢の馬援、蘇東坡の舊跡なるを以て名あり何れも城外に廟ありて之を祭る

教育は近年著しく改良したりと雖も見るに足らず只だ外國宣教師の設立に係るものは益發達すべき兆あり

人民淳朴人口多からず海口に及ばず

六、海口

海口は海南島北部瓊州府城を西に去ること一里半の所にあり元は一漁村に過ぎざりしも漸次に發達し近年開放せられて互市場となるや益發展し人口今や一萬餘實に海南島第一の都にして又該島唯一の開港場たり佛蘭西は廣州灣安南等の經營上大なる關係を有する所なれば該島に於ける經營又おさ〳〵怠らず

今や外國人の此地にあるもの稅關官吏其他すべて約百名領事を有するは佛英獨三ヶ國也教會堂は米國宣教師經營のものすべて四その一は海口に一は瓊州府城内に他の二は鄉村にあり佛國宣教師の經營するもの亦四あり米國は又學校をも有す即ち海口の西方約半里瓊州城外に大美國瓊南學堂及び同女學堂を設立して土人を教養す海口は前述の如く實に海南島唯一の開港場なれども港甚だ淺く汽船は約一里半の沖合に碇泊し貨客の積卸はすべて民船によりて此をなし其の不便なること甚し

海口と對岸雷州半島の徐門との間には從來海底電線の設ありしが潮流烈しき爲め常に故障を生じ通信上甚だ不便なりしかば明治四十年中に海口と對岸の海安との間に無線電信を設置せり

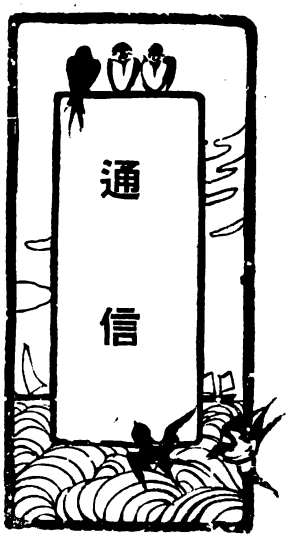

上海

◉金融（自一月二十日至一月二十六日）

元寶銀の北清輸出は依然として止まず露清、香上等は依然として便船毎に十萬兩乃至二十萬兩宛北清へ積出しつゝありて本週末には遂に千八百萬兩に降るに至れり

墨銀は依然として大變動なきも之れ亦舊年末の近付くに從ひ漸次田舍に流出の傾向あり銀塊は其後續々輸入され二十四日には一躍三百萬兩臺に上り尙引續き增加の模樣なり

上海外國銀行現銀貯藏高大減少の反應として第一に現はれしは香港上海銀行の取付けとす北京の騷擾漸く甚しからんとし王公親貴其他の富豪は北京に於て預金の取付けを開始し香上銀行は先月來頗りに北京に現銀輸送をなせしに遂に及ばず北京滙豐支店は一時支拂を停止せりとの風聞上海に傳はるや當さへ人心恟々たる昨今なれば無智の淸人は直に取付けを開始し昨二十九日朝より香上銀行の紙幣は淸人間

ては受取を拒み銀行の門前は紙幣の兌換と預金の取付けにて人の黒山を築きつゝあり上海外國銀行の中心たる香上にして斯くの如きことあるを以て各外國銀行の警戒異常にして金融界は茲に再び一大變調を來たさんとしつゝあり

月日	外國銀行現銀貯藏高 兩銀	墨銀	銀塊銀	外國銀行貸出 貸出高	利率	錢莊折票利率
一月二十日	一九、三三〇、〇〇〇 兩	七、七〇〇、〇〇〇 元	一、三六〇、〇〇〇 兩	二、七五六、八〇〇 兩	錢分 〇五	錢分 一〇
二十二日	一九、三〇〇、〇〇〇	七、七〇〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇	二、八六五、八〇〇	〇五	一〇
二十三日	一九、二五〇、〇〇〇	七、七二〇、〇〇〇	一、四五五、〇〇〇	二、七五〇、八〇〇	〇五	一〇
二十四日	一九、二五〇、〇〇〇	七、六八〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	二、七五〇、八〇〇	〇五	一〇
二十五日	一九、一〇、〇〇〇	七、六八〇、〇〇〇	二、〇六〇、〇〇〇	二、七四九、八〇〇	〇五	一〇
二十六日	一八、四八〇、〇〇〇	七、四七〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	二、七四九、八〇〇	〇五	一〇

◎爲替（自一月二十日至一月二十七日）

印度正金の買付けは未だ〳〵停止せず之に加ふるに支那筋よりの買煽りを以てす銀塊は依然として奔騰を持續し遂に二十六片十六分の九に達し尚上向きの形勢なり隨て倫敦爲替は近年の最高二志七片を示し對日爲替は遂に八十兩の臺を破りて七十九兩四分の一に下り直先共に實際の賣買は更に半兩安にて取引されつゝあり

此影響として一時多少色めき來りし輸出品の取引は何れも大打撃を被り一時買控へ形勢觀望の姿なり

墨銀相場は稍引締りしも之れ一時的の現象に過ぎざるべし銅元相場は別に變動なし

漢口

◉水電公司營業狀況

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
二十日	二六、七六分ノ三 片	二六、八分ノ五 志片	八〇、四分ノ一 兩	七八、四〇	一六、五〇	五二、一〇〇
二十二日	二六、八分ノ三	二六、四分ノ三	七九、八分ノ七	七八、五〇	一六、三	五二、一〇〇
二十三日	二六、八分ノ三	二六、四分ノ三	七九、八分ノ七	七八、七五	一六、〇	五二、〇〇
二十四日	二六、七六分ノ五	二六、四分ノ三	七九、八分ノ七	七八、七〇	一六、八	五二、三五
二十五日	二六、八分ノ三	二六、四分ノ三	七九、八分ノ七	七八、七〇	一六、五五	五二、六五
二十六日	二六、七六分ノ九	二六、八分ノ七	七九、二分ノ一	七九、二五	一六、七七	五二、一〇〇
二十七日	二六、七六分ノ九	二七、—	七九、四分ノ一	七九、一〇	一六、三	五二、七五

供水供電の事たる其休戚は立處に民福に影響する所あれば武漢三鎭兵火の巷と化し知名の士も皆先を爭ふて避難せるに係らず總辦宋偉臣氏は獨り踏み止まつて進退を會社の存亡と共にせんと決す、されば兵戰中買ふに米なき時に際してさへ清水と灯火とは完全に得られ人民大に其恩惠に與かり殊に官軍が十月二十八日に大智門を占領し革命軍を支那町に擊退したるを以て官軍は支那町燒擊を稱へし時の如き之を謀るに地方官憲は誰一人も在らず夫れとて公共團體たる商務總會の如きも前に革命軍の爲めに献金せしを以て官軍に復讐を恐れ其役員悉く影を匿せるより公私一人として之れに當るものなきに宋氏は自ら起つて協商の衝に當り極力燒擊の非なるを稱へたりと雖遂に其說容れられず全市烏

有に歸したれば停電の止むなきに至れり

爾後官軍漢口を克復して漸次主力を上流に進めて漢陽の革軍と相對するや十一月十六七日水廠は最も着彈の衝となり職工二人即死し八人の負傷者を出すに至れり家屋等多少の損害を蒙りたりと雖停水四日にして修繕を了り直ちに供水を繼續せり

燒跡の片付

電柱電線水管等の燒失整理に就ては去る十一月二十九日官軍と協商し其許可を得て二百餘名の職工を派遣し其整理に從事せしめしも地域廣大にして煉瓦狼籍たれば漏水を防ぎ電線を整理すること容易の事にあらず而も官兵の妨害を蒙り屢物議を釀すことさへあれば幾多の時日を要す可し然れとも電線の現存區域は十日以内に修繕を了り供電せられ得ると雖果して十日後に於て完成するや否や疑問なれとも宋氏が如何に該事の爲めに盡粹焦慮せるや思ふ可きなり

資金の狀況

頗る粗漏にして信を措き難きも大體を示して參考に供せん

兵亂前の每月收入　四〇、〇〇〇兩

同　支出　二〇、〇〇〇兩

差引殘　二〇、〇〇〇兩

兵亂後に於る確實の收入は各組界の供水料に過ぎざれば每月僅かに千五百兩に滿たず故に目下職工の數減じたりと雖其撫卹の費にも足らず殆んど收入の途絕へたりと見て差閊なかる可し此に於てか速かに現存支那町に供電して收入の途を謀るに非れば現狀維持すら頗る困難と云ふ可し

事局が何時如何に落着するに至るやは卜し難しと雖烏有に歸せし支那町の財源は容易に恢復すべくも非ず少くとも三四年の年月を要す可く其間器械に餘力を存すると雖之を經濟的に應用すること覺束なかる可く夫等より招く間接の損害も亦巨大なりと云ふ可し

支那町恢復と善後策

兩軍更に停戰を延期し官兵は孝感縣に撤退せるを以て嘗て兵火の衝たりし漢口漢陽の地か再び舊に復して安全地帶となりしを以て人馬の往來も亦日一日繁くなりたれば商務總會の總理蔡輔卿を始めとし當地大地主たる劉歆生、水電公司、鬱昌洋火場の總辦宋煒臣、南順記の支配人史晉生、蓀滌甫等が發起人となり、復舊の策を講じて速に市面の恢復を計らんとす

先づ中央政府に向つて三百貳十萬兩を支出せしめ舊來の市街に城壁の跡の新馬路とせる地帶より京漢鐵道線路に至たる地節を加へ、一大新市街を建設し橫道十二條、縱道二十二條を作り、英國租界と隣れる處より支那町の漢水に沿へる終點たる玉帶門停車場に到る護岸工事を施し、其の設備英國の式に模し各道路は英國居留地と連絡し道幅は四丈を以て定尺となし下水上水を施し以て舊來の狹窄を除き玆に上海の南市を再現せんとせるものなる可し道路用地は人民より九萬貳千方を徵發し以て之に當つ、從て三百二十萬兩中護岸工事費百六十萬兩にして其他は悉く道路改修工費た

る可く其の維持費としては別に工部局を設立して車稅、埠頭稅を徵集して以て之に充當す

道路改修と同時に民立の建物會社を設立し支那町に地所を所有して、金なきものは該公司より、地券を抵當として建築費を貸與し、官設の工程局の許可を經て六ヶ月以內に工事を開始し三年以內に大略の恢復を期するものとす、工程局は、人民の提供する地契を管理し、工事を監督し以て新市街の劃一を圖るものなり地主か建物會社に所定の月賦金を所定の期間（大概十年以內）に納入すれば該家屋並に地契は地主の所有に歸するものなり

斯の如にして新市街の建設は講究せられたりと雖、然れとも其の要する所の款頗る巨大にして何れ外款を借るに非らざれど到底支辨すること能はさる可きなり

されど宋煒臣、蔡輔卿始當地の紳商が熱心に日夜研究しつゝあれば事局の平定と共に早晩頭緒を見出す事となる可し

道路、碼頭（埠頭）の改修より家屋建設に到る迄には相應の年月を要するを以て其間は如何にして水電公司を維持するかの前後策に就き述べん

電廠に屬する被害物を修繕して殘留部分に電力を送る事は公益上可とすると雖とも僅かに英租界に接近する小部分を目的としてダイナモを動すことは到底收支相償ふ能はず殊に此回の事變以後致命の大傷を蒙りたるを以て勉めて、公益の犧牲たらんよりは新市街建設の間に潛勢力を養ひ以て他日の大成に期す事を以て善良の策となすものなり

即ち、電廠の營業を全廢し專ら水道を租界に擴張し以て持久維持の策となすことなり

支那町の復舊は前述の如く相應の年月を要するを以て現に供給しつゝある、英國、露西亞租界の外佛、獨、日の三國租界に擴張安設して以て確實なる、經常收入の道を開く可し

英、佛租界の現在收入に　毎月　二千五百元

清　租界
獨逸　同　預算收入　同　二千七百元
日本　同

合計　五千二百元

然るに清租界への供水契約は已に昨年八月調印となり爾後水管を購入しあれば擴張のために獨、日兩國租界の分のみ購入すれば足る譯なり

其の安設費は合計八萬兩を要す可し故に速に、之れが調達の方法を講じ以て復舊に到る期間の維持費となす可き事こそ目下の急務たる可し

天津

最近の擾騷紀實

▲張防務大臣狙はる　全國革命の風潮滔々として人心轉た倉皇に堪えざる折柄忽然として張懷芝の爆彈騷動天津に起

り益〻人心をして驚愕せしめたり、張懷芝は先の天津鎭として非常なる强硬論者を以て目せられ前二十鎭統制張紹曾が强行入津を謀りし際の如きは極力擊退說を主張し專ら張紹曾刺客の任に當り其後張を總督衙門に誘ひて大に威嚇せし等の事あり其後北洋防務大臣として直隸全省に涉る兵備の權を附せられ君主黨の錚々たる武將を以て自らも任じ他人も亦之を許せり去る一月二十七日軍務公用を帶び當地より北京に入り二十八日午前十一時二十三分着の列車にて歸津し河北なる總停車場より下車し出迎の馬車に乘りてプラットホームを出でんとする時剪髮せる二人の支那人馬車に近寄るや突然二個の爆裂彈を拋擲したるか二個共爆發せさりしかば直ちに右手に携へ居たるピストルを提げ逃げながら亂射せしも是又命中せす巡警はピストルの危險を恐れて容易に手を下す者なく其彈丸の盡きたるを見て直に拿獲し營務處に監禁せり張懷芝は辛して難を免れ無事日本租界に入り常盤ホテルに投ぜり、犯人薛成華（敬臣）は北京人にして七八歲の時父に隨ひ上海に至り華榮洋行を開き同地にて革命黨に入り一月十五日北京に入り和陽會館に寄居し兩三日前天津に來り佛租界なる長發棧に寓する本年二十五歲の靑年なり他の一人は曲振宗と稱し本年三十歲四川人にして薛と共に北京にて爆彈二個及びピストル一個を携へ張懷芝と同車にて來津したる者なる由自白したるに依り營務處にては已に之を死刑に處したりと但し革黨の反抗を恐れて未た發表せす、又聞く北京民政部大臣趙秉鈞は特に員を派して來津し不發の爆彈を空地に拋擲せしめたるに其聲極めて小にして爆竹の聲さに過ざりき就いて其內容を檢するに腐敗せる棉花を以て充たされありと並に聞く南方革軍此頃決死暗殺隊を組織し八隊に分ちて北上せしめ袁世凱、馮國璋、鐵良、良弼、蔭昌等を暗殺せんと圖り薛成華、曲振宗外車錫元、張墨林等亦其一隊なりと云ふ

▲總督衙門及天津鎭署の爆彈騷動　一月三十日革黨數名分れて二隊となり天津鎭署及總督衙門に炸彈を拋擲したるも兩署の警備甚た嚴なりしにより大事に至らずして犯人の多數は拿捕せられたり

▲一日兩回人を驚かす　二月三日早晨當地海光寺附近に爆裂彈一個あり轟然爆發四面を驚かす就いて其原因を査するに糞夫某途上拾取して該處に至りし時漫然落下したるものに係り爲めに其身亦負傷せりと

是夜十時頃支那市街南關下頭楊家花園に在る新任巡警道楊以德公館を襲へる革命黨十六七人あり皎々たる明月を浴ひつゝ市の西南方面より二人宛一組となり屈腰低體楊公館左方迄進みし時警戒の任に當れる體育社員之を發見し直ちに巡警を召集し總勢百餘名革黨を包圍したるに因り俄然ピストルを亂射し體育社員亦發銃して之に應戰し三不管より南門外一帶は將に修羅の巷と變じ巡警局よりは馬隊及武裝せる步兵百六十名を急派して海光寺（日本駐屯軍兵營の所在地）一帶部落を各軒別に搜索し逮捕に力めたるも遂に一名をも捕縛するに至らず同部落に約十名の監視兵を留め他は十二時前支那市街に引揚げたり我警察署にては租界の治安を保せん爲め福島街より海光寺一帶に非常線を張りて

警戒したるも遂に何事もなかりき革黨及體育社員の戰闘は少時間にて相方共一人の死傷なく革黨の踪跡は今仍ほ全く不明なり

▲佛租界警察の革黨拿捕　一月三十一日當地佛租界なる某空家内に革黨三十五名潜匿しあるを發見し租界規則に違反するを以て直ちに佛國警察に拘拿され嚴密訊問の結果同家屋より同時に五十個の爆裂彈を押收したり清國官憲は其引渡を要求したれ共許されず去る四日佛兵二十五名に由りて護送せられて先つ秦皇島に至り同處より汽船にて上海に解られたり

▲津埠人心恐惶　張懐芝の炸彈事件ありてより市中毎夜の如く各處に火災起り謠言百出して人心甚た靖からす巡警及軍隊の警備嚴なるも何時意外の事變を激成するや保し得べきに非さる也

▲中國實業會の成立　時局に際し中國實業講究の必要に迫まられて組織せられたる本會は十九日午後一時天津民立五十一小學校内にて發會式を擧行し市中屈指の實業家出席するもの數十人頗る盛會を極めたり本會は書記部、調査部、交際部、庶務部の四部に分ち李玉蓀を推して會長とし前途有望の會たるを失はず矣

▲北清居住邦人戸口の增加　北清に在留せる邦人の數は去月來非常の增加を示し尚益々增加の傾向を示せり、今參考の爲め天津領事館警察署にて調査せし十二月末日戸口表を示せば左の如し

○天津の部

租界	戸數	男人員	女人員	人員合計
日本	四九七	九五一	八二二	一、七七二
英國	四二	六〇	五五	一一五
佛國	二三	一二	二七	三九
獨逸	一五	二	二〇	二二
露國	八	九	六	一五
伊國	一	一	—	一
其他	二一	五三	三一	八四
合計	六〇七	一、〇八八	九六一	二、〇四九

○地方の部

地名	戸數	男人員	女人員	人員合計
北京	一四七	四五七	三一〇	七六七
保定	一〇	二二	一四	三六
塘沽	一五	二三	二五	四八
山海關	二五	二八	三七	六五
太原	三	四	一	五
合計	二〇〇	五三四	三八七	九二一
總計	八〇七	一、六一二	一、三四八	二、九七〇

而して前月に比し增加の割合を見るに天津のみにて戸數四十七、人口七十八人を增し北清全體にて戸數三十四、人口五十人の增加なり尚ほ現今は所謂結氷時代なるに加へ不景氣の最中なれども既に如此增加を示せり一ヶ月後紫竹林埠頭船迫の入港を見るに至らば尚一層の增加を見ん但幸にして一攫千金の徒ならずんば可

▲袁世凱天津にて房屋を購ふ　袁内閣の爆裂彈事案以來袁世凱辭職出京來津の說盛に起りたるが過日袁世凱天津巡警道楊以德に電致し英租界太沽路なる五十餘間の大家屋を買

入れたりと云ふ而して其價一萬七千兩未知らず袁の來津果して事實なるや否や

九江

近來南昌に於ける洪江會(哥老會の一種)他の革命黨との間に於ける軋轢は益々甚しき模様にて數日來二回に約四百五十の兵を南昌に輸送せり而して一方亦湖北の援軍に對し續々として糧食其の他軍需品を輸送せるを見たり當地の司令官の言に依れば當地には猶七聯隊の兵ありと云へば恐らく半數に滿たずと思はる

革命黨の財政なるものは皆人々の頗る危む所なれども財政部長の言に依れば各地の錢糧及釐金等に依りて支辨しつゝあれば未だ遽に甚しき窮乏を感ぜずと稱すと雖も猶研究せざれば明瞭なる能はず革命政府は當地に通過の船舶に對し夜間の航行を許さず又時に臨檢をなしつゝありしが先日より之の禁を解除せり

經濟狀態は漸く恢復の狀態にありと雖も未だ銀行業者等の開店を見さるを以て渉々しき取引を見ず目下出廻りつゝある貨物は多く途中にありて停滯し居りたるものに屬す而して近來當地商人の最も不便とする所は稅關に於て現洋以外に受領せざる事なり之を以て太古怡和の諸店にては之が救濟として滙豐の「チエック」を發行しつゝあり

革命黨蜂起當時にありて一時皆釐金を免除せしやの噂さありしも右は當時は湖北にありて人氣取りと人手無かりし爲め湖北省の厘金を撤廢せしに過ぎず他省にありては多く錢糧厘金共に約二割の減稅を行ひたるに過ぎず現に江西省にありては七十二ヶ所の卡局の內約六七所を撤廢せしに過ぎずことに江西省は革命光復の際餘り擾騷を見ざりしを以て人氣到て平靜に加ふるに革命の初まりしは當地方に於ては多く耕作物收穫後にありしを以て各鄉鎭にありては百姓等は甚しき食料其他の缺乏を訴ふるに到らず反て各大都市に於ける棧房業者の運輸不便金融機關の缺乏の爲め打擊を受くるもの多きを見る

寧波

革命政府事情

當地に於ける純革命黨は既に前回に報告したるか如く殆んと其人なく唯現に當地電信局長たる盧氏一人あるのみ其地位たる外交部長盧氏の兼任に係る交通部長の配下に屬する電信局の一局長たるに過ぎれは軍事上民政上に重きをなすに足らす目下當地に於ける施設は殆んと舊政府時代の政務を少しく變形して襲踏せるものと云ふを得へし目下省內各府より每府四人の代表者を出し省臨時議會を開き制度律令より萬般の事項を議定し居るを以て其成案に從ひ省議會の議員を選擧し眞正の議會に於て議決するに至らは稍統一的の施設を行ふに至るへきも夫れ迄は各府思ひ思ひの行政をなし或府に於ては副都督を置き或府に於ては都督を置き一省中に數人の都督あるか如き奇觀を呈し居れり隨て北伐軍出兵の如きも區々となり互に相關知せさる者

の如し寧波府は先きに都督を廢して副都督とし北伐軍は舊軍五營（二千五百人）と學生隊百四十名と若干の新募兵總計約三千を派遣し其費用の如き各縣より之を繰めて省の都督に送り浙江軍として一支隊を形成し居れりと云ふも他府の情形は當地に於ては官界の人と雖も之を知るのもなし今浙江省議會法案なるものを得たれは之を左に掲く

第一章　總綱

第一條　浙江省議會は本省立法機關となし各縣より議員を選舉して之を組織す

第二條　省議會は都督所住の地に設く

第二章　議員

第三條　省議會の議員定員は一百六十人とし其人員は人口と直接稅額との比例を以て標準となす

但し每縣少くとも議員一人を選舉す（備考　浙江省には約七十四五處州縣あり一府六縣乃至八九縣）

第四條　凡そ本國の國籍を有する人民にして且つ左記の資格を具ふる者は選舉の權あり

一　本省男子にして滿二十才以上の者

二　本省に住居する三年以上の者

三　正當の職業ある者

四　文字を識る者

五　直接稅を納むる者

第五條　凡そ本省或は本省に寄留する五年以上を越ゆるの男子にして滿二十才以上の者は選舉せられて議員となることを得

第六條　凡そ左記各項の一に該當する者は選舉權及被選舉權を有するを得す

一　公權を剝奪せられ及公權を停止されたる者

二　財產の信用を失ひ人に告訴せられて尙未た淸算結了せさる者

三　曾て徒刑以上の宣告を受け未た復權せさる者

四　精神病ある者

第七條　左記各項に該當する者は其選舉權及被選舉權を停止す

一　現役陸海軍人

二　現充警務人員

三　各學校の學生

四　僧侶道士及宗教師

第八條　選舉せられて議員となる者は行政司法官吏に兼任することを得す

第九條　省議會選舉事項は別法にて規定す（以下略之）

第三章　議長及副議長

第十條　省議會は議長一人副議長一人を設く

第十一條　議長は議場の秩序を維持し會議事務を整理し外部に對しては議會の代表たり

第十二條　議長事故ある時は副議長之を代理し正副議長俱に事故ある時は議會より假議長を公舉して之を代理せしむ

第四章　權限

第十三條　省議會に於て議決を行ふへき事件左の如し

一　本省の豫算及決算
二　本省の稅法及公債
三　本省の外に對する契約の締結或は繼續
四　本省權利の存廢事件
五　本省義務の擔任或は增加事件
六　本省法律の議會の權限內に屬する事件或は都督提議事件
七　本省縣議會爭執事件を公決和解す

第十四條　省議會に於て議決したる事項は都督に申達して公布施行を請ふ

第十五條　省議會に於て議決したる事項を都督に申達し都督若し異議ある時は異議書を提出し七日以內に於て再議せしむることを得若し議會に於て前項の議案に對し出席議員三分の二以上贊成を得て倘前議決を固執する時は都督は應に前條に照して處理すべし

第十六條　本省の人民は全省の利害公共事項に關しては議員の紹介に依り意見書を省議會に提出することを得前項の意見書は議長より審查會に交付すへし審查會に於て採用すへきものと認むる時は意見を加へて議會に提出し議案となすことを得其行政事務に關する者は都督府に轉送して調查處理せしむ

第十七條　本省行政司法人員若し收賄及違法等の事ある時は議會は其確據ある事實を指明して都督に照會し行政裁判官をして審理せしむることを得

第五章　任　期

第十八條　議員の任期は三年とす正副議長も亦同し

第十九條　議員死亡疾病其他の事故に依り缺員を生したる時は其原選擧區の候補當選人を以て順以之を補缺す其補缺者の任期は補缺したる前任者の殘任期を以て限りとす

第二十條　議長死亡疾病其他の事故に因り缺員を生する時は副議長を以て之を補ひ副議長缺員を生したる時は議員より互選して之を補ふ其任期は前任議長副議長の殘任期を以て限りとす

第六章　開會閉會及會期延長

第二十一條　省議會は法定の會期に至る每に自集會を行ふ

第二十二條　法定會期は九月一日より十一月二十日に至る三ケ月を以て規定とす若し繼續會議の必要ある場合は會期を延長することを得

第二十三條　會期以外緊急を要する事件ある時は都督の要求或は議員三分の一以上連名要求に依り議長より期を定めて召集し臨時會を開くことを得其會期は三十日を以て限りとす

第七章　會　議

第二十四條　凡そ會議の議事日程は議長より之を配布す

第二十五條　凡そ會議は議員過半數の出席あるにあらされは之を開くことを得す

第二十六條　會議は出席議員過半數の贊成あるを以て可決とす若可否同數なれは則ち決を議長に取る

第二十七條　會議の際都督及政務委員は會場に出席して意見を述へ並に議員の質問に答ふることを得

第二十八條　議員會議の時に於て發する所の言論は議會以外に對して責任を負はす但し他の方法を以て自ら會外に發布を行ふものは此限りにあらす

第二十九條　議員は現行犯を除くの外會期内に於ては議會の承諾を得るにあらされは之を逮捕することを得す

第三十條　會議の時は傍聽を禁せす但し若し秘密を要する事件ある時は此限りにあらす

第三十一條　會議の際議員の議事細則に違背するものある時は其發言を止むることを得其命令を聞かすして議場の秩序を紊亂する者ある時は議長は其れをして議場を退出せしむ

第三十二條　議事細則及傍聽規則は別に之を規定す

第八章　請暇及辭職

第三十三條　議員事故あり出席すること能はさる時は議長に缺席の旨を届け出つへし但し十四日を過くへからす

第三十四條　議員は左記の事由あるにあらされは辭職することを得す

一　年齢滿六十歳以上の者

二　眞實に疾病あり職に堪ゆる能はさる者

三　選はれて國會議員となりたる者

四　其他の理由にして議會の承認を經たる者

第九章　罰則

第三十五條　議員にして不正の行爲あり名譽を汚損する者は議長より處罰を宣告す其罰則は左の如し

一　出席を停止す但し十日を以て限りとす

二　除名

第三十六條　前條罰則の適用は議會より決議して之を行ふ

第十章　經費

第三十七條　省議院の經費は省金庫より之を支給す其項目左の如し

一　議員の歳費

二　議員の旅費日當（議費の外に日當を給するは過きたるか如し）

三　議員の薪金（議費の外に俸給あるは解すへからす、或は書記長等の俸給の誤にはあらさるか然る時は亦事務の薪金とすへし）

第三十八條　前條の款項數目は議會より議定し都督に照會す

第三十九條　議會の經費は議長より毎月一回の調査をなし清書せしめて開會の時に至り議員に報告して審査せしむ

第十一章　事務所

第四十條　省議會には事務所を設け議會の文書會計及一切の庶務を經理せしめ議會より之を監督す

第四十一條　事務所に書記長一人書記六人速記生四人を置き議長より委任す

第四十二條　事務所執務細則は別に之を定む

第十二章　附則

第四十三條　本法は議會に於て議決し都督に照會して公布を請ふたる日より之を實施す

第四十四條　本法は議員三分の二以上の出席者に依り過半數の贊成を得て議決したる場合は之を修正することを

得

右の外稅制、學制、法院編制法（裁判所構成法の如きもの）地方自治制の如き皆議決を經たる者の如し之に由て觀る時は米國の合衆共和政體を學ぶ者の如し多數の支那人間には君主立憲が何であるか共和が何であるか其利害得失は少しも解せず米國の隆盛は共和政體なるか故に彼の如く我れ共和政體を行はゞ一躍して米國の如くなるべしとの夢想者のみ當地にて要職に在るものさへ尙此夢想を抱ける者多し以て當地の民度を知るに足る

副都統

目下當地の副都督たる常氏は清政府の大隊長にして（即巡防隊の營官なり）始め巡防隊の統領劉氏當地の都督に推されたる由なれども後ち辭して去りたる爲め常氏は推されて副都督となり寧波府管內の全巡防隊を指揮するに至りたるもの性温厚にして職務に忠實なるより人民の信用を得居れり予が會見の時當府の行政の統一を缺き居る事情なきやを質問したるに常氏は或は然らん然れども之れ予の責任にあらず名目上より見る時は予が責任を免れ難き者の如しと雖劉氏辭任の際公衆より其後任に推されたる時予は政治の經驗なきを以て之を辭したれども聞かず終に民政の事は敢て關知せず唯軍隊を指揮して寧波府の安寧秩序を維持することは敢て任すへしと固く約して就任したる次第なれば民政上の事は予の責任にあらず他の府內は予之を知らず寧波府內の安寧秩序を保つ事は予の責任なれば微力を盡し居る積なりと又曰く官革和議に關して貴意如何と予答て曰く唐代表解職以來袁總理と伍代表との間に電報交涉を開き居るも兩者の意見一致を缺き居るを以て速に解決するに至るや否や豫測し難し要するに速に平和克復するにあらざれば雙方無用の戰費を要し且鉅額の損失を招き戰後財政上一層の困難を生ずるに至るの恐あるべしと彼曰く眞に然り今や人民は共和の何たるを知らす徒に付和雷同すると雖戰局若し長期に亘る時は各地に土匪は蠭起し資產家は其難を受け民間の資財涸渴して列强の分割は遂に來らん實に恐るべしと予曰斯の如くなれば但に貴國の不幸なるのみならず實に東洋各國の不幸なり故に敝國に於ては上下心を一にして一面外國の干涉を防ぎ一面革命軍を援けて平和の速かに克復する事を力むるなりと彼曰く貴國は同洲にして且つ同種同文の國古來より交際最も深し唯依賴するは貴國のみ深く貴國人の厚誼を謝すと言語の間其意向を察するに共和政體は喜ばざる所なるが如し

民政部長

當地民政部長江氏は清政府時代の寧波知府なりし事は已に報告し置きたる所なるが革命後は舊時の如く各縣を指揮監督することを得す殊に省臨時議會の決議に依れは府を廢して府廳州縣一般に縣となす筈なれば目下直轄する鄞縣の知事たるに過ぎず即ち從來の部下と同位置の人となる次第なり且つ目下は鄞縣の事務にしても民政部と併立して參議部財政部外交部交通部執法部の五部あり副都督は統轄の責を負はざるを以て殆んど獨立の有樣あり斯の如くなるを以て江氏は辭職を申出て予の來寧の際は已に

一ヶ月間の準備期を與へて辭職を申出たる時なるを以て事に托して面會を謝絶したるものゝ如し民間より數回留任を懇願したるも强硬に辭意を翻さゝるを以て昨十八日各團隊代表者一百餘人軍政府に集合して六ヶ月間の留任を懇願したるも漸く三ヶ月間留任の約をなせり、予は本日會見の約あり民政部長官舍（元寧波府）に訪問せしも外出して未だ歸り居らざりしを以て後日再訪を約して歸れり

江氏辭職申出てに對し寧波府の人民中有力者は非常に苦心せり何となれば當地は純然たる商業地なるを以て當地には人望と才識とを兼備するの後補者なき由にて後任者を選ぶとすれば外より之を求めざるを得ず若し外より之を聘するとせば寧波の事情に暗き爲惡人の跋扈を來すの恐れあり且つ江民政長辭職せば從て常副都督も辭任すべければ平和克復までは是非とも留任を請はざる可からざるの事情ありと云ふ

當地商團會の會長にして財政部副部長なる費紹冠氏は共和雷同者の一人なるが如く共和政體を行へは十年を出てすして中華の富强は得て望むべしと云へり時に他に坐客あるを以て時事を談するの可否に惑ひ單に經濟界の情況を談するに止めたり同氏は以前錢莊を開き大に信用を有し居りしが昨年夏上海に於ける護謨會社の空株賣買にて上海に於ける支那銀行錢莊の多數倒產者を生じ上海道臺蔡乃煌氏も其れか爲免職となりたる位なりしが其餘波は當地にも及氏の錢莊も他の五六の錢莊と同時に當地道臺に差押へられ遂に閉店の止むを得ざるに至りたりと云ふ其以前は當地稅關の稅金は皆其錢莊にて取扱ひ來りたる由なれども其閉店と共に稅金は大清銀行にて取扱ふことゝなり居りし由なるか革命動亂後大清銀行は革軍の機關銀行たる中華銀行の支店となりたる爲め稅金は全く稅關に於て現金を保管することゝなりしと云ふ當時の道台は滿人なりしを以て殊に滿人を惡み共和を謳歌するものならんか氏の談に依れば目下尙現銀拂底の爲運轉甚だ困難なりと中華四明の兩銀行支店及寧波東門外江後にある三十餘軒の錢莊は何時門前を通過しても寂として殆んと人の出入するものなく門前雀羅を張るの有樣なり或人は市面の金融は稍緩和したりと云ふも或者は三十餘軒の錢莊中目下營業する者は二十餘軒に過ぎずと云ふ革命當時に比すれば確に良境に向ひつゝあるは事實なるべきも未だ常態に復すること能はさるも亦事實なるが如し輸出入の物品の如きも十一月より十二月は良境にして一月は尙良境なりと云ふ然れども平年に比すれば未だ半にも達せずと云へり

水運事情

寧波府の管內は海島若しく沿海の地にあらざれば河川運河を以て舟楫の便あるを以て其點に於て寧波は好位置を占めたりと云ふべし卽ち鎭海縣縣治の地には甬江を下るを得べく其他鎭海の城西より運河ありて寧波江北岸に達す其本流は直に鎭海より慈谿縣に達するを得べし而して寧波と慈谿縣に至るにも亦運河支流あり小舟の往來絕へず又鎭海の對岸なる小港より運河に依りて寧波江東に達することを得へし又其沿岸の要部には小汽船及戎克の往

來あり而して舟山島象山縣の各地には小汽船の往來するもの多く甯波より遡れは一は甯海（臺州府屬）縣に達すへく一は奉化縣に達すへし又姚江を遡れは紹興府管内の餘姚縣を經て紹興に至り更に運河に依りて蕭山縣を經錢塘江を横さりて杭州に達することを得へし斯の如く舟楫の便ありと雖甯波港より出入する貨物は殆んと甯波府一府に限られたる者の如く南部は温州より西南部は杭州或は紹興よりするを以て甯波貿易の發達遲々たるを免れす今各地に往來する汽船若くは戎克船の狀況を擧れは左の如し

甯紹公司　甯紹千噸以上　甬興千噸位　上海甯波間を往來し日曜を除くの外毎日一隻出入す乘客は毎船五六百名

太古洋行英商　新北京千噸以上　上海甯波間を往來し日曜を除き隔日に出入す乘客は大抵六七百人あり

招商局　江天千噸位　同上（目下太古と招商局は甯紹公司に向て競爭し支那一等以下は甯紹の約半額也）

上海航路の船は午前六七時頃に入港して午後三時半乃至四時半に出帆す

老公茂洋行英商　寶華六七百噸　鎮海、定海、石浦、海門に往來す毎週一回位

永川公司　湖廣、永川、海甯各百噸餘　一は鎮海、穿山、定海、沈家門、普陀山に隔日往來し一は穿山定海に毎日往來し一は鎮海、穿山、象山、寧海に往來す甯海と稱するも實は王嶼港なり

甯海商輪公司、甯海、安甯百噸位　鎮海、定海象山を往來し日曜を除き毎日往來す

外海商輪局　海門四五百噸　鎮海、定海、石浦、海門の間を往來し毎週一回位

中國商業公司　德裕、立裕千五六百噸　温州、興化、泉州、厦門間を往來す毎月二回位一隻は不定期なり

鎮海輪船局　鎮海、景升三四十噸　鎮海甯波間を毎日午前九時と午後一時の二回往復す

以上の外奉化縣に往來する十噸位の小蒸汽船あり二隻にて毎日一隻つゝ往復し又餘姚縣に往來する者も十噸餘の小蒸汽船四隻ありて毎日二隻つゝ往復す奉化縣に行くものは靈橋門外老江橋の上流に定繫場あり餘姚縣に行くものは江北岸より東門に通する新江橋の上流にあり又戎克船及河川小舟を擧くれは左の如し

葉同須船局　百噸内外の戎克五六隻を有し主として上海甯波間を往復せり

通須烏篷船局　十噸内外の河船三十餘隻を有し甯波より各田舍地方に往來す

吉須脚船局　十噸内外の河船にして約三十隻を有し主として餘姚縣紹興府方面に往復す

大小烏篷船可討　渡船及荷船にして四十餘隻あり重に奉化縣其他各田舍地方に往來す是亦十噸乃至十四五噸の船なりとす

甯鎮船貨分局　十噸内外の河船四十餘隻あり主として甯波鎮海間を往來す

又遠地に往來する戎克は南會館及北會館に屬す南會館は江東河岸通に在り之に屬する戎克は甯波鎮海に船籍を有するもの三十二三隻にして約百噸内外の大形戎克にして主に甯波と福建其他南清各地の間を往來す又北會館は江東東新街

在り之に屬する戎克は寧波鎭海の船籍を有するもの約二十三四隻あり船の容積は南會館に屬するものと同形なり此等の戎克は寧波と天津牛莊等北淸各地方との間を復來す目下各船集合の時季なるを以て大小戎克の江東河岸に碇泊せるもの數百隻あり帆檣林立上海の盛なるに比すれは論するに足らされども亦以て戎克交易の盛を稱するに足るなり

經濟狀況

當地に於ける經濟事情は何れも舊年末に際し苦み居るもの丶如し然れとも舊八月節季後は直に革命の動亂起りて商賣は中止の狀態にありて大なる取引は行はれ居らさるを以て此期の結算は割合に無事に經過し得へきやも知る可からす大商は却て樂觀するもの多し然れとも最も困難を感するは貧民なるに依り城自治團に於ては此等貧民救助の目的を以て無利息貸金の法を設け之を實施する旨廣告せり

寄贈雜誌

一、China Tribune 每號
一、淸國時報 八
一、淸國實業時報 一四
一、東洋時報 一六〇
一、通商彙纂 四—一四
一、東邦協會々報 二〇三
一、國際法新誌 五
一、東洋經濟新報 五八五、六
一、國民經濟雜誌 二
一、法學志林 一
一、京都法學會雜誌 一、二
一、國民學會雜誌 二
一、燕 廣 一
一、大日本水產會報 三六七
一、地學協會々報 二七七ノ八
一、農商務省商工彙報 一
一、慶應義塾學報 一七四
一、貿易通報 一
一、天津商工彙報 五五
一、大 東 二
一、山林公報 一、二
一、商標公報 每報
一、實用新案公報 同
一、特許發明公報 同
一、北海道昆布と上海市場
一、上海日本人實業協會報告 一
一、淸國動亂と中淸經濟界

天津其社
外務省
滿鐵實業課
其會
外務省
其會
其會
其社
實文館
法政大學
其會
北京其會
其會
其會
農商務省
同盟
大阪商業會議所
天津同
亞細亞義會
山林局
特許局
同
函館水產組合
其會
農商務省

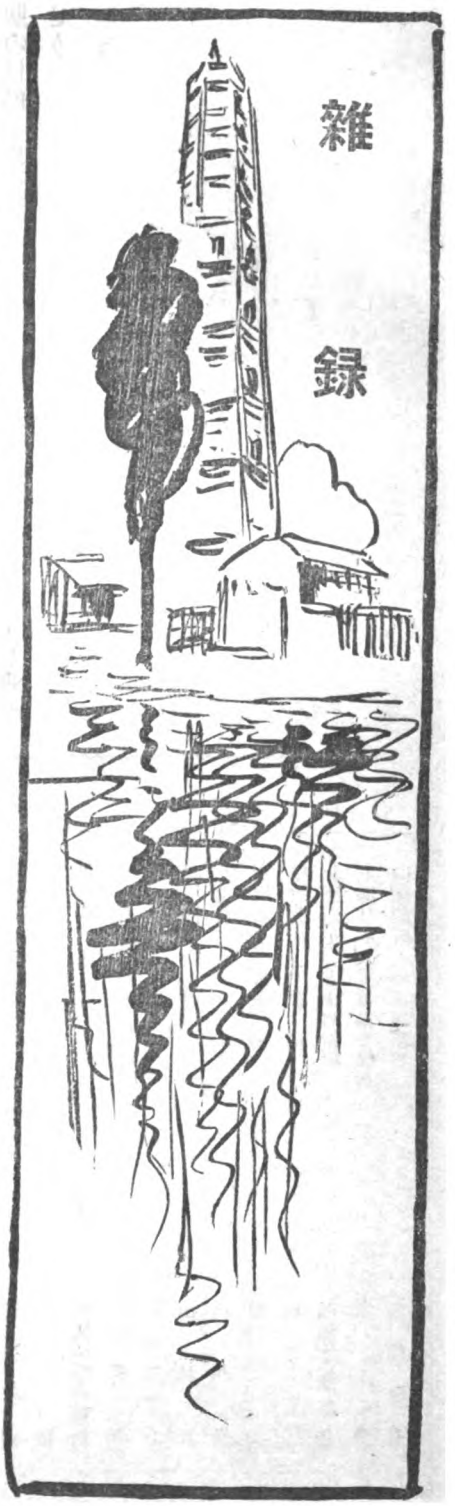

◉大連豆界の紛擾

▲日商の賣進み

今回の革命騒亂を安値の材料と見し爲、日本人側の商人は一方盛に日本へ向け豆粕及大豆競賣をなし一方大連に於て大豆の先物を賣り其額非常の巨額に達せり

▲市場激變

然るに其後親しく原産地につき調査するに南滿の大豆は少くとも、昨年度に比して平均二割の減收なる事確實也、而して支那商人は最初より先高見込にて强氣一點張なるのみならす、毎年の例として大豆は春以後は、必ず高値を示すより、旁支那商は强氣となれり且北滿州の大豆は浦港を通して輸出さるゝ事、毎年約三十五萬噸なるが、本年は此二月末迄に既に二十五萬噸を輸出するが如き盛況を來せり、而かし産地側が强氣なると共に、日本に於ても米及生絲の高値の爲甚た好景氣なるより、於玆從來先物を賣れる某々手筋は、急に態度を改め買の方に廻り、極力現品先物とも買ひあをれり、

爲に昨年十一月中旬より相場は殆と棒立の姿にて一時大連大豆百斤銀三圓五十錢位迄來れる相場は、一躍四圓十錢に、豆粕一圓三十錢の所急に一圓五十錢以上と云ふ暴騰値段をあらはすに至れり

▲先物取引の弊害

大連市場に於て昨年八月頃より、大豆、豆粕等の先物の取引開始せられたり、此先物取引はすべて信用に基くものにして一見甚た進歩したる取引の如くなるも、元來一文の證據金もなくして行はるゝものにして、然かも對手が投機商人の多き支那人なれば、此に大々的投機開始せらるゝに至れり而して前述せる如く、昨年新豆以來概して日商側は賣にて清商買の手合行はれ居りき、然るに作柄に對する悲觀は、市面に大激變を與へ日商側の買煽りとなり、相場棒立の暴騰となれり、茲に於て無資本なる投機者流は其受渡期日到來により、到底約定の契約の履行をなす能はずして、先づ一月上旬瑞記洋行買辦の逃走あり、次いで日本小商人二三の破綻者を生じ、それより又支那年末に際し、清商の破綻するもの頻々として出でんとする形勢となり將に一大恐慌襲來せんとせり、此危急の形勢を見て日清商とも市場救濟の議を講じて、先づ第一着に彼の危險なる先物取引の停止を一月二十日を以て斷行するに至れり、而して一面既に成立したる先物の總解合を、支那人側に申込みしに、頑迷なる支那人は容易にこれに應ずる色もなく止むなく成行にまかすの外なきに至れり、然し兎も角相場をして或程度迄下押しあらしめし効力はこれあり、舊年末の引相場大豆三圓九十錢豆粕一圓四十七錢にして、毎日夫れに從ひ解合行はれつゝあり

然し此の無節制の先物取引により、幾多の弊害を生せり、即ち例へば言を大豆の品質に托して受渡を拒み、殆と意想外にあるが如き不條理なる事行はれ、全く投機者流の乘ずる所となり、輸出入業者並に豆粕製造業者等の爲に蒙る損害一方ならず、其取引の圓滑を缺き、信用上不安定なる市場たらしむるに至りしが如きは其最たるもの也

この苦き經驗を得て、大連の官民は官設取引所を設置し此の弊害を矯正せんとしつゝすれども、然し急に其計畫實行せらるべしとも思はれず現今は先物取引は禁ぜられ居れとも、既に契約せられたる先物は舊暦正月二月渡など、尚多數ある故に今後と雖も市場は決して樂觀するを得ず、或は尚又一紛擾を來すに至らんもまた知るべからず、

▲今後の形勢如何

元來支那人は古來の經驗により、其一年內の商策を立つるものにして、時事問題に關しては、殆ど沒交涉の觀あり、現に今次の革命事變に就いても、滿洲の清商は殆と毫も相關知せざるもの、如く、只自己の舊來の商策を墨守す、されば今回の事變は、直接にはあまり市況に關係なかりき、只馬賊の襲來又は金融の逼迫等の事あるに過ぎざりき、而して原產地の支那人は、先祖代々の金言冬買春賣を固守し居る上に、二割の不作を眼前に見て、殆ど絕對の强氣を唱へ居れり、又銀塊暴騰の爲め爲替甚たしく不利となり、對日本の輸出甚た振はす、大連大豆約十萬噸奥地停車場約七萬噸の大停滯をあらはすに至り、一見今にも大暴落を來さんとする形勢なれども、仔細に其情況を見るに目今は前年とは異り、種々なる機關整頓し、金融の如き滿鐵の貨物保證にて正金銀行は盛に貸出を行ひつゝあるが如き次第に

して、且奥地の支那人も盲目的に強氣を固守し居れば、急に相場の下押しも望むべからざるか如し、只日本の需要何處迄產地相場に從ひ得るやが目今の問題也、若しも一般世人の想像する如く、日本が此米の好景氣によりて需要力充分あるものとせば、產地も今後下押の餘裕はなきものと見て可ならん、（豆界浪士）

◉寧波の二大工場

一、正大マッチ工場

杭甬鐵道線路に沿ふ姚江（甬江の上流）の河岸にあり二階建の事務室一棟、平家工場三棟二階建倉庫一棟平家建倉庫一棟を有す目下職工は男工三十名許りと女工百二三十名にして男工中六七名の小兒あり女工は多數は十歲以上十五歲以下許りの少女にして男工は軸木の整理及藥付等に使用せられ女工は軸木詰め並に包裝に使役せり職工は能く熟練して且つ甚た勤勉なり事務員は三四名にて職工の監督をも兼ね居れり軸木箱板等の材料は總て日本より輸入せるものにて單に整理着藥包裝等をなすのみ其器械の如き至て粗惡にして大阪の製品ならん事務員の中には日本に來りたるものあり簡單なる日本語を操るを聞けり彼等の云ふ所に依れば一日の製造高は約二十箱なりと云ふ（一箱七百二十包七千二百個）此工場にて製造するものは支那人向細軸にして其品質の如きも中等のものたり藥品の原料は獨逸品にして上海に於て買入をなすものなりと云ふ

毎年寧波に輸入せらるゝ外國製マッチ二十一萬グロス乃至三十萬グロスにして十中八九は日本製なり然れとも當地に於ては日本品の聲價甚だ宜しからさるを以て日本の商標あるものは單に三井洋行のマッチあるのみにして其他は多く外國商店若くは支那商の商號を用ゐ居れり然るに其製造元の英文を見るときは殆んど「ジャパン」若くは「ヒョーゴ」と記入せざるはなし我邦の製品にてありながら其製造者の商標を用ゆること能はさるは遺憾の至りなり之れ我製造家及貿易家に注意を促す可き所なりとす今一の注意を促すへきは支那マッチの製造場なり何となれは彼等の使用する木料紙料は大抵日本品或は米國品を主とするを以て日本の「マッチ」にして何れの商標が實行佳良なりと聞けば彼等は直ちに其商標を僞造して少しも公德を重せされはなり現に正大工場に於て如何なる商標を用ゆるかを質問せしに彼等は平然として答へて云へり、商標は一定したるものなし貴手の注文に依りて如何なる商標をも貼用するなりと夫斯の如くならは我商標を侵害せらるゝことも多大なるへ若く彼等を監視するの必要あるへし

序に一言すへきことあり當地の鑄鐵場にては我大阪製の棉操器械を僞造するもの少からすと現に余か行き見たる時は「シンガー」ミシン器械の鐵臺を僞造中なりしが眞物を取

り壞はして一々其形を取り英文字其他に至るまで總て精巧に僞造せるを見たり彼等工業智識の發達すると共に我邦の工業家は大に注意を拂ふへきことなりと信す

二、光明機器燭皂廠

次に光明機械燭皂廠（單に光明廠とも稱す）即ち西洋蠟燭石鹼製造所に就きて略述せんに同所は正大マッチ製造所と鐵道線路を距てたる所にあり平家建事務所倉庫一棟二階建の工場一棟平家建工場二棟及平家建倉庫一棟を有す正大工場に比すれば其規模僅に三四分の一ならん事務員は僅に一人にして職工は男工十四五名女工八九名に過きす男工は蠟燭及洗濯石鹼の製造に從事し女工は蠟燭の包裝に從事せり事務員の云ふ所に依れは西洋蠟燭は一包一斤のものと一磅のものと二種あり二十五包を以て一箱とし毎日約五十箱乃至六十箱を製造し得ると云ふ外に神佛前の燈明用として長さ約二寸五分經四分乃至四分五厘位の小蠟燭を製し居り一箱は二十五斤入とし外に紙の小箱に入れて進物用となしたるものあり目下市場の卸相場は一包一斤もの一箱三元八角一包一磅もの一箱三元一角位なり又石鹼は實に粗惡なる洗濯石鹼にして毎日二三櫃を製造し約一週間の後角條に切斷して之を乾燥せしむると云ふ而して製造原料は皆上海仕入なり

◉中華民國臨時政府組織法

第一章　總綱

第一條　中華人民は今中華民國を建立し臨時政府を組織し之を統治す

第二條　臨時政府は臨時大總統副總統及內閣參議院法司之を構成す

第三條　臨時政府は成立後一年以內に民國議會を開設して憲法を制定し大總統を選舉して統治を繼承せしむ

第二章　人民

第四條　凡そ臨時政府法定の資格を具有する者は悉く中華民國の人民とす

第五條　人民は一齊に平等なり

第六條　人民は言論著作印行集會及結社の自由を有す

第七條　人民は信書の自由を有し幷せて其秘密を犯さるゝことなし

第八條　人民は信教の自由を有す

第九條　人民は居住及移轉の自由を有す

第十條　人民は財產保有の自由を有す

第十一條　人民は營業の自由を有す

第十二條　人民は身體保有の自由を有し法律に依るに非されば逮捕審問處罰を受くることなし

第十三條　人民は家宅保有の自由を有し法律に依るに非されば侵入搜索せらるゝことなし

第十四條　人民は法司に訴訟して其審判を受くることを得、行政官署の違法して權利を損害せる行爲に對しては平政院に訴訟することを得

第十五條　人民は臨時議會に請願を爲すことを得

第十六條　人民は行政官廳に請願を爲すことを得

第十七條　人民は官吏に任ぜらるゝ試驗を受くる權利を有す

第十八條　人民は法律の定むる所に依り選擧の時投票し及投票せらるゝの權利を有す

第十九條　人民は法律の定むる所に依り納稅の義務を有す

第二十條　人民は法律の定むる所に依り兵役の義務に有す

第二十一條　本章に揭げたる人民の權利は公益を增進し公安を維持するの必要ありと認められたるとき若くは非常緊急必要の時は法律に依りて制限せらる

第三章　臨時大總統副總統

第二十二條　臨時大總統副總統は各地方代表の公擧に由る其任期は第三條の規定を通用す

第二十三條　臨時大總統は臨時政府を代表し政務を總攬す

第二十四條　臨時大總統は參議院議定の法律を公布す但し然りと爲さゝるもの有る時は內閣員全體の署名を以て理由を說明し參議院の再議に付することを得一回を以て限と爲す

第二十五條　臨時大總統は非常緊急必要なりと認めたる時に於ては法律と等しき敎令を發布することを得但發布後は須らく參議院に提出して其議定を經べし

第二十六條　臨時大總統は外國と宣戰媾和し條約を締結することを得但條約を締結するには須く參議院に提出して其議定を經べし

第二十七條　臨時大總統は水陸軍隊を統率す

第二十八條　臨時大總統は典試院察吏院審計院平政院の官職及考試懲戒事項を除くの外文武官職官規を制定することを得

第二十九條　臨時大總統は法律に依りて文武職員を任免し並に章差及其他の榮典を給與す但內閣員の任命は須く參議院の同意を經へし

第三十條　臨時大總統は法律に依りて戒嚴を宣告す

第三十一條　臨時大總統は大赦特赦減刑復權を宣告す

第三十二條　臨時副總統は大總統を輔佐して政務を襄淸し大總統事故有りて政務を視さる者は其職を代理す大總統事故に因りて職を去る時は之を昇任せしむ

第四章　內　閣

第三十三條　內閣は內閣總理及各總長を以て內閣員と爲し之を組織す

第三十四條　內閣員は法律を執行し政務を處理し命令を發布して責任を負擔す但會計豫算制定公債募集賦稅の徵收負擔の契約ある國庫の締結及び非常緊急必要の場合の一處理を除くの外須らく參議院に提出して其議定を經べく其非常緊急必要の場合に於ける處理及豫算外の支出をなしたる後も亦須らく提出して其の承諾を經べきもの

とす

第三十五條　內閣員は參議院に法律案を提出し及出席發言することを得

第三十六條　內閣員は臨時大總統の法律及政務に關する敎令を公布する場合は須らく署名すべきものとす

第三十七條　參議員は各省公舉の參議員を以て之を組織す

參議院議員は一省三人を以て限と爲す

第三十八條　參議員は法律案豫算案契約及國庫の負擔すべき契約を議定し並せて公債募集賦稅徵收の件を議定す

但し法律に基ける支出を減除することを得ず

第三十九條　參議院は決算を審理す

第四十條　參議院は內閣に提出條陳することを得

第四十一條　參議院は內閣員に質問し並に其答辯を求むることを得

第四十二條　參議院は總員四分の二以上の可決に依り內閣員の失職及法律上の犯罪を彈劾することを得

第四十三條　參議院は自ら內部の諸法規を制定し並に之を執行することを得

第四十四條　參議院は議員中より議長を選舉す

第四十五條　參議院は隨時集會開閉することを得

第四十六條　參議院の議事は須く之を公開すべきものとす

但內閣員の要求及出席議員過半數の可決あるときは之を秘密に付することを得

第四十七條　參議院議員は十人の連署を以て法律案を提出することを得

第四十八條　參議院議員は內亂外患の犯罪及現行犯罪に關するものを除くの外會期中に在りては議長の許諾を得るに非ざれば逮捕することを得ず

第四十九條　參議院議員は會場に於ける發言提議は會外に於ては其責を負はず但他の方法を用ゐて會外に發表するは此限に在らず

第六章　法司

第五十條　法司は臨時大總統任命の法官を以て之を組織し法司の編制及法官の資格は法律を以て之を定む

第五十一條　法官は法律に依りて刑罰の宣告若くは免職に該當する懲戒の宣告を受くるに非ざれば免職するを得ず

第五十二條　法司は中華民國の名を以て法律に依り民事訴訟及刑事訴訟を審判す

但行政訴訟及其他の特別訴訟は此例に在らず

第五十三條　法司の審判は須らく之を公開すべきものとす

但安寧秩序を妨害すると認むる者あるときは之を秘密に附すことを得

第七章　補則

第五十四條　本法は參議院議員三分の二以上或は臨時大總統の提議若くは議員三分の二以上の出席に於て出席者過半數の可決に由り之を改正することを得

第五十五條　本約法は〇〇〇の日より施行す

◉愛國公債應募高

其後の愛國公債及短期公債應募高次の如し

▲愛國公債

肅親王	一千五百元
公爵憲德	一百元
公爵憲章	一百元
肅王府官員兵丁太監等共	二百四十五元
員認買公債	五百二十元
順承郡王	九百九十五元
怡親王	二百元
忻貝子	二百元
瀛貝勒	二百五十元
公爵毓祥	一百五十元
廣公	一百五十元
奉恩鎭國公毓岐	一百二十五元
其餘の募債額	
四十元	一員
三十元	二員
十元	二員
五元	十六員
侍衛處各員認買愛國公債	八員
二十元	九員

十五元	一員
十元	一員
五元	四百五員
廂黃旗滿洲	
三十元	四員
二十元	四員
十元	六員
五元	八十七員
武備院卿榮全	五百元
正白漢副都統麟光	五百三十五元
正黃蒙副都統松椿	一百五十元
散秩大臣阿霖	一百五十元
編修章宗元	二百八十元
正紅蒙都統繼祿	五千元
正白蒙副都統溥倬	一百三十元
武備院郎中文鑑	一百元
其餘の募集額	
一員	七十五元
一員	六十五元
八員	五十元
九員	四十元

二員　二十五元
一員　二十元
十一員　十元
一員　十五元
十二員　五元
恭親王　六百元
副都統依凌阿　一百元
學部大臣唐景崇　五日二十五元
同左參議林灝深　一百元
同右參議戴展誠　一百元
同丞參上行走嚴復　三百十元
同國子丞徐坊　一百元
同主事陳問咸　一百七十元
同左丞喬樹柟　又右丞孟慶榮　九十元
同員外郎陳文哲(各人)　八十五元
同郎中雙泰　八十元
同郎中彭祖齡　主事傅嶽棻(各人)　七十五元
同郎中王季烈　同郎中彥惠(各人)　七十元
同員外郎劉經驛　同編修黎湛枝　同分纂曾宗鞏(各人)　六十五元
同郎中宗樹枏　郎中顧棟臣(各人)　六十元
同郎中陳賓泉　同員外郎何橘時　同書記官常福元　五十五元
同編修葉可樑　同候補參議李熙(各人)　五十元
同主事周景濤　同書記官樊炳清(各人)

同員外郎晏孝儒　同員外郎奎秀　同主事高步瀛(各人)　三十元
同主事柯興昌　同主事馬鄰翼　同員外郎陳清震
同員外郎李廷琪　同書記官王章祜　同分纂許世芳
同員外郎路孝植　同檢討庾銘新　同小京官談錫恩
同主事葛瑞楷　同員外郎姜子珍(各人)　二十元
春齡　德齡　柯興元(各人)　五元
宗人府禮親王　三千元
同輔國將軍憲同　一百元
同璋公　一百元
同奉恩鎮國公溥佶　三百元
同試厚公　五十元
同奉國將軍敝光　三十元
同宗室傳慶　二十元
同奉恩將軍溥坪　十五元
同奉恩將軍溥培　十五元
同經歷載武　泰國將軍毓佑　同候補主事楷壽
同候補筆帖式國光　同榮奎　同筆帖式維寅(各人)　五　元
廂黃滿弁兵等共購買　一千三百十五元
世太保認買　八萬一千七百六十元
內務府大臣奎俊　四千元
同增祟　四千元
長春宮總管張恒泰　五萬五千二百元
同總管姚春恒　一萬三千八百元

郎中存耆　一百元
堂郎中金聲　三千元
內務府大臣景豐　五百元
和問樵　一百元
泰陵禮部郎中立堃　五十元
湖南候補道德泰　一百元
大醫院左院判李崇光　五十元
世太保認買　五十三萬四千七百二十二元
廂黃護軍統領恒福　二十元
大醫院醫士李增茂　二十元
吉沛　十五元
內務府廂黃旗副參領白榮錦　精捷營文案白榮錦
鑲藍漢參領瑞廉　又榮海　又尙其銘　又德羣　又
副參領劉奎澄　又參領海林　翰林院延清　廂藍漢
佐領尙其奎　副軍參領順禧　護軍參領文吉　副護
軍參領恩銘(各人)　十　元
通州果莊趙緒隆　莊頭趙永春　廂藍漢佐領德蔭
同佐領金崇泉　廣壽　熙瑞　常海　寶山　春奎
尙昌平　文桂　玉秀　副參領尙昌頤　驍騎校王慶
長　廂藍旗漢　頭甲喇　驍騎校松椿　傳貴全　廂
藍漢章京瑞祥　驍騎校滙恩　王兆賓　宗室繼濃氏
毓彭　鑲藍漢章京海安　同柯興元　同邢存厚　馬
甲福鎭　鑲藍漢佐領楊世銓(各人)　五　元
內務府部中繼祥　一千元
同斌魁　一百元

同榮魁　一百元
一等公爵鐵麟　四十元
普受　劉瀚(各人)　十　元
佐領景銘　同延祿　同景恩　驍騎校富泉　同吉祿
領催范懋長　內務府筆帖式海濬　同銓鉅(各人)五　元
陸軍大臣王士珍　九百元
同副大臣田文烈　五百三十五元
同延增　一百元
同隆凱　一百元
同國燿　一百元
同長興　二百元
同蘇錫第　一百九十元
同程平　一百二十元
同增齡　一百十五元
同繼昌　一百元
同文華　同桂春　同李廷彩(各人)　八十元
同錢熊祥　同毓喆(各人)　五十元
同春熙　四十五元
同德壽　三十元
同蔣庭葱　同麟善　同李文光　同王兆麟　同朱克
庶　同耆年　同溥燻　同賓文(各人)　二十元
同松茂　十五元
同恩和　同春芳　同玉輝　同保緒　同啓勳　同文
厚　同余嶽霖　同竹堃厚　同志庚(各人)　十　元
同崇福　同鍾謙　同陳善　同王廷瑞　同王聯陞

同增啓　同書麐　同世瑞　同同相　同喀拉春　同
榮溥　同德祿　同恩堃　同吉成　同玉崑　又堃德
同文澂　同崇慶　同記昌　同錫齡（各人）　五　元
上駟院卿文照　二百元
同堂郎中福啓　一百元
同員外郎德清　五十元
同多斌　五十元
同廣照　三十元
同廐長榮禧　同廐長托雲布　同廐長英亮（各人）二十元
同主事增恩　同定保（各人）　十　元

◉天津商工銀行定款

第一章　總則

第一條　當銀行は商法及び總領事の命令事項に遵據し銀行事業を經營するを以て目的とす

第二條　當銀行は株式會社天津商工銀行と稱す

第三條　當銀行の營業種目左の如し

一、預金及び貸付金

二、證券の割引及び代金取立

三、爲替及び荷爲替

第四條　當銀行は清國天津日本專管居留地に置き漸次緊要の地に支店若は出張店を設け又他の銀行と「コレスポンデンス」を締結することあるへし

第五條　當銀行の資本金額は洋銀拾萬圓とす

同筆帖式錫齡　同桂森　同錫璵　同文彬　同牧長
春福（各人）　五　元

一月十八日迄通計　百二十五萬八百八十七元

▲短期公債

輔國將軍憲同　二百元
輔國將軍憲同嫡母費莫氏　百元
輔國將軍憲同母金佳氏　百元

一月十七日迄通計　三十七萬三千五百三元

第六條　當銀行の存立時期は會社設立の日より滿三十ヶ年とす

第七條　當銀行の公告は在天津總領事館の公示する新聞紙に揭載すへし

第二章　株式

第八條　當銀行の株式は貳千株に分ち壹株の金額を洋銀五十圓とす

第九條　株金第一回の拂込金額は一株に付洋銀拾貳圓五拾錢とす

第二回以後は假りに每月一株に付き洋銀壹圓を拂込十二ヶ月に滿つる每に株券に記入し五拾圓を以て滿了とす

第十條　株主若し株金の拂込を怠りたるときは商法の規定

に依りて處分すへし
前項の場合に於ては其拂込期日の翌日より拂込たる日迄洋銀百圓に付き一日拾錢の割合を以て延滯利息を徵收するものとす

第十一條　當銀行の株券は記名式とし一株及ひ十株の二種とす

第十二條　當銀行の株式讓渡は取締役會の承認を受くることを要す但相續又は遺贈に因る場合は此限に在らす

第十三條　當銀行の株式を讓渡するときは雙方該券裏面に署名捺印し名義書換の請求書を添へ當銀行に差出すへし但相續又は遺贈に因り當銀行の株式を取得したるときは取得者のみ株券裏面に署名捺印し正式の證明書を添ふへし
前項の請求ありたるときは頭取其株券裏面に署名捺印し株主名簿に登錄すへし

第十四條　株券を損傷、紛失又は滅失したるときは其事由を明記し證人連署の請求書を當銀行に差出し新株券の交付を請求することを得但紛失又は滅失の場合に於ては請求人の費用を以て其旨を公告し二ヶ月を經過するも尙發見せさるときは新株券を交付すへし

第十五條　株券の分合を要するときは請求書に株券を添へ當銀行に差出すへし
前條の株券の損傷に因り書換を要する場合亦同し

第十六條　前二條の場合に於ては新株券一通に付き銀三拾錢の書換料又第十三條の場合に於ては一通に付き銀拾錢の手數料を徵收す

第十七條　當銀行は毎年一月一日及ひ七月一日より定時總會終結の日迄株式讓渡の登錄を停止す
臨時總會招集の通知を發したる日より其終結の日迄亦同し

第三章　株主總會

第十八條　定時總會は毎年一月及ひ七月の兩度に開き臨時總會は必要の場合に於て之を開く

第十九條　總會に於ては豫め株主に通知したる事項の外他の事項に渉ることを得す

第二十條　總會の議長は頭取之に任す頭取事故あるときは他の取締役之に代はる但取締役皆事故あるとき若は監査役の招集したるもの又は株主の請求に依り招集したる場合の議長は出席株主中より之を選任することを得

第二十一條　株主の議決權は一と株に付き一個とす

第二十二條　總會の決議に付き可否同數なるときは議長の裁決に依る但議長は自己の議決權を行ふことを妨けす

第二十三條　株主は代理人に委任して議決權を行ふことを得但其代理人は當銀行の株主に限る

第二十四條　總會の決議は決議錄に登載し取締役及ひ監査役署名捺印して之を保存す

第四章　役　員

第二十五條　當銀行に取締役五人監査役二人を置く

第二十六條　取締役及ひ監査役は五十株以上を有する株主中より株主總會に於て之を選任す但得票同數なるときは

長者を擧け同年なるときは抽籤を以て之を定む

第二十七條　取締役の任期は三ヶ年、監査役の任期は二ヶ年とし再選を妨けす

第二十八條　取締役は其在任中自己所有の株券五十株を監査役に供託すへし

前項の株券は本人退職すと雖とも其期に屬する決算報告株主總會の承認を得たる後に非されは取り戻すことを得す

第二十九條　取締役及ひ監査役に缺員を生するも法定の數を缺かす且事務に差支なきときは次期の總會迄補缺選擧を猶豫することを得

第三十條　補缺選擧に於て選任したる者の任期は前任者の殘期とす

取締役及ひ監査役の總員か同時に其任を辭したるとき亦同し

第三十一條　取締役は頭取及ひ專務取締役各一名を互選す

頭取及ひ專務取締役は各自會社を代表す

第三十二條　取締役は取締役會の決議を以て諸規則を制定し支配人以下職員を任免黜陟す

第三十三條　取締役會は重要事項諮問の爲め株主中より相談役を囑託することを得

第三十四條　取締役は當銀行の業務に關し連帶して其責に任す

第三十五條　取締役及ひ監査役の報酬は株主總會の決議を以て之を定む

第五章　計算

第三十六條　當銀行は毎年六月及ひ十二月の末日に於て決算し營業報告財産目錄貸借對照表損益計算書及ひ利益分配案を作り監査役の調査を經て株主總會の承認を受くるものとす

第三十七條　當銀行の計算は毎期總益金より總損金を引去りたるものの內より百分の十に當る賞與金を控除し其殘額を純益金と爲し其內より積立金百分の十以上を引去り其殘額を各株主に配當す但配當の都合に依り後期へ繰越金を爲すことを得

第六章　定款の變更

第三十八條　本定款を變更せんとするときは株主總會の決議を經て總領事の認可を受くることを要す

第七章　附　則

第三十九條　當銀行の負擔に歸すへき設立費用は洋銀參拾圓以內とす

第四十條　當銀行發起人の住所氏名左の如し

天津估衣街西口　大亦秀助
天津日本租界壽街四拾壹號　沖田介次郎
天津日本租界壽街第參拾參號　川島右一
天津開口警第壹號　神谷佐兵衛
天津日本租界山口街第四號地　武內才吉
天津日本租界常盤街第參拾九號　長峰與一
天津日本租界壽街第貳拾壹號　福山義春
天津日本租界山口街第拾參號地　菊池季吉
天津日本租界壽街四拾八號　平林儀左衛門
天津河北大胡同　鈴木敬親

明治四十五年一月十六日右定款を作り發起人一同左に署名捺印するもの也

●廣東のアンペラ蓆製造業

廣東省産の蓆類には數種ありて其の材料は蘭草、竹、籐等あり就中其最需要多きは花莚とす之に次ぎて需要の多きは此述べんとするアンペラ蓆なりとす

アンペラ蓆は蒲の種類にして土人呼んで竹仔と稱する草にて織出したるものにして支那人が臥床用に用ふるの外荷物包袋用に供せらるゝもの最も多し廣東省一帶は舊時にありては茶砂糖は其輸出頗る盛なりしが近時減少したりしも米は寧ろ需要の過半は輸入に待つ有樣なれば當地方に於いてはアンペラ蓆は包袋用としては用途減少したるも本邦に於いては重要輸出品たる生絲茶、絹布類に內地需用の精糖等の荷造用として本品の需要は少からず殊に近來海運業の發達と共に其荷造法を嚴重にし品の損失を防止することは一般に其必要を認むるに至り又汽船會社にても積荷は布若くは蓆にて包みたるものにあらざれば之を引受くるを喜ばざるものある等の事を聞くに至りては低廉にして強固なるアンペラ蓆の需要は日に增加するに至らん

廣東省に於けるアンペラ蓆の產地として名きは雷州及び肇慶の二地方なりとす一は香港の西方約百八十哩の地に位せる半島にして肇慶は西江の本流三水港より二十餘哩の上流にある地なり而るに兩地產とも其市場は香港にして雷州產の如きは直接香港に輸出され肇慶產も所產の六割迄は香港に輸出され日本、北淸、南洋地方に仕向けられ其餘は內地需要として米、砂糖、雜穀、茶の包袋用として用ひらるゝなり茲に述べんとするは吾人の調査したる肇慶に於ける情況に付きてなり

種類

本品には左の種類あり

一、支那ヂャンクの帆及び生絲の包袋用に用ふるもの
二、製茶の荷造用に供するもの
三、敷物用
四、雜穀の苞袋用に供するもの
五、砂糖を容るゝに用ふるもの
六、外國輸入米の包袋に供するもの

以上各種の內にも大小數種あり

原產地

本草は成熟したるものは長さ五尺より一丈以上に至るものあり而も最も賞用せらるゝ部分は中間五六尺なりとす尖端亦使用に適す只下部は切り棄てらるべし其形は三角形（即

菱形）のものにして無數の節あり此の草は肇慶府下白土、金土、朗亮、新橋、連塘三合等の各地に栽培せらるゝれ等の各地に於て織成して肇慶に運搬するものあれども其の多くは即ち各地方より本草を残克にて積送り來るや問屋は之を買ひ自家に於て職工を雇ひ織蓆する外主として受負織として四隣近村に出して婦女老幼者に家内勞働として織成せしむ

問屋

肇慶市内にあるアンペラ取扱の主なるものは左の如し

鎮南街　任記　裕學隆　新廣昌　新昌

迎祥街　生記

三褥街　誠記元　誠記興

西門外　邦合

之れ等の問屋は何れも香港昌隆號の取引店にして昌隆號より資金を仰げるものも亦少からずと云ふ

産額及仕向地

一ヶ年の平均産額に關しては素より何等統計の明なるものなき事とて之を知るに由なしと雖も一二問屋の言によれば肇慶に於て産出せらるゝもの一年大約二百五十萬本前後にして其價格二百餘萬元なりと云ふ

仕向地は先づ本品全産額の約半數は廣東内地及び西江、北江地方に仕向けられ他の一半は香港及び香港を經て日本北清其他の地方に輸出せらるゝものとす

元價荷造法諸係

本品は前記の如く昌隆號取引のものなれば同店以外のものは之を買收せんとするも不可能の事にして同地方にての直段買入れは目下の處小數の小賣物と爲さゞる可らざるが砂糖包袋蓆は一本二十枚にて五尺八寸見當物大小混し一元二十仙より百枚（五本）七元なり其他蓆の長短大小によりて價一定せざるも幅三尺六寸長さ五尺二寸にて一枚二十仙より三十五仙位なり

荷造も一定せず砂糖包袋用は二十枚を一本茶包袋用は二十五枚を一本又は三十枚を一本となし雜穀包袋用は十枚を一本となす

香港へ輸出する際要する輸出稅は五分にして運賃は百本、（二十枚につき）長さ四尺五寸もの肇慶より香港まで二元乃至三元也而して肇慶に於て積込費用及び香港に於ての陸上費用合せて百本（二十枚）につき一元二十仙見當なりとす

取扱商店

該品は上述の如く昌隆號の一手取扱ひなるを以て香港にては同店が之を買入るべく、又廣東への出廻品も在河南昌隆號の取扱とす、されば本品は香港にても廣東にても昌隆號より買入れざるべからず、本邦商店にして之を輸出するものは香港三井支店及び安宅商會なりとす

◉奉天の燒酎製造業（二）

原料の配合

一班に用ふる原料の分量は左の如し

高粱	四石八斗	
麹	四十塊	
凉水	五擔（三百餘斤）	

收支計算

甲、支出の部

一班に用ふる生產費及諸掛

高粱	四石八斗	時價洋三三元六角
麹	四十塊 同	同十八元
石炭	九百斤 同	同七　元
工賃	同	同二元五角
出產稅	同	同六元六角
廢費	同	同九角
計		洋六八元六角

乙、收入の部

燒酒（平均四百八十斤）	時價洋七五元	
酒糟	同	同三元
計		洋七十八元
差引純益		洋九元四十錢

右の計算によれば收支差引每班九元四十錢を利する如きも原料仕入相場の高低によりて同じからざるなり

●●●販賣方法　燒鍋は各地方にあるを以て其土地にて販賣するものは約三分の一にして其餘は全部市內の酒局（燒鍋の販賣店にて卸小賣をなす）に運來售出し又は自ら最寄地方に輸出す而して各燒鍋とも一定同業者にて公定したる價格は遵守して猥に違ふことなからしむ

地方に運出するには三百餘斤を容る可き簍に入る簍は酒海と同じく柳條を以て造り內外とも毛頭紙を以て貼り塗油す而して外部には毛皮を貼付く又口は油紙或は皮にて密封するを以て如何に運搬途中車上にて動搖するも溢れ出て或は簍の毀損する憂少なし酒局にて販賣するには十二斤餘入の小簍に入れたるを普通とす其價一簍洋一元七十五錢一斤十五錢なりとす

●取引勘定●　大口の取引に對しては年三回を以て大決算期と定む即端陽節（五月）中秋節（八月）嘉平節（十二月）此なり亦普通小口取引には每月二回決算す即初二、十六なりとす又酒糟の用途は主として家畜の飼料に供す

●稅捐●　燒鍋の稅捐としては每班の出產稅四十吊（六元六十錢餘）を課せらるゝのみ此外他處に輸出するには即過路稅每百斤に對三百文（銅錢六個）即ち一千斤に對し洋五十錢を課せらる

燒鍋は有利なる事業なりと雖も明治三九年光緒三二年に至り東三省財政總局の試辦加捐を公布せられてより從來の出產稅月に東錢六吊八百文を納めしめたるものを俄に東錢四十吊を每月每班に課することゝなせる故に從前の如き多額の利得なし加之四十二年までは三班又は四班にて製造せる

も去四十三年の始め民食に缺乏を告ぐる恐れありとの理由の下に一戸均しく二班より製造することを許さず（これ奉省のみ限りて他所は此の制限なし）故に屢次燒鍋行（組合）より加班を請願せりと雖も尙ほ未だ許可されず

輸出額及製造額

今試に燒酒輸出額及製造額を示せば左の如し

一、既往五ヶ年間營口、大連、安東及大東溝の各港より輸出したる燒酒總量及價格表（兩は海關兩）

一、營口

	一九〇五年		一九〇六年		一九〇七年		一九〇八年		一九〇九年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
汽船積	二九、九二四噸	一、九二五、六四〇兩	二五、八五二噸	一、六三四、九五〇兩	一九、八五〇噸	一、三三九、八〇〇兩				
民船積										

二、大連

	一九〇八年		一九〇九年	
	數量	價格	數量	價格
汽船積	七、二九七噸	四七、四四九兩	一六、五〇〇	一〇二、八七四
民船積	四、四八〇	二九、一二〇	七、三五六	四四、一三六

三、安東及大東溝

		一九〇八年		一九〇九年	
		數量	價格	數量	價格
民船	山東方面	四、四八〇	二九、一二〇	七、三五六	四四、一三六
	安東稅關	九噸	五二兩		
	大東溝稅關	四〇	一九尺		

右二年間の輸出先は左の如し

船別	仕向地	一九〇八年		一九〇九年	
		數量	價格	數量	價格
汽船	芝罘	六、六九九噸	四三、五四二兩	一七、〇三八	一〇二、二二八
	上海	八三	五、三九五		
	厦門	四四一	二、八六六		
船便	日本	三七	二四一	一〇六	六三六
	朝鮮	三十	二四一		

既往六ヶ年奉天各燒鍋にて製造せる燒酒每年の生產高及需要輸出の狀況

既往六ヶ年間奉天燒鍋の製造せる燒酒の數量については之を精細に知るは頗る難事なれども燒鍋行會議所記錄に就て調査せる數量を見れば承德縣に存在する燒鍋は前記の十六戶にして今を去る六年前即光緒三十一年には各燒鍋行悉く每家三班の釀造をなすことを約し此定數を超えて釀造せざることゝなし若し私に加班をなすものある時は公同議罰することを約して互に制限を附したり當年一戶一ヶ月の釀造量は約三萬四千五百斤一年約四十一萬四千斤にして十六戶の總製造高六百六十二萬餘斤なりき

次て光緒三十二年には各燒鍋の請により班數によりて納稅することゝなり稅率は每班につき四十吊と定め每戶各三班丈の燒酒を製造せり一戶每月平均約三萬四千斤一年四十萬八千斤にして十六戶の總量六百五十萬斤を製造せり翌光緒三十三年に至りては每戶の班數或は三班なるあり或は四班なるありて不同なりしも一戶每月平均四萬五千斤一年約五

十四萬斤にして十六戶の總計八百六十四萬斤を製造せり蓋し近年に至り尤も多量に製造せるは此の年なり光緒三十四年には燒酒の賣行頓に鈍り且又原料の昂騰加ふるに過重の課稅に堪え得ざるを以て各燒鍋行大抵減班し或は二班となし或は三班となせしが一戶毎月平均三萬五千斤一年約四十二萬斤十六戶の總量約六百七十二萬斤內外を釀造せり翌宣統元年には各燒鍋皆三班となし一戶毎月平均三萬四千斤一年四十萬八千斤十六戶總量六百五十三萬斤なり

宣統二年には各燒鍋に對し官憲より毎戶二班と制限をなせし故各戶皆二班にて毎月平均二萬八百斤一年約二十四萬九千六百斤十六戶總量約三百九十九萬三千六百斤之を前年に比し二百五十三萬六千四百斤尤も多量を釀造せし光緒三十三年に比するときは實に四百六十四萬六千四百斤を減少せり

之を要するに清國官憲は燒鍋行の請願を許し毎戶三班を釀造するを許可せば年によりて多少の相違はある可きも、年額六百餘萬斤に達す可し而して承德縣地方に於ける燒酒生產額は前述の如くなれとも此總量全部奉天に集中するに非ず約三分一は製造地方及附近村落にて消費され其餘は奉天に集中し此中三分の一強は奉天にて消費され殘餘は他地方に輸出さるゝものとす

◉三井の紡績經營

從來本邦人にして清國紡績を經營せるは僅に三井の上海紡績（紡錘六萬四千八百、織機五百萬臺）內外棉の二萬餘錘等に過ぎざりしか昨秋三井物產は武昌紡績（紡錘九萬錘、織機七百五十臺）の委託經營を引受け昨今更に華盛紡績（紡錘六萬五千五百二十本、機械七百五十臺）を委託され現に華盛紡績は上海紡績と共に盛に操業に從事し好成績を擧げ居れるが偶武昌紡績は革命騷ぎの爲操業を休止し爾來專ら平定の日を待ち居れり、然し一度窮狀に陷れる華盛紡績が三井の經營以來大に面目を一新し內部の整理成れりと云へば他日騷亂平定の上は武昌紡績の開始に連れ我が邦人の清國紡績經營錘數は約二十五萬錘に上り面目を一新するに至るなるべしと

◉三井の製帽工場設立

本邦より清國への帽子輸出は非常の盛況を極め十一、十二月の二ヶ月間に約六十萬圓の輸出ありたるが帽子の需要は益々增加し既に三月迄の賣買契約成立し染直し物まで輸出せらるゝに至りたり然るに內地にては東京、濱松、高崎、濱田四製帽會社あるに過ぎざれば到底是等の需要に應じ切れざるの有樣なるより三井物產は上海に製帽工場設置を企て目下これが準備中なりと云ふ

◉南洋印刷廠

茅春台の就任より從前の官營方針を改めて營業方針となし廠員の俸給は三分の一に遞減せる代り職工の賃金を增給し在來の石版印刷機及活版印刷機を官有資本となし贏餘の五千元を流動資本となし毎月末に一回決算し印刷費の收入總

額を以て支出に充て殘額は多少に論なく一般營業者の配當法に依りて處理することゝなり已に江蘇都督に稟請せり

◉蘇路公司の營業成績

蘇路公司の舊曆昨年度全收入は三十三萬圓にて舊曆本年の收入は三十六萬圓を得る豫算なりしが舊曆十月末迄に三十六萬九千九百八十五圓の收入あり豫算よりも九千九百餘圓の增收となりたるが此模樣より推測せば舊曆十二月末迄には總計四十四萬圓に達し前年度よりは十一萬圓の增收にて三と四の比例を示すへく同鐵道公司の營業は長足の發達をなし居れり、其本年度累月の收入次の如し

一	月	二五、七六九●二五〇
二	月	二七、二八七●九六〇
三	月	三九、六四二●七七三
四	月	三四、七九三●六四三
五	月	三七、八四八●七三七
六	月	三〇、九六八●一六〇
閏六	月	二五、〇九九●七五四
七	月	三三、七一三●九五四
八	月	四〇、〇〇四●四九四
九	月	三九、九九〇●七六九
十	月	三四、八六六●〇三七
計		三六九、九八五●五五五

◉北滿製糖業

南滿洲の風土が甘菜栽培に適し其含糖量が世界最良の稱ある獨逸產と伯仲の間にあることは大連、奉天、長春に於ける各筋試作成績に徵して明なるに其後進んで製糖業を企畫するものあるを聞かざるが一方北滿にありては三年前露白兩國の合資にて阿什河驛に甘菜製糖株式會社を設立し農場を設け農民に資金を貸付けて甘菜栽培を奬勵する等熱心業務の伸展を圖りしより今日にては其勢力既に侮るべからざるものあるに至れり、北滿洲にて昨年中に消費せし砂糖の總量は約三十萬布度なるが製糖會社の報告に依れば同社一年度の製產高は總計十萬布度內精糖一萬五千五百布度粗糖八萬四千五百布度にして其內精糖の大部分と粗糖四萬九千五百布度は西比利亞に輸出せられ三萬五千布度は滿洲內地に於て消費せられしと云へり、值段等の關係より甘菜糖を支那人間に普及せしめん事は或は困難ならんも同社の製品が北滿洲の糖界に確固なる基礎を作り尙ほ漸次勢力を伸しつゝあるの狀は前陳の記事によりて略々會得することを得べし

◉日淸貿易銀行計畫

兼て耳にせし日淸貿易銀行設立計畫は愈々資本金を二千萬圓として本店を大阪に支店を日淸の各重要地に設け正金銀行と提携し爲替事務を主とする計畫成り更に發企人募集中に屬せる由なるが、遠からず計畫を公表して漸々設立事務を進むる方針なりと云ふ

◉民國報第三號 定價三角 發行所上海四馬路民國報館

◉治州紀事、做指南錄合本 定價一角
明未の事を記せるもの發行所上海有正書局

◉民聲日報 革軍主義の新聞にして事務所を上海江西路に置き發行計畫中

◉ Coming China by J. K. Goodrich. $4.80

◉ Alphabetical Index to the Chinese Encyclopedia 欽定古今圖書集成 Complied by L. Giles. 13.—

◉ Wild Life in China, Chats on Chinese Birds and Beasts. 3.—

◉ The Chinese Language and How to learn it, by Sir. W. Hillier. 8.50

◉ A Chinese Appeal to Christendom Concerning Christian Missions, by Lin Shao Yang. 4.—

◉ Journal of the North China Branch of the Royal Asiatic Society Vol. XVII. The Journal of S. Wells Williams, L, L. D., 6.—

◉ House boat Days in China, by T. O. P. Bland. 7.50

支那

第參卷　第五號

目要

●支那借款問題
●事變後の支那經濟界
●袁世凱と共和問題
●廣東革軍の財政
●西蒙古と露國
●東三省移民開墾業
●東蒙古旅行記
●廣東の陸軍
●北滿の露國製糖會社
●支那重要時事
●廣東、江南、上海、九江、寧波、福州通信

東亞同文會調查編纂部

◉民國報第三號 定價三角 發行所上海四馬路民國報館

◉治州紀事 做指南錄合本 定價一角
明末の事を記せるもの發行所上海行正書局

◉民聲日報 革軍主義の新聞にして事務所を上海江西路に置き發行計畫中

◉ Coming China by J. K. Goodrich. $4.80

◉ Alphabetical Index to the Chinese Encyclopedia 欽定古今圖書集成 Complied by L. Giles. 13.—

◉ Wild Life in China, Chats on Chinese Birds and Beasts. 3.—

◉ The Chinese Language and How to learn it, by Sir. W. Hillier. 8.50

◉ A Chinese Appeal to Christendom Concerning Christian Missions, by Lin Shao Yang. 4.—

◉ Journal of the North China Branch of the Royal Asiatic Society Vol. XVII. The Journal of S. Wells Williams, L,'L. D., 6.—

◉ House boat Days in China, by T. O. P. Bland. 7.50

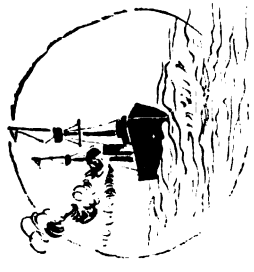

支那

第參卷　第五號

目要

●支那借款問題
●事變後の支那經濟界
●袁世凱と共和問題
●廣東革軍の財政
●西蒙古と露國
●東三省移民開墾業
●東蒙古旅行記
●廣東の陸軍
●北滿の露國製糖會社
●支那重要時事
●廣東、江南、上海、九江、寧波、福州通信

東亜同文會調査編纂部

營業科目

○英國製米國製　紳士用實用自轉車各種
○二葉屋實用新案　運搬用自轉車
○英米獨佛製　自動自轉車
○歐米製　自動車
○自轉車及自動車用　パーマータイヤ
○英國製　自轉車用イーデーコースター
○人力車用　ハートホードタイヤ
○二葉屋製新案　人力車

本店 東京赤坂溜池
支店 東京京橋疊町
大阪淀屋橋筋

合資會社 二葉屋

振替貯金口座三九三三番

本店電話 新橋一六一番 支店電話 東京京橋七三〇番
同「長」一六二番 大阪本局二〇六七番

四川省白帝城

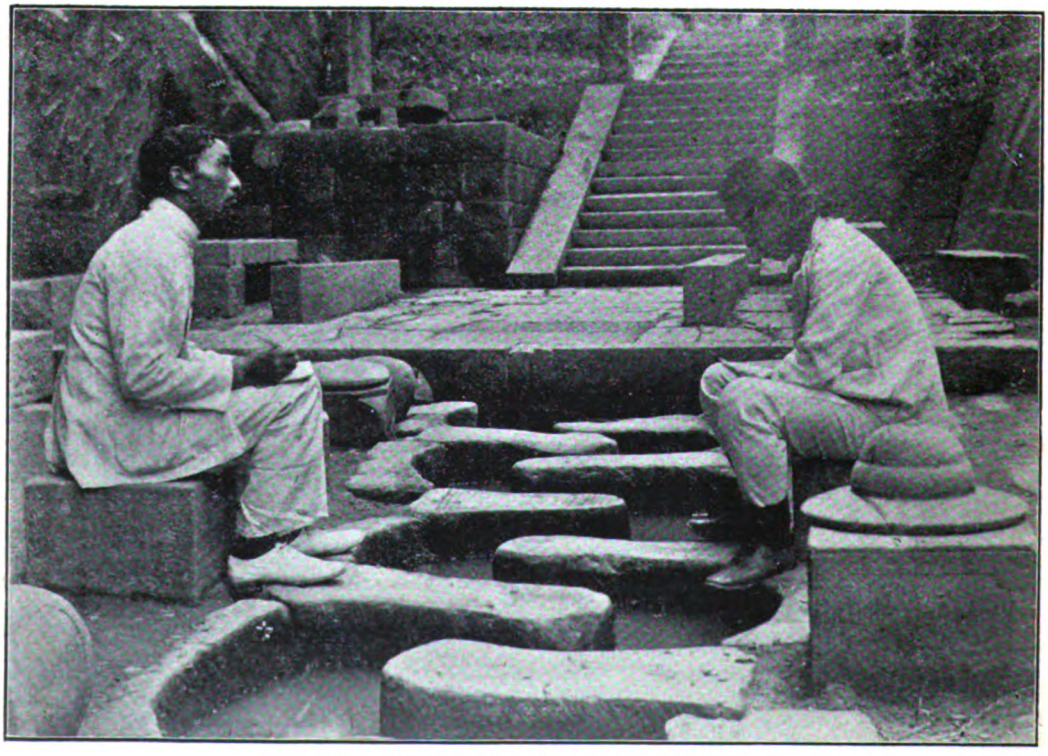

四川省敘州府流盃池ノ遺跡

（東亞同文書院學生撮影）

賜蒙天台覽覽

松方侯爵序文　桂公爵序文

根津一閲
井上雅二著

巨人荒尾精

附　十二烈士傳

東方齋荒尾精は東亞先覺の巨人也、氏の生涯を一貫するは興亞の理想なり、西力東漸に對する抵抗の精神なり、其旺なるや發して宇内一統論となり興亞政策論となる、而して氏は此理想に結付るに日清貿易の實務を以てし自ら商店を經營し商品陳列所を開き或は日清貿易の士官學校を設け或は通商協會を起さんと企てしが如き、皆日清相互の融和繁榮を計らんとするに非ざるはなし、今や氏逝て十餘年、漸く隣國勃興の機運を見しもの悉くその所説と一致するものあるを知らん氏をして猶世にあらしめばの歎を發するに至るもの多くあるに至りしも亦偶然にあらず

誰か言ふ、老莊は解し難しと　否らず、一たび日鍵を發見すればゝ篇の趣意手に應じて開かる、而して莊子の説かんと欲せしもの、拳眞、大觀、平凡、變化、個人的の五にして之に依て究めたるもの、由來老莊の學理を講ずるもの多きも其文字の深遠に失するを慨みとす、本書出でゝ世人亦此の嘆なかるべく、文の妙と畫の奇と兩々相俟つて老莊の眞面目を發揮するに足らむ、載する所の文二十九章　畫の文に添ふもの三十六、未だ遺漏なき能はずと雖もその眞髓を穿て血脈を吸引するもの全く茲に盡くと云ふも敢て過言にあらず

菊判洋裝四百頁
寫眞版數葉口繪
定價金一圓廿錢
送費金十二錢

破天荒の新著

松村介石合著
齋藤松洲著

老莊書談

四六倍判三百頁
木版書冊六葉入
定價金二圓廿錢
送費金十八錢

初版五千部將に盡きんとす

■東京小柳神田町　左久良書房　■賣捌全國各書林■

支那第三卷第五號目次

口繪

四川省白帝城、四川省叙州府流盃地ノ遺跡、

論壇

支那借疑問題……根岸佶…一

記事

事變後の支那經濟界……松本忠雄…四

袁世凱と共和問題……北京通信…九

廣東革命軍政府財政狀態……廣東通信…一二

西蒙古に於ける露國の商業關係(下)……露國東洋研究會員　ベー、グリエフ…一四

東三省移民開墾策(四)……元奉天鹽運使　熊希齡…一八

時事

◉孫逸仙の辭任◉大總統選舉◉首都問題◉袁世凱の豹變◉開平滦州炭坑合併◉新政社頻々◉頻々たる借款問題◉滿洲の不穩

内治外交

◉大官の更動◉袁の布告◉孫の袁推戴◉孫の共和勸誘◉張總督排斥運動◉參議院の各省委員◉北京の警備◉北省慰撫の共和贊成◉河南省の共和請願◉南京衞戍總督府◉南京知府◉宗社黨の解散◉墨國の損害賠償◉巖輔保衞社◉資政院議長辭職

學事軍事

◉新定陸軍階級一覽表◉陸軍撫卹院◉軍隊の緊縮

財政金融

◉清廷の公債應募高◉獎勵券の禁止◉蘇政公司借款の分配◉北京各倉庫在米高◉臨時稅徵收◉直隸債款分期籌還準備◉招商局借款と南京政府◉南京軍用紙幣の給授◉奉天實物中の陶銅器◉長沙の財政難

實業貿易

◉中國銀行成立大會◉招商局株主總會◉漢口市街再建案◉湖北商務總會の提議◉奉天省の防穀令◉奉天省の防穀令實施期◉滿洲農業組合◉信成銀行開市◉南京實業協會◉大連一月の輸出

交通運輸

◉遼河改修問題◉電線保護を命ず◉招商局會辦及總理◉郵政局替の調査◉一月の滿鐵貨物◉滿鐵京奉連絡運賃改正◉東清鐵道時間變更◉日清汽船の長沙航路◉北清航路初航路◉滿東連絡賃金協定

地理紀行

東蒙古旅行記……東亞同文書院錦齋班旅行隊……四六

通信

廣東……五四
目下の形勢、內訌の原因、都會問題
南京、鎭江、蘇州……五六
軍人の人氣、巡警の人氣、各種租稅、金融及商業、臨時政府に對する人民の意嚮
福州……六一
革命後の一般狀況、革命政府行政機關の組織
南昌……六二
上海……六四
爲替、金融、舊正月初の支那銀行
寧波……六六
無利息貸金、杭州紹興間の紛爭、臨時政府近況、輸入砂糖狀況

雜錄

廣東の陸軍……七〇
蒙古に於ける一般露商の取引習慣……七二
千九百十年北蒙古に於ける露國商業の狀況……七四
愛國公債應募高……七四

事業界

北滿の露國製糖會社……七九
山東省博山硝子製造業……八〇
其他……八一

第一回清國年鑑

●印刷中●

四六二倍版
附圖數葉六百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる清國各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『清國年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積 ●人口 ●皇室 ●政體 ●政治
●財政 ●教育 ●司法 ●國防 ●外交
●農業 ●鑛業 ●工業 ●商會 ●會社
●外國貿易 ●水運 ●鐵道 ●郵便 ●電信
●電話 ●銀行 ●金融 ●貨幣 ●度量衡

●印刷中●

第三卷　第五號

論壇

◉支那借款問題

根岸佶

一、借款の必要

支那上下資金に窮乏すること久しく革命亂以前既に外資輸入の已むを得ざるに至りしも借款反對の餘燼尙ほ未だ熾なるものありしかば外資の輸入自由ならざりき然るに革命の爲め全國麻の如く亂れ各省各府殆んど獨立の姿を呈し南北二軍の中央政府たる北京と南京に貢賦を捧ぐるものなく二軍の金庫空乏し軍士に給料を支拂ひ衣食を支給することすら出來難く軍士は良民を剝がざれば生活する能はざるの苦境に陷り又民間にては明治四十年末より四十四年に亘り約四ヶ年の長き恐慌連發し南北兩淸恐慌の慘毒を被らざるものなく遂に世界の富豪と稱せられたる故李鴻章一門の經營せる義善源と直隷富豪九十六名の組織せる長蘆鹽處破產するに及べり從ふて一變動あれば乍ち大恐慌の惹起すべき運命にありたる際俄かに武漢の革命亂勃發し四百餘州皆其渦中に沒し未曾有の大恐慌を激成することゝなりされば官民共に目下の難局を切抜けんには是非共外資を輸入せざるべからざる場合に立至れり殊に革命の發頭人たるものは皆歐米諸國に住居すること久しく支那を富强ならしむるの良策は外資を輸入し富源を開發するに在ることを覺

知し孫逸仙の如きは歐洲より歸國の途次外資を輸入し六ヶ年間に鐵道を全國に普及せしめ依て以て支那の收入をして二百五十倍たらしめんと宣言したる程なれば借款反對は一變して借款歡迎と爲るべく現在より將來に亘り借款が支那の大問題たること明白にして當時列强が新共和政府の運命如何に對し殆んと顧みることなく借款問題に熱中するは無理ならぬことゝ謂ふべし

二、借款の競爭

新共和政府に資金を貸付け軍士の給養を豐かにし窮餘土匪に陷らしむることを防ぎ民間に資本を融通し市面の逼迫を救ひ瀕死の經濟界をして回生せしむるは善隣の厚誼にして我邦たるもの出來得る丈け努力を惜しむべからざるも巨額の資本を擁し常に放資の途に苦しみ機會のある毎に支那に放資せんことを勗むる歐米諸國は這次の機會を逸すべからずとし爭ふて支那官民に貸付くることゝなるべく其結果財政顧問を支那に容れ內政を左右するに至るの恐れあり前次四國借款のとき四國は財政顧問を容れんことを要求し北京政府も亦之を承諾したるものなるも反對論民間に勃興したるが爲め貨幣改革顧問の名義にて外人を招聘することに改めたりしが實に耳を掩ふて鈴を盜むと一般財政顧問なりしなり、革命運動勃發の爲め沙汰止みとなりたるも今後大借款を起す以上は財政顧問を招聘ずること間違なく財政顧問は單に當局に對し忠告するのみにては之を招聘せしめたるの甲斐なきにより各國の大藏大臣が各省の豫算を査定する如く各部の豫算を査定するの權能を賦與せしむべく又支那は中央政府に資力なく地方政府にあるものなるにより中央丈の豫算を査定したるのみにては不充分なるにより各地にも亦財政顧問を派遣し地方財政を査定することゝなるべく支那の中央及地方の政治は外國人の左右する所となり支那の運命を危くするやも亦知るべからず從ふて我邦の如く支那に對して何等の野心なく支那領土の保全を熱望するものは到底斯の如きものと伍し斯の如き擧動に出づること能はざるにより善隣の厚誼を全うする以外好んで支那官民に貸付くるに及ばざるべく出來得べくんば列國をして財政顧問を支那に出さしむることなく豫め之より生ずる弊害を防ぐことを勗むべき也

三、利權の攫得

諸外國人の支那官民に貸付くるものは固より彼等を信用し何等の擔保を徵することなき能はず之を露骨に言へば好利權を攫得せんが爲め貸付を爲すもの多く好利權を攫得する能はざれば貸付を爲すもの少なかるべし利權の良好なるもの少なからざるも外國人の注目するものは鐵道汽船電信鑛山等なるべく英が滬州炭坑天津北京の電報局を抵當とし米が粵漢鐵道を擔保とし共に鉅額の銀を南北兩軍に貸付けんとするにて一班を察せらるべく今後暫らくは日淸戰後北淸拳匪の亂後の如く支那は列國の利權攫得競爭の舞臺と爲るべし利權の攫得は支那を經濟的に分割せんとするの傾あり列國に利あるが如く見ゆるに數倍し支那に不利なる如く見

ゆるものなれば支那人の反感を買ひ有名なる利權回收運動起り外國人は折角苦心して攫得せる利權より希望せる十分一の利益だも得るに至らずして支那人に回收せられ支那人も亦回收運動の爲め直接間接に鉅額の金を費し唯空名のみ贏ち得彼我共に實利を受くる能はずして惡感を胎き殊に支那人は金錢上の損失を被むる甚だしき結果と爲りたりき支那人は利權回收運動の爲め手を燒き居るものなるにより前次の如き狂暴なる擧動に出づることなかるべきも利權回收運動は一種の宗教と爲りたるものなれば今後利權の外人の手に落つる以上は該運動の勃興すること鏡に掛けて見る如く假令孫逸仙が外資輸入の大利を擧げて說諭するも之を防遏すること不可能なるべしされば我邦たるもの彼我利益を享くることなくして徒らに反感を催すが如き利權攫得を目的とし彼が借款に應ずることは大に愼まざるべからず

四、自利利他

我邦は歐米諸國の如く政治上の目的の爲め支那官民に貸付くることを止むべく又利權の攫得を目的とし借款に應ずることを愼むべしとすれば此際如何なる方針に依り支那に放資すべきや吾人は放資により我邦人の利すべきことは勿論支那人も亦之により利することを得彼我長久に利を共にし連言なきを得るものに向ひ貸付けんことを希望するもの也此希望を滿足せしむべきもの種々なるべきも日支合辦事業の如きは最も善良なるものゝ一たることを信ずる也支那は今次政治上の革命に先ち經濟上の革命行はれ新式の事業勃興したるも事業に經驗なきと資本に乏しきとにより往々失敗し四年の久しき恐慌連發したりしが今次の變亂により信用機關全然破壞せられ各種の新式事業殆んど死滅せんとするの慘狀にあり從つて彼等は外國人の資力により死滅を免れんことを希望するや頗る切なり今次の變亂に際し我邦の輿論は深厚なる同情を革命黨に表示し支那にあるものは上となく下となく悉く革命政府を援助したるにより長江一帶に於ける日本人の人氣頗る宜しく斷髮易眼したる支那人は日本人との區別殆んどなく益々彼我親熟の度を加へたるを以て歐米人の資力に依頼せんよりは寧ろ日本人に依頼せんことを希望し日支合辦事業の相談頻々として起りつゝあり謂ふに支那人と歐米人とは人情風俗を異にするは勿論彼我言語を解するものなく双方意思に干格を生ずるのみならず歐米人の傲慢なる支那人を目するに劣等人種を以てし之を犬馬の如く驅使するの傾きあれば支那人と歐米人との合辦事業にして成蹟善良なるもの甚だ少し之に反し日本人は支那人と交際すること二千年の久しきに至り彼我の人情風俗類似するもの少なからず其支那に在留するものは概ね皆支那語を能くし互に意思を了解すること易く支那職工を使役し貨物を買賣するの巧妙なる歐米人の遠く及ばざる所なるにより日支合辦事業の成蹟優等にして上海に於ける紡績業中事業拔群なるものは日支合辦のものに係れりされば我邦たるもの此機に乘じ瀕死の支那事業に資力を與へ一定の率に依り權利義務を定め之と合辦を試むべし其支那人を稗益するの大なるは勿論我邦人の利益も亦決して鮮少にあら

ざるべし

五、結　論

事新らしく謂ふまでもなく我邦は日清戰後支那領土保全を以て國家の大方針と爲し此方針に基き日英同盟日露協商を締結したるものなれば對清經濟政策も亦此方針に違背せざることを勗めざるべからざるや勿論なりされば歐米諸國の如く少額の借款に應じ之により財政顧問を招聘せしめ內政に干渉するの端を啓かんとするものに對し之を防止せざるべからず又利權攫得の目的を以て貸付を行ひ遂に支那をして經濟的に分割せしめんとする傾あるものに向ひ決して賛成すべからず一意專心彼我共に利益を享くべき事業に向ふて資力を集中すべし事太だ迂遠なるが如くなるも是れ全く我邦の大方針に合致するものにして永久を通じて考ふれば歐米人目下の計畫に比し寧ろ利益あるは吾人の信じて疑はざる所也

◉事變後の支那經濟界（中）

松本忠雄

三、

一八九四年に於ける日清戰爭は支那の對內對外の關係に於て幾多の急變調を來すべき原因となれり、其第一は則ち支那の實力の暴露にして、列國は眠れる獅子は遂に死せる獅子なりしを看破し、支那人中の有識者は其甚だ唯我獨尊的なるを覺るに至れり、これやがて日清戰爭後に於て支那經濟界の發達を促進せる原因也

歐米列強は支那が脆くも日本に敗れしより、從來其力を畏れて手を着けざりしを悔い、相爭うて支那に利權を獲得し、勢力範圍を擴張せん事に腐心し、互に侵略の牙を鳴らして支那に臨めり、又支那は歐洲新進の文明採用に於て一日の長あるが爲に小日本が大支那に勝ちしを見て、漸く保守は以て國勢を振興せしむるに足らざるべきを覺り、識者は範を列強に採りて自己の短を補はんとするに至れり

此兩主因により支那に於ける新文明の採用は漸其端を發し或は鐵道布設の計畫、或は電信電話の增設、或は郵便制度の採用、或は新式工業の勃興等新支那を開くの諸原因は此時より始まれり、嘗ては外國の要求により餘儀なく布設を許しゝ鐵道を買收破壞して海に投じたる支那が、自ら資を出して鐵道を布設せんとするに至れるは確かに一大變化たるを疑ふべからざる也、是等交通機關の發達、新式工業の勃興等は人心の開發と相俟ちて經濟界に一大進步を來たすべきは元より理の當然に屬す、即ち是れを列國貿易額（註一參照）に就いて見るも日清戰爭前の年々の增加率は時に一割以上に上れる事ありと雖も又一分乃至三分等の事あり、未だ以て堅實なる增加率と見るを得ざりしに戰後は比年七分八分の增加率を續くるに至れり、又之れを各開港場出入船舶の噸數

（註二、參照）

及數に見るも此戰爭後漸く增加し來れるを見るを得べし殊に吾人が日淸戰爭が支那經濟界に促進の機を與ふるの原因たりしと覺ゆるは、其講和條約に於て外國船に對し內河航行の權を許したると、淸國各開港場に於て外人の製造工業を營む事を許したるの點にあり、支那は此爲に或は多少利權を失したる事あるべきも、支那經濟界が爲に蒙れる利益は決して少なりとなすべからざる也、殊に後者は支那經濟界の發達を促進せしめしの功甚だ大也、國內に於て外國人の製造工業に從ふを許可するが如きは到底固陋なる支那の容易になす所にあらず、これを敢て許可せしめたるは支那開發上に於ける日淸戰爭直接の大功也これが爲に支那人は早く新式工業の如何なるものなるを知ると共に、支那の原料生產者の蒙れる利益亦少なからず

又列國が各利權を獲得せんとつとめし結果或は鐵道布設權、或は鑛山採堀權を得、或は開港場を增置せしめし等は皆支那經濟界を開發するに於て效ありしものならずんばあらず

斯くの如くして支那經濟界は日淸戰爭により一轉機を來し、從來微々として振はざりし新事業の企圖は續々として起り、鐵道、郵便、電信業の交通機關は漸を追うて備はると共に漸く一生面を開くに至れり

斯くの如きの機運に際會せるの時固陋の見を改めざるものゝ爲に一九〇〇年彼の北淸事變を見るに至れり、然かも彼等の擧たる畢竟龍車に向へる螳螂たるに過ぎずして、忽ち燕京は列國兵の蹂躙する所となり兩宮西狩し、巨億の資を償ひて僅に其極を結べり

蓋し北淸事變は一の新舊思想の衝突によるものにして、其結末は則ち舊思想派が新思想派の破る處となりしを示すもの也、これより支那人の頭腦に舊習を墨守しては到底其國を全うし得べからざるの實證を刻むに至れり、支那の開發はかつて日淸戰爭により激成せられ今此北淸事變により再び激成せられたり、而して此結果として來れる支那經濟界の進步の實證はこれを外國貿易額の上にも徵するを得べし（註一、二參照）

支那は數千年來輿農抑商の政策を採り來りしを、日淸戰爭、北淸事變の後より、頻に商工に對し助長奬勵の法を講ずるに至りたるが如きは、これ又支那經濟界に於ける一大變革にして、保守尙古の思想に富める支那人を驅りて此に到らしめし兩戰役の效果亦小ならずとせず

斯くの如くして支那人が漸く自覺せんとしつゝある時偶日露戰爭あり、日本は露國に勝てり、これを見たる支那人は亞細亞人必ずしも歐米人に遜れるにあらず日本の如く新文明を採用するに於ては支那も亦日本の如く列強の班に伍するを得るに至るべしと夢想し、頻に日本を模倣すると共に徒らに新文明の形骸を採用する事に腐心するに至れり

而して此時代に於ける新事業の企畫は宛ら雨後の筍の如く踵を接して起り、僅々數年間にして其數約二百（註三、參照）其資本金一億五百萬兩の多きを算するに至れり、更に又此外に於ける鐵道の增設、敎育の普及、官制制度の革新の如きは間接に經濟界の發達を促すの因となれるもの也

是等各期に於ける進歩の狀態を觀るに北淸事變後の發達は日淸戰爭後より更に速かに、日露戰爭後には更に北淸事變後より速かなり、これ數次の刺擊により漸く刺擊を感ずる事銳敏なるに至りしによるもの大きに居る

貳拾年前の支那と今日の支那とを相比すれば百度の改進發達日を同じうして語るべからざるものあり、而して更に其進歩の歷程を見るに一亂一戰ある毎に格段の差を見來れり然れども其發達はこれを我日本又は其の他の諸國の發達に比すれば甚だ遲々として進まざるの狀にあり、是れ蓋し支那に數十年來抑商興農の政策の行はれし結果にして、農業本位の國の經濟界の發達は鈍しと云ふ原則に支配せられしもの也、然し此數千年來の政策を改めて重きを商工に置くに至らしめしものは過去數次の戰亂也、支那經濟界の發達に遲緩なる裡にも促進の機を與へたるものは又彼の戰亂なり、吾人の所論の爲には此實狀をだに立證せば則ち足る

四、

日淸戰爭は支那政府が日本と戰へる戰爭也、北淸事變は支那の保守派が列國と戰へる變亂也、更に日露戰爭は日本と露西亞と戰へる戰爭也、然れども今回の事變は支那人が支那人と戰へるもの也、更に又支那の新思想派が舊思想派と戰へるもの也

これ吾人が今回の事變を以て支那人の長夜の夢を醒ますべき警鐘の最も大なるもの也となす所以にして、前數次の警鐘により漸く醒めんとせし支那人は、他國と他國と戰へる日露戰爭によりても、尙且一段の發達をなせり、その時代より更に數年を經過せる今日の支那人が、其國民と國民、守舊派と新進派と戰へる戰亂によりて更に一段の覺醒をなさざるの理何れにかある

武漢の變の創めて起りしは十月十日也、而して雲南が獨立を宣したるは十月三十日貴陽が都督を置きしは十一月四日也、二十年の前淸廷が力を專らにして日本と戰ふに際してや南方の人民は宛ら風馬牛相關せざるもの丶如くなりしと云ふ、然るに今や武漢に事起りて二旬を出でずして支那南邊の地たる雲南、貴州亦之れに響應せり、よし其獨立が眞の一片形式のものもとするも時勢の變は驚かざるべからざる也、一本の藁によつても水の趨く處を察し得べし、此一事を以てするも尙時勢の變は伺ふに足らん

今や支那全國に於ける既設未設（註四、參照）の鐵道は數萬哩に達し其他郵便路、電信線の延長は其時に數十倍し、汽船民船亦全國各河海に通ず、而してこれ等の機關は日に新思想を普及し、月に經濟界の發達を促しつ丶ある也

此時に際會して起れる今回の事變が支那人の思想に作用する所は決して尠少ならざるべし、而して此結果人心は漸く開發せられ古きを捨て丶新しきに着き、新支那の生面に開かる丶と共に經濟界亦漸く發達を見るに至るべし

英國の商工業を促進せしめ其國力を發達せしめしの端は、其人智漸やく開け敎育其勢力をあらはし來りし結果、累世の餘力と後進の學力と相會せるに始まれり、支那今回の事變による一特徵は新智識の登用にあり、則ち或は日本或は

歐米に留學し多少新時代の敎育あるものは、黃口の輩を以て尙且一躍要路に立つを得たり、これを見たる一般人は則ちこれより漸く心を敎育に傾くるに至るべし、國運の進步發達は常に敎育に基す則ち經濟界に於ても亦然り

國民漸く意を敎育に傾くる結果は農業に於ける新耕作法の採用となり新事業の企畫となり、新商業機關の設置となり、經濟界發達の端此に發すべし、而して支那今回の事變は此基本たる敎育重視の端を開けり

又變亂は往々平時に於て斷行を躊躇する事を敢て斷行せしむ、即ち今回の事變により支那に斷髮易服を斷行せしめたるが如きは其一例也、而して斯くの如きの擧が經濟界に及ぼすの影響又小ならずとせず、彼の帽子理髮器、古洋服の、對淸輸出盛行せしが如きは偶ま以て此實證たるものならずんばあらず

これ畢竟一例而已、斯くの如き變遷影響は事變後の支那に踵を接して起らん、亂後の支那經濟界に處せんとするものは早きに及んで此間の消息を看取せざるべからざる也

五、

吾人は事變後に於ける支那の開發を疑はず、而して吾人は又支那の開發は畢竟經濟上、產業上に於けるものに過ぎざるべきを信ず、想ふに支那或は富國たらん、然かも强兵たらんは未だし也

支那人は世界稀に見る利害の打算に長せる國民也、即ち支那人は常に利害と終始す、これを今回の事變に見るも先づ皇室自ら四百萬兩の年金と尊稱とを得んが爲に、最後の一擊を待たずして早きに及んで退位せり、革命黨は早く時局の終局を見んが爲に滿朝の總理大臣たりし袁世凱に第一期大總統の榮冠を戴かしめんとす、支那人はすべての問題を利害の打算により決せんとし、利害を度外に置くが如きは決してこれあらざる也、

支那に忠君の思想なきにあらざる也愛國の思想滅びたるにあらざる也、彼等はこれ以上に重んずる所の利害の觀念の爲に是等の思想を滅する也、彼等は眞に利に依て大義を滅するもの也

斯くの如き支那人は到底好戰國民たるの資格なきもの也、利害と終始する國民に對して强兵たらんを强ゆるも遂に能はざるべし、從て支那人は戰場に於ける勇者たらずして、商界に於ける勇士たらん、支那人は天性財界の覇者たるの資格を有す

其從來に於て然らざりしは新智識に乏しく世界の事に暗かりしが爲也、彼等が漸く敎育に意を傾け時世の進運を解するに至らば其財界に於ける發展或は矚目するに足るものあらん、而して其機會は這回の事變によつて開かれたり

これ吾人が更に事變後の支那經濟界の發達を豫期する一因なり、然らば支那經濟界は今後如何に發達すべきか吾人は更に章を改めてこれに論及せんとす

註一、

貿易額累年比較

年度	輸入	輸出	合計	增加率
一八八九	一一〇、八八四、三五五 兩	九六、九四七、八三二 兩	二〇七、八三二、一八七 兩	
一八九〇	一二七、〇九三、四八一	八七、一四四、四八〇	二一四、二三七、九六一	○、○三弱
一八九一	一三四、〇〇三、八六三	一〇〇、九四七、八四九	二三四、九五一、七一二	○、○九弱
一八九二	一三五、一〇一、一九八	一〇二、五八三、五二五	二三七、六八四、九二三	○、○一強
一八九三	一五一、三六二、八一九	一一六、六三三、三一一	二六七、九九〇、一三〇	○、一一強
一八九四	一六二、一〇二、九一一	一二八、一〇四、五二三	二九〇、二〇七、四三三	○、〇八弱
一八九五	一七一、六九六、七一五	一四三、二九三、二一一	三一四、九八九、九二六	○、〇八弱
一八九六	二〇二、五八九、九九四	一三一、〇八一、四二一	三三三、六七一、四一五	○、〇七弱
一八九七	二〇二、八二八、六二五	一六三、五〇一、三五八	三六六、三二九、九八三	○、〇九弱
一八九八	二〇九、五七九、三三四	一五九、〇三七、一四九	三六八、六一六、四八三	○、〇〇六
一八九九	二六四、七四八、四五六	一九五、七八四、八三二	四六〇、五三二、二八八	○、一九強
一九〇〇	二一一、〇七〇、四二二	一五八、九九六、七五二	三七〇、〇六七、一七四 減	○、二四強
一九〇一	二六八、三〇二、九一八	一六九、六五六、七五七	四三七、九五九、六七五	○、一六弱
一九〇二	三一五、三六三、九〇五	二一四、一八一、五八四	五二九、五四五、四八九	○、一六強
一九〇三	三二六、七三九、一三三	二一四、三五二、四六七	五四一、〇九一、六〇〇	○、〇三強
一九〇四	三四四、〇六〇、六〇八	二三九、四八六、六八三	五八三、五四七、二九一	○、〇七強
一九〇五	四四七、一〇〇、七九一	二三七、八八八、一九七	六七四、九八八、九八八	○、一四強

註二、

各港出入船舶隻噸數比較表

年度	隻數	增加額	噸數	增加額
一八九三	三七、九〇二		二九、三二八、八一一	
一八九四	三八、〇六三	一六一	二九、六三二、〇〇一	三〇三、一九〇
一八九五	三七、一三三	減 九三〇	二九、七三七、〇七八	一一五、〇七七
一八九六	四〇、四九五	三、三五三	三三、四九〇、八五七	三、七五二、八七九
一八九七	四四、五〇〇	四、〇〇五	三三、七五二、三六二	二六一、五〇五
一八九八	五一、六六一	七、九六一	三四、二三三、五八〇	四八一、二三八
一八九九	六五、四一八	二、七五七	三九、二六八、三三〇	五、〇三四、七五〇
一九〇〇	六九、二三〇	三、八一二	四〇、八〇七、二四二	一、五三八、九一三
一九〇一	六四、八四四	減 四、三八六	四八、四一六、六六八	七、六〇九、四二六
一九〇二	六九、四九九	四、六五五	五五、九〇、〇〇三	七、五七三、三四〇
一九〇三	七七、〇一三	七、五一三	五七、二九〇、三八九	一、三〇〇、三八七
一九〇四	二二三、三五	一四六、八二三	六三、七四四、七〇六	六、四八四、三一七

註三、

支那新企業表（自一九〇二年至一九〇九年）

種類	數	資本 兩	弗
工業	一四明		三九、七三八、一六〇
農業	一八	外 三〇、〇〇〇	一、四九五、〇〇〇
鑛業	一四	二、六四〇、〇〇〇	二、〇二〇、〇〇〇
交通業	二	六、六六八、四〇〇	七、六〇九、四二六
		六、三〇五、〇〇〇	六三、三〇五、八一〇

註四、

既設鐵道哩數	一九一二年調查
工事中及計畫の鐵道哩數	同
郵便線路延長	一九一八年調查
陸上電信線延長	約九五、七〇〇
各河流民船可航哩數	二一、一三七
各河流汽船可航哩數	三一、四八八
	一〇、四〇〇
	九、八〇〇

◉袁世凱と共和問題

（二月十二日發）

北京通信

去冬唐紹怡が袁總理大臣の命を奉じ、講和全權大使として上海に赴き、革命軍の代表伍廷芳と折衝せしが、伍廷芳は共和說を固執して一步も讓らず、且つ共和政體改建を承諾するにあらざれば、斷じて其の他の問題に論及せざるべきを明言せり。於是唐紹怡は如何ともする能はず、電報を飛ばして袁總理大臣の指揮を仰げり、當時袁世凱は君主立憲を固執するの態度を示せしかば、唐紹怡は中間に在りて策の施すべき無しと稱し、講和大使の任を解かれん事を請へり、袁世凱は直ちに其の辭任を奏准し、彼袁總理は吳代表と共に、遙かに電線に依りて直接談判を開始せり、電文の往復日に繁るが如しと雖、能く互に利害得失を闡明して其の意思を疏通せんは極めて難事に屬す、斯くて停戰は延期又延期、將さに二ヶ月に垂んとして尙決せず、幸に唐紹怡等上海に留まりて其の間に斡旋するありたれば、昨今稍々談判の見るべきものあるが如し、即ち皇帝退位政體問題皇室待遇條件等の諸問題は略ぼ已に決せられ、其の頒布も又近きにありと稱せらる、然るに或人曰く、和議の爭執は帝位の存否及國體問題にあらずして、新共和國の大統領が何人に屬するかの問題にありと、換言すれば袁世凱を擧げて新共和國第一次大統領となすや否やの爭執にありと、想ふに之れ如此重大ならずとするも殆んど今日に於て該問題は政體問題皇室優待問題等と相匹敵するの一大問題たるや疑

なかるべし

夫れ袁世凱は清朝に仕へ、將相の重職に當る將さに三十年に垂んとすされば革命軍政府が袁の力に依りて清廷を顚覆し、新共和國を改建するや、彼れを以て中華民國開幕第一の大統領に擬する者甚だ多しとなす、新舊過度の時期に當り、袁世凱は果して其の大統領の任に堪ふるや否や、是れ甚だ疑問の存する處となす、新建中華民國の諸務は極めて煩雜にして、且つ黨見の競爭は將來必ず劇烈を形し、第一次大統領は實に衆矢の的たるべければなり、袁世凱たるもの果して此の旋渦の中に陷入り、自から亡滅を速かにするの愚を學ぶものならんや、されど吾人は此の問題の發生せる原因が、果して何處に伏在するかを審かにしたきものなり、試みに吾人は袁世凱が大統領たるを希望する者の言動に就きて其の解決の資を求めん

夫れ袁世凱が大統領たるを希望するに至れる者の由來を驗するに、新國民より出づるもの一半あり、又舊國民より出づる者一半あり、然而して舊國民中袁世凱が大統領たるを希望する者の內、又之を分ちて二派となすべし試みに之を分別して詳說せん

(一)袁世凱の舊部下の諸士は西北各地に遍在せり、袁の出廬と共に彼の舊部は旭暉の如く其の光を灼かせり。今や彼等は都て重權を握れり、其の部屬の諸士は皆な袁世凱の私恩に感じ、咸な袁世凱の爲めに命を致すを樂めり、但し袁世凱は專ら功名利祿を以て人材を駕馭せり、故に其の拔擢せる所の人士皆貪詐權勢の小人にして、國家の何物たるを知らず、立憲共和の何事たるを知らす、其の私心計畫するところは袁世凱が統領たらば、鳳に附き龍に攀ぢ其の富貴尊榮の舊を希望するに過ぎざるのみ、潁州方面に駐せる官軍は嘗て宣言して曰く、大統領に袁世凱を擧げずして孫中山を擧ぐ、此後我輩開戰せば、即ち死力を出して項城の爲めに此の一席を爭はん、忠を滿淸に致すにあらず云々、(黎元洪が伍廷芳に致せる原電に見ゆ)此等の事未だ價値の云ふべきもの無しとするも、已に表面上の勢力は甚だ强固なるが如し、馮國璋、段芝貴、齊燮琳、吳廣建の徒皆此の類に屬す

(二)國民の舊習は常に省界に因りて分裂せり、南人北人の相融洽せざる、更に水火も啻ならず、今日民軍の勢力は南方人士に懸れり、其の臨時政府に於て、北人概ね未だ重權を握らずされば直隸河南等の士紳は、優劣競爭の結果寧ろ淘汰せらるゝを懼れ、袁世凱を擁護し以て自保の道を謀らん事を欲するなり、然而して袁世凱は河南人を以てして、直隸の總督たる十餘年、情誼の聯絡利害の關係、極めて相親めり、故に袁世凱にして若し大統領たらば、新共和國に於て庶はくば北人は其の勢力をして漸次擴張せしむるを得ん、然らずんば即ち袁世凱以外果して誰れか北人の中堅となり得る者ぞ、此れを以て河南諮議局及直隸諮議局が南方臨時政府に對して詰問せる電文の意を了得するを得べし、其の電文の略に曰く、南京臨時政府孫大統領鈞鑒(前略)只今敝局は質問すべき條件三あり乞ふ答覆を賜へ

(イ)淸廷遜位後、能く袁世凱を以て大統領となすや否や

（ロ）北方軍人は、能く南方軍人と同一待遇を受るや否や
（ハ）皇室費は優に從ひ酌定するや否や
革命政府方の人士にして袁世凱が大統領たるを希望する者あり、其の希望する所以の意は各同じからざるべしと雖、平和を希望するの意は殆んど相一致せる所ならんか、孫大統領の就任誓詞に於ても、共和成立せば辭職するを以て條件となせり、且つ袁世凱に電告せる文中に曰く、文此次國に回り中國を完成して共和政體となさんと欲す、民國現に已に光復し東南十餘省は、尙統一行政機關無し、故に暫らく大統領を承認し臨時政府を組織す、然し實に久しく其の位に居るを願はず、公は雄才大略今嫌疑の地位に處せり、如かず急に上海に來られよ、文は坐を虛にして待ち以て民國の爲めに幸福を造られんことを、又孫大統領が直隸河南諮議局に覆答するの電に曰く、（上略）袁世凱若し清帝に遜位を請ひ共和に改建するを肯んぜば、是れ袁世凱我が民國に於て絶大の功績者なり、袁氏を推して大統領となす、是れ民國の至願なり、是れ南方人の共和を希望するの明證たるべし、黎元洪事を起すの始め袁世凱に函致して、其の反正を勸め兵爭を息めしめ以て塗炭を免るゝを以てせり、且つ曰く公若し幡然圖を改め族を返して北征し我が漢族を光にし、我が主權を復せば、中國の華盛頓は閣下にあらずして其れ誰れに屬せん云々、又黎元洪が伍廷芳に送れる電文の略に曰く、袁世凱の名聲人望は天下に滿つ、此の次滿清に仕ふるを以て未だ大統領に選むを得ず識者之を惜しむ、然るに人望項城の如き大統領の一席何ぞ全く希望無きに至らん、敵軍妄擾するは反つて項城の盛德を累はす云々、是れ又た平和を希望する所以の明證にあらずして何ぞや、特に之のみならず、溫宗堯の宣言に曰く、袁世凱若し果して帝位廢除に贊成せば、吾人皆な中國共和第一次大統領の榮位を以て袁氏に送らん、但し必ず早日に彼れの反正を需む、遲ければ恐らくは及ばず、又莊都督の袁世凱に電報せる文の中に曰く、公は果して民の爲めに命を清廷に請ふか、未だ必ずしも幡然改圖せざるか、千秋萬國自から公論あり、華盛頓の榮譽公に非らずして誰か儔せん、如し天の福公に願りて轉圜せば、粉骨碎身亦た心願する所なり、是れ實に民國諸賢が平和を希望する以所の然らしむる處なるべし、（平和を希望するは自己の力足らず止む無く此の擧に出づる乎）
然らば即ち中華民國第一次の大統領は袁世凱を推す事となるべし
雖然、革命黨が義を起せるは、清朝政府の羈絆を脫離せんが爲めなり、清朝を倒し完然なる共和政府を立てんが爲めなり、然るに若し袁世凱が大統領に就任するの後、果して眞の施設は共和國の基礎を破壞する事無きや否や、袁世凱は詐術欺謀を以て其の名を知らる、袁氏一旦大統領の任に就くとせば、天下益々沸騰せん、皇帝退位の問題は已に略ぼ決定せられ、其の發表の期も已に迫れり、袁世凱は已に重兵を以て北京に集注し居れり、將さに其の縱橫の策を講じて其の成さんと欲する處に猛進せん、退位問題首尾能く落着せば必ず、次て紛々を極むる問題は此の大統領問題ならん乎、一事去りて一事起り支那の前途は益々多事ならん

◉廣東革命軍政府の財政狀態

二月三日發

廣東通信

廣東軍政府の財政狀態を見るに軍務經營に忙殺され他事を顧みる餘裕なく、財政部又辛ふじて軍費を支出しつゝあり、而して此經費多端の事局に際し、何等財源の認むべきものなきに係はらず、一點の破綻を露出せず、又外債の應援を請はず、今日迄維持し來れる財政當局者の手腕は敬服に餘あり

今二三の材料を綜合し新政府設立以來今日迄（一月末）の收支概算表を作らんか左の如し、但し正確なる報告は不日財政部より臨時省會に發表せらるる時を待たざるべからず

收入の部

紙幣發行	七、一九〇、〇〇〇元
米國或は南洋より送金	二、〇〇〇、〇〇〇
香港より送金	二、〇〇〇、〇〇〇
廣東の收入	八〇〇、〇〇〇
計	一一、九〇〇、〇〇〇

支出の部

行政費	三五〇、〇〇〇元
民軍及新軍經費	五、三〇〇、〇〇〇
北伐軍器及汽船借入費	一、五〇〇、〇〇〇
南京に於ける粵軍諸經費	二、四〇〇、〇〇〇
現金	六〇〇、〇〇〇
雜費	一、八〇〇、〇〇〇
合計	一一、九九〇、〇〇〇

更に又今後に於て財源とする所を見るに次の數者也

（一）紙幣の發行　前記已發七百十九萬元及舊政府發行約百萬元合計八百十九萬元を回收し、新に千五百萬元の新紙幣を發行せんとて、已に香港印刷會社に注文を發せり、これを實行する時即ち六百八十萬元の增發を見る譯なり

其準備としてセンメト會社、製紙會社、水道會社、電氣會社等の諸會社の株券官錢銀局造幣局收入官田等の官有財產とを提供する筈にして此時價約六百五十萬元と稱せらる

（二）酒、鹽稅、地租、印花稅等徵收

甲、酒稅は從來の通り、一ヶ年一百萬兩にて特許商の引請くる所となり

乙、鹽稅は昨年度に比し一百萬兩を增稅し、計五百八十萬兩なる筈なるも、引受人なく財政部直營業とし、一包三元の徵稅にて自由販賣を許せり、此收入一ヶ年四

百三十二萬兩と概算せらる
（一包は百斤と稱するも事實は百三十斤ありと云ふ）
丙、地租
宣統三年の豫算表によれは、經常臨時費合算にて約二百三十三萬二千四百三十四兩八四七なり
丁、印花稅
未詳
イ、舊政府の地券を無效とし書換をなさしめ手數料として百分の一を徵收すること
ロ、不動產登記は舊徵稅は90%なりしを60%となすこと
此收入各項を計算すれば
酒稅一百萬兩
鹽稅四百三十二萬兩
地租二百三十三萬二千四百三十四兩八四七
計七百六十五萬二千四百三十四兩八四七
即　一千〇六十二萬八千三百八十一元七三三
尙　六百八十一萬元　將に增發せんとする紙幣
收入總計
一千七百四十三萬八千三百八十一元三七三

支出

試みに不精確なる材料により支出額を說明すべし
民軍及新軍經費項に於ては一、軍器購買費約百六十七萬元一、被服料約八十萬元と計算すべきか
新軍經費は規則の下に整理せられ、豫算範圍內にて支辨しつゝあるも民軍は不規則不正確にして、只頭領の勢力により財政部に各自各個に支出を請求し、新軍にて一着六元にて辨すべき被服料を、民軍にては十元を貪り、武器の如き三十三元にて得らるべきを、五十五元或は六十元を要求する者あり、財政部亦彼等の反感を恐れ、抗議すら試みさるものゝ如し

甲　新軍經費

豫算によりて一定し居り、一ヶ年百七十三萬兩にして只實員の增減により支出の差ありと雖ども、豫算面を超過することなし即ち一ヶ月二十萬二百三十元（拾四萬四千百六十六兩六六を換算）
外に臨時增加一ヶ月二萬八千元
從來兵士の給料一ヶ月六元なりしが、民軍は一人拾元となりしを以て、新軍又拾元となり計七千人あるを以て一ヶ月計二萬八千元の增加となり計一ヶ月二十二萬八千二百三十元に達す

乙　民軍經費

民軍約六萬三千と號せらるゝと雖ども、實數は知るに由なし、省城駐在數は四萬三百名なりと云ふ、其他は多く地方警備の任に當り、現に陸蘭清の如き大軍を擁するも、多くは北江一帶の警備に當り、省城に駐在せる者僅かに八百名に過ぎずと云ふ、某民軍通の言によれば五分の四は實數にして、五分の一は虛數に屬し、頭目の收入に歸するものゝ如しと

民軍兵士一ヶ月拾元の給料なるを以て六萬三千に對しては一ヶ月の約七十萬元を要す

丙　北伐隊經費

該項目は貳ヶ月間の經費と、南京着後に消費せられたる經費にして、北伐隊全數五千名中、二千名は三ヶ月間、三千名は二ヶ月勤務したるものにして、此延數一萬貳千人而して一ヶ月一名に付貳百元の支出なるが故に五千名に對しては一ヶ月壹百萬元となる、然し產だ巨額にして信を置き難し尙當地北伐隊の出發せんとするもの七千人、內三千人は旬日中に出發の筈にして、同率の經費を要するものとせば、三千名一ヶ月一名二百元宛とすれば毎一ヶ月六十萬元前後合計毎一ヶ月百六十萬元となる、平和の遲延し干戈に訴ふるに至らば軍需品の經費は更に增加すべし

以上を計算せば毎月の支出

新軍	約二十萬八千二百三十元
民軍	七十萬元
北伐隊	百六十萬元
行政費	十萬元
計	約貳百六十三萬八千二百三十元となる

尙軍費として龍濟光の率ゆる、桂軍の經費支出の名目なし恐らく雜費項中に算入せられたるならん、然りとすれば更に其額の增加を見ざるべからず、以上の計算によれば、廣東の財政は今日の率を以て維持し得るとせば今後七ヶ月半を維持し得べく、單に紙幣經濟によるも、尙約二ヶ月以上を支ふるを得べし

尙將來考慮すべき諸點は、收入には粵漢鐵道より幾分の流用金を得る見込なきにしもあらざれども支出に於て(一)北伐隊出發後更に一個師團を增設するの計畫あり、(二)行政費今日幾か毎月十一萬元を支出しつゝあるも、宣統三年に於て地方歲出經常臨時合計約三百萬元を要し、宣統四年(舊政府の計畫)に於ては、約四百三十九萬〇三百二十七元七七の豫算なり

以上は純粹なる地方經費にして尙此多額を要す、百事維新の今後に於て一層膨脹を見るに至らんか、

因に昨年中に起されたる地方公債は、滙豐銀行より五百萬元(二百萬元未收)臺灣銀行より百六十萬圓等也

◉西蒙古に於ける露國の商業關係（下）

露國東洋研究會員　ベー、グリエフ

ミスシンスク

西北蒙古に對する露國の商業地として第三に算ふべきもの、是をミスシンスク市とす

ミスシンスク市に於ては、露國商品を集め、後薩彦地方即豊富なる烏梁海に輸出す

此地方は道路の缺乏により、大に商業を妨害すと「グルムグルジマイロ」氏は言へり

氏の言に聞けば、此地方に赴くには、二個の交通路あり、「エニセイ」河の氷道を車行するもの、及夏時のみ通行し得るものにて、「グリゴリエフカ」林及「ウシンスコエ」町を經由する駄道是なり、又「カムチク」河谷地より、「チヤプチヤル」嶺を超え露領の「チユヤ」河谷地に出つる道あり、是は良好なる車道なり

尙烏梁海より南方蒙古に向つては、容易に改修して車道と爲し得へき數多の便利なる道路あり、尙「ミスシンスク」より烏梁海に至る道路築造に關しては、帝國議會及國議院の協賛を經て發布せられたる、千九百九年七月十四日の法律により、千九百十年度に於て國庫より二十萬留を支出し、以て「エニセイ」縣「ミスシンスク」郡「グリゴリエフカ」村より、延長三十露里(貳七里半)の車道築造、及「ウシンスコエ」村に至る殘部の踏査費に充てたり

此道路は總延長百八十露里(約四十五里)にして、「ウシンスコエ」村より烏梁海に至る道路は、「ウユク」と稱する小川に至り同地に於て露國住民か烏梁海に沿ひ「タンヌー、オラ」嶺まで築造したる地方道路網と連絡す

此外「ミスシンスク」より烏梁海に出つるには、「カラトウズスカヤ」驛、「クジエバル」驛露國砂金坑、「ウスチ、アルガヤク」、村「シスチケム」河及「エニセイ」河を經由することを得、此通路は延長百六十露里(約四十里)にして、之を「シスチケム」道路又は金礦道路と呼ふ、此道は車を通せすと雖探金業者は郵便交通を設く、又移民廳は此道に沿ひ國境まで車道を築造しつゝあり、「エニセイ」河より烏梁海に至る道路は、蒙古に入りても尙良好なり尙遞信省は「エニセイ」河の航通調査を施したり、而して「ミスシンスク」より「オズナチ■ンナヤ」村までは、某私立會社に於て千九百十年より同河に汽船交通を開くの準備に着手したりき

イルクツク

烏梁海の內「ハケム」河及「ベイケム」河の上流地方より道路起りて、烏梁海地方竝西北蒙古を「イルクツク」縣と連絡す、道路は二條にして共に「コソゴル」湖を廻り、一は東方より一は西方より之を廻りて「イルクト」河谷地に至り相會す、而して同河に沿ひ「イルクツク」に至る間は車道通す

「ポポフ」氏の言に依れば、「イルクツク」商人は夏冬共に前記道路により、烏里雅斯臺まで荷馬車を以て物品を運送するを得るが故に、最便利なる地位にあるものなり、而も兩地の間には何等著しき商品の輸出入あることなく、兩地間は牧畜業あるのみと

前揭地點の內「ミスシンスク」市を根據とする對西北蒙古貿易は、同市境上「ソエトキヤ」領地に於て行はる、其取引高概算左の如し

一八六五年	一二、六三三留	一八七三年	二、一七八留
一八七三年	三九、〇〇〇	一八七三年	八四、〇〇〇

一八八八年	九六、三六三	二九、三二	二五、六五
一九〇一年	四二、五三六	二九、九四六	二七二、四五三

「イルクック」市を根據とする對西北蒙古貿易は、「イルクック」縣「トゥキン」地方と堺する烏梁海の「ダルハット」に於て行はる、其取引高概算左の如し

一八六三年	五〇〇	二、〇〇〇	七、九〇〇
一八七三年	一五、〇〇〇	一八、七五〇	三三、七五〇
一八八五年	七〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
一九〇五年	一五一、〇五三	一五一、一〇二	三〇二、二五

前記數字は傳聞中稍信すべしとするものを擧げたるものにて、右輸出入に於ては未曾て公の報告なし、烏梁海に最近き露國官廳は、烏里雅斯臺の領事館なりと雖も、開館日淺く未だ是等の調査を完成するに至らず

露國對西北蒙古貿易總額

「ザイサン」及「コシュ、アガチ」の兩稅關及「アルカベクスキー」及「カトン、カラガイスキー」兩監視所の報告によれば、其輸出入總額左の如し

	輸出	輸入	合計
一八九一年	一六七、八三八	三二〇、五四六	四四八、三八四
一八九六年	九九四、八九〇	七六五、九三二	一、七三〇、八二二
一九〇〇年	八二七、二九九	七七七、九八二	一、七〇五、二八一
一九〇七年	一、三三九、〇三九	二、四七八、六二三	三、八一七、六六三
一九〇八年	一、一六四、四〇八	三、三七七、七九三	三、五四二、二〇一

之に「ミニシンスク」及「イルクック」より、烏梁海を經て蒙古に輸出せらるゝ數量を加ふる時は、最近露國と西蒙古との輸出入年額總計は、約四百萬留と見て大差なかるべし

地理上西蒙古に最接近するは、露西亞なるを以て見れば、西蒙古の商業は當に露國人の勢力範圍なるべし、然れども事實は之に反し、二十世紀に入りて以來輸入激增して、輸出之に伴はざるを見るに至れり、是支那商品及外國商品の漸競爭するものあるが故なり、仍て「ピースク」商業團體は尙深く西蒙古の商況を學術的に研究するの必要あるを認め、「トムスク」大學教授「ソボレフ」氏及「ボゴレボフ」氏の一行は、昨年該商業團の委囑に依り、西蒙古に出張したり

西蒙古に於ける露國商業繁榮策

烏里雅斯臺駐在露國領事は、西蒙古に於ける露國商業繁榮の一方法として、哥布多、烏里雅斯臺及露領境界間に「コシュ、アガチ」を經由する確實なる郵便交通を開き、又鐵道線路を西北蒙古の境界に延長するの必要なるを論じたり、尙之に加へて烏里雅斯臺庫倫間に郵便交通を開くべしと主張するものもあり

然るに最近に至り、前記交通の必要上鐵道敷設論の盛なるあり「オビ」河流域汽船會社の之に反對するありて、西伯利商工業界の一大問題となり、近頃中央實業界の注意を喚起し、露都に於ける當局者も亦大に考慮を費す所となれり今「オビ」河流域汽船會社の鐵道反對理由なりと云ふを聞くに、抑鐵道敷設の目的は、殖民地方天產採取及原料品輸出に在り、殖民と地方天產採取の目的は、之を達するに難か

らざるべしと雖、原料品輸出の增加は、多額の費用を投じて鐵道を敷設するに値するが如く大なるものにあらず、今既に水路のあるあり、地方物產の狀況は未だ水路と並行する鐵道の必要を見す、且夫れ亞爾泰地方は極めて遠隔の處なるを以て、同地より原料品を烏拉爾地方に汽車により運送せんか、運賃に多額を要する爲、到底堪ふる所にあらず故に之が爲には、現今漸發達せる河川汽船を利用するに如かす、特に河川の改修豫定の如く實行せられんか、舟運の便益々大なるを感ずるに至るべし、又假に鐵道を「オビ」河畔の「ビースク」及「バルナウル」より起し、「オムスク」又は「ノウォ、ニコラエフスク」に於て、現在の西伯利鐵道幹線に接續せしむる時は、其鐵道は沿道の貨物を汽船業の勢力範圍より奪ひて、西伯利鐵道に移すべし、然るにさなきだに輸送力の不足を感じつゝある西伯利鐵道は、到底之を收容するに堪へずして、徒に貨物の停滯を來すのみとなり、商工業者の損失測るべからず、由是觀之、亞爾泰地方の農產及畜產を利用するの唯一方法は、產地に於て「バタ」麥粉、毛製品等の如く加工品となし、量を縮少して輸送するに在り、之が爲には樹木なき農產地方及畜產地方を石炭產地と連絡するの要あり、而して此目的を達する爲めには、「セミパラチンスク」より「ビースク」に至る鐵道の外、「トム」河畔の「クラピウナヤ」より「イタット」驛に至る鐵道を敷設すべし、特に後者は「オビ」河及「イルトゥイシ」河の舟運を助成すること多大ならん、此兩河の舟運は西伯利鐵道設計當時より當局者に於て鐵道と聯絡すべく豫定したりしものなり

と

前記汽船會社の主旨は、要するに水路と並行する鐵道は無益なりといふにありて、遞信大臣及水路管理部長に迄議せり、而して政府は之を採用するの意向なるが如し

吾人を以て之を見れば、西蒙古境界に於る鐵道の敷設は甚必要なり、但水路と並行して競爭するの途に出つることなく、水路輸送の繁榮を幇助すべき鐵道たるを要すとは、決して「オビ」汽船會社の論私益のみの打算に出てたるものにあらざるを認む、然れども同會社の亞爾泰地方製造場設置問題は、西伯利工業界の現狀を以てして之を實現すること、蓋近き將來に期待すべきにあらざるべし

之を要するに交通上の改善は、對蒙古貿易振興策の一大要件として、唱導せらるゝこと既に久し、然れとも吾人の觀察にして誤なくんば、縱令交通上の設備間然する所なきに至るも、外國品と競爭して勝を制するの工夫なくんば、蒙古貿易の繁榮は猶望むべからず、現今我對蒙古貿易の打擊は實に外國品の競爭に在り、是我商品の購買者の嗜好に投せざること、及價格の不廉なること等の缺點に職由す、外國人及支那人は善く此間の消息を解し、巧に顧客を吸收するの術を會得す、是れ彼等の蒙古市場に於ける距離露國の之に於けるよりも、懸かに遼遠なるに拘らず、猶能く販路を擴張し利益を得る所以なり

次に露國商業上打擊を與へたるは、烏里雅斯臺に於ける露亞銀行支店の閉鎖なり、露亞銀行代表者は、自蒙古貿易上露國の利とする所は、蒙古品の輸入にあらずして、露國品

の輸出にあり、之を盛ならしむるは、露國製造家をして、直接に輸出せしむるに在りと稱し庫倫には露亞銀行支店ありて、倉庫の設備に助力し、露國製造業者をして商品を之に送るの便を得しむ、而して西部蒙古に對する貿易額は、蒙古の他の部分に於けるよりも大なり、其重要なるは領事館の新設せられたるを以ても見るべきなり、然るに唯り露亞銀行支店の此地に閉鎖せられたる、抑々何の理由ありて然るか、吾人の尤解するに苦む所にして、現今西部蒙古に金融機關の必要なるは、露國實業家の喜しく唱導する所蓋亦當面の急務なりとす

◉東三省移民開墾策(四)

元奉天鹽運使 熊希齡稿

移民方法

東三省は遠く關外にあるを以て各省の人其大利のある處たるを知らず、又其志移住にあるものも則ち道遠く費巨なるを以て赴く能はず、然れども又全く政府の力を以て資助せんとするは元より財政の許さゞる所、全國の人心を合し重を此舉に注がざらしめざれば能はず、故に移民政策を謀るものは必ず先づ種々の方法を籌畫し以て各省の移民を鼓吹して、以て實邊の果を結ばしむ、其應に辦ずべきの事大凡次の數端也

移民種類

甲、旅費自辦移民
乙、各公司雇用移民
丙、教會資助移民
丁、各省官費資助移民
戊、諮議局農會商會の紹介移民
己、南洋米國等の華僑の移來者
庚、弧兒院感化院及一切慈善團體の補助移民
辛、提法司、監獄習藝所よりの出獄罪人の補助移民

以上各種移來の民は均しく各公益團體にて、移住志望者の籍貫品行を查明し保證を行ひ、各地へ派遣しある東省屯墾總局の派員の許へ送り、派員は更にこれを保護して移民地に到らしむ、

墾地條例

甲、土地を得んとするものは各公司又は殷實の商人等は皆墾屯局所定の標準價格に從ひ拂下ぐべし
乙、各慈善團體、公益事業團體、又は農民の土地を得んとするものあれば無代拂下ぐ
丙、各團體又は一個人の領すべき地畝は均しく制限あり一定の區域を限りとす

、丁、團體と個人とに論なく一定の墾期を定め若し其間に開墾を竣らざるものは許可を取消す

屯墾局は元來移民の招徠を欲す、故に各公司又は殷實の商人が土地を得るには一定の代金を納めしむと雖も、然かも又種々優待の法を設け、或は地費の三分の一を免じ、或は納費期限を延期し、或は開墾機器材料の輸入稅を免じ、或は鐵道の賃銀を免じ、地費を免ぜると相比して遜らざるの利益を與ふ

移民取扱所

各省諮議局農商會及慈善團體既に已に東三省の移民を鼓吹す、則ち屯墾局亦應に日露の辦法に仍照して、凡て輪船通ずべきの口岸には均しく移民取扱事務所を設け、各省團體より移民を送り來るあれば事務員すべてこれが取扱に任ずべく、近接の地方官は又警官を派してこれを保護すべし

醫院

新移の民は多く氣候水土の變により疾病の苦あるを免れず、苟くも醫藥備はらずんば移民は病に由て歸らん事を思ふべく、久しく其土に留るべからざるべし、應に屯墾分局あるの處には醫院を附設すべき也

寺廟

各國移民が能く險を冒し苦に耐えて墾地に赴くものは其宗教の力によるもの多し、故に能く新世界を開きて繁盛ならしめ且風俗良善に道德の觀念をあつからしめんとせば、宗教の力によらざるべからず、故に宜しく新墾の村落には均しく寺院を設立し依て以て信教に便にし堅忍不拔の志を養はしむべし

地方公益團體

南北各省の民新墾の地に新處すれば、心志不一の患あるを免れず、故に宜しくこれが爲に地方自治團體を組織して、與ふるに免費公地を以てし、新移の民をして團體を作らしめ、一致して教育警察慈善事業等に從ひ、斯くして其省界黨派の觀念を化せん事につとむべき也

學校課程改正

中國移民の區域は蒙古新疆、西藏等皆數萬里の幅員あり、僅に東三省のみにあらざる也、近者各國種族の見益固く、華僑頻に各地に於て排斥せらる、四萬々生齒の衆を以て苟くも新地の殖民の尾閭をなすものなくんば其禍勝すからざるものあらん

故に宜しく法を設けて移民の必要を鼓吹し、後生子弟をして新世界に赴いて難險を避けざるの思想あらしむべく、而して後移民の發達始めて望むべき也、されば今に於て學部一切の移民鼓吹の辦法を中小學堂の教科書中に編入し各學堂教員をして、學生にこれが必要及利益等を說かしむべき也

移民俗譚書報

民智開けされば往々遠行を憚り偷惰に慣るゝもの固より習俗の然る處たりと雖も、又僻處邊隅なるが爲、新世界に於て新事業をなす赤手以て成功し得べきを知らざるによるもの多し、故に屯墾總局は旅費、開墾費及將來の利益等一切を調査し、俗語の小冊又は報紙を發行し、各省公益團體に送り廣く流傳せしむべし、若し流傳すれば以て移民の欲望を鼓吹するに足る

べく移民は招かずして自ら集まらん

以上陳る處の八端は移民等畫の方法として缺くべからざるもの、之れに由て之れを行へば東三省の移墾政策希くば良果を收むるを得んか

屯墾經費豫算

移民政策既に定まれば經費豫算は其最要なるもの也、日本北海道に於ける經費支出の狀を査するに明治二年より四十二年に至る迄に支出せる處一億三千萬圓、其中純粹の政府の支出に係るものは四千萬圓にして、其餘はこれを地方費より支出せり、而して其成蹟を見るに北海道物產總額約六千四百萬元、貿易總額一億五千萬元、盛ならずと謂ふべからず、今我東三省殖民に從事せんと欲せば年限を豫定して繼續經費を定むるにあらざれば、以て基礎を立て久遠に垂るゝに足らず、茲に二十年を以て期となし、其要する所の經費を上文提議せる所に從ひ各設備をなすものとして、計算すれば次の如し

一、局所費　四百九十四萬兩

屯墾局を新城府に設くれば東三省々城及哈爾賓、呼倫貝爾、杜伯特、郭爾羅斯前旗、奮古塔、綏遠、湯原、興東、愛琿、漠河、饒河、東寧、密山、琿春、延吉、長白、洮南、遼源各道府州六縣二十三處に屯墾分局を設け、瀋口、天津、北京、上海、青島、煙臺、營口、山海關、葫蘆島、大連、浦港、珀利各口岸十二處に屯墾招待事務所を設くべき也、而して總局各場所を統轄すれば政務繁なるを以て分科を設くるの要あり、又學識優祐の人才を集めざれば以て佐理に資するに足らざるべし、故に毎年の經費を十二萬兩とす、各分局は事務單簡なれば一年の經費五千兩にて足るべく二十三處を合して十一萬五千兩也、招待事務所は分局に比すれば更に簡なれば經費亦一千兩とし十二處にて一萬二千兩、合計毎年の經費二十四萬七千兩也

二、屯田費　一千七百二十四萬兩

屯田兵制はこれを混成協に彷照して編制すべく、北洋より毎年奉天混成協の糧餉を協濟する比例より考ふるに年額約四十六萬餘兩を要すべし、更に又、房屋農具等の經費を計算するにこれ亦四十萬兩を要すべく、計八十六萬二千餘兩に達すべし

三、實業費　一千百九十八萬四千兩

內譯農業試驗場常年經費　五萬兩

工業試驗場　同　十六萬兩

林業試驗場　同　三萬兩

水產試驗場　同　三萬兩

商船學校　同　八萬兩

模範鐵工場　同　七萬兩

種牛種馬牧場同　十六萬兩

測候所　同　一萬九千二百兩

移民總分局所在地二十四處に設く一所八百兩

小計　五十九萬九千二百兩

四、道路費　二千萬兩

橋梁渡船經費　二千萬兩

五、濬河費　二千萬兩

六、驛站費　一千二百四十萬兩

河道一萬一千里に達し、陸路は二萬里を以て限りとなす、計水陸道路計三萬一千里、每五十里に一站を設けば計六百二十站に達すべく、每站の經費一千兩とせば、年額計六十二萬兩となる。

七、銀行費　一千萬兩

八、郵船費　一千七百八十萬兩

愛琿道臺の豫算によるに購船六隻此銀三十六萬兩每年每隻の用費三萬五千兩、年額計三十九萬兩商輪補助二十隻每隻資本十萬兩とし七釐の官利を與ふとせば每隻七千兩として二十隻にては十四萬兩に達す、

小計　八十八萬兩

九、鐵道費　一千二百萬兩

沿江各處森林運道甚だ遠ければ輕便鐵道を造り以て運轉に利せざるべからず、其延長千里を度をなし每里一萬二千兩を要すとせば合計千二百萬兩に達せん

十、移民費

移民中補助を要するものあり、これを每年十戶を以て限りとし、每戶に二百兩を補助するものとせば年額二千兩を要すべし

十一、醫院費　四百二十萬兩

移民總分各局設置の地に病院を附設すべし、而して奉吉黑三省城の必ずしも設立を要せざる處を除き、尙二十一處あり、每處一院每院年額一萬兩を要すとせば計二十一萬兩に達す

十二、敎育費

凡各移民分局設置の地には中學堂一所宛を設くべく、一所經費五千兩を要すとせば二十一處にて十萬五千兩に至るべし、各村の小學堂費は地方稅より支辨すべし

十三、開辦費　五百萬兩

凡そ各局所の場校の房屋の建築器械の購辦費を今暫く五百萬兩と定む、若し不足の時は豫備費中より支辨すべき也

十四、豫備費　三百萬兩

總計二十年間に要する所一億四千四百六十六萬四千兩、銀行資本一千萬兩開辦費五百萬兩を第一年に支出すべきを除ける外、其餘の一億二千九百六十萬四千兩は二十年間に分割支出すべく、每年の支出高六百四十八萬三千二百兩也、若し手取九五の外債によるものとせば、當に銀一億五千二百五十萬兩を借入れば、以て豫定の支出高に達すべし、仍ち第一年の銀行、開辦の兩款千五百萬兩を除くの外每年六百八十七萬五千兩宛を分支すべき也

又年利五厘を以て計算するに第一年の收銀二千百八十七萬五千兩に對しては百九萬三千七百五十兩を要すべく、其後按年累進すると共に、債銀六百八十七萬五千兩の息を加ふべく、第二十年に至れば利息は七百六十二萬五千兩に達すべし、今これを表示すれば次の如し

年別	借款銀數	年利五厘	比年增加	利子合計

一	三二、八五、〇〇〇	一、〇九三、七五〇	一、〇九三、七五〇	
二	六、八七五、〇〇〇	三四三、七五〇	一、〇九三、七五〇	一、四三七、五〇〇
三	同	同	一、四三七、五〇〇	一、七八一、二五〇
四	同	同	一、七八一、二五〇	二、一二五、〇〇〇
五	同	同	二、一二五、〇〇〇	二、四六八、七五〇
六	同	同	二、四六八、七五〇	二、八一二、五〇〇
七	同	同	二、八一二、五〇〇	三、一五六、二五〇
八	同	同	三、一五六、二五〇	三、五〇〇、〇〇〇
九	同	同	三、五〇〇、〇〇〇	三、八四三、七五〇
十	同	同	三、八四三、七五〇	四、一八七、五〇〇
十一	同	同	四、一八七、五〇〇	四、五三一、二五〇
十二	同	同	四、五三一、二五〇	四、八七五、〇〇〇
十三	同	同	四、八七五、〇〇〇	五、二一八、七五〇
十四	同	同	五、二一八、七五〇	五、五六二、五〇〇
十五	同	同	五、五六二、五〇〇	五、九〇六、二五〇
十六	同	同	五、九〇六、二五〇	六、二五〇、〇〇〇
十七	同	同	六、二五〇、〇〇〇	六、五九三、七五〇
十八	同	同	六、五九三、七五〇	六、九三七、五〇〇
十九	同	同	六、九三七、五〇〇	七、二八一、二五〇
二十	同	同	七、二八一、二五〇	七、六二五、〇〇〇
合計	一五三、五〇〇、〇〇〇	七、六二五、〇〇〇		八七、八七、五〇〇

元金償還の法に至りては北滿州に尙未墾の荒地一億五千二百萬畝あり、十年を以て開墾し盡さんを期す即ち毎年應に地を開く一千五百萬畝なるべし、毎人に百畝を授くとせば、移民十五萬人を容るべし、地方新稅を除く外田賦毎畝銀四分を徵せば、地丁銀六百餘萬兩を得べし、又奉天省に於ては田賦三千萬畝につき契稅、燒酒出產稅牲畜稅の四項の稅銀三百六萬兩に達す、若し此比を以てせば墾地一億五千百萬畝に就いては一千五百餘萬兩を得べし、此兩者の收入を合すれば二千一百餘萬兩に至る、これに加ふるに銀行及其他の瀛餘を以てせば則ち容易に元金を償返し得べし、從て巨額の外債を借りて移民開墾をなすと雖も何等の危險を見ざる也

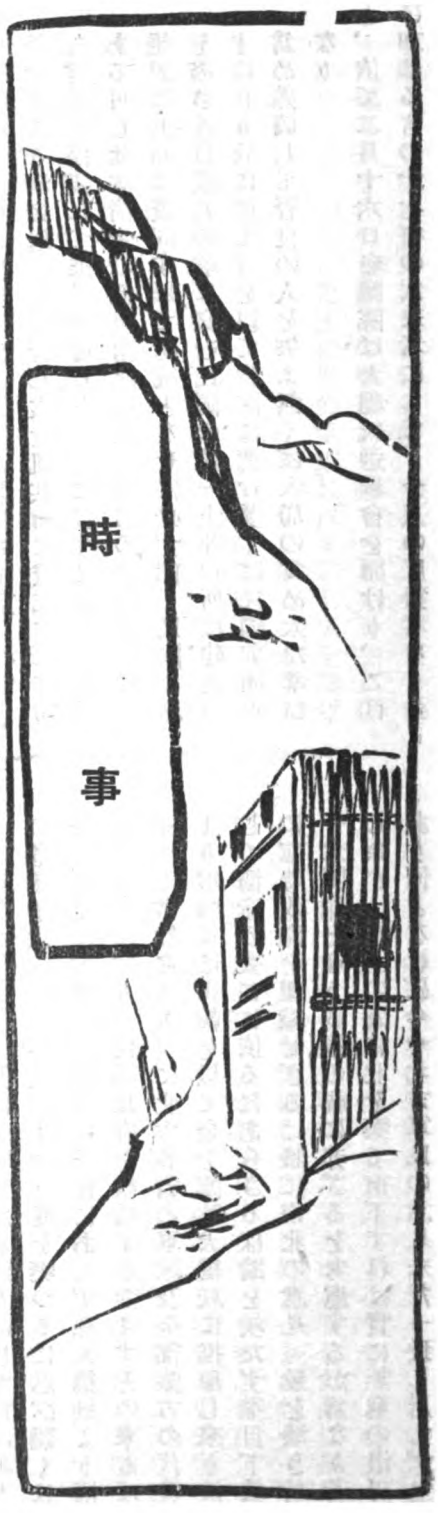

◉孫逸仙の辭任

清廷の退位決定すると共に二月十四日を以て臨時大總統孫逸仙は辭表を提出せり、聞くが如くんば孫の辭任は既定の事實にして、袁の推擧亦既定の事實なりしと、清廷の總理大臣袁の爲に犬馬の勞を取り、事成るの日自ら退いて袁を顯要の地位に擧げ自ら其節度に服せんとする孫君の襟度景仰に餘あり、只共和の二字を得れば内容の如何を問はず、手段の如何を問はざるか、事の此に至らざるべからざりし原因を推すれば孫、黄の心事諒とするものあると共に、清廷の基礎は必ずしもあはれむべきものにあらざりしを知る、孫の辭表は次の如し、

中華民國臨時大總統孫咨す昨日伍代表北京電を得たり、本總統以爲らく我國民の志は共和を建設し專制を傾覆するに在りと義士大に起り全國之に傾く清帝は大勢に鑒み君主を保全するは必然無効なるを知り遂に退位の議あり今や已に退位を宣布し共和に贊成し中華民國を承認せり是より帝政永く中國の内に止まらず民國の目的亦已に達し得たり、正に民國創成の始めに當りて本總統選ばれて公僕となり、宣言誓書を成し實に專制を傾覆し民國を鞏固にし民生の幸福を圖るを以て任となし、專制政府已に仆れ國内變亂無く民國世界に獨立し列邦の公認を得るに及んで本總統は即ち辭職を行ふことを誓へり、現在清帝退位し專制已に除かれ南北一新更に兵亂無く民國の各國に承認せらるゝ旦夕を期す可し、本總統正に誓言を踏みて辭職し隱退す可きなり、茲に貴院に諮り告ぐ貴院當さに國民の公意を代表し速かに賢を擧げ能く南京に來らしめ事に接し以て我が職を解くに便ならしめよ其條件は左の

如し

一、臨時政府の地點は南京に設くる事各省代表者の議定する所更に改む能はず

二、辭職後參議院新總統を擧げ定め新總統親しく南京に到り任を受くる時本大總統及び國務各大臣即ち其任を解く可し

三、臨時政府約法、參議院の制定發布せる一切の法律章程は新總統必ず須らく之れを遵守す可し

●大總統選擧

孫は臨時大總統の辭表を提出すると共に參議院に提議して曰く

臨時大統領孫咨す今日本總統辭表を提出し改めて賢能を擇ぶを要求せり選擧の事之れ國民の公權にして本總統實は容喙の餘地無し唯だ先きに伍代表をして北京に打電し約せるあり清帝退位を實行し袁世凱共和に贊成すれば即ち當さに提議して推擧す可しと思ふに貴院又諒とする所ある可し此次清帝の遜位南北の統一袁君の力實に多し其絕對に共和に贊同す擧て總統となせば必ず能く民國に忠を盡さん且袁君經驗に富む民國の統一上賴む所は建設の才に在り故に敢て賢を以て貴院に薦む冀くば民國前途の爲め熟圖して賢良の人を失ふ無くば大局の爲め太た幸ひなり

と、依て二月十六日參議院は大總統選擧會を開けり、これに加はるもの十七省の代表者にして、一人の反對者なく全會一致を以て遂に袁世凱を第一期大總統に選擧せり

南京側は共和の二字を得んが爲めには、從來表面上革命黨と何等の緣故なく、且昨日迄は唯一の敵たりし袁世凱を滿場一致を以て大總統に推戴せざるべからざる迄の苦境に起ちし也、斯くせざれば其目的を達する能はざりし程清廷の地位は尙鞏固なりし也

南京より此旨袁に電致するや袁は先づ辭を設けてこれを辭せり、曰く

清帝の讓位と共に速かに統一を圖り危局を定むべきは間髮を容れず是れ實に民國存亡の關する處なり今孫大總統より既に辭表を呈出し余を大總統に擧げたるに付速かに南京に來り別に適當なる人を擧げて北方の治安を圖らしめたく又黃興及革軍隊長より余に南京に來るべしとの二通の電報に接したり余は素南京に赴くことを欲するも暫く北京を離れ難きは既に聲明したる通りにして實に北方の危機隱伏し全國半數の生命財產を棄つるに忍び難く且余の北京に留まるは清國の委任にあらず孫大總統より清帝の委任に依りて民國政府を組織する能はすとの來電は極めて當然なるも現に北方各省の軍隊及全部蒙古の代表より電報又は書翰を以て余を臨時大總統に推擧し來り決して清帝の委任に依るにあらざるは論を俟たず唯目下俄に臨時政府を組織せざるは特に南北の意見一致を缺き統一愈困難となり國家の福に非ざるを考慮するが爲なり若し余が一身上の爲に北を棄て南下すれば實に無窮の沮碍あり何となれば今や北方軍民の意見未だ一致し居らず皇

族中外人に愚弄せらるゝものあり北京外交團屢々が北京を離るゝを慮り且奉天黒龍江省時々動搖あり外蒙哀各數々内寇外患を警告し來るの事情あり余一度北京を去れば變端直に起るが故に愛國救世の素志に反す若し人を擧げ之に代らしめんとするも各方面を統一せしむるの人なく斯くの如くにして永く統一し能はざれば終に外國の承認を得る能はざるの困難ありて大局益危し仍て思ふに寧ろ孫大總統の辭職よりも余が退出するに如かずと、蓋し民設の政府は人民の推擧せる總統によりて統一を圖ること今日の良計なるが故に南北政府より北方各省及び軍隊を適當に引繼がば余は直に故鄉に退き共和の國民たるべし其引繼を爲す前迄は余は全力を盡くして姑く秩序の維持を圖るべし之を要するに共和既に定まる後憂國を以て前提となし大總統問題を以て南北分れ遂に漢人分裂の災を發生せしむるを欲せず

と、哀は飽くまで自ら動くを欲せず、大勢の趣く所止むなくして動くが如からしめんとす、哀は南京の推擧のみによりて未だ就任を肯せざるべく、其の大總統たるは必ずや各省各地各界を通じて交々其就任を要請し來れるの時にあらん、而して此要請は今や頻々として到着しつゝあり、哀の計は周且密なる哉、今直隷の大官の哀推戴書を示せば次の如し

天は中國を佑け種族の見を化して政治を改良し政治の體を變じて皆共和を認め皇號の尊榮を保ちて生靈の塗炭を拯へり是れ我公の賚に若心して締造積蓋し天下を以て任と爲せるによるものにて功業依閭天下の賴る所なり現に時局危迫中外治を望む事殷んにして古今不世出の雄才が時に及んで建設するを待つこと急なり必ず外には素より信用あり内政には經驗に富み軍人は翕服し民論は推崇して乃ち能く衆心を維繫し全局を保持すべき南北合一政府の臨時大總統は我公が其難に力任するに非ざれば以て時艱を濟ふて群望を愜かしむるに足らず鎭芳等事安危の大計に關するを以て敢へて公同電請す願くば請ふ所に俯順し統一政府臨時大總統に力任し新基を建ゝ共に幸福を蒙らしめよ迫切籲懇の至りに勝へず

●首都問題

哀世凱は好箇の策士なる哉、迂餘曲折の裡自ら黒幕にかくれては退位を要請せしめ、舞臺にあらはれてはこれを斥け而して遂に大勢止むなきものゝ如くして、清廷退位の大芝居を打つて退け、更に自ら求めざるが如くして、昨の敵なりし南京參議院をして滿場一致、第一期大總統に推擧せしめ、而して又第一の難關と稱せらるゝ首都問題をも、何の苦もなく自らの欲するが如く解決せんとす

即ち近來或は蒙古、直隷、河南其他南方の抗州等さへ首都を北京に奠めん事を請ひ、或は武將或は高官亦名を連ねて遷都に反對す、斯くの如くして北京奠都の聲漸く大なるに及んで、大勢上止むなく北京に奠めんと稱するは蓋し哀君慣用の方策ならん、而して近來南京側も又首都問題に關してあまり强硬ならざるが如ければすべて哀君の意の如から

ん袁君若しナポレオン三世たらんと欲せば蓋し又袁君の意の如からん

今直轄の大官の首都論を左に錄して所謂輿論の一班を知るに便せん

政體改まり總統擧げられ南北一致中外皆な民國設立を喜び維新の大業經營多端、政府地點問題關係する所甚だ大なり公機を審にし勢を計るに都を北京に定むるに如くはなし謹んで其の事情理由八條を示さん

（第一）窃に思ふに大局形勢の轉移に見るも近日列强のなす所漸く海上權を凌駕して大陸に走る即ち巴奈馬運河の開鑿バイカル湖の鐵道複線安奉線の架橋皆なこれ太平洋極東各所に意を注ぐを見る北京は陸路歐洲に達し交通の利便大なりこれ北を捨て南すべからざる理由の一なり

（第二）近年親貴政權を握り一旦勢を失ひたる專制の餘威再び盛んに君主政體又兆し天子を挾んで以て諸侯に令するのみならず正に外兵を借りて以て內亂を平げん此事一度發せば根本動搖せん

（第三）南北滿洲內外蒙古近く隣境に接し皆必ず爭ふの地北京はこれを控制するに足る若し之を捨てんかこれ等の地又我が有にあらざるべし

（第四）中國の幅員廣袤なるは地學者の都を北に偏せしむとて之を短しとなすもこれを各省に就て統べ見るに而も未た亞細亞洲を併せてこれを計らず黃色人種日々に繁殖す地の以て植民すべきなし天の荒れたる土地を遺しこれを拓くを待つ將來民を移して畜牧を計らざるべからず

（第五）國基新たに建ち萬端經理すべきあり財源不足着手最も難し北京は明の遷都以來朝廷官舍庭園市街商店其他經營規模雄大近年軍事銃器に富み學校書籍其他今日の設備全國に冠たり既に成るの局を捨つる財政の堪ふる所にあらずこれを捨て別に謀る何處に財源を得んとするか

（第六）共和成立民と更始す舊時のみ非政を除き新陳代謝するに凡そ制度の在來の成案を參考する必要あり南京にて匆率に事を始め依る所なく何事も節度し得べきものなきにあらずや

（第七）各國と條約を結び使を通じて以來北京に公使館林立千九百年以來その規模大にその費用少からず一旦移轉をすれば外國人はそれを許すや否や且つ公使館建設費を如何にして辨償するか其の外千九百〇一年の條約に由つて京奉滬鐵道條文の關係少からず最も困難なり

（第八）晉は南京に都したるため北方の領土遂に亡ぶ宋は臨安に移り北を坐ながらに失へり則ち佛蘭西亞米利加民主各國古きを捨て新たに都を營むを聞かず覆車宜しく顧み善思宜しく師とすべきなり云々

●袁世凱の豹變

君子は豹變す、袁世凱が淸廷の總理大臣より民國第一期大總統に豹變せんとするが如き、蓋し其君子の質によるか昨日淸廷に對し封爵を辭するの文を草し、文中國恩の重と殊遇の厚きを說き、今日電を孫逸仙に送つて共和政治の贊をなし以て無窮の幸福となす、嗚呼袁君の如きは所謂過つて

改むるに憚るなきものか將た又君子の質か、其皇帝退位發表と共に南京に致せる電報次の如し、これを以て曩の辭職の文に比す誰か其豹變に驚かざらん、

孫大總統參議院各部總長武昌黎副總統同鑒共和が最良の國體たるは世界の公論なり今帝政より一擺して之に躋及す實に諸公累月の心血にして亦た民國無窮の幸福なり大清皇帝既に明詔を下して辭位せられ業てに世凱の署名を經たり則ち宣布の日は帝政の終局にして即ち民國の始基なり此れより努力進行し務めて圓滿の地位に達到し永く君主政體をして再び中國に行はしめざるべし現在統一組織は至重にして且つ繁ければ世凱は南行して大敎を請ひ共に進行の法を謀らんと欲するも唯だ北方の秩序維持する能はす軍旅林の如くにして部署を加ふるの必要あり大心未だ盡く一致せず若し動搖するあれば全國に牽涉せんことを恐る諸君同じく時局を察せらるれば必ず能く此の苦衷を諒とせられん共和設立の重要問題に至つては諸君は研究して素より成算の胸に在るあらん應さに如何に統一組織の法を協商すべきかは尙ほ須らく迅かに敎示せらるべし

袁世凱は夏に又同時に各省督撫に送れる宣言書は事の今日に至れる經路を語るもの、是れを讀まば皆獨り孤忠を持して而して得ざりし袁君の心事を憫まん、あゝ罪は悉く人にあり、而して功は獨り袁にあり、袁は只抗する能はざるに至り大勢の趨く處に從ひしのみ其所謂大勢が何人の作爲する所なりしやの如きは元より袁君自ら說くべき所にあらず世凱臥病三年世を問ふの志無かりしが朝旨の敦促により屢ば辭するを獲ず督師より更に入朝し君憲の宗旨を抱定せしが大勢推遷し內外牽逼し東南の區域既に皆瓦解し西北の各省時に復た響應し資政院及び各諮議局並に商學の各界均しく兵力を以て平亂せざるを主とし又庫儲も奇絀にして借款も難く械は購ふ能はず兵は增す能はず漢口回復して海軍繼いで變し漢陽克つて南京旋た失ふ江海の權亡び財賦の源絕へ法を設けて將士を激勵し山東の獨立を取消し山西の省垣を規復し陝洛を力保し大同一帶を收撫し勉めて支撐を爲し北方は賴つて以て粗ぼ安しと雖も潮流激烈到る處に灌輸し民軍は京津に散布して時に舉動を謀り土匪亦た所在に蜂起し兵を分ちて布置するに防ぐに足らず重ねるに六國が調停して人道を尊重し息戰和商するを以て諸ひを爲せるにより已むを得ずして始めに代表討論の行ひあり繼では國體公決の詔あり磋商多日なるも成議なく遷延愈よ久しくして險象環生し外人は商務借款に付いて時に責言あり會匪土匪は禁掠淫殺し均しく大局未だ定らず勦辨に難きを以て近くは庫倫伊犁呼倫各處紛々獨立を告げ西藏の變亂は屢ば見はれ內には糜爛の患多く外には干涉の機を動かし民軍時に又道を分ちて北し攻し晉豫は警報頻に到り徐潁は又援師繼くなく兵費は百方湊發して非常に竭蹶し年內に百萬あるに非ざれば渡歲する能はず而して軍心動搖し政變遷を見る若し相持せば忽ちに春融氷泮して民軍北來し戰はんと欲して能はず和せんとして未及はず但だに生靈を塗炭するのみならず必ず

師を震驚するに至り何を以て宮廷を安じて陵廟を保し何を以て皇族を全ふして旗民を活せん世凱は此の困難に遭ひ死を祈つて得ず去るを求め允されず惟德等と私憂竊歎し輒ち相向つて泣下するに至る近頃各國の駐使各埠の商團各處の議會各路の軍隊各省の督撫紛々として來電し皆人心共和に趨向し斷じて逆遏し難し事機危迫し存亡呼吸の間に在り其城下の盟を爲して後禍を測られざるよりは恩、上より出て早く共和を宣布し君上をして尊榮を失はしめず民國をして樂んで酬報を爲さしむるに如かずと言ひ並びに責むるに兩宮及び北方の生命財產を以て孤注と爲し一戰を僥倖して萬金を慮らざるを以てせり慈宮親貴は大勢を鑒觀し輿情を默察し屢ば會議を召集して均しく萬々戰ふべきの理なきを主とせらる世凱等復た屢ば慈諭を荷ひ諄々として宗廟陵寢を保全し及び兩宮を安全にするを以て相訓勉せられ並に萬々種族の慘禍を激成す可らざる旨を諭されたり命を聞いて惴慄し能く心に副ふなきを懼る既に計を竭して之を復びするなし唯だ國家を以て前提と爲し以て上を安んじ下を全ふするを以て目的となし多數の輿論を以て從違を爲すを得論旨を奉じて民軍と先づ皇室の優禮及び滿蒙回藏待遇等の條件を商議せり是れ實に朝廷が兩害の輕きものを取り萬已むを得ざるの苦衷なり果して能く雙方同意し和平解決せば皇室既に尊榮を享くべく前代未曾有の事たり而して滿蒙回藏世爵各旗の俸餉は均しく舊に照して優廢せず之を決裂の後受禍の測られざるものに比すれば其安危苦樂は殆んど年を同ふして語る可らず磋商數回にして朝廷には利害を比較し定議を斟酌して遂に今日の局あり諸公は熱心に治を求め偉略を以て時を匡ひ和平を渴望せらるれば定めて同意を徵せらるべし唯だ倘ほ恐くは未だ其詳を知られざるべきを以て敢て略述して奉達す

◉開平灤州炭坑合併

開平炭坑は支那第一の炭坑なるが北淸事變に際し巧に英人の誘ふ所となり遂に英人の手中に歸せり、後支那は新たに其隣區たる灤州炭坑を開きしが、炭脈大に質亦良好なるより、英國はこれを忌み灤州炭坑は英國の礦區內也と主張し兩者の間紛糾を事とし、遂に直隸省民は開平炭坑の回收を策するに至りしが、英國は今回の事變を利用して、遂にこれを兩つながら其手中に收めたり而して其合併條件の主要なるものは次の如し

一開平礦務局と灤州礦務局とは何れも資本を百萬磅宛とし聯合して開灤礦務總局を組織す

一開灤礦務局は有限責任とし總公司を天津に置く

一株主の利益分配法は一ヶ年三十萬磅に達する迄開平側に六分灤州側に四分三十萬磅以上に達すれば何れも平等と爲す

一開灤礦務總公司は新に五十萬磅の新債を募集し舊債の原利を償還す

英國の此舉の如きは實に巧に機會を利用したるものにし

て、曾に開平炭坑回收運動を止めしのみならず、更に有望なる滦州炭坑をも其手中に收めたるが如きは、實に大成功と稱すべき也

◉新政社頻々

共和政府成らんとして新政社の組織せらるゝもの頻々たり今其最近に起れるものを擧ぐれば次の如し

一、同盟會　この會は即ち革命黨の正系にして發生最も早く勢力最も大なり孫文、黃興、汪兆銘、胡漢民、章炳麟等故參の頭領悉皆此會に名を列ねたり彼等の事業大成に近く黨勢益々張れるより近頃規模を擴張すると共に名づけて共和本黨と稱し新政府に對する監督者の位置に在り中華民報を以て其機關紙となす

二、聯合會　此會を率ゐるものは民國第一流の碩學にして共和本黨の一首領たる章炳麟なり程德全副總理の位置を占め張謇唐文治、熊希齡の財政家評議員として黨務を執掌す大共和日報其機關紙たり其主張は支那の國情を以て立言の根本とし米國心醉に對し議論穩健なり稀世の能文家章炳麟の在るありて筆陣最も張れり

三、民社　黎元洪、譚廷闓、藍天蔚、孫武正廷等武弁、豪傑の士を網羅せり前北京帝國日報記者寗調元帷幄に參畫す宣言書中に曰く

破壞の事業は少數人民の同意を得ば即ち以て天下に敵なかるべし建設の事業に至りては多數人民の同意を有するに非ざれば即ち以て萬事齊しく發して一的に趨るの効果を收ひる能はず

四、社會黨　此黨の發起者は浙江省の人江亢虎なり江氏は前に北京に在りて新聞事業に從事し杭州に歸るの後女子敎育に從事し天下に卒先して女學雜誌を興し革命の事起るに及んで奮起して社會黨を組織せり上海天鐸報記者季懷霜最も熱心に江氏を贊翼す機關紙人報を發行せり

五、自由黨　この會は國民の自由を增進し舊を蕩ひ新を布くを主義となす發起者を王樹穀と云ひ曩に黃興を總裁に推せしが辭して就かず學界及び海外在住民間に勢力あり

六、國民協會　完美なる共和制を現出するを主意となす會長は唐文治二月二日結黨式を擧げ幹事二十二人を選び温宗堯幹事長たり

七、五大族同濟會　共和政體解決し五大族を聯合して一民國を組織することゝなりたるにより五大族同濟會を創設せんと發起するものあり遠からず北京に於て開會せらるべしと

八、國民全體開明會　馬體乾等は國民全體開明會なるものを發起したるが其會章は左の如し

一、本會は熱誠の志士を聯絡し博雅の君子を糾合し富强の原則を講究し大同の主義を提唱するを以て宗旨と爲す

二、本會は民智速開民情融洽、群理日燕、國勢日進を以て目的となす

三、本會は德育を發明し學理を精進し職務を紹介し實業を振興するを以て入手の辦法となす

四、本會々員は能く忍び能く勞し能く自治し能く獨立し能く實業を經營し能く教育を擔任するを以て合格と爲す
五、本會は國内の幼民を教育して完全の人格を成さしめ普通社會を改良して富强の根抵を成さしむるを以て責任とす
六、本會は籌有約款を以て定所を租定し辦事す成立の提前として辦すべき事件は左の如し一、會員談話會二、同志閱報社三、宗教演說會四、文言字標講習社五、華語會通講究所六、國民普通教育館
又繼續して開辦すべき各事は左の如し
一、群理生計研究會　二、職務紹介交通所
三、農工商教育研究會　四、法政經濟講習所
五、同利共業會　六、圖書館
七、恤孤頤老院　八、緒性音樂會
九、軍事共修會
支那人は元來朋黨比周を事とす、是等雨後の荀の如き政社に眞の政黨の意義ありとなさんは未だし也

◉頻々たる借款問題

支那は南北兩政府とも財政難に苦しみ、列國亦此機を利用して支那に利權を收めんと欲す、斯くの如くして近時支那に借款問題の起るもの頻々たり
今其主要なるものを列擧せんか次の如し

（借款名）	（金額）	（抵當）
蘇路公司借款	三百萬兩	滬嘉鐵道
漢冶萍借款	一千萬兩	（萍鄉炭山、漢陽鐵廠、大冶鐵山）
招商局借款	一千萬兩	招商局
粵漢鐵道借款	一千三百萬元	廣東粵漢鐵道
天津市面救濟借款	二百四十萬兩	直隸煙酒稅
直隸借款	三百萬兩	北京天津電話局

四國借款
斯くの如く多くの借款問題起れるも其中公然調印を見たるは僅に蘇路公司借款のみ、其他は或は成立せるが如く、或は成立せざるが如く未だ確たる結果の發表を見ず、吾人亦敢て隱を發し微をあばくを須ひざるべし
支那が財政難に苦しむは事實也、而して外國よりの借款によるにあらずしてこれを救濟せんとするは難事也從て借款問題は當然起り來るべき問題也、只列國の利害犬牙錯綜せるは此問題を紛糾せしむ
然し支那は到底借らざるべからざる也、今後に於て賑はふべき支那の問題は夫れ此借款問題乎

◉滿洲の不穩

或は滿洲に革命軍上陸せりと云ひ、或は滿洲は宗社黨の根據地たらんと云ひ各種の風說頻に傳來する時、滿洲に於ても軍隊の衝突起り、或は邦人にして支那人の爲に或は傷けられ或は殺されたるものを出すに至れり
滿洲は我國が特種の關係を有する地なるを以て、彼我國民の間の關係も從て複雜の關係を生じ紛爭を見る事從來乏し

とせず、殊に今回の如く紛亂の巷たらんとする時に於て然るべし

我國は滿洲に於ては特種の關係を有するものなれば、此地を紛亂の巷たらしめ、我利權を損し我國民に被害を及ぼしめんは如何なる場合にも忍ぶべきことにあらず、然れども今や列國の對支那態度は往昔と甚だ赴を異にするに至れる點は大に考慮せざるべからざる所、徒に出兵を稱し最後の手段に出でんとするが如きは吾人の採らざる所

元より國家百年の大計を行ふに於ては支那又は列國の意嚮の如き必ずしも深く考慮すべきにあらず斷々乎として其信ずる處に遵往せんのみ、只其眞に國家百年の大計として過りなきや否やは、十分の上にも考究させるべからざる也

●明治四十五年二上半期月 支那半月史

內治外交

●大官の更動

二月一日

任實錄館副總裁　陳寶琛
任甘肅提督　馬金叙
任河南南陽鎭總兵　孟恩遠

二月二日

任郵傳部副大臣署理　阮忠樞
任軍諮府軍諮使　玉　麟
依願免官　汪榮寶
任山西審判廳々丞　程禮元

二月三日

任學部副大臣署理　張　元
任典禮院學士　柯邵忞
三ヶ月の休養を許す　陳夔龍
任直隸總督兼北洋大臣署理　張鎭芳

二月四日

依願免官　弼德院顧問大臣　紹　昌
依願免官　倉場侍郎　桂　春
任倉場侍郎　瑞　豐
任民政部左丞　延　鴻
任民政部右丞　紹　彝
任民政部左參議　徐承錦
任民政部右參議　曾維藩
三ヶ月の休養を許す　黑龍巡撫　周樹模
任黑龍巡撫署理　宋小濂
依願免官　正白旗滿洲副部統　景　恩

二月六日

依願軍諮大臣を免ず　徐世昌

二月九日

任度支部右丞署理　陸宗輿
任度支部左參議　揚壽柟
任度支部右參議　玉瑔芳
任正藍旗漢軍副都統　耆　齡

任鑲白旗漢軍副部統　文照
任鑲白旗蒙古副部統　載光
依願免官
任熱河都統署理　熱河部統　錫良
二月十日　崑源
任願免官　正黃旗護軍統領　善豫
二月十一日
在正黃旗護軍統領　常山
任外城巡警總廳々丞　治格
依願免官　學部左丞　喬樹枏
任崇文門正監督　阿穆爾電圭
任同副監督　桂祥
任同左翼監督　景豐
任同右翼監督　伊克坦

◉讓の布告

袁世凱は清廷退位と共に左の布告を發せり

▲各官へ布告　現在共和國體は既に宣布を經、世凱は忝く臨時政府を組織するの任に膺れり力小にして荷重く勝へざらんことを懼る竊に念ふに政府の機關は一日の間斷ある可らず現に臨時政府を組織するに當り有らゆる舊日の政務は目下仍ほ當さに繼續進行すべし庶政方さに新たに百端擧るを待つは全く群策群力の互に相匡濟するに賴る務めて治安を保全し共に大局を維ぐを以て要と爲す而して新官制未定以前凡そ現有の內外大小文武各項の署人員は均しく應さに舊に照して供職すべく其官を曠する勿れ有らゆる各官署應行の公務應司の職掌より公款公物に及ぶまで均しく常に照して辨理し切實に保管すべく稍懈る可らず尙ほ端を借りて規避し其職守を曠ふするものあれば獨り官規に違背するのみならず抑も且つ國民の義務を放棄するものなり竊に願くば在官の諸君子共に此意を諒せよ此に令す

▲軍警へ布告　現在共和政體既てに宣布を經て本政府を組織するに地方の自治は關係至重にして全く軍警の協同維護して居民をして驚擾せしめざるに賴る現に軍警の各軍は共和に贊成し早く聯合一致を經たれば尤も應さに各義務を盡し合力維持すべし有らゆる舊定の軍紀警章は仍ほ當さに繼續施行すべく藉つて以て政權を統一し秩序を保持し若し不逞の徒あつて端を藉り事を生じ治安を擾亂するあれば定めて當さに法を按じて懲治し以て大局を維ぐべし凡そ各級長官は務めて當さに共に此旨を申し認眞約束し稍疏懈あつて咎戾を致すこと勿れ此に令す

◉孫の袁推戴

大統領孫文は袁世凱の電告に接したる後袁に宛てゝ左の返電を發したりと

北京袁慰亭先生鑒　文は菲才を以て辱く國民の推戴を受任以來拮据張皇して力副はず疏虞貽誤して國民委託の重に負かんことを恐れ自ら受任の無狀を慚ぢ日夜賢を推し能に讓るを希冀したり苟も公の如きものを得て擧げて自ら代らば其國民の幸福を締造するは意料の能く豫め計る所に非ず文は即行引躬し退いて草野に在つて一共和國民と爲るは願ひ

に於て已に非常の滿足なり唯た時勢未だ來らず形ち格せられ勢ひ禁ぜられて公に致し未だ即ち共和進行の願を遂ぐるを得ず文は實に尸位今日に至りたり今幸に清帝遜位し民國確立せり北方各部を維持し南方を統一するは實に唯だ公一人のみなり諺に英雄時勢を造るとは是れを謂ふなり文は何の功もなく獎譽を過蒙する何ぞ愧汗に勝へんや新舊交代萬機舉るを待ち大に遺り艱に投ずるは公に非ざれば辨ずる能はず謹んで左位に處して以て明哲を待つ佇立翹望の至りに勝へず孫文

◉孫の共和勸誘

南京政府孫大統領は退位前信陽州統領王占元、濟南統制張永成、大同府統制何宗蓮河南統領張士鈺、南苑統制張殿儒北京毅軍姜桂題軍門、天津張懷芝軍門、潁州朱家寶、倪嗣冲、新民府潘統制等に對し共和贊同の勸誘電報を發したるが其電文は左の如し

民國の義軍は本と四億萬人の幸福を謀るが爲め已を得すして諸を武力に訴へたり近頃袁內閣と清帝退位の方法を切商して已に成言あり而して滿州少數皇族に把持挾制されて遂に內閣は危困に陷らしめたるも南北本是れ一家なり豈に彼の少數人の私の爲めに血を流すを肯ぜんや民國政府は仰だ共和の成立を圖り同胞を水火に救ふの他に懇々たる所無し天下の事は將に公等と之を共にせんとす今日段公芝泉（祺瑞）聯銜して共和を奏請せり滿族同胞が心理を同うして一致進行を計りて猜貳なきを見る敵を轉じて友と爲すは實に今日に在り否らざるも亦今日に在り諸ふ熟思して審らかに之に處せば幸甚

◉張新督排斥運動

此次張鎭芳が直隸總督署理に任命されたるにより天津各界の反對排斥運動を爲し其勢力甚だ盛なるものあり其袁內閣總理に宛て電拒せる各團體の電稿左の如し

順直諮議局の電

十六日の諭旨を奉ずるに張鎭芳を直督署理とせられ輿論譁然たり此れ其人望に孚はざる已に概見すべし直隸は我公の舊治にして德惠民望あり即大力主持して成命の收回を奏請せらるれば實に至幸と爲す云々

天津縣議參事會の電

張鎭芳署直督の旨を奉ずる後地方甚だ恐る此の人心不靖の時に當り宜しく再び激動せしめざるべし成命の收回を代奏し仍ほ陳督を留めて以て維持に資するを願ふ云々

◉參議院の各審查員

南京政府參議院にて各部を分ち左の審查員を任命せり

財政審查員

潘祖彝　李肇甫　歐陽振聲　楊廷棟

文君羊　殷汝驪　時功玖

法律審查員

王有蘭　彭允彝　谷鍾秀　凌文淵

王正廷　趙士北　平剛　湯漪

熊成章

外交審查員

陳陶怡　張　繼　張伯烈　劉　彥
錢樹芬

請願審查員

李　鑒　劉懋賞　劉成禺　趙世鈺
鄧家彥

◉北京の警備

袁世凱は淸帝退位の準備として續々遠外軍隊を北京に集中し變に備へ强請して愈よ退位の上諭を發せしめしも猶ほ不測の虞ありとし地方の治安と土匪の彈壓を名とし新に順直保衞局なるものを設け十九條の章程を發布せるが今其大要を聞くに警備區を左の六區に分ち

第一區　順天、永平、遵化府等
第二區　天津、河間
第三區　保定、正定府、易、趙、禹、深、定州等
第四區　大名、順德、廣平府等
第五區　宣化府等
第六區　承德、明陽府等

總局を北京に各局を各府及び直隸州に分局を各州縣に置き以て境內の事を辨理せしめ何れも同鄉の宜にして兵を知る者を總局長とし騎步を招集し軍隊編制に則りて保衞隊を編成し府縣州の局分局長には富豪を推し土匪を彈壓するには巡警と聯合し相互に相救ひ若し土匪の防ぎ難きに會せば急を保衞隊に報ずる事とせり而して保衞隊に要する銃丸は直督並に順天府尹熱河都統より配給すといふ

◉北省巡撫の共和贊成

山西巡撫張錫鑾、河南巡撫齊耀琳、黑龍江巡撫周樹模、吉林巡撫陳昭常、山東巡撫張廣建の五名は連名して共和宣布を要求せり

◉河南省の共和請願

河南省諮議局を中心とせる各方面の人士數千人共和政體請願を企て巡撫に代奏を請ひたるが巡撫は文武各官を召集して會議を開き均しく請願運動に同情を表し巡撫はこれが代奏をなしたりと

◉南京衞戍總督府

南京の衞戍總督府は曩に職制を發布せるが最近の同府員は左の如し

▲高等顧問官　章　亮　元
▲顧問官　譚學夔　饒鈞　翁子麟　楊溥廷
▲參　事　正長沈同午　次長柯森
▲秘書官　茅乃登　杜純　梁悤　朱仲禮
▲參謀處　正長楊晉昌　次長沈靖
▲副官處　正長鍾毓璃　次長曾樾超
▲監察處　正長譚道南　次長未詳
▲執法處　正長龍維彌　次長嚴槐林
▲經理處　正長梁守文　次長莊體師

◉南京知府

南京知府には元と馬良を選びしも馬氏は固辭して受けざるより二月一日改めて方潛を知事に任命せり、然るに南京地方紳商は頗るこれに反對し、大總統に對し馬良を任命して衆望を孚にせん事を請へり

◉宗社黨の解散

宗社黨は良弼が殺されしより大に懼れを抱き遂に黨員名簿

を鎖燬して解散せり

◉墨國の損害賠償

清墨兩國政府の懸案たりし墨西哥に於ける支那人殺戮の損害賠償は六ヶ月間に三百六十萬兩を墨西哥政府より支拂ふに一致せりと

◉畿輔保衛社

直隷省出身の京官は畿輔保衛社なるものを組織し全省を六區に分割し每區に精勇五百名全省にて總計三千名の精勇を募集し其費用は津浦鐵路の鹽斤加價の款を以て充て全省の治安を保衛し土匪を嚴緝するを以て目的と爲す由にて現に天津を以て一區と爲し目下其組織に着手中なりと

◉資政院議長辭職

新任資政院議長許鼎霖は辭任を申出でたり

學事軍事

◉新定陸軍階級一覽表

▲上等官　大將軍　左將軍　右將軍

▲中等官　憲步騎砲工輜重兵各大都尉　同上左都尉　右都尉

▲初等官　憲步騎砲工輜重兵各大軍校　同上左軍校　右軍校

▲額外官佐　憲步騎砲工輜重兵各司務長

▲軍士　憲上士中士下士　步同上　騎上士及蹄鐵上士餘同上砲上士中士下士又輜上士下士又槍上士中士下士又木上士中士下士又鍛工上士中士下士又蹄鐵上士中士下士工上士中士下士輜重同上又蹄鐵上士中士下士

▲兵　憲兵　步上等兵一等兵二等兵　騎同上　砲同上　工同上　輜重同上

▲上等軍佐　軍需總監　軍醫總監（階同左將軍）軍需正　軍醫監（階同右將軍）

▲中等軍佐　一二三等軍需長　同上軍醫長　同上司藥長　同上獸醫長

▲次等軍佐　一二三等軍需　同上軍醫　同上司藥　同上獸醫

▲輕理軍士　軍需上中下士　縫工上中下士　靴工上中下士　衞生軍士（看護上中下士）（均同軍士）

▲經理兵　（上等縫工靴工）（同上等兵）衞生兵（看護上等兵一等兵二等兵）（同兵）

▲軍樂長　（階同右軍校）副軍樂長（階同額外官佐）軍樂軍士（上中下士）同軍士（軍樂兵）同上等兵

◉陸軍撫卹院

陸軍部にては陣亡軍士に卹款を給する事を取扱ふ爲に陸軍撫卹院を設け迅速に事務を取扱ふ筈

◉軍隊の緊縮

官軍已に退却し已に戰爭なきに至れるを以て武昌の都督府にては先般軍事會議を開き今後に於ける軍務上に付き討議する所あり而して其重要なる事項を上ぐれば即ち左の如し

一、各兵の食事は總て從前の如く俸給中より支辨自炊せ

しむ

一、各隊兵員中逃亡若くは缺員あるも之れを補充せず

一、各工廠使用人員は以後軍隊の冗員を以て之れに充つ

一、前陸軍中學堂學生及陸軍小學堂學生は總て學校に復歸し肄業せしむ

一、學生軍中陸軍學生にあらざるものは他の學校に入學せしむ

一、各隊の軍器を調査し軍務部より之れを劃一せしむ

一、陸軍將校は總べて試驗の上之れを採用す

財政金融

◉清廷の公債應募高

清廷が內帑金を以て公債に應募したる額次の如し

第一次	黃金	七萬九千九兩五
第二次		二百萬兩
第三次	銀	二十萬
	金	八萬兩
計		一千百十六萬二千九百十元

◉奬勵券の禁止

吳淞軍政分府は軍資補助の爲め奬勵券を發行したるが江蘇浙江兩省都督は奬勵券を以て彩票と同一性質の者なりとし省內に於ける之が買を禁止せんとせるに南京陸軍部は目下軍資缺乏の折柄なれば特別に此等の手段をも採りて補助せざるべからずとて暫時奬勵券の買を許すべき樣兩省都督に申込みたるが其後奬勵券の發行に就ては反對各方面より出てたる爲め陸軍部に於ても遂に之が發行停止を命じたり

◉蘇路公司借款の分配

滬杭甬鐵道の江蘇省に屬する分即ち蘇路公司の財產を抵當とする大倉洋行との三百萬圓借款は愈々成立するに至り去る一月二十八日契約調印をなしたるが利息は年八朱にして五ヶ年据置の十ヶ年償還なり而して蘇路公司にては此の三百萬圓中二百五十萬圓を從前の借款抵當及び賠款抵當となり居れる以外の兩淮の鹽稅を抵當として南京政府に貸付け其餘の五十萬圓を江蘇省藩庫存典款項本利を抵當として江蘇都督府に貸付け一切の償還期銀及び付息の方法は蘇路公司と大倉洋行との契約と同一にし唯だ利息は月七朱半となせり

◉北京各倉庫在米高

最近に於ける北京各倉庫在米高左の如し

舊泰倉	茶米	二萬石(皇室用)
興平倉	老米	十一萬石
	茶米	二萬石
南新倉	老米	十七萬石
北新倉	白米	九萬石
	江米	二萬石

◉臨時稅徵收

武昌の革命軍が軍資の補救として臨時稅を徵收せんと種々計畫する處あり遂に徵收に決定せるが右の課稅は武昌の理

財部に於て議定せられたる徴收法によりて徴收せらるゝものにして從來の釐金の如く上下の貨物に對し從價稅二分五厘を徴收することゝなり從來の釐金の半額を抽收する由而して右稅目に付ては前きに副大統領黎元洪より之れを漢口商務總會に諮問したるに同商會にては既に已を得ざる稅項なりとして一般に之れを徴收すべく決議したり多分遠からず實行を見るに至るべし

◉直隸の債欵分期籌還章程

前總督陳夔龍が交涉司に命じ各司道商會城議董耐會と會同し市面維持に付官洋商各債欵の期の分ち籌還する方法に付章程を作らしめたるが該章程の草案左の如し

一、九月七日(清曆)天津停市以前に息借せし票項一覽拂手形即銀錢票摺交(帳簿により出入せるもの)存條(預手形)の官洋商各債欵は均しく期を分ち償還することゝし以て週轉に資す

一、分期の年限は凡そ原息五厘或は五厘以內の者は分つて四年となし其以上のものは分つて八年となす

一、本章程批定の日より起り凡そ票項存條は以前に原訂せし期限未だ到らず或は已に過ぐるものを論ぜず須らく十日內に利息を清算交付並に原本は年分を按じ存條を書す

一、本章程批准の日より起り即是日を以て第一期限と爲し三十日內に分期を照按し存條を數の如く歸還す

一、分年より後舊に照らし利息を付し本の減ずるに隨ひ本年分應付の息を該年の存條の內に註す

一、摺交は本章程批定の日より起り存欠を清算し前條に照らし辨理す

一、九月七日以後に取引せるものは此限にあらず

一、各項の債欵取引の九月七日前後にあるものは日期を按照し分別辨理す

一、九月七日以前欠く所の各欵は九月七日以後換原すと雖も確に實據あれば仍ほ九月七日以前の者に照し辨理す

一、無息浮存の各項貸欵は此例にあらず

一、債務者の欠欵全數を以て歸還を願ふものは之を聽す

此章程草案は錢商を以て主體とせるものにて錢業公所各商家は多く之を承認せるもの〻如く要するに此章程の目的は明年の商務を活動せんとするものにて目前年末の救濟に關するものにあらず錢商が官洋及票莊よりの債務各欵は之に因りて非常の恩惠を得べし

◉招商局借欵と南京政府

招商局汽船會社が南京政府の申込により過日株主會を開きて同局の財產を抵當として一千萬兩の外資を借入れ之を南京政府に貸與することを議決したるに對し當日出席せざりし大株主及び遠隔の地にある株主等は大に不滿足にて不平を唱へつゝあるを以て南京政府にては陳上海都督及び汪兆銘をして招商局當局者と株主全體を承知せしむることに就き協議しつゝありたるが招商局は同局財產を抵當として借欵するに就いて南京政府との間に左の優待條件を契約したりとて之を發表したり

一、借款の元金利子は倶に民國政府より償還を擔任し招商局には絲毫の損害をも受けしめず

二、招商局が今回の借款を承認せば民國政府は招商局を國家郵船會社となすべし

二、其の外洋航路を擴張して相當の補助金を與ふ

◉南京軍用紙幣の紛擾

南京にて發行したる軍用紙幣に三ヶ月後引換に應すべしとの文字ありしより市上にては大に驚き大小錢店相率いて、罷市したるより陸軍部にては馬府街交通銀行跡に兌換處を設立し、此軍用紙幣をすべて引換へ漸く人心を安んじたり

◉奉天實物中の陶銅器

清朝皇室は奉天宮殿に保存しある實物調査の爲め先頃調査委員を派し調査せしめたるが調査濟となりたる陶銅器の大略を記せば左の如し

▲康熙款　白地藍四番蓮大碗其の他中碗の類及び盆盤の類並に皿瓶の類百三十四類三萬四千六百六十七件

▲雍正款　哥釉吉和瓶其の他壺及び硯牕の類並に瓶類三百三十三類二萬四千九百八十二件

▲乾隆款　黃地綠龍中碗同小碗花碗並に花插類及び大盤、中皿三寸碟書鐙大小碗の類並に筆洗同横筒の類三百三十一類三萬九千五百〇六件

▲嘉慶款　茶園茶碗茶鍾の類其の他壺及び硯の類一百七十四類千九百六十五件以上有款

▲無款　同樣花牕花碗の類六十五類一千六百六十三件

▲明永瓦（有款）　萬歷、成代、正德、嘉靖、洪治、宣德、隆慶、永樂、大明款等四十五類二百二十件（以上陶磁器）

▲鼎　百四十四件（但商、周、漢、唐の時代より傳來）

▲尊　十六件（但商祖尊周父尊同伯尊其の他漢戊巳尊唐夔紋尊等同時代の物）

▲壘六件　（但周時代）

▲彝　四十一件（但商、周、漢、時代）

▲舟　三件（同上）

▲卣　二十件、瓶八件、甗百三十六件、爵二件、單五件、觚三十六件、觶十件、角一件、卮三件、斝二十九件、鐘一件、簋二件、豆六件、鋪三件、觥二十一件、錠一件、鐙三件、罍十四件、鍑四件、盉十二件、冰鑑五件、匜九件、盤十五件、洗二十四件、盂四件、鍾一件、甑二十四件、盒一件、鑑斗三件（以上銅器にして殆んど風裂座壞脫溶等ありて無缺の品無し）

◉長沙の財政難

長沙には現に新募兵六七萬人あり、一人毎月の俸給七兩にして一ヶ月約六十餘萬兩を要す、爲にあらゆる財源既に盡き財政に苦しみつゝあり、其募集兵士を京漢鐵道の工事に用ひんとの議あるも未だ決せず

實業貿易

◉中國銀行成立大會

中國銀行は營業を開始せるに付二月五日各界の領袖華僑の代表及株主連を招待して茶話會を開催したるが劈頭先づ同行監督吳達詮開會の辭を陳べ且つ此銀行は元滿清政府唯一の金融機關なりしも幸に株主各位の同意と財政總長の盡力とに由りて今回改めて民國唯一の金融機關となりたるは慶賀に堪へざる所なるを述べ尙將來に於ては資本を增募して大に斯業の發達を計るに於ては前途希望の事業たるを失はずとて降壇し次に陳財政總長より滿清政府の本銀行を處理

せるは政治上種々の惡弊ありて爲めに本行も影響を受けたると鮮少ならざりしが今次共和政府も已に成立し本銀行もと確定したれば將來紙幣の統一と國庫の處理とに於て株主たるものは鉅大の利益を得べきことゝ信ず益目下外國人よりの株主の申込あれども一々之を謝絶し居るの次第なれば我國民は此好機に際して應分の申込あらんことを希望すとて拍手喝采の中に降り次て株主總代可範之氏曰く本銀行の成立したるは株主各位の一致と大總統の裁可せられたるとに依れり並に陳總長の批示に由り株主等一同は各自正當の權利を保育するとなり感謝の念に堪へざるなりと對へ且つ政體已に改良せらるれば政治に因つて得べき一同の結果は必ず良好なるべきものなり本銀行も此時に於て成立するを得たるは實に無窮の希望ありと謂ふべしとて大に滿足の意を表し其後來賓諸有志の演說ありて散會したり

◉招商局株主總會

招商局汽船會社は過般來陸軍全體軍官將校の公文書及滬軍都督の轉行せる中央政府の緊急命令に接したるが右は民國の新立に際し軍費繁用に付き暫時招商局を擔保として一千萬兩の借款を成立せしめて之が充用に備へ且此期間內は中央政府より每年利子及配當の支拂を擔任すべき旨照會し來たりたるを以て同局にては各省各港の株主一同に向け臨時大會を開催すべきに付來滬ありたき由を廣告したり、大會は二月一日午後三時五分上海に於て催されたるが株主の來會せしもの約四五百名に上り搖鈴を相圖に一同着席し先つ職員より開會の趣旨を報告し陸軍全體軍官將校の同局に宛てたる公文書及同局及滬軍都督府間の往復文書を宣續し次て陳滬軍都督は政府を代表して意見を述べたるが大意を聞くに民軍は最早十余省を光復して民國政府は業に已に成立せり然れども專制政府は尙未だ余喘を保ちて遠かに倒斃せざるの狀況に在るを以て目下恃むべき所のものは實に軍人の熱血あるのみ然るに熱血ありとするも武器を要し代價を以て交換せざれば得ること不可なり將又熱血ありとするも軍糧なかるべからず鉅額の軍費を籌せずんば之を得ること不可能にして之を得るの方法は今日に至りては勢窮りて力竭けり之を如何ぞ借款を起して之が用を爲すに如くはなし借款は信用によりて成立するものにして今日の場合實に己むを得ざるに出づ故に今回該局を擔保として借款を起さんとする所以が並せて來會諸株主に深く大義に明かなれば必ず此件に贊成せらるべき所たるべし尙語を繼で曰く諸君の前に一言を誓はん諸君如し力を盡して民國政府を幇助せらるれば他日我政府も亦招商局の株主に對し負かざるものあらんと述べ次て張叔和氏登場招商局は連年缺損鮮からず不如此時機に乘じて政府の爲め力を效し日前の情況を以て轉變すれば大局は定まるべし則ち今日義務を以て政府に貢獻し他日政府に向ふて權利を要求すべし亦可ならずや此の如くんば缺損多き招商局の營業も日を追ふて發達し來たらんと辯じたるが全場喝采破るゝが如かりき因て執事より來會者の意見を徵したるに久ふして一人の發言を試みんとするものなかりしかば執事より然らば全場贊成と見做して投票を行はざることに決し三時二十二分散會したり

◉漢口市街再建案

▲發起人　宋偉臣▲除榮廷▲李芝芳▲李子雲▲史晉生▲萬檜伯▲盛竹書▲藤濂甫▲蔡甫貞▲劉欽生

▲道路及護岸工事案　漢口市街再建工事の方法たる揚子江岸より京漢鐵道線に至る間及び花樓より武聖廟に至る間に縱二十二條橫十二條各道路幅四丈の大道路を開築せんと欲するものにして市街面積百二十萬方に對し九萬二千八百方の道路面積を有せしむ該土地は之を買求するものに非ず公共の爲め地主所有地の一割を徵發す其方法たる各地主の地券の全部を工部局に提出せしめて之を檢査し其面積と位置とを按じ原面積の九割に相當する土地を公平に夫れ〳〵按配分與するものなり斯くの如くにして徵收し得たる土地十二萬方中より實際道路として用ふ可き面積九萬二千八百方を差引くときは餘剩二萬七千二百方あり之に舊來の道路面積若干あり右餘剩面積を以て市場公共便所等其他一切の公共用地として使用し尙ほ餘りあらば政府の立替金償却の資に充つ護岸工事は舊來の護岸にして猶些少の修繕を加ふれば使用に耐ゆるもの多けれ共舊來の護岸は傾斜甚だ急にして破損の憂多きを以て全部改築する豫定にして從來使用權を有せるものに對しては既得權を侵害せずと云ふ護岸工事は居留地護岸に倣ひ傾斜を緩漫ならしむべきを以て之が爲め其面積稍や增加す可し

▲家屋の建築　株式一百萬兩を募集して商辦建築房產公司なる一會社を設立し中央政府の保證の下に地券を擔保とし外資一千五百萬兩を輸入該資金を以て地主の依願に應じ地券を擔保に家屋建築費を貸與するを以て主なる目的とす地主にして地券を擔保とし家屋建築資金を借入れんとするには家屋の圖案仕樣書を以て公司に呈出し其檢査を受け地券を擔保に所要の金額を借入る公司は家屋建築工事を監督し工事の進行に從つて金額を請負人に仕拂ひ建築落成後は該公司は外債償還期間內の期限を以て年賦償却金として家賃を徵收す該家賃中には年八分の利子保險料、修繕費、元金月賦償還額を含むものとす建築せられたる家屋は元利償還に至る迄は所有權は借主に移らざるものなれば建築房產公司は家賃滯納家屋の賣却及び賃貸業をも行ふに至る可し建築房產公司は斯くの如き方法を以て資金一千六百萬兩を以て道路完成と共に三ヶ年を以て約三萬軒の支那式家屋を建造せしめんとする計畫なり

▲資金　時局結着後中央政府に要求して道路護岸工事費として三百二十萬兩の資金貸付を受けむと欲するものにして該資金は不用土地賣却代金其他漢口市稅の一部を割き之を償却せしめん計畫なり

▲家屋建築資金　本資金は建築房產公司が擔保物として所得せる地券を擔保として政府の保證の下に外資一千五百萬兩を得て之を地主に貸付し家屋を建築せしむる豫定とす今家屋建築資金の詳細を示せば左の如し

一、商辦建築房產公司の資本は人民より株式を以て募集す

一、株式銀一百萬兩を募集し建築房產公司の資本金とす

一、一千五百萬兩の外債を募集す

一、外債の期限は十五年とし利子年六分一ヶ年一回之を支拂ふ

一、外債は五ヶ年間据置き第六年度より十五ヶ年に至る十個年毎に年百五十萬兩を償還す

一、外債は中央政府の保證を申請す

一、外債は中央政府の保證に係るを以て政府は人を派遣し公司の執事と共に借主の地券を管理す但し其他の事務に關渉するを得す

一、建築房產公司の資本及び外債は漢口市內家屋建築以外に使用するを得ず

一、家屋建築費として貸附くる金額に對する利率は年八分とす

一、建築房產公司より資金を借入れ家屋を建築せんとするものは先づ地券を擔保とし且つ家屋圖形及び仕樣書を呈示して檢查を受く可く工事に着手するときは公司之を監督し必要の都度金額を請負者に支拂ふ監督に要する經費は借主の負擔とす

一、地主が家屋を建築せんとするには其期限を定む

◉湖北商務總會の提議

漢口商務會は同地商務の振興を計る爲め武昌の黎副大統領の左の二件を申込めり

一、武昌銀元局に於て鑄造發行せる元銀が往々銀色十パーセント以下に下るものあるより漢口に於ける外國銀行より其取引を拒絕せらるゝことあり斯くては商業取引上甚しき阻碍を生ずるにより右銀色は今後必ず十パーセント以上に引上げて以て其信用を維持すべきこと

二、漢口市街地及び其附近に於ける地主の土地を賣却するものは暫時之を禁止し同時に他日市街復舊の際に於て政府の負擔に歸すべき事業即ち街路修築の設計護岸工事の見積等を定め以て經費の出途に關する研究を速かに實行せられたき事

黎元洪は之に對して承諾を與へ尙從來紛雜の弊甚だしかりし釐金を廢止せる代りに從來厘金を課し來りし貨物に對し其の種類を問はず一般に二分稅を課し當分宜昌、岳州、漢陽の三地に之が取扱ひをなす稅局を設置する計畫なりと談りたるが此の二分稅は從來の釐金稅に比すれば甚だしき低減なれば商務總會は無論異議なかるべく目下其の徵收法研究中なりと

◉奉天省防穀

民食欠乏の憂ありとて趙總督は防穀令を全省に亘りて布く旨發表せり今其の內容を見るに大豆、黑豆、胡麻等製油用に供せられ食用との直接關係少きものは從前の通りとし米小麥、大麥、麵粉、粟（粟白米）（粟、玄米）高粱、玉蜀黍等食用雜穀は淸曆十二月二十日より悉く輸出を禁止し但商人の手にあるもの及禁止せざる地方產出のものにて單に禁止地方內を通過するものは此限にあらずとなり解禁の時期は穀價平順に歸し民食不足なきに至りたる上にて定むべしと其輸出禁止區域は左の如し

奉天府、新民府、錦州、昌圖、洮南府、海龍府、營口廳、法庫廳、盤山、遼陽州、遼

源州、寧遠州、義州、復州、海城縣、開原縣、鐵嶺縣、安東縣、彰武縣、懷德縣、與化縣、安廣縣、開通縣、靖安縣、蓋平縣、鎭安縣、廣寧縣等

◉奉天防穀令の實施期

奉天省內府州廳縣の雜穀輸出禁止の旨淸國官憲より在奉天帝國領事館に照會ありしより本令施行期日に就て奉天總領事より淸國側へ交涉せり且つ同件に關しては大連稅關總稅務司に於て米、小麥、麵粉、粟米、粟、高粱、玉蜀黍を奉天府、新民府、錦州、昌圖府、洮南府、海龍府、營口廳、法庫廳、磐山廳、遼陽州、遼源州、寧遠州、義州、復州、海城縣、開原縣、鐵嶺縣、安東縣、彰武縣、懷德縣、康平縣、奉化縣、安廣縣、開原縣、靖安縣、遼中縣、蓋平縣、鎭平縣、廣寧縣、輝南地方より輸出する雜穀は二月七日以後禁止す可き旨告示したるが該告示は總督より通知に接したる儘告示したるに過ぎずして實施期に就ては猶豫期間に關する從來の成例（一箇月の猶豫期間）に據る可きものなるを以て我が交涉の結果實施期の決定を見る迄は實施せず且つ前記の告示に疑惑を生ずるの虞あるを以て實施期に就ては追て告示す可き旨民政署に對し通告ありたりと

◉滿洲農業組合

先頃鐵嶺に於て組織せられたる滿洲農業組合にては小麥耕作の件に付鐵嶺製粉會社に交涉の結果會社は組合の事業を賛し左の條件を協定したりと

一、製粉會社は農事者の便宜の爲めに一天地當種子用小麥四斗（我五斗二升）宛無利息貸與する事

一、貸與すべき種子は同社專門家の特に精選したる優良種とす

一、借受けたる種子は收穫に當り返付す

一、借受種子は同社より需要地迄の運賃は借受人の負擔とす

一、種子を借受生產したる小麥は時價を以て同社へ賣渡す事を契約す

一、本契約は組合の名を以てし同社に對し組合其責任を負ふ

一、受渡場所（生產品）は生產地最寄停車場とし製粉會社より人を派して受渡をなす

一、生產賣買行爲は其時期は生產者の隨意とし或は生產と同時に受渡をなし互に其見本を殘置し後に至りて值段を定め取引する事をも得

但し可成生產後三ヶ月以內に取引完了せんことは會社の希望なり

一、前項種子小麥借入方は單に邦人に而已ならず勉めて淸人耕作者へも前項の趣旨を以て普及せられ度事

但し直接淸人に貸與せず其紹介者たる同業者は絕對組合に對し責任を負擔せられたし

一、本種子貸付法は本年度先づ試驗的實施にて幸に理想成績を擧げ得たらんには次年度は更に進んで肥料耕作費貸付の計畫有り

以上各項は既に協定濟に付借受希望者は其所要數量（紹介を以て淸人に貸付くるものをも含む）組合迄二月二十日限り申込ありたしと

◉信成銀行開市

北京の信成銀行は事變起つて銀根缺乏を告げ且盛宣懷に現銀六十萬兩を持ち去られたるを以て一時運轉不靈となり總廳の批准を經て閉店したるが該行の總理周舜卿は久しく整理せずして信用を失はんことを恐れ各株主と協議の上今元宵より舊に照して開市することに決せりと

◉南京の實業協會

日本留學實業學生等は今回實業を振興し國民の生計を擴充し利權を挽回するの主旨にて南京に中華民國實業協會なるものを組織したるが同會は實業上の調査に從來し雜誌を發

刊し學校、工場をも經營するの計畫にて其經費は各省實業行政機關に開設經費及び常年經費の補助を求むる由なり

◉大連一月の輸出

大連埠頭一月中の輸出（石炭を除く）は十一萬九千三百十噸九にして此を前年同月に比較するときは一萬九千八百十噸七を減じたるも前月に比しては一萬四千五百八十二噸一の增加を見たり

大豆	二五、四二一	豆粕	七五、八〇二
雜穀	二、三四〇	種子	五、一五三
油類	四、八五〇	雜品	五、七四三

右積取船は左の如くにして依然社外船多數を占めしが外國船も多かりき

商船	一五隻	一〇、五二一	郵船 四 四三、三五二
滿鐵	九	二、二四六	社外 七五 八四、八七二
外國	三九	一八、一四二	戎克 一 一七七

右仕向地は左の如くにして主たるものは內地各港なり

仕向地	總額	大豆	豆粕
神戶	三〇、九八八	四、七五七	二二、五九一
橫濱	二二、六三七	四、五二二	一七、〇二六
四日市	一〇、五三五	一、六三九	八、三〇五
武豐	九、八四一	五、三四〇	四、〇一四
淸水	三、三八七	二八九	三、〇四二
門司	一、九三四	八一八	九一二
三池	一、三二二	—	一、三二二
長崎	八〇六	—	一五二
大阪	七九	—	—
打狗	一一、八二二	三三	一一、七八八
基隆	四、〇七三	九五	三、九五五

芝罘	三、二八九	一、三九九	—
上海	三、八四四	四〇三	三〇
厦門	三、七五四	三、一三六	六一七
汕頭	二、二三三	五八	二、〇三八
廣東	一、六四二	一、二九六	—
アントワープ	一、六八五	—	—
倫敦	一、一一八	五五一	—

荷主の重なる物は臼井の三萬噸弱三井の一萬九千噸なりき

交通運輸

◉遼河改修問題

遼河改修問題は營口前任道臺より最終協定案なるものを作り同地領事團に向つて同意を求め來りたるを以て領事團は之に對し二三修正を加へたる對案を作り道臺に廻付し一面各自本國政府に向つて報告する所あり道臺は之を趙總督の許迄呈出したり最終協定案の內容は秘密に附したるを以て之を知るに難きも就中重要案件は改修費の支辨法なるや疑なし而して既に營口領事團と道臺との間に協定議決せる最終案が奉天に於て行き惱みつゝあるは事實にして其點亦此處に在るものゝ如し即ち趙總督の意見としては遼河改修は貿易發達上今日の急務なるを以て些の異議なきも由來淸國の遼河々上に於ける特有の利權は上流の戎克貿易にして河口數哩間の改修の如き其恩惠の淸國に及ぼすもの極めて少

し然るに協定案中の改修は重きを河口に置き而して費用の全部を清國に於て一時負擔せざるべからざるは妥當ならざるが如しと云ふに在り

◉電線保護を命ず

津浦鐵道沿線晏城段門莊地方南路金山舖等近來電線の切斷せらるゝもの頻々たるより、郵傳部は山東巡撫に對し嚴重保護を命ぜり

◉招商局督辦及總理

南京政府は滬軍都督陳其美を招商局督辦に委任し陳輝廷、關子明を同局總理となせり

◉郵政爲替の調査

北京郵政總局にて調査せる郵政及爲替取扱の狀左の如し

尙通ずるもの　北京、開封、天津、奉天、哈爾賓、寬城子、東安、吉林、錦州、濟南、膠州、杭州、上海、寧波、温州、廣州、汕頭、瓊州、貴陽、

停止せるもの　太原、西安、蘭州、成都、重慶、萬縣、漢口、宜昌、沙市、常德、南昌、南寧、龍州、思茅、騰越、拉薩、

南京管下は南京、安慶、蕪湖、鎭江、蘇州、の外は停止

福建は福州、厦門、三都澳の外停止

雲南は雲南、蒙自、河口の外停止

◉一月の滿鐵貨物

一月中滿鐵全線の貨物輸送噸數別左記の如し

	本線	安奉線
普通	三〇三、八〇三噸	二四、七〇〇噸
石炭	一〇〇、二七六	八、九四〇
社用	一二、七八二	九、三七〇
計	四一六、八六一	四三、〇一〇

即ち十月よりの累計實に百七十四萬六千二百七十三噸に上りたり而して右の內大連と營口に出廻れる大豆粕に就き前年同月と比較せば下記の如し

▲大連到着

	本年一月	前年一月
大豆	一二八、八六七噸	一一六、二六六噸
豆粕	二八、七七三	三六、三二三
合計	一五七、六四〇	一五二、五八九

▲營口到着

大豆	一六、四二五	一二、四五四
豆粕	二七〇	—
計	一六、六九五	一二、四五四

因に昨年十月以降の大連着大豆出廻累計は三十二萬七千二百二十五噸又營口着は三萬二千三百六十三噸に上りたり

◉滿鐵京奉連絡運賃改正

去月二日より改正せられし滿鐵京奉連帶運賃は又々十六日より奉天北京間を左の如く改正したり

（墨銀建）

驛名	一等	二等	三等
	弗	弗	弗
北京	三一・三〇	一九・六〇	一〇・四〇
天津	二六・一〇	一六・三五	八・七〇
山海關	一五・六五	九・八〇	五・二〇
新民府	二・三〇	一・四五	一・〇〇

◉東清鐵時間變更

東清鐵道は來る露曆四月十八日即ち我五月一日以降旅客列車夏期時刻を左記の如く改正する由にて滿鐵會社へも通知し來れるが同時に滿鐵にても連絡の都合上同日以後客列車の時間改正を爲すべし尙ほ歐洲との連絡すべき車輛及發着時間は哈爾賓發に在りては毎週月水金の三回午後三時三十分(即ち我三時五十三分)寬城子着、長春發は毎週月木土午前六時(即ち我六時二十三分)長春發と變更さるゝ筈なり

改正時間(露時間に準る)

長春發		哈府着
午前六時	(郵便車)後	一時四十五分
午前九時	(混合車)後	九時
哈府發		長春着
午前七時三十分	(郵便車)後	三時三十分
午前十一時二十五分	(混合車)後	十一時二十五分

◉日清汽船の長沙航路

日清汽船會社漢口、長沙航路は減水の爲め不定期航となり居たるも今や湘江の水嵩漸く增加し來れるを以て去月十一日漢口出帆の沅江丸より定期に復したりと

◉北清航路初航

北清解氷の期は間もなき事なるが同航路を有する日郵の初航は左の如くなりといふ

▲横濱北清線　高砂丸橫濱發二月十六日神戸寄港二十日大連寄港二十五日二十八日太沽着

▲神戸北清線　竹島丸二月二十二日神戸發門司寄港二十三日長崎二十四日二十六日大連寄港二十八日太沽着

▲神戸朝鮮北清線　山東丸神戸發二月二十六日門司寄港二十七日長崎二十八日大連港三十一日

◉滿東聯絡賃金決定

滿鐵東清貨客連絡運輸規定の旅客並に手荷物運賃中大連旅順營口遼陽千金寨奉天及び鐵嶺の諸地よりニコリスク雙城子浦港ハバロフスク等の各地に到る旅客賃金を左記の如く改正し十四日より施行されたり

	自鐵嶺(小兒賃銀を省く)ニコリスク、ウスリー(雙城子)浦港(海參崴)	ハバロフスク(破璃)
急行	六五、六五円	七一、一〇円
一等	四四、八〇	四八、〇五
二等	二六、三五	二八、二五
自奉天		
急行	六八、三五	七三、八〇
一等	四七、五〇	五〇、七五
二等	二七、五五	二九、四五
自千金寨		
急行	七六、八〇	七七、二五
一等	四九、九五	五三、二〇
二等	二八、六五	三〇、五三
自遼陽		
急行	七一、八〇	七七、二五
一等	四九、九五	五三、二〇
二等	二八、六五	三〇、五五
自營口		
急行	七六、一〇	八一、五五
一等	五四、二五	五七、五〇
二等	三〇、五五	三二、四五
自大連		
急行	一八四、三〇	八九、七五
一等	九二、四五	六五、七〇
二等	三四、二〇	三六、一〇
自旅順		
急行	八五、八五	九一、三〇
一等	六四、〇〇	六七、二五
二等	三四、九〇	三六、八〇

	ハバロフスク(破璃)
急行	一
一等	五八、九五
二等	三四、八〇
急行	一
一等	六一、六五
二等	三六、〇〇
急行	一
一等	六四、一〇
二等	三七、一〇
急行	一
一等	六八、四〇
二等	三九、〇〇
急行	一
一等	七六、六〇
二等	四二、六五
急行	一
一等	七八、一五
二等	四三、三五

地理紀行

◉東部蒙古遊記（一）

東亞同文書院錦齊旅行班員

錦州より朝陽に向ふ

七月十三日　六時半錦州を去りて北西に向ひし三輛の馬車は我等の一行を乘せたそれてあつた、我々の豫定は馬車一輛一日二元なりしに錦州にて傭ひしものは實に一日四元である、豫定の二倍に當る馬車賃は吾等貧乏旅行者に多大の打撃を與えたるものは事實である、

錦州城内の古塔を後にして小凌河の濁流に馬にみづかひ朝陽に向ひて進む、連日の降雨に路は泥濘と化し時に車軸を沒する有様なれば馬の足さへ思ふ様に動かず、遠く朝陽の風物を眼に浮かべては馬の歩みの遲きを嘆ずるのみである、此邊一帶は柳樹葉茂くして久しく上海の殺風景にのみ見馴れたる眼には無限の快感を與へる、錦州を遠かるに從て道は益々悪しく山又山の嶮路を越ゆる事なれば車輛は時に岩角に登り時に谿谷に下る、二頭の馬は最初は元氣よかりしもやがて暑さと疲れのため氣息奄々として見るだに哀れなる狀態に陷る、されど無情なる馬夫は大きなる鞭もて斃れよと許り鞭打ちながら進む

斯の如き有様なれば馬車は左右前後に搖れる乘客は幾度か車から投げ出されんとして儘に格子を捕へて落つる事を免るゝも、睡眠などは夢にも出來ぬ我等の一行は遂に車内に居る事を得ずして徒歩したのである、かくして一山越ゆれば一山來り一山盡れば即ち一河來ると云ふ有様て苦心慘憺遂に夕日靜かに山に沈むの頃獵心店と云ふ地に着いた、あゝ其時の嬉しかつたこと今でも忘れる事が出來ぬ、

南京蟲の襲來

獵心店に着いた吾等は馬夫に導かれて破れたる馬店の一隅に眠る事となつた、今にも落ちさうな天井、觸るれば破れなんとする壁に圍まれたる土間に寢た、然し其の土間は北清特有の炕にして熱く燒けて居る、冬ならば兎も角夏の最中なればとても眠られる筈もない、けれども今の場合「自由」

は一の贅澤である、かくの如きに不自由を云々すべき時でない一行は淡暗き蠟燭の下に暫し鐵筆を動かしたる後十時近き頃哀れなる眠りの床に就いた

忽然臭蟲の襲來！

神經激敏のT君は先づ飛び起きさま大騒動の中に火を點じた、一同も目を覺せば、毛布は勿論周圍の壁に眞黒き程南京蟲が動いてゐる、ズボン下にも居ればシャツにも居る、それが蠟燭の光に怕れて蜘蛛の子を散らす樣に四方八方に走る、此夜一行の捕獲し殺したる南京蟲は實に無慮五百二十であつた、かくて七月十三日は一睡だも出來ずに明けてしまつた、勿論除蟲粉や殺蟲液は持つて居るけれどもかゝる場合には何等の效もない、翌朝起きた時の一行の顏のあたり、首手足、見るさへ恐しい、而かも醜ひ姿と變じて居た。

思出多い日である

七月十四日、哀れな歷史を殘した獵心店を朝の五時半に出て馬車を急がせた、道は尙崎嶇たる、山道である山道盡れは則礫々たる石磧となる、此石磧は一度雨降れば濁水汪々として流れ、一度雨止めば即ち礫の原となるのである、そしてそれか唯一の交通路である、天下の大道である、

十時過ぎに八園營子に着いた八園營子は戶數八十足らずの山間の小部落で何も見るものはない、それから道は又山に登る、名にし負ふ八家嶺を越えて再び河身を辿ると山を越える、遂に忙牛營子と云ふ地に着く、粟飯に腹をこしらへて大急ぎてと發する、道は蜀棧も啻ならぬ險路で止を得ず時々徒歩する、やがて大遼河の岸に出た。

黃金色して濁流は渦巻いて流れて居る、馬夫に聞けば前日の降雨のため水量を激增して居るとの事である、けれども此の流れを渡らねば朝陽に着く事は出來ぬ、而かも前途二十淸里、時は六時半である、一時間十淸里行くと見ても尙二時間を要するに、まして此の河を渡らねばならぬ、兎やせん角やせんと思つて居る、間にも「時」は絕えず進む、日は杪一杪と山に近づく、けれども前後皆山である、宿るべき家のある筈もない、日は暮れなんとして道は尙遙かである、遙かに河を隔てゝ朝陽城內の二個の古城は模糊として見えて居る、吾等が待ち焦れて居た朝陽府城は淡き暮雲の中に見えて居るのだと思ふと、モー一刻の猶豫も出來ぬ、恐るゝ車夫を勵まし荷物を積みかへて流れる流れに車を入れたが、南無三渦巻く水は遂に車を浸してしまつた、然しそれは豫期してゐた所である、何も恨む所ではない、けれども衣服を初め其他の道具一切殘らず水のために浸されたのは、何とも云ゑぬ名殘りてあつた、此の渡河の爲めに時を費したので日はドップリ暮れてしまつた、八日の月は淡黑の如き山の上にかゝつて河身は銀の如く光つてゐる、そして茂つた河畔の高粱は凉しき風に戰いて、夏の夜と云ふ感じをシミ〴〵起させる此の間を吾等の馬車は疲れ〳〵に進むのである、夜は次第に更け渡つて遂に馬も人も疲れてしまつた、時計は十時を示してゐる、けれどもまた朝陽府城の城壁さへ見る事が出來ぬ、馬夫に問へば道が壞

れて何れに行つてよいか解らぬと云ふ、
今まで護衞して來た二人の兵士を遣して道を尋ねさせた、それも解らぬと云ふ、馬車は方角さへ定めずに進む、茂つた高粱は道を覆ふて如何にも寂しく感じられる、何時到着するかそれさへ分らぬ、心細い旅である、
而かも道が悪いので一行は馬車に從つて徒歩して居る、夜は更けて月はあれども天は暗し、道あれども通ふべくもあらず、一行中の四人迄は泥濘の中に陷つて美しかつた制服はあはれにも土色になつてしまつた、かくして夜の十一時三十分頃漸く一つの城壁を見出した、が悲しい事には門が閉ぢられてある、
數度の交渉の結果辛うじて入るを得た時の嬉しさは、永久に忘れる事の出來ぬ記憶を六人の胸裏に深く刻んだのである、かくて吾等は福慶店宿舍の內に朝陽府城の人となつた

朝陽滯在

七月十五日、昨日來の疲れに前後も知らず眠つてしまつた、眼が覺めたのは何でも八時過ぎらしい、晴れ渡つた大空には太陽が高く登つて眩い光を遠慮なく小さい而かも塵ばかりの室の中に投げてゐる、
支那特有の青蠅が何百となく室の中を飛んでゐる、斯うなつては眠くとも眠る事が出來ぬ、が毛布も蚊帳も昨夜のまゝにして夫れ〳〵洗面場に急ぐ
やつと顏丈け洗つて室へ歸ると、突然巡警總局の薛總辦が請安に來る、悪い所へ來られたと思つたけれども歸す譯にも行かず、さりとて已に室の中に這入られたので、今更待つて貰ふ事も出來ず、周章狼狽て裸體にシャツを引つかけるやらシャツを着ないで洋服を着るやら、兎角其の場はお茶を濁して、さて愈々席を取る薛大人は今年三十五歳の若盛りである、大人はかつては日本の東京や、長崎の風に吹かれた賜で日本語も中々立派に談ぜらるゝのみならず月落烏鳴……の詩吟や、長崎の丸山……の端唄は十八番であるらしい、大人自身も餘程得意らしかつた、薛大人は一時間程も談じて歸つてしまつた巡査に案內させて市中見物に出かける、朝陽で第一の見物は喇嘛廟であらう
廟は城內の四分の一程占めてゐる、紅教に屬するので寺僧が海老茶の衣を着てゐるのが殊に目に付いた、僧侶は今八十餘人も居る、厨房には直徑一丈二尺の大きな釜が七個据え付けられてある、
此の釜は開廟の時四方から集つて來る美男美女に粟飯を焚いて食はす爲に備へてあるとの事である、

大雹降る

七月十六日、薛大人に誘はれて知府訪問に出かけたのは九時であつた、知府は姓を王と云ひ當年四十三歳である、身の丈け高く而かもだぶ〳〵と肥えて重々しい人である、
暫く談じた末彼は「近頃馬賊の出沒甚しく途中頗る危險である、勿論護衞の兵士は出すけれども、馬賊の軍は多人數なので、多少の危險は免れない、若し諸君にして是非行かねばならぬと云ふ程の事情がなければ引返して貰いたい」

と云ふ様な事を言はれた、けれども自分等としても今更歸る氣もないので厚く禮を言つて別れた、町へ出ると、支那人が自分等を如何にも珍らし相に、何十人となく前後左右を取り巻いて來る、全く緣日の御寺參りの様に思はれる、連れて居る巡査に追つ拂はせても何の効もあらばこそ、元來巡査は七八才の子供にさへ馬鹿にされる位のもので悉く文盲の輩である、何の役にも立たぬ、彼等は靴下を吳れとか、煙草を吳れとか、帽子か幾錢、洋服が幾錢、ズボン下が幾錢、ペンが幾錢、とかそればかり聞きたがる、奴等は何の爲めに護衛に來たか一向要領を得ない、店舗へ這入つて色々の事を聞いて居る裡に、俄かに空の雲行きが悪しくなり、生温き風さへ起つたので早速宿へ歸る事にした、

宿へ歸るや否や恐しい雷の音さへ加はつて大きな雹が天も破れと降つて來た、障子も何も雹に打たれる所は全く破れてしまつた、實際恐しい雹であつた、約二時間も降つて空は美しく晴れてしまつた、そして涼しい風が濕つた屋根を渡つて心持よく裾を拂ふ夜となつた

朝陽　塔

阜新縣下　雜道

朝陽出發

七月十八日　午前五時六匹の驢馬と二匹の騾馬が朝霧罩めたる城壁を後にして朝陽城を去つた、朝陽から二十餘清里の間は昨日の降雹のため、粟と云はず、高粱と云はず、瓜と云はず見るもの悉く滅茶々々に破れてあつた、

朝陽より阜新に至る二百四十清里の間は曠漠たる高原である、そして處々に小高い峰が横はつて居る、それが恰も大海に搖るゝ波の如くに見える、

景色は壯大である、が單調である、そしてこの「單調」と云ふ字が即ち蒙古高原の壯大なる事を意味してゐる、此の夜は朝陽を距る八十清里の江家窩堡で一泊した人家は三軒しかない、

物騷な蒙古營子

七月十九日　江家窩堡より路は西北に向つて見渡す限り漠々なる高臺を進む、行き惱む雲のたゞずまい、咲き匂ふ花の紅、流石に夏寒き高臺の旅の爽快を感ぜしむるのである、

此の愉快なる旅の一日は將に過去に葬られんとして此の日の午後七時半八大股子に着いた、八大股子は朝陽から二十清里の一馬站である、人家は僅か五六軒然し人家の五六軒ある所は四五十清里に一ヶ所位しかないのであるから、勿論吾々にとりては此の上もない宿所とせねばならぬ、殊に一日驢馬に乘り續けたので腰は痛むおまけに日は既に暮れて美しい半月は曠野を照す頃であつた、之れが日本なら月の光を浴びて涼しい風に弄ばれつゝ夜通しの旅も出來やうが蒙古などでは中々左樣の事は出來ないので、兎も角も此所に宿ることにした、

宿ることゝはしたものの何となく此所の宿は主人初め一同が落ち付かぬやうに見えた、時々三四人づゝ一組になつて小聲で何か囁いてゐる、何となく氣味悪いので内情を探つて見ると此夜三人の馬賊が來て此の部落を騒がせたとの事であるて今の話も馬賊の噂してゐたと云ふ事が始めて解つた、店の主人の話では馬賊は南の方蒙古營子と云ふ所へ行つたとの事であつた、

僕等は今朝蒙古營子を通つたのである、すれば何れ途中で馬賊と行き會つたに相違ない、愈々面白い旅となつた、これから前途は益々馬賊の出沒が甚しいとの事である、一同が眠つた時には美しい月は倘柳の枝に懸つてゐた、

恐しき馬賊の巢窟

七月二十日　八大股子て恐しき馬賊の噂を耳にした我々は今日圖らずも馬賊の巢窟と稱する地に入つた、此の地は黒城子と稱する王府に接した所で、七八個の人家ある許りて其他には眼の屆く限り一つの人家も見えない、只曠漠たる高粱畑である、八人の騎馬した護衛兵は恰も騎兵斥候の樣に吾等の二三町前方を驅けて行く、そして時々人家へ入つて賊の有無を檢査し愈々居ないのを認めて前進する、全く戰爭の樣に思はれた、幸にして馬賊村には一人の賊も居なかつた、よし居るとしても兵士なとに捕へられる馬鹿なものは居る筈がない

黒城子へ着くと兵士の馬は一目散に走り始めた、八匹の馬は砂塵を飛して後をも見ずに走る、馬夫さへ顔色を變へて荷物を積んで馬を一生懸命に走らす吾等も要領を得なかつたけれども取り敢えず驢馬を走らした、漸く王府を走り抜けて其理由を聞くと、王府は管轄區域が異るので時々旅人が殺されるとの事であつた此の日は危險な土地を二ヶ所迄通り抜けた、變化の多い旅であつた、

阜新滯在

七月二十一日　阜新は豫想だに及ばぬ小さい田舍町であつた、商賣も何もあつたものでない、知縣衙門すら借家との事である、

知縣の名は姚と云ひ身體の小さい聲の馬鹿に大きい人であつた、彼は日露戰爭の當時旅順に居たとの事で日本の有名な陸海軍の人は大抵知つて居た、支那人としては中々感心な男である、彼も矢張り「馬賊の出沒甚しいので小庫倫行は思ひ止つて是非共引返す方が安全であらう」と云ふ樣な

事を云つた、

此の日の夕方知縣から人をして、立派な御馳走を余等の室に擔ぎ入れしめた、實際山海の珍味であつた、一行六人は旅の空に此の思ひもよらぬ御馳走に舌鼓を打つて、知縣の氣の利いたを賞めたてた、「人に御馳走するものでなければ豪くなる事が出來ぬ」と云ふ定義を楯にして、姚大令は他日必ず人物になると云ふ豫言をした

阜新より柳樹屯に至る

七月二十二日　晴、熱き事甚し、阜新を出たのは五時、空は曇つて居る、而かも涼しい風は楡の木を動かしてヘルメットも飛ぶかの樣に吹く、三輛の馬車は勇ましく町を出る、東南に向つて山を上る、山は見慣れた草ばかりである、而かも高原である、道の兩側には色々の花が咲いて居る、眞紅の色した美しい撫子の花が所々に咲いて居るのは如何にも詩的である、此の高原に此の花を見て流石に故山の友を思ひ出さずには居られない、美しい花は自分の詩集の中に入れられた、そして之が後々の思出の種子となるだらうと其の樣な事など取り止めなく馬車の上で考へながら進む、衙門營子と云ふ地を經て双廟と云ふ地である、粱飯を食つた、双廟を出て以來暑さは益々甚しいので思はず車中で眠つてしまつた、午後の五時に柳樹臺と云ふ地に着いて一泊する、

夕方月の明かなる時宿を出て水の涸れた流の岸に立つて追想した、蒙古の風は晝の熱さを忘れしむる程涼しい、今宵此の月に對する自分の感は何時何人に語る事が出來るだらう

柳樹臺より小庫倫に向ふ

七月二十二日、曇、昨夜柳樹臺は面白い一夜であつた、自分等が夕飯を終つて美しい月の光の下で涼しい風に吹かれて、而かも羊逐ふ小供の無邪氣な節面白き歌に耳を澄まし宿へ歸つた時、馬夫と宿の主人とが何か頻りに口論して居たので、其理由を聞くと馬夫は今夜の宿料はお客が出して呉れるとの事で支拂をしなかつたのを、僕等の方にても自分等は馬夫の宿錢迄仕拂ふ約束ではなかつたと云ふので、仕拂を拒絶したのが源因で、今の爭が起つたと云ふ事が解つた、根が支那人の事であるから打つの擲るのと云ふので大騷動を起して居る、初めは知らぬ振して調査の清書などして居たけれども、餘り八ケ間敷ので捨て置かれず、愈々仲裁することゝなつた、彼等は日本人を恐れて居るので、僕等の云ふ事は一も二もなく從ふ一言で爭も治り後は天下泰平である、

午前四時頃起床して五時に出發した、天は一面に曇つて涼しい風は強く吹く、而かも空模樣は今にも驟雨でも降りさうである、路は次第に山に登る、山は次第に高くなる、柳樹臺を去る十餘清里の地からは愈々蒙古獨特の高臺となる、西を見ても東を見ても漠々たる平原である、そして西岸の方には遙かに前日來越え來し山々が、大海に搖るゝ、波の如く小さく見ゆるのみで、一般に緩き傾斜をなして次第に低く全く曠大なる裾野をなして居る、そして黒い雲が垂れ

て四方を圍み、自分等が此の高原の中に立つた時には全く際しなき大海の中に立つたかの様に思はれた、

自分等の乘つた馬車は此の曠き〳〵大海の中を走る、人間茲に至つて誰か高き高原旅行の如何にも雄壯で而かも痛快なるものを覺えざるものあらうか、十時過ぎに臥龍崗々と云ふ地に粟飯を食つた此の地は僅かに二三軒の人家あるのみにして單に馬店に過ぎなかつた、馬店の主人は二十四五の男で日本人の中にも多くの知人があると云つてゐた、小さい家だけれども其の中に小銃が四挺もあつた、何でも馬賊でも働いて居るかの様に氣持が悪いので早速出てしまつた、

臥龍崗々を去つて東に進む、臥龍崗々は水の涸れたる流れの岸にあつた進むと共に路は又次第に高くなる、やがて又少しく水の流れて居る川の岸に出た其處に蒙古人の土穴生活があつた、やがて道は一つの險しい坂に出合つた、此の坂は長さ一丁位で鼻を打つ程の險路であつたが、而かも馬車は此の險路を事ともせずに進むのある、

此の險を越えて馬車は一直線に走る、我等は再び高臺に出たのであつた、此の高臺を走り拔けた時小庫倫の町が我等の眼に入つた、馬車を驅つて一目散に走る町は兩山相迫る所にあつて其の中央に一つの河が流れて此町を兩分する、慥かに天下の要地である午後三時福興店に入る、

知縣訪問

小庫倫に着くや否や知縣訪問に出かけた衙門は町の東端にある、昔の商舖を其のまゝ用ひたので、從つて其外見と云ひ內部と云ひ餘り振つて居ない、

知縣の孫と云ふ人は三十四五の人であるが非常なる近眼である、先づ何の目的で此の地に來たのか、何日滯在するか何の方面に行くかと云ふ様なことを問ふたので、之れから彰武縣を經て鄭家屯から洮南に行くと答へた、彼は今鄭家屯に至る間に馬賊の出沒甚しいから是非引返して呉れと云ふ、朝陽と同一の筆法である、けれども自分等の方にても洮南府迄は是非共行きたいので、今からワザ〳〵去る事は欲しないと云ふと、知縣もそれでは充分護衞の兵を付し尙蒙古各王に紹介して保護するとの事であつたので感謝の意を表して歸つた、

小庫倫滯在

七月二十四日　小庫倫滯在の第二日は燒ける様に暑い日であつた、而かも生暖い風は絕ず土塵を飛して、室內にある衣服も机も悉く塵埃の爲めに埋められる、一日數回掃除しても尙何の甲斐もない、五分と經たぬ間に土は眞白く机の上に積まれるのである、屋外に出づるも決して目を開く事は出來ない、又室內に眠るとしても顏だけには是非共手巾位は掛けなければ土塵のために埋められてしまふ、實に言語にも筆にも表はす事の出來ぬ甚しい塵埃であつた

是れは支那家屋の構造上止むを得ない事である、汚れたる空氣の中に生活するよりは露に打たれても寧ろ野宿の方が遙かに好ましい事だと思つた、小庫倫の塵埃は一度此の地

を踏んだものでなければ其の十分の一だに想像する事は出來ないだらふ、

黄塵萬丈と云ふ語は小庫倫形容の語としては決して過言でない、小高き岡の上に立つて全市街を一目に見たものは必ず土塵が恰も高嶺に沸きたつ雲の峰の如く盛に上つて居るのを見るだらふ、それが則小庫倫の塵埃である、小庫倫に今一つ大いに注意すべきものがある、其れは男色が劇烈に流行して居る事である、小庫倫の東方四清里の所に喇嘛廟がある、其の隣りに喇嘛王が居る、そして此の廟中に喇嘛僧が一千人居るとの事である、のみならず此の近邊にも隨分多數の僧侶が居る、彼等は肉食はするけれども、妻帶は許されてない、彼等とても人間である以上堪へられぬ寂しさに打ち克つだけの勇氣があるだらうか、

是は肉食妻帶を禁ぜられてあつて日本の僧侶間に隨分忌はしい行があつた如く喇嘛僧の間にも情を滿たし寂しさを打ち消すだけの方法が講じられたに相違ない、之は寧ろ自然の勢である、此の風俗が遂に廟の中に藏し切れずして遂に廟外に溢れたのである、所が此の風潮は意外に大なる力を以て小庫倫市街を襲い今尚盛に行はれてゐるのである商店でも旅店でも、年若き男の子が、恰も女のなす樣な啊哪な姿して媚を送つて居るのを見る、

是が即女の代用となる男である、

蒙古王訪問

七月二十五日　縣衙門より蒙古語の上手な通譯を連れて蒙古王訪問に出かけた、王室は小庫倫を去る東四清里の地にある、其の建物の立派な事、其庭内の廣さこと、流石に王の威嚴の何處となく表はれて居るのを感じられる、

王は今年三十五歳の脊の高い眼の光る色の黒い眉の濃い一見田舍百姓の樣である彼は喇嘛教の僧侶なので勿論支那特有の辮子はない一言以て彼の風貌を表せば温厚なる君子と云ふよりは寧ろ殺伐なる田舍武士とでも云ふべきである、

吾々の彼を訪問した時は彼は粗末なる衣着て一段高き王座に左右に近侍樣のものを侍らして如何にも勿體らしく構へて居たが、吾々の王の室に入るや、自ら座を立ち一見舊知の如く吾々を迎へて呉れた

王は割合に當世流の人である、吾々の經過した地や又將來通過せんとする土地の狀況など語られ、終りに及んで吾々の爲めに蒙古各王に對する紹介狀と記念の爲にとて一幅の書を送られた、勿論二つとも蒙古字で書いてある、王は見掛に依らず愛嬌のある人であつた、

彼は僧侶であるから無論剃髪して居る妻帶もしてない、然るに喇嘛王は世襲である夫れでは如何にして後繼者を作るのか、聞く所によれば其兄弟姉妹にして僧侶に非ざるものゝ子を貰ふて世襲を行ふとの事である、然らば兄弟姉妹悉く僧侶の時は如何にするか、其の場合には一族中より後繼者を探し出す奇風がある、而して實際にては喇嘛王は裏面は妻を持ち尙年若き男の子をも侍らしてゐるのである、

七月二十七日　二十六日には調査に出かけた許りで何も面

白い材料を得なかつた、二十七日は明日愈々出發すると云ふので再び知縣の孫氏を訪問した、先づ順序として應接室に案内せられ久しく待つたけれども、取り次いて呉れないので取次人に聞くと知縣は居ないと云ふ言葉づかひが怪しいのだ、よく聞くと實は「居る事は居るけれども多忙なので待つて居て呉れ」と云ふ、約三十分位も待つて漸く案内せられた、色々の話をした末自分等は始めて當地へ來たので本地の事情を知らないから御面倒ながら車輛を探して呉れと頼んだ所が、何故か彼は君等は自分で探すがよからうと云ふ、少し癪に觸つたので知縣の責任など一言二言口論して家へ歸つた、

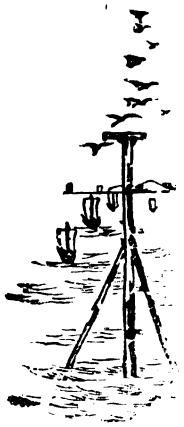

其の夜、衙門から使が來て小庫倫から彰武縣に至る間、三輛で二十四元だから其の半分だけは縣が負擔すると云ふ、吾々も何も理由なしに金を貰ふ必要がないので返してしまつた、

廣東

目下廣東の形勢は(一)財政困難(二)内訌の二にして財政困難は說明の要なかるべく内訌に至りては革命の成功が餘り容易なりし爲め未だ人物配布の平均を待ざる事にして、其影響は各自實力を孤負して、統一せらるゝ所なし、又一般人心は何等流血を見ざる爲め、一新せられたるものなく、只輿論に從ひ附和雷同するのみなるによる處多し

當地現今政治の中心は、財政部長李烜堂の掌中にあるものゝ如し、彼は積年香港にありて、革命黨の爲め柴進となり、前都督胡漢民、現外交部長陳少白は、彼の養成したる秀才にして、系統は孫逸仙の直系に屬す、而して事實上最も能力秀でたる人物は、新政府にては陳少白を押すと、革命黨員中に於ける彼の位置は孫文に次ぐの元老なるも、惜哉中途にして一時商業に從事したると、性質餘り怜悧なる爲め、湖南省人の氣受善からず、爲めに中央舞臺にて活動するを

得ず、是非當地にて主要地位を占むるか、然からざれば國外に去るの外なし、胡漢民の自己の後身なるに係はらず、之を都督に推選したるも彼にして、民政部黎國廉、警察部長陳景華を推選したる又彼なり

即ち李は財政部にあり、陳は外交部にありて、事實上廣東を支配しつゝありと云ふも過言にあらざるべし、幾多の波瀾は之を中心として生ず、只考慮すべきは地方紳商に連絡なき事と、信賴すべき兵力を有せざる事なり

新政府は總て學生上りの青年にして、一氣呵成に經營せんとして決斷非常に早し、例令ば斷髮は三日間に廣東全省に實行せしめたる、或は紙幣の盖印（舊政府）を二十日間に限りたる如く、更に今日に至りて城壁の打破を斷行するに至れり

然れども舊政府時代にては、名は專制なりしも、事實は地方紳商と合議の上決行したるものゝ、今日にては勢力ある紳商は難を他に避け、上には理想に耽り机上にて政策を實行せんとする理想派あり、下には依例如例人民あり、其中間に立ちて此れか連絡を計るべき機關なきは、新政府の一大缺點とすべきか

廣東今日の兵力は新舊民軍合計約七萬、然し新政府の信賴すべき軍隊あるや否やは疑問にて、新政府は綠林の諸豪の聲援を借り、一血を濺かずして廣東を得たりと雖も、其は張鳴岐の都督たらんとする野心と、李準の都督たらんとする野心とによりて得たるもの、而も民軍は首功を自己に歸し、新政府の元老を以て自任し、橫暴至らざるなく、爲めに前都督胡漢民は不眠病に陷り、身を以て逃れざるを得ざるに至り、黃士龍の纔に、三營の新軍を率ひて高州に占據するや、其「クーデター」を恐れ、與ふるに參都督の位置を以てせしは、人の爲めに官を作りしもの、又現代理都督陳炯明が、數營の兵を率ひて惠州を陷るるや、新政府は更に副都督の位置を彼れに與へて、其甘心を求めしも亦同例に屬す

要するに新政府の威信は殆んどなく、只各人が自己の利慾を貪らん爲めに便宜上建設し居ると酷評するも當を失したりと云ふ能はざるべし

今日廣東の問題は都督問題及民軍の處分策とす、都督は最初張鳴岐氏及李準氏色氣たつぷりなりしも、革命黨員之を肯んぜず、陳少白一派によりて胡漢民擧けられたりと雖も、民軍の橫暴と自己が只虛位を擁すを思ひ、孫氏と共に南京に去り、都督の位置は順序として、陳炯明氏となるべきに策士連は陳副督の孫氏直系にあらざるを含み、孫氏の言として汪精氏を推選せしめたるを以て、陳氏は只一ヶ月の期限を限りて就任し、自己は北伐隊を率ひて北上すべきを宣言せり

然れども汪氏は胡漢民の難治の理由と、中央政府要用の人物たるを以て辭職を申立つるあり、更に何氏朱氏の孫氏を推選するもの續出せり、廣東に於ける團體は、約四十あり、各自各々自派より都督を推さんと欲すれば、今日の經過は注目に價すべきか吾人をして公平に言はしむれば、今日の廣東現狀を維持せんとせば兵力を有し民間人士に連絡あり、且つ理想保守兩派の使ひ分けを爲し能べき都督を要す

而して此條件を悉く具備するものは、陳現都督ならん、昔し彼れを去らしめざるべからざる事情伏在せりとせば、其は廣東人の特性たる公事を後にして、他に趨らんとする私情が最大源因の一なり、如何となれば陳氏は自己の部隊を率ひて惠州の野に轉戰して之を陷落せしめ、且一般廣東民軍に好意なき外省出身軍人(例令ば湖南人)の嘱望多きを以て、事實上氏の兵力は非常に強大にして、胡漢民時代に民軍が强迫をなし我意を通したると、同樣の行動をなし能はず、自然民軍より氣受宜敷からざるは不止得事ならん、然し民軍處分策は、今後の大問題にして、少なくとも此の如く强大なる兵力を有する者にあらざれば、解決非常に困難あらん、又氏は從來諮議局議員にして、民間人士に知己多し、爲めに幾多の題案は圓滑に纏め得べく、名望閱歷共に備はり相當の敎育ありて、青年老人双方に通ずべき年齡は、幾多主義主張を異にせる人士を糾合するに適すべく、廣東今日の現狀は陳氏の都督たるは最適任たらんと信ずるも事實上困難ならん

外交部長陳少白は大の日本通にして、常に日本料理店に來りて同僚に日本趣味をひろめつゝある程なり

廣東商辦粵漢鐵路公司借款其後の經過

南京新政府より粵漢鐵道を抵當とし外國より借款し一時之を流用せんことを電諭せられたり、同會社にては先日株主總會を開き、大多數にて新政府所要外に更に會社用として、三百萬元を借り入るゝを條件として承諾し、新政府に所要額條件等を質電せり、新政府の所要額を一千萬元とせば、一千三百萬元の借款成立すべき筈なり

株主總會は更に工事進行につれ要すべき資金として、第三回株金拂込(一株二元)を決議せり、豫定通り集まるとせば八百萬元を得る譯なるも、今日の狀況にては至難なるへしと察せらる、拂込は陽二月十日に始まり內地は三ヶ月外埠は四ヶ月を以て期限とす

重役改選は複選法を用ゐ、閱歷名望高き士に求ることゝし、舊正月二十日初選を行ひ二月十日更に選定をなす筈

南京、鎭江、蘇州

第一　軍人の人氣

戰時に於ては軍人は人民より尤も尊敬せられ有難がらるゝものなり然るに蘇州鎭江南京に於ても將校及下士か部下の兵數を揑報し其俸給を着服するものあるを稱せり實に忌むべき現象なれとも事實なるが如し兵士の暴行掠奪は南京及鎭江に於ては頗者之れあるを聞かす只蘇州は今尙ほ兵士の四出暴行を爲すもの少からす左に得たる一二を揭ぐれば

二月一日蘇州胥門內道前街舊按察使衙門の附近なる楊姓の家に午前九時頃十餘人の黑裝束の者進み來りて自ら內部より門を鎖し居住人を綑縛し且つピストルを出して喊叫するを禁し然る後徐ろに重要財貨及金錢等を持ち去り

たり而して奮按察使衙門は目下選鋒隊數營駐屯せるを以て急を報せしも該隊報告を聞きて直ちに現場に來らず爲めに犯人は遂に逃走せり而して該處人民は是を以て兵卒の行爲なりと稱せり

一月三十一日午後三時頃某營兵三名懸橋巷口の協泰衣莊に至りて皮衣三件を購買し一弗を與えて去らんとせしを以て該莊店員出てゝ之を阻みしに銃を放ちて威赫せしを該地附近の巡捕等知りて猶干渉せす東路警局より人を派して逮捕せんとせし時は彼等犯人は既に行衛不明となれり

以上二件は僅かに兩三日の滯在中に於て予の聞知せるところにして既に上記の如く白晝に於て大膽なる行爲を爲すに於ては其他多くの小事件もあるべけれとも遂に之を聞くを得ざりき從て査するに由來彼等兵士は從前無賴無職の輩か烏合せるものにして一朝財を得れば酒色賭煙一擧にして費消し去り又舊の一文無しとなるも性慾は容易に之を矯正する能はず身に軍器を帶ふるを惡用して此等の擧動に出てたるものなるべきか若し此の想像をして眞ならしめは南京及鎭江にも亦之れなしとせす此項を終るに當り南京よりの新聞紙は南京城外及常州に於て兵士か掠奪を爲せるを記載せり

第二　巡警の人氣

由來支那人は新政とは警察制度を完備するにありと信ぜり故に常に多くの巡捕をして街上に站立せしむ而も一度革命の事起るや益其數を增して四方を警備せしむる外商人は商界自衛團なるものを組織して夜警の任に充らしめ夜は銃を負ひて市街を巡回せしむ以上の制度は蘇州鎭江南京皆之を採用實行せり然るに此警察に於ても軍人界と同しく弊害百出せり最近蘇州に於ては城內東路四區々長胡國鈞なるゝもの任に就きてより自己の親近を擧げて部下の書記及部長となし惡評嘖々たり從來巡捕の俸給は十五日毎に一算して給するを常例とす然るに彼は期に到りて僅かに十二日分を給し其餘三日分は自己の私囊に裝入して顧みず遂に部下の同盟罷業となり且つ部下は區長胡國鈞を袋叩きとなしたりと云ふ上區長にして既に腐敗せること如此くなれば部下巡捕等は只員に備はるのみにして一朝ことあるも行きて難に投せず却て徒らに無辜の人民に臨むに嚴なる而已なり既に如此き狀態なるを以て何等の保安をも爲さざるなり故に人民曰く巡捕は革命の爲めに故無くして俸給を增して貰ひたる而已にして我等人民は爲めに多くの負擔を爲さざる可らずと稱せり是れ初めの俸給六元なりしにより巡捕の行きて軍隊に投する者多きを以て兵士と同じく八元に改めたるを以てなり今や中央政府は各地民政長に令下して何項の官吏、長、警、共に幾人經費は如何の籌撥應に貴民政長より細を逐ふて調査し實に據りて報を呈し以て警政を重んじ公安を保ふべしと稱せり據て以て根本的改革を遂ぐるを得ば幸何を加えん惟支那官場常に有名無實にして名美にして實行の伴はざるもの多きを恨む

第三　各種租稅

陰曆十月江蘇都督の名に於て左の如き告示發布せられたり

財務司の案によるに省議會議決裁釐抵補の方法は暫く本省出產の貨及外省運入の貨に對する徵稅を以てす而して之れを名づけて貨物稅と云ふ徵收の機關は各縣に總公所一處を設け繁盛の市鎭には分公所若干處を酌設す而して既に總捐を認捐したる各貨茶糖烟酒の外は原數に照し減じて八割を徵收す、倘稅率は元價に照し百分の二とす

黃帝紀元四千六百有九年

中華民國軍政府江蘇部督程

而して右告示に添付して示されたる議案次の如し

江蘇臨時省議會議決裁釐抵補の法案

第一條　稅法

本法は捐稅を改良し積弊を剔除するを起見とす、本省出產の貨及外省運入の貨に對し征する所の稅項之れを貨物稅と稱し本省舊有の水陸各卡局は一律裁撤し通過稅は一律に停止す

本省常關抽稅法性質釐卡と相同じければ應に一律裁撤すべし

第二條　徵收法

甲、議會に交し復議す

乙、此項貨物稅亦各縣股實の各本業董事より捐數を擬定し民政長に請ひ都督に轉呈して改辦認捐をなすを得

第三條　稅率

甲、從前認捐總捐を經たる各貨煙酒茶糖の照捐を除く外均しく原數に照し減じて八割とす

乙、議會に交して復議す

丙、凡て舊章の貨物元價に應して徵稅す其率は元價に照し百分の二とす

第四條　徵收機關

各縣に貨物稅徵收總公所一處を設け繁盛の市鎭には分公所若干を酌設す皆民政長より專員を委選し之れを管理す

各縣商會及各業公所會館董事は貨物稅徵收事宜に於ては民政長を補助して稽查指導し並に商民を隨時勸喻す

第五條　徵收證據

都督府より收捐四聯單を給發し民政長これを總分公所に轉給し收稅に當り填票給與して憑證とす

收捐四聯單は一聯を納稅人に給するの外一聯は都督府に一聯は民政署に送り一聯は總分公所に存し查に備ふ

第六條　解款及徵收費

總分公所は旬を按して徵收款項を民政長に交し民政長は八割を月を按して省に送り二割を止めて地方行政費及徵稅費となす

第七條　徵收實行期

本年十一月初一日を以て實行の期となす

第八條　罰則

凡そ本省外省の貨物銷售の地に於て如し匿漏稅なし又は其額を少く報するものは貨物を扣留し稅額に照し徵收するの外四倍の罰金を附加す

第九條　補則

本條例は暫行章程なれば試辦三月にして物價を確實に調查するを俟ち別に稅則を定めて改正すべし

以上の告示文を各縣及繁盛の市鎭に出せる後新曆二月四日附を以て各地民政長は再び之に對し告示を發せり其結果二月七日より徵稅をなすこととなれり是れ實に人民より觀れば苦しき負擔と云ふへし就中從來麵粉の如きは無稅なりしも現時は一袋につき五十文つゝの徵稅をなせり而已ならず一省內に於て數回課稅をなすものありと云ふ近者蘇州宗民

政長は曉諭を發せり其内容に曰く貨物稅總分公所業經に次第成立せり辦事人は廉潔にして實心事に任するの人を選擇して辦理せしめ積習を掃除す徵稅するの外斷して敢て苛求するなし倘名義に假托して外に在りて招搖騙詐する者あらは即ち指名して稟究するを許す人あり今日の認稅なるものは即ち舊日の包捐にして百計鑽營漁利を希圖すと云ふに至りては殊に痛恨に堪へ各商切に其欺くを受くる勿れ如し認稅のことあらは儘た本民政長と直接商辦すへしとあり而して民間に在りては惡評嘖々たるのみならず納稅を肯ぜざるもの頗る多きが如く爲めに此種の曉諭を發せるものにあらざるなきか

工程局の徵稅に屬するものは蘇州にありては舊曆十二月二日より是を徵收せり其稅率左の如し（三月分を標準とす）

騾馬　六角
人力車　一元二角
馬車　車七元　馬一元四角

鎭江は未た徵收せす故に人力車騾等は租界内に逃ます是れ蓋し租界内は徵稅をなすを以て無稅なるの租界外のみを通行せり

南京に在りては新曆三月より徵收することゝ定めたりと云ふ

營業稅及土地稅を徵收せんとせるも人民之に應せす目下百方方法を講して之れか取立を計りつゝあれとも人民も又各々團結して納稅を拒まんと力めつゝあり

第四　金融及商業

一昨年の上海を中心とせる金融界大恐慌は蘇州南京鎭江地方にも波及し爲めに不確實なる錢莊は遂に倒閉淘汰せられ比較的健全なる錢莊のみ殘存せり蘇州に於ては十一家鎭江に於ては僅かに五家を殘せるのみなりき然るに革命動亂勃發以來此等錢莊は預金主の取付け及債權者の取立を受け殆んと支拂停止の狀態に立到り自己の有する債權の取立をなさんとするも債務者側に於て支拂ふものなく之れを口實として閉店もなさす其狀態を繼續せり其内幕上述の如くなるを以て到底錢莊としての營業を營むを得されどもさりとて若し店舖を閉鎖せば債務者は益返濟を爲さざるべきを以て辛じて之を維持し舊曆年末の決算期に於て債權を取立てたる上債務の幾分を支拂ひたる後閉店せんとする意思なるに非らずやと疑はるゝもの鎭江に二家あり蘇州に於ても現在の三割は舊曆年末に於て閉店すべしと噂せらる且つ此等地方に於ける親銀行は上海錢莊なれども現時の如く親銀行自身か既に危險の狀態に陷りつゝあるを以て到底此等地方銀行の急を救ふを得ず寧ろ多少にても地方銀行より融通を得んことを希望せるものの如し

既に錢莊にして上記の如くなるを以て手形の流通は皆無にして概ね現金を以て受授せられ蘇州及南京發行の軍用手票は小取引に於ては之を用ゆれども一般人民も是れが受取を悅ばざるものの如し

一時滙豐銀行及道勝銀行の鈔票の受取りを拒みしも漸時信

用を恢復しつつあり
商業は動亂以後蘇州に在りては從前在住民の三割を減じ鎭江の如きは其半數を減せり加之支那銀行紙幣は流通せず現金は貯藏せられ殆んど全部の營業中止の有樣なり特に鎭江は其營業得意地を江北一圓となす然るに運河一帶全く匪徒橫行し到底貨物の運送を爲を得ず故に現今此地方の輸送を業とする民船は壯丁を募り軍器を備して自衞せり從て其運賃は非常の高率なり萬一此等の危險を冒して貨物を輸送するも注文主にして代金の支拂を爲さざる時は益々悲況に陷らざる可らず是れ到底現時商人の耐ゆるところにあらざるなり故に此等地方の商人は現在せる僅少の商品を備ひて現金購買者の來るを待つのみ
軍需品の供給地は上海にして彼等土着の商人は何等の恩惠に浴せるものなし
工業は電燈等を除くの外全部停止せられたり

第五　臨時政府に對する人民の意向

革命軍の義を舉ぐるや興漢滅滿の美名を標榜し二百六十有餘年滿朝の爲めに屈服せられたる漢族の再興を期す之れ實に漢民族に對する天來の福音なり誰れか是れに左袒せざるものぞ誰れか是れに謳歌せざるものぞ市街は忽ち白旗を翻りさしもに難攻不落を以て天下に聞えたる金陵城も遂に江浙聯軍の陷るゝところとなり益々民意を強くせり而して革命政府は清朝の苛政を廢する第一着手として各種稅金を免除せり由來支那人は歷代易世革命を經來りたるを以て其君主が朱民（明朝）たると劉民（漢朝）たるとはた愛親覺羅たるとは一般人民に於て大なる問題にあらずして只苛政を布かざるを以て善良の君主となして歡迎する人種なり而も今や滿を滅して漢族の天下と爲し且つ各種稅金を免除す彼等は喜び極まりて壯丁は軍に從ひ資財あるものは軍餉を寄附せり然るに十二月十八日唐紹怡の着滬以來講話談判開始せられ今に決着を聞かず而も其間北伐軍は編制せざるべからず新兵は募集せざるべからず警察制度は人員を增加して治安を計らざるべからす軍器は製造せざるべからず被服は交換補給せざるべからず輜重は豐かならざるへかず各種の費用益々增加し而して臨時政府の財政は益々奇絀を來たせり此等の負擔は先づ江蘇省に仰がざるべからず江蘇の民は遂に無稅なる破天荒の政策に浴する能はざるに至れり然れども若し其營む營業にして從來と同一の利益あるに於ては從前同一の負擔は又已むを得ざるに愚すと雖今や各種營業は每日若干の損失をなしつゝ他日景氣恢復の日を待ちしに前途の曙光すら見えざるに早くも租稅の負擔を命ぜらる實に忍ぶべからざるなり而して此の苦しき負擔は腐敗せる軍人不必要なる巡警の費用となす軍人巡警彼等の革命旗の下に穩れて哀しむべき人民の膏血を吸はんとするか此の如き情況の下にありて尙且つ臨時共和政府に謳歌せしめんとす人民永く苦痛を忍ぶを得るや否や人民に苦痛を忍んで大事を成就するの覺悟ありや否や甚だ疑莫き能はず（四十五年二月十日稿）

福州

革命後の一般狀況

福州は革命後の狀態極て平穩にして能く秩序を保持せり政府部內には多少の暗鬪あれども未だ決裂の虞あるを認めず各部機關の當事者は熱誠に職責を盡し圓滿に統一を保てり先般都督孫道仁と政務院長彭壽松と意見衝突の結果孫は自殺を企てたりと云ひ或は厦門に逃亡を計れりと傳へられしも事實上斯る形蹟あるを認めず吾人に對しても孫は彭の才幹あることを贊揚し彭は孫の眞摯にして公正なることを尊崇せり是れ彼等兩人が結托の尋常にあらずして關係の深きが爲に福州の革命が他省に比して極めて善良に行はれ各部機關も漸次整頓し且圓滿に運轉する所以なりと信ぜらる軍人側と政務員とは時々衝突することあれども是又各自の職責を盡す上に於て有勝の事にして免かるべからず軍人側は軍備を擴張し兵器を整備せんことを主張し政務員は財政の許さゞるを以て反對すれども論爭の結果は適當に妥協し毫も決裂の虞なし

更に顧て一般民間の狀態を察するに商業は不景氣なるにも拘はらず何等の故障なく取引を進行しつゝあり革命政府に對しては熱心に歡迎の意を表せり昨年十一月事變の際各學堂の生徒か自動的希望に依て革命軍に參加したる後更に北伐學生隊なるものを編成したるは全く民間有志者の事業にして都督府は學生をして戰場に投ぜしむるを喜ばず屢々中止を勸告したれども民間の各團體は士氣を鼓吹するの目的を以て督府の勸告を容れずして實行せり督府も遂に阻止せす軍部より敎官を派遣し數十日間訓練を施し四百餘名の一個軍隊を作り爲せり其經費は政府の補助を仰かす全く民間の團體及有志者の寄附にして拾貳萬元を醵集し得たるは實に異數と謂ふべし

此學生隊は一月二十三日市民數萬人の歡送の裏に極て勇壯に上海に向て出發せり是に依て福州人士が革命に對する熱心の程度を證するに足る

革命政府行政機關の組織

福州革命政府の組織したる行政機關は都督府を首腦とし其下に政務院を置き政務院は各部を設け之を統轄せり但參謀部と閩軍第一鎭は都督府の直轄にして政務院の支配を受けず

其組織左表の如し

行政機關

- 參謀部
  - 運籌科
  - 調查科
  - 外事科
  - 測繪科
- 司法部 — 總務科、民刑科、典獄科
- 民政部 — 地方科、土木科、實業科
- 外交部
  - 政務科、通商科、秘書科
  - 外交科
- 財務部
  - 會計科、稅權科、國賦科
  - 理財科、國債科、鹽政處
  - 造幣廠

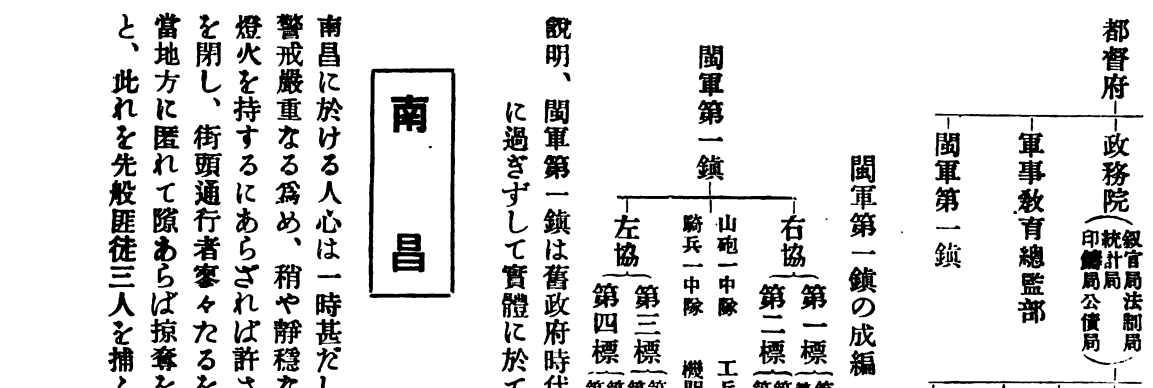

閩軍第一鎮の成編

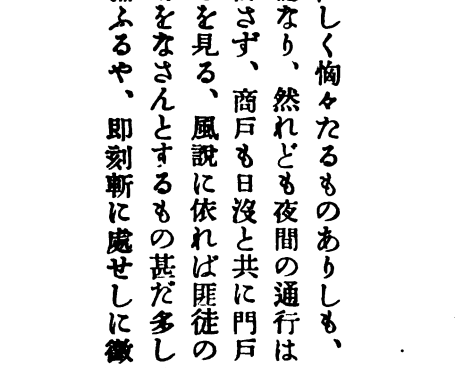

說明、閩軍第一鎮は舊政府時代の陸軍第十鎮を改稱したるに過ぎずして實體に於ては何等異同あるを認めず

南昌

南昌に於ける人心は一時甚だしく恟々たるものありしも、警戒嚴重なる爲め、稍や靜穩なり、然れども夜間の通行は燈火を持するにあらざれば許さず、商戸も日沒と共に門戸を閉し、街頭通行者寥々たるを見る、風說に依れば匪徒の當地方に匿れて隙あらば掠奪をなさんとするもの甚だ多しと、此れを先般匪徒三人を捕ふるや、即刻斬に處せしに徹するも、彼等黨與の奪還を恐れての爲めなること明にして、一般に斯く信ぜらるゝ所なりとす、然れども外國人に對しては頗る保護の行き屆けるを感ず

（目下當地在住の外人は、日本人六（五名は家族）佛人一、英人二、其の他吾人の如き旅行者を合せて僅に十二三名に過ぎず）

目下當地軍政府の要路者なるものは、殆んど留學生出身にして、軍務、財政、政事、外務、司法、教育、交通、實業、外務、各局長大約日本留學生にして、其の科員の多くも日本に留學し、又は日本語を話す者大部分を占む、之れ余等の頗る愉快とし且つ便とする所なり、今次に事變後の狀況を說かん

武漢事起り九江次て革命に應ぜしや、革命黨の六五輩は南昌に來りて無事に省城を革黨に引き渡すべきことを巡撫以下に交涉する所あり、當地に於ける巡撫以下の官憲も時勢の遂に挽回すべからざるを知り、其の要求を諒とすれども事情の直に之に應ずべからざるものあるを以て、遂に決するに至らず、此に於て軍隊及各學堂側に於ける有力者は、先づ十月二十六日を以て外國人を陸軍小學堂に避難せしめ、遂に十月三十一日午前二時に至り撫州門外に在りし砲兵隊は白旗を飜し、城門を破りて城内に進入し、空に向て發砲しつゝ形式的に巡撫衙門の前門八旗會館及皇靈殿の三ヶ所に放火し、全く城内を占領し遂に巡撫馮如朕に迫り都督たらんことを要求せしも、馮は其の子二人の北京にあり己れの革命に加擔するあらば、直に害に遭はんことを恐れて之

を辭したり、之を以て革黨は就任を肯せざる第二十七協々統吳介璋氏を擧て、强て都督となし、城內の整理に任せしめたり、是れより先き革命の擾亂に乘し、槍掠を行はんとする匪徒少からず、革命黨の事を起すを見るや、直に官錢局に至りて掠奪をなしたりしかば、革命黨は直に其の二三を捕へて斬に處し、以て城內の秩序回復に力め、匪徒又之に恐れて鋒を納め其の間に於ける革黨の機敏なる行動は大なる擾亂を見ずして、城內を治むることを得、南昌市民の大なる稱贊を博したる所なり

此の時に到る迄撫臺以下の各舊官憲は、猶城內にありしが革命黨は彼等を城內に止まらしむるを不得策とし、大なる禮遇の下に彼等を省城外に送り出せり、是を以て巡撫等は船に乘して、九江に到りしが九江に於ける革命黨は巡撫に上陸を勸告して止まず、然れども巡撫は一度九江に上陸せんか、北京の疑を招ぎ其の子の害に遭はんことを恐れ、子を思ふの餘り遂に進退に窮し、自ら阿片を仰ぎて自殺するに到れり、提學使王同愈は巡撫より少しく後れて九江に至りしが、巡撫の革黨の爲めに窘迫せらるゝを見て水に投じて死せりと云ひ、又一說には倉皇小舟に搭して折柄出帆せんとする大利丸に投じて上海に走り、現に蘇州に隱匿しつゝありとも傳ふ、何れにしても革黨が其の乘船を臨檢せし際、荷物のみありて王氏の船中にあらざりしは事實なりと云ふ、勸業道傳春官は、湖臺砲臺に至りて拘留する所となり、二萬五千兩の義捐金を要求せられしも、現金あらざりしを以て其の長子を質として上海に走れり、（其後二ヶ月餘に至るも金策出來ず漸く八千兩を納めて其の子は釋放せられたり）一方革黨は舊官吏を送り出すや、直に軍政府を組織せり、其主要部に立ちし者は之れ多く年少氣銳の留學生にして、昨日迄學堂の通譯たりし者にして一躍局長となるものあり、革黨として天地に跼蹐たりし者早や今日堂々たる大官たり、市民側目の內に兎に角新政府成り、城內は一先づ平穩に歸せり、其の後兵士と憲兵隊との間に衝突あり憲兵隊長の流彈に斃れし等の珍事ありしも大事に至らずして止み、人心漸く安堵に向へり、是れより先き江西に洪江會なるものあり、近年起りたる秘密結社にして、今回事起るや同會員は率先して革命黨を援け、其の黨與の應募兵士となるもの少からず、其の漸く勢力を增加するや、兵力を借り匪勢を逞ふし、隊を組みて公然人家に侵入し掠奪を事とし、城內人心又惴々として市面に生色無きに至れり、是に於て軍政府は止むなく、重賞を懸て其の元凶十八人を捕へ、直に九人を斬りたるを以て彼等は儘に其の橫暴を止めたりと雖も其の黨與猶少からず、市民は洪江會の名を口にするだも恐れつゝあり其れより以來今に至るも、夜間の警戒は頗る嚴にして無燈を以て通行することを許さず、城內は五時に至れば其の出入を禁止し、夜間商舖の開門せるものなく市內頗る蕭條たり

是れより先き都督吳介璋氏は其の任にあらずとして、其の職を辭したるを以て、元陸軍小學堂監督彭程萬氏舊來の革黨たるの故を以て、代て都督となりしが、同氏の出身餘りに低きを何て地方紳耆の信任を維持するに足らず、之を以

て各種行政の執行に當てや、障害頗る多く事務從て甚しく澁滯せしを以て、辭職の止むなきに至り、物色の結果現九江都督にして地方人士に比較的人望あり又年長たる馬毓寶氏を聘して江西全省都督とし、地方紳董の信用を維持し、又之により南昌進賢の地方より約十萬の地租を收納するを得て一時を彌縫することを得たり

政治方面に於ける狀形は大約左の如し、而して經濟方面に於ては其の打擊甚大なるものあり、革命の夜官錢局發行の紙幣の一度匪徒の爲めに掠奪せられたりとの風說傳るや、市內に於ける該紙幣は一時全く不通となり、現洋及銅元の騰貴を見たること甚しく、革命前英洋一元紙幣一吊三百餘文なりしもの、俄然一吊七百餘文に騰貴し、硬貨は殆んど影を隱すに到れり、之を以て止むなく軍政府は官銀局の紙幣に中華民國銀行の印を捺し、之を保證して市內に流通せしめつゝあり、故に目下南昌に於ける通貨なるものは殆んど紙幣のみなるを見る、從て物價は日に騰貴しつゝあるを免れず

上海

◎爲替（自一月一日至一月十七月）

銀塊は其後昂騰に昂騰を重ね七日には二十七片となり九日には二分の一方騰貴して十六分の九となり十二日には二十七片四分の三十四日には去四十年來曾てなき二十七片八分の七の新高値となり殆停止する所を知らざるの勢なりしも十五日に至りて俄然一變し十五日には四分の一方十六日には十六分の三方下落十七日には遂に二十七片の台を破りて二十六片四分の三迄引戻せり之れ主として過日來盛に買進みし强氣筋も遂に持耐ふること能はず十五日以後は投物續出し市場亂調子となれるものにして殊に淸商筋は舊年末にて過般來の見越買を一時に賣出したる爲め此亂高下を見るに至りたるものなれば舊正月明けの市場は再び平穩に戻るべきか

銀塊の亂高下に隨ひ對英對日共に爲替相場は劇しき變動をなし買物の盛に出でたる十二日十三日の如きは對日爲替舊年內ものは何れも電送率より一兩乃至二兩方格安にて取引され十四日午後の如きは最低現物七十四兩半を稱するに至れり然るに十五日に至り賣物の頻出するや淸商は狂亂的に先物の買約を始め十六十七日の如き各外國銀行共に賣止めの姿にて一二外國銀行にては之に應ぜしものなきに非れども十六日午後の如きは電送率七六兩四分の一なるにかゝはらず現物七八、先物は更に一ヶ月毎に二分の一方宛高値にて買得さるゝ奇現象を呈するに至り此數日の內の市場の混亂は近年稀に見るの亂調子なりき

墨銀相場は武漢起事以來約八〇前後を上下し最近一度七九台に下りしも再び八〇台に騰貴せしが今月に入りて上海墨銀在高は香港よりの大輸入に依り八百萬弗臺に上り隨つて相場を急に下押して七十六臺に下るに至れり乍併猶之を規銀の純分に比して稍高きに失するの惧あるや論なく之が平

常の率に復するは事件の鎮定を待ざれば不可能なるべきか

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
二月一日	二六、二六分ノ一三片	二七、八分ノ三志片	七八、四分ノ一兩	七九、八兩	一支	三七、〇〇兩
二月二日	二六、八分ノ七	二七、二分ノ一	七八、	七九、九五	—	三七、〇〇
二月三日	二六、二六分ノ一三	二七、二分ノ一	七八、	七九、二〇	一六、九五	三七、〇〇
二月五日	二六、八分ノ七	二七、二分ノ一	七八、	七九、六五	一七、一〇	三七、〇〇
二月六日	二六、二六分ノ一五	二七、二分ノ一	七八、	七九、五五	一七、一五	三七、〇〇
二月七日	二七、一	二七、八分ノ五	七七、四分ノ三	七九、六〇	一七、二五	三七、〇〇
二月八日	二七、二六分ノ一	二七、八分ノ五	七七、四分ノ三	七九、三五	一七、一〇	三七、〇〇
二月九日	二七、二六分ノ九	二七、八分ノ七	七七、四分ノ一	七九、八五	一六、一〇	三七、〇〇
二月十日	二七、二六分ノ一二	二七、八	七六、八分ノ七	七九、五五	一六、一五	三六、八〇
二月十二日	二七、四分ノ三	二七、四分ノ一	七六、八分ノ三	七九、四五	一六、一五	三七、〇〇
二月十三日	二七、二六分ノ一三	二七、八分ノ三	七六、	七九、四五	一六、一〇	三七、〇〇
二月十四日	二七、八分ノ七	二七、三分ノ一	七五、八分ノ七	七九、五〇	一六、一〇	三六、九五
二月十五日	二七、八分ノ五	二七、八分ノ三	七六、	七九、六〇	一七、一〇	三六、九五
二月十六日	二七、二六分ノ七	二七、四分ノ一	七六、四分ノ一	七九、六〇	一七、一〇	三七、〇〇
二月十七日	二六、四分ノ三	二七、八分ノ五	七七、八分ノ七	七九、六〇	一七、一〇	三七、〇〇

◎金融（自二月三日至二月十六日）

現銀有高は其後漸く増加し銀塊を合すれば約二千二三百萬兩に達し墨銀も七百萬弗臺より八百萬弗臺に上るに至り一般經濟狀態は漸次回復の狀態にあり殊に十三日南北講和の成立清帝の退讓は暗澹たりし經濟界に一點の光明を與へ多大の希望を以て舊年末を閉づるに至れり隨て支那銀行者間には豫期せし程の破綻者も出さず比較的平穩に越年せるも舊正月后開市の際には多數の閉店者を出す見込なり殆狂的なりし清人の滙豐銀行取付けも軍政府の告示や拂戻しの迅速等の爲めに疑念消散して豫期せし程の惡影響を殘さずして無事に濟みたるは上海金融界の大幸なり豫て外商内の議に上りし手形期限短縮問題は其后支那銀行の同意を得兎に角舊正月開市以後は從來の手形期限十日を改めて三日となすことゝなり各外國銀行は三日以上の長期の手形は受取らざる旨廣告せり乍併之れは單に對外國銀行の問題に止り支那銀行と支那商人との間には其實施は懸案となり居れり、革命以後は萬事革新を提唱し之れが爲めに起るべき從來の慣習との衝突牴觸等に就て顧慮せざる各商人は今年より愈々陽曆を用ゐ從來の一年三節季を改めて毎三ヶ月決算として一年四季決算となさんとするの議あり現に支那銀行組合の如きは愈々本年開市以後は陽曆にて一年四節季制度を採用實行することゝなれり

月日	外國銀行現銀貯藏高	外國銀行貸出	錢莊拆
	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	票利率
二月三日	一八、九一、〇〇〇兩	二、一七八、〇〇〇兩	二、七四七、八〇〇	年分 〇、五	〇、五
五日	一九、一〇〇、〇〇〇	二、二〇五、〇〇〇	二、七四七、八〇〇	〇、五	〇、五
六日	一九、二三〇、〇〇〇	二、二七九、〇〇〇	二、七三五、八〇〇	〇、五	〇、五
七日	一九、三四〇、〇〇〇	二、二九九、〇〇〇	二、七三五、八〇〇	〇、五	〇、五
八日	一九、四二、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇	二、七三八、〇〇〇	〇、五	〇、五
九日	一九、五三〇、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇	二、七三八、〇〇〇	〇、五	〇、五
十日	一九、三四〇、〇〇〇	二、三四九、〇〇〇	一、六九、〇〇〇	〇、五	〇、五
十二日	一九、五七〇、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇	〇、五	〇、五
十三日	一九、六二〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇	〇、五	〇、五
十四日	一九、六三〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇	〇、五	〇、五
十五日	一九、六三〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇	〇、五	〇、五
十六日	一九、八六〇、〇〇〇	二、三八〇、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇	〇、五	〇、五

舊正月始めに於ける支那銀行

一昨年來度々の恐慌に信用薄弱なるものは大概精撰し盡され現に營業持續中のものは比較的堅實なるもののみなる爲にや舊年末の豫想にては舊正月明の開市の際には多少の閉店者を生ずべき見込なりし支那銀行は成績案外良好にて昨今已に開市の運びに至りしものは

南市・安康安裕聚生乾元衡九源昇源康元昌義昌元春泰源正康德泰志成回茂姓泰鼎茂久安豐昌

北市　存德兆豐康康怡大豫源庶裕元姓恒祥永豐承裕福康鼎康瑞祉裕豐永餘元順同益久大敦餘

の三十八家にして此他に尙數戶は開業し得べきか猶之等各銀行の年末決算の結果純益として公にされたるものは北市にあつては

存德　二萬八千兩　兆豐　三萬兩
康康　三萬兩　承裕　七萬五千兩
庶祐　四萬兩　森康　二萬兩
志慶　二萬七千兩　恒祥　一萬兩
鼎康　二萬兩　瑞祉　九千兩
祐康　一萬兩　元姓　一萬六千兩
怡大　二萬五千兩　永豐　三千兩
同餘　一萬九千兩　寶和　一萬五千兩
豫源　四萬兩　永康　二萬三千兩

此地宏大森和源餘恒興順康等は損益なく滙劃莊以外にては永餘二千兩久大四千兩祐豐四千兩源安八千兩致和四千敎餘五千兩の利益ありしと云ふ

寧波

無利息貸金

寧波城自治無利息貸金局の規則は如何なるものかと非常なる希望を以て待ち居りしに、之を見るに及んで失望するの外なかりし、蓋し所謂雷聲大にして雨滴小なりとの俗諺に該當するものにして、今其概要を擧くれは、全部二十ヶ條より成り居れり、其主なる條項を列記せんに、資本金の金額は全部にて僅に三千元なること、而して一人に貸附の金額は二種ありて、一は一回に二十角(二元に滿たす)、一は一回に十角(一元に足らす)、斯の如くにして貸付の戶數を一千戶と假定せり、即ち二十角のもの五百戶、十角のもの五百戶の割合なり、又貸出及回收の事務は、陰曆の五の日と十の日即ち一ヶ月六回より取扱はさるを以て、若此少額の金を借入れんと欲する時は、保證人と同行して五日前に其申込をなさゝる可からさるの規定なり、然る時は此五日間に事務員は借主と保證人との身元取調をなし、適當と認むる者に始めて貸出を行ふものなり、故に僅に十角の金を借るには、保證人と共に二回事務所に出頭せさる可からさるの繁あり、又返濟の方法は毎日百分の一の割合を以て一角宛返濟するものにして、二十角借入れたる者は毎五日に一角、十角を借入れたるものは十日に一角宛を返濟し、百

日間にして全部返濟するものなり、借主にして一期返濟を怠ることある時は、事務員より直に保證人に通告し一面本人に向て督促を行ひ、三期以上延滯する時は保證人より辨償せしむることを規定せり、斯の如くなるを以て保證人の資格も　一、能力あるものたるへし　二、辨償の資力あるものたるへし　三、城自治區域内に住所又は假住所を有するものたるべし、（他人の家に寄留するものは資格を有せず）との規定あり、又借主にして下記各項の一に該當するものは借入れの資格なきものと規定せり　一、保證人なきもの　二、獨身のもの　三、城自治區域以外に住するもの　四、阿片を吸食するもの　五、放蕩にして賭博を好むもの　六、僧侶道士　七、兵士　八、農工商業及現在苦力職工を業となすもの　九、不正の行商をなすもの　十、前借金未だ返濟の義務を了らざるもの　十一、連帶保證をなして借入れんとするもの　十二、一人にして二樣に借入れんとするもの是なり、借主の正直に返濟するを奬勵するか爲めに遞次貸出額增加の法を設け、連續借用して三回とも返濟の期を誤らざるものは、第四回目より第六回までは五割增しの貸付を承諾し、第七回目以後は第一回貸付額の二倍（十角のものは二十角二十角のものは四十角）の貸付を承諾するの定めあり、然れども二倍の貸出を得るには六百日即約二十ヶ月後ならざるべからず、故に貧民救濟の好名義ありと云ふのみにして事實に於ては無資格のもの多く、且つ有資格者は此少額の爲めに此の如き繁累を喜ばさるべく、從て聲の大なる割合には實効擧らざるべし、行て其實況を見んと欲するも未た其機を得ず

抗州紹興間の紛爭

抗州都督府と紹興分府との銃器抑留に關する爭は、屢南京上海の同志者が調停に盡力せしも、遂に平和解決に至らず、抗州紹興兩府の民心は惴々焉として其決裂に至らんことを恐れ居りし由なりしか、去る一月廿六日紹興軍政分府都督王子黍（字金發）南京よりの歸途抗州に立寄り、直接浙江省都督蔣尊簋に面會して、理に據りて其還付を力爭し、其詞甚だ嚴にして且つ正義の論なれば、蔣都督も竟に屈する所となり已を得ず、密に臨時省議會に謀り公平の判斷をなさんことを求めたりしも、臨時議會は已に閉會後一週間を過ぎ半は原籍に歸り居れり、然るに此事件たるや關係頗る重大なるを以て、少數議員を以て解決し難く、電報を以て甯波紹興湖州嘉興等の議員を召集し、其解決迄王氏の抗州に滯在せんことを求めたり、（之が爲め紹興に於ては王子黍が抗州に拘留せられたりとて一時人心恟々たりしと云ふ）、然るに王氏は紹興府管内は土匪猖獗なるを以て急き任地に歸り、之を討伐勦滅せざる可からざるの事情ありて、久しく待つことを得ずと云ふ、是に於て省都督府財政部長高氏等（高は已に辭職せり）船を西湖に浮へて宴を張り、蔣王兩氏を招待し、其招待の席上に於て高氏等涙を含み兩氏確執の不可なるを論じて、曰く北虜尙未だ平かざるに列强は隙を伺ふ正に天下多事の時宜しく敵愾同仇臥薪嘗膽すべし、若し尙兄弟墻に鬩き内訌を以て外寇を招き分割の慘禍

を激成せば、公等何を以てか天下に謝せんと、甚だ慷慨激昂せり、一座爲めに肅然たり、蔣王兩氏も之が爲めに大に感動し即時前嫌を釋くことを誓ひ、王氏は直に分府都督の名義を取消すことを承諾し　蔣氏は抑留銃器彈藥の全部を還付することを承諾し、一月二十九日を以て全部王氏に引渡し王氏は之を携へて已に紹興に歸任せりと云ふ、是に於て全く落着を告げたるなり

臨時政府近況

寧波に於ては常副都督已に辭職し、江分府民政部長（元寧波府知府代理）は省議會議決の浙江省地方官制に基き鄞縣知事となりたり、同時に從來府の管内に屬せし慈谿、鎭海奉化、定海、象山の各縣廳に自今總ての政務は省都督府に直屬することゝなりたる旨の通知をなし、從來六縣合同の經費を以て經營せし事業に就ては、都督府に伺中なれば追て指令を待て、協同經營の法を立つべしと通知し、一方都督府に向つては當地は開港場にして外人も住居し稅關も設けられあり、道臺去りて後は軍政分府内に外交部を置き之を處理せしめ居りしか今回發布の地方官制に依れは、縣には總務科財務科教育科の三科を設くるの規定なれば外交の事は如何にすべきか又從來府の事業として中等各學校は六縣の公費を以て經營せり、然るに今回分府を廢止せられたるに就ては、寧波も他の五縣と同じく縣治となれり、故に從來の事務を鄞縣にて取扱ふことは頗る越權の事と相成るに依り、如何なる辦法を取るべきか指揮を待つ旨都督府に申出てたり、而して本日の新聞紙上の廣告を見るに六縣敎育協會なるものを組織し、從來六縣の公費を以て經營せし事業の繼續を計劃せるを見る、其組織は每縣三人の議員を選擧し十八人の議員中にて議長副議長各一人會計幹事三人を擧げて、其事務を取らしめんと希望するものなり

寧波に於ては野心家なきを以て至極順當に省臨時議會に於て議決したる事項を遵守せしも、他の各府に於ては俄かに之を行ふや否や疑問に屬す、省都督府に於ても厲行するの意志なく、地方の成行きに任するものにあらざるか、或は厲行せんとするも實力に於て之を厲行し得るや否亦疑問に屬す、何を以てか之を云ふ、去る一月三十日當地の常副都督は副都督を辭し專ら左路統領の任に當らんことを申出てたるに、直ちに之を許可したり、依りて常統領は軍政分府を廢し地方の統一を謀る爲め省臨時議會に於て議決したる地方編制法を公布し、之に遵つて處理せんことを乞ひたるに二月一日に至り已に一月二十二日を以て公布したれば、夫れに依りて處理せよとの返電を送れり、杭州寧波間の郵便は上海を廻れば遲くとも、二日間陸路送り來るも四日には到達すべきに、漸く二月四日に至りて當地に到達せり、且つ當地の如き從來府治の地にして新に縣治となり、況んや開港場たるの地に於ては他縣と異りたる方法を明示して變更の際地方をして迷はしめざるの準備なかる可からず、而して其事なきは頗る粗漏と云ふべし之を以て見れは地方の形勢を窺ひ居るにはあらざるかと疑はる

輸入砂糖狀況

砂糖は當地輸入品中の最なるものゝ一なり、今十年間に於ける外國品及內國品の輸入額を擧ぐれば左の如し

年次	外國産					內國産				
	鳶色砂糖	白砂糖	精製砂糖	氷砂糖	合計	鳶色砂糖	白砂糖	氷砂糖	合計
明治三十四年	一二〇、五四四 噸	三九、八九七 噸	一五七、八四三 噸	二、九四一 噸	三一二、二五五 噸	三一、七三四 噸	一、八〇三 噸	七、三四三 噸	四一、八七九 噸
三十五年	一九六、〇四〇	三五、八〇八	二一二、〇三八	五、七三三	四四八、六〇九	一、五二四	四八一	五、七六六	七、七九一
三十六年	一三四、九二九	二〇、六〇三	一五六、四七五	四、〇五七	三二六、〇三三	五、四七	二、四〇四	六、二一三	一四、二六三
三十七年	一五六、五三四	二五、六〇六	一四六、三五七	三、三八六	三三二、八三三	四、七〇一	一、一三三	五、九〇九	一一、七四三
三十八年	一六八、八六三	一八、二五一	一五四、五七八	六、一〇〇	三四七、七九三	二、二三四	五七七	五、四七六	一七、二八七
三十九年	二七一、〇四八	二六、七三七	一六七、八七三	四、三一三	四六五、六一七	三三三	六六一	五、四四三	六、三三七
四十年	二三六、八八九	四〇、八九	一八三、六九九	四、八八五	四六九、五五九	四七五	四、二三〇	六、六一六	一一、三二一
十一年	一九四、七五二	一八、八九六	一七八、七三三	四、〇四四	三九六、四二四	七、四八三	四、四四六	六、一七九	一八、一〇八
四十二年	一六一、三九七	九、七四三	二〇七、三九〇	七、九二七	三八六、三七七	八〇八	三、七八七	六、九五八	一一、五五三
四十三年	八五、七七一	一〇、九二六	一四五、一七四	二、五四六	二四四、四一七	三六、八九五	三四三	五、一七〇	四五、四九八

右の外戎克に由りて常關を經て輸入せられたるもの、鳶色砂糖六十萬斤乃至二百五六十萬斤あり、即ち各種の砂糖を合せて一ヶ年の輸入は三千萬斤より四千七八百萬斤の間に在るを知るなり、砂糖の輸入は歳の豐凶に依りて非常の差あるものにして、其輸入額を以て殆んど農作物の豐凶を卜するに足るものゝ如し、故に本年の如き凶作に於ては砂糖の輸入は非常に減少し、怡和洋行の買辦の言ふ所に依れば殆んど平年の半額乃至六分位なりと云ふ、然るに目下舊年末に際したるを以て、近來上海より輸入する砂糖少なからざるを見る、當地に輸入するものは外國品は大抵香港の「バッターフヒールド(即太沽)と「ジャーデン(即ち怡和)の兩會社の製品にして、內國品は福建省福州及泉州よりするものなりと云ふ、以前は臺灣の砂糖專ら輸入せられたる由なれども、臺灣が日本の領土となりて由り、稅金の關係上より輸入するものなきに至りたりと云ふ、然るに實際に於ては上海の鈴木洋行にて當地に代理店を置き、明治三十九年頃より臺灣砂糖の輸入をなし、一時は盛んに輸入したる由なれども、代理店の經理者其人を得ざりし爲め、明治四十三年春頃より今の代理店經理者と交換したる由なれども、何故か委靡振はず、現今は殆んど商賣なきか如き有樣なり今や上海打狗線の航路開けたれば、此航路の船にして當港に寄港するに至らば、或は多少日本との直接貿易を增進せしむるに至るを得んか

右の外每年日本より輸入する昆布、若しくは鹽魚の量は少からす、現今舊年末なるが爲めか鹽鮭の輸入するもの多く市場に販賣せらるゝものあるを見る、聞く所に依れば鹽鮭は頗る當地人の嗜好に適し、每年輸入せらるゝも少からずと云ふ

◉廣東の陸軍

新政府建立以前に於ける廣東陸軍兵力及配置は略左の如し　虎門

▲新軍

駐在地	統領名	數	駐在所
城北	龍濟光	工兵第二十五營第一二、三隊	城內

▲桂軍及巡防隊

駐在地	統領名	數	駐在所
城北	龍濟光	歩兵第九十七標第三營　管帶　胡兆瓊	
同	同	第九十八標第二營　同　劉釗	
花縣	趙	歩兵第九十八標第一營	全三營を以て新軍第百標を編成し一營を以て同第九七標第一營を編成せり
前山	廣	歩兵第九十八標第三營（塡門に對する爲め）	
高州	宗	歩兵第九十九標（全三營）（地方匪賊討伐の爲め）	長堤河南一帶三水佛山鐵道一帶守備
燕塘	吳	輜重兵第二十五營	七營
同	培	砲兵第十五標（全三營）	城北
前山	松	工兵第二十五營第四隊	長堤及河南

前記の如く新政府建立以外危險分子と目せられたる新軍の多數は花縣、前山、高州地方に派遣し省城に殘留せし新軍兵數は僅か二千八百餘名に過ぎざりき

然るに前山に駐在せるものは最初一度反旗を翻して、今日の時局を構成し黃士龍又高州に於ける全三營の兵力を以て、新政軍を威迫して參都督の地位を得、其後遂に南京中央政府に清理委員として、轉せざるを得ざるに至れり

反正後民軍の大擧して省城に集合せるを以て、從來專ら討伐探偵等專ら彼等に打擊を加へたる巡防隊は却て復讐的に迫害を加へられ公讐私仇相重り幾多の悲劇を演じて巡防隊は殆んど自滅に歸し、一小部分は先回の北伐隊となり、大部分は逃走したるもの〻如し

桂軍に至りては外省出身者多きと、反正前は陰然たる一大敵軍たりしことゝて好意を以て遇せられず、新軍編成四營の外約十五營は大半解散し、殘部舊頭領龍濟光の指揮の下に佛領境界たる廉州方面に出動しつゝあり

今日廣東省城に於ける兵力は大約新軍一個師團約七千人あり、內譯は步兵十二大隊六千人、砲兵工兵輜重兵計約千人にして、此の外に所謂民軍と稱する六萬三千人の大衆あり、多くは綠林の豪傑にして、三合會出身者多く、中國同盟會に從來關係ありし、李福年等二三名に過ぎず、强ひて區別すれば、一、陸賊二、海賊三、革命黨學生にして、更に部下の方面より之を分類すれば、上記の外更に苦力出身と生命を資本に山川を橫行したる彼等綠林の項を加ふべきか諸豪一朝志を得て無爲にして、一ケ月十元の俸給を得、且つ廣東を陷入したる大功は要するに自分等に在りとなし、廣東新政府の元老を以て自任し、亂暴到らざるなし新政府の當局者及び彼等頭目間に軍團協會を設け、互に保安の維持に腐心しつゝあるも、元來破壞性を帶びたる不逞の徒の集合なれば、日々死傷者を出さゞることなく、盜難（多くは强盜犯）の屆出あらざる日なく、偶然の小事にて彼等相互間に銃火の交換を演出すること瀕々たり、海賊上りは上下の關係親密にして、命令能く行はれつゝあるも、苦力より臨時に募集し一ケ月十元の割增を得つゝある頭目は、部下の統御に苦しみつゝあり、民軍の處分策は廣東最緊要懸案の一とす今次に廣東民軍の隊列を表示すれば次の如し

字別	姓名	所帶兵數 人	經歷及勢力範圍
應字	趙應龍	八二〇	廣東省新會縣
×石字	石錦泉	二、一〇〇	同 惠州
兆字	揭兆山	一、三〇〇	
協字	揚萬夫	三、〇〇〇	廣西省
初字	何福初	五〇〇	
東字	劉經一	一、〇一〇	
經字・	嚴三	五五〇	
辰字	梁鵬展	一、一〇〇	南海縣
就字	李就	五〇〇	
康字	周康	四、五〇〇	廣東省順德縣
建字	裘壽	三、〇〇〇	前兩人革命黨員學生
昌字	萬世昌	五〇〇	
江字	鄧江	一、〇〇〇	
炳字	張炳	五八〇	順德縣
濂字	譚濂	三、〇〇〇	增城縣學生
蔭字	林蔭生	三五〇	

純字　陳　純　五〇〇　番禺縣
○惠軍　王和順　五、〇〇〇　革命黨員
威字　馮國威　一、二〇〇
澳字　練達成　七〇　香山縣
○蘭字　陸蘭清　五、五〇〇　三水
盧字　盧少琦　二五〇　順德縣
秉字　姚立亭　一、〇五〇　南雄縣
錫字　麥　錫　二、四〇〇　香山縣
領字　陸　領　三、一〇〇　順德縣
○福字　李福林　五、〇〇〇　番禺縣
瑞字　何瑞勤　四〇〇
偉字　鄺敬川　一、八〇〇
敬字　鐘偉生　八〇〇
黎字　黎炳求　五〇〇
○義字　譚　義　四、〇〇〇　順德縣
惠軍　馮照臨　二、〇〇〇　湖南人軍人出身
綠　林　張　綠　三、〇〇〇　番禺縣
鴻字　林鴻勳　五〇〇

○點を附したるは有力家にして軍規嚴肅名望あるもの
×は不人望なるもの
殆んど全部廣東省出身綠林の豪傑にして、他省出身者或は經歷の異なりたるは凡て附記し置けり

◉蒙古に於ける一般露商の取引習慣

蒙古に於ける露國の商業は支那人の之に於けると同じく物々交換又は懸賣を以て主とす之に關しては千九百九年八月十三日「ノーウォエ、ウレーャミ」の論説あり曰く「蒙古の西北境より露國に輸入する商品は綿、獸毛、毛氈及羊皮にして殆專露國人の取扱ふ所に係り物々交換によりて輸入するものなり

此貿易に從事する者は莫斯哥又は「ニジュニーゴロド」の定期市に於て織物類砂糖及鐵製品等を仕入れ蒙古に送りて懸賣を行ふ而して翌年一月二月頃に至り蒙古人は綿、獸毛、獸皮、毛氈等を以て之を支拂ふを以て露國商人は一定の場所に蒐積し然る後之を本國に輸送す其送り先きは大抵「ニージュニーゴーロド」定期市とす玆に之を買却し現金又は手形を受領し之を以て前年の商品代金に充當し更に蒙古貿易の商品を受領す是露蒙貿易商の習慣にして其緩慢なること皆此の如し故に蒙古貿易は實に取引の複雜を來し敏活を缺くこと夥しきを見るべく而かも露國製造業者は棉及羊毛の如き原料品を蒙古より買入れ之を織物として又蒙古に輸出するが故に其商況の良否は大に利害の關係を有するものなるや明なり」と

一、懸賣の已を得ざる事情

露蒙貿易の複雜緩慢なる實に前記の如きに至るも「ポズドネフ」氏の言に據れば此の如く半年に涉る長期勘定の懸賣は對蒙貿易に免るべからざるものにして本來は蒙古氣候酷

烈春季晩く來る而して主要産物たる家畜は年中放牧する故に五六、月の頃即露國に於ける商業繁忙期に於ては蒙古の家畜は未冬季の皎嵐より回復せずして遠路の歩行に堪へずして賣品たるに適せず露國商人は若斯る時節に之を買ふときは輸送中斃死損失の危險あり假令滿足に牽送したりとするも爾後二三ヶ月間は飼養して回復せしむるの必要ある多費の之に伴ふは勿論なり獸毛の取引も亦同樣にて駱駝毛は五月六月までは採取せず早くも六月末に至らざれば其の採取に着手することなし羊毛も亦然り西北蒙古に於ては河湖多く草草茂生して蚊虻群生し家畜を傷害するが故に獸毛の採取は其他の土地に於けるよりも後る又獵品として西部西伯利商人が蒙古に大取引を爲すものは土撥鼠皮にして是も五月六月頃は勿論七月に至るも尙市場に現れざるなり何となれば蒙古人は春季決して此獸を獵せず是分娩期なるが故にして夏季は毛色光澤を失するが故に亦獵せず而して八月中に獵獲に着手するは最も早きものなり故に露國商人が該物産を集むるは十月上旬に至らざれば完うすることを得ず是れ獨り土撥鼠のみならず春季分娩し夏毛色を失ひ秋季に及んで始めて完全なる毛色を現すは凡ての獸類同樣なるが故に凡そ毛皮は秋季後の取引に係る

前記の如く露國内に於て商況最も活潑に商品の運轉最も繁劇なる時には蒙古に於て未だ收獲なし故に露國商人は假令三ヶ月乃至五ヶ月の後期なりとも商品を與へて空しく代價を待たさるべからず而して支那人は善く露蒙貿易と此關係消息を知る故に之に乘して露國商品の販路を撲滅せんと計るもの多し其狀況は下に述ぶる所の如し

二、懸賣と露蒙貿易を障害する支那人の手段

支那人は露商の蒙古人に對する懸賣關係より當事者間に屢々困難なる訴訟事件を惹起し引いて露清兩國の親善を害ふことなきにあらざるを以て此の商習慣は禁ぜられたしとの旨を露國領事館又は國境駐在官に申込み而して蒙古諸王に對しては各管内に於て此種の商取引を爲すの禁令を布かしめ住民之を犯すときは之を管轄する王に其責任を歸すとの嚴命を與ふ此の如きは露蒙貿易上の大々的打撃たるは云ふまでもなし然るに露國臣民は露清陸路通商章程に依り隨意に蒙古に於て貿易を行ふの權利を有するが故に其取引方法の如き双方の合意により之を定むることは何等條約の規定に牴觸するものあるを見す千八百八十一年の彼得堡條約第十一條は曰はすや兩國臣民間に於ける商業其の他の契約に基く紛爭事件は露國領事及清國官憲協議の上之を裁決すと而も支那蒙古の官憲は條約上の權利義務を無視して前記の如き不法の行爲を敢てす故に蒙古に對する露國の商業にして現在の懸賣法を已むべからざるものとせば露國は更に清國に對して條約上特に其規定を設くるか又は支那官憲をして爾今何等不法の禁令を發せしめざるやう嚴談し以て僅に緒に就きたる露蒙貿易の障礙を根除すること肝要なり而して現今懸賣の行はるゝ區域は主として西北蒙古及庫倫地方にして東部蒙古に於ては露國よりの輸出品殆少なく蒙古よ

りの輸入品のみなるが故に商品の授受も亦從て殆んど現金取引なりとす

◉千九百十年北蒙古に於ける露國商業の狀況

庫倫駐在露國領事の報告に依れは千九百十年に於て露國商品の恰克圖を經由し庫倫地方に輸出せられたる額は百八十一萬七千三百七十三留にして其主要なる品目を擧ぐれば染色羅紗「モレスキン」染色毛布窓掛布厚布等の織物類小麥粉、露西亞革、煙草、砂糖等にして此外露國債券の蒙古市場に出てたるもの二百萬留に上れり

庫倫地方よりの輸入品の主なるものを擧ぐれば金、蒙古產原料品及家畜にして支那品の著大なるものを茶とし北蒙古よりの輸入合計は七百三十二萬四千九百五十九留に達し其內露西亞を通過して獨逸に送られたるもの原料品に於て九十萬留金に於て二百十九萬百八十八留計三百九萬百六十八留あり

之の如くにして北蒙古に對する同年の輸出入總額は約千百萬留に達し其內清商の露國品輸出高四十七萬留其內譯は織物類三十七萬留砂糖七萬五千留其他は燐寸とす又支那人の露國に輸入したる蒙古品及支那品は九十三萬留にして其內茶五十萬留原料品三十萬留より他は雜貨とす故に此貿易に於て露國商人の取扱ひたる額は輸出百四十萬留輸入四百二十五萬留とす

◉愛國公債應募高

其後の應國應募高次の如し（一月二十三日迄）

民政部大臣趙秉鈞	八百七十元
同副大臣烏珍	一千六百六十元
同右丞延鴻	一百一十元
郎中熙棟	一百一十元
員外郎祥書	一百三十元
郎中鍾凱	一百三十元
員外郎劉學謙	一百四十元
郎中王念增	七十元
員外郎聯成	七十元
主事松年	六十五元
員外郎延齡	同蔡中燮　同張元麓同鍾音（各人）　六十元
左丞汪榮寶	右參議中彝　員外郎世常　郎中陳以豐　員外郎裕振（各人）　五十五元
丞參行走毓盈	五十元
參事徐承錦	警廳僉事汪立元　參事曾維藩　員外郎呂鎔　僉事顧鰲員外郎志瀚　同于寶軒　主事沈承熙　同魁積　員外郎玉權　同張玉麟　同金鏡芙　同楊乃賡　主事沈學范　同鄭成　同穆鐸　郎中

啓堃　員外郎沈炤　同瑞斌　同李固基　同游敬森
同何洞仁(各人)　四十元
員外郎朱綸　同孫培　主事阿勒精阿(各人)　三十五元
主事長敏　同世康　同王大亨　同崑山　筆帖式錞
(各人)　二十五元
主事興盛　同華學翰　同胡峻　同楊兆奎　同都倫
同李廷璋　同秦望澜　員外郎嚴啓豐(各人)　十五元
主事顧作栴　同靈耀　小京官汪貽武　同姜兆璜
同朱承勳　同銳申　瑞斌　一百元
希郎阿　五十五元
何洞仁　四十元
鍾凱　八十元
崇鎧　三十五元
張會啓　二十五元
楊德　三十元
小京官汪興準　陳時利(各人)　十元
錫章　劉嘉瑤　英堃　毓琨　琦琛　黎桂森　畢有
年　楊以儉　任士鏗　李泰三　于建敏　沈秉衡
德緒　陶大增　汪如墉　劉桂芬　恩慶　白源貽
桂岩　柏順　德成　祥銳　玉安　英林　勝全　張
樹增　吉潤　孔世培　馬朝棟　書元　筆貼式治平
同文祺(各人)　五元
主事徐蔭森　同田樹棻　同張長植　同尚秉和　同
吳之翰　張志潭(各人)　十元
上駟院員外郎成麟　二十元

吉昌　四十元
厪長三音布　恆升　文茂　錫湧　俊明　英駿　永
鐸　鑅澤　榮蔭　春山(各人)　二十元
文瑚　緒順(各人)　十元
松蔭　廣雯　恆秀　錫瑞　永泉　毓保　榮森　景
蔭　定祥　廣泉　寶善　牧長奎照　吉寬　阿崑布
主事繼昆　又鑌瑞　阿敦侍衛惠山　恩愷　德佩
溥希　毓興　玉山　烏爾棍哲　貴權　敦拉敏
明泰　祥恩　厪副德承　明廣　文福　榮森　祥蔭
廣立　文照　榮浩　阿敦侍衛托普　蒙古醫生長
榮志　司鞍長松年　柏林　桂林　海映　厪副明順
海禿　德林　厪長聯瑞　筆帖式堃補　連順　雙
瑞　吉連　毓秀　恒瑞　文榮　文裕　常清　二成
俊祥　英浩　海祥　舒秀　隆興　慶綸　延綬
松慶　延豐　景存　文海(各人)　五元
左翼總兵鶴春　二百四十元
右翼總兵毓秀　二百四十元
總司員外郎春長　一百四十元
左司署掌印主事景煦　五十五元
署幫印候選主事福懋　四十五元
右司幫印候補主事桂昌　二十五元
司務廳司務珠隆阿　四十五元
左司正稿筆帳式斌壽　二十元
左司正稿候補員外郎錫琨　二十元
右司署正稿郎中奎烱　二十元

右司正稿候補員外郎廣厚　二十元
繕司務筆帖式春元　左司副稿筆帖式春元　右司署副稿　筆帖清鈺　右司繕稿主事海旭　右司繕稿筆帖式恩緒　筆帖式崇啓　候補員外郎壽森　員外郎薩布漢　候補主事福啓　恩榮　賓鴻（各人）　十元
左司副稿主事崇本　左司繕稿候補主事托莫洪武　又筆貼式清順　左司繕稿筆貼式巴圖隆阿　左司行走筆貼式清治　右司行走筆貼式隆文濟良　興祿　興保　書春　耆昌　候補員外郎普英　司務廳正稿候補主事額勒秉額　司務廳副稿筆帖式常緒　司務廳繕稿筆帖式文福　學習筆帖式震厚　候補員外郎永順　吉誠　桂鎮（各人）　五元
左翼署翼尉福壽　一百十五元
右翼翼尉吉陞　一百十五元
左翼署翼尉振林　一百二十五元
右翼副翼尉德壽　四十五元
第一隊　八十元
第二隊　二百元
第三隊　一百二十元
第四隊　一百零五元
第五隊　一百四十元
第六隊　八十元
第七隊　一百十元
第八隊　一百十五元
第九隊　一百十元
馬隊　一百三十五元
號隊　二十元
激桶處　五十五元
司務所　三十五元
右翼委翼尉普泰　二十元
協尉松壽　苔華　秀昌　劉長安　海明　常保　柏齡　存壽　德山　黃德鄰　德勝　門領清福　鳳奎　吉順　成瑞　海山　保林　雙海　清安　連森
德壽　興沛　和春　瑞興　陳燕芝　副尉全祥　成潤　步軍校常山　德順　恩瑞（各人）　十元
副尉景安　興額哩　衡祥　慶安　慶祿　崇善　隆立　桂善　海福　奎成　步軍校恒福　德福　桂喜　松壽　連志　常喜　謙林　奇克愼　普陞　玉麟　常福　德海　烏林泰　文興　玉山　麟瑞　世榮　海隆阿　春連　文陞　舒永　松海　哈福納　朱麟　普潤　柏林　常林　扎郎阿　德潤　瑞林　保林　興祿　定山　文興　烏林　豐海　王祺　玉順　恩陞　海鳳　奎福　德瑞　嵩山　松明　慶喜　海寬　玉林　伊昌阿　德海　興和　奎賴　興濃　玉山　萬貴　成啓　玉山　瑞恒　連岳　海秀　清澤　斌桂　崇鐸　常山　文齡　榮啓　廣順　廣興　達興阿　和春　清泉　富祥　全海　常陞　常順　英緒　松寬　炳林　興舒　吉程　蔭保　景林　松壽　趙潤芝　景惠　文陞　林錫　金秀　海淩阿　瑞秀　吉瑞　德興（各人）　五元

稅務處朱彭壽　二百五十元
同陳鑒　四百六十元
同達春　一百元
同王暢祖　一百十五元
同徐洪　一百十五元
同張錦　六百七十五元
同陳樹勳　二百元
同白育良　九十五元
同唐佑衡　九十五元
同梁敦敏　九十五元
同鍾文廣　九十五元
同忠文　七十元
同黃厚誠　六十五元
同高超　六十五元
同何興發　六十五元敢
同關景忠　五十五元
同王崑　二十元
度支部員外部劉鳳奎　十元
同主事劉汝冕　又樊鴻修　又蔭齡又筆帖式連元
同寓海（各人）　五元
正白滿副都統呢欽　一百五十元
鑲黃衞冠軍使義傑　一百六十元
京師錢業商會　五百元
金銀號商會　一千元
滙兌莊商會　二千元

弼德院副院長鄒嘉來　一千元
王聯震　七百元
王聯堃　七百元
怡樂堂來　四百元
正黃滿副都統秀吉　一百四十元
瑞興隆綢緞店　六十元
通順公布店　二十元
恆義公布店　二十元
劉惠一　三十元
侍衞福春　何雲鼇　金哲霖（各人）　十元
內左三區區長黃兆芝　同區員陳淑禁衞軍榮煜　農工商部員外郎慶壽勳銳　廣生堂藥舖　何炳堃　永泰廣　泰山湧（各人）　五元
前鋒參領寶山　十元
前鋒侍衞慶昌　同保恩　同榮海　廂黃旗前鋒校存山　同藍翎長玉麟又祥奎　正白旗前鋒校瑞堃　同慶瑞　同藍翎長隆山　廂白旗前鋒校慶奎　同世綱　同藍翎長柏頤　正藍旗前鋒校成順　同榮錦　同恩緩　郭拉敏等　空銜花翎桂連　空銜花翎玉貴　五元
度支部主事覺羅瑞林（各人）　二十元
正藍滿參領英賢　又副參領鐵林　佐領福春　同額勒德春　同穆奇先　同春煜　同英璞　同瑞齡　同慶山　同長春　同　十元
松山　又斌啓　騎都尉鍾俊　同隆林（各人）　二百三十元
度支部丞上行張鎭芳

廂藍滿都統張德彝　一百元
御鳥鎗處總承桑珍　五十元
正藍滿參領富明阿　佐領恩升　輕車都尉富興阿
員外郎雙秀（各人）　二十元
副參領玉廉　佐領斌啓　廷弼　廷良　德鑑　連惠
銃銘　錫智　崇蔭　惠全　崇峻　瑞綿　六品庫
掌桑興　委署庫掌福瑞　員外郎廣惠又伊昌阿　同
延昌　無品級庫掌海齡　筆帖式崑懋　又隆瑾
（各人）　十元
濟煜　武備院掌傘總領賦格　庫掌文銃　筆帖式桑
麟　八品催總文祥員外郎成明　恩甲玉海　六品庫
掌舒鶚　委署催統康壽　延興　八品催總文雄　固
山達達綸　無品級庫掌裕慶　副固山達松壽　同王
釗　固山達恩隆　同德鈺　筆帖式恩增委署催總相
蔭　副固山達奇岫　筆帖式英福　又崇林　八品催
總宗蔭　候補筆帖式崇章　筆帖式壽椿　柏唐阿文
啓　又維海　又銃潤　烏鎗達文革　柏唐阿嘉善
又廣麟　又繼增度支部　筆帖式吉普（各人）　五元
洵貝勒夫人　五萬二千九百六十五元
倉場侍郎桂春　一千五百十元
同愈廉三　一千五百十元
同昆敬　一百二十五元
同全順　一百二十五元
同朱敞　一百零五元
法部主事劉維霖　五十元

倉場惠崇　四十五元
同恒謙　同慶元（各人）　四十元
同春溥　同聯華　同德陞　同周寅　同連凱　同撰
奎　同承佑　羅秉誠　同穆都凌阿　同劉桂馨　同
恒年（各人）　三十五元
同陳德霈　三十元
同崇佩　二十五元
同熙煦　同愈藻翔　同多興　同扎隆阿　同景山
（各人）　二十元
同連仲　同文明　同文照　同崑秀　同孫宜振　又
邢家麟　同田倬卿（各人）　十五元
同隆森　十元
度支部筆帖式豐鍛　十元
雲騎尉善保　五元
世澤堂壽　三千元
徐致善　九百五十元
鑲白旗護軍統領額勒春　一百四十元
愛國公債累計（以兩兌換洋元算之）
一百三十三萬四千七百六十二元
短期公債累計（同上）
三十七萬二千五百零三元

◉北滿の露國製糖會社

東清線阿什河驛附近に於て、露人の經營に係る製糖會社に關し、哈爾賓總領事館の調査したる事項左の如し

一、該製糖所は製糖株式會社に屬す

二、株式なれば募集すべき金額は一百萬留にして、九十五萬留は露國ポーランド人中より募集し、殘高五萬留は滿洲に於て募集することとなれり

三、生産數量は一期一百日間に二十五萬布度とす、主として清人向き砂糖を製造し、市場の狀況輸入糖白糖の缺乏を感する時は、同種をも合せて製造する計劃あり

四、第一期に於ける甘菜の播種地面は、一千デシャーチンにして、其耕作に從事する清人農家には、種子及收獲に對する前渡金を交附す可く、而して栽培の方法は製造所監督技師示導の下に、農家をして傳習せしめ、倘事業擴張の方針を以て、地方清人間に甘菜の播種を誘致せんが爲め、清語にて綴れる甘菜栽培法なる冊子を發行すべし

五、製造所及會社用諸建築物の敷地は、十八デシャーチンにして、製造所の建坪六百萬サージエンなり

六、汽鑵は英國式にして水管はベルチーチェフ市プロクレッス製造所に注文したり、又機械は二臺据付となし、內一臺は二百五十馬力を有し、粗糖の製造に使用せられ、他の一臺は馬力稍少く、精白糖の製造に使用せらる、此の機械はワルシャワシの製造に係る

七、使用勞働者の數は、清國人三百名にして、二部に分ち各交代服從す

八、製造所の燃料は薪を使用し、目下二千五百立方サージェンの薪を消費す

九、製造所長は波斯人技師アントン、ウサケンチェウ及びチラチエンスキーにして、リエージ技術學校の出身なり、同技師の談によれば、該製造所は最新式の組織を用ひ去る四十二年九月十四日を以て事業を開始したりと

今更に同會神の近狀に付きて聞く所を云へば、四十二年一月八日露國技師協會哈爾賓支部員二十二名は、同製造所を見舞ひ、同製造所主任ラチンスキー技師の案內にて二時間餘內部を縱覽せり、製造所は露曆一九〇九年十一月末に業務を開始し製造所は別に精白國糖製造の部ありて、一行縱覽の日初めて機械の運轉に着手したり、右製造の順序は最初粉糖を造り之れを塊糖（角砂糖）に改造するものなり、其本期の製造に限り取引所の都合により總て塊糖に仕上ぐるに決せり

一晝夜の製造量は原料として、甜菜約三千プルコウエッ（一

ブルコウエッは十布度即ち我四十三貫六百四十匁）を消費するに至りたるも、機械裝置後尙日淺きを以て種々なる故障あるを免れず、從て目下の處一晝夜の原料消費力平均一千八百ブルコウエッを出でずと云ふ

甜菜の種子は露國産にして、同製造所より之れを阿什河及双城堡の清國農夫に交渉し播種せしむ、而して其の收獲せる甜菜は、價格一布度約八哥を以て全部製造所に於て購入するの義務あり、本期に於て製造所の買收したる紺菜は總て八萬ブルコーウエッにして、到底原料の不足を免れず、而して斯の如き不足を生するに至りし主なる原因は、清國人農夫が甜菜栽培に關する經驗なき爲め、其植付に多少の躊躇の氣味ありて、耕地面積の比較的狹少なりしと、並に双城子に於て收獲の時期を失し、甜菜をして氷枯せしめたる事等にありとす、尙此項の實驗によれば一デシヤーチンの甜菜收獲量は、約百八十ブルコーエッにして、歐露西南地方の收獲量百乃至百十ゴルコーエッに比すれば非常なる豐收なり、本期買收の甜菜の含糖分は約一三五にして、正確の割合は全部製造の後にあらざれば知り難し、清國農夫より原料の買入をなすには、含糖分によらずして總て重量によるを例とす、今甜菜栽培の成績に徵し、製造所は清國農家をして耕作法並に其の栽培をなすの有利なる事を知らしむるを必要と認めたるが故に製造所に付屬して模範農場を設置することに決しこれに必要なる器具の注文をなしたり、而して清國農夫の甜菜を栽培するを見るに、甜菜が深耕の畑地を要するに拘らず農具の不完全なる爲十分に土壤を開堀する事能はず、其結果收獲減ずるのみならず、土地をして荒蕪せしむるの不利あり、是等は第一に改良せざるべからざる點なりと云ふ、現時製造所の原料購入の方法は前記の如く一般重量を以てするが故に、之れ又含糖分の割合によりて價格を上下し、栽培の改良を期すべき計劃なり、而して製造所にては含糖分一四%以下の分は之れを取らず、一八%以上の分に對して、半%乃至一%毎に價格を上らしむる見込みなりと、今期該製造所より市場に賣出すべき角砂糖の數量は、九萬布度を出でざるべきも、次期に於ては三十萬乃至三十五萬布度を産出する見込みなり製造に必要なる各種材量中支出の最も巨額に上るは、燃料用木材と石灰石にして、薪は二千五六百立方サージエン石灰石は十五萬布度にして原料たる、甘菜は二百五十萬布度なり、甘菜園は年々交々四分の一を休耕する事として約一萬デシヤーチンを要す

甘菜園の主要なる部分は双城堡附近にありて、其收獲物は鐵道にてせず、總て支那馬車を以て運搬せらる、薪及石灰石は東清鐵道東部沿線地方より供給す、而して石灰石は主として二層句子驛附近より搬送し來るものとす

◉山東省博山の硝子製造業

一、製造業者

博山に於て斯業に從事するもの約五六十戶、中博山玻璃公

司を除いては、他は皆個人の經營に依る、多くは縣城の西北顏神鎭に在り、博山玻璃公司は支那官商の合同出資によりてなれる株式會社にして、博山縣停車場の東方に宏大なる工場を有し、獨逸人の技師を聘して洋式の機械を用ひて硝子製造業に從事す、而して現今製造するものは板硝子のみにして、其製品は山東省各地及天津地方へ輸出せられ、設立日尙淺きも成績頗る良好にして、將來最も有望なる會社なり、而して會社にては板硝子のみならず、漸時他の器物類の製造をもなさん計畫なりと云ふ、蓋し博山產出の硝子原料たる砂石は性質最も良好にして、會社獨逸技師の說によれば東洋第一なるべしと、加之豐富なる石炭の產出あり、此地に硝子工業を起したるは、最も機宜に適したるものと云はざるべからず

玻璃公司以外のものは、皆在來の方法によるものにしてその設備には大小ありと雖も、皆規模小さく製品も總て粗惡なる日用品、其他淸國人の用ふる裝飾品等は陶器と相並んで博山縣に於ける一大富源たり

二、原料及製造法

玻璃公司の板硝子を製造するに用ふる原料及其配合の割合等は、堅く秘密として語らざれば、之れを知るによしなきも、我國に於けると原料製法共に大差なかるべし、次に支那在來の法式によるものの用ふる原料及其配合の割合を聞くに

皮硝(芒硝)　一斤
石面(硅石)　二斤
子石面(石灰石)　四兩

なりと云ふ、而して皮硝は新城縣、長山縣に產し、石面は縣城の東方十里なる兩平莊に出で、子石面は東南三十淸里の載莊より來る

其の製造方法は本邦に於ける小規模なる硝子製造業者の採れるものと同一にして、先づ右に上げたる原料を混じ爐中に於て熔解し、然る後手工によりて各種器物を製造す

大なる製造者は一軒につき十數ヶの爐を有し、小なるものは二三ヶを有す、爐に使用する所の原料は略百斤にして之に要する石炭(多く粉炭を用ふ)五六百斤なり

三、種類及價格

製造せらるゝものは鏡硝子、カンテラ用硝子、瓶最も多く而して、之に亞ぐものは琺瑯(七寶北京等にて用ふる七寶燒原料は博山にて作らるものなりと云ふ)の原料、耳環、腕環、煙管のガン首同吸口、其他模造石器製造用硝子原料等なり、每戶一年の賣上額四五千吊文乃至一萬五六千吊文(四百弗乃至千五六百弗)にして、硝子原料の製出額にても十萬(弗)を下らずと云ふ

硝子器は其の種類極めて多きを以て、其價額も一樣ならず又同じ種類の硝子器にても品質に上下ありて一定せざるを以て、其價格を示すに困難なり、今博山にて製造せらるゝものの價格を聞くに大抵左の如し

鏡　極めて粗惡なるものにして、往時我邦にて田舍にて

一般に用ひられたる如き、極めて薄き硝子に水銀を塗りて板と合したるものなり、之大小種々ありて其價六十文より五百文位迄あり

カンテラ用硝子瓶

博山に於て製造せらるゝカンテラ用の硝子瓶は長さ四寸位直徑一寸五分位のものにして、一ヶの小賣價格二十文內外なり

之を用ふるには一厘錢の穴に燈心を挿して、之を瓶中に挿入し點燈す(油は石油を用ふ)こは山東省至る所に需用せられ其產額も最多し

耳環　二十文乃至八十文位

腕環　三十文より百文位迄

煙管のガン首

十文より五十六文位

煙管の吸口

二十文より五六十文迄

◉滿洲の硝子業

滿洲に於ける硝子製造業は其原料の富豐なる丈け近く滿鐵にても之を創む可く傳へられ都督府も將來有望の一事業として州內に於ける製造業者を保護しつゝあるが其現況を見るに未だ微々たるものにして製造所數も大連に一、奉天に三、吉林に二、長春に二、哈爾賓に四ヶ所あるのみにて全體の生產額一年二十萬餘に過ぎず其製造品の如き未だ滿洲に存在する原料を用ふるに至らず多くは破損硝子を集めて再製造をなす廢物利用に止り偶々原料を用ふるものは之を內地三河國に仰ぎて支那人の燈火用カンテラ製造を主とし年間五百萬個位を製造し夏期に於ては蠅取を製造するも之等は天候に支配さるゝことも多く唯大連に在りては投藥瓶の需要かなり捗々敷由なるも滿洲全體の硝子の製造は先づカンテラ專業と云つて可なり都督府が大連玉置製造所に年五百圓の職工奬勵費を補助して硝子業を盛ならしめんとするも其奏効に至る迄は前途遼遠と云ふ可し

◉正隆銀行決算

正隆銀行の四十四年下半期決算次の如し

當期金勘定純益金　一金二萬二千五十一圓六十錢

當期銀勘定純益金　一金二萬二千五百八十九圓三十五錢

此銀額二萬五千三百八十一圓三十一錢

(換算率八十九圓當期末日相場)

前期銀勘定繰越金　一金六十二圓六十二錢

此銀額七十圓三十六錢

(換算率八十九圓當期末日相場)

合計金四萬四千七百三圓五十八錢

內

純益金

金四千四百圓　役員賞與及交際費

金二千一百圓　積立金

金九千二百五十圓　別段積立金

金一萬六百八十圓　株配當金

此銀額一萬二千圓(換算率八十九圓年八分一株に付銀二圓)

金一萬一千六百六十二圓　五ヶ月八十三錢)

新株配當金(三萬、年八分

金六千二百十一圓五十八錢　後期繰越金

支那

第參卷　第六號

目要

●事變後の支那經濟界
●革命戰後の支那實業熱
●退位前北京の光景
●東蒙古に於ける露國の商業關係
●東三省拓殖意見
●上清に於ける支那人ブローカー
●東蒙古旅行記
●支那外債現在調査
●中華民國臨時約法
●支那重要時事
●天津、上海、漢口、重慶、抗州、南昌、九江通信

東亞同文會調査編纂部

東京市麹町區錢瓶町(常盤橋內)

日本興業銀行

資本金一千七百五十萬圓

營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

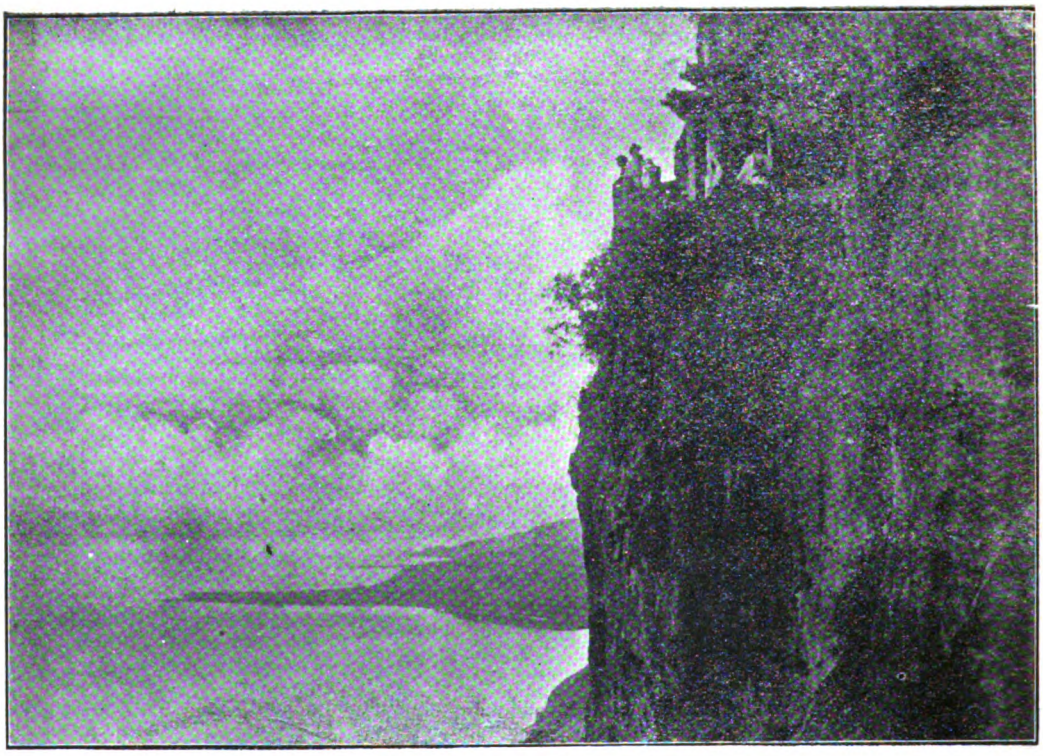

雲南省城濱池

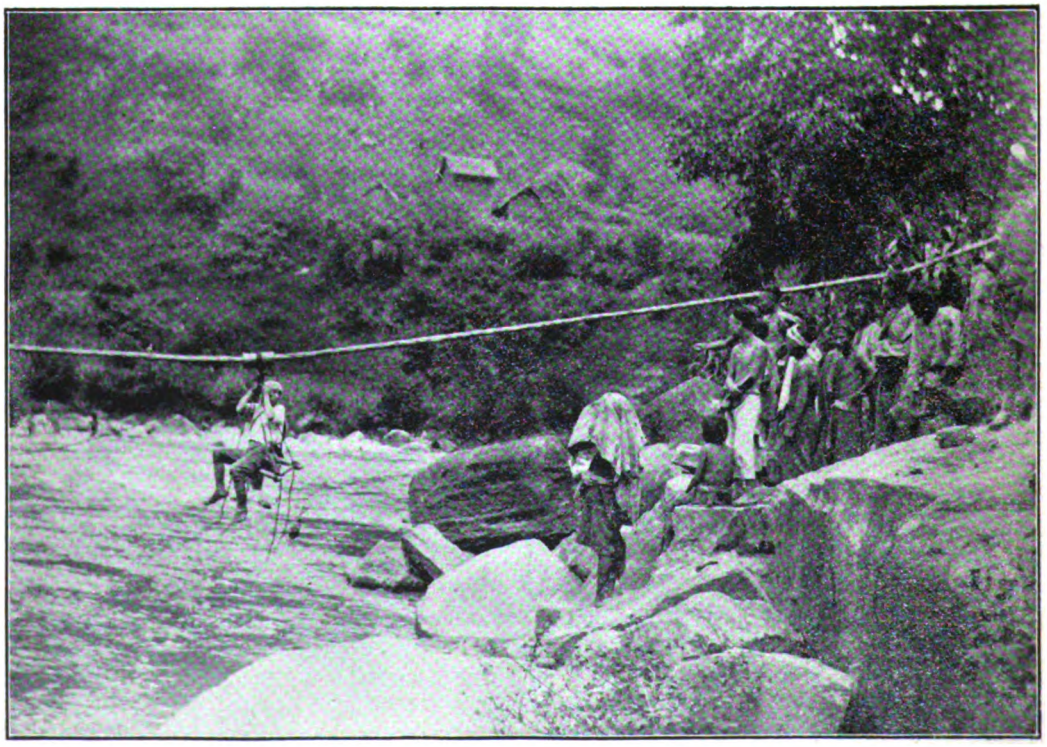

雲南山中ノ綱渡シ

（東亞同文書院學生撮影）

丹波博士方劑

ばら歯磨

芳香馥郁齒牙の健康を保全するばら齒磨に優るものなし

本品大袋は家庭用として頗る徳用なり

本品鏡付鑵入は旅行携帯に便なり

東京 東光園 謹製

支那第三卷第六號目次

口繪

雲南省城滇池　雲南山中の綱渡し

論壇

事變後の支那經濟界(下)……松本忠雄…一

革命戰後の支那實業熱……上海RS、生…六

退位前の北京の光景……北京通信…八

東蒙古に於ける露國の商業關係……ベー、グリエフ…一二

東三省拓殖意見(完)……元奉天鹽運使　熊希齡…一五

上海に於ける支那人ブローカー……二〇

記事

時事

◉袁の南下中止◉袁推戴頻々◉袁の大總統就任◉京畿の大騷擾◉武昌の內訌◉勤王黨如何◉漢冶萍合辦契約◉露淸銀行借款問題

內治外交

◉暫行法の協定◉南十省國定部議◉陽曆改用の布告◉臨時大總統の布告◉新聞條例反對◉統一會組織◉四川の統一策◉南京參議院の建部問題爭議◉浙江省の八旗所屬散辦法◉袁の南下拒絕電文◉南京交通部長辭職◉瓜哇華僑の拘禁◉共和詔書起草者◉沖袁使節北上

實業經濟

◉中國銀行辦法◉舊年末の河南經濟界◉上海錢業組合の結賬期改正◉安東油房狀況

財政借款

◉上海軍政府公債章程反對◉江西省借款問題◉江西南潯鐵道借款案◉退位後の財產◉漢冶萍借款反對

軍事交通

◉湖北軍隊の駐紮地◉北淸輪船運貨改正

地理紀行

東蒙古旅行記(二)……東亞同文書院錦齊班旅行隊……四三

通信

天津……五一
混亂の天津支那街、商業上に及ぼせる影響

上海……五三
爲替、金融、製茶市況、棉花市況、石油市況

重慶……五八
蜀軍の政府の根都督の出發、漢軍四川軍政府及其軍隊を認めざる乎他に野心ある乎、黔軍、蜀軍政府と雲南軍との條約、

漢口……六〇
武昌城內の暗鬪、梨都統の名望、第二革命、武昌の財政狀況

汕頭……六二
租稅、軍人、金融及商業

福州……六三
閩省北伐混成支隊司令部職員表、借款問題

南昌……六五

九江……六六

雜錄

◉支那中央政府外債現在調……六八

◉中華民國臨時約法……七六

◉上海に於ける新舊地券規定……七九

◉安徽江蘇二省北部の水利調査概要……米國技師ジエムソン……八三

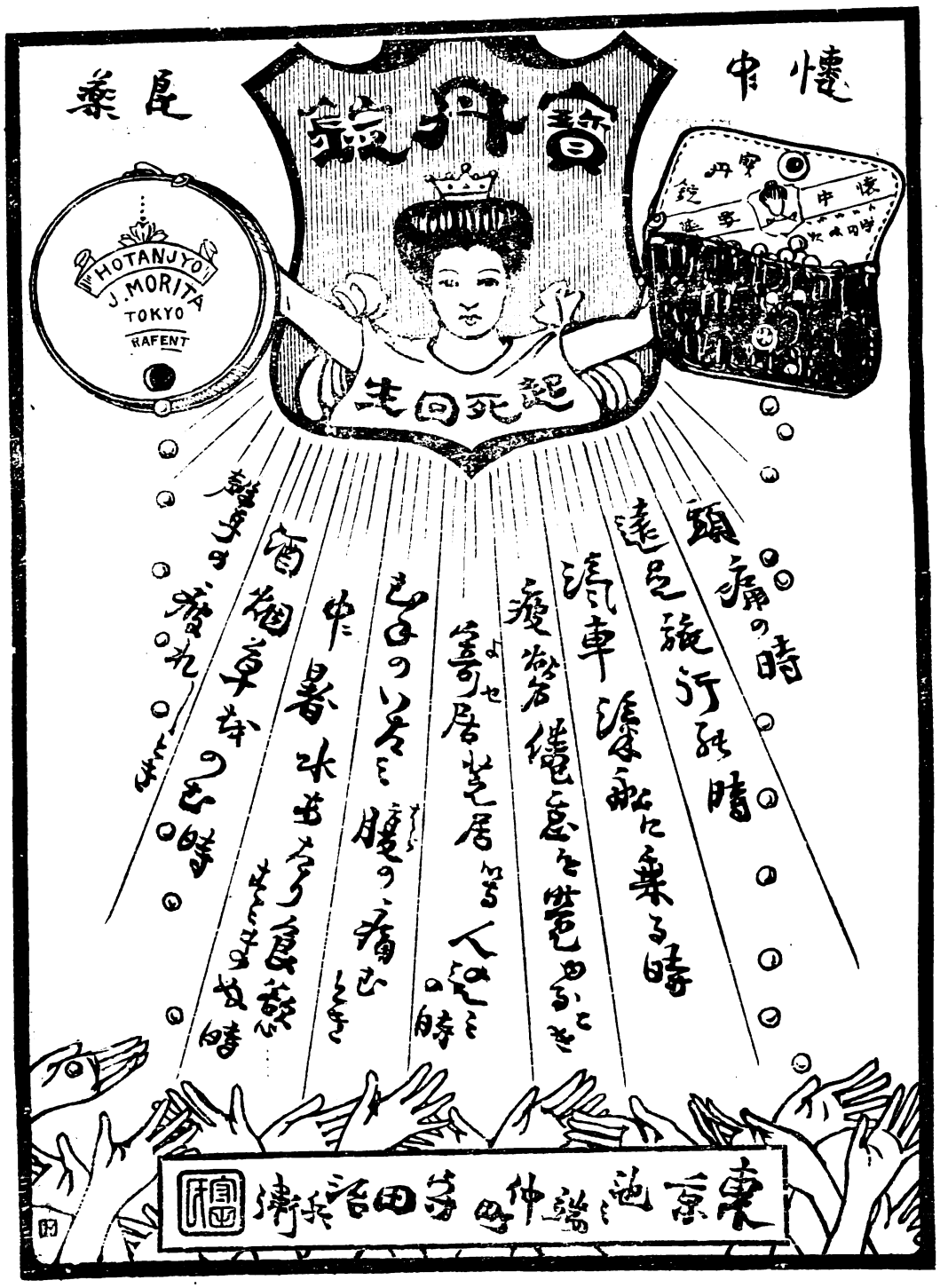
萬病圓
起死回生
HOTANJYO
J. MORITA
TOKYO
RAFENT
頭痛の時
遠足旅行の時
汽車汽船に乗る時
疲労又は徹夜を致すとき
夏季暑中
暑気あたりの時
暑気あたりの時
腹痛
腰の痛むとき
暑中水当りの時
食欲不振
胸やけのする時
東京 池端仲四郎 森田治兵衛

第三卷　第六號

論壇

●事變後の支那經濟界(下)

松本忠雄

六、

今回の事變が支那の人心に作用する所大に、これより延いて支那各般の開發に及ぼすべき所の多かるべきは、これを前數次の戰亂の結果の例によりて立論せり、今更に其經濟上に及ぼすべき影響に就いて詳論せん

從來支那に於ける商工業の發達を阻害し、通商上の障碍たるべき原因一にして止まざりき、今其主なるものを數ふるも曰く交通機關の不備曰く、會館公所の制度曰く釐金の制度、曰く貨幣度量衡の不統一、曰く盜賊橫行等の數者に上るべし、是等諸因の支配する所となりて過去に於ける支那經濟界の發達は遲々たるを免れざりき

然れども過去數次の刺擊を經て更に今回の刺擊を經たる支那人は漸く舊慣を打破して新生面を開かんとし是等の諸障碍亦除かるゝに庶幾からんとす、何を以てかこれを云ふ、先づ支那數千年來の政策たる抑商興農の政策の改められたるは吾人の曩に說ける處の如し、これ蓋し支那經濟界の發達に於て所謂本立てるものたり、而して此誤れる政策は一亂ある毎に一戰ある毎に益改められ、却

つて商工助長の政策を益盛ならしむるに至れるを見る、從て今回の事變によりても更に又此政策が一段の進境を見るべきは蓋しこれを疑ふべからざる也

又交通上に於ても鐵道は不十分ながらも支那各地に布設せられ、先づ從來既設の鐵道を以てするも支那二十一省內の水陸連絡に於ては稍其目的を達し得べきに至れり、且沿岸外洋河川の航路は日に月に延長されつゝあり、從て支那の交通機關は今尙不便を免れずと雖も決して昔日の比にあらず、而して支那上下を擧げてこれが整備に熱中せるの時、偶今回の事變あり、新時代の敎育あり新智識の蘊蓄あるもの要路に就き、一般人民の心氣亦多少新たにされたるものあれば、今後益鐵道の布設電信電話の架設等勃興すべきは疑を容るべからず、只此に憂ふべきは彼の資金の缺乏なるも、列國は支那に資を貸さん事に腐心し、政府の要路は又外資を借る事の必ずしも亡國の因たらざるを曉れるものゝ如く一般人民拒款の風潮亦昔日の如く激烈ならざればこれ亦深く憂ふるを用ひざるべく、從て支那の交通機關は事變後更に急速力を以て整備の域に向ふべきもの也とするの當れるを信ず、而して交通機關の發達が經濟界に及ぼすべき影響の大なるべきは又說くを須ひざる所也、之れを靑島に見るも山東鐵道成りし爲十年間に輸入は六倍し輸出は八十倍し又濰口に於ても交通機關益備はれる爲十年間に輸入は九倍し輸出は五倍せり、他日交通機關完備せば第二の靑島たり濰口たるもの踵を接して起るべく、而してこれが爲に沿道各地の開發は勿論內地產業も多大の利益を享くるに至る元より看過すべからざる也

支那には從來會館公所なるもの存して外人の通商上に不便を感ずる事少なからざりしが畢竟會館公所は商人が支那從來の輿農抑商の政策に對抗する必要と、政令全からざる結果自衞の必要とより起れるもの也、然るに支那在來の抑商の政策は既に改られ却てこれが助長の政策さへ施され政府の保護提唱の下に商務總會、分會は各地各埠に起されつゝあり、從て此點に於て會館公所は半ば其存在の必要と意義とを滅却せられたりと謂つべく、從て會館公所は半ば滅ぶべき運命を有するものと稱するを得べし、夫れ墻にせめぎつゝも外其侮を禦ぐべきは人性の自然にして、外壓あれば內團結强固なり、然れども外壓去れば團結自衞の要亦滅す、この理よりして會館公所は或は其名に於て滅びざるも、其實に於て滅ぶるの運命に逢着したるものと稱すべき也、

又此革命事變を經たる後の支那の政治は漸次改善せらるべきは元より疑を容れざる所にして、よしや法令形式の上のみにても個人の權利自由等は益安固にせらるべく、地方治安の維持亦漸く全かるべく、此點よりするも會館公所の如きは其要を見ざるに至るべく、會館公所が從來の如く橫暴を恣まにし、通商上の防害となるが如き事は漸次滅ずるに至るべし

淸朝が髮賊の亂後肇めたる釐金の制度は、年を經ると共に益其率を加へ、其煩雜と誅求とは實に支那に於ける通商上の一大障碍たりし事疑を容るべからず、然るに今回革命軍起るや先づ此惡制度たる釐金制度の撤廢を聲明するに至れ

り、而して其結果は遂にこれを全廢するの不可能なるを示したりと雖も、然かも或省に於てはこれを廢して更に稅率の低き他のものを以てこれに換へ或省に於ては釐金の稅率を低くし、又或省に於ては或種の貨物に限りこれを徵收する事に改正せり、其最大惡制度たりしは革命黨が人心收攬の一策として先づ釐金撤廢を聲明したるによりても知り得べきが、今や或は其稅率は減ぜられ、或は他の低率の稅を以て代へらるゝに至り、其不便と誅求の度とは稍減せられたり、これ確かに一大進步と云はざるべからざるものにして、到底今回の如き事變を待たずしては斷行を敢てし得ざる所也既に幾分なりとも低減せられしは、或は他日關稅增率等の方法によりこれが裁撤を見るの曙光とも目し得べく支那通商上の一大障碍は現在に於て多少輕減せられ他日に於て廢除せらるゝの端を發したるものと謂ふべし

支那に於ては從來度量衡及貨幣の統一なく、或は地により或は業により皆これを異にし爲に通商に從事するものは多大の不便不利を感じたり、然れども是等の統一制度は既に淸朝の晩年に於て發表せられたり、而して今後新支那の開かるゝと共に漸次統一せらるゝに至るべく、從て此點に於ける通商上の障碍も亦除かるゝに至るの期遠からざるべし、多年の慣習より來れるこれ等の制度を中央政府の一令によつて歸一せしめんとするが如きは、畢竟不可能事なりと雖も形式の備はるは他日內容亦これに稱ふに至るの第一步たり、而して斷然舊慣習を棄てゝ新形式につかしむるが爲には、此次の革命事變の如きは實に好適の機會にして、彼の太陰曆を捨てゝ太陽曆を用ふるに至りしが如き亦其一例也斯くの如きは大事變を俟たずんば到底容易に斷行し得ざる所也

又這回の革命が淸朝の秕政を標的として企てられし以上は、共和政府成るの後は必ずや善政を布かざるを得ざるべく又苟しくも善政を布かずんば、共和政府の大總統には淸朝の如く確固たる基礎なければ忽ちにして第二第三の黎元洪黃興を生ずべく、從て善政なくしては支那の將來は到底これを支持するを得ざるべし、從て支那は將來少くとも今日以上の善政を期待し得べく、此結果は秩序の維持漸く全く人民の生命財產亦漸く安固なるに至るべし、これに連れて支那の商工業が發達速かなるべきは蓋し疑を容れざる所也

以上によつて見れば從來所謂支那通商上の障碍と稱せられしものは漸を追うて除かれ又は除かれんとしつゝあるを知るべし、而して此結果は外人は其意の儘に支那の廣大なる土に於て商戰に從ふ事を得べく、支那經濟界が爲に發達すべきは當然也

七、

夫れ經濟界の發達が社會の發達に伴ふべきは定論の存する所にして是れを史に徵するも或は希臘或は伊太利或は英國等其文化燦爛たりし時代は併せて又商業の隆盛なりし時代たりしを見る

吾人は事變後の支那に對し人心の開發、敎育の普及、政治

の改善を豫期するもの也從て夫れと共に經濟界亦發達すべきを豫期するに躊躇せざるもの也

政治上社會上、經濟上の諸制度如何及人心の開發等が經濟界の發達に多大の影響あるべきは、これを過去の支那に就いて見ても知るを得べく、或は日清戰後或は北清事變後或は日露戰爭後の支那は則ちこれを語る

而してこれ等數次の變亂後に於ける支那經濟界の特徵を察するに蓋し新式企業の勃興は其一也、二回は一回より甚だしく、三回は二回より甚だしく此傾向は著しくなり來れるが、今回は更に從來より著しく其勃興を見ん

今や列國は既に支那に對し昔日の如く領土分割の夢を繰返さず、經濟上の地歩を占むる事に腐心するに至れり、而して現今支那に於て經濟上の地歩を占めんとせば、排外熱盛なるを以て往時の如く鐵道布設權、鑛山開掘權等を得るは容易にあらず、勢相當の擔保又は事業に對し資金を貸付くると、自國商品の販路を擴大するとの二者の外に策なかるべし

支那に於ては今尙拒款の風潮行はると雖も、支那に資金の窮乏せる事及其金利の諸外國に比し高率なる事は事實なれは恰も水の低きにつくが如く外國の資本が支那に注がるべきは事の自然に屬す、況んや列國相競ふてこれか貸付に腐心しつゝあるをや

而して列國が資金貸付に腐心する結果は未だ支那人の企てざる新事業をも發見して、これを起さん事を勸むると共に併せて資を借らん事を勸告するに至るべく支那の民心が新事業の企畫に向へると、此列國の借款競爭とは相合して將來益支那の新事業界を賑はすに至るべし

更に又今後の支那に起るべき一事は從事より更に更に激烈なるべき列國の商戰也、蓋し吾人の先に論じたるが如く支那に於ける通商上の障碍は漸次に除かるゝ結果、外人は通商上幾多の利便を得べし、而して此利便に乘じ民心の開發等に伴ふて增加し行くべき購買力と、舊を捨てゝ新に趨かんとする結果の外國品の需要を見て、外國人は大に支那の商戰場に於ける大飛躍を期するに至るべし、從て事變後に於ける支那の貿易額は過去數次の變亂後に於けるが如く又增加を見るに至るべし

八、

事變後に於ける支那の經濟界はこれを過去の經驗に見るも將た又其內外の素因に見るも大發展を期し得べし、然りと雖も此發展の機が孰れの時に來るべきやは蓋し問題たるを失はず

革命事變起りて以來既に半載、信用機關破壞せられて大恐慌の襲來となり、商業杜絕し、軍兵到處に橫行し賊匪所在に起りて人民其堵に安んずるを得ず、或は財貨を焚かれ或は軍用金を徵收せられ非常なる打擊を蒙れり、殊に此打擊が支那に於て最も殷賑の區たる長江流域一帶を中心として起れるは注目すべき事實にして、これが恢復は容易の事にあらざるべし

此打擊の恢復する迄は對支那貿易は未だ樂觀を許すべきに

あらず、然れども支那人の利害の打算に長じたる敢て君主政治を固守せず、敢て共和政治を固守せず官軍優勢なれば君主制につき革軍優勢なれば共和制を贊し、勢の趨く所に從て走りしは此慘害を比較的少なからしめしと雖も尙其恢復は一朝一夕にして望むべからず

從て事變後の支那經濟界はこれを長久に就いて見れば大に樂觀するに足るべしと雖も、目先の事情を推すれば必ずしも樂觀を許さゞるなり、然れどもこれ他日に望みある悲觀にして絶望の悲觀にあらず、これ甚だ意を安うすべきの點也

而して我日本は支那經濟界に於て活動すべき幾多の特權を有すると共にこれ實に我國の隆替の機の繫る處なり支那の經濟界が今後大に發展を見るべきの運命に會せるはこれ我日本の爲には最も慶賀すべき事にしてこれ實に千載の好機也從て我日本人たる者は今に於て官民一致有望なるべき事變後の支那經濟界に活躍するの準備を怠るべからざる也

註一　各省徴稅の狀況

江蘇省　釐金を廢し貨物稅に代え稅率は從價稅百分の二とし共八割を減ず

江西省　茶、酒、砂糖の外は一時釐金を全廢せしも後從來の二割を減ずる事とせり

浙江省　雜貨捐、茶捐、糖捐、酒捐、席捐、房捐、船捐、園捐はこれを存續し釐金を廢す

四川省　（免稅）蓄來の老盆、水道巡警補助經費捐、糖捐、棧捐、茶棹捐、（減稅二割）猪肉捐、牛肉捐、羊肉捐、油酒捐

廣東省　十七種の新稅を廢止せり

吉林省　斗稅、牲畜稅の一部、車の通行稅、煙稅、山海稅の一部等を廢止

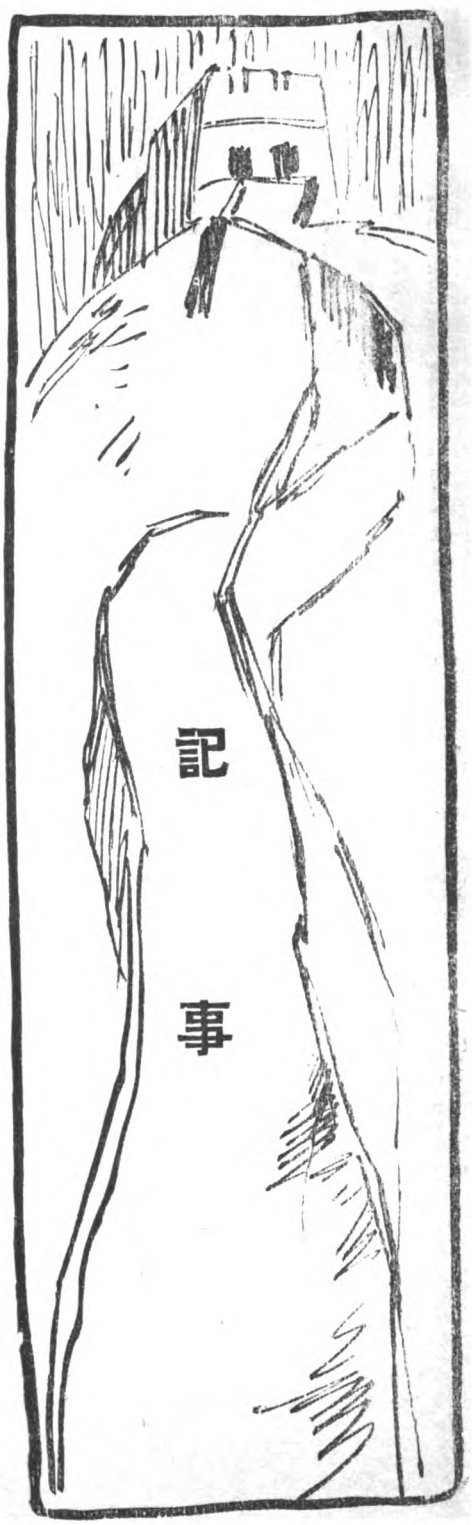

◉革命戰後の支那實業熱

上海 R. S. 生

今や支那は政治上の革命に於て成功し、漸やく其整理の端緒につかんとするや、財政整理、實業振興の熱は勃然として支那民心の注意を喚起するに至りたり、昨今各新聞等は筆を揃へて之れを論じ、各種の會合亦之れが爲に開設せらるゝこと雨後の筍の如く、中央地方の政府亦之れが爲めに孜々として施設せんとする所あり、其將來に與ふる影響の決して甚小ならざること察するに足る、試みに此等論旨の一端を紹介し、並びに各種會合の情勢を記述して大方支那研究同志の參考に供せんとす

去る二月二十四日より、連續して上海の新聞報は特筆大書論じて曰く

「革命の大功已に成り相慶す可きに似たり、然れども世界上に於ける支那の存立は未だ之れを以て確立したりと云ふ可からず、今次政治的革命により、支那より滿洲人を驅逐せり、而も之れ支那の世界上の確立に對し何等の價値を有するものにあらず、支那は夫れ自身確立の基礎を有するにあらざるよりは、亦以て革命の眞價を論ず可からざる所なり而して支那をして世界上の確立を遂げしむるの道は只夫れ富國自彊の一策のみ然るに今次革命の動亂は支那の經濟界に一大破滅を與へ、四方產を捨て業を蕩し、產業の動搖未だ之れより大なるはなかりき、更らに一方を顧みれば光復以來風俗の一變は、或は衣帽に或は携帶品に其他所有日常

の必要品に大變化を促し外國商品の新輸入は日々其額を增加し、益々輸入超過の勢に趨り、正貨流出の恐慌を誘ひ遂に自國の產業に一大頓挫を與へずんば止まざるの形勢あり嗚呼是れ果して興國の道なるか

今にして此根本問題を研究し、利權の外に漏扈するを挽回し以て長久の計を建つるにあらずんば、已得革命の大功も亦何ぞ價せん、茲に此機に際し特に實業振興の必要を論ずる所以とす

實業を振興するの策や多岐、就中方今支那に於て施す可く急務となすものに據て論ぜんか由來支那工業不振の原因は互に相排擠し詐虞風を成し信用地に墜ちたるの弊に歸し、輸出する所の生絲茶花蓙等に於て普く此弊を見ざるはなし之を救濟するの方法は即ち各業に就て聯合共進の機關を建つるにあり、又我國商工業の起らざるは大企業の行はれずして小經營に據りたるに因つて存す、是れ決して長久大利の道にあらず、之れを救濟するの道は各箇人の資本を集めて一となし、絕大會社の設立を奬勵するにあり、次に貿易上に於ては列强諸國の執る如く保護政策の實行を要す可し、蓋し貿易なるものは一二商人のよく伸ぶる所にあらず、之れ即ち保護政策を要する所以、其他商標特許專賣の條令は須らく速かに之れを釐定す可く、模範工場商品陳列館の設立は國民實業教育の一端として、目下の支那にとりて缺く可からざる機關に似たり、願くば實業當局の人士公私の論なく、反省一番共和の新天地に於て、之れが企畫を行はれんことを希望して止まざる所なり」云々

と、蓋し如此提論は啻に一新聞報によりて、主唱せらるゝのみに止まらず、支那全國の各新聞は悉く之れと同一意見を發表し之れと同時に此提論の研究と遂行との爲め各種會合の設立せらるゝもの彬々として相つぎ、實業の聲は普く全支那の輿論たらんとするものに似たり、左に最近創立せられたる重要實業振興を目的とする會名及び所在地趣旨を擧げん

一、商業民生共濟會　上海商務公所內

財政實業振興の道を研究するが爲め、上海在住有力支那商人の發企により設立せられ毎週一回開會す

二、中華民國實業協會　南京馬府街

實業を振興し國民生計の擴充利權の回收を宗旨とし、工農商三部に分ち支那各地に支部を設く、各地商業會議所が商業行政の機關たるに對し、實業研究の中心機關たるかの地位を占む

三、工業建設會　上海二馬路

群力群策を以て工業社會を建設し、工業の發達を企圖するを目的とし、工業專門家を徵集し相討論探査し模範工場を設立し新舊工業の調和を計り、毎月工業雜誌を發行す

四、工商勇進黨　上海二馬路

在外の支那實業家と相呼應し、通商上の便宜を計り且つ資本家と勞働者との調和を圖る

五、中華民國民生國計會　上海西門

各地に出張して實業提倡の演說をなし、且つ警察制度の改良を期し、同胞生計を全からしむるを宗旨とす

六、中華民國商學會　上　海
商業圖書館商品陳列所商務調査所商學研究所等を設立して商業界の智識を啓發するを宗旨とす

七、中華民國工黨
所謂勞働社會黨の變名にして、專ら勞働者の實力を强大ならしむることを目的とす

而して此等の會合たるや、所謂支那一流の有名無實に流れず、大々幹部は其目的の遂行に努め生活働見る可きもの少なからず、例へば昨春正末支那決濟期に際し、民生國計會は臨時大統領袁世凱に建議して、支那商業慣習改革の必要なるを認めしめ、之れに對し左の電令各地商務總會に諭告せられたり曰く

「從來商業界の取引は舊曆を三節に分ちて決濟せるが爲め其金額概ね多額に上り易く、遂に金融の逼迫を致し恐惶を誘引せること已に一再にあらず、今や共和初めて成立し先づ曆を改めて太陽曆となす、商業界亦當さに三節結帳の積習を一變して、一律毎月末を以て決算す可き也、蓋し之れによりて商業界の利便を享くるもの二あり、一には則ち外國商人の商慣習と同一となり、二には即ち之れによりて從來傾倒の風を防ぐ可し、聞く商界中陽曆に反對するもの少なからずと雖ども、外國商人と取引多き貿易港諸地に於ては漸次此指令の行はる可く、かくて支那實業界に於ける各種の積習は追々此等會合の力により一掃せられ、支那實業界の進運を見ること大なるべし

されば民國政府にありても之れに對する施設を以て急務となし、二月八日實業大臣は各地方政府に電飭し、速やかに實業司を設立せしめ其他農業試驗所、模範工場等設立の案を建てたり、今地方實業司の官制を見るに

「實業司には司長副司長、各一人を設け、實業一切の事宜を辦理せしめ分ちて總務、工務、商務、農務の四科となす但し本司未設の間は民政司をして該事務を取扱はしむ」と

世の支那研究者が政治的或は軍事的に支那の革命を觀察する間に此實業界に於ける現象も等閑觀察を怠る可からざるもの存す可く、更らに此影響に就ては本邦當業者の深く注意を要する所と思爲す

◉退位前北京の光景（二月十七日）

北京通信員發

武昌城頭白旗飜り漢陽陷入り漢口降り、四方響應するの警報頻々踵を接して至るや、朝廷震駭京城沸騰し謠言四出紛語紛々京師は今に修羅の巷と化し去らんずる形勢を示せり居民は難を避けんとして城を出づる者絡繹絶へず、當時の

慶親王內閣は全く策の出づる處を失し、王公大臣身を挺して難に赴かんとする者無く、周章狼狽其の妻女を天津に送り或は外國人經營の旅館に移す等只管一身一家の安寧にのみ急にして、國家の大事を顧みず、彼の熊希齡が袁世凱に與へて、君主立憲再設の不可を論ずる書に、清廷の無力を指摘せる三條あり、其の內の一節に滿洲皇室の最も信任する者は、皇族及官吏に如くは無し、然るに武昌事起りて各皇族は先づ第一に大清銀行の預金を引き出し、市面爲めに動搖し王公貴族は遷りて六國飯店（グランドホテルの別名）に入り人心又た恐慌せりと云へるは眞實なり、斯して滿廷は數日ならずしてあらゆる醜穢あらゆる無氣力を曝露し盡せり、此の間資政院政府軍人は橫行し、引いて皇帝己罪の詔勅となり親貴內閣の瓦解となり、京城は鼎の沸くが如く皇帝蒙塵の說は頻りに傳へられ、人心洶々として今にも恐怖時代の出現せんずる勢となれり、遂に袁世凱の起用となれり彼れが十一月十三日北軍總指令官兼總理大臣の榮譽と實力を帶びて入京するや、稍々京中安靜の色を呈するに至れり、雖然彼れに依りて攝政王は廢位せられ、滿派の驍將は悉く木偶と化し、清廷は全く政治圈外に放逐せられ、獨り彼袁世凱のみ時めき恰も專制帝王の如く振舞ふを見るのみ、王公親貴の貯金は愛國公債臨時公債等の名目の下に捲き上げられ革命黨討伐は平和解決の美名の下に中止せられ、徒らに袁世凱功名の犧牲となりて斃れたる清朝の末路は誠に憐れならずや

皇帝退位の詔勅今明日にも頒布せらるべしとは、已に客臘末より頻りに傳へられたる所、唐伍兩代表の談判決裂し唐袁電報談判容易に決着し難く、殆んど本題にも入る能はず荏苒日子を費せり、北伐軍は今にも北京を衝くべしと傳へられしも是れ徒らに聲の大なるのみ人をして轉た倦怠の情に堪へざらしめぬ、一月十六日轟然たる一發は東華門外に響けり、人馬倒れ房屋破る、是れ革命黨員が袁世凱を途に擁して爆殺せんとしたるなり、幸乎不幸乎彼れは身を以て遁れたり

十七日御前會議は開かれたり、席上慶親王は時勢の趨向已に共和にあり、人心の歸向已に共和にあり、此の勢一往遏むべからず、今に於て我が朝廷は共和に決するの外無しと切り出されたり、反對の聲は意外なりき、滿洲親貴の間に起らずして蒙古那王に依りて發せられ、蒙古諸王悉く之に和し、囂々諤々遂に何等決する處無くして此の日の御前會議は散會となれり、其の夜所謂滿洲の志士培某は同志數名を語らひ、慶親王邸を訪問し親王に向つて詰問する處あらんとせり、當時慶邸は數百名の警兵を以て嚴重に護衛せられたり深夜培某等一行の慶邸に進み寄るや衛兵は誰何せり然るに彼等が衛兵に向ひ本日御前會議の光景より、慶親王卒先共和を唱道せられし顚末を諄々として說き去るや、衛兵等一同皆な其の意外に驚き、彼等は却つて培某等の味方となり先導となり、奥に誘ふて共に親王に謁し、彼等は口を揃へて曰く若し親王にして苟くも共和を主張せらるゝに於ては吾輩軍人も親王の味方にあらさるべきを以てせり於是親王も一時は時勢の止むべからざるを說き一時を脫れ

んと圖りしかど、如何せん衞兵將さに背かんとす、終に親王は誓つて曰く死するも亦た共和を口にせざるべしと、斯くて親王は翌日より病と稱し假を請ふて、敢へて入朝せられず、袁世凱も亦國體問題は皇室及皇族に於て決せらるべきものにして閣臣の敢へて關與すべき問題にあらずと稱し假を請ひ敢へて入朝せず、但し袁世凱は私かに衞兵を增加し邸內に電氣發動機を裝置する等、極力變に處するの設備を怠らず、南方革命政府とは新に孫逸仙と密電の交換を始むる等銳意皇帝退位の準備を急げり

一月二十二日慶親王、袁世凱を拔きにしたる御前會議は、宮廷に於て開催せられたり、席定まるや皇太后は悲痛なる音調を以て王公大臣に向ひ申さるゝ樣は、方今人心既に共和に傾けり、然るに朝廷は今尙之に對する成見無し然るに袁世凱及慶邸等が親しく上奏する所を聞くに京師の衞兵は一萬に足らず、之に反し南方革命軍は已に數十萬の多きに及べり、且つ士氣旺盛なりと、今に於て最早荏苒猶豫を許し難し、例令共和に決するとも之に對する善後策を講ぜざるべからず、汝等諸王公は眞に予の股肱なり予の意を體し各意見を述べ以て完全なる方策を立つるが爲めに努力せよと親貴王公此の慈音に接し今更の如く哀慶の兩氏が已に皇太皇を脅迫し相謀りて共和を遂げんとするの狀を聞知し憤恨の情に堪へざるものゝ如く、奮然として決心の色を現はし君主立憲擁護と終始すべきを誓はるゝ者多し、就中恭親王澤公、肅親王等は最も熱心君主主義を唱道せられしと聞く之に蒙古諸王の和するありて一時革軍一蹴の勢を示し、精氣堂に滿ちしと加之當時禁衞軍統制馮國璋、提督姜桂題及天津鎭總兵張懷芝等陽に勤王討革の志あるものゝ如く傳へられ居たれば、御前會議の光景外間に洩るゝや流言風說之に和し、京城は亦もや鼎の沸くが如く人心洶々何時如何なる慘劇の演出するや圖られざるものゝ如く、市民の城外に難を避くるもの陸續絕へず停車場は又た人と行李の山を築くに至れり、此の紛々たる間に軍諮使良弼は彈爆に斃れ張懷芝又天津停車場に爆厄に遭ふあり、爆彈は處々に發見せられ共和黨は促進會を始め各種の會合團體を組織して互に後れざらん事を恐るゝものゝ如く、君主唱道は或は同志會と稱し擁護會と命する各種の會合を組織し互に論難攻擊を事とし或は檄を飛すあり、演說會を催すあり、紛々擾々底止する處を知らず、加之決死隊が暗中に飛躍するの說彼れより此れに傳へられ、御前會議閣議は每日の如く開かれ、軍隊警官は市の全面に配布せられ、眞に人をして戰國時代も斯くやと偲ばしめ一種凄壯の感に堪へざらしめたり。

斯る間に袁世凱は切に其の成さんと欲する處に慘憺たる苦心を凝し、南方革命政府との交涉は暫時も休止する事無く着々として其の步を進め、皇室優待條件等已に此の間に於て略ぼ決定するを得、頻りに之を世に吹聽し皇帝退位は皇室を安全にし旗人等は却つて幸福に浴する事を喧傳し、以て皇室及旗人等の心を釣れり、且つ一方兵力の集中を怠らざりしなり、雖然尙滿蒙王公の間には、極力共和に反對するものありて、袁も之に對して一時大に迷へり、時は一月二十七日早曉青天の霹靂に似たる北方軍人十五名は連署し

て共和を迫り來れり、從前は清廷の味方と思ひし者悉く名を連ねたり、該軍人の上奏文の略に曰く

近日以來民軍は已に皇室優待の條件を宣布せり、眞の優厚尊榮は疑義を用ひず、若し信を措くに足らずとせば之をヘーグ平和會の議に付して立案するも可なり等の辭あり、故に平和に解決するは皇室の福にして、又た支那の幸なり、某等は厚く國に恩義を受け居る者なれば、當さに疆場に命を致すべし、惟四顧するに援けなく何ぞ勝ちを必せん、萬一敗衂すれば即ち惟に大局を危害するのみならず、皇室の尊榮亦た以て保すべからず、故に某等は戰ふを欲せざるにあらず若し戰ふて勝つ能はずんば皇室因て以て禍を受けんのみ、即ち某等上何を以て朝廷に對し、下何を以て兵士に對せん、公同商酌惟旨を請ふて立ち處に共和を宣佈するの一方あるのみ云々

北方武官の之に署名せざる者は、馮國璋、張懷芝只二人のみ、餘は段貴瑞及張勳を始め各師團長等悉く名を連ねたり之袁世凱か段貴瑞と謀りて此の擧に出てしものなりと傳へらる、此の電奏一度朝廷に達するや、朝廷駭動し直ちに二十八日早朝皇太后は各親貴を召集し、御前會議を開き示すに該上奏文を以てして、謂く今や軍人已に共和に贊成する此の如し、何を以てか南方革命軍に對せん、速かに協力して平和の解決に靠瘁せんのみと、諸王公は遂に之に對して敢へて、爭ふ者無かりしと云ふ、形勢已に茲に至る清廷ま た如何ともすべからず、皇太后及醇親王の如きは已に全く共和に傾き何人が之を說くも頑として動かすべかざりしと云ふ斯くて王公親貴は悉く共和に贊成し之を承認するに至れり、但し恭親王の如きは終り迄之を承認せず、肅親王等と出京東三省に逃れられたり

皇室優待條件は一度皇太后親しく改削せられし甲斐も無く殆んど悉く民軍の主張通りに從ひ、二月十三日皇帝退位の勅諭は發佈せられたり清朝三百年の社稷只一葉の紙片退位勅諭に名殘を止むるのみ、吾人は親しく王朝崩壞の狀を目睹して泰を亡ぼすものは六國にあらざる也泰也の眞なる事を覺るを得たり如此にして清朝は極めて平穩無事の中に滅せり、清朝は亡滅し新共和國は袁世凱大統領の下に組織せられたり、彼れ袁は親しく自から清廷に止めを刺しゝ者なり彼れは革命第一の功勞者なり全權力の彼れに歸し彼れが大統領に推さるは勢の免れざる處なるべし、雖然天下是れより益々多事なるべし

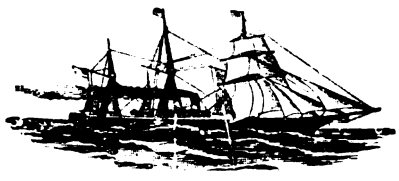

◉東蒙古に於ける露國の商業關係

露國東洋研究會員　ベーグリエフ

一、商路

東部西伯利より蒙古を經て北京に至る道路は十七世紀までは、最東部のものを以て最も安全にして便利なりと爲し、露國の使節及商工業者の清國に向ふ者皆此道に由り「ネルチンスク」市を以て露領の出發點と爲したりき、而して其順路は「アルグニ」河畔の「ツルハイトウイ」附近に於て露境を踰へ、海拉爾河に向ひ興安嶺を東に越えて、雅爾河谷地に由り嫩江に下り以往東南の方向を取り初程は曠野を過ぎ然る後滿蒙の境に由り東南蒙古の極邊を經て長城の「シー、フエン、コウ」門を經由し、以て清國に入りたりしなり

前記道路は千七百三十二年まで露國人の常に往來せし處なるも爾後久しく交通杜絶し露國人間に忘れられたること百五十年の久しきに及びたりしが千八百八十七年露國參謀大尉「レシン」北京より「シー、フエン、コウ」門及齊々哈爾を經て「プラゴウェシチェンスク」に赴きたるとき又此道の大部分を踏破せり

尙千八百七十二年露國の「プチン」兄弟等は、露國々境より四十八露里（我十二里）を距る「クルスタイ」番所より直道に由りて多倫諾爾に至り以て前記道路と異る第二道路を踏査せり、而して露國々境より多倫諾爾までの距離は、一千六十一露里（我四百里）ありと稱し、北京に至るまで當時既に車道ありしを以て何等の困難を見ることなく露境より北京に到着し、以て地理研究上の目的を達したりと云へり

然るに大西伯利鐵道及東清鐵道の開通以來、前記道路は自其價値を失ひ、特に第一道は現今殆全く無用に屬し、東清鐵道の滿洲里停車場より海拉爾を經齊々哈爾に至る部分は往時の「ネルチンスク」より北京に至る交通路の初程の主要部分に當れり、且夫今や清國政府は蒙古を經て北京錦州洮南府に至る鐵道齊々哈爾愛琿鐵道、及北京より張家口と庫倫を經て恰克圖に至る鐵道を計畫せんとす、是等の鐵道にして若實現するの曉に至らんか、從來の隊商路は忽其價値を失墜し、就中張家口及庫倫を經て北京より恰克圖に至る鐵道の如きは、東清鐵道の爲一大商敵たるや論なかるべし

次に東部蒙古に於ける露蒙貿易市場の主要なるものを擧くれば「ケルレン」多倫諾爾　張家口の各市と「カンジューール」、巴林及「ダーリン、チエン」に於ける定期市にして故駐清露國公使「ボコチロフ」氏は前記市場中「ケルレン」と多倫諾爾は東清鐵道の商圈内に、包含せらるゝが故に、最重

要視すべきは此二個所なりとの意見を有したりき

二、市　場

東部蒙古に對する露國商業の歴史に關しては其資料甚缺乏し、偶之あるも亦彼此矛盾撞着して孰れか是なるを知らず故に商關係の沿革は暫之を略して、直に現況を述ぶることゝすべし、但市場中「ケルレン」と多倫諾爾は其狀況未明ならざるを以て暫く之を後日に讓る

（イ）カンジュール定期市

「カンジュール」は東清鐵道の咋剛（サンケン）驛より南に距ること約九十露里（我二十二里）又同鐵道の「ホルホンテ」驛より南約百露里（我二十五里）にして「ダライ、ノル」湖と「ブイルノル」湖を連絡する「ウルシュン」河の谷地、北京、多倫諾爾、海拉爾間の大隊商路に當り、定期市は毎年秋頃「カンジュール、スメ」寺院附近に開かる

海拉爾より「カンジュール」に至る道路は平坦良好にして歐式の馬車を通ずること自由なり

當地の定期市には來集車輛三萬を算すること決して珍しとせず、而して蒙古より來る物貨は、羊、馬及駱駝等を主とし其内馬は三萬頭、牛も三萬頭、羊は五六千頭に及ぶ其他は（ホルスカン）諸種の原料品にして、羊皮、駱駝毛、羊毛、牛皮、土撥鼠皮の類とす

又清商の當地に運搬し來る商品は大要左の如し

一、工藝品及綿布類にして、綿布類の色は灰色、紅色及黄色を主とし、青色、綠色、深紅色のものは少し、特に白色及黒色のものは蒙古人殆之を用ひず、又蒙古人にして富有なるものは羅紗を用ふ、羅紗は厚くして幅廣きもの其嗜好に適し、亦清人の販賣する所に係る

二、七寶、鑄鐵及「ニッケル」製の器具需要著大なり

三、小麥粉は注目すべき商品なり

露國商品は履物の如き大に蒙古人の嗜好に適すと雖も、當地定期市に於ける露國の商業は尚微々として、千九百六年には露國商としては只六七個の天幕ありしのみ、然れども露國商人は家畜購買者として首位を占め、蒙古人の爲極めて歡迎せられつゝあり

該市取引總高は二百萬留に達すと云ふ

（ロ）巴林定期市場

巴林定期市場は内蒙古の巴林旗内に開かる、此地は北京海拉爾街道に當り、兩地よりの距離粗相同し、市場の狀況は「カンジュール」に於けると大差なく、取引高に於ては前者よりも多額を占む

歐洲品にして此に來集するものに、青色、紅色及黒色の兵士用下等羅紗あるも、其需要固より甚尠少なり

露國商人にして此市場と聯絡を計るは最希望する所なるも現下は商品の此地に來集するものは悉く南方よりし、北京天津、多倫諾爾を根據とす、然れども「ポコチロフ」氏の意見に依れば、此地を東清鐵道の勢力圏内に引入るゝこと必しも難きにあらず

海拉爾より此地までの支那式貨車の行程は、十八日乃至二十日を要す、故に露國人にして之と聯絡せば、露國品は漸

次尙南方に販路を擴延し、東淸鐵道と此地方の商業關係を結ぶに至るべしといふ

（六）「ダー、リン、チエン」定期市

「ダー、リン、チエン」は東蒙古に於ける定期市場中最南の地にして、故「ポコチロフ」氏の報告に依れば、該市は直隸省各地に於ける開市と大體の狀況を同くし只異る所は商人の天幕住居と市場に蒙古官憲の干涉を受くることなり

本市は地理の關係上自然の趨勢として凡て、北京及天津に牽引せらる現時の交通狀況に於ては之を東淸鐵道の商圈に導くこと蓋し至難の業たるべし

千九百五年の開市には英國人にして當地織物の狀況をも有利なりと算し販賣を試みたるものありたるに相應の賣行を見たりといふ

前記述ぶる所により「カンジュール」及巴林の定期市は露商として奮發經營せば、露國商品の販路として屈竟の市場たるべき望充分なり

三、露國の商賣

東部蒙古人は前に記載を經たる所によりて之を觀るも、其他露商の貿易に關する諸種の資料に就て考ふるも、一般に露國商品の堅牢なるを稱し、好んで之を購買するの風あり蒙古人と露西亞人とより成る一商團が此地に偶然入り來りし時にも、露國商品は大に歡迎せられ、千九百五年には露國小賣商「アー、デー、ヒトロウオ」此地に來りて迅速其商品を賣り盡したりといふ、然れども露國商人にして未だ此地方に組織ある商業を經營するものなし

此地方に於ける商權は張家口北京及多倫諾爾の支那商人に存し、蒙古人の需要する日常器具及食料品の類は一に是等商人によりて取引せらる、而して取引は大抵物物交換にして蒙古人より拂ふ物品は獸皮、獸毛及家畜の類にして、支那商人は小賣商として交換を行ふもの多し

露國商人は單に鐵道に接近する地方に入り而かも只家畜を購買するのみにして、支那人の取引多額なる獸皮獸毛の類は無視して顧るものなかりしか、近來に至り露國の商業は此地方にも漸く發展の途に就かんとし、左の如き商事經營者を見るに至れり

一、「ストゥケン」商會

蒙古產の獸毛を購買して露國及外國に輸出するを以て專業となす、千九百七年に於ける羊毛の洗滌高は、四萬布度（布度は約四貫三百六十匁）に達し金額二十五萬兩を算したり

二、烏蘇里蒙古會社

羊毛の精製及販賣を營み海拉爾に羊毛精製工場を有す、千九百七年の取引高は尙十五萬留に過ざりきといふも、事業益盛大となるの傾向を有するを以て、取引高も時來大に增額するに至るべし

三、露蒙會社

取引年額約百萬兩に達すといふ

前記商團は露國人の企業に係る主要なるものにして、何れも頗る鞏固なる基礎を有すといふ

又近來露國人にして洮南府を訪問するもの少らず、露國人の同地に至るや蒙古人は必曰く、露國人來れり商品を携帶するや否や如何なる商品を携帶せしにや何處に於て何れの時販賣を開くやと、以て蒙古人の露國商品に對する趨向の一般を推知することを得べし

蓋し洮南府に對する露國の商業は、支那人よりも便利多く哈爾賓よりの距離は甚遠からずして、伯都納まで松花江の船便あり、嫩江の船便は「トール」河口まで輸送するを得しめ運賃低廉なり然るに支那人は營口及奉天より商品を輸入し、而も馬車輸送に係るが故に、露國の輸送よりも不廉にして、奉天より洮南府までの運賃は富拉爾吉より同地に到る運賃の二倍なり、故に露國商人にして少しく計る所あらば、支那商人と競爭すること毫も困難にあらざるべし

東部蒙古に於ける露國商業の狀況に關する事項は前記の如くにして、尙調査見聞を要すと雖も、現在の程度に於ては露國品の輸出は單に端を啓きたるのみなり、然れども蒙古品の輸入は其着手尙日淺きに拘らず着々效の見るべきものあり、將來好況を來すは蓋疑を容れさる所なりとす

◉東三省移民開墾策

元奉天鹽運使　熊希齡稿

結論

夫れ東三省の今日の情狀既に斯くの如きに至る、夫れ急によく移民政策を定めば、則ち利生じて害去らん、然らざれば則ち禍眉睫にあり言ふに忍ぶ可からざらん、況んや露國軍隊は伯力、浦港、哈爾賓、双城子等の地に駐屯し、棋布星羅一旦事あらば馬歩の精兵二十萬を集むるを得べし、日本は南滿鐵道保護を以て名となし、約に從つて限制すと雖も然かも其戍兵二三萬以上あり、且朝鮮日本の屬國となつて以來盡く韓人を鴨綠江以北に驅り凡そ三韓の要地皆日本の蹤跡あり、居留民統計既に十二萬六千以上に達す

夫れ露國東方駐紮の軍隊は固より顯然軍人たるもの也、日本の韓境に居留するの人民亦何ぞ其後に軍人を備ふるの軍人たらざらん、我境に逼臨する事此くの如く其れ衆に、鐵道衝接斯くの如く其れ速か也、而して我沿邊萬里の地大澤に臨むが如く、大荒に投ずるが如し、事あるも徴調召募倶に難し、事無ければ則ち雜居侵略し兩々相較すれば卵石の勢たるを免れず、故に今日武力を以て相抵制せんとせば敵費を啓くに足る、如かず移民開墾の上化して萬國工商競爭の區永久中立の地方となさんには

向者前將軍趙總督、徐巡撫等未だ雨降らざるに先ち綢繆の計をなし、其全局に對するの規畫尤も東三省久大の策を建つるに於て功あり、今錫總督鎭を此邦に移し、下車の初復葫蘆港、錦愛鐵道、興業銀行を以て第一着手となし、一舉にして強敵の陰謀を破れり東三省の轉機或はこれより起らんか然れども造端宏大籌謀容易ならざるも、時機既に熟す

事遲るゝべからず、故に年來研究する所に從ひ編をなし案に具ふる事然り採擇これを行はるれば東三省の爲幸甚だし

附各箇人及會社の墾地豫算

前章既に政府が移墾に對し應さに盡すべきの責任を豫め籌畫したり、苟も保護交通の兩種の機關にして果して能く完備すれば則ち凡そ墾に赴くもの、會社たると個人たるとに論なく均しく種々の障碍を免るゝを得べし、茲に各屬につき調査せる所により開墾豫算を擬定し次に開列せん

興東墾務豫算

案ずるに興東は黑龍江の西岸松花江の北岸の地にして、皆江に臨めり、故に多くは肥沃の黑土にして深さ二三尺、種植の田畝成熟に易し、茲に直隷天津より民を移して興東に赴き開墾する道里遠しと雖も然かも舟車直達し固とより甚だ便利なり

一、車站　大站四あり、曰く山海關曰く奉天曰く長春曰く哈爾賓これにして、皆火車西南よりして東北す哈爾賓より船を買ひ松花江によりて東駛し、北に黑龍江を折れば即ち興東の地也

二、路費　天津より山海關迄一日龍洋三元五角
山海關より奉天迄　一日同三元五角
（每年正月二月の間津奉鐵路は貧民の爲に割引を行ひ、天津より奉天迄三元也）
奉天より長春迄　一日日貨三圓四十錢
長春より哈爾賓迄　一日露貨三留
それより舟行八日にして興東に達す
合計路費十六元八角（冬時なれば哈爾賓に於て爬犁を雇ひ、三姓に至り三姓より松花江の北岸を上り、湯原境を經て陸路直ちに興東に至るべし、路程約六七百里

三、土地購入費　江省の荒地十畝を以て一晌とし四十五晌を一方となし、三十六方を一井となす、而して每一方の價大凡十三兩五錢、

四、辦法　第一辦法、資本家地若干を領すれば同鄉の傭工を召集して三年の後歷年の給料を與ふるの外、荒地半方を與へ、これをして漸々に墾種せしめ、其中に殖民の意を寄すこれ最も上策たり

第二辦法　勞働者にして資本家を兼ぬるもの六人集合し、一人は犁を提げ一人は鞭をとり、一人は墾塊を平かにし一人は種を下し、一人は馬を牽き一人は飯を炊ぎ兼ねて雜用を辦ず、而して其要する所の資本を試に項を分ちてこれを說かん

イ、土地購入費　六人にて三方を領するものとせば、每方十三兩五錢なれば、計四十兩五錢にして約五十八元に當る

ロ、路費　每人二十五元にして計百五十元

ハ、衣服類　皮馬褂、及套褲、風帽、棉鞋、皮褥、袷褲襖及蚊帳蚊帽の類にて每人二十元を要すべく計百二十元

ニ、住宅は草房三屋を以て、これに充て自ら木を伐つて造らば六十元にして足らん

ホ、農具　大眼小車繩套耙木滾子爬犁の類約三十八元

へ、洋犁　一張約四十元

ト、馬　馬八匹を要す、毎匹錢一百五十吊を要すれば計二百七十二元に達す

チ、食料　毎人毎日小米二斤を用ふ、これに油鹽菜を合せば錢五百文を要すべく、一年一千一百吊にして計洋二百五十元となる

リ、馬料　毎馬毎日二十五斤、計七萬二千斤にして七十二元を要す

以上を合算する時は一千六十元に達す、これに二二五を按じて洋二百六十五元を加へ換算すれば清國弗一千三百二十五元にして、これを六人に均分すれば毎人洋二百二十元となる、

以上の辦法は均しく大小團體及個人の墾地豫算經費の大略たり、其歷年收穫により得る處の利益亦大約之れを計算し得べし、玆に荒地三方を領するものとして、其收益を計算すれば次の如し

第一年一方を開墾す僅に長草を得るのみ

第二年去年開く所の一方に穀を種ゆれば毎晌二石以上を收むべく計九十石に達せん、毎斗四十斤とせば計三萬六千斤也而して一斤の價格百六十文許なるを以て計五千七百六十吊文即ち一千三百元に達す

第三年第一年開く所の一方に小麥を種ゆれば、毎晌五石以上を得べく計二百二十五石となる麥は毎斗凡そ錢十吊なれば計二萬二千五百吊則ち五千元に達すべし

又第二年に一方を開き穀を種ゆれば一千三百元を得べく、更に又一方を開き墾盡せば其利漸次上と同じからん

是れに依てこれを見るに二年中に一千五百二十五元の資を以て七千六百元の利を得べし、第一年の糜費一千三百二十五元に照らし二三兩年の糜費二千六百五十元を除き更に又資本千二百五十元を除くも尙餘利三千四百二十五元を得べし、以後は更に獲利倍蓰し計算すべからざるに至らん

臨江墾務擬算

案ずるに臨江は松花江の南岸黑龍江の滙流するの處にあり東西約三百里南北約二百里、土質膏腴なるも荒地均しく未だ開墾せず玆に該府報告の情形をあげん

一、平原土質

甲、榛楷甸　黑土深一尺半

乙、黃蒿甸　黑土深三尺

二、林野土質

甲、柞樹林　黑土深三尺

乙、楊樹林　黑土深三尺

案ずるに平原は均しく荒草にして砂石なし、水塘の間小樹あり墾種に易し、林荒は密樹にして大なるものは徑尺餘、これを伐淨すれば平原と一律に墾種すべく、木材を賣却すれば格外の利益たり、只樹根を掘除する爲に平原に比し稍工力を費す事多し、黑土の深淺等しからざるも皆年久しく草木の化する所にして、十年の間は肥料を用ひず

三、荒地價格

一等　每晌　照費　吉元　五角　學捐　一角

二等　同　同　同　四角　同　同

三等　同　同　同　三角　同　同

荒地を分ちて三等となしこれが代金を收めずして、只照費を收むるのみ吉林銀元毎元京制錢二吊五百文に相當す、而して上年學堂を開辦せしも經費なきを以て荒地毎晌につき吉元一角を徵してこれに充つ

四、墾　法

甲、自墾費（毎年墾地五十晌を以て度となす）

人三名　毎人全年　工賃二百四十吊　飯錢百八十吊　購入費百五十吊　飼料百八十吊

馬六匹　毎匹

洋犁一具　毎具　二百吊

繩套其他雜件　二十吊

計　三千一百吊

乙、租墾費（人馬食料均しく犁主自辦）

墾地一晌借地料　六十吊

以上の墾地五十晌なれば計三千吊

自犁自種の辦法によれば唯人工飯食馬草料の各費年を按じて支銷すべく馬と犁具とに至つては久しきを經るに足るべく、若し墾地五十晌に對し此六馬一犁を用ふとせば、來年再び此項の犁具と馬とを用ひて、又五十晌を墾すべし、斯くの如くにして墾熟種植の各事舊に依つて此犁馬を用ふべし故に犁馬の原價は分算を用ひず只人工飯食馬飼料の三項は全年一千九百八十吊餘を要すべくこれを借地開墾に比すれば二十吊餘の利益あり然れども若し注意稍周到ならず人工稍偷惰あれば、贏餘盡く烏有に歸すべく借地開墾の一定の限制あり只六十吊を出せば一晌の熟地を得らるるの妥當なるに如かざるに至らん

丙、房屋費（百晌を以て度となす）

草房草棚十二間　工料三百六十吊

井一ヶ　工錢一百吊

石碾一盤　石材及運費一百吊

計　五百六十吊

此三項は自作と小作とに論なく皆これを備へざるべからず、住房六間毎間約錢四十吊を要す、草棚六間を以て牛馬の畜養に供ふ毎間錢二十吊を要す造屋の材料は地に就いて得らるべきを以て省略す

五、種　法

甲、自種（百晌を以て度となす）

工人二十五名　毎名全年　工錢二百四十吊　飯食一百八十吊

籽種二十石　毎石代價三十吊

馬六匹　毎匹全年飼料百二十吊

大犁三具　毎具二十吊

大車二輛　毎輛百二十吊

繩套農具　計八十吊

以上常年經費　一萬二千二百吊

乙、小作（人工犁馬均しく小作人これを備ふ）

毎百晌の需費自種と同じ

六、收　穫

甲、自種產穀

第一年毎晌　二石

第二年同　四石
第三年同　六石

乙、小作收租

第一年　免租
第二年　每晌收租六斗(每斗六十斤)
第三年　同收租一石二斗

七、穀價(百晌を以て度となす)

甲、自作所得石數

穀二十晌　產出一百五十石　每石錢十八吊
高粱二十晌　同　一百五十石　同　二十五吊
黃豆三十晌　同　百八十石　同　三十吊
小麥三十晌　同　百二十石　同　四十吊
計　一萬六千六百五十吊

乙、小作所得石數

穀四十石　七百二十吊
高粱四十石　一千吊
黃豆二十石　六百吊
計　二千三百二十吊

新開の地は第一年には只穀を植え得るのみにして、三年を經ば何種に論なく皆植ゆべし、收穫は此に特に大宗をあげてこれを示し以て約算に便にしたるのみ、常年の收租は高粱穀豆の三種を以てするも新墾の第一二年は黃豆を交へず、三年の後は穀を交へず黃豆小麥を以て主となす、從て其價格稍加はる、其各項糧價は低昂固より定めなきも茲には本地近年の相場の中をとり計算せり、

自種はこれを小作となさしめ小作料を收むるに比すれば、利益多きが如し、然れどもこれが爲に常年資本あり、經理其人を得ざるべからず、若し稍も等閑に附すれば、需費多くして收穫少く遂に收入支出に及ばざるに至らん、

蒙地墾務豫算

甲、墾地之費(方を按じて計算す)

一、每方地四十五晌即四百五十畝
二、每晌の出糧五六石每方約二百餘石
三、每方人工を要する六人、每人の工賃四十元六人計洋二百四十元
四、每晌種子三斗を要し每方即ち七石二斗、每斗價格七百計五十餘元
五、每方の地馬牛二頭を要す此代價約一百元、若し領土多からざれば人工のみにして牛馬を要せざるべし
六、農具代約七十元
七、房屋二間を要す、一間二十元とせば計四十元
人、六人の食料每年約粮二十二石を要す、一石七元とせば計百五十四元となる
以上合計六百七十四元
內人工の賃錢二百六十元あり若し自らこれに當らばこれを除くを得べく四百餘元にして足らん
又以上は第一年の費用にして第二年より必ず其半を減ずるを得べく二百餘元にして足らん
兩年各種の經費を合算するに工賃を加へて一千元許也
第三年に至らば收穫あるを以て又費を要せざるべし

乙、墾戶の費

一、口數を按じて食料を計算するに若し每家四口を以て標準とし、男大人一、女大人一、小人二とせばこれ一人耕して四人の食を供するものたり、每人每日の食費約一角となるべければ一ヶ月十二元一年百四十四元を要す

一、口數を按じて荒地を領すれば四口の家は地三十畝を領すべく、一人耕して以て四人の食を供するも不足なかるへし

一、領地三十畝每畝の收糧五斗計十五石に達せん

一、種子は每畝豆三升粱一斤を要すれば三十畝にて豆九斗粱三斗を要し是が價格九元と二元四角とを要す

一、畜類每頭約五十元

一、農具七十元乃至六十元

一、房屋一間約二十元

以上計三百餘元

以上各地の經費豫算に就いてこれを見るに、或は會社或は團體或は個人を以てこれに從事するも利あらざるなし、故に奉天吉林兩省の人民多く其既墾の地を賣りて、黑龍江省に趣き新地を購ふに至るこれ實に一畝の地を以て十倍の產を得ればも

南方の土民生計困難なるもの赤手移住開墾に從はば數年ならずして富室たらん、希はくば各省の士大夫東三省に留意し、此肥沃の土を永く荒地ならしむるなかれ(完)

◉上海に於ける支那人ブローカー(掮客及跑合兒)

掮客

支那商店にして綿織物を取扱ふもの二種あり、一は洋貨字號と稱し一は洋貨店と云ふ、後者は前者に比すれば小にして、直接外國商店の綿織物を輸入するものと取引することなく、支那人の仲買の手を經て外國商店より買入れ直ちに消費者に小賣するものにして、專ら綿織物のみを取扱ふもの少く、雜貨を主として傍綿織物を販賣するものにして、其の數極めて多く上海市中のみにて數百を以て算すべく、別に織物營業に關して組合を有せず、前者は後者に比れば大にして、中には洋貨店と同じく直接外國商店と取引することなく、前同樣仲買の手を經て外國商店より商品を購ひ來り、店舖を有して直接小賣者に小賣するものあり然れども其規模は洋貨店に比すれば頗る大にして、他の雜貨類を取扱はず專ら綿織物のみを取扱ふものとす洋貨字號の多くは之を掮客と稱して自ら店舖を有せずして何々里と稱する表通りの路次內に住し、五寸に一尺二三寸位の黑漆塗の板に金文字にて何々洋貨號と記載したる看板を掲げあり彼

等は我國の仲買に相當するものなれども、全く自己の計算と危險とを以て外國商店と取引するものなるを以て此點に於ては我國の問屋業に類似す、而して洋貨字號が外國商人と取引するに當りて、上海に於ける同業者の商店を有するもの、又は各省より來れる客商の依頼に應じてなす場合と自ら商品の賣行を見越して何人の注文をも受けずして爲す場合とあり、上海に於ける洋貨字號と其店舗を有するものと有せざるものとを合せて其數七十八家あり、而して同業組合を組織し公所を四馬路畫錦里を設け名けて振華堂洋布公所と稱し毎月一日集合して營業に關する方針を議定するを常とす

掮客の取引習慣

外國人と掮客

外國人と掮客間の取引に於て其外商か「コンミッション、マーチャント」なるか、又は生産地に於ける綿布會社又は機業者の支店なるかによりて、取引の慣習を異にす、而し取引の小額なるもの又は主として綿繻子、手織木綿縞物色物及「タオル」等の半雜貨的綿製品のみの取引に從事する一部日本人を除き、金巾、粗布、「ドリル」天竺等の大取引に從事するものは大低皆「コンミッション、マーチャント、」なり、從つて上海に於て行はるゝ取引の多くは此の種に屬するを以て、先づ取引の掮客と「コンミッション、マーチャント」との間に行はるゝ時の慣習を述べん

支那の仲買人即ち掮客が外商と取引するは、豫め洋貨店又は客幇の注文を受けてする場合と、更に此等の注文を受けずして單に將來の賣行を見越して洋貨又は客幇に轉賣するの目的を以て外商と取引することゝあり、而して前にも述べたる如く此の兩者何れの場合を問はず、掮客は自己の計算と危險とを以て外商と取引するものにして前者の場合と雖も決して注文主の氏名を表示することなし、蓋し是若掮客にして注文主たる支那商の氏名を表示せんか、外商は直接注文主と取引するに至る可く、支那商は掮客の口錢だけ廉價にして購買することを得べく、掮客の手を經ざるに至れば掮客は終りに其業を失ふに至ればなり、是其性質の外國又は我日本等の仲買と異なる點なりとす、三井物産會社は掮客の手を經ずして、直接支那商と直取引を結ばんとし已に現今取引の半は直接支那商と取結ばると云ふ

右の如くなれば外商は掮客が支那商の注文を受けて自己と取引するものなるか、又は否らざるに由りて從つて其取引慣習も異なることなし

掮客が客幇又は他の小賣商より物品の注文を受けたるとき此等の注文を一纏として又は自己の見越にて取引する場合其の購はんとする織物の商標又は製造所の名を指名して、之を外商に申込むなり、而して此取引は全く買付委托の關係にして、掮客は外商に向つて手數料を支拂はざるべからず、而して其手數料は一定せざれども二分を普通とす、相場は外國貨幣を以て上海倉庫渡幾何と立つる場合と上海兩に立つる場合とありて、各契約に基くものなれども多くは該商品の生産地の貨幣にて立つるものとす、例へば英國品

ならば磅、米國品ならば弗（磅にて立つること少からず）印度品ならば圓にて建つるを普通とす、掮客は此等商品の買附を外商に依托したる場合には、上海倉庫渡何磅又は何兩買付手數料何等と契約し、尙荷物到着後引渡期日損害を蒙りたる時の責任荷物引渡を遲延したるときの利子倉庫料保險料支拂義務等の條件を定め、後證の爲め此條件に從ひて掮客は外商に商品の買付を委托したる旨、外商は其の委托を承諾したる者を記載したる契約書即ち定單を立てゝ互に交換するものとす、定單は表面に英語を以て印刷し、裏面には漢字に飜譯して記載す、其記載は略ぼ上の如しと雖も各商店により又各場合によりて多少異なるを免れず、而も契約條件は各商店之を秘密に付して妄りに他人をして披見せしむることなきを以て容易に知るべからず

而して各定單を交換したる後、外商は直ちに生產地に向つて電報を以て其の出荷を命令するものとす、出荷命令の電報を發してより荷物の上海に到着する迄の日數は、國及其地方により又汽船の遲速により異なれども、米のシヤトルサンフランシスコ及英の倫敦リバプールにありては何れも大凡五十日を要し、日本橫濱より上海迄の航海日數は一週間なりとす、然れども日本にては若し多額の取引にありては商品不足の爲め之を辨ふるに非常の日數を要し、甚しきは二三ヶ月に亘ることあり、折角近距離にして支那人の爲め諸外國に比して速に其の需要を滿足せしめ得る地位を占めながら、設備の缺けたるが爲め支那人の希望に副ふを得ず遠き英米よりの航海日數に比して尙ほ遙かに多數の日子を要するに至るは我機業の爲め遺憾に堪へず、斯くて荷物上海に到着すれば之を倉入して直ちに掮客に向つて到着の通知をなすものとす、掮客は此の通知を受けたるときより、一ヶ月內に代金引換へに荷物を受けとらざる可からす往時は到着後直ちに引取りたるものなりしが、掮客は代金の支拂を猶豫せられん爲め、種々の口實を設け漸次引取り期日を延引し、遂に今日の如き惡習慣を殘すに至りたるなり、然れとも生產地の外國貨幣を以て相場を立てし場合には引渡の遲怠を生ずること少なく、只上海兩にて相場を立てし場合に引渡しの猶豫を要すること屢なりとす、是れ蓋し支那人は尙ほ外國替爲に對するの知識乏しく、豫め相場の上下することを、豫想して其銀相場の騰貴を待て、支拂をなすの明なく、爲めに將來銀相場の下落せんことを恐れて、成る可く早く支拂をなして相場の下落より生ずる欠損を免れんとするに因るなり、然れとも上海兩にして相場を建てし時は此憂なきを以て、自然支拂を延期することを免れざるなり、而して若し掮客が契約の期限を經過するも荷物の取引をなさゞる時は、其の延期せる期間の火災保險料、倉庫料利子等は自然掮客の支拂ふべきものなれとも、實際商義上此等の名義にて掮客をして支拂はしむること難きを以て、上海兩にて相場を立つる場合には大抵豫め此等の費用を見込して價格中に加產し置くものとす、尙輸入稅も價格の中に含るゝものとす

已にして掮客は貨物の代價を支拂ふ時現銀を用ふることなくして、上海兩に換算して支那銀行の發行に係る日付後五

日拂（稀に十日拂のものあり）の約束手形即ち莊票を持參す、外商は其の受取の證據として掮客に倉出命令書を交付し別に受取證を用ふるとなし而して外商は普通受取りたる莊票を即日自己の取引する外國銀行に割引せしめて、自己の當座預金に振込ませしめ滿期日を待て直接支那銀行より現銀を受取ることなし、蓋し此の莊票たるや極めて粗末なる一小紙片に記載せられたる爲め、特に紛失盜難の患多きは勿論貨幣制度の複雜にして且つ支那人の狡猾なる現銀受取りに際し、種々の口實を設けて支拂金高を減少せしめんとし、經驗なき外人は之を奈何ともすること能はず、其道に精通せる銀行をして取立てしむるに如かざると、且つ金融界潮流の激烈なる何時如何なる理由によりて忽ち倒產するものありやも知るべからず、若し此の不幸に遭遇すれば自ら之が損失を負はざるべからず而かも外國銀行にありては常に此等支那銀行の信用を調査して苟も怪しむべきものあれば直ちに取立てをなして決して機を失するとなければなり此の莊票を代金の支拂として受取るとき、特に注意すべきは其莊票發行銀行の信用を知ることゝす、若し其發行銀行にして信用なからんか、外國銀行は該票を預金に組入れ又は取立てすることを拒絕すれば、徒らに期日迄之を所持せざるべからず、加ふるに支那銀行の不信用なるものにありては、其の期間內に倒產するの虞なしとせず、若し一旦其倒產に遭遇すれば損失を蒙ること少からざれば銀行業者以外のものと雖も常に注意して、彼等につきては大體の信用程度位は記憶せざる可からず、而して上海支那銀行の南市にあるもの二十五、北市にあるもの五六十あれとも、南市のものは北市のものに比すれば資本も少く信用低し

以上は外商が掮客より買付の委托を受けし場合なれども、亦生產者より賣捌を委托さるゝことなきに非ず、然れども此場合は極めて稀にして、其手數料は又一定せざるも大低二分とす、此場合は常に上海兩にて相場を建て倉渡とす其他の商慣習は前に同じ

因に云ふ外商掮客間の取引時期は一定せざるも、貨物は五六月頃に到着するの豫定して凡そ三月頃より引續きて契約を取結び、冬物は八月より十二月頃迄の間盛に取引せらると云ふ

生產者と掮客

次に生產者と掮客との間の取引慣習を述べんに、此場合は多くは小額の現物取引にして、荷物も大低倉渡に非ずして、商店內に有す、而して掮客の來るあれば之と相場を議定し談纏れば前節の場合と同じく定單を立てゝ之を交換す、今此定單の雛形を示せば次の如し

第　號

今有某號向某洋行定買某貨

每　價

共　計

一、此貨期　天到申倘因海上災害等情期不拘此限

二、訂　期　天出清

三、凡出貨須用的實莊票方可

四、掮客用金照數控

五、如過期不出利息棧租保險等費均向買主照算

六、本華商不照以上辦理任憑洋商將所定之貨轉售別人所有固違約虧本之欵應歸定貨之華商賠補

光緒　年　月　日

而して右契約書第四條の仲買口錢を貨物の代金より引去る所以のものは、元來捐客は支那商より仲買口錢を得べきものにして、賣人より得べきものにあらず、然れども支那商より口錢を得て取引するときは、支那商は直接外商より購入するよりは口錢だけ高く仕入れざるべからず、是れ當然の事なれども捐客は支那商の手前を善くせんが爲め此口錢を買人より取らず、賣人の外商と談判の上此口錢だけ値引せしめ、支那商が直接外商と取引するも其價格に高下なからしめ以て己れの信用を維持せんとするに外ならざるなり而して此條件は皆常に行はるべきものにあらざれば不用の項は之れを抹消するものとす、即ち此契約書は荷物の未だ到着せざる先物契約にして、若し現物取引ならば第一及第五を抹消すれば可なり、而して外商は直ちに契約の貨物に發票即ち、送狀及送貨簿即ち荷物取帳を具へて捐客に送り屆け、送貨簿に該貨物の名稱數量を記入捺印せしめて受取の證となす、而して一月二期に分ち若其の取引にして一日以後十五日前の間にあれば三十日に、十五日以後三十日迄の間にあれば翌月十五日に、五日目拂の莊票を以て支拂ひ、若し一日以後十五日迄の間に二度の取引あれば其三十日に同じく五日拂の莊票を以て支拂ふものとす

先の「コンミッション、マーチャント」と捐客との間の先物取引契約にて、外商の當然負擔すべきものは、運賃、輸入稅荷物引取稅（輸入稅の二分）、倉敷料、荷爲替に對する利子及水火兩保險料等にして、此中運賃海上保險料は生產地にて契約するものなれども、亦生產地を異にするによりて一樣ならず、即ち米國より來る重なる綿織物は天竺「ドリル」「シーチング」等にして、紐育を中心として紐育甲板渡しとして約定するを習慣とす

而して其輸送航路には蘇士運河經由と直ちに鐵道便に由りて西岸桑港、晩香坡、シャトル等の各海港に出づるところの太平洋橫斷線との二方法あり、若し後者を採りたるときは外商は紐育甲板渡に對して直接の割戻を受く、蓋し米國の綿織物會社の所在地は主として紐育若くは其の西部及南部綿產地方面に多き故、生產地より直ちに鐵道によりて太平洋岸に出づるを以てなり、勿論此方法に由る時は時間に於て得る所あるも、運賃は勢不廉なるを免れず、例へば一噸に付き約二十五志乃至十九志なるものが蘇士運河を通ずるときは百封度にて金貨一弗五十仙なりとす、保險料は共に約五厘を普通とす、斯くの如く米國品の約定なるときは賣人は如上複雜なる習慣に從はざる可からざるも、若し英國品の取引なるときは通常上海着何程と契約するを以て賣人の手數を省略すること多し

客幇と捐客

略ぼ前に述べたる如く捐客は常に四五人の跨街を客棧に派出して、各得意とする客幇及洋貨店を廻訪せしめ、若し信用ある綿布は其の商標により其場に於て大體の契約を取結

べくも又時ありて細談の必要あるものは客幇親しく掮客の家に來り物品引合せの上玆に初めて其の契約を見るに至ることあり、而して各掮客は年來の取引上客幇中に一定の得意ありて、相互に信用を重んじ聊も違約等の事なし、從つて其契約の訂結には外商掮客間の如く定單を立つることなく、單に口約に止るものとす、而して掮客客幇間の代金支拂方法及口錢等は不明なれども、掮客が外商に對して普通二分の手數料を支拂ふ處より見れば、其口錢は三分乃至四分位ならん、代金支拂の方法も或は現金を以てし、或は即票又は數日拂の莊票を以てし、掮客は外商に對して五日拂の莊票を渡し、客幇より現金又は即票を受取り坐なからにして利子を獲得することありとす

客幇は外商の事情に通ぜざる故、之と直取引をせんには一々相場を聞合さゞるべからず、又外商との取引慣習を知らず其他種々の不便あれば、自ら外商と直取引するよりは寧ろ少額を支拂ひても掮客の手を經る方便利なれば、皆此方法に依るものとす、只だ近來三井物產會社のみは新法を按じ、種々の便利を與へて直接客幇と取引を開始するに至れり

此兩者間の取引時期を見るに、是亦種類客幇の地方に依りて一定せざれども、一般に夏物は陽曆三月頃より六月頃迄冬物は八月頃より十一月頃迄を最盛の取引時期とす、而して其他の期間即ち十二月頃より三月頃迄は專ら北淸客幇との間に大取引の行はるゝ時期なり、是れ北支那の航路は每年二月末より三月中頃に至りて初めて開始せらるればなり又四川の客幇は冬季に於て其取引の大部分をなすも、其他の長江諸港に於ては交通便なるを以て、特に一定して大取引の行はる可きことなく、前述の一般取引時期中に於て行はるものとす

跑合兒

跑合兒とは他人間の商行爲を媒介するを業とするものにして、泰西の所謂「ブローカー」本邦の中立人是れなり、跑合は仲立の報酬として應分の手數料を賣手より徵收するを常とす、其額は取引貨物の種類と多寡とにより一定せざれども、一分乃至二分なり、二分の正規最も行はれ二分用錢の套語あり、用錢とは手數料の謂也舊知ある顧客に對しては割戻しを爲し、決して成規に依らざるなり、賣買兩主貨物の價格に付爭を起し容易に決せざる時は、跑合は自家の得べき用錢の幾分を割て賣主に讓與し以て兩者の立約に便んずることあり、凡そ跑合を業とするものは官府の檢束あるなく、自由に放任せられ單に商行爲の媒介に止まれば特に資本を要することなし從ふて間々無資無產の徒內外商買を欺瞞するものあり、然れども彼等にして一度詐術を弄すれば訐發せらるゝを以て恒產なき割合には恒心ありと云ふ牙行は內地商業上尤も有力なるものなるが、上海にては直接に牙行に趨き仕入商人と商談して以て取引することなく天津漢口等にても洋行は支那商人との間には一種の媒介者立ち之によりて、取引を辨了す、天津にては之を跑合兒と云ひ漢口にては先生と云ふ此等跑合の如きものは各商店に

付隨するものあり、又は全く獨立して各營業をなすものあり、斯くて商談一決する時には賣手より一分乃至一分五厘の口錢を得以て兩者の間の賣買を辦了す、天津にては全く跑合兒によりて商賣をなすと云ふ

洋行にも又幾人の跑合兒を置き、常に市上に放ちて市況を窺ふに便にす、機敏なる彼等は市場の總てを探知し得、又彼等仲間に於ても或る事情は其自己の不利に亘らざる限り互に談合をなすを以て、其地方に於ける賣買取引の如きは直に判明す

如斯跑合は其業の一部殆んど、牙行、行棧と類似すること多きのみならず、牙行も亦自ら之と連絡を保ち若くは雇用することなきにあらず、然れども彼等の一般に商機に敏なる丈他の一方に於て譎詐術數を敢てし、爲めに損害を他に及ぼし市場を混惑せしむることなきを保せざるを以て、一見市場の害蟲たるが如きの觀あり、然れども支那商慣の久しき到底此等を驅逐することを得ざるのみならず、支那商人は一般に外國語に通ぜざるを以て、時に或は是等跑合兒の仲立を得て利便を感ずることあり、要するに跑合兒なるものは商業上必しも危險の分子にあらずと云ふて可なり

牙行の業務は其性質上、洋行には多大の便益を與ふるものにあらずして、寧ろ支那內地商賣の爲めに諸種の利便周旋をなすに過ぎず、而して洋行は一に跑合に依賴して可なる可しと雖も、若し外商が上海漢口等の如き通商口岸以外の內地に至りて貨物を賣買する如き場合には、勢ひ牙行の手を經ざれば取引をなし難きを覺悟せざる可からず

跑合兒なるものは商賣に失敗し、商法には熟練せるも資產無き者等之れに爲る、されば仲立するには只信用のみにてなる洋行の支那內地と取引するものは跑合兒によるの仲立を却て便なりとす

◉清朝末路の怯吏　（一）

清朝の末路に際し要路の大官陸續其任を辭せり今其一班をかゝぐ

人名	官名	月日	准否
溥良	察哈爾都統	十月六日	開缺
馬龍標	第二鎭統制	十月八日	同
楊文鼎	陝西巡撫	十月十日	同
秦綬章	廂黃旗滿洲副都統	十月十日	同
黃均隆	法部右丞	十月十日	同
梁鼎芬	河南巡撫	十月十三日	同
常裕	四川提法使	十月十三日	同
紹英	度支大臣	十月十三日	賞假三日
陳錦濤	度支副大臣	十月十六日	開缺
那桐	大學士	十月十八日	賞假十日
劉廷琛	學部副大臣	十月十九日	同　十日
那晉	正白旗蒙古副都統	十月廿三日	同　一月
吳鳳嶺	第四鎭統制	十月廿三日	開缺
孫寶琦	山東巡撫	十月廿七日	同
劉廷琛	學部副大臣	十月廿九日	同
林紹年	弼德院顧問大臣	十一月三日	再賞假一月
定成	大理院正卿	十一月十六日	開缺
紹昌	弼德院顧問大臣	十一月十五日	賞假一月
楊士琦	郵傳大臣	十一月十六日	開缺
吳士鑑	翰林院侍讀	同月十八日	同
麒麟	興京副都統	同月廿一日	同
符曾	復州城守尉	同月廿二日	同
那晉	正白旗蒙古副都統	同月廿三日	同
誠全	正黃旗滿洲副都統	同月廿六日	同
瓦揆	正紅旗蒙古副都統	同月廿七日	同
陳田	掌印給事中	同月廿九日	同

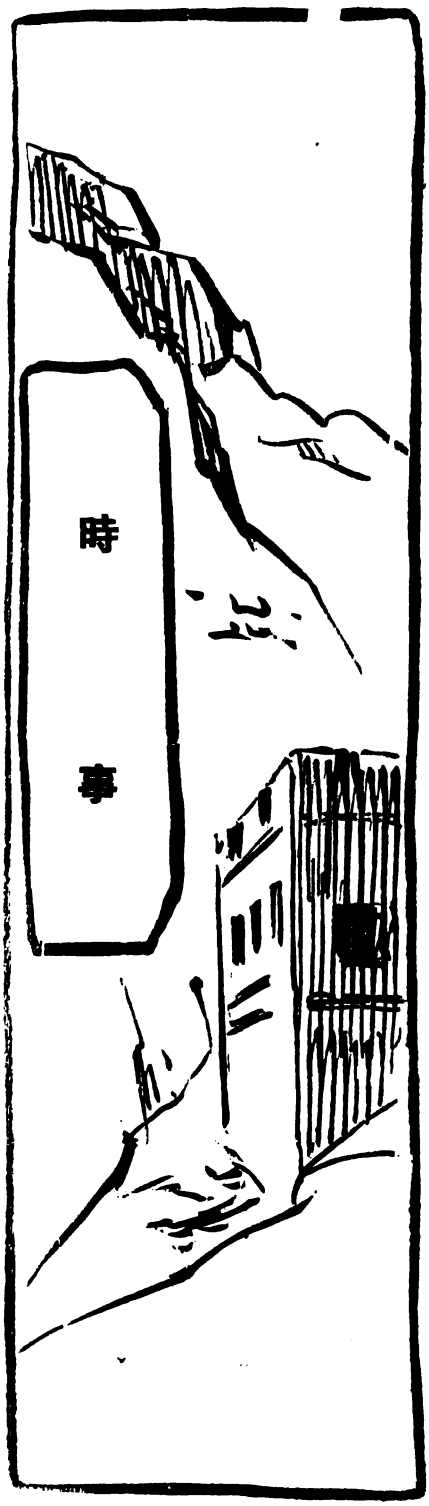

◉ 袁の南下中止

袁世凱は果して南下すべきや否やとは最も大なる疑問なりき、蓋し南京側は其保ち得らるべき唯一の面目として飽く迄袁を南下せしめざるべからず、而して又袁一度北京を去らば北方の治安保ち難きと共に袁の地歩は根本より覆さるゝやも知るべからず、然かも迎袁の使節は堂々として北京に入れり、到底袁は其唯一の譲歩として南下せざるべからざるに至れり

時なる哉、北京に於ける掠奪事件は突發し、京畿の地を擧げて全く無秩序の狀態に陷れり、袁ありても尙既に然り、袁にして南下せば其後を如何、豫想の一端は事實これを證明せり、斯くの如くんば袁も南下を拒絶するの理由あり南京側飽く迄其南下を強ゆる能はざる也飽く迄好運なる袁世凱はかくしてすべて其の意の欲する儘に運ぶを得たり

◉ 袁推戴頻々

勝てば官軍負くれば賊、此感は勢の趨く所に從ひて推移し利害の打算によつて利のある所に走る支那人に於て最も深きを見る、皇帝退位して袁世凱が第一期大統領たるの勢明かとなるや各地各人より、袁に對し頌德表を上り之れを大統領に推戴せんとするもの頻々踵を接して起る、支那人に主義なし主張なし、否主義あり主張あるも敢てこれを固守するの勇なし彼等は只勢の趨く所利の存ずる所に向て走するのみ、今其主なる電報をかゝげんに

黄興

袁大總統鈞鑒、本日午後二時參議院全體一致して先生を公擧して中華民國臨時大總統と爲し億衆騰歡す民國の初

基公に賴て鞏固なり謹賀す黃興叩（十五日）

馮國璋等

共和宣布せられ滿漢蒙回藏五族即ち一家を成せり然るに必ず之を統一するの人あつて以て國基を鞏めて幸福を謀るに足る公の德望は中外に孚く才略は古今に軼く總統の一席は公に非ざれば屬するなし願くは公の愛國救民、早く此席に膺り皇室を保衞し中原を統一せられよ大局幸福幸甚だし本軍の幸甚だし合詞上懇し伏して垂鑒を乞ふ馮國璋、王廷楨、忠和崇、林札拉芬、田憲章、宋玉珍及び全軍各級の官佐目兵を帶同して同叩す

姜桂題

武營左軍直隸提督姜桂題謹んで各軍將領官佐兵士等を率同し共に袁大總統を承認す中華民國萬歲

八旗全體

大清皇帝既に遜位し統一政府尙ほ未だ成立せず外交內政頭緒紛繁たり五大民族を合して共に欽佩し共に信仰する所の偉人の出てゝ此の巨艱を擔當するに非ざれば再び變端を生ずるを免れず此次我公出山して大局を維持し疆土を保全し南北を統一し和平を克底す其功甚だ偉なり北方の人士既に公を推して中國華盛頓第一と爲し南方の君子復た公に許して世界華盛頓第二と爲せり是れ實に中國全體人民の共に欽仰する所の鐵證たり現在孫君中山既に辭職せり我公の衆志に俯從し其難に力任せんことを請ふ則ち民生の幸福東亞の和平皆此れに基く固より僅かに八旗一部分のみの慶幸とする所に非ざるなり八旗全體同叩

喇嘛

本年陰曆十二月二十五日大中華國共和建立せられ同胞の美誼を伸べ本族の紛爭を滅し景運の隆古へより與に比倫なし我佛法は最も同情を表す然るに我公の信義素孚、德意無量なるに非ざれば何ぞ能く南北を包羅し兵戎を載戢し佛土の慈航を普くし衆生の苦楚を度せんや近頃民國建つと雖も百度舉るを待ち中外の觀瞻此に繫れり我公の恢廓大量に非ずんば何ぞ能く五大民族を合し同德同心して以て大業を開く可んや伏して求む我公の大共和國政府臨時大總統に力任し以て群生を濟はんことを我佛靈なり特に英傑を生ぜり喇嘛等頂禮無窮なり義和宮喇嘛、全體の喇嘛を率ひて公呈す

回族全體

共和政體宣布せられてより億衆歡騰し此れより亞東は五大族を化して一家と爲す是れ誠に千古未有の美擧なり詔旨に袁內閣を以て全權となし臨時政府を組織せしめらるゝは尤も衆望の允孚を覺ゆ何ぞ慶幸に勝へんや惟だ現に袁全權辭職南行の說ありと聞き駭異殊に甚だし是に因つて回民等特に全體臨時集會を開き衆議皆一致し袁全權を公舉して臨時大總統と爲し並に大駕を攀留し駐京して以て衆望に副へんことを求むるに決せり誠に世變より以來各省糜爛し瘡痍目に滿ち困苦の情形は已に言狀に堪へず袁全權到京してより後北方各省は始めて保全を獲京城の受惠は尤も多く感情は自ら厚し且つ爾後政府を組織するに外交內治萬機理を待ち百事正さに改革の際に當る若し

全權遂に萬衆を棄てゝ行けば普衆望を失するのみならず
賊に忍る北方の亂即ち目前に在り全權は固より權位を以
て念と爲さゞるも北方數十萬の生靈及び新造最完全の東
亞大國を念はざらんや南北合商は唯だ須く員を派して全
任せしむべし決して全權は自ら行く可らず國民等は大局
を顧全するの目的により謹みて呈す敎掌王振益、王寬張
得純、安楨及び敎民二十三人等全體叩呈す

小呂宋華僑

淸帝退位し民國政府を組織す事大にして任巨なり魄力を
具するに非ざれば何ぞ能く砥定せん我公の聲望は中外皆
欽す幸に謙讓を存するなく速に經營に任じ大局を顧全し
我が邦基を奠めば全國幸甚し僑民幸甚し華商既叩

蒙古各王

天、中國に祚し滿蒙漢回藏の五族をして結んで團體を成
さしめ人心の歸嚮する所、臺座を公擧して臨時大總統と
爲せり乾を旋らし坤を轉ずるは公に非ざれば其れ誰ぞ念
ふに共和宣布以後內政外交百端理を待つ此頃近く南京參
議院は公に電して南京に赴くことを請へるの信ありと蒙
古部落の悚懼は益々深し現に那彥圖等は外蒙古喀爾喀各
部に電し已に返電を得たるが何れも京師は全國の中樞に
據り北は全蒙を控へ西は衞藏を聯ね南は蘇粵を引き東は
海防を扼し各國公使の居留する所中外人心の維繫する所
なり時變の際時に隱憂あり若し公啓行遠行せば險象恐く
は現はれて功を一簣に虧かんことを氣遣へり是を以て那
彥圖等は蒙古聯合會に於て槩哉を挽留し翻つて衆心を繫
がんことを提議し既に全體の議決を經たり蒙古聯合會よ
り備文して陳請するを除く外那彥圖等は特に再び外蒙喀
爾喀各部を代表して公の群情に俯順し坐ながら畿輔を鎭
し未だ雨らざるに綢繆するの計を爲し全國磐石の安を定
めんことを請ふ企禱の至りに勝へず喀爾喀、郡王多爾濟
帕拉木、親王那彥圖、親王那木囊蘇倫、郡王索諾木拉布
坦　同啓

◉袁の大總統就任

北淸に於ける擾亂の結果袁は南下せずして北京に於て大總
統の任に就くの許可を得たり、即ち三月十日北京外務部迎
賓館樓上に於てこれが式を擧ぐ、式に列するもの南京專使
黎副總統代理各省督撫都統代理各部首領、滿蒙八旗正副都
統、滿蒙回藏の代表者等にして、袁は大總統の正服を着し
て入場し次の誓詞を朗讀せり

民國建設せられ諸事只治政を待つ袁は深く其能力を盡し
て共和の精神を發揚し專制の瑕瑾を一掃せんことを願ふ
謹んで憲法を護り國民の願に依り國家を安全鞏固の域に
達せしめ五大民族同じく福利を得んことを祈りて渝るこ
となし國會を召集し第一期大總統選出せらるゝを待つて
袁は卽行職を解く可し謹んで同胞に宣す

袁は自ら稱して假大總統と稱し國會召集せられ第一期大總
統選出せらるゝの曉には自ら其職を去るべしと聲明す、巧
なる哉袁や、彼は事に順序あり次第あるを知る、彼は國會
開かるゝの時は則ち正式大總統たるを期し、今稱するに假

大總統を以てす

袁が大總統たるべきは畢竟時の問題に過ぎざりき、而して今や袁は豫定の如く榮譽ある大總統となり何等掣肘を受くるなく意の欲する處に從て四百州の政を料理し得るに至れり支那の革命は成れり、而して此革命はすべて袁の利益の爲になされたり清帝在位の日は清朝唯一の忠臣なるが如く、中華民國成つては民國第一の功勞者たるが如し、袁は眞に好箇の策士なる哉、殊に大總統の榮位に上る迄一も南京側の要求に屈伏する事なくして、此に至りしもの歎賞に値す

◉京畿の大騷動

革命事變起りて以來北京は宛ら噴火山上に座するの狀也と稱せられたり、然ども爆裂彈騷ぎは數回これを見しと雖も遂に爆發を見ざりしに、皇帝退位して民國成れるの後二月二十九日夜袁世凱の手兵たる第三鎭の兵士、突として暴動を起し北京全市にわたりて掠奪を恣にし京師を全く無秩序の狀態に陷らしめ修羅の巷と化せしめたり、此暴動が偶袁の手兵より起れるさへあるに袁は此大暴動に對して茫然策の施すべきものなきが如く、翌三月一日に至ては、更に毅軍第一鎭及禁衞軍の兵士もこれに加はり暴徒の勢益甚だしく二日に至りて漸く鎭定せり

然かも北京稍平定せる後天津保定に於ても大掠奪行はれ其附近の豐臺、黃村、楊村等亦其害を蒙れり、第三鎭兵暴叛の原因は詳かならざるも、袁が清帝退位後兎角兵士を冷遇し或は其俸給を減じ或はこれを支拂はざりし等により、これに驅られて彼等兵士が平素渴望して止まざる掠奪をなしたるものなるべく彼の袁の使嗾に出づとなすが如きは或はあまりに穿ち過ぎたる說にあらざるなきか、然し此暴動が袁の南下拒絕の絕好の理由となり極めて袁に好都合なりしは斯くの如き風說の生ずるを見ても察し難しとせず、其暴動の眞相は北京、天津の通信これを說く

◉武昌の內訌

二月二十七日夜銃聲武昌城の闇を衝いて起る、武昌城內に於ては早くより軍務部長孫武一派の專橫に對する不平あり殊に此不平は舊三十一標の兵士間に盛なりき、而して孫に對し尤も怨を含む事深きを軍務部副長蔣翊武、四川より歸來せる舊三十一標標統曾廣大とせり、蔣の率ゆる處に輔仁會あり、曾の組織せる所に羣英會あり、彼等の孫武に對する不平は遂に二十七日夜に於て爆發せる也

彼等は二十七日夜半軍務部及孫武の住宅を襲ひしも孫は既に逃れてあらざりしより、轉じて第四師團長張廷輔を襲ふて銃殺し更に又他の孫武一派の徒を襲へり、此に於て武昌都督府にては直ちに各部長を召集して善後策を講じたる結果曾廣大を擧げて軍務部長とし、羣英輔仁兩會員の慰撫につとめし爲遂に翌二十八日午後には平定を告ぐるに至れり

外敵亡びて內患起る、從來外敵に專らなるが爲に互に小異を捨てゝ大同につきしもの、これより或は其小異の爲に相

爭ふに至るべく、或は內紛或は權力爭ひ相ついで各地に起らんか

◉勤王黨如何

良弼一度非命の最後を遂げてより宗社黨忽ちにして滅び清廷の末路轉た蕭條を極めたり、語に曰く國亂れて忠臣出づと、然かも清朝が三百年の社稷をすてゝ、空しく虛名を擁せんとするに際し、燕京城裡一人の矛を取て抗するものなし、清帝致政後勤王黨の暗中飛躍を試みんとするの風說を聞くも袁世凱の手兵叛して京畿の地秩序全く紊亂し盡せるの時に際してさへ、これに乘ぜざりしを見れば風說は畢竟風說に過ぎざるか、只允升一人西の方陝甘によりて清朝の爲に萬丈の氣を吐く嗚呼清朝の末路は曾に三十六郡一人の義士なきのみならず此數をなす文天祥亦これなからんとす、餘りに蕭條たるにあらずや所謂勤王黨の計畫と傳へらるゝもの大凡次の如し、記して參考に供す

一、宣統皇帝逼迫退位せられて後戴灃をして私帶し奉天に至らしめ以て帝位を復するを謀るに便にす

二、勇士を招募し北京に赴き袁世凱慶王及民黨重要の人物を暗殺せしむ

三、專員を派して趙爾巽と會商し其統帶の軍隊をして直に北京を突き中華民國の大局を破壞し滿洲の舊業を恢復す

四、速に露國と聯絡し以て暗助を圖り成功を俟つの後毎年八百萬兩の報酬を出し三十年を以て限りと爲す

五、康有爲をして各國に運動せしめ各國に中國の共和政體と爲るを認めしめず

而して滿朝の親貴中これが首領たらんとするもの肅恭二邸也と稱せらる

◉漢冶萍合辦契約

漢冶萍の日支合辦契約締結の報一度傳へられて列強の猜疑支那各地人士の反對頻々として起れり而して或ものは曰く契約遂に不成立に終れりと、而して或ものは曰く成立したりと此間の消息は必ずしも說くを要せざるべし、今支那人側にては發表せる所謂此合辦契約なるもの丶草案を示せば次の如し

其一

第一條　公司の資本金は日本貨幣三千萬圓とし中華日本兩國人共同の會社經營事業とす

第二條　中國人及び日本人の株は同數と爲す各株同一の權利あり

第三條　公司は現存の日本より借入したる日金一千萬圓を除く外更に日本より日金五百萬圓を借入る

（右借入金總額一千五百萬圓は日本人の株と變すべし）

第四條　右五百萬圓の借入金は公司より中華民國政府に貸與す但し其支拂（即時拂）一部分は現金を以て交付す其他は即ち中華民國政府か三井より買入の軍器購入費に充つ

第五條　中華民國政府は右借入金の仕拂に於て受取人を指定し委任狀を給與すべし三井は同人の受取書に對し即ち支拂すべし

第六條　右五百萬圓の借入金は中華民國政府は明治四十六年一月より償還す但し利息年八分、四十五年七月と四十六年一月との兩次に償還すべし

第七條　右政府借入金の支拂償還及び利息の支拂に關しては三井に於て之を定む

第八條　中華民國政府は中國より輸出の銑鐵輸出稅を免除す

第九條　公司既定の契約は中華民國政府之を承認す第一條の主意により中國人日本人の共同事業と爲す可し

第十條　公司が前政府より得たる所の權利は中華民國政府之を承認す

第十一條　本條約の中華民國政府借入金事件に關しては總て三井を經由す

第十二條　本契約書は漢日英文各三紙を作り各一紙を存す如し文句異議あるときは添付の英譯により決定す

右各項は契約者双方により之を承認す爰に契約を訂結し各國記名調印す

其　二

一、中華民國政府は漢冶萍煤鐵鑛有限公司と三井物產會社との契約書を以て訂約せるにより中華民國政府の借入金五百萬圓に對し中華民國政府は百分の二半を以て手數料と爲し三井物產會社に支拂ふ（右手數料の金額は右借金を中國政府より支拂の時に於て控除するを得但し三井物產會社は中華民國政府より軍器購買費二百萬圓以上を受くるときは右の手數料は支拂を要せず）

一、中華民國政府は將來中國の鑛山鐵道、電氣及其他の事業に關し外國人に許可するときは其他の同條件を與ふれは則ち三井物產會社にも又許可を與ふへし

一、本契約は書漢日英文各三種を作り各々一種を分存す若し字句疑義あるときは添付英譯により決定す

一、本紙に添付するの別紙草案により則ち漢冶萍公司を以て支那日本兩國人の共同事業となし而て之を經營ス右す契約草案各條項の中華民國政府確實の承認を爲すへし

一、共同事業經營の方法に關しては中華民國政府は該公司の取締役たり而て漢冶萍公司督辦盛宣懷氏日本に在りて協定の條件を承認し且つ公司株主總會を通過すへきを確認す

一、前記株主總會開會前該公司は先づ大冶鐵山を以て抵當となし日圓二百萬圓乃至三百萬圓を借受け此款は前記契約草案中に記載せる公司より中華民國政府に貸與する金五百萬圓の內に繰入れ而て其支拂に餘す所あれは中華民國政府は須らく前記株主總會の決議を承認して後支拂を爲すへし

●露淸銀行借欵問題

南京政府の資を求むる事宛ら大旱の雲霓を望むが如きもの

あり遂に露清銀行との間百五十萬磅借款の約成りこれが契約草案は參議院の議に附せられ遂に可決せられたるが各地各界頻にこれに反對する爲又中止の已むなきに至れり、而して猜するものは曰く袁南方に資を供せば或は其勢力盛ならんを恐れ遂にこれが反對の風潮を盛ならしめたりと、己れ其僞を知らずと雖も頃者北京よりの通信は露亞銀行借款が北京に於て再び商議せられつゝありと報ず、袁世凱は策士也這般の事亦なきを保すべからず、南京參議院に提出せられたる其借款草約次の如し

一、道勝銀行は左記各條により民國に一百五十萬金磅を貸與すべし

二、本合同は正式合同調印の日より起り一ヶ年を以て期と爲し其償還の方法は下の如くす

三、周年利息五分借る所の數を以て計算す、

四、該銀行は手取り九七を以て貸與す

五、此項の借款は民國直接の負擔にして賦稅を以て利息及償却の用に充つべし

六、若し本合同廢止の前民國は借るに多額の外債あるときは即ち該銀行より今次借る所の款を若干償還すへし惟た償還の數は該多額外債に過くる能はす初め數回交附する所の款數の半たるべし

七、民國は以後若し多額の外債を要することある場合該銀行と訂約する所の款他銀行と相等しきときは該銀行は他銀行に先ち應借するの權を有す

八、本合同は須らく一面選任大統領袁世凱臨時大統領孫文より一面該銀行の本店及ひ第十二條載する所の南京參議院により之を電准し一週期間內に於て民國に銀三百萬兩を交附し其餘は均しく該銀行より陸續交附すへし惟た每週期三百萬兩を過くるを得す第一回に於て交附すへき三百萬兩は上海に在りて交納し以後每回の交附は約半數を天津に在りて交附し半數は上海に在りて交納すへく倘變更のある場合は再ひ復議を行ふへし

九、本款兌換の際は民國派する所の代表に依りて決定し某々銀行或は上海或は天津に在りても一に民國の意の如くし若し兌換銀行の道勝銀行に非さる場合は民國は將に百分の四の一を以て扣除し該銀行に付し其該銀行を經る場合に於ては此の扣除の事なし

十、若し該銀行の民國政府と第二次大借款を契約すへき場合に在りては則ち第四條に云ふ所の百分の三扣除は按分比例を以て民國に歸還す其法は本日期相距るの遠近による若し距離愈遠ければ則ち還す所愈少なり

十一、本合同は確定前を草合同とし確定後を正式合同となす或は更に變動あらは須からく兩方面の允可を經へし確定の期に至りては一千九百十二年三月一日を以て限と爲す

十二、本合同は須からく南京現開の參議院投票によりて公決すへし

十三、本合同は共に四通を作製し兩代表署名の後各其二を存すへし

一千九百十二年二月二十一日兩代表者は保證人前に於て各

署名下の如し

中華民國代表財政部長　陳錦濤
保證人　リツトル
露國道勝銀行經理人　凱里（ガイ）約（ンリ）
保證人　加磐尼（カバニ）

明治四十五年二月下半月 支那半月史

内治外交

◉暫行法の協議

退位宣下後袁世凱より各部に會商して擬定したる暫行辨法若干條の大要左の如し

一、袁の署名は全權組織臨時政府袁と爲すこと
一、國旗は暫時五色旗を用ふること
一、國璽及政府印信は已刊せられ各部は尙舊印を襲用すること
一、各部の正副大臣は正副首領と改稱し其餘の官屬は仍ほ舊に依ること
一、各國駐劄公使は臨時外交代表と改稱すること
一、各官署は陽歷を改用し尙別に舊曆を附して對照に便にし民間習慣にして陰曆を用ゆるも强て改めしめざること
一、普通官吏は通常便服を用ふ但し舊禮服を用ふることを得ざること
一、外交官は暫時外國常禮服を用ふること
一、政治官報は改めて臨時公報と爲すこと
一、郵便切手には中華民國の文字を添刷する事

◉南十省團定都議

天津在留の南十省紳商團發起となり臨時政府の設置地點に關し浙江會館に於て大會を開きしが會するもの六百餘名其地點を北京に定むる事を議決し其理由を各省督撫諮議局議會及各報館に通電し並に順直諮議局に之を主持することを申請し此次來津の蔡元培一行に會見し其說を主張し贊成を求むることゝなり同日代表者を選擧せり即左の如し

雲南省　崔金藻　徐鎛
四川省　王灌
浙江省　方城　嚴昭明
江蘇省　孫樹勳　陳鑑
廣東省　馮景棻　蕭觀達
安徽省　陳性良　張彭年
福建省　林建熙　劉炳奎
江西省　皮紹武　吳之英
湖北省　楊昭恕　程式
貴州省　何漢傑　萬宗乾

斯くて同團體代表は來津の蔡元培等一行に會見し北京に定都の理由を述べたりと

◉陽曆改用の布告

新舉臨時大總統袁項城は去る十七日左の布告を爲せり

現在共和政體既に成立したれば應さに改めて陽曆を用ひ

て以て大同を示すべし陰曆壬子正月初一日より始め有らゆる內外文武官行用の公文は都べて陽曆を改用し中華民國元年二月十八日即ち壬子の年正月初一日と爲すべし特に此に布告す

◉臨時大總統の外人保護布告

去二十二日袁臨時大總統は各省督撫及び各軍隊に向つて左の布告を爲せり

現在共和成立し人民の程度日に文明に進み凡そ我が友邦在華の人士は尤も宜しく誠悃相孚し益々睦誼を敦ふし以て邦交の穩固を期し共に和平を享け世界に大同し我が國民の名譽を保つべし此の大局初めて定り人心浮動し地方の秩序維持を待つの時に當り有ゆる旅華の各國人民の生命財產は應さに該地方官及び駐紮の各軍隊によつて切實に保護すべし若し疏虞あれば該地方の文武將吏は均しく少しも其責を辭し難し本大總統は謬りに民國の推舉を承け勉めて義務を擔ひ惓々として在抱するものは尤も國利民福邦交輯睦を以て重望と爲す各地方長官及び各將領は所屬所部に轉飭して共に此意を悉し一律遵行すべし特に此に布告す新舉臨時大總統袁

◉新聞條例反對

南京政府內務部は此程新聞紙暫行條例を制定し全國各新聞社に通告したるが右暫行條件は三章より成り大略左の如し

一、新聞雜誌の已に出版せる者及び今後出版する者は其の發行及び編輯人の姓名を本部或は地方高等官廳に屆出づべし現に發行せる新聞雜誌は來る陽曆四月一日迄屆出をなすべく其以後發行する者は發行前に屆出づべし若し此規定に違反する時は發行を准さず

二、流言煽惑して共和國體を破壞するの弊害ある者は其出版を停止する外發行人編輯人を處罰す

三、實を失し個人の名譽を汚毀するを調査し被汚毀人は其更正を要求するを得而して履行せざる時は被汚毀人は訴訟を提起するを得

これに對し上海各新聞は激烈に反對し孫は之を取消せり

◉統一會起る

曩日來傅良佐、唐在禮、王賡、劉洵、靳雲鵬、廖宇春、陸錦、張士鈺、方丕煥、李士銳、段啓勳、方咸五、王汝勤、毛繼成、陳文運、曹汝英、蔡廷幹等は共和定まり干戈永く熄まんとして未だ南北の畛域撤せざるを遺憾とし南北統一聯合會を組織し以て統一を催成せしめんとし中央地方を問はず偏く南北兩軍の將士に向け贊成を求めしに機運の向へる爲めにや既に贊成者百餘名を數ふるに至りたれば二月二十三日北京に第一次の集會を爲し贊成者認定を爲せるが同會にて認定せし會員及び續て決議せし目的三條は左の如し

▲會　員

黃　興	莊蘊寬	譚廷闓	耿毅文	陳其美	曹　錕
蔣作賓	徐寶山	鈕永建	張錫元	劉洪順	柴得貴
柏文蔚	鮑貴卿	徐紹楨	米　瑞	姚雨平	李燮和
蔣雁行	劉之潔	章亮元	萬廷獻	林調元	陳懋修
孫　棨	洪承點	李書城	陳　晉	吳祖貞	史久光
覃振範	黃承恩	黃　篤	金華林	黃　郛	仇　亮
楊廷傅	官　彬	周予寶	張承體	沈郁文	張華輔

唐　縱　吳鏡明　高佐國　翁之麟　張篤朗　陳　蔚
何成文　沈劍樸　王孝繩　全永人　陳　綸　李　復
倪　謙　周凝修　朱　熹　曲同豐　石星川　劉一清
杜唯川　田應詔　沈炳謙　柯　堯　楊冒昂　吳藻華
吳炳光　楊志澄　孫　岳　瞿　鈞　傅　鑫　馮耿光
沈同午　管成熊　胡龍驥　梨天才　李貴成　華彥芸
王琨著　方　權　鄭　榮　許崇灝　殷箴繩　黃祖澄
陳明徵　胡義慶　沈家煒　陳風文　張振發　龔育雲
劉雲國　陳其采　許葆英　何　澄　吳紹璣　華振基
舒原德　吳榮電　朱　廷　王懋棠　葉長盛　黎元洪

▲目　的

第一　朝廷共和を宣布せるの後中央統一政府成立せば時務須く新政府の命令に服從すべし

第二　須らく各地方の安寧秩序を恢復すべし

第三　外人の生命財產を保護すべし

◉**四川の統一策**

四川には各地に都督あり分立し、殊に重慶と成都とは相對峙して互に讓らず、事權統一せずして幾多の不便ありしより遂に一月二十七日協議の上契約十一條を定め、四川省内の統一を計る事となれり、其内成都軍政府の提議六條にして下の如し

一、暫く成都を認めて政治の中心となす

二、重慶を認めて重鎭となし兵一鎭をおき、全省軍政府を直轄せしむ、其名義、權限、區域は追て定む

三、成都重慶の兩正都督を全省の正副都督となす、而して兩軍政府を合併せる後の各部院職員これを選舉して正副を定む

四、兩處副都督は樞密院長、軍事參議院長等に任す

五、各部長次官及各職員は兩地人材を合して之れを組織し特に兩都督斟酌調用す

六、兩軍政府派する處の安撫宣慰使には速に此合併の事を知らしめ相聯合して任地に至り其職務を全うせしむ

又重慶軍政府の提議の議決を經るもの次の如し

一、大漢四川軍政府を改めて中華民國蜀軍政府となし各省の通例と同じからしむ

二、都督の印文は中華民國軍政府蜀軍都督とす

三、重慶に重鎭を設け兵一鎭をおく事とせり其不足の兵及軍器は條約宣布の日成都より陸續送致する事

◉**南京參議院の建都問題の爭議**

二月十四日南京參議院に於て建都問題の爲に會議を開くや、議論百出遂に記名投票により採決する事となりしに全票二十八中北京二十、南京五、武昌二、天津一票にして北京に決せり、然るに十五日又會議を開くや廣東廣西の議員臨時政府の地點は是非これを南京に定むべく、然らざれば吾輩身を以て會場に殉ぜんと、これより遂に再議に附せしに全票二十七中南京十九、北京六、武昌二票なりきと、始終北京說を主持せしは直隸、奉天、江蘇、雲南、陝西、山西の代表者なりきと

◉**浙江省の八旗解散辦法**

浙江軍政府が楮輔成に委し八旗代表者德濟と議訂したる八旗解散辦法次の如し

一、旗營公產及蘭山牧地、仁忠字號旗地乍浦營地青山脚

故地は均しく官產とし、すべて旗民の生計は軍政府一般人民と一律に籌畫すべし

二、旗營の土地均しく官產に歸するも、其佐領以下の公署及兵房は舊曆正月より四ヶ月間は居住する事を許す、自ら造れる私宅は本人の所有たらしむ、

三、前に給せる恩餉の外軍政府再び旗民に三ヶ月の恩餉計九萬元を給す、而して舊曆年末に一ヶ月分を給し其餘の二ヶ月は正月十五日以前に浙江銀行に預入し、遷居後旗民代表者これを受取るべし

四、旗民の未だ營舍を遷出せざるものは三月一日より警察捐を納むる義務あるものとす

五、旗民已に遷出せば將來軍政府營餐規定成るの後一般人民と同じく承墾承買の權あるものとす

六、此契約書四通を作り軍政府委員及旗民代表者調印の上各これを領して證となす

◉袁の南下拒絕電文

袁世凱が去十五日北京より唐紹怡に宛たる電報は左の如く此電報は唐に於て之を孫逸仙黎元洪南京政府各國務卿南京參議院各省都督並に各將に轉電することを請へるものなり

電報次の如し

清帝位を去り當に速に統一を圖り以て危局を定むべく此時閒髮を容れず實に是れ一に國民の存亡に關するものなり此頃孫大統領電報にて告げて曰く辭表を提出して予を推薦せる故速かに南京に來るやう且つ又た人を舉げて臨時政府(南京)に告げ北方鎭安の全權を委任せよと、又た陸軍部總長黃興は各軍隊に照電を送り予を南京に至らしめんことを以てす世凱德薄く能少し何ぞ敢て此重任を肩にせん南に行くの機會は眞に既に前報せるが如く既に聲明せり而かも今日の危機隱伏全國半數の生命財產萬難捨置き難し孫大統領の來電論ずる所極めて正確の論と爲す現在北方各省軍隊全國民代表者皆手紙にて臨時大統統に推擧す然れども總て未だ俄に組織せざるは特に南北の異見あり之によりて諸事統一愈よ難く實に國家の福に非ず若し專ら個人の爲め任に服し北を捨て南せんか則ち實に無窮の窒害あり北方軍隊異見尙多く紛議隱患實に繁く皇族は外人の愚弄を受け恨愁潛むこと永し北京外交團曩に世凱に向ひて此處を離るゝ恨を憂へ種々言を爲せり奉天黑龍江兩省日に動搖あり外蒙古各國頻りに警告あり內訌外患頻りに有りて世凱一度び去れば一切の變端立ろに現るべし正に是れ愛國忠誠の素志に非ず若し人を舉げて代らしめんとするに各方面を處置するの人實に無きなり然れども永く玆に統一し能はずば外人承認すべきなく危險の形運り集まり大局益々危し反覆之を思ふに孫大總統の辭職は世凱の退き居るに如かざるなり蓋し民設の政府の爲め之が總統を擧げて統一を圖る其事稍や便なり今日の計は又南京政府によりて將に北方各省及び各軍隊に及ぼし妥協して治むるを宜しと爲す以後世凱は立ろに退き歸田すべし唯共和國民尙ほ正に智を盡して暫く秩序を維持すべし之を要するに共和既に定まるの後正に愛國を以て前提と爲し決して大總統問題を以て南北紛議の局を釀し

分裂の禍を助くるを致すを欲せず既に唐紹怡君に請ひて此事を傳達し南京に赴き協商せしむ特に區々の思ひを以て總長に傳達す唯之を察すれば幸とす。

◉南京交通部長辭職

南京交通部長湯壽潛は辭職を申出でたり而して將來は南洋公債募集局長となり南洋に赴き民國の爲めに公債を募集する筈にて孫もこれに贊したる由、

◉瓜哇華僑の拘禁

舊曆正月二日瓜哇在留の支那人共和を祝さん爲國旗を掲揚し爆竹をならしたるが、其後同地蘭人の警察官と衝突し、支那人の獄中に拘禁せらるゝもの百餘人に及べり、支那人は玆に於て大に怒り一律罷市を行ふて其釋放を要求すると共に、南京政府に對し和蘭へ抗議を申込まん事を要求し、南京より和蘭に對し交渉を開始せり

◉共和詔書起草者

清帝最後の上諭たる共和宣布書は事重要なるを以て、袁は種々起草書を物色し初めこれを開缺學部侍郎于式枚に命じたるも于は辭して受けざる爲施愚と吳廷燮の二人をして起草せしめたりと

◉迎賓使節の北上

南京參議院にては袁世凱を大統領に選舉したる後、南京に來りて宣誓を成さん事を要求し、蔡元培を迎賓の使節とし唐紹儀等と共に二月二十一日上海を發北上せしめたり、

實業經濟

◉中國銀行辦法

大清銀行は舊曆一月一日より行旗を替へ其名稱を改めて中國銀行となす可しとの命令に接したるため之れに從ひ行旗は既に實行命令に接するや直に之を實行しつゝあるも行名變更に關しては昨今上海高商聯合會にて種々詮議中にもあり又清曆新年に際會して十五日迄は殆ど休業の有樣なることゝて未だ實行せよとの電命に接せず從て各地大清銀行分號は六日より開店する筈なるも尙大清銀行の名義を以て營業をなす由にて十五日後にあらざれば改稱の命令に接すること無かる可しと而して大清銀行が營業を停止し中國銀行が之を繼承するに於ては中國銀行內に別に(一)整理機關を設けて帳簿の整理をなさしめ(二)各所民軍の有する現債務は新政府に請ひて其數に應じて新に公債を發行し決して民間金融を害せざらしむ可く、(三)從來の缺損は新政府擔任して收取に務め飽迄商本を重んず可く(四)整理後若し缺損を發見せば應に滿清政府の出資額五百萬兩を以て之を塡補す可く(五)大清銀行民間出資額五百萬兩は一切之を改めて中國銀行の資金とし期を定めて株券に換ゆ可し(六)大清銀行の財產は一切中國銀行に收めて之を使用す可し而して更に中國銀行開店するに至らば(一)新政府の承認を經て中央銀行となし財政總長より委員を派し株主と商議し定款を改訂せしめ(二)中國銀行は專ら資金を民間に募り唯開店に際して新政府より若干の株主を募るも全株の募集

を了りたる後は之を償還すべしといふ

◉當年末の河南經濟界

一、錢莊の破綻　軍興つて以來銀根日に乏しく年末結算の時に際し錢莊これが爲に倒閉し潛逃するもの五六家の多きに達し市面亦大に牽動せらる、其原因を考ふるに大抵錢莊の資本には限あり、一に空取引を欲し且紙幣を濫發せるによる、紙幣發行の事は當局これを禁止すと雖も奸商巧に名を借り隨意これを發行し少きは數兩、多きは數百千に達し、紙幣の名なくして害更に紙幣よりも甚だし、而して一度現銀を取るにあへば支持し難く、各錢莊倒閉潛逃するに至る也、

一、票莊大半停業　商界の領袖向に票莊、金店を以て主となせり、河南現に票號十二あり、然るに今や其中新泰、厚志、成信等の約大半は既に撤居せり、而して其餘も閉店せずと雖も、滙兌貸借はこれをなさず

一、質店の閉業　河南の質店には從來官金を保管せる者多かりき然るに軍興つて以來藩庫屢空しく此官金を取立てゝ爲に質店は大に其資に苦めり、當局亦爲に小民の金融杜絶し爲に擾亂を生ぜんを恐れ、質店の閉業を許さゞりしが、今や其業に耐へずして閉店するもの其大半に達せり

◉上海錢業組合の結算期改正

上海南市の各錢莊は協議の上將來一般に太陽曆を用ふると共に、從來の結算期を改めて年四回毎三ヶ月に一回づゝなす事に決定す

◉安東油房概況

安東縣に於ける滿洲輸出貿易品の主なるものは大豆にして豆粕及び柞蠶之に亞ぎ前者は其儘海外に輸出せらるゝも後者は加工品として將來輸出す可く研究せられつゝありしが油房の如き三年前迄は皆木器を用ひ畜獸の力を以てせられたるものも近頃大連に於ける邦人油房業の鐵器を用ふるに至りたるに習ひ漸次改善を加ふることゝなり現在は總て石油發動機を用ひつゝあるも邦人の事業としては唯一の日興油房なるのみにて他は悉く支那商の經營に係るものなり今安東縣商業會議所の調査せる同地三十四年中の油房生產力を見るに左の如し

名稱	資本金	豆粕製造高	豆油製造高
日興油房	八〇、〇〇〇円	四三五、一五〇	一五九、六〇〇
中和棧	五、〇〇〇兩	一四五、〇五〇	五〇、一六二
福隆祥	一五、〇〇〇	一四五、〇五〇	五〇、一六二
興盛棧	一〇、〇〇〇	一二〇、八七五	四三、一二〇
恒順公	三〇、〇〇〇	九六七、〇〇〇	三五、二八〇
益增長	—	一二〇、八七五	四三、一二〇
益增遠	一〇、〇〇〇	九六、七〇〇	四三、四八六
東益增遠	—	九六、七〇〇	三四、四九六
豐隆棧	一〇、〇〇〇	九六、七〇〇	三四、四九六
双合棧	一〇、〇〇〇	二〇三、〇七〇	七二、一八二
廣太茂	一五、〇〇〇	九六、七〇〇	三四、四九六
水聚成	五、〇〇〇	一二〇、八七五	四三、一二〇
吉昌永	—	七二、五二〇	二五、八七二
日發永	一〇、〇〇〇	四八、二五〇	一七、二四八

財政借款

◉上海軍政府公債章程反對

上海軍政府が一千萬兩の公債章程を發布したるに對し、上海在留各省同鄉會は、書を南京政府各省都督等に發し、上海が區々の小區域を以てして公債を發行し、更に地方債の性質たるに係らず全國の租稅を以て擔保となすの非を難じ、大にこれに反對せり

◉江西省借款問題

南京政府より江西省に對し九江南昌鐵道を擔保として、三百五十萬兩を借入れん事を要求せり、而て其辦法三條あり

一、日本大倉洋行より三百五十萬元を借入れ內百萬元を日本興業銀行に償還し、百萬元を本省の用に供し殘額五十萬元を南京政府の用に供する事

二、九江南昌鐵道を擔保とし會社の名義を以て借款せる後、會社より省政府及南京政府に轉貸する事

三、鐵道布設費は更に再借を行ふ事

此辦法に從ひ南京政府が借款交涉をなしつゝありとの報、一度在南京の江西省代表參議院議員より傳へらるゝや、會社株主及省議會の反對著しく、臨時議會よりは左の質問を孫大總統に向て反せり

一、百五十萬元を中央政府の用に供するは各省均一の政策なりや

二、百萬を以て江西省の政費に充てんとするは馬都督の意見に出でたりや否

三、九江南昌鐵道を以て擔保と爲すの議は各大株主の提議によるや否

而して各株主は又馬都督に迫るあり、喧々囂々として此借款案に反對せり

◉江西南潯鐵道借款案

一、借款額を五百萬兩とし、二次に交付す

二、手取九五とす

三、利息は年五分五釐とす

四、鐵路公司の全部の機器材料及營業により得る處の餘利を擔保とす

五、鐵路公司若し外國より鐵道材料を購入する時は借款貸付者に優先權を與ふ

六、本借款はこれを九江南昌間の鐵道布設の爲にのみ支出すべく其他の用に供するを得ず資本主は隨時これを檢查するを得

七、鐵路公司若し更に資を借らんとする時は先づ本借款貸付者に商議すべし

八、鐵路公司は資本主に對し此項の債權を享有する事を認め資本主は又鐵路會社に對し資金貸付の外他に干涉せざる事を承諾す

尙本鐵道の既收資金額左の如し

一、鹽觔加價銀十四萬餘兩

二、湖口商股八十餘萬元

三、本省各洲縣並外埠の株金四十餘萬元

其外借入金次の如し

一、吳瑞伯　一百萬兩

二、前官銀號よりの借入金及買入材料未拂七十萬兩

◉遜位後の財産

民國政府上海交涉使温宗堯は各國領事館に王外交部總長より左の如き照會を傳達せり

頃ろ外交部總長王より照會して曰く清帝優待條件を按照するに清帝原有私產を保護するの一件あり此項の私產を除くの外凡て未だ退位せざる前清廷手內に在るの動產不動產は退位の日より起りて均しく民國の國有に屬す其物の主權は私に相授受するを得ず若し此項の情事有らば我が民國政府は當に法律の効力無き買賣と視て必らず該物產を將つて追還すべし各國駐北京公使に電知するを除くの外各國駐滬領事に照會し並に各該國人民に轉告して一體に知悉せしむべし云々

◉黎の漢冶萍借款反對

黎元洪が漢冶萍借款に反對して南京參議院に送れる意見書次の如し

啓者側かに聞く漢冶萍公司改辦條約內に中日合辦の字あり鄂中の人士皆な然りと爲さず、漢冶萍は全國財政の命脈に關係す現に止むを得ざるの故を以て別に辦法を改むべし、中日合辦とせば恐らくば累をなす淺鮮に非ざるべし、漢冶萍は公司の性質なり國家私物と爲すべからず萬止むを得ずして外人の株に入るを許せば惟だ商人合資辦法と爲すべし漢冶萍公司と日商合資し改めて新公司を建つるを言明せば國際全く干涉無きに庶からん如し兩方等しく國家を以て代表せば之れ直ちに該公司を以て兩國共立する處と爲る、將來各國口實となし各種實業を開辦するの端となる國家何を以て之に對せんや懇に再び日人と交涉し中日合辦條例を以て改めて漢冶萍新公司と爲し漢冶萍公司と日商と株式組織によらば外交の前途に於て大に損失を受くるを致さゞるに庶からん、事國命に關す伏て乞ふ査察を賜ひ立ろに施を與へよ

軍事交通

◉軍隊駐紮區域

湖北の軍隊は事變の始めより大ひに變動を來たし新募の軍隊亦少なからず現に四鎭と二個の混成協との多きに及び其他獨立部隊も亦少なからざるが其北伐軍を出發せしめられてより其駐紮地も亦各方面に亘り其區域も亦甚だ廣きに亘り居れり而して其現在の駐紮地帶及び統率せる司令官等を擧ぐれば左の如し

第一區　黃陂　孝感　安陸　雲夢　應山一帶　第一軍全部　司令官杜錫鈞

第二區　襄陽　樊城一帶　司令官劉公　引率の北伐左翼軍招討使季雨霖引率の一隊

第三區　荊州　宜昌一帶　司令官唐犧之引率の一隊

第四區　麻城　黃安一帶　統領羅洪陞引率の混成協第二協

第五區　黃州　武昌縣一帶　統制鄧玉麟引率の第四鎭全部

第六區　武昌　漢口一帶　內漢口　攝口方面　第二鎭全部統制張廷輔

漢陽方面　第一鎭第一協　統制黎　棠　武昌省城內外　第一鎭第二協統制高尙志

◉北淸輪船運賃改正

北淸輪船公司は安東縣大連芝罘天津間命令定期航路、航客運賃を左記の如く改正する筈にて六日附都督府に對し請願書を提出せり認可あり次第該改正賃率に依り運賃金を定むる由

	一等	二等	三等	四等（金建）
大連、芝罘間	六、〇〇	四、〇〇	三、〇〇	一、五〇
大連、安東縣間	一〇、〇〇	七、〇〇	五、〇〇	二、五〇
大連、天津間	一二、〇〇	八、〇〇	六、〇〇	三、〇〇
芝罘、安東縣間	一二、〇〇	八、〇〇	六、〇〇	三、〇〇
芝罘、天津間	一二、〇〇	八、〇〇	六、〇〇	三、〇〇
安東縣、天津間	二〇、〇〇	一四、〇〇	一〇、〇〇	五、〇〇

之に依れば該請願內容は從來の二等を廢止せるものにて同時に大連登州龍口間往復命令航路に對しても同樣改正運賃の請願を爲したり

◉淸朝末路の吏　（二）

林紹年	弼德院顧問大臣	開缺	十二月二日
勞乃宣	署學部副大臣	賞假一月	十二月三日
俞廉三	修訂法律大臣	同　司月	同　月五日
唐景崇	學務大臣	同已同月	同　月同日
李經邁	署郵傳部副大臣	開缺	十二月五日
祺　增	正白旗蒙古副都統	賞假一月	十二月五日
紹　英	度支大臣	再賞假五日	十二月六日
李家駒	資政院議長	開去議長	十二月八日
奎　俊	總管內務府大臣	再賞假一月十一月	十二月十一日
王　垿	弼德院顧問大臣	開缺	十二月十一日
楊佩琦	典禮院學士	同	同月同日
許寶蘅	宗人府府丞	賞假十日	十二月十二日
郭曾圻	典禮院副掌院	同　同日	同　月十四日
陳夔龍	直隸總督	同　三月	十二月十六日
紹　昌	蜀德院顧問大臣	開缺	十二月十七日
桂　春	倉場侍郎	同　月同日	
周樹模	黑龍江巡撫	賞假三月	十二月十八日
景　恩	正白旗滿洲副都統	開缺	十二月十八日
朱益藩	都察院副都御史	賞假十五日	十二月廿日
李殿林	典禮院掌院學士	再賞假一部	十二月廿日
曾習經	度支部右丞	開缺	十二月二十一日
錫　瓦	熱河副都統	同	月二十二日
善　豫	正黃旗護軍統領	同	月二十三日
增崇樹	內務府大臣	賞假一月	十二月二十三日
喬樹枏	學部左丞	開缺	十二月二十四日

◉東蒙古旅行記（二）

東亞同文書院錦齊班旅行隊

小庫倫出發

七月二十八日　二十四元と云ふ代價はあまり高いので斷つて宿屋の主人に相談して十五元にしたそして愈出發すべく馬店へ行つて見ると車らしい車は一輛も居ない、不思議でならぬので、よく聞いて見ると、牛の皮や木の根を積んだ荷車（大車）の上に乘つて行くとの事であつた、荷物の上に乘つて、而かも二日を十五元とはあまり馬鹿らしいので又斷つて荷物だけ積んで徒歩することにした、小庫倫の人氣は非常に惡い、少なくとも日本人を馬鹿にして居ると思ふ、あまり交渉に時を費したので午後二時過ぎに小庫倫を出た物騷な小庫倫を後にして、市街を離れた時、大雨は幾回とも無く我々を襲ふた、

小庫倫を去つて東に進むと際限無き高臺に出る、見渡す限りは漠々たる草原で所々に牛や羊の群が見えて居る、此の壯大なる景色の中を一行六人は雨に打たれつゝ進むのであ

る、歩んでも歩むでも依然たる高臺である、開墾したる地は原野の二三十分の一位しかない

「薬若し成らずんば遠く鄉土を去つて此の曠原に羊を逐はんかな」とは此の曠原に立つたものゝ腦中に浮ぶべき最初の感想であらう、そして誰しも此感想の起らぬものはないであらう、夕方雨はやみ暮靄遠くより迫り來るの時柳河の上流なる控河の岸（新開河の更に上流）に出た、水は連日の降雨に可なり增してゐる、河を渡つて間もなく吳家屋と云ふ地の一軒家に宿ることにした、玆は小庫倫を去る四十清里の地である、此地は此頃馬賊の出沒が甚しいとの話で店の中は靜り返つて居た、外には細かい雨が降つてゐる、

吳家店より哈爾套街に向ふ

七月二十九日　行程六十清里徒歩旅行である、昨日の雨の故か朝の凉しい風が露繁き高粱や粟の重さうな葉を動かして、朝霧は大海に漂ふ波とも思はるゝ山々の麓を罩めて、

次第々々に消へて行く、

時には峰の頂をあらはし、時には山の半面を顯はす樣が恰も荒磯海に大波小波の寄せては碎け、碎けては寄する風情と髣髴たりてある、

俗言に「朝曇りに禿が泣く」と云ふ話がある、是れは夏の朝霧が深ければ其の日は天氣がよいので、暑さが甚しいとの意味らしい、此れは四國の土佐あたりでよく云ふ事だと記憶して居る、此の日の天氣も丁度それであつた、九時頃から天氣は次第に暑くなつて十一時頃には百度近くの温度を示した徒歩であるから日に燒けた風が下から吹いて來る、玉なす汗が背を流れるのがよく感ぜられる、かくて午後一時半に蒙古高原第一の高峰鷄冠山に登つた、

鷄冠山は高さが幾何あるや知る事が出來なかつたのは遺憾に堪へられぬ、旅行するには是非其山の高さを計る位の器械は持ちたいものだ、此の山に登つて四方を望んだ時、曠漠たる平原は脚下に廣がつて、其の盡くる所は即ち、空と接して居た、そして新開河の河岸が、白く圓形を畫いて遙かに北方より東南に流れてゐるのがよく見えた、吾等は此の壯大なる景色を見て三度快哉を叫んだ、そして午後二時半哈爾套街に着いた、

哈爾套街より彰武縣に向ふ

七月三十日　一行六人は雨を衝いて哈爾套街を出た、哈爾套街は戸數四百人口二千の田舍町である、町を出ると雨は益々甚しくなる、篠突く雨の中を大車を走らして夕方新開河の岸に着いた、新開河は縣城を去る西方五清里の地にある丁度自分等が此の河に來た時には流れは左程烈しくもなかつたが、吾々の前方を進んだ大車が、荷物が重かつたので馬鹿に暇どつて居る裡に川水は波打ちつゝ秒一秒と增して來る、さればとて前車が動かねば後車が進むわけには行かぬ、あせりにあせつて居る裡にタイムは絕えず進む十分と經たぬ中に、汪々たる濁流は天を排せん計りの勢を以て、然かも百雷の轟く如き凄じき響して岸を破り涯を碎きつゝ流れ來る、大陸の河は恐るべきものであると聞いて居たが然かしかくも甚しいとは夢にも知らなかつた、僅か二三十分にして水は三四尺を增した、我等を護送して來た兵士は已に前岸に立つて居るが引き返す事が出來ぬ、吾等も縣城を五清里の前方に望んで而かもそれに達することを得ない、實に遺憾である、雨と戰ひ暑さに苦しめられ、山を越え谷を渡りて纔かにこゝに來たもの、今引き返す事が出來ようか？一行六人は齒を食ひ占めて縣城を望んだ時、あゝ其の時覺えず涙がこぼれたのだ、

止むを得ない今から引き返すよりも寧ろ身を濁流に入れて泳いでも渡らねばならぬ、斯く決心して馬夫を勵ましたけれども、汪々たる濁流を見てどうして進むことが出來やう吾々も馬夫の意中を知つて居る、此の流れに入るのは暴虎馮河の擧である事も知つて居る、けれども流れを渡らねば待ちに待つた縣城へ着く事が出來ぬ、馬夫も氣の毒である、馬も憐れである、さりとて日は刻一刻と暮れつゝある、夜に入ればとても渡る事が出來ない、人は暴擧と笑ふだらう、

狂ともそしるだらう、けれども夫は青年の意氣で熱い血汐の漲つて居る間は時に常識を失ふものだ、日は暮れてしまつた、水の音は怒濤の樣に響いてゐる、哀れな馬夫を叱咤して、一行悉く裸體になつて濁つた流れに身を入れたが馬夫は只恐れて泣くのみである、かくても渡らねばならぬ、顏色さへ土の樣になつた馬夫の手を取つて急流れに入らんとした時、二人の馬夫は砂の上に打ち伏して涙ながらに西に向つて九拜し安全を神に祈つた、向ふ側の岸には兵士は手に汗を握つて見てゐるのだらふ人影らしいものが朧に見えてゐる、狂ひに狂ひ、荒れに荒れたる新開河の流は凄まじき響して潮の寄する如く流れてゐる、日は最早暮れ果てゝ對岸の人影さへ定かに見えぬ、我々の一行は勇を鼓して流れに入つたものゝ激流は思つたより遙かに強い力で流れてゐる、如何に勇氣ありとも如何に遊泳に能を得たりとも兎ても渡ることは出來ない、進まんと欲しても前へは一歩も行く事は出來ず、さりとて立ちとまれば、押し流さるゝ計りである、斯くては如何とも爲難く遂に遺憾ながら引返す事にしたが、後へも退く事が出來ぬ、兎角する中に四五町も流されてしまつた、最早運を天に任すの外はない、一行互に手を取り合せ、後へ返すも流れ、前へ進むも流れる、寧ろ進むに如かずと互に聲かけ勵ましつゝ、流れに任せて漂ふ內、幸にも一つの淺瀨に流れ着いた、今にして思へば全く神の助けの外はない、斯くして吾々の一行は無事新開河を渡り其の夜九時過彰武縣城內の一馬店に着いたのである、宿につくや否や二人の馬夫は我々の前に平れ伏して一念に拜んでゐた、翌日其の理由を聞いた時、彼は日本大人の爲め命を救つてもらつたからであると云つた、

彰武縣滯在

七月三十一日晴　起床したのは八時半、美しい空には日の光が靜かに照して居る、高粱の葉には白露の玉が如何にも重さうに見えて居る、九時から知縣訪問に出かけて、知縣の名は趙と云ひ今年五十一歲で浙江省の人である、一見醫師のやうな如何にも愛嬌のある人であつた、其言葉は南方語を其まゝ用ふるので我々には薩張り分らぬ我々の言葉も亦彼等には解らなかつたらしい、お互に言葉を解せずして時に大笑する何と滑稽の事ではあるまいか、さりとてこれては談の要領を得ないので T 君をして筆談せしむる事とした、そして初めて双方の意思相通ずるを得たのであつた、終りに我々の一行は賓圖王府を經て鄭家屯へ行きたいと云ふ意味の事を談じた時彼は賓圖王府に至るの道は、高粱已に長じて馬賊の出沒甚しきのみならず道險にして車通せず且つや王府の民は暗愚にして義を知らず、利を見れば即ち刃に血を濺いでも之を得んとするの風あれば君等の其の地に入る實に薪を負ふて火に入る如きである、宜しく一考して康平縣より鄭家屯に至るべしと云ふ意味の返事をした、僕等の方にても亦これに答へた、

弟等青年の身を以て閣下の意に背き、閣下の誠に服せずして賓圖王府に至るは禮に於て忍ぶ能はざるものあるも、之

れ實に弟等多年の宿望にして殊に蒙古王よりは紹介狀さへ得たる事なれば決して土人の爲め害せらるゝ事なかるべし、よし害せらるゝとも其は弟等の運命にして天に恨みず地に恨むなし、殊に困難と戰ひ缺乏に耐ゆるは固より弟等の痛快となす所、閣下願はくば弟等の意を諒とせよ、道若し險なれば徒歩するも尙可なり、とやつた知縣の返事は次の樣であつた、

君等害せらるゝも尙恐れずと云ふ、然りと雖も、君等の危險の地に入るを知りて尙之れを傍觀するは弟の忍ばざる處、のみならず抑も亦弟の實を盡さゞるもの也、と、談の要領は以上の樣であつた、て我々の方にても强いてもと云ふ事は出來ないので止むを得ず歸つてしまつた、勿論談は如何とも決しないのである、

夕方西方の田舍道を步むだ、月はないが美しい星は游子の心を千々に碎くのである、何處とも知れず時々犬の遠吠が聞えて來る、

彰武縣滯在

八月一日　調査に出た、

彰武縣は古の養息牧（ヤンシームー）て所謂御料牧場の地である、新開の地なので町幅は廣いけれども人家は極めて稀薄である、大きい通りが十字形に交はつて其の他に二三の衙衙があるに過ぎぬ、其の大道の交叉點に立てば東西南北の四門が明かに見える、頗る簡單な町である、新開地は概して風紀の惡いものであるが、此の地は其の樣な風は少しも見えぬ、滿鐵に近い故か餘程開けた町である、米もあれば卷煙草もある殊にパインアップルの樣な洒落たのもあつた、此の地に巡査を養成する目的に立てられた隨營學堂と云ふのがある、生徒は八十人內外との事である、自分等の所へ數度使を遣はして是非見物に來て呉れと云ふので十二時頃から出かけた、彼等は門前に整列して自分等を待つて居た、揚と云ふ敎習に導かれて講堂から食堂迄殘らず見物し、最後に練兵場で彼等の器械體操を見せられた、支那人としては割合元氣があつた、

夕方昨日の行き懸りの談を決めるため衙門へ行つたが、昨日と同樣に知縣は康平縣へ行けと云ふ、自分等は實圖王府へ行くと云ふ、談が又定まらずに夜に入つた、

自分ながら馬鹿らしい交涉だと思つた、

彰武縣城の一隅に一つの大きな廟がある、其の廟の中に、湖北流民が八十何人住んて居る、彼等は雨に打たれ、風と戰い此の地迄來たものゝ糊口の道だに得るを得ずして、日夜野に出てゝは夏草を摘み來りては食つてゐる、されば死人も一日二三人もあると云ふ、悲慘とも何とも云へぬ哀れなものだ、

八月二日　雷雨、衙門との交涉が決定しなかつたので今日出發の豫定は破れてしまつた、そして一日餘分に滯在する事となつた

朝から天氣がさつぱりしないので別に外に出たくもない、さりとて明日は愈出發せねばならぬので、又衙門へ行つた、長時間の議論の結果、勝利は遂に我等に歸して愈々實圖王

府に入ることにしたが、さて荷物を運搬する、馬も馬車も何もない、仕方がないので、自分等で探し出す決心で市中を尋ね廻つたが不幸にして一車も見出す事が出來なかつた、丁度其の時に巡警總局の總辦葉氏が知縣の命を受けて我々の寓に來り意を盡し情を盡して、王府行きを止め是非康平縣の方へ行つて呉れと云ふて、情に迫まられ止むを得ず康平縣に入ることにした、

夕方何時になく恐ろしく雷鳴がして大雨が、盆を傾ける樣に降つた、而かもそれも長くは降らなかつた、此の日吾々の懇意にして居た米屋の主人が來て道光帝が書いたと云ふ大きな軸物を見せて呉れた實物か否かは知らぬが兎に角立派なものには相違あるまい、

愈明日出發と云ふので萬事準備を整へて床に就かんとした時、此の店の使用人の年の二十四五の男が我々の所へ來て「自分は錦州のものであるが旅費がないために故郷へ歸る事が出來ない、て止むを得ず此の地で此の家に使はれて居るが實を云へば只食はして貰ふ丈の事で一文の賃錢も得て居ないので何年經つても懐しい故山へ歸る望みもつかず日夜我身の不運に泣いて居るばかりである、若し御同情下さるなら何卒大人等の飯焚きとしても一所に連れて行つて呉れ」と云ふ事情を聞けば同情もされる、氣の毒にも有るけれども我々としても旅の身であるに前途も遼遠なので彼れの望みを滿たす事も出來ず、種々勵まして置いて寢てしまつた、

彰武縣發

八月三日　晴、朝六時に宿を出た、昨日の雨空が拭つたやうに晴れて雨後の涼しい風は靜かに頬を撫る、氣持のよい朝である、車は一輛雇つて荷物だけ積み込み我々は徒歩する事としたが、雨後の事で路は泥濘脛を沒する有樣である、靴抔穿つて呑氣に歩ける所ではない、早速跣足になつてズボンを捲き上げ一見田舍百姓の風をして歩んだ、中にはズボンは全然除いてしまつた人もあつた、之れを錦齊班の鷄行軍と稱す、町を出る迄は左程にも思つて居なかつた雨後の道路は、來て見れば意外にも何處が道か、何處が河か、見別ける事が出來ぬ程の大汜濫で、僅かに粟と高粱のみが青く水に浮んで居る、此の間を溝を避け道を探して進むのであるから時には力ない後戻りせねばならぬこともある、時には深い小川に落ち込むこともある、

此の邊一帶の地は曠漠たる平原で所々に低い小山が横はつて居るに過ぎぬ、蒙古高原を越え來つた眼には又一種の趣味を感じられた、斯くして其の日の十一時頃、二道河の支流に出たが降雨の印は爭はれぬもので玆にも濁つた水が渦巻いて流れて居る、川幅は常には二三間しか無いが此の日は一町餘りも廣がつてゐた、迚も渡る事が出來ないので護衞に來た兵士も馬夫も是非共引返して何處か近邊の馬店で水の減ずるのを待つ事にした方が安全であらうと奬める、無理に彼等の言ふ事に反對し裸體になつて其の支流を渡つたが、二清里も行くと又二道河の本流に出た、河幅は廣く

ないが深さは一丈餘にも及ぶ黃金色した水は一瀉千里の勢で流れて居る、橋さへあれば何でもないが、支那人の癖として橋梁の設けがないので渡る事が出來ぬ、止むを得ず蘇家店と云ふ所に馬車を入れて水の減ずるまで待つ事にした、時は已に零時に近かつた而かも彰武縣を出て十五淸里しか來て居ない、如何に道が惡かつたかゞ想像せられる、蘇家店は人家四軒位の田舍である、二時過ぎ又蘇家店を出て車を急がせた、河の岸に出て見ると水は少しは減つた樣だが、まだ仲々渡れそうもない、車は河に沿ふて下流に下流にと進むが矢張り渡る事は出來ぬ、漸くにして一つの渡し場に出た、水は胸に沒する位である、荷物は支那苦力を雇つて一々對岸に運ばせ自分等は裸體になつて渡つた最後に馬車を水に入れたが渦卷く水は用捨も無く馬車を倒して押し流さんとした、危機一髮數多き苦力は水煙々飛して河中に入つた、かくて纔かに岸に引き上げるを得た

夫れから十淸里進むで五時浩力保と云ふ地に着いた、而かしまだ二十五淸里行かねば宿がないと云ふ、天はまだ早し、さりとて二十五淸里は餘り遠すぎるので一同相談したが考へて見れば今朝から二十五淸里しか來て居ないので此の位づゝ行けば何時康平縣に着けるかも知れぬと思つたので勇を鼓して更に二十五淸里行く事にした、

道は午前中よりは數等よいが然かし山道なので跛足には都合が惡い、けれども止むを得ないので痩我慢して走る樣に步むだ、そして七時半頃漸く一つの部落に着いた此處は四面山に圍まれた田舍部落であつた、

勿論空には美しい星が輝いて、凉しい夜風は此處にも吹いて居るまだ夏ながら蟲の聲さへ微かに聞こえて來る、

小陸に向ふ

八月四日、晴　睡むい眼を摩り乍ら起きた、他のものは未だ寢てゐる

餘り早くはないが、而し自分一人起きた處て仕方がないので、又寢てしまつた、今日經過した地は大體に於て四圍の形勢は昨と變らない、けれども、幾分か小丘が多いので、道路は勿論平坦とは云へない、而し人家が割合に多いので耕地も多いし、時々陸稻らしいものが、植えられてあるのを見受けた

三十淸里あるいて十一時頃安達屯と云ふ所に着いた、此の地にて朝食をすまし、又三十五淸里步んだ、そしてタオ小陵と云ふ地に着いた、此の邊一帶の地は一面の小山である、高粱や粟は繁りに茂つて粟の如きは已に黃金の波を漂はして居る、

康平縣着

八月五日、小陵發　六時に出發した、昨日は餘り疲れたので一同は生卵を三ヶづゝ食つた馴るれば徒步も左程苦しくもない、今日は餘り疲れることも無く朝の內に二十五淸里步むて方家屯と云ふ所に着いた、此間は坦々たる平野で粟や胡麻が盛に植えつけられて時には牧場さへも見受けた、法庫門へは此所から六十淸里で戰爭當時日本軍人も度々此

處に來たとの事で變な日本語をはなして得意がる百姓共が吾々を見て、何か見せ物かの樣に雲集して來た、此處に一つの耶蘇の敎會がある、英國人經營にかゝるので英人の牧師が法庫門から度々說敎に來るとの事である、方家屯を出てから右手に大きな池が見えてゐたが名を聞きもらした、それから五淸里位北方に陶臺屯と云ふ小さい村がある、此所に村に似合はぬ立派な喇嘛廟がある、陶臺屯の小さい土地に似ず、好く人に知られて居るのは要するに此の廟があるからである、

此の廟の中に篠崎と云ふ日本人が居る、喇嘛僧の裝をして蒙古語の研究に餘念が無いとの事であつた、國を去つて遠く異境の地に學び研學の爲め幾多の困難と戰つて平然たるに至つては只々感佩の外はないのである、陶臺屯は小さい山の麓にある、山を越ゆると廣い夏野に出る、やがて又一つの小山がある、其の山に登ると康平縣城が脚下に見える、康平縣は陶臺屯から二十淸里と稱して居た、

康平縣城は廣い野の中に建てられた新開の町で、前方は一面に沼地である、丁度我々一行の到着した時には、太陽は已に斜に所謂殘んの光を地上に投げて一種の美はしさを感じた、かくて當地第一の福生店に宿つた

康平縣滯在

八月六日、　小雨康平街北に小高い丘がある、之れに大きな楡の老木が幾百年の歷史をかたるかの樣に朝霧の中に聳えてゐる、そして其の下に「第七師團戰死者之碑」と云ふのが建てられてあるのを見た之れは此地から六十淸里北方遼陽窩棚の戰に皇國の爲め血を流した我が忠勇なる將士の靈を祠つたものである、

旅に出て一月餘、雨に打たれ飢と戰つて漸く此處迄來て雄々しき日の本の勇士の靈碑を見ては、流石に無限の感慨に打たれざるを得なかつた、況して吾等一行が其の碑を見た時は、細雨煙の如く降つて、物哀な日であつた、香を焚き草を除いて、彼等の靈を吊ふた時は、一種の寂しさは覺えず熱い涙を兩眼に溢れしめた、碑の隣りに更に一つの小さい碑がある、碑面には大きい文字で冤塚の二字が刻まれて其の下に長い文字を刻してある、趣味ある文章だから全部を下に揭げたい

冤塚碑誌銘　　知康平縣事靑陽陳嘉言撰

己酉初秋余奉檄爲康平長中秋前觀納稼於署之西北隅遙望碑石甃立土壙四圍移步往視乃日本戰時死士塚距壙北數武有小塚偶然正徘徊間適有二三文老自田間來余即問小塚故父老示言而先歎曰此塚大冤光緒三十一年日俄交戰四月某日日軍阻獲關內過客數車約百數十人強指爲俄探送般縣官、不收亦不辨問廳日軍堀土坑而活埋之噫余聞此言不禁代塚中人呼冤數々矣旋置後伏案凝思聚冤魂於地下留杯土於傍里居不知姓氏不知余忍湮沒而彰、乃損薄俸命工人加土復築隆然然成馬鬃形鹿異日型方者觸日驚心不致年遠遺失也固立碑爲記名曰冤塚其銘曰

荒塚一杯兮埋骨實繁有冤莫白兮　宿草長存樹立豐碑
兮妥尊魂々

宣統元年十二月　　日立涇縣王璋書

此の文章を讀んだものは誰でも一種の感じに打たれるのだらう、而かも其の文章が知縣の作に至つては更に妙である、此の石碑の文章が少くとも此の地方に於て日清兩國の平和を害する事は爭はれぬ事實であると思ふ、

康平縣より遼陽窩棚に向ふ

八月九日　「住めば都」と云ふ語は古來よく行はれる、四面茫々として何見るものなき平々凡々の康平縣、壁は落ち窓は破れて寢ながら月を見る汚はしき旅宿も、今去りなんずる身には流石に名殘の惜まれる、況して香を燒き花を手向けて、熱い涙を濺いだ、あの勇士の墳墓に何と云つて別れを告げやう

我等去れば彼等の靈の逍遙ふ幾坪の地は、問ふ人もなく夏草の茂れるがまゝに埋れ、續らす土塀は詣づる人もなければ、日に破れ月に頽れて蔓の草空しく鎖す所となるだろう、さるにても勇士の靈よ！吾等旅の身にしあれば！

さらば！

熱い涙は覺へず頰を流れた、

康平縣を出た車は六人の靑年を載せて西北に向ひ暫く一直線に走つた露を含だ高粱の葉や榊の枝は朝日の光を浴びて美しく光つて居る、際しなき草野を渡つて吹いて來る、風はまだ夏ながら身にしみ〴〵と寒く感じられる、そして此美しき光を受けて凉しい風の吹く曠漠たる平原の所々に豚や牛の群の靜かに動いてゐる樣など、全く大なる活畫としか見えない、此の活畫の中を我々の車は悠々として進む、進んでも進でも同じく曠漠たる平原である、依然たる活畫である、時には夏草の茂つた砂丘が大海の波の樣に横はつて居る、そして其の波の上に登る毎に夏草の野は脚下に横はる、眼界は更に大となる、蒙古土人の村落でもあらう、小さい木立が所々に散在して居る其の村落の近くに高粱や粟の畑が見えてゐる、

かくして我々の乘れる大車は東部蒙古の曠野に二條の深き溝を刻んで、此の日の正午新發店に着いた、此處は康平縣を去る北方四十清里の田舍馬店である、

朝食と晝食とは近頃何時もの樣に一所にしてゐる、今食つたのは即ち其れてある、午後も又曠漠たる平原旅行であつた、

際しなき曠野は夏草の茂れるがまゝに捨てられて、四季折々に咲く花のみ通ふ人さへなき荒野を飾るのだ、

「主だになき此の荒野を眼の屆く限り自分の手に入れ、其れに美しい王府を建てゝ數十百萬の羊を養ふ平和の民を撫育したいものだ、」とは幾度となく自分等の頭の中を往復した空想であつた

空想は際しのないものである、際しなき曠野に際しなき空想に耽るうち日は刻一刻と移り、車は輪一輪と廻つて、午後五時四十分遼陽窩棚に着いた、康平縣城の思出多い墓碑の主は此の地の南五清里の草を染めた勇士であるあゝ戰終つて玆に六年、昔の古戰場は、今草茫々の小山となり其の傍の一面の地は高粱に覆はれ、當時の面影は見る影もなく

變り果てゝゐる戰爭當時此の地は露兵の駐在して居たので、土人は自然露西亞最負てある、

此の地を根據とせる有名なる馬賊の首魁某も、年々露西亞の黃白を得て活動して居るとの事てある、此の地は四五軒の雜貨店あるのみて他には何もない、殊に日本人と見ては蛇蝎の樣に嫌つて居るのて寸分の油斷さへ出來ない、

茲にも黑龍行の湖北移住民が四五十人も居た、

飢に泣く子や、疲れに惱む妻女の痩せ衰へた青い顏が今尙ほ眼に殘つてゐる、哀れな人々てあつた、町端れに可なり大きな池がある、其故か大きな藪蚊が無數に飛んてゐる、室內も室外も其の羽音が喧しい、寢ても起きても居られないので近郊を散步した、何時もながら蒙古の風は凉しい、

弦月は斜に西の空に懸つてゐる、小さい岡が淡墨色に黑ずんで池の面には月の光が投げられて居る、

天津

混亂の天津支那街（三月四日發）

數日來飛電頻に北より來りて北京の擾亂を報し尙其暴徒の一部は天津を衝くべしと噂されしが果然事實となりて一昨夜突として大掠奪は起れり、汽車によりて來りし暴徒は第三鎭兵の一部にして或は三百と云ひ五百と云ひ其數を詳にせす

暴徒は午後九時頃より支那市街北方の新停車場附近より掠奪を始め大道を南下し尙當地駐在中の第四鎭淮軍、親衞軍巡防隊等の兵及北段巡警等加はりて破竹の勢を以て河北大胡同の商店櫛比せる地を侵し三々伍々數隊に分れて河北大街、宮北大街、估衣街、竹竿巷、針市街及北門內　等大廈高樓豪商富家の所在各街を家並に發砲威嚇し門戶を破壞して闖入し掠奪を逞し剩へ掠奪終るや直に放火し滿市街是火煙焰天に漲り豆を煎る如き銃聲と共に悽慘の狀を極め全

市全く無秩序大混亂に陷り租界を指して避難するもの其數を知らず

我領事館警察署及駐屯軍は急報に接するや直に非常召集を行ひ租界警備と邦人の保護に着手し何れも徹夜を以て及ぶ限りの力を盡し支那街にありし三十餘名の邦人は無事租界内に引上げたり邦人被害大なるものは大胡同の東亞公司にて逸早く掠奪の上家屋は燒失せられ估衣街正金銀行支那町分店は一時暴徒の闖入に遇ひしが金庫を破壞するに至らず、後金員帳簿は我軍隊の保護により英租界正金銀行に運はれたり

大掠奪の暴動起りし二日夜より三日に亘り支那街より我租界延ひては佛英獨の各租界へ避難者の往來避難家財の運搬絶間なく然して彼等は總て日本國旗を掲揚し居れば支那街全部旭日旗に滿ち彼等の内心日本に據る事の深きを思はしめたり

昨夜も前夜より一層甚だしき掠奪行はる可しとて人心洶々たりき支那官憲にては施すべき策無く周章張總督は巡警道衙門に於て司道以下天津の自治機關商界學界各團體の紳士を集め處置の方法を議せしも外國軍隊の力を借るに非ざれば如何ともす可らざる爲に之を主席領事たる我小幡領事に交渉し來りたるを以て領事團會議は直に開かれたるが、其決答を待たず自治機關巡警公所等は外國軍隊と巡警にて地方を防備し夜間八時より外出す可らず外出するものは銃殺すとの告示を發せり

昨日午後三時巡警道は匪徒威嚇鎭壓の第一手段として二日夜南段巡警局にて逮捕せる掠奪軍民の内十七名を往來交通の衝たる東門外の馬路(大道)に於て斬に處するの命を下し同三時三十分同大道にて約一間を距れて路坐せしめ上衣を脫せしめ後手に縛したるまゝ馬隊及歩隊の巡警多數周圍を取卷き發砲しながら警戒を加へつゝ斬首し遺骸を其儘路上に併べて一般公衆に見せしめたり然し此斬殺せられたるものが果して犯人なるや否やは頗る疑問に屬す前記の如く主として掠奪をなせるは軍隊是に從ふて巡警が犯罪者にして固より殺されたる彼等の中に或は機乘す可しとなし貧民が是に加はり掠奪したりしも有る可きも或は全然無辜の民も有るべく兎に角支那固有の例の姑息手段を弄するは實に苦々しき極にて中華民國となりたりとて内實尙何等異る處を見ず此際適當の處置を取るに非らざれば寧ろ中華民國は民望をつなぐ能はざるべし

閑話休題前記の如く夜八時より一切外出する勿れ若し外出するものは身體檢査をなし擧動不審なるものは直に銃殺す可しとの布告を支那街到る處に貼附したりしかば日暮と共にさしも雜踏せる市中通行の人影を見ず寂たること前夜の正反對にして却て物凄さを感ず

尙各地の情報によれば各所より天津掠奪に來る可しとの說傳はり日佛租界は富有の支那人多く貴重品を持運て避難せる故彼等は租界を目蒐けて來襲す可しとの說傳はり各領事館軍隊に於ては前夜に增したる大警戒を爲したり

暴動勃發以來總領事館側にては一睡の暇なく日夜寢食を忘れ租界警備の任に當り又消防隊は喞筒も準備せり駐屯軍に

ては歩兵隊機關銃隊出動し隊長は部下を指揮し終夜嚴重なる防備をなせり現に二方面には機關銃を備へ其他の方面には鐵條網を張りて匪徒の闖入を防ぎたり

午後六時より歩兵隊は武裝して各要所を固め機關銃隊は機關銃四門を要所に据へ暴徒撃退の準備怠りなく夜に入りて支那町より來る者の交通を制止したり昨夜の如き租界内殆んど火の消えたる如き寂莫の感ありき

今日は午後四時北門外に於て匪徒十二人を斬殺せしが租界より刑場まて里餘の地は人の山を築き大混雑をなせり

尚ほ不安なりとて滿洲より日本軍隊約一大隊來津又水雷艇も今明日來津とのこと

商業上に及ぼせる影響

支那人の言によれば此次の暴動掠奪事變は三十三年團匪事件以上の損害を蒙り市内各目抜きの場所を烏有に歸せしめ然らざる所も全市街を通じて洗ふが如く掠奪せられ見る目も當てられざる有様なり此報に接したる外客（田舍客）は恐怖して暫らく出津もせざる可く商取引は此所一二ヶ月間は見込なかる可し

目下天津商賈の生命たる春季解氷時期の事とて荷物も既に積出されたるもの積出さる可き商品も多々ある可ければ此事件の爲迷惑を蒙る方面も少からざる可く想像せらる只幸なる事には數ヶ月來革命黨騒きの爲多くは現金制度行はれつゝありたることと舊新年早々の事とて未た賣掛金の滯は少なかる可しと傳えらる

此次の損害は過ぎし團匪事件より甚たしきは勿論なれども團匪事件は對外の事件今度は暴徒事件なれば例え損害は大なりと雖も恢復は速かなるべし

上海

◎爲替（自二月二十三日至三月九日）

二十六片四分の三を以て舊年を終りし銀塊は十六分の五上りにて二十三日は二十七片十六分の一にて舊本年の幕を開きしも二十六日には印度の賣出に依り二十六片十六分の十五を下りしが二十九日には支那市場の現銀の需要に依り再び二十七片八分の一迄上りしが五日以來北清の兵變其他反動賣りの爲め再び二十七片臺を破るに至れり

對英對日共に爲替率は多大の變化なきも各外國銀行が一は借欵の爲め一は金融逼迫の爲め現銀吸收策をとりし結果直物は常に電送率よりも八分の一乃至四分の一方格安に取引されつゝあるも先物は銀塊の前途頗る不安定なる爲め電送率よりも一月毎に四分の一乃至二分の一高にて取引されつゝあり

墨銀相場は舊正月前よりかけて益々下落し昨今殆ど平常に復せり、銅元相場も其後殆ど大差なし

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
二月廿三日	二七、一六分ノ一	二七、二分ノ一	七六、一	一七〇	三七三
二十四日	二七、	二七、二分ノ一	七五、四	一七〇	三六九
二十六日	二六、一六分ノ一五	二七、二分ノ一	七四、一五	一七〇	三六九
二十七日	二六、一六分ノ一五	二七、二分ノ一	七四、七〇	一七〇	三六九、五
二十八日	二六、一六分ノ一五	二七、二分ノ一	七四、九〇	一七〇	三六九、五
二十九日	二七、八分ノ一	二八、	七四、九	一七〇	三六四、五
三月一日	二七	二八、	七四、六五	一七〇	三六八、
二日	二七、一六分ノ一	二八、	七四、七五	一七〇	三六八、
四日	二七、八分ノ一	二八、一六分ノ一	七四、七五	一七〇	三六七、五
五日	二七、	二八、	七五、	一七〇	三六六、五
六日	二六、一六分ノ三	二七、一六分ノ一	七五、一五	一七〇	三六四、
七日	二六、八分ノ七	二七、二分ノ一	七五、一五	一七〇	三六〇、五
八日	二六、八分ノ七	二七、二分ノ一	七四、九五	一七〇	三七一、
九日	二六、一六分ノ一三	二七、一六分ノ一五	七四、九五	一七〇	三七一、五

◎金融（自二月二十三日至三月八日）

多大の希望を以て迎へられし新春の金融市場も依然として何等回復の兆候あるを見ず前報に誌せし舊正月後に開業すべき支那錢莊中事實上未だ開業の運びに至らざるもの十中の二三に止らざるを以て支那商人間の金融は舊正月前に比し更に逼迫せるもの丶如く有力なる商人は外國銀行と取引を希望しつ丶あるも支那商人の信用程度を知ること困難なる爲め外國銀行にては餘りに歡迎せず唯併し一般支那人より外國銀行への預金は漸次增加しつ丶あるが如し外國銀行より支那錢莊への貸出しは依然として杜絕され殘存せる貸出高二百四十餘萬兩は何れも回收困難なるものゝみなり露淸銀行借欵は遂に不成立に終りしも新に日露を加へし四國借欵は六日に百萬兩を貸付尙今月中に七百萬兩を貸付くる筈にて其後引續き六ヶ月間毎月百萬磅宛の借欵に目下進捗中なりと云ふ夫れかあらぬか當地の各外國銀行近來頻りに現銀の吸收に勉めつゝあり爲に一時千八百萬兩に下りし現銀在高は二千萬兩以上に達し銀塊は六百萬兩に上り之に加ふるに最近二週間內に北淸に輸送せる現銀も決して僅少に非ず

各省地方借欵も徒に噂のみ大にして實際成立せるものは殆なく地方の錢莊は金融の杜絕に遇ひて倒閉者相亞ぎ上海附近にては蘇州鎭江の各錢莊は尤も苦境に陷れるが如し

月日	外國銀行現銀貯藏高	外國銀行貸出	錢莊折票利率
	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	
二月廿三日	一九、六一〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	二三、五七五、〇〇〇		貸出杜絕相場立たず
二十四日	一九、五五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、二三三、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
二十六日	一九、五五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、二三三、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
二十七日	一九、五五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、二三三、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
二十八日	一九、六〇〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、二三三、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
二十九日	一九、六八〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、二八七、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
三月一日	一九、六五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、三一七、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
二日	一九、九五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	四、三一七、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
四日	二〇、〇五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
五日	二〇、一五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
六日	二〇、二五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
七日	二〇、三五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		
八日	二〇、四五〇、〇〇〇	八、三八〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	二三、五三三、〇〇〇		

◉製茶市況

四十四年度の取引季も愈々本月を以て終了する筈なるが當季の取引に關し去二十七日付けにて當地天祥洋行にて發表せし報告を抄錄せんか、

紅茶　本年度の收穫は昨年度に比し約一萬餘箱の增收にんて略左記の如し

收穫季	四十四年度	四十三年度
第一回	六一二、〇〇〇	六一九、〇〇〇
第二回	一六八、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
第三回	九〇、〇〇〇	一二、〇〇〇
合・計	八七〇、〇〇〇	七六一、〇〇〇

一般に今年度紅茶取引は祁門茶の取扱に於て多少の利益を擧げ得たりしも寧州及漢口茶は並等の外は大抵損失に終れり蓋し並等品は昨年九月錫蘭茶の昂騰を利用せしに依る

其本日迄の海外輸出高左の如し

輸出先	四十四年度	四十三年度
アメリカ	九、五四八、五三二	七、〇〇八、八九〇
英吉利	一三、三五四、三一一	一〇、八五三、九一八
歐大陸（但しロシアを除く）	四、六九五、二三三	三、二三九、二〇一
アフリカ	一、三五九、一六三	――
オデッサ	四、六七七、二七一	五、〇〇〇、〇〇〇
聖彼得堡	五〇六、七二八	――
浦鹽ニコライエスク	一三、二四七、三八一	一三、一〇〇、〇〇〇
	九、四四〇、五七五	五、九九〇、〇〇〇
バッーム	八六五、六〇四	六〇〇、〇〇〇
ボンベー	一六五、四六六	五〇〇、〇〇
ボートセッド	九五、八四七	――
アウストリヤ	四〇〇、〇〇〇	――
天津（蒙古經由）	一、二〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇

本年度の輸出は合計五千八百萬磅以上にして之を昨年度に比すれば約九百萬磅の增加なり

綠茶、綠茶中 Pingsuey は昨年五月北米合衆國政府に於て着色茶の輸入を禁ぜしを以て多大の打擊を被るべしと豫想されしも事實は之に反し出荷の多少の減退を見たりし外全年度を通じて比較的有利に取引されたり目下上海の有荷は約二萬箱なり

Country Tea Chop は昨年度は五百七十六種の多種類に上りしも本年度は僅に三百十七種に止り其在荷額も亦二分の一以下に減少せり此著しき減少は主として製造法を變じて比較的有利なりと豫想されし Hyson を製造せしに依る

Hyson は前年に比し非常の增加なるが前半季は頗る有利に賣行きしも後半季殊に季末に至りて暴落せし爲め豫期の好成績を擧げ得ざりしも大體に於て好結果を得殊に天海地方の產品は尤も好成績なりき左に本年の着荷高及手合出來商を示さん

種類	着荷高	手合出來高	在荷高
Congous	八三、九三三	八二、九二四	一、〇一九
Pingsueys	一三二、一六七	一一二、五六二	一九、六〇五
Country tea	一八〇、九二八	一八〇、九二八	――

Hysons　二五五、七五四　二五三、六一二　二、一四二

左に參考の爲に昨年度の着荷高及手合手出來高示さん

種類	着荷高	手合出來高
Congous	四八、一六二	四八、一六二
Pingsueys	一七一、二八四	一七一、二八四
Country tea	一八二、一五一	一八二、一五一
Hysons	一八〇、五三六	一八〇、五三六

更に本年度の輸出高左の如し

輸出先	四十四年度	四十三年度
アメリカ	七、五六五、四六六	一五、一三九　二六六
英吉州	一、四一三、〇六七	二、〇九三、〇六七
歐大陸	七、一八七、四八八	四、〇〇六、九三三
アフリカ	四八〇、四〇一	――
バツーム	一四、八〇〇、〇〇〇	――
ノボロシスク	四、〇七七、四六六	――
ボムベー	二、四三六、二六八	――
カラチ	二、四六七	――
ポートセッド	二二八、二六九	――

以上

◉棉花市況

事變發生後低落に低落を重ね昨年十月通州上物三十兩臺より十一月始めには二十二三兩迄下りし棉花市況は南北講和の成立と產地在荷の減少と相俟て二三兩方引戻し昨今の相場は左の如し

通州上棉	每擔	二十六兩
上海	同	二十五兩五錢
雜牌	同	二十五兩
九江	同	二十五兩

通州上海共に原產地在荷は殆三分の一以內に減ぜしと數年來棉作業者に與へし敎訓は只何となく持耐へる程有利なるやの觀念を與へたると更に兩三年來の棉花高は自然農夫を裕福ならしめ賣急ぐ必要なきに至らしめたる等の種々の原因より農民は一般に賣惜しみつゝあると一方には上海各紡績は事變も稍終局に近付き市況漸次回復し長江一帶は未た其兆候顯著ならざるも北淸地方の如き比較的戰爭の爲めに直接打擊を被ること少かりし地方よりは注文は續々到着しつゝあるを以て一二紡績會社を除くの外の各大紡績は何れも晝夜兼行の姿にて頗る多忙を極めつゝありて輸出は殆云ふに足らざるも地賣りは頗る好況なるを以て相場は今後益々騰貴を免れざるべし

輸出は元來の不況に加へて最近の爲替安の爲めに容々不味となり最近五週間の輸出高左の如し

仕向地	最近五週間輸出高	本年新棉季よりの累計	昨年同季との比較
アントワープ	四二二	四二二	一、八六四
ブレーメン	二、一六一	二、八四〇	七、四四七
ジエノア	一一六	五五三	二、三七七
ハンバーグ	二、一四五	八、七八六	四三、三六六
ハブール	―	一六六	二、六九四
ホンコン	一、一二七	一二、〇五八	五、六六九
日本	三九、三一九	一八三、二六七	九五〇、〇九八

リバープール						五四		二、五三六
倫敦						二六		一、三五七
ダンカーク						一六九		六八二
マルセーユ						四九六		一、二二九
トリエスト						一七七		七〇二
ヴェニス						—		—
支那各港	三、一八九					二九、二一五		三五、〇九二
其他	二、六〇三					一一、〇四七		四三、一一五
合計	五一、六〇四					二四九、二五八		一、〇九八、二二九

昨秋米棉安に乘じ買約せし上海紡績業者の米棉輸入は其後續々入荷あり買約總量五萬俵に對し未渡高二萬餘俵となれり米棉昨今の相場は二十七兩位なれば今後支那棉にして再び騰貴することあらば更に米棉の侵入を免れざるべし

上海水氣檢査所は其後着々好成績を擧げつゝありて本年は水分含量及種棉の分量に於て非常なる改良を來たし漸次支那棉の面目を一新しつゝあり

石油市況

從來當地石油市場は美孚洋行(Standard Oil Company)と亞細亞火油公司(Asiatic Petroleum Company)即ち日本のライジングサン社との二社に依て支配され來りしが曩にスタンダードトラストの解散と共にス社の買收に洩れたる米國の少石油會社は合同して別に一會社を起し當上海にも花旗東方公司(American Oriental Company)の名義の下に一支店を開くことゝなり目下夫々準備中にて遲くとも來月中には新油の輸入を見るに至るべしと云ふを以て今後暫くは一大競爭を免れざるべし

一昨年美孚と亞細亞との協定破れ東洋各地に一大石油戰の開始されて以來相場は引下げに亞ぐに引下げを以てし昨年中はス社の上松印最底一兩五錢迄下りしが昨冬より今春へかけて亞細亞石油が引續き入荷不足にてア社代理店にして尙ス社の石油を賣るの止むなき狀態となりしに一方ス社は持荷の多きに苦しみし位なりしを以て市場はス社の獨舞臺となり昨年中已に上松印二兩二錢迄引上げ本年に入りては三回に一錢五分引上げて目下の相場は左の如し

商標	卸相場	小賣相場
上松印一箱	二、三五兩	三、二〇
虎印　同	二、一五	二、九〇
鷲印　同	一、六〇	二、二〇

ス社の値上げと共にア社も値上げを斷行し其僧帽牌は一兩六錢十字牌は一兩四錢見當にて取引さる

今回の事變に依て兩社の蒙りし損害は漢口のタンク燒失のみにても莫大なるものあるは明かなるが其賣行高に於ては元來日用缺くべからざるものなる丈けに却て需要增加せし位なり唯金融機關の破壞に伴ふ現金取引の煩に依り多少の苦痛を嘗めつゝあるは事實なるも之等は一般取引の蒙りし影響にして獨り石油のみなりと云ふことを得ざるべし

石油の附帶事業たるパラフインワックスの賣行きは內亂の爲めに西洋蠟燭の製造業に一頓挫を來たせし結果各社共持荷の處分に窮し相場は三割方の下落にして當分回復の見込なかるべし

重慶

蜀軍々政府の張都督の出發

去二月十三日午前蜀軍々政府都督張培爵は其幕僚軍務部長方潮珍、總務所副長董維忻、行政部副部長龔秉樞、參謀林某及顧問朱之拱を隨行員とし護衛兵約二百二十人爆裂彈決死隊八十人を從へ資州に向て出發せり之れ同所に於て在成都の四川軍政府都督尹昌衡と會見し第一四川軍政府委員蜀軍々政府委員間に於て成案となりたる兩都督府の合併實施に關する協議（別項合併決議條件合同參照）第二援川滇軍の撤退之れ蜀軍政府と滇軍の間に前に協定を爲したるも（別項協訂條件あり）合江縣に於ける巡防兵と滇軍との衝突滇軍の自流井に於ける鹽稅の差押へ羅泉井の四川軍滇軍との小衝突等の交涉第三北伐軍の編成及辨理方法協議の爲なりと云ふ（第三は南京北京兩政府の協訂成立せは自然消滅するならん）去りながら其內情に至りては種々秘密の魂膽あるものゝ如し而して張の鄉里は成都重慶の街道即ち東大路上の隆昌縣なるを以て同地に於て越年し（所謂錦を着て鄉に歸るもの乎）資州に至るならんとのことなりしに永川縣に數日駐まりたるものゝ如し是れ永川より程遠からぬ大足縣に住する余蟄子の弟張桂山（土匪の親分にして部下約三千を率ゆと而して革命黨の四方に檄し豪傑の士を招ぎ土匪と雖とも投誠し殊に團隊をなすもの即ち衆を率ゆるものを歡迎するや之に應じたるの一人なりと革命政府は意外に人員の過多なりしを以て中途解散を命じたる程なりしと張桂山は前に富順縣に於て罪を以て捕はれ投獄されたるも子分に救はれ破獄逃亡しゝものなりと）の妨碍する所となり途中に彷徨し居るやの風聞あり果して然らば軍政府都督の威力なき驚くの外なしと雖とも支那人の常套として途中滇軍の情を探りつゝ遲々として進むが如く止るが如き狀態より推察すれば或は他に深意の存ずるものあるならん乎四日行程なる資州に十日間にして未だ達せずとの風說は何か理由あるならん

滇軍四川軍政府及其軍隊を認めざる乎他に野心ある乎

初め在重慶革命黨員は謠言と脅迫と輕業的芝居を以て淸官を驅逐し漸く革命を實施し蜀軍々政府を建設せるに成都に於ける總督趙爾豐の勢力未だ盛なりしを以て援を滇黔兩省の革命黨政府に請ふや滇軍は敘州附近に入り黔軍の一部は永寧方向より敘州方面に他は綦江縣を經て重慶に入る滇黔兩軍は淸官を驅逐すると同時に土匪（同志會）を鎭壓せり在成都の革命黨員は趙爾豐總督として兵權を掌握しあるを以て容易に手を下すを得ず漸く協議の上平穩の間に革命するを得たりと雖とも在重慶の蜀軍々政府及滇黔兩軍皆其態度の曖昧なるを疑へり十二月八日の亂後四川軍政府は純革命黨の手に任し川南軍政府は早く他へ合併したるも兩政府對

立は施政の統一を缺き不便尠なからざるを以て兩政府の合併決議をなしたり然るに種々の內情（假令は重慶は資金豐なるも成都には缺乏し重慶は早く革命したるも成都は遲れたるが如き又都督の位置に就ても彼是悶着ある等）ありて未だ容易に實行に至らず又匪徒は同志會の名目の下に各地を擾亂し滇黔兩軍は之れが鎭撫に任したれども其糧餉は何れも之を其地方に仰き敘州にある銀數十萬（或は七十萬兩と云ふ）も已に費消し蜀軍政府より十萬兩（條約に依るもの乎）を送附したりと云ふ而して蜀軍四川兩政府にては滇軍は四川省の富豐なる地方を占領せんとする野心あるものゝ如く猜疑心を生じ居るに際し合江縣の事件を惹起せり初め名を同志會に藉る匪徒（二萬と稱す）合江縣城を圍むや知縣某城門を閉鎖し堅守し援を瀘洲にある滇軍に請よや滇軍六百の兵を出して之を救ひ兩軍を和解し六千兩を饋として知縣より匪徒に與へて解散せしめ平和に任じたり然るに瀘洲にありたる巡防隊長兵を率ひ忽然合江に至り鹽庫の銀數萬兩を江邊に搬出し將に瀘洲に去んとする際滇軍との衝突起り巡防隊長及兵卒數名の死傷者を生じ該銀兩は更に滇軍に據り保管せられありと又四川軍政府の軍各地の匪徒を鎭定し羅泉井に至りたるに端なく滇軍と衝突し騷擾を惹起するに至れり四川軍は自己の境內にある人民を安撫し租稅を徵收するは自己の權利なりとし滇軍は己れの力にて鎭撫したる地方に入込擅に租稅を徵收するは己れの金庫を奪はんとする匪徒なり己れは蜀軍々政府の依頼にて來援するものなりとの意氣込にて四川軍政府及其軍隊を匪徒扱ひし居るにはあらざる乎近日聞く處に依れば滇軍は自流井の豪家王某へ數萬兩を賦課せりと

黔軍

援川軍として四川省に入り重慶附近に駐屯したるものは二月初旬貴洲境の綦江縣方面に去りしか他の一部約一千人は貴州より來れり其貴州人民よりの感謝旗と其「メタル」を胸間に懸け居り意氣揚々たり貴州より貴州に向ふには永寧よりするの順路なるにも係はらず去る十五日突然重慶に顯れ師範學堂及江浙會館に宿營今日に至るも退去の模樣なし何等か野心あるならんとの評判なり當地の軍政府に於て彼の要求にても拒絶したるにてもあらん乎二十日夜より日暮れ早々より市街の柵門（臨時建設のものにて從前夜半零時頃閉鎖したるもの）を鎖し警戒頗る嚴重なり而して飛語謠言屢々にして領事館初め我商店にても警戒怠りなきこと數夜なり滇軍が自流井等の富饒なる地方に據り去らざるを見て黔軍又之に倣んとするにはあらざる乎其將卒共に中々裕福にして店舖に就き數千兩の貴品を購よものあり其狀他に轉賣せんとするにあるものゝ如し又兵卒にして絹衣袴を着し居る者を見る其懷の温き以て知るべし如斯滇黔兩軍は四川省を寶庫となす而して四川省の或地方は兩軍厭くなきの誅求に應ずる能はざるべし然も現況にては四川の軍隊は到底滇黔の敵にあらざるの感あり何となれば訓練に於ても武器に於ても臨時新募の土匪兵に優ること萬々なればなり

蜀軍政府と雲南軍との條約

蜀軍政府は滇軍と協訂合同し蜀軍政府派全權委員總務長謝持、副長董鴻詩、援川滇軍全權特派使巡按副官周永錫、副使陳先沅、副官胡建勛は訂立合同の事を爲して曰く蜀軍政府は援川滇と舊曆十一月十六日即ち新曆正月四日に各派專員は草約を協訂し旋ち援川滇軍第一梯團長協都督謝の電覆に接し照行し以て案に在す査するに此合同は既に雙方の認可を經て應に即ち訂して正式の合同と爲し以て便ち彼此其條件を遵守すべし

開列すれば左の如し

一、蜀軍政府は成都の未だ反正せざるの先き民賊趙爾豐等同志會と血戰不解の日に駐防滿虜の兵力尙ほ盛んなるに當りて蜀軍政府は力めて民賊を誅殛し全川を恢復し同胞を水火より出すを圖り以て中華民國の統一を謀る是を以て滇軍政府に兵を派し川を援ひ協力して共に濟はんことを電請す今滇軍川に到り趙賊已に戮に就くと雖ども大局未だ穩ならず內亂未だ淸ならず互相借助す可き事頗る多し故に援川滇軍と條件を略定す

二、蜀軍政府は援川滇軍に請託し協力して大局を維持し民賊を驅除したり滇軍川に到るの兩梯團の餉項事件に關して蜀軍政府は擔任協助の責有り但だ運轉週からざるの時に當り滇軍の就地籌借各公欵より應給を得たれば日後統べて蜀軍政所より籌還すべし（附註、餉項は每月約五萬兩也）

三、滇軍は蜀軍政府を贊助して全川軍政府を調和統一するの責ありもし蜀軍政府が滇軍の贊助を請託する事項有らば須らく全力を謁し以て之に應すべし

四、援川滇軍の進行方向は概ね蜀軍政府の請託する所を以て參酌し之を行ふ但し方向酌定後其進行上の戰術計畫は滇軍の相機行動により一面には蜀軍政府に通告すべし

五、援川滇軍は政府の請託を受けたる後滇軍進行して過ぐる所の後路の其各種行政機關は蜀軍政府より自ら建設を行ふ但し滇軍密切關係を有する地及び糧草を運輸する各事については滇軍直接は該地方行政機關より務期に籌辦す滇軍の進行は毫も窒碍無し

六、援川滇軍の到る所の地は蜀軍政府の爲め秩序を維持するの責有り

七、全川大局の統一廓淸後は即ち本條約効力完結の日と爲す

八、本條約効力完結後、或は未だ完結せざるの前に蜀軍政府及援川滇軍が彼此もし他種の要求有らば別に協議を行ふことを得

九、本條約は簽字、蓋印の日を以て即ち實行の日となす

漢口

武昌城內の暗鬪

清朝廷と民國との協約成りて平和恢復せられ、世は一見平靜に歸したるが如くなれども其實全く之に反し現今武昌城內に於ける革命黨員相互の間に非常の暗鬪を生じ動もすれば第二次革命を起さんとする有樣なり而して此軋轢原因は勿論彼等の權力爭ひに在れども抑も之が直接の原因を爲せるものは官吏の公擧にあり、彼等は口に共和を唱ふ、王侯相對將亦何んぞ種あらんや、上は總統より下は小吏に至る迄て悉く公擧に依らんとす、彼等は以て最上等の策となし最公平の法となせり、然れども公擧程不公平のものはなく公擧程拙劣なる策はなし、支那人は元來官吏を尊ぶこと甚しく、而して官吏程利益を得る者はあらじ、然るに公擧されれば何人も官吏となり得ることゝなりたれば彼等の喜びや實に甚しく人々皆官吏たらんことを希ふ、而して官吏の數には限りありて、官吏たらんことを希ふ者の數には限り無し、限り有るの數を以て限り無きの望を滿たさんとす、結局官吏の公擧は其度毎に有數の滿足者と無數の不平家とを造る之をしも最上の策と云ふべきか、其官吏となりたるものは又自黨の者を引きて我が勢力を扶殖せんことを計り、種々の名稱の下に結社の組織せらるゝもの雨後の筍も啻ならず、其中主なるものは民國同胞會、青白社、民憲公會、共和速進會、共和急進會、中國同盟會並びに各種學校の同窓會なるもの其數幾何なるを知らず其言ふ所は皆同胞の團結を强固ならしめ共和の速進を期するにあれども其實皆私黨を作つて自己の權勢を張らんとするにありて各會互に相ひ敵視し、其軋轢日に甚だしきを加ふ、茲に於て畢血會なるもの起りて僅かに之が鎭撫策を講じつゝあり、畢血會は初めは無職業者を集めて之に職を授け並びに死者の死體の取片附け等を以て重なる事業となし居りしが更に進んで各種の不平者を收容して之が慰撫に從事せり斯くて私黨の軋轢を調和し危險分子をして少からしめんことを期せしが、其結果は全く豫期と相反し遂に不平黨の巢窟を作り出すの奇觀を呈するに至れり

黎都統の名望

彼の名聲は尙ほ赫々たるものあり然れども只所謂好人と云ふに過ぎずして何等の能力なく、何等の權力なし、其權力は悉く移つて部下にあり黎は只辭令に捺印するに止まる、現今湖北の實權を握れるものは左の七氏なり

軍務部正長　孫　武
軍務部副長　張振武
同　蔣翌武　（前の騎兵伍長）
參議長　蔡濟民　（前の特別陸軍小學堂出身にて現今畢血會々長を兼ぬ）

總監察處長　劉　公
右代理　鄧品三　（統　制）
各部總稽查部　蘇成章

初め都統府の實權は總監察處、各部總稽查部及び軍務部の三處に分れたりしが軍務部は軍隊の掣制權を有するを以て勢力は自然軍務部に集まり湖北の實權は遂に軍務部の掌握する處となれり、總監察處及び各部總稽查部は合して參議

院なるもの設立せられんとしつゝあり

第二革命

都統府の實權軍務部に移るや、軍務部は遂に羨望の中心となれり端なくも第二革命は之に向つて企圖せられつゝあり、彼等の敵視する所の者は即ち軍務部正長孫武、軍務部副長張振武及び同じく軍務長副長蔣翊武の三人なりとす、既に二月十六日を期して事を擧ぐる筈なりしが一日繰り上げて十五日の夜某所に會して謀議しつゝありし處へ黎都統親自ら赴きて只管鎭撫に強め辛ふじて一時の平靜を得たり本日午前彼等は又內務部を包圍せり然れども未だ其詳報を得ず、將來都統の交迭等の事あらば革命は必ず再演せらるべし、然れども變轉極まりき時局の遷移は豫め數を以て推すべからざるは元より論を待たず

武昌の財政狀況

事件發生の當時藩庫、官錢局、及び地方州縣衙門より運び來りて武昌城內に藏せる現銀、紙幣、銅錢、銅塊等を合して約五百萬兩を有せり、成る可く硬貨を保存するの主義を以て普通の支出には皆紙幣を用ひしが外國よりの軍需の購入等には已むを得ず硬貨を用ひざるを得ざりき、事件發生より今日迄の支出統計約一千萬兩にして都統府庫の現銀殘存せるもの今は僅に五十萬兩に過ぎず、今後の財政は果して如何にすべきか、之れ頗る苦慮に堪へざる處なり、現今財政の窮其極に達せり若し此の儘にして過ぎ行かば湖北は遂に破產するの已むを得ざるに至るべし、彼等も亦玆に觀る處ありて財政整理に着手し頻りに新稅を課するの方針を取り各種の課稅等を取り始めたり、

杭州

杭州都督蔣尊簋は地方に於て相應の人望を有し居り同地人民も政府に對し惡評を爲すもの少く先きに旅行せる江蘇各地に比すれば稍小康を得たるものなりと稱するを得然れども決して全然この政府に謳歌せるものには非らざるなり

一、租稅

從來海關にて舊關に代りて便宜徵收せる淸國內地行き小包郵般物は價格十兩以上のものに對して從價二分五厘を徵收せしかこの稅に對して革命軍政府より免稅せりとの通知無きを以て依然徵收を繼續せり、人力車に對して新曆一月より城外商場工務處に於て一ヶ月一元つゝを徵收せり

田租は新曆二月一日より從來の七割に照して納稅せよと命せしも人民の之に聽遵して納入する者なし

釐金稅は一般貨物に對しては未だ徵收を開始せず唯絹物、絹物外の各種織物、酒類、鹽、茶、煙草砂糖に對して從來と同率を二月一日より徵收開始せり、此七種徵稅に關して外間の批評に曰く鹽稅は頗る惡稅なり鹽は人民の常食一日も缺く可らざるものにして之れに課稅を爲すとき

は從らに細民に苦痛を與ふるの結果を示す清政府の苛稅と異なる無しと稱するものあり

二、軍人

當地屯在の軍人は屢に新募の兵に係る從來當地に在りし軍人は曩に南京攻擊軍に參加し次ぎに北伐軍に從ひたり而して此等軍人の行動中頗る首肯するを得ざるものあり此等軍人は三五群を成して質價を强要し與へざれば暴行を敢てし爲に質舖も已むを得ず之に允從せり然れども此の如きは到底質舖の永く忍ぶべきにあらず遂に之を政府に稟申せるも政府は一片之れが取締の命令を發せりと云ふも今に充分の取締實行を見ずと云ふ

拱震橋附近藝娼妓稼業者櫛比し恰も蘇州閶門外に彷彿たり然るに彼等は軍人の暴行を恐れて（從來再三暴行ありしと云ふ）彼等の常用金招牌を撤去し軍人等來るときは既に廢業せりと稱し居り所謂客筋を見て營業を爲しつゝあるなり

三、金融及商業

當地の金融も亦其融通本據を上海と爲す而して上海は既に其逼迫頂點に達して到底他所を幇助するの餘力なし而も商業は疲弊し金廻りの悪きは啻に自家のみならず世間一般の情況にして甲も乙も同一情況に在るを以て此の如き際に於て強て債權の履行を求むるが如きは反て情理に反するものとなし各同一理由を述べて何等の支拂をも爲さず其儘に歲末を經過せり

浙江省發行に係る軍用鈔票は何等の故障無く市面に流通するも大口の支拂は之を拒絶すと云ふ而して現金に兌換せんとせば一元につき一錢乃至五厘の打歩を支拂はざるべからず目下市場極めて薄條の際薄利の營業者は前記の如き打歩を支拂ひ之を其買出地たる上海に向け滙送せざるべからざるは少からざる苦痛なりと云ふ

這次の旅行は時恰も陰曆歲末に當りたると滯在日數の僅少なりしとにより深く民意を探究することを得ざりき然れども歸路汽車中に於て目擊せるところによれば蔣都督の名に於て近者軍人の無切符乘車を爲し又は切符等次を超えて乘車を爲すものありと聞く由來軍人の尙ぶべきは人格の崇高なるにあり此の如きは極めて恥づべきに屬す以後一律前記の弊風を嚴禁す若し尙ほ干犯する者あるときは重に從つて嚴究して貸さずと告示せる一等車二等車も無切符軍人連の確實なる占領に歸し乘客は空席を得ざる程なり而も傍に在る將校も亦之を面責叱咤するものなし怪む勿れ此の將校も亦無切符黨なるを嗚呼斯の如きの弊風軍界に蔓延す此種軍人は所謂私鬪に勇なるもの遂に公戰に惰なるの結果を示さゞるか人民にして沈思熟考せば頗る抱歉たらざるを得ざらん然れども江蘇各地に比し比較的怨嗟の聲少なきは要するに大總統衙門所在地にあらざるにより徵稅其他萬事の手心比較的緩慢なるものあるに歸由せずんばあらず

福州

閩省北伐混成支隊司令部職員表

職名	官名	氏名	籍貫	履歷
師團長	中將	許崇智	廣東	日本士官學校卒業　前二十協統
正參謀長	大佐	蔣國斌	湖南長沙	前二十七標第二營營帶
參謀官	少佐	顏長璋	福州閩縣	福州武備學堂卒業
參謀官	同	張宗英	浙江平陽	福州武備學堂卒業　前二十協一等書記官
正軍需官	大佐相當	虞景崧	同紹興	福州武備學堂卒業
正軍械官	中佐	趙啓明	福州閩縣	福州武備學堂卒業
正軍法官	中佐相當	蔣忠詮	江蘇元和	福州法政學堂卒業
督查官	中佐	王嘉凱	湖北武昌	前三十八標中隊長
高級副官	中佐	傅全懋	直隸棗強	保定陸軍學堂卒業
同	少佐	周肇南	湖南湘陰	福建講武堂卒業
次級副官	大尉	雍泰麟	福州閩縣	特　進
同	同	吳志剛	江蘇陽湖	福建講武堂卒業
同	中尉	于秉忠	福州候官	特　進
秘書官	大佐相當	萬黃裳	湖南湘陰	前二十協二等書記官　日本鹿兒島造士館卒業　許崇智の從弟
同	中佐相當	許崇清	廣東	
一等書記官		吳梅沈	江蘇陽湖	四十標軍需官
一等書記官		元豫	浙江紹興	前文武學堂文案
二等書記官		吳一清	江蘇陽湖	四十標軍需官
同		源劍一	廣東	福建講武堂
同		許崇裕	廣東	福建武備學堂軍需官　許崇智の兄
書記長	下士			

司事生	下士	六人	
司書生	下士相當文官	十三人	
護兵		若干名	
馬辨		若干名	

以上計百五十人

閩省北伐混成支隊の編成

一、歩兵第二聯隊本部(約四十人)聯隊長大佐　黃國華
同　第一大隊　(約五百人)大隊長少佐　黃雪岩
同　第二大隊　(約五百人)　同　加能斌
同　第三大隊　(約五百人)　同　陶質彬
同　第四大隊　(約五百人)　同　吳復樂

二、機關銃隊(機關銃八、實包二十萬約二百人)
中隊長大尉　戴藩國

三、騎兵小隊(約四十八馬四二十)中隊長大尉　沈漢秋

四、山炮中隊(克式山炮四門炮彈二千、約三百人、馬四二十、)
大隊長少佐　楊國祥

五、長門要塞砲兵(約百五十人)中隊長大尉　謝某

六、工兵中隊　(約二百人)　中隊長大尉　不明

七、衛生隊　(約百八十人)　隊長　不明

八、野戰病院二個(約六十人)　院長　不明

共計人三千百七十、馬四四十頭

備考、大小行季の編成なきも炊具は各中隊毎に將校の寢具日用器具と共に人夫に據り運搬せられ歩兵の各中隊及

各獨立隊の人員中には若干の人夫を含有す

借款問題

福建鐵道の布設權及鑛山採掘權を擔保に提供し米國スタンダード商會より一千二百萬元借入の問題は未だ具體的に證明する丈の材料を得されども傳說の出處は極めて確實にして信ずべき理由を有す

聞く如くなれば此問題の提倡者は米國宣敎師にして革命黨の米國派（外交部長陳能光の一派）か相應して大に運動を起し都督府政務院に向て之を提議し秘密の裡に事の進行を計りしものゝ如し然るに意外なる反對者は意外なる場處に現はれ遂に秘密を暴露し世上に流布するに至れり其所謂る意外なる反對者は厦門に在住する福建鐵道の總辦葉崇祿なる人にて彼は厦門に於て極力反對を倡へ居れり

先是孫都督は此問題に就き葉崇祿に訓令し各株主に向て商議せしめ株主全體の贊成を得んと計りしも葉は株主の意見を問ふまでもなく直に反對を倡へ都督に向て復命せりと云ふ然れとも都督は彼れの反對に對し却つて更に再考を促し贊同を求めたりと傳說すれども葉崇祿か反對を固持するが爲に問題は行惱の狀態に在るが如し尙ほ聞く處に依れば當福州に於ても反對者極て多しと云ふ

右に就き余は觀察す、此問題は宣敎師及米國派の主唱にあらずして其實は中央政府の訓令に基くものならんと、何となれば福建の狀態は財政上非常の窮境に在ることは事實なれども今一千萬以上の大借款を起すの必要あるを認めず福建財政の整理を計るには二三百萬元を以て充分なりと信ず、聞く南京の中央政府は一億五千萬の外債を起すの計畫ありとの說もあれば或は債務を各省に分擔せしめ其地方の鐵道鑛山に依て借款するの目的にあらずやと推測す尙ほ詳細は後報に讓る

南昌

南昌にありては時局の大勢既に定り最早軍隊を要すること少なきを以て募集せし兵士の大半（目下江西全省に約三萬の兵あり）を解傭せんとすれども彼等兵士は素と多く下層の勞働者若しくは地方無賴の徒少なからざるを以て一度之を斷行せんか彼等は其の生活の途を失ふを恐れ頗る不平の色あり爲めに不測の變を釀さんことを恐れて未だ決行するに到らず目下頗る持て餘しの體なり而して兵士目下の給料は一人一ヶ月八兩四錢なりと云ふ

財政の狀態は目下の所甚だしき窮乏に至らざるものゝ如し其の理由は去る二月末（舊十二月下旬）江西省に於ける地方債募集額三百萬圓の內約百二十萬圓の拂込みありたると官銀號の後を受けて新に組織したる民國銀行の資本金二百萬圓の內百萬圓の拂込ありしを以て目下中當省には約二百餘萬圓の正貨準備あり之過日中より銅元の鑄造を開始し一日約十萬個を製造して其の餘利を得ると各地より丁漕の來るもの等によりてなり而して江西省發行の公債は十元五十元百元千元萬元の五種に分れ年利六分償還期限は五十年なり

と云ふ

中央政府の公債は年利八分償還期限六年にして江西公債に比して有利なる條件なれども一は當地方各紳士の既に江西公債に應じたると猶革命政府に對し信用の度を缺く爲め應募者甚だ少く各當局者は大に之れが勸誘に力むると雖も其の效多からず强迫公債と稱して頗る不評にして當舖錢店等と異り反て革命の爲めに利益を得たる雜貨店等に於てすら其の勸誘を恐れて損失せりと聲言しつゝある者少からざるを見る（因に質屋錢店は今回の革命の爲め打擊を受けたる最なるものにして就中質屋は革命の氣運と共に漸次舊來の衣服を用ゆること減少したると舊官吏の服裝の全部不用に屬せしとの爲め彼等質置人は其の滿期に至るも敢て之を質受するものなく又之を賣却せんとするも買受人なき爲め當舖業者は其の資金の回收難く從來三十餘家を算せしもの越年以來開店せしもの約十家に滿たずと云ふ錢店は之に比し其の革命爆發の時期中秋決算後幾何もあらざりしを以て大に警戒し貸出をなさず又擾亂を生ぜし事を恐れて力めて其の自家發行の紙幣を回收せしを以て約九十五軒の內四五軒の倒閉を見たるのみなりと云ふ）

目下當省城內に於ける紙幣の流通高は約六百萬圓にして內二百萬圓は元の官銀號發行のものに係り一百萬圓は民國銀行の發兌にして從前の質屋及錢店より發行せし紙幣は革命當時より力めて其の回收を計らしめたると紙幣發行權を民國銀行の一所に限り他のものゝ紙幣發行を禁止せるとによりて目下市中に流通するもの極めて少し（革命前は其の流通額一百五十萬元に達せしことありと云ふ）

政治方面にありては過般中より當省の治績上らずと稱し南京より約九名の委員來贛し一時當省に時ける各局長部長皆交替あるべしとの說盛んなりしが當地方人の他省人を載くことを好まざると從來の各吏員の位置を失ふを恐るゝ反抗の爲めに未だ決定するに到らず目下の形勢にては更迭はなかるべしと信ぜらる

軍都督は軍事上には大に技量あれども民政に對しては閱歷甚だ少く都督として不適當なりとの聲高く其の更迭遠からざるべしと云ふ

民國雇傭兵（多く洪江會員の由）と巡警との間に小衝突絕へず過日は爲めに數人の負傷者を生じ市の各交番皆破壞されたるの小波瀾をを生じたり然れども一般の民情は先づ平穩なり只官吏は皆所謂成金的の木猴にして冠する連中なるを以て頗る禮に習はず之と交るに心せざれば時に甚だ不愉快の事少からず要之革命以來一般支那人は前に比して甚だ生意氣になりたるは疑ふべからざる事實なり

外國人に對しては容易に革命の成功せる自負と又外國の容易に彼等の事業を承認せざる反動によりて革命惹起當時に比して稍や冷淡に傾きたるやの感あり

九江

過日南京政府より江西都督に打電して江西鐵路を抵當とし二百五十萬元を借り入れ百萬元を江西省の使用に供し百五

十萬元を中央政府の用に供し尙續て借款を行ふべしとの議は其後江西臨時議會より該事件は頗る重大關係を有するものなるを以て第一に各株主の承諾決議を經ざるべからずとなし且借款の使途條件に付き更に大總統に電照する所ありしが大總統より目下中央政府の經費多端にして速に資金を籌辦するにあらざれば支へ難きを以て各員の努力を乞ふ旨の復電ありしを以て議會は更に會議を開き中央政府の要求に應ずべきの可否及鐵路を借款の抵當物となすの可否に付き討議する所あり前者に對しては或者は聞く所に依れば目下中央政府は頗る奢侈に陷り之の窮乏の際を顧慮せず巨費を濫費するの嫌あれば決して之に應ずべからずとか或は宜しく委員を派して眞相を調査せしめ及各省に諮りて後事決すべしとか紛々たる議論ありしも結局中央政府が先に一億元の公債發行の計劃を立てたるに拘はらず今遽に蘇浙贛省の兩鐵路及招商局を抵當として借款せんとするは必ず急需を要する場合に相違なきを以て徒に感情に驅られて反對する如きは策の得たるものにあらず殊に刻下の形勢は各省の獨立を許さず各省は宜しく中央政府と共に進退すべき場合なれば中央の危きは即ち又贛省の危きの所以なるを以て速に其の要求に應ぜざるべからずとの議多數を占め又第二の問題に對しては蘇浙鐵路及招商局は既成のものにして之を抵當となすも將來營業を繼續し得べく之を抵當の目的物として差支なしと雖も九南鐵路(九江南昌間)は其工事未だ半をも竣らざるもの然るに之を以て抵當となし其の借入の款は鐵路の修築に用ゆるにあらずして之を政費に流用せんとす然らば何れの日か鐵路を完成し得べく又既に築造せし鐵路も爲に用をなさざるのみならず空しく荒廢に歸すべきの恐あるを以て宜しく鐵路に更ふるに萍鄉の炭礦及淮鹽の餘

利を以て之に充つべしとの議論勝を制し其の旨南京に打電せり又聞く所によれば中央政府より江西省に對する公債命令額は約三百萬元にして之れ又其の一半を省用に供し一半を中央政府に送付すべしとの事にて中央政府よりは各州縣の貧富の度に應じて引受額を分擔せしめ各官吏は各界の應募方を極力勸誘すべしとの事なりしも之れ亦豫定の如く進捗せざるもの丶如し

江西に於ける臨時議會なるものは江西七十二縣の代表者及在省の有力者を以て組織したるものにして去二月一日より開會せしものなるが時に北京に於ける資政院の二の舞を演じ盛に各部長の彈劾等をなしつ丶あり

過日漢冶萍煤鐵廠に對する我國との借款問題一度報道せらるゝや江西省の各新聞紙に稍や激越なる文字を見しが其れかあらぬか數日前大冶に約二百計りの支那兵派遣せられしの由

要するに當江西省は目下留學生上りの若輩の舞臺にして又種々なる政權爭奪的小軋轢息まざるもの丶如し然れども江西は元來外國人の來往するもの僅少にして其の勢力の殆んど認むるに足るものなし然るに幸に目下當路に立てるものは多く日本に留學し又は日本に好意を有するものなるを以て吾人は此の際力めて彼等と結び江西に於ける吾國の發展を心掛けざるべからず之れが第一着手として南昌を穩和の手段を以て開放せしめ江西開發の先鞭を就くるは目下の大急務なりと信ず(過日南昌水電公司に於て或る漢口の日本人關係の會社より約八百元の借款下相談ありしも未だ成立の運に到らず)

◉支那中央部外債現在調査

橫濱正金銀行調査に係る四十四年末に於ける支那中央政府外債高次の如し

▲同治六年債（一八六七年慶應三年）
　金額　三六〇、〇〇〇兩
　左宗棠伊犁軍費補充

▲同治十三年債（一八七四年明治七年）
　金額　六〇〇、〇〇〇
　利子　八分
　償還年限　一八七四—一八八三
　臺灣事件

▲光緒三年債（一八七七年明治十年）
　滙豐銀行（香港上海銀行）
　金額　一、五〇〇、〇〇〇
　利子　一割五分
　償還年限一八七七—一八八三
　伊犁討伐及び善後費

▲光緒四年債
　德華銀行（獨亞銀行）
　金額　五四〇、〇〇〇
　利子　五分五厘
　伊犁討伐及び善後費

▲光緒五年債

匯豐銀行
金額　三、一八八、四〇〇
利子　七分
伊犁討伐及び善後費

▲光緒十二年債（一八八六年明治一九年）
匯豐銀行
金額　一一五、六八〇〇

▲光緒十三年債
德華銀行
金額　二四五、〇〇〇
利子　五分五厘
償還年限　一八九三—一九〇二
伯林
價格　一〇六四分一

▲匯豐銀款（一八九四年光緒二〇年明治二七年）
匯豐銀行
金額　一、六三五、〇〇〇
未償還　四九〇、五〇〇
利子　七分
償還年限　一九〇五—一九一四
倫敦
價格　八九
相場　八四—八六
日清役軍事費

▲匯豐金款（一八九五年明治二八年光緒二一年）
匯豐銀行
金額　三、〇〇〇、〇〇〇
未償還　六〇〇、〇〇〇
利子　六分
償還年限　一九〇〇—一九一四
倫敦
價格　九六半
手取　九二
相場　一〇三半—一〇四半
日清役軍事費

▲克薩借款（一八九五年明治二八年光緒二一年）
怡和洋行（麥加利銀行）經手
金額　一、〇〇〇、〇〇〇
未償還　二六六、三〇〇
利子　六分
償還年限　一九〇一—一九一五
倫敦
價格　一〇六
相場　一〇三半—一〇四半
日本償金及び軍事費

▲瑞記借款（一八九五年）
瑞記洋行
金額　一、〇〇〇、〇〇〇
未償還　二六六、三〇〇
利子　六分

償還年限　一九〇一—一九一五
伯林
漢堡
價格　一〇四半
日本償金及び軍事費

▲俄法借款（一八九五年）
露佛兩國の十銀行
金額　一五、八二〇、〇〇〇
未還　一一、三六七、四七三
利子　四分
償還年限（一八九六—一九三一）
巴里　ペテルブルグ
價格　九六半
手取　九四、八分一
相場　九九、五分一
日本への償金

▲英德借款（一八九六年明治二九年光緒二二年）
滙豐銀行德華銀行
金額　一六、〇〇〇、〇〇〇
未還　一二、三九七、四二五
利子　五分
償還年限　一八九七—一九三二
伯林　倫敦
價格　九八、四分の三及び九九手取九四
擔保以上一八七四償を除く外全部海關稅及び納稅票
相場　一〇三半—一〇四半
日本への償金

▲續英德借款（一八九八年明治三十年光緒二四年）
滙豐銀行德華銀行
金額　一六、〇〇〇、〇〇〇
未償還　一四、〇二二、六二五
利子　四分半
償還年限　一八九九—一九四三
伯林　倫敦
價格　九〇
手取　八三
擔保海關稅收入及び釐金稅
相場　一〇〇—一〇〇半
日本への償金

▲大賠款（一九〇一明治三四年光緒二七年）
日英獨佛米露伊白墺和西十一國
金額　六七、五〇〇、〇〇〇
未償還　六四、三一五、三八四
利子　四分
償還年限一九〇二—一九四一
擔保海關稅一部舊關稅收入及び鹽稅
義和團賠償金

▲磅價借款（一九〇五明治三八年光緒三一年）
滙豐銀行
金額　一、〇〇〇、〇〇〇

末償還　四〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限　一九〇七—一九二七
倫敦
價格　九七
擔保山西省釐金稅、酒、煙草稅
相場　一〇一—一〇三
銀塊相場下落の爲め大賠欵引當額補充の爲め

▲舊京漢（北京—漢口）鐵道公債（一八九八年明治三一年光緒二四年）
白耳義シンヂケート
金額　五、〇〇〇、〇〇〇
利子　五分
償邊年限　一九〇九—一九二八
手取　九〇
擔保同鐵道
特條借欵存續中同シンヂケートは本鐵道代理建設營業權を有し純益二割の配當を受く

▲京奉（北京—奉天）鐵道公債（一八九八年明治三一年光緒二四年）
滙豐銀行
金額　二、三〇〇、〇〇〇
未償還　一、八九七、五〇〇
利子　五分
償還年限　一九〇五—一九四四
倫敦
價格九七手取九〇
擔保京奉鐵道
相場　一〇三—一〇四
手數料　千分二半
特約借欵中英國技師長雇入

▲正太（正定—大原）鐵道公債（一九〇二年明治三五年光緒二八年）
華俄道勝銀行（露亞銀行）
金額　一、六〇〇、〇〇〇
末還　一、六〇〇、〇〇〇
利子　四分
償還年限　一九一三—一九三二
巴里
手取　九〇
擔保正太鐵道
手數料　千分二半
特約技師長及び材料供給權借欵存續中經營を擔任し純益二割の配當

▲汴洛（開封—河南府）鐵道公債（一九〇三年明治三六年光緒二九年）
比國合股公司
金額　六四〇、〇〇〇
未還　一、〇〇〇、〇〇〇
利子　五分

手取　九〇
擔保汴洛鐵道
手數料　千分二半
技師長及び材料供給權借款存續中經營を擔任し純益二割の配當

▲汴洛鐵道公債續借（光緒三三年）
比國合股公司
金額　六四〇、〇〇〇
未償還　六四〇、〇〇〇
利子　五分
手取　九五半
擔保汴洛鐵道
手數料千分二半
特約技師長及び材料供給權借款存續中經營を擔保し純益二割の配當

▲滬甯（上海—南京）公債（光緒二九年）
銀公司（現在中英公司）
金額　二、二五〇、〇〇〇
未償還　二、二五〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限　一九一六—一九五三
倫敦
價格　九七半
手取　九〇
擔保滬甯鐵道及び淞滬鐵道
相場　一〇四半—一〇五半
手數料　千分二半
特約技師長及び材料供給權調印後五十年間純益二割の配當

▲滬甯鐵道續公債（光緒三三年）
銀公司
金額　六五〇、〇〇〇
未償還　六五〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限　一九一六—一九五三
倫敦
價格　一〇〇
手取　九〇
擔保滬甯鐵道及淞滬鐵道

▲香港政廳借款（一九〇八年明治三八年光緒三一年）
香港政廳
金額　一、一〇〇、〇〇〇
未償還　四四〇、〇〇〇
利子　四分半
償還年限　一九〇六—一九一五
手取　一〇〇
擔保廣東兩湖鴉片稅釐金稅

▲道清（道口—清化鎮）鐵道公債
福公司（現在中英公司）
金額　七〇〇、〇〇〇

未償還　七〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限　一九一六—一九三五
手取　九〇
擔保道清鐵道
手數　千分二半
特約借款存續中經營を擔任し純益二割の配當

▲廣九(廣東—九龍)鐵道公債(光緒三三年)
中英公司
金額　一、五〇〇、〇〇〇
未償還　一、五〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限一九二六—一九三七
倫敦
價格　一〇〇
手取　九四
擔保廣九鐵道
相場　一〇四半—一〇五半
特約英人技師長推薦權

▲新京滬鐵道公債(光緒三四年)
滙豐銀行滙理銀行
金額　五、〇〇〇、〇〇〇
未償還　五、〇〇〇、〇〇〇
利子　五分十六年目より四分半
償還年限　一九一九—一九三八
倫敦　巴里
價格　九八　九四
手取　九四　九三
擔保　四省の酒、煙草、鹽等の稅
相場　一〇四—一〇五
手數　千分二
特約皆無
備考郵傳部公債、京滬鐵道買收費(五分)郵傳部事業費(五分一)

津浦(天津—浦口間)鐵道公債(光緒三三年)
華中鐵道有限公司德華銀行
金額　五、〇〇〇、〇〇〇
未償還　五、〇〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限一九一九—一九三八
倫敦、伯林
價格　九八、四分三
手取　九三
擔保四箇所の釐金稅
相場　一〇四—一〇五
手數　千分二半
特約技師長及び外國材料供給權

▲津浦鐵道補充公債(一九一〇明治四三年宣統二年)
華中鐵道有限公司德華銀行
金額　三、〇〇〇、〇〇〇

未償還　三、〇〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限　一九二一—一九四〇
倫敦、伯林
手取發行價格より百分五半減
擔保四省の釐金及び歲入
相場　一〇三—一〇四
手數　千分二半
特約技師長及び外國材料供給權但完成後は清國隨意の西人技師長を用ひ清國の材料同等の條件ならば優先に使用せらるべし

▲滬杭甬(上海—杭州—寧波)鐵道公債(一九〇八年明治四一年光緒三四年)
中英公司
金額　一、五〇〇、〇〇〇
未償還　一、五〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限一九一九—一九三八
倫敦
價格　九九
手取　九三
相場　一〇三半—一〇四半
手數　千分二半
特約技師長推薦材料供給

▲新奉(新民屯—奉天)鐵道公債(一九〇九年明治四二年宣統一年)
南滿洲鐵道會社
金額　三二、〇〇〇
未償還　二八、四四四
利子　五分
償還年限　一九一〇—一九二七
手取　九三
擔保遼河以東線收入
償還方法毎年二回金八千九百八十八圓宛三十六回に完濟
特約無手數料なるも次期支拂資金を月割にて正金銀行天津支店に預入るべし

▲吉長(吉林—長春)鐵道公債(宣統一年)
南滿洲鐵道會社
金額　二一五、〇〇〇
未償還　二一五、〇〇〇
利子　五分
償還年限一九一六—一九三五
手取　九三
擔保鐵道
毎年二回毎回五萬三千七百五十圓宛四十回に完濟
無手數料技師長及び會計監督推薦權

▲贖回京漢鐵道借款(宣統二年)
橫濱正金銀行
金額　二二〇、〇〇〇

未償還　二二〇、〇〇〇
利子　七分及京漢配當
償還年限　一九一六—一九二〇
手取　九七半
擔保京漢線收入
据置期限滿了後六ヶ月の豫告を以て隨意の額を償還す
備考郵傳部贖路公債銀元內債の裏書賣込

▲贖回京漢鐵道公債(宣統二年)
倫敦銀行
金額　四五〇、〇〇〇
未償還　四五〇、〇〇〇
利子　七分及び京漢配當
償還年限一九一六—一九二〇
倫敦
價格　一〇八
手取　九七半
擔保京漢線收入
据置期間滿了後六ヶ月の豫告を以て隨意の額を償還す
備考郵便部贖路公債銀元內債の裏書賣込

▲郵傳部公債(宣統三年)
橫濱正金銀行
金額　一、〇〇〇、〇〇〇
未償還　一、〇〇〇、〇〇〇
利子　五分
償還年限　一九二二—一九三四

東京
手取　九五
擔保京漢線收入江蘇省貢米金納金
每年六六〇、〇〇〇圓宛最終年七六〇、〇〇〇四十五ヶ年賦
主として京漢線回贖資金一部を度支部に返濟用

▲湖廣(漢口—長沙—宜昌)鐵道公債(宣統三年)德華銀行
滙豐銀行、滙理銀行
金額　三九、一五七、〇〇〇
未償還　三三、〇九〇、九四四
利子　五分
償還年限　一九二二—一九四一
倫敦紐育巴里伯林
價格　九七
手取　九五
擔保湖廣鐵道、湖南湖北兩省釐金稅等年五百二十萬海關兩
相場　一〇三—一〇四
手數料　千分二半
特約技師長及び用材(鐵軌を除く供給權)
附記　郵傳部は本者の外電信事業に要する數萬磅の借類ある由なれども不明なり但し此分は皆電信收入より差引き計算せらるゝ契約の如し

◉中華民國臨時約法

第一章 總 綱

第一條 中華民國は中華人民に由りて之を組織す

第二條 中華民國の主權を國民全體に屬す

第三條 中華民國の領土を二十二行省內外蒙古西藏青海と爲す

第四條 中華民國は參議院、臨時大總統、國務員、法院を以て其統治權を行使せしむ

第二章 人 民

第五條 中華民國の人民は一律平等にして種族階級宗教の區別なし

第六條 人民は左記各項の自由權を享有することを得

一、人民の身體は法律に依るに非れば逮捕、拘禁、審問、處罰することを得ず

二、人民は財產を保有し及び營業の自由を有す

三、人民は言論、著作、刊行及集會結社の自由を有す

四、人民は書信秘密の自由を有す

五、人民は居住遷徙の自由を有す

六、人民は信敎の自由を有す

第七條 人民は議會に請願するの權を有す

第八條 人民は行政官署に陳訴するの權を有す

第九條 人民は法院に訴訟して其審判を受くるの權を有す

第十條 人民は官吏の違法して權利を損害せるの行爲に對しては平政院に陳訴するの權を有す

第十一條 人民は任官考試に應ずるの權を有す

第十二條 人民は選擧及被選擧の權を有す

第十三條 人民は法律に依りて納稅の義務を有す

第十四條 人民は法律に依りて兵役に服するの義務を有す

第十五條 本章揭ぐる所の人民の權利にして公益を增進し治安を維持し或は非常緊急必要と認むること有る時は法律に依りて之を制限むることを得

第三章 參議院

第十六條 中華民國の立法權は參議院を以て之を行ふ

第十七條 參議院は第十八條定むる所の各地方選出の參議員を以て之を組織す

第十八條 參議員は每行省、內蒙古、外蒙古、西藏より各五人を選出し、青海よりは一人を選出す、其選出方法は各地方に於て之を自定す、參議院會議の時は每參議員は一の表決權を有するものとす

第十九條 參議院の職權左の如し

一、一切の法律案を議定す

二、臨時政府の豫算決算を議決す

三、全國の稅法幣制及度量衡の準則を議決す

四、公債の募集及び國庫の負擔の契約あるものを議決す

五、第三十四條、三十五條、四十條の事件を承諾す

六、臨時政府の諮詢事件に答覆す
七、人民の請願を受理す
八、法律及其他事件に關する意見を以て政府に建議することを得
九、質問書を國務員に提出し並に其出席答覆を要求することを得
十、官吏の收賄違法事件を臨時政府に咨請することを得
十一、參議院は臨時大總統に對して謀叛の所爲ありと認めたる時は、總員五分の四以上の出席ありて出席員四分の三以上の可決を以て之を彈劾することを得
十二、參議院は國務員に對し失職或は違法と認めたる時は總員四分の三以上の出席ありて出席員三分の二以上の可決を以て之を彈劾す
第二十條　參議院は集會、開會、閉會を自行することを得
第二十一條　參議院の開會は須らく之を公開すべし、但國務員の要求或は出席議員過半數の可決あれば之を秘密にすることを得
第二十二條　參議院の議決せる事件は臨時大總統に咨由して公布施行す
第二十三條　臨時大總統は參議院の議決事件に對し如し否認するの時は咨達後十日以內に於て理由を聲明して院の覆議を咨ふことを得、但參議院は覆議事件に對して如し來會參議員三分の二以上あらば仍前議せる所を執り第二十二條に照して辨理す

第二十四條　參議院議長は參議員より記名投票法を用ゐて之を互選し得票の投票總數の半を得たるものを以て當選と爲す
第二十五條　參議院議員は院內の言論及表決に於ては院外に對して責任を負はず
第二十六條　參議院議員は現行犯及內亂外患の犯罪に關するものを除くの外會期中は本院の許可を得るに非ざれば逮捕することを得ず
第二十七條　參議院法は參議院に於て之を自定す
第二十八條　參議院は國會成立の日を以て解散し其職權は國會之を行ふ

第四章　臨時大總統副總統

第二十九條　臨時大總統副總統は參議院より之を選舉し、總員四分の三以上の出席ありて得票は投票總數三分の二以上に滿つる者を以て當選と爲す
第三十條　臨時大總統は臨時政府を代表し政務を總攬し法律を公布す
第三十一條　臨時大總統は法律或は法律に基ける委任を執行せんが爲め命令を發布し並に之を發布せしむることを得
第三十二條　臨時大總統は全國の陸海軍隊を統帥す
第三十三條　臨時大總統は官制官規を制定することを得但須らく參議院に提交して議決せしむべし
第三十四條　臨時大總統は文武職員を任免することを得但國務員及外交大使を任命するときは須く參議院の同意を

得ベし

第三十五條　臨時大總統は參議院の同意を經て宣戰、媾和及條約を締結することを得

第三十六條　臨時大總統は法律に依りて戒嚴を宣告することを得

第三十七條　臨時大總統は全國を代表して外國の大使公使を接受することを得

第三十八條　臨時大總統は法律案を參議院に提出することを得

第三十九條　臨時大總統は勳章並に其他の榮典を附給することを得

第四十條　臨時大總統は大赦、特赦、減刑、復權を宣告することを得但大赦は須らく參議院の同意を經べし

第四十一條　臨時大總統は參議院の彈劾を受けたる後最高法院全院審判官より九人を互選し特別法庭を組織し之を審判す

第四十二條　臨時副總統は臨時大總統の事故に因りて職を去りたるとき或は事務を觀ること能はさる時に於て其職權を代行することを得

第五章　國務員

第四十三條　國務總理及各總長は均しく國務員と稱せらる

第四十四條　國務員は臨時大總統を輔佐して其責任を負ふ

第四十五條　國務員は臨時大總統の法律案を提出し法律を公布し及命令を發布するの時に於ては須く之に副署すべきものとす

第四十六條　國務員及其委員は參議院に於て出席し及發言することを得

第四十七條　國務員は參議院の彈劾を受けたる後大總統は其職を罷免せしむべし但參議院に一回を限りて覆議することを得

第六章　法　院

第四十八條　法院は臨時大總統及司法總長分別之を任命し法官之を組織す、法院の編制法官の資格は法律を以て之定む

第四十九條　法院は法律に依り民事訴訟及刑事訴訟を審判す

但行政訴訟及其他の特別訴訟に關しては別に法律を以て之を定む

第五十條　法院の審判は須らく之を公開すべし、但安寧秩序を妨害すると認らるゝものあるときは之を秘密とすることを得

第五十一條　法官は獨立審判し上級官廳の干涉を受けず

第五十二條　法官在任中は減俸或は轉職することを得ず、法律に依りて刑罰の宣告を受け或は免職に該當すべき懲戒處分にあらずんば解職することを得ず、懲戒條規は法律を以て之を定む

第七章　附　則

第五十三條　本約法は施行後十箇月以內を限り臨時大總統は國會を召集し其國會の組織及選擧法は參議院より之を議定す

第五十四條　中華民國の憲法は國會より制定す憲法施行以前には本約法の効力は憲法と等しきものとす

第五十五條　本約法は參議院議員三分の二以上或は臨時大總統の提議に由り議員五分の四以上の出席にして出席員四分の三の可決を經て增修することを得

第五十六條　本約法は公布の日より施行す、臨時政府組織大綱は本約法施行の日に於て廢止するものとす（完）

◉上淸に於ける地券發給に關する新手續

變亂の結果正當支那官憲の欠缺を來したる爲上海領事團は一時權宜の處置として土地事務を取扱ふ淸國官衙たる會丈局を其指揮監督の下に置き依然其機能を行はしむると共に革命軍をして外國人が重大なる利害關係を有する土地事務に關して一指を染むる能はざらしめたり此制度の下に於ける地券發給手續は舊來の手續と些か異なる所あるを以て茲に新舊手續を列陳すべし

第一、舊手續

甲、永借權設定の手續

一、登記

永借權者は永借權設定契約完成の時より一ヶ月內に（上海共同居留地規則第四條）所屬領事館に出頭し（一）註（一）永借權を設定したる中國人が當該地の所有權を有することを證明する地券（二）註（二）永借權設定契約書（三）註（三）地租納付領收書（四）其土地の圖面貳通（五）註（四）地所目錄書及（六）地券書換願を提出し永借權の設定を登記し註（五）新地券の發給を出願すべし

註（一）田單又俗に方單と云ふ方單の名稱は田單の形方なるに職由するものか、支那經濟全書第一輯九五頁には田單と方單とは別種のものなりとするも謬れるが如し尙先覺の示敎を俟つ

註（二）上海共同居留地規則第三條第一項には一通（in duplicate）とあるも慣例によれば一通にて足れり、時に便宜上其提出を略さしむることすらあり

註（三）糧串と云ふ元來租稅は米豆等を以て收めたるものなるを以てかく云ふ、糧串には稅金を納付したる者の姓名を記載し地券には記載せず

註（四）永借權設定の土地數多なるときに限る

註（五）永借權の存在證明する地券は之を道契又は地契と稱す

二、地契發給の要求

領事館は地契用地上中下三通に（イ）登記番號（ロ）永借權設定契約當事者の氏名（ハ）畝數（ニ）境界を記載し且（ホ）領事館の印を押捺し（一）前顯の田單（二）糧串（三）圖面一通並（四）地所目錄書を上海道臺に送付し地契の發給を要

求す

三、會丈

道臺は註(一)會丈局に會丈、地圖の作成並其土地に關し爭議の有無の調査を命ず、會丈局は會丈の日を指定して之を領事館に通知し(一)其指定の日に於て註(二)(三)會丈を行ひ土地の所在、地積並境界を確定に地圖を作成し且(三)其土地に關し爭議あるや否やを調査し之を道臺に報告す

註(一)會丈局は上海道の補助機關にして會丈を行ひ地圖を作成し且土地に關し爭議の有無を調査して之を道臺に報告する官衙なり

註(二)會丈とは(イ)領事の代表者(ロ)地保の代表者(ハ)永借權設定又は移轉契約の當事者の各代表者(二)會丈局の官吏立會ひ土地の丈量を行ふことを云ふ、地保の代表者は時に之を略すことあり

註(三)地保の性質は甚だ不明なるも納稅を督促し又は殺人賊盜等犯罪事件ある毎に奔走し其他司法警察上の雜役に關するものなり又土地に關し諸種の權限を有す

四、地圖の承認

會丈局作成の地圖は之を領事館に送付し其承認を求む領事館は之を永借權設定契約當事者に示し契約當事者之を承認するときは其寫を取り原地圖は之を會丈局に還付す

五、地契の發給

其土地に關し爭議なき旨會丈局より報告ある時は道臺は畝數境界を領事館より送付せられたる地券用紙に附記し此の地契に就きて會丈を行ひたるに誤謬なしとの旨を併記し道臺の印を捺押す玆に於て前の地券用紙は完全なる地券となる右地券三通の內一通(中)は之を道臺衙門に止め他の二通(上)(下)は之を領事館に回付す回付を受けたる領事館は內一通(上)を領事館に止め置き他の一通(下)を永借權者に交付す

乙、永借權移轉の手續

A、他の領事館に登記を移轉せざるとき

永借權の移轉が同一の國籍を有ゆる外國人間に行はるゝ場合日英國人間に行はれ且當該地に關し爭議あるの故を以て道臺に於て地契の書換を肯ぜざる場合（明治三十七年七月在上海日英兩總領事館間の協定、支那經濟全書第一輯九九頁參看）、其他領事館の間に特種の協定ある場合には他の領事館に登記の移轉するを要せず

一、登記

永借權移轉契約當事者雙方當該領事館に出願し地契書換を出願す此出願に接したる領事館は土地臺帳に於ける讓渡人名義の登記を抹消し讓受人名義の新登記をなす

二、移轉の記載

新登記をなしたる領事館は道臺に此移轉を通知して其保管する地契(中)に移轉ありたる旨の裏書を求め地契(上)及(下)に移轉の旨を記載し(下)は之を讓受人に交付す

B、他の領事館に登記を移轉するとき

一、舊登記、舊地契の抹消並新登記

永借權移轉契約の當事者雙方讓渡人が永借權を登記した

る領事館に出頭し永借權の移轉を告げて登記の抹消を出願す

此出願に接したる領事館は讓渡人名義の登記を抹消し且道臺に此移轉を通知して其保管に係る地契(中)の抹消を求め地契(上)及(下)を抹消して讓受人の所屬領事館に回付す

讓受人は更に所屬領事館に出頭し移轉を受けたる永借權を登記し且新地契の發給を出願す

二、地契發給の要求

領事館は地契用紙上中下三通に(イ)登記番號(ロ)永借權移轉契約當事者の氏名(ハ)畝數(ニ)境界を記載し且(ホ)領事館の印を押捺し圖面を付して之を道臺に送付し地契の發給を要求す

三、會丈

四、地圖の承認

五、地契の發給

會丈より地契發給に至る迄全く永借權設定の場合の手續と同一なり只此場合會丈は任意的にして必要的にあらず土地の分割及併合の場合手續は他の領事館に登記を移轉する場合の手續を準用す

第二、新手續

永借權の存在を證する地券は舊手續の下にありては只一種に止まりしに新手續の下にありては二種あり一は地券にして他は假地券なり前者は舊ロットに關する場合に其發給を見後者は新ロットに關し其發給を見るものとす

新手續の適用は共同居留地區域內に限る居留地外の土地に關しては當該領事官に於て自己の裁量により中國權力者と任意交涉せらるべきものとす

新手續の特色は共同居留地工部局土地事務課土地の丈量地圖の作成を擔任し當該領事館が舊手續の下に於ける上海道の職務を行ふにあり

甲、舊ロットに關するとき

舊ロットとは上海道臺權力失墜以前に永借權の設定あり之を證明する地契の發給ありたる地所を云ふ從つて舊ロットに關しては永借權の移轉分割及併合の場合あるも永借權設定の場合發生せず

A他の領事館に登記を移轉せざるとき

一、登記

舊手續、A一、の場合と全然同一なり

二、移轉の記載

新登記領事館は會丈局に此移轉を通知して某保管する地券(中)に移轉ありたる旨の裏書を命じ地券(上)及(中)に移轉の旨を記載し(下)は之を讓受人に交付す

B、他の領事館に登記を移轉するとき

一、舊登記舊地契の抹消幷新登記

舊手續乙B二B場合と相同し只會丈局を以て第二項の道臺に代らしむ

二會丈、註(一)

新登記領事館に於ては舊地契の抹消を命ずると同時に會

丈局に會丈幷其土地に關し爭議の有無の調査を命ず會丈局は會丈の日を指定して之を領事館に通知し領事館は之を永借權移轉當事者幷工部局土地事務課に通知し註(一)其指定の日に於て會丈を行ひ土地の所在、地積、幷境界を確定し註(二)、工部局土地事務課は地圖を作成し註(四)會丈局は其土地に關し爭議の有無を調査し之を領事館に報告す（明治四十五年二月一日ミュニシパル、ガゼット參看）

註(一)此の場合の會丈は舊手續乙Bに述へたる如く任意的にして必要的にあらす

註(二)共同居留地内に位する土地の會丈の日を工部局土地事務課に通知するは舊手續の下にありては明治三十三年十一月の領事會議の結果試驗的且任意的のものあるに過きさりしも新手續に於ては必要的となり即ち新手續の下に於ける會丈には(イ)領事の代表者(ロ)地保の代表者(ハ)永借權移轉又は設定契約當事者の各代表者(ニ)會丈局の官員及(ホ)工部局土地事務課の役員の立會を必要とするに至れり

註(三)舊手續の下にありては丈量は會丈局の司る所なりしに新手續の下にありては工部局土地事務課に於て之れを司る

註(四)舊手續の下にありては地圖の作成は會丈局の職責なりしも新手續に於ては工部局土地事務課の司る所なり

四、地圖の承認

土地事務課作成の地圖二通は之を會丈局に送付し會丈局に於て之を承認するときは會丈局の印を押捺す土地事務課作成の地圖は茲に於て正式の地圖なる會丈局は此の地圖を領事館に送付し其承認を求む領事館は之を永借權移轉契約當事者に示し當事者に於て承認するときは其寫を取り原圖は之を會丈局に還付す

五、地契の發給

其土地に關し爭議なき旨會丈局より報告あるときは領事館は地券(上)、(中)、(下)三通に(イ)登記番號(ロ)永借權移轉契約當事者の氏名(ハ)位置(ニ)地積(ホ)境界(ヘ)永借權享有の條件(ト)前何冊第何號と相違なき旨を記載し且(チ)領事館の印を押捺し(上)は之を領事館に留め(中)は之を會丈局に送付し(下)は之を讓受人に交付す

c、永借地の分割及併合

他の領事館に登記を移轉する場合の手續を準用す但此場合に於ける會丈は必要的にして任意的にあらず

乙、新ロットに關するとき

新ロットとは會丈局か領事團の指揮監督の下に立ちたる以後に於て永借權の設定を見たる地所を云ふ從つて新ロットに關しては永借權の設定あるは勿論假地券の發給により設定せられたる永借權の移轉分割幷併合の場合をも生す

A、永借權の設定

一、登記

舊手續甲、一、に述べたると同く同一也

二、會丈幷爭議調査の要求
領事館は假地券用紙(上)(中)(下)三通に(イ)登記番號(ロ)永借權設定契約當事者の氏名(ハ)位置(ニ)地積(ホ)境界(ヘ)永借權設定の對價額(ト)永借權享有の條件を記入し且(チ)領事館の印を押捺し(一)田單(二)永借權設定契約書(三)糧串(四)圖面一通及(五)地所目錄書を添へて之を會丈局に送付し會丈幷其土地に關し爭議の有無の調査を命ず

三、會丈
新手續舊ロットに關するB二の場合と同一なり但此場合の會丈は必要的にして任意的にあらず

四、地圖の承認
新手續舊ロットに關するB、三、と同一なり

五、假地券の發給
會丈局より其土地に關し爭議なき旨を報告し假地券用紙に(イ)永借權設定人の其土地所有者に相違なきこと(ロ)當事者の提出に係る諸書類の有效のものなること(ハ)其土地に關し紛義なきこと(ニ)丈量の正確なること幷(ホ)此假地券は中國正當官憲が發給する正式地券により引換へらるべきものなることを記載し且會丈局の印を押捺し(中)は之を會丈局に留め(上)及(下)を領事館に送付す玆に於て假地券用は假地券となる領事館は一通(上)を領事館に留め(下)を永借權者に交付す

B、永借權の移轉
新手續舊ロットA、Bに述べたると同一手續なり只だ舊ロットに關する地券はサブデードなるも之れには假地券を用ゆ從つて其の記載事項に關しては新ロットAに關する說明を參酌すべし

C永借權の分割幷併合
新手續舊ロットに關する場合と同一手續なり只彼れには地券を用ゐるも此には假地券を用ゆ(完)

◉安徽江蘇二省北部の水利調査概要

米國技師　ジェムソン

江蘇安徽二省の北部一帶は洪澤湖及び淮河の溢水により て比年頻りに洪水の災禍を被り之と共に飢饉の慘狀を呈したれば同地方傳道の米國宣教師は相謀りて其狀況を米國に報道し義捐金を募集して之が救濟に力め且つ有力なる支那官吏紳商と協議して華洋振義會を組織したるが昨年六月に至り更に之れが根本救治策として淮河の水利を調査するに決し張謇等の提唱の下に米國技師を招聘するに決し同技師の一行は閏六月下旬清江浦に着し之れが調査に着手せり(調査報告書二卷十八號)

技師はチャーレス、ダビス、ゼムソンと呼び米國土木技師

此等水路及び湖澤の研究に影響を與ふる新現象は津浦鐵道なり該鐵道は懷遠の下流約八哩の蚌埠に於て淮河を橫斷し而して北部方面の洪水地域を橫過せり、其間は殆んど五呎乃至四十呎の高さを有せる堤防を築けり然れども洪水の通路を開く爲め十分の注意をなし以て鐵道堤防の破壞を防くの計をなせり然れども之れが爲め鐵道建設前には洪水は數日間に消退せしが今や數週間地上に留まるに至れりと予は此記述を證すべき時間なかりしも之は地方の地主より聽取せし所の者なり

浸水地域の現狀

概言すれば淮河及び洪澤湖の北方地方淸江浦より海に至る(北緯三十五度)舊黃河々道一帶は實に水底卑濕の地にあらざれば全部浸水せる地方にして本年耕作し得たるは其僅少部分のみに過ぎざる也、諸河川の河岸は河樹及び蘆葦發生し漸次土地を變して沼澤地たらしめんとせり、然も之れか回復の方法は講ぜられず僅かに地方人により堤防の築成さるゝのみ、然れども堤防の築成は寧ろ無益の勞にして其理由は第一一里の堤防を修理せんとせば爲めに他の一里の堤防に損害を與へざるべからざるの狀態なること第二堤防築成の勞を執るものは只夫によりて自己の安全を保つのみを謀り其他の住民は洪水の壓迫を受くるも顧みざればなり、故に此堤防築成は例ひ其效果少なきにせよ秩序的に且つ最良の手段を講じて一年十二ヶ月間怠らず之に從事すべきなり又堤防は一度築設せられたる上は絕へず修理することを要す且つ永久的に河川及び運河の爲めに警察を設置し此事業に注意せしめざるべからず

洪水地域の住民は苦難、飢餓、殘忍、劫奪等到る處に行はれざるなきこと此數年間に亘り毎年此地方に住居せる宣敎師によりて報告せられたる所なるが予の見る所によれば現實且つ鋭利なる洪水の災害により生する此等の害毒よりも一層恐るべき禍根は實に罹災者の被る缺乏及び失望による精神上及び道德上の惡結果なり、惡結果とは何ぞや若し住民にして其背後に豐作の年を期待し得るならば假ひ恐るべき洪水によりて非常なる災害を受くるも其或る者は此等災禍の刺激によりて反跳力を起し熱心に損害恢復の事業に勉め將來の準備を整ふる力を奮起すべし之れ普通健康民の共有する恢復約勢力なり

然るに北部安徽、北部江蘇の地方民は毎年引續き受けたる失敗と飢餓とにより全然此恢復力を失ひたること之れなり之を要するに以上述へたる諸河水の整理、

河川整理の意見

荒廢せる土地の改正等に就きては別に技術上の困難なし只費用及び時日の問題たるのみ目下の情況によれば約三萬平方哩の地域に於て約五分の三は全く收穫を得さるなり、而も此地域の地質は非常に豐饒なり若し此等の土地回復の事業完成せんか氣候の關係より云ふも一年二作は可能なるべし單に年々全地域の收穫可能なるのみならず、現に全然無價値なる約幾百萬「エーカー」の土地も亦耕作に適するに至るべきなり、之れ當に當路者の一日も早く着手せさるべからさる當然の急務ならずや(完)

支那

第參卷　第七號

目要

●四國借欵と日本
●日支合辦事業論
●支那に於ける商取引と興信所
●銅官山借欵問題
●山西河南に於ける福公司の事業
●廣東財政狀況
●南滿州水田志
●山東省に於ける麥稈眞田
●東蒙古旅行記
●最近の支那重要時事
●上海、奉天、福州、溫州通信
●支那事業界

東亞同文會調査編纂部

營業科目

○英國製米國製　紳士用實用自轉車各種
○二葉屋實用新案　運搬用自轉車
○英米獨佛製　自動自轉車
○歐米製　自動車
○自轉車及自動車用　パーマータイヤ
○英國製　自轉車用イーデーコースター
○人力車用　ハートホードタイヤ
○二葉屋製新案　人力車

本店 東京赤坂溜池
支店 東京京橋疊町
大阪淀屋橋筋

合資會社 二葉屋

振替貯金口座三九三三番

本店電話 新橋一六一番 支店電話 東京京橋七三〇番
同「長」一六二番 大阪本局二〇六七番

四川省峩眉山頂

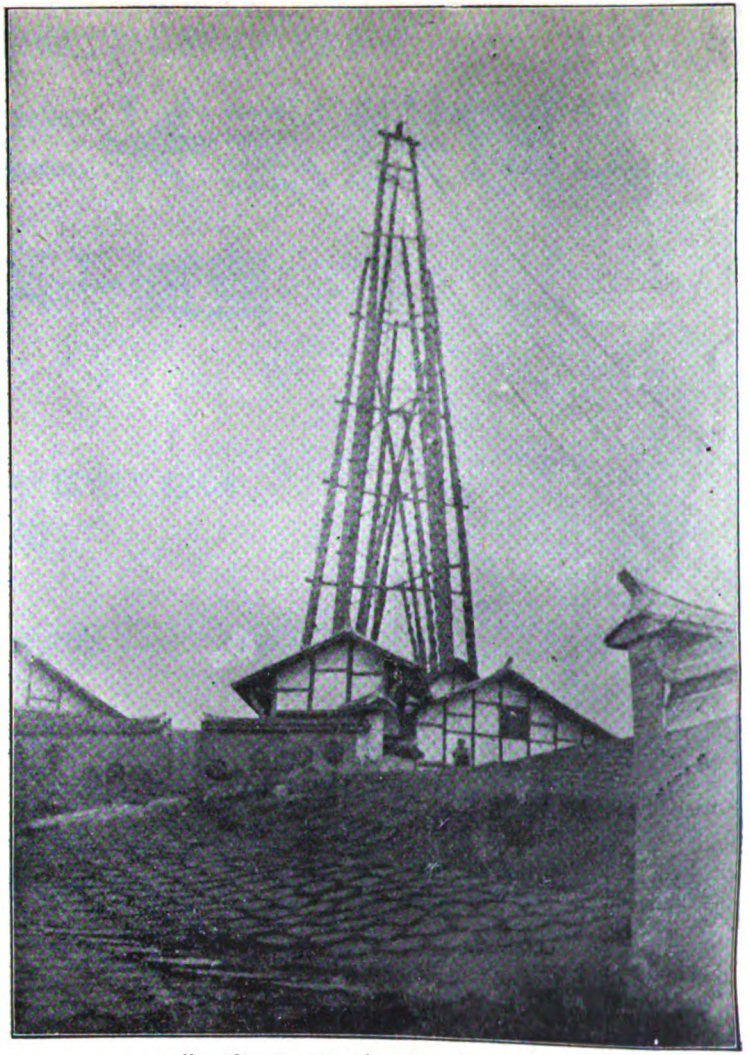

四川省自流井ノ鹽井

東京市麹町區錢瓶町（常盤橋內）

日本興業銀行

資本金一千七百五十萬圓

營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

支那第三卷第七號目次

口繪

四川省自流井の鹽井、四川省峩眉山頂

論壇

四國借欵と日本……根岸佶…一
日支合辦事業論(上)……松本忠雄…四
支那に於ける商取引の危險と取引所……太田外世雄…九

記事

銅官山借欵問題……一一
山西河南に於ける有望なる福公司の事業……一四
廣東財政狀況……一八
南滿州水田誌……二〇
山東省に於ける麥稈眞田……二四

時事

袁世凱の德政、新內閣組織難、廣東の擾亂、支那各地の不穩、新支那借欵問題、滿冶萍合辦案否決、朋黨比周の非

明治四十五年三月上半月 支那半月史

內治外交

◉南京參議院近狀◉袁大總統受任式◉廣東都督問題◉臨時大總統命令一束◉江西の北京趨都要求◉天津治安會宣言書◉襲元洪の臨時政府急設要求◉天津の掠奪品◉華僑通電◉黎元洪の內訌報告◉湖北の集合一束◉共和實進會宣言書

軍事雜事

◉南京陸軍部の行賞章程◉軍政分府撤廢◉列國軍の天津防備◉湖北軍隊駐紮地◉新民國の禁止書籍◉湖北高統制辭職

事

金融借款

◉安徽省借款問題◉上海茶業團の安徽借款反對◉中華銀行同題聲明書◉天津の墺國借款◉漢口錢舖閉鎖準備◉大漢銀貨鑄造◉湖北の借款反對

財政貿易

◉湖北の財政難◉湖北の財政◉北京商會の賠償要求◉外商と徵稅◉徵稅局の新設◉湖北の消費稅徵收◉奉天市況◉時局と海關◉南京の木業及綴業◉漢口經營染職員◉大連の對上海貿易◉滿州の三品受渡規定

地理紀行

東蒙古旅行記(完)……東亞同文書院錦齊班旅行隊…五三

通信

上海……六一
爲替、金融、棉花市況、上海附近屯在の現時兵數

奉天……六四
二月中市況、二月中爲替相場

福州……六六
借款問題、福建の財政狀態、義捐金の强制、公債の發行

溫州……六八

雜錄

◉蔡專使の北方狀況報告……七五

◉新官制通則……七七

◉浙江省に於ける地方官……七八

◉社會改良會……七九

事業界

◉山東省に於ける柞蠶黃絲繰絲廠其他

第一回清國年鑑

●印刷中●

四六二倍版
附圖數葉六百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる清國各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『清國年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積　●人口　●皇室　●政體　●政治
●財政　●教育　●司法　●國防　●外交
●農業　●鑛業　●工業　●商會　●會社
●外國貿易　●水運　●鐵道　●郵便　●電信
●電話　●銀行　●金融　●貨幣　●度量衡

●印刷中●

第三卷 第七號

論壇

◉四國借款と日本

根岸佶

對支借款は現在より將來に亘る列國間の大問題にして四國銀行團より日露二國に向ひ其參加を勸誘し來るや我政府は政治的借款には應ずべきも經濟的借款には應ずべき限りにあらずとの方針に基き直ちに其所謂政治的借款なるものに參加することゝなれり

一、政治的借款

我政府の主張する所に據れば革命亂の起るや列國間に於て戰亂を助長すべき軍資は官革二軍何れに對しても貸付くることなく秩序を恢復せしむべきものに對しては協同して貸付くるべき申合せあれば善隣の好誼上是非共四國銀行團と協同して出資せざるべからずとのことなり是は誠に結構のことなるに相違なきも四國銀行團は豫ての申合あるにも拘らず日露二國に相談することなく勝手に支那政府と借款契約を交涉しつゝありたるが東洋に於て至大の勢力ある日露二國の參加を得ざるときは前次の四國借款の如く契約を締結したる後に於て苦情を持込まるゝの恐れあると今後支那に於て何時動亂勃發し生命財產を傷害するやも計るべからず日露二國の參加を得るときは安心して放資することを得べきにより俄か

に日露二國の參加を勸誘したるものにして決して誠意あるものと認め難ければ我邦獨り當初の申合に拘泥し參加せざるべからざるの義務なく東洋に於て最も利害關係ある我邦が後馳に四國の我儘なる計畫に參加するに及ばざるべし

論者或は我邦が四國借欵に參加せざるときは今後四國銀行團が財政顧問を支那に容れ其政府に干渉するときに當り我邦に發言權なく東洋に於ける優越なる地位を傷くべしと曰ふものあり我邦が四國借欵に參加せざるときは該借欵につき發言權なきこと勿論なるも之が爲め我優越なる地位を失ふべしとは想像し難し若し四國銀行團が其債權者たる地位を利用し我邦の不利益を計ることあらんには東洋第一の兵備ある我國は飽まで之に抗議を提出し該計畫を打破すること容易なり財政顧問を支那に容れ其政治に干渉せしむるは支那の爲め頗る不利益なるは論ずるまでもなきことにして支那と特別の關係ある我邦は極力之を防止せざるべからざることに屬し自ら列國と共に其政治に干渉すべからざるは明なり從ふて該理由に基き四國借欵に加入すべきものにあらざるや寸毫の疑を容れざる也

我政府は四國借欵を政治的と經濟的とに區別するものゝ樣なるも四國銀行團は勿論支那政府に於ても此區別なし四國銀行團なるものは後に詳述する如く固と利權の攫得を目的とする團體にして支那の秩序を維持する必要上出て來りたるものにあらず我邦は善隣の厚誼上貸付んとし四國銀行團は利權攫得上貸付けんとするものにして趣意の懸隔甚だしく行動を共にするの容易ならざる明白なり他日違言を生ずるときは多勢に無勢我邦の敗北に歸し列國と共に支那人の最も厭忌する利權の攫得に從事せざるべからざる羽目に陷るやも亦計るべからず失策鮮少ならずと謂ふべし

四國借欵の總額は六億圓にして五ヶ年間に之を支出すべきものにして我邦は少くとも一億圓を引受け毎年二千萬圓を支出せざるべからず資本乏しく金利高き我邦に於て五分の低利を以て毎年二千萬圓を支出することの困難なるは謂ふまでもなし我邦政府は公債を外國に賣出し之を以て我邦の負擔を輕減せんことを計るものゝ如し若し此策にして功を奏すれば結構なるも果して奏功の望ありや否や支那の革命亂は昨年十月に始まり本年三月に至りて治まりたるものにして前後半歲持續し其間國庫の缺陷甚大なりしは想像するに難からず宣統三年度の豫算に據れば全國の歲入三億餘萬圓なるにより半歲の內歲入略ぼ半減したるべく軍費の支出莫大なりしにより通じて國庫の缺損二億位にして新兵數十萬の解散八旗兵の處分內外國人の損害の賠償戰後の諸經營等も亦二億位に上るならん此二口のみにて既に四億兩に達する勘定なり四億兩は即ち六億圓にして今次の四國借欵總額に齊し支那は新政施行の爲め毎年歲入の不足を生じ宣統三年度の豫算は七千九百萬兩の歲入不足を示せり劉豫算委員長の報告に據れば毎年六七千萬兩づゝ不足を生ずる筈なるにより今後支那の借欵幾億に達するや知るべからず一度貸付けたるものは中途にして廢止することを得ざるにより關係諸國は已むを得ず所要丈け支那に貸付くることゝなり今後支那公債の歐洲に於て募集せらるべきもの鉅額に達

し我邦の引受分をも歐洲にて募集せんこと不可能となるやも亦計るべからず此場合に及び我邦は如何なる策を以て之に應ぜんとするにや

以上述べ來りたる所に依り之を考ふるに我邦は四國銀行團に參加し支那に貸付けざるべからざるの義務と必要となく之を貸付くれば却て支那に益なく我邦に不利なるやも知るべからず左れば我政府は漠然と政治的借款には加入せざるべからずとの理由に基き四國銀行團に參加するは失策なりと謂はざるべからず

二、經濟的借款

我政府は政治的借款には加入せざるべからざるも經濟的借款には加入するの限りにあらずとの意見を有する由なるが吾人は政治的借款同樣經濟的借款にも加入することを欲せざるものなり請ふ少く其理由を述べんか

四國銀行團なるものは英米獨佛の四國が支那に於ける利權擴得の競爭に疲れたるにより歐米に於ける「ツラスト」の例に倣ひ連合したるものにして始め英佛の二國が死力を出して四川に於ける鑛山採掘鐵道布設權を爭ひしも其弊に耐へず英佛シンヂゲートを形り尋て中淸鐵道組合に變じ協同して利權を擴得することゝし津浦鐵道布設權に關し英獨二國の競爭劇しく双方の不利益少なからざるに至りしかば互に妥協し二國の資本を以て該鐵道を布設することゝし又川漢粵漢の二鐵道借款に對し英米獨佛の間に大葛藤生ずるや四國にて借款額を均分することに相談纏まり是より四國銀行團なるもの發生し先には一億の貨幣借款に應じ今亦六億の所謂政治借款に應ぜんとしつゝあり四國資本家團の前身たる英佛シンヂゲート中淸鐵道組合の規定を閲みするに支那に於ける鑛山森林鐵道運河電信電燈水道等有ゆる利權に關し其既得なると未得なるとを問はず合同出資經營し組合一國の得たる利權は一國之を私することを得ず之を組合全體に均分すべく組合に於ては利權擴得の競爭を禁止すると同時に組合外のものゝ利權擴得に對しては協同して之を防遏すべきものとあり四國銀行團に於ても略ほ同樣の密約あることは外交團の周知する所にして彼等は實に對支借款の大「ツラスト」たる也我邦が之に加入する場合には益々該「ツラスト」の勢力を增加し支那に於ける利權を擧げて彼等の有たらしむるやも亦知るべからず四國銀行團は數々我邦の該團に加入することを報告するは好意に出づる如く見ゆるも世間傳ふる所を綜合するに種々なる魂膽あるものゝ如し日本を加入せしめざるときは前次一億圓借款の際抗議を提起せられ大迷惑せし如く今後も亦復抗議を提起せらるゝの憂あり假令日本を加入せしめたりとて資本乏しく金利高き日本は事毎に低利を以て鉅額の金を貸付くること能はざるへく又假令貸付を爲したりとて多數の同一人種を以て一個の異人種たる日本を壓服し彼等の思の儘に行動することを得べく日本を加入せしめたりとて何等の害を受くる恐なきのみならず反て日本の各地に於て有する幾多の利權を吐出さしめ之を彼等の共同經營とし更に支那に精通する日本をして獨り利權を壟にすること能はざらしめ利權を搜索し

彼等に提供せしむるの利あり彼等が日本に加入を勸告する尤も次第なりと謂ふべし我邦の有力者間に於ても我邦の利權を迫害する彼等の計畫を防止するの必要上之に加入すべし之に加入したりとて我邦に特別關係ある滿洲の利權、滬冶萍、招商局の如きものを除外することの條件を提出すること必ずしも難からずと說くものあり謂ふに彼等が如何なる計畫を立てたりとて我邦の利權を害する以上は何時にても之を破壞することを得べきものなれば加入の際多少の條件を提出することを得たりとて我邦に害ありて益なき該團に加入するの必要少しもなし吾人は前號に於て論じたる如く該團に加入すべき資金を以て日支兩國に利益あるべき日支合辦事業に放下せんことを希望するもの也

三、結　論

昨秋武漢の地に其端を發したる支那革命運動は果して其眞正の目的を達したりや否やは、事元より疑問に屬す、然れども此革命運動の爲に支那各方面が多大の影響を蒙りたるは動かすべからざる事實也

而してこれが爲に支那民心が一大刺戟を蒙り或は實業熱或は企業熱の如きも勃然として起り支那經濟界の將來は漸く多事ならんとす、此時我日本が此將來の多望なる支那經濟界に對應するの策如何、元より二三にして盡きざるべしと雖も彼の日支合辦事業の如きも亦其一策なるべく近時漸く各方面より提倡せられんとす、吾人が此に此論をなす必ずしも徒爾ならざるべきを信ず

◉日支合辦事業論（上）

松本忠雄

第一節　日支合辦事業の必要

支那に於て日支兩國人が相共に計りて合辦事業の經營に任ずるはこれを支那人の爲に計るも、將た又日本人の爲に謀るも極めて有利にして且必要なるべし、而して是れが原因

政治的なると經濟的なるとを問はず我邦が四國銀行團に參加し支那借款に應ずることは吾人の頗る贊成せざる所なり我政府は既に四國銀行團と共に所謂政治借款に應ずべき旨明答したる由なれば駟馬も及ばざるものにして貸付くる外致方なけれども吾人が注意せる如く可成日支兩國に及ぼすべき損害を輕減せんことを希望せざるを得ず經濟的借款に對し四國銀行團と行動を共にすることを約束せざりしは我政府の上出來として聊か自ら慰めんのみ之に付きても露國が我邦と同樣勸誘を受けながら四國銀行團に參加せず目下獨立の行動を採りつゝあるは羨ましき限りにして我政府たるもの少しく之に鑑みる所なかるべからざる也

を考ふるに大凡數端あり

一、支那に資本缺乏せり　支那は土地廣大に人民衆多にして所産の原料亦豐富に所謂企業の要件に於て殆ど備はらざるなしと雖も、只彼は資本に於ては甚だ缺如せり、從來の支那研究者中には往々支那には金銀甚だ多きも、彼等は賊匪の掠奪と官憲の誅求を恐るゝと、運用の才なきとにより空しく地中に埋藏するのみと爲すもの多く、却て資本を支那人に提供せしめ日本人は勞力を出資して以て日支合辦事業を經營すべしと稱道したるものありき、然れども近時に至りては漸く支那には啻に人の夢想せる如く多大の資本なきのみならず、却て其甚だ缺如せる事確めらるゝに至れり又往々これありとするも支那に於ける金利の高率なる到底これを工業等に投資するに耐えず、則ち支那に於ける外國人の企業收益は普通七八分にして一割を超ゆるは殆ど稀也、然るに支那各地に於ける支那銀行の貸付利率は一割二分以上なるを普通とす、外國人が先進の智識技能を以て支那官憲の誅求壓迫を蒙らずしてさへ尙上の如き成績を擧げ得るに過ぎざる企業に於て支那人が更により以上の收益を見ん事の困難なる以上、斯くの如き高率の資金を用ひて企業に從事するは損ありて益なし、殊に企業には多大の危險の含まるゝをや

支那は既に資本以外の企業條件は略備はれるに、今や事變後の支那人心は大に實業熱に浮かされつゝあれば、將來資本だに十分ならば企業の大に勃興すべき事疑ふべからず、而して最も缺如せる此資本は這回の事變により或は財產を沒收せられ或は御用金を命ぜられ、或は强制公債を應募せしめられたる爲め益々逼迫し、到底外資によるにあらずんば、此實業發展の企望を充たす能はざるべし

茲に於てか外國の資金は續々支那に流入するに至るべし、而して確實なる擔保を徵し借款に應ずる元より利ありと雖も、吾人は只資金を貸して其利益を收むるのみを以て滿足すべからず、更に企業者として收益の分配にも與るの必要あり、これ彼の合辦事業の必要なる所以の一にして、啻に資を貸すのみならずこれ以上に一步を進むるを要とす

實業熱、企業熱の勃興は當然今後の支那に於てあらはるべき現象也、然るに彼等は只資本に於て缺乏せり、即ち飛ばんと欲して羽なき鳥の如し、彼等に此羽を與ふるものは外資の流入也、列國は今や支那に資を貸さん事に腐心しつゝあり、而して支那に於ける確實なる事業に對し資金を供するはこれ他日支那經濟界に於て雄飛するの基本たるものなれば、我國も亦此上に於て一籌を外人に輸すべからず、否啻に資を貸すのみならず、正に百尺竿頭一步を進めて日支合辦以て事業の經營に任ずるの策をなし、資本家として利子の收得に甘んぜず、企業者として利潤の分配を受くる事を企圖せざるべからず

二、支那人に事業經營の能乏し　將來支那に於て實業熱企業熱の勃興すべきは是れを這回の事變の歷程中に於て發生せる現象に見ても推し難きにあらず、而して支那人の雷同性に富める此風潮にして一度起らば各地各人皆新企業に向て狂奔する事宛ら彼の利權回收運動の盛行せる時の如かる

べし、然れども支那に新企業の起れるは漸く輓近の事にして、且又彼等に大局を見るの明乏しく、新智識に於て普からざるは、以て大企業を經營するに足らず、殊に支那人が公事によつて其私腹を肥やすの風習の馴致する所と爲れるは或は株式會社或は合資會社等の組織による事業に於ては、事に當るもの私曲を逞しうし易く、從て是等の企業により好成蹟を收めん事甚だ難し、されば將來支那に於ける新事業の企畫頻々として起らんも、彼等は空しく破滅に向て馳るものならんのみ、是を彼の利權回收運動に促されて起れる各種の新企業の現況に照し考へば、蓋し思半ばに過ぐるものあらん、斯くの如く破滅に向て馳るものに對して資を貸さんは啻に危險なるのみならず、これを借るもの〻爲に計るも、將た又貸すもの〻爲に計るも極めて不利益の事たるを免れず

蓋し斯くの如き事例は支那に於てこれを求むるに乏しからず、彼の川漢鐵道公司が未だ數哩の鐵道を布設せるに過ぎずして數十萬の資金をして雲消霧散せしめ、又吉長鐵道會社が鉅萬の資を總辦の私腹を肥すが爲に費し遂に再び借款をなすにあらざれば其工を竣ふる能はざるに至れるが如き其著聞するものに屬す、資を外國に仰ぎ外國の技師を雇ひ外國の會計監督を受けてすら尙且斯くの如し、他の支那人の欲する所に任ぜしむる事業の結果知るべきのみ

斯くの如き支那人に資を貸して徒らに其爲す所に放任せんは害ありて益なし、如かず資を貸すと共にこれを彼我合辦の事業とし、經營の大綱は新智識あり大企業經營の經驗あり手腕ある我邦人これを握らんには、然らば則ち彼の短は此に於て補ひ得べく彼我交々其利に浴するを得ん

三、支那工業勃興の對應策　我國は土小に人衆なるを以て勢ひ商工業を以て立國の大經とせざるべからず、而して我國をして商工業立國の策を立てしめんが爲には、其消費地として西隣支那を缺くべからざる也

支那は我商工業の市場として殆ど死命を制するの地位にあるは、これを近く革命事變後の我事業界の一起一倒に見ても推し難しとせず、支那に一度革命亂起つて紡績會社一大恐慌を蒙りしが如き、或は支那に帽子莫大小製品の需要起りて我國の是等製造業が勃興せしが如きは則ち此間の消息を事實に於て語るものならずんばあらず、然るに支那に於ては這回の事變前より漸く工業勃興の徵あり、爲に我國製品の販路を奪はれんとし或は奪はれたるもの一二にして止まらず、將來支那に於ける工業の勃興に對する我日本人の對應策如何とは早く邦人先覺の頭腦に往來したる所なりき、然るに此風潮は這回事變により益煽られて、更に舊來より急速度を以て進まんとするの徵あり、而してこれが對應策の講究は漸く焦眉の急に迫らんとす

支那に於て我日本人が工業を興す事は元より此對應策の全部にあらざるも、少くも其主要なる一策たるべきは蓋し疑ふを須ひざる也、而して支那に於て日本人が工業を經營せんとせば、單獨これに從はんより支那人と合同して以てこれに當らんに如かず、從て吾人は將來に於ける支那工業の勃興に對する我日本の對應策の一として日支合辦事業の

企畫の必要なるべきを斷言するに躊躇せざる也

殊に又歐米列强は將來支那に其製造品を賣らんとせば、或は運賃或は勞銀の關係上よりして、到底日本品及支那品の爲に壓倒せらるゝを免れざるより、盛に支那に於て支那の原料と支那の勞働者とを用ひ、其豐富なる資本によりて各種工業に從事するに至るべきは必然の趨勢たり、而してこれに拮抗する上より考ふるも亦支那に於ける日支合辦事業の必要を見る也

四、支那人の反抗を防ぐ　支那に於ける人種的僻感及政治上の意味に於ける排外運動は北淸拳匪の亂にあらはれ、其結果は兩宮遠く西安に蒙塵し燕京は外人に蹂躙せられ且つ鉅額の外債を負ひて美事失敗に歸せしより以來漸く衰へしと雖も、經濟上に於ける排外熱は利權回收運動外資排斥運動として多少成功したるを以て今に至て衰へず、或は外資を借らんとするあれば極力これを排斥し、或は外貨を斥けて國貨を需要せん事を稱導する等經濟上の意味に於ける排外熱は漸く熾ならんとす

而して將來外人が支那各地に於て其勃興せんとする支那工業に對應する必要上等よりして盛に、工業に從事するに至らば、此風潮は益熾盛なるに至るべし、我日本人が支那に於て盛に各種工業を起さば又當然此反抗を受けざるべからず、然れども若し巧に支那の各地の紳董又は資產家を說き合同以て事に當り、或は其名義を是等支那人に借り、或は是等支那人を利用して排斥の風潮を鎭壓せしめば、此種の排外熱を緩和するに於て甚大の効果あるべし

支那人と雖も外貨排斥外資拒絕が必ずしも支那の爲に利益也と信ずるにあらず、只其附和雷同の性質よりして徒らに相響應すると、其間これを利用せんとするものゝ益これを煽動するが爲にして、宛ら北米合衆國に於ける日本移民排斥運動の如き觀あり、從て心ある支那人はこれ等の排外運動の極めて不利にして又事實不可能なるを知れり、されば從て斯くの如く合辦等の方法によりて實ありて名なからしめ、愚昧の徒が徒らに聲を大にして叫ぶの臆を止めしめんを希ふの支那人亦これなしとせず、且又曾に彼等の名義を借るのみならず彼等をして資本或は勢力を提供せしめ、彼等をも眞の企業者の列に加へ、彼等に對して企業より生ずる收益を分配すると共に、新式企業の經營の方法を習熟せしめば、彼等の爲にも利益甚大なれば、支那人の有識者にしてこれに應ずるもの乏しからざるべく、斯くの如くして日支合辦事業を營む事必ずしも難事にあらざるべし、若し斯くの如きを得ば一擧にして兩々得る處あるべし

五、支那人の財產保護の一策　革命事變起りて以來富豪にして軍政府の爲めに或は資產を沒收せられ、或は軍資の提供を迫られ、或は此際の秩序紊亂に乘せる匪賊の爲に其資產を掠奪せられあり今や支那人の財產狀態は甚だ不安定の狀にあり、從て彼等中外國の國旗によりて其財產事業の安全を保たんとするものを生じ、此必要よりして支那人自ら外人との合辦事業となさんと希ふものを生ずるに至れり

斯くの如きは元より一時的の現象に過ぎず、此財產の不安定の狀態は遠からず除かるゝの時あるべしと雖も、然かも

此刹那は即ち支那人との合辦事業をなすに於て最も絶好の機會たるべし

支那人が事業經營の能力に乏しき或は其現在合辦を希望する事業中には收益十分ならざるものあるべしと雖も、精細調査の上苟くも將來に於て望を囑するに足るの事業ならば、喜んでこれに應ぜざるべからず

蓋し斯くの如き絶好の機會は其再び來らん事を容易に希ふべからず、故に速かに此機會を利用し其去らざるに先ち我邦人たるもの早く合辦の擧に出でざるべからず、惟ふに日支合辦事業は幾多の點に於て極めて必要にして又利益甚だ多し、斯くの如き日支合辦事業はこれを自ら希ふても元より企畫せざるべからざるに、今は支那人自らこれを希ひ來る、彼の區々の小是非の如きはこれを論ぜず萬難を排して速かに我立國の大經として極めて必要なる日支合辦事業の企畫をなすべき也

以上數端これを日本人の爲に計るも支那人の爲に計るも日支合辦事業の極めて必要なるは略々これを首肯し得べし、然りと雖も以上の原因より推せば日支合辦事業は日本人の爲には極めて必要なるも、支那人の爲には必ずしも日支合辦なるを要せず或は英支合辦にても米支合辦にても將た又獨支合辦にても、敢て關する所なきが如く、先進國の外人と合辦せば其缺陷は滿たされて必ずしも日本を選ぶの必要なきに似たり

然れども吾人は支那人の爲に計りて日支合辦が英支合辦、米支合辦に比して多大の利益あるべきを信ずるの理由を有す、惟ふに日支兩國人は其人種を一にし其文明の根源を一にし、風俗好尙亦相近似する所多く、彼の歐米人と霄壤の差あるが如きにあらず、或は其文明の根源或は其風俗好尙或は其心理狀態を全く異にする所の兩國人が合同して事業の經營に任じ好成績を擧ぐるの難きは其事例を我國に求め得べし、彼の日露戰爭後我國に於て企業熱の勃興するや日本人と外國人との合同企業の計畫せらるゝもの亦ありしが其好成績を擧げ得たるもの殆んどこれ無し、夫れ我國は維新以來汲々として泰西文明の採用につとめ、歐化の風潮甚だ盛なるに於てさへ尙且斯くの如し、況んや支那の如く守舊保守の思想深く且歐米文明の及ぶ事我日本に比して淺き支那に於て其好成績を擧ぐる能はざるは蓋し理の當然也

今卑近の一例を採つてこれを說明するも先づ支那人は歐米人と文字言語を絕對に異にすれば、彼我思想の交通に於て多大の不便を感ずべく、到底共に一事業を經營して圓滑の妙を極むる能はざるべし、又歐米人は支那の風俗慣習に習熟せざれば、彼等と共同事に當るとせば彼等には洋風の住宅を備へざるべからず、歐風の食物を用意せざるべからずして、彼等の爲に營業費を空費する事莫大にして、爲に十分の企業收益を擧ぐる能はざるに至るべし、斯くの如くんば則ち合辦に依て其の利を受けずして其の害を受くるものにして、これを支那人の爲に計るに到底耐ゆべきにあらざるなり

然りと雖も吾人の上述せる如く支那人は外人と共同するにあらずんば以て企業に從事する能はず、又外人と共同する

事を利益とす、然かも既に欧米人は以て共同する能はずとせば勢我日本人を指いて他に共同の對手を求むる能はざるべし、我日本は支那と相距る事近く互に了解する事極めて易く、風俗好尚亦相近きものあれば支那人の共同の對手として極めて好適たるべし、

殊に我日本も亦支那經濟界の將來の趨勢等より察して支那人と合同企業をなすの必要に迫られ且有利なるを覺ゆるを以て日支合辦事業起らば兩者交々其利を受くる事を得んこれ吾人が日支合辦事業が日本人の爲にも支那人の爲にも最も必要且有利なるべきを斷ずる所以にして、過去に於ける先例にしてこれを立證するの材料亦乏しとせず、吾人は更に節を改めて日支合辦事業の現況如何を詳說し更に其將來に及ばん

◉支那經濟界の危機と上海に於ける本邦興信所の設置

在上海　太田外世雄寄

政治的革命漸やく其端緒を得んとする支那現時の一般經濟狀態を概觀するに、舊制漸やく廢れて新政未だ興らず、過渡の混沌時代より正さに一步を進めんとする域にあり、之れを經濟思想界より見るに、由來支那の經濟界を支配せる對人信用主義は、外國商人との取引漸やく頻繁を加ふるに及び、漸次對物信用主義に移らんとし、之れを企業界より見れば商律發布以來、投資家企業家の旗色漸やく判明分離し來り、之れを金融界より見れば貨幣の運用益々敏活となり、加ふるに外資の輸入せらるゝもの少なからず、其氣運恰も我國明治二十年前後に於ける經濟狀態に髣髴たり、然れども更らに之れを裏面より觀察するときは、かゝる過渡時期の通弊として、箇人の信用甚だ薄弱となり、加ふるに由來支那は、商業資金に欠乏したる傾向あり、一度市場に破綻生ぜんが、恐惶忽ちにして襲來し、百般の經濟狀態を破壞せずんば止まざるの慘狀を呈すること概ね有之にも係らず、企業心の勃興は却りて恐惶を激成する射倖的投機心を誘導し、益々此薄弱なる過渡時期の支那經濟界を攪亂すること、最近數ケ年間相次て曝露する支那經濟界の恐惶により這般の消息を證して余す所なし

然り而して此所謂恐惶は經濟界が未だ舊來の秩序を維持し得る地方市場に起らずして、外國商人と取引旺にして已に經濟的過渡時代に入りたる貿易地に起るは、吾人の最も注意す可きとにして、此等の恐惶により最も影響を受くること大なるものは貿易商、特とに此等危險なる支那商人と取引交涉せざるべからざる外國商人なること云ふ迄も無く、遠きは明治四十年十一月に於ける牛莊東盛和の破產事件、次て四十一年初春に於ける天津掛賣事件より、近きは一昨年度上海に起りし陳逸卿及び源豐潤破綻、並び革命事變以來の支那一般經濟恐惶に至る迄、近々五年間連續せる大小十五六回の恐惶は、一として此等地方に於ける外國商人に

大損害を與へざるなし、されば之れに對する救濟方法を講することは現今各國貿易業者が支那と通商交易するに當り最も其頭を惱す所の問題にして、本年に入り或は支那商人に對し商業慣習の改制を促し、或は長期手形の融通を禁止するに至りしもの、何れも此目的に副はんとするものにあらざるなし、支那經濟研究者にして殆んど此問題に論及せざるなし、（先年六月五日發行同文會發行支那經濟報告書第二卷第十一號以下三號記載根岸先生起稿支那經濟界の危機の所論の如きは其重なる論文なり）

蓋し之れを救濟するの策たる多岐多端にして、或は一時的救濟方法あり、或は永久的救濟方法あり、又其手段に於ても直接間接の方法ありと雖とも、而も之れを事實に行ふは困難にして、且つ其效果の擧らざるは始んど同一なりとす只此等恐惶に際し、之等不確實なる支那商人と取引する外國商人が可成其蒙る所の損害を豫防し、且つ其額を少なくし得る各箇商人自衞の方法は、平常より其對手支那商人の信用を確知し得る事によりて達し得可く、之れが商業的機關として英米先進國を始め我國に於て設立せらるゝ興信所（Commercial Ageucy）なる一機關の必要なることは、支那經濟組織發達の階梯として又對支那貿易の現狀に鑑み、更らに之れと取引する外國商人の傾向に探り切に感ずる所なりき

聞く我國に於ける興信所の發達は、明治二十三四年に於て其緒ありしと、現今の支那は正さに當時に於ける我國の經濟狀態に比す可き也

然るに支那に於ては未だ興信制度に對する何等の機關發達せず、且つ興信上に關する行政商慣習等甚だ不完全にして、而も支那人は元より之れを組成す可き質にあらず、外人亦之れを希望すと雖ども、亦其能とする所にあらず、先年米國紐育に本店を有するアル、ダン興信所は、特に上海に支配人を派して之れが設立調査をなさしめたるが、遂に實行に至らずして引揚げしが如き、又有名なる米國グランドストリート興信所が、兼て其希圖を抱き乍ら猶未だ其目的を達し得ざるより見るも、歐米人夙志の存する所及び歐米人の克く其任に當る可かざるを遺憾とする狀察す可し

已てに其必要あり、而も支那人歐米人共に其任に當る可からざるものとせば、之れが任に當る可きものは日本人ならざるを得ず、蓋し日支貿易の密接にして且つ日人支那の事情に精知するに便なる二點より見るも、我國人が一興信所を支那に設置し主として我對支那貿易上の缺陷を補ひ、傍ら一般各國の公益に及ぼす可きことは、支那經濟上の覇者を以て任ぜんとする我國人の事業として、正さに勉む可き所なるに似たり

而して先づ其設立地として、支那外國貿易の總滙にして支那銀行及び外國銀行の凡てが其本支店を有する上海を撰むことに就ては、特に論ずる必要なかる可き也

論者此宿意を提して、我國經濟界の泰斗にして我國に於ける興信所設立に貢獻深き男爵澁澤閣下に致すや、更らに之れを東京興信所長森下岩楠氏に諮られ、昨年末遂に員を派して實地の調査を研むる事となり、其結果本年初上海に於て東京興信所出張所の設置せらるゝことゝなりたり

支那經濟界の危機に際し、我對支那貿易の爲め將又支那と貿易する外國商人の爲めに、本興信所の貢獻多からむ事切望に耐えず

◉銅官山借欵問題

各省財政の窮乏は今次の事變を以て其頂に達し何れも疲弊困憊至らざるなきも就中長江一帶にあつては安徽省を以て其最甚しきものなりとす同省は連年の水災に民力疲弊し財政奇絀せるに加へて今次の事變に遭遇し事變の當初にあつては新軍は潰散して四出槍掠し漸く獨立の宣言なるや内部の確執江西軍の横暴の爲めに首府安徽は空虚となり次で南北對立するや北安徽一帶は兩軍衝突の中心となり上下困憊財源の課すべきなく各省及中央政府の接濟又限りあり今や借欵に依らざれば殆收拾すべからざるに至れり茲に於てか舊年末以來當路者は銅官山の採掘權を擔保として借欵を成立せしめんと欲し中外各地に運動せしも同山の眞價は世評程になきと且時局容易に落着せざる爲め資本家に之に應ずるものなく遂に今日に至りしが去二月以來三井の代表者との間に折衝中なりし同山の採掘權を擔保として百五十萬圓の借欵を起すことは此頃漸く議熟し都督の代表者たる鑛務局總辦竇以珏氏と三井物產代表者との間に假契約成立し目下該假契約草稿を安徽省議會に廻付して討議中なるが其内容は中日合資銅官山鑛務公司設立契約と同公司對安徽都督百五十萬圓借欵契約よりなり其内容左の如し

一、安徽都督對中日合資合辦銅官山鑛務公司借欵契約の内容

第一條 由安徽都督は會社より百五十萬圓を借入れ銅官山採掘權を以て其擔保とす但し此借入金は中日合資合同鑛務公司の日本側株主の資本にして安徽都督及臨時議會は已に此

借款百五十萬圓は安慶省臨時の需要に充つる爲め借入るゝことを承認す此借入金受渡濟次第安慶都督及臨時議會は中日合資銅官山鑛務有限公司が日本側株主の株金百五十萬圓受入れ濟なることを承認す

第二條　此借款の利息は年六朱とし日本代表は手取り九六の割合にて貸付け將來償還の際は全額を返還するものとす

第三條　此借款の交付地を上海とし爲替に換算受入れは日本代表者之を代辦す

第四條　此借款は銅官山中日合辦本契約交換後一ヶ月內に百萬圓を日本代表者より交付す但し其內三十萬圓は成るべく至急交付すること其餘の五十萬圓は二ヶ月に交付すること又借款の全額は上海に於て日本代表者は都督より受取方を委任指定せる銀行に拂渡すものとす

第五條　此借款は五年以內を以て期限とし其利息は六ヶ月支拂ひ第三年目以後は每年元金五十萬宛償還し第五年目に至りて元利共に還濟するものとす

第六條　銅官山の鑛質もし技師派遣の結果不良なりし時は安慶都督及議會は借入金百五十萬圓に對し安徽省の米稅を以て之れが擔保となし若し米の稅撤廢されれば都督は安徽省の地方稅の一種を提出して之れが擔保とすべし

第七條　本契約は安徽省臨時議會を通過せし上は將來中國が如何なる政體を採用するにかゝはらず安徽省は必ず此次の契約を承認して有效ならしむべし

第八條　本契約は之を五通作成し一通は安徽都督の手許に一通は臨時議會に一通は日本領事の手許に殘りの二通は會社の中日代表者各一通之を所持すべし

二、安徽省議會代表及都督の委任を受けたる鑛務局代表と三井物產會社代表者との間の銅官山合辦に關する契約の內容

第一條　會社の中日代表者は安徽都督の許可を獲て安徽省地州府銅官山地方の鑛產を開辦すること其鑛區は本契約締結後會社より技師を派遣し安徽省行政長官より委任せる委員と合同測量の上決定報告すること

第二條　銅官山從來の組織を改めて中日合資合辦の會社とし中日合資合辦銅官山鑛務公司と名くること

第三條　會社の資本金を日金三百萬圓とし中日各百五十萬圓宛出資すること

第四條　銅官山の鑛區機械家屋其他一切を百二十萬圓と見積り之を中國合資の資本となすこと此資本は會社成立の後株券として發給し本鑛山に關する從來の交涉其他一切の苦情窒礙は安徽都督及省議會にて之を處理し會社は何等の責任を負はざること

第五條　中國側の出資は第四條の百二十萬圓と別に三十萬圓の株金を中國にて募集すること

第六條　銅官山の從前より有する一切の礦區礦產地房物料及權利並に特種の利益は悉皆新會社に繼承するものとす

第七條　會社か未だ正式に成立せざる以前は會社の中日發起人は先づ事務を擔當し本社を上海に設くること

第八條　社長は中日各一人とし取締役は中日各三人とす權

限は中日均等とし一切の事務を處理す記帳方法は洋式とし會社は別に中日各一人の監査役を設け帳簿會計の監査に當らしむ採掘に用ゆる技師工夫等は悉く中國人を使用す

第九條　會社が株金三百萬圓以外更に業務擴張に依り活動資金を借入るゝことあるべし此場合には其認るところの利息は市價を按し其活動資金を如何に借入るゝかは會社は別法を設けて調用す

第十條　會社が毎年獲る所の純利益を別ちて十二分とし五分は株主の配當に宛て五分は會社の活動資本借入れの償還に宛て一分は中日發起人に配當し其餘の一分は役員の賞與に宛つ

第十一條　會社は中華民國に登記し將來頒布すべき中華民國の鑛務章程を遵守すべし

第十二條　會社の存續年限を三十年とし三十年の後は安徽省より提議買收することを得唯日本株主所持の株券に對しては株金額を支拂ひて回收するものとす

第十三條　株券賣收後鑛山の一切の財產に對し公正人の評定を請ひ若し其價格が三百萬圓以上に上るときは其過剩額の一半は日本の株主に與ふべし

第十四條　此契約訂立後日本株主の代表者より日本の技師一名を銅官山に派遣し鑛山の鑑定をなさしむべし但し右技師派遣の際成るべく一ヶ月以前に其日程を安徽鑛務局に通知し該技師の招待に便にすべし若し派する所の技師が鑛山鑑定の結果鑛質佳ならず採掘の價値なきものと決すれば會社は直に解散し鑛山鑑定に要せし費用一切は日本株主の負擔たるべく鑛務局及中國株主には何等の關係なく若し又鑛質良好にして採掘の價値充分なる時は該技師派遣の費用一切は會社より支出するものとす

第十五條　本契約が既に安徽省臨時議會を通過したる上は將來中國が如何なる政體に確定するにかゝはらず安徽省は必ず本契約を承認して有效なるものたらしむべし

第十六條　本契約は之を五通作成し一通は安徽都督の手許に一通は臨時議會に一通は日本領事の手許に他の二通は會社の中日代表者一通宛之を所持す

右の通り契約に關し目下臨時議會にては盛に討議中なるが議會内にも多數の反對者あるのみならず大通軍政分府は絕對に反對し去十九日南京の外交部に宛て銅官山は全安徽人民が五十萬金を費して非常なる困難の末英商凱約翰より回收自辦とせるもの今又一二人の私利を營むものゝ爲めに外國人に與ふることは安徽全省民の默視し難き所況や專制政府已に倒れ安徽鑛務局なるものは已に存在せざる筈なる個人を以て私に其名を襲ひ外債を起して自欺き人を欺くは決して許し難し請ふ外交部より日本領事に照會し三井洋行が若し私人の朦混を受け該鑛山を合辦とするが如きことあらば生命財產の危險は弊處之を擔保せず」と云ふが如き激烈なる照會を發し更に上海其他各地の新聞に打電して安徽同鄉會並に一般の輿論に訴へて之を爭はんとし此他南京實業部總長各地在留安徽人留學生團其他知名の紳士等の反對頗る多く紛々として孫都督を論難詰問せしかば都督は去二十二日一片の陳情電報を出して一般に訴ふる所あり其大要

を抄錄せんか

「九月二十五日の兵變以來公私地を掃ひ省垣は赤立し外は四分五裂し安徽南北の錢糧厘金等の收入は多く蕪湖、盧州、壽州、大通等の軍隊に挪用され省域の軍警月餉一ヶ月十五萬元は南京政府より借用せるもの丶外は支出の途なく之に加ふる行政經費の出所なく何時迄も各人を義務的に使用すること能はず更に近く軍隊の統一を謀り現在の軍隊を整頓し章程に照して編制せんとせば一ヶ月內に百五十萬元を要し之に加ふるに諸般の行政經費を以てせざるべからず然るに一方本省の財政は紊亂其極に達し整理其緒に就くは正に今後數月の後なるべく此數月間に繰りたる現金を受入るゝに非れば獨り各項の機關停止するのみならず或は軍隊の反亂を來たすの恐あり籌務局長甕以珏は玆に見る所あり深く現在の窮狀を察して本借欵を提倡せしものにして若も安徽全省を敗壞に一任せんとすれば卽ち止む苟も秩序を回復し各項の政策を實行せんとせば借欵によるより他に妙策なく借欵せんとせば中外馳名の銅官山を合辦とするより他に方法なし

若し之れが爲めに流弊多大なりと衆論一致すれば卽ち之を取消すも可なるも現在蕪湖軍政分府已に撤廢され來月よりは同軍政府の軍餉五十萬元も亦都督より支出せざるべからず事機切迫猶豫すべきに非れば此難局を切り拔くるべき最良の方法を提致されんことを望む」と云ふにあり

將來形勢が如何に變化し行くやは豫測し難きも目下の形勢より推せば本借欵の成立は頗る困難なるべきか

◉山西河南に於ける多望なる福公司の事業（上）

福公司技師調査

公司は山西河南兩省の石炭、鐵の採掘を興辦せんとす、其礦質の佳儲藏の富なる固より言を俟たず、鐵道布設に至ては以て該礦產の運搬に資せんとするものたり、今親しく調査せる所を報告せんに、大凡三端あり、一は界內出產金石の富饒なる事、二は該礦產を轉運して各埠に暢銷するの計畫、三は此事業經營により獲る所の利益の概算也

今山西河南兩省の礦產の富を査するに實に男爵日其鎖蜂が上海商務總會に致せる書信中の各節に符す、同氏の測算によるに山西東半省所產の石炭は、其面積一萬三千五百英方里あり、其西半省の炭田は二萬英方里あり、英本國全體の石炭產出地の面積は僅九千英方里に過ぎす、故にこれを山西の炭田に比せば僅に四分の一のみ、又技師格那士氏が山西の北より黃河沿岸に至るの地を踏査せるに、途中經過の地處として石炭なきはなく、沿途炭坑に近きの村鎭所として

石炭を用ひて煮炊せざるなしと、又鐵礦の面積も亦甚だ廣し、然かも多く炭山と相錯綜し格那士氏は其錯綜の分數を確知する能はざりしと雖も、若し詳細に測驗せば鐵礦多きに居らんと、格那士の山西にある曾て該地の熔鐵廠に至り調査したるに鐵礦毎噸の價格僅に一志七片に過ざりきと云ふ、若し該省鐵礦極めて豐富ならずんば安ぞ斯くの如く至廉なるを得んや、格那士の見る所を以てすれば福公司が經營せんとする地域内の石炭鐵礦の豐富なるはこれを疑ふべからず、されど界内の石油の出產に至りては未だ正確なる調査なし、然し若し山西河南の北部にありて深く井を掘りて以てこれを求めは、敢て必ずしもあらずと雖も、然かも亦必ずしもなきにあらざるべし、而して其地勢について案ずるに必ずこれあるに似たり、現に山西の隣省に於て石油の產出する所あるが如きこれが例證たり

格那士氏曾て該礦各種石炭及鐵礦を攜へ歸り專門技師をしてこれを分析せしめしに、兩種とも極めて上質なりと、其一技師の言に曰く、炭質は頗る英國ウエールス所產のものに似て火力甚だ強く、汽船及汽罐車用に最も適せり、又鐵礦も品位最もよく且熔化し易く含鐵量は西班牙產の良鐵礦と相等しと、支那人の採掘方法其宜しきを得ざる勞倍して事功半ばに過ざるの觀あり、然かも實藏の豐なる土法を用ひて開採すと雖も、尙其工費及資本の廉なるよりして、人をして羨望せしむるに足るものあり、淺井より得る所の石炭は毎噸の元價僅に六片に足らず、曾て兩井を見しに一は深さ二百二十呎にして毎噸の採掘費一志六片、一は深さ、三百三十呎にして、毎噸の採掘費二十四片のみ、山西、河南の間已に開ける所の炭坑甚だ多し、然かも產炭額多からざるは礦產豐かならざるの故にあらず、皆道路崎嶇轉運に便ならざるによるのみ、運路稍便なるの所及來往又は貨物轉運に便なる所も、石炭運搬費牲駝を用ふると、手車を用ふると將た又騾車を用ふるとに論なく毎噸毎英里五片を要す、男爵日其銷峰曾て該省内各地の炭價を詳細調査して曰く井門にありては毎噸、四片に過ぎず、然かも三十哩を距つるの地に至れば既に十二志となり、更に六十哩を距るの地に至れば二十一志となるを見ると、運路不便なるが爲運賃の高率なる、これによつて見るを得べし、若し該處に於て大に礦務を興さんとせば運賃を儉省するの途を先づ講ぜざるべからざるなり

收益の計算をなすは創業の第一步也、今開辦後の利益を考ふるに大凡兩端あり、一は支那内地に於て銷售するの利益、二は開港場或は他處に運搬して販賣するの利益これ也、將來鐵道の布設成れる曉に於ける各所への運賃はかつて格那士詳細にこれを推算せり、これによれば山西より天津迄の運費は毎噸九志に過ぎず、南京に至るものは約十志也、若し採掘費を二志として計算すれば天津又は南京に運致するも其實費は十二志に過ぎず今再び上海天津及是等各港迄の沿途各村鎭の石炭消費額を推算せん、一千八百九十七年の支那海關發行の商務報の記載する所によるに、此年天津附近の炭坑の出炭量計一百萬噸にして、其平均價格毎噸約十五志許也と、これを本公司の天津に運致するものに比すれ

ば高價なる事正に四志也、又同報告に上海に於ける石炭の狀況を記載して曰く、上海に於ける石炭需要の多き、炭價の高き人をして羨ましむ、今年上海輸入の石炭五十萬噸に過ぐ、而して其價格前者に比し高き事百分の三十也、其中支那所產の石炭は五分の一に過ぎず、支那は實に天下に於ても最も石炭に富める區たり、然かも空しくこれを封鎖して徒に隣邦をして獨り厚利を得しむ甚だ惜しむべき也と

又千八百九十八年の商務報に曰く支那の進口貨物日に增加を見る、而して石炭の增加最も著し、本年の輸入石炭十三萬六百六噸其價格五百二十八萬六百二十兩にして、英貨約七十九萬二千磅に達す、若し支那にして鑛業を振興せば每年產する所を以て需要に足らんと、又英國ウエールス產の石炭及濠洲炭の支那に於ける賣行を見るに價格甚だ高く、ウエールス炭は每噸三十九志乃至四十志、濠洲炭は三十志を普通とす、本公司の經營せんとする炭礦は炭質甚だ良好に、且浦口迄の實費十二志に過ぎず則ち低價を以て售出し每噸二十志とするも尙且利益八志に達す、斯くの如き低價は元より英國炭及濠洲炭の到底能はざる所、則ち所謂七十餘萬噸の輸入炭は轉じて皆本公司より供給を受くるに至らん、支那內地に於ける石炭の需要額は格那士之れが的數を預知する能はざりしと雖も、然かも勢を以てこれを觀るに販路亦必ず興旺なるべし、蓋し其故二あり、一は本公司の賣價現時の市價に比し低廉なるにより、二は鐵路竣成後は石炭を運搬して人煙稠密の處に至り得べきが故なり、是等地方の在居民の用ゆる所の燃料は只柴草あるのみ、土民が舊法により採掘する所の石炭は轉運困難なる爲每噸每英里運費二片半乃至五片を要す、是等地方は冬季寒冽なれば若し低價に石炭を賣出さば、人必す喜んで依て以て寒を防ぐの料に供するに至るべし、これ銷路大に暢ぶべきの一因たり、今內地各處運河及衞河沿岸の各村鎭の炭價を表示すれば次の如し

地名	衞輝よりの距離	無煙炭	有煙炭
滄州	五〇四里	六七・三二	二九・五
泊頭	四六八	一〇一	二九・五
臨淸	二八三	八〇	三六
龍王廟	一八一	八二	三六
衞輝		三六	

無煙炭は北京西山より來り有煙炭は唐山より來る、淸化炭は西山炭より高し、故に泊頭より衞輝に至る迄は皆淸化炭を用ふ、運河と衞河とは臨淸に於て交す

衞輝に於て販賣せらるゝ石炭は多く老手河より來る、該處は衞輝を距る四十哩にして產地に於ける價格塊炭每噸十三志六片、粉炭四志九片なるに、衞輝に於ける價格は塊炭三十六志、粉炭十八志也、今本公司に於て塊炭を衞輝に出すとせば、其原價は五志のみ、衞輝より水路により運出する石炭は豫め其的數を知り難しと雖も、目今販路甚だ大ならざるは其價格非常に高價なる爲、富豪にあらずんば購入するに耐えざるによる、若し鐵道の布設成つて至近なる衞河々岸に達すれば此より更に舟運を借りて運搬せば本公司の石炭は衞河運河及沿岸の各村鎭に運住するを得べし、且又

衞河の支流甚だ多ければ轉運甚だ容易に、將來其販路愈推廣するを得て穫利極まりなからん、今試に泊頭鎭の炭價を以て之れを觀るに、泊頭鎭は衞輝を距る四百六十八哩にして修武の淸化より運致するの塊炭價格每噸百一志也、將來轉運容易なるを俟ち本公司の石炭を運住せば、此價格の五分の一を以て販賣するも尙每噸十志以上の利益を得べし、これ衞河沿岸に於ける石炭販路情形の大略也

計畫中の澤浦鐵道沿線の石炭需要額亦之れを豫知し難しと雖も、惟ふに又少なからざるべし、何を以てかこれを云ふ、蓋し鐵路延長四百哩に踰え而して過ぐる處の村鎭亦皆通都大邑人煙稠密の區にして、大河小流四通八達せり、則ち本公司の石炭獨り經過する所の村鎭に消費せらるゝのみならず、更によく幽僻の鄕に入るを得べく、平常石炭の名を知つて然かも其物を見ざるの民をして、樂しんで薪に代へしめん、價格に至ては柯瑞君曾て詳細調査せる所によるに鐵路の經過すべく睢州地方は現時炭價每噸四十八志也、若し本公司此現在價格の三分の一を以て販賣するも尙每噸九志の利を獲べし

英國の哈爾氏が一千八百九十七年に著はす所の產煤記によるに、英國民衆日用の石炭は平均每人每年一噸也、若し又すべての石炭需要額（輸出額を含まず）を平均して計算すれば每人每年三噸〇四分の三に達すべしと、支那國內に於て需要する所の石炭が幾何迄供給を本公司に仰ぐべきや、元より其確數を知り難しと雖も、然かも其大數は知るを得べし、今試に下記二則を以てこれを見ん、

一、上海輸入炭中外國より來るもの每年七十五萬噸を超ゆ、本公司其全數を供給し得べく、且能く低價を以て販賣するを得ん

二、本公司鐵路の到る處及鐵路左右の水道の通ずる處の地域甚だ大に、居民五千萬人を下らず、石炭消費額これを英國人民の例によりて積算すれば正に五千萬噸に達すべし、但支那に於ては未だ商業興らざるを以て彼の英國の比例を以て直ちに推す能はず、然かもこれを積算して二百萬噸とせば必ずや當らずと雖も遠からざるの數に近からん

且又本公司の大に恃むべき所のものあり、一は水陸到る處人口稠密の區たる事これにして、二は石炭は居民及百工必要のものなる事これにして、三は本公司の石炭轉運容易なるより價格亦自ら廉に、貧富に論なく皆購ひ用ひ得べき事これ也、既に此三者の有利なる特點あり、他日の販路益廣からん、これ實に內地石炭販路狀形の大略也

彼の本公司石炭輸出の策に關しては現在把握なしと雖も試に他港の輸入石炭の狀況を見るに、一千八百九十九年の桑港石炭輸入額百八十萬噸ホノルヽ同十萬噸、新加坡四十萬噸にして、香港の輸入額はこれを詳かにせざるも其海軍根據地たるよりしてこれが需要當に少なからざるべし、今以上各港現時の炭價及本公司將來運往の價格とを左に表示せん

港名	現今の價格				山西炭價格	
	カーヂフ炭	日本炭	濠洲炭	ボンベイ炭	在浦口	運費計
桑港	一	一	四〇志 四八	一	一二志	二〇志　三二志

| | | |

支出の部

款別	項別	目別	摘要	廣貨	香貨	廣貨合計	備考
總計				八、三五八、七三		同	
小計				一、〇〇〇、三五七、〇〇		同	
大計				四、三五、六六、九二		六、四九八、六二四、五	
總收入合計				四、二七九、七八、二七			
各部行政費	都督府			九、三五、一〇		同	
	參謀部			二、五八、七三		同	
	軍務部			二、三八、八八		同	銅銀、經費軍衣費多し
	民政部	警察費		一、六六、五四		同	
	司法部			九、五、八〇		同	
	實業部			八、〇〇、〇〇		同	
	教育部			六、四四、四五		同	
	衛生部			六、五〇、〇〇		同	
	財政部			六、九、三〇		同	主に金庫經費
	小計			二、一七、二〇		同	
各廳縣行政費	南海縣			六〇、〇〇		同	
	番禺縣			六〇、〇〇		同	
	三水縣			一、〇〇、〇〇		同	
	四會縣			八〇、〇〇		同	
	順德縣			五〇、〇〇		同	
	前山同知			八〇、〇〇		同	
	小計			六四、〇〇、〇〇		同	金額多きもののみ列す
各軍隊費	民團			三五、〇〇、〇〇		同	
	陸關清			八、四五、〇〇		同	
	張練民軍			三、二〇、〇〇		同	
	編字營			三、二〇、〇〇		同	
	協字營			七、〇〇、〇〇		同	

款別	項別	目別	摘要	廣貨	香貨	廣貨合計	備考
王和順				一〇、〇〇、〇〇		同	
義字營				一〇、〇〇、〇〇		同	
民軍				一〇、〇〇、〇〇		同	
譚義軍				八〇、〇〇、〇〇		同	
粵城軍				九一、三五、〇〇		同	
務分部				八〇、〇〇、〇〇		同	
崇劑字營				四〇、〇〇、〇〇		同	
陸軍				六〇、〇〇		同	
第一軍司令部並第一協				三五、三五、〇〇		同	
新軍				二三、五五、〇〇		同	
李準				六〇、〇〇、〇〇		同	
遣散順軍				三〇、〇〇、〇〇		同	
惠州民軍				五、〇〇、〇〇		同	
同第一協				一〇、〇〇、〇〇		同	
香山全寧民軍				五、七、七七		同	
北江宣撫軍				四一、五〇、〇〇		同	
石龍軍隊				一、〇〇、〇〇		同	
石井民軍				一一、〇〇、〇〇		同	
鄧子瑜				一〇、〇〇、〇〇		同	
往東江				一〇、〇〇、〇〇		同	
南韶連				一〇、〇〇、〇〇		同	
屆軍				三〇、〇〇、〇〇		同	
同團民				三〇、〇〇、〇〇		同	
分軍				三四、三五、〇五		同	
外府				三四、三五、〇五		同	
小計							
水陸各營巡防、旗營、新軍、桂軍、警察、水付、保安游擊隊等				一二、六、三二、一二			
各處局經費	北伐費			四四、三五、〇五			
	小計			一二四三、六七、七二			

水陸營、軍務處、統制處、鹽政公所、官銀局、水魚雷局、講武學堂、船局、水師學堂、軍械局、電報局、官煤局、土敏士廠等に迄內支出多きは軍械局、電報局、水師學堂講武學堂船局等とす

各省協餉滙單			一四、三三一、六三
柳洲小計			三六、一五八、四四
慈善費			三、〇〇〇、〇〇
派赴各處員招待費			三九、一五八、四四
新川補發公費			六、三八二、三五
薪俸支銷費			四、七三六、〇〇
各項雜用			一、八九五、七一
港商借欵			一、三四二、三五
各處賬欵			三、一四八、二四
			六、三〇〇、四九
			一三、七八〇、〇〇
	水提中		
	營雲同左		
	營營南水		
	營等		
漠口へ			

各處電費			八、七八一、七
存欵			三〇、〇〇〇、〇〇
借出欵			八、〇〇〇、〇〇
暫付缺欵			三、一〇〇、〇〇
補水欵			二四、七五二、九三
夫價			三七、三〇
購生銀價			二七〇、九四四、三七
新造廠平添置各項費			四、〇〇九
	武器海軍物件修繕		
	一日平均支出高		
	總合計		
			三、一〇〇、五五四、四五
			六三〇、八八三
			五七〇、八三八
			八八、一七〇、六六
			三、七四五、三四〇
			一四〇、八六六、八五
			此六萬弗ハ鹿馬銀行借欵ノ一部
			廣貨ノ内八萬弗ハ紙幣

●南滿洲水田誌

一、水田の沿革及現況

滿洲の名稱世に重きをなせしは、日清戰役後三國干涉に初まり、繼いで露國の東清鐵道經營日露戰役により、始めて世界の耳目に一閃火を與へたるものにして、爾來世人の滿洲利源開發に着目するもの多きに至れり、然れども滿洲の土地は頗る天產に乏しきが爲めに、利源は之を農業に需めざる可らずと雖も、農業に從事する淸國人の農事思想至て幼稚にして、廉價收益尠き高粱大豆及粟等の耕作を以て主とする等、勞益伴はざる不經濟、且つ粗笨なる施農にして、水田栽作の如きは未だ嘗て見聞せざる所なり、其由來する處彼等淸人は生活程度極めて低く、高粱及粟を常食とし、其莖幹を燃料若くは家屋築造の材料とし以て足れりと爲すものなれば、水田開墾の有益なるに思到らず、且又水利に不便なる故なり、而して滿洲の大川細流は悉く緩流にして、水面勾配一哩に付き約二尺に過ぎざるを以て、是れが河水を曳用し或地點を灌漑せんには拾數哩に涉る水路を要すべし、從て多額の設備費と經常費とを投ぜざる可らざるを以て、水田栽作が高粱大豆等を耕作するに比し、遙に收益多きを知らざる彼等淸國人の到底爲し能ふ可らざるに歸因するに非ずや、若し水利至便にして水田開拓の術あり、水稻耕作の有利なるを周知せば、利を見るに敏なる彼等淸人は

早くより是れが經營に着手せしなるも、如何せん水田經營の有利なるは夢想だに及ばざりし處なれば、古來よりの慣習を打破し改良進歩を謀るに臻らざりしも、日露戰役後南滿洲鐵道附屬地及び附近各地に於て、邦人及朝鮮人の手に依り小規模の試作的經營を見るに至りたるを以て、淸國人も漸くにして覺醒し來り、之に倣ひて從來の高粱畑を水田に改造し、以て米作を企劃するに至りたるものにして、奉天附近公太堡子及新民府に於ける數百町歩を最多とし、千金寨開原及長春之れに次ぎ、其他我關東州內租借地各地に於て經營さるゝもの續々相接し、未だ其の大を謂ふに足らざるも、年を遂ふて逐次發展の傾向を示すは明なる處なりとす、今奉天鐵道附屬地勝弘農場主勝弘貞次郎氏が經營する一班を記して其水田稻作の有利なるを說かんとす

勝弘農場は明治四十二年初めて是れが經營に着手し、本年に至りたるものにして、在滿洲邦人水田經營の先驅者なりとす、而して氏は幾多の困難を排し損耗を省みず困苦勉勵して今や其の曙光を見るの機運に際會せり、然りと雖も猶試驗的にして其設備十分なりと云ひ難く、肥料種子の撰擇に遑あらず、耕作法も朝鮮式とも稱する極めて粗雜粗農なるに於てすら、一反歩に付き優に二石乃至三石の玄米を得、且つ品質も至つて良好にして本邦產米に遜色なき良質のものを得るを見るも、水稻耕作の好適地たるは證して餘あるなり

若し夫れ進歩したる學術上の知識と、熟練せる農業上の經驗とを以て、土壤を改良し肥料を撰擇し種子を精選し、以て此に臨み風土氣候の變化を參酌し、之れが適當の農法を研究し耕作に從事するに於ては、收穫の增加は勿論品質をも一層優良ならしめ、本邦品に優るの成績を擧ぐるは蓋し難事に非る可し

如斯にして土壤を改良し灌漑の法を講じ、以て良水田を開拓し適切なる收穫及耕作の方法を研究し、收益及米質に於て本邦に比肩するの實を擧げ、以て範を示すに至らば、利を見るに急なる淸人等は、坐視するに忍びず自ら競ふて我に倣ひ、其設備並に經營を採らんこと必せり、玆に於て彼等を誘導し、授くるに灌漑の術を以てし、敎ふるに耕作及收穫の法を以てする時は、從來高粱及大豆を以て蓋はれたる無限の廣野も、一變して水田となり、今昔其處を異にし、滿洲の農業に一新紀元を與へ、期せずして利源の開發を全ふし得べきなり、然るときは自然の結果として古來赤貧なりし農民の富力を伸張し、生活の向上を來すや明かなり、生活の向上は幾分購買心の發動となり、各種商工業發展の源泉となり其效果の莫大なるのみならず、滿洲に居住せる幾多の邦人は故國其他に高價を拂つて米の供給を受くるの要なく、生活上至大の利便を享受するに至らん、由之觀之に滿洲に於ける水田の經營は、吾人の生活上並に國家の政略上忽諸に付す可らざる必然の要求たるや、論を俟たずして明なる處なれば、之が經營者の出でんことを熱望する所以なり

二、風土氣候の關係

大氣の溫度は其表に示すが如く、毎年四月より八月に至る間は本邦に於ける札幌、函館、青森、秋田、朝鮮に於ける平壤、城津等に比して平均溫度高く、九月十月に入りて稍低きを覺ゆ、客年以前數ヶ年の觀測に依れば、氣溫の攝氏零度以下に降りし最終の日は五月十五日にして、秋季に及び最も早かりしは十月十一日なりとす、通常は五月に於て零度以下に降ること甚だ罕に、秋季に於ては十月下旬を最も多しとす、是れを以て見るに播種より苅取りに至る間零度以下の溫度に遭遇すること極めて稀有に屬するなり、而して數年間は平均氣溫に於てすら下表の示すが如く、本邦及朝鮮の各地以上の高氣溫なるを以て、稻の成育至つて良好にして本邦に於けるに比し、極めて發育早きを以て、自然發育期間の短縮を來たし、除草の如き母國に於ては五回以上を常とするに反し、四回の除草を漸くにして行ひ得るを見るも、米作の適否を推知するに足るなり

氣溫　表（三年間に於ける平均）

地名＼國別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
札幌	五、一	一〇、一	一四、七	一九、一	二〇、八	一六、一	九、三
函館	六、二	一〇、四	一四、二	一八、九	二一、九	一七、六	一一、三
青森	六、九	一一、七	一六、一	二〇、四	二二、七	一八、三	一一、八
秋田	八、五	一三、二	一七、八	二一、九	二三、六	一九、一	一二、四
平壤	九、一	一四、六	二〇、〇	二三、五	二四、〇	一九、〇	一二、六
城津	七、一	一一、二	一五、二	一九、四	二二、〇	一七、八	一一、七
奉天	八、九	一五、三	二〇、四	二四、三	二三、三	一六、六	九、六

本邦に於ては稻の成育期に於て、浮塵子及螟虫等の簇生するあり、爲めに收穫の減少を致し農民をして飢餓に泣かしむること再三にして止まざるの結果、耕地を整理し苗田を改良し以て之れが害蟲驅除に有ゆる手段を講じ、尙且つ幾多の資財と勞力とを費し以て之れに備ふるに反し、南滿洲に於ける氣溫は左表に示すが如く、米作期に於ける最高最低の差甚敷晝間に於ける氣溫の昇騰するに反し、夜間に於て著しく低下するを以て、是等害蟲の發生繁殖を容易ならしめざるものか、或は他に源因の存するかは詳知する處に非らざるも、兩三年間試作の經驗に見るに、害蟲發生のため收穫を害せられしことなく、唯本邦に於ても能く見る髓蟲の會々蔓延するを目擊することあるも、浮塵子及蛆蟲の如く被害甚しからざれば、恐るゝに足らざるものにして害蟲のために收穫上害を蒙る憂無きを確認するなり

氣溫　表（奉天測候所調査）

年次	四十二年		四十三年		四十四年		平均	
月次	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
四月	一三、〇	零下〇、四	一四、九	二、〇	一三、九	一、三	一三、六	一、二
五月	二三、〇	八、四	二三、八	八、〇	二三、八	八、八	二三、九	八、四
六月	二七、四	一四、二	二六、四	一四、五	二七、〇	一五、三	二六、九	一四、六
七月	二九、七	二〇、二	三〇、八	二〇、〇	二七、八	一八、九	二九、四	一九、六
八月	二八、六	一九、二	二八、三	一八、七	二七、六	一八、五	二八、一	一八、八
九月	二三、三	一〇、七	一九、九	七、七	二四、七	零下一、三	二三、六	一、二
十月	一四、四	三、三	一六、九	四、六	一九、四	零下三、五	一六、九	零下〇、八

毎年四月より十月に至る稻作期間中、七月下旬より八月中旬に至る約一ヶ月間は、滿洲に於ける雨期なるも、本邦に於ける雨期の如く陰濕數十日に亘ること甚だ稀にして、晴

雨交々至り一日中に於て數回の晴雨を見ることある間歇的の降雨なれば、雨量餘り多からずして稻の發育に何等の害を與ふることなく、却て灌漑のの一助として便益尠なからざるなり、曾々地を覆すが如き大雨の降下することあり、爲に浸水の害に遭遇することなきに非るも、極めて稀有のことに屬し、概して雨量少く奉天測候所の調査に依るに、毎年五月より十月に至る降雨量合計六百粍内外に過ぎずと、而して次項灌漑に於て詳說するが如く、滿洲の土地は概ね地層水豐富なるを以て、灌漑水の如きは適時の降雨に如かずと雖も、掘井戸により地層水を灌漑するに充分にして、降雨に俟つの要なければ、雨量尠き爲め旱魃の害を受くること殆と無きものと確認するを得

本邦に於ては九月上旬恰も稻の開花結實期に際し、暴風雨の襲來するありて收穫上少なからざる損害を蒙ることあり、時としては地方に依り稻田忽ち變じて廣然たる荒野となり、沼澤となり、以て收穫の減殺は忽論皆無たるの慘害を與へ、幾多民衆の糊口を奪ふが如き慘狀を見ることあるも、南滿洲に於ては毎年四月中旬より六月中旬にかけて强南風の襲來あるも、爾後十月中旬に至る間は概ね快晴の日多く、殊に本邦農民の最も憂ふる風の秋とも稱する二百二十日も此快晴中に經過するを以て、何等憂ふる處なきのみならず、天候の快晴は氣温の昇騰を促すものなるを以て、稻の發育は勿論開花結實に好果を與ふること少なからず、

三、耕作土地の狀況

夙に知られたる如く滿洲は廣漠無限の平野にして、東洋の農場と謂ふも過言に非ず、毎年大豆高粱の產額に見るも其一般を窺知するに足る可く、是等の廣野は悉く高粱及大豆等の耕作地として耕されつゝ居るを以て、改墾を爲し水利を開き水田を開拓し米作を企てんには、本邦に於ける山間荒地を開墾するに比し、極めて容易にして且地域に制限なく發展伸張皆自由なるも、現今清國の狀態に於て土地所有權を得ること殆ど不可能事に屬するを以て、清國人より土地の賃貸借を爲さんとするも、清國官憲の干涉する所となりて果さざるなり

玆に於て既得の南滿洲鐵道株式會社鐵道附屬地を見るに、地域廣宏ならずと雖も總面積五千八百八十萬坪を有す、而して鐵道用地、市街地居宅地並に標準水位より高きもの低きもの及全々開墾の見込なきもの三千六百五十萬坪を除外するも、裕に二千二百三十萬坪の豫定水用地を得らる可く、然して是れが、土壤に付て見るに、含水量表土は冲積層にして、硬化性に屬し肥沃ならずと雖も、從來高粱大豆等を耕作して相當收穫あるを見れば、未だ必ずしも瘠貧なりと云ふ可らずして、勝弘農場兩三年間に於ける水稻成作の結果に見るも、耕耘に易く保水力あり、地味亦和平にして收穫少なからず、且米質に於ても本邦及朝鮮產に比し遜色なきことを確認する處にして、米作の好適地たるを疑はざるなり

開墾に至りては荒蕪地と雖も故國の如く樹木の繁衍岩石の蟠屈殆どなきを以て、樹根笹根の錯雜することなく、且つ

何れの地たるを問はず、石礫の混在すること無ければ、篩にかけ石礫を區分するの勞更に無く、唯鶴嘴鍬等を以て開掘したる土塊を粉碎し、地均を爲し、水平面に從ひ畦畔を築き灌水するを以て足るものにして其簡易なるに於ては到底日本の及ふべき所に非るなり

既耕地即ち從來の高粱畑に在りては、本邦に於ける畑地の如く石礫の混することなく、悉く壤土を以て覆はれ居るものなれば、改墾極めて容易なるも多少の傾斜高低は免れざるを以て、地均を爲し畦畔を作ること未墾地と異ならず、如斯にして開拓せられたる水田を、牛耕若しくは馬耕に依り土壤を鍛錬し以て蒔付又は移植を爲すなり

而して是等開墾を爲すに當り、尤も注意を要するは地利地勢の撰定なり、若し是れが撰定を誤れば降雨毎に浸水の害を受け、且又灌漑の不利不便を來たし、其勢苦と失費の多大なるに反し收穫の少額なるのみならず、地位に依りては全く收穫を得ざるの慘害を見ることあり、地利地勢の良否開墾の難易等の事情に依り、是れか開墾に先後の別を生ずるは免る可からざる自然の現象にして、結果沼河及澤の附近に位する低濕地其他山麓の地等の高所、或は傾斜の度甚しき地位の荒廢に歸したるものなれば、荒蕪の地を開拓せんには好適地を得るに難きを以て、從來の高粱畑を改墾するに如かず、然れども南滿鐵道附屬地に在りては露國の東清鐵道經營以前迄は、普通一般の土地と等しく耕起せられしものなるも、鐵道の敷設經營に由り耕作中斷せられしものなれば、比較的好地位の箇所と雖も雜草繁茂し不耕の原野と化し、荒廢に歸したるものなるを以て、適地を得るに易く開墾亦容易なり、殊に數ケ年間休耕の結果耕作上施肥其他の上に於て好影響を與ふること尠なからざるなり

◉山東省に於ける麥稈眞田

一、生產地の狀況並に生產者

麥稈眞田の市場として最も有名なるは萊州府下沙河にして濰縣以東の各縣下より產出する該品は悉く沙河に集まり、此地の問屋を通じて或は靑島或は芝罘より海外に輸出せらるゝ狀態なる故、麥稈眞田の產地は僅かに東部山東並に山東鐵路の沿線に限らるゝが如く思はるゝも、之れ大なる誤解にして、凡そ脚を山東內地に容るゝ者は、此の生產が偏く土人の與かる所にして、至る所其產額見る可きもの有るを了知するに至らん、而して此等各產地に就て其生產の狀況を見るに、之を專業とするものは濟南、濰縣、萱縣諸城に於ける公司及び製造局等を除く外、其大部は總て農民が農作の餘暇其副業として爲すもの、及び野外の耕耘に堪え得ざる婦女小兒の編製するものに係る、而して其生產高最多き地方は萊州府、靑州府、濟南府、武定府兗州府下にして、就中萊州府の濰縣及び沙河を以て最大生產地

とし、山東に產する約三分の一は此の地方にて編製せらるると云ふ、次に眞田の編成を專業とするものを見るに、濟南の敎養所、濰縣の合豐公司と稱し、我明治三十九年に設立せられ麥稈眞田編製を目的とする公司、並に地方官衙の保護の下に設立せられたる工藝局に於ても、近來敎師を聘して之れが編製に從事せり、但し設立日猶淺く其製品の如き本より精巧なる能はずと云ふ、次に諸城に於ては明治四十二年頃より設立せられたる草帽編公司なるものあり、之れ濰縣の工藝局の如く諸城縣衙門の保護と奬勵の下に學生を募集し、土民に麥稈眞田業の忽にす可からざるを敎へ盛に其繁盛を期畫し居れり

次に黃縣に於ては、四十二年八月戚陘慶なるもの發企し資本金五萬兩を以て、麥稈眞田の會社を設立せり、戚某は沙河の麥稈眞田敎養所卒業生なりと云ふ

二、生產の方法並に種類

今一般農民の編製する方法を見るに、麥稈眞田を編まんとする時は、先づ麥稈を割開す、之の割開には弓形の巴狀をなしたる所謂四角機器（鐵製のもの）なるものを用ゆ、又麥稈を割開せざるまゝ編製する事有り、斯くて割開又は割開せざる麥稈を編まんとする前に之を漂白せざるべからず、漂白庫は之を薰編洞子と稱し、床下に爐を設け空氣の出入無からしめんが爲めに之を密封す、此の內に於て硫黃を用ゐて漂白し完りたるものは之を精撰し、採用すべきものと採用すべからざるものとを分別取捨し、以て眞田の製編に供す、而して之を編み完りたるときは再び漂白庫に入れて、漂白すること三日間、更に之を三日間日光に乾燥し、然る後一卷毎に捲き上げ其の一捲の長さは大約六千碼とす

次に山東に編製せらるゝ麥稈眞田の種類を見るに、其數元より幾十を以て數ふべきも、其の重なるものを上ぐれば次の如し

種類	量	價格（芝罘兩）
玻七筋平打	每包六〇碼把四八〇個入	九〇兩—二九五兩
陽信平打	每包一二〇碼把二〇四個入	五五兩—五八兩
浮邱平打	同	四二兩—四五兩
寧陽平打	同	三五兩—三七兩
興濟平打	同	七〇兩—一五〇兩
七筋白單巨條	每包六〇碼把二四〇個入	一七兩—二三兩
十四筋長翅巨條	同一三〇碼把二四〇個入	三〇兩—三五兩
九筋長翅巨條	同六〇碼把二四〇個入	二三兩—三〇兩
寧陽黃	同一二〇碼把二四〇個入	二四兩—二六兩
七大翅	同六〇碼把二四〇個入	二四兩—二六兩
八二翅	同同	二四兩—二六兩
各色平打	同	一七兩—二八兩
披大西筋	同	三〇兩—三七兩

次に麥稈眞田の最大產地たる沙河に於て取引せらるゝ種類及價格を擧ぐれば次の如し

種類	數量	價格
七草白耳編兒	一把（二四〇塊入れ）	四〇兩

割草兒平編兒	一箱	三二〇兩
單亘條	同	三二兩
雙亘條	同	三七兩
四草花編兒	同	三三兩
六草花編兒	同	三二兩

三、生產額

山東產の麥稈眞田は、其一部濟南、青島及芝罘に留まり帽子に作成せられて輸出せらるゝも、元來本品は純然たる輸出品に屬するを以て、芝罘と青島に於ける輸出額に就て仔細に觀察すれば、山東に於ける生產額の概數を窺ふに足る可し、試みに明治三十九年以後の青島、芝罘兩港に於ける輸出額を揭ぐれば次の如し

年別	青島	芝罘	合計
明治三九年	六二、三八四擔	五、〇七四擔	六七、四五八擔
同四〇年	六二、〇七八	一、四一五	六三、四五八
同四一年	七六、一九〇	七八一	六六、九七一
同四二年	一〇三、九九六	三二六	一〇四、三二二

即ち四十二年度に於て急に九割餘の增加を示したる外は、何れも毎年六萬五千擔內外を上下するを見る、之れ思ふに山東の平均輸出額に近からん、只四十二年に於て斯の如き激增を見たるは、頗る奇異に感ぜらるゝも、元來芝罘及青島の二港より輸出せらるゝ、麥稈眞田は單に山東一省の產出のみならず黃河の水運に依て遠く河南、山西、陝西よりも運搬し來り之を濼口より鐵道の便に依て旺に青島に輸送せられつゝあるなり、故にこの二港の輸出額は直ちに以て山東一省の產出額なりと稱する事を得ざるも、又之と甚しき差異あらざる事は想像し得るなり、故に山東の生產額は過去數年の輸出額を平均し之れより、黃河の運搬に依て來る二割を除きたる額六萬餘擔なりと云ふ、概數を以て滿足する外他に途なきなり、而して之實に淸國に於ける麥稈眞田の總輸出額十三萬八千餘擔に比して、殆と半數を占むるものなり

四、貿易の大勢

山東鐵道の沿線に在る產地に於ては、何れも其附近の停車場例へば寧陽、泗邱、新城、新泰に在ては之を周村驛に運來し、同地の問屋に依て青島に送られ章邱、泰安、禹城、臨邑等の地は濟南へ、諸城泝州は高密へ輸送せらるゝ如く、何れも其生產地よりは小車、馬背、荷馬車の類に依て停車場に運送せられ、然る後青島に輸送せらるゝ、而して黃河流域並に西北武定府一帶の眞田は何れもジャンクに搭載して濼口に送らるゝ、小淸河沿岸又同じく濼口に集中す、斯くて濼口よりは濼濟鐵道に依るか、若くは小車にて濟南に運搬し濟南に集まりし貨物は此地の問屋及び外國商賈の手を經て悉く青島に送らる

以上述べし地域は何れも現今に於ける青島の輸出勢力範圍に屬するものなり、次に山東鐵道開通前に於ける芝罘輸出勢力範圍に屬せし地方を見るに、前述せし諸產地は何れも芝罘に仕向けられ、濰縣以東の地に在ては皆西來の品と

合して、沙河、蒸陽、黃縣に集まり、陸路若くは水路芝罘に輸送せられ、芝罘以東の諸地も概ねジャンクに依て芝罘に仕向けられ、事實上山東の麥稈眞田は悉く芝罘に集中したりしなり、而して山東鐵道の開通以後と雖も、數年間は歐米各地に輸出せらるゝ同品は、從來の習慣上凡べて芝罘を經由するを常としたりしが、其後漸く鐵道の至便なるを認めらるゝや、沿線の各地は勿論濰縣以東の大市場たる沙河の商人も鐵道に依て青島に輸送し初めぬ、即ち其原因とする所は、其製品を芝罘に運送するには陸路馬驢に依るか、又は荷馬車を雇はざる可からず、若し之を水路に取れば沙河の北方渤海灣の沿岸に在る虎頭崖迄陸送し、同地よりジャンクに搭載して芝罘に輸送するを常とせり、即ち陸路に依る時は五日を要し水路に依れば虎頭崖までは一日にて達し得るも、同地よりジャンクは順風なれば一、二日にして芝罘に達し得るも、逆風のときは往々十數日を費やす事少からず、然るに今鐵道にて青島に輸送するとせば、沙河より山東鐵道の最近驛たる丈嶺迄は十清里、一日にして達し得べく、丈嶺より又半日程にして青島に至るべし、然して其運賃も前者に比し非常に低廉なる上、獨逸政廳は青島の繁榮策として芝罘に集散する貨物を同地に吸收せんとして、青島より出づる貨物に對し多大の便宜を與へ、且つ明治三十九年より濮堡亞米利汽船會社は青島より歐洲に輸出する麥稈眞田の運賃を上海より輸出すると同一率に引下げしを以て、左なきだに青島に向はんとせる眞田は其後益々同地に出づるに至りしなり、之れが爲め從來芝罘に在て麥稈眞田を取引したる商人は、殆ど全部青島に移轉したるが如き次第にして數年前の主客の位置を顚倒せる現狀なり、今過去十年間の青島及芝罘兩港より輸出したる麥稈眞田の統計を擧ぐれば這般の傾向を知るに足らん

年度	芝罘	青島（單位担）
明治三三年	三五、七三七担	一、八七〇
同　三四年	三三、四八一	三、四三五
同　三五年	二九、六三八	一一、六九七
同　三六年	二三、八四一	九、九六九
◉同　三七年	一六、六九七	一〇、八三六
同　三八年	一〇、八三六	四一、四一七
同　三九年	五、〇七四	六二、三八四
同　四〇年	一、四一五	六二、〇七八
同　四一年	七八一	七六、一九〇
同　四二年	三二六	一〇三、九九六

◉印ある三十七年には濟清鐵道開通せしなり

五、生產地消費地間の運送及運賃

生產地より青島芝罘に運送する方法は、既に貿易の大勢に於て之を說述したれば、本節に於ては只其運賃を示さん、

濟南府臨邑縣より青島に輸送する運賃

（但し一包二百四十棚、一棚二十碼重量一包三百斤餘とす）

臨邑より濟南に至る運賃（三日程水、陸）　二五〇元

濟南より青島に至る汽車賃（一車借切り）	一九四元
輸出稅	〇二七
埠頭稅	〇一二
青島より濰堡迄の運賃	九〇三二
濟南及青島に於ける諸費用	二〇〇
計	九七一五

六、內外取扱商人及組合事情

沙河に於ける麥稈取扱商人

戶數二千五六百其內麥稈眞田を取扱ふ、商賈五十幾個有り、而して同地に於ける大商賈若くは富豪と稱すべきものは、悉く眞田を取扱ふか若くは該品の取引に依て資產を造りしものなり、今青島及芝罘の取扱商人と常に連絡交易せる問屋を擧ぐれば次の如し

益和昌　恒祥茂　通聚和　恒順昌　通聚公
●會祖德　正祥義　同祥永　正祥號　益成祥
通祐德　乾和順　天和順　恒成永

等にして一ヶ年の取扱額は四萬包其價格二百數十萬兩に達すと云ふ

青島に於ける商賈

青島に於て麥稈眞田を取扱ふ商賈は、支那人大多數を占め外國商人は單に眞田の一手輸出をなすもの皆無にして、平素各種貨物を取扱ひ輸入をも兼ぬる貿易業者其代理者或は汽船會社、運送會社に至る迄之を取扱ふ、而して此地に住める支那人の取引も從來直接に外國に仕向けるもの少かりしが、近來概海外と直接取引を初むるに至りぬ次に外國商賈にして眞田を取扱ふものを擧ぐれば次の如し

商號	營業種類
盎斯洋行	船舶保險輸出入業
瑞記洋行	輸出入業
相宜洋行	代理業
備德洋行	貿易業
富有洋行	輸出入業
禮和洋行	輸出入業
耀記洋行	雜貨及輸出入業
捷成洋行	船舶輸出入業
德成洋行	輸出入業
羅達利洋行	輸出入運送業
馥香洋行	輸出入業及代理業
順和洋行	輸出入業代理業
禪臣洋行	輸出入保險船舶代理業
祥福洋行	輸出入保險代理業

次に同品を取扱ふ支那商賈を揭ぐれば

商號	營業の種類
正祥	
恒祥	
福聚	
萬順恒	
同泰和	
公和順	

益豐
瑞麟祥

此等は明治三十七年鐵道の開通後芝罘より移轉し來りしものを含み從前他の貨物の取引を兼ねしものも近來漸く獨立の一營業課目たらんとする傾向あり、而して日本商人にして該品の取引を爲すは僅かに三井一家に限られたり、

芝罘に於ける商賈

既述せし如く清商にして麥稈眞田を取扱ふものは殆ど靑島に移轉せしを以て、玆に特に專業とする商賈を擧ぐる事を得ず

七、現在及將來に於ける需要供給の大勢

從前芝罘が眞田の輸出港として最も盛況を極めし當時は、其額未だ三萬五六千担を越えず、靑島の如き僅に一千担内外を上下せしに過ぎず、且つ其品質も染付及色入等の如き下等品も相當の需要あり、其品質に至りては到底我輸出品と競爭し能はざりしが、其後數年の後に至りては、取扱商人が歐米需要地の嗜好を研究し、其最も嗜好に適せる眞田の製造に腐心し、其内地よりの仕入に際し尺幅長寸に就て注意改良し、其長さの如き從前不同なりしを改めて均しく百二十碼とする旨を各生產地に布告し、地方官衙も又此の產業に奬勵を與へし結果、沙河には麥稈眞田の敎養所設立せられ、黃縣にも四十二年に資本金五萬兩を以て一會社設立せられ、諸城濰縣にも之と前後して公司の設立あり、斯くの如くして一方海外に於ける需要の增加と嗜好の向上とは、山東に於ける生產者取扱商を激增し、海外の需要に應じて其產額の增加と品質の改良を重ね、遂に現今に於ける十萬担の輸出を見るに至れり、而して之を十年前に比するに三倍强、五年前に比するに約二倍の增加を示せり、而して斯の如き急激の增加は元より山東内地の生產を奬勵したるとは云へ、其の最大源因は全く黃河のジャンクに依て西部山東は勿論河南山西遠くは陝西よりも輸送し來り、之を山東鐵道に連絡せしめたり、故に山東内地の麥稈眞田の生產の增加及改良は、山東の背後に在る河南、山西、陝西と稱する大なる生產地の供給と相俟て、山東の麥稈眞田の輸出は猶洋々たる將來を有すと稱すべし

八、生產者問屋、輸出業者間の賣買慣習及相場の建立

麥稈眞田の最大市場たる沙河に於ては、十數個の問屋を有し、其他濰縣、周村、濟南、芝罘、靑島等の市場には何れも此等を取扱ふ問屋有て、此等が麥稈眞田の產出時期たる夏季より秋季に至る間に各々店員を各生產地に派して、之が買收に當らしむ、其買收の方法は何れも實物に就て一々檢查し、取引は現金の授受を以て結了す

次に問屋と輸出業者との賣買取引は、先づ八十斤を以て相場を立て、價格の相談纏れば貨物の受授を爲す、而して代金の支拂は現金又は一ヶ月拂とす、但し近來掛取引の漸く弊害を生ずるや、靑島に於ては現金若くは五日拂の上海宛

爲替手形を以て決濟する事を商務總會に於て定めたり、而して其口錢として賣手は九八扣と稱し賣買價格の一部を口錢として、問屋に與へ一分を買手に拂戻す慣習有り

九、荷造法

麥稈眞田の荷造法に二種有り、一は籠包(アンペラ包)にして他は箱入なり

前者は多く生產地より問屋が買集めたるものを靑島芝罘濰縣等に輸送する場合に包裝する荷造法にして、大抵四百八十塊又は二百四十塊を一包とし「アンペラ」を以て包裝す而して土地により一塊の捲數及段數を異にするに從ひ、其の總量は一樣ならざるも八十斤內外を普通とす

後者は外國輸出向の荷造法にして、箱入及籠入の二種有り、箱入は橫三尺縱二尺高一尺內外の木製にして、內面に油紙を敷き此中に麥稈眞田を包裝し、麻繩を以て縱二重橫一重に梱り風袋重量を記す、其の重量は大抵七十五斤內外なれど其種類に依り包裝せらるゝ數量を異にす、卽ち六十碼の四百八十個入三十碼の四百八十個入或は六十碼の二百四十個入三十碼の二百四十個入等有り、而して其袋の風袋は二十五六斤なれば、一箱の總量は大抵百斤より二百斤內外とす、其荷造費は約四吊文(二元弱)なり

籠入として荷造するは品質下等なるものにして之を「アンペラ」にて包みたる後稻稈の繩を以て梱らる其大さ綿糸の二倍餘有り、而して又「アンペラ」にて包みし後之を竹にて編みたる籠に入るゝ事あり、其風袋は十四五斤にして總量は百斤內外なり、其荷造費には一吊文を要すると云ふ

十、內地より仕入れ本國に至る一切の費用

今新泰縣より眞田の一種新泰編兒(十二碼二四〇個入り)を一箱馬背に積み周村鎭に送り周村より鐵道により靑島に送て日本神戶に輸出するとせば次の如し

新泰に於ける一箱の買入價格	四一兩(五七元)
周村迄の運賃(二百四十淸重)	二吊八百京錢(一元)
周村より靑島迄の運賃(隨時積込み)	一三八元
輸出稅	二六四元
埠頭稅	一一九元
雜費	一五〇元
日本迄の運賃	二六〇元
計	六七三一元

之を日貨相場一三元にて換算せば實に七六三九圓なり、之れ神戶沖渡しの價格なり

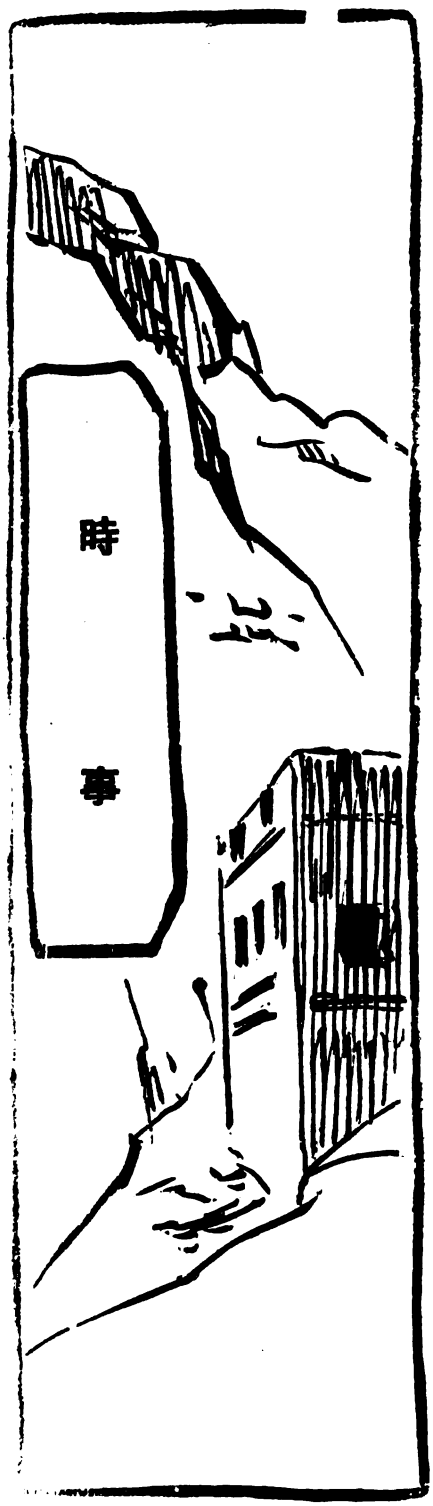

◉袁世凱の德政

袁世凱の大總統に就任するや先づ官吏及軍人に對し訓令を發すると共に、天下に向て大赦と免租とを宣し德政を布けり

支那をして共和政治の恩惠に浴せしめしものも袁世凱也、支那の南北を統一して新政府を組織するものも袁世凱なり、更に天下の民の罪科を赦し租稅を免ずるものも袁世凱也、袁は現代の支那に於ける第一人也、隨喜渴仰せらるゝもの故ある哉、其德政の命令を示せば次の如し

▲大赦　國體の變更は首として繁苛を盪滌し民と更始するに在り我國民專制官吏の弊を積受し失敎罹罰、政多く甚だ平かならず囹圄に陷る或は其罪に非ず玆の民國の初基に當りては正さに宜しく舊染を蠲除し咸な共に維新すべし凡そ中華民國元年三月初十日より以前我國民の不幸にして罪に罹るものは眞正の人命犯及び强盜を除く外輕罪重罪と已に發覺せると未だ發覺せざると已に結案せると未だ結案せざるに論なく皆之を除免す我が國民其れ自ら軌物に納れ玆の刑辟を懷ひ匪彝を蹈むなく以て我が同胞の身命と名譽とを無極に保て此に令す

▲免租　我國民は苦を專制に積み重ねて兵禍に罹り農民の損失甚だ鉅なり豈宜しく逋欠を催督し重ねて滋擾を滋すべけんや有らゆる中華民國元年以前應さに完納すべき地丁正雜錢糧漕糧の實欠の民に在るものは皆除免を予ふ有司は追索するを得ず我國民は其れ農業を勤め務めて根本を培し富庶に進み維新の郅治に登るべし此に令す

◉新內閣の組織難

袁世凱臨時大總統に任じ唐紹儀其下に內閣總理大臣に就職を肯んぜり、而して其他の閣員に至りては略決定せりとて

其顏觸まで數へての入電頻々としてありしも、然かも今に至て確定を見ず

而して唐が南京に入るの日は其發表の時とせられしに、唐が南京に到着してより既に幾日今に發表せられず、蓋し南北より交々人を採らんとするは人選に於て幾多の困難を感ぜしめ、將來の政局の多艱多難なる事は人をしてこれが應諾に躊躇せしむ

殊に獨官運動と各省各派が各其黨與を顯要の地に立たしめんとするは、益此問題を紛糾せしむ、新內閣組織が行惱中にあるは蓋し當然也

而して從來傳へらるゝ所の閣員の顏觸れを見るに、純革命派のものは殆どこれなく、北方の袁心腹の徒に南方の紳董を加へたるものなるが如し、純革命派の凋落は最も注目すべき現象にして、現在と雖も彼等に殆ど何等權力の存するなければ、內閣組織の曉も亦然るべし

然れども斯くの如くして內閣の前途が果して安全に且又支那の將來が和平を樂しむを得べきや否やは、蓋し大なる疑問ならずんばあらず、內閣の人選如何は實に支那將來の禍機の潛む所たり、吾人は其組織難の狀あるを以て切に其眞情を諒とすると共に、一日も早く完全なる內閣を組織せん事を支那の爲に希望せざる能はず

◉廣東の擾亂

北京、天津に於ける警報世の耳目を驚かして以來未だ幾何もなく廣東に於ても一擾亂を見たり、由來廣東には省內各地より集り來れる各種軍隊あり、又新式陸軍もあり、兎角其間圓滿を缺きやがて衝突を免れざるしとは、早く豫測せられたる所なりき、果然去る三月九日王和順の率ゐる惠州軍と陸軍と衝突し、遂に十二日に及び廣東城內南關一帶の地を修羅の巷を化せしめたり、而して其爭鬪は龍濟光と陸蘭淸との調停により僅に鎭定せしも其後の形勢未だ平穩に歸せず人心恟々なり

而して此結果陳都督排斥の聲又起り從來より紛擾を重ねし都督問題を又々再燃せしめたり、斯くして廣東の情勢は益不安に迫りつゝあり、或は遠からず又一紛擾を見んか、王和順が發表せし衝突の原因は次の如し

本軍惠州の匪亂を克復してより到處文明の法規を遵守し同志各事と未だ曾て衝突せしことなし一たび都督の命を含み省城に駐紮してより極力市民を保護し南關一帶は爲に大に安堵して商民皆業に安んじ人以て德としたり然るに一昨日陸軍小隊あり夜間吾管轄區域內に巡回し來り故なく發砲せり當時本軍其原因を質問すれば誤つて銃を地下に落せしと云ふ回答頗る不明了なり七日八日の兩夜七時頃も亦來つて發砲せり願ふに吾と衝突を求むるものならんと予は即時都督陳烱明に向つて夫れが答へを詰り穩便の行動を要求したり然るに其翌九日午後三時に至り遂に來つて本軍を轟射し直に營所を襲ふの勢を示せり橫暴既に極まれり本軍の極力防衞せざる可らざる所以なり今や相對して開戰し市民の迷惑實に同情に堪へざる處なるも不德の所致事此に至る誠に和順の本願に非ざるなり窃

に思へらく陳都督職に任じて以來擅に淫威を作し專制を厲行す革命の主義に悖戻すと云ふべし今や陸軍を利用し各民軍を强迫して解散せしめ大權を一個に集め全省の人民を虐待せんとし第一に理不盡に吾惠軍を襲へり思ふに禍の魁を爲すものは夫れ陳都督か冀くは各人此に熟慮し速に彼れが職を止め智略ある人を撰んで之に更らしむれば廣東の爲め萬歲和順も亦幸甚とする所なり云々

而してこれに對して陳都督も亦王和順の罪を數へつゝあり、兩者の確執は未だ去らざる也

◉支那各地の不穩

淸廷退位し袁世凱新に民國大總統の要職につき、統一政府成るに庶幾くして支那各地に於ける不穩の徵候益甚だしからんとす

北に於ては先づ北京、天津保定等の要都に彼の大掠奪あり、山東に於ては或は都督問題の紛糾を極むるあり、或は所在に匪徒の蜂起するあり、形勢甚だ危殆に瀕せり又河南にありても稍もすれば王天縱の部下等亂を計らんとす、而して陝西、甘肅に至ては彼の升允の勢威衰へずして反共和の風潮亦加はらんとしつゝあり

四川に於ては四川援助に赴ける雲南軍と四川軍との衝突、重慶軍政府と成都軍政府の、確執の容易に除く能はざるものあり

更に轉して貴州の形勢を窺へば都督に對する反抗あり、舊都督を逐うて雲南よりの援軍の司令を以てこれに擬するあり、湖北に於ても亦武昌城內すら平穩ならず、宛ら噴火山上に座するが如き狀ありと云ふ、又江西省に於ては頻に都督を追ひ黨與相爭ふの外洪江會の如きは機を見て起たんとす、其外廣東に於ては更に擾亂の甚だしきものあり

既に表面にあらはれたる大事件を數ふるも既にかくの如く、變亂の徵のあらはれざるの省は甚だ少し、支那の前途は未だ決して樂觀を許さざる也

◉新支那借款問題

袁世凱は兎に角大總統の任につきしと雖も其財政難は極度に達し外國の援助を借らずんば一日をも支ふる能はざるに至れり、而して彼の昨年中組織せられたる英米獨佛の四國資本團は、支那に於ける確實なる投資をもとめつゝありし事なれば、此新支那政府の財政難救濟の借款に應ぜんとせり、而して袁と四國資本團との協議は漸く進捗し大要次の決定を見たり

一、目下焦眉の急に迫られ居る金額は次の如く拂渡すこと

三月分前渡金三百十萬兩を合せ先づ一千十萬兩次に四、五、六月分各六百四十萬兩尙必要なれば七八月分も同額

二、四月三十日迄に拂渡したる金に對し支那政府は同日大藏證券を交付し其後は拂渡しの都度交付すること

三、大藏證券は價額九十五半印刷費以外の諸費一分期限は九ヶ月

四、大藏證券は改造大借款中より償還すること此借款に

關する商議は成るべく六月中に纏め七月に第一回を發行すること若し右の方法にて大藏證券を償還し得ざるときは支那政府は各償還期限五日前現金を以て仕拂ふこと

五、改造大借款は五ヶ年に跨がり六千萬磅を超えざること

六、大藏證券及改造大借款は共に鹽稅を擔保とし支那政府は總稅務司の推薦せる外國專門家の補助を以て至急鹽稅徵收法を改正すべきこと借款金額支出監督上適當の保障を得ること

七、貸金前渡中及び大藏證券償還並に改造大借款履行迄は支那假政府又は其繼承者は四國團體以外と何等借款を協議契約せざるべきこと

八、日獨兩團體をして前記各項に遡り加入せしむるに異議なきこと

九、支那政府其他に於ける政治經濟狀態が若し右履行を不可能ならしむるときは團體は其義務を免かるゝこと

十、三月十二日の電訓に依り更に二百萬兩を武昌側に前渡し前記計算に加ふること

十一、四國團體は改造大借款決定後從來の清國借款支拂延期に異議なきも右決定の際其始末方法を規定すること

然れども偶北京、天津に於ける掠奪事件あり、新政府の無力暴露すると共に、支那の將來は日露の參加なくして解決する事能はざる事明白となれるより彼等は更に日露兩國に對しこれに加入せん事を慫慂し來るに至れり、而してこれに對する露國の意嚮は未だ明かならざるも、我日本は種々の說ありしも遂に加入しおく事に決定せるものゝ如し

此時突として白耳義借款問題なるもの生ぜり、即ち新內閣の總理大臣唐紹儀は京張鐵道を抵當として白耳義シンヂケートより一千萬圓を借款せんとしつゝある事明かとなれり、於茲彼の四國資本團は己等を差しおきて白耳義より借款をなすの非をならし、袁世凱に對し强硬なる抗議を提出するに至れり、此結果兩借款問題とも行惱の狀にあり、これより暫く支那は借款の問題を以て賑はん

●漢治萍合辦案否決

漢治萍公司日支合辦契約草案はこれを前號に揭載せり、而して該草約によれば、本草約は株主三分の二以上の贊成を得ざれば廢棄すとあり、かくしてこれが同意を求むる爲の株主總會は三月二十二日上海に於て開かれたり

これより先該合辦契約の說傳はるや或は株主より或は其他の各界各地の人士のこれに反對するもの極めて多かりき、從て果然二十二日の株主會に於ても本案は又多數を以て否決せられ終りぬ

これ蓋し今や時局漸く和平の望みあり、其財產狀態漸く安固なるを得て、再び日本の國旗によりてこれを保護するの要を見ざるに至れると、これが反對の聲四方に起れるとによるものなるべし

斯くの如く合辦案は否決せられしと雖も我國は該公司に對し既に前後約一千萬圓を貸付け、更に又今回此合辦案の草約に從て大冶鐵山を抵當として、三百萬圓を貸付けたるあ

り、同公同に對する日本の地位は嚴として動かすべからざるものあり、只支那に於ける最も有望なる且又最も大規模なる此事業に對し、我國が企業者の列に加はる能はずして債權者たるに甘んぜざるを得ざるは遺憾尤も大也

◉朋黨比周の非

支那は古來朋黨比周を事とす、此次革命事變起つて以來所謂會黨の組織せらるゝもの雨後の筍の如し、而して此外更に或人を中心とする隱然たる黨派亦存し、加ふるに鄉黨の互に相下らざるあり、共和政府漸く成らんとして、朋黨比周の弊益甚だしからんとし、人をして支那の將來の禍根此に存するにあらざるなきやを疑はしむ、黎元洪大に此に見る所あり、次の諭告を發して切にこれを戒むる所ありたり

武昌に於て今や數多の會黨形成せられたり彼等は聲明して曰はく吾人は共和の發展及び公安の保持に對し努力しつゝあるものなりと果して然らば其趣旨は賞讃に價す目下新政府未だ成らず列强は未だ大中華民國を承認せず各階級の目的旨意にして等同ならざらんか國家の基礎を鞏固にする能はず各黨會員は其立脚地を異にす些細なる動機に觸れ結黨會合せるもの多し時に彼等は私人の慾望の爲めに其會黨を亂用す即ち高官を得んと欲して平和を攪亂して商業を阻害せしむ斯くて謠言は各所に流布せられ而して變亂は瞬時にして勃發せん吾人をして吾が經濟狀態の危急に瀕せる生民途炭に苦める現狀を回想せしめよ恰も斷崖絕壁に棹す一葉舟に身を托するが如し波浪は山の如く獰猛なる獸類は怒號して崖頭にあり奔流は小舟を弄んで柁棹は將さに折れんとす此時に舟客は舟夫と一致共同して難破を救はんとするも亦免れ能はざるを恐る若し船客にして周章して其擧措を誤らんか其結果は果して如何吾人今盟黨內を閧ぐを爲さんか大中華民國の土は他の列强により四分五裂に瓜分せられんのみ而して吾人は滿洲朝廷の專制下に再び逆戻りするさへ能はざるに到るべし余は如斯回想する毎に心膽を寒からしむ而して汝會黨の諸子亦此件に就いて猛省するの責あり此時に當て自己の感情を抑制する能はざるものは人間にあらさるなり多くの士は自己の慾望を滿たさんと欲して呎々たる時不幸にして余は民國の副大統領に選擧せられたり爰に於て余は彼等に余が眞意を表白せんが爲めに辭職せんとの意志を有するものなりされど危急存亡の秋に方りて余は生民塗炭の苦を見るに忍びず余は國家の爲め犧牲たらんとするより外に又願なし若し諸子にして余を捨て又國を捨てゝ願みずとならばそは易々たる業ならんされど若し諸子にして國を想ひ時難を救濟するの赤心あらば須く其黨會を捨て而して大同團結して國難を救濟し民國に資する處ある爲めに其徽號を廢せよ平和にして一旦克復せらるゝ時我が國家の歷史は赫燿たるべし而して諸子は平和の功勞者たるべし余は余の赤誠を吐露して諸子の前に斯言を呈す若し諸子にして余が赤誠を酌量せず余が忠告を納れずんば余は故山に歸臥して老後を養はんのみ何となれば諸子の爲めに破滅する老大國の悲運を見るに忍びざ

ればなり

明治四十五年三月上半月

支那半月史

内治外交

◉南京參議院近狀

南京參議院元と四十五人の議員を以て組織せらる、然るに近日此四十五人中或は就職しつつ着任せざるるものあり、着任せるも辭職せるものあり、又永く缺席するものあり、現員は二十餘人に過ぎず、これを表示すれば次の如し

省名	員數	人名	在否
湖南	三人	彭允彝	在職
		劉彦	同
		歐陽振聲	同
河南	一人	李鑒	在職（辭職せんとす）
奉天	一人	吳景濂	同（同）
安徽	三人	常恒芳	在職
		吳文彬	同
		凌毅	缺席
湖北	三人	張伯烈	辭職
		劉成禹	同
		時功玖	同
直隸	一人	谷鐘秀	在職（辭職せんとす）
陝西	二人	趙世鈺	辭職
山東	三人	康寶忠	缺席
		彭占元	在職
		劉楠星	未到
浙江	三人	外一人不明	未到
		殷汝驪	在職
		王正廷	辭任就官
江西	三人	陳毓川	辭職
		王有蘭	在職
		文群	同
廣東	三人	湯漪	同
		趙士北	同
		錢樹芬	同
廣西	三人	邱滄海	未到
		鄧家彦	辭職
		朱邵文	未到
四川	三人	曾彦	同
		熊成章	在職（兼總統秘書）
		黃樹中	在職（兼印鑄局長）
貴州	三人	李肇甫	同（兼總統秘書）
		平剛	同
		文崇高	同
雲南	三人	外一人不明	未到
		段宇清	在職
		張曜曾	同
		外一人不明	未到

福建　三人　林　森　在職（議　長）
　　潘祖彝　同
　　張　繼　辭職
山西　二人　李　素　在職（辭職せんとす）
　　劉懋賞　同（　同）
江蘇　三人　陳陶怡　辭職（副議長）
　　楊廷棟　同
　　凌文淵　同
計　（在職二十六人　辭職等二十人）

◉袁大總統受任式

前號に記したる如く三月十日午後二時袁世凱は大總統受任式を擧行したり式場の座並は袁大總統中央に南面し掌儀員其左右に侍し大總統の前面に對する第一列は南京派來の歡迎員、第二列は各部の首領、各署の外人、最高級の武官、步軍統領及び左右翼總兵、各旗の都統、第三列は總督都督の代表、各省の在京紳士、各級の軍官、市民の代表、滿漢蒙回藏の紳士、順天府大宛縣尹令にして大總統の背面には導引員武隨員秘書員各二名あり其左方に各國公使館員あり右方には各報館員あり座各定るや導引官は大總統を引きて出て其座席に請ず此時軍樂は奏せられ滿場皆肅立し大總統は脫帽して答禮し贊禮官は誓詞を總統に授け總統は自ら宣誓し畢つて蔡專使は祝詞を致し總統は答辭をなし喇嘛は哈達を呈し然る後參列者は各順次により前進して總統に向ひ鞠躬し總統は一々之に答禮して鞠躬し禮成り茶會を爲して散去せり蔡氏の孫總統に代れる祝詞及び總統の答辭は左の如し

▲蔡元培祝詞　我國は新たに專制政體よりして改めて共和政體と爲り現在は實に過渡の時代にして最重要なるものは國會を召集し憲法を確定する等の事あり孫大總統は全國の爲めに一能員を選び此最大責任の人にして我が大總統を得因つて以つて全國を代表するの參議院に推薦し參議院は我が大總統を公擧し大總統は已に受職を承諾し孫大總統は全國の爲めに人を得るを慶し深く我が大總統と躬ら相交代せんことを願へるも時局の限るところ願の如くする能はず因つて元培等に命じ代つて祝賀の忱を致さしむ我が大總統が我が中華民國の爲めに鞏固の共和政體を造成し全國四萬々同胞の爲めに無窮の幸福を造らんことを希望す

▲袁大總統答詞　此次孫大總統の推讓及南京參議院五族同胞の推擧を受けて勢ひ固辭し難し惟勉めて義務を盡すあり以後惟だ忠を竭し謀を盡して棉薄を效すを冀ふあり總ぶるに漢滿蒙回藏五族同胞の幸福を謀るを以て第一の志願と爲す庶くは全國同胞の盛意に負かざらん今諸君の遠來歡迎を勞し感悅の至り也此に孫總統及び諸君に謝す云々

◉廣東都督問題

近來廣東に於ては都督選任問題に關し軍隊の爭論極めて劇烈なり、初め舊昨年末軍團の多衆東園にありて大會議を開き孫壽屏をあげて都督たらしめんとせり、これより各屬紛々として電擧するもの百數十、前月省會及大會を開きしに軍界の人亦多く至る、而して堅く陳督を留任せしめんとするものあり、遂に他日投票の方法により決する事とせり、

然るに又督辦海陽軍務何侶俠海軍司胡毅生、朱執信、譚義等又意見書を發表し、若し陳都督を留任せしめず衆意に反して別人を擧げば誓て武力を以て反對せんと、近日又軍界の人全體軍團協會に大會を開きしが遂に兩々相持して下らず省會の議に任す

◉臨時大總統命令一束

三月十日

▲廂紅旗滿洲都統は烏珍に委任して補授し正白旗蒙古都統は毓秀に委任して補授し右翼總兵は福壽に委任して補授す

▲此次天津保定等各處の地方は猝かに亂兵土匪の焚燒搶掠に遭ひ民其居を喪ひ商其業を失ひ流離蕩析、生計維れ艱し言念之に及び深く憫惻するに堪へたり直隸總督に飭し力を竭し法を設け籌欵して適當に撫恤を爲し維持して以て人心を靖んじ立業に復せしむ此に令す

三月十二日

▲賄賂の禁杜　傳に曰く國家の敗るゝは官邪に由るなり官の失德は賂章を寵しむなりと近歲以來賄風熾甚にして受授市の如く道路に駭聞す用ゆるものは人の爲めに官を擇ひ官は身の爲めに利を擇び政治寖敗し民怨益々深し現に民國創めて興り必ず須く穢惡を滌蕩し以て百官を正して本を亂懲すべし有らゆる苞苴賄賂は亟かに應さに一體に禁絕すべし此後若し嘗試し及び招搖するものあれば所司に飭し執法嚴繩し決して寬貸せず此に令す

▲勇匪の取締　現在遊勇土匪四出奔擾し害を閭閻に貽すは深く痛恨するに堪へたり應さに直隸總督により所屬の文武に飭し團勇兵警を督率し嚴拿懲辦せしむべし該兵匪が拠へたる槍械は民間に遺失せられたるものは出示曉諭して官より價を給し收回して以て地方を靖じて隱患を消す此に令す

▲災民の慰問　天津保定等各處の地方變亂に對しては直隸總督に飭し査明して力を竭し法を設けて撫恤維持せしむることゝなしたり本大總統は國民の委託を受けて以て治安を保護し幸福を增進するを期せしが即ち防範周ねからず鎭撫術なきにより各該地方をして猝かに奇變に遭ひ四民業を失はしむ衷を撫して自ら問ひ負疚良とに多し茲に特に姚錫光を派遣し津保に赴きて被難の民商を慰問せしめ並に直隸總督に會同して善後の籌法を妥籌せしむ日久しく失所せしむる勿れ此に令す

三月十三日

方今民國初基改治の原は首として賢能を任用し弊竇を掃除するに在り近歲以來是非倒置し黜陟公ならずして鑽營奔競の風を致し大開謹厚なるものも或は貶節して以て全きを求め巧滑なるものは益々炎に趨つて恥を忘れ官方既に紊れて職守全く墮ち傾覆の原因は多く此に在り此等の惡習は自ら應さに痛く洗滌を加へて根株を絕つべし是が爲めに百僚に通諭して須知せしむ凡そ官員に屬するものは皆民の爲に服務するものに係り官規は具在し應さに盡すべきの責任を負はざるはなく而して特別の利益なし何ぞ非分の希望を存して謂れなきの營求をなすを得んや況んや佐治需才、果して

寸長あらば何ぞ論棄を患へんや自今以往該管長官は好惡を以て取捨を爲し喜怒を以て進退を爲すを得ず若し此等の情事あれば屬員は其申訴を准るす若屬員、長官に對して再び鑽營奔競の情事あれば必ず嘗さに重く懲戒を予へて以て官常を肅すべし惟だ我が同官は各宜しく乃ぢの心を精白にし衷身自愛すべく本大總統殷々誥誡の意に負く勿れ此に令す

三月十四日

▲都察院都御史張英麟は年老ひ力衰へたるにより開缺を懇請せり即ち照准して都察院都御史の事務は陳名侃に委任して暫行兼管せしむ

▲王占元に委任し駐紮保定總司令官に充て有らゆる駐保軍隊は均しく其節制に歸す

▲山東護軍使馬龍標を陸軍第五鎭統制官とし並に山東の防務を會辦せしむ

▲鴉片烟の害を爲すこと歲を歷る久遠にして年來訂限禁絶の結果幸に覺悟せるもの日に多く稍茶毒を免れたるも即ち軍興つて後禁令漸く弛び復た滋蔓の慮あり亟かに宜しく重申嚴禁し內外各長官に責成し從前の禁種禁運禁吸の各辦法を繼續すべし稍疏懈す可らず並に嘗さに剴切に曉諭して禁烟は除害救民の要圖たるを知らしむべし凡そ我が國民は最も宜しく視て酖毒と爲し互に相勸懲すべし一時の利を圖つて無窮の害を忘るを得ず

▲趙惟熙に委任して陝甘總督護理たらしむ

▲直隸布政使凌福彭は即行開缺す

三月十五日

▲紹英は度支部首領を免じ周自齊に委任して度支部首領事務を暫行管理せしめ陸宗輿に度支部副首領事務を暫行管理せしむ

▲張錫鑾に委任して直隸都督署理たらしむ

▲趙惟熙に委任して甘肅都督署理たらしむ

▲閻錫山に委任して山西都督と爲し全省の軍事を管理せしめ李盛鐸に委任して山西民政長となし全省の民政を專管せしめ速に即ち會商して權限を分立し呈報して令を候ち一面治安を力保して驚擾に任ずる勿らしむ

▲正藍旗漢軍副都統兼署正黃旗蒙古副都統耆齡は病を以て開缺を懇請せるにより之を准るす

▲東南各省の長官は均しく都督と稱せり現在全國統一の職官尙ほ未だ確定せず自ら應さに先づ一律に改歸して以て觀聽を一にすべし有らゆる東三省總督は改めて東三省都督と爲し直隸都督は改めて直隸都督と爲し甘陝都督は改めて甘陝都督と爲し山東河南吉林黑龍江新疆等の巡撫も亦た均しく改めて都督と稱す唯だ官名は變更するも職權は舊に仍り有らゆる各省の文武屬官は舊に照して供職し官制禁制は概ね更勤せず其應行の行務、應司の職掌は仍ほ嘗さに繼續進行すべし一たび官制の釐定を俟ちて再布遵行せしむ

◉江西の北京建都要求

江西省臨時議會にては國都は須らく北京に設くべき事を建議し其利七條をあげたり

一、東北邊防は緊要也

二、帝黨の殘餘鎭壓
三、前淸の舊汚を掃淸す
四、燕京の地盤寬濶也
五、各國既に使館を建つ
六、北京には多數の衙署あり
七、北京は漢蒙滿回藏の中央にあり

◉治安會宣言書

天津の保安維持會は左の宣言書を發表せり

民國創始してより以來國民の心理は略ぼ二派に分れたり一は此次必ず瓜分の慘禍を招かんと謂ひ一は此次必ず强國の基礎を成さんと謂へり畢竟列强の我れに對するは顧惜する所あるに非ず愛憎する所あるに非ず其能く我れに完全の統治權あるを承認し得るや否や我れの能く自ら其秩序を維持して以て國內の治安を謀るや否やを視るのみ南京政府未成の前に當つては南部の事權は一として言を俟むべき者無からず共和宣布以後に至つて北部の亂兵土匪又此の如く擾苦し幾んど無政府の地位に陷れたり嗚呼此れ何の時ぞ此れ何の時ぞ盛衰興亡は全く此に繫り正さに吾國が能く天演の淘汰を免るゝや否や吾種が能く世界に爭存するや否やの時なり此の危急呼吸の時に當り若し多數國民の全力を出だし傾向を一にし以て之を維持するを得ざれば將來沉々の黑幕は瞑想するに堪へざらん此れ本會の發生する所以なり本會は國民各界が持する所の態を各方面に就きて推求し致亂の原因は率ね各界國民の心理龐雜にして互に相疑貳するによつて造られたるものなる故に此の根本の問題を解決するには必ず須く氷炭を一鑪に融かし通國を化して一致となすべし是れ本會唯一の目的たり各界現狀に對する進行に至つては人心の浮動は本會は至靜を以て之を鎭め人心の猜忌は本會は熱誠を以て之を待ち人心の偏私は本會は大公を以て之に處す本會は敢て天日に擔ひ必ず至堅の決心を以て至細の手腕を持し此目的を貫徹し至險の境をして治安に到らしめて後に已む斷じて各界の刺激によつて搖動する所あらざるなり各界は此の苦心を知らず本會が新機關を聯合するにより將さに無識の暴動あらんとするを疑ふに至り本會が舊機關を聯合するにより將さに共和に反對するの心理あらんとするを疑ふに至れり此種の誣罔は本會は決して辯護せず各界の喜笑怒罵に任し本會は甘心承受して以て大白を來日に待つ各界諸君若し能く相信じて之を協助せば則ち國甚だし幸甚だし若し尙ほ疑はれるれば則ち亦た請ふ少しく忍びて暫く監督の地位に立ち本會の擧動が實に國家を敗壞するの明證あるを俟ち再び出でゝ之に干涉するも未だ晩しと爲さゞるなり特に此に敢へて腹心を布く書言を盡さず

◉黎元洪の臨時政府急設要求

武昌の副大統領黎元洪は北方の兵亂に關し頗る憂慮する所あり已に南京政府及び各省の都督に向つて長文の電報を送り各國の分割未だ至らざる以前に於て速かに臨時政府を北京に設け以て外人の干涉を免かるべき旨を言へり其電報大要左の如し

淸帝の退位より已に二旬に近し而して攻府未だ組成せず隣邦尙ほ未だ承認せず群龍首なく岌々として危むべし徒

らに變象の未だ生ぜざるを以て安を旦夕に偸むべからず此頃聞く京畿煽亂宗黨戈を操る首難は已に平ぐと雖ども餘孽猶ほ在り禍亂の來る尙未だ知るべからず外人之れに對して已に頗る激昂せり某國の如きは已に潛かに兵を運して入京を謀る若し此際に於て時日を遷延して國家の組織を圖らずんば險狀環生し列强耽々として自由の行動を保ち難きのみならず分割の禍目前に起らん敢へて諸君に告ぐ國家の構成は首に政府を完成するに在り現に南北已に和解し戰禍初めて寧しと雖ども尙ほ新舊の機關双方對峙するある國鈞顧ならずして鄭命偃なし爾後其詐を廣かり適從する所を知ることなし桀黠の徒機に乘じ逞を思ひ僞を鳴らし黨を嚆ぶき角立して雄を爲す一隅糜爛して全國之れに隨はんとす是れを兵亡と謂ふ天災侵尋し連年飢饉至る江淮以南餓莩道に載す滿漢兵を構へ群省響應し鄂寗の鼙鼓陝晋の烽煙我が蒸民の流離塗隘を哀む村落墟となり田園蕪せず夫は海角に僵れ婦は天涯に乞ふ刼火余灰推く所を知る罔し安撫を圖らずんば何を以てか善くせん是れを民亡と謂ふ滿清は暴と雖ども猶ほ國を爲す可し自から義旗を擧げてより倏として半載を逾ゆ乃ち大局已に定まるも猶ほ爭持を事とし高功讓を懷ひ雄才禍を畏る遷延決せず人々自から危ぶむ滿蒙回藏甫めは就ち覇廢して死灰の如く然り臥榻久しく睡ると雖ども稍一たび反側せんか豈復た我有たらんや分裂當らずんば必ず平均を求めん棼々たる神州此の孤注を擲せんとす是れを國亡と謂ふ四海困窮して民生凋敝し帑上に枯れ產下に匱す急に統一を圖らんとするも尙ほ時を失はんことを懼る外患一たび生ぜば其連結して斬木援なく折骸飽せず黑隸紅氓猶ほ求めて獲べからず軒黃の遺裔長へに人群を絕たん是れを種亡と謂ふ凡そ此の數端皆國基未だ定まらざるに由て以て之れを招くとあり而して厥の原因を究むれば仍ほ爭都の一念に本づく論者南北二京を執り利害を比挙して連扁累帙猶未だ探原せざらんとす之を總ぶるに此の時機に當り萬分危迫の際に於て南京を舍つるも亂に至らず北京を舍れば必ず亡に致らん縱ひ金陵の形勢果して燕京に勝れりとするも猶ほ當に勢を度り時を審かにし最つて遷就を爲すべし況んや別便の勢已に天淵相判するに足るものあるをや元洪喪心病狂するにあらず何ぞ敢へて危言聽を發たせん特に禍機已に見るゝを以て更に意氣を爭ふの時にあらず其兄灣弓して其弟垂涕するも亦亡ぶること日なからんとす是れ實に言はざるに忍びざる所なり伏して乞ふ力めて成見を祛り共に時艱を濟ひ早く國都を定め政府を組織し以て中央統一の効を收め外人干涉の端を杜ぐべし如し允許を蒙らば即ち請ふ速かに北京に電し大計を決定せよ翹盼に任るなし云々

◉天津の掠奪品

去二日より三日に渉れる天津の大掠奪に付其被害は莫大なるべきが當時現場に於て南段巡警の手によりて押收したるもの及其後探訪局各巡警區局商務總會各鄉董事會等に於て直接間接に押收したる賍物は實に山の如くにして巡警公所の各室に收納しあり右賍品の提出に付現銀を巡警公所に出

せしものには其幾割かを與へ居れり目下押收品の現在するもの大要左の如し

一元寶銀四十九錠　約二千五百兩
一碎銀大小取交百〇四錠
一大洋銀五百六十三元
一小元寶銀　四錠　一銀條　一塊
一小洋銀二十一元三角
一銅元四十五斤
一單夾皮棉各女服　約十萬件
一木器　無數　一首飾　百十斤
一磁器　若干件

此內に在つて最も多數にして最も價値あるものは衣服なり

◉華僑への通電

臨時大總統は上海華僑聯合會及び海外華僑會館團體へ左の通電を爲せり

中華民國の構造は我が同胞幾多の艱難困苦を經て能く成るに至りたるが現在破壞事業終るも建設事業方さに始まる海外同胞の此れより以前の直接間接に以て平和に盡瘁したる其效茲だ著しく本大總統の深く欣佩する所にして夙に起き夜に寐ね以て我が海外同胞の望に副はんことを思ふ尙ほ望む各愛國保種の熱誠を抒べ出て祖國文明の進步を促さんことを是れ深く企ふ所なり

◉黎元洪の內訌報告

武昌の副大統領黎元洪は此の程軍務部の內訌によりて部長の更迭を行へることに關し北京の袁大統領及南京の孫大統領各部の總長次長參議院參謀團各省の都督等に向つて一片の通告的電報を送し前軍務部長孫武の更迭したる理由及び各司長の更迭等を聲明したり其大要左の如し

鄂省義を倡へてより以來首めに兵衝に當り百政草創の際に屬す現に大局漸く定れるを以て正に急に整頓を圖り以て治安を維持せんと欲す此頃軍界の同人等皆軍務部長孫武の其職に稱へざるを謂ひ之れが更換を行はんことを望む查するに孫武は義を起すの以前に當つては奔走呼號尙ほ勞勩を著し軍務に執掌して彌々經營を費す近頃心力交も瘁み時に疲敝の身を以て久しく軍務に膺るを願はず職を辭し痾を養はんことを求む元洪強て之れを慰留すと雖ども未だ之れを承諾せず而して同部長が謙抑の心終に必ず身を潔ふして引退し以て賢路を辟かんと欲す今回又諸同人の更換を請ふあり亦部長の初志に係るを以て元洪も亦之れを强ゆる能はず遂に之を許可することゝなせり而して現に各部を改めて司となすべき臨時政府の訓電もありしを以て即ち部を司と稱し曾廣大を以て軍務司長となし並に樊增祥を內務司長となし姚普圻を教育司長と爲し以て鄂省政治の完善を期せり幸ひにして商賈驚かず市廛恙なく是よりして群力群策一意を以て郅治の基を新にせんとす外間の傳へ言ふ所の軍民の暴動孫武の家屬戕せられたりとの如きは悉く謠言にして總べて無事なれば厲注を勞する勿れ云々

◉湖北の異會一束

▲警察協會　現在大局既に定まり警察事務の進捗亦大に講

究すべし、而して決して前清の弊惡に陷り地方を誤るなかれとて、警察畢業生王鳴海、何慶頤、鄭志偉等發企して警察協會を組織せり、其目的等左の如し

一、警察の學術を研究す

二、警察の發達を促進す

三、各地警察職員の資格を調査す

▲放足會　武漢三鎭は風氣開通最も早きも、惟纏足の惡習牢として破るべからざるものあり、縉紳の家と雖も亦惑はさる、玆に於て朱鳳岩、崔卓卿等此陋習を改めしめんとて武昌、漢口二所に放足會を組織し、毎日利害を演說するの外、地方官に請ふて禁令を出示せしめ、家長をして之れが禁止の責に任せしむ

▲同盟會　武昌義を起して以來同盟會々員各省に散處して革命事業を分辨せし爲勢集合し難し、然るに南京に於て光復會、共進會、文學社及各機關を統一して中國同盟會を組織し、將來政黨の地歩となさんとの報を得て鄂中の同志亦之れに賛し、事務所を設け會員の募集に着手し遠からず成立大會を開くべしと而して幹事員として雷、洪、黃、元、吉の五人を擧げたり

▲共和急進會　武昌の共和急進會は元全國の同志を聯合して共和政黨を組織し以て完善政府を扶助するを宗旨となす、各省には分會を組織すべく楊君は既に湖南分會組織の爲該地に赴けり

▲票業公會　漢口天順祥票號現に佛租界に店舖を借りて恢復を計らんとす、而して同業漸く歸來其業を復せんとするものあるより、一團を組織して共同これに當らんとて該號管事趙明卿主唱して票號公會を組織せんとす

◉共和實進會宣言書

北京崇文門外花市大街第二自治區に設立せられたる共和實進會は左の宣言書を發表せり

吾國の腐敗久し其原因何くに在るか上下內外を合し一通共の病根あり即ち僞を好むこと是れなり今幸に共和開幕し既に夫の受病の源深きを察見す盍ぞ起つて共に之を矯めざる之を矯むるには如何にすべき曰く實を崇ぶのみ南北諸偉人の歷史具在せり皆持するに實心を以てし運らすに實力を以てして後乃ち一日の實效を收獲するに非ずや曩きに同人等京津に來往して皷吹する所あり事未だ成らずと雖も然も區々の心は則ち皆急進主義を抱定し生命を犧牲にして以て共和の宣布を促さんと願ふのみ今は則ち急進を改めて實進と爲し以て吾が會に名づく固より猶此の物此の志の如きなり夫れ實は名の母なり始めあつて終りなきは實に非ざるなり言行相左するは實に非ざる也持する所の政見時務と相應する能はざるは亦た實に非ざる也諸君今の時期を知るか即ち軍法の治より將さに憲法の治に嬗入せんとする過渡關頭に非ずや同人此に於て亦た破壞の手段を收めて建設の手續きに努力し鞏舌を以て鎗彈に代へ心血を以て頸血に代へ政府に對しては監督の地位に處して却て其行政の範圍を侵さず國會に對しては補助機關と爲り亦た祇だ吾が轗軻の天職を守る伏して乞ふ海內の大政治家大法律家大軍事家大教育家大慈善家以て其愚戇を鑒て其不逮を匡さんことを則ち幸甚

だし云々會員王德祥、江樹琛、晏起、徐鼎、高金釗、王紹祖、許廉、王紹烈、董之雲、王正善、張國臣、王璞、劉廷賢、王林、夏仁樹、汪瑞麟、王永德、張紹烈、張家龍、許冀治、曹豫、王容

軍事學事

◉南京陸軍部の行賞章程

南京陸軍部は武漢義を起して以來全國響應しよく滿清を推倒し統一民國を組織し得るは、諸將士の力によればこれに對し行賞せざるべからずとし特別尋常の戰功及戰死負傷者救卹等により賞功勳章辦法を發布せり其大要次の如し

甲、勳章を別ちて三種とす

一、九鼎勳章
二、虎罷勳章
三、醒獅勳章

更に此三種を各九等に別つ、第一種第二種の一等より六等迄は上中部各等軍官に賞給し、七等より九等迄は士兵に賞給す、第三種勳章は凡て國家の公事に偉功ありしもの及海陸軍佐士兵に賞給す

佩帶給與規則は別れて二條となる、一は凡て戰場に於て左記の特別の戰功あるものには第一種勳章を給與す

イ、敵人の鎗旗、大炮を奪獲し或は敵軍の軍官を捕獲せるもの

ロ、身傷を蒙ると雖も尙力めて戰鬪に從事せしもの

ハ、戰場中にありて勇敢率先他人の表率たるに足るもの

ニ、戰鬪中の動作及處置善良にして全軍又は全體に關係ありしもの

ホ、最も困苦缺乏悲慘の時に於て尙能く泰然として戰鬪に從事し他人の志氣を振起するに足るもの

ヘ、險を冒して進行し、探偵して敵人の軍情の虛實或位置を知り得たるもの

ト、能く險を冒して事に從ひ任務中最も重要の目的を達したるもの

チ、運動法を得指揮調度宜しきに適ひ全功を得しめたるもの

リ、決死行軍して目的を達して後生還せるもの

ヌ、奮然身を顧みずして長官を救護せるもの

乙、凡そ戰場に於て左記尋常の戰功ありしものには第二、第三種勳章を給與す

イ、力疾戰鬪に從事せるもの

ロ、敵軍の重要なる軍械を獲又は敵軍の兵目を捕獲したるもの

ハ、戰鬪勇敢率先せるもの

ニ、冒險事に從ひ其目的を達せずと雖も確かに其任務を履行したるもの

ホ、戰鬪中に於ける其動作處置極めて美良なるもの

ヘ、指揮調度法を得たるもの

ト、出征人員同僚の中に於て事に任じて最も力ありしもの

又負傷者郵賞辦法別れて三等となり計十條あり

甲、一等傷

イ、兩目盲せるもの

ロ、一手或は一足以上を失へるもの

ハ、咀嚼言語の機能並びに廢せるもの

ニ、二手或は二足或は一手及一足共に殘廢せるもの

ホ、身體の運動人の扶對を得ざるべからざるもの

乙、二等傷

イ、二耳共に聾せるもの

ロ、一手或は一足廢せるもの

ハ、生殖器損失し又は機能を失へるもの

ニ、身體自由を失へるもの

ホ、內臟の機能大障碍を生ぜるもの

丙、三等傷

イ、一目を脫せるもの

ロ、鼻の脫落せるもの

ハ、咀嚼、言語の機能に大障碍を生ぜしもの

ニ、一手拇、食二指或は三指以上を失去せるもの

ホ、一足四指以上を失せるもの

ヘ、頭及腰の運動上大障碍あるもの

◉軍政分府の撤廢

南京陸軍部は各省都督に令して軍政分府を撤廢せしむる事とせり、其命令の略に曰く滿淸退位南北統一し大局將に和平ならんとす、秩序を恢復し紀綱を整飾するは實に目前の要畧たり、查するに軍興て以來各省軍事上の要求により多く適要の地點に軍政分府を設け、以て鎭懾に資せり、現に戰爭終を告げ民政は將に專員を設け、軍政は將に統一を計らんとす、從て軍政分府は多く無用に屬す、希くは貴都督情形を酌量して所屬軍政分府を分別裁撤し以て事權を一にせよ又戰爭殷んなるの時に當ては各省の兵卒皆倉猝として召募編配して兵格に入伍せしめたり、依て各參差として服裝餉機亦缺乏多し、現に南北軍隊秩序を維持し匪徒を勦滅せしめ得ば足れり、故に各省軍隊宜しく各該省の情形によりて若干を酌留し、其他はつとめて法を設けて遣散して濫竽を免れしめよ云々と

◉列國軍の天津防備

此次天津に於ける大動亂は一時鎭靜に歸したる如きも尙天津附近に在る各兵營兵の不穩を傳へ天津市內にも尙多くの潛兵潛み居るの說あり其他北段巡警及總督親營兵等が武器を取り上げられんとして不穩の模樣ありと傳へ諸言は今に絕へず甚しきは昨今租界を襲ひ掠奪すべしなどゝの浮說を傳ふるに至り人心尙不安の念に堪へざるものあるが列國駐屯軍司令官は此動亂發起以來會議を開き萬一の防禦と治安の維持方法に付協議する處あり又各國領事も領事團會議を開きて租界の治安維持其他に付て議する處ありし由なるが其防禦方法治安維持等に付協定されしものに左の如きものありと

一、支那軍隊は義和團事件當時の條約により天津二十淸里以內に入るを許さゞる事となれるも近時其約勵行せられ居らざるに付之を勵行し若し支那軍隊に於て天津二十淸里以

內に入らんとするものあるに於ては列國軍司令官首領たる我阿部司令官は總代として之に對し抗議する事

一、萬一支那軍隊が強て右制限區域に入らんとする場合に應ずる爲兵力を以て之を擊攘すべきや否に關し豫め各本國政府の訓令を仰ぎ置く事

一、若し强大なる支那軍隊が各國租界に侵入せんとする時は各國軍は協同して極力防止を爲す事尙二十淸里の制限區域は圖に示し之を必要の處に通知する事

一、支那町より騷擾の各國租界に波及するを避けんが爲天津支那市街を四區に分ち日英獨佛の四ヶ國駐屯軍により各受持區域を定め巡察を出し巡視する事

一、天津附近に在る淸國軍隊行動の監視は右の區分による

一、馬廠方面一帶　日本軍

一、小站方面其他　英佛獨露米各國軍

塘沽以東にある各軍隊に對しては關內鐵道警備の爲駐紮せる受持各國司令官の判斷に一任す

一、各國租界の靜謐維持の爲に要する警備に關する火災盜難等の豫備並に交通の制限等は各國領事にて協議の上成るべく共通的に之を定むる事

一、各國軍の巡察區分は左の如し

東は白河を界とし西は土壘迄北は東門外より一直西門外に達する線より南は日本租界迄但天津舊城は東北部の南大半を含む　日本軍

東は白河を界とし西は西頭迄北は南運河を界とし南は東門外より一直西門外に達する線迄　英國軍

東北は白河より南は南運河迄一帶の地　佛國軍

白河々北一帶の地　獨乙軍

◉湖北軍隊の駐紮地

湖北軍隊の各地駐紮區域は已に報ずる所の如くなりしが今回更らに軍務部の整理と共に其の各駐紮地に異動を生ぜしものあり而して現に配布せられし新駐紮地帶は左の如し

第一鎭第一協　灤陽附近

第一鎭第二協　武昌省城

第二鎭第三協　灤口附近

第二鎭第四協　灄口附近

第三鎭　全　部（元第一軍）　黃陂孝感附近

第四鎭第七協　武昌大東門內

第四鎭第八協　武昌城外武建營

第五鎭第九協（元近衞軍）　武昌縣附近

第五鎭第十協　黃州附近

混　成　第一協（元第一軍）　雲夢德安附近

混　成　第二協　麻城黃安一帶

江西軍　陽邏附近

◉新民國の禁止書籍

支那は新民國となりて各學校の敎科書を改正せざるべからざるが未だ各學校の規程制定を經ざるに付依ほ從前の規則に照らす筈なるも左の書物は之を用ふる事を禁止すべく南京敎育部より各省に通電せり

大淸會典　大淸律例　皇朝掌故　國朝事實及前淸御批等書籍

◉湖北高統制の辭職

湖北第一鎮（即近衛軍）統制高尙志は前軍務部長孫武の推擧によりて以て今日の位置に至りたるものなるが前きに孫武の武昌を遁れてより同人亦統制の職にあることを慊とせず已に辭表を提出せるも副大統領黎元洪は同人が革命勃發以來幾多の戰場を歷て其功勞小なからざるを以て遂に之れを棄つるに忍びず强ひて之れを慰留せんとしたるも聞かざるより已を得ず其辭職を許可し旅費を支給して其鄉里に休養するの用となせり

金融借款

◉安徽省借款問題

安徽省にても南京の命令により七百萬兩の外資を借入るゝの議をなせり、而して其總額は七百萬兩にして、皖南皖北の茶釐及蕪湖の米釐を以て抵當となし、年利六分を以て英國サミユール商會より借入れんとせり、其七百萬兩中四百萬兩は本省軍需費に充つる筈にて其內二百萬兩は現銀にて交付し他の二百萬兩は、實込武器の代金とした控除するもの也、又殘額三百萬兩は本省實業振興の費に供する筈なるも內二百萬兩は現銀を以て交付し一百萬兩は該公司が實業用具購入貨として控除するもの也と、而して該公司の控除する三百萬兩は南京政府の用に供せんとするものなるべし然れども安徽省議會はこの案に反對しこれを取消し其他の妥當なる條件により安徽財政の急を救はん事を提議せり

◉上海茶業團の安徽借款反對

安徽省にて茶釐を抵當として英國より借款せんと傳へらるゝや在上海の茶商は直に北京、安慶等に電報を送りて極力これに反對せり

◉中華銀行問題辯明書

南京財政部は參議院の中華銀行に關する質問書に對し次の辯明書を發表せり

中華銀行の開設は臨時政府成立の先にあり、中央財政部と直接の關係なく、又國立銀行の性質なし、該銀行は何處の機關なるや又責任の擔負等に關しては未だ本部に報告なきを以て深くこれを知るを得ず目前我國の財政芬として亂絲の如し、故に今將に財政等備處を設立してこれが調査に任ぜしめんとて案を參議院に提出せり、現在の情形は本部各省の財政機關に對し驟に一々干涉し難く獨り上海のみならず、從て質問に係る中華銀行章程及紙幣發行の事は本部未だ調査せず、中國銀行は大淸銀行に更に增資したるものにして新組織の國立銀行にして、中華銀行とは自ら區別あり云々

◉天津の澳國借備款

久しく問題となり居りし天津に於ける澳國借款は其後北京に移りて成立したる旨此頃發表せり、其金額は三百萬元にして期限十年利子六分にして、內三十萬兩は兵器購入費として差引きたりと

◉漢口錢舖開設準備

漢口の金融機關たりし支那銀行即ち錢舖は昨年事變の發生

と共に多くは閉店避難せるもの多く今日に至るまで歸來するに至らず爲めに漢口の貿易は殆んど杜絶の有樣となり居たりしが今回時局の平定と共に各錢舖も亦續々歸來するに至り已に各錢舖中壽康德、益隆莊、新茂莊、均大昌、怡康昌、其昌莊、大成莊、百川盛、永通莊、阜祥莊等の如き大錢舖も亦續々歸來して各所に家屋を租借し以て從來の帳簿を整理すると共に錢店を開き金融機關の便を圖らんことを準備しつゝありと之れよりして漢口の市況も亦漸次恢復せらるゝに至るべし

◉大漢銀貨製造

湖北造幣廠總理時伯弼は今回革命の新銀貨を鑄造して以て一般に通行せしめんと欲し已に南京に赴き同政府と此事を協議しつゝありしが已に其樣式等も大略制定せられたるを以て今回愈々製造することゝなるべし而して其樣式は從前の大清銀元と同一にして表面に大漢銀元の四字を記し裏面には黃鶴樓の圖を打出して以て標記となす筈なりと

◉湖北の借款反對檄

湖北省議會は南京參議院が全國の賦稅を以て抵當とし道勝銀行より借款するに付不服を唱へ各省に向け抗阻を通電せり其電文左の如し

各省諮議局都督督撫均鑒南京政府は又全國の賦稅を以て道勝銀行に向ひ百五十萬磅を抵借することゝなり已に院議に交し議長及少數議員は政府の使嗾を受け全體議員四十五人にして會に至るもの十四人の內八人の贊成にて遽行通過せり淸政府の時の不肖と雖も借款を主持し尙未だ敢て全國の賦稅を以て抵當と爲さず亦且資政院に彰明せざるべからざるを顧忌して院に交せり今は既に民國政府と改稱し議會と勾結し虐迫專橫を極むる事滿淸より甚し邦基未だ固からず即人民をして政府を凝忌するの心あらしめ外人の以て中土を窺伺する所あるを恐る前途の危險設想に堪へず公等大局の爲に計り宏謀碩畫あり以て抵制に資せん惟だ事緊迫にして尙速に辦法を示すを希ふ鄂省臨時省會叩

財政貿易

◉湖北財政難

湖北の財政は前きに革命勃發の際前布政使衙門及官錢局に存在の現銀及銅貨紙幣等を以て之れを維持し來りしも是れ等現存金は殆んど昨年中に於て多くは軍資に充てられ本年に入つては全たく財源の之れを償ふべきものなきに至り頗る窮狀を呈し來りしより理財部に於ても種々新財源等を案出し現に每月約八十萬の收入を得ることゝなしたるも現在に於て湖北に要する財政は每月約二百萬內外なるを以て殆んど一ヶ月百二十萬の不足を訴ふるに至りたるより理財部にては尙ほ之れが爲め新財源の補救に付き種々計畫中なりと又聞く所によれば袁世凱は最近に於て黎元洪に打電し湖北の財政尤も困難なるよしなれば暫く七百萬金を融通すべければ上海の中華銀行より之れを受取るべし而して同金額は之れを湖北及び其他南方各省の財政を救濟するの用途に流用せられたし云々と是れが爲め武昌にては已に在上海の

湖北出身者鄺杰に向つて之れが領收方を依頼し直ちに之れを湖北に送らしめて以て焦眉の急に備ふる筈なりと

◉湖北の財政

湖北省財政の涸渇に就いては過般來武昌理財司に於て其財源に關し種々調査中なりしが此頃其理財部員より聽き得たる處に依れば湖北省の租稅より徵收せらるゝ總額は約年額千三百萬兩あり其中より約五百萬兩は外國人に對する賠償及び省欵の償却に充て百萬兩は一般の維費に充て二百萬兩は行政費及び學堂の開辦費に充用せらるべく殘額四百萬兩あるも斯額にては半ヶ年の軍事費を支ふるに止まり結局五百萬兩餘の不足を生ずべしと云ふ

◉北京商會の賠償要求

北京商務總會は此程大總統に向つて商家の損失に對しては之を撫卹と言はずして政府より賠償せんことを要請したるが三月十四日總董事會總議事會及び各區議董の贊成を經て補救要求の書面を提出せり其大要は左の如し

前略查するに商民の損害は過甚にして情狀の慘は已に前書に詳かなるも畢竟言語の能く盡す所に非ず唯だ速に補給を賜はゞ尙ほ其復蘇を望むべし遲ければ溝壑に轉じ四方に散じ眞に言ふに忍びざるものあらん京師の商民は直接受害の外間接に受害せざるなく現在市面は家々戸を閉ぢ人々自ら危み處々皆愁苦嗟歎し焦土の慘尤も觸目し難し新國都を奠めて氣象此の如し何を以てか懷を爲さん大總統は惟だ巨欵を速籌して沛恩補救するあるのみ萬々緩ふす可らず且つ中央の地は他方と同じからず各國傍に在つて救災卹鄰する時は之を却け難し萬一外國の慈善家ありて巨金を義捐し我れに先だつて施さば國體人心の關係小に非ず商民の爲めに計り國家の爲めに計るに補救の宜しく速かにして遲くす可らざるは再申を要せず伏して望む大總統は乘意に俯順し速に施行せられ京師の商家をして以て速に復業せしめられんことを即ち人心穩固して秩序自ら恢復せん需欵は繁なるも效果は實に大ならん凡そ富國の謀は人民財產を保護するを以て最多と爲す此次の賠償は即ち將來人民保護の張本となるべく大信既に彰はれて資本家自ら畏るゝ所なく金を窖にする者の有用を化して無用となすもの亦た自ら其非計を知らん中國豈甚だ貧からんや民富めば則ち國富めるなり云々

◉外商と徵稅

武昌都督府に於ては過般來各地に於ける從來の釐金局を再開し從來の名目を改め單に臨時統一稅と稱し一般貨物に對し二分の從價稅を徵收しつゝあるが今回黎元洪は各國領事に向つて外國商人の內地に於て土貨を採買するものは從來清國政府との間に約定せられありし三聯單を用ゆ可く然らざる時は內地に於ける一切の稅金を納付す可き旨を照會し尙ほ右は中央政府が一定の稅法を確定する以前に於て實施する所の臨時辦法なることを聲明せりと

◉湖北稅局の新設

武昌の都督府にては今回湖北管內の各地に稅局を設け以て消場稅を徵收することゝなせり而して稅局及び局員姓名は左の如し

漢口　謝鼎　葉春霖　李宗唐

宜昌　張肅坡　殷安仁
沙市　張景栻　孫庚
沙洋　方述献　朱雲鵬
新堤　潘祖義　熊道璜
張家灣　張竹軒　陳冠冕
武穴　張雲　周華年
老河口　張慶平　楊松
新溝　舒用之　王翊辰
金口　程振華　沌口　謝光燾
鵝公頸　沈雲駒　富池口　張國恩
清灘口　周葵　藕池口　雷家麟

◉湖北の消場稅徵收

今回武昌の都督府にては湖北の財政を整理するが爲めに暫く消場稅なるものを徵收せしむることゝなし漢口の夾街に在りて臨時過境消場稅總務局なるものを開き已に二百餘名の局員を派遣して三月一日より之れを實行せしむることゝなせり

◉奉天の市況

近來奉天の市場は日々不況支那商人すら其の成行につき憂慮しつゝありこは要するに洋錢相場の暴落したるを重なるものとし又所々に自稱革命黨の騷亂ありし結果兵力を分配して地方の防備が自然手薄となりしに乘じ馬賊の各地を暴廻るある爲め勢ひ地方出荷の減少したるにも因るべし洋錢相場暴落は全く紙幣の亂發に因るものにして事變發生の際東三省銀行又は官銀號より盛んに發せられたる不換紙幣は一時辛くも回收して影を絶ちしより市況は漸次回復せられ舊曆十一二月の頃まではさして不況も呈せざりしが實質なき財政は長續きせず昨今に至り財政愈々窮乏せるに拘はらず京津の動亂に顧み兵士への給料忽にすべからず焦眉の一策として趙督は一旦回收せる紙幣中未だ燒棄せざるものを取つて兵士の給料に宛てたるやにて昨今又々市場に不換紙幣を見るに至り物價は漸次上向かんとしつつあり今にして速かに紙幣を回收せずんば倒產者は續出し市況は日に不振に陷いるならんと悲觀する者多し因に舊曆正月に入りて不況の爲め閉店せるもの左の二十八戶なり

廣會福(小西關粮房)　廣泰德(大西關金銀首飾店)　新發長(大東磚房)　鎭源泰(小北城鍋)　東興合(小北繩蔴舖)　榮和長(大東雜貨舖)　義順長(鼓樓南毡鞋舖)　和順成(鼓樓西梨窖)　和盛店(大北粮車店)　劭記長(小北粮米舖)　德興泰(小西關洋貨店)　恒興德(小東金銀首飾舖)　合盛福(大連磚房)　廣東永(大北繩麻蔴舖)　盛發成(大北繩麻蔴舖)　興盛余店(小北關)　合興泰(大北磚房)　順興德(大北茶袋舖)　萬泰成(大南磨房)　會源盛(小東綢房)　永利生(大西門內金銀首飾舖)　德源長(小北磨房)　元興發(牛馬行估衣舖)　德盛公(小北雜貨店)　源興德(大北門裡綢緞舖)　萬發德(大北糧米舖)　德泰久(大北門內裕玉器舖)　恒盛泰(大北磨房)

◉時局と海關

昨年來の清國革亂は同國內何れの社會を問はず影響を及ぼしたるが今大連海關の調查によれば全清四十餘の海關に就きて見るに收入の大勢は概して中清に減少して北方に增加せるが如しと就中重なるものを揭げて前々年度と前年度と比較すれば次の如し

	明治四十三年	同四十四年
上海	一〇、四八一、〇〇〇兩	(一)一一、七八五、〇〇〇兩

天津	三、二三四、〇〇〇	(二)	三、四二〇、〇〇〇
漢口	三、二一六、〇〇〇	(四)	二、七〇三、〇〇〇
廣東	二、九六六、〇〇〇	(三)	二、七八五、〇〇〇
汕頭	一、四〇〇、〇〇〇	(五)	一、四七〇、〇〇〇
膠州灣	一、二三八、〇〇〇	(七)	一、二四九、〇〇〇
大連	一、一〇三、〇〇〇	(六)	一、三五八、〇〇〇
牛莊	九九五、〇〇〇	(八)	一、〇四九、〇〇〇
鎭江	九二二、〇〇〇	(一二)	七七七、〇〇〇
哈爾賓	八七六、〇〇〇	(九)	九五四、〇〇〇
厦門	八〇二、〇〇〇	一〇)	八七一、〇〇〇
福州	七二二、〇〇〇	(一一)	八二一、〇〇〇
芝罘	六五一、〇〇〇		五九六、〇〇〇
安東縣	一八八、〇〇〇		二三七、〇〇〇

即ち上海は革亂の爲め却つて百三十萬兩を增加し天津は二十萬兩を增加し漢口は五十萬兩鎭江は十五萬兩を減ぜるを見る單り此間に在りて收入の躍進せるは大連にして僅々一箇年にて三十萬兩强の增加を來して收入第七位より六位となり牛莊安東縣も亦夫々の增加を來せりと而して支那に於ける海關の收入は從來滙豐銀行に無利息にて預け入れ居たるが時局發生以來滙豐は特に行員を各海關所在地に派し直接收金の任に當らしめ居れりといふ

◉南京の木業及緞業

▲木業　南京は木商蒼萃の區にして咸豐年間に於て最も盛に、巨富殷商資本を簇集する事數千萬金にして、以て苗地に入り木牌を購辦し、上流より流して南京に至れり、其數每年少くも百余架を下らず、木簰年額四五十萬兩を得たり同光年間に至て徽幇日に漸く衰微し、西漢兩幇日に漸く盛にして、每年釐金尙二三十萬兩を得たり、然るに此十年來は僅に十萬兩內外にして時に數萬兩に下る事あり、今其原因を考ふるに一は西漢幇が外國の國旗をかりて課稅を免るゝによる、二は近來建築業興らずして木材の需要盛ならざるによる、而して其因は木材の運搬困難等による事なし、今や百度維新の時に際すれば宜しく木業を興復し釐金の收入を加ふるの策を講ずべき也

▲緞業　南京は都會首善の地にして緞業を以て大宗の業となし、極大の商舖二十余家あり、貢緞を製造して多く北京に輸し湖南等の各省これに次ぐ庚子年間北方に戰亂あつてより以來緞業大に影響を受け、爾來軍學各界競つて羅紗を用ひ又綢緞を用ひざるより失業者數千人を生ぜり、更に今回の事變あり爲に該業の蒙る損害益大ならん、既に國貨維持會の設立あり都督亦之れを用ひん事をすゝむと雖も、更に熱心其挽回を計るなくんば其前途寒心に耐えざるものあらん

◉漢口經營參議員

兵燹後の漢口市街經營に付ては已に建設事辦處を設けて之れが事務を執り現に市街道路の測量及び新設計の圖案等を製造中なるが尙ほ此事に關しては漢口市民中の重なるものを擧げて之れが相談役となさゞるべからざるものあるより今回商務總會にては特に宋煒臣等十名を擇んで參議員となし以て市街設計に關する總べての相談に與からしむることゝなすよしなり

◉大連の對上海貿易

四十四年中に於ける大連上海間の貿易を見るに左の如し

品目	輸入	輸出	種目	輸入	輸出
大豆	三三、七四五噸		雜品	三、三二九	八七三
豆粕	五三、九七〇		器械器具	一、〇四六	一九
小豆	五五		食料品	五	一、〇三六
穀類	三〇四	二、六〇八	柞蠶		一四〇
牛骨		一三九	蠶絲		三、六〇〇
革類	三一	四	石炭		六、二三八
藥品	三〇五		石油		七、五六四
高粱		一一、二八一	油類		四一
胡麻		五二九	砂糖	三八八	一三七
寒	二九九	二三	麥粉	一、七八六	六五
蠟燭	九五	六	酒類	四七三	八
麻袋	七、四二七		麥酒	二、八三七	
金物	四、四一三	一七三	小麥		一〇、九五一
木・材	八二三		セメント	二〇五	一二〇
枕木	七二	一三三	石油空罐	九、七〇九	
茶	一四九		鐵道用材	一四七	
陶磁器	七一		社用雜品	一、四〇三	
硝子	二八		米	二、一七六	
紙	一、七一五		薪炭	一、四〇七	
車輪	三六		綿	八八五	
石材	四二四		綿布	八〇三	
煉瓦及瓦	四七		綿絲	二七七	

因に同年大連の輸出總計は九十九萬二千八十三噸なるが故に上海貿易に於て一割一分強輸入總計四十一萬五千六百七十八噸なれば上海よりの輸入は約一割五分也

◉滿洲三品受渡規定

滿洲重要物産組合にては去る九日役員會を開催し大豆豆粕豆油の受渡に關する規定を設け十五日發表せるが全文左の如し

第一條　凡て重要物産の取引をなしたる者は契約期日に至り相違なく現品の受授をなすべし

第二條　代金は契約受渡期日に至り遲滯なく之れが受渡をなすべし但し看貫をなすに非れば代金の總額を知る事を得ざる者にありては契約期日に代金の見積概算額を受授し過不足は斤量決定の上即時精算決濟すべし

第三條　買主は天候又は止むを得ざる時は七日以內を限りて受渡の豫約を求むる事を得

第四條　買主は賣主の同意を得て代金の仕拂を延期し又は七日以上現品を引取らざる時賣主は利息として代金總額に對し百圓に付き日歩三錢の割を以て又倉敷料として左の割を以て買主に仕拂を請求する事を得

一大豆　一袋に付き一日金五毛

一豆粕　一枚に付一日大粕金二毛小粕金一毛

一豆油　一才に付き一日金四毛

其他埠頭事務所々定の倉敷料率に依る

第五條　賣主は契約期日に現金の引渡をなさゞる時買主は更に代品を買付け其の差金を賣主に請求する事を得、但し此場合に於て買主は豫め賣主に對し書面を以て代品買付の通知をなすべし

◉東蒙古旅行記（完）

東亞同文書院錦齊班旅行隊

遼陽窩棚より班井子に至る

八月十日　今日の豫定は七十清里走つて班井子（バンクンヅ）に宿るとの事である、氣持の惡るい遼陽窩棚を出て以來東は幾度か曠い曠い泥濘の中を通つた、土地が一般低いので恰も沼の樣であるが夏草が茂つてゐるので只茫々たる曠野としか見えぬそして此處に蒙古人が、各の牧草にとて草刈るのを見た、國の內外を問はず靑野の中に草刈るのは如何にも詩的である、況して野は際しなき曠野で人は蒙古人てある、詩的てないと云はれやうか、

遼陽窩棚からは、法庫門から鄭家屯を經て洮南の方に至る電柱に沿ふて走る、錦州を去つて以來久しく見なかつた一本の電線も流石に文明を偲ばせる四十五清里哈拉戶燒に就いたのは十二時過ぎであつた、昨夜から何も口にしないので、空腹のため痛みを感ずる程であつた

哈拉戶燒を出て道は又沼地に出た、勿論所々に小山はあるが、一般に茫々たる低地である、約五六清里も沼地を走つた時小さい岡があつた、其所に哀れな湖北移民が群をなしてゐたが、吾々の車の來るのを見て、四五人の女が一生懸命に車上に攀ぢ上ろうとしたので、吾々も不意打に一時狼狽したが、さりとて有るべきにあらねば力を極めて突き落した、後にて聞けば彼等は飢へと疲れの爲め一歩も進むことさへ出來ずして路上に斃れてゐたとの事であつた、て吾々の來たのを幸に助けを求めた所であつたとの事である氣の毒の事をしたと後になつて考へた何度も何度も小山を越えて夕方目的地の班井子に着いた、班井子は戶數二三個の馬店て小さい岡の上にあつた、

蚊は前夜よりも更に多かつた、而し山の形と月の影は前夜よりも美しく前夜よりも冴えていた、

班井子發鄭家屯着

八月十一日、蚊に攻められて一夜熟睡する事が出來なかつ

た、

朝の五時に此の地を出て四五十清里行けば鄭家屯である、氣が急ぎたてられるので車夫を急がせた道は昨日と反對に大部分は山道であつた、尤も冬期は此の山の麓を回るとの事であるけれども、夏は降雨が多いので自然麓の曠野は沼沚となり車を入れる事が出來ないので、特に山道を通るとの事である、而し山道と云ふものの比較的平坦な道である、四十五清里の道も待てば中々着かぬのである、幾度か里數を尋ねて終りには彼等車夫にさへ笑はれた、かくして午前十一時鄭家屯に入つた、今迄寂しげな田舍町ばかり歩いてゐた眼には流石に賑しさを感ぜられずにはゐなかつた、

宿は杜家店と云ふに定められた

鄭家屯出發

八月十九日、鄭家屯の滯在一週間は多忙を極めた、西や東に走り回つて色々の事を調べた今日は急々洮南に向ふ可く午前六時歷史ある杜家店を出た、正泰號の人交氏は町端れ迄送つて呉れた、町を出て間もなく老哈河にさしかかる、雨も降らぬに濁つた水は渦巻いて流れる、川幅は三町もあつた、

長方形の箱の樣な船に乘せられて約半時間もかかつて漸く渡つた、交通は割合に頻繁なので此處の渡場は常設で而かも渡守は月給である、從つて個人個人としての渡錢は支拂はなくてもよい河を渡つて樹木の茂つた岡を廻つて北に進む、一同は日本的の風景だと見惚れる、左の方にはポーソー山が低いながらも得意そうに曠野の中に聳えてゐる、

鄭家屯から二十清里進んでヂャラタイと稱する地で晝飯を食つた、戸數は僅に七戸で純然たる蒙古部落である、馬店の主人も蒙古人だけれども自由に北京語を語るので何等の不便もない、

ヂャラタイを出て間もなく雷雨に出遭つた、雲は手の屆く程低く壓つて、電光は絶へず頭の上に閃めく、閃めくかと思ふと天も崩れと轟き渡る、馬夫も兵士も顔色を變えて馬を急ぎたてる、篠突く雨は空も破れと降り頻る、と南の方に雲の隙間を破つて日の光が見えた、

驟雨であつたのだ、

間もなく道は沼地に入る、車は幾度となく泥の中に引込まれて動けなくなる、其度毎に泥の中に下りねばならぬ、此の地は呉家子と云つて人家十二戸の大部落である、而してヂャラタイへは十五清里との事である、

此の邊の景色は草茫々の曠野に、同じく草に蔽はれた砂丘が横はつてゐる外何も見えるものはない、

五十清里隔つたウォーボトシと云ふ地に一泊する事にした、人家は十戸しかない流石に鄭家屯を去れば人煙稀少である、洮南府と鄭家屯との間は蒙古語を知らねば旅行する事が出來ぬとは何度となく聞かされたが、來て見れば平々凡々、何も蒙古らしい所はない、夜は細雨が又降り出した、蚊が多いとの事で上海を出て初めて蚊帳を吊つた而し蚊帳

は蚊よりも寧ろ寒さを防ぐ事に於て効力があつた、

ウオーボトシ發

八月二十日、未だ薄暗い四時半に馬夫に起されて出發した、雨は霧の樣に降つてゐる、三十淸里進て口代と云ふ地で晝飯をした口代は旅行中に何度となく耳にした地名であるが、來て見れば戸數十七八戸の一部落に過ぎぬ、

食料としては自ら携帶せる日本米と福神漬とであつた、而かも其の米は黑澤少佐から送られたものであつた、午後は雨は止んだが、空は依然として曇つてゐる、雨期は爭はれぬものだ、降れば晴れ晴るれば曇り、何時美しい日の光を見るのか、それさへ覺束ない、心細い空模樣である、

此の日は六十三淸里歩んでクーチャルと呼ぶ地に一泊する事にした、

經過した地は昨日と同じく草茫々として時に堤防樣の小丘あるのみで、蔓草空しく夏を語る風情である、而かも鶫の聲はたえず聞えて、旅の愁情を更に痛切に感ぜしめるのだ、

鄭家屯を出て間もなく見えてゐた饅頭形のボーリー山は此の時尙見えてゐた、可愛らしい小山であつた、

クーチャル發

八月二十一日、雨は依然降つてゐる曠野は雨に霞んでゐる、鶫も鳴いてゐる、クーチャルから西の方は一面に水に埋められて沼のやうになつてゐる、而かも深さは脛に至る有樣なので自然、車も自由に進む事が出來ぬ北方三淸里にハルボトと云ふ地がある、住民は牧畜を業としてゐるので附近一帶何等耕作の跡さへ見出ない、羊や牛の群が蔓草の中に働いてゐるのみである、ハルボトの地方にタイピンチーと云ふ村落がある、此の地一帶泥濘の曠野にして馬働かず、車進まず、而かも鞭打てば只寢るのみで何等の方法も講ずる事が出來ぬ馬店は前路尙ほ遙かである、止むを得ず一行六人は薄き一枚の合羽に頭だけ蔽ふて徒歩する事にした、斯の如き有樣は幾度となく繰返されて、漸く四十八淸里のヤーメンタイと云ふ地に晝食を喫した、クーチャルを出て何時間になつたか、誰も完全な時計を持つてゐないので薩張りわからぬ、何れにしても四十八淸里の難路を通つた事だから短かい時間ではあるまい、途中數多の支那人に出遇つた、彼等は洮南府の汎濫のため職業を失つて止むなく鄭家屯に歸るとの事であつた、晝食を終つた頃から雨が盛に降つて來た、路は惡しく雨は甚だしいので兎ても進むことは出來そうにもない、

遂に雨を衝いて前に進むべしと云ふ說と此所に止まつて雨の止むのを待つて進むべしと云ふ二つの議論が出た、而かも中々決着しない、長い議論の結果更に十五淸里進むことに決定して徒歩のまま雨を突き、水を涉てラーマクチアルに着いた、そして此の夜は此處に宿る事にした、戸數は二戸しかない、店の表庭は已に浸水して池の樣に見える、屋根の一部は晝の裡から漏つてゐたので、我等は最も安全と云ふ場所を選んで其所に太平の夢を結ぶ可く眠たが、夜中に及び雨は益々甚しく降つたと見えて、黃褐色の汚ない

雨が顏と云はず軀と云はずボタンボタン落ちて來だしたので、奥へ奥へと避難はしたものの、田舍馬店の事だからすゞ雨のため追いつめられて止むなく合羽着たまゝ室の一方に立つて一夜を明かした苦しい夜であつた、

ラマクチヤル發

八月二十二日、又雨、朝目が醒めて耳を傾けると雨の降る音がシト〳〵と聞える、旅行はつらいものだと此の時シミジミ感じた、馬夫も護送の兵士も尙一日此の地に滯在する事を主張したけれども、此の雨の漏る室の內に眠ることも出來ず、滯在した所で仕方がないので前進を主張したそれても馬夫は車が働かぬので進む事が出來ぬと云ふ、止むを得ない吾等六人は車に乘らぬ約束で出發した、

雨は次第に降り頻きる、而かも風さへ交つて横さまに來る、合羽は間もなく漏つて來る、道は辷べる、草叢の中には荊棘がある、幾度か足を刺される、腹は減つて來る、遙かに家が見えるから、店かと思つて近よれば牧舍で今迄樂んで來た元氣も頓に失せて腹は愈減つて來る、足は益々疲れて來る、それに身體は刻一刻冷えて來る、困苦缺乏も此所に至つては寧ろ極點である、十二淸里のターコクテンで獰猛な蒙古犬に追はれて危い所を辛くも逃れ、三十二淸里のパーインサンに着いたのは午後の三時であつた、僅か三十二淸里の徒步旅行ではあるが風に吹かれ雨に打たれて而かも空腹に苦しめられた此旅行は、生れて二十二年初めてゞある、溫度は四十二度を示して居た、白のリンネルは觸れても尙冷たい、あまり腹が減つてゐたので晝飯の時三椀四椀は何の味もなく只器械的に食つてしまつた、

熱い飯が箸から口に入り口から喉を通り喉から胃に運ばれるのが感ぜられたのはそれから後の事である、濡衣は俄かに壁の木釘に掛けられた其の黃色したのや垢じんだ彩色が蒙古旅行の苦しさを語るかの樣に見えてる、雨は依然降つてゐる、兵士の馬は自分等の寢てゐる室の內に繫がれてあるので一種の臭氣が室に滿ちて恰も厩の中に寢てゐるかの樣に思はれる思えば今宵は舊曆七月十八日である、蒙古沙漠に月を賞せんと樂しんでゐたものゝかくも雨に遭ひ寒さに苦しめられては流石に多少の物思ひに沈まずには居られない、夜は早く寢ることにした、今宵はどんな夢を見るのだらう、せめては夢でも樂しみたい、

パーインサン發

八月二十三日、又雨、蒙古は愈々雨期である、連日の降雨は何時晴れるか其れさへ知る事が出來ぬ、而かも道路は日一日と惡しくなる、水は刻一刻と多くなる、洮南府よりの便りに依れば洮兒河の水は汎濫して齊々哈爾へは三つの道が悉く杜絕されてるとの事である、のみならず洮南の南四十淸里は浸水して居ると云ふ確報さへある、これては齊々哈爾は愚か洮南へも行く事が出來ぬかも知れぬ、

前進說と退却說が又起つた、而し吾々の責任として行けるだけ行くのが正當であると云ふのに一決して、愈々前進する事に決心した、其れも此の家に薪材があれば一二日滯在

して大體の有樣を見た上、進退を決する筈だけれども、悲しい事には枯草一本の薪すらないので、一刻の猶豫も出來ず、米や鑵詰を持つたまゝバーインサンを出發した勿論雨は盛に降つてゐる

バーインサンを出て十淸里も行つた頃、路の兩側に棒杭が立らてれてあるのを見た、昨日もターコクテンとバーインサンの間に棒抗があつた、何でも拂下地の印らしかつた、バーインサンから北方は一帶に高臺地であつた從つて雨の割合に道は善かつた牧舍を越えて二十淸里のマンバーイツて晝飯を食つた、毎日鑵詰に梅干の菜ばかりて食つて居たのが此の日初めて南瓜の鹽煮を作る事を得て舌鼓を打つた、毎日の雨で兎角薪木が無いので家が見ゆれば直に薪の有無を見る、そして若し庭の邊りに柴の高く積れたる樣子を見出す時は忽ち萬歲を唱へる、

バーインサンは戶數二戶しかない、マンバーインツも同じく二戶の部落である、午後七時チエンコインツに泊る事にした、バーインサンからチエンコインツに至る路上には繁りに繁りたる蔓草の中に、破れたる土塀の數限りなく殘つて居るのを見た、思ふに昔此の地に住みし蒙古人が滿人の侵入のため次第〳〵に奥深く逃れ入つた其の名殘りてあるまいか？雨細ふ降り頻つて鶏の聲のかすかに聞ゆる時此の廢滅の跡を見ては、流石に日に日にすさび行かんとする蠻民の末路の今更に哀れを催されるのてある、

チエンコインツ發

八月二十四日、又雨、五時半と云ふに宿を出た、雨はシトシト降つてゐる、チエンコインツから北方は土地が一帶に低平てある、從つて浸水區域も曠大てある、水も深い、全く沼池としか見えない、雨の力は恐ろしいものてある、地圖を見れば此の邊一帶は戈壁沙漠の一部てある、而かも其の沙漠の一部が今は純然たる沼池となつてゐる、沼地を通ると路は一段と高くなる眼界は次第に廣くなる、と麥畑か見える、高粱畠が眼に付く、豆畑粟畑と一步一步多くなる、岡の上には名も知らぬ灌木がコンモリと繁つてゐる、是れなら薪木にも缺乏する事はあるまいなど車の中て話してゐる內に名にし負ふ偏照に着いた、此所はチエンコインツから三十淸里の地てある此の三十淸里の間には一軒の宿すら見ることが出來なかつた、靑い原と沼の樣な白い水と其れに橫はる砂丘ばかり眼についた我等のペンチヤオに着いた時は恰も大海を航して始めて陸を見たかの樣な感じがした、ペンチヤオは戶數三十戶の都會てある雜貨店もあれば糧食店もある、今日の食事は米の飯は面白くないと云ふので白麵の汁を造つたが其の趣味は良かつたものゝ、其結果は鹽水の樣に辛かつた、之れは今日の厨子に當つたもの免るべからざる責任てある、厨子はM君とI君てある、T君は「ペンチヤオの晝食は鹽水を飮む」と日誌に大書した、ペンチヤオから西北二淸里の地にホーペンチヤオと云ふ部落がある戶數は十五六戶もあつた、午前中は雨降り天寒くして而かも道路極めて惡しかりしも午後に至りては何處とよりもなく大空久しぶりに晴れ來りて久しぶりに日の

光を見る事を得た時の嬉しき何として忘れられやう、斯くして二十清里のアンチハイを經夕日の西の原に沈む頃トンチヤオーポと云ふ地に一泊する事にした、夜に至つて空は拭つた様に晴れ、美しい星は二十日の月を待つかの様に光つてゐる、室の内には蟲が鳴いてゐる、

修家窩堡發

八月二十五日、晴後雨、空は晴れて涼しい風が吹いて來る、雨と風とに連日苦しめられた身には殊更氣持よく感ぜられた。十清里のチーチインツと稱する人戸五軒の蒙古村落を經て二十清里の開通縣に着いた、此の間は道路は全く浸水してゐる名も知らぬ水鳥が沼の様な水の畔りに遊んでゐる風情など蒙古とは云ふものゝ中々振つたものであつた、開通縣は縣城ではあるが全く一つの田舍部落としか見えない、一昨年は戸數が二十二戸に滿たなかつたのが、今は六十三戸ある、光緒二十八年設立した市街でまだ全く未成品である、小學堂は雨の爲め校舍が破壞して狹くるしい室の内に澤山の小供が聲高く讀書してゐた、教師は一人て生徒は合計三十一人である、

午后また雨が降り出した、降りみ降らずみ嫌な天氣である、鄭家屯と開通縣の間は全く雨の旅行であつた、鄭洮間の交通は比較的頻繁なので我々の宿つた福昇慶には荷車か十四五車も集つてゐたそして馬の數も十五六頭も居た、

開通縣發

八月二十六日、雨、馬夫に呼ばれて起き上がると雨は依然降つてゐる、然し滯在する程價値ある地方でもないので出發することにした、

嬉しい事には出發する頃には雨も止んで青い空が表はれた、而し道は依然難路である、車は幾度となく輪を沒する、其の度毎に馬は倒れる、吾等は車から下る斯くの如き有様で僅かに十八清里進んで晝食する事にした、土地の名を玉家窩堡と云ふ、此の邊りには玉蜀黍が盛に植え付けられてある、これは此の地の土人の常食である、店を出ると間もなく、又雨が降り出した、沼地が度々ある、其の度毎に車が動かなくなる、止むを得ず今日は三十八清里のフーツアレ屯と云ふ戸數二戸の寂しい馬店て一泊する事とした、

フーツアレ屯發

八月二十七日、晴、朝は霧が一面に罩めて咫尺を辨ずる事が出來ぬ鵞の聲が頻りに聞えて來る、やがて晴れるのだらうと樂しんて進む、一向晴れない、四圍の景色は全く明日も其の前日も同じてある、大陸の霧は何の妙味もない、霧は山に限る谷に限る、

チヤーカンピーピユルと云ふ變な名の地に晝食した、此處はフオーツアレ屯から二十清里の部落である、そして四方は小丘を以て圍まれた盆地である、室内は牛皮や馬皮を積み重ねて一種の臭氣が鼻を衝いてゐた、嫌な馬店であつた、チヤーカンピーピユルから六十清里の間一軒の家もない草茫々たる曠野て路は漠路である、

此の無趣味な單調な六十淸里の曠野を通つて其の日の九時三合屯と云ふ蒙古部落に着いた、此の地は單に田舍部落で宿るべき旅店の設けがないので、止むなく百姓舍の一隅、否其の全部を借り受けて主人初め其の一同は隣り家に行つてしまつた、而し其れは僅か二疊の汚ない家であつた、

三合屯發洮南府着

八月二十八日、晴、朝日の美はしい光を帶びて宿を出た路々羊の群や牛の群を見るにつけても洮南府が近づいたのが知られる、而かも此の大都會を控へた一帶の地が何等耕作の跡さへ無いのは頗る異樣に感ぜられる、愈々府城に來て見ると南門外は一面の水である、洮南府は水の都である、城門を入つて見ると城內も亦水である、街路も水である、洮南府の水は人の噂にも聞いたし又新聞でも見たがまさか此れ程とは夢にも思はなかつた、宿へ着くや否や市街の情況を見るため散步がてら出たが道路は全く水と泥とに埋められて通行は頗る困難である、人々は道の兩側を辛くも蛇行してゐる、

夕方知府を訪問した有名な孫藤繩は此地の知府である、今年五十三歲の愉快の人であつた、聞けば有名な日本最負との事である、

知府は齊々哈爾行は全く不可能の事と迄斷言した、一行の落膽は如何程であつたらう、長い間雨と戰い風と戰つて玆迄來て僅かに五百餘淸里の地を殘して引き返すとは世にこれ程殘念な事はない、九仞の功を一簣に缺くとは今の吾々の事である、而かも平々凡々たる曠野を二度も通つて何の樂しみがあらう、何とて吾々にこれが忍ばれやう、よし行けなければせめては伯特納へ出て嫩江を溯りたいと云ふので、それに一縷の望を囑して色々の方面へ走り廻つて調べて見たが之れ亦不可能との事で百計玆につきて如何ともし難く涙ながらに斷然鄭家屯に引き返すことにした、

洮南府滯在　水の都

洮南府の東五淸里に洮兒河が流れてゐる、城北には其の支流の交兒河が城壁に沿ふて流れてゐるが其の水が見渡す限り氾濫しては只大海としか見えぬ、三三五々點在せる人家は水の中に浮んでゐる高粱の穗は僅かに濁つた水の上に浮んでゐる、太古を思ひ出させる獨木舟が土人の逞多き腕に操られてゐる、

而かも其の水は際限なく廣がつて遙かに北と東とは眞に連つてゐる、高粱の穗の中からは時々獨木舟が表はれる、表はれるかと見ると又何處ともなく消へて行く、名も知らぬ水鳥が所々に浮がんでゐる、

平和と見れば平和である、慘憺と見れば慘憺である、けれども河畔に立つて水の行くえを眺むらん土人の顏は見るも哀れに衰えてゐた、水に攻められ食に苦しめられて止むなく幾十淸里の田舍から避難して來た土人は、夕日の靜かに水に落つるの時、此の河畔に立つて遙かに故鄕を見た時嬝延び肉落ちた彼等土人の靑白い顏に如何に悲慘の淚が流れるだらう、食ふに食なく、住むに家なく着るに衣なき

彼等土人の哀れなる生活を見るにつけて流石に同情の涙が催された、そしてそれが蒙古人なるに於て更らに更らに同情を寄せしめたものであつた、

以上は水の都として洮南府城外の有様を書いた、

城内も同じく水である東西南北を通ずる街路は水道である、廣小路は池の様に見える、家鴨が面白そうに遊んでゐる、水の都としての洮南の有様は我等の筆にては此れ以上書く事が出來ぬ、只讀者諸君の想像に任す外はない、

と書き乍らも、今朝交兒河畔で見た哀れな難民の姿が眼に浮んで來る、

恐ろしい一夜

洮南滯在中の一夜であつた夕暮頃十二三人の旅客が吾々の宿屋に泊する事となつた、其の夜十二時頃眼を醒すと彼等の話が手に取る様に聞えて來る、一行中の頭梁らしい年取つた髭のある男の話には彼等六人の日本人は此れから黒龍江に出て汽車で滿洲に行く事なれば彼の行李の中には洋錢が澤山あるに相違ない、幸彼等が眠つてゐる間に行李を取り出し夜の明けぬ内に出發すれば跡白浪如何ぢや誰か一骨折る者はないかと云ふのが耳に入つた、其の一人は若し見付かつて彼等に捕えらるれば大變であると恐る〳〵答へた、

何れにせよ大變な相談である、一刻も猶豫すべきでない、先んずれば人を制すと云ふ、機先を制すが肝要と急ぎ飛び起きて、いきなり彼等を擲り飛した其の敏捷な事に氣を呑まれたのか彼等は何の返事もせず寢てしまつた、翌日起きた時には彼等は一人もゐなかつた、

洮南府より鄭家屯に向ふ

洮南から鄭家屯に至る間は同じ道だから今更書く必要もない、水に埋められた道を七日半で鄭家屯に着いた、其の間晝も夜も蚊に攻められた、晝の蚊と云へば不思議かも知れぬが蒙古の蚊は日の照つてゐる白晝にも徘雲集して來る、止むを得ないので頭から蚊帳を冠つて車に乘つた、而かも蚊帳の上から顏と云はず手と云はず散々に刺されて鄭家屯に着いた時には見違へる様に腫れてゐた、通行人は厚い衣服を着、頭と顏とに亦厚い布を蔽ひ、眼だけ出して歩いてゐる、

蒙古の蚊は寧ろ想像外である、人の蚊柱が出來ると云ふても決して過言ではあるまい斯くの如き有様で九月九日再び鄭家屯の人となつた、思へば歲月は早いものである、幾多の先輩諸君に送られて大連を出たのは七月六日の夕方であつた、其後營口や錦州や南陽や阜新や小庫倫やの各地を經て九月九日と云ふ今日しも鄭家屯に滯在して居る時には雨の夜に鳥の聲を聞いて友の身を思ひ、冴え渡る月影を仰いでは遙かに故山を懐しいとも思つた、かくして山を越え谷を渉り河を渡り野を走つて今や鄭家屯の人となつてゐる、

一言以て蒙古旅行を評するなら賑やかな都會旅行と云ふよりは寧ろ草茫々の野原廻りである希望と活氣に滿ちた都會旅行でなくて平和と寂しさに滿ちたる田舍旅行である、

水に浮ぶ鴨川の夏の灯の眺は一時は美はしい、華美やかであるけれども秋になれば衆人の頭から忘れられてしまう、犬吠崎に寄せては破る潮の様は只壮大である雄大であるけれども四季其の眺めを變へず、見る人の頭に忘れられぬ深い印象を與へる、

前者を都會廻りとせば後者は田舎廻りである、そして蒙古旅行の印象は深く深く頭裡に刻まれて永久に忘れる事は出來ないのだろう—。

明日は早朝舟で遼河を下つて鐵嶺に向ふ豫定である、

（完）

上海

◉爲替（自三月十一日至三月二十三日）

銀塊は其後引續き小康を保ち二十六片十六の十三と二十六付十六分の十五の間を上下し變化なし

イーストボーン沖に於ける波阿汽船オセアニヤ號の遭難に依り印度行き四月渡の銀塊五十萬磅沈沒せし爲現物は一時引締りしも市場に多大の影響を齎らさゞりき

北京の雲行き未だ定らざる爲め輸出輸入共に取立てゝ記すべき取引なく各倉庫は依然、輸入品を以て充滿され船荷動きを見ず隨て爲替市場も極めて閑散なり對日爲替は依然現物安にて先物は一ヶ月毎に四分の一增にて然も七八月以後の先物は各銀行共に餘り歡迎せざること前報と異らず、

墨銀相場も殆變化なし各省造幣廠にては大統領肖像入りの新銀貨鑄造の計畫中なるも借款ならず鑄造資金缺乏の爲め

當分實行し難かるべし

銅元相場は格別變化なきも各省共當分無制限鑄造を決定せるを以て多少にても利益ある間は鑄造を停止せざるべければ今後漸次相場下を落べきか

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
三月十一日	二六、一六分ノ一二	二七、七五	七四、三五	七四、三五	一七三	英八〇、〇〇
三月十二日	二六、一六分ノ一二	二七、七五	七四、三五	七四、三五	一七二	英八〇、〇〇
三月十三日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、三五	七四、三五	一七〇	英八〇、二五
三月十四日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、四〇	七四、四〇	一七〇	英八〇、二五
三月十五日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、三〇	七四、三〇	一七〇	英八〇、二五
三月十六日	二六、八分ノ七	二七、六分ノ一二	七四、三五	七四、三五	一七八	英八〇、二五
三月十八日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、四〇	七四、四〇	一七〇	英八〇、二五
三月十九日	二六、八分ノ七	二七、六分ノ一二	七四、四五	七四、四五	一七〇	英八〇、三〇
三月二十日	二六、一八	二七、四分ノ三	七四、四〇	七四、四〇	一七〇	英八〇、三〇
三月廿一日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、五六	七四、五六	一七〇	英八〇、三〇
三月廿二日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、三五	七四、三五	一七〇	英八〇、三〇
三月廿三日	二六、一六分ノ一二	二七、六分ノ一二	七四、三〇	七四、三〇	一七〇	英八〇、三〇

金融　（自三月九日至三月二十三日）

一時成立すべかりし四國借款は白耳義シンジゲート借款によりて行惱みとなり北京政府は白耳義シージゲートより僅に百萬弗を受取たるのみなるに對し玆數日內に支拂ふべきものは京漢鐵道債の一部償却南北兵餉等其他少とも一千萬弗以上に上り巨額の借款成立せざれば如何なる惡結果を來すやも測られず隨て一時交涉不調に終るとも更に他の方法を以て刻下の急務を救はざるべからざるは必然の結果なれば此借入れの成立と共に上海の現銀は急減すべしとは一般に觀測さるゝ所にして其結果上海金融界に如何なる影響を來すすべきか玆二三週間は多少注目に値すべし、

一般取引は依然閑散にて之を要する資金の需要せば商容易に起らざるものゝ如し

月日	外國銀行現銀貯藏高 兩	銀塊	銀墨 弗	銀貨 兩	外國銀行貸出 貸出高	利率	鈔票利率
三月九日	一〇、四三〇、〇〇〇		八、一三〇、〇〇〇	英九二、〇〇〇	一四、八四〇、〇〇〇		
三月十一日	一〇、六八〇、〇〇〇		八、一三〇、〇〇〇	英六二、〇〇〇	一四、八三〇、〇〇〇		
三月　二日	一〇、七八〇、〇〇〇		八、一八〇、〇〇〇	英三七、〇〇〇	一四、八二〇、〇〇〇		
三月十三日	一〇、六八〇、〇〇〇		八、〇六〇、〇〇〇	英三七、〇〇〇	一四、八二〇、〇〇〇		
三月十四日	一〇、九一〇、〇〇〇		七、九五〇、〇〇〇	英二六、〇〇〇	一四、七七〇、〇〇〇		
三月十五日	一〇、八八〇、〇〇〇		七、九五〇、〇〇〇	英一九四、〇〇〇	一四、七七〇、〇〇〇		
三月十六日	一一、〇四〇、〇〇〇		七、九三〇、〇〇〇	英一四四、〇〇〇	一四、七四〇、〇〇〇		
三月十八日	一一、三八〇、〇〇〇		八、〇三〇、〇〇〇	英一五八、〇〇〇	一四、七三〇、〇〇〇		
三月十九日	一一、四八〇、〇〇〇		八、一一〇、〇〇〇	英一七二、〇〇〇	一四、七三〇、〇〇〇		
三月二十日	一一、一一〇、〇〇〇		八、二四〇、〇〇〇	英一七二、〇〇〇	一四、七三〇、〇〇〇		
三月廿一日	一一、一四〇、〇〇〇		八、一七〇、〇〇〇	英一七二、〇〇〇	一四、七三〇、〇〇〇		
三月廿二日	一一、一三〇、〇〇〇		八、一三〇、〇〇〇	英一七二、〇〇〇	一四、七三〇、〇〇〇		

月日	鈔票利率
三月廿三日	取引なくたゝず

●棉花市況

輸出は依然絶望にして取引は殆上海內地紡績に限られ內地紡績の消費は一は昨今漸次恢復しつゝある內地棉絲の需要狀況に支配されつゝあれば大局の平定市面の恢復の如何に直接間接に棉花市況を支配しつゝあり然り而して昨今の如く各地兵變相亞ぎ人心恟々として落付かざる間に棉花市況の恢復を見ることは難かるべきか

相場は米棉の輸入に依り稍下落し遖傍二十五兩大倉二十五兩上海浦東二十四兩を稱へつゝあり米棉は其後引續き輸入されつゝあるも何れも昨年の契約にて新契約は出來ず前週三井の在庫棉花數百俵火災に罹り其損害約六萬圓なりと云ふ

其後最近二週間の輸出高左の如し

仕向先	最近二週間輸出高	本年度總輸出高累計	昨年同季との比較
アントワープ	—	四二二	一九四二
ブレーメン	—	二九七六	九九三八
ヂエーア	—	五五三	三六八五
漢　堡	一二〇六	一〇五五二	五〇九二二
ハンブール	四〇	二〇六	四五七八
香　港	五九七	一三八〇四	四九〇一
日　本	一一五八八	二〇三五三四	一〇二一四九七
リバープール	—	五四	二五七六
倫　敦	—	二六	一八六四
ダンカーク	—	一六九	六〇三
マルセーユ	—	七三八	一七二八
トリエスト	—	一七七	八二〇
ヴェニス	—	—	—
支那各港	一二〇三	三一二〇一五	三一二一九
各　地	三四一四	一五一一二	四八九二六
合　計	一八〇四八	二八〇三三八	一一八五一九九

●上海附近屯在の現時兵數

陸軍第十師團（舊滬軍第一師團と稱せるもの）司令部は江蘇海運局内に之を設く其諸隊は上海租界外各地に屯在せり師團長を吳紹璘とす本師團は湖南兵を基礎とし江蘇省各地の新募兵を加へて編成せるものにして歩兵二箇聯隊あり其特科兵は大部分留學生之れが幹部に當り目下新募の兵に對して比較的熱心なる訓練を與へつゝあり

歩　兵	三千人
特科兵 騎砲工輜重	五百人

滬軍第二師團は今尙ほ舊名を繼續せり其司令部を南海會館に置く師團長は滬軍都督參謀長黃郛之を兼任せり本師團は浙江兵を基礎とし江蘇各地の新募兵を交ゆ歩兵五ヶ大隊あり特科兵は自下留學生の幹部連より新募せんと主張し稍之に着手せり

歩兵五大隊　二千五百人

遊擊隊と稱し陳漢欽の率ゆる部隊にして舊式兵を主力とし其本部を江南機器局内に置き各兵は機器局又龍華火藥局徽寧會館湖南會館等にあり歩兵二ヶ聯隊野砲山砲各一ヶ中隊工兵一ヶ中隊を有す其幹部は重に青年革命派の連中にして軍事教育を有するものにあらず

歩　兵	三千人
特　科	三百五十人

吳淞附近より寶山縣に到る一帶にある趙念伯の率ゆる進行隊は歩兵三ヶ聯隊山砲一中隊工兵一中隊より成り舊式兵を基礎とし新募兵を交ゆ幹部は三と同じく軍事教育少なし

歩　兵	三千人

特　科　三百人

以上合計一萬二千六百五十人となす

此外李燮和の率ゆる一個師團も略當地に全部集合を行はんとするものゝ如しこの兵數は某氏に之を聞くに約六千を有するものなるべしと云ふ之を合算せば略二萬の兵數に達す此等兵士の解散なる問題に關しては支那の俗語に所謂召兵容易散兵難にして當路も相應憂慮せるものなるべきも陳其美は曰く目下の兵數は決して常置兵として多數に過ぐるものにあらずと稱し居り進行隊長趙念伯は其四分の一を減じて四分の三は依然豫備上留めおかざるべからざるものに係るを以て莠を去り良を留む何の苦慮するところぞと揚言せり之を按ずるに彼等は其自然の成り行きにまかし置かんとするものゝ如し尤も注意すべきは陳其美の主張による滬軍の都督の名稱廢止を南京政府より中止を命ぜることにして第十師團の如きは之を陸軍十師團と稱する今尙前記全軍陳の指揮下にあるものにして滬軍都督の廢止の曉には多少の變動あるを免れざるものなり

奉　天

◉二月中市況

時局の前途は混沌として人心向ふ所を知らず一般に氣迷ひの體なりき初日は恰も舊曆十二月中旬にして年末大決算期なりしを以て大に取引は手控の姿なりし故其貸借金高も多額に達せず南京の賣行は動亂の爲めに鈍狀となり次いで金融の不如意を訴へたるも大體に於て圓滿なる貸借解決を告げたるが如し

皇帝退位の上諭發表と共に趙總督の慰撫告諭以來官商民漸く安堵の思を爲し商況は多少景氣づきたるが如かりしも舊正月は目睫の間に迫まりし故過年用品の現金取引の外棉絲布の如き思惑買を試みるの時機に達せず殆ど取引休止の姿なりき

新年初市は多少好況を以て迎ひられんとせしが初市開市と共に俄然小銀貨暴落を告げし故商品行市は自然釣上げを餘儀なくせられ棉糸入元粗布四十錢大尺布十五錢方奔騰せりされば豫想の如き好況を呈せずして其手合僅に三百五十餘俵に過ぎず

麥粉は北滿地方產の品料騰貴のため哈爾賓粉の相場二ヶ月前に比して一袋約三十錢方の暴騰を告げ該粉の南下は殆と絕無の有樣となりたり然るに四十一年以來久しく輸入杜絕せられ居たる米國粉は此機に乘じて滔々と侵入し來り一月中の輸入高實に四萬袋を算するに至りたり此の重なる原因は清人の常食たる高粱米、粟類の相場殆ど昨年に比し約一斗に付き四五十錢方暴騰したると小麥の收穫少なかりしが爲に原料の騰貴を來し從來奉天のみにしても三十餘戶を數へたる磨房（支那式麥粉製造所）は業を休みて却て輸入麥粉の販賣を爲す者ある奇現象を見るに至りたり而して輸入麥粉の數量二月末には六萬七千餘袋に及びしがため多少投賣の傾向を生じ約十五錢方下落せるも原產地よりは益々昂騰

の入電ありしを以て又強氣を示すに至りたり
又砂糖及燐寸は舊正月を見越しての輸入品停滯せるが爲め著しき輸入を見ず相場は小銀貨下落のため幾分上押を示したり
要するに舊正月には中華民國旗を掲揚し一般に時局の前途を樂觀するものゝ如く例年の常況に復せんが如き有樣なりしも過半は休業せる故大に取引行はれず捗々しき荷動きを見るに至らざりき大豆豆粕類は南清客筋の買を見送りしたると大連市場先物取引中止及相場の弱氣と銀塊の暴騰につれ爲替取組の不利を覺えたる等よりして面白き取引を見ざりき其重なる商品の相場は次の如し

一、日本粗布(毎疋)

xx	七、三四	龍	○
三　羊	六、六〇	九　龍	六、五五
雄　騎	六、五〇	蟠　桃	六、五五
○　鷄	六、四〇	双　龍	六、四五

一、米國粗布(毎疋)

三　兎	八、七〇	馬　狗	八、七〇
馬　頭	九、二五		

一、日本大尺布(毎疋)

福	二、五〇	福　壽	二、五六
藍　魚	二、五八	龍　印	二、四八
天下一品	二、六〇	雄　印	二、四七
光　印	二、五〇	壽　印	二、三五
祿	二、四三		

一、日本棉糸(梱)

藍　魚	一九三、〇〇
日ノ出鶴	二三六、〇〇

一、印度棉糸(梱)

紅劍海	一六八、〇〇

一、哈原賓麥粉(袋)

紅日頭	三、五〇
紅字帖	三、二六

一、鐵嶺麥粉(袋)

紅　龍	三、二〇

一、米國麥粉(袋)

賓　船	三、二二
黒力子	三、一五
菊　印	三、〇〇

一、砂糖(清百斤)

五　灣	一三、二五
35	九、八〇
375	一〇、三〇

一、燐寸(小箱)

月　琴	五、三五
三　箭	五、二五

一、連紙

仙　鶴	一七、六〇
金　鶴	一四、五〇
麒　麟	一八七、〇〇
日ノ出鶴	二三六、〇〇

一、印度棉糸(梱)

紅劍海	一六八、〇〇

一、哈原賓麥粉(袋)

紅日頭	三、五〇
紅字帖	三、二六

一、鐵嶺麥粉(袋)

紅　龍	三、二〇

一、米國麥粉(袋)

賓　船	三、二二
黒力子	三、一五
菊　印	三、〇〇

一、砂糖(清百斤)

五　灣	一三、二五
35	九、八〇
375	一〇、三〇

一、燐寸(小箱)

月　琴	五、三五
三　箭	五、二五

一、連紙

仙　鶴	一七、六〇
金　鶴	一四、五〇
麒　麟	一八七、〇〇
紅人竹	一七二、〇〇
藍　龍	三、二五
鳳	三、二五
紅藍字	三、〇五
田　字	三、一二
菊水印	二、九八
藍　龍	二、八〇
四　灣	一三、〇〇
385	一二、〇〇
雜　牌	五、二五
獅　畫	五、〇五
金　昌	一四、〇〇

◉二月中爲替相場高低表

	日本向爲	上海	上海	北京天津	北京天津	香港	郵便局
最高	九七、〇〇 円	七五、二五 兩	一〇七、二五 元	六八、三五 兩	一〇六、〇〇 元	一〇三、〇〇 元	九七、〇〇 円
最低	九三、三五	七三、三〇	一〇一、〇〇	六八、三五	一〇五、〇〇	一〇一、七五	九三、〇〇

◉二月中農產物相場高低表

品名	單位	最高	最低	品名	單位	最高	最低
支那白米	奉天一石	二四、三五 元		蕎麥	奉天一石	一〇、〇〇	八、三五
粟米	同	一八、三五		豆粕	一枚	一、七七	一、四五
高粱米	同	一六、〇〇		豆油	奉天百斤	一三、三五	一〇、〇〇
高粱	同	一三、〇〇		胡麻	赤天一石	二四、三〇	二三、〇〇
元豆	同	一二、三五		燒酒	一籃	三、三五	二、三五
小豆	同	一七、〇〇		粟	奉天一石	一二、三〇	八、〇〇
綠豆	同	一八、〇〇		糯米	同	二五、八〇	二五、〇〇
小麥	同	一七、〇		大元米	同	一八、八〇	一八、一〇
合豆	同	一〇、〇〇		大麥	同	八、三五	七、三五
地麥粉	奉天百斤	八、三五		大麻子	同	一四、〇〇	一四、〇〇

福州

◉借欵問題

當地昨今の問題たる鐵道鑛山を擔保として米國スタンダード商會より一千二百萬元借入の一件は最初當局者五六名の間に於て極て秘密に企畫されたるものゝ如し福建鐵路總辦葉崇祿か都督府の訓令を拒絶し而かも厦門に於て反對の聲を揚るまで當地に於て誰一人の聞知するものなかりしは彼等が秘密の如何かに嚴重なりしかを知るに足る余は此問題の眞象を得んが爲に連日腐心し百方手を盡し探究に努めつゝありしも未だ具體的に捕捉する能はざるは頗る遺憾とする所なり

鐵路總辦葉崇祿は陳賓琛（宣統幼帝の師傅）の系統に屬する人にして福建政府現時の當局者に對しては嫌焉たらざるの人なり彼は昨年政變後厦門福州の同志を糾合し共和國民會なるものを組織し現時の當局者に對し隱然一敵國を爲せり厦門福州を聯結して八百餘名の會員を有する民間に於ける現時有力なる政治的團體なり福州の會長は陳耀西と稱す是又陳賓琛子分の一人なりと云ふ

此團體は平素は沈默して何等政治的行動を爲さざりしも今回の借欵問題に就て葉崇祿先つ反對の聲を揚て政府側の秘密を爆露し其黨與たる共和國民會と俱に爲政者の非計を攻擊し厦門に於て大會を開き全會一致を以て反對すると同時に福州の同會に移牒し同一の步調を取て反對せんことを求め來れり

是に於て福州の共和國民會も去月二十六日城內の同事務所に於て會議を開き厦門の決議に贊同し極力反對することを可決せり是と同時に當地の實業家に依て組織されたる橋南議事會も國民會よりの通知に接し直に會議を開き國民會と同一の態度を取り相呼應して反對することを決議せりと云ふ是此の問題の今日までの經過にして稍や半面の消息を伺

ふに足る

◉福建の財政狀態、義捐金の强制、公債の發行

福建政府の財政が極て窮境に在ることは勿論なれとも政變當時舊政府の官金として存在せるもの八十餘萬元あり其外に舊政府が民間の融通を助くるが爲に商務總會及錢莊に貸與したるもの四十萬元ありたることは事實にして政變當時の費用と變後の政費軍隊の給用には何等滯滯なく支辨したるが如し

政變後海關の收入は總て外人の手に保管せられて一毫と雖も使用するを得ず錢饉地丁銀は人民自から其義務を盡さず過渡時代の政府は人民の信用を得さるが爲に稅的金錢は總て未納の狀態に在り特に新政府は第一着手として早計にも釐金制度を廢止(近來復活の說あり)したるが爲に收入の途殆んど絕へて財政の窮乏は當然免がれざる狀勢にあれども當福州は政變後幸に南洋出稼の富豪より革命援助の義捐として四十萬元を得たるを以て新兵の招募北伐隊の編成及出征官吏の俸給滿洲旗人の救助等毫も故障なく今日まで支へ得たり是れ福州革命黨比較的善良なる成績を擧たる所以なり特に舊政府が民間に貸付たる四十萬元は其儘据置として商務總會及信用ある紳商に訓令して政府監督の下に福建銀號と稱する金融機關を開始せしめ四十萬元の基本として商業上の融通を援け一面には各錢莊の發行する番票(紙幣)の聲價を維持し商業上多大の便益を與へ變後の財界をして紊亂に至らしめず今日まで安全を保ちたるは新政府の施設頗る宜しきを得たるものにして大に賞讃に値ひす

雖然以上は只一時的現象にして福建の財政は極て薄弱にして何等健實なる財源を有せざるを以て今後の成行は憂慮に勝へざるものあり

今回當局者が苦心慘憺の後遂に一面には當地の紳商富豪を諭し强制的に其財產の一割乃至二割を献納せしむるの案を立て之を實行したる結果六十餘萬元を醵集し得たりと云ふも是又一時を彌縫するの窮策にして同前一二ヶ月を支ふるに過ぎず又一面には愛國公債を發行するの計畫を建て章程を協定し近々之を發表して將に實行に着手せんとす總額を五百萬元と定め無記名式として外國人と雖も購買所有することを許せり(義捐金獻納者には此愛國公債を交付すと云ふ)是確かに財政救濟の一政策として良好なる方法なれども福建政府の信用は果して五百萬元を投じて此公債を購入するの價値を有するや否や何人と雖も首肯する能はざるべし第二年より起り第五年に至りて止む四ヶ年間に於て抽籤法に依て償還するの規定なれども福建政府今日の狀態は果して確實に償還の責任を盡し得る信用を有するや吾人は頗ぶる危險なるを覺え政府の信用已に薄弱にして世人をして不安の念を抱かしめたる公債は到底滿足に應募者を得る能はず全然不良なる結果に了ること明白なる條理なり

是に於てか福建の財政は今後益々困難に陷り遂に鐵道鑛山及鹽業を擔保に提供し外債を起すの外良策なかるべし是近時米國人か野心滿々此點に注目を怠らざる所以にして借款

問題の起る蓋し偶然に非ずと信ず

温　洲

温州は一千八百七十七年の芝罘條約に依りて開港せられたる處にして開港以來四十年の星霜を經たりと雖人民は遊惰柔弱にして氣慨なく曾て文明の刺激を受けざるものゝ如し故に一般人民は勿論紳士と稱する人物と雖殆んど談ずるに足るものなし之が爲めに今回革命の如きも杭州より電報を以て迫まられたる結果道台知府は逃亡し僅に舊時の後路統領梅鶴亭を勸めて温州軍政分府都督に推し一時秩序を保持し次て梅統領は單に軍司令官となりて專ら軍務に從事し御史徐定超を推して民政長となし以て今日に至るものなり故に當地に於ては純革命黨なるものなく籌波と同じく紳士等相協同して一時の秩序を保つに勤めたるに過ぎず此の如くなるを以て文明的政治思想は皆無と云ふも決して誣言にあらざるなり

當府下瑞安縣には數年前故人となりし有名なる經學者孫某ありしが爲め一般に向學の風ある由なるも頭腦は概して時代に後れ居るを免れず數年來新學の風稍盛に我國に留學したる者百四五十名に達したりし由なれども學業成りたる後は多くは地方に留らず他省に出でゝ職を求め目下二三十名の留學生歸來し居るも多くは學業未だ十分ならず從て地方に重きをなすに至らず彼等留學生は陽曆一月以來東甌日報と稱する新聞を興し革命を鼓吹し居るも頗る幼稚にして一般を警醒するに足らず況んや一日の發刊部數は僅に六七百にして殆んど我明治初年の程度にも如かざるが如し

徐民政長は年齡六十許頗る君子人の風あり學識官歷共に當地の人望を繫ぐに足る又學生等の進言をも經費の許す限りは之を容るゝを以て頗る人望あり然れども其子某なるもの父の威を假りて往々惡事を働く由にて其累を父に及ぼし一部の人士間には徐氏を排斥せんとするものありと聞けり要するに徐氏の如きは温厚にして無事を好む好老人なりと雖決して創業の敏腕家にあらず留學生も第二の革命第三の革命を經るにあらざれば温州人の惰眠は到底覺醒し難しと云へり

軍政分府司令部は舊道台衙門に設け後路統領梅鶴亭氏之が長たりと雖司令部に出勤すること稀にして常に私宅に居れり司令部には將校と兵士とあるのみ梅統領は年齡四十餘なるが如く軍人的に快活に談話し甚だ應對に巧なり聞く安徽人にして革命の當時道台知府と同じく逃亡せんと企てたる由なれども紳士學生等に勸められて留任したるものなりと而して十分の軍事智識なく卒伍出身にて以前は隨分惡事を働きたるものにて一般の人望は之なきも兵を擁するを以て一旦彼が辭職することあらば其部下の兵士の亂暴せんことを恐れて留任せしめ虛位を守らしめ居れりと云ふ事外に徇徉せるが如き現況以て其事情を察するに足る彼の部下に屬するものは二營五百人にして一營は處州に駐在し其他各處に派遣しあるを以て目下温州に在るものは百四五十名に過ぎず城内の治安秩序を保つ爲めには八十名の警察官と八十

名の商團及び八十名の民團あり而して當地の警察は殆んど用をなさゞる趣にて民間にて警察費を拒むものある爲め經費不足を生じ甚だ困難なりと云ふ

商會の會長は余朝紳と稱し翰林出身なる由にて其年齡五十餘なるべく非常の人望あり目下商團長及び城自治會會長を兼任せり此人も亦時代遲れの人にして唯溫厚無爲なるを以て當地人に尊重せられ居るも有爲の人才とは見受け難し余は革命の當時本省に於ては租稅を免除し厘金を廢止したる由なるが當地は如何にして行政の經費を得らるゝかと問ひたるに彼は鹽捐と關稅とを以て支辨し居れりと答ふ余は再び鹽捐は國稅に屬するもの又關稅は各國賠償の抵當たるものなれば地方にて使用し得ざるにあらずやと問ふ彼曰く溫州は地方貧困にして貿易亦盛ならず他に財源なきを以て一時之を流用するのみと此等の人は唯地方的觀念のみして更に國家なる觀念なきものゝ如し溫州の振はざる推て知るべし

民團の長は呂渭英字文起氏となす氏は嘗て福州の知府として令名ありし人の由にて日本人と親交ありと云ふ氏は舉人出身にして福建省の候補道台なり氏は豁達にして「談吐の間才幹あるを認む留學生間には非常に人望あれども一般の士人間には野心家として敬遠せられ居る由なり氏は盛んに日本を稱揚し日本の同情を感謝し必ず革命を成立せしめ將來の發展をなさんとするには日本の同情ある援助を仰がざるを得ざると云へり向きに溫州の民食缺乏するや商會の依托を受けて上海に至り多量の米を買入れ（六千石と稱す）余と同船して歸溫の後日々原價を以て貧民に賣下けをなしたり

右諸氏の外目下城內に於ける名望ある紳士は商會の會董等位にして其他に革命事業を鼓吹せるものは日本に留學したる學生等の一派あるに過ぎす而して現に城內に留るものは十數人に過ぎすして多くは歸鄉中なりと云ふ留學生は皆若輩にして學識經驗に於て共に間然する所なきにあらさるも概して溫健の思想を有すると新智識を有するとに依り一般に多少の尊敬を拂はれ居るか如し從て溫州に於ける對日本人感情は頗る融和せるを覺ゆ

溫州城は甌江（一名永嘉江）の右岸河口より約十二三海里の上流にあり城壁は千三四百年前の建築に係るもの、由にて外周は割石を以て之を疊み頗る古色を帶ふ周圍約五英里にして北の一面は甌江に面し東南西の三面は運河を以て之を圍繞し大南門小南門三角門西門永淸門北門東門の七門を有し東の一面は小丘連亙して三高丘あり城壁は其上を連綴して蜒蜿たり又三角門內に一高丘あり西は北と同しく平地にして唯西北隅に一小丘あり甌江に望む大南門及小南門に並行して各一個の水門あり城內各地に運河を引き入れあるを以て到る所殆んと小舟の通せさる所なく以て交通の便を助く

城內の人口は最近の調査に依れは十一萬九千六百〇三人にして之に西門外街東門外街を加ふる時は約十四五萬の人口を有するなるへし當地には別に居留地の設なく外國人の商店なく在留の外國人は稅關吏と宣敎師にして三十餘人あり

目下日本人の在留するものは賣藥店二戶（東洋堂、富士洋行）菓子屋一戶理髮店一戶臺灣人にして三井洋行の煙草買入所（東美洋行）一戶にして外に骨董商の滯在するものあり全人口は男七人女三人にして外に瑞安に一人の日本人あり又日本籍の臺灣人は約十餘名ありと云ふ

甌江は浙江省に於て錢塘江に次くの大河なりと雖とも水淺くして滿潮の時江口漸く十六呎に過きす故に温州に出入する汽船は吃水十一二呎以下のものならさる可からす吃水僅に七八呎の汽船と雖皆潮水を待つて出入するの有樣なり日本籍の船舶は三井物産會社の葉烟草を臺灣に輸送する爲め一年四五入港するものあるの外臺灣籍の戎克船時に入港するものあるに過きす外國汽船の出入も亦甚た稀なり當港に稍定期の航海をなすものは招商局の汽船一隻上海當地間を往復するものにして約十日乃至十二三日間に一往復をなすものと中國商業公司の汽船一隻寧波厦門間を往復するもの往航に當地に寄港するものあると一は寶華公司海門公司永寧公司の三會社か共同計算を組織して當地海門間に一隻海門寧波間に二隻を往復せしめ居るものあるのみ此の如くにして外人一等の船室を有するものは只招商局の汽船のみなるを以て自ら獨占的となり非常に高價を貪れり即ち上海温州間は三十五弗寧波温州間は三十弗なり而して外人に對しては支那人一等（即官艙）以下の船票を賣らす中國商業公司の船には外人一等なく支那人一等は温州寧波間十二弗温州厦門間二十八弗なりと云ふ此船は純然たる荷物船にして支那人一等の如きも甚た狹隘にして不潔なり

此地は水運の便能く開け管内各縣に至る皆河川或は運河を以て通す可く又甌江を溯りて處州府の管内にも通することを得へし今其水路里程を擧くれは左の如し（温州を基點とす）

樂清縣	六〇清里	瑞安縣	七〇清里
玉環廳	一二〇	平陽縣	一〇〇
泰順縣	四一〇		

泰順縣は福建省交界の山中にあるを以て瑞安より二百八十清里の百文口より小舟を捨てゝ六十清里の間を陸行せさる可からす又處州府の管内に至る水路は左の如し

春田縣	一二〇清里	處州府	三〇〇清里
松陽縣	四〇〇	遂昌縣	四六〇
龍泉縣	五二〇		

此の如く内地の水運は非常に便利なるにも拘らす一ヶ年の輸出入總額は僅に二百萬兩を越ゆるに過きす之れ蓋し當温州より出入する貨物は温州處州兩府管内に限られ他は山を以て限らるゝに依るの外平年に於ては此府下に産する米穀は裕に兩府の人口を養ふに足るを以て之に甘して改良發達を企圖するの念なく安眠を貪り居るか爲めならん玉環廳は管内に於て最も海産に富む所なるを以て昨年來温州の紳士等は其新鮮なる魚類を温州に供給せしめんか爲めに鴻發と稱する一小汽船を往來せしめしに何故か當業者は之を利用することを知らす今尚從來と同しく半腐の鹽魚を市場に供給して敢て改良するの勇氣なく之か爲めに汽船會社は思惑違ひをなし維持頗る困難なりと以て温州人の頑昧遲鈍なる

の一斑を伺ふに足るへし此の如くなるを以て當地に於ける貿易の權は大抵外省外府の者に占められ隨て大商賈財產家なきに至れるならん

當地に於て貿易の實權を握れるものは寧波人にして彼等は非常の勢力を有せり次は福建人にして次は處州人及臺州人とす當地の主なる產物たる茶蜜柑等は大抵寧波人に依りて上海天津に輸出せられ平陽縣に產する明礬の如きも年額約三十萬元を產するも一昨年までは寧波人の資本に依りて經營せられ其製品の如き全部寧波人の獨占に歸して寧波上海等に輸出し居りし由なりしが昨年中紳士等は利益を他府人に壟斷せらるゝを遺憾とし資本を集めて自ら之を經營せしに種々の困難生じ一時十四五の燒窯ありしもの目下存するものは僅かに五六窯に過ぎず皆其非運を歎じ居ると云ふ以て彼等經營の拙劣なるを窺ふに足る寧波人は此等の輸出品を取扱ふの外上海寧波等より棉花木棉織物各雜貨等の輸入をなすを以て大なる便宜を有す福建人は主として砂糖葉煙草の貿易に主權を有し處州商人は材木木炭藥材等を主とし臺州商人は主に木棉織物を取扱ひ居れりと云ふ之が爲めに自ら地方に區劃を生じ即ち西門外街一帶は處州の商人多きを以て材木業者多く言語も亦處州の土語を交へて自ら城內の言語と異なり自ら處州の勢力を認むることを得へく又南門外街は茶蜜柑の問屋多く瑞安と寧波の言語相交るを見るへく又東門外街は福建人多きを以て自ら福州厦門等の語相交るを見る以て各其勢力を認むるに足る故に城內の溫州人にして城外に用ゆる語の解せられざるもの尠からずと云ふ

甌江は前に述べたる如く大河の割合に水淺く殊に城北の處に於て江心島と稱する島ありて流域を狹くせるのみならず其中央に石獅石象と稱する二暗礁ありて招商局機橋以上に汽船を上らしむることは甚だ危險なりと云ふ故に普通入港の汽船は皆東門外街の沖合に碇泊して上流に上るものなし昨年我宇治艦は水路を測量しつゝ滿潮に乘じて汽笛を鳴しつゝ此上流に上りたる由なるが港務長は大に驚き直ちに下流に碇泊することを命じたりと云ふ此の如くにして上流は急に淺く且つ水路常に變ずるを以て上流約九十淸里は吃水五呎の船を通ずることを得ると雖も汽船を通ぜしむるは困難なりと云ふ此河は下流と雖も水路常に變ずる爲め出入の船舶は皆水先を雇入るゝの必要ある由にて河口三角沙の南水道に於て水先を乘船せしむるを常とす而して當港の如き出入船の少數なる處に於ては水先のみを業とするに足らざるを以て稅關に於て水先を常雇とし熟練なる支那人之に從事せり此の如くなるを以て他港に比し水先の報酬は非常に廉なり即ち吃水一呎に付僅に二元にして假りに吃水十一呎の汽船なりとせば往復にて四十四元之に往復の艀賃を合せて五十元を支拂へば足れりと云ふ

前に各城外街の言語の異同あることを述べたり玆に其地方に使用せらるゝ船舶の全く相異なるの狀況を述べん東門外街は戎克の碇泊場にして舊時臺灣の我領土に歸せざる以前にありては臺灣との貿易甚だ盛んにして此地方の隆盛を極め居りし由なれども臺灣の我領土に歸してより以後は稅關

の取締嚴重なる爲め漸次衰へて温州の繁榮上にも非常の影響を與へたりと云ふ此地方に於て用ゐらるゝ小舟は海岸に於て用ゐらるゝものと同じく其構造頗る堅固なり然るに西門外の江岸に至れば處州に往來する船舶は全然河船にして殆んど艫舳の區別も判然せざる兩端尖狀をなせる中央部に於て僅に三四尺の幅を有する五六間の船にして十人以上は到底乘ること能はざるが如し但其舳艫を區別するは舳部には盡く一口の竈に一個の鍋あるを以て識別するを得るのみ上流に至るに從ひ水流は非常に急なるを以て此の如き船を用ゐるに至りたるならん曾て他の地方に於て見るを得ざる形なり（但臺州に上下する椒江には此種の舟を用ゆ）又大小南門外より一般運河に使用する船舶は是又他の地方に於て多く見ることを得ざる形にして大小の別種々ありと雖も其形は一定なり二三人乘より二十四五人乘に至る筆を以て其形を說明するは實に困難なるも其大略を說明せんに其深さは僅に尺に足らず幅は稍長方形の中央より後部は相同じくして中央より艫部は少しく狹く後部は高く水上に浮べり一見長方形の箱の如し而して此等各種の船は多少材木積込みの爲め戎克の西門外江中に碇泊するものあるの外互に相犯すことなく劃然其使用區域を別にせり偶外來の人をして奇異の感をなさしむ

瑞安縣と當地とは往來多く之が爲めに六七年前より永瑞輪船公司と稱する汽船會社に於て永瑞會昌と稱する二隻の小蒸汽船を以て毎日午前八時と午後二時の二回雙方より發船し居れり小蒸汽船は全く引船用として二隻の客船を引き先頭の一隻は之を官艙（一等）房艙（二等）に區別し一二等は周圍に腰掛を設け手荷物は其下に置くことを得べし後部の一隻は統艙（三等）にして腰掛を設けず手荷物は坐板の下に入れ其上に雜居するものなり其船賃は一等二角二等一角五分三等一角にして荷物は其運賃高く殊に當地の商賈は時間を爭ふものなきを以て之に托するものなく全く客船と云ふを得べし而して乘客と雖此引船に乘るものは急を要するものか多額の金錢を携帶するものか田舍者の物珍らしく試乘するものか或は學生等にして商人等は之に乘るもの甚だ稀なり然らば如何なる方法に依りて兩地間を往來するかと云ふに荷物又は商人の往來には夜行の船ありて借り切り又は乘り合ひの方法あり其乘合の內にも其區間の借切りをなすことを得汽船に比して種々の便宜あり此等の船は毎晩十餘隻乃至二十餘隻双方より出發して翌朝順風なれば天明向風の時と雖も七八時頃には目的地に達するを得るを以て假令は温州より瑞安に用足しに赴くもの或は瑞安より温州に要務を帶びて來るものは夜行の船に乘れば睡眠中に目的地に達し其日終日所用を便し其夜の夜行に乘れば又睡眠中に歸來するを得るを以て宿料をも要せすして用を便するの利あり又一隻借り切りとすれば七十淸里僅に一元を要するに過ぎず其一部區間を借切りとすれば二角を支拂へば足り此區間には六人を睡眠せしむるに足るを以て若し雜居を甘んすれば僅に三十四五文にて此間を旅行することを得べし之れ夜行客の多き所以なり尙ほ附言すれば小舟にて船頭二人附位のものは乘合ひにあらずして特別仕立てとする時は普通十淸

里一角を以て相當の料金とす

前項に述ぶるが如く當地の貿易は甚だ緩慢にして且つ大取引少きを以て金融の機關の如きも完全なるものなく多くは現金取引なり先きに大清銀行の出張所設けられありし由なれども革命亂と共に閉店し尙ほ同時に二三萬の資本を有する錢莊二三倒產せるを以て目下錢莊の營業をなすものは一萬元內外の小資本を有するもの十餘軒に過ぎずと云ふ

當地は杭州を距ること一千〇八十清里の片田舍にして電報は幸に通ずると雖郵便物の如きは一ヶ月約二回招商局の汽船便と一ヶ月約一回の中國商業公司の汽船便と寧波より海門經由の一ヶ月約四回の汽船便とに依るの外稀に陸行の郵便物ある位にして實に隔世の感あり之か爲めに杭州より發する命令は殆んど一ヶ月の後にあらざれば當地に達せず此の如くなるを以て双方の意思互に疏通せず命令の實行せられさるもの甚だ多し假令は府州縣廳の區別を廢して總て縣となすの命令の如き一月二十二日を以て杭州に於て發布せられたるもの漸く此頃に至り當地に着したれども當地に於ては他の各縣を杭州に直屬せしむるは地方の治安に害ありとなし從來温州分府民政部長兼永嘉縣民事長の雇書を有せる徐定超は杭州よりの文書は總て元嘉縣知事と宛名するに對し自らは温州分府民政長兼永嘉縣知事と稱し從來の管內各縣に向つて命令を發し居れり蓋し温州以外の各縣には電線なきを以て杭州より直接の命令を發すること能はず止を得ず温州に於ける永嘉縣知事の傳達を待たさる能はざるの實況あるを以て杭州の都督府も嚴命を下すことは能はざるべし

又杭州都督府に於ては鹽政の統一を計畫し先きに予か温州に來りし時同船にて省の鹽政局次長なる范運樞氏は温處鹽釐總局の總辦として温州に赴任したり氏は日本に五年間留學したる由にて能く日本語を解せり當地に於ては革命後他に收入なきを以て鹽の厘金と百貨厘金の名稱を改めたる籌餉捐との收入を以て唯一の財源とし商會より金某なるものに之か處理を委任し置きたるに突然范氏赴任し其引渡しを請求せしを以て温州人の驚き一方ならず玆に大衝突を起し市中には忽ち傳單を飛ばし杭州より鹽政局次長と自稱する范某なるもの來り鹽捐を奪はんとす之れ温州の治安を防害するものなれば之を驅逐すべしと甚だしきは人身攻擊をなして彼は東京の商業學校に學びしも志を得ず北海道に赴き或中等の農學校を卒業し杭州に歸りて後農事試驗場の職員たりしも久しからずして職を免せられ邊省に赴きて職を索め居りしか偶革命の事起りしを幸に大に運動をなし此美職を得たるものなり云々等日に范氏の攻擊をなし商會に於ては范氏を請ふて壓力を加へんとしたり玆に於てか范氏は都督府に於ては鹽專賣を實行し鹽政の統一を計る爲め予を派遣したるものなれば予は十分調査の上其方針を實行すべきも當分の內は從來の通り處理する筈なりとて紳士等の意見を容れさりし之か爲め紳士等及徐知事は温州の利害の爲めに電報を以て杭州の蔣都督に陳情せしも一々之を駁せられたるを以て遂に都督府の命令に服從せざる可からざるに至りしか尙范氏の民情に合せず不適任なるを申立てたれば

杭州都督は一時范氏を召喚せり茲に於て鹽厘金の事務は鹽捐事務所に於て取扱ふ事となり居れり

温州人は他の刺激を受けず外界の事情に通ぜざるが爲め非常に地方的に偏じ人民も亦頗る頑迷不靈なり若し己れに利ならざる事は官の命令と雖奉ぜざるの風あり一例を擧ぐれば他地方に於ては已に過半辮髪を斬りたるにも拘らず當地に於ては斬髪者は十分の一にも達せず梅頭領部下の兵と雖未だ斬髪せざるもの多し兵士の言に曰く給料を增加せば不用の辮髪は斬り去るを惜まずと雖給料は從來の儘にて斬髪を强ゆるは無理なりとて曾て斬髪せずと云ふ又人民は曰く近來非常に辮髪を世話すれども我等は革命の爲めに何の恩惠をも受くる所なし昨年は米價一升(我約五合五勺)五十四文なりしに今年不作の爲め一升六十四文より六十八文の高價となれり辮髪を斬ると斬らさるとは民命に關する所なし又斬りたりとて智識を增すの理もなし云はば無益の業に熱心奔走せんよりは何ぞ目前に迫れる民食に注意せざると罵り居れり目下龍市を以て徐知事紳士等を强迫し居るを以て呂渭英(文起)等は米の輸入に奔走し居れりと云ふ此の如き有樣にて他方の行政は何の方針もなく唯土匪を防禦することにのみ全力を注ぎ居れり且つ紳士等は自己の懷を痛めずして土地の安寧を保持することに腐心せり此點に於ては寧波の紳士等に及ばざること遠しと云ふべし是れ風氣の開けざるは勿論財產の點に於て寧波の紳士紳商に及ばざるの故ならん

以上の如き事情なるを以て若し統一的政治を施行せんと欲せば中央政府より任命せる知事を派遣して之を行はしむるにあらざれば到底其成效は望み難からん然れども若し中央政府より吏員を派遣して地方の改良進步を計らんと欲せば地方紳士との衝突は覺悟せざる可からず殊に地方の利益問題に逢着することあらば自由平等論の濫用となり所謂處士の橫議となり或は地方の暴動を惹起するやも計り難し然れども一旦此難關を經過するにあらざれば淸國將來の進步發達は得て望む可からざる可し

◉蔡專使の報告

歡迎專使黎元培が南京に送れる報告書の概要は左の如し

一、袁公歡迎の理由　袁公が南京に臨みて臨時大統領の職に就くは法理上破る可らざる條件なり蓋し立法行政の機關を以て被選大統領の個人に較すれば各機は主體にして個人は客體たり故に個人を以て機關に就くは可なるも機關を以て個人に就くは大に不可なり且つ專制共和の過渡時代に於て當事者若も輕々しく法理に違い個人を以て機關を凌ぐの行動あれば專制時代の朕は即ち國家といへるに似て共和熱心者の反對を激起するに足る元培等歡迎の目的は專ら是に屬せり建都問題及び臨時政府地點問題は均しく關係なし

二、袁公の決心　元培等二十七日北京に到り早速に袁公に見へ二十八日又談話會を爲せり袁公は始めより終りまで南行する能はすとの語無かりき且つ此兩日間に於て諸統制及び民政首領と留守の商議を爲したるに諸君は皆謙讓して未だ決するに遑あらず故に行期を急に定むること能はざりしなり

三、京津の輿論　元培等天津より北京に到り各團體の代表者各軍隊の長官及び多數政事界の人物と面談し或は電函を受けたるが大抵皆袁公の南行就職の擧を輕視し或は之を儀文と謂ひ或は之を少數人の意見と謂ひ（其間は極めて奇怪なる說もあり）而して謂ゆる袁公が北京を離るゝ可らざるの理由は大率臨時政府地點を牽合し或は遷都問題を併せて

之を混入せり謂ゆる藩屬外交財政等種々の關係の如き即ち是れなり其本問題と直接の關係あるものは唯だ北方の人心未だ定らざるの一義なり然るに袁公の威望と其舊部將士の忠義とは清帝位を退ける危疑の時期に於ても尙ほ全く全京を鎭攝せり今日復た何ぞ疑慮を要せんや苟も袁公の決心により期を定めて南下せば其布置する所は必ず京津の人心を安んずるに足るものあらん故に元培等は京津の輿論を南京に電達して參考に供し一方面に於て靜かに袁公の布置を俟ちたり

四、兵變以後の情形　幾もなくして二月二十九日夜中の兵亂あり三月一日の夜又之に繼ぎ且つ保定天津に蔓延せり袁公最親信の將士北京に在つて自若たるに忽ち此の意外の變亂あり以て袁公の京を離ると否とは北方の秩序を保持すると密接離る可らざる關係あるに非ざるを證明するに足る然るに此變あつてより軍隊の調度、孫文の應付等種々の困難は急に總理を待ち袁公一日に萬機、勢ひ暫くも置き難し是に於て南京政府と一變通の辨法を協商せざる可らざることゝなれり

五、變通の辨法　總統が政府に於て就職するは神聖にして侵す可らざるの條件也臨時統一政府の組織は旦夕も緩ふす可らざる也而して袁公此時に際し萬々即日南行する能はざるは又事實の破る可らざるもの也是に於て袁公は副統黎公に請ひ代つて南京に赴き受職せんとの提議を爲せり然るに黎公の武昌を離る能はざるは猶ほ袁公の北京を離る能はざるが如し是に於て孫公は參議院に提議し參議院の議決を經て袁公は電を以て宣誓し即ち北京に在つて就職し辨法六條を定めたり是によつて袁公は必ずしも南行せずして受職の式は法理に違はず臨時統一政府も亦以て速に立つべし今日の時局に對し一舉して三善を備ふるものと謂ふべし

六、終局の目的及び未來の希望　袁公就職せざれば統一政府を組織する能はず袁公法理を按ぜずして就職し苟も政府を組織せば是れ形式の統一にして精神の統一に非ず是故に袁公を歡迎するは我等直接の目的なり全國精神上の統一を謀るは我等間接の目的なり今や袁公就職以前に於て躬ら南京に赴く能はずと雖も最後の交通辨法を以て之を觀れば袁公の法理を尊重せる孫公の大公無我なる參議院諸公の大局を持して成見を破れること皆大多數國民を代表するに足る既に天下に昭揭せられたり其少數猜忌の見を抱き離間の口を有するものも皆將さに太和の爲めに同化せられて復た纖翳をも留むること無けん元培等直接の目的を達せざりし故敢へて輕々しく無罪を告げざるも間接の目的謂ゆる全國精神上の統一なるものは既に全國同胞心理の孚感によつて畢く達せり元培等亦た躬其盛典に逢ふを得るの幸あり惟だ是れ吳國初めて建てられ百廢具に擧ぐるの時尤も全國同胞永く統一の精神を以て對持せんことを望む元培等敢へて我全國同胞の齊心同類者を掬して以て祝を爲して曰く中華民國萬歲

◉官制通則

南京參議院が修正議決して袁大總統に電達して公布を求めたる官制通則の全文は左の如し

第一條　本通則は凡そ外交內務財政陸軍海軍教育農林工商交通の各部均しく之を適用す

第二條　各部總長は其主管事務に對して應さに其責を負ふべし事務の主管分明ならず二部以上に牽涉する時は國務會議に提出して其主管する所を定むることを得

第三條　各部總長は主管事務に對し認めて重要となすものあれば國務總理に商承して國務會議を開くことを得

第四條　各部總長は其主管事務に於て或は分別し委任範圍內に於て部令を發するを得

第五條　各部總長は其主管事務に於て諭令を地方官に發することを得並に必要の時に於て此の地方官の命令を停め或は取消すことを得

第六條　各部總長は所屬の職員を統轄し並に分別して之を任免す

第七條　各部に承政廳を設く其掌る所の事務は左の如し(一)管鑰を掌る(二)印信を典る(三)統計の編製(四)記錄所屬職員進退の冊籍(五)各項の公文函件を纂輯保存し並に收發す(六)本部出納經費の管理及び一切の豫算決算(七)會計の調查(八)官產官物及所屬各司の事務管理但し陸軍部は便宜によつて變通す

第八條　各部は各司を分設するを得各司は各科を分設するを得分科は事務を分掌す

第九條　各部は職員を置くこと下の如し次長一人(簡任)參事薦任の秘書長(薦任)秘書(薦任)司長(薦任)科長(薦任科員(委任)錄事(委任)此外各部は便宜によつて工監工正工師手副官司務編纂會計視察審查等の員を置くを得

第十條　次長は總長を輔佐し部務を分理す總長故あつて事を視る能はざる時は國務會義に列席し法令に副署し及び部令を發するを除く外は其職を代理することを得

第十一條　參事は總長の命を承け審議及び草擬の稿案事務を掌理す

第十二條　秘書長は總長の命を承け承政廳事務を總理し並に機密文書を掌管す

第十三條　秘書は總長を助け承政廳事務を分掌す

第十四條　司長は總長の命を承け一切の事務を主管し科長以下の各職員を指揮監督す

第十五條　科長は上官の命を承け科務を分掌す

第十六條　科員は上官の命を承け科務を分掌す

第十七條　錄事は上官の命を承け文件を繕寫し庶務を經理す

第十八條　工監は簡任とし正工師は薦任とし工手は委任とし皆上官の命を承け技術の事務を掌る

第十九條　副官は薦任とし上官の命を承け整理補助事務を掌る

第二十條　司務は薦任として上官の命を承けて專門事務を掌る

第二十一條　編纂は薦任とし上官の命を承けて編纂記錄事務を掌る

第二十二條　主計は薦任とし上官の命を承け經理會計事務を掌る

第二十三條　視察は薦任とし上官の命を承け視察及び調査事務を掌る

第二十四條　審査は薦任とし上官の命を承けて學藝審査事務を掌る

第二十五條　各部總長は本通則に依據して其部の詳細規則を訂定することを得

第二十六條　本通則は公布の日より施行す

◉浙江省に於ける地方官

曩に江蘇省に於ける地方官制の大改革各縣治の大廢合あり浙江省も亦江蘇と相前後して其地方官制を改め府州廳を廢し都督の下に直に縣治を置き縣知事を置きて之を統治せしめたり唯同省は事變以前に其縣治の大廢合を斷行せし後なるを以て今回は別に縣治の廢合を行はず即ち全省を別ちて左の七十五縣とし其縣知事は左の如し

縣名	知事名	縣名	知事名	縣名	知事名
杭縣	汪嶺	象山	杜棣華	遂安	陸登蓁
江山	姚應泰	寧海	唐鑑	嵊縣	汪成教
南田	孫乃泰	常山	陳燮樞	嘉禾	方於筍
富陽	錢時亮	紹興	俞景朗	分水	唐繼勛
開化	王睿	餘杭	孫逢辰	臨海	馬傑
蕭山	盧觀球	建德	葉詰書	海鹽	朱希祖
臨安	姚祖範	諸暨	秦家穆	瑞安	金照
淳安	王秉融	於潛	孫嬉祿	天台	史悠澤

縣名	知事名	縣名	知事名	縣名	知事名
餘杭	陳時夏	新城	汪秉彝	平湖	屠雨華
姚	桐盧	奉化	孫保	太平	王萬愷
新	羅燦麟	平陽	田澤深	衢縣	李龍元
壽	泰順	海	童建侯	定	丁仲立
興	林澧祖	李	鵬	景	劉耀東
吳	程森	玉	環	詹	朱鐘
呂	王波	化	婚	雲	汪志方
金	華	朱郁芝	壽	昌	俞鎧澄
義	昌	邵詒穀	德	清	狄紹青
新	昌	傳	巖	孝	豐
王象泰	嘉	善	袁慶萱	遂	昌
應貽語	永	嘉	徐定超	武	義
陳夢魁	慈	溪	朱輿沂	慈	溪
楊毓會	東	陽	董策	安	吉
王逐鑾	黃	巖	石門	馬昭懿	慶元
張銘新	松	陽	樂清	張寅	渭溪
程桂芬	永	康	仙居	楊道潤	縉雲
江會經	鄞	縣	戚恩周	桐鄉	龍泉
李爲蛟	浦	江	李茂蓮	張亮采	龍陽
程桂芬	樂清	仙居	楊道潤	縉雲	龍泉
李爲蛟	浦江	張亮采	龍陽	王慶槐	宜平
沈祖熙	劉崇照				

◉社會改良會

唐紹怡等によつて發起されたる社會改良會の宣言章程及び條件は左の如し

▲宣言　吾人共和政體を企畫してより以來外人の我國を視ふものは動もすれば程度及ばずと言へり今共和政體定まれり吾人の程度が果して及べるや否やは立ろに將さに世界に昭揭せられんとす人の多言は我れに於て加損する所なきなり然るに吾人は以て自ら省みざる可らず蓋し謂ゆる共和國民の程度は固より必ずしも一定の級數あらず然るに共和思想の要素は則ち具へざる可らず公德を倘び人權を尊んじ貴賤平等にして謂ゆる驕傲なく意志自由にして謂ゆる微幸なく法律の及ばざる所なりとして自ら恣にせず勢力の達する能はざる所なりとして妄に行はず是れ皆共和思想の要素にして人々當さに自ら勉むべき所のものなり我國は素とより道德を以て教義と爲す故に風俗の厚さは殊域に軼ぐ然るに數千年君權神權の影響は今に至つて未だ沫せず其共和思想と抵觸するもの頗る多し同人は此れを以て茲の會を建設し人道主義を以て君權の專制を去り科學の知識を以て神權の迷信を去らんとし若干事を條舉し互に相策勵し以て共和國民の人格を保持し進步を力求し以て大道爲公の盛に漸達するを期す則ち斯の會は其嚆矢なり民國元年二月二十三日

▲章程　第一條　本會の宗旨は人道主義及び科學知識を以て標準となして現在社會を改良するの條件を定むるに在り

第二條　本會は命名して社會改良會となす

第三條　本會は機關を北京南京天津上海武昌廣州等各處に設け每處に幹事員一二人を置く

第四條　凡そ本會の宗旨に贊成するものは皆報名して入會すべし

第五條　本會は蘭花を以て標記と爲す

第六條　本會々員所約の費は凡そ三種にして入會費は一元每年費一元特別寄附は隨意

第七條　本會々員は本會の宗旨並に本會より刊行の機關雜誌及び種々本會主義を發明せる圖書を傳布するに力任す

第八條　本會々員若し本會宗旨に違背するの行爲あれば本會は之を機關雜誌に揭げて之を忠告することを得

第九條　若し本會々員にして本會の條件を加增し或は修改するの提議あれば其案を機關雜誌に揭げ全體會員の討論を經て之を決定すべし

▲條件　一、妓に狎れざる事　二、婢妾を置かざる事　三、成年以後は財產獨立權ある事を提倡する事　四、個人獨立して親朋に依賴せざるを提倡する事　五、男女平等を實行する事　六、早婚（男子は十九歲以上女子は十七歲以上にして始めて嫁娶するを得）及び病時結婚の習を廢止するを提倡する事　七、自主結婚を提倡する事　八、離婚の自由

を承認する事　九、再嫁の自由を承認する事　十、私生子を歧視するを得ざる事　十一、兒女の少生を提倡する事　十二、兒童に對する體罰を禁止する事　十三、一切の傭工（僕役車夫轎夫の類）に對して苛待するを得ず　十四、拜門換帖、認乾兒女の習を戒除する事　十五、承繼兼祧養子の習を戒除するを提倡する事　十六、跪拜の禮を廢し鞠躬拱手を以て之に代ふる事　十七、大人老爺の稱を廢し先生を以て之に代ふる事　十八、纏足穿耳及び脂粉塗敷の習を廢する事　十九、賭博せざる事　二十、官に在つて餽贈を受けざる事　二十一、一切應酬の禮儀は宜しく繁文褥禮を去るべき事（宴會送迎の類の如し）　二十二、年節に送禮せず吉凶等の事に虛糜の餽贈を爲さゞる事　二十三、私財或は產を以て公益を補助するの善擧を提倡する事　二十四、婚嫁喪祭等の事は奢華迷信等の擧動を爲さゞる事其儀節は本會に於て規定の後會員は皆當さに遵守傳布すべし　二十五、心喪主義を提倡し喪に居り制を守るの形式を廢除する事　二十六、迎神建醮拜經及び諸種の鬼神迷信の習を戒除する事　二十七、偶像牌位に供奉するを戒除する事　二十八、風水及び陰陽禁忌の迷信を戒除する事　二十九、生を傷け財を耗するの嗜好を戒除する事（鴉片嗎啡及び各種の烟酒の如きもの　三十、衣飾は宜しく質素を崇ぶき事　三十一、清潔の習慣を養成する事　三十二、日常の行動は公共の衞生を妨害するを得ざる事（隨處に吐痰し隨意に汚穢物を拋擲する如き事　三十三、辱罵喧鬧粗暴の行爲ある可らざる事　三十四、公墳制度を提倡する事　三十五、戲劇及び諸演唱業の改良を提倡する事　三十六、風化に碍げあるの廣告（賣春藥打胎等）及び各種の印刷物（賣春書淫書等）を戒除する事

▲發起人　唐紹怡、蔡元培、劉冠雄、黃愷元、李煜瀛、汪兆銘、宋敎仁、曾廣勳、蔡序東、鈕永建、戴天仇、魏宸組曾昭文、王景春、范熙績、王正廷、張魁、黃閎道、萬廷獻歐赓祥、唐汝流、施肇曾、馮懿同、俞文鼎、陳恂庵、蔡學培

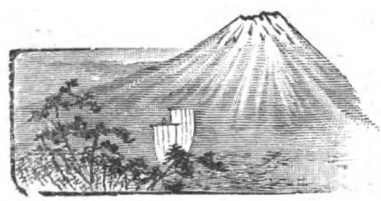

山東省に於ける柞蠶及黄糸繰糸廠

一、柞蠶繰絲廠

山東省に於ける柞蠶は昌邑烟臺を以て中心地となすも殊に烟臺は其工場甚だ多く且出輸入の中心地たるか故に當地工場の一般を示して其の餘の地の推測に與へんとす芝罘に於ける柞蠶繰糸廠は其數十七あり

企業者商號及機械數等

芝罘に於ける柞蠶製造業は何れも民業にして省の保護又は半官的のもの少しもなく只山繭輸入に對して免稅するのみ今企業者商號商標機械數等を表示せん(明治四十二年調)

商號	機械數	商標	經營主
載豐德	六〇〇	双恒興德、豐裕、謙益純	
載德信	五二七	絲恒興德	
載豐恒	四七二	同同	
利記	四二八	黑塔成生號	
義勇同	四一六	金奥	
德記東	二五〇	雀梅	裕豐德
同西	二七五	同同	同
裕德源	五〇四	同同	同
華豐	六七六	五蠶	
豐記	二八八	金麒麟	豐裕
戴昌	三六六	双象	萬順公
公記	二〇〇	黑猴	和記洋行順泰
華泰	四九四	紅旗	三井洋行裕豐德
三裕	五〇〇	※	同
三裕	二三四	同	
利恒	四九二	黑塔	
正祥公	五一八		
東興昌	二二四		正祥公
泰記	一八〇		
大成興	五〇〇		
同順泰	三七四		同和泰
元復	五〇〇		元復
裕記	一五六		
東昌泰	一二八		
華豐	一四六		
裕成德	二五四		德壇
德興永	八七		
通豐泰	一六〇		
永記	四七九		源盛永
双盛	五〇〇		双盛

公和	一二〇	
惟德	一二〇	
恒興裕	同	
廣順	三〇〇	
元成	五〇〇	
源記	一八八	源義
昌記	二三二	東興昌
計三七	三、八五四	

右製造場の內華豐は明治十二年の設立に係り成生は光緒二十三年(明治三十年)順興德は光緒二十四年其他は群ならず右の內支那人と外人と合同せしものは華泰は英商和記洋行と清商順泰との合同三裕は三井洋行と裕豐德との合同になるも其の工場の經營に至りては凡て清人に委し只一部の資本を出せるのみにして其製造絲輸出を一手に引受くる權利を有するのみ

三裕製絲場にて近來日人中川某の發明に係る漂白柞蠶絲を試製しつゝあり聞く大連中央試驗場の實驗によりて漂白せる柞蠶絲を製造しつゝありしも同業は遂に廢せらるるに至りぬと其故種々あるも少なくも芝罘絲と競爭するの困難は免れざる處とす何となれば柞蠶繰絲は日本人に不適なるのなみらず芝罘に於ける工人はよく製絲に熟練し且賃銀低廉なるのみならず山繭輸入稅は免ぜらるゝの特典あり運搬汽船賃の低廉等の結果繭の原產地に於けるよりも當地に輸入して製造する方市價の廉なるを見る故なり而芝罘商人及勞働者の全般に渡りて及さるる故に官は之れが爲に何等奬勵方法を設くるなく然れども滿州方面に向ひて此の製絲業は容易に移り行くものに非るなり

原料と各工場の生產高

柞蠶絲の原料は無論山繭なるが今其の當地に於て使用する原料は何地の產なるかを調るに滿州產と山東產との二あり滿州產は安東縣大孤山より輸出せられ是等の地方より來るものは同地方及寬甸鳳凰城地方の產なりとし山東內地產は滿洲產に比し良品にして其の產地は芝罘附近に於ては寧海掖露登州附近海陽萊陽より膠州附近昌邑濰縣等とす寧海掖露海州等の繭は安東產に比し光澤ありて數倍の良質なりと云ふ

各工場に於ける工夫一人の普通製絲高は繭百五十を一箱とし八箱即ち九百二十個の繭を繰るに有り山東繭は大低千個につき拾兩目(十六兩一斤なり)尤も少なきものは四五兩なり安東大東溝の物は尤も多きもの十一兩尤も少なきも四五兩大孤山物は九兩より四五兩の間とす而して尤も多く使用せらるゝ物は安東繭にして平均百五十個入を一箱とし絲一條を繰出す其の目方約九匁なり即ち八箱につき七兩二匁となる而して一年通じて三百日間作業し約八割の機械を運轉するものと見て各工場一年の製絲高を算し得べし右の方に依れば普通工人の一年製造高は約百三十五斤なり即各工場一年の製絲高見込概數左の如し

載豐德	六四、八〇〇斤	大成興	五四、〇〇〇斤
載豐信	五六、九一六	同順泰	四〇、三九三
載豐恒	五〇、九七六	元復	五四、〇〇〇

利記	四六、二二四	裕記	一六、八四八
東昌泰	一三、八三四	往記東	二七、〇〇〇
華豐	一五、七六八	往記西	二九、七〇〇
祐成德	二七、四三八	祐德源	五四、四三二
德興永	九、三九六	華豐	七三、〇〇〇
通豐泰	一七、二八〇	豐記	三一、一〇四
永記	五一、七三二	義昌	三一、二八八
双盛	五四、〇〇〇	公記	二一、六〇〇
公和	一二、九六〇	舉泰	五三、三五二
恒德	一二、九六〇	三裕東	五四、〇〇〇
恒興裕	一二、九六〇	三裕西	二四、八四〇
廣順	三二、四〇〇	利恒	五三、一三六
元成	五四、〇〇〇	正祥公	五五、九四四
源記	二〇、三〇四	東興昌	二四、一九二
昌記	二三、八九六	泰記	一九、四四五
合計	一、三四六、〇三二		

而して以上は皆百斤を以て一箱に包裝す

職工賃銀と休暇

聯工の休暇として端午中秋及年末十二月下半と正月の上半の一月間並に耕作物植付け等の爲め舊五月末より舊六月末に至る間は休暇とす此間は工場を閉鎖し而して前年七月より同年六月に至る間の結算をなし居れり職工の賃銀は一條大低三十二文なり即出來高制を採用せり

(一)最初見習として三日間を過ぎれば五日間絲取りをなさしめ其技能不良なるものは職工となるを許さず然れども其の自ら去ると否とを問はず製絲高三十條に足らざる者は工錢を給せず一ヶ月内に工場を去る者に對しては一箱につき十二文の計算をなし然し三ヶ月二百二十一條を製したるものは一箱に付き二十八を以て計算す

(二)職工の製造高は晦日八箱を以て標準とす一箱繭百十五個なり若し技倆不良にして僅に七箱を製し得るものは之を解雇す

(三)十日に一度繭の多少及び平均製絲高を揭示し繭千個につき標準高より一文多く又は少なきもの賞罰なく二文多きものは賞二十文を加へ其れ以上は一文毎に十文を遞增す千個に付き二文少きものは二十文の罰を課し其れ以下一文毎に十文の遞減罰を行ふ然し絲に細粗あり節多き者及繭多くして其絲少き者は解雇す

(四)職工一ヶ月内無缺勤の者は百文を賞與し他は賞なし計算後再計算を許さず十日の内二日缺勤の者は分量の如何を問はず賞を與へず罰あれば之を納めしむ

(五)工場内の者は毎月計算を書し計算定まりたる後に之に從ふべく之に從はざるものは解雇し此間の爭論を豫防し職工の出絲高足らず有毛精粗不揃等の者は之を揭示して罰を加へ賞を與へず其他尙一二項の規定ありて以て職工を奬勵し良質の絲を作らんと勤め居れり

而し職工の食費は工場持にして平均一人百十文なりと云ふ之等の職工は十四歳より卅五六歳位迄のものにして廿二三歳のもの最も多し昌邑寧海掖露濰縣等の者多く何れも村落に於て絲取を覺へて既に一人前となりて雇はるゝものなり

一人前になるには大低三年を要す
職工と工場とは單なる雇傭關係にして一工場に長く止り居る者なく又長く止るも年金給與金の恩典なし

販路

之れに付きても已に他人の調査せる處あるを以て茲に長く述ぶるの要なく從つて只近年の上海に於ける取引店及外國輸出の概況を述べんとす
當地各製場は皆上海と取引あり而して上海に於ける柞蠶絲の大取引店は義隆公司和聚機禮和洋行、瑞士洋行泰茂洋行、茂號泰、萬順恒器號祥日行又成公司等にて之等商人の手にあり上等品は重に米國へ中等品は獨逸佛蘭英國就中重に獨佛に仕向けらる
四十二年にありては未不明なるも四十一年に於て清國各港より他の開港場又は外國への輸出總計は四萬三千担餘百九十萬兩餘にして芝罘大連は各二百五十萬兩以上なりとす
今明治三十九年より四十一年に至る芝罘の柞蠶絲輸出表を示さん

年度	數量	價格
明治三十九年	一一、〇三三	三、二四〇、六四九兩
明治四十一年	七、六四八	二、四九二、二九四兩
明治四十一年	二二、八一六	二、七四九、六三〇兩

二、黃絲繰絲廠

黃絲繰絲は殆んど農家の副業として行はるゝもの多く工場制によりて行はるゝ少はしされど固村又は青州等の如き中心市場に至りては之れが設立を見るは自然の勢にして必ず來るべきものなり既に比較的漫々たりと云ひ得る位なり而して其工廠の狀況を述べん爲め其中心地たる固村に於けるものを示して類推せんとす
固村は黃絲の大市場なり當地には黃絲問屋軒を連ねて立てるを見る之等は五日市とて四九の日に田舍より農民が自製せる黃絲を持參りて市場に賣らんとするを買集るものなり然れども之等絲問屋の內大なるものは自家にて製絲場を具へ之れが製品をも併せて賣出すに至れば固村に於ける繰絲場三家あり今其最大なるは裕厚堂記に屬する製絲場となす而して裕厚堂記の資本主は青州府の李宜卿にして他の二家も家號は異なるも同じく同人の投資による者なり

工場の所在地と規模組織

工場は山東鐵道固村驛より六町にして固村鎭城外に在り規模は之れを芝罘の小なる繰絲場に比すべし其の內部の組織に至りては殺蟲室乾燥室煮沸部繰絲部整理部に分たる而して殺蟲室は四室ありて乾燥室又是と同樣なり而して此の室は日本の夜具を入れる押込大にして內部は二十段に分たる函二枚は此の內に入れらる煮沸部は大なる釜七臺によりて煮沸し繰絲部は約二十の枠の連結せる者と二つありて此の連絡は一人が一端の車輪を動して廻轉し得る樣なり居れり

製法

製絲手續は吾日本の舊式製絲法と大差無く集め來れる繭は板函に入れられて殺蟲室に入れられ之れに蒸氣を通じて蛾

を殺し次に乾燥室に入れられ斯くして其の繭は煮沸せられ煮沸せられたる繭は繰絲部に送られ繰絲部にては先きの連結枠に卷取らるゝなり而して其の絲の捻は卷取中に枠の左右に搖らるゝにて得らるゝなり

職工

當廠に於ける職工は百五十人にして繰絲部に約七十人其の他に八十人とす職工は支那人の特法たる學生法によりて募集し三年間の修業をなさしむ同廠の學生募集告白を見るに其の大要に曰く

1、學生希望者は必ず保證人同伴にて本廠又は絲店に申出づるべし

2、一度學生となる時は第一年間は毎月一吊文を給與し第二年間は毎月二吊文を給與し第三年間は毎月三吊文を給與す

3、學生となるべきものは十五才以上二十才迄とし病人は許さず

4、以上三年間中に於て怠慢にして解雇せられ又は逃亡したる時は入學の日より起算して毎日の食費其他五百文即二十五錢を賠償すべきものとす

5、以上の諸項に干しては保證人に於て其の責任を負ふべきものとす

以上は其の大要なるが三年畢業の後に於ては出來商法を按じて賃銀を給與し即ち千兩の絲を繰出せば一吊文を給與することとなり居れり

製品々質原料

原料たる繭は當地方特に長山縣のもの尤も多く其他蒙陰縣等のものを用ふ製品の品質は蒙陰縣等のものを用ふ製品の品質は蒙陰縣產の黃絲と同じく光澤善美にして黃色なり

產額販路

產額に付き何等依るべき總計表なきを以て確知し得ざるも平均一人の職工が一日に九兩の絲を紡ぐとの事なるが故今當廠に於ける紡絲に從事せる人五十人とし約四百五十兩を製し得べく一斤は十六兩なるを以て二十八斤余を出す事となる而して其の價は百斤入一箱約九百兩なりと云ふ販路として絲其儘として上海其他の地に出さるるもの多きも其需要の大部は當地方の綢緞の製造原料たるが如し上海には此支店を具へて販賣に從事しつゝあり

◉滿洲の石鹼業

滿洲に於て石鹼製造業は其の原料たる豆油の本場なるがために最も有望の一事業とし豫て都督府に於て調査研究する所あり未だ保護金を與ふるが如き無きも將來決して之を保護奬勵することに躊躇せざる可きが如し而して今大連に於ける其製造の現況を見るに製造場所としては大山通り萬玉洋行能登町畑中石鹼製造所及び加賀町滿洲石鹼製造所の三ヶ所あるに過ぎず其の生產額年額三萬圓內外にして主として洗濯用を製造し多少の化粧品をも製造しつゝありて近來內地及び上海より輸入するものを價格の上に於て驅逐しつゝあり又支那人の使用漸次擴大せられ且つ朝鮮に對する輸出好望なるがために年々進步發展の機運に向ひつゝあるが

如何にも販路開拓の上に於て頗る困難なる事情あり從て其の賣高に應じて製造するの狀況なり販路開拓の方面は主として支那人間にあるが習慣固執の性に富める支那人のことゝて頗る困難なる由なり然れども若し資本を豐富にして支那人に對する取引を寬大にするに於ては販路開拓の困難も破り得べく且つ大規模に於て爲一時は原料の一たる椰子油の如きも之を上海に仰ぐ時は餘程廉にして之を大阪に求むるより四十錢方下値に付く狀態なり併し如何にせん現在の狀況にては上海香港等に取引する時は一年間の使用量を一時に輸入せざるべからざるが故に到底不可能なる事情あり加ふるに稅金の如き千分の十五にて創業的事業としては稍苛酷の感なきにあらずされば目下の製造業者と雖も非常に薄利なるが併し販路の漸次擴大せらるゝに連れ畑中製造所も本年より二萬圓の合資會社として其規模を擴張し萬玉も亦近く發展の準備をなし昨年賣上額一萬三千圓位なりしも本年は其倍額位迄製造する由にて多少發展の機運に向ひつゝあるは事實なり因に滿洲に於ける邦人の石鹼製造業者は大連の右三ヶ所と奉天の高柳製造所あるのみなり

◉滿洲の高粱酒釀造業

滿洲小崗子に於ける九鬼氏の經營に係る高粱酒釀造所は滿洲に於ける邦人唯一の高粱酒釀造業にして前きに中央試驗所の研究に倣ひ漸次改良を加て一日の賣上高約二百圓を出しつゝあり然るに關東州の需要は一日千圓に達するが故に之れを一手に供給するには前途尙ほ遼遠なりと雖も同業は原料を手許に控へ居る上總て製造業に困難を感ずる販路の開拓に些も勞するなしと云へば相當の資本金融の途を有するあらば州內全部の需用を充たすは容易ならんと

◉莫大小會社設立

渾大坊芳造氏を中心として計畫中なる莫大小會社は大阪莫大小紡織會社と名義を附することに決し資本金百二十萬圓にて一萬錘を設置することに決定したり

支那

第參卷　第八號

目要

●支那財政新論
●日支合辦事業論
●六國借疑成らんとす
●有望なる福公司の事業
●福建の鹽專賣
●南滿洲水田志
●安徽省借欵問題
●支那饑饉救濟會
●支那に於ける回教徒
●四川、廣東、福州、長沙、九江、南昌、吉安、溫州通信
●半月間の支那重要記事

東亞同文會調查編纂部

如何にも販路開拓の上に於て頗る困難なる事情あり從て其の賣高に應じて製造するの狀況なり販路開拓の方面は主として支那人間にあるが習慣固執の性に富める支那人のことゝて頗る困難なる由なり然れども若し資本を豐富にして支那人に對する取引を寬大にするに於ては販路開拓の困難も破り得べく且つ大規模に於て爲す時は原料の一たる椰子油の如きも之を上海に仰ぐ時は餘程廉にして之を大阪に求むるより四十錢方下値に付く狀態なり併し如何にせん現在の狀況にては上海香港等に取引する時は一年間の使用量を一時に輸入せざるべからざるが故に到底不可能なる事情あり加ふるに稅金の如き千分の十五にて創業的事業としては稍苛酷の感なきにあらずされば目下の製造業者と雖も非常に薄利なるが併し販路の漸次擴大せらるゝに連れ如中製造所も本年より二萬圓の合資會社として其規模を擴張し萬玉も亦近く發展の準備をなし昨年賣上額一萬三千圓位なりしも本年は其倍額位迄製造する由にて多少發展の機運に向ひつゝあるは事實なり因に滿洲に於ける邦人の石鹼製造業者は大連の右三ヶ所と奉天の高柳製造所あるのみなり

◉滿洲の高粱酒釀造業

滿洲小崗子に於ける九鬼氏の經營に係る高粱酒釀造所は滿洲に於ける邦人唯一の高粱酒釀造業にして前きに中央試驗所の研究に倣ひ漸次改良を加て一日の賣上高約二百圓を出しつつあり然るに關東州の需要は一日千圓に達するが故に之れを一手に供給するには前途尙ほ遼遠なりと雖も同業は原料を手許に控へ居る上總て製造業に困難を感ずる販路の開拓に些も勞するなしと云へば相當の資本金融の途を有するあらば州內全部の需用を充たすは容易ならんと

◉莫大小會社設立

渾大坊芳造氏を中心として計畫中なる莫大小會社は大阪莫大小紡織會社と名義を附することに決し資本金百二十萬圓にて一萬錘を設置することに決定したり

支那

第參卷　第八號

目要

●支那財政新論
●日支合辦事業論
●六國借疑成らんとす
●有望なる福公司の事業
●福建の鹽專賣
●南滿洲水田志
●安徽省借欵問題
●支那饑饉救濟會
●支那に於ける回教徒
●四川、廣東、福州、長沙、九江、南昌、吉安、溫州通信
●半月間の支那重要記事

東亞同文會調查編纂部

營業科目

○英國製米國製　紳士用實用自轉車各種
○二葉屋實用新案　運搬用自轉車
○英米獨佛製　自動自轉車
○歐米製　自動車
○自轉車及自動車用　パーマータイヤ
○英國製　自轉車用イーデーコースター
○人力車用　ハートホードタイヤ
○二葉屋製新案　人力車

本店 東京赤坂溜池
支店 東京京橋疊町
大阪淀屋橋筋

合資會社 二葉屋

振替貯金口座三九三三番

本店電話 新橋一六一番 同「長」一六二番
支店電話 東京京橋七三〇番 大阪本局二〇六七番

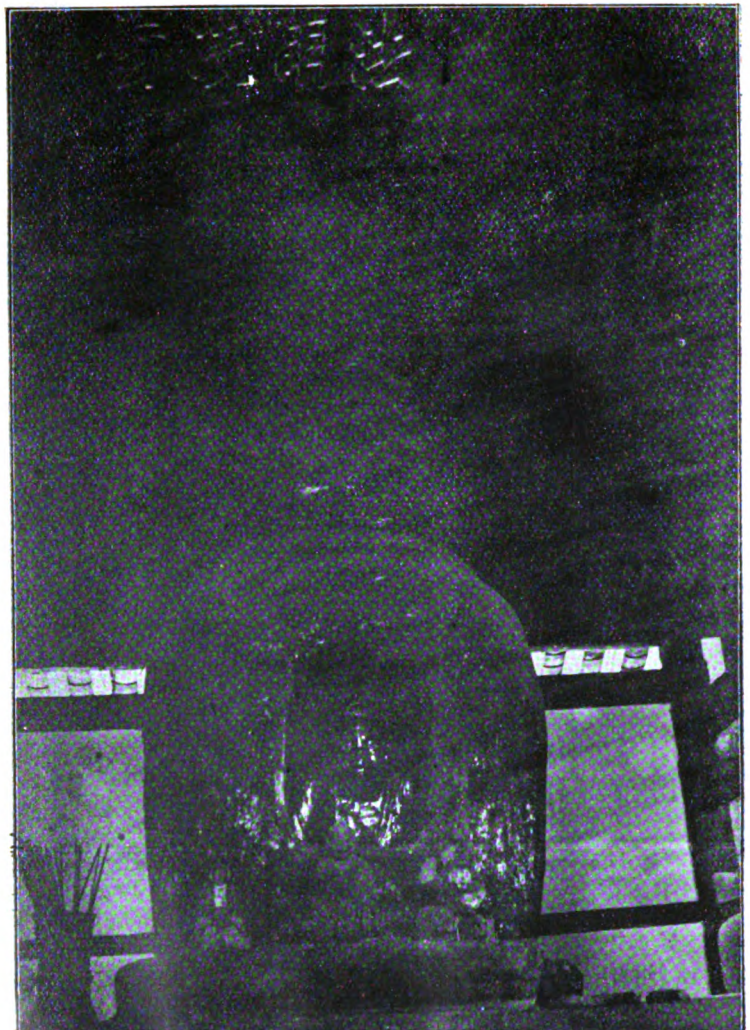

四川省嘉定府凌雲山ノ木乃伊

湖南武陵桃源ノ遇仙橋

東京市麹町區錢瓶町(常盤橋內)

日本興業銀行

資本金一千七百五十萬圓

營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

支那第三卷第八號目次

口繪

湖南武陵源の遇仙橋、四川省嘉定府凌雲山の木伊乃

論壇

支那財政新論（一）……根岸佶…一

日支合辦事業論（下）……松本忠雄…三

六國借疑成らんとす……北京通信…八

山西河南に於ける有望なる福公司の事業（下）……福公司技師調査…一〇

南滿州水田誌……一四

福建の鹽專賣……福州通信…一九

記事

時事

內治外交

◎臨時大總統令◎賑救饑民の幕僚◎部省選舉問題◎參議院と北方統治權◎南方直隸人の都督反對◎北京維持會の提案◎天津掠奪事件損害◎中華進步黨◎江蘇臨時議會議案◎湖北臨時議會各部審查員◎廣西臨時議會の解散◎蒙古王公會議◎吉林の政黨◎旗民生計維持

軍事學事

◎南方陸軍新編制◎沙市商團軍の解散◎武昌軍務司長更迭◎留學生派遣◎武昌學生軍解散◎北方殉難者追悼會◎逃兵招募◎山東軍界の通電◎海折號回航期◎鄂州大學創立◎升允と停戰

財政經濟

◎湖北省の財政狀況◎北京商家擔保の辦法◎北京市政維持會◎南京政府三月分支出概算高◎財政部の銀行設立案

借款實業

◎北京の借款問題◎庚子賠償金の支拂延期◎漢冶萍株主大會◎蘇州鐵路組合新規定◎武昌纖糸局開辦◎漢口市街設計

交通運輸

◎津浦鐵道南段近開◎北京電車問題◎滿鮮急行列車料金◎三月上旬滿鐵收入

地理紀行

越山蜀水（一）……東亞同文書院雲南四川旅行班…四一

通信

廣　東……四八
廣東に於ける新聞紙、廣東に於ける團體、粵漢鐵道消息
福　州……五〇
借款問題經過
四　川……五二
黔軍の重慶撤退と滇軍の來着、滇軍の軍紀及武器、滇軍の重慶に來りし目的、忠州屠梟山縣に社會黨の蜂起、重慶より成都への途上成都軍に出會、自流井方面に於ける滇川兩軍の駐屯及交代事情、滇軍入蜀原因の二說、自流井及附近人民の革命に對する感想
長　沙……五六
一般狀況、軍隊移動、穀類輸出解禁、風俗の變遷に基く新需要の狀況
九　江……五七
南　昌……五九
都督の更替と全市の戒嚴、政府部內の暗鬪と臨時議會權力の增大、江西鐵道現況、市況及南昌九江間運輸狀態
江西吉安……六〇
溫　州……六四

雜錄

安徽省蕪廣鐵道借款問題……七九
軍界統一會各地代表者及役員……八二
中支那飢饉救濟會の事業……八四
支那に於ける回教徒……八七
支那に於ける石炭及鐵の產額……八八

●印刷中●

第一回支那年鑑

四六二倍版
附圖數葉六百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる支那各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『支那年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積 ●人口 ●皇室 ●政體 ●政治
●財政 ●教育 ●司法 ●國防 ●外交
●農業 ●鑛業 ●工業 ●商會 ●會社
●外國貿易 ●水運 ●鐵道 ●郵便 ●電信
●電話 ●銀行 ●金融 ●貨幣 ●度量衡

●印刷中●

第三卷　第八號

論壇

◉支那財政新論（一）

根岸佶

緒言

清朝天命を享くる是に二百六十七年、弊政累積して國帑の窮乏を馴致し、光緒以降列國の壓迫年に甚だしく、新政を施行せざるべからざるに至りてより、經費俄かに膨脹し、何等かの方法を講ぜざれば、財政上清朝の滅亡を來すべき厄運に臨みしかば、當路のもの國會の開設を好機とし、財政の根本的改革を爲さんことを企て、其第一着手として、清理財政章程なるものを發布し、該章程に基き財政の改革に從事したり、而も彼等は之により、財政を支革し、收支を適合せしめ得べしとの確信を有せざりき、度支部が清理財政章程草案を上る一節に曰く、『財政の困難今日に至りて極まれり國庫は空乏し、經費は浩繁なり、各省が借入を請ふの書に應答するに窮せり、屋を仰ひて滂徨し、徒に深く嗟歎するのみ總督巡撫は、新政興りてより、各省の收入し得べき財源は悉索羅掘して其餘地なし、臣等謂へらく、財政の難窘茲に至る、內外相蒙として坐して困を待たんよりは、如何ぞ心を推して腹に置き、各至誠を出し、此に乘じて百たび維新を計りて、歲出入を清理すれば、財政尙ほ轉圜の一日あらん』と、其困窮の狀想見すべきなり

當時度支部は具體的に歲計の實情を告白せざりしにより、支那財政の窮狀は之を想像するの外なかりしも、宣統二年資政院の開かるゝに及び、始めて之を明白にすることを得たり、劉豫算委員長の報告に據れば、『宣統三年度の歲入は二億九千餘萬兩にして、歲出二億五千餘萬兩、不足額五千四百萬兩なり、若し之に追加豫算二千四百萬兩を加算すれば歲入の缺陷實に七千八百餘萬兩に達す、新政行政費每年平均四千萬兩を增加すべき勢あり、而して海軍擴張と、旗制改革費とは其內にあらず、且つ外債は辛丑以後利息のみ多くして、元金を償還すること少し宣統四年以降は每年元金數百萬兩乃至一千萬兩を增還せざるべからず、此等の數項を加すれば、年六七千萬兩に超ゆべし、大財政家ありと雖ども、收入增加の程度は歲出增加の程度に及ぶこと能はず、如何に之を救濟すべきか、其術に窮すること勿論なり清國財政の前途危際なりと謂はざるべからずと、清國の財政狀態の危險なりしは、劉氏の說のみにあらず、支那事情に通ずるもの齊しく其危險なりしことを認めざるはなかりき、武漢に革命亂なるもの突如として發生し、數旬ならざるに天下響應し、清朝退位の已むべからざるに至りたるもの其原因固より一ならざるべきも、租稅の輕重を以て政治の善惡を卜する支那に於て、清末の苛征重斂なるに對し革命軍の輕稅免租を公約せしことの、最大原因なるは疑なし、清朝退位し共和政府之に代はりたりと雖ども、支那財政の危險は到底之を避け得たるものにあらず、半歲に亘れる革命亂の爲め、反て之を大ならしめたるの觀あり、本年三月二十七日、唐總理の、南京參議院に於ける財政演說を見れば明なり、其演說に曰く『宣統三年度の豫算に據れば、歲入の不足に屬するもの大約七千八百萬兩此外債元利の同年度に於て支拂はるべきもの五千餘萬兩あり、同年五月以後借入れたる四國借款、及各省市場救濟の爲め借入れたるものを合すれば、約二億兩に上るべく、假りに五朱の利子を支拂ふものとすれば、是れ亦一千萬兩を要すべし、昨年度豫算の歲入不足額を加算すれば、實に八千八百萬兩に至る加ふるに同年九月以後、本年三月に至るまでに、支拂ふべき外債の未拂額二千餘萬兩あり、革命亂勃發以來南軍に屬するもの八十師團にして、內二十師團を解散し得るとするも尙ほ六十師團を殘留せざるべからず、一個師團の經費一ヶ月十二萬兩を要すべきにより、六十師團に對する經費每月七百二十萬兩にして、一ヶ年八千餘萬兩に達すべし、革命亂中破壞せられたる各省官公衙の再建費として約一千萬兩全國救恤費として一千萬兩を要すべし、外人に對する賠償費に至りては未だ調査を經ざるを以て、其確數を知るべからざるも支那政府としては豫め相當の準備を爲さざるべからず、民國成立以來、臨時財政部の旣に支出せるもの七百萬兩あり、以上各款を概算するときは、二億一千四五百萬兩の巨額に上る、是れ皆今年必要の費目なり』と唐總理の演說には、革命亂中に於ける收入の未納額と、軍票の發行額とを舉げざるのみならず、新募兵解散に要する費用と、外國人に對する賠償額とを數へず、若し此等を加算すれば、當面の需要額は、決して二億一千四五百萬兩に止まらざる

べし、此鉅額の缺陷は、外債を募集し補塡するより以外に何等の策なく、清朝退位と同時に袁大總統が、四國借款團に對し六億圓、白耳義「シングゲート」に對し一億圓の借款を交渉せしは、尤もの次第にして、此鉅億の借款は、表面上五ヶ年に亘り、募集さるべきものなるも支那の實狀より打算すれば、二三年内に募集せらるゝものにあらずやとは消息通の掛念する所なり、支那の外債は既に十四億五千萬圓に達し、更に革命亂に依て、數億を超ゆるものを數年の内に、募集せざるべからざるのにして、財政の危險なること清朝よりも甚だしきものなれば、債權國は、其債權を安固にせんが爲め、財政顧問を支那政府に容れ中央地方共に其財政を監督するのみならず、其擔保とする鹽稅、釐捐地租に對し自ら其の改正と徵收に從事することとなり、内政の大干渉を招くべし、世人が共和政府前途の難關として、第一に指を財政に屈するもの、誠に故ありと謂ふべし、碩學湖南先生が、其名著清國衰亡論に於て、清朝の財政を論じて曰く、『清朝の如く財政膨脹して止まざるときは、遂に滅亡の已むなきに至るべし、財政上根本的大改革を爲すにあらざれば、縱令兵力を以て革命黨を壓迫し得たりとするも遠からず財政上より滅亡することを免れざるべし』と、吾人窃かに以て名言と爲す、清朝の後を承け、財政の危險一層甚だしきに至りたる共和政府は、財政上に對し根本的の大改革を爲すにあらざれば、他の史家より湖南先生同一の批評を加へらるゝやも亦知るべからず、吾人が、清朝亡びて共和政府の代れるを機とし、支那財政新論を作るもの、豈に偶然ならんや。

◉日支合辦事業論（下）

松本忠雄

第二節　日支合辦事業の現況

現在日支合辦に係るの事業は必ずしも多しとせざるも、其中經營の見るに足るべきもの亦これなしとせず、吾人は今日支合辦事業事の主なるものにつき、其現況を說かん

一、商務印書館　商務印書館は現在に於ける日支合辦事業中規模の稍大なるものゝ一にして其資本金は正に一百萬元也、而して商務印書館の如きは實に日支合辦事業の利益を事實に於て示したるものに係る、商務印書館が初めて創立せられしは光緒二十一年の交にあり後經營其宜しきを得ざる爲收支相償はず將に破產の非運を見んとするに際し金港堂主原亮三郎氏日支合辦としてこれを繼續するの計をなし遂に光緒二十九年資本金六十萬元の日支合辦事業とせり、當時支那人中日本人と合同せば實權悉く日本人に歸せんとてこれに反對するもの亦少なからざりしも、遂に合同の計畫成り爾來社運隆々として今や資本金は百萬元に增加せられ其支店は支那各地に設けられ支那唯一の出版業者となるに至れり

而して日本人と合同し經營の主腦は日本人これに當り營業成績漸く擧りたる爲初め日本人と合同する事に反對したるものも却て日本人に依らんとするの傾向を生じ兩者の間益圓滿を加へ現今其資本の約二分の一は日本人これを有し約三分の二は支那人これを有し純益は年二割以上に達しつゝあり

然かも日本人が其經營の一部にたづさはるが爲支那人中或はこれに反對するものなきにあらず、されど其反對の聲は決して甚だ高からず、是れ蓋し日支合辦事業なるが爲にして若し日本人のみを以て支那に出版業を營みたりとせんか支那人の反對は激甚にして到底教科書の如きはこれを供給するを得ざるべく、日本人は日支合辦によらずんば彼が如く、支那に於て有利有望なる出版業を營む能はざるべく、又支那人は日本人を待たずんば此有利有望の事業をして經營其宜きにつかしむるを得ざるべし、斯くの如く兩々交々其利に浴し得るは實に日支合辦事業の必要なる所以にして、商務印書館の如きは實に偶此實例たるものならずんばあらず、

二、正隆銀行　滿洲は我邦が特種の關係を有するの處にして、金融機關の如きも他の各地と等しく一に正金銀行のみに依り難きの事情あり、此必要に促されて正隆銀行は日支人の合辦事業として設立せらるゝに至れり、其成立は明治四十年一月にして當時の資本金二十四萬圓に過ぎざりしが、爾來漸く發展著しく、昨年中遂に安田善次郎氏の後援を得て、百萬圓に增資し本店を大連に移し、支店を營口奉天に置けり、其成績の極めて良好なるは此增資に徵しても知り得べく今や日支合辦の唯一の金融機關たり所謂日清銀行の如き日支人合辦の金融機關の提唱せらるゝもの一再にして止まざるも未だ其成立を見ず、而して本行の如きは頻に堅實なる發展の歩を進めつゝあり

三、本溪湖煤鐵公司　大倉組は元本溪湖に於て獨力石炭採堀に從事しつゝありしが、四十三年六月に至り資本金二百萬元の日支合辦事業とし、其資本の一半は淸國官憲に於て負擔する事とせり、後昨年に至り更に其鐵山をも併せ採堀するに至れり、而して其事業は未だ緒につきたるのみにして確たる成績を知る能はざるも極めて將來有望なるものゝ如し本公司は日支合辦と稱すと雖も、他の合辦事業とは自ら其撰を異にし、日本人と支那官憲との合辦事業なり惟ふに支那官憲との合辦事業は日支合辦事業の一形式にして鐵道鑛山の如きは此形式によるを最も有利とせん、殊に近時支那官民は鐵道鑛山に外國人の干與するを排斥する事甚だしければ、滿洲の如く我國が特種の關係を有する地に於ても、此形式によるにあらずんば徒らに支那官民の反對のみ繁くして、鐵道鑛山等の事業は是れを經營する能はざるべく、吾人は斯くの如き、合辦事業は最も必要有利なるべしと信ず、殊に多少にても支那官憲をして資本を提供せしむるは最も好都合に、且又多數の支那人勞働者等を用ひんには、支那官憲が企業者の一員に加はるは、其使用の上に於ての幾多の紛糾を少なからしめ取締容易なるを加ふべし

四、營口水道電氣株式會社　營口水道電氣株式會社は資本

金二百萬兩を擁し營口に於て水道電氣鐵道各種電氣及運輸の各事業の經營を目的とする日支合辦事業たり本會社の設立せられたるは、日露戰爭後の我事業界狂奔の時代たる三十九年十一月なるも、其事業の極めて確實且有望なるに似ず其成蹟意の如からず、近時支那人株主中利權回收熱に犯されこれを其手に回收せんと計りつゝあるもの亦ありと、多くの日支合辦事業が比較的好成蹟を擧げつゝあるに反し、本會社が不成蹟なるは嘆すべきなり

五、三泰油房　三泰油房は又日支合辦事業の一にして、資本金五十萬圓にして豆粕及豆油の製造販賣其他雜穀の仲買販賣業を營み本店を營口に置き、大連に支店及工場を有す明治四十年五月設立せられて以來の營業成蹟極めて良好にして日支兩株主の間も圓滿にして前途益有望なり、邦人にして滿洲の特產物たる豆、豆油、豆粕、等の製造販賣に從事するもの少しとせず、而して其多くは邦人單獨の經營に係る獨り三泰油房は日支合辦以てこれに當る、他の邦商に比し比較的多大の便益を受くるは蓋し當然也、又支那人は新式の製造法を用ひ得る點及對外輸出等に於て他の支那人に比し多大の利益を享受しつゝあるは事實也、

六、上海絹絲製造株式會社　日本に於て繭絲の屑物を原料とする絹絲紡績の業興るや同社々長藤田四郎及取締役明渡知瑜太郎の諸氏は、蠶絲業甚だ盛にして且日本よりも製絲業進歩せざる爲屑物比較的多き支那に於て此事業を經營するを有利なりとし、支那人中の資產名望あるもの葉子衡、王一亭、沈志賢、朱葆三、李雲書等の數氏を語らひ遂に明治三十九年五月上海絹絲製造株式會社を起せり、其資本金額四十萬兩にして日支人折半して各これを負擔す、而して其經營は主として日本人これに當りつゝあり、其成蹟亦良好にして年一割位の配當をなしつゝあり、事業の有望なると共に其經營の法亦宜しきに稱へり、然れども資本金額少き爲其運轉資本は買辦によりてこれが融通を計らざるべからざる事情にあり、更に事業を擴張せんとせば增資せざるべからず目下五萬兩の社債あり

七、立大麵粉公司　立大麵粉公司は上海にあり資本金二十萬兩を以て明治四十一年八月に設立せられたる、日支合辦の製粉會社也、本公司は名は日支合辦也と雖も實は支那人の經營に係り所謂其日本側の資本主たるものは日本に歸化せる支那人葉子衡也、而して實際の經營は支那人袁保生及顧肇一の二人專らこれに當りつゝあり、上海に於ける製粉會社中第一流に位し利益相當にこれありと云ふ

八、日清燐寸株式會社　長春に於て燐寸製造を業とし資本金三十萬圓にして一株の額面五十圓也、內日本人の持株五千六百にして支那人の持株四百あり、明治四十年十月の創立に係る、これも經營の大綱は日本人これを握る、營業成蹟は甚だ擧り利益配當の如きは年一割五分に達す、

九、儲泰公司　信泰公司は日清燐寸會社の姉妹會社にして資本金十五萬圓（一株金五十圓）あり、內支那人の持株二百五十日本人の持株二千七百五十たり、營業の種類は豆粕の製造販賣及日支產品の委托販賣等にして、規模稍大に經營亦其宜しきに稱ひ從て營業の成蹟亦良好也

十、**滿洲昌圖株式會社**　資本金三十萬元にして日支兩國人これを分有し、馬車鐵道、輸送業、石炭、穀類、綿布、雜貨等の賣買代辦を業とす、昌圖に本店を置き滿洲各地に支店を設く一時破碇を生じ甚だ悲境に陷りしが、後白山勇次郎氏經營の任に當りてより整理漸く其緒に就くに至り、其將來甚だ有望也と稱せらる

十一、**瀋陽馬車鐵道有限公司**　大倉組と支那商民と合同し資本金十九萬元を以て設立せる所にして、南滿洲鐵道奉天驛と奉天城小西門の間三哩餘の馬車鐵道を經營す資本金の六分は支那人四分は日本人これを出資す

十二、**三林製煙公司**　日本人岩谷二郎外一人と支那人趙國銳が合同し二萬元の資本を以て經營するものにして、奉天大北關に於て煙草製造を業とす、原料煙草は日本及支那各地に仰ぎ支那職工四十餘名を用ひ、年額二萬七八千元の製出額あり

十三、**清和公司**　日支人の合資組織にして董事理事等の役員の如きも日支人より同數を採り、奉天に本店を置き出張所を開原、鐵嶺、本溪湖等に置き、土木建築運送鐵道枕木の供給、電燈事業特產物の委托販賣等各種の事業を營む、其鐵嶺に於て經營する電燈事業は比較的大規模にして資本金十一萬圓中八萬五千圓を清和公司より二萬九千圓を支那人より出資し、又同じく鐵嶺城內に淸盛元なる商舖を開き穀物の仲立賣買保管等を業とす、其資本中四分の三は清和公司より四分の一は鐵嶺の支那人揚氏これを出資せり、尙又同公司は支那人と合同して鐵嶺馬峰溝間の輕便鐵道をも經營す、斯くの如くして清和公司は日支兩國人合同して各地に於て各種の事業を經營し皆其成績見るべきものあり、日支合辦事業のよく其目的を達し得たるものを謂ふべし

十四、**歡路及石頭溝炭山**　此炭山の經營は日支兩國人の合辦になると雖も其合辦の形式多少其他のものと同じからず即ち、日本側科野洋行はこれが資本の全部を、採堀權利者榮恩溝は權利を經營者刑丕玉、傳廷四、刑讓全は勞力を供給するものに係る、而して採堀せる石炭は科野洋行が一手に販賣する筈也、從て斯くの如き事業に於ては必ずしも日本人が經營に當るを要とせざるべく斯くの如き合辦の形式も亦事業によりては用ふべき也

十五、**有隣公司**　四川省重慶に於て燐寸の製造に從事するものにして資本金二萬六千兩、日本人宮坂九郎氏等の支那人と合同經營する所也、日本製燐寸が支那に需要せらる事盛なるや支那人亦自ら支那各地に於てこれが製造を開始するに至れり斯くして我國の製品が漸く販路を奪はれんとするに際し早く四川の奥地に入り支那人と合同して此事業を起したるは甚だ慧眼の擧と謂ふべき也、今や有隣公司は主として支那人これが經營に任ず

十六、**新利洋行**　同じく重慶に於て宮坂氏等を中心として企畫せられし日支人合同事業にして、二萬兩の資本を以て土產品の輸出雜貨海產物の輸入等を業とし營業の成績甚だ良好也

十七、**綸華系廠**　上海に於て製絲業を業とす、又日支兩國人の合同事業にして資本金二十五萬兩、營業成績亦良好也、

以上吾人は支那に於ける日支合辦に係る事業中の主なるものを說明せりこれ元より盡せるものにあらず、脫漏せるもの亦之れあるべしと雖も、吾人はこれを以て過去及現在に於ける日支合辦事業が甚だ盛也となす能はざる也、我國に於て對支那經營の必要なる事の提唱せらるゝもの由來甚だ古く、邦人の支邦に於て事業に從事するもの亦少なからず、然かも現在に於ける合辦事業は上の如しとせば吾人は其甚だ不振なるを覺えずんばあらず、殊に其多くは我國が特種の關係を有する、滿洲各地に於けるものにして、其他の地方に於ては甚だ少し

惟ふに外國人との合辦事業の如きは兎角彼我意思の阻通を欠き易く爲に數多の不便なき能はず、其經營宜しきを得て好成績を擧げんは、又容易の業にあらず、然れども合辦事業には吾人の前に說けるが如き幾多の必要を利益とあり吾人は其將來に於て更に大に盛ならんを望むもの切也、

第三節　結　論

吾人は既に日支合辦事業の必要を說いて其現狀に及べり、而して其必要なる所以のものを考へ顧て其現狀の甚だ寂々寥々たるを思よの時其將來に於ける努力の必要なるを思はずんばあらず

支那に於ける經濟上の排外熱は近數年來甚だ熾盛なりしにも係らず、昨秋革命事變起りて窮乏其極に達するや、苟くも權利の抵當たるに足るものはこれを合辦とし苟くも事業の有利有望なるものはこれを合辦とし苟くも權利の抵當たるに足るものはこれを悉く提供して外國より資を借らん事に腐心せり、然かも列國が容易にこれに應ぜざるに先ち早く南北の和議成りしより、又々拒款の風潮盛となり有らゆる合辦有らゆる借款に對して反對しつゝあり、これ元より一部狂噪の徒の言也と雖も元來附和雷同の性ある支那人は容易にこれが爲に動かされつゝある也、而してこれが爲に將に成らんとせし合辦契約借款契約にして遂に廢棄の止むなきに至れるもの少しとせず

然れども支那政府は資を外邦に仰がずんば一日も其財政の難局を支ふる事能はず、又支那に於ける各種新事業は變亂中に於ける打擊と各種御用金の附課等となり、將來資金を其他に仰がずんば、擴張は勿論現在の事業の繼續をだになし難からんとす、支那に拒款の論盛行し合辦反對の聲高しと雖も畢竟これ不能の事たらんのみ、殊に今後に於て來るべき其企業熱實業熱をして目的を達せしめんが爲にも必ずや外資に依らざるべからず

從て現在に於て拒款の風潮に借款反對の聲高しと雖も、これを以て對支借款、日支合辦は全く絕望なりとすべからず殊に我日本は將來の對支那經濟策の一として日支合辦事業經營の必要に逢着せるをや

吾人は我日本人が更に支那各地に於て支那人の資本家又は企業家と親密となり苟くも有利有望なるの事業ならば自ら進んで日支合辦の計をなし、政府の當路も亦これが後援をなす事に躊躇せざらん事を望む

支那人は元來甚た利害の打算に長ぜり、事業にして獲利確實にして有望ならば喜んで合辦の提唱に應ずべく、吾人は現時新聞紙上等に散見する狂噪的言動にのみ見て、日支合辦事業の將來を絕望なりとなす能はず、必要は幾多の障碍を撤廢せしむ、日支合辦事業は日本人の爲にも支那人の爲にも必要也、吾人は將來大に興るの時あるを信ずると共に併せて又大に興らしめざるべからざる事を主張するもの也

◉六國借欵將さに成らんとす（三月二十一日）北京通信員

北京城外日々尚銃聲を聞く、城內尚未だ戒嚴令撤去せられずと雖、當地略ぼ安靜の色を呈せり、斯くて不健全ながらも中華民國なる共和國は出生したり、今や支那は中央政府の樹立地方行政の設置等あらゆる建設的設備の急を告ぐ、但し先立つものは矢張金なり、想ふに南北統一の交涉が思ひしよりも容易に且つ速かに纏りたるも實は官革兩軍共に軍資に窮し互に長き對陣を許さゞりしに由れり、去秋袁世凱が總理大臣兼北軍總指揮官の印綬を帶びて入京するや、先づ金策に腐心せり、彼れは先づ外債募集に着手せり彼れは所謂英米獨佛の四國資本團に向ひ、叩頭もし哀願もしたるらし、されど當時混沌たる清國の狀態は宜がの四國資本團を逡巡せしめたり、於是乎袁氏は策窮して愛國公債短期公債等の名目を設けて、內國公債募集に努力せり、されど是亦失敗に歸せり、斯くて國庫は日に空乏を告げ如何ともする能はず、南方革命黨の財力、缺乏は北方に信するものありたれば、遂に兩軍は人道主義の美名の下に互に妥協して和平解決となり遂に今日の形勢を成すに至れり今や已に時局は一段落を告げ、南北統一政府も不日完成するの勢を示せしかば、忽然として借欵問題は天下に喧びすし、聞く南方に於ては革命政府の日本に緣由深きよりして日本との借欵引續き企圖せられたりと、之に反して北方袁氏は英米佛獨の所謂四國資本團と因緣淺からざるにより、固く之に結托せる

なし資金は世界の融通なり、豐富なる物が缺乏者に融通し薄利の地より重利の地に流入するは順當なる經濟現象にして、敢えて怪しむに足らず、故に資金に窮する大旱の雲霓を望むが如き支那の現狀を以てして、四國の後援ある四國資本團が大統領たる袁氏と結托するは當然の事にして、敢えて怪しむに足らず、全然財政の基礎薄弱なる中華民國を相手に四國が、借款を成立するは一に政治的利權の獲得を打算せるものにして、各國共に其の經濟的利益の薄厚を論ずるの遑あらざらんとす

抑も四國資本團なるものは、如何にして成立せしものなるや、其の經過を熟察せば如何に四國が支那に向つて資本の放下に腐心せしかを察知するに足る、即ち千九百四年九月二十八日當時の駐清米國公使コンガー氏が粵漢鐵道借款を企圖せしに起因す、但し該企劃は失敗に歸せしが、千九百五年十月二日英佛兩國資本家は聯合してコンガー氏の衣鉢を襲ひ、該借款の運動を開始せり次て千九百九年三月二日獨逸が此の二國に參加するや、三國資本家團なるものは成立せり、然るに同年四月唐紹怡は重大なる國務を帶びて先づ米國に渡り、種々重要なる外交問題を決定し進んで獨逸に至り、該國資本家と新に三百萬磅の粵漢借款を訂立したり、於是乎英佛資本家の抗議を惹起し結局三國等分の條件の下に、五百五十萬磅の粵漢川漢借款なるものを成立し了せり米國は三國の活躍を目睹して意禁ずる能はず、三國資本團に割込案を講じ、遂に前駐在奉天米國領事ストレート氏の努力盡瘁に依り、首尾好く其の目的を達し得たり、斯くて四國資本團は成立し、因て昨年四月十五日彼等四國資本團は突如として五分利付一千萬磅の金貨公債を發行して清國の需用に充つることゝせり、是より四國資本團の名天下に高し、然るに該借款契約第十六條が日露兩國の滿洲に於ける利權を害するの規定なりしかば、該借款は日露兩國の抗議に會ひ一頓挫を來せり、斯る間に武漢革命の軍は勃起し次て支那四百洲悉く靡爛し去りたれば、該借款問題も革命聲中裡に埋まりしが、昨今漸く平和を克復すると同時に借款問題の聲漸く喧びすし、四國資本團は又た俄然として活動を開始せり、支那側に於て唐紹怡專ら折衝の任に當り居れり、斯くて四國資本團は已に南北兩政府の緩急に應ずべく七百萬兩の前渡を承諾せり（內百十萬五千兩は二月九日北京政府に二百萬兩は南京政府に各支拂を了せり）嘗て四國資本團は宣言して曰く、我が資本團は經濟的借款を目的とするものにして、毫も政治上の性質を有するものにあらずと、然るに今日四國資本團が支那に放資するは悉く政治的關係の伏在する事明白なれば、資本團は時勢に鑑み且つ日露兩國を無視する能はずして、寧ろ兩國を迎ふるの得策なるを感得し、遂に兩國を迎へて六國聯合に擴張する事に決せり、之れ二月上旬頃と思はる、爾來四國對二國の間には種々の手段を以て交涉を重ねられつゝあるべけれど、極めて秘密に付せらるゝを以て敢へて窺知する能はず、日露兩國は果して此の加入申込に對して如何なる態度を採りつゝあるか、探聞するに露國は未だ承諾の通牒を發せず、只二ケ條の條件を四國資本家團に提出し居れるのみと、其の二

ケ條の條件とは曰く、

一今日迄成されたる前渡金は別個獨立の借款として加込せしむる事

一、今後の前渡は六國借款契約成立を見る迄行ふべからざる事

露國は上記の二條件を提出しつゝ極めて平靜の態度を示せりと云ふ、果して如何に妥協せらるゝや露國の眞意未だ俄かに計り知るべからざるなり

然らば我が日本は果して如何なる態度に出づるを以て至當となすや、想ふに研究を要すべき大問題となす、本日傳聞するに我が日本は已に昨二十日に於て共和國改革政費の借款に加入すべく、四國に向ひ正式の通牒を發せり、且つ正金銀行之を代表し小田切萬壽之助氏は其の代表者の任に當れるなりと、東亞問題は列國を提げ率先して其の解決の任に當るべき我が日本が、却つて列國の尻馬に乘り我が最も不得手たる財力を提げ借款政策則對支那策とせる列國と角逐せんとするは、又た窮せりと謂つべし、されど尻馬に乘るより策無しとせば止みぬる哉、尻馬に乘りつゝ惟能く列國をして向ふ處を誤らざらしむるの法を講ずべきのみ

◉山西河南兩省に於ける有望なる福公司の事（下）

福公司技師調査

山西に製鐵廠を設くるの利益

日其銷峰氏曰く山西鐵業の盛蓋し既に千餘年也鐵質の佳比倫すべきなし、元支那人化學に明かならず、熔化に精しからず、然かも澤州府の製鐵を業とするもの依て富を致さゞるなし、これ其鐵質の可なるの一證たり且又支那人の用ふる所の器具精しからず、故に開礦の坑井極めて淺少なるも百尺の井にして尙其中に產する所、以て人の需要に應ずるに足る、これ一は合鐵量甚だ多く且鎔化し易きにより、二は各種の泥沙各種の型を作るに適せるにより、三は極上の石炭あるによる

日其銷峰かつて山西毎年の產鐵額を計算して約十六萬噸とせり、後十六年にして沙克利該省に前往調查して曰く、毎年の產鐵額極めて少く約五萬噸に過ぎずと該省連年荒歉あり、從て產鐵に小害なきにあらず、但し該省の商務未だ興らず百工記なき爲或は十六萬或は五萬噸と稱し其差異大なるを致す

山西の鐵礦の豐富炭價の廉を以てす、鐵は地に就いて熔鍊し石炭は終日開採せば其銷路甚だ廣開し得べきに似たり、然かも遂に能はざるものは、轉運易からず運費高昂なる爲

銷路阻滯するによる、大陽に於ける鐵價を見るに每噸約七十志也然かも大陽を距る僅に一百三十哩なる平陽州に於ては鐵價激昂して百九十志に達す該省產鐵の確數は考査するに由なしと雖も然かも一度鐵路成るを俟ち各省の交通利便となり、轉運稍容易なるに至れば局面必ず大變あり銷路必ず推廣すべく鐵業自ら振興せん、今各處石炭、鐵鑛の工價及び鐵質を右に表示せん

地名	蘆城	高平	大陽	陽城	孟縣
每噸價格 石炭	一、五志	一、五八	二、三三	一、七五	三、一七
每噸價格 鐵鑛	一、九二	二、六六	一、五一	五、八三	四、一七
每噸價格 生鐵	三、九	四、六六	三、八三	二、一〇	九、三
每噸價格 熟鐵	五、九 七、九	三、九 五、八	五、七、八	三、一 二、七	九、八三 三、一
每擔工費	三	二、五 一八	二、四	六、八 七、一 二、五	七、八 一一、八 六

拍丁生礦質檢查所の實驗によるに山西の鐵礦は生鐵一噸を得る爲に

鐵礦　四千七百四磅
石炭　二千九百十二磅
石灰　五百六十乃至八百九十六磅

にして足る、又大陽に於ける生鐵一噸に對し要する實費次の如し

鐵礦　四千七百四磅(每噸一志七片)即ち三志三片四分の三
石炭　二千九百十二磅(每噸二志四片)即ち三志〇四分の一片
石灰　八百九十六磅(每噸二志)即ち九片
工賃計　五志
計十二志一片半

大陽の鐵價是の如く夫れ廉也、今其原因を推すに礦石多く石炭廉價なるによる、若し他日銷路推廣し需鐵日に多ければこれによりて鐵礦の價格亦必ずこれにより騰貴せん但し出鐵の量に論なく石炭は常の如く低價にして騰貴する事なからん西洋の鐵價を査するに、若し生鐵一噸五十二志ならば熟鐵は每噸百二十志なるを普通とす此を以て類推すれば上に說く所の大陽の鐵はこれを鍊成して熟鐵とせば、每噸の實費二十八志に過ぎざるべしよし將來鐵礦の價格騰貴して一噸五志に至るも生鐵每噸の實費二十志に過ぎず從て熟鐵亦四十六志に過ぎざるべし(該省現時の低價每噸五十九志)查するに千八百九十八年上海輸入の鐵計七萬五千噸にして、其中約六千噸は生鐵にして、生鐵の價格每噸九十六志より百五志の間にして、熟鐵は每噸二百志より二百六十志の間也、本公司創業後の利益亦茲だ見るべきものあらん、

澤州より浦口に至る計五百七十哩、鐵道運賃每哩一片百分の七十九として計算すれば、每噸運賃三十七志六片を要す即ち山西の市價生鐵每噸三十志熟鐵六十志として計算せば浦口に至る迄の生鐵每噸の實費七十志、熟鐵百志なり、今此兩者を比較すれば生鐵にありては每噸約三十志の利を得、熟鐵にありては百志の利を得べし、且日本公司若し減價出售せば上海需要の鐵七萬五千噸は皆悉く本公司の供給を仰

ぐに至るべし、今預算の如く生鐵毎噸三十志熟鐵毎噸百志の利を得るものとせば製鐵業に於て本公司は二十萬五千磅の利益を得べし、然かもこれ僅に上海に於て獲る利益のみに過ぎず

又支那內地の鐵の需要額に至りては詳核すべきなしと雖も試に西洋各國の情況を以てそれを觀るに、英國の人民四十萬人を下らず、而して千八百九十七年のブリユー、ブックによるに是年英國に於て用ひし生鐵約八百萬噸にして輸出せしものは其中になし今人口に按して均分すれば、千八百九十年に於て米國は毎人十五磅を用ひたり、支那に於ける事情は固よりこれと異ればこれを以て類推するを得ず、但し勢を察し情を審かにせば銷路亦必ず甚だ廣からん、況んや鐵道沿線の居民全英國の人民より多く、其地產の富人物の盛なる商務振興の念天然より出でゝ、將來の進步正に未だ限量すべからざる也、目今毫も振作なしと雖も然かも愚見を以てこれを計るに內地の銷鐵毎年極少尙且十五萬噸に上らん、本公司銷價の廉を以てすれば、外來の鐵必ず本公司と競爭するに耐えざるべく、此十五萬噸亦公司の供給を待つに至らん、然らば內地の利これを上海に比すれば稍少きも今毎磅の利益二磅とせば、これによつて三十萬磅の利を得べし

これに上海に於けるものを合すれば計五十萬に達す

鐵道建築の資金及運賃の利益

山西石炭及鐵の富天下に甲たり將來必ず世界中製造業極盛の場となるべし、乃ち運賃節省の計なかるべからず、山西河南の礦產これを轉運して各口岸に至り銷售するの策其計只鐵路修築にある耳閻礦の區より天津に至る應に先づ鐵道を布設すべし、礦地より道口に至る八十哩道口より衞河に出で運河に入て天津に至る約五百七十哩は一氣通ずべし再び駁船を設けて拖帶せば礦產直ちに天津に達すべし、鐵路毎里需銀六千磅にして計四十八萬磅、水路駁船拖輪計約二十萬磅兩者合計約七十萬磅を要す、又開礦地より海船來往の處へ直達するには浦口の地勢最も宜し、今浦口に至る間の鐵道建設費を計算すれば次の如し

路線	線長	毎哩需費	計
澤州新店間	三三哩	一七、〇〇〇磅	五六一、〇〇〇
新店懷慶間	六、七五	六、〇〇〇	四〇、五〇〇
懷慶黃河間	三三	六、〇〇〇	一九八、〇〇〇
黃河渡河	〇、七五	未詳	二五〇、〇〇〇
黃河河南府間一五、二五		八、〇〇〇	一二二、〇〇〇
河南府浦口間四七一、五		六、二五〇	二九四六、五〇〇
支線	九、七五	八、〇〇〇	七八、〇〇〇
計	五七〇	四、一九九、〇〇〇	

開礦の區より直ちに汽船の達する港は東北は天津、東南は浦口にして、計陸路六百五十哩水路五百七十哩、鐵道布設駁船設立等計五百萬磅の資金を要す、今礦產轉運の收入を計算するに、印度政府所定の鐵道の最低運賃次の如し

一、石炭運賃

自一至百哩毎噸毎哩運賃　〇、同五片

自百一至二百哩　　〇、四
自二百一至四百哩　　〇、三三
四百哩以上　　〇、二二

二、普通貨物運賃

一等貨每噸每哩　　〇、七九片
二等貨　　一、一八
三等貨　　一、五八
四等貨　　一、九三
五等貨　　二、二五

今試に本公司運出の石炭及鐵の運賃を左に按じて推算すれば次の如し

一、上海へ運送の石炭七十五萬噸（上海の輸入額）五十萬噸（輸出）計一百二十五萬噸、鐵道延長五百七十哩

二、上海運送の鐵七萬五千噸（上海の輸入額）鐵道五百七十哩

三、鐵道沿線消費石炭七十五萬噸鐵道延長二百五十哩

四、内地衞河運河に運往し又は直ちに天津に至る沿線村鎮への石炭五十萬噸鐵道延長八十哩

五、内地運往鐵十五萬噸　鐵道延長百哩

水路により天津に至るの運賃はこれを加へずして計算すれば次の如し

一、石炭百二十五萬噸　五百七十哩　每噸每哩〇、二二片とせば計　六十五萬三千百二十五磅

二、石炭　七十五萬噸　二百五十哩　每噸每哩〇、三三片とせば計　四萬七千六百二十五磅

三、鐵七萬五千噸　五百七十哩每噸每哩〇、七九片とせば計十四萬六百二十五磅

四、石炭五十萬噸　八十哩　每噸五哩〇、四五片とせば計七萬五千磅

五、鐵十五萬噸　百哩　每噸每哩〇、七九とせば　計四萬九千三百七十五磅

計運賃收入百十六萬六千磅

澤津澤浦鐵道計延長六百五十哩、以上の收入を以て計算すれば每里每週の運賃收入三十五磅にして、これを印度に於て最も盛なる鐵道に比し稍減ずるのみ、鐵道一切の經費はこれを印度鐵道の例によるに百分の六十七より百分の三十の間也、今百分の六十五として計算すれば每年の支出七十五萬七千九百磅にして利益四十萬八千磅あり而して此の項の餘利は專ら礦產によつて云へるのみ、他項の運賃及乘客によるものは是れを算入せず、然かも鑛產運搬のみによる收入のみにても既に鐵路の利益あり、若し他日支線を築造し、河南府より潼關を過ぎて西安府に達するに至らば、獨り運賃が增すのみならず、且よく別に礦產の販路を開くに至らん、今獲利の大略を記さん

石炭販賣利益　約七十五萬磅
鐵販賣利益　約五十萬磅
鐵道利益　約四十萬磅
計　一百六十五萬磅

本公司鑛山採堀年限六十年を以て限とす、用ふる所の資本は此期間内に一切償還すべき也、すべての鐵道及支線、二礦

井礦抗熔爐等の資本計約六百萬磅、若し六十年を按じて還濟すとせば毎年利子共に應に三十七萬一千二百五十六磅を償還すべき也、而して礦産及鐵路の利益百六十五萬磅あり、此中より毎年の償還額を減ずるも尙百二十七萬八千磅の剩餘あり、此に由てこれを觀れば本公司六百萬磅を以て資本とせば毎年元利を償却する外資本に對し百分の二十一の利益を得べく、若し資本金七百萬磅とせば、毎年元利四十三萬三千百三十二磅を償還するの外、純益百二十萬七千磅を得べし、又毎年の資本償還額は逐年遞減すべく、且鐵道が鑛産の外の他の貨物及乘客を取扱はゞ本公司の利益莫大なるものあらん

◉南滿洲水田志

四、灌漑狀況

從來の農業は自然の雨露に依るの外給水の要を認めざる耕作を主とせる地方的習慣の畑作なるが故に、今玆に水田經營を爲さんには適當なる給水の途開けざるを以て悉く新設備に待たざる可らず、而して此の水源は河川利用と地層水を吸用するの二途にして、地勢により其何れかを擇ばざる可らず南滿鐵道附屬地に在りては河川を利用し得るの適地極めて少なく、地利地勢の良否に關せず何地たるを問はず施設し得る可き地層水源に依り灌漑するを以て最も適當なりと認む然れども地層水源に據り灌漑の途を開かんには、井戸の開鑿又は其他の方法により適當なる揚水裝置を要するなり是れが裝置は本邦に於ける如き姑息なる人力揚水にては限りある時間と勞力とに依り、宏大なる耕地を灌漑するは不可能なるのみならず、比較的多額の經常費を要し不得策なるを以て勢ひ機器動力唧筒を設置せざる可らざるなり隨て缺なからざる資財を要するや勿論なり、是れ則現今一般農家の一大痛事とする所にして、過渡期時代に於ける經濟狀態は是等固定投資に堪へ得ざる處なり、然れとも水田の經營は農事經濟上並に我殖民政策上須臾も忽諸に附す可らざる問題なるを以て、可及的適當なる灌漑方法を講じ、以て良水田を開拓するは目睫の急務たるなり、依つて勝弘農場にては斯業に貢獻せんと欲し兩三年來水稻試作を爲し專ら是れが研究に從事し、種々講究を重ねたる結果未だ完全なりとは云ひ難きも、地層水源に依るに至れり今其一二灌漑の例を擧んに

第一貯水池開鑿　是は只貯水を目的とするに非ずして豐富なる地下湧出水を利用するものなるを以て可成的低地にて最も沙水に富みたる砂質地を撰定し、任意の地積を充分なる湧出力ある水脈に達する迄堀下くるものなるも、滿洲の地積層は概して水量に充つるを以て、七尺乃至一丈にして湧出饒多たる水脈に達す可し而して其の池となす可き地の

周圍には耕地に向つて流下すべき順坂の堤防並に水道を築き、以て灌漑に便する設備をなし、內部は崩壞を防ぐ爲め適當の方法に依り護岸を施すものなり、昨年(四十四年度)勝弘農場耕作地にては、最低砂礫質の地點に於て長十間幅員三間の貯水池を開鑿したるに、堀下ぐること八尺にして湧水脈に達し、水深六尺に及一時間五百石の水を灌漑するも、尙枯渇に至らざりき、而して是れが換水法は多種あれども、最も容易にして、且つ設備並に經常費を要せざるには日本の足踏式水車及替釣瓶にして、前者は一臺に付き二人の人夫交代を以て間斷なく作業し一時間百石を吸出し得可く、後者は一組二人を要するを以て四人交代にて間斷なく、從業し一時間二百七十石を揚水し得るも、機器動力喞筒には遠く及ばざる所なり然れとも設備並に經常費の上より考ふれば、決して不得策なる灌漑法に非ずして一見姑息なるが如しと雖も目下小規模の水田經營に在りては適切なる灌漑方法の一たるなり

第二井戸開鑿井戸は本邦に於けるものと大差なく、普通貯水井戸と露國式鐵管井戸の二種にして、是れが開鑿は何れも灌漑すべき水田の規模に依り大小を斟酌するは勿論にして地表下十五尺乃至三十尺を堀り下ぐるに於ては設備に伴ひたる水源を得らる可し、而して地表下三十尺迄位は壤土粘土並に砂質のみにして岩石等の障害なく開鑿其の他の作業の極めて容易なりと雖も、堀下するに從ひ上層土崩壞して埋沒の憂なしとせず依て木材及板類を以て豫防を爲し暫堀く下げ砂礫層水脈に達して止むものなり、茲に最も注意を要するは砂礫層水脈に達し湧出豐富なる水脈源を得たる後、尙一層湧出を多大ならしめんとの追求心に驅られ尙堀下ぐる時は底土を打破るものなるを以て、漏水の源因となり水源を失ふの愚を見ること無きに非ず

揚水に於ては一樣にして止まらざるも數十尺の地底より揚水するものなるを以て容易の業に非ず、淸人が蔬菜園灌漑の爲め使用し來りたる馬力水車は十五尺乃至二十尺の地底より揚水すべく構造されたる揚水器の一種なるも水田灌漑用としては、迂遠にして、設備並に經常費の點に於て進歩せる揚水喞筒を使用するに如かず

揚水喞筒を使用せんとせば勢ひ動力を必要とす而して是が動力は電力の供給を受くる至便の地に在りては電力を可とすと雖も、電力不便の地に在りては瓦斯若くは石油發動機に依るか、或は單獨に蒸氣機關を設置するか二途其一を擇ばざる可らず

昨年勝弘農場の開鑿したる貯水井戸は、口經十五尺深さ三十尺を堀下ぐる豫定なりしも、堀下ぐること二十三尺にして湧出水脈に達して、水深十五尺に及びたるを以て、十二馬力石油發動機により、口徑六吋セントフヒガル喞筒を運轉する揚水裝置をなし、以て湧出水量並に揚水量を驗するに一時間七百石以上を揚騰するも、尙枯渇を見ざる好結果を得たり、依つて見るに此設備を以て、容に三十町歩內外の水田を灌漑するに足る可きものと確認す

露式鐵管井戸に在りては、本邦に於けるものと少し趣を異にせるものにして、圖の如き水筆狀の鐵管(尖端より約六

尺は圖示の如く小孔ある二重構造にして內部は細密なる小孔を穿ち眞鍮製の細網を張り砂礫の進入を防ぎ外部は稍粗に小孔あれども亞鉛引鐵板にて覆ひ細網の破損を防ぐ）を地表より地下水脈に向つて打込み、水脈に達したる時上部鐵管の口經に喞筒を設置し、吸水を試み完全に吸水し得る迄打込むものにして至つて簡便に地下水を吸用し得、而して鐵管は最小一吋より順次大小に數種あるを以て便宜撰擇自由なれど、水田灌漑用としては迂遠の嫌なきに非ず

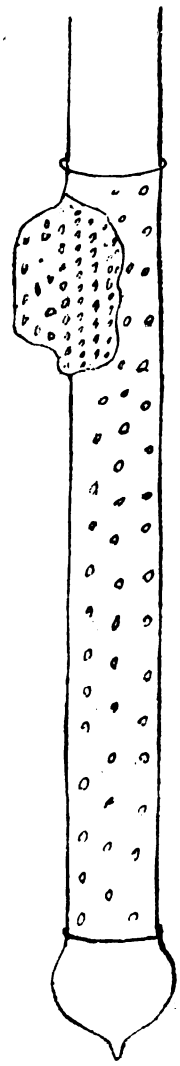

其他風力車に依る揚水法なきに非るも、未だ實驗を經ざるに依り適否に付て確言する能はざれども、由來當地方に於ける風向は每年四月より十月に至る數ヶ月間は概ね南西に一定せるを以て、適宜研究を重ねるときは風力を利用して以て揚水車を試むるも亦可ならん

以上の外多種多樣ありと雖も、大同小異にして一得一失を免れず、殆と擇ぶ處なく且つ個々異種異樣の經營は設備並に經常費の點に於て不得策なるのみならず屢々說述せるが如く濕洲に於ける水田經營上最も緊要にして最も至難なるは水利開拓にして悉く新設備に待たざる可らざるものなるを以て資金と熟練との關係より種々の障害を釀し、半途其困難を叫訴し引いては業の不得止に立ち到らんやも量る可らざるなり

斯くては斯業の進步發展を阻害され、隨て企業者の躊躇となり前途に影響する所尠しとせず、因て水田經營の續出發展に伴ひ各斯業者の共同により一つの水利局を設け之れが灌漑及研究を掌らしめ、耕作地の規模に依り其設備並に費用を分擔するときは經費徒勞を防ぐは勿論經營上の損失を防ぎ、且灌漑に於て何等の憂慮なからしめば稗益する處少なからざる可し、然れども目下に於ける狀態に在りては經營者の少數なると、數十哩を隔てたる各地に散在經營する等の狀に依り、共同灌漑設置機關は不可能事に屬す、依て當局に於て地利地勢の良否灌漑上の便不便水源の如何並に將來を斟酌し、地を卜し完全なる灌漑機關を設置し、此が灌漑を掌る條件の下に土地を貸下げ、開墾を爲さしめ以て奬勵するに至らば、日ならずして是が企劃經營者を見るに至る可し

五　施　肥

地質に於て述し如く表土は硬化性に屬し、肥沃ならずと雖も、從來高粱大豆等を耕作するに當り堆積法に依る馬糞塵埃及土壤を切り込み、充分混合の上堆積腐敗せしめたるものを、我一反步に對し約三十斤を使用するの外、他の肥料を施用せずして相等收穫あるを見るも、瘠貧なりと言ふ

め大豆其他のものと交通耕作即ち輪作を爲すの例より考ふるも、例年に於ける大豆作は自然に米作を要求せるものの如く、又自然に適すべき關係を有するものなるを以て、本邦に於けるが如く施肥に資財を投ずる必要を認めざるものなり、而して勝弘農場にては水稻試作創始以來、日尙淺くして施肥試驗をなすの遑なく且つ何種の肥料をも使用せざるより施肥上の經驗に乏しく爲めに具體的說述を爲す能はざれども、特に荒蕪地を開墾したる場合には些の肥料を施用せずして充分なる成育を遂げ、相等收穫を得且品質に於ても本邦産米に敢て遜色なき良質のものを得ることを實驗せり、而して以後兩三間年尙施肥の必要なきものの如きも一時的現象にして最後には相等の施肥を必要とするの時至るべし

既耕地に在りては之れに反し、從來普通畑として耕作され居るものなるを以つて稍々疲貧の傾きなきに非るも水田に改墾し米作を爲すには唯堆積肥料を施用する而已にて充分なるも、歲月の經過に從ひ攻究の必要あるものと認む

六、耕作及收穫

勝弘農場數年間の經驗に依れば

一、苗代は四月下旬に整地をなし五月上旬下種するを適期とす、

二、直播は五月下旬より六月上旬までとす

三、移植は六月中旬を好期とするも六月二十五日迄の移植は、收穫上何等の影響なきものの如し

四、除草直播に於ては發芽後二週間前後にして、三四寸に成長したる頃初回の除草を行ふものとす、以後は發育旺なるが故に二回三回は出來得る限り頻繁に行はざる可らず、四回五回は雜草發生の模樣に依り適宜に施行するを可とす

移植地に於ては插苗後一週間にして第一回を行ひ、以後は直播に準して行ふものとす

五、開花は八月十日前後を以て全盛期とす

六、刈取は例年十月中旬より初む

七、乾燥は束の儘畦上に立て並べ二三週間乾燥を爲す

八、收穫は本邦に於て使用する稻扱を使用するも不可なりと言ふに非るも、大陸的農業に於ける收穫法としては寧ろ朝鮮にて古來より行ひ來りたる集穫法、即ち稻束の儘圓滑なる石又は木材に打ち當て脫穗するものに依るの容易にして、且つ其作業行程の迅速なるに於ては稻扱の遠く及ばざる處なり、然ども其方法及作業に於て熟練と經驗とを要するものなり、而して扱き落されたる籾は適當の方法に依り精選し收納するものなり

如斯にして精選收納したる籾は玄米と爲さず、其儘貯藏するの却て安全にして且つ市場に賣り出すに於て玄米と爲さずとも取引をなし得るが故に敢て籾磨器にかけ玄米と爲す必要を認めざるなり

七、米質

現在耕作しつゝある稻は朝鮮種にして其種名明かならざるを以て勝金穗と稱す、稻莖強大高さ三尺五寸前後にして、

中生なり穗先百五十粒乃至二百二十粒に及び、豐滿なる短毛にして金黃色の籾を生ず
米粒は中位肥滿にして光澤を有し中透明にして、胴白、死米等少なく極めて優良なる豐產種なり其化學分析表左の如し

分析表

種名	蛋白質	炭水化物	脂肪	纖維	水分
勝金穗	八、六〇	七二、九〇	二、〇〇	一、三〇	一、四三

八、收支計算

一金壹百四拾九圓也　　支出總額

內譯

一金四圓也　種子四斗代金
一金十五圓也　借地料（坪金五厘）
一金六十圓也　耕作費
一金四十八圓也　灌漑費（機械給水）
一金六圓也　耕地費
一金拾六圓也　雜費

一金貳百參拾五圓　　總收入額

內譯

一金二百圓也　玄米二十石（石金十圓）
一金三十五圓也　藁千貫（拾貫金三十五錢）

差引利益金八拾六圓也

右計算中肥料代を計上せざるは、勝弘農場にては肥料を施用し居らざるに依り省略せしものにて、若し地味により施肥を要する場合は、我壹町歩に對し堆積肥料十五馬車（一車約千五百斤）を要し、又人造肥料を用ふるときは是が代金約六十四五圓を要すべし、而して肥料を施すに於ては必然の結果として、相應の增收を得可きなり
耕作期間中の天候其他の情況に依り豐凶あるは勿論なるを以て三年一回の凶作を見込み平均して玄米二十石の收穫とせしものなり
耕作費及灌漑費は耕作方法の巧拙に依り多大の相違ある可しと雖も、右收支計算は支出に於て最大額を收入に於て最少額を計上せるものなれば各、當事者の經營方法の緩急に依りてはより以上の成績を擧くるは蓋し難事に非る可し
殊に四十四年の如きは南北滿洲とも水害のため大凶作に遭遇し勝弘農場も亦其累を受け畑作は勿論水稻試作場に至るも其被害少なからず、收穫上多大の打擊を蒙りたるも收支に於て相償はざる如き不結果には至らざりしなり

◉福建鹽務の專賣

福州通信

今回福建都督府成立して以來同府内にては福建財政の困難により歳入の大宗たる鹽稅を增收するが爲め從來の特許制を全廢して官有に歸することゝせり之に關し福建鹽政の如何なるものかを說明するの必要上先づ滿淸時代の鹽法を略述し然る後今回官業となりたる始末と各種の新法制機關等に移ることゝすべし

抑も支那に鹽專賣法の行はれしは已に漢時代より始まり茲に貳十餘年時により半官半民的專賣の點なきにあらざりしも要するに專賣の範圍を出でしことなし而して鹽法の組織に就ては產鹽各省に鹽運使一人を置き之を統轄することに規定せるが當福建に於ては之を設けず單に鹽法道を置き其下に屬僚あり鹽務一切に關する事務を執り全省十六ヶ所の產鹽地たる各鹽場には鹽大使を置き鹽の製造及專賣の事務を監せしむ即ち鹽場の地名は左の如し

運河、靑田、漳州、福興、浦南、下里、福淸、淨美、祥豐江陰、前江、南河、惠安、石碼、

鹽專賣法

鹽專賣法に官運官銷、官運商銷、官督官銷、官督商銷、及總商の五種あり福建鹽は概して總商に屬すべし

總商は或總商に對し產鹽地區と販賣地區に於ける鹽專賣を請負はしめ一地區の鹽場に組合即ち商幇なるものを立てしめ地方の資產家又は名望家を選び之を首領とし鹽場に就き鹽を購ひ之を一定の倉庫に運び組合の鹽商に分ち發賣せしむるものにして每年一定額の鹽を運致し賣方の如何に拘はらず必ず運致せし丈け鹽價を官に納むべきものなり而して首領の外は其責を帶せざることゝし組合の紛擾を仲裁し官命を鹽商に傳へ且つ商情を官に通ずることをもなす尙ほ總商の外散商販商の名目あるも此は總商の如き大なるものにあらずして一縣若くは數縣内の鹽專賣を請負ふものに外ならず

組合即ち商幇は商館なるものを省内六十四縣に設けあり而して其鹽館なるものは鹽務を執るの總名にして事務の差異によりて其名を同ふせず即ち單に館と云ひ埠と云ひ子店と云ふが如し此外鹽を賣らずして專ら鹽課即ち鹽稅を納め或は鹽を購賣するの事務を掌る所あり之を省館と云ふ要するに各鹽館は自ら小賣もし卸賣もし或は小賣をなさゞるものあり賣價は鹽場の相場を標準とし時々報道によりて價格を定む鹽館の小賣相場は商人の小賣値段と同一なるを通例とす往々量目を減じて其間に利益を得んとするの傾きある商人あるも此法を極端に遂行せんとすれば勢ひ需用者は相率ひて鹽館に趨き買求むるを以て結局鹽館の價格と商人の賣値は大差なきを知るべし而して鹽の賣價は產地附近に於ては每擔一元八角なれども上部地方に行くに從ひ運賃及減耗

の爲め價格昂上して福州より水路五百清里上たる洋口にては一元に付二十五斤の相場となり更に二百清里を上りて邵武に達すれば一元に付十九斤の割となる

福建鹽の產額及鹽稅額

福建は海に面する區域廣ければ沿海各村皆鹽を產出し豐富なり其發賣區域は本省と浙江に及び鹽質は唯一にして鳶色の粗鹽なり而して其製鹽方法は悉く天日製なり統計の徵すべき確實のものなきも現時の總產額は一億三千二百七拾八萬斤と稱せられ本年二月八日附の官報にある中華民國元年の歲入表によれば一切の鹽稅は一百〇八萬四千三百七十兩に達し明かに歲入の大宗たるを示せり

福建鹽の引と票

引票に就ては先づ之が解釋を加ふるの必要あり引と票とは共に鹽專賣の鑑札なれども其異なる所は引は他人が自己の地區に這入りて賣鹽する能はざると共に自らも亦其地を放れて發賣すること能はざる特別の引地即ち專賣區域あるが票に至りては然らずして鹽專賣地にありて隨意に發賣し得るものなり引は引地の大小廣狹により其發賣額を異にするも票は同一區域にありて其發賣額を同ふせり且つ引は引商(世襲的の鹽商)に限り官より之を交附するも票は必ずしも鹽商たることを要せず而して引は清初よりありしも票は嘉慶以後に創めたるものなり

又引と票に載する所の斤量は擔と云はずして引と云ふ即ち發賣を許さるゝ定額は引を以て示すなり票は五十引を以て一票とし五百引を一票とすることあり處により異なれり福建に於ては一引の量斤は六擔にして一票は百引とする所あり又百擔を一票とする所もあり更に地方によりては零票と稱し量斤種々に異なり居れり

鹽稅の種類及稅率

鹽稅を鹽課と稱するが此は總名にして大別して鹽課と鹽厘となり細別して正課、包課、雜款、鹽厘、帑利となる正課は鹽商に對し引毎に徵收するものにして包課は土鹽を製し食用に供するものに對し引毎に賦課するものを云ふ雜款は後年に至り經費多端なるか故に地方の育嬰救貧等の慈善事業學校堤防等の公共事業鹽衙門の經費巡捕營等に對し賦課するものを云ふ帑利は鹽商に對し官帑即ち官金を貸與せるものに利息を稅內に含めたるものを云ふ此は目下第一種の定稅の姿となれり但し之は地方によりて有無あることを知るべし福建の鹽課は一百斤毎に貳錢八分八の割合にして鹽釐は百斤毎に百二十文の割なり而して雜款の方は未だ其數を審かにするを得さるも從前の四五倍に達し居れりと云ふ要するに鹽釐は一省內にありては二回乃至四回課稅するときは復た課稅せざるに似たり然れども他省より輸入するときは入境稅を拂ひ輸出するときは出境稅を徵せられ消費地に於ては落地稅を取らるゝにより運鹽の距離遠きに及んでは鹽稅益々加はり近き地の一斤數文の價は遠き地にありては之に幾倍する譯となるなり

私鹽と鹽稅收入の減少

私鹽は昔より之あり近時に至り益々甚し鹽稅苛重なるは云ふ迄もなく鹽生產費は每斤僅かに數文に過ぎざるもの之に賦課する稅額は其數幾倍に達するを以て無稅の私鹽を買ふもの多くなるは蓋し怪むに足らざるべし又特許制を取れる結果鹽商は官憲の保護により鹽專賣の權あり官憲と密接の關係あるを利用し種々の不正手段を講し鹽價を增し暴利を貪るに至り勢ひ商民は好んで私鹽の低廉にして且つ良好の鹽を購ふを欲することゝなれり尙ほ甚しきは官價によりて賣鹽する鹽商は私曲を營む官吏に賄賂し私鹽を營むものありと云ふ是は大鹽商は即ち大私鹽密賣者と云ふを得べし福建に於ける私鹽密賣の一例を擧れば產鹽地より鹽商が自己の專賣區域に運致し或區域を越ゆる場合は該鹽商は好んで私鹽を購ふ商民相手に運びつゝある官鹽を私鹽として賣り放ち之を胡魔化す爲めに自己の區域に達せざる前郡鹽の船を故意に瀨又は筏に衝突せしめ之を沈沒し此事を官に報し再び產鹽地に至り鹽を購買し同一區の區域に運致し官價に照し發賣する如き惡辣の手段を弄するものさへありと云ふ私鹽防遏の至難にして鹽稅收入の減少せる亦故なきにあらず

鹽館買收

以上述べたる所により賣鹽特許制の弊多くして鹽稅增收の至難なるを知るべく都督府政務院にては本年正月十一日の官報を以て鹽館買收の事を討議し公決の上遂に都督の批准を得たるの布告をなせり

抑も鹽館は各縣到處にあり使用人數十萬に達し雇傭契約保證金の供托前借の未拂等多年の間主從貸借等複雜なる關係あり之が實行に至りては頗る困難なるべしとの事なりしが鹽館主と政府の間に何等か有利の秘密存在せしものと見へ意外に大反對の生ずるともなく速定せられたるものゝ如し只だ鹽館使用人の出資者等には苦情あるを免かれざるも館主已に當局員と內通せる結果自然泣寢入の姿と云はざるべからず今後果して完全に行はるべきや治法ありて治人なき今日其成績か頗る疑なき能はず鹽館買收の方法は福建下游即ち下都土商郡及興化商郡丈は事變後亂脈となり一時に收拾し難き點あり先づ福寧、福洲、延平、建寧、邵武、五府の商郡二十家より買收の手を下し百八十萬兩の評價額を以て買ひ每年其二割を支拂ひ五ヶ年を以て完濟することとなせり尙ほ詳細は鹽務專賣案の始末書により知悉すべし即ち左に之を揭ぐべし

鹽務專賣議案

本議案は劉鴻壽の意見にして政務院に提出され其議決を經て都督の批准を得たり（正月十一日官報）

其條例左の如し

一、下游近場の十一商郡及興化商郡は暫時彙及する能はざれば先づ寧德、福洲、延平、建寧、邵武、五府の商郡より手を下し公有となす

一、五府の商郡には百八十萬の賠償價格を給し先つ二割を

與へ以後五年に分ち交付すことに關しては別に細則を設く

一、各幇負債の官金、大清銀行、官銀行、及各錢舖に於て官金を領有するものは何も先つ二割宛拂ひの通りに償還す

一、老帑(官邊より鹽商に貸與せる古き官金)にして手を着けされは引票を以て抵て再ひ算せす

一、幇友は均しく其舊に仍るも其過多なるものを淘汰す以後果して從來より來りたる弊害なければ變更せす然れも尙ほ前弊ある場合は各司に通告して永く錄用せす

一、各幇の負債にして市局民財に關するものは最も注意すべく(其年代久遠のものは暫く顧みる能はず)必ず幇主の獨り利を操るに任せて債權者を窮せしめて多數人の損失に至らしめず其債權者も亦五年の支拂の例によるべし妄りに要求して幇主をして一人の負擔たらしむるを得す

一、各幇は還債の外所餘の救濟金は其家族に普く渡し生活の計あらしむ而して其不公平のものは鹽政處より之を判斷す

一、商幇の負債は政府救助の外尙ほ不足せは亦鹽政の判斷に歸し先つ利を輕くし後ち利を重くし貧窮を先とし富者を後にし總して公平を以て主義となす

一、商幇にして公有を願はざるものあらば政府は强迫の手段を取らずして舊來の儘とし惟だ責任を帶びて引に按し運ひ原引地(專賣區域)に就き賣鹽せしむるのみ

一、已に承諾せる商幇は即日より陸續回收し各商幇は自ら互に制裁して從來より來りたる諸種の弊あるべからす自ら館地を失するは罪あるものとす

一、議定後鹽商代表一人を擧げ以前の辦法と政府の立約に從ひ渝らざるを示す

以上は辦法の大綱に係り細則は別に定む

五府の辦法

一、五府は通して一氣となし長樂の松下海線より始め汽船二隻を浮べ私鹽の大來路を絶ち更らに福清、江陰、韓厝簽の海口に於て私鹽船私鹽運搬者の小來路を防けば五府私鹽の口閉かり沿路の徵稅處を止め官運商幇の名目なく此區域の侵犯もなく從來の弊害は全く一掃され辦事者は過なきの地位に立つへし只た開倉、賣鹽、過秤、收錄を管するのみにて商買の盛否は其責に任せす

一、官商疆界既になくせは西路は有引の私鹽無引の私鹽三四割を增すべく縣澳は私鹽七八割を增すべし此れ私鹽を變じて官鹽となすの大利ある所以なり

一、五府の門戶既に堅く閉つれは私鹽自ら入る能はす又隣組の價を高下し賣鹽を爭ふ弊なく官專賣に任すへし此專賣案の大利ある所以なり

一、鹽政長及鹽政副長二人鹽政總科長一人を設け鹽政監督は以前の鹽政總督の如くし正副長の權は以前の道臺の如くし鹽政總科長の權は以前の提調の如くし以後機關の增設ある場合は臨時に之を組織す

一、歲入を綜計するに最少限を以ても二三十萬あるへく舊來の方法に比せは其兩三倍を得へし

一、鹽價民間に害ありとは無智識の言なり民間は私鹽の價格安きにより官鹽を購ふを欲せさるも私鹽さへ絶たは操縱は我にあり價の高下あるなく且つ毎斤一人に對する損失幾何他の五種捐稅の暴徴は苛酷とせすして鹽斤至少の數を民間に沾々の私計となすは豈に無智識の言にあらすや

一、今之を行ふには中少の汽船を製造するを急務とす福安元凱は小港に入る能はすして入費大なり船政局は一日も早く巡視の船を製造し船政と製船の鹽務に最も關係あるを知るへし

參照

財政司鹽政處事務規則（一月三十日官報）

第一條　鹽政處は財政司に隷し會計の鹽政事務を管理す

第二條　本處に左の職員を置く

正監督	一員	部會劃任
副監督	一員	同上
各課々員	若干員	委任
秘書員	二員	同上
顧問	定員なし	同
給事	若干員	同

第三條　正監督は本處一切の任用行政の權を統一し所部官屬を監督す

第五條　正監督にして止を得さる事故あり視察の爲め出張する場合は副監督中の一人其職務を代理す

第四條　總監督は正監督を助け事務を處理して所部屬を監督す

第六條　副監督に事故あるときは正監督より其職務を代理す

第七條　總務科長は監督の命を受け各課の領袖となり各課の事務を統一す

第八條　總務副科長は監督の命を受け統務課長を助け事務を處理す

第九條　各課長は監督の命を受け其職務を行ふ

第十條　各課副長は監督の命を受けて事務を處理す

第十一條　各課々員は各課長の相談により其職務を行ふ

第十二條　秘書員は監督の命を受け其職務を行ふ

第十三條　顧問員は監督の諮問に應し又は意見書を呈上するを得

第十四條　給事は上官の指揮を受け事務に從事す

第十五條　本處所屬の各關各場各局の定員及其職務權限は別に通知を以て之を規定す

第十六條　本處は監督處を設け秘書員二人を置き内に收發係一人を置き左の事務を掌らしむ

一全省鹽政規章に關する件

二本處内外官屬の進退に關する件

三議院提出に關する件

四本處の書類、印鑑を保管する件

五監視に關する件

六秘密文書に關する件

七審議立案に關する件

八收發一切の公文函牘に關する件

第十七條　本處は左の七課を暫設す

總務課、審覈課、文牘課、收支課、淡海課、巡緝課、庶務課

第十八條　本處の事務の便宜により前案に列する各課の外臨時酌量して增設するを得

第十九條　總務課は課長一人副課長二人課員を置き左の事務を掌らしむ

一官運各局に關する件

二各商販に關する件

三課務に關する件

四監務に關する件

五場務に關する件

六鹽價の規定に關する件

七本處各課統一に關する件

八文書案牘に關する件
九公文書牘に關する件上
十各路に對すべき件
第二十條　森厥課々長一人副課長一人課員を置き左の事務を掌らしむ
一本處鹽錢進出の豫算に關する件
二會計の審査に關する件
三統計報告に關する件
四各項册報の取調に關する件
五各項表册に關する件
六本處官用財產の調査に關する件
第二十一條　文牘課に課長一人副課長一人課員を置き左の事務を掌らしむ
一文牘の選擬に關する件
二文牘の回答に關する件
三人民の選擬に關する件
四人民訴訟請願起草通告に關する件
第二十二條　收支課に課長一人副課長一人課員を置き左の事務を掌らしむ
一各項銀錢徵收に關する件
二庫存の銀錢監守に關する件
三銀號に預金引出の銀錢に關する件
四本處の官有財產保管に關する件
第二十三條　海海課に課長一人副課長一人課員を置き左の事務を掌らしむ
一各路の配鹽に關する件
二倉務に關する件
三船務に關する件
四各路の買海に關する件
第二十四條　巡緝課に課長一人副課長一人課員を置き左の事務を掌らしむ
一各路巡查に關する件
二各路緝私に關する件
三各路運歷に關する件
四運裝船隻器具の製造及修理に關する件
第二十五條　庶務課は左の事務を掌る
一本處庶務の供應に關する件
二本處器具の保管に關する件
三各課に屬せざる雜務のものに關する件
四本處丁役の支配に關する件
第二十六條　各課に給事若干を酌置し事務を分掌せしむ
第二十七條　本處に合議廳を設け本處全部に關する件は職員會より之を議決
一部又は一課に關する件は正監督總務課長正副課長及主管長關係課長會より之を議決す
第二十八條　各課員は每日均しく時間通り出勤し公務は每日午前中三時間午後四時間寒暑兩期の如何の按配は監督より臨時規定事務緊急を要する場合は監督總務課長より各主管の職員に通告して其時間を延長することを得
第二十九條　本處は會議廳に出勤簿を置き各職員の出頭及公務退出の時會議廳にて記入し外出の時も亦時刻を知らしめ每月の終に出勤表を調製し衆覽に供す
第三十條　大祭日、紀念日、年日、節日、日曜日は休暇す休日中緊急事件あらば監督は各主管職員を召集し事務を掌執せしむることを得
第三十一條　本處職員は輪番當直し處に宿することとす
第三十二條　凡そ本處々務を取る所は監督及本處職員外監督及本處職員の許可を待つにあらざれば何人の論なく擅に入るを得す
第三十三條　本規則は公布の日より實行期となす
第三十四條　本規則增補添削の點あらば本處職員會議を以て之を議決す
以上

其後三月十八日の官報を以て鹽政處機關の完備を期するの目的を以て條例の發布あり乃ち政務院副長林斯琛の提議にて鹽政處の機關を完備し權限を定め財源を豐にするにあり

て從來財政司に隷屬せるものを獨立機關と改め都督府大綱
案に修正を加ふることとなり而して從來の監督を督辨と改
め協辨二員參事長一員を擧くることとなり已に政務院の院
議に附せられ議決を經て都督の批准を得たり
其條例左の如し

一機關を組織す
　督憲の下に協憲二員參事長一人を置く
二官印を發給す
　前に官錢局に發せられたる督憲の官印は督憲個人の用に供するを以て今後
　は都督府政務院鹽政處の文字ある官印を用ゆ
三權限を定む
　督辨は政務院の議決を經たる如く都督より特任し協辨二員は政務院より選
　任し參事長總務各課長副課長は政務院より推任し其餘は均しく鹽政處より
　委任す
四財政を統一す
　全省一切の鹽務鹽課及鹽收入に關するものは均しく直接鹽政處に送り鹽販
　賣に關する費用及本處準備費を除き餘は悉く財政司に送り種々の慈善事業
　教育公共事業に要せし滿清時代に鹽課によれる各款は之を財政司の直管に
　歸す
五公文を定む
　鹽政處は政務院に對し呈文を用ひ各司各局各道に對し諭文を用ひ各府州縣
　に對し令文を用ゆ
六職員
　參事長以下鹽政處より組織す
七稅(組合)
　四收草案

新着雜誌（一）

一、東洋經濟新報　每號	其	社
一、大日本水産會報　三五四	其	會
一、清國事變の我對清貿易に及ぼせる影響第三回農	商	務省
一、實用新案公報　每號	特	許局
一、特許公報　同	同	
一、商標公報　同	同	
一、特許發明々細書　同	同	
一、實用新案公報　同	同	
一、外交時報　六	其	社
一、通商彙纂　每號	外	務省
一、大連實業新誌　六一	其	會
一、慶應義塾學報　一七六	慶	應義塾
一、地學雜誌　二七九	地	學協會
一、第三回南滿洲經濟調査資料	南滿鐵道會社調査課	
一、山林公報　五	山	林局
一、支那鑛業時報　一五	南	鐵鑛業課
一、燕塵　四八、九	其	會
一、チヤイナトリビューン　每號	大	實報社
一、鐵道協會會報　一	其	會

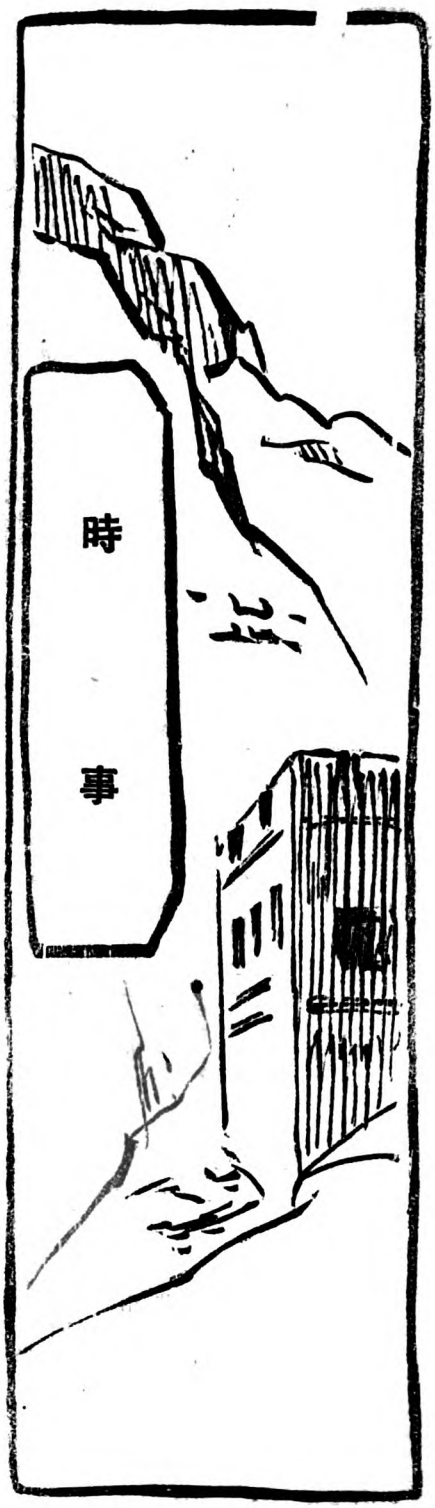

支那半月史

明治四十五年三月下半月

內治外交

◉臨時大總統令

▲參議員選出法（三月十六日）

參議院の議定せる臨時約法參議院章內に參議員は每行省內蒙古、外蒙古、西藏は各五人を選派し青海は一人を選派し其選派の方法は各地方に於て自定すとあり有ゆる內外蒙古青海西藏の參議員は應さに理藩部より各該將軍都統に照會し參贊して事を辦じ選派の方法を妥定し選派來京して赴會せしむ此に令す

▲都督推舉禁止（十八日）

從前各省が自ら都督を擧げたるは本と中央と關繫を離絕したる爲めなり現在全國已に統一を經各省は更に謂ゆる獨立なるものなし有ゆる地方官制は約法に按照して應さに中央に於て制定し公布施行すべし地方議會が長官を選擧するの權あると無きとは自ら官制內に規定し參議院によつて議決せらるべし若し各省が此項の官制を未だ公布せざる以前に於て各自ら政を爲し再び紛々として別に都督を擧ぐれば大局は必ず更に紊亂し明かに統一の旨と相背くなり目前の辦法はすべて現狀維持公安保全を以て宗旨と爲す萬々輕易紛擾し枝節を生ずるを致す可らず此に令す

▲臨時省議會開設（十九日）

現在國體改定し有らゆる從前各種の機關は自ら應さに一律更新して以て劃一を昭かにすべし北京の資政院は業てに消滅し各省諮議局は本と地方の議事機關なれば現に當

さに別に改めて臨時省議會を組織すべし此等議會の章程は法律に屬するものにて應さに參議院の議決を俟ちて公布施行すべきものなり此項の法律にして未だ公布を經ざる以前は有らゆる該省の議會組織及び選舉方法は暫く各該省現有の議事機關により商准し該省の長官は普通の選舉簡易辦法に照して妥愼規定し迅速辦理して以て輿論を重んずべし此に令す

▲擾亂嚴罰

現在民國統一し共和成を告げ破壞の局は既に終り建設の事方さに始まる凡そ我が國民は此の存亡危急の秋に當りて皆締造經營の責あり必ず須く秩序を尊重すべし則ち以て內亂を弭めて外憂を免るべし乃ち各省の報告に疊據するに擾亂の事は時に聞く所あり此種の舉動は毫も宗旨なく既に公安に害あり即ち犯罪の行爲に係れり若し執法懲治せざれば社會は將さに寧日無らんとす日前通令したる如く民國の刑法未だ布かざる以前治罪の法は國體と牴觸する各條を除く外は暫く新刑律を適用することゝなせり嗣後各地方遇ま此等の犯罪行爲あれば即刑律の各本條に照し分別審斷して總べて無枉無縱を期して以て治安を保すべし（二十二日）

▲朱啓鈐に委任して津浦鐵道事宜督辦に充つ

▲馮元鼎に委任して津浦鐵道事宜幫辦に充つ

▲八旗舊長官任用（二十四日）

八旗の長官は原とより一旗の表率たり應さに賢を擇びて任使し以て措置の裕如を期すべく應さに都統副都統各營管理の長官に責成して所屬の參領翼長營總及び卓異の記名未記名の人員內に於て其廉明幹練にして時務に通達し衆望の孚する所のものを擇び成例を除破し公を秉つて選舉開單呈して以て存記委任に備へしむ若し果ぐる所の人員中に營私舞弊して衆の爲めに指摘せらるゝものあれば即ち該原保の官員に由つて其責任を負はしむ此に令す

▲山西民政長李盛鐸は病により請暇就醫を諸へり請ふ所を聞き屆け二ヶ月を暇し周渤に委任して山西民政長を署理せしむ

▲彭甲に任命して甘肅布政使を補授す（二十六日）

▲蒙藏統一會（二十五日）

達賴喇嘛、班禪額爾德呢哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙藏に分駐して黃教の宗旨たり歷輩相傳て咸な深く信仰す凡そ我が蒙藏人民は率ね舊俗に循ひ西北の屏藩をなし安心內向せり近年邊疆の大吏措施未だ善からず每に多く壓制し甚だしきは且つ一に官吏の敲詐剝啃に任ずるあり以て惡感の叢生、人心の渙散を致せり言念此に及べば慨然を禁ぜず現在政體共和に改建し五大民族は均しく平等に歸せり本大總統は堅心毅力誓つて一切舊日の壓制弊政を悉く釐革し蒙藏地方は尤も應さに輿情を體察し治安を保守すへし茲に駐京扎薩克喇嘛等の公請に拠るに蒙藏統一政治改良會を組織し其趣旨は五族の平等を宣布し我が蒙藏の人權を伸ぶるの目的なりと云へり應さに其先づ立會を行ふを准るすべし茲れより以往內外札薩克蒙古各盟旗及び兩藏地方歷來疾苦の事は應さに查明を俟つて次第に革除す

べし並に各王公呼圖克圖喇嘛等に望むは中央の大政及び各該地方に於て應さに興すべく應さに革むべき事宜は各政見を抒べ隨意報告して以て採擇に備へ務めて蒙藏人民一切の公權私權をして均しく內地と平等ならしめ以て大同を昭かにして幸福を享けんこと是れなり此に令す

◉袁世凱募債

△法制　汪袞甫、金伯平、李孟魯、李稱方、曾叔度、施鶴初、李伯芝、長壽卿、董小蘭

△外交　曹潤田、蔡癯堂、顏駿人、桂智臣、陳徵宇、張敝雲

△內政　王袞甫、吳向之、余東屏、蹇季常、施鶴初、金伯平、許寶衡、章魯泉

△財政　周子沂、陸閩生、王小宋、葉譽虎、范靜生、劉純生

△軍事　傅清節、王揖唐、曹錡三、靳雲鵬、陶雲鶴、陳友白、唐執甫、哈雲裳、徐樹錚、吳光新、章通駿、劉詢

△邊事　陸閩生、舒寶如、梅擷雲、張鳳輝、陳士可、曹潤田、唐執甫、吳向之、劉伯綱

◉都督選舉問題

三月二十五日袁總統が都督を民間に於て公舉するの問題に付き國民共進會に與へたる書面は左の如し

來示に南方各省都督は概ね公舉せるに因り北方の各省も亦た之に從同せんと欲すとあり此問題は關係至つて大なり民主共和諸國立法の例は各殊にして米瑞の聯邦は皆之を公舉せり蓋し其一州は實に同一國にして自ら主權を有し干涉を受けす惟だ憲法に載する所の權限を以て之を中央に歸す佛國の地方は獨立の行政なし大抵各其歷史と國勢とを視更に經驗の所得を加へ以て制度を立てたるものなり民國初めて建ち方さに臨時期間に在り而して都督は軍府を以て行政を總攬す是れ果して民國永建の制と爲すべきや否やは種々の方面より視察するに非ざれば折衷して宜しきに適する能はず今南方の地方公舉に聽るせると北方の仍ほ中央より委任すると曾現狀を維持し紛擾を以て枝節を生ずるを欲せず各舊規を守つて以て新制を待つが爲めなり未だ嘗て其間に成見あらず惟だ世界の通例として未だ軍官を以て民選に從ふものあらず今の都督は既に民政長官に非ず若し民選に聽るせば軍人は能く服從するや否や軍人によつて擁戴せば將來如何なる現象を成すか想ふて知るべし故に此問題は軍政分拆の後に非ざれば解決し難し且つ南方の都督は革命時代に推戴せられたるものなり北方の都督は即ち從前督撫の改稱にして沿革同じからず即ち軍民の都督に對する心理亦だ同じからず惟だ速に官制を公布し一に法令を視て標準と爲さしむれば則ち異同自ら生ずるなく方さに正辦と爲す諸君子安寧を抱持し輿論を尊重せらる尙ほ望む制の利害を熟計し萬全の法を研究されんことを云々

◉參議院と北方統治權

南京參議院が議決せる北方の統治を接收するの辦法は左の如し

一、未だ都督を設けざるの各省は原有の督撫を撤除して別に都督を設け以て劃一を圖る

二、各省都督は其省の人民より公舉す其の未だ舉定せざる以前は即ち臨時政府より原有の督撫に電委して臨時都督と

爲し暫く其職に代らしむ但し各該省に若し督撫と都督と併立するあれば仍ほ應さに各其現領區域を守るべし

三、即ち臨時政府より各該省の諮議局に通電し改めて臨時省議會と爲し一ヶ月以内を限りて臨時大會を召集し都督を公擧せしむべし

四、臨時省議會が既に都督を擧定したる上は應さに臨時政府に電請すべし承認後は即日事を視並に大總統より委任狀を補給す

五、以上言ふ所は東三省直隸河南山東甘肅新疆の各省を指せるものなり

因みに直隸は已に張錫鑾を派して都督となしたるも暫く都督の職務を代理せしむるに過ぎずして現に直隸の人民は王芝祥を公擧して直隸都督となしたれば袁總統は當然之に委任して以て國民の厚望に副ふべきものなりとは南方の意見なり

◉在南省直隸人の都督反對

南京上海湖北に在る直隸人各團體より順直諮議局に寄せし電報によれば張錫鑾の直隸省都督となりし事に大に反對なるのみならず直隸都督を中央政府より任命せる事に尤も反對し憤激の語頗る長かりしと先に袁大總統は張鎭芳を直隸總督に任命し更に此次の任命あり他省人を以て都督と爲すは不都合にて袁の私人を任用する平生の主義に至つて益々信なり云々

◉北京總議事會の提案

三月十八日北京の總議事會は會議を開きて陳請事件を提議したるが其事項は左の如し

一、北海を改めて公園を設け其内に博物舘動物園圖書舘を設け徵得金を以て北京地方の公益事項を補助する事

一、凡そ地方自治範圍以内の事及び公共道德に關する各件は皆人民に請ふて陳請建議せしむる事

一、電燈公司と會同して京師電車を創辦する事

一、商務總會と會同して京師市政維持會を議辦する事

一、四郊自治會と聯合して郊外農業森林水利の各要政を創辦する事

一、護城河兩傍の栽木放水の挑控河身の刷洗を籌議する事

一、政府部に請ひ賭局烟館を嚴禁して以て鴉賣の叢生を防ぐ事

一、市面靖平の後、城垣に就き交通便利の處を擇びて城門を建設し以て都市の發達を求むる事

一、北京社會教育の改良を籌議する事

一、北京舊有の惡習慣改除を籌議する事

一、法を設けて北京小學維持會を提唱する事

一、北京の都會を修繕し及び街道管理規則を籌議する事

一、民政部に請ひ人力車の數目を制限して以て人道を尊重す

◉天津掠奪事件損失

商會に報告せるもの

商家　千八百八十七戶

計銀四百四十四萬二千六百十七兩五錢

洋三百二十五萬九千二百八十九元八角八分即銀二百

三十四萬六千六百八十八兩七錢八分五厘
錢二萬三千九百十二吊七百七十八即銀六千二百九十
三兩八錢三分六厘
民戶　三百三十八戶
計銀八十八萬二千三百十六兩五錢
洋四十二萬七千六百四十九元二角二分即銀三十萬七
千九百七兩四錢三分八厘
以上合計銀七百九十八萬五千八百二十三兩五分九厘
商學公會に報告せるもの
計三十八戶
銀三十一萬八千八百十三兩四分
質屋業の損失及董事會に報告せるものは未詳

◉中華進步黨

本部を上海に設け支部を各地に設けんとする中華進步黨なるもの丶簡章は左の如し

一、目的　本黨は道德を尊崇し社會を改良し實業を敦促し人類の幸福を增進するを以て目的と爲す

二、機關　本黨は本部を上海に設けて總機關と爲し各地に支部を設立して聯合に資す

三、進行　本黨の進行方法は左の如く區分す

（一）言論機關と日報との二種を組織して以て道德を皷吹し人權を伸張し自由の精神を發揮し人類の文明を保進し政府に對しては之を嚮導し（一）公共の學堂を設立して平民教育を普及し並に師範新聞法學等の專材を培養す（一）各種の實業を提倡して以て民政を厚ふし並に實業雜誌を發行して商工進步を促す（一）宣講所及び游行演說會を組織して以て社會主義を傳播す（一）新劇を改良して以て人心を正し凡俗を厚ふす（一）宗教を改革して以て道德を培し（一）黨內に研究所を設け專ら黨員が實用に關する學術を研究するに供し以て進步を圖る其課目は左の如し法學、新聞學、辦學、催眠術、柔術、劍術、銃術、矯裝術、藥物學此外暗殺の方法に關しては具備せざるなし

四、入黨　凡そ心地坦白、機を見る靈敏、普通の智識を具有し夙に濟世の熱腸を抱き本黨々員二人の紹介を經、正副主裁の許可を經たるものは皆入つて黨員たることを得（納費一元以て徽章を購取すべし）

凡そ本黨に入るものは須く終身左列の各條を尊守すべし

（一）終身改悔し及び故なくして脫黨するを得ず（一）人道を賊害し人權を剝奪し文明の進步を障碍するものに對しては視て公敵と爲し當さに全力を以て之を破除すべし（一）人類の階級及び不平に對しては當さに全力を以て之を破除すべし（一）人類の苦惱に對しては當さに全力を以て之を救濟すべし（一）社會の公益事件に對しては當さに力を盡して之を扶助すべし（一）政府に對しては當さに實力を以て之を監督すべし（一）私に循ひ己れを利し害を他人に及ぼすを得ず（一）不正の行爲を爲し名譽を毀壞するを得ず（一）黨章に違背するを得ず

五、配置　本黨は正主裁一人副主裁三人評議員若干人文牘書記各一糾察幹事交通會計庶務等の部に各部長一人部員一人を設く以上の各部を除く外別に招待員二人を置き每日黨

に於て來賓及び新進の黨員を接待す

六、經費　本黨の常年經費は特別捐金及び本黨經營の實業より獲る紅利中より分別提充す更に借款を左の二種に分つ（一）特別捐各界に本黨の經費を捐助し百元を逾ゆるものあれば即ち認めて本黨の贊成員と爲し並に登報宣布して以て好義を彰はす黨員に特別捐助をなすものあれば予ふるに參議の權を以てす（二）普通捐、黨員は毎年十元を納金す（無力者は酌量辦理す）地方に在つて公益を担任するものは酌量減少するを得若し本黨の趣旨を贊成し及び黨員たらんと願ふものは請ふ上海南京浙江海運局内中華進歩黨本部に當て函示せよ本部は直ちに答覆し並に詳章を寄贈すべし。

◉江蘇臨時議會議案

三月十六日の第四回會議に於ける議案次の如し

一、代表を推舉し莊都督の留任を請ふ案

可　決

二、鄂省議會の參議院不承認新中央議會召集要求の照會贊成の事に決す

三、南京參議院議決の南京府制反對案

可　決

四、江蘇暫行所得稅案　財政法律委員の審査に附す

五、省議會議員選舉章程案

六、省議會議員配分案　法律委員の審査に附す

七、兩淮鹽欵蘇皖兩省協議案　鹽務精通者の審査に附す

八、暫行地方制案

九、常關撤廢案　可　決

十、海關子單稅と常關の分離案　未　決

◉湖北臨時議會各部審査員

法律科十一人

張祥麟　周家堪　吳兆廷　蔣羲明
孔廣銓　胡作賓　查季華　辛澤溥
高國英　彭子丹　劉光丹

政治科七人

張光廷　王家楫　王道均　傅志時
胡國璽　鄭萬瞻　劉保粹

民政科七人

黃　鵬　吳澄清　朱孔揚　劉邦楨
陳邦慶　周祺濂　陳大光

教育科七人

田飛鵬　范龍光　鄧宗模　石山倜
譚德甫　熊　瑛　孫禮卿

財政科十一人

張鴻翼　陶　峻　彭介石　董昆瀛
屈佩蘭　司寇直　左德威　李　法
徐紹五　姚　文　楊漢慶

實業科七人

王家藩　周家炳　王承憲　劉　織
黃昌毅　周榮德　汪　煜

陳請科七人

徐訏平　邱國漢　陳庭璧　鄧裕簫
劉先鍾　劉汝璘　劉　彝

資格審查科五人

葉庭瑛　梁覲光　皮　晃　唐　燊
閻价藩

懲罰科四人

方汝確　段守仁　邱福林　何文烈

●廣西臨時議會の解散

廣西臨時議會議員は連袂二月二十八日に辭職を申出でたり、而して其理由とする處は省防統領秦步衢が兵力を用ひて議場を蹂躙し議員を逮捕せりと云ふにあり、

●蒙古王公會議

廿二日北京に於て蒙古王公の科爾沁王阿穆爾靈圭喀爾沁王貢桑諾爾布、阿拉善王塔旺市里甲拉、土爾扈特王伯勒穆、奈曼郡王蘇珠克圖、科爾沁公爵博廸蘇は大會議を開き庫倫は未だ獨立を取消さゞるを以て著名の王公を派して陳說せんことを議したるが外蒙は內蒙とは情形頗る隔膜すれば外蒙の賽音諾顏部親王那彥圖(即ち喀爾喀王)を博公と共に庫倫に派し活佛及び杭達親王に向ひ利害を陳說し共に共和を認めて以て蒙疆を保つべしといふに議決したりと

●吉林の政黨

慶山氏一派の首唱せる政黨は過般其假規則を發表せり同黨は實進政友社と名け其綱領左の如し

一法治の根源を研究し國民一切の權利を增進す
一重きを農工商各實業に注ぎ保護貿易政策を採用す
一丞かに墾殖を謀り天然の利源を發展す
一財政を通籌して人民の負擔を平均し全國の盈虛を調節す其要目は
イ、幣制　ロ、稅則　ハ、銀行　ニ、公債
一交通を籌劃し民國富强の實力を促進す
一實業敎育を提唱す
一邦交を講求し重きを國民外交に置く
一國防の方略を研究す
一徵兵屯墾の軍制を統籌す

●旗民生計維持

武昌の黎副總統は荊州に於ける旗民の生計を維持する爲め左の三方法を研究し居れり、

一、荊州城外馬廠肥渥の土地二萬畝を開墾せしむ
二、萬城の堤工に旗民を使用して自給に資せしむ
三、旗民中の富者をして資金を醵出し工業敎員を紹聘し工藝技術廠を設立せしめ遊民、婦女、小供等に工藝を習得せしむ

軍事學事

●南方陸軍新編制

南方陸軍は今回編制を改め十六師團とする事に決定せり其駐在地及師團長は次の如し

師團名	駐在地	師團長
第一師團	浦口	高佐國(鎭軍)
第二	南京	朱先志(防營棟軍錫軍)
第三	南京	陳懋修(新募)
第四	臨淮	孫榮(淮上軍)
第五	南京蘇州	劉毅(光復軍蘇軍)
第六	南京	朱瑞(浙軍)
第七	南京	洪承點(贛軍滬軍先鋒隊)
第八	南京	陳裕時(皖軍)
第九	淮徐	鄭爲成(鎭軍淸江軍)
第十	上海南京	吳紹麟(滬軍)
第十一	揚州	徐寶山(揚軍編私營)
第十二	揚州	章梓(防營鹽捕營)
第十三	南京	未定(江西北伐軍)
第十四	南京	許崇智(閩軍)
第十五	蕪湖廬州	孫萬福(皖南軍)
第十六	南京鎭江	顧忠琛(滬軍進行隊鎭江巡防營)

◉沙市商練營の解散難

湖北省沙市商埠は荆州府城を距る十五里の地にあり、商務素と繁盛にして長江上游口岸の冠たり、去年鄂省革命軍起るや沙市の商賈は駐防八旗が漢人に仇せんとすとの謠言あり、且又地方土匪蠢動すると聞き、防營、巡警にては能く鎭靜する能はざるべしとて、特に商會に於て資を集め練軍五百人を招募し、名づけて商練營と稱し以て自衞に資したり、然るに今や大局既に定まり荆河地方には又湘鄂新軍數千の駐在するあり、地方安謐に至れり、商練營の費用月額四千餘元、全く紳商の捐輸する處に係れるが、今や大局鎭定せる爲恩給一ヶ月分を與へてすべて解散する事とせり、然るに該隊長某兵士を聳動し三月三日相率いて自治局に至り、五ヶ月の恩給を要求し若しこれを與へざれば野蠻手段に出でんと聲明せり、商會にては掠奪を恐れ止むなく二ヶ月分の恩給を與へん事を約したるに彼等は一旦承諾しながら、更に前議を飜して五ヶ月分を要求し其善後策につき商會は困却しつゝあり

◉武昌軍務司長更迭

武昌の軍務司長は曾廣大行跡不明の爲め又々孫武一派の手に歸し各部長の推擧により前副部長蔡濟民軍務司長となり吳參議官軍務副司長となる共に孫武一派の人々にして其以下の部員も亦悉く孫武派を以て更替せられたり而して孫武自身は尙ほ漢口に滯在中にて屢々黎元洪より招かるゝも容易に動かざるものゝ如し然かし武昌にては孫武の爲めに位置を作らんとして專ら詮議中にて多分軍務部長の上に置かるゝに至るべく其職名は未だ決定せざるも或は副都督若くは最高軍事顧問の名を用ひらるゝに至るならんと噂せらる

◉留學生派遣

武昌の副大統領黎元洪は今回革命事變の爲め各國に派遣せし留學生等も皆歸國の已を得ざるに至り各學堂の學生も亦學を廢せざるべからざるに至れるより頗る後進子弟の爲めに之れを遺憾となし前きには各學堂に向つて速かに之れを

再開すべく準備せしむると共に今回更らに留學生を各國に派遣せんとし已に總監察處員劉某等に命じて之れが計畫を爲さしめつゝあり而して其學生は先づ陸軍部員より之れを派遣する筈にて已に陸軍特別小學堂卒業の資格を有するものを擧げて其內より選拔すべく而して先づ之れを日本に留學せしむる筈なり尙ほ聞く所によれば黎副大統領の意見にては湖北一省よりして將來六百名の留學生を派遣する筈にて已に之れに要する經費の如きは總べて之れを準備せられつゝありと

◉武昌學生軍の解散

前きに武昌が革命の首倡者たりし時代に於て組織せられたる學生軍は武昌普通學堂の學生を根本として各學堂を混合し以て一軍を組織したるものなりしが現に時局も略平定したるを以て黎副大統領には同學生軍を陸軍小學堂に收容することゝなす筈にて已に先づ之れが解散を行はしめたり

◉北方殉難者追悼會

中華民國同盟會京津支部は二十四日李公祠に於て北方に於ける革命殉難者の爲に午前九時より午後四時迄の間に追悼會を開く

第六鎭統制　吳祿貞（石家莊）
大都督　王金銘（滦州）
總司令長　施從雲（同上）
總參謀　白毓崑（同上）
軍事部長　孫諫聲（同上）
偵探隊長　李振廷（同上）
參謀官　張振甲（同上）
指探使　陳宏度（同上）
書記長　穆奎頫（同上）
書記　王茂材（同上）
軍事裁判官　陳濤（同上）
排長　劉英（同上）
熊其賢　龐子情　黃際隆（同上）
楊禹昌（袁世凱爆彈事件北京）
張先培　黃之萌（同上）
彭家珍（良弼爆彈事件北京）
蔚成華（張懷芝爆彈事件天津）
文道溥（秦皇島）　薩福鏘（同上）
北通州殉難諸士

◉逃兵招募中止

袁大總統は陸軍部に命じ近く逃竄せし兵を招募せしめあるにより順直諮議局は電報を北京政府に發して其不可を勸止したるに北京軍事參謀官より該局に返電あり貴電を大總統に致し已に陸軍部より此等の招募することを停止すべく分飭したりと云へり

◉山東軍界の通電

山東民軍總司令は軍界を代表し山東都督に關し各方面へ左の通電を發せり

袁大總統、黎副總統、唐內閣總理、孫中山先生、黃參謀總長、各部總會長、參議院議員、各省都督、各司令官、各報館均鑒、南北の爭戰は山東の事尤も危く舊官は民黨を搜捕

し並に軍隊を縱ちて閭閻を騷擾し且つ土匪四起し機に乘じて害を爲し各界の人心憤怨交も集まれり孫總統は山東人の公意を尊重し胡都督に委任して始めて稍鎭定せり然るに舊官は盤據して徇ほ蔓延を肆にし進行を阻碍して以て土匪の未靖を致し民、生を聊せず政局は之に仍つて黑暗となり大局は長へに糜爛し濟南屬の各地は相繼いで兵を請ひたるも均しく胡都督に辭謝せられたり承基等は現狀を目擊し鐵血を以て解決するに非されば山東民を共和に納るゝ能はずとなせり因つて屢は胡都督に請ひ誓つて一旬の死戰を以て山東民の爲めに共和を購ふの代價と爲さんことを願ひたるも胡都督は始終堅持して當さに靜かに天命の解決を俟つべしと言へり且謂ふ總統は決して肯へて山東人民を棄てゝ一私人に殉へずと然るに遷延し日一日に至り天下は同じく共和の幸福を享くるも獨り我山東の人民は長く專制淫威の下に蜷伏し種々の慘狀は痛心の至なり昨急ち巡撫を改めて都督となすの電に接し胡都督は事權は須らく統一すべしとて意を決して辭職を宣告し一星期內に當さに烟亭を去るべし胡君の德望は交も隆くして實に山東人民及び我が三軍の望みを繫ぎたるに今胡君一たび去れば山東人民を奈何せんや同人等前途を瞻望すれば五臟焚裂す願くは我が總統は我が大局の爲めに胡君を留めよ我が總統履任して山東人民は均しく喁々の望を屬せり尤も願ふ大公を招きて以て共和の害を濟さんことを一人を以て天下の嫌を開く勿れ承基は忝く軍長たり誓ふて一死を以て共和の二字の爲めに殉せん皇天后土俱に此心を鑑よ惟だ我大總統之を鑑よ切迫待命山東軍總司令連承基及び軍界全體一萬二千人同叩

◉海圻號回航期

客歲十一月三日以來英國バロー造船所船渠にあること判明せる支那巡洋艦海圻號は四月二日その檣頭に五色の支那共和國旗を揭揚し居れるが(艦內に程璧光少將あり)近く出渠來月初旬同港發支那に歸航の豫定なりと

◉鄂州大學創立

武昌の學務部にては今回武昌に在りて鄂州大學を設立せんことを計畫しつゝあり是れ蓋し武昌が革命の發祥地なるを以て昔時和蘭が獨立の際其首唱地に於て大學を設け以て紀念と爲せし例に仿ふて武昌の首唱地に於て大學を設立し以て永く其紀念となさんとの意に出でたるものにして其校舍は時局平定後には相當の敷地を選んで之れを新設せらるべきも夫れ迄は現在の法政學堂即ち前巡撫衙門を以て之れに充て其內に本科として法律、政治、經濟、文學、商業の五科を置き豫科として法政經文商の五科を設け更らに專門部として法律、政治、經濟の三科を設くることゝなすべく當分の內二ヶ年を以て一學期となし每學期に新入學生を募集入學せしむることゝなすべしと

◉升允と傳戰

升允の共和反對の勢力の頗る强大なるは之れ回々教徒音飾馬安良に多大の軍隊勢力あるが爲めなり官軍は張をして統領馬安良を買收せしめたれば升允は其後援を失ひたるを以て遂に停戰を約し

第一、軍費支拂

第二、西安府城に拘留せる旗兵及び旗民の開放
第三、被害地人民の扶助
右三條件にて其滿朝の忠臣を以て自任し共和反對を以て袁を惱せる升允が平和に歸すべしとは官邊の說なり

財政經濟

◉湖北省の財政狀況

武漢起事以來の湖北省財政の收支の狀況次の如し

收入

生銀　二十三萬二千二百七十二兩九錢
元寶　九十二兩
銀幣　七百七十八萬五千九百四十三元七角二分
銅幣　二百六十萬七千百二十五串九百八十二文
內官錢局より支出せられしもの銀九萬二千百三兩二錢六分銀幣六百三十二萬九千四百三十四元五角二分
錢百二十萬九千三百六十六串七百三十九文にして其他は桂省軍政府殘存銀七萬七千元の外は鹽釐茶釐稅捐及各種提款及國民の義捐沙市錢幫の暫借銀に係る

支出

生銀　二十三萬二千二百七十二兩九錢
元寶　九十二兩
銀幣　七百七十七萬四千二百五十一元六角六分
錢　二百六十一萬五千二百三十二串四百四十五文

◉北京商家撫卹の辦法

北京各商店の損害に對し袁大總統は民政部の趙首領及び內外廳長を召して善後の辦法を左の如く磋商したり

一、民政部內に臨時籌撫處を設けて專ら撫卹の事を辦ずること
二、損失の數額は確實に調査し商情に熟悉せる廳員を派し商務總會と會同し適當に辦理して以て流弊を杜ぐ事
三、撫卹の方法は損害の數額を精査したる上撫卹金として十分の二を酌予し其內一半は現銀を交付し一半は公債票を給予する事
一、損失物件は分つて三種と爲し左の如く分別して賠償す
(甲)房屋は房摺を以て證據となす　(乙)資本金は警廳營業科工巡捐局屆け出での報冊及び各商店の萬金賬を證據とす
(丙)貨物は商會より各商店の帳簿を考查する事

◉北京市政維持會

民政部は此程京師總議事會總董事會に函致し、商務總會と會商して市政維持會なるものを組織せしむることゝなし商務總會に於て各會及び各商を會して組織の法を商議し即ち市政維持會の成立を告げたるが爾後隔日に開會し午後一時より三時迄とし會場は商務總會を借入るゝことゝなし會員は各會より二三人づゝ各商より二人づゝを擧げて部廳の委員と討議することに定めたり各商が借款を爲す事並に民政部度支部に向ひ質問書提出の事は第二次の會議に於て議決さるべしと

◉南京政府三月分支出概算高

外交部　共洋四、五九〇、〇〇〇元

內務部	二七〇、七〇一、四〇
財政部	七、二六八、〇〇
陸軍部	八、九三五、八九二、六二
海軍部	一九七、〇三六、〇〇
教育部	四、八五四、〇〇
司法部	一一、四〇一、〇〇
實業部	四、九九二、〇〇
交通部	八、八四六、〇〇
參謀部	六九、九四七、〇〇
大本營	一〇〇、四一六、〇〇
衞戍總督府	一二八、六〇〇、三九
法制院	六、二八七、六〇
印鑄局	五、二九〇、〇〇
公報局	一、七二三、〇〇
計	九、七五七、八四三、九二

◉財政部の銀行設立案

南京財政部にては海外滙業銀行、惠工銀行、貯蓄銀行、庶民銀行等の各種銀行を設立し內外各界の人士の金融の便を計るの計畫を爲せり

借款實業

◉北京借款問題

四國銀行が中國の白耳義借款問題に對し聲言せる異議の要領は謂ゆる借款選擇權は中國の任意に行使すべきものに非ずして四國銀行團は實に許可權を特有するものなり唐總理は曩きに四國に向つて三百十萬兩を借款し（內二百萬を南京に交付し百十萬は北京に交付せり）たり當時四國銀行團は許可權を保留し中國に向つて將來中國政府が別に外款を借る場合其借款の條件が兩々相等しき時は必ず四國團と訂約すべく中國政府は四國より借款する以外に如何なる條件の借款も一應先づ四國に向つて聲明すべく暗に訂約を行ひ四國團をして聞知する所無からしむる如きことある可らずと相約したるに中國政府は何の理由を以て白耳義と借款の訂約を爲せしや唐總理の才識を以て四國との約言を忘るの理なし乃ち白耳義と密約し四國が聞知して質問を爲すに及んで始めて聲明す是れ四國の默過する能はざる所なりと云ふにあり因つて四國銀行團は去十六日唐總理に向つて抗議し並に四國公使より各本國政府に電達し訓令を請ふことゝなりたるなり

斯くて該借款問題に關し英米佛獨の各公使は已に本國政府の訓電に接し去二十一日北京に於て會議を開き左記の條項を議決し中國政府に提出することゝなれり

一、四國政府は中國政府が信義を尊重し實心以て四國資本團と借款事宜を酌定せんことを切望す

二、四國政府は中國政府が財政の方針を聲明して以て齟齬を免れんことを切望す

尙ほ四國銀行の關係者は倫敦に於て善後の辦法を商議すべしと云ふ

因みに英米獨佛の四國に日露を加へたる六國借款に付き露

國は未だ加盟を聲明せざるが聞く所によれば露國は四國より勸誘を受けたる後已に日本と意見を交換したるが素より之に反對するの意なく唯だ露國の見る所は別に事情ありて仍ほ未だ加盟を發表せず特に條件二項を提出し處するに鎭靜を以てせんとしつゝあり其提出條件は第一、六國借款成立以前に貸し出したる借款は之を獨立別途の借款と爲し六國借款に歸併せざる事第二、此後先提すべき款項は依然繼續し六國借款訂合同時に至つて止む事の二項なり

尙ほ白耳義借款は白耳義銀行の經理によつて調印せられたるも此借款は白耳義一國にて主持するものに非す英國東印度銀行總理も亦た英國資本家を代表して其れに入れりと云ふ

◉庚子賠償金の支拂延期

唐總理が未だ出京せざる以前に駐京の各國公使に謁見して庚子即ち北淸戰役に關する賠償金の事に付きて商議し唐は各國に向つて該賠償金の年賦を民國元年より三ヶ年間据へ置き民國四年より毎年々賦支拂ひを履行し且つ三ヶ年分の延滯額をも補償することゝなさんと要求したるに各公使は事の關係大なるを以て各本國に照會するの必要ありたる爲め唐の出京迄には未だ返答せざりしが各公使は其後各本國の訓令に接し屢ば會議したる上大約唐の要求を容るべき樣子なりと云ふ

◉漢治萍株主大會

盛宣懷が日本に於て濫りに日本の資本家と合同契約を爲せるとの理由の下に三月二十一日午後二時より臨時株主大會を上海四川路なる靑年會に於て開催したるが來會せる株主計四百四十名あり、最初董事代表として王子展氏登壇し今日株主大會を開催したるは本公司對日本との合同經營事件に就き株主諸君の公決を請はんとするに在りと提言し、且曰く公司の向章を査ふるに外人の株主を入るゝを容さゝる規程となり居れるのみならず全國の輿論も頗る反對し居れり依て我等董事及株主諸君は兩度も此件に就き盛宣懷に宛て日本と合同するの不可なるを力爭したることあり因て今回盛の日本と締結せる合同經營契約書第十條にも株主大會に於て大多數の贊成を經て始めて正式に有效なるべきを明記しあり、然るに今日株主諸君の臨場を忝ふしたる所以のものは此會合に於て群議投票して合同經營に反對すると否とを公決せんとするに在り、只今差廻す票面に反對者は其二字を贊成者は其贊成の二字を認め各自筒內に投入せられたく當場に於て公開し投票權に照して其數を精算の上決定すべしと報告し畢れば、湖南株主總代某氏は起ちて湖南、湖北、江西三省は全部日本との合同經營に反對し及び合同後の各種利害問題を憂慮し居れりと演說したるが、次に黃雲鵬氏は非常に日支那合同經營の害を痛論し經濟上軍事上兩面より中國の前途に多大の關係を有すれば決して合同經營すべからざるを詳言し、來會者に對し諸君此數分時內に腦筋を絞りて如何に投票すべきかを注意せられよ、果して一人の贊成者なしとせは則我同胞は愛國の熱誠あるものと見做され從て外人の輕侮を蒙ることなかるべしと演說し、夫れより投票に遷り終れば各株主連立合の上開票したるが

全數反對にして合計四百四十票あり、結局契約第十條に照し日本との合同を取消すべく干渉することに決定四時散會せり、因に當日在日本盛宣懷に宛て左の電文を送ることゝなれり

神戸鹽屋盛宣懷宛、今日株主大會を開催したるに來會者四百四十名あり計二十萬〇八千八百三十株投票の結果全場一致して合同に反對す、已に全株主數の八部を逾へ規約に照して決議の權あり因て該契約は無效たるべければ速かに契約を取消されんことを請ふ、臨會株主連電

◉蘇州錢業組合新規定

蘇州錢業組合は今回次の如き新規定を議決せり

一、水客進出の元洋は五錢半厘を加減す南北一律也
一、外行進出の元洋は一兩一釐を加減す
一、存戸及外行の存息は九扣とし水客は九五扣とす
一、銅元の進出は五百文を加減す
一、小洋の進出は一厘を加減す
一、龍洋の進出は一律に二錢五分を加減す
一、代理水客洋票支根收付は毎千貼費一錢五分とす同行滙劃は此例にあらず
一、貨幣票號規元進出は五錢を加減す規元、票力照申開算する補水進出票力毎千二錢とす
一、各路水客及貨幣票號托收の規元票力及託解の支根解信は上海の議章を待ち照算す
一、開戸紅盤は元宵を以て限とす
一、活期支欵見票遲るゝ事數日なれば預解欵項一概理せず
一、各莊の本票十日を以て度となす
一、往來來賓毎千兩兌銀七錢五厘を控扣す、玄賓毎千兩平銀四錢を加算す

◉武昌繅絲局開辦

武昌の繅絲局即ち生絲製造場は昨年革命事變以來之れを中止せられ其局內養蠶所の如きは全部之れを軍隊の倉庫に充てられつゝありしも目下已に春蠶孵化の時節となれるを以て黎副大統領には特に兵站部に命じて同家屋を同局に還付せしめ以て養蠶の準備に取かゝらしむることゝなせり是れが爲め同局にては已に一切の準備を行ひ四月一日より之れを開始する筈なり而して現に同局に貯藏しつゝある所の蠶種のみにても價格五萬兩以上あるべしと云ふ

◉漢口市街設計

兵變後の漢口市街設計に付ては已に漢口市街建設事務所を設けられ以て之れが計畫に着手しつゝあるか此の頃其測量も全たく完成し其圖案も亦已に調製せられたるよし而して其新市街設計は現京漢鐵道線の內部を悉く市街區域內に劃入せるものにして道路の數は縱橫總べて三百〇六條より成り其面積は十七萬平方丈あり之れを從來の一萬七千平方丈に比すれば約十倍に相當し頗ぶる廣濶なるものなり而して其設計圖案は已に同事務所參議劉人祥より意見を具して之れを黎副大統領に具申し已に其裁可を經たりと而して是れが何日より着手實行せらるべきやは尙不明なり

交通運輸

◉津浦鐵道南段近聞

▲冗員淘汰　從來本線は冗員甚だ多く支出莫大也、現在の用欵は總理私入の名義を以て銀公司より暫借し、總工程師これが保證人たり、從て毎月の支出は總理總工程師其責を負はさるべからざるより冗員を淘汰し不要の費を節し從前の三分の二を減ずるに至れり

▲材料の清査　以前清朝時代の材料價格は段書雲がすべての帳簿を持ちて逃れし爲知るを得ず現在只餘存材料を調査し、將來は購入材料は一週間毎に清査の上一月毎に統計を製する事とせり

▲客車開通　越固鎭以北は盜逃充塞して險象環生せる爲、拍軍長鄭師長に請ひて軍兵を派して要地に分駐せしめ、又別に鐵道警備兵を置き以て行旅を安全にせり

◉北京電車問題

電燈公司總理蔣惺甫は十二日民政部に赴き自ら一百萬兩を籌欵して北京に電車を興修せんことを呈請せるが郵傳部の梁士詒及び葉恭綽は該事業が創始に屬するを以て先づ情勢を密察して民政部の批准を請ふべしと告げたるによれりと尙ほ白耳義人は此事業を興さんとし城壁を取拂つて軌道を敷設せんとし此頃力を極めて運動しつゝありと

◉滿鮮急行列車料金

滿鮮直通急行列車料金並に寢臺車料は今回左記の如く改定され四月一日以降實施さる可し

一、急行列車料金　二百哩未滿金二圓、五百哩未滿金三圓又五百哩以上金五圓とし鮮鐵は四歲以下小兒無料、四歲以上十二歲未滿半額、滿鐵側は十二歲以下半額五歲未滿は一名に限り無料

二、寢臺車料金　長春新義州間並に安東縣釜山間乘車の場合共一人に付き金五圓とし滿鐵鮮鐵共通乘車の場合は金八圓としたり但し五歲以下の小兒にして特に寢臺を要せざるものは無料とす

三、特別室及び二人用寢臺貸切　滿鐵鮮鐵共特別室は使用料二十五圓と三人分の一等乘車賃並に急行列車料を又二人用寢臺は使用料金十五圓及び二人分一等乘車賃並に急行列車料を徵す而して滿鮮鐵共通の場合は特別室は使用料四十圓と三人分賃又二人用寢臺は使用料二十四圓と二人分賃金とを徵すべし

四、寢臺上下及び四人用寢室貸切　前者に在りては三人分一等乘車賃急行列車料並に二人分寢臺車料を又後者は四人分一等乘車賃急行列車料並に四人分寢臺車料とを要す

◉三月上旬滿鐵收入

運輸總收入は五十六萬千六十三圓十七錢にして前年同期に比し四千四百三十七圓餘の減收となれるが內本線收入に就き前年同期と增減を比較せば左の如し

	本年上旬	前年比較	
乘車人員	七九、四二二人	增	六九、一一二人
客車收入	一一六、二七〇圓八一	增	九四、七五〇圓八〇
貨物噸數	一〇六、一二〇噸	增	五、〇四九噸
貨車收入	三九四、〇六〇圓〇九	減	一〇四、六六二圓九一
倉庫收入	二、九八八圓四三		
雜收入	一六、六一八圓〇〇	減	七、八〇三、六四
合計	五二九、九三七圓三三	減	一一、二九一、八八
一日一哩	九九、九五	減	二、三二

地理紀行

◉滇山蜀水

東亞同文書院雲南四川旅行隊

序

題して滇山蜀水と云ふ
滇は雲南なり、蜀は四川なり、佛領東京老開より一流を過りて雲南に入れば既に千山萬嶽波濤の如く逼る、登り登りてまた降らず、椰子棕櫚の林は遠く林の麓に消へ、松林となり更に登りては高山植物を見る、登り盡せば木もなし、叢もなし、巖に匐ふ蘚苔は辛じて地の綠を保つ、黑い巖の面をかすめて白雲の棚引ける所は人間の棲むには勿體なし
嗚呼高いかな、雲南の山、濁れる水は一萬尺の下を流る、行く先は千疊の山、大海の怒濤の如し、險は險なりと雖樂亦其中にあり、怒濤狂嵐を胃破して進む孤舟は壯なるかな海洋の水獰惡なりと雖、穩にしては鏡の如し、雲南の山狂暴なりと雖、亦雲の陰には麗しき園もあり、是處一萬尺の滇の山、誰か知らん、黃紅紫藍の花の野邊、花は色美しく形佳し、數多けれども皆見馴れぬ花なれば名は知らず花亦知らぬとて悋ふる風もなし、この花世に超越す、その香に觸るゝとき世界は遊子の胸より遠く去る
雲南の山は恐ろしくもあり、麗しくもあり、見渡せば連山高く嶺長し、白雲飛ぶ處虎も嘯けば蝶も舞ふ、熊魚再ながら有する滇の山は愛すべきかな、
蜀には水多し、金沙江、雅河、大渡河、泯江、沱江、涪江、嘉陵江、渠河、涪陵江、數へ來れば蜀は實に水國なり、扁舟に棹して東に下る時、欸乃の聲水空に滿つ
北に蜀道の難あり、西に峩眉の秀あり、東に三峽の險あり
蜀漢皇城は既に古しと雖亟相祠堂の栢は千古に綠なり、草の花隱れに徐に流るゝ泯江に棹し尾花の間に薄れ行く蜀の都を後にして寂かなる、水國の秋を南に下れば峩眉山月輕く舟にこぼれ落つ、泯江の水は默して優なり、長江の流れは怒りて怒濤激灘となる、夔府の古城を落日に照して白帝城下に舟をやれば嚢塘峽は實に天下の壯なり、陽臺の下に泊して半夜絃音を聽くとき巫山の神女夢に入る、實に蜀は

一編の詩なるかな、

題して滇山蜀水と云ふ、

然れども經る所三國に跨がり、行程一萬一千里、百三十八日、浮浪の旅より歸れば亂髪蓬鬢、憔悴せる姿を人は笑つて河原乞丐と云ふ、六個の河原乞丐が片手に馴れぬ筆持ち、片手に飢腹を制へつゝ、旅の飯の甘かりし事のみ想ひ起して其他の事は浮ばぬ想を無理に引出して厭々ながら書き集めしものを題して滇山蜀水と云ふ、

旅行徑路

上海—香港—海防—河內—老開—河口—蒙自—阿迷—宜良—雲南—東川—昭通—叙州—自流井—嘉定—峩眉—成都—重慶—宜昌—當陽—漢口—南京—上海

明治四十三年七月一日出發

同　十一月十五日歸着

旅行日數百三十八日

旅行方法

一、汽船　十五日　二千七百七十二哩

一、民船　十六日　一千〇八十一哩

一、汽車　六日　四百三十哩

一、徒歩　四十九日　九百四十一哩

一、滯在　五十一日

合計百三十八日　五千二百二十四哩

上海より老開

七月一日、晴、江南の原頭龍華の桃紅なる下に於て胸襟を打開き心を滇地の空に通はして嘯く虎に向ひ時ありては仙鶴を侍し千山萬嶽の谿谷に於て曲水の宴を張らんと勇み猛りし遊子は今や烏鳴く書院を辭し海關碼頭の甲板上再三交せし言の葉の滬城の街に鳴り響く響の中に滬城を辭して煙霧模糊たる黄浦江岸の光景に別れを告げ晨星落々たる、ジャンクチャンネルを乘り出せしなり、

七月二日、晴、黎明床を蹴つて起ち、立つて大洋の旭光を望まんとす、忽ち見る上甲板に人あり、英姿堂々望遠鏡を把つて雲山中髣髴たる吳越の山河を望む、これ果して誰ぞ、即ち知る、是なん機を伺つて反旗を翻し滿朝の天子を覆へさんとする、傑士孫逸仙なり、その風丰を目のあたりに見深く東亞の風雲四千歲の老帝國の現況に思を馳すれば心の中や狂ひ立つが如く大汎小汎にあらざれども行き交ふ船は八幡船にあらずやと今昔の感に堪へず、腕鳴り手の舞ふを覺ゆ、

七月三日、晴、露營の夢の最中に臺灣海峽乘り越え水平線上の旭光に遊士の光を增し際りなき海面より吹き寄する熱風に肌を晒し莊嚴の極平和の至りなる海上の靈光に包まれつゝありしに遙か彼方に海豚鯨然たるものを目擊したり、これ鯨にもあらず海豚にもあらず厦門人の小舟に乘じて遠く釣するにぞありける、間もなく西方黑潮に流れ込む夕日を眺めては永遠の濱に佇むが如く牽牛の星萬生の神の出づるを望みては丈夫の雅を增し壯を增す、

七月四日、晴、枕を撼す濤聲に夢を破られ起ち見れば曉風快々青海原を吹き來り殘月の滴露は旅衣を霑ほし孫逸仙は

股肱三名と共に眼鏡を取つて策を繞らしつゝあり、船の愈東洋一の良港たる香港に着きしは午後五時にして港内を隈なく照すアークライトを望みては其の野心を思ひ港内の滿艦飾に迎へられ松原旅館に投宿す

香港

七月五日、晴、上海より香港迄は九百三十哩にして郵船會社の直航船による時は三晝夜にて達し得べく運賃は十五弗なり、商船會社の船による時は八日を要し南清諸港を瞥見することを得、香港は廣袤四百方哩人口二十四萬を有し九龍と相對して商業並に軍事上に於て英の根據として鞏固便利なること一目瞭然たり本邦人の當地に在住するもの總計千人内外なり

五日予等は正金銀行に至り玆に取組みし爲替を佛蘭西貨幣にて受取り郵船領事館を訪問し五十仙を投じ勾配七十度前後なるケーブルカーに乘じて頂上に聳る英國旗を眺め港内の狀況を一瞥し下りて博物館圖書館を觀覽し在住の同窓生よりの盛大なる歡迎會を受けぬ

七月六日、晴、朝汽船會社と交渉をなし直に佛の領事館に至り旅行券の裏書をなし後船津領事より招待を受け日、西折衷の山海の珍味を頂戴す、中にも King of fruit 珍らし、七月七日八日九日、晴、朝六時宿を辭し獨逸船の甲板上にて韮、胡瓜、安南米を噛りつゝ一波は一波と岩を越へ千仞の底より鳴り吼ゆるが如く絶へず休せず轟轟と押寄せては舷側に當つて散る、タホフーンに船を放てば波に一上一下忽ち蒼空に入り忽ち奈落に沈むを覺え天心青く晴れたる中に瓊州島を横に見渺茫たる東京灣に漕ぎ出づ時しも海賊島と眼を水線に放てば峨々たる諸島の遙に連るを見一上一下と船の進むに從ひ諸島の影は明瞭となる、嗚呼これ東洋一の絶景と天下の文人詩客に是認せられたるベタローンにぞある、數十里に亘る絶壁の屏風を立てたるが如く疊々たる島の根に白砕けて打上ぐる此の天然の絶景を目擊しては天下の景と誇る松島耶馬溪も物かは爾來世界の公園として誇りし祖國に人となれるの男兒は狹小なる景を以て誇る時にあらずして天下の絶景を求むべきを覺ゆ、嗚呼風雅を以て任ずる予にあらざれども此の光景に接しては恍惚として船の進むを惜しめども如何せん今は早や紅く流れて限りなき江河口に達す尙河を遡ること二時間ばかりにして海防に着す、猜疑心の深き佛人の旅行者の進入を嫌ひ外國商品の輸入に關し重稅を課し嚴密なる檢査を施すと兼ねて聞き居りしが彼の稅關吏は自國語の外は少しも解せず炎熱燒くが如き稅關内に於て通關に關し少からざる間待たされたれども荷物を開く事も無く無事に通過することを得、直に車に乘り小舟に棹して親切譬ふるなき保田洋行の樓上に陣取り夜は大阪毎日新聞の記者横山氏を尋ね行き歸りては本日發熱せし一士の介抱をなし深夜床に就く、

海防

七月十日、晴、海防は香港を距ること五百浬にして五十三時間にて到着する事を得、此の間は船客なく凡て貨物船に

便乘するものにして安南米の出づる時には殆ど毎日航行あれども他の季節に於ては大抵三四日に發着し運賃は十弗とし上等は四十弗以上を要す當地の人口は二萬一千人にして內一萬二千人は安南人六千人は支那人他は佛蘭西人にて滇越鐵道全通せしを以て益々繁昌の域に達すべし

予等本日日中は燒くが如き大熱を恐るゝにあらざれども前途を思ひ自重し且つ病人の經過宜しかざるより保田夫人と共に交代して介抱をなし且つ醫師の診察を請ひしが單に發熱せしとの事にて少しく安心するを得夕方は電燈輝く海防の市街を散策し義俠に富み屍を當地に晒さんと稱して二十餘年の間祖國民の發展を助けつゝある高梨氏を尋ね麥酒を頂戴して歸り暑き床に横はる、

七月十一日、晴、病人の經過定まらず一同は大に心配せしが如何せん限りある日子と金子とを以て出發し來り調査區域たる雲南は雲漠々たるより病人の勸めに從ひ予等四人は保田夫人より特に勸められしシュシュ酒及びワレ酒を受け遺憾ながら二人の遊士及び親しき保田洋行を後にして午後一時四十五分の汽車にて河內に向け汽笛一聲出發す、鐵道の兩側は渺漠たる沃野にして人家は稀に只所々に小さき草屋の三々五々點在し軒には鳳梨芭蕉の實を吊し土人は第二回目の稻の植附に從事し水牛は池中に戲れ白鷺は池邊に小首を傾け天然の富源地たるを覺ゆ、間もなく汽車は黃河の鐵橋の建築せらるゝ迄は東洋第一の長鐵橋と稱せられし河內の鐵橋を渡り午後約五時河內に着し古屋の主人に導かれ彼が二階に投宿す、海防當地間は百〇二キロメートルにして汽車賃は二弗二四を要す、兩地間は又汽船の便あり、

河內

七月十二日、晴、河內は前總督が巴里式に市街を建築し東洋の巴里と稱し人口約十五萬を有し市街繁盛なり予等は朝東洋學院の傭聘研究者なる牧野氏を訪ひたり、東洋學院は佛人の經營に係り東洋の古文學を研究する所にして集聚せし古書古物多く現在古文學を研究し骨董を集むる所はカイロ、ローマ、アゼンス及び當地なるが當研究所の規模最大にして今も猶佛人を西藏及び支那內地に進入せしめて熱心に蒐集しつゝあり、當地にては高田氏大農法を以て盛に護謨の栽培をなしつゝあり、

七月十三日、晴、永井氏に導かれ商品陳列場及び公園を見物す、商品陳列場にては格別目に留るものなかりき只當地の名產なる貝細工及び籐細工木材及び農產品等とす、然れても遊歷者の一瞥すべき所ならん、公園は規模大に自然的に且つ清潔にして鳥囀り蟲鳴き熊吼へ虎嘯き東洋第一の公園と稱する名に恥ぢず、設備完全せり、本日午後は牧野氏に導かれ佛蘭西の安南を攻めし時裏切りして土人より擯斥せられ淋しき生涯を送り居る豪族某氏邸を尋ねそこにては今貝細工を製造す、

又寫眞を貝に刻み入るるに精巧なり、夜は共和紀念祭の前夜なるを以て市には灯を吊し軍隊の行列、廣東人の蛇踊等雜沓を極む、

老開

七月十五日、晴、老開は南溪河紅河によりて雲南に接し人口約七百と稱す佛蘭西は當地に於ては保護貿易主義にして河內と當地に於て之を比ぶるに河內にて五厘なるもの當地にては一錢なるを見る、予等は當地に根據を据え愈雲南調査に着手したり、河內も開市場なれども未だ寒村に過ぎずして大商店の如きものなし、

予等は之の天府たる安南を去らんとするに當り一言なくして可ならんや、抑も安南は安倍仲麿の來りし跡明にして又河內附近に日本人の來りて一村をなしたる所あり、今も日本語に類似せる言語の殘れるあり、此の如く安南は歷史上日本と大なる關係あるのみならず地理上日本の發展地として清國と伯仲の間にありさらば立てよ祖國の士佛蘭西この天富の地を有しながら駐剳兵の外は何の工業工場も起すことなく倦怠の狀ありされば家族的殖民地をなすに好適當の地たるべし、

老開より雲南

滇越鐵路の絶景

七月十八日、朝寢の大人們も今朝の發車六時と聞いて珍らしくも未だ小暗き內から起き出でて出發の用意おさ〳〵怠りなかつた、荷物は昨日の內に稅關手續を濟ましてある、身一つの一行六人は愈安南と清國との兩境にある南溪河を渡つて河口火車站に着いた當地唯一の日本人たる江尻君は余等の行を盛にせんがために餞別として葡萄酒やパインアップルを澤山送つてくれた汽車は六時半出發見送りの江尻君と未だ別れを惜まぬ中に隧道の內に這入つた……、名にし負ふ雲南鐵道は是からである發車後三分にして隧道に這入つた此の鐵道は行先如何なる奇觀を以て余等に接するであらう莫大なる工費を費し數千の工夫を犧牲に供し一時は四萬七千餘人の工夫を使役したりと云ふ此の鐵道は如何の感慨をか余等に與へるであらう……、汽車は車體を縱橫に振つて容赦なく進んだ、谷川に沿ふて……、昨日百度以上の熱に苦しんだ我々は今車窓を拂ふ凉風に盛夏を忘れた、故ある哉な線路は八十基米の間に二十五粍の勾配で登攀して居るのだ、今日出發した老開は水面上八十九米に過ぎなかつたが今は已に千米の高所を過ぎらんとして居るのだ、南溪河の西岸高山相挾まり樹木鬱蒼として猴猿の群谷間に戲れ奇鳥の樹間に囀るを見た、軌道は常に山腹をたどり隧道の多き數ふるに暇なからしめた、五六の停車場を過ぎ晝食を取らんとする頃より又益々絶景に入つた、數千丈の高峰より落下し來る大瀑布、奇巖絶壁の間に架せる鐵橋白沫を飛散して流るゝ溪流、是れ天下の絶景を一地に集めたかの樣であつた、嗚呼……絶景……、

勾配急なるが故に汽車は山腹をうねり〳〵て大蛇の山を取まくが如くに攀じ登つた、今停留したと思つた停車場は直ぐ目の下に見える、軌道の迂曲は圓を畫いて走る樣であつた、剛纔通つた軌道は谷一つ越した對岸に見える、會々同乘したる一洋妾余等に向つて曰く「日本にこんな景色があ

りますか」と余等啞然たるを得なかつた、哀れなるかな此の邊に來て居る洋妾又は醜業婦は國を去つて十數年遂に故國の風景の如何なるかを忘れたのである……、又驚く可きは各通過驛の社宅には必ず一二の日本婦人が居つた、僕は「日本マッチある處日本醜業婦あり」と云ひたかつた、然れども此れが海外發展者の指導者であることを思ふと餘りに侮る可からざるものゝ樣に見えた、

汽車は益々進み氣候は益々涼しくなつた、午後四時と云ふに黑龍潭の停車場に着いた、蒙自平原は烟雲の間に見える蒙自縣城は此の地より十五淸里許りの地にある、余等は日のある內に宿尋ねんと馬を雇ひ黑龍潭を後に見て、ひた走りに走らせた、野には桔梗や女郎花が咲いて居る、靑々たる稻田の中には白鷺が群をなして下りてゐる、實に自然の樂園の樣だ、停車場で道づれになつた美少年が日本人の居る所を案內してくれた、老開て既に紹介狀を貰ふて來た余等は無事南門外なる祈居家に着いた、勿論其の夜は祈居家に厄介になつたのである、

蒙自縣滯在

七月十八日―二十一日、蒙自縣の空は常に曇り勝ちであつた、彼の名高い蒙自城は人口二萬餘を有するに過ぎぬ一寂村であつた、氣候は凉しい否寧ろ寒かつた、祈居家に厄介になつて居る身の我々には何等食物の心配も南京蟲の用心も入らなかつた、每日八時頃には課業の樣に思ひ〳〵に調査に出かけ、鳥類採集を業とする主人は野や山に鳥を獲りに出た、夕方一日の調査に疲れて歸へつて來る頃は已に燈が點じられて居た、奧樣の手料理に舌鼓打て今日の失敗談や成功談を談り合ふ愉快は實に千金にも換へ難かつた、二日目には知縣や道臺を訪問した、然しローマの昔を偲ぶが如き此の古城は何の興味をも起させなかつた、特に產物と云ふものもなかつた、けれども桃や梨林檎等は十錢も出せは家內一同で食ひきれぬ程あつた、愈明日は出發と云ふ四日目の夜一室に祈居君を圍んで談に夜の更けるのを知らなかつた、

各自分の房子に歸らんとして外に出た時には十四日の月已に低く薄ぼんやりとした中に見ゆる蒙自城がある一種の神秘を物語る樣に感じた、床に這入つた後は一層の寂寞に歸り只蟋蟀の聲のみ哀れに聞へ故鄕を思ひ出さする程となつた、夜は……寂寥……、

阿迷州

七月二十二日―二十三日、祈居一家に別れを告げて壁虱塞にて馬を飛ばしたのは一時頃であつた、府城より此の停車に至る凡そ二十淸里、三時半頃漸く着いた、汽車は四時發車蒙自平原を長蛇の蜒ねるが如くに走つた、昨日に換へて今日の旅而かも平原を走る汽車かくして一日一日と雲南に近づくのだと思ふと又心の躍るを禁じ得なかつた、六時無事阿迷州の停車場に着た、阿迷州は老開と雲南との殆んど中間に位する下車驛である、汽車旅行をするものは必ず此の地に下りて宿泊せねばならぬ、當地には日本人も居らぬ

華良棧が第一の客棧であると聞いて早速其の客屋に厄介になつた、支那普通の宿に似ず新築改良の客棧であつた、其の日は勞れたと云ふのでもないが別に仕事のなきまゝ安眠を貪つた、

明くれば二十三日、漫々着て朝飯を濟まし調査に出かけたのは九時頃てなつた、

此の地の城内も又寂寞たる町に過ぎなかつた城壁こそ嚴しく築かれては居るものゝ、商賣をして居る店すらない位てあつた、只最も珍しく感じたのは苗族の一種たる狸羅種族の女が果物薪菜を背に負ふて賣りに來て居る事だ、女てあるけれども衣は脚を表はし其の相貌は頑猛にして目は猫の其の如くに光つて居る、頭には赤い寶珠類を數多飾り耳には耳輪、手には腕輪を箝めて居る、試に其の一人に儞們是苗子麽と聞いて見たら彼等は怒り出した其の相貌の恐ろしさに倉皇買ふべき桃の事も忘れて逃げた、彼等ても野蠻人たる事を自覺して居るから面白い

宜良

七月二十四日、朝六時阿迷州を出發した汽車は又も登りてあつた、山岳疊々として雲煙は常に其の中腹に横はつて居る霖雨は時々襲來した、又汽車は停車場ならずして時々立止つた是れ未だ軌道の完全に修築されて居ぬ爲めだ、何でも二三日前に脱線したとか云ふ貨車は未だ谷の中腹に横はつて居つた、

一時に汽車は宜良縣に着いた、早速下車したものゝ方角さいも解らぬ、巡査に聞いて見たが巡査們は余等の様な異様の服裝をしたものが六人も一度に來たのに驚いてすご〳〵して居る、漸くして鴻順棧が頂好と知れた苦力に荷物擔はせ行つて見ると好是好可是眞兒黒と云ひたいが實は其の臟臢な事目もあてられぬ位だ、けれども外に宿もない、着くと早速知縣丈訪問しておいた、當地を阿迷州に比すれば縣城の値なきに非ずてあつたけれども矢張り見るべきものはなかつた、殊に此の地の人間は皆意地惡て人氣が荒かつた

町の小さいのは調査し易かつた、宿に這入ると直に寢臺の配置に心配した、元來南京虫に弱い根君や賀君は掌櫃的に臭蟲多不多と聞いて見た、宿の者は很多と云つて平氣な顔をして居る、是に落膽した兩君はハンモック釣る可きは此の時なりと用意のハンモックを何とか彼とか漸くにして張つた、僕は此日から餘りに梨子を食ふた御蔭て下痢氣味てあつたので服着た儘に横になつた、他の五人も夕食をすまして早く寢た、

ハンモックの兩君は苦しそうに寢て居つた八時頃とも覺しき頃閉じたる戸の外から叩くものがある、僕は腹の痛みに未だ睡らず居り、誰呼と云ふと底下人が知縣が訪問に來たのだと云ふ、僕等は知縣自らの回禮を受けるのは是が始めてある、僕は如何にせんと外の連中を叫び起した、上を下へ大混雜の内に余は腹痛を堪へて上服を引掛け土間の一室に導き入れた其の中に外の連中は赤裸に服を着けるもあり、和服もありして知縣の回禮に多禮多禮を云ふ事が出

來た、別に話もなかつたので久時して茶を喫して歸つた、此の騷ぎに樂しき夢を破られた連中は不平だら〳〵床に這入つた、

眞夜中便通を催す事頻りであつた、晝の中に便所を聞いて置かぬ悲しさ行く可き所に困つた腹は盛に催促する暗さは暗し何處が便所やら……、早速の妙案と晝の中に見て置いた豚小屋の中に手探つて飛込んだ、泥は靴を沒して遠慮もなく脚に及んで來る、其の氣持の惡さ然し此の急務には何の事を考へる暇もなかつた、土の小堅い所へ足場を定めて……、突然冷やと臀のあたりに觸つた物がある、總身の毛は慄立つた、將に聲を立てんとした時に豚であることが解つた、

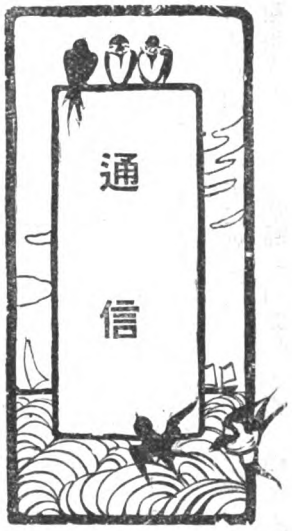

廣東

廣東に於ける新聞紙

新聞紙名	發行枚數	社主或支那人	主筆	設立年月其他
時敏報	二、〇〇〇	史侶蒙	陳新吾	光緒十七年
安雅報	三、〇〇〇	梁君武	梨佩詩	同二十六年
羊城日報	四、〇〇〇	李漢生	許肇百	同二十七年
●國事報	七、〇〇〇	李　閎	羅璞雲	同三十二年	莫佳衡の機關
七十二行商報	四、〇〇〇	陳德如	羅少翔	同三十二年	保　皇　黨
國民報	六、〇〇〇	李伯棹	鄧悲現	同三十二年	七十二行機關
×廣東總商會報	三、五〇〇	陳覺是	甘德馨	同三十二年	革命黨の中樞
南越報	三、〇〇〇	李滙泉	蘇梭諷	宣統元年	總商會機關
×粵東公報	二、五〇〇	漢大新	陸伯海	同　元年
●×廣東公言報	三、〇〇〇	梁憲廷	馮晃臣	同　二年
●廣東時報	三、〇〇〇		何亮生	同　二年
△廣東砭群報	五〇〇		劉一清	同　二年	李準の機關
平民報	二、〇〇〇	鄧警亞	李　哲	同　二年

震旦日報	二、五〇〇	康仲榮	陳援庵	同	三年
商權報	二、五〇〇			同	同
人權報	二、三〇〇	杏竹多	陳藻鄉	同	同
中國日報	三、〇〇〇	李民膽		同	同
廣南日報	二、五〇〇	揚健生		同	同
廣東公民報	二、〇〇〇	余心園	陳俊甫	同	同
×曉鐘報	二、八〇〇	胡 誇	何 毅	同	同
×中原報	二、〇〇〇	郭唯誠		同	同
×天運報	二、二〇〇	黎民强	水仲南	同	同
×大漢報	二、五〇〇	吳隆民	謝偉鄉	同	同
×光華報	二、〇〇〇	江俠庵	陳鐵庵	同	同
×民權報	一、七〇〇	張敬則	温無起	同	同
×光漢報	一、〇〇〇	江俠庵	陳鐵庵	同	同
×中華民報	一、〇〇〇			中國民國元年四月一日	民主政黨機關
廣東日々新報				同三月廿八日	
民治報				光緒二年	
×佗城獨立報	二、〇〇〇	陳聽香			

×を附したるは報業公社に屬し　無蓋印は報界公會に屬す

●は發行停止を命ぜられたるもの　△は自分にて廢刊したるもの

上述の如く廣東に於ける新聞紙の過半は革命政府設立以後に發行せられたるものにして激增の理由は各自利益を獲得せんとすると革命亂後、人民の新聞購讀者激增せると、廣東に於ける新聞紙の政治上、社會上、經濟上等に於て勢力偉大にして輿論は主として新紙によりて代表せらるゝを以てなり今日にては凡て新政府の謳歌者にして一とて政府に反對の言論を敢てするものなし

一日約六萬五千の新聞紙を使用しつゝあり主として獨逸の輸入に係るもの多し當事者は須らく一顧するの價値あるべし

廣東に於ける團體

新政府の設立せらるゝや各自の意思を貫徹せんとし各々團體を利用し爲めに幾多の團體は雨後の筍的に叢生しつゝあり政社と認むべきや否や大問題なるも今日迄成立したるものを摘記すれば次の如し

（但過半は已に舊政府時代に設立せられ居たる物なり）

民主政黨	現地方政府反對黨
同盟會	革命黨の根據的團體
進步黨	社會主義
共和社	
振武社	革命黨の練武團體
議政會	半政社的團體
光漢社	
社會團	急進派の團體
同志會	
維持公安會	廣東地方の公安を維持せんとする會
共進會	
廣東自治會	地方有力者の半政社的會
廣東自治社	
警察團	警察界の會
臨時自治會	革命紛亂の際起りたるもの
公民協贊會	有志の會

翼政會	地方有志の會
演說會	革命思想を普及せんとする者
民團演說會	同
法政團	日本留學生を中心とせる會
進步同盟會	政黨的學術研究會
漢武社	決死隊
人道扶正社	學生によりて設立せられたる物
國家商業會	起業家の會
軍團協會	新軍民軍の調和を計る爲め設立せる軍人協會
民軍共和會	民軍を中心とせる會
三合會自治會	三合會員を中樞とせる會
廣東國民團	近日現出せる有力なる政社
舌戰決死會	
中華並進會	
博愛社	慈善會
總務商會	商業會議所
銀業研究會	銀行集會所
忠信堂	同
孔聖會	孔孟の主旨を傳播せんとする國體保存者の會
機器研究會	
輪船公會	汽船組合
報界公會	新聞社組合
報業公所	同
天民社	新聞記者組合
青年會	俱樂部

工會	勞働者の組合
農務總會	地主等の會
實業進行會	實業の進步を計る目的にして商品陳列場設立な主張しつゝあり
鐵務研究社	
教育團	
慈善會	女學校の會
紅十字社	赤十字社
光華醫社	醫師會

粵漢鐵道消息

粵漢鐵道總理詹天祐副總理黃仲良氏共に其再選を辭しつゝあり例の支那式普通一邊の禮式的辭任と解せば解せられざるに非らざるも詹氏は袁內閣の交通部長に擧げられつゝあり更に某消息通の言によれば湯壽潛の下に郵電部交通部を合併し次長として活動する筈なり云々、要するに詹氏は支那隨一の鐵道通にして中央政府に氏の如き專門知識の存在せざるは寧ろ不可思議とする所、氏の北上は半確定的と稱するも不穩當にあらざるべしと

副總理黃仲良氏は株主及び民間の氣受宜からず詹天祐氏にして去らば此の位置は當然動搖すべく後任は在來の重役中より補任せらるべしと解せらる

福州

借款問題の經過

米國借款の行惱　借款問題は目下當地の一大問題と成り居れども何等の解決を見るに至らず最近の牒報に依れば親米派の中心たる外交司長陳張光は孫都督に對し米國スタンダード商會より借款せんことを提議したれども都督は斷然之を拒絶したるが爲めに此問題は遂に院議に上らすして今や全く中止したるが如し然れども親米派の野心は尙運動を持續するを以て吾曹日本人の立場としては一日も警戒を懈るへからざる狀態にあり

政府部內の反對と南洋の富豪　本問題に就ては近頃政府部內にも二三の反對者ありと云ふ彼等は日本及米國を問はす絶對に外國借款に反對するものにして外國借款は後患を遺すの恐あるを以て寧ろ南洋僑居の富豪に圖り胞僑の協力に依て借款するの得策なりと主張するもの有るか如し南洋より歸來じたる陳某なるものは米國借款の爲に運動するに非ずして南洋借款に就き政府都內の二三者より交涉を受居るものと傳へらる果して然るや否や未だ確實を係する能はす

借款と民間の反對　鐵路公司總辦葉崇祿及廈門福州の共和國民會は最先に反對を倡へたれども彼等は絶對に借款に反對するにあらず目下の狀態借款の已を得ざることは承認し居れども鐵道礦山を擔保に供するは福建の死命を制せらるゝ所以にして極めて危險なりとの理由を以て反對せるが如し若し夫鹽稅釐金稅其他の利源を以て擔保とせは必ずしも反對するに非ずと云ふものあり

借款問題と日本　借款問題の起るや吾曹日本人は極力米國借款を防止すると同時に我日本より借款せしめんことを運動せり抑も福建は我帝國の勢力範圍に屬する土地柄にして政治上商業上利害關係の最も密接なるものあるは勿論にして一葦帶水を隔てたる臺灣の安寧を保持する上に於て獨り米國而已ならず他强國が福建の利權を專有する如き政策を取るものあらば吾曹は飽迄之を排斥し且我帝國の體面上吾曹も亦借款政策を講究し具體的に勢力を扶殖し帝國と福建との關係を益々鞏固にするの必要なるを確認す是吾曹一人の私言に非ず國民の輿論にして我政府の取て以て行動すべき方針なりと信ず

此見地より吾曹が大に運動したる結果　孫都督は五百萬元の愛國公債を我某銀行にて引受發售せんことを依頼し來りたるを以て直ちに同銀行主任を都督に紹介し交涉する所ありたり然るに孫都督は其後數日を經て其屬僚を遣し來り愛國公債を撤去し單に鹽稅を擔保として借款せんことを希望すと云へり依て當地臺灣銀行は一應承諾の旨を答へ臺北本店に打電し其意向を問ひたるに同本店は進て引受くるの意思なきが如く甚だ冷淡なる態度なるを以て吾曹は此問題を福建に對する國家問題として帝國の利害關係上我政府は臺灣銀行を利用し且充分の援助を與へ同銀行をして此借款を成立せしむるは適當政策なりと信ず

本問題と政務院會議　去る二十三日午後二時より政務院に於て會議を開き孫都督は某銀行との借款案を提出したる

に親米派の中心たる外交司長陳能光は借款の先決問題として政費節減を論し軍隊の經費を削減すべしと論述するや議場に在りし軍人側の議員は大に激昂し國家の安寧を保つは軍隊の力に依る此次革命の目的を達したるも亦軍隊の力に非ずや陳君が外交司長の位地を得たるも亦軍隊の恩惠に非ずやと罵倒するや都督は遽りて停止を命じたりと云ふ更に本問題を議するに及んで陳能光及民政司長高登鯉等は均しく反對論を主張し司法司長教育司長及軍人側は總て日本借款に贊成を表したるが如し獨り交通司長黃乃裳は絶對に外國借款を排斥し南洋富豪より借款せんことを主張したれども議論紛々互に相激昂して議場は喧騷を極め遂に何等解決する所なくして午後六時散會せりと云ふ

四　川

黔軍の重慶撤退と滇軍の來着

去る二月二十七日蜀軍々政府に至り軍械官羅某（山東省の人東斌學堂の卒業生にして曾て成都にあり夏副都督と共に軍部に奉職し居たる者なりと）に會見す氏の言に黔軍は來る二十九日を以て重慶を去り滇軍不日來るべしと而して翌二十八日午前滇軍は三十餘隻の蟹船に搭して重慶府城の東水門外に着したり此滇軍は第二梯團にして梯團長李鴻祥（瀘州にあり不日重慶に來るべしと）指揮下にあり其編成は歩兵三營騎兵一營砲兵一營にして雲南を發し貴州を經て四川省永寧に出て瀘州自流井富順合江等の地方鎭撫に從事し居たるものなりと其統帶官張子貞（我士官學校の卒業生にして能く本邦語を繰るに巧なりき）は其本部を城内の雲貴公所に置き玆に約二ヶ中隊（第四中隊長王鳳韶と云ふ）屯在し其他は重慶府城及江北廳城對岸即ち楊子江の右岸にある禹王廟及其附近並に玉皇廟（砲兵及山砲四門）に駐屯せり砲は船にて水路より馬匹約八十頭は陸路より到着せり未だ騎兵の所在に付ては聽く所なし又第一梯團は謝某の指揮に屬し雲南より東川昭通の道を採り其本部は敘州にあるもの丶如く自流井等に若干の兵を配置しあるもの丶如し又第三梯團あり何れも不日重慶に至るべしと張子貞は語れり

滇軍の軍紀及武器

滇軍の將校は稍教育あり應對等質朴にして政治及蜀軍政府等と交渉に關する談話を避くるもの丶如く又實際知らざるもの丶如し左れども彼の軍隊の行動に就ては快活に談話し所謂將校らしき風采あり滇兵の服裝は長き間の行軍駐屯にて甚だ不潔なるも背嚢裝具等我邦のものと異ならず軍紀の點に至りても黔蜀二軍の遠く及ばざる處なるが如し其兵卒の一半以上は古兵にして已に三四年を經過せる者一半は新兵なれども確たる家庭の者より撰拔せるもの丶由にて脫走する者なしと而して中には十五六歳とも見受けらるゝものあり然も行軍に能く堪ゆと砲兵は軀幹偉大の者多く何れも

三年以上の兵なりと云ふ
武器歩兵は千九百八年製新式モーゼル銃（六ミリ八口徑）砲兵は同式騎兵銃（該將校は拳銃間に合はざりしか爲騎兵銃を携帶し來れりと云へり）砲は獨式速射山砲を有し武器は概して手入能く行屆けり砲兵騎校の談に因れば只一回土匪に向て空砲を放ちたることあるのみと

滇軍の重慶に來りし目的

數日前謠言あり張蜀軍都督は隆昌縣に於て滇軍に四十萬兩を與ふるの約をなしたりと而して後數日重慶の商務總會に於て重なる紳商會合醵金の方法を議したることは確實なるが如し然も醵出金額たるや甚だ僅少なりしと又「新中華」新聞は滇軍鹽を護送し下江せり故に其勞を慰むる爲め銀票を以て一萬兩を贈れりと而して其船足は何れも甚だ深からざりしを實見したりと二月中旬頃謠言あり滇軍自流井鹽庫の金を使用し盡し鹽を差押へたるも金に換ふるに途なく重慶に於ては斷じて鹽を買さる申合せあるに因り滇軍は困却して蜀軍々政府の請求を容れ撤退するに至らんと而して四十萬兩の一條と滇軍の下江とは何等か意味あることならんと察せらる謠言風說は滇軍北伐の爲め武昌に赴くなりと、二月二十九日雲南都督より省に歸るべき電命ありたりと、又陝西方面へ派遣を命せらるべしと而して雲南將校の多くは重慶の駐屯は被服調製の間約二十日ならんと是れ稍信するに足るならん然も彼の四十萬兩請求の一條は其裏面に存するにはあらざる乎張子貞の言にては武昌に至るべしと其理由を問ふに答へて南北統一はしたれども未だ危險を免れずと北部共和政府の信用なきを知るべし

忠州屬梁山縣に社會黨蜂起

梁山縣に社會黨と稱する一種の不平黨集合せりとの報二月下旬當地に達せり而して其重なるものは重慶革命の當地に來集したるも時機を失し己れの位置を得る能はず革命政府より解散を命ぜられ空しく歸都したるも不平に堪へざるものあるか此頃其黨與を集めて革命政府を監督すと稱し一種の共產黨とも稱すべきものゝ由にて文字あるものゝ團隊にして普通の土匪とは異なるものゝ如し蜀軍々政府は北伐軍に加はる爲重慶に來りし涪州の高亞衡に一營重慶の第三標より一營を王某に引率せしめ萬縣より一營を派遣し高王の兵は長壽縣に集合しつゝありと而して涪州及江洲に暴徒蜂起し重慶より討伐の爲派兵せりとの風評あり未だ詳にせず江北廳に設けある將弁學堂の學生多數逃亡せりとの風說あり右社會黨に何等かの關係あるにはあらざるか近頃中國社會黨四川支部なるもの起り之に加入するもの多く滇軍の某隊の書記長周某なる者に會談の際幸德秋水の著書を見たりとて其主義を贊成敬服し居たり以上の如き風潮なれば梁山縣の黨與にして速かに討滅する能はざるに於ては所在の不平分子集合して大事に至るなきを保せず
當重慶に於ても成都の狀況不明なり來六日を以て成都に向ひ出發せんとす

重慶より成都への途上成都軍に出會す

三月六日重慶を發し約十清里南路口に到れは滇軍騎兵約一中隊駐屯するを見る是れ陸路を來りしものなり約三十清里浮圖關に到れは成都より四川都督部下の兵（旗に近衞第一鎭云々とあり）重慶に向て行軍するもの先頭に出會す步、騎、砲、機關銃隊及怡槍隊等ありて榮昌縣城に至る迄日々三百乃至五百の兵員及銃砲彈等の人馬若干に出會し巾狹き道路に屢々立往生の止むなきに至らしめられたり行軍々規は殆と皆無と云ふの止を得さるなり假令道巾狹きにもせよ列をなすもの稀にして銃脊嚢彈藥は殆と人夫又は借馬に負擔せしめ將校兵卒も轎又は借馬に乘り降雨には傘を用ゆる者あり服裝又種々にして帽を戴くもの黑布を卷もの參差たり途上見受くる數日間の全兵員は約二千五百なるべし兵卒若干に其第一の出發地を問ふに二ヶ月餘前成都を發し各地に駐屯し居たるもの、如く準備を整へて一時に成都を發したるものにあらざるを知るべし其目的地は重慶にして滇軍に對し頗る惡感情を有するもの、如し榮昌縣の司令署に於て孫衞（標統手）に會す如何目的にて重慶に下るやの問に答へて重慶より萬縣夔州一帶の鎭撫に任する爲なりと而して明言はせざるも滇軍に對して不快の感あるもの、如し携帶の銃は獨式單發舊獨式連發新獨式連發成都機器局製造のもの又中には殆と實用をなさゝるかの如き銃あり砲は南京製の七珊知九口徑なるか如し又稍小口徑のもの若干門ありて合計十門位なるべし小口徑のものは其儘四人をして負擔せしめ其他は分解して四人に擔はしめたり

自流井方面に於て滇川兩軍駐屯及交代事情

三月十二日自流井の興隆街に至る滇軍の一兵を見す前に此地に駐屯したる滇軍は步、騎、砲、機關銃隊にして約一千餘なりしものの如し其技隊長は韓某（種々の說ありて確かならず）なりしと初め滇軍の自流井に入るや同志會の徒多數（一萬と云ふ）已に此地に入込掠奪を擅にし亂暴を極め居たり滇軍人民の困難を救はん爲來りて其首領周鴻勳を斬り同志會を解散したるを以て人民稍堵に安んじ商業亦回復に向ひつゝあり成都の兵又此地に向ひ來り其前隊自流井を去る三十里の界牌にて滇軍の小部隊（斥候ならん）と衝突發銃したるも双方死傷なく滇軍十七八清里退却したり成都より派遣の司令官周某（軍務局長の周ならん乎果して然らば我士官學校の卒業生なり）滇軍の韓と界牌にて交涉し重慶より成都に向へる都督張爵培亦委員を派し協議したる後滇軍は重慶に下れるなりと而して風說の如く此時張は四十萬兩を贈與することを約せるにはあらざる乎

滇軍に代りて自流井守備の任に當るものは司令官邱昂部下の兵と大漢四川陸軍第三鎭十一標々長朱登五（元巡防隊長たりし人にて今同叙州の守備に任せられたれとも同地には滇軍未た駐屯するを以て交涉纏る迄此地に滯在するなりと）の兵となり邱は軍事視察の爲日本に來りしことある由

にて元成都鳳山にある新軍に奉職し日本より大砲をも購入したることありて後其砲を以て射撃せられたりと語れり氏はちやき〳〵の同志會革命黨にして官を辭して其會の爲奔走したるなりと而して今より陝西省の反正せざるものを討伐に行くと云ひ居たり其机上に陝西派遣軍戰闘叙列の表あるを見受けたり同氏は朱登五標長と共に滇軍を喜はざるものゝ如し

交通科の吏員及地方人民の如きは滇軍に對して好感情なるものゝ如し滇軍は自流井駐屯中厘金局の銀九萬餘兩（前報の十一萬兩と粗一致す）を使用したるのみなりと而して成都兵力が軍の後を追ふて陸路重慶に向へるもの彼の四十萬兩に關して何等か裏面に事情あることにして滇軍請求に對して幾分なりとも直切るの手段にはあらざる乎

滇軍入蜀源因の二說

滇軍は前夜の如く在重慶の蜀軍政府の請求に因り來れりと云ふ一說にして蜀軍政府の使者未た達せざる前已に境を越へたりと

叙州は雲南よりの商路に當り雲南の人民多く同志會騷擾するに際し財產不安となりしを以て同省の會館より援を雲南に請ひ玆に出兵のこととなりたるなりと然れとも同會館に於ても斯くの多數の滇軍來るべしとは豫期せざりしとの一說なり是比較的多數の滇軍入蜀は一は北伐に加はるの理由はあるべきも或は他に野心ありしにはあらざる乎

自流井及附近人民の革命に對する感想

革命は海外殊に日本へ留學したるもの及學界人の受持なるかの如し其徒は何れも自己か革命をやつたと云はぬ斗りの口調なり而して其着眼點甚た低く只外形（假令は帽衣等の如きもの）にのみ煩はされつゝありて實務の擧らざること意想外なり

市中文字ある者は辮髪を剪去りたるは只便利の爲なり別段善惡なしと云へり然れとも田舍人は甚た剪髪を好まず剪れば外國人となるではない乎我等は外國人となる必要なしと

皇帝の退位は例外の事なり多分國を治むること能はざりしか故ならんと云て頗る皇帝なきを不思議に感し居るものゝ如し革命なりても從前と少しも變らす今日の如く商業か出來ぬては反て困ると唱ち居る者多し

我東京に留學し明治大學に三四年修業し歸國後當地の樹林學堂（中學、小學、幼稚園を合す）の監督をなし革命後自貢自治會議事會副議長たる王は予に問ふて曰く中國は皇帝がなくなりたり貴國も英國も未たありますねと何時なくなりますだろかとの奇問を發せり

四川の敎育は外面には頗る熱心なるものゝ如きも外部と接すること少なく風氣未だ開けざるものあるが如し血を見ること少なき革命は遂に極所に至らざらん四川人は温順の美德あるも柔弱にして敢爲の氣乏し眞成の獨立難いかな

成都軍重慶に入り滇軍を退くるを得は重慶は遂に止を得ず成都に合併せらるゝに至るべし是れ四川省の爲なれとも其人民の徒に猜疑にして剛毅心乏しきを證するに足る

長沙

一般情況

陽曆一月末論功行賞に關し不平を有する兵士間の不穩の擧動ありたるを最後とし當長沙城内外は一般平穩の狀を呈し舊年末も無事に過ぎ皇帝讓位により南北の統一成り以て今日に及べり

金融は各省官銀錢局、銀行及び省城大商店の發行せる紙票强制通用の結果左程逼迫を告げず各商店共無事年末決算を終へたるが如し

軍隊移動

事變以前にありては僅に混成協（混成旅團）一協を有するに過ぎざりしが昨秋以來驟に募兵を行ひ累月之を增して將に四ヶ鎭（四個師團）を完成せんとするに至れり而其殆ど全部を以て北伐隊を編成し漢陽陷落以來は金口武昌岳州等の地方に派遣せられ居たるが南北統一し北伐隊の必要消滅せしより漸次之等を召還することゝなり三月十五日及三月二十六日の快利號は前後三千名の兵士を積載して當地に歸還せりと傳へらる

之と前後して北伐隊附野戰赤十字隊も解散し隊員たりしものは再び修學の爲め日本に赴きたるものもあり該隊に聘請せられたる日本醫師某氏も不日歸國すべしと云ふ

目下上海地方より當地にて兵士の募集あり已に常德方面よりは數百の應募兵到着し北門外に駐屯せり

穀類輸出解禁

湖南米は昨年來輸出禁止中にて豆麥類も亦昨十一月以來戰時禁制品として禁止され居たるが大局の平定により豆麥丈けは三月二十日より其禁を解かれたり、米は尙其輸出を禁止され居るが近來福建廣東等の各省より其饑亡を救はん爲め湖南米の輸出を企つるものあると安質母尼と並びて湖南重要輸出品たる本品の輸出禁止は經濟上不利惡影響を招くべしとの論當局者間に行はるゝあり不遠して之れが解禁を見るべしと豫想せらる

（當地米價一石二兩八錢見當）

風俗の變遷に基く新需要品の狀況

變亂以來一時其前途を悲觀されたる在留邦商は風俗の變遷に伴ひ冬帽子洋服及毛布其他軍需品の實行宜しかりし爲め愁眉を開きたるも冬物の需要も漸く減少したるを以て目下夏物嗜好の如何を講究中なり

冬物に就ては一時在荷の拂底により我商品取扱商は豫想外の利益を得たるが先般來ボツ〳〵精巧廉價なる清國及獨逸

品の着荷によりて競爭を受け實行以前の如くならざりしが如し夏物に至りては目下批評の限りに非れども多物需要品に關し邦商が獨占的利益を得たるに反し其製作に留意することなくんば其販賣に勘からざる困難を受くべしと豫想せらる

九江

過般江西省にありては主に江西省出身軍人相謀り三江軍界維持會なるものを設け江西省の軍事は安徽江西湖南出身の軍人にて處辨せんと標榜せるも其實江西省は江西省出身者を以て專ら之れが料理の任に膺らんとするものなり之を以て江西出身の錚々たる余鶴松（日本士官學校第六期生）歐陽武劉世芻の一派の徒は夙に之の計劃を以て先づ都督馬毓寶を斃さんと欲し（馬は安徽人也）江西省城内に於ける有力者と結托し連りに馬都督の惡聲を放ち議會の問題となるしむるに力むると同時に之を倒さんとするには先づ其の手足を絶つに如かずとなし第一着手として同じく洪江會の頭目（馬も洪江會の頭目なりと稱せらる）にして馬の股肱たる九江衞戍司令官朱漢濤を除き九江の險要を奪ひ先づ江西の死命を制せんとし九江砲臺司令戈克安等と結び時恰も北伐の軍止み援鄂江西軍の將に歸藩せんとするや余鶴松等は先づ武昌に到り劃策する所あり其の手段を定めて九江に歸り援鄂軍は二月二十四日頃より續々着滸し初め余等一派は只管其の機會を覗へも朱漢濤一派にありても之を曉り先づ給料を倍加し歸來兵の人心を收攬して之に備へ風雲漸く險惡となれり之を以て余鶴松等は先づ朱を暗殺せんとし三江軍界維持會の發會式を名とし朱を招けり朱は其の際謀ある事を覺り兵を率て之に臨みしを以て余等も遂に手を下すこと能はずして止み風雲は一層險惡となり一歩の差は以て主客を顚倒せんとするの機會に迫れり此に於てか余等の一派は歐陽武の引率せる機關槍隊の來着を機とし急遽兵を擧て軍政府を圍み朱漢濤を拘禁し一士官を斬殺し直に市中に機關槍を配備し以て朱等部下の反抗に備へたり事咄嗟の間に出て多少朱漢濤に組するものありしと雖も勢の不可なると機關槍の威力に恐れ敢て動かんとするものなく手を束ねて唯だ成行に任するのみ參謀次長潘志遠の如きは身を苦力に扮し纔に城内を脫し日本汽船に搭して漢口に走れり朱漢濤は到底自力を以て免るべからざるを覺り外國人に靠り生命を保たんと欲し屢々密使を遣して我日本領事館出張所及日清汽船等に救助を求め來りたるを以て領事館員及日清汽船九江出張所主任は狀況視察旁々城内に赴かんとせしも警戒嚴重入城を許さず然れども日清汽船主任は後辛うじて入城し拘禁中の朱漢濤に面會せり朱は之の時連りに救助を乞ひしも朱を救助せば主任自身の危險も亦測るべからざるを以て只之を慰籍して歸れり余等の一派は敵を倒し志を遂ぐるや直に左の如き宣言を發布せり九江は長江の要隘となす司令なるものは軍隊の主腦たり之を以て學識兼優にして公益に熱心なるものあらざれば之の重任に勝ふべからず然るに

現任駐滬司令官たる朱瀅濤は武弁出身にして目に一丁字なく居心詭譎久しく衆望に負き其の劣跡多端なる人の皆知る所然るに胆大なる妄は私人を集め自ら都督たらんとする意あり其罪一也命令に抵抗し馬都督屢々之を戒飭すと雖も之に遵はず余鶴松參謀長として來任し之と事を謀ると雖も之を用ひず其罪二也賞罰不公平にして今次援鄂軍歸來するや私に言焯煌の部下に雙餉を給し私恩を市る其罪三也余鶴松は亦事公平なるに係らず朱は私に之を嫌惡し屢々各界の名を盜稱して之を排擠し余の各界の要求により來任するや兵を構へて之を拒がんとす其罪四也大權を獨攬して凡そ九江一切の詞訴丁漕及各行政事宜獨斷獨行して顧みず其罪五也軍心を煽惑し屢々腹心の人を集め私に黨會を開き恣に江西軍隊を排擠して地方を靡爛せんとす其罪六也都督の命令に違抗し擅に徐司務長を殺す其罪七也周督隊官を誣陷し關防を私竊し軍心を搖惑し之を死地に致さんと欲す其罪八也其の他種々の不法枚擧するに遑あらず近頃更に私に步槍一千枝機關槍四尊を購ひ言焯煌段春廷潘志遠唐祚楨等と聯合して不軌を謀らんとし先づ戈統領劉統帶參謀長等を殺し然る後九江に據て自ら都督と稱し權勢を爭ふの地步を作らんと欲す故に之の罪狀を宣言して此の奸賊を除き地方を保全せざるべからず爰に於て三月四日軍事會議を開き朱瀅濤の司令官の職を解去し洽を以て輿情に添はんとす云々

而して彼等は直に砲臺副統領たる陳廷訓（陳は矢張り洪江會の頭目株にして廣西省出身者而して軍隊內には余り勢力なきものなれども余等一派が外面強て」他省人を排斥せざるの意を示す爲めと洪江會員を厭へるが爲め洪江會の一員たる陳を祭り上げ司令官として虛名を擁せしめ傀儡となしたるものなり）を擧て九江司令官とし余は自ら混成旅團長となり實權を握り左の如き宣言者を發し李烈鈞を江西都督に推薦せり（李は余等と同しく士官學校第六期生たるは前報の如し）

江西光復の初め卒先して義を唱へしものは九江なり當時の參謀長は目下援鄂第二軍々統たる李烈鈞君なり實に同君の當時に於ける警備完善秩序井然我九江の益を受けたること淺少にあらず次て安慶都督となり北伐軍の編制せらるゝや都督の榮位を棄つること弊履の如く直に援鄂す其の心事の公明正大なるを以て其の人品を知るに足る現都督馬毓寶君は光復の時效なきにあらずと雖も多く私を徇へ問政に懶に且つ身體羸弱烟癮甚しく且つ目下槍案迭出贛省の人命に湛へず之を以て現に各界の決議を經て馬公に自ら退位を行はんことを請ひ李公を擧て其の責に任せしむ李公は心事浮雲の如く利祿を以て動すこと能はざる人なりと雖も余等責むるに大義を以てし又再び辭退を許さゞることとせり思ふに此如は同じく諸公の休戚の關する所同情を表する所なるべく如何ぞ歡迎せざるべからざらんや云々而して余等一派は遂に十一日に至り朱を銃殺せり

既に彼等は江西の險要に據り兵を擁して關鍵を握れり事茲に至ては馬都督と雖も如何ともすべからず遂に辭職の止むなきに至れり此に於て李烈鈞は直に湖北より歸り約一千の兵と機關槍隊を率ひて揚々として南昌に向へり如此江西に

於る余戎戈一派の劃策は成功し一時の功を納め得たりと雖も湖廣安徽人の江西に於ける根底は此の一擊を以て覆るが如き淺薄なるものにあらず彼等は連合して之の復仇を策すべく當地方に於ける支那人間には其の噂さ專らにして政變の又久しからずして來らんとするを豫期しつゝあり由來江西人は因循を以て稱せられ中心的人物を出したることなし之を以て今回の如き事變に際して皆鈍栗の丈競べ的排擠を事とし大勢に鈍し之に依て之を看れば將來衆望を負へる中心的大人物の出顯して其の局に當らざる限り贛省に於ける政權爭奪の紛紜は止む時無かるべしと信ず

南昌

都督の更替と全市の戒嚴

去る四日九江に於て革命的騷擾あり其の結果都督馬毓寶は彌よ辭職することゝあり援鄂第二軍々統たる李烈鈞氏（第六期日本士官學校卒業生）之に代れり之れが爲め南昌に於ては又々人心恐惶し市內動搖掠奪又行はれんとする風說高かりしを以て軍務部よりは屢々布告を出して民心の安堵を計ると共に警戒頗る嚴重午後四時に至れば城門を閉鎖し一一旅客の手荷物を檢査し市中の要所には機關砲を配備し武裝の兵士隊を組みて市中を巡邏せり人民側にありては都督の更替余りに甚しき爲め又かと云ふ如き有樣にて都督其の物の交代人物の如何等に於ては餘り重きを置かざるものゝ如し然ども其の度毎に不穩の風說あり又軍隊の輸送等の爲め一般の交通を阻害せらるゝには大に迷惑を感じ居れり

政治部內の暗鬪と臨時議會權力の增大

江西省に於ては革命以來數月に滿たざるに吳介璋、彭程萬、馬毓寶、李烈鈞等都督を代ふること既に四度其都度政府內の變動あり殊に近來は獵官運動甚だ盛にして都督の門前は彼等運動者の市をなす有樣なれば中傷排擠甚しく爲めに官吏は其の位置に安ずる能はず加之近來臨時議會の權力甚だ增大し上は都督より下縣知事に至る迄議會の薦任承諾を得るにあらざれば就職する能はざる有樣にして一度彼等に彈劾せられ反對を蒙るときは啻に其の位置を保つ能はざるのみならず甚しきは拘禁せられ生命を失ふに至るやも計られざるを以て上級の官吏にして彼等職員と快からさる徒は戰々競々多く病と稱し役所に出勤せず或は出勤するも事務を見ざるの有樣にて形勢頗る混沌たるものあり現に先の政事部長賀贊元氏の如きは從來南昌に於ける手腕家として水電公司を創め又主として借款反對を唱ふる等先進家として知られ革命成ると共に直に擧られて政事部長の要職に就き江西省內の政權を握り居りしも一度議會と衝突し彼等の反感を買ふや無能淺學私人登用等の罪狀を數へ其の既に辭職せしにも係らず之を捕へ軍隊內に拘禁し其の後南京政府より屢々電照して賀贊元の來京を促すと雖も議會は之を許さず議長劉景烈の如きは連りに之を殺さんことを主張せり如此なるを以て軍隊內の野心家は議員と結托して權力を增

大せんと欲し議會も亦軍隊の力を借て事をなさんとする傾向あり近時の有樣にて推移せんか權勢の爭奪と多頭政治の弊害は江西省をして益々暗瞹たる方面に導き收拾すべからざるに至るべしと思考せらる

江西鐵道の現況

江西鐵道は今回株主總會を開き又議會と圖り公有となし六百萬元の借款をなすことゝなれり而して其の利息及元金の返還には江西省內の租稅を以て之に充て以て江西省公有の實を示すと云ふ然とも舊株主中には株金の返還を額面金額にあらざれば承諾せず又之を鐵道公債に振り換ふることも承引せざるものあるを以て未だ實際に於て決定するに至らず若し愈々公有と決定し舊株主との協定成立するも着手の曉には從來經驗ある各當事者は手を引き新進無經驗の政治部員或は議員等の局に當ることゝなるべく彼等は玆に例の支那人氣質を發揮し六百萬の巨資又烟の如く消散せんことを恐るゝなり今吾人を以て支那人の爲めに計れば鐵道建設は或額を定めて一切外國人に受負はしめ此の好餌を彼等仲間に管理せしめざるを得策とすべし余等も之の言を以て或る鐵道關係者に忠告する所ありたれとも日本當局者等も今より之の點に注意し必要なる忠告を彼等に與ふる價値あるものと信ず

市況及南昌九江間運輸狀態

市況は前述の如く人心定まらず內心恟々たる爲め資本家は皆現銀を收藏し市面に流通せしめず爲替の如きも從前上海兩百兩に對し南昌兩九十七兩なりしもの目下百十六兩を算するに至りたる爲め爲替の取組は危險を冒しても現洋輸送の有利なるに如かざるを以て爲替を利用するものなく三四百圓の支拂にも態々現洋を持て九江に來り外國船に托して各地に送付する有樣なり又九江南昌間の旅客及貨物の運送も軍政府の各支那小汽船會社に對する所置は頗る亂暴なるものにして彼等に自由營業を許可しながら自家にて必要の時は旅客荷主の迷惑を顧みず乘込又は積込める旅客貨物を上陸せしめ公用に充てるを以て其の發着毫も信憑すべからず然るに我日淸汽船に對しては彼等も敢て手を下す能はざるにより目下は日淸汽船獨占の有樣にて其の運賃の如きも又常に倍加し居れり

李都督は十七日着任せり馬都督は二十日を以て南昌を去る初め馬都督辭任の際其の慰勞の爲め四萬兩を送る筈なりしも出發に際し議會は遽に其額を四千兩に減ぜしを以て馬は笑て之を受けずして去りしと云ふ又以て支那人氣質を見るに足る

江西吉安

南昌より臨江府下樟樹鎭迄百八十淸里目下臨江輪船公司なるものあり約八十噸位の小蒸汽一隻を以て隔日に之の間を往復しつゝあり樟樹は臨江府下の大市場にして人口三四萬

と稱せられ又袁州萍鄉方面より來る河川の分岐點に當るを以て市況殷賑米穀藥材等の集散地なり樟樹鎭より民船に搭して贛江を溯る旬日來の降雨に水量增加し水勢頗る急なり折惡しく無風帆走すべからず止むなく舟夫檣上に綱して曳行して上る遲々牛步の如し然ども此の附近山上山下樹木に乏しからず森々たる樟樹の林をなすもの頗る多く山丘時に兩岸に迫りて峽をなし又急ちにして平原開く其の間棠花李花點在し時に桃花の妍を競ふあり以て旅客の耳目を樂ましむるに足る約三百二十淸里の行程を日を費すこと五日にして三月三日南昌を發し八日午時吉安に着す

吉安府は廬陵泰和吉水永豐安福龍泉萬安永新永寧及蓮花廳の九縣一廳よりなり淸制に依れば地丁銀三十二萬〇九百二十八兩雜稅七千四百六兩養廉一萬一千九百兩漕米十二萬三千百六十石兵糧一萬八千七百四十九石倉谷十二萬六千百六十石を有する處にして府治は廬陵縣にあり

吉安に於ける革命は南昌に後るゝこと二日十一月一日一片の電報により城上白旗飜り民國に復せしものにして人心多少の恐慌は免れ能はざりしと雖も一矢一彈を費さず廬陵知縣直に知事となり秩序の回復に力め民團よりは直に民兵を募集し忽ち三千餘人を得漸次銃器の買入をなす等なりしも民兵應募者中不逞の徒混入するもの鮮からず名を革命に藉りて人民を强制し掠奪をなさんとするもの漸く多からんとするを以て軍器の交付を止め別法を講ぜんとする內南北協定成り又北伐軍に應援するの必要無くなりして以て朱知事着任後遂に三ヶ月分の俸給を支給し其の半數を解傭せり解傭の際彼等失職不平の爆發を恐れたりしも時日の短少なりしと彼等の手中に武器の存せざるとの爲め甚しき騷擾を見るに至らずして止みたり目下吉安城附近には民兵約千五百名（之に對する銃器は步兵銃六十挺に過ぎずと云ふ）別に巡防隊百五六十名ありて警備に任せり而して民團兵は多く各商民の寄附により給養し居るものにして商民の負擔輕しとなさず之を以て目下又法を設けて減少する筈なりと云ふ朱知事は又從來訴訟手續の繁文褥禮弊竇介在容易に下情の上達せられざるを患ひ衙門々前に一木箱を備へ疏通民隱と題し何人と雖も自由に投箱することを許し其の鍵を自ら保管して直に民訴に應ぜんとするに力めつゝあり又當地に於ける商務總會は革命の初めに當り官憲の誅求益々甚しからんとするを恐れ解散せしが朱知事來任後爲政上不便少からずとして近頃開廳せしものなりと云ふ如此吉安城廂內外は稍や平穩なりと雖も遠隔せる地方にありては猶民軍に名を藉て會を設け隊を組み人民を强請して金錢物品を掠奪するもの少からず人民の困難鮮からずと聞く而して吉安府城にありても當地に於ける素封家の子息の年齡僅に十五歲の王某なるものを民團長とし此の黃孩兒の得々として市中を巡邏する等元より傀儡に過ぎざるべしと雖も眞面目の沙汰とは云ふべからず

市　況

吉安は江西省に於ける金融の根源地にして富豪多く其の繁盛なる市街は贛江に沿ひ城外にあり革命の際に於ける一般的なる恐慌と軍政府より寄附を强ひられ全市より約十三萬

兩の義捐をなさしめられたると上海を除き各地の爲替開通するに至らざる等に依りて市況恢復するに至らず依然として沈滯の狀況にあり今左に吉安府廬陵縣下に於ける出產貨物の調査を記すべし

出產種類	出產總額	售銷總數
棉小梭布	約二十萬疋	約二十四萬元
棉紗布	同十萬疋	同三十萬元
樟腦	同四百擔	同二萬二千六百元
樟油	同二百六十擔	同五千元
薄荷	同二萬五千斤	同十萬元
米	同百九十萬餘斛	同百九十萬餘串
芝麻	同一萬餘石	同三萬餘串
小麥及蕎麥	同一千五百餘石	同一千七百餘串
黃豆及黑豆	同五千五百石	同一萬一千串
青皮豆	同二千餘石	同四千餘串
茶子豆	同一萬〇二百餘石	同二萬〇四百餘串
綠豆	同五百餘石	同七百餘串
豌豆	同一千餘石	一千二百餘串
花生	同二十萬擔	同七千餘串
生薑	同三萬斤	同六百餘串
棉花	同四萬餘斤	同二千餘串
苧麻	同二萬斤	同一千餘串
湖桑	同六萬擔	同六萬串
土桑	同六萬擔	同六萬串

備考目下一元は約一串三百文に當る

土產は布を以て大宗とし稻之に次ぐ而して土人の言によれば近來縱絲には多く紡績絲を用ふるもの增加し輸出先は重に贛州を經て梅嶺を越へ廣東に赴くものなりと云ふ此の外龍泉地方に多く茶油を產すれども多くは土人の食用及燈火用に供せられ他に輸出せらるゝものなし又蓮花廳は石炭の產出多く各贛江沿岸に供給せり尙各地多くの炭田あれども土人風水の迷信により採掘するに至らず九江に於ける邦人經營に係る藤田樟油公司は吉安出張所を設け當地を根據として附近各地の樟腦及樟油を買收せり而して同公司にして每年買收する額は大約例年樟油四十萬斤樟腦三十萬斤價格は油一斤三十錢腦一斤六十二三錢位なれども昨年は事變の爲め出產額減少し價格又下落して樟油一斤二十二三錢樟腦一斤五十錢內外を以て樟油二十七萬斤樟腦二十萬斤を買收せしに過ぎざりしと云ふ

外國品の輸入額及其價格

（外國品（日本品を除く）輸入種類）

	數量	價格
洋油	約四千七百餘箱	約一萬七千元
洋紗	約三千梱	約六拾萬元
洋布	約一萬五千疋	約十二萬元
綢緞	約二千疋	約二萬餘元
日本貨物輸入種類		
各種藥材及藥品	二百餘件	約五六千元
各種雜貨	二千餘件	五千餘元
東洋布	一千疋	四千餘元

右統計は短時日の調査に係ると革命後萬事未だ緖に就かざる爲め必ずしも正確のものと云ひ難しと雖も參考の爲め之を揭載したり

金融　錢業及貨幣種類

吉安に於ける錢業者の戶數資本及其の發行せる錢票大約下の如し

號名	資本	票額
裕通	百零七萬元	五十四萬張
大茂	二萬元	一萬張
萬盛隆	一萬元	五千張
集成生	一萬元	同
同興祥	三千元	一千五百張
安和成	二千元	一千張
恒興	二千元	一千張
嘉興	二千元	一千張
恒和	一千元	五百張
仁和	二千元	一千張

當地に於ける各錢業者は其の錢票の發行を資本の約半額とするものの如しと雖も素より時によりて增減あるは免れず

目下吉安にある現銀及流通せる錢票の額大約下の如し

花片(現洋)	約十萬元
銅元	約四十六萬枚
日本圓銀	約二萬餘元
錢票	約五十六萬張

江西省に於ける日本圓銀の總額は審にする能はざれども南方に進むに從ひ其の額多きを見れば恐らく福建方面より漸次流入したるものなるべく南昌九江にありては墨銀に對し約二十文の差あれども吉安に至れば反て圓銀の高價なるを見るされば之の際圓銀の輸入は或る有利なる貿易ならんと信ず

吉安に於ける市況及金融は大體上述の如しと雖も動亂の際官憲の誅求收斂を恐れて財產を隱匿せるもの多かるへく全く秩序恢復し人心其の堵に安ずるにあらざれば實際に於ける情況は知るに難しとする所なり而して當地特有のものにして他の地方に其の比を見ざる機關は爲替手形賣買所なりとす右は兩三年以前江西第一の資產家周某の發起せしものにして會員組織となし入會金を徵し會員間の振出に係る爲替手形を入札的に賣買するものなり兎に角目下南昌其の他各府縣が爲替取組上の手段なきに苦み止むを得ざれば現金の輸送をなせるに反し吉安が上海一箇所なりとも爲替取組みの便を有し又如此爲替賣買上の機關あるを以て吉安が如何に金融上に關し他の府縣に勝る所あるかを證するに足る

當地に於ける人情は儒術爲盛俗稱敦龐と云はれたる所にして未だ南昌の如く浮華に赴かんとする狀態少く最早辮髮を有するものは少しと雖も官吏及兵士の外は洋服を着せるものを認めず然れども雜貨店等によりて之を觀察するに漸次外國品の需用多からんとするものゝ如く日本製花布等の賣れ行かんとするものあるを見たり

外國人に對する感情は餘り惡からざる樣子なり目下耶蘇敎及天主敎の宣敎師約六七人あり相應の信徒を有するものゝ如し

交通　目下南昌より吉安を經て贛河に至る間を往復せる民

船約六百六十七隻あり南昌より吉安の上流二百四十清里なる良口迄は水深五尺を下らずと云ふ
之を要するに吉安は江西省を縦貫せる韓江の中腹に位し物産亦乏しからず金融機關も比較的他の地方に比して完備せるを以て若し他日鐵道開通の曉には其の發展大に見るべきものあらんと信ず

温洲

温州に於ける政治經濟貿易の概況に關し稅關の報告に依れば明治四十三年中温州に出入せる汽船帆船戎克の數は左の如し

汽船（不開港場に往來する小蒸汽船は算入せず）

國別	入港				出港			
	載貨		バラスト		載貨		バラスト	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
英國	三	三、一八三	一	三、三〇四	一	八七九	二	一、三〇四
日本	一				三	一、三八六		
支那	四七	三六、七一九	三	一、三八六	三	四七、二八		六五
計	五〇	三九、七一九	三	一、三八六	三	四七、二八		六五

帆船

	入港				出港			
	載貨		バラスト		載貨		バラスト	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
支那	三五	三、四五三	一	一	三四	三、三六三		

戎克

	入港	出港
臺灣	三三	八九
鎮江	一四九	三七
上海	二	一
寧波	三〇六	一四三
乍浦	三七	九二
福建	四七二	三四四
計	九九七	九八四

残克の出入の數非常に懸隔あるは往航は大抵直航なるも復航は他港に赴き更に他港より歸航するに依る假令は鎮江に赴くもの復航には荷物の關係上上海或は寧波行の貨物を積載して該地に赴き該地に於て更に新なる貨物を積みて温州に復航し臺灣に赴くものは復航には厦門泉州福州等に向ひ更に其地より温州に歸航するを以てなり
又汽船出入の十年間比較を見れば

	入港								出港							
	汽船		帆船		計				汽船		帆船		計			
	隻	噸	隻	噸	隻	噸			隻	噸	隻	噸	隻	噸		
明治三十四年	二九	二四、七三四	七	一、三一〇	四六	二六、〇四四			二九	二三、九三三	七	一、三一〇	四六	二五、二六三		
同三十五年	二六	二三、四三九	七	一、〇七三	四三	二三、五一二			二七	二三、二七〇	七	一、〇七三	四四	二四、三四三		
同三十六年	四一	二八、二七五	七	二、三六七	四八	三〇、六四二			四〇	二七、六四四	六	二、三〇八	四六	二九、九五二		
同三十七年	三九	二三、一七四	二	二、九四二	四九	二六、一一八			四〇	二三、八〇八	二	二、九四二	四二	二六、八〇八		
同三十八年	四三	二〇、八五八	七	二、〇四九	五二	二二、九〇七			三四	二〇、八五八	七	二、〇四九	四一	二二、九〇七		

上表に依りて見る時は十年間に於て多少の消長あるを免れすと雖ども漸次進歩せることは疑ふ可からず即ち汽船に於て出入とも明治三十四年より同四十三年に至りて隻數に於て約八割の增加を示し噸數に於て十一割以上の增加を示せり之れ明に使用汽船を大にするの必要を生したるを見るに足る而して最も進歩を示せるは帆船にして隻數に於て二十四割噸數に於て十六割を增加せるを見る之に依りて之を見れば民智開くるに從ひ多少の進歩あるを見るべく決して退歩するものにはあらざるなり然れども上海の如き大市場より甯波に到れば已に非常の寂寥を感ぜざるを得ざるに溫州は甯波の貿易額に比し尙其十分の一強に過ぎす然れども溫州は上海への交通不便なるが爲めに却て日本人の商業は經營し易きの感あり當地の東洋堂藥舖の如き六七年間の經營なるが現今に於ては小賣の外溫州府下各縣及處州府下に卸賣を行ひ一年の取引高も一萬圓以上に達すると云ふ

次に最も著く發達をなせるものは海島若くは內河を往來する汽船にして目下往來するものは溫州瑞安間二隻溫州臺州間一隻溫州坎門(玉環廳)及溫州樂木清縣一隻にして其發達を示すが爲めに十年間の比較表を示せば左の如し

	入港				出港				計			
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
	一噸以上		一噸以上		一噸以上		一噸以上		一噸以上		一噸以上	
明治三十四年	七	三五〇	六	三五〇	一三	七〇〇	一三	七〇〇	二〇	一、〇五〇	一九	一、〇五〇
同三十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十八年	一六	六二	一六	六二	一六	六二	一六	六二	三二	一二四	三二	一二四
同三十九年	二七	不詳	二七	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
同四十年	三四五	不詳	三四五	不詳	三四五	不詳	三四五	不詳	六九〇	不詳	六九〇	不詳
同四十一年	六二三	二、九六三	六八一	二、九八三	二、九六三	一、三四八	二、九六三	一、三四八	一、三四八	四、六四六	一、三四八	四、六四六
同四十二年	七七三	三、九九九	七七五	三、九九九	三、九八三	一、六四五	三、九八三	一、六四五	一、六四五	六、四二四	一、六四五	六、四二四
同四十三年	八一七	三、九八三	八一六	三、九八三	三、九八三	一、六四五	三、九八三	一、六四五	一、六四五	六、四二四	一、六四五	六、四二四

又十年間に於ける貿易價格を示せば左の如し(兩は海關兩を示すものなり)

	輸入				輸出				計			
	諸外國より		內國各港より		諸外國へ		內國各港へ					
明治三十四年	一四二、三三三	兩	一〇八、六六六	兩	—	兩	—	兩	一五六、九〇〇	兩	一、四六九、一八〇	兩
三十五年	七一、一三八		一、二六六、六四五		—		—		六四二、九九〇		一、九一七、八〇〇	
三十六年	一三五、三三五		一、四三五、七五五		—		—		一、一八〇、〇〇〇		二、七九一、一三四	
三十七年	一四一、九三三		一、二一七、九三三		—		—		八一〇、二六三		二、二四三、二四五	
三十八年	一、四九七、三三九		一、四九七、三三九		—		—		三九七、〇九九		三、三三三、三六八	

三十九年	九四三〇	一四五九、五五	—	八七、一六五	二、三四七、一九〇
四十年	八八七〇	一、三三、五九九	二〇、二〇	七三〇、五九〇	二、〇七二、六九
四十一年	七五三九六	一、五二一、二四〇	六九、六八八	八七二、三〇三	二、三八二、三七
四十二年	八一、八六八	一、五四一、八五〇	四一、三八	七五九、七三八	二、三四、六二四
四十三年	一〇六、三〇〇	一、六三、四六六	二三、七二	九四、九七	二、七二七、四四

上表は單に價格のみを示すを以て直に貨物の增加とは認め難し何となれば物價は一定せるものにあらざるを以て或は同一價格にして數量を增加する場合若くは數量を減少することあればなり現に阿片の如きは數量を減するに拘らず價格は却て增加したる場合少からず且つ諸外國より輸入若くは諸外國へ輸出とあるは直輸出入を示すものにして內國諸港より輸入の大部分は外國品なり又內國諸港へ輸出の內或は外國へ輸出せらるゝものあり其詳細に至りては之を知ることを得ず明治四十年度より直輸出を生じたるは臺灣に向つて葉烟草を輸出するに至りたるに依るものにして四十一年度より俄に直輸額を增加したるは石油の直輸入するものあるに至りたるに依る而して內國諸港主に(上海寧波)より輸入する貨物の內如何に外國品を含むかを示すが爲めに三年間に於ける其細別を示す(兩は海關兩を示す)

	外國貨物		內國貨物	
	諸外國(香港を含む)	內國諸港	計	
明治四十一年	七五、三九六兩	九九五、五三五兩	一、〇六八、九三一兩	五一七、六〇五兩
四十二年	八一、八六八	九五〇、六六二	一、〇七二、五三〇	五一、一八九
四十三年	一〇六、三〇〇	一、三三、四五〇	一、五九、六五〇	五九、二六

上表を以て推て考ふる時は外國品の直輸入及內國諸港を經て輸入せらるゝ外國品は年々多少の增加をなし居ることを見るべし以上は海關を經由する貿易を示すものにして更に常關即舊稅關を經由する內地貿易額を示せば左の如し(兩は海關兩を示す)

	輸入		輸出		計
	外國より	內地より	外國へ	內國へ	
明治四十一年	五〇九二兩	五六二、〇三二兩	四〇、二九兩	五九、四〇六兩	九四、六九八兩
四十二年	五八五八	六三、五〇四	一八、九五〇	六九五、六五七	一、一三、八、九五九
四十三年	四四三三	六四、二六七	四七、三八	八九、三二	一、三二、四五〇

常關を經由するものは皆內地通い小蒸汽船若くは戎克の貿易なれば此表中の外國は主として臺灣を指すものなりと信ぜらる

次に溫州に輸入せらるる重要貨物の十年間に於ける消長を示せば左の如し

外國產木綿類

品名 / 年次	明治三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
阿片	三擔	一九三	一七七	二七	二九	一三五	一〇九	八三	九四	九三
	(一斤=一六兩=一斤)									

內國產木棉類

| | | |

外國產金屬類

銅條 日本	噸	三七	二九二	三八	三九	二七	三	一四〇	一三五	一〇五
鐵條鐵線	噸	六六六	一〇八三	二三五八	二一八九	一二七八	九一七	九〇八三	八三〇〇	七三四
鐵箱	噸	三八	一四二	一九〇	一九三	九五	一四四	五九	二七	四四
古鐵線	噸	一九一〇	一四三五	二三〇三	二三四	一四〇一	六六五	一二五九	五八一	一七四六
粗鐵塊	噸	三九一	三九九	六五五	九四三	六五七	五三三	六五七	六〇七	六九一
銅條鋼塊	噸	三六六	四八三	四九六	四〇三	四〇六	二九八	三四五	二八三	三五五

外國產雜類

寒天	噸	三五三	四四五	五九八	五一二	三三八	五六〇	三三五	八三	一四五
樹皮	噸	一	九〇五	二一三	六八一	一〇一六	二一三	一七二四	二五九	一七四一
海參白黑	噸	二四三	二九六	二九七	三〇六	二四七	二八七	二五九	二三四	二三五
駱駝毛	噸	二四二五七	三五〇三	四二八七〇	四六六三	五三五五	三五六	三五〇〇	一七	一五
アニリン染料	斤	一八七四七	一四九四	二〇二四	一八五四八	一四七六八	八〇	七三〇〇	二一〇八	一〇一四八
棕梠扇	噸	七四〇〇	四九五〇〇	四八〇〇	四二四五〇〇	六一三〇〇	四五〇〇	四三五〇〇	三四〇〇	四六四〇〇
藥用人參	斤	一三五	一七	一九	一三	七	八〇	六	八二	九五
窓硝子	箱	三八二	三六	六三	七〇	九二	九三	六三	六八	七九
マツチ 日本	グロス	一三七四〇	一八二四〇	三七四〇	三八四〇	三七〇〇	九八〇〇	三七〇〇	二七〇〇	二九〇〇
縫針	ミルレ	一三二八	九二三	二三五八	二七一六	一八六三	二三二〇	一三二〇	一四〇二	一四一二
石油 米國	ガロン	三五〇〇〇	六八九〇	七六〇〇	七六〇〇	七二〇〇	七六〇〇	七二〇〇	六六〇〇	六六〇〇
同 ボルネオ	ガロン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 爪哇	ガロン	四三五〇〇	三八三五〇〇	二四八〇〇	二四八〇〇	六六〇〇	二六〇〇	二五五〇〇	二四〇〇	二四〇〇
同 スマトラ	ガロン	二六六七〇〇	四二一〇〇	九二〇〇	九二〇〇	七二〇〇	二六〇〇	二五五〇〇	二四〇〇	二四〇〇
鰾絲	斤	一七二	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
昆布 日本	噸	八二三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三
赤砂糖	噸	一九七六	二二五三	二二四三	二二四三	二二四三	二二六	二二四三	二二四三	二二四三
白砂糖 精製ヲ含ム アメリカ	噸	一三〇五	一三六一	一三六一	一三六一	一三六一	一三六一	一三六一	一三六一	一三六一
洋傘	本	八一九	一四八	八六四	一一二	一一六	八七二	一九二	一八七三	一九七三

內國產雜類

	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年
豆	二、二三三	六、〇〇九	三、九一五	五、〇八三	四、五七三	二、六二	一〇、一八九	一五、三六六
棉花	一、三〇七	一、八五八	一、〇七三	一、八五八	一、一三七	一、三五一	一、一八二	三、九四
棗（黑）	二〇二	五八五	七三	一、二八五	七一三	四六一	一、八五七	七九一
同（赤）	二、八〇三	一、九五五	二、五八三	一、四五一	一、五二三	一、五四五	二、八二九	一、八六三
麥粉（上海）	一、五二三	八三六	一、〇三一	一、二九〇	一〇、八一三	一三、三四四	九、六六四	三、九九四
菌	八七九	六九六	四八三	五三三	五七四	六九〇	九一六	九三七
硫酸石灰	一、六〇〇	九五〇	二、八〇九	二、三四〇	三、一七五	一、九一〇	二、四八〇	三、〇六五
蔴	一、四五〇	一、三五〇	四、五〇〇	六、六七四	二、六六七	一、三六九	四、二一六	四、〇四四
乾百合花	一、二〇七	二、一七六	二、五〇八	三、三二九	二、五二四	二、五二四	二、三五五	三、〇〇八
藥種	一四七一七	二一、九一九	二〇、三九六	二一、三三六	一六、五六三	一五、九一二	二〇、〇八六	一四、八〇六
西瓜種	一、〇八二	一、〇八八	一、三一六	一、一一二	九四六	一、二六八	一、六四二	九二九
絹織物	一二	一七	一八	三一	三五	三一	四六	五四
刻烟草	三六六	三六八	四八三	五一四	六三八	五三〇	四八六	五三一
ゲニスト生漆	一七九	一八一	一八九	二〇五	一三四	一九五	一九八	一九九

又常關を經由して輸入したる主なる貨物は左の如し

	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年
內地產棉絲	擔							
南京木棉	疋	四七、五五五	四七、六五五	五五、六四五	三五、八八八	四五、三三三	七二四	七〇八〇
豆	擔	七、四〇三石	二、三四八	一一、五八一	三、〇九四	九、九四八	六一、九二四	八六、五六一
棉花	擔						二一、七一	二、九七〇
棗（黑）	俵						八、六四四	八、九一一
（赤）							六、〇二七	四、九四三
乾荔枝	擔	一、四八四	一、〇八	一、一八	一、〇四四	一、七七三	七〇二	一、八七五
乾龍眼	擔	二、〇五八	二、二四七	一、一五	二、五三四	一、四四二	一、三三	二、〇八五
マッチ	擔	二、七三七	一、六五五	一、三〇	一、三七四	八九二	一、六七九	八九五
藥種	前關南							五八、四六七

又常關を經由して輸出したる主なる貨物は左の如し

	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
絹織物	六、三五〇疋	一六、一八五	一六、七三一	一二、一二五	七、一九三	一三、九三六	一、八〇九	二三、六三九
赤砂糖	一二、八五〇	一二、七〇七	一六、五五二	一二、八三一	一三、四三三	一三、〇四〇	一三、四三三	一、九一
白砂糖	●三、六七〇	四、三八八	一〇〇	一、三六〇	一、七一三	二、三四〇	一、八七三	二、〇〇一
綿具	一、六二七噸	一、九二二	一、三五九	二、〇一一	一、七三五	四八八	七一五	
鷲羽毛	八六噸	二七三	二五五	二五〇	五〇五	二八五	三〇三	
魚肚	一〇五噸	一一九	八九	一六	一四五	七五	一九	
牛皮	二七三噸	一、六四八	二、一四五	一、八〇一	四八九	三三	六三	
豚脂					一〇〇	三	四、五〇一	
藥種	海關南一、六二三噸	一七、二五一	二〇〇一	二七、二二三	二、〇九一	二四、三六	一、六	二四、二六七
蜜柑	一八、七三三噸	一九、六五四	一七、三五八	三二、一七三	三三、三五五	四三、一三三	二四、一四一	二八、〇四九	三七、七六六	三、〇〇五
木炭	四、五九七噸	一二、一〇五	二、八一九	四、九二一	二、四四七	二、二八五	二、五四四	六、五八八
乾蝦	三六七噸	五四一	六七三	七四四	四八	七六四	五四七	一四一	二四一	七四三
層朝	一三噸	一三	九	一三	一三	一三	一三	九	一三	八
絹織物	二六噸	三五	三九	一八	一六	七	一〇	一六	一三	一〇
水獺毛皮	八四〇噸	一、一一〇	一、三〇七	一、二〇〇	一、四〇〇	一、三〇四	一、三〇六	一、六〇六	一、三五五	一、三五五
蠟石細工	四八三噸	五八七	五八七	六一〇	八九〇	一、〇四四	一、〇九〇	一、二四九	一、七三一	二、三七二
紅茶	九一噸	一、二五九	一、二四九	一、四〇一	五八〇	四五	八二〇	一、三四〇	一、七三一	六〇三
綠茶	六、〇四四噸	九、七一三	一四、九三三	一四、〇四四	一四、〇九五	一三、〇三三	一〇、三七九	八、三五八	一、三五七	一、八五四
茶葉火に焙るもの	六、〇八二噸	一五、七三三	三三、六八三	二四、〇九三	一〇、九五六	六、八七三	六、三七〇	九、七七三	一、七九〇	一、九五五
杉松材木及板	カフヒート三、三九、六七二噸	三九	三四五	二六五	二六〇	一七	九二八	一、六八六	一、三三三	一、五〇五
煙草	一、四三三本	二、八五五	二、六五四、四四一	三、三五〇、七四〇	四、五五〇	四、三五〇	一、八五一	二、三四〇、七六〇	二、九三五、七六六	二、三二五、四三三
葉骨	二三五、四五〇本	二、八八五	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	一、四九〇	一、八〇七
傘	二三五、四五〇本	八八、一〇〇	一二八、八〇〇	一三五、二五〇	四三、〇六〇	七、四八〇	一〇、八五〇	四〇〇	二、〇八〇	一、〇八〇
丸太材	四四、五七〇	五四、九二〇	五八、八三〇	一、一九二	一、一九二	一、一九二	一、一九二	一、一九二	一、一二八	三五五、〇四九

次に海關を經て輸出せられたる主なる貨物を示せば左の如し

	明治三十六年	同 三十七年	同 三十八年	同 三十九年	同 四十年	同 四十一年	同 四十二年	同 四十三年
各種油	擔 四九五五	二、一四八	二、四〇二	三、八四〇	九、七〇八	九、六四三	五、七三六	二二、八四九
蜜柑	擔 六八、〇三〇	六二、〇〇一	六八、八八三	六九、七六五	四七、八〇三	四六、二九七	三、〇七三	一七三
豆	擔 四二、五〇七	三、四三七	二、七四一	二、七四一	一、四一二	九一九	四四、〇八六	五五、八三〇
茶	擔 一〇三、八七四	一〇一、三三〇	一二三、七〇六	一二三、四七六	一二三、八〇三	八八、三八四	九七九	二、三〇七
杉松材木及板	金 四四、四八〇	四四、六二三	二、六九八	八〇二	三、〇八三	四、三四一	一〇八、〇四六	一二四、六七三
葉烟草	本 一、三〇〇、二〇四	一、〇〇五、八二七	九九一、五四四	一、〇〇〇、二一八	一、〇三七、八六三	九〇五、七六九	二、二九四	八〇七
丸太材							一、〇九二、七五九	九九一、五三〇

以上輸出入の各表を檢する時は輸入品に於て最も主要なるは木綿物類にして次は石油砂糖等となす而して日本品として輸入せらるゝものは綿絲、銅、人參、マッチ、昆布の數種あるに過ぎず然れども仔細に觀察する時は棉織物、寒天海參、砂糖、洋傘等の貨物日本或は臺灣より輸入するもの尠からず然るに其輸入の貨物は殆んど日本人の手に依るものなく皆寧波商人と福建商人の手に依るものなり又輸出品に於ては木炭、蜜柑、材木、傘、葉烟草、茶を以て最も主要のものとなす其內葉烟草の殆んど全部材木傘の臺灣に輸入するものあり臺灣の我領土に歸したる當時福州、泉州、漳州、温州、寧波等の戎克の往來するもの甚だ多く常に不開港場に往來して阿片銃器等の密輸入を企つるを以て臺灣總督府に於ては淡水及打狗に大形の小蒸汽船を備へ常に往來して警戒を嚴にせしより戎克貿易は漸次衰へて温州等には大なる打擊を與へられたるなり

温州府の管內は山多くして平地少きを以て農產物は僅かに地方人民の食料に供するに過ぎず米は氣候暖なるが爲めに水利の便なる所にありては年二度作なりとす府城より海岸に至る一帶の地方は菜種及蠶豆の畑多く生蠶豆は臺州等に向つて盛んに輸出せらるゝを見る此の如く地理の關係上茶の產地は甚だ多し管下に於て瑞安平陽永嘉樂清の各縣皆產出せざるなし然れども最も多量に產出するは平陽縣なりとす一ヶ年の輸出額は約二萬四五千擔より二萬七八千擔とす而して綠茶は其約五六割にして其他は紅茶及粗製茶となす粗惡なる茶葉（廣かりたる葉の儘にして火を加へざるもの）は主に露領の田舍に輸出せらるゝものなり近年外國の市場に於ては淸國茶の聲價落ちたるに原價に於ては茶厘金其他の賦課稅の爲めに漸次高價となり茶商の經營甚だ困難なりと云ふ現に一昨年の如き温州に於ける茶の輸出商十六軒は各一千元乃至二千元の損失を被れりと云ふ昨年は米國に於

ける支那着色茶の排斥と引繼ぎ革命の動亂ありしを以て茶商は一段の打撃を受けたるものゝ如し

蜜柑の産地は永嘉縣下河鄉一帶の地方にして即ち温州府城以南一帶の地とす主に上海天津に輸出せらるる一ヶ年の輸出額は約三萬桶（一桶約百四十斤）にして一桶の代價は四元內外なり其味は苦味と酸味を帶び外皮厚くして其名の高き割合に其味は美ならず味稍我國の夏蜜柑に類して酸味稍少し年々增殖の傾向あり蓋し此蜜柑は能く貯藏に堪ゆるを以て他の蜜柑類の市場に跡を絕つに至りて獨り其姿を止むる利あり殊に北部に於ては稱味せらるゝと云ふ又其價の如きも他の蜜柑に比して廉なり一桶約四元內外にして本年の如きは上海に於ての小賣銀一角に十個位なり此蜜柑樹は廣東蜜柑樹或は我國の密柑樹の如く丈高きに至らず高きも一丈を出でず葉は我國の夏蜜柑樹の葉に似せり

阿片は温州土と稱し此地方の主なる產物の一にして從來年々百萬元以上の收穫ありし而して其主なる產地を瑞安及樂清の二縣となせり然るに清國阿片禁止令施行後一昨年限り罌粟の植付を嚴禁せざるを以て城池附近に於ては全く植付をなすものなきに至れり然るに瑞安樂清等の山間に於ては禁令を犯して植付をなすもの少からず之が爲めに昨年春間杭州の禁烟公所より委員を派遣して其取締をなさしめたり是に於て委員は其植付反別を踏査し將に開花せんとする罌粟を拔き取らしめたり之が爲めに農民の劇怒を惹起し委員は暴民の爲めに搏殺せられ一時陸海軍の派遣となり大に威壓を加へたるの結果主犯者三名を捕縛して官に引渡すに至り事落着せり然れども其主犯者處分の如きは人民の意向如何を懸念して處分をなさゞりしに昨年十月革命起り温州も十一月を以て革命に加担したるを以て一時地方官は逃亡交替して犯人の處分をなすに至らざりしが孫逸仙氏大統領に擧げられ革命の基礎漸く堅きを見るや本年二月該犯人を斬首に處したり事態をして此の如きに至らしむるものは全く地方官の無責任なるに歸因せずんばあらず罌粟は越年植物なれば其植付の當時に於て其取締を嚴にせば農民等は之に代ゆるに麥を以てすることを得べし然るに開花の期に至りて之を拔き取らるゝ時は勞力と肥料とは其代償を得るとなくして一空に歸し且つ代て植付けをなすべき作物なく農民の忿怒を招きたるも故なきにあらず之れ畢竟地方官が人民に不親切なると其部下の小吏等が收賄を以て事實を糊塗するに因るなり而して本年阿片植付の情況を探聞するに革命の當時政府は十分の取締をなし能はざるを豫想して山間等には植付をなすもの少からずと云ふ然るに一方省都督府に於ては新に實行禁煙規則なるものを規定し着々進行せんとするの意氣あるが如し其規則の概要を擧ぐれば民國元年二月十七日を以て禁絕の期限となし同日を以て生阿片阿片煙膏買賣は鑑札及吸食特許鑑札旅行者携帶鑑札は一切廢止すること各府縣の禁煙局並に分局にして未だ改煙局の設けなきものは本令公布後十五日以內に改煙局を設立し滿期の時に至り改煙狀況を參酌して期を定め之を廢止すべし但し民國元年六月末日を過ぎるを得ずとなすこと各府縣の禁煙局及分局は人員を派遣して各村落に前往し速に調查をなし若

し蜜植罌粟あるを發見せば知事に報告して罌粟を擢拔し田地を沒收すべし若し衆人を集めて反抗するものある時は縣知事は軍隊の派遣を請ふて之を處理することを得ること已に阿片禁絕期限に達する時は其改絕すると否とに論なく期限後十日以內に於て煙具（吸煙器具）及殘量煙膏を禁煙局に納付せしめ若し生阿片阿片煙膏を密藏するものあらば處するに三等乃至五等の徒刑を以てし吸煙器具を密藏するものは百元以下の罰金に處すること未だ改絕せざる男子は改煙局に在りて改煙し婦女老少或は病者は每日吸食する戒煙藥の分量を報告せしめ禁煙局に於ては之を帳簿に登記し特評證を下付し戒煙藥製造の店舖を指定して購服せしめ十日每に遞減して遲くとも五月末日までに必ず改絕せしむること購買戒煙藥鑑札は民政局より樣式を定めて發布し各府縣は其樣式に仿ふて之を製し十日每に引換交付し戒煙人より費用を徵せざること阿片煙膏を製造吸食するものは五等有期徒刑に處し或は十元以下の罰に處すること已に禁絕期限に達する時は各府縣の煙膏店は即時閉店すべし違ふ者は其店屋を沒收し且つ店主を處するに三等乃至五等の有期徒刑を以てすること等にして机上の成案としては善美のものなれども時期を願みず機關の備否を問はずして空文を發する所支那式を免れざるなり阿片行政に就ては他日大なる衝突を起すを免れざるべし殊に一旦阿片栽培の利益を知らしめたる頑迷不靈の農民をして植付を禁止せしむるは一層の困難なるを覺ゆ何となれば阿片を栽培するの土地は良田なるを要せず且つ肥料は人糞人溺を以て主要のものとす而して其收穫を以て論すれば一畝二斤乃至三斤を得へく現今の代價を以て計算する時は三十元乃至四十元を得べし然るに阿片の栽培を禁止せられたる曉之に代はるべきものは小麥にして小麥は豐作の時と雖其收穫の代價は五六元に過ぎず農家の經濟に關係する處實に大なり之れ阿片栽培禁止の困難なる一因たるなり

木炭材木は皆處州の產にして溫州は其市場たるに過ぎず且つ處州に於ても漸次伐り出しの困難を來しつゝありと云ふ概して支那人は材木を伐採する時は其跡に造林することをなさず忽ち禿山となして更に奥に入りて天然の林樹を伐採するのみ故に鴨綠江沿岸の如き福建浙江の木材產地の如き漸次原木の欠乏を感じつゝあるなり煙草の葉も亦處州松陽縣地方を以て主なる產地となす溫州府下に於ても多少產出せざるにあらざれども其量多からず我臺灣に於ける專賣局の配合料に用ゆるものは主に處州松陽縣の葉煙草なりとす其買出し輸出は臺灣人陳某の擔任する所にして東美洋行と稱す之れ三井物產會社の代理店なるを以て監督として三井の店員一名常に出張し居れり目下岡田啓三氏其任に當れり處州產の葉煙草は風味に於ては別に稱美すべき點なく故に單に處州產の葉煙草のみを以て製造するとも嗜好に適せざる由なれども其色澤非常に優秀なるを以て配合料としては最も適當なる葉煙草なりと云ふ東美洋行に於ては溫州に於て一等二等の二種に區別し二等品は之に地に於て賣却し一等品のみ荷造りをなして臺灣に輸出する由葉煙草買出しに就ては頗る滑稽なる成效の失敗談あり何をか成效の失敗と

ける支那着色茶の排斥と引續き革命の動亂ありしを以て茶商は一段の打撃を受けたるものゝ如し

蜜柑の産地は永嘉縣下河鄉一帶の地方にして即ち温州府城以南一帶の地とす主に上海天津に輸出せらるる一ヶ年の輸出額は約三萬桶（一桶約百四十斤）にして一桶の代價は四元内外なり其味は苦味と酸味を帶び外皮厚くして其名の高き割合に其味は美ならず味稍我國の夏蜜柑に類して酸味稍少し年々增殖の傾向あり蓋し此蜜柑は能く貯藏に堪ゆるを以て他の蜜柑類の市場に跡を絶つに至りて獨り其姿を止むる利あり殊に北部に於ては稱味せらるゝと云ふ又其價の如きも他の蜜柑に比して廉なり一桶約四元内外にして本年の如きは上海に於ての小賣銀一角に十個位なり此蜜柑樹は廣東蜜柑樹或は我國の密柑樹の如く丈高きに至らず高きも一丈を出てず葉は我國の夏蜜柑樹の葉に似せり

阿片は温州土と稱し此地方の主なる産物の一にして從來年々百萬元以上の收穫ありし而して其主なる産地を瑞安及樂清の二縣となせり然るに清國阿片禁止令施行後一昨年限り罌粟の植付を嚴禁せざるを以て城池附近に於ては全く植付をなすものなきに至れり然るに瑞安樂清等の山間に於ては禁令を犯して植付をなすもの少からず之が爲めに昨年春間杭州の禁烟公所より委員を派遣して其取締をなさしめたり是に於て委員は其植付反別を踏査し將に開花せんとする罌粟を拔き取らしめたり之が爲めに農民の劇怒を惹起し委員は暴民の爲めに撲殺せられ一時陸海軍の派遣となり大に威壓を加へたるの結果主犯者三名を捕縛して官に引渡すに至り事落着せり然れども其主犯者處分の如きは人民の意向如何を懸念して處分をなさゞりしに昨年十月革命起り温州も十一月を以て革命に加担したるを以て一時地方官は逃亡交替して犯人の處分をなすに至らざりしが孫逸仙氏大統領に擧げられ革命の基礎漸く堅きを見るや本年二月該犯人を斬首に處したり事態をして此の如きに至らしむるものは全く地方官の無責任なるに歸因せずんばあらず罌粟は越年植物なれば其植付の當時に於て其取締を嚴にせば農民等は之に代ゆるに麥を以てすることを得べし然るに開花の期に至りて之を拔き取らるゝ時は勞力と肥料とは其代償を得るとなくして一空に歸し且つ代て植付けをなすべき作物なく農民の忿怒を招きたるも故なきにあらず之れ畢竟地方官が人民に不親切なると其部下の小吏等が收賄を以て事實を糊塗するに因るなり而して本年阿片植付の情況を探聞するに革命の當時政府は十分の取締をなし能はざるを豫想して山間等には植付をなすもの少からずと云ふ然るに一方省都督府に於ては新に實行禁煙規則なるものを規定し着々進行せんとするの意氣あるが如し其規則の概要を擧ぐれば民國元年二月十七日を以て禁絶の期限となし同日を以て生阿片阿片煙膏買賣は鑑札及吸食特許鑑札旅行者携帶鑑札は一切廢止すること各府縣の禁煙局並に分局にして未だ改煙局の設けなきものは本令公布後十五日以内に改煙局を設立し滿期の時に至り改煙狀況を參酌して期を定め之を廢止すべし但し民國元年六月末日を過ぎるを得ずとなすこと各府縣の禁煙局及分局は人員を派遣して各村落に前往一速に調査をなし若

し蜜植罌粟あるを發見せば知事に報告して罌粟を擢拔し田地を沒收すべし若し衆人を集めて反抗するものある時は縣知事は軍隊の派遣を請ふて之を處理することを得ること已に阿片禁絕期限に達する時は其改絕すると否とに論なく期限後十日以內に於て煙具（吸煙器具）及殘量煙膏を禁煙局に納付せしめ若し生阿片阿片煙膏を密藏するものあらば處するに三等乃至五等の徒刑を以てし吸煙器具を密藏するものは百元以下の罰金に處すること未だ改絕せざる男子は改煙局に在りて改煙し婦女老少或は病者は每日吸食する戒煙藥の分量を報告せしめ禁煙局に於ては之を帳簿に登記し特評證を下付し戒煙藥製造の店舖を指定して購服せしめ十日每に遞減して遲くとも五月末日までに必ず改絕せしむること購買戒煙藥鑑札は民政局より樣式を定めて發布し各府縣は其樣式に仿ふて之を製し十日每に引換交付し戒煙人より費用を徵せざること阿片煙膏を製造吸食するものは五等有期徒刑に處し或は十元以下の罰に處すること已に禁絕期限に達する時は各府縣の煙膏店は即時閉店すべし違ふ者は其店屋を沒收し且つ店主を處するに三等乃至五等の有期徒刑を以てすること等にして机上の成案としては善美のものなれども時期を顧みず機關の備否を問はずして空文を發する所支那式を免れざるなり阿片行政に就ては他日大なる衝突を起すを免れざるべし殊に一旦阿片栽培の利益を知らしめたる頑迷不靈の農民をして植付を禁止せしむるは一層の困難なるを覺ゆ何となれば阿片を栽培するの土地は良田なるを要せず且つ肥料は人糞人溺を以て主要のものとす而して其收穫を以て論すれば一畝二斤乃至三斤を得へく現今の代價を以て計算する時は三十元乃至四十元を得べし然るに阿片の栽培を禁止せられたる曉之に代はるべきものは小麥にして小麥は豐作の時と雖其收穫の代價は五六元に過ぎず農家の經濟に關係する處實に大なり之れ阿片栽培禁止の困難なる一因たるなり

木炭材木は皆處州の產にして溫州は其市場たるに過ぎず且つ處州に於ても漸次伐り出しの困難を來しつゝありと云ふ概して支那人は材木を伐採する時は其跡に造林することをなさず忽ち禿山となして更に奥に入りて天然の林樹を伐採するのみ故に鴨綠江沿岸の如き福建浙江の木材產地の如き漸次原木の欠乏を感じつゝあるなり煙草の葉も亦處州松陽縣地方を以て主なる產地となす溫州府下に於ても多少產出せざるにあらざれども其量多からず我臺灣に於ける專賣局の配合料に用ゆるものは主に處州松陽縣の葉煙草なりとす其買出し輸出は臺灣人陳某の擔任する所にして東美洋行と稱す之れ三井物產會社の代理店なるを以て監督として三井の店員一名常に出張し居れり目下岡田啓三氏其任に當れり處州產の葉煙草は風味に於ては別に稱美すべき點なく故に單に處州產の葉煙草のみを以て製造するとも嗜好に適せざる由なれども其色澤非常に優秀なるを以て配合料としては最も適當なる葉煙草なりと云ふ東美洋行に於ては溫州に於て一等二等の二種に區別し二等品は之に地に於て賣却し一等品のみ荷造りをなして臺灣に輸出する由葉煙草買出しに就ては頗る滑稽なる成效の失敗談あり何をか成效の失敗と

云ふや初め松陽縣より温州に運搬する葉煙草は松陽處州青田温州の二府二縣の關門を通過する爲め四ヶ處に於て厘金を徴收せられ其額八十七仙(百斤に付)を算す依りて東美洋行にありては外國人の已得の權利を應用して三聯單を使用し其搬送をなしたり然る時は子口半稅は毎百斤僅に十二仙にして實に毎百斤七十五仙の利益を得る割合なり是に於て各厘金局に於ては主要物產の厘金を失ひ忽ち恐怖を來して浙江巡撫に嘆訴するに至り浙江巡撫は上海の我總領事と交涉を開きしも外人已得の權利は如何ともし難く遂に明治四十二年八月上海總領事は浙江巡撫との間に三聯單章程を協定し東美洋行は公然三聯單を以て葉煙草を運搬することを得るに至れり之れ即ち成效なり然るに葉煙草の厘金を全く奪ひ去られたる地方は忽ち一萬五六千元の收入減少となる次第にて大なる打擊と云ふべく其善後の策を講ぜざるを得ざるに至り遂に產地稅なる一種の課稅を設け毎百斤二元二十仙を出產者より徴收することゝして全く葉烟草の厘金を廢止せり是に於てか我商人は從來に比し毎百斤一元二十仙高價なる葉烟草を買入れざるを得ざるに至り之に十二仙の子口半稅を加ふる時は毎百斤一元三十二仙となり以前厘金を支拂ひたり當時に比し實に毎百斤四十五仙の損失となりたるなり之れ即ち失敗なり昨年革命動亂起りて以來厘金の名目を廢したれども籌餉捐の名義を以て厘金と同額の課稅をなすに至り處州と温州とは各獨立の姿となりたるを以て再び以前の厘金を支拂ひたる時代と同一の事情に復し今尙ほ續行し居れり

温州には工場と稱すべきものなし唯一二の小工場あるのみ即ち西門外約十七八町なる甌江の右岸山下に温州人の合資に成れる製材所あり器械は獨逸より七千兩にて買入れたる者の由にて製板用竪鋸二臺と切斷用圓鋸一臺あり動力には蒸汽を用ひ其燃料には臺灣より戎克を以て輸入せらるゝ基隆炭を用ひ居る由なり此會社は自ら材木の買賣をなすにあらずして材木商の爲めに依頼に應じて製材し其料金を收むるのみなるを以て常に休業すること多く十分の利益を得ること能はずと云ふ又城內府中學校の附近に石鹼製造所あり振亞實業製造廠と云ふ名は實に宏大なるものなれども其規模は至つて小なるものにして洗濯石鹼と其他の化粧品等を製造せり其他に一の西洋蠟燭製造所ありし由なれども目下不引合の爲め休業せりと云ふ

製作品中稍盛なるものは雨傘にして皷樓の附近に數軒の製造所あり一年の輸出額も三十四五萬本に達し北は天津漢口より南は臺灣新嘉坡に輸出せらるゝと云ふ又蠟石細工あり額面又は對聯硯屛等を製す即ち木製の器具に蠟石を以て各種の花卉人物等を鏤めたるものなり又單に蠟石のみを以て製したる作品あり其原料は處州府青田縣に產出するものなり其價は物に依りて一定せずと雖對聯一對二三元乃至六七元位なりとす次に温州各產の一なる甌綱は衣服地と敷團地の二種にして衣服地は甚だ少く多くは敷團地にして長さ一丈五尺柄は大小の竪縞にして色彩も三四種に過ぎず地質甚だ薄くして我國の下等なる甲斐絹に似ず巾は一尺二寸と一尺四寸の二種あり價は一反一元七八十仙より五六元に至る

又木製椅子類の製造所あり殊に疊み椅子は使用便利なるを以て上海等に於ても使用せられ居れり又西門街一帶の地には鍛冶屋軒を駢へて炊事器具農具乃物の錬製に忙しきを見る古鐵鋼鐵の輸入多きは之が爲めなり

温州に於ける天主教耶蘇教の勢力は寧波に於けるが如く實に侮る可からざるものあり共に學校病院を附屬せしめ殊に耶蘇教附屬の勢文學堂を主宰する宣教師の如きは當地に在住すること三十餘年本地人の信用厚く殆んと生神の如く信仰せられ居ると云ふ當地の中等教育は革命動亂の爲めに經費の出處なく全部休校中なるに拘らず獨り彼等の附屬學校は授業平日と異なる所なく且つ卒業後の就職に關しても週旋至らざるなきを以て名聲倍高しと云ふ本年二月二十二日南北統一の祝賀會を師範學校内に擧行したる時の如き稅關長の外來集の八名は皆宣教師にして二三演説を試みたるものありしが其土語を繰ること甚だ巧なり此祝賀會に於て永嘉縣知事徐定超氏の祝辭は左の如し

陽歷壬子二月戊午。清帝遜位之詔下。於是中華民國南北統一之局成。越十日戊辰。我温州闔郡學商軍農工各界。特假師範學校。開慶祝大中華民國統一大會。定超叨與會事。謹據一言以紀盛典。其文曰在昔五帝官天下。三王家天下。自宮家之局異。於是揖讓易而爲征誅。湯武革命之師。由是而起。顧三代以前之天下。有合而無分。三代以後之天下。或分而或合。治日益少。亂日益多。推原其故。由於獨夫專恣以演成一朝血戰之慘史。嗚呼可謂痛已。前清沿秦後君主獨尊之舊習。歷世十。歷年二百六十有八。其所握之統治權。本與亞之土耳其。歐之俄羅斯。無甚差異。今則風潮所激。氣運所趨。舍清國外。然所謂專制政體者。雖欲不變其可得乎。故自武昌倡義。各省音應。不數月間東南大定。清帝鑒大局之機宜。察國民之心理。深知高拱擅權不足弭亂而濟變。遂乃下遜位之詔。令閣臣袁世凱組織臨時政府。合漢滿蒙回藏五族。完全領土。建設大中華民國。統一南北。共和立憲。斯舉也。固我國四千年未見之特典。抑亦環球各國革命史上。未有之創聞也。大凡政治革命之思想。起於一二豪傑之士。環觀世變。熱心更革。故不惜犧牲身命。以謀國家人民之幸福。然吾聞美之革命也。流血至八年而甫定。法之革命也。塵戰至三次而始成。凡今之攷讀西史。所羨仰崇拜之華盛頓合手破崙。實無限之頭顱膏血軀命所鑄成者也。而我國革命之舉。爲時未久。雖武漢金陵曾開戰釁。而各省直省之樹建義旗。宣布獨立者。則固未耗一兵。未折一矢。廟令河山一統。治體肇新。生靈無荼毒之災。億兆享平和之福。豈非所謂順天應人革故鼎新之創局歟。雖然共和爲世界上最高尚之政體。自美利堅外。未聞其匹。我國向以專制爲治。今一革而爲共和。殆如升九淵而躍天衢。不善其後則跌躓隕越。一落千丈。其爲患不堪設想。然則今日統一之會。固中華興衰治亂之樞機。禍福存亡之關紐。竊願我國民磨厲追德。保全秩序。勿徒襲平等自由之名詞。俾放軼而無所歸。以壞我祖國民族之榮譽。是則因革命之事實。以改良政體。不致因革命之潮流。以隳落民德。庶長治久安之盛效。不難操券。而竢之矣。此尤定超之翹企禱祝於無既者也

當時余も亦招待を受けたるを以て左の祝文を朗讀せり

時維壬子二月念二日。浙省温城舉辦祝民國一統之典。僕亦得列席末觀此盛典。不可不一言以表慶賀之意也。上年秋間武昌舉義以來。未出五月。清皇聖明。俯察輿情。自潔退位。以免慘禍。南北一致。民國統一。誠是貴國之幸。而東亞之福也。夫君主專制。十八世紀之遺物。而二十世紀之今日。又不容存在於世界。是宇內大勢所令然。非人力可得而柢禦者也。今也。志士之鐵血一濺。而四千年來之老帝國廢滅。將士之誠意一致。而永久不滅之新民國樹立。自此中華之興隆可期矣。東亞之平和可保矣。當此時欲不慶豈可得乎。如今諸君爲自由共和之民。得脫專制抑壓之羈絆。何喜如之。雖然爲共和國民。自要有共和國民之資格。何也。專制之政。以可使民依不可使知爲政要。而共和之政則不然。百般施設民自爲之也。從前貴國人民。事事不得自主。惟命是聽。因習之久。即自爲性。養成依賴之心。阻碍自立之氣。嗚呼四千年來之惰性。豈能一朝可盡排除乎。若夫不得排除依賴之心。培養自立之氣。則有共和之名而無共和之實者也。若果有名無實則何以望鞏固之共和乎。凡國家之隆替惟看國民智識之程度如何。殊於共和政體爲然。倘或國民程度不足。不能監視內政督勵外交。徒以付和雷同爲能。政客各結私黨。爭奪政權。沒却公理。塗炭生靈。誠爲可懼之事。請以墨西哥共和國爲殷鑑。各界一心。舍私徇公。黽勉努力。修德磨智。廣觀宇內之大勢。審察自己之國情。集權中央。保持秩序。採長補短。增進國運。以速伍於列强之班。是所翹望。以爲祝辭。

今温州に於ける歲末年始の概況を略叙せんに金融は逼迫せるにも拘らず商業繁盛の區にあらざる爲めか至極無事に越年せり歲末に於て商家には一の奇習あり各店舖の門前通路上に於て盛んに火を焚くこと之れなり其奇習の原因を聞くに大晦日には各店大掃除をなすを以て其塵埃を焚燒するに起因する由にて其商業盛なるものは從て燒捨つ可き塵埃も多き所より火の盛なるを以て其商業の盛衰を卜するに至れり現今に於ては塵埃にあらさるものを形式的に燒きて其繁榮を街ふに至れり故に大晦日の午後五時頃より約一時間の間は通行を阻害するの有樣にて全く火の城と化するの感あり明けて舊曆元旦に至れは皆門戶を鎖して休業し童子群は各隊をなして鉦太皷を調子面白く打ち鳴して市街を練り歩き又各店にては芝居を演して衆人の觀覽に供するを以て其附近は見物人山をなせり實に太平の現象あり二月二十二日は南北政府統一の祝賀日なりしを以て夜に入り民團商團學生團の提灯行列あり甯波の盛なるには及ばすと雖田舍には珍らしき出來事なるへし三月三日は舊曆の元宵節に當るを以て龍燈を舞し或は各種の燈籠に點火して數隊市內を練り歩くを見たり中には假裝をなせるものもありし陰曆新年に入りてよりは市面何となく活氣を帶ひ來りたるか如し然るに例年大商店に於ては陰曆正月には半月乃至一ヶ月の休業をなすの常なるに本年は革命の爲めか或は他に原因あるかは知らされとも大商店と雖大抵三日間位の休業にて皆營業を開始せり

温州寧波間海門經由汽船便の概況は已に報告したる所の如

しと雖今實際に此航路を經過したるを以て更に之を敘述し合せて前報の誤謬を正さんとす此航路は明治四十年の創始に係り寧波に於て共同計算を組織せる英商老公茂洋行の寶華號（四百三十噸）外海輪局の海門號（四百八十噸）永寧輪船公司の永寧號（三百五十噸）の三汽船中其一隻は交代にて温州海門間の航路に充つるの契約にて昨年中は永寧號此間を航海せり本年陰曆正月よりは他船と交代することゝ信し居りしに何か故か交代をなさずして引續き永寧號此航路を往復し居れり此間を往來する汽船の船員は船長始め全部支那人にして其不潔なること實に想像の外にあり官艙は一室一人にして其他は房艙及統艙とす而して統艙と稱するものは所謂甲板乘客にして到る處甲板の空地を占領して座席となすものにして夜に入りては官艙房艙の船客は運動は勿論室外一歩も歩むの餘地なく便所に行くことをも能はさるの有様なり此航行は實に不愉快を極む汽船賃は官艙二元拾仙、房艙一元六拾仙統艙は一元十仙なり而して官艙房艙の船客には粗末なれとも三回の食事を供するも統艙の船客には湯を給するのみにて食事を給せす頗る貧乏人虐待の觀あり此航海中乘り込める統艙の船客は多數勞働者にして平陽縣より抗州府嘉興府の管内に農業手傳として出稼せるものなりし彼等は船員より叱咤せられつゝ何の不平もなく唯々として其命する所に從ふ所を見れは實に憫然の至りなり或人は戲れに製糞機械或は飯喰ふ貨物と呼ひ居りしか實に人間としては餘りに言ひ甲斐なき者なり斯の如き人民が多數を占め居る清國が共和政體となりたりとて何とて發達を望むへきや支那の前途大に憂慮すへきものあり永寧號は途中玉環廳の坎門に寄港し約十二時間にして海門に達す此間は潮水の都合に依り五日乃至六日間に一往復をなす

海門は椒江の河口右岸にあり明末我八幡船の襲撃を防禦する爲め城を設たる所にして今尚其舊蹟を存す市街は丁字形の一小市街に過きされとも道路巾廣くして頗る清潔なり港内の風景は佳良にして山上多數の寶塔あり此地にも天主教の會堂あり頗る景勝の地を占む此地は木炭燃料の産地にして上海に供給せらるゝもの多く之が爲めに上海へ直航の汽船にして七八百噸のもの三隻あり温州に比するに交通稍便利なり

海門と寧波との間は寶華と海門との二隻各六日間に一往復をなすを以て毎三日に一隻宛出帆するの割合なり故に温州より寧波に至るには船待をなすを要せず直に移乘するを得ると雖寧波より温州に至るには時々上陸して船待をなさゝるを得ずと云ふ海門には上等の支那宿二軒あり總ての設備完全せり此接續船は客の爲めに非常の便宜を計り着船より出帆までは客の希望に依りて船中に止まることを得又着船するや出帆の時間に迫らずと雖直に乘船することを得只着船後と出帆前は船に於て食事を給せざるを以て上陸して食事を取るを要するのみ余が今回温州より寧波に歸る時の如き永寧號は三月五日午前八時三十分の出帆なるに前晩より乘船し海門に到着せしは同夜八時なりしに船中に一泊し翌朝寶華に移乘し荷物は船に托して上陸見物をなし午後七時頃寧波に向へり此航路には途中象山縣の石浦及定海廳に寄港するものにして三月七日午前二時石浦に寄港し碇泊約一時間再び進行して午前二時四十分定海に着す定海は三面

山を以て圍み南は海に面する一小都會にして海産物を以て有名なるの外他の産物なきが如し前面の小島には鹽田あるを見たり午前十一時二十分出帆鎭海に寄航して碇泊約一時間午後四時十分寧波に着す此間の乘客も永寧より移乘せる勞働者多數を占め實に不愉快を極めたり汽船賃は官艙三元五十仙房艙二元三十仙統艙一元二十仙なり此間も亦統艙の乘客には食事を給せず且つ一定の場所なし

以上は温州及温州寧波間交通の概略にして次に前々便に約束せし寧波に於ける革命當時打撃を受けたる貿易の情況を數字を以て示さんとす（此數字は未だ發表に至らざれども特に稅關員某氏が好意上洩されたる所なり）

外國產木綿織物類

（明治四十四年十、十一、十二の三ケ月間と前年同期間とを比較したるものなり以下之に倣ふ）

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
生洋布	七三、一〇二	正	二三、八〇三	正	綾木棉（英國）	六、九二一	正	一、三二〇	正
褥被布（米國）	五、九〇〇		三、三八〇		金巾	三、三八〇		六八〇	
同（英國）	一、二八五		四三〇		更紗	一、三八二		八二	
褥被布（印度）	八三〇		—		綿ネル（伊國）	一七〇三五		四、三八八	
同（日本）	一、三四〇		三、八〇〇	同	（英國）	一六、四九二		三、四〇一	
晒洋布	五〇、八二五		二四、三〇	綿天鵞絨		四五、〇六六		七〇七七	
雲斎織（米國）	一六、五〇五		一、四七〇	綿絲		三、三四		六六一	
同（英國）	二四〇		九八〇						

內國產木棉織物類

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
生洋布	二〇、六二一	正	八八〇	正	棉絲（上海）	一、二五	掛	一、三三五	掛

外國毛織物

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
中地羅紗	五、九六六	ヤード	五、七二六	ヤード	西班牙絨條羅紗	一、二六三	ヤード	一、七八〇	ヤード

金屬類

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
鋼鐵	二、四七二	噸	一、四七一	噸	錫塊	五、三五〇	擔	二、〇六八	擔
鐵線	四、七二		二、〇六八						

外國產雜類

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
石炭	二、四七四	メートル	一、五七五	噸	精製糖	六四、〇四四	擔	二六、七八九	擔
マッチ	七、六一〇	グロス	四、七五〇	グロス	赤砂糖	三、〇五九		四、五〇九	
石油（米國）	六二九、八五五	ガロン	八六〇、二五〇	ガロン	白砂糖	五、四三八		二、五八八	
同（スマトラ）	三〇五、四五五		一六二、三五						

內國產雜類

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
麻	七、三四四	擔	四、〇五九	擔	氷砂糖	一、八三三	擔	五三七	擔
石炭	三、三一一	噸	三	噸	葉烟草	四、〇三一		二八四	
米	九六、二九九	擔	一四、〇六五	擔	刻烟草	一、四五九		一、一五五	
赤砂糖	六、三六六		七、四五二		晒蠟	六一四		四七二	
白砂糖	八三六		四一三						

以上は寧波に於ける主なる輸入品の比較を擧げたるものにして次に主なる輸出品の比較を擧ぐれば左の如し

品名	明治四十三年		明治四十四年		品名	明治四十三年		明治四十四年	
棉絲（寧波）	五、三六三	擔	三、八六一	擔	扇	三、〇三五	本	六三、七六六	本
明礬（白）	三、九六〇		三、七〇一		帽子（滿及經木）	一〇五八、四三一	個	一、二〇〇、九五五	個
醬	八、七一八		三、六六三		淨 紙ノ箱ニ詰ムルモノ	三、三〇〇	箱	九八、七八九	箱
豆腐ノ花	八八、七九		三、七三三		サム酒	三、七六		九五五	
棉	三、七三一		三、五九三		綠茶	四、九二一		三、三八	
乾イカ	四一四三								

以上表示せるが如く一時非常の打撃を受けたりと雖本年一月より漸次常態に回りつゝあり殊に陰暦正月以後は一層活氣を帶び來るの觀あり然れども金融狀態は容易に恢復し難きものゝ如し

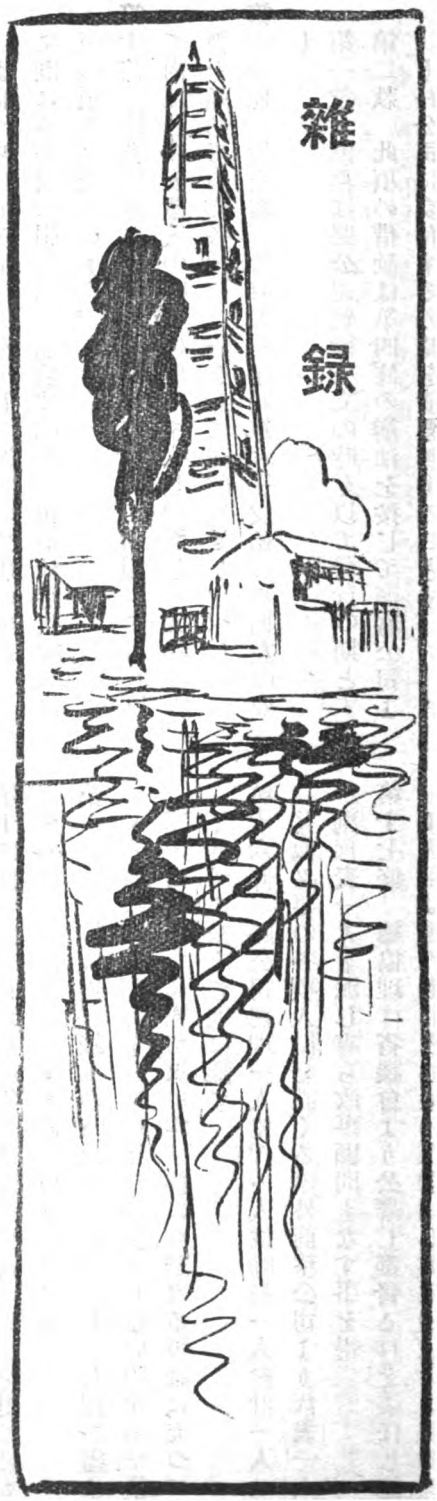

◉安徽省蕪廣鐵道借欵問題

安徽省にては革命事變以來財政困難なるを以て曩には我三井洋行と銅官山合辦の議をなし、今又蕪廣鐵道布設用として借款を起さんとし、在南洋の支那移民と協商する所あり、遂に借款契約草案を作製し、これを臨時省議會の議に附したり、其契約案次の如し

第一條　皖省鐵路公司(以下路公司と稱す)は全省公共の經營なれば省議會の議決により都督これが代表となり華僑中國爪哇商務公司總理蔡奇鳳(以下商務公司と稱す)と借款契約を締結す

第二條　路公司は商務公司と共に中華民國現行及將來續頒の商律を遵守し違反する事を得ず

第三條　此次の借款は專ら蕪湖廣德間の鐵道布設費用に充つ

第四條　蕪廣一線現在の見積によれば龍元三百萬元を要すべく、此れを商務公司より籌借すべし、而して商務公司は分期交付すべく總工程師の開單報告に照し必要の額を支拂ふべし、若し期限に從ひて支拂はざる時は其期の支拂額の二割の罰金を徵す、將來民國幣制一定せばすべての收受還附は其時施行の幣制に照して行ふ

第五條　借款は手取九五とし利子は年五分とす

第六條　此次の借款に對しては蕪廣鐵道の本身及一切の土工棧料房屋地契すべての附屬品を以て擔保とし、籌定

米捐及已成各假行車の利益を以て利子支拂に充つ、元金及利子の支拂については路公司其責に任じ決して損失を蒙らしむる事なし

第七條　此項の借款路公司より債票三十萬枚を發行す、其額面金額十元年利五分、路公司の印を捺して證となり、其債票の形式は商務公司路公司と協議の上檢定し印刷に附す其印刷費は商務公司より先づ路公司に前貸し後借款交附の時返還をうく

第八條　債票はすべて商務公司これを一手に賣出し第五條に從ひ九五を以て交附す若し過不足あれば商務公司これを處分し路公司に交涉なし

第九條　此項の債票の賣行如何は路公司は關係なく、商務公司は路公司の出す所の債票額に照して銀元を交附し減少するを得ず、若し商務公司此契約を履行する能はざる時は罰金として三十萬元を出し、皖省の公用に供し、幷に別に路公司の損失額を賠償すべし、但前淸時代皖路公司の損失は此內にあらず

第十條　債票は應に中國各通商口岸に於て新聞に廣告し以て內地居住安徽人の購買に便にすべし、而して其餘の債票を始めて南洋各地の華僑をして先購買せしむべし

第十一條　債票發行の日及利子起算利子支給の日期左の如し

第一款　債票は路公司組織成立の時を以て發行の期とす

第二款　此項の借款は第四條の辦法を按じて商務公司より路公司に交付するの時を債票售出の日とす

第三款　此項の借款の利子起算は債票售出の翌日よりす

第四款　每年陽曆五月末日及十一月末日利子支拂の期とす

第十三條　債權を保護せんが爲に路公司は債票を未だ贖回せざるの以前に於ては本契約記載の蕪廣鐵道の財產材料附屬品等を他人に抵當とし又は築路の爲に籌する所の米捐を其全數又は一部分を他の用途又は他線築造の用に移すを得ず

第十三條　路公司は債票利子を其支拂期日十四日前に用意し其期日に至らば票に照して支拂ふべく、若し約を履行する能はざるか又は期滿ちて償還する能はざる時は、債權保護の爲に商務公司は抵當なる蕪廣鐵道全線其附屬品を、其時に於て行はるゝ中華民國の法律に照して處分すべし、又路公司も法を設けて別に確實の財源を求め都督の許可を得てこれを代抵すべし

第十四條　路公司取引の銀行は商務公司の同意を得て最も公の認めて確實となすものを以てこれに充つ

第十五條　蕪廣鐵路竣工の時此項の債款若し未だ用ひ盡さゞる時は即ち剩餘を其取引銀行に預入し期限の至るや債票の回收の資に充て又は本路線に有益なる事業に充つべく其時に及んで別に議す

第十六條　路公司總理一人協理一人技師長一人會計一人及其他必要の各項人員を設くるの外商務公司より代表一人副代表一人を派し專ら政事顧問となす事を得

第十七條　總協理は省議會より公舉し都督これを委任し總工程師は總理顧問と協議の上聘用し其他の役員は皆總理

これを委任す

第十八條　路公司取引銀行より多額の銀兩を受取る時は須く總協理顧問會同の上調印して證となす

第十九條　路公司所用の材料は本國内にあるものは路公司自らこれを購辦し其本國にあらざるものは商務公司に托し代購す、此時は均しく普通の賣買仲立の規例に照し百分の五の手數料を徵す

第二十條　路公司所有の地契收單及既有材料假成工程等は均く路公司より調書を商務公司に交付し他に轉賣するを得ず、債款を償還せば商務公司はすべてこれを返還す

第二十一條　償款の利子は應に先づ保息項下より支出し、其れ不足の時は成線路行車收入の項下よりし、更に倘不足なれば、已むを得ず償還項下より支出し以て債權者の心を安んず

第二十二條　鐵路行車收入は毎年費用を除くの外に收益あらば商務公司に五分の一を與へて酬勞とし商務公司より債主に分配す若し收益なき時は分配せず

第二十三條　毎年鐵道行車收入より以下各款（一切經費、修繕改良費、新機關車、車輛購入費、鐵道關係の一切の費用、債票の年利等）を除ける外をすべて純利とす

第二十四條　商務公司代表者は債票所持者の代表者となり利子を受取る、此の債款に關しては商務公司の代表者は路公司との交涉事件に於ては債票所持者の一切の代理人となる

第二十五條　此債票は五十年を以て期限とす、然れども路公司は十三年六ヶ月後は此債票の全部又は一部を償還する事を得べし、然れども此時は額面十元に對し一角を加ふ、二十五年後は加償を用ひず、然しこれを償還する時は六ヶ月前に豫め商務公司に對し其旨を聲明し登報以て債主に告知するに便にす

第二十六條　路公司商務公司に純利を給與するには紅股の辦法に仿照し紅股票を分給して憑となす、此紅股票は四十年を以て期となし四十年後は廢紙とす、若し路公司期前に於て紅利を停止せんとする時は此紅股票を額面に照して購回すべし

第二十七條　路公司債款還濟以後は、商務公司が路公司内に有する一切の權限はこれを取消す但紅股票は未だこれを購回せざる以前は路公司應に商務公司に對し一代表を路公司内に駐むる事を許すべし、其俸給は路公司協理と同額とし、路公司より支給す、此代表は專ら紅股票を取る爲に權利を保守するものにして、路公司の用人及事務には干涉する能はざるものとす

第二十八條　路公司の債票償還の法及償還の數額に關しては路公司これを約定し商務公司は爭論阻撓する事を得ず

第二十九條　此項の借款若し撫廣鐵道築造後剩餘ある時は悉くこれを預入して債票回收の用に充て、若し不足なる時は再び債票を發行すべし

第三十條　本契約は臨時省議會に提出して其議決を經然る後都督及商務公司代表者これに調印して後始めて其效力を生ず將來都督及省議會改めて何れの名義となすとも均

しく本契約を繼續承認し有效ならしむるものとす

第三十一條　本契約は既に路公司及商務公司共にこれに同意せば三通を作製し一は皖軍都督府に一は路公司に一は商務公司に保存して證となす

而して此外これに附隨して安徽都督は省議會の議決を經て其公費の欠を補はん爲華僑爪哇商務公司總理より三十萬元を借入れんとす其契約案次の如し

第一條　皖軍都督は財政の急需に應ずる爲商務公司より三十萬元を借款す

第二條　此項の借款は商務公司は締約後一ヶ月內に陸續交付し受取證を得て證とす

第三條　此項の借款はすべて全額を交付し控減せず年利六分とし借款交付一日後より利子を起算す

第四條　利子は半年毎に拂渡す

第五條　此項の借款は應に商務公司に交付すべく、期に至れば都督より數の如く償還すべし、

第六條　將來都督府及省議會何項の名義に改めらるるも均しく此契約の有效なる事を承認すべし

◉軍界統一會各地代表及役員

袁世凱は南北軍人の感情を融和し且つ其統一を計る爲めに各地より軍人の代表者を北京に召集する事となせり是所謂軍界統一會にして去る三月二十五日北京煤渣胡同に於て該會第一次會を開けり各地よりの代表未だ到着せざる者少からずと雖已に其の代表員は決定し且つ該會の臨時役員も選定せられたれば代表及役員人名を左に記す

各地代表人名

南京陸軍部代表　參事官　萬廷獻　仲篪○

江南參謀部代表　三名　科長　錢桐　孟材
　　科長　秦國鏞　子壯
　　軍需方　清　御三

蘇州全省代表　二名　張一麟　仲仁
　　劉之潔　聿新○

浙江全省代表　二名　屈映光
　　張翔翔　人

江北軍政府代表　參謀官　欒汝霖　雨田

江北第二軍代表　日長　華彥雲　競學

河南全省代表　二名　參議官　劉承恩　浩春
　　協統　張錫光

河南彰德營務處代表　二名　提調　盧香亭
　　憲兵長　王子甄

皖南大通軍政府代表　二名　馬　林　孟莊
　　曹赤霞

安慶都督府代表　三名　陳揚中　育和
　　姚任支　仲伊
　　吳介璜

安徽軍政府代表三名
- 標統　范厚澤
- 參謀　李際春
- 參謀　郝福田

奉天全省代表三名
- 參謀　易兆霦(?)
- 科員　馬·凱
- 管帶　趙宗謨

黑龍江全省代表三名
- 副統領　慶善
- 參謀官（混成協教練官）　德權
- 參謀官　吳文田

吉林全省代表二名
- 副官　穆恩堂
- 參謀官　元陞

廣東全省代表二名
- 參謀　資尙武
- 參謀　陳國强

廣東全省代表
- 顧問官　慶龍翔
- 顧問官　趙均騰
- 顧問官　張昉仲
- 顧問官　彭方傳
- 顧問官　翟翰華

湖北全省代表四名
- 水師統制　陳裕時
- 顧問官　雲漢
- 顧問官　南山
- 同　華
- 同　幼岩

直隸全省代表二名
- 局長　孫國英
- 局長　資華

山東全省代表二名
- 道員　張樹元
- 參議　馮獻綃

山西軍政府代表二名
- 一等參謀　王人杰·北方
- 同　井介福

江南江防營代表二名
- 道員　李廷王石臣
- 鎮臺　吳起恒孔根

湯河第四十協代表二名
- 統帶　徐廷榮
- 參軍　張炳賢

臨淮柏司令代表三名
- 龔劍寒才朗
- 段景炎光融

上海滬軍代表二名
- 統領　唐之道
- 參事　王澤邦

南京衛戍總督代表二名
- 參事　查玖
- 參謀　黃裘

南京粵軍代表
- 參謀長　張文

湖南全省代表三名
- 軍務次長　蔣國經
- 參謀長　張翼鵬
- 軍事顧問官　黃本璞

蒙古代表二名
- 阿穆爾靈圭
- 那彥圖

第二鎮代表二名
- 正參謀　何佩瑢韻珊

第一軍代表二名
- 參議長　靳雲鵬翼卿
- 參謀長　徐樹錚又錚

軍諮府代表二名
- 廳長　章適駿權·詩
- 科長　李祖植慄元

陸軍部代表二名
- 科長　雷炳焜韻午
- 同　吳經明述齊

武衞左軍代表　二名　張殿如　敬亭
陸軍第一鎭代表　劉朝仰・少谷
禁衞軍代表　三名　褚眞祥　瑞符
吳中英
趙瑞龍
閻孟松

役員如下

總幹事　章通駿
庶務幹事　陳正義　陳价藩
司事　張宏鑑　張廣苞　高瑚奎
會計幹事　石啓源

司事　主昌文
書記幹事　二人　唐在章　齊國璜
司事　齊世榕・
司書　三名　穆文超　趙乃彬　邱寶珊
接待幹事　六人　劉詢　蔣廷梓　童煥文　汪瀅　王玉琳　萬德脩

備考　姓名の下に○あるは日本留學生

◉中支那饑謹救濟會の事業

中清饑饉救濟の目的を以て外國宣教師の主唱により有力なる外人及び支那人の共同組織せる中支那饑饉救濟會の事業に就き同會名譽幹事「ロベスチン」氏が去る三月二十七日附報告せる處左の如し

北江蘇及北安徽の狀況

此地方の狀況に就き北部江蘇の救濟事業に預れるドクトル、ウッド氏は慘狀の益々甚しく災害地の各村に於ては每日餓死者絶ゆることなしと稱するも誇大に非ずと云へり、氏は千九百七年及び千九百十一年の二回の饑饉に際して同地方の救濟に盡したる人にして氏は上海を去る數百哩にして實に八十萬人は餓死に瀕せりと算せり、此等災害地に於てはかゝる狀態の下にある村落數千を算すれば「ウッド」氏の計算を信じ且つ其他の報告を加算すれば日々數千人は少なくとも洪水の爲めに生命の危急に瀕せる者と信せらる

北部安徽の狀況は其被害地の甚しきものにても江蘇の如くには至らざるものゝ如し、但し淮河の北部一帶は依然饑民

の掠奪行はれつゝあり、支那人の稱する所によれば此地方に於て救助の要あるものは百萬を超ゆべきも其内尤も焦眉の急を要するは三四十萬人ならんと

楊子江域の狀況

楊子江沿岸中蕪湖附近及び漢口は其被害想像よりも甚しからず、管て漢口に於て試みに普通の苦力賃銀以下にて此等饑民を使用するの工事を起したるも應ずるもの尠少なりき、

蕪湖にては江蘇安徽の如き慘狀を呈したることなし、同地方に於て憂慮に堪へざりしは昨年の洪水によりて楊子江の兩岸約六十哩程に築造されし堤防の破壞されたるに基因せり、之れ若し本年の增水期迄に此等の損所を修繕し、堤防を堅固にせずんば本年の米作は全部損失するに至ればなり（同地方の米産額は實に二千萬兩以上の價格に上る）同地方は職業を求むる人民數千あれども饑餓に瀕せんとするものは殆んと稀なり、

以上の外饑饉に苦める小地方なきに非ず、浙江北部寧波附近、滬寧鐵道と楊子江との間に住る一部地方、山東省の西南隅、湖北省漢水沿岸一部地方等之れなり

兎も角以上の數處は支那政府或は我饑饉救濟會に於て救濟を行ふべきの要あり且つ之れが爲めに多額の金員を有するにあらされは不可なり

救濟會の收支

本會の收支左の如し

收入

北部江蘇省	一五〇、〇〇〇佛
北部安徽省	二〇、〇〇〇佛
中部安徽（蕪湖附近）	五〇、〇〇〇兩
漢口	三〇、〇〇〇兩
浙江省	二〇、〇〇〇佛
山東省	二七、四五八英
大連	二、五七五、三九佛
饑民移住協會（ベイリー氏植民計畫と稱せらるゝもの）	六、九〇六、〇六南
醫藥費	一、〇〇〇南
計	五、〇〇〇佛
	一、〇〇〇兩
	一三、五〇〇佛
	二、九〇〇佛
	二五九、四五四佛
	七〇、八八一、四五

支出

救助法

救濟事業は既に去年十二月より本年一月に亘る尤も困窮期に亘りて實施されたるにより現今は小規模に行ひつゝあるも本會は今や三、四、五月に亘りて救助を行ふに足る丈の金員を得ると困難なるの觀あり然るに支那政府は目下猶混亂の狀況にありて救濟事業など到底着手し得るの場合に至らず且つ地方の秩序十分保全せられざる狀態故委員は屢々或危險を犯さゝるべからざるとあり、假令へば管て委員の乘組める食糧運送船は外國人の護衛あるに拘はらず射撃せられ水夫一名は遂

に射襲されたり、先週中も北部安徽に於ける救濟場の一は數哩を距る村落を刼掠の爲め來りたる匪徒によりも危く掠奪されんとせり、當時救濟場には兵士の護衛なかりしを以て委員は極力軍隊の援助を求めたるも其甲斐なかりしが幸ひ一小部隊の兵士來り救ふに遇ひて漸く匪徒の襲撃を免れたることあり、

委員の救濟法は最初より豫定せるが如く勞働し得る者に對しては其勞働に對してのみ相當の救助を與ふるの仕組にして、夫れが爲め救助を要する地方毎に其各家族に對し、救助券を配付し、而して其家族中に勞働に堪ふる者あれば彼等をして勞働せしめ然らざる者には其家族に對し救助せざることゝせり、但し右家族中に勞働し得べき者なき場合に限り自由救助券を配付せり、但し此種の者は救助を受け居る者の全體に比較すれば極めて少數なり

勞働の種類

饑民に課する勞働の種類は種々あり假令は堤防の修繕、運河並に水道の浚渫、田畝の排水工事等なり、田畝排水工事の爲め水溝を堀ることに就ては茲に下の如き報告あり、

本市街に於ては約一萬人に食料を給しつゝあり而して約一ヶ月間に豆粕三百斤餘雜穀八萬七千餘斤を給與せり、此等人民は溝渠を作るの仕事を課せられつゝありて已に三四哩の半徑を有せる圓地に三十五萬立方「ヤード」堀開し其廣さ六呎乃至十二呎深さ三呎乃至五呎に及び本地區にて三週間内に堀開されたる溝渠の全延長は實に七十九英哩に達せり云々

其他臨淮關の東部四十里の淮河の堤防築成を報告せる者あり曰く、當地にては約八千人の饑民を使用しつゝあり之れが爲めに約四萬人の老幼婦女は饑餓を免れつゝあり、此等饑民は從來乞食にあらずして何れも相當の生活をなしつゝありし農民なりしも此れ迄田園に生せる野菜田畝に生せる草根を食ひて辛ふして饑を免れ居たる者なり、今や彼等は能く勞働し毫も騒擾を起すことなし、目下着手中の堤防工事にして完成する時は約十萬人を容るゝに足るべき地域を洪水の慘害より免れしめ得べきなり、云々

其他尤も有功なる作業をなしつゝあるは安徽北部に於て肥河と淮河とを連絡する水道の浚渫工事なり、數年來肥河は其河口の淤塞によつて多大の災害を醸したりしが彼のシーデー、ゼムソン氏及び同地方に於て過去二年間津浦鐵道工事に從事しつゝありし技師連は何れも本工事の重要なることを論せり

北部安徽救濟事業主宰者ドクトル、ファーン氏は三月二十三日付を以て下の報道をなせり曰く吾人は既に此工事の爲めに五千の救助券を發布せり遠からず一萬の饑民を使役するに至らむ、本工事は吾人になすべき事業中尤も効果あるべき者の一なりと

蕪湖の工事

蕪湖に於ては同地の北部に擴かれる楊子江の右岸に對する堤防工事の爲めに數千人を使役しつゝあり、此工事の着手には工事費二萬弗の出途に付き苦みたり之れ同地は革命軍隊の要求の爲め苦みつゝあれば到底所要額丈を得ること難ければなり目下工

事は破損尤も大なる左岸より始め一部は既に完成せり。

使役饑民數　現今救濟會にて工事に使役しつゝある饑民の總數は日々不定の增加あるにより正確に知るを得されども約四萬人を下らざるべく從て約十六萬人（一家四人として）は夫れが爲め救助を受けつゝある筈なり、而して此救濟事業の爲め約四十人の宣教師は專ら盡瘁しつゝあり、彼等は饑民の調査登錄、地方紳士と共同の工事撰定、救與食糧品の秤量、運輸計畫並に饑民の分配等に從事せる者なり

救助の不足　現況によれば救濟の惠を受けつゝあるものは饑民の十「パーセント」に過ぎず此故に目下猶ほ多額の金員を要す上海の社會は最早や本省に於ける數十萬の饑民を救濟し得るの實力なし然して支那政府の經濟狀態は又此際多少の補助さへなし得ること到底不可能なるが如し故に吾人は更に廣く公衆に向て救助金の送付を希望せざるを得ず

◉支那に於ける回教徒

頃日甘肅省に於て升允の率ゆる勤王軍に干連し回教徒の騷亂ありとの報道は漸く世人の注意を牽きつゝあるものゝ如し蓋し咸豐同治に於ける回匪の亂を始め清國に於ける回教徒は其勢力に於て恐るべきものと見做され居たれば也、然れども清國に於ける回教徒の數幾何なりやの問題は從來其精確なる數字を知るに由なきの實狀にありたり今二三の研究者によりて公にされたる清國回教徒の數を擧ぐれば左の如し

七〇、〇〇〇、〇〇〇　セイツド、スライヤン
五〇、〇〇〇、〇〇〇　スラト、チヤンドラ、ダス
三四、〇〇〇、〇〇〇　アブト、ウル、ラーマン
三〇、〇〇〇、〇〇〇　ア、エッチ、キーン
二〇、〇〇〇、〇〇〇　エム、ド、シエルサン
一五、〇〇〇、〇〇〇　クリチック所載
四、〇〇〇、〇〇〇　エッチ、ゼスツプ
三、〇〇〇、〇〇〇（乃至四、〇〇〇、〇〇〇）　アーチマンドリツド、バラヂユース所載
三、〇〇〇、〇〇〇　ドクトル、エー、ビー、パッパー

此の如くパッパー氏の三百萬人說よりスライヤン氏の七千萬說に及ぶ其差實に二十倍に過ぐ人をして殆んど其適從する所に苦しむる者あり。

近時ブルムホール氏の新著「支那に於ける回教徒」を見るに其所說稍々首肯せしむべきものあり、ブルムホール氏は支那內地教會の宣教師にして殊に新疆、甘肅、陝西、山西、直隸、山東、河南、江蘇、四川、貴州、雲南、湖北、江西安徽、浙江、湖南の十六省に亘り尤も回教徒の實況に精通せる人なれば其調查は比較的信を措き得る者と考へらる、今左に同氏の調查せる各省別の表を揭ぐ

省名		
甘肅	二、〇〇〇、〇〇〇人	乃至三、五〇〇、〇〇〇人
陝西	二六、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
山西	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
直隸	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
山東	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
河南	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
江蘇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
四川	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
貴州	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
雲南	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
湖北	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
江西	二、五〇〇	二、五〇〇
安徽	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
浙江	七、五〇〇	七、五〇〇
湖南	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
廣東	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
廣西	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
福建	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	三、六二七、〇〇〇	七、一三一、〇〇〇
滿州	五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
新疆	一、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
蒙古	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
約		
通計	四、七二七、〇〇〇	九、八三一、〇〇〇

即ち總計に於て四百七十萬乃至九百八十萬の間にあるものとせり今ブルンホール氏の計算に從へば支那の回教徒はアルゼリヤ、蘇克蘭、アイルランドの各總人口と同數にして又支那總人口の四十分の弱に當る

此等回教徒が將來果して社會上のみならず竝て政治的運動に各省一致の行動を取り得るや否やは從來の歷史のみにては未だ十分の確信を得難しと云へども若し此の如き形勢を生せしむるに至れば回教徒團の勢力は元より輕々に看過し得へきにあらさるべし

◉支那に於ける石炭及鐵の產額

從來支那に於ては無限に石炭及び鐵等の天然の富源が蓄藏されてある樣に言はれて居て、夫れを以て將來に於ける支那の商工業の發達を豫想されて居るが果して此等の富源は事實豐富なる者であらふが、今日直ちに此問題を得ることは困難であるが目下知れて居る材料を研究して其一端を窺ふことか出來る

現今支那に於て採堀されて居る石炭礦の主なるものは六ヶ處ある、開平炭坑、山東省の坊子炭礦、河南省炭礦（北京シンジゲートの採堀せるもの）萍鄕炭礦、直隸井徑炭礦、及び滿洲の撫順炭坑てある、其他數多の小炭礦かあるけれ

ども新式採堀法を用ふるものは少なく從て採堀量も前者に比すれば到底數ふるに足らぬ

以上六個の炭坑に於て千九百十一年中に採堀した炭量は左表の如くである、

開平	一、一七四、三一二噸
撫順	八三〇、三二八
萍鄉	六一〇、〇〇〇
山東省	四八二、八八〇
河南省	三五七、〇〇五
井徑炭鑛	一五〇、〇〇〇
總計	三、六〇四、五二五

そこで此等の石炭は如何に消費されかと云ふに、大部分は鐵道とか汽船を始め、海軍貯炭所、陸軍兵器廠、漢陽の鐵工廠其他外國人の經營に成る各種の製造工業會社等に使用されるが、其內一部は米國の太平洋岸に輸出される

猶前表に擧げたる數字は支那の各市場に現はれたる總額のみてあるから、純然たる地方消費の爲めに其地方丈て產出されるものは加へられて居らぬ、假令へば雲南省の佛國鐵道の沿線に於ける炭鑛の如き、(之は全然雲南鐵道のみに用らるゝ)廣東省の汽船の使用する河岸地方から採堀するもの(極めて少量)及び各地の土民が自己の燃料として採堀するもの等てある、

支那に於て文明式に則り經營せられある製鐵所は只一の漢陽製鐵所丈てある、製鐵所の報告によれば千九百十年度に於て大冶鑛山から取られたるアラガネは三、〇七九噸て漢陽製鐵所て產出せし銑鐵は約一三〇、〇〇〇噸、其內一四、〇三四噸は上海其他各地に輸出せられ二九、一六七噸は日本に、一五、一〇〇噸は米國に輸送された千九百十年度の鐵の輸出は約一九六、〇〇〇噸と算せらる、(香港駐在米國領事アンダーソン報)

新着雜誌(二)

一、大日本農會報　三六九　其　會
一、大東　三、四　亞細亞義會
一、東邦協會々報　二〇五　其　會
一、滿蒙商工彙報　五七　鐵嶺商品陳列館
一、國際法雜誌　七　國際法學會
一、法學志林　三　法政大學
一、清國動亂と中清經濟界　第五　農商務省
一、國民經濟雜誌　四　實文館
一、國家學會雜誌　四　其　會
一、紙の世界　四二　其　社
一、支那時報　一　外務省
一、ファー、イースターン、レヴュー　九、十　其　社

支那

第參卷　第九號

目要

●支那財政新論
●支那經濟上に於ける列國の勢力
●湖北の煙酒糖稅
●米國領事の支那經濟界報告
●昨年度の營口貿易
●蘇州の兵變
●雲南四川紀行
●南京參議院大會
●上海の謠言蜚語
●半月間の支那重要記事
●上海、長州、抗州、九江、南昌、營口、南京、四川、福州通信

東亜同文會調査編纂部

日本興業銀行

東京市麹町區錢瓶町（常盤橋內）

資本金一千七百五十萬圓

營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

甘肅蘭州北門外黃河鐵橋（其一）

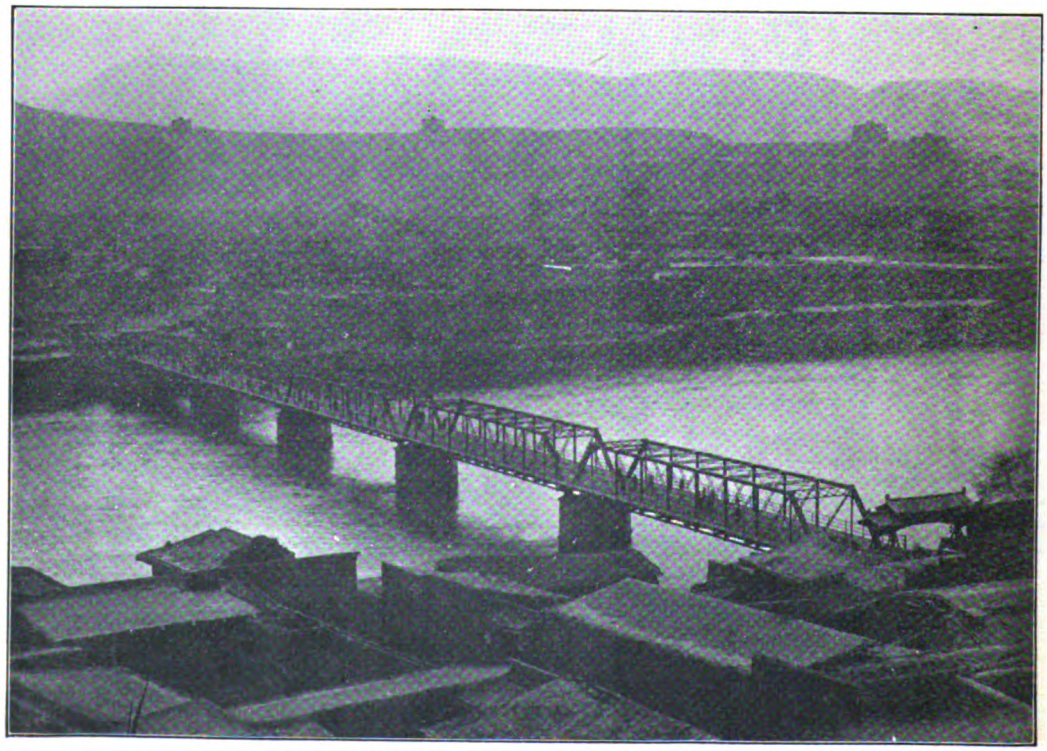

甘肅蘭州北門外黃河鐵橋（其二）

升允が獨商泰來洋行喀佔斯に命じて架設せしめしものこれが爲に用ひたる華洋工人六七十人、光緒三十三年二月起工宣統元年六月竣工長七十丈幅二丈二尺、工料銀十六萬五千兩運費杆繩銀十四萬兩

（大阪藤田氏贈）

懐中
萬金丹
長寿薬

頭痛の時
遠足旅行の時
汽車汽船に乗る時
疲労又は徹夜を致すとき
宴会(よせ)等に居(お)る人と交(まじ)わる時
もののいえぬ腰(こし)の痛(いた)むとき
暑中水当(あたり)又は食傷(しょくしょう)せるとき
酒宴(しゅえん)の後(あと)
離乳(りにゅう)の後(あと)

東京 池端仲町 森田治兵衛

支那第三卷第九號目次

口絵

甘肅蘭州北門外黃河鐵橋

論壇

支那財政新論(二)……根岸佶…一

支那經濟上に於ける列國の勢力(一)……松本忠雄…四

湖北に於ける煙草、酒、砂糖稅……山田生…八

米國領事の支那經濟界報告……一〇

四十四年度營口貿易狀況……一五

蘇州の兵變……一九

記事

時事

內治外交

◎大官の任命◎內閣員選舉◎新內閣組織◎南京留守府條例◎南京留守府職員◎國會と選擧法◎臨時參議會越設◎勳撿ね誡む◎新各部總長赴任前の事務◎孫總統解職の宣言◎山東都督任命◎各省都督人名◎現在參議員一覽表◎新參議院議員◎江蘇省の參議員選擧◎駐外公使候補◎邊境官吏改稱◎蒙古聯合會要求條件◎衆議院の在銀分配◎蘇州掠奪善後策◎衆議行省設置辦法◎蒙古開發策◎爪哇問題と上海商務總會◎直隸都督公擧の交涉◎湖北民政司長選擧◎漢口商務會の會議◎湖北地方官制改革◎湖北省各司長◎七省聯合會◎改良會の進境◎協進會の擴張◎天津新刊新聞◎黃世凱の軍隊整理◎直隸教育總會◎湖北の師團長◎湖北第六鎭編成◎湖北第八鎭編成◎武昌學堂開始◎鄂州大學中止

軍事軍事

◎六國借款條文◎江蘇省官業收入◎湖北竹木商の抗稅◎漢口損害調査◎兌換紙幣發行◎部省銀行計畫◎湖北官錢新票發行◎鄂州の實業銀行

借款財政

◎漢口市街建設案反對◎招商局重役◎興國の礦山◎武昌四局の開工◎棉麻公司設立◎湖北鎭山紛議◎大連三月中の輸出入

實業貿易

◎津浦鐵道南段近聞◎粵漢運輸成績

交通運輸

地理紀行

滇山蜀水(二)……東亞同文書院雲南四川旅行班…四〇

通信

上海……四八
上海不穩の風說、上海商團員の警備、金融、爲替、棉花市況
長沙……五二
軍政、鹽稅加徵、國民捐募集高、湖南銀行設立、中國貨維持會、城壁取崩しの議
杭州……五四
九江……五五
議會の南京參議院反對、新都督就任式、九江市況、九江不穩の狀況及陸戰隊上陸
南昌……五七
南昌騷亂の原因、騷亂の鎭定、兵員裁撤と減俸
營口……五八
地方平靜、遼河の解氷、貧民救助
南京……五九
戒嚴令頒布
四川……五九
成都の近況、成都駐屯軍隊、中央政府より紙幣貸與說、四川蜀兩軍政府の合併及其管轄區域、成都陸軍兵の重慶到着と夏副都督、雲南軍の回省及成都兵との衝突、貴州軍の回省と途上の解散
福州……六二
軍資金の獻納、借款問題經過

雜錄

南京參議院大會……六四
上海の謠言蜚語……六八
白國借款契約文……七〇
在上海軍隊調查……七二
江蘇省議會議事……七四
福建茶業稅法……七五

第一回支那年鑑

●印刷中●

四六二倍版
附圖數葉六百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる支那各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『支那年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積 ●人口 ●皇室 ●政體 ●政治
●財政 ●教育 ●司法 ●國防 ●外交
●農業 ●鑛業 ●工業 ●商會 ●會社
●外國貿易 ●水運 ●鐵道 ●郵便 ●電信
●電話 ●銀行 ●金融 ●貨幣 ●度量衡

●印刷中●

第三卷　第九號

論壇

◉支那財政新論 (二)

根岸佶

第一章　支那財政組織

支那財政紊亂するの甚だしき根本的大改革を爲すにあらざれば支那の前途暗黑なるべきことは緒言に於て論ぜし所の如し而して之を根本的に大改革せんには勢ひ財政組織を一新して數年の弊政を釐革し財政方針を變更して收支を適合せしむる外奇策あるべからず財政組織を一新し財政方針を變更せんには先づ過去及現在の財政組織と財政方針とを調査し尋て將來の趨勢を推究し然る後改革の方法を研鑽せざるべからざるや論なき也從つて吾人は本章に於て主として支那財政組織を講究し以て下章を分ち各般の事情を說明し最後に根本的大改革の方法を論述せんと欲す

支那の財政組織を觀るに法制上必ずしも非難すべきもの多からずと雖ども法制善美にして實行之に伴はず流弊百出するは其常態なるを以て實際上財政組織の紊亂せる意料の外にあり清朝の財政組織は略ぼ明制を襲踏したるものにして全國を二十二行省に別ち各行省に總督巡撫を置きて中央政府の出張大官とし域內の政治を掌管せしめたるに依り全國の財政の如き中央政府は唯中央政府所在地の財政を掌管するのみにして各省の財政は各省の掌管に歸し中

央政府は皇帝の名に依り之を監督否寧ろ批許するに過ぎざりき中央政府の財政は戶部後に度支部と謂へるもの之を掌管することゝなれるも度支部以外に財政官廳ありて特殊の財務を專管し又各中央官衙の會計を特別にし歲出入の一部は度支部の手を煩はすも其大部分は自ら徵收し自ら支出することゝせるを以て度支部は全國財政の最高機關たるの名ありて其實は中央政府所在地の財政すら之を統一することを能はざるものとす地方の財政は皇帝の任命せる布政使なるもの之を掌管することゝなれるも督撫は官布政使の上に位するものなるにより各省內の財政は動もすれば督撫に左右せられ殊に鹽茶關稅釐捐等の租稅の如きは之を掌管する專司あり布政使の容喙を許さずされば地方の財政も亦中央と等しく統一せざるものと謂ひ得べし中央及地方の歲出入は康熙乾隆の成典に依り略ぼ一定し妄りに之を改廢することを許さず一定額の歲入に照らし一定額の歲出を制するのみ府州縣は一定の貢賦を布政使に輸せば足り布政使は亦一定の貢賦を度支部其他中央官衙に輸せば足るものにして一種の租稅請負制度と名くべし光緒以降軍國多事にして到底此固定的豫算を守ること能はず歲出入額共に非常に變化せしに拘はらず尙ほ名義丈け康熙乾隆の成典を奉ずるのみなりき貨幣制度の不備皇室の誅求協餉の激繁とは更に豫算の施行をして困難ならしめたるに依り淸朝には名義上豫算なるものなきにあらざりしならんも實際上豫算なるものなしと謂ひ得べし支出金庫の制度も亦支離滅絕にして支拂命令官と出納官吏とは往々混同し金庫と銀行と連絡なきにあらざるも官衙に依り出納を司らしむる銀行を異にし例之度支部は大淸銀行布政使は藩庫官銀號鹽運使は鹽運使官銀號をして各々官金の出納を爲さしむるが如し府州縣に至りては概ね皆自ら出納したるものとす決算及財政監督に至りては亦言ふに忍びざるものあり府州縣は每年の收支を布政使に報告し布政使は督撫の手を經て各省內の收支を度支部に報告し度支部は全國の收支を皇帝に上奏し度支部は各省の財政を督撫布政府は省內の財政を監督し別に都察院なるものあり中央地方各官衙の財政を監督し時として皇帝の欽命に依り中央の大官を派して地方の財政を監督せしむることあるも概ね皆徒法空文にして何等の實蹟なきものなりとす支那財政組織紊亂せること斯の如く甚だし一大改革を爲すにあらざれば國命を縮むるに至るべきこと論なきなり以下節を分ち財政組織を詳述し其弊根のある所を明にし之を改革せんとするものゝ參考に資せんと欲す

第一節　財務官廳

從來支那に於ける財務官廳なるものは中央に於ては戶部を各省に於ては布政司を最高機關と爲したるも中央及地方の財政權は四分五裂し統一する所なかりしかば立憲政治施行の準備として中央官制の大改革を行ふと同時に戶部を改めて度支部と爲し其權限を擴張し布政使を止めて度支使と稱し度支部に隷し省內の財政を專管せしめ依て以て財政權を中央に集中し統一的財務官廳を組織せんことを期したるも因襲の久しき各種の障碍を一掃すること能はず豫期の目的

を達すること能はざりき革命後の財務官廳は其組織未だ明ならざれば吾人は勢ひ中央官制改革後の財務官廳につき之を講究せざるべからず中央官制改革後の財務官廳は之を中央と地方とに別ちて說明することを便とす吾人は先づ中央の財務官廳を述べ尋て地方の財務官廳を述べんと欲す

第一款　中央の財務官廳

中央の財務官廳は度支部なるべき筈なるも官制改革の不充分なりし爲め度支部以外の財務官廳を顯出するの奇觀を呈せり從ふて中央の財政官廳を知らんと欲せば勢ひ此二つのものを並せ講究せざるべからず

甲　度支部

度支部は全國財政最高機關として設立せられたるものにして財政事務分配表に依り其權限を按ずるに全國の田賦、漕糧、其他各種の課稅を掌り貨幣銀行金庫金融を總べ豫算、決算、財政監督等を司るものにして其權限は敢て各國の大藏省に讓るべきものにあらざるも法文と實際と符合せざる支那のことなれば中央の諸官廳は各々特別の收入を有し地方の督撫は度支部の命令を奉ぜざるに依り度支部は中央各衙門の收入は一切度支部に收めて之を管理し各省の布政使は度支部の直轄に歸せしめんことを奏したるも周圍の事情は到底度支部の意見を採用することを能はす左りとて之を排斥することも亦出來難きに依り各衙門の收入は周圍の事情に應じ或は度支部直接に徵收し或は各衙門自ら徵收し隨時に之を度支部に報告して檢査を受くべく各衙門の經費は悉く度支部の金庫より支出することゝし又各省布政使は官制上度支部に直隷するものなるを以て常に度支部と聲息を通じ省內財政に關する稍々大なる事件は隨時督撫に詳報する外一方直ちに度支部に報告して檢査を受くべきこととし中央官廳及各省督撫に對する度支部の實際的權力を幾分か擴張したりと雖も尙ほ未だ全國最高財政機關たるべき權限を缺如することの大なるは論を待たず然れども度支部の權限として認識せざるべからざるものなきにあらず各部の長官及各省の督撫が一事業を創め一新政を興さんとするときは其計畫は經費を詳述し之に對する支出方を度支部に命ぜられんことを上奏せざるべからず此場合には皇帝は必ず其事業及政治の行ふべきや否や若し行ふべしとすれば其經費は如何に支出すべきやを諮問せらるゝを例とし度支部が之に對し利益ある奉答あれば該事業と新政とは施行せらるべきも不利益なる奉答あれば到底施行すること能はず而して度支部は經費支辨の途なきことを口實とし不利益なる奉答を爲し折角各部長官及各省督撫の計畫せる良好なる新事業及政治をして畫餅に歸せしむる場合多し從つて度支部は全國財政を統一するてふ名ありて其實なく權限縮少せらるゝこと少なからざるも各種の事業及政治を殺活するの權力を握るを以て幾分か財務權限の縮少を補塡し得るものと謂ふべし國會開設の機切迫するに及び財政整理の必要上漸次度支部に權限を賦與し財政の調査監督國庫の統一豫算決算の編制等を度支部に一任することゝ爲りたるに依り度支部は往時の戶部に比すれば遙かに其權限擴張し機會のある毎に權限の擴張を計りつゝあるも之を各國の大藏省に比すれば權限の狹隘にし

て全國最高財政機關たるに至らざるや勿論なりとす

乙　度支部以外の財務官廳

支那に於ては中央官制の大改革を行ひ文明國に擬し內閣を組織したるも尙ほ中央に於て度支部以外に財務官廳を生ずるの已むを得ざりしものは中央集權の行はれざること久しく往時の戶部なるものの司れる財政は全く形式的のものにして其權限極めて微弱なりければ北淸拳匪の亂以後俄かに勃興せる各種の新政に對し經費を支出するの方法なく新政を計畫せる各部は自ら經費を支辨するの已むを得ざる場合と爲り又從來戶部の權限微弱なりし結果として戶部の關係せざりし稅務少なからず度支部設立せらるゝも此種のものに限り便宜上之を取扱ふ特殊の官廳を設立せられたるものあり又支那國威の凌夷せるが爲め關稅は外國人の管理する所なりしが利權回收熱の流行するに及び關稅事務を外國人より回收せんとし特別に稅務處なるものを創立するに至りたり度支部以外に中央に於て各種の財務官廳の存ずるは全く此三つの理由に胚胎するものなりとす

外務、陸軍、民政、學、各部に於ては施設せざるべからざる新政頗る多く其所管の經費は度支部より支給を仰ぐこと能はざりしより不足の部分は各自獨立して財源を發見し之より徵收することゝなり殊に農工商、郵傳の二部に至りては全く特別會計の如き地位に立つに至れり又稅務處は外國人より利權回收の目的にて設置せられ督辦鹽政處は鹽專賣の希圖にて創立せられたるも度支部が全國の財政を統一せんとしつゝある際關稅と鹽專賣を以て特別會計と爲さざることなれば此二官廳を廢止し度支部所管に編入することを得策とすべし

支那に於ては中央集權の目的を以て中央官制の大改革を爲したりと雖ども歷史的原因に防碍せられ中央集權完全に行はれざりしが爲め度支部も亦全國財政最高機關の名ありて其實之に伴はず未だ全國の財政を統轄するに至らず中央に於てすら幾多財務官廳あり

各々財務を掌管する有樣なり一朝にして數百年來の因襲を超脫せんこと容易ならざれば誠に已むを得ざることゝ謂ふべし

◉支那經濟上に於ける列國の勢力（一）

松本忠雄

第一章　緖言

揚子江流域は英國の勢力範圍也と云ひ雲南は佛國の勢力範圍也と云ひ更に又山東は獨逸の勢力圈內也と云ふ、漫然或は勢力範圍と云ひ、或は勢力圈內と云ふ、畢竟これ如何の意味を有し如何の內容を有するものぞ、曾て英人リットル

氏は「楊子江流域」なる一書を著して楊子江沿岸を染むるに英領と同色を以てせる事ありき、所謂勢力範圍を目して其領土也となさんはあまりに妄に過ぎたりと強も、此に於て某國が特種の利益を主張し得る事は公然に許容せられつつあるものゝ如し

而して今や支那は領土的に分割せられんとするの時期は過ぎて經濟的に分割せられんとするの時期來れり、蓋し今や列國の殖民政策は舊時の如く領土の擴張のみを以て唯一の目的となさず、寧ろ名を捨てゝ實を採り通商上の利益を得るを以て滿足せんとするの傾向を生じ來れり

則ち列國は支那各地に於ける企業と各種利權の穫得と、而して自國商品の銷路擴張とに腐心しゝあり、彼の列國が既往に於て有する其領土的關係は是れが策源地たるもの也

支那に於ける革命運動は兎に角其表面目的を達し、清帝は退位し共和新政府の組織成り、對內の關係は尙多少の危險なきにあらずと雖も、先づ此小康を得たるものゝ如し、而して將來に於て來るべき最も重要なる問題は對外の關係也若し此對外の關係に於て一步を誤らば共和政府の前途甚だ寒心すべきものあらん

列國の支那に對する關係は甚だ犬牙錯綜たり、蓋し現存の列國中其外邦との關係最も多數の國家に及び又最も多岐に跨れるものは、蓋し支那なるべく、支那は歐洲列强にも米國にも將た又日本にも深き關係を有す、惟ふに支那に於ける問題に對しては各多少の差こそあれ世界の列强殆ど一として容喙の權なきはなかるべく、彼の南米の問題に對して日本に容喙の權なく、亞弗利加の問題に關して米國が參加の權なきが如きにあらず、實に支那の問題は最も廣く最も深き關涉を世界に及ぼすもの也

而して支那の問題が世界列國に對し最も廣く最も深き關涉を及ぼす所以のものは蓋し、支那に於て多くの列國が其利害の關係を有すれば也、而して其利害の關係を有すとは日本の如き露西亞の如き將た英國佛蘭西の如きは地理的の關係によるものありと雖も、其大部分は支那に於ける其企業の關係なり勢力の關係也

列國が支那に於て各種の企業に關係し或は又其勢力を扶殖する事に腐心するや未だ一日の故にあらざる也、從て列國の支那に於ける勢力の扶殖及利權の取得は各方面各地方に渡り居れり、而して其方面の廣く關係の深き丈けそれ丈け列國の支那に對する發言權は益大也

斯くの如く多數の列强が發言權を有する支那の現況は、正に內政問題は一段階を築き、更に外交問題に轉移せんとしつゝあり吾人は列國は果して支那に對し各如何の勢力と關係とを有しつゝありやを研究するは、列國が支那に對する發言權の大小を知るの一方便なるべきを信ず

殊に列强が將來の支那に對して期待する所は其經濟的分割也、自國商圈の擴大也、列强の欲する所は少しにても其勢力範圍を擴大し其勢力の扶殖を强固にせんとするにあり、從て支那に於ける經濟的の競爭は將來益激甚の度を加ふべき事蓋し疑を容るべからざるに似たり、今に於て列國が支那に對して有する勢力の實際を調査するは惟ふに徒爾の業

に屬せざるべし

然れども列強が支那に於て有する利權及列強が支那に扶殖したる勢力の關係は甚だ複雜なる內容を有すると共に甚だ多方面に涉り其眞相を穿ち得んは決して容易の業にあらず、支那に對し列強が有する關係中尤も重要なるものは領土的意味を有する租借地也、日淸戰爭後に於ける列國の支那に對する野心は偏に彼の租借地獲得にありき、租借地に次いで重要なるべきは彼の勢力範圍也、所謂勢力範圍とは甚だ漠然たるもの也と雖も、これが爲には外交文書の交換あり、或は不割讓を約し或は其特種の權利を承認せらる、所謂勢力範圍內に於ては必ずしも其權利を有する國が最も勢力を有するものと限られたるにあらず、然れども既に此特種の關係を承認せらる、支那に於ける列國の勢力關係を研究するに當りては看過すべからざるもの也

吾人の此篇に論ずる所主として支那に於ける列國の經濟的の勢力にして、其政治上の關係には多く涉らず、然かも彼の租借地又は勢力範圍の如きは却て政治上の關係を含む事多し、從て深くこれを論ずるの要なきに似たれども、これやがて又其經濟上の活動の策源地たるものにして、經濟上の關係を有する事亦少しとせず、於茲乎經濟上に於ける列國の勢力を論ずるに當りて、先づ吾人の所說の第一步を此點に發せざる能はず

次に又多少領土的の意味を有するものは列國の居留地也支那各地開港場に居留地を有する國あり、有せざる國ありこれを有する國とこれを有せざる國と其經濟上の活動に於て多大の便不便なしと云ふべからず、殊に居留地を有するは其國の勢力の扶殖されたるを將た又扶殖されんとするを證するの一材料たるに足れば、吾人の研究は此點にも及ばざるべからざる也

列國が支那に於ける各種工業、交通業、採鑛業等に關係し或はこれを經營しつゝあるが如きは、吾人の所論の眼目たる所論じて此點に及ばざるべからざるは當然也

歐米諸國は支那各地に於て遍く基督敎の傳道に從事しつゝあり、基督敎の傳道の如きは全く經濟上の勢力と何等相涉るなきに似たりと雖も、歐米列國の傳道師の支那各地にあるものは其地方の事情を探究すると共に其自國の勢力を扶殖せん事につとめつゝあり、從て吾人の所論の爲には又これをも閑却する能はざる也

既に題して經濟上の勢力と云ふ、支那對外貿易上に於ける各國の勢力關係亦之れを論ぜざるべからず、要するに吾人が此題下に於て研究すべき問題は甚だ多岐に涉れり、是等の諸點に就いて研究せば、支那に於ける列國の經濟上の勢力關係は或はこれを髣髴せしめ得ん乎

支那は兎に角世界列國が目して以て絕好の商戰場となす所にして、世界の通商上に於ける支那は未開地也、而して列國は此未開地の開拓に其全力を惜まず、今や此未開地は革命運動を經て益有望の度を加へ來れり、從て列國の野望益加はり垂涎の度益加はれり

過ぐる革命戰爭の歷程中に於て列國は表面上兎に角官革兩軍に對し嚴正中立の態度を保てりき、而して列國が或は欵

を官軍に通ぜんとして而して恐るゝ所は所謂南清一帶のボイコット也、支那人が一度米國に試みニ度日本に試みてボイコットに成功するや、爾來或は外交問題紛糾し來り或は外邦の壓迫を蒙らんとするや則ちボイコットを以てこれに對應せんと脅かす、而して列國は又最もこれを恐る

一國の國策を行ふに於てボイコット何の恐るゝ所ぞ、然れどもすべての問題は經濟上の利益を出發點とす、支那に於て列國の最も期望する所は其通商上の利益也、從て此ボイコットの如きも最も顧慮せざる能はざるに至る也、革命戰の歷程中に列國頻に此點を顧慮せしが如きは偶以て支那に對する列國の抱負の一端を察知するの材料たるに足る

今後支那に於ける列國の經濟上の競爭が益激烈なるべきはこれを豫想するに難からず從て吾人が此に論ずる所の現勢が將來如何に改めらるべきや未だこれを知るべからず然れども數十年來扶殖し來れる其勢力關係は克く一朝一夕にして覆し得べきにあらず、過去に於ける其の勢力關係が將來を作る上に於て最も關係大なるべきは當然也、吾人は今に於て列國の勢力關係の實情を調査し以て、將來を推すの料と爲すべきの甚だ時機なるを信ず

新著雜誌

一、地學協會雜誌　第二百八十號　其　會
一、チヤイナ、トリビユーン　每號　其　社
一、商工彙報　第六號　農商務省
一、名古屋商業會議所月報　第六十一號　其　所
一、大日本水產會報　第三百五十五號　其　會
一、山林公報　第七號　山林局
一、東洋時報　第百六十三號　其　會
一、通商彙纂　第三十號　外務省
一、學燈　第三號　丸善
一、通商彙纂　第卅七號　外務省
一、大日本農會報　第三百七十號　其　會
一、法學志林　第四號　法政大學
一、國際法雜誌　第八號　其　會
一、帝國鐵道協會々報　第二號　其　會
一、滿蒙商工彙報　第五十八號　纖維商品陳列館
一、通商彙纂　第三十八號　外務省
一、國民經濟雜誌　第五號　實文館
一、國家學會雜誌　第五號　其　會
一、貿易通報　第五十九號　大阪商業會議所
一、東邦協會々報　第二百六號　其　會

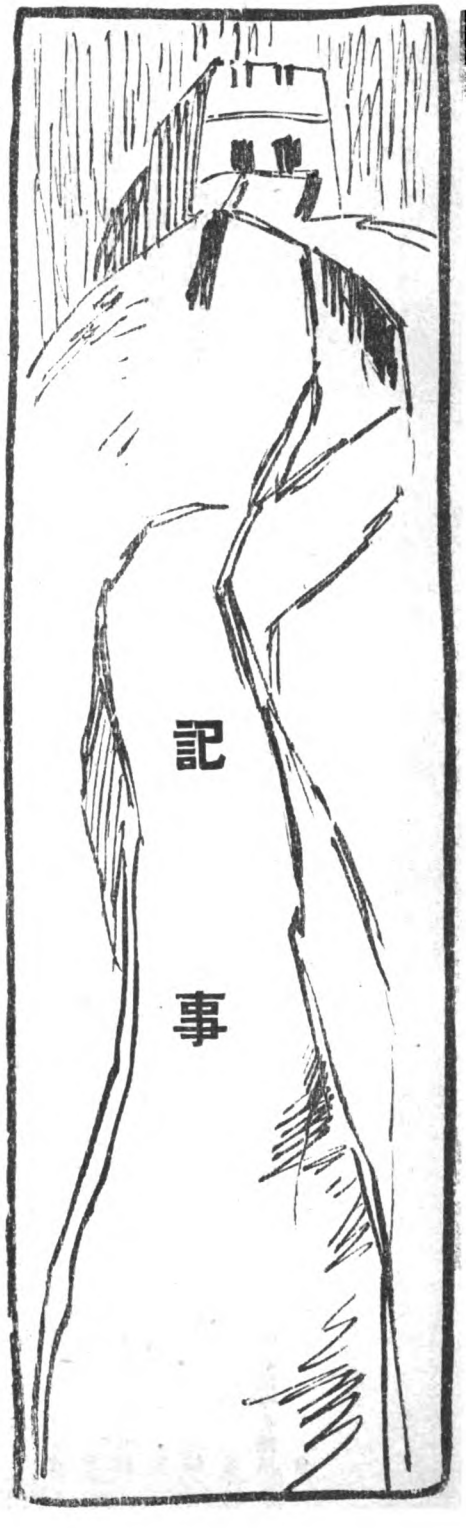

◉湖北に於ける烟草、酒、砂糖稅

山田生

支那に於ける消費稅の多くは其徵收方法及稅率頗る錯雜し各省各地各樣任意の方法に據れるを以て稅制整理は焦眉の急務にして而かも亦甚しき困難を伴ふ、支那にして若し稅制整理を行ふこと無くんば外債累積國帑膨脹の末は遂に亡國の歎を見るに至らむこと必せり、支那果して本事業を遂行するの人材と勇氣とありや否や予は只玆に於て湖北省烟酒糖稅の一例を揭げ支那に於ける租稅徵收の一例を示し幷に革命後一時重要問題として識者の注意を惹起せる本稅は聽て又世人の耳朶に新しき響と感應とを與ふるに至る無きやを思ひ支那財政研究家の左右に本篇を提供す

光緒廿四年に到り湖北省は新に兵備擴張の必要を生じたるも從來の收入にては之が支出の途無く玆に於て練兵新經費として烟酒糖稅を徵收するに至れり

右三稅徵收機關として籌餉局なるものを武昌漢口宜昌沙市老河口張家灣團風武穴法泗州蔡甸の拾個所に分設し左記の稅率に據りて徵收せり籌餉局は善後局の直轄に屬し漢口の如き大市場に於ては委員其他の役員三十餘人あり一ヶ年の經費二萬串文に達す籌餉局の收支は每月之を善後局に報告し經費は之を收入中より支出すること無く善後局より送付し來るものとす而して籌餉局一個年の收入は各委員に於て見積り一定額以上の收入は之を善後局に送付せず役員之を中飽す有力なる支那人某曰く『釐へは漢口籌餉局は從來揚

某の委員たりし時は一個年二十萬串文以上を善後局に納付せること無かりき然るに李委員と爲るに及び一個年廿四萬串文内外を徵收し得可きを報告せり即ち從來揚委員及其以前に於ける每年中飽額中より幾何かを政府に納めし者にして李委員と雖も猶鉅額の中飽を有するや明白也と籌餉局開辦當時は收入頗る多かりしが烟酒の二稅は三聯單の侵蝕を蒙り砂糖稅の如きは半減するに至れり其後整理の結果現今恢復するに至れるが今其一ヶ年收入額を見れば左の如くして漢口、老河口、最も多く張家灣之に次ぎ、武昌法泗州團風武穴沙市蔡甸順次に之に次ぐ

漢口　一ヶ年　二十萬串文　砂糖稅八九割を占む
宜昌　五六萬串文
老河口　十一二萬串文　烟稅其九割を占む
張家灣　四萬串文
武昌法泗州團風　各一二萬串文　法泗州は烟稅を主とす
武穴沙市
蔡甸　三千串文餘　酒稅を主とす

各州縣に於て代りて徵收するは左の三個所最も多し

黃陂、天門隨州　合計一年一萬數千串文

其他は一ヶ年數千、一二千、數百、串文迄あり年に豐凶あり商販の額に多少あれば稅額も亦一定せされども豫算にては前三年間の收入を平均す本稅は一ヶ年四十萬兩あり

稅率

第一、煙草

煙葉　一斤七錢五文　百斤に付き風袋三十斤を引き七十斤を實數とし課稅す

定子菸　每塊　＊一文
雙毛　每塊　＊五毛
福建皮絲　每包　＊四十文
江西皮絲　每包　＊廿文
蘭州青條水烟　每斤　＊廿文
蘭州水烟の通過稅　大箱　＊二串文
　小箱　＊一串貳百文

備考

湖北に產する煙葉は均州鄧州成襄家山を以て主產地とし品質最も佳なり其他四川金堂產も亦漢口に於て其名高し煙葉は篾を以て包まれ居るを以て百斤に付き風袋三十斤を差引くなり實際風袋の目方三十斤無し定子煙は山西、及蘭州產を主とし蘭州產は大箱百七八十斤小箱百斤入にして山西產は一箱八百斤入とす

雙毛と稱せらるゝは青條黃條と稱せらるゝものと共に定子菸中の一種なり

福建皮絲は每箱百四十斤入にして一箱に付き五千八百文を納付せしむ江西皮絲は其半額とす（稅額の事）

蘭州青條水烟に限り老河口籌餉局に於て通過稅を納め漢口に來るとすれば又稅金を約付せざる可からず

二、酒

湖北產原花酒　每斤　＊八文
同黃酒甜酒　每斤　＊四文

外省產酒

汾酒	每簍	＊八百文
	每瓶	＊四百文
紹酒	京罎	＊百五十文
	小罎	＊百文
大號花彫	每罎	＊八百文
第二同	同	＊六百文
第三同	同	＊三百文
南酒	同	＊百文

備考

湖北省內に於て製造せらるゝ酒に對しては上記の稅率に據らず漢口籌餉局に於ては漢口漢陽兩處の酒店百餘軒に對し左の割合を以て戶稅として徵收す

汾酒を製造する酒店　每月　稅金四十串文
南酒を製造する酒店　同　同　四串八百文

外省より漢口に運來せる酒は到着するときに上記稅率により徵收す

以上＊印を附せる稅率は原定稅率にして厘金稅は別に之を徵收せしが光緒廿七年十二月善後局釐金局に商議したる結果烟酒二稅の釐金稅を免除し其稅率を二倍に增加せり

砂糖

氷糖	廣東四川南洋產	一斤	舊率	十文現行率	五文
白糖	輸入頭車糖	同	同	八文 同	四文
赤糖	輸入二三車糖	同	同	六文 同	三文
雜糖	米麥より造れる者	同	同	四文 同	二文

備考

光緒二十九年及同三十二年四川廣東の砂糖商數回の請願により五割減稅したり

以上三稅は湖北省に於ては一回納稅すれば他局に於ては其納稅證書を證として再び徵收せざるものとす

又湖北省內に產する煙、酒、糖にして籌餉局の手を經て徵收せざるものは各州縣地方官代收するものにして其稅率一ならず其產額少量なれば特に記述するの要なし

◉米國領事の調査せる支那經濟界

支那各地駐在の米國領事が調査報告せる支那新事業界の現況を次に抄譯すべし

南京　エー、タプリユー、ギルバート

有望なる機械類市場　江蘇省に產出し現に外國に輸出しつゝある原料品を用ひて製造業を興さんが爲に新式工場を設くべしとは、今や盛に行はるゝ所の議論也、而して若し此議論にして實行せらるゝに至らば紡績機械其他各種機械類

の多大の需要を喚起すべし、南京には今や三十哩餘の小石敷きの道路あれども、これ何等の機械力にもよりたるものにあらず、此道路は毎年延長されつゝありて勢これが爲に所要の機械を購入するの時機亦至るべし、南京には未だ水道及下水の設備なし、然れどもこれ亦當然早晩設備せらるべく外國製の機械の需要亦これと共に起るべし、

津浦鐵道　津浦鐵道の南段工事は其線路が最も水害多き安徽省内を通過する爲昨年中は數回水災を蒙り甚だ其工程を阻礙せられたり、然しこれ元より其工事を難からしめたれども之れが爲に其豫定の竣工期を愆る樣の事は決してなかるべし、一九一〇年の九月一日に工事車は浦口より九十二哩の臨淮關に迄到れり、而して其年末に於ては二百哩の間は軌道の敷設を見主要なる橋梁既に成り北段と接續する甚だ近きにありき浦口に於ては鐵道側は廣大の地面を借入れ貨物及材料存置の爲に倉庫を設立せり、而して又南端の停車場等亦此に建設せらるべし、長さ三百呎の碼頭は既に竣工せるが、此には大洋通の汽船を横付けし得べし、又各二百呎の長さなる二平底船及二艘船も既に出來せり

本鐵道は安徽省の最も肥沃なる耕作地々方及礦産に富み且牧畜農業の盛なる北部江蘇、西部山東の地を過るものにして、其經過地たる山東の西北部及直隷の南部は綿を出す事夥し、若し上海南京鐵道の如く贐金局にして設けられずんば内地に於て舊式の方法により行はるゝ貨物の運送はすべて本鐵道によるに至るべし

水害電燈　毎年水害を釀す剩水排斥の工事の爲昨年中に外國留學より歸來せる支那人技師は江蘇北部を測量したり、電燈は一九一〇年に始めて企畫せられ、其最初に用ひられたるは此年の九月米國實業團の來寧に際し總督張人駿の邸宅に於けるイルミネーションなりき、而して其十月には既に下關方面迄點火せられたり、電燈料は十燭光一弗七十五仙にして一キロワット一弗也

青島　ジエー、シー、マクナリー

獨逸の支那に於ける根據たる青島の貿易は過去十四年間に於て健全なる繼續的の發達を遂げ來りたるが、一九一〇年に於ては其發達は最も著しきものありき、此發達を招けるは元より幾多の理由あるべしと雖も、殆ど完全に庶幾き港灣設備成り汽船と汽車と相接し積荷をなし得るに至れるに因る處最も多し

山東鐵道と相連結し得るに至れる此模範的の港灣設備の爲從來他の開港場に集りしものは此に至り、又鐵道によりて山東省は勿論直隷南部及河南の輸出入品も青島に依るに至るべきは自然也、此結果は更に大豆、落花生、及麥稈等の產額を增加しこれと共に麥稈眞田、大豆、落花生油等の輸出も勿論增大せられ、これ等の貨物は大に歐洲行汽船の積荷を增加したり

鐵道布設及運賃　津浦鐵道の濟南泰安府間の開通の結果は山東支那官吏の奬勵と相待ちて沿線の農業發達を促し商圈を大に擴大するに至るべし、彼等は既に擴大なる荒地を殖林又は棉其他の農作物の耕作の爲に開拓し始めたり

山東鐵道一九〇九年には七一二、〇六〇噸に過ぎざりしが一九一〇年には七六〇、一二三噸の貨物を運送せり鐵道會社の統計の示す所によれば濟南ノ面へ輸入せらるゝ貨物は一九〇九年は二〇、五一六噸なりしもの、一九一〇年には二四、四五九噸に增加せり而して靑島方面に積送られたる貨物は一九〇九年には二四、九五四噸にして一九一〇年には二六、〇八四噸なりき靑島の輸出貿易額は六十五パーセントの增加を見るとは云へ、其多くは車運又はジャンク等により到着せるが爲に鐵道は多大の利益を占むる能はざりしが如し、乘客は一九〇九年の六四〇、一九〇人より六五三六二四人に增加せり

船舶山東採鑛公司　海運の發達に連れて起れる必要上膠州灣政廳は船渠の傍に大倉庫を建設し、而して其一部はこれを大汽船會社に賃貸せり、更に又政廳は港區擴張の必要を認め其計畫は今年より實施せらるべき筈也

山東鐵道公司の分身たる山東鑛務公司は房村及黃山の兩炭坑を採掘せるが、其一九一〇年に於ける產額は房村炭坑は二二九、三四二噸にして前年に比し四三、〇〇〇噸を減じ黃山炭坑は二三二、〇四三噸にして前年に比し七二、〇〇〇噸を增加せり、兩坑の出產炭の內地に於ける需要は計二二八、〇〇〇噸也、房村炭は靑島に於て家內用及厨房用として盛に需要せられつゝあるも、黃山炭は寧ろ船舶用として多大の需要あるものゝ如し

金屬類の輸入に於ては鐵及鋼鐵の增加を見たるが、是れ主として船舶用及內地に於ける鑛山鐵道に用ひられたると獨逸の資本による津浦鐵道の北段線の建設材料に用ひられたることによる、其結果としてこれが供給者は多く獨逸商也、鐵道が天津より濟南迄更に又これより南方南京方面に開通したる爲供給は甚だ容易となれり

材木其他　鐵道用木材は米國より輸入せられたるもの多く一九〇九年には其額二四、四六九立方呎に過ぎざりしもの一九一〇年には一、一二七、七九三立方呎に增加せり、又一九〇九年には更に輸入を見ざりし米國の軟材は一九一〇年には八、五六五、六〇一平方呎の輸入を見るに至れり

卷煙草の輸入增加せるは主として某會社が甚だ賣擴めの廣告につとめたると、收獲豐富なりし爲め支那人が喜んで阿片の代用品として用ふるを得しと、而して其價格低廉なるが爲貧窮なる支那人と雖もこれを買ひ用ふるを得しとによる

地方の工場に於て製造せられた蛋白の獨逸に輸出せられたるもの一九〇九年には僅四ハンドレッド、ウエートに過ぎざりしが、一九一〇年には三一一ハンドレッドウエートに達したり乾燥蛋白輸出は一九〇九年度に於て四七ハンドレッドウエートなりしもの一九一〇年には六三ハンドレッド、ウエートに增加せり、尙聞く所によれば他に獨逸人の會社にして鷄卵貯藏業を營まんとしつゝあるものありと

芝罘　ジョン、フオウラー

山東省內を通過する津浦鐵道の工事は非常の速力を以て行はれつゝあり、而して今や靑島より濟南迄獨逸鐵道により

更に濟南より新鐵道により北は天津に南は泰安に至るを得べし、昨冬上海より青島を經て此より更に北京に達するの新航路開かれたり煙濰鐵道は依然として計畫中に屬す、而して支那官憲も芝罘を內地に連絡すべき鐵道にして成らずんば芝罘の繁榮は獨逸の青島日本の大連により奪はるべきを熟知せり、米國に對する主要輸出品の一たりし麥稈眞田の輸出は、今や全く青島の手に歸し、麥稈眞田輸出のインヴォイスを本領事館に於て閱せしは既に四年以前の事に屬するに至れり、尙又本港の貿易を衰退せしめし一因は港灣の狀態が風浪を防ぐ能はざるに至りし結果にして當地商會は久しき議論の末築港案を立てこれを中央政府に致せり

天津　エス、エス、クナーベンシュー

津浦鐵道　既に上海と鐵道連絡ある南京の對岸の一村浦口と天津とを連結すべき津浦鐵道の北段の工事は一九一〇年中は絕えず繼續して行はれたり、天津に於て問題となれる其停車場の位置問題は從來の北淸鐵道の停車場と接續せしむる事にて落着せり、新停車場は同じく又白河の右岸に舊市街に接して建設せらるべし、而して此新停車場は天津西停車場と、從來の天津市內停車場たる津浦鐵道との連絡地點となるべき停車場は天津中央停車場と、露國居留地にあり元來居留地停車場と稱せられたる停車場は、天津東停車場と各改稱せらるべし

本鐵道の第一段は天津の下流六哩の白河沿岸の陳唐莊より滄州に至る七十哩の間也此間の試運轉は一九一〇年一月十行に日はれたり、而して其四月には第二段たる滄州より德州に至る九十哩の間の開通を見たりかくして遂に十月二十八日には天津濟南間一週二回の列車運轉を見るに至りしが、天津を午前八時に發したる列車は午後六時に濟南府に到着せり、其後更に又濟南より南方六十哩なる泰安府迄の開通を見るに至れり

京張鐵道　京張鐵道は昨年中完全に運轉せられつゝあり、本鐵道は北京の南方豐臺驛に於て京奉鐵道に接續するものにして全線延長一〇二哩あり、張家口より歸化城に至る延長工事は徐々として進められ今や張家口より四十哩の地迄工事車の運轉せらるゝを見る

白河浚渫　白河浚渫工事は天津より河口に至る舟運を容易ならしむべし一九一〇年度に於て遺憾なき進歩を見たり其主なる工事は太沽沙洲を通じて整然たる河道を作るにあり、河道に堆積せる沙石は其中心に於て最も淺き處にても四呎七吋あり浚渫は四月九日より開始せられたり、七月十五日には干潮の際に五呎の水深あり一九一〇年度中の極點なりき、而して夏期の增水は多量の土沙を押流し來り船脚は六吋を淺からしめざるを得ざるに至りしが、十月中旬には元來の深さに至らしむるを得たり、太沽海峽の航行は從來より確かに容易になり前年には六三隻の汽船此に於て擱座せしもの一九一〇年には僅に二六隻に減じたり、一隻が沙洲に於て擱座する時は更に一沙洲を作り、其結果他の汽船又更に始めの時より甚だしく擱座するを常とす、斯くの如き狀況にある河川を浚渫するは莫大の資金と長日月とを

要するもの也、出入船舶の吃水は前年中に深さを加へ沿海航行船が港外に於て船脚を輕くするの必要は減ぜり

鑛業　開平炭鑛會社は唐山附近に於て開平大炭山の採掘に任じつゝあり、該炭坑の一九一〇年に於ける出炭量は一、二〇九、〇〇〇噸なりき、而して現今該炭坑の設計は年產二、〇〇〇、〇〇〇噸を得るに足れども、販賣の關係上これを制しつゝある也、該石炭の海路輸出せられたるものは三九二、〇〇〇噸にして其最大輸出先は上海及其附近にして此へ仕向けたるもの二四二、〇〇〇噸に達せり、鐵道會社へ其燃料として賣却せられたるもの約一二〇、〇〇〇噸にして汽船に用ひられたるものも略同額也

倘本會社は唐山に於て煉瓦、屋背材料、下水管等製造の設備あり、是等の製造業は甚だ有望にして年と共に發達しつゝあるが、殊に昨年度は同事業開始以來始めての良好の成績を得たり

會社にても其所有の土地に對し頻に殖林を行ひつゝあるがこれ礦山開掘に要する木材を得んが爲にして、現今日本より輸入を止むなくせらるゝものに代らしめんが爲也、現に百萬本以上の樹木は生育しつゝあり、而して更に本年內に又百萬本植付けらるゝ筈也

北京シンジゲートは河南省の衛縣附近に無煙炭山を有す、該炭山の出炭量一九〇九年には二四四、二八〇噸なりしもの、一九一〇年には三五七、二〇五噸に達せり、而して其大部分は內地に於て消費せられたるが、四〇、〇〇〇噸以上民船又は鐵道により天津に運致せられ、其一部分は上海、滿洲及其他へ輸出せられたり

直隸南部なる炭山は白耳義シンジゲートの採掘に係る、深さ六百五十呎の兩炭坑が一日十時間の作業により出す處の炭量毎日四、〇〇〇噸に達す、然れども一九一〇年に於ては不幸出水多かりし爲一日の採炭量は六〇〇噸に過ぎざりき直隸山東兩省の境界なる Ching Hsing 炭坑は獨逸シンジゲートの經營也、該炭鑛會社にては山西鐵道連絡せしむる爲短距離の鐵道を敷設せり、現在に於ける出炭量一日一、〇〇〇噸なるが、現に新坑開掘の準備中なれば若しこれにして開掘せらるゝに至らば其量は更に增加すべし

牛莊　ウイリアム、ピー、ケント

大豆及其生產品　大豆及其生產品は全滿洲を通じて益必要の度を加へ來れり、而してこれ實に牛莊商業界に於ける唯一の花形役者たり、如何に近來大豆及其廣大なる用途が商業界に熟知せられしか、又如何に早くそれが重要商品としての其地位を得しかを思はば、其れが爲に起れる農業上の變革は彼の玉黍麥煙草及馬鈴薯の發見のそれに比すべきものなるを首肯し得べし、一九一〇年中牛莊より積出されたる大豆、大豆粕及豆油の平均價格を見るに大豆は毎四百斤四弗九十仙、豆粕は毎六八七斤五弗五十五仙豆油は毎百三十三斤半五弗七十五仙なりき

大豆よりの製品にして其製造の增加したるものは日本及其他極東に於て用ひらるゝ醬油也日本にては小資本を以て一九〇三年に牛莊に醬油製造工場を起せり、然るに其成績甚

だ良好にして收益亦十分なりしより、支那人資本家にして牛莊にこれが工場を設けんとするもの一二あるに至れり

大豆貿易に附隨して最も重要に且有望なるは油房にして、一九〇九年より一〇年にかけての其製油季節にありて、多く舊式製造機に代るに新式機械を以てし著き發達を見たり一九一〇年十二月に於て牛莊に於て營業をなしつゝありし油房數次の如し、蒸汽力を使用するもの七、其一年の生產額大豆粕五、〇〇〇、〇〇〇枚豆油二一、〇〇〇、〇〇〇キャッチイ、小規模のもの七、其生產年額豆粕一、八〇〇、〇〇〇枚豆油七、九〇〇、〇〇〇キャッチイ、其他三、其生產年額豆粕三〇〇、〇〇〇枚豆油一、三〇〇、〇〇〇キャッチイ也

此に一の希望の存するは棉油製造機と同一の機械が此豆油製造にも用ひられん事也、此機械が地方生產業者の需要を得んが爲には、其廣告の第一歩に於て愼重の態度を要すべく、殊にこれをして好成績を得させんが爲には能く其製造の事情を研究しよくこれに適應せしむるを要す

◉四十四年度營口貿易狀況

民船貿易

一、概況　近時運送上汽船は安全且迅速なる點に於て著く民船の勢力範圍を侵し之れに大打擊を蒙らすべしとは世人一般の想像する處なるも實際に於ては左程の影響を及しゃらざるは時間に對する觀念薄き支那商人の民船が低廉なる運賃比較的僅少なる海損及び從來の慣習上自己の貨物を間屋又は委托販賣業に托するに便利なる關係を有する等に因り少くとも營口に於ける民船貿易は逐年決して退歩を見ざるなり而して昨年度民船によりて當地鈔關を通過せし貨物は其の價格一千六百十八萬八千九百五十八海關兩にして四十三年度貿易額に比し約四百萬兩の超過を示し內一千二十四萬九百六兩の輸入は當鈔關未曾有の多額なりとす

昨年五月揚子江一帶に蜂起せし革命騷亂は南淸地方即ち上海寧波福州等より來る民船の大部分は既に北淸に向け最終の航海に出帆し或は準備中にして然らざるものも約定物積込の後なりしを以て輸入貨物の上には些の影響を蒙らざしは幸福なりしも今日の如き過爐銀の下落上海會水の騰貴にして永く順潮に復せざる時は本年度の貿易上多大の障害を蒙り不結果に終るべきや明かなり

二、關收入　昨年度鈔關の徵稅額は二十四萬九千八百二千參兩にして之れを最近五年度に於ける最多額なる四十二年度に比し四萬兩の減少なるも一昨年度に比しては五萬五千兩の增收にして內輸入稅は二萬七千兩輸出稅は二萬四千兩噸稅は四千兩の增加を見たり

三、輸入　昨年度營口鈔關を通過して輸入せられし貨物の合計價格は一千二十四萬九百六兩に達し之を四十三年度にの其れに比し二百萬兩四十二年度に比し六十萬兩の增加に

して內重なる增加は土布の百七十七萬二千兩及び羅海紙の四十八萬兩にして其の減少を見たるは山東より來る牛皮に於て十二萬兩及び鐵鍋に於て十三萬兩なりとす今價格十萬兩以上に上る重要輸入品を擧ぐれば左の如し

品目	單位	數量	價格（海關兩）
土布	擔	一五五、二六二	六、一五一、一一二
羅海紙	擔	一一八、六七七	一、二三一、四四九
鐵鍋	個	一八四、一四九	七六五、三二三
干蝦	擔	三九、九二九	三〇〇、八二七
陶器	個	一八、四五一、一一二	二九八、〇〇四
牛皮	擔	八、七五三	二六一、五六〇
土器粗製	支	二一〇、七七一	一七〇、〇九八
下等紙	擔	一五、四六一	一〇九、一九七

近來日本製充土布の比較的良好なる品質と低廉なる價值を以て支那土布の販路を蠶食しつゝありと雖ども滿洲に於ける工業の發達に連れ山東地方よりの移民增加せしを以て土布の需用は數に於て著しく增加し來れり

四、輸出　輸出貨物の價格は四十三年度に比し約二百萬兩四十二年度に比し約四十七萬兩を增加して五百九十四萬八千五十二兩に上れり內昨年度に比し增加ありしは大豆の十一萬擔九十一萬兩及豆油の十一萬五千擔百三十一萬五千兩は其の尤なるものにして雜穀は舊曆七月の好輸出期に際し一個月間防穀令の發布ありしを以て何れも其の輸出に於て減額を見たり其他に於て苧蔴陶器及石油は少しく增加あるのみ

五、出入港民船數　昨年度の出入港民船は一昨年度に比し數に於て一千九百二隻積載量に於て百六萬五千四百五十六擔を增加せり昨年中本埠に肇興公司なる支那人の設立に係る汽船會社起りて當港と山東省諸港との定期航路に激烈なる競爭を爲せる爲め運賃の減額により山東諸港より來住する民船に影響し其の出入港數著しく減少せり然れども他にありては南淸及天津より來る大形民船の數は非常に增加ありたり

汽船貿易

一、出入港汽船數　昨年中當港に出入せし汽船數は合計一千六百四十二隻百六十三萬八百噸にして出港入港互に相半ばす沿岸及外國航路よりせる汽船は入港に於て六百七十九隻七十一萬三千八百二十六噸に及び出港又同數なり今之を船籍別にせば英國船二百四十四隻二十九萬二千六十噸和蘭船二隻二千四百噸佛國船二十二隻一萬五千二百二噸獨國船四隻九千二百九十九噸日本船二百七十九隻二十八萬六千二百六噸諸威船二十七隻二萬五千八百三十八噸淸國船百一隻八萬二千八百二十一噸なり而して當港を中心とし龍口登州の如き未開港地間を航行せる船は英國船の五十隻三萬七千二百九十九噸日本船の六千一隻四萬四百九十八噸淸國船の三十一隻二萬三千七百七十七噸合計百四十二隻十萬一千五百七十四噸に當る

最近十年間にありて去る三十九年度の七百二十隻に比し船數に於て四十一隻の減少なれども噸數に於て七萬七千七十

四噸を增加し一昨年度に比し七十二隻六萬五千五百五噸を增加し四十二年度に比し三十六隻六萬六千二百八十三噸を增加せしを以て昨年度は最も多くの船を港內に入れたりといふも不可なかるべく只未開港地間往來の汽船に於て四十三年度に比し四十二隻三萬九千七百三十四噸四十二年度に比し七十二隻四萬三千六百六十二噸を減少せり

二、貿易額　外國より輸入せられし貨物の價格は九百五十五萬一千四百十四兩にして淸國各港よりせるもの二千一百九十三萬九千五百八十九兩に及び外國に輸出せし價値は一千一百九十四萬六千七百二十八兩淸國港向は一千四百七十七萬六百九兩にして之れら輸出入合計五千八百二十一萬三千七百四十兩に上り三十八年のレコードに及ばざると約三百七十萬兩なるも四十三年度に比し約五百萬兩四十二年度に比し約三百萬兩を增加せり其の他再輸出額は十三萬一千二百九兩金銀貨幣の輸入せられしもの百四十五萬三千八百兩同品輸出九十二萬二千百四十六兩及び如上の統計に含まれざる子口半稅單による貨物百十五萬八千四百四十七兩三聯單によるもの八千百十九兩にして昨年度內牛莊海關を通じて出入せし貨物の價格は實に六千一百八十八萬七千四百六十一兩に上り之れに加るに鐵道に依りて出入せる貨物を以てせば當港に於ける貨物の消化力を知るを得んも南滿鐵道にありては只輸送貨物の數量のみ京奉鐵路にありては何分據るべき統計のなきを遺憾とす

當港對外國の貿易額を擧ぐれば左の如し

國名	輸入額	輸出額
香港	一、九二九、七七八（海關兩）	九八二、二三二（海關兩）
新嘉坡（シンガポール）	三五九、四九七	—
蘭領印度	五五、三四〇	二一八、九四〇
英領印度	二四、一五〇	—
英國	二七七、九四四	九一、五一〇
瑞典	一九、三一九	—
丁抹	三、四一五	—
獨逸	五四、六九六	一四、四四一
和蘭	七、六六〇	五五、七二六
白耳義	五一、〇九三	九四、六七四
佛國	六〇、七七三	五、四五九
瑞西	一七五	三三
伊太利	—	一二、〇一三
澳太利	五、二七一	—
露西亞	六、八二六	四九、五五三
日本	五、〇五〇、八五五	一〇、四一二、六九八
比利賓諸島	二〇〇	—
加奈陀	九、五八三	—
米國	一、六三四、六三六	九、六三六
歐西太利亞	一一三	—
南亞弗利加	—	一〇、四〇三
合計	九、五五一、四一四	一一、九五七、三一八

三、稅關徵稅額　輸入稅三十八萬三千六百十七兩八錢七分七厘輸出稅五十一萬五千五百六十一兩五錢七分五厘沿岸貿

易稅十萬五千八百七十八兩七錢四分噸稅二萬二千一百七十六兩九錢子口半稅二萬三千四百七十兩四錢七厘三聯單稅七十七兩二錢五厘にして合計百五萬七百八十二兩六錢七分四厘にして百萬兩に上りしは當地海關未前の徵稅額にして之を三十四年度に比すれば約五萬五千兩四十二年度に比し約六萬五千兩の增加なり

四、重要輸出入品　昨年度牛莊海關を通じて出入せし貨物の總價額の六千萬兩に上りしは前述の如し今まその內重要輸出品に付き品目及數量を擧げば左の如し

1、重量輸出品數量

生金巾(米國製)	一四一、一八〇疋	八、四四九、一七〇碼
同(英國製)	一二〇、一八〇疋	八六、四九九打
同(日本製)	二、七〇〇疋	一〇八、三九八打
シーヂング(米國製)	三〇九、五七五疋	一五捆
同(英國製)	八、三〇九疋	五二、〇七二捆
同(日本製)	二六九、六〇〇疋	三九、七八九捆
晒白金巾	二一一、九三七疋	一三五、七二五疋
雲斜布(米國製)	一三八、一二五疋	八、九七四捆
同(英國製)	六二五疋	二九、七九五捆
同(日本製)	一八七、三三〇疋	一五、四七〇擔
天竺金巾	八、九一三疋	二三、三六九擔
綿ラメチング(無地)	一二三、四〇〇疋	一〇、八一七擔
同(片付)	五四、〇六三疋	一三、〇六四擔
絣金巾	一五、四三〇疋	一三、四〇三擔
綿フランネル	四六、七八八疋	二、二三三擔
日本綿布		二三六擔
ハンカチーフ		一六、七七九擔
タオル		五五、二四六擔
綿絲(英國製)		一六、三九六箱
同(印度製)		一、三八七、〇二二哥
同(日本製)		二五一、一四八シレ
內國製シーチング		九、八九七、四七〇ガルス
內國綿絲		二、〇九一、四六六擔
南京布		二六、八三七擔
鐵銅眞鍮及黃銅板		一〇一、四八八海關兩
鐵條		
釘鐵		
鉸釘		
電鑛鐵		
鋼鐵		
錫		
葉鐵		
麥粉		
窓ガラス		
マッチ		
針		
石油(米國品)		
紙		
米		
石鹼		

砂糖　二一九、五二九海關兩
書籍(以下支那製品)　二、五七九海關兩
石炭　一九、九六〇噸
棉花　一〇、七三三擔
麥粉　五七、五〇四擔
藥劑　二〇五、六六八海關兩
紙(一等品)　二三、三四一擔
同(二等品)　四八、二三六擔
絹反物　一、五〇七擔
砂糖　七五、八三〇擔
茶(紅茶)　三、九二九擔
同(綠茶)　二八、一二八擔
葉煙草　一一、六八四擔

2、重要輸入品

大麥　二、六二五擔
豆粕　五、五八三、四三六擔
大豆(黑)　二〇九、二一六擔
同(綠)　二〇八、九〇五擔
大豆(黃)　一、四九八、五八〇擔
牛骨及屑　一〇、五七五擔
石炭　一三五、六二六噸
人參　二、四六九擔
鹿角　一、〇六〇對
高粱　三八〇、七三四擔
藥材　二三四、二八四海關兩
粟　一五三、七七四擔
豆油　一六二、五八八擔
篦麻子油　九、二八一擔
燒酎　一五、九五六擔
瓜子　一九、〇六一擔
胡麻子　五一、五〇五擔
柞蠶絲　四、七〇五擔
同屑絲　六、六六九擔
毛皮敷物　一九、〇七〇枚
野羊皮　五、二四九擔

◉蘇州の兵變

一、原因

蘇州兵變の原因に關しては異說紛々として容易に其眞相を捕捉し難きも(一)此次兵變の主動者たる第四十六標は久しく北安徽壽州に駐屯し何等拘束なき不規則なる生活に馴れ來り嚴肅なる兵營生活に堪へざること(二)駐屯中一部の兵士は給料の關係より脫營し新に補充として駐屯地にて招募せし新兵は江北の窮民なると(三)蘇州歸還後直に解隊さる

べしとの謠言軍隊内に傳はり人心不穩なりしこと(四)兵士の給料の支拂遲滯せしこと等を以て其重なる原因と認められつゝあり勿論之等も其原因の一部分に相違なきも由來不檢査不規律なる支那兵のことゝて機會だにあらば掠奪强姦を逞ふして怪まざるは獨り蘇州軍に限らざるは在來の例に照しても明かにして殊に最近京津の兵變に依り北方の軍士が意外の收得ありしとの風聞が彼等下級軍士の頭腦を刺激し何等かの機會を利用して爆發せんと欲したるは疑べからざる事實にして其動機たる憲兵隊との衝突の如きは彼等は自ら求めたる動機たること掠奪物運搬に關する準備を初めより整へ居りしに徵するも明かなり

二、兵變の經過

兵變の經過は二十七日夕大觀茶園にて觀劇せし一群の兵士が騷擾甚しく臨場の憲兵が之を制止せしに反對に憲兵に喰つてかゝり玆に憲兵との間に一場の格鬪を演じ其内憲兵隊との衝突の狀況を兵營に通知するものありて兵營よりは武器を携帶せる多數の兵士現場に驅け付け來り憲兵との爭鬪に目もくれず直に茶園の向側なる惠中旅館に亂入し銃を放ちて手當り次第に掠奪を初め附近一帶の旅館割烹店妓樓娼寮其他の商店に放火掠奪して閶門外の吊橋に至り城内に入つて江蘇銀行を掠奪せんとせしも城門を閉して入るを能はざる爲引返して鴨蛋橋附近に至り黎明に至りて引揚げたるものにて兵士の掠奪漸く熾に及び土匪窮民も亦之に參加し目星しきもの携帶に便なるものは大抵兵士の爲に掠奪され其餘のものは土匪窮民之を襲ひ去り甚しきは炊事道具迄も奪ひ去られたるものありて掠奪後の光景は頗る慘憺たり

掠奪の時間は二十七日午後九時より翌朝八時に至り被害區域は城外の不夜城たる閶門外馬路一帶より吊橋大街及鴨堂橋附近に至り二十八日の夕再び胥門外に現はれしも警戒嚴重なる爲め暫時にして解散せり掠奪の方法は頗る巧妙を極め贓物を運搬すべき民船を雇ひて之を胥門外閶門外の所に待たせ置き掠奪物は之を人力車に滿載して民船に送り或は附近の蓑小屋に埋藏せり掠奪の際は放火と發銃とに依り先づ膽を寒からしめ首領らしきものは笛を鳴らして一切を指揮し頗る敏活に行動せり

被害者中主なるものは馬路一帶にありては蘇臺、利昌、惠中等の旅館大慶、新大和、九華、義昌福、等の割烹店、晉豐當舖、治源祥廣貨舖等にして山塘上下塘南濠街一帶にありては萃昌祥天豐の如き布號愼大維康等の錢莊にして其總數三百戶に及び又邦人中閶門外一帶にありし雜貨店寶藥店醫師理髮師の如きも悉く掠奪されたり

掠奪起るや官憲は茫然自失殆ど策の出づる所を知らず商團巡警の如きは勢に恐れて一步も出づるものなく二十八日正午に至りて城外に駐屯せし先鋒隊の一部を入れて城内の警備に當らしめ同日夕刻當時上海に滯在せし莊江蘇都督は歸任し巡警憲兵隊先鋒隊及水師を城外各地に派して匪從、亂兵の緝捕掠奪物の搜索に從事せしめ又巡警區長をして閶門外一帶を戶毎に搜索せしめ更に亞細亞火油公司へは先鋒隊の一部をスダンダードオイルへは第十九團第一營を遣して

守備に任ぜしめ滬寧鐵道停車場には先鋒隊の一隊を常駐せしめ停車場の守備上下客の稽査に當らしむると同時に匪徒の遁走を防止せり更に二十九日には民政長の連名にて左記の安民の告示を出せり

一、各營軍士にして長官の約束を肯かず軍火を私帶して市街を行くものは直ちに斬る

一、婦女を強姦し並に搶人索詐するものは直ちに斬る

一、此等匪徒を窩藏し並に贓物を分受するものは直ちに斬る

一、焚掠の情事並に贓物のあることを確査すれば直ちに斬る

一、謠言を私造し衆心を擾亂するものは直に斬る

臨時江蘇省議會は當時恰も蘇州に開會中にて多數の議員は惠中蘇臺等に宿泊せしが此奪掠に遇ひ僅に身を以て免れたるもの多く止むを得ず一時議會を上海に移し上海西門外江蘇教育會を會議場に充つるの止むなきに至れり

四、其後の狀況

其後は人心漸く落付きしも再發を惧れを避難するもの未だに止まず一方官憲は兵を四方に派して匪徒の緝捕に勤めし結果斬獲さるゝもの日に十數人に及び其内上海無錫等にて拿捕されたるものあり贓品に關しては軍政司は關内外に臨時收贓處を設け軍政司及商務會より員を派して會同辦理し(一)贓物を隱匿するものにして七日間に收贓處に送り來る者は罪を問はず(二)若し贓物を隱匿して日限に至るも送り來らざるものは掠奪をなせしものと同一の罪に處す(三)若し贓物を隱匿せしよを探知し收贓處に報告し來り之に因て搜獲せし時は其贓物の價格を按じて給賞すべしとの告示を出して贓品の回收に勉め成蹟比較的良好なるものゝ如し尙善後策に關しては商務總會蘇民公權研究會市民々社被害民等は所在に會合して善後方法を研究し或は都督の許に陳情委員を送り或は損害額の取調に從事せしも未だ良法なく遂に四月五日社會黨員陳翼龍の發起にて玄妙觀眞一人殿に社會黨、自由黨、國民公會、商團公會、蘇州工黨共和宣講團臨南市民會社婁齊市民公社渡僧橋市民公社山塘市民公社蘇州田舍住民公社及被害民の代表者等約千二百人相會し善後辦法九條を議決して解散せり其内容左の如し

一、被害各商民の撫恤要求は等級に分つべきこと

一、贓物の收贓處に集れるものは之を競賣に付して撫恤の資に充つること

一、贓物を搜索する爲めに援護するものは訴ふべきこと

一、各兵管の彈藥は一律收回すべきこと

一、軍人貯蓄銀行を設立すべきこと

一、都督及軍政司に要求して社會中最信用ある軍隊を蘇州に駐屯せしむること

一、倘し上海又は南京にて軍隊の變亂あれば軍界より均しく保護を擔保すべし

一、日本商店の撫恤は支那人と一律に見なすべき旨都督に要求すること

一、此次の兵變の都督の責任なれば袁大統領に打電して莊都督の更撤をなすこと

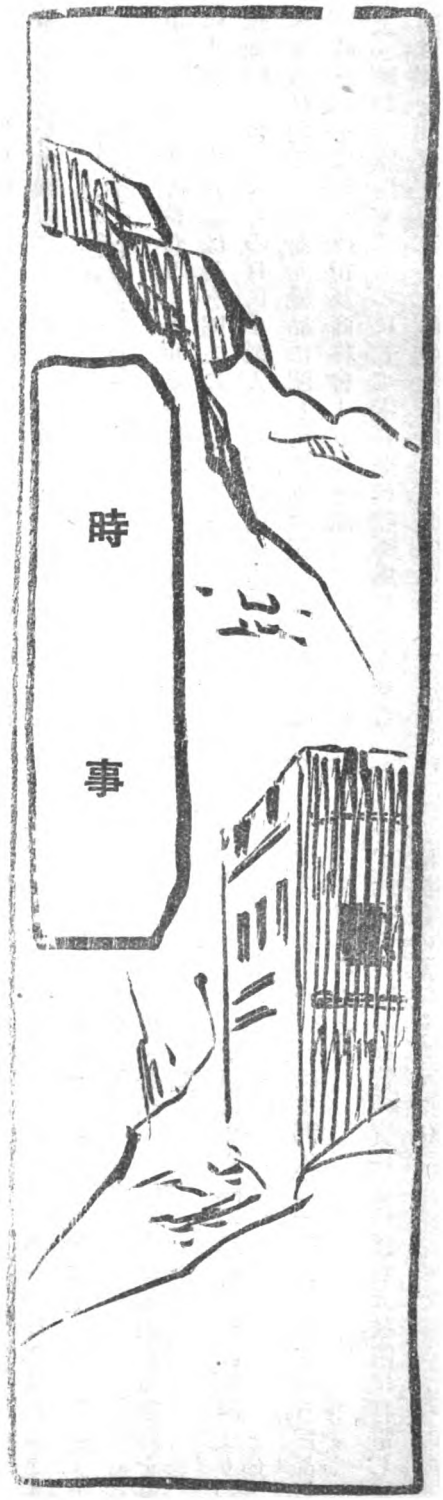

◉明治四十五年四月上半月 支那半月史

内治外交

◉大官の任命

任參謀總長　徐紹楨
依願免參謀總長任倉場總督　徐紹楨
任陸軍次長　蔣作賓
任司法次長　徐謙
任海軍次長　湯薌銘
任海軍總司令　黃鐘瑛
任海軍左司令　藍建樞
任海軍右司令　吳應科
任熱河都統　姜桂題
任直隸提督　馬金叙
任甘肅提督　馬安良
任直隸布政使　曹錕
任教育次長　范源濂
任直隸提法使　任毓麟

◉內閣員選舉

南京參議院に於て三月二十九日新內閣員の選舉を行へり出席議員議長を加へて三十九人にして其得票次の如し

外交總長　陸徵祥（三十八票）
內務總長　趙秉鈞（三十票）
陸軍總長　段祺瑞（二十九票）
海軍總長　劉冠雄（三十五票）

財政　熊希齡　（三十票）
教育　蔡元培　（三十一票）
司法　王寵惠　（三十八票）
農林　宋教仁　（三十四票）
工商　陳其美　（二十四票）
交通　梁如浩　（十七票落選）

是等は悉く北方哀、唐より提議せしものにして內獨り梁如浩のみ落選せり

◉新內閣組織

唐紹儀新中華民國の總理大臣に任命せらるゝや南京參議院と閣員選定協議の爲袁世凱と商議し內閣々員候補を豫定して南下しこれを南京參議院に謀れり、其結果を前記の如く殆ど全部贊成を得たるが獨り交通部長梁如浩は落選せり、依て施肇基を以てこれに代へ兎に角第一期新內閣の組織を了し唐初め新閣員は漸次に北上しつゝあり

◉南京留守條例

第一條　南京留守は大總統に直隷し南方各軍及び南京地方を維持整理するの責有り

第二條　凡て南方陸軍水師要塞は均しく留守の處理に歸し隨時陸海軍部及び參謀部に通報すべし

第三條　南方如し事變有り大總統に辦請するに及ばざる時は留守は先づ軍隊、軍艦を遣して臨機に處置し隨つて即ち大總統並に海陸軍部及び參謀部に申報するを得

第四條　南京府知事、交涉、巡警所管轄事務は均しく留守の統轄に歸す

第五條　南方各軍及び南京地方各官廳の人員は均しく留守より江蘇都督と會同して任免し大總統に申報すべし

第六條　留守管轄範圍內に關する應需款項は留守より財政部に資商して籌解す

第七條　南京留守府は南方軍隊の整理緒に就くを俟ちて即ち裁撤を行ふ

◉南京留守府職員

參謀總長　李書誠　秘書長　陳嘉會
政務處長　羅良鑑　副長　王駿聲　副官　張次勛
參謀處長　耿覲文　副官　楊葆毅
軍務處長　張孝準　副長　楊廷溥　副官　吳鏡芙
管理處長　何成濬　副官　劉恢
軍需局長　黃愷元
軍法局長　陳登山
軍械局長　汪略
軍核局長　彭琦
軍事局長　凌元州
交通局長　趙正平
警備局長　楊言昌
籌量局長　徐家榕
留守副官長　徐少秋
庶務所長　胡國樑
收發所長　王楨
接待所長　高秉莽

◉國會と選擧法

南京參議院が起草して提出したる國會の組織及び選擧法を聞くに左の如し

▲國會組織法の大綱

兩院制度を採り名を定めて元老院代議院と爲す

一、元老院は地方代表主義を取り各地方の人數を均等とす

二、代議院は人口比例主義を取る

三、兩院は同時に開會閉會す

四、國會々期は四ヶ月を以て限りと爲す但し延長することを得

五、代議院議員の任期は四ヶ年にして元老院議員の任期は二年毎に三分の一を改選す

六、國會の職權は約法に依る但し豫算決算は須らく代議院に交して先議すべし

▲選擧法の大綱

代議員の選擧法は左の如し

一、選擧法は直選制を採る

二、選擧制は初選には小選擧區制を採り複選には大選擧區制を採る

三、選擧人の資格は左記各種の資格を具有するものを以て選擧權ありと爲す

二十五歳以上の男子

選擧區内に一ヶ年以上居住せる者

年納稅金二元以上或は高等小學以上の卒業者能く文字を識る者

被選擧人の資格は中華民國の男子にして年齡滿二十五歳以上の者は皆被選擧權あり

消極の資格は左の如し

公權を剝奪せられ及び公權を停止せられたる者

財產上の信用を失ひ破產を宣告されて猶ほ未だ清結せざる者

笞て禁錮以上の刑を受けたる者

精神病ある者鴉片烟を吸食する者

選擧及び被選擧の資格を停止せられたる者

現役の海陸軍人

現任の行政司法及び警察官吏各學堂の學生僧道及び宣教師

投票の方法は初選に無記名單記投票を用ひ複選に無記名連記投票を用ふ

元老院議員の選擧法は左の如し

一、省議會より記名單記投票法を以て選出す

二、被選の資格は年齡三十歳以上とす

◉臨時省議會建設

袁世凱は次の命令を發して各省に對して速かに臨時議會を開かん事を令せり

各省より參議員を選擧する期限は原と電到の日より一ヶ月以内に辦竣することゝなしたるが現に既に臨時省議會を以て選擧機關と爲すことに定めたれば臨時省議會の成立期限は應さに參議員選擧の前に在るべし已に臨時省議會を設有し及び已に參議員を派出したる各省を除く外は

應さに迅速に簡易選擧方法を定め參議員選擧前に先づ臨時省議會を組織成立すべし延誤を致す勿れ

◉動搖を誡む

袁總統は近時謠言連りに行はれ人心動もすれば動搖せんとするより次の命令を發せり

京城の地面は近日漸く安靖に就けるが乃ち聞く居民謠言を誤聽し仍ほ多く惶惑せるは造言生事の徒暗中に機煽し商民を煽動し自ら相驚擾せしめ以て機に乘じ事を起すを得んことを希圖するに由るべく爲に閭閻を害すと民政部步軍統領衙門に飭し出示して商民に曉諭し常に照して業に安んじ自家を保するを誤り匪徒の煽惑を受けて其奸術に中り自ら慘禍を招く勿らしめ若し偶々傳聞する所あれば附近の廳區に赴き詳細に事實を探問し自ら搖惑せられざることゝなすべし並に該衙門に飭し重く賞格を懸け兵警を嚴督し意を加へて巡防せしめ若し造謠の匪徒あれば即行拿し立ろに重典に處して以て秩序を維持して驚疑を息めしむ

◉各部總長赴任前の事務

袁世凱は新任各部總長赴任前の事務取扱に關し命令して曰く現在各部總長業てに任命を經たるが內務陸軍總長の在京せると外交總長の別に巳に署理を派せるとを除くの外其他の各總長未だ赴任せざる以前在京原有各部の事務は暫く舊に照して辦理し以て夫れ〳〵交替するを待つと

◉孫總統解職の宣告

四月一日孫大總統は其職を解きたるが其袁大總統褒副總統各省都督各省臨時省會に向つて宣告したる解職の電文は左の如し

臨時大總統孫令、前きに參議院が議決せる統一政府辦法の第六條により孫大總統は交代の日に於て始めて解職を行ふ今國務總理唐君南來して國務員は已に各任定し統一政府は業てに完全に成立し本月初一日に於て南京に於て交代し本總統は即ち是日に於て解職し之を宣布して周知せしむ此後國中一切の政務は悉く決を統一政府に受くべし本處各部の辦事人は仍ほ各舊に照して供職し以て新國務員の接理を待つべく懈忽して多く曠廢を致す可らず本總統は受任以來慄々危懼し恐く負荷する能ずして付託に負くあらんことを恐れたるが國人の力に賴り南北一家共和確定せり此れに藉つて本總統は卸責し以て退隱するを得及び身自由の福を享く自ら以て此れに逾るなきを慶す願ふ所は吾が百僚執事公忠體國し私見を以て大局を害するなく吾が海陸軍士は秩序を謹守し共和を以て服從を昧するなく我が五大族人民は親愛して團結日に益々鞏固に奮發して國光を宣揚し我が艱難して締造したる民國をして天壤と不朽に共立せしむべし本總統は德なしと雖も公民の資格を以て國人の後へに勉從するを得ば幸多しと爲す此に令す中華民國元年四月初一日

◉山東都督任命

署理山東都督張廣建には來京を命じ新たに周自齊を山東都督に任命し其赴任以前は余則達をして代理せしむ、尙又山

東巡警道吳炳湘には開缺を命じ韓耀曾をこれが署理に任命したり

◉各省都督人名

最近に於て調査せる所によれば各省都督の姓名は左の如し

湖北　黎元洪　湖南　譚延闓
江西　李烈鈞　安徽　孫毓筠
江蘇　程德全　浙江　蔣尊簋
福建　孫道仁　河南　張鎭芳
直隸　張錫鑾　山東　周自齊
山西　閻錫山　陝西　張鳳翙
甘肅　黃鉞　四川　尹昌衡
貴州　唐繼堯　廣東　陳炳明
廣西　陸某　雲南　蔡鍔
東三省　趙爾巽

尙此外に四川省內重慶都督張培爵なるものあり又安徽大通に大通都督黎宗嶽なるものあり又江蘇の江北に江北都督蔣雁行なるものあり又山東都督胡瑛は已に都督の職を退きたるも尙ほ芝罘に據る莊蘊寬の尙ほ依然として都督たるあり而して是れ等の統一せられて一省一都督となるの時は尙ほ時日を要するものあらん

◉現在參議員一覽表　（四月三日調）

文崇高	貴州	李　盤	河南	陳景南	河南
李　素	山西	丁廷謇	河南	田　桐	湖北
張善與	河南	黃　羣	浙江	李載賡	河南
黃樹中	四川	殷汝驪	浙江	劉懋賞	山西
文　羣	江西	谷鍾秀	直隸	平　剛	貴州
潘祖彝	福建	湯　漪	江西	凌　毅	安徽
錢樹芬	廣東	常恆芳	安徽	史澤咸	山東
李肇甫	四川	于洪起	山東	鄧家彥	廣西
歐陽振聲	湖南	劉　崛	廣西	熊成章	四川
林　森	福建	段宇清	雲南	陳命官	山東
趙世鈺	陝西	曾　彥	廣西	王有蘭	江西
胡紹斌	安徽	吳景濂	奉天	趙士北	廣東
金　章	廣東	彭允彝	湖南	覃　振	湖南
劉　彥	湖南	王正廷	浙江	鄭祖蔭	福建
張耀曾	雲南	彭占元	山東	劉星楠	山東
席聘臣	雲南	劉道仁	湖北	胡秉柯	湖北
歐陽啓勳	湖北				

◉新參議院議員

新に各省より新選して總督府に報告したる參議員の氏名は左の如し

江蘇省　王嘉賓、張鶴第、秦瑞玠、楊廷棟、汪榮寶
廣東省　楊永泰、盧信、徐傳霖、司徒穎、蔣孝會
江西省　李國珍、曾有瀾、陳鴻鈞、靈士模、郭同
貴州省　熊范輿、劉顯治、陳國祥、陳廷策、姚華
湖北省　張伯烈、時功玖、劉成禺、鄭萬膽、湯化龍
吉林省　楊策、全昇勳、何裕康、李芳、王樹聲
奉天省　吳景濂、劉興甲、曾有嚴、孫考案、李秉恕
甘肅省　秦野瀾、吳鈞、宋振聲、
浙江省、陳時夔、段海驪　周珏、王家褆、莫永貞、

福建省　鄭祖蔭、林輸

◉江蘇省の參議員選擧

蘇州の江蘇省議會にては四月七日參議院議員の選擧を行ひたるが先づ二十人を選擧して其中より五人を決選し開票の結果、秦瑞玠、楊廷棟、王嘉賓、陳陶怡、張鶴第の五氏當選し雷奮、汪榮寶、張家鎭、王立廷、凌文淵の五氏豫備參議員と爲れり尙ほ選擧票數は左の如し

秦瑞玠	三十七票	楊廷棟	二十九票
王嘉賓	二十九票	陳陶怡	二十五票
張鶴第	二十二票	雷　奮	二十二票
王立廷	十九票	凌文淵	十四票
張　謇	十一票	丁寶銓	十票
汪榮寶	九票	張家鎭	八票
馬士杰	七票	黃炎瑞	七票
何元炳	五票	趙正平	五票
孟　森	五票	陶保晉	五票
唐文治	三票	馬　良	二票

◉駐外公使候補

新政府の駐外公使として任命せらるべく豫期せらるゝもの次の如し

日　本	曹汝霖	英　國	劉玉麟
米　國	梁如浩	佛　國	劉人鋭
獨　逸	孫寶琦	白耳義	揚　樞

◉邊境官吏改稱

左の邊境地方の諸官吏は以後すべて都督と改稱す

烏里雅蘇臺、伊犁、綏遠城各將軍、熱河、察哈爾、都統西寧、科布多、塔爾巴哈臺、西藏大臣

◉蒙古聯合會要求條件

蒙古聯合會が政府の對蒙策に對し要求せる各條項次の如し

一、嗣後蒙古に對し藩屬を以て待遇するを得ず應さに內地と一律に見るべく、中央政府は蒙古行政機關に對し理藩殖民、拓殖等の文字を用ふるを得ず

二、各蒙古王公原有の土地及統治權は舊に照す

三、內外蒙古汗王公臺吉世爵の各位號は應にこれを予へて永く替ゆるなく其本旗にあつて享くる處の利權亦均しく舊に照して變更せず

四、蒙古各地の呼圖克圖喇嘛等の原有の封號は概ね其舊による

五、蒙古王公世爵の俸餉は應に優給すべし

六、從前蒙地に於て設くる所の官將軍都統辦事大臣參贊大臣等の如きは一律裁撤す凡そ各蒙地に中央政府別に行政機關を設くるも專ら蒙古世爵人民を以て治理せしめ其以下は五族を通用す

七、查するに哈爾八旗及各牧羣及綏遠、歸化等の處の所屬は均しく原蒙古の舊地に係る故にこれを均しく蒙古の區域內に入れ蒙古王公をして管理せしむべし

八、蒙人の漢文に通曉するもの及各種學堂卒業者は均しく內地にあつて京外文武各職に任用す

九、以上の各條は大綱に係る此外未だ盡さゞるの事宜は應に國會召集を待ち再び提議を行ふべし

◉弼德院の在銀分配

共和發表後弼德院々長奕劻主として弼德院解散說を主張し遂に解散と決したるが其在銀に關し種々紛議ありしが遂に次の如く分配せり

奕劻　一千兩　奕劻門番　一百兩
鄒嘉來八百兩　鄒嘉來門番八十兩
張祖廉　六百六十兩
田智枚　六百六十兩
陸潤庠、榮慶門番各百兩
參議九人計一千九百兩
秘書官十二人計三千三百兩
錄事十三人計二千三百兩
其他の雜役　一千餘兩

◉蘇州の掠奪善後策

蘇州商務總會は四月二日暴兵の掠奪善後策に就き協議し左の數件を決議したり

一、莊都督に閶門外に赴きて各店舖に開店を勸慰せんことを請ふこと

二、馬路の掠奪を蒙むりたる各店舖は閶胥盤路警局より調査すること

三、閶門外の掠奪されたる各店舖は商會より渡僧橋市民公社に警局を助けて被害戶數及び損失實數の調査を委託すること

四、山塘橋以西の掠奪されたる各店舖は商會より夏申之鮑和靑の兩人に警局を助けて被害戶數及び損失實數の調査を依賴すること

◉蒙藏行省設置辦法

蒙古及西藏を行省に變更するの辦法につき總統府に於て協議せる所次の如し

一、內外蒙古を分ちて三省とし前後藏を一省とす

二、每省に一鎭を設けて鎭壓に便し其餘の一切の官制は悉く內地に倣ふ

三、改革の始に當りては反抗を免れ難ければ先づ宣慰使數員を派して宣慰せしむ

◉蒙古開發策

袁大總統は過日在北京蒙古各王公を總統府に召集し蒙古開發に關する會議を開き左の大綱に就き議する所ありたり

一、阿爾泰山より迪化府に至る電信線を架設す

二、張庫、張綏輕便鐵道を敷設す

三、右二大綱實行の結果は蒙古に於ける政治上の効跡擧るのみならず實業の振興に重なる關係あるを以て那彥圖を初め各王公大に贊成し居れりと

◉瓜哇問題と上海商務總會

上海商務總會は四月四日午後三時より瓜哇に於ける支那人逆遇問題に就き協議會を開き華僑聯合會代表者王少文は瓜哇に於ける支那人逆遇の狀況を述べ目下尙ほ八十七名の支那人獄中に拘禁せられ居ることを告げ此等の支那人救濟の爲め北京政府へ打電すべしと云ふ者あり或は荷蘭政府と直接交涉を爲すべしと云ふ者ありたるか虞洽卿氏は北京政府と荷蘭政府とは既に交涉し居れるも未だ滿足なる結果を得

ず此上政府に打電するも好果あるべしとも思はれざれば商務總會の名義にて當地の荷蘭總領事荷蘭銀行及び好時洋行に其の本國政府に拘禁支那人の放釋を請はんことを申込み一面周金箴、邵琴濤、貝潤生の三氏より荷蘭總領事及び荷蘭商人等に支那と荷蘭との商業上の利益關係を說きて拘禁支那人放釋に盡力せんことを申込めば商業上注意深き先方にては支那人商人等の公憤せるを見て必らず此事を本國政府に打電し其の結果雙方感情を害せずして好結果を得べしとの意見を述べ一同之に贊成して六時頃散會したり

◉直隸都督公舉の交涉

先に北京直隸公益會は人を天津に派し馮國璋を直隸都督と爲すことに付運動せしが此頃天津新直隸會の會員王法勤胡海門は都督公舉の事に付特に晉京し直隸公益會と商議する處ありしが該會々員は王芝祥を擧ぐる事に反對せず前に會員の下津して馮國璋を擧ぐるに運動せし事は箇人の資格を以てせるものにて本會には其意なしと云へりと

◉湖北民政司長選舉

武昌にては今回軍政の撤退と共に民政司なるものを置き內務司も亦之れを合併せしむる筈にて已に黎副大統領より之れを設立すべく公告せられたり而して同司長の選舉を擧行したるに矢張現內務司長たる樊增祥が大多數を占めたるより黎副大統領は其結果を上海に滯在中なる樊增祥に打電し速かに來任すべきを促がせりと

◉漢口商務會の會議

漢口商務總會にては今回漢口の商務に關し去る二十二日に於て各幇董の臨時大會議を開き左の五件に付き協議する所ありたり

一、上海の商會に仿ふて陽曆に改用すること

二、漢口商民の兵燹に關する損害は今回北京に於ける損害賠償の方法により之れが賠償を請求すること

三、商會と漢口商界維持會との關係

四、各幇の諸帳簿を整理すること

五、總督協理及議董幇董の改選に關する件

◉湖北地方官制改革

今回湖北內務司にては省內の地方官制を改革すべく已に之を關する官制を制定して副大統領黎元洪の裁可を得たり而して其新官制によれば從來の府縣制を廢して總て之を縣となし只省城のみを府と稱するよゝなすよし而して縣の等級を定め上縣大縣中縣小縣の四等に分ち一縣に知事一名參事一名書記官一名承啓官一名課員若干名監印官一名書記生若干名を置くよし而して其俸給は上縣の知事三百元大縣は二百五十元中縣は二百元小縣は百五十元にして其以下の吏員俸給各等級あるよし今其各等の府縣別を擧ぐれば左の如し

上縣	武昌府	夏口縣	江陵縣	宜昌縣			
大縣	漢陽	黃陂	孝感	沔陽	黃岡	蘄春	襄陽
	鐘祥	安陸	隨縣	鄖陽	恩施	荊門	
中縣	武昌	大冶	羅田	雲夢	嘉魚	蒲圻	應城
	天門	監利	松滋	漵川	蘄水	枝江	廣濟
	興國	麻城	潛江	應山	棗陽	穀城	柿歸
	巴東	宣恩	當陽	黃安			

小縣　咸寧　崇陽　通城　通山　竹山　長樂　遠安
　　黃梅　京山　公安　石首　鶴峰　建始　長陽
　　宜都　宜城　南漳　均縣　利川　興山　來鳳
　　光化　房縣　鄖西　保康
合計一府六十八縣

◉湖北省各司長

最近調査に係る湖北省各司長及次長次の如し

軍務司長　蔡濟民　次長　吳興漢
內務司長　樊增祥　次長　周之翰
敎育司長　姚晉圻　次長　趙儼歲
理財司長　李春萱　次長　潘某
司法司長　張知本　次長　吳道南
外交司長　夏惟善　次長　江華本
實業司長　李四光　次長　曹寶江
交通司長　熊晉槐　次長　傅立相

◉七省聯合會

直隸、奉天、吉林、黑龍江、山東、河南、山西の七省にては各省の共同利益問題を研究する爲代表を擧げ天津に於て七省聯合會を組織せり其會則及代表員氏名次の如し

第一條　本會は聯合各省共同の利益を計る爲に一致進行を期す

第二條　本會は、直隸、奉天、吉林、黑龍江、山東、河南、山西各省立法機關の擧ぐる處の代表を以てこれを組織す

第三條　本會々所は北京に設く但一時便宜の爲公決により天津に開會す

第四條　本會出席の代表者にて主席一人副主席一人を互選す

第五條　議事の整理會場の秩序は主席之れを司る、主席事ありて出席する能はざる時は副主席之れに代る

第六條　本會は五省以上の代表出席せざれば開議するを得ず

第七條　本會表決權は省別を以てこれを定む、其他の議事の規則は普通會議規則に照してこれを行ふ

第八條　本會に文牘一人庶務一人をおき一切の事務を行ふ

第九條　本會の經費は聯合各省これを分擔す

第十條　本簡章は本會成立の時を實行の期となす、其未だ盡さゞるの事宜は開會の時議決修改す

各省代表者

直隸　閻鳳閣　王振垚　高修彫　丁宗嶧　梁庭華
奉天　劉興甲　李心會
吉林　沈景佺　谷嘉蔭
黑龍江　戰殿臣　文鐸
山東　丁惟魯　丁維沛
河南　王佩箴
山西　劉盥訓

◉改良會の進境

萬國改良會が中國に於て成立してより已に三年に及び多く內外人の贊成を得たるが今や民國初立の際該進行の最好機

會と爲し左の如く進行の手續を定め隨時擴張することゝなれりと

一、會所の建築　全國改良會の總機關を作り藏書樓閱報室及び大演說堂等を附設し建築費を米金五萬弗となし廣く內外人より寄附を求むる事

二、辦事の手續　一、全國の國民禁烟會に聯絡する事二、全國の禁酒會香烟會に聯絡する事、三、全國の社會改良注意の會に聯合する事四、全國の演說團に聯絡する事五、中國青年會內の禁烟酒部に聯合する事六、國內の監獄改良會に聯絡する事七、國內の各義賑會に聯絡する事八、國內の各慈善會に聯絡する事九、國內の各慈善事業（孤兒院留養所習藝局の類）に聯絡する事十、國內の閱報社に聯絡する事十一、國內の報館に聯絡する事、十二、禁煙公所に聯絡する事十三、敎育部の風俗改良司に聯絡する事十四、濟良所に聯絡する事十五、衞生局に聯絡する事

◉**協進會の擴張**

國民協進會は去十六日天津化石橋の事務所に於て幹事會を開き各政團と合併する事を討議して力めて合併を謀つて黨勢を厚ふすべきことに決し每月報告書を發行して會務の進行を報告し並に演說會を組織して每月二回づゝ開會することに決し又交際員として左の二十四名を推擧したり

常育璋、陸鴻逵、朱德裳、胡駿、陳威、彥德、章喬駿、許孝綏、丁世嶧、烏達聲、朱聯沅、方貞、朱淇、王文豹、海光義、余榮昌、陳高第、陳宗蕃、王鴻年、陳福頤、曾彝進、薛大可、陳命官、王家駒

◉**天津新刊新聞**

天津に於て今回新たに左の諸新聞の創刊を見たり

種類	報名	社所在地
漢字	光復報（既刊）	支那街
同	鐵血報未刊）	同
同	自由報（未刊）	同
同	公論報（未刊）	同

軍事學事

◉**袁世凱の軍隊訓告**

袁世凱は各軍隊に對して次の諭告を發せり

大總統は各省都督各軍隊司令官に致電す現在政府成立し全國統一せり其原因は多く我が陸海軍人の同心戮力して一致進行したるの功に由る自今以後破壞の事は既に終り建設の事方さに始まる有らゆる我が陸海軍人は熱誠愛國して同じく共和を贊し自ら國民を擇衞するを以て天職と爲すべし蓋し民は餉を出して以て兵を養ひ兵は力を出だして以て民を衞る惟ふに軍人に自尊自重の風あつて斯に國民の相敬相愛の意あり我が軍人の櫛風沐雨の勞勩は嘉すべきも民間の困苦流離を見れば何ぞ心に惻然たらざらんや引いて己が責と爲す分つて軍民と爲すも義は猶兄弟の如し現狀を維持し太平を希望せんと欲せば必ず能く統一命令に服從し地方の秩序を保持して以て民國の丕基を鞏固にし昭かに歷史の榮譽を

垂るべし其の紀律に違犯し治安を擾亂し或は名義を假借して國體を動搖するものあれば必ず我が愛國の軍人と共に之を棄てん本總統は兵間に生長して甘苦を習知す徒らに肇基の始めより終日遑らず躬ら戎行に涉み士卒を拊撫する能はざるを恨む望ひらくは各該官長自兵に傳令し嘉奬慰問せんとを並に此意を將ひて普く訓勉して皆各恪遵せしめよ

◉直隸教育總會

直隸には今まで教育總會なるものは無かりしが民國成立して教育の推廣を謀る必要ありとなし有志の紳士等は直隸省教育總會なるものを發起し廿一日午後二時を期し天津襪子胡同の城議事會々場に於て成立大會を開けり

◉湖北の師團長

湖北の軍隊は已に八ヶ師團に編成せられたるが今回其師團長の任命等を行ひ玆に始めて全部を完成するに至れるよし而して其姓名を擧ぐれば左の如し

第一師團長	黎本唐
第二師團長	王憲章
第三師團長	杜錫鈞
第四師團長	葵漢卿
第五師團長	吳兆麟
第六師團長	王安瀾
第七師團長	季雨霖
第八師團長	唐犧支

◉湖北第六鎭編成

武昌の軍務司に於ては前さに北伐軍の解散と共に軍政の大改革を行ひ已に五ヶ師團を編成したり其後又招討使季雨霖の引率し來れる北伐軍を以て之れを第七鎭に改編せしめたりしが未だ第六鎭の編成を行へるを聞かざりしに此頃更らに聞く所によれば現に荆州及び宜昌に駐屯せしめある總司令官唐犧支の軍未だ之れが編成中に洩れ居りしを以て今回唐犧支が來鄂協議の結果同軍を以て第六鎭となし師團編成に改造せしむることゝなせり然れども目下經費尙不足なるを以て二營を以て一標となし且つ騎砲工輜重の各種兵は暫く之を見合することゝなし殆んど現在のまゝにて只第六鎭の名目を付せしむる筈なりと

◉湖北第八鎭編成

湖北にては今回陸軍八ヶ師團の編制となすべく決定し已に七ヶ師團を編成したりしが今回更らに第八師團を編成する筈にて之れが編成方を前招討使季雨霖に命ぜり而して其引率せる招討隊を以て改めて第八師團に改編することゝなすべく其師團長には季雨霖を新任すべしと

◉武昌學堂開始

武昌の各學堂は昨秋事變以來悉く中止の姿となり居たりしが今回之れを開設せらるゝことゝなり已に左の數校を開始するに至れり

文高等學堂	前第一中學堂
江漢大學堂	前所在地
第一公校	前日新中學堂
兩等學堂	撫院街
女子蠶業講習所	前敎員養成所

測量學堂　前所在地
民國公學堂　前方言學堂
醫學校　前醫學館
蠶業講習所　候補街
女子師範學堂　前所在地

◉鄂州大學中止

前きに湖北人周珍等鄂省が天下の中心にして而して且つ革命の發祥地なるが故に歐洲の例に倣ひ其發祥地の紀念として鄂州大學を設立し以て天下の俊才を集め之れを教育せんと願書を黎都督に提出したるに黎都督に於ても亦頗る之れを賛成し直ちに之れを許可したるに其後同一の大學設立を願ひ出づるもの頗る多く一を許して他を許さゞるべからざるの仕誼に立到りたるのみならず周珍の計畫未だ成算あるにあらざるべきを以て教育部の設立せられ全國統一の決定するまで暫く之れを許可せざるべきこととなり遂に周珍の許可證をも之れを取消されたりと

借款財政

◉六國借款條文

英米獨佛の四國團體は現に已に各其政府の贊助を得て日露兩國を加入し六國の資金を以て中國臨時政府に供給して軍隊の解散と政治改造の用に充てしむることゝなり約する所左の如くなりと

一、中國現在の急需に應じ交する所の金額は此次三月分として先きに交付したる三百十萬兩と合せて共に一千十萬兩を交付し四五六月分は各六百四十萬兩を交付し需要に應じて七八月分も亦た同上の數額を交付すべし

二、四月三十日に至り已に現金を交付したる分に對しては中國は須らく即日財政部の證券を交付すべし此後每次皆之に同じくす

三、財政部證券は印刷費其他の諸費を除きて價額を九十五半(或は云ふ九十四半)と爲し期限を九ヶ月と爲す

四、財政部證券は改造の大借款中より償還す此の借款に關する成議は約六月中と爲し七月中に第一回を發行す若し以上の方法にて財政部證券を償還するを得ざる時は即ち中國政府は各償還期限五日前に現款を以て之に交付す

五、改造の大借款は五ヶ年間に六千萬磅を超ゆることを得ず

六、財政部證券及び改造の大借款は皆鹽稅を以て擔保と爲す中國政府は須らく總稅務司が推薦する所の外國專門家を以て補助と爲し速に鹽稅徵收の法を改正し支付したる借款金額に對し監督上適當の擔保たるを得せしむ

七、先付の借款及び財政部證券並に改造大借款實行の後に至り中國臨時政府或は其承繼者は四國團體と何等の借款契約をも協議するを得ず

八、日露兩團體上各項の加入に異議なし

九、中國の政治經濟上或は以上の各條を履行し能はざる

時は國體は其義務を免る

七、三月十二日の電請により再び先づ二百萬兩を武昌に交付し前項の計算に併入す

十一、四國團體は改造の大借款は從前清國借款支付の遷延に異議なし以上決定の時其始末方法を規定す

此外幣制改革の借款は該借款期限內に在り不可抗力あるに因り能く前諸條件に照し募集の時臨時政府に對し一年以內の延期を求めて同時に償還すべし先付の四十萬磅は延期す可らず

◉江蘇省官業收入

江蘇省議會へ提出せられたる同省官業收入及利益次の如し

一、硝礦　收入　三萬二百四十元
　　支出　七百八十元
　　利益　二萬六千四百六十元

二、江南船渠　收入　六十四萬三百八十八元
　　支出　六十三萬六千十八元
　　利益　四千三百七十元

三、江寧電燈廠　收入　十三萬四千四百九十八元
　　支出　十四萬六百六十二元
　　（官利三萬二千九百四十二元在內）
　　不足　六千一百六十四元

四、江寧鐵道　收入　六萬一千九百四十元
　　支出　九萬五千五百八十三元
　　（借款利子一萬六千六百六十九元在內）
　　不足　三萬二千六百四十三元

五、江寧電話局　收入　一萬二千百三十五元
　　支出　一萬二千九元
　　利益　三千六百四十一元
　　利益計　三萬四千四百七十一元
　　不足計　四萬四千八百五十三元
　　差引不足　一萬三百八十三元

◉湖北竹木商の抗稅

漢陽鸚鵡洲一帶の地は湖南貴州方面より輸出し來れる材木及び雜木竹類等の集合地にして竹木商人は總べて同地に舖店を開きつゝあるが武昌の理財部にては從來の慣例に隨ひ稅局を設けて以て竹木に關する二分稅を徵收せんとしたるに同竹木商等は今回の場合に於て臨時稅を徵收せらるゝは頗ぶる苦痛とする所なりとの理由を以て之れを拒絕せんと欲し同商等の會議を開き同商紳長李永太をして總代たらしめ以て其理由を漢陽商務總會に申告し之れが輕減方を嘆願に及びたり而して商務總會にては之れを以て正當の理由となし理財部に向つて抗議を申込みたりしと支那人の納稅を拒絕せんとするは今に始まれることにあらざるが今回の事變よりして益々其多きを見るに至らんか

◉漢口損害調查

漢口の商務總會にては昨秋以來兵燹の爲めに被れる漢口市民の損害を以て之れを北京政府に呈出し委員を北上せしめ直接袁世凱に向つて賠償の要求を爲すべく決議せるが尙ほ同會にては之れが要求額を決定する爲め豫め各商民の損害額を調查するの必要あり已に各店舖に向つて其損害額を明

瞭に列記し之れを同會に報告せしめ一括して北京政府に呈出することゝなせりと

◉兌換紙幣發行

事變起つて後大清交通兩銀行の信用は幾んど盡く失墜し其以前に發行したる紙幣も已に概ね回收して市面に流通するものなく金融の周轉を缺けるにより度支部は一面に於て國家の信用を恢復するが爲め又一面に於て市面の金融を維持するが爲め中央銀行未成立前に該部に於て現銀を準備し舊大清交通兩銀行より一元五元十元の三種の兌換紙幣を發行せしむることゝなし尙ほ其額は準備金を標準として毎旬に發行の額數を臨時公報に登載して信用を昭かにすること等を議決し不日實行すべしと云ふ

◉鄂省銀行計畫

湖北財政の窮乏の救濟の爲め過般袁世凱よりも白耳義の借款一百五十萬兩の融通を受け已に露亞銀行の手を經て送達し來りたるも全たく大旱の滴水と一般已に何れにか消費し盡されたるより斯の如くして經過せんか何程の借款を仰ぎ財政の補救を圖らんと欲するも遂に之れを充實せしむるの日なかるべきを以て武昌の理財司にては此際鄂省銀行を設けて以て金融機關を完全せしめ漸次財政の整頓を圖らんとの議を提出しつゝあり而して其資金としては今回四國借款の分配として袁世凱より湖北に分たるべき五百萬元の金額を以て同資本となし其他に民間の富豪より五百萬金を募集し一千萬元の資本を以て之れを設立せんと云ふにあり然れども今日の場合に於て民間より五百萬金の株金を募集せんことは頗る困難なるべければ先づ官有地を抵當として借款若くは公債の形式を以て之れを募集し漸次銀行の基礎の鞏固なるを俟つて之れを株金に編入することゝなす筈なりと

◉湖北官錢新票發行

湖北にては今回財政の補救を行ふが爲めに官錢局の紙幣一千萬枚を新調することゝなり已に財政司長胡子笏の手より之れを上海の某印刷局にて印刷せしめつゝありしが已に印成したるを以て同司に於て之れに番號割印を加へたる上にて直ちに發行することゝなすべしと云ふ

◉福州の實業銀行

南洋資本家陳楨祥は資金一百萬兩を募集して福州に實業銀行を設立するの計畫を立てたるが福州都督も之に同意を表し李俠を總理に任じ枕松槃外二名を協理となし目下資金の募集を爲し居れりと

實業貿易

◉漢口市街建設案反對

三月二十八日漢口に於て漢口市街再建案反對會を開けり、當日反對主唱者たる漢口の地主趙炳臣氏のなしたる反對演說次の如し

革命勃發前に於て漢口市民は何等大損害を蒙りたる事なく商況は最も良好なる形況を以て發達し居れり湖北に於ける人民は鐵道國有問題の世に騷かりし時最も熱烈に而

も適良なる主義手段の下に該政策に反對し鄂省管內鐵路は自費自辦の企畫を立て五百萬弗を醵集せり然れども現下の悲況及び商業の癈頽は人民は漢口の再建に對し到底其費用を支辦し能はざる程如斯痛大なり而して新漢口建設費は二千萬弗を要すべしと概計せられ而も其費用は政府に依り一大外債を募集せんと企畫せらる然りと雖も吾人は借問す政府當局は如何にして如斯大借款を一定の時限內に償却し能よべきやを若し政府にして借款契約期の終了と共に是を償却し能はずんば漢口の全市は外國人の手中に歸すべし倘若し政府にして徹頭徹尾該大借款を擧げんと欲するならば須らく地券面所載の價額を以て總有土地財產を買收すべし約言すれば是れ全漢口を外國に賣り渡すなり政府當局者は云へり市街を擴大せざれば商業振はず衞生事業改良する能はずと然れども漢口は近代の街路なくして賑ひつゝありし事を記憶せざるべからず衞生改良に就いては盖し是れ容易に決行せられ得べし即ち巡警にして其職務を忠實に遂行する時は諸般の衞生事業は勵行せらるべし而して漢口は全然燒失せられず其四分一は殘存せり若し當局者の新興策にして決行せられんか殘存家屋は悉く破壞せざるべからざるべし然る時吾人は如何にして生活の本據を支持し得べきや而已ならず該新興案なるものは地主及び代議院の協贊を經たるものにあらず殊に怪疑に堪へざるは該設計者連は曾て吾人が專制政府の配下にありし時よりも倘官僚的なり彼等は擅言して曰く吾等は地主の代表者なり吾人の計畫は全地主の同意を得たるものなりと何人が彼等を地主の代表者と撰定せし者ぞ將又何人か何等の計畫に協贊を與へし者ぞ共和政府の法律に依れば個人の財產は政府に依り保護せらるべきものなり若し政府にして充分なる賠償金を地主に支拂はざらんか政府は曾に人民の財產を保護せざるのみならず是れを監收するなり人民は政府に租稅を支拂へり若し政府より保護を受くる代りに如斯大損害を蒙らしめらるゝならばさなきだに戰亂に依りて大の痛苦を被り居る人民は無神經にあらざるより斯の如き壓制に屈服する能はざるべし若し政府にして屈服を强制せんか然る時は政府自ら法律に違背するものにして吾人は政府に對し發憤反抗するの權利を有す大地主たると小地主たるとを問はず其損害は同樣なり倘若小地主が其小片の土地を割收せられんか急ちにして饑餓に瀕すべし嘘吁夫れ生存の爲め戰鬪の起るなからんや吾人の第一の目的は市街再建局の役員を放逐するにあり然れども吾人は革命の爲め戰亂の酸味を過分に味へり這般の反對は飽迄平和の手段に訴へざるべからず然らずんば外國人に依り我が國土の瓜分割收を誘致すべし此地主同盟會の設立に依り政府又は再建局の壓制を受けたる總ての地主は斯會を通じて各自の訴願を通報するを得べし然る時會議を開き適良の手段を採るべし吾人は袁大統領及孫大總統に電報訴願を發すべし各自は確固に各人の決心を保持せられん事を望む云々×

◉招商局重役

招商局にては四月十三日株主總會を開き重役の改選を行

へるが新任重役次の如し

董事

趙竹君　盛杏孫　楊杏城
聶雲台　王子展　沈仲禮
何伯梁　朱葆三　袁伯揆

查帳董事

朱志堯　楊翼之

◉異國の礦山

湖北興國縣は銅銀鐵石炭其他各種の礦物に富める所にして從來屢々之れを採掘せんとして人民の反抗を受け屢々失敗したる所なるが今回革命の天下となりてよりも亦武昌の軍政府に於て之れに着手せんと欲し屢々委員を派して調査せしめ又人民の採堀權を願ひ出づるもの頗る多きも地主の反抗頗る固く遂に今日に至るまで着手の運に至らざるよし今其原因を尋ぬるに同地の礦山は從來地主の所有權頗る分離し居り一山に數人の地主あり又其礦山の所有者と稱するものも甚だ不確實なるより之れが開掘の時に至れば何日も異議を唱ふるもの簇出して紛爭を惹起し以前よりして地方官憲の常に手を燒きたる所なるよし是を以て今回も都督府にては委員を派して之れを調査せしめたるものゝ實際の採掘は到底不可能にして今直ちに之れに着手するが如きことなかるべし又都督府部内にても之れを官辦となすに付ては異議者頗る多く實業司の如きは到底之れを採掘するの餘裕なきが如し

◉武昌四局の開工

武昌の織布、紡紗、製麻、繅絲の四局は事變以來總べて軍隊の駐屯所及び糧秣の倉庫となり居たりしが時局の平定と共に之れを開始するの必要あり已に同駐屯軍隊及び倉庫を他に移轉せしめて四月一日より之れを開始することゝなせり

◉樟腦公司設立

武昌の程某なるもの今回湖北經國公司なるものを設立し以て湖北湖南の樟樹を原料として樟腦を製造せんと欲し已に之れが規定を定め實業部に出願せるに同部にては之れが實地調査を行ふたる上にて之れを許可すべしとて未だ直ちに許可するに至らずと

◉湖北礦山紛議

湖北の大冶及び興國州は礦山に富める地帶にして從來内外人の之れに着目するもの少なからず屢々同地の地主等と紛議を生じ今日に至るまで未だ完全の採掘を見るに至らざるが武昌の都督府にては前きに委員を派して之れを開採せしめんとしたるも又々地主等の妨害によりて其目的を達せざるのみか敢へて武器を弄して以て官命に反抗せんとするの風あるより兵を派して之れを鎮壓せしめ以て其採掘を行ふと共に人民の反抗を防がんと力めつゝあるも其反抗力仲々強大なるを以て武昌側にては是を以て國利民福を阻礙するものとなし飽くまで武力を以て之れを壓迫し大ひに富源の開拓に任ぜんとしつゝあり尚ほ同地附近の礦山の重なるものを擧ぐれば左の如し

大冶陳家灣　石炭　同　戴家嘴　石炭

興國銀山　石炭　同虎山　石炭
興國龍角山　銀　同歐陽山　銀
同　韓家山　銅　大冶苞茅塘　石炭

◉大連三月中の輸出入

大連埠頭三月中の輸出は石炭を合せて十萬千四百四噸にして前年同月に比し二萬八千三百八十六噸減少し輸入は三萬七千七百二十噸にて前年同月に比し千百九十八噸減額せり即ち左の如し（△減）

	輸出 噸数	輸出 前年同月比較	輸入 噸数	輸入 前年同月比較
日本	五三、五三三	△三一、〇八八	二一、〇四〇	△五、四一一
朝鮮	二、二一一	一、六七〇	一、四四四	△一、〇八三
支那	四三、〇八七	三、八九九	九、一五七	二、六三三
歐洲	二、五七二	△二、六九〇	五、八六一	二、四四五
米國	—	△一七七	—	—
南洋	—	—	二一八	二一八

而して重なる輸出入品は左の如し

輸出		輸入	
大豆	一八、六五七	材木	三、五二六 米 一、五〇七
豆粕	四九、七七二	食料	二、九七一 空鑵及空箱 一、九四五
豆油	四、三二四	綿布	一、九二五 實 一、三七二
雜穀	五、八三九	滿鐵用品	一、九一五 麥粉 一、〇六〇
石炭	一八、二七九	金物	一、六四三 セメント及石灰 一、二一八

右表の外大豆輸入三千六十八噸ありしは三井物產が浦鹽より輸入せしものにて此迄絶へて無き現象なり

交通運輸

◉津浦鐵道南段近開

▲收入增加　津浦鐵道南段の開通は南京光復前後にありしより百事混沌たるを免れざりしが、陶、華の兩局長就任以來人を派して十分精査監督せしめし結果收入亦大に增加し今や五日目毎に總局に送附する其收入は一萬元以上に達し、昔日の額に倍蓰せり

▲學生養成　鐵道に要する所の人員甚だ多く、豫めこれを敎養し置かざるべからず、故に陶局長は高等商業學堂及鐵路專門學堂卒業生を選拔して見習生として從業學習せしめつゝあり

▲利子剩餘金處分　外債利子支拂の剩餘數萬金を下らざるも前局長時代には皆これを私し儘に八千餘金を殘すに過ぎざりきが陶局長は甚だこれを以て不可となしこれをあげて公用に供する事とせり

◉滿鐵運輸成績

滿鐵四十四年度下半期の運輸總收入は本支線を通算し千百十七萬三千九百七十八圓餘に上り前年同期より增加せること實に百萬餘圓を超へたり右は昨年虱流行疫の爲め一時貨客輸送杜絶せし結果にして一帶の貨物出廻り模樣は昨秋より却つて幾分の滯帶を示したり然れども其總收入高は同社創立以來未曾有の額なり左に四十二年度以降の同期間收入を比較すべし

四十四年度下半期		一一、一七三、八三一・三四
四十三年度同期		一〇、〇七六、八三七・七六
四十二年度同期		九、一五八、〇三九・九五
四十一年度同期		八、一六四、三九一・一二

而して本線並に安奉線の本年下半期運輸成績に就き貨客數量及び收入金等を示せば下記の如し

	本線	安奉線
乘車人員	一、四七四、〇六一人	二五三、七三七人
客扱收入	三、二一六、九〇〇圓八〇	二〇六、二七四圓三一
貨物噸數	三、二一二、四七一噸	三二一、八八五噸
貨計收入	七、九六九、六一九圓九九	三二九、〇〇六圓五三
計（雜收入共）	一〇、六〇〇、四六四圓七二	五七三、五一三、七一
一哩平均	一九、九九三圓三三	三、三二六、六五

即ち貨客を通算したる一日一哩平均の運輸成績は實に本線百九圓二十五錢又安奉線八圓十八錢に當るを見る內地にても平均百圓以上に上るは唯り東海道線あるのみとの事なれば（廣狹の差はあるも）同社今期の運輸成績が未曾有の盛況を呈せるを知るべし

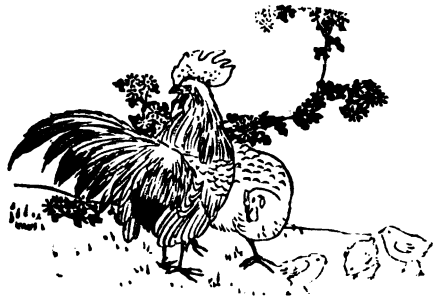

地理紀行

◉滇　山　蜀　水　(二)

東亞同文書院雲南四川旅行班

宜良より雲南

七月廿五日、昨夜の失敗や南京蟲の襲撃に面食つた予等は早速當地を引上げる事にした、發車時間の來る間遲しと午後二時漸く乘車するを得た……意外……意外……吾等の乘り込んだ列車の中には一人の日本女學生と霜降小倉の服を着けた丸法師の男學生とが乘つて居る。此の山の奥に日本の男學生を見るさへ珍らしに、まして女學生を見んとは、まさか新婚旅行で此の奥に來たのであるまいにと、久時は餘りの意外に言葉を交すものさへなかつた、然し一車の中何時迄も無言の樣にある可きにあらず、殊に車中の無聊根君がキッカケに談話を試みた然るに何ぞ其の答は流暢なる日本語であつた、然も今迄日本人ならんと思つた其の人は清國人ならんとはだ彼の名は李全本と云ひ日本に留學すること九年今現に高等師範學校の生徒なりと、今夏、暇を見て九年目に初めて故國に歸るなりと喜色滿面にあふれて居つた、然も彼の女學生は遂に解する事が出來なかつた、彼女は縮緬の衣服に海老茶の袴を穿いて居つた髪は下げ髪にして後に長く垂れ夏帽子を戴き足には當世流の女靴を穿いて居た、我等は密に思つた誰か雲南省在住の教習が餘りに其の娘の戀しくて呼びよせたるものならんと、然し其の歳は一人旅行するには餘りに若かつた、さらばこの男學生の想思か否其にして亦年は猶若かつたのである、余等は非常に迷つた酒にかけては豪傑の吾々も女の道にかけては非常に臆病であつた、遂に語を交ゆる機會を失つたのである、汽車は容赦なく進んだ、呈貢から雲南府平原となつた、景色も日本的に化して來た六時と云ふに遂に待ちに待ちたる雲南府城に着いた、我等は荷物の運搬管督に忙しく彼の娘

の事などは忘れてしまつた、歩むものは歩み、輿子に乘るものは乘つて乘客は曾嬉しき家路に着いた、僕等は卒業生田邊君に導かれて南門外なる保田洋行の人となつた、其の夜遲く藤君の寢物語りに彼の女學生は中國人の親戚らしきものに引取られてイソ〳〵と行つたとの事である

雲南府滯在

七月二十六日―八月八日、雲南府には五期生の田邊君が居つたので非常に都合が善かつた、第一日目には早速在住日本人の宅に初御目見えをした、當地に於ける日本人は教習として農業學堂に三人製革廠に五人、保田洋行に四人賣藥商として一人、都合、正業に着手して居るもの十三人ある、雲南府は省城丈あつて其町並も整然として居る、人口も五萬位は居るらしい、城壁も中々堅固に其周圍殆ど十淸里餘、殊に南門外に建てられたる金馬碧鷄の二大牌樓は余等の目を引いた

河内を出て〳〵二十日餘、漸く日本風呂に垢を落すを得た、其の夕雲南在住の大人們と保田樓上に大に鬼殺(酒の名)をあふつた、恰も善し七月二十七日には驚天動地、雲南省有つて初めての運動會が講武學堂に於て開かれた、余等は招待に依つて參觀する事が出來た予等の到着したときには既に數千坪の練兵場は數千の見物に依つて立錐の餘地だもなかつた。

外出を嫌ふ支那婦人も今日は數百の貴婦人紅粉翠黛蜀錦を着飾つて見物に來て居つた、予等は幸にも設けの上等賓客席に着く事が出來た數千種の運動は序を逐ふて演ぜられたしかも之れ皆日本式殊に相撲が其の運動中に加へられたのは一異彩を放つた、競技の終る毎に新聞は發行され、(其の合間には音樂あり、爆竹あり、體裁の完備せる驚く許りであつた、聞けば此の講武學堂の教習は凡て日本留學生なさうだ、運動會終了の後余等は殊別に一室に導かれて非常なる饗應を受けた、其の會話は凡て流調なる江戸子語により少しも支那語が交へられなかつたのである。

明くる日は石塚氏の紹介によつて布政使を訪問した是に依つて大ひに調査の便宜を與へられた、第四日目より余等は眞面目なる調査にかゝつた、名に於てさへ大なる此省城は三四日にては調べきれなかつた、毎日朝に出て或は城内に入り城外に走り、殆ど血眼になつて調査に從事した、されども淺學なる余等には自信のある所を十分調査し能はなかつた、遂に一週間は過ぎ十日は過ぎて八月七日に到つた、けれども誰一人完了を叫んだものはなかつた

余等は時日に於て制限を有して居た、前途なほ不明の中にある余等の行程は餘儀なく此の地をさらしむる機運に向はしめたのである

滇池の船遊

八月七日、數日雲行定まらざりし天氣は今日不思議にも晴れ渡つた、府城に着いたなら一度は滇池に舟浮べんとは出發以來の宿望であつた然し今日まで遂に行くべき機會を持たなかつたのである。

此の日午前九時頃余等の意向は端なくも一致した、遂に滇池に舟游すべく決定したのである、余等は西門外なる滇池に續く運河より遊覽船を雇入れた、乘込んだ連中は田邊君莖部君等六人及雲南唯一の美少年藤井君等であつた、又用意したる荷物は酒米等を初めとして鑵詰、醬油果物等底下人二人に管督させた、船は運河を出て丶滇池の一點に出てた、滇池と云ふても池ではない實に周回三百餘淸里に渡る大湖なのだ、洋々際無き此の湖は西に斷崖數千丈を控へて美は超然たるものがあつた

船は平地を行くが如く來つた湖上細波起らず、白帆西山の松と共に湖面に映じたる樣は筆紙に盡し難かつた、此の風景に對する余等の滿足之に過ぎんや、されど魚なし、邊りを見渡せば近くに魚船一つあり、之を指招げば風に應じて近づいて來た、鯉魚有沒有とやれば應と答へて指出せる魚籠の中には澑澌たる鯉魚大さ一尺許りなるが三四、何の躊躇やある早速之れを購ふて活作り舌鼓を打つた、快や又如何に、余等盃を重ぬる間に船は西山の麓に着いた

西山は碧鷄山の一部にして高さ海拔八千呎餘、滇池の西岸湖側に直立せる山である、其頂上の岩窟には佛陀が祭られてある、道屈曲岩を攀ぢ洞穴を通り遂に此處に達する事が出來る。余等も此の道によつて或は足を滑らして轉び、岩を踏み誤つて千丈の崖に落ちんとし、漸く岩窟に達する事が出來た、日久時は滇池の絶景に見とれて歸るを忘れたが日將に暮れんとするに驚き急ぎ下山し、船の纜をといて歸路に着いた

雲南より叙州

雲南より板橋

八月九日、「徒步だ」と叫んで雲南四川三千里、千山萬嶽の險を踏破すべく雲南省城を出發した時、一行六人の意氣は昂然たるものであつた、事實上有り得べき旅行中の困苦缺乏その他あらゆる艱難を否定した、而して現在意氣旺盛なる如く、又常に然るべきを確信して、且つ、海拔一萬尺の高所を踏破する快、雪に起き、雲に臥して進む壯を想像して實に當時の欲望は全く充たされてあつた

汽車汽船に身を托し、ワンやシャンペンに舌を濕しつゝ、贅澤三昧に雲南迄來たが、支那旅行の眞の趣味を遠く離れて居つた丈、常に何處かに物足らぬ感がした、今日からは愈其の缺陷を補はれる、殊更に馬も退けた、徒步と決して而して其處に支那流行の眞の趣味が痛切に會得さるゝと云ふ事を自信して、生れて初めての支那の妙な草鞋を穿ち、靜かに晴れた雲南の空を一目仰ひで一步を踏み出した時、雲南より四川迄三千里六十日間の行程、只この二本の脚に賴らねばならぬと思ふて他の一人格に對する樣はなつかしい感がした、

在雲南同胞諸兄は郊外遠く迄送らる、萬歲聲裡、互に振る帽子の影漸く朧なる頃、定まらぬ雲南の空は靜に曇る、顧みれば滇池は模糊として霞に曇りて消へ入らん許りの平和な優姿に對し、頑固に突き立つ西山の直角の姿は痛快に山水の調和を破壞してゐる、行李二つづゝ擔へ行く五人の挑

夫の後に、一行六名は怪しき空を眺めつゝ、途を急ぎしも遂に降り出した、出發の日に雨の降るのは僕は嫌はぬ、名殘りを洗去るには雨は最も良い、夕、板橋に着く、宿て呉れた黒い飯と、當番の人の心盡しの御馳走に腹を充して葉布團に横はつて薄暗い燈心の光にペンを走らす時初めて支那旅行の眞味を感じた

板橋より楊林

八月十日、雲南の平原はまだ續いてゐる、板橋より三十清里長波を過ぎる頃より、やゝ高地となり、丘陵起伏し、三葉の松樹が點々郡をなす、驚ろく許り大なる松の實を記念にと各の袋に藏む、午後二時頃楊林に着く、貴州路は之れより分る、前面は嘉利澤て其對岸に藥林山雲外に聳ゆ、重疊せる連山の諸高峯なり

楊林より羊街

八月十一日、午前七時楊林を立つて湖畔田園の間を行けば綠稻の間白鷺群がり、湖水の中に、水牛群泳す、猪街狗街等を過ぎて羊街に至る、街の名に動物の名を用ふるも面白し、羊街に至る頃、平地既に盡きて山波遠く北より逼る、夜南京虫天井より落ち來る

羊街より柳樹河

八月十二日、稻田既に盡きて、路畔一帶畑地にして蕎麥の花眞白く地を襲ふ、路邊の掛茶屋の蕎麥餅を賣る、粗木の柱、萱の屋根、藁縄て結び付けた荒小舍に、あどけない若い乙女のもつれし髪を無雜作に額に垂れつゝ爐邊に坐して餅を燒く、手に棍棒を持つてゐる一行の荒男が入つて爐邊の椅子に腰掛けた時乙女は恐しさに思はず立ち上つたが何時か乙女の手に仁丹の包が握られて、輕く笑ひつゝポヤポヤ湯氣の立つ暖かな餅は皿に乘せられた、之れ仁丹の効用なり

金所街を過ぎてより、晴れ渡つた空に吹く風が一群の黒雲を擠した、疾風の如く馳せて、全空に擴がれば、既に雨聲風音、蕭々として物凄まじきまでに天地吠ひ狂い、平和なる雲南の空に亂る、身はこの烈風怒雨の裡に、拳を握りて進みつゝ、尙行く先の樂を想像した、驟雨一過、亂調兩に去つて既に過去の聲、靜な夕日は濡れた白衣を照した、夕柳樹河に着す、同名の河に臨める寒村也溪間に茂れる樹間より洩れ來る水聲客窓に響く

柳樹河より小龍潭

八月十三日、柳樹河溪谷を遡つて二十五清里行けば功山に達す、是處に至りて全く平道盡きて、愈々連山重巒雲外の行に入る

一歩は一歩より高く、上を仰げば行く途に雲蟠り、下は柳樹河の溪底深し、杉間の徑を進めば吹く風に芙蓉の花飛び來る、岩を踏み、崖を攀ぢて路邊、名も知れぬ千草の花時を得顏に咲き亂だる岩面にはびこれる青苔のこよなく美しき下、滾々と流るゝ玉水の邊に咲き亂れたる花を指して「好

着」と足を止めて云ふ挑夫の聲に、僕は僞りなき無心の美を認めた、この時から彼の荷物の上には、常に數朶の美花が乘つてあつた、夕小龍潭に着す、海拔七千尺の高さにある寒村にして、清流林下に流れ、雲は窓外に飛ぶ

小龍潭より光頭坡

八月十四日、路は連山の間を縫ふて次第に登る、見渡す限り紅黃紫藍の色麗しく、それに霞かゝり、雲飛び來り飛び去る樣は人間界のものとは思はれず、高原の空は透徹だ、而して空と地平線との距離は頗る近い咲き亂れる千草はちぎれ〳〵の雲に接してゐる、空は紫藍の色をなして、雲は淡白色に、地は隙間なく百色千色の花の野邊、この調和を破る人爲の加工もなく、この詩調を亂す騷擾の響もなく、全く清麗なる自然の園、千古の色は衰へずして、世は一尺外に超然としてゐる

瘴蠻荒涼の地と思はれたる是雲南の奥に神が與へしこの嶺の花園塵埃遠く離れ、吹く風に幽仙の香あり、夕光頭坡に着す、小驛なり

光頭坡より鷓溪

八月十五日、午前六時出發す、曉風寒し、濃霧を踏み分けつゝ重疊せる嶽の間を進めば、行馬の鈴の音、霧より洩れ來る、行く先き見えぬ雲霧なれば、巖峯の時に面を突いて立つ

大急坂を攀ぢて噴牌山の高に登る、雲南より四川に至る最高峯とす、五清里の大急坂にして數歩にして一憩せざるべからず、實に山は人面より起り、雲は馬頭に生ず、登り盡して草庵に入り羊肉を食ふ、四邊雲漠々、朦朧として辨ずべからず、寒氣しきりに至る、雲中の行は眼より萬衆を去り、心より煩惱を去る、雲南高原の行は實に塵外の幽行なり、午後三時鷓溪着、硝廠河畔の驛村なり

鷓溪より東川

八月十六日、午前七時鷓溪發、山麓を廻りつゝ河畔を下る行く途は霞罩めて河畔に茂れる柳の並木も朧なり、葦の葉ずれの間に鶴群がる、路畔草花多し、人の美花として庭に栽培珍重するもの、是處には自然に生ず、硝廠塘を過ぐる頃より雨降る、雨具を侵して身に泌み入り冷寒を覺ゆ、路邊の民家に入り雨の晴るゝを待つ、老翁特に火を起し、老媼ために芋を燒く、飾らぬ情に飢と寒さを去りたれど雨は遂に止まず、日暮れんとして途尙遠し、遂に雨を冒して行を次ぐ

既にして日暮る、雨尙止まず、川なす途に草鞋破れたれば裡足にて途を急ぐ、午後八時辛じて東川府城に入り客棧に身を投ぜば、今まで張りし氣に忘れし雨濡の寒さと足の痛さと一時に襲ひ來る、飢また甚し、二十文の茶に飢を充して眠らんとすれば、臭氣下より來り蚊群上より襲ひ、南京蟲内に暴れて終夜遂に安眠せず

東川滯在

八月十七日、會澤縣知縣梁豫氏を訪問す、護照を示し、章程を贈り御世辭話しを聞くの外、何の用もなし、後返禮として對聯銅器、煙草等賜り來る、好意を感て辭するも禮にあらず、畢く收む

進士劉盛堂氏を訪ふ、氏は地方の名士にして所謂鄉先生として、鄉民に仰慕せらる、先に學事視察のために日本に渡航し、歸來、銳意地方開發に身を盡し、自ら學堂を起して子弟を敎育す、日本的精神を大いに渴慕して、學校の制度、敎育の方法、悉く日本の制度を採る、思はざりき是處雲南の僻村に小日本の學堂あらむとは、實に知己は何れにも存在す

知府嚴慶祺氏を訪ふ、蘇州の生れと云ふ、覇氣眉宇に溢る斗酒を傾けつゝ高談しさうな男なり、盛に斷髮易服を論ず新思想の風、是處にも吹く、後客舍に賜物を齎らす、酒一瓶あり、

東川滯在

八月十八日、福音堂に英國敎使イーバン氏を訪ふ、氏は當地にある既に八年なりと云ふ、時文及、土語に通ず故山を外に、八年の久しきを千山萬嶽の奥孤獨の生活を忍び銳意道のために盡すその意氣は、取りて以て學ばざるべからず余等の至るや歡待斜ならず、上海を語り、倫敦を偲び、吹奏する音樂の音に大に旅情を慰められる、特に晩餐を饗せらる、後夫人の奏するスウイート、ホームの一曲に、萬里故山を偲び悲哀の情の依りて動けば、浮浪の旅の寂寥も慰られて、主客共に一夕の歡を盡す

東川より紅石巖

八月十九日、東川府城を發して北行すれば、平原直に盡きて、再山道に入る、紅石河の上流に出で河床を下る十五清里にして紅石巖に着す、途は連山に挾まれたる河床にあれば、一度大雨至れば河水溢れ交通杜絶す、途中の松林にて初茸を採り、宿に至りて茄子と共に煮晩餐の餉とすれば、味又格別なり、夜蚊甚多く、その聲喧擾を極む、蚊煙しを燃しつゝ、終夜煙い裡に眠る

紅石巖より以址汎

八月二十日、二十清里に餘る大急坂を登り盡せば、海拔九千呎の嶺續きなる高原に出づ、雲迷ふ四邊の峯、大小打ち重なり紅白紫藍の色をなして美を極む、坊間に賣るスウイス邊の山嶺の油繪と髣髴たり

急坂を下り、急坂を上り群がる鳩を追ひ廻りて、松林の途を行く、騾馬店にて四川より雲南に行く途中の勝田萬吉氏に遭ふ、故國を萬里外、是處雲外の旅にあれば共に感極まり語なし、會ふものは遂に別る、不言の間、怡情相通ず、南と北とに別るゝ時無心の雲悄として脚邊に逍遙ふ

以址汎より江底

八月二十一日、雲南省城を出發せし以來疊りし空は今日初めて晴る

腰口塘の峠を越えて、三十清里の大坂を下る、其の下り盡す所は即江底にしてこの邊の最底窪地とす、高原の低氣温に忘れし夏の暑き、一時に襲ひ來り汗全身に滿たる
七月十七日雲南省に入りて以來初めての汗なり
法納江の濁流滔々として巖石に激し、之れに加ふるに鐵索橋を以てす、兩岸の山勢、高くして江底市街は河畔に俯し一盞を手に吟誦朗に仰いで溪間の月に對すれば、月影淡き兩岸の岸頭に雲迷ふ偉大なる景は自己を空うす、身も魂も既になし、何ぞ月に對して羈旅の寂しさを思ふに隙あらん哉

江底より桃園

八月二十二日、江底を發してより直ちに面に突き立つ三十清里の大急坂を登る、一步にして喘ぎ、數步にして一憩す途中に野老石榴を賣る籃よりは二倍の高價なり、而も渴するものは價を問はず、石榴に喉頭を濕しつゝ、一憩一顧遙に來し方を望めば、實に千濤萬波、重疊せる連峯遠く走りて雲際に入る、この壯觀に對すれば疲れ既に去る、登り盡して更に昭通平原に下る
附近に水晶甚多し、全山の礫は皆水晶なり、大さは六七寸より小は五分位に至る無色透明、或は半透明の單結晶にして、全山日に映じて白皓々として光る、この附近水晶以外に礫なし、されば土人は水晶の高價を知らず、子供等が喧嘩して投ずる礫は即水晶なり

桃園より昭通

八月二十三日、桃園を發して昭通に行く、此の邊悉田園にして所々ピンカン鳥の群がれるを見る、八仙河に船を浮べて葦の葉ずれの間を行く、靜にして眠れる如き山水の景は實に平和の姿なり、舟を捨て尙三十清里にして昭通府城に達す、澗達と贏れたる平原の中央にあり
府城に入り客棧を探して得ず、路頭に迷へば群民圍繞し幾百の眼光は悉く余等一行に集る、巡警署長特に出張し來り群民を追ひ、周旋良く盡して客棧を求む、未だ意に滿たずと雖、以上を望むべからず、安んじて陋屋に行裝を解く

昭通滯在

八月二十四日、午前知府陳先沅氏を訪問す、また知縣姚佐清氏を訪ふ、
何れも好意を以つて一行の爲めに便宜を與へらる
東門外に英國牧師チャーレス、エヒックス氏を訪ふ、郊外山水清き野に宏壯なる邸宅を構へ門外に護衞兵駐屯す、去年附近に於て英國宣敎師の暴民により、殺害されしよりまた不意の危害を慮かりて特に支那官憲より保護するものなりと云ふ、咲きはびこれる草花の間百階を登り行けば、氏は莞爾として內門まで出て迎ふ、氏は支那にある既に十三年良く土情に通ず、氏に接して得る所決して少なしとせず、
夕知縣より御馳走を賜り來る
八月二十五日、知縣客舍に來訪す、次いでまた知府も回拜に來る、雲南より雇ひ來れる挑夫を是處にて解雇す、新に知縣の周旋によりて背子を雇ふ、背子は荷物を背に負ふ、

今後の行、山嶽重疊の險路なれば、棒を以て荷物を擔ぐべからず書背に負ふ也、一人にて百斤を負ふ

正午昭通府午餐會に招かる、校庭にて敎習生徒一同と共に記念撮影す、後敎習諸子と共に卓を圍んで支那料理の饗應を受く、酒酣にして一拳數闘、一唱數和、同文同種の香に歡樂盡くるなし、

昭通より閘上

八月二十六日、昭通を發して唐玉黍畑の間を北に行く、爾來雷激し二十五清里にして閘上に達す

閘上より東三清里に龍洞と稱する名稱あり、荷物を客棧に置き輕身一遊す、龍洞より流れ來る水は水晶の如く清くして吹く風身に澁む、山麓の懷、低き所群がれる松樹の間に一寺觀あり、正門に「蒙泉妙境」と題す、妙境は即龍洞にして境內奥深き所石灰岩中の空洞なり、洞中より清水滾々として流れ來り、水冷かにして手を入るべからず、四邊の岩壁に佛像題字等を刻す、清泉靈徹にして見るさへ氣澄めども佛像、鐘及寺觀は折角の妙境を破壞す、且つこゝを殊更に寺院の境內とし生臭坊主の金を貪ぼるに至りては俗氣紛々清泉若し靈あらば正に其の不遇に泣かむ、

閘上より五寨

八月二十七日、途にて佛國宣敎師に遭ふ、黑衣を着け黑帽を戴き黑馬に乘る、顏は黑髭の中より僅かに顯はる、惋然たる黑坊主なり

この夜老五寨に宿る、陰氣なる山村にして後に山を負ひ前は一河を隔てゝまた山なり、客舍の月洩るゝは稍佳趣もあれど、寢臺傾き亦濕り、四邊の臭氣紛々として鼻を突くに至りては既に風流も口に出でず、南京蟲も蚊も語る丈は野暮なり

五寨より大關

八月二十八日、朝行く途は濃霧に閉ぢ罩められる霧に拔け出てたる峯より落つる瀧の音、草木の眠れる如き寂しさを破りて來る、旭陽の霧より出でゝ、連山の峯より次第に麓に向つて晴れかゝる頃、急坂を下りて深溪に落つ、それより溪流に沿ふて溪底を下る、勾配急なる大急流なり、之れ大關河の上流なり、夕大關軍民府に着す、市街は河畔の山腹にあり、この邊羅漢竹を產す

大關より大灣子

八月二十九日、大關河に沿ふて絕壁斷崖の椽を行く、行く途は奇狀壯觀の中にあり

大灣子より七里舖

八月三十日、大關河畔を下る沿道の形勢昨日と變らず、只兩岸の山頭次第に高し、突兀として空に聳え、峯は雲に接す、壯觀を極む

上海

上海不穩の風說　四月一日

現下上海附近に駐屯せる各種軍隊は既に一萬五千より一萬八千に至る但し吳淞軍隊も此內に含まれ居れり而て昨今此等軍隊に支給すべき款項甚だ缺乏を告ぐるを以て月末に際しては都督府の焦慮言ふべからず一旦其給與をして遲緩あらしめんか都督府人員を始め各兵士等は必ず擾亂を致すべく殊に江南機器局及び龍華火藥局に駐防せる兵士に至つては最も注意を要せざるべからず

聞く所に依れば三月末に於ける軍餉不給の模樣ありしより當地方人は頗る驚慌を來たし或は言ふ吳淞軍隊は俸銀の發給を要求し機器局の兵士等は該局用聘外國人を通じ書を都督府に致し如し給料を支拂はずんば南市を掠奪すべしと威喝せり云々右謠言と共に事實不穩の形勢ありしを以て居留地に於ては去る三月三十日より義勇隊及び巡捕をして租界內を警戒せしめ一方軍艦に移諜して萬一に際し陸戰隊の上陸援護を依頼したるが如き人心少なからず不安を感じたるも滬軍敢死隊には同日を以て又た吳淞軍には二月分を及び機器局工人へは三十一日此地各軍隊にも夫々給料を支拂ふに至りしを以て幸に事なきを得たり然れども種々なる謠言は今尙熄まず或は宗社黨員來りて軍隊を煽惑すべし或は兵士既に暴動を計畫せりなど稱し城內、南市地方の商民にして佛國租界方面に移住するもの少なからず目下民政廳よりは市の各處に告示して決して暴動のあるべからざるを諭し又た都督府よりも各軍隊長に命じ嚴重に兵士を監視せしめ謠言に惑はされて輕擧妄動すべからざるを戒め居れるも如斯きは實に一時的偸安に過ぎざるべく當地支那人等は白耳義借款の一部を以て軍隊の支給に充つべく回送せられんことを希望し居れり

上海商團員の防備

近來上海の各地强盜出沒し被害頻出救遲に逞あらず殊に南三日前夜浦東に在りては數名の土匪店舖數戶を襲ひて熾なる掠奪を行ひたるが彼等土匪の服裝と云ひ銃器携帶の點より察するに頗る兵士に近似せる處ありし由なり

上海商民等は駐屯軍の何等守備として頼むに足らず反て累を及ぼすを以て勢自衞の策を執らざるべからず目下市民は從來の商團をして更に之を擴張し各區に於て自衞團を組織し自衞すべく其方法を講究しつゝあり乃ち自衞團は富豪

商店を擇びて各戸を按分し凡そ十六歲以上四十歲以下の男子は各一刀一警笛を豫備し事變あるに際しては警笛を吹きて合圍すると共に刀を持して各路口に出守せしめ又た二十戸を以て一段とし各段より毎戸二人乃ち總員四十名を出さしむることゝせり今其章程を見るに左の如し

一、毎段數十家或は毎街を以て一段となし地に就て正直なる市民により發起籌辦す

一、毎段は團長一人を公舉し以て督率して各段と聯絡するに便にす

一、自衛團は地方を保衛し警察の不足を補ふを以てし一切の政治と毫も干渉せざるを宗旨とす

一、富家及び居戸或は富商の男子にして年四十歲以下十六歲以上の者は團員となし各自刀一振警笛一箇を備へしめ其費三元或は之を富戸より徵し尋常服裝には印布を加用して識別に便にし亦た隨時更換すべく而て各團は均しく統一を要す

一、總事務所一處を設け以て統一機關となし聯絡に資す

一、刀法及び柔術を習はんと願ふ者は事務所に至つて報名し學習すべし

一、警傳あるに遇はば團員は立ろに即ち械を持し街橋の要口を守るべし

一、他團地方警あるを聞かば亦は械を持し前往應援し勢力を厚ふして聲威を壯にす

一、團員の私事を以て人を傷け或は人を斃すものは團體と渉なし

一、能く盜匪を捕獲する者は團長より賞品を酌贈す

一、公に因り傷を受けし者に對しては各戸養傷費を擔任す

一、品行不端にして性質狂暴なるものは團に入るを得ず

一、公に因り負傷せしものには團長及び居戸より資を集めて該家屬を贍養す

一、各團聯絡後總團長一人事務員四人を合舉し以て規畫調査等の事に資す

一、警あるの時各團員は路口を守り軍警、商團、保安團自衛團、救火社の自由出入を除き一切他人を圍内に出入せしむるを得ず

右は在滬外國人及洋布商學界等の發起に成りたるものなるが實際に臨んで能く防衛に資するに足るや否や疑問なりと雖も昨今如何に當地商民等の自衛に汲々たるかを窺ふに足るべく此外本月一日上海市民の公會により事端發生の根源地と目されたる城廂附近に對して更に各種の商團を以て區を按して防備すべく計畫されたるが其の配備方法は下の如し

地名	擔任
十六舖より南關橋に至る	水果參藥商
董家渡より南車站に至る	商業城南商團
南關橋より董家渡に至る	荳米志成商團
南車站より製造局に至る	高昌廟保衛團
斜橋より方濱橋に至る	滬西商團
福佑門より侯家濱に至る	龍懷商團
拱辰門より九畝地に至る	書藥集益商團

候家濱より九畝地に至る　清眞商團
小東門內より大東門內に至る　十五舖保安團
中城及び東北半城　九舖及四舖保安團
大東門內より小南門內に至る　救火聯合會
小南門內より大南門內に至る　十九、二十舖保安團
大南門內より新西門內に至る　二十七、三十三舖保安團
拱辰門由より西門に至る　中區商團

金融（自三月二十三日至四月三日）

外國銀行と支那銀行との間に於ける取引は依然として開始されず支那銀行は同業者間の取引圓滿に行はれざると地方爲替未だ通ぜざる爲め自衞の必要上可成借出を停止して現銀を受入るゝに非んば手形の發行を肯ぜず例年三四月は北清の開河長江の增水に依り一般商取引は頗る活況を呈し隨つて資金の需要も大に起るべき季節なるに拘らず本年は上記の如き狀態にて支那商人は殆金融を杜絕され其苦痛遙に豫想以上なり之れが爲に外國商人の蒙るべき苦痛も亦蓋僅少ならざるべし

中央政府の借款は未だに紛擾中にて容易に解決せざるも革命政府は焦眉の急を救ふ爲めに其後引續き白耳義借款の受入れをなしつゝあり即ち前月中に上海中國銀行へ二百萬兩北京漢口の二ヶ所にて三百五十萬兩合計五百五十萬兩を受入れ更に本月に入つて百萬兩內外の貸付を行はれたるものの如し之れが爲めに上海現銀在高は一時に比し稍減少の傾向あり

左に參考の爲めに去三月末に於ける上海各外國銀行の現銀手元在高を示さん

銀行名	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高
香港上海銀行	八、二〇〇、〇〇〇兩	一、六四〇、〇〇〇弗	三四三條	四、四六五、五〇〇兩
德華銀行	三、三一〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五五	三、五二五、〇〇〇
正金銀行	一、七一〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	—	一、九九五、〇〇〇
露清銀行	二、三三〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二九	一、九九五、〇〇〇
通商銀行	一、四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	一、四〇〇、〇〇〇
東方銀行	四、四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	三、八〇〇、〇〇〇
花旗銀行	一、三一〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	八六	二、七八、三五〇
和蘭銀行	四、四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二七八	三、一〇〇、〇〇〇
白耳義銀行	五、四〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一三六	一、八四〇、〇〇〇
臺灣銀行	四五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	一、九三、〇〇〇
中國銀行	一、一〇〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	四二	
チヤタード銀行	三、〇一〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇		

月日	外國銀行現銀貯藏高 兩銀	墨銀	銀塊	外國銀行貸出 錢莊拆票利率	貸出高	一利率
三月十三日	二、四一、〇〇〇兩	七、九一〇、〇〇〇弗	四、三一〇、〇〇〇兩	同	二、四三一、〇〇〇兩	相場立たず
二十五日	二、四一七、〇〇〇	七、八二〇、〇〇〇	四、四〇五、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
二十六日	二、〇六、〇〇〇	七、七四〇、〇〇〇	四、三五六、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
二十七日	二、〇一〇、〇〇〇	七、六、〇〇〇	三、九五六、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
二十八日	二、〇九〇、〇〇〇	七、五六〇、〇〇〇	三、八四六、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
二十九日	二、〇九〇、〇〇〇	七、五六〇、〇〇〇	三、六五六、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
三十日	二、〇五、〇〇〇	七、四七〇、〇〇〇	三、四七、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
四月一日	二、〇五、〇〇〇	七、七一〇、〇〇〇	三、九三五、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
二日	二、一五〇、〇〇〇	七、八〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	
三日	二、一五〇、〇〇〇	八、〇八〇、〇〇〇	三、五五六、〇〇〇		二、四三一、〇〇〇	

爲替

（自三月二十五日至四月四日）

銀塊は一高一底二十五日より三十日迄は十六分の一の上下を見しのみなりしも一日には十六分の十一まで下落せり之れ蓋し清國に於ける狀態は多少悲觀されし結果に外ならず然るに四日には印度の決濟日近づきし爲め孟買市場の期近物昂騰し進んで倫敦も四分の一方騰貴し二十七片十六分の一を報ずるに至り對日對英爲替共に多少引締り倫敦爲替は二志七片十六分の十三對日爲替は七十七兩にてイースターの休日に入れり

墨銀相場も其後殆大差なく銅元各地銅元局にて濫鑄の結果漸次市場に充溢し來り相場は漸次下落しつゝあり

上海附近にては南京造幣廠は三月末より毎日百萬枚宛銅元の鑄造を開始し蘇州銅元局は受負制度にて或一定期間（最長三ヶ月間）毎日十八萬弗宛銀元の鑄造をなす計畫中にて黃氏新に總辦に任命され白耳義銀行より資金の融通を受けて追々開鑄の筈にて目下準備中なり蓋し此墨銀元を市場に出せば墨銀相場にも多少の影響を來たすべきか

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
三月廿五日	二六、一六分ノ一三	七七、八分ノ七	七七、〇〇	七四、六〇	一七〇	三六八、〇〇
二十六日	二六、一六分ノ一三	七七、八分ノ七	七七、〇〇	七四、六三七五	一七〇	三六九、五〇
二十七日	二六、一六分ノ一三	七七、八分ノ七	七七、〇〇	七四、四七五	一七五	三六八、五〇
二十八日	二六、一六分ノ一三	七七、四分ノ一	七四、五〇	七四、五〇	一七五	三六九、五〇
二十九日	二六、一六分ノ一三	七七、四分ノ一	七四、五〇	七四、五二五	一七五	三六九、五〇
三十日	二六、一六分ノ一三	七七、四分ノ一	七四、五〇	七四、五二五	一七五	三七〇、〇〇
四月一日	二六、一六分ノ一二	七七、八分ノ三	七四、四七五	七四、四七五	一七五	三七〇、〇〇
二日	二六、四分ノ三	七七、分ノ八	七四、四七五	七四、四七五	一七五	三七一、七五
三日	二六、一六分ノ一三	七七、一六分ノ二	七七、八分ノ三	七四、四七五	一七五	三六九、七五
四日	二七、一六分ノ一	七七、一六分ノ六	七七、〇〇	七四、五二五	一七八	三六九、七五

棉花市況

輸出は依然として不況にして內地出廻品は殆ど地賣りとして內地紡績に消費さるゝこと舊の如し而して內地紡績の消費は亦一般景氣によつて左右されつゝある棉製品の需要に依て決せらるゝものなれば昨今の如く各地兵變相亞ぎ人心恟々として落付かざる間は自然棉絲の賣行きにも至大の影響を及ぼすは云ふを待たず殊に淸明節前のことゝて出廻り漸く多く上海在荷は日々增加の狀況にあれば市價は漸落の有樣にて

通州大倉上物　二十四兩六錢

上海浦東　二十三兩八錢

見當なり追々原產地農夫の持荷も出拂ひつゝあれば此上更に下落するが如きことなかるべきも內地動亂は容易に鎭定すべくもあらず加ふるに米棉の輸入あれば當分昂騰の見込なかるべきか例に依り最近二週間の輸出高を示さん

仕向先　三月二十三日ヨリ四月四日迄二週間輸出高　本年度累計　昨年同季

アントワープ　—　四二二　一九四二

ブレーメン　三三〇　三、三〇六　九九三八

ジエノア　—　五五三　三六八五

漢堡　九九三　一一、五四五　五三七六二

ハブール	一	二〇六	四六九五
香港	一八二五	一五、六二九	四九一六
日本	三〇〇五	二〇六、五三九	一〇四四、七三三
リバープール	一	五四	三、四〇三
倫敦	一	二六	一、八六四
ダンカーク	一	一六九	六〇三
マルセーユ	三〇〇	一〇三八	一、七二八
トリエスト	一	一七七	九九二
ヴエニス	一	一	一
支那香港	五四五	三二、五六〇	三一、九二七
其他	一	一五、一一二	四九、四五三
合計	六九九八	二八七、三二六	一、二一三、六四

長沙

軍政

（四月二日發）

當者は、前報にも一言せし如く四鎭の兵士を養成し月々七十萬元の支出をなし財政困難の一大原因をなし居るが過日軍務部は各諮議官を會同し之れが改革案として次の諸項を決議せり

一、湖南省練兵員數に就ては騎兵、砲兵、工兵、輜重兵は現在員數を維持し若し缺員を生ずるときは之を補充するとゝし步兵の各營は欠員を生ずるとあるも補充せず各種兵士の餉銀は給與令に照して給す

一、軍官の陞敘は協統以上は都督之を任命し管帶以上は各鎭、協（師團長、旅團長）より推薦して軍務部之を任命す、執事官以下は各鎭協にて任命す

各參謀官は參謀部より任命す

一、射的場を設くること

一、官佐の軍服は一律灰色とし湖南土布を用ふべし

一、段を分ちて巡査し一切を維持し就中質屋を注意保護すること

鹽課加徵（公益捐）

近來軍費の增加に本く當省の財政困難を救はんが爲めに都督に於ては食鹽百斤に付き銀一錢二分を增徵して行政の經費に充つべく之を公益捐と名け四月一日より實行すべしと云ふ

湖南省に消費する食鹽は淮鹽（引額二十萬六千引、一引五百斤とす）十分の五を占め餘は四川鹽、廣東鹽を使用す今四川鹽、廣東鹽の消費額を詳知する能はずと雖も、兩者を合して略淮鹽の消費額に匹敵すとせば淮鹽廣東鹽四川鹽三者を合計して四十萬引となすべく殆ど二億萬斤を消費することゝなる之に對して百斤に付銀一錢二分を加徵すとせば二十四萬兩の增徵となる又淮鹽二十萬引のみに課すと假定すとも尙十二萬兩を得べきか

聞く所に據れば昨秋事變以來は各官皆俸給を給せず經費としては兵士の給料軍器購入費のみなりしが本月よりは各司

長以下大小の役員にも俸給を與ふることゝなり其他萬事平常に復し經費を要すること少からず從前一月七十萬元位にて事濟みしもの驟に百四十萬元宛を要することゝなり財政司の苦心一方ならずと傳へらる

國民捐募集高

當地財政司の報告に據れば昨年陰曆九月三十日より本年陽曆三月十六日に至る迄の國民捐收入高次の如し

一、籌餉總局の手を經たるもの

省平銀	一九二、〇三一兩九四
銀元	六、八五三元四〇
銅元	三二七、九六〇串一一七
地券(見積高)	四、〇〇〇兩
汽船會社株券	一、〇〇〇兩
家屋證券(見積高)	二、二〇〇串
穀	一五、六一三石六五
米	二、一六九石

一、財政司の手を經たるもの

省平銀	一五、〇〇〇兩
穀	一、〇〇〇石
米	一、〇〇〇石
鹽票	三枚(時價一枚一萬兩)

湖南銀行の設立

當地官錢局は昨年末以來內部の規則を改正し業務を擴張して湖南に於ける中央銀行たらしめ金融の便宜を謀るべしとの議ありしが愈本月一日より之を實行し之と共に現事務所の狹隘なるを以て別に家屋を新築する計劃なりと云ふ同銀行規則を要譯すれば

一條、湖南官錢局を改めて湖南銀行とし財政司に隷屬せしむ

二條、官錢局現有の資本五十萬兩、及び財政司より提撥の足紋五十萬兩計銀百萬兩を以て資本金とす

三條、本省內各所に設けたる官錢分局を分行とし分局隷屬の子局を支店と改む

漢口上海の兩官銀號は湖南銀行匯兌處とす

七條、湖南銀行の職務及營業の範圍左の如し

甲、普通商業銀行の業務

乙、庫款の出納

丙、鈔票の發行

丁、公債の經理

八條、湖南銀行は不動產の抵當入となりたるものに對しては貸出をなさず又本行分行使用の家屋及び本銀行より貸出倒となりたるに由りて得べき不動產の外は一切購入するを得ず

十條、湖南銀行發行の鈔票は發行額四分の一の現銀準備を備へ其殘りの四分三に對しては確實なる抵當品を有するを要す

尙發行に關する章程は別に財政司にて定む

十一條、湖南銀行附設の公儲錢局(貯蓄銀行)の營業及其

會計は本銀行と相混入せず

二十二條、湖南銀行は每期所得の純利益の十分一を以て法定積立金とし九分を以て官業收入とす

二十三條、每期決算に當りて本行、分行、支店の得たる純利益資本金の百分の五を超過するときは財政司長より本行分行支店の各職員に半年分の俸給額以內の奬勵金を與ふ

中國貨維持會

該會湖南支部は先般設立せられ各街衢に貼札して中國品の維持を謀り殊に衣服帽子類の新流行を趁ふを勸止しつゝあり本會は、本部を上海地方に置き早くより設立されしものにて當地には今日漸く其聲を聞くに至りしもの偶以て上海漢口等中央地點に於ける言論主張が漸を追つて地方迄普及する徵證となすべし

城壁取崩しの議

事變以來新氣運に促されて城壁取崩しの議を生ずるに至れり、元來長沙城の西側城壁は河岸に密接し湘江に由る貿易は一々狹隘なる城門を經過せざるべからず其間人車雜閙し不便不少城壁全部を取崩す手始めとして先づ河岸に沿ふ部を取崩さんとの議交通部より出でたるも舊來の習慣に反し又費用を要することゝて反對論も不少、されども之は單に時日の問題に過ぎずして數月の後には其運びに至るべしと豫想せらる又聞く所に據れば城內城外交通の便を謀らん爲め城門二個所增設の議は近々の中事實となりて現はるべしと云ふ

尙城壁取崩の件に關し軍務部の說に據れば現時養成の兵士を一時に解散するは秩序を害する恐れあり之を以て暫時該工事に使用すれば一擧兩得の事なりとて贊成の意を表せるが如し

一昨年以來工事中の北門停車場より小西門に至る沿岸工事は昨秋事變以來中止せしが今春より再び開工し其護岸工事は殆ど中九を完成し殘るは道路の築造のみなれば今秋には坦々たる大道の沿岸に直通するに至るべし

抗州

抗州の情況

抗州不穩の情況は半ヶ月前より傳へらるゝ處なるも未だ其爆發に至らず而かも不穩の謠言は去らざるなり今其眞相と見るべきもの數項を擧ぐれば如左

一、蔣都督は年少にして衆望を繫ぐに足らず彼れは戰時に在りては爾來の經歷上例令年少なりと雖ども他の部將に較し勝れる技能ありしも漸く平和となりし今日寧ろ行政的手腕あるものに俟たざるべからず然るに彼れは此點に關して缺如し諮議局議員其他の反對を惹起し一般に其更迭を希望するの狀態となれり

或は云ふ彼れ自身も其任に堪へざるを悟り近く辭職すべしと

一、晶財政司は抗州の財産家にして其職に就くや私産を投し財政の窮乏を救ひ來りしも近來斯かる姑息策にては如何ともすべからざるにより閉居出てゝ財務を掌らずと

一、温州梅都督は曾て馬賊の隊長たりしもの極力蔣の無能を說き其更迭を運動すること

一、兵數の過多即ち抗州城内には四千より五千近く駐在すて而して浙江全省にして二萬人あり

此等の數項を綜合して判斷するに財政の窮乏は多數の兵員を養ふに足らず而して蔣都督の威望足らず此れに乘じて他に都督の地位を膺ち得んとの野心を包藏せるものゝ爲めにする處ありての謠言とも見るを得んか

目下城内は巡警兵士等の小衝突あるも比較的平穩なり唯商店は午後八時左右には閉門し上海方面に避難するもの尠なからずと云ふ

九江

議會の南京參議院反對

臨時議會は左の事項を決議し之を南京參議院に打電せり

南京參議院公報報告によるに公等屢々法に違ひ濫りに外債を借り並に少數人を以て把持し不當の表決をなす今日は何の日ぞ公等の居るの地は何地ぞや豈專横人言を恤ざるべけんや便を一時に取り害を百世に貽す戇直の言唯省察を加へよ決して己の過ちを文り衆望を失ふ毋れ云々

又湖南雲南等の臨時議會と連絡して南京臨時政府參議院なるものは各省都督より委任したるものにして人民の代表にあらずされば決して正式の立法機關と云ふべからず前に臨時總統の選任建都地點の決議の如き事實繩を蹈らずと雖も法理を以てすれば實に踰越の權限に屬す近頃又少數議員の表決を以て擅に全國の賦稅を抵押とし道勝銀行より一百五十萬磅を借らんとするが如き實に侵權違法に屬す若し之に制限を加へざらんか民國の前途甚だ危險となすべし之れ臨時參議院の權限を制立せざるべからざる所以なり其の民國建設に關する事件民國の法律に關する事件、人民の權利義務に關する事件の如き參議院は絕對に議決の權なきものに屬す之を以て速に各省より人民代表者を選舉し臨時議會を組織し政府より任ぜし少數參議院の決議に委する毋れ云々と四方に檄を飛しつゝあり

新都督就任式

十九日新都督李烈鈞臨時議會に蒞み新任式を行ふ議長劉量烈衆に代て李の德を頌し公の愛國の精神は善く江西の人心を安じ全省の福利を增進するに足るべく其の第一次民選都督として江西八十三縣の父老兄弟諸姑姉妹の皆同じく歡迎の懷を表する旨を述べ李は之に對し予乏きを以て此の重任を受け自ら其の足らざるを懼ると雖も諸公指導の下に熱心事に膺り以て知遇に答ふるを期するの旨を說き其の印璽を受けたり然ども道途の風說には李は決して之の重任に堪ふるが如き人物にあらず都督の交替又久しからざるべしと

九江市況

目下九江市況は對外埠爲替圓轉せざると田舍の出荷思はしからざるとによりて不活潑なるを免れず錢舖の如き開店せざる者多く中に前に大清銀行と貸借關係あるものゝ如きは殊更に店を閉て其跡を曖昧にせんとしつゝあるものあり米價騰貴と米穀の輸出禁示

近來在米の減少につれ米價騰貴し一日の內に一石に付八百文の暴騰を見たることあり細民困難を極むるより政府より商務總會の認可を經るにあらざれば米穀を外埠に搬出し又外商に賣り渡すことを禁止せり（三月三十一日發）

九江不穩の狀況及陸戰隊上陸顚末

去五日衞戍司令官陳庭訓は漢口總領事館九江臨時出張所外務書記生八木元八氏を來訪し同居を懇請したるに依り其理由を尋ねたるに目下軍隊內不穩の形勢ありて何時擾亂を釀すやも計り難きを以て至急移轉し眷屬をして不慮の災禍を免れしむるが爲めなりとの答なりしかば八木氏は租界內本邦雜貨店が借受け居る家屋を斡旋したるに翌日陳の家族一同は移轉し來りたり

六日派遣員は豫て面識ある湖南人に面會したるに前司令官朱漢瀋が去月十一日銃殺されし復仇を爲すの計畫ありて今夜八時を期し陳司令官及び混成旅團長余鶴松要塞司令官戈克安外二三名を暗殺せんと企て居る旨を確聞せりと急報し來れり又他の方面より聞きたる所によれば南昌及び饒州方面より前司令官朱の部下なる洪江會員數十名當地に入込み軍民を煽惑し居れりとの通報あり又同日南昌より接到せる通信によれば四十餘名の洪江會員統帶方天亮を擁して亂を謀り都督李烈鈞を暗殺せんと企てたるも發覺せられ方統帶は逃走したるも以上四十餘名は悉く捕縛せられ內十二名は軍法に照らし慘殺せられたりと云ひ當地方人心の動搖甚だしく是れより先き經費削減の爲め都督李烈鈞は九江城守營兵五百名の內精銳のものは巡警兵に充て其餘は一ヶ月の恩餉を與へ解散すべしと陳司令官に電命したるに依り陳司令官は本月三日民心の動搖を豫防する爲城守營兵解散するも疑惑を懷くこと勿るべしとの布告を發せり然れども蜚語流言熾にして形勢不穩なるより一時解散を見合せ九江奧の瑞昌縣に送ることゝなせり陳司令官以下軍政府內のものは何れも色を失ひて東奔西走非常準備をなし其家財道具は城外に搬出し又ピストルを買收し居るなど事態頗る切迫せるにより萬一事變發生の場合には我が龍田艦より陸戰隊を上陸せしめ支那町居住邦人避難の方法を定めたり同日午後七時居留地警察署長の急報により英國領事キング氏は英國軍艦「ウードラーク」より一隊の陸戰隊を上陸せしめ米艦「エルカノ」よりも水兵上陸したるにより我龍田艦よりも陸戰隊四十三名を英國居留地に上げたり我が陸戰隊を專管居留地に上陸せしむるに就ては豫め英國領事の承諾を得て決行したるものにして英國軍艦「ウードラーク」艦長マロック氏は事變發生の曉居留地內の指揮權を得度旨申込來りたるを以て之を承諾したりと云ふ居留外人は今回の出來事を過大

視し義勇兵を召集し機關銃數門を各所に配備し嚴重に警戒せり城内に於ける邦人は城外安全の地點に避難せしめ城外居住邦人四軒に對しては八名の水兵を配置警護せり支那町の店舗は六日夜早くより閉店して萬一を警戒し共和民國の軍人は武裝して市中を巡邏偵察し物情恟々たりしも何事もなく經過せり

不穩の原因たりし解散兵五百名は翌朝直に瑞昌縣に送られ其他三百名の兵士も沙河鎭に移送せられ軍政府は極力鎭壓に努めたりし結果平穩に歸したり依て我が陸戰隊は七日朝一應引揚げ英米兩國の兵も續ひて之を引揚たり

八日午後十二時過ぎ數名の匪徒英國居留地内の一支那人宅を襲ひ門を破り數個の窓及壁を破壞して掠奪を企てしが家人のピストル發射に恐怖し逃走せり又城内に掠奪初まれりとの噂居留地内に傳はりし爲め英米及び我陸戰隊の少數は再び午前二時頃上陸警戒せり城内の掠奪は風説に過ぎざりしが居留地内の襲撃は事實にして我陸戰隊は當分少數を陸上に殘し萬一を警戒せしむることとなせり（四月九日發）

南　昌

南昌騷亂の原因

第二標統帶方先亮なるもの新都督李烈鈞を倒さんと謀りしこと發覺し黨與十二名は逮捕せられ首謀者方先亮は逃走せしこと既報の如くなるが今其原因を探聞するに方は安徽の産にして革命の際殊勳あり後第二標統帶兼公債局總辦に拔擢せられたるものなるが李都督とは學友にして而かも兩者の間意氣投合せず今や李は一躍都督に榮進したるより其隙使に甘んぜざるべからざるの悲境に陷れるのみならず前都督馬の退職は李派の計策に出でしことを熟知せる彼れは其同鄉人たる馬毓寶の爲めに怨を晴さんことを畫策したるものにして殊に彼れは公債局總辦として巨額の軍資を呑欵し居りしかば何時露見し縲紲の身となるやも計るべからざるより先づ自ら立て李を倒さんと決意したるものゝ如し

騷亂の鎭定

方統帶は部下の兵士を使嗾し四月四日午前一時を期し先づ都督府に放火し一擧にして李を倒さんことを計りしが方の畫策は李都督の聞知する所と爲り同夜都督府にては衞兵を添加し嚴重に警備し居りたるに匪徒の一群發砲驀進し來りたるを邀撃し内十二人を擒にしたるに其餘は何れも潰走し方統帶又逃走して行方知れざれば千元の懸賞を以て首魁方を求めつゝあり拿捕せられたる十二人は翌五日都督府に於て銃殺せられたり南昌附近樟樹地方にも匪徒集合し居れる旨の風説ありしも全く訛傳に過ぎざりし當時南昌にては人心恟々各其堵に安んぜざりしが今や全く秩序は恢復せられ商業又常の如く行はれつゝありと云ふ

兵員裁撤と減俸

李都督は財政困難の爲め就任以來銳意軍費の支絀節減方法

を講究しつゝありしが果然彼れは第二標第三營の解散を斷行せり解散せられたる兵員は其數約四百名にして內百名は其後再び採用したりと云ふ又兵士の俸給を一ヶ月五元に減じ將校の俸給中三分の二は公債を以て之を支拂ひ以て財政の緊縮に努めつゝありと云ふ

營口

地方平靜

藍天蔚の率ゆる北伐隊が南滿の一角に上陸し進んで復州界に入り馮麟閣の統ぶる巡防隊と對陣し將に雌雄を決せんとする刹那或方面よりの掣肘を受け悄然として空しく芝罘に引返してより戰雲漸く戢まりたる觀ありしが二月下旬に至り遼河の開くを機とし藍の大軍再び北進し當地を占領すべしとの飛說紛々として至り偶ま北京天津に於ける擾亂の勃發は益々以て人心を恟々たらしめ市場稍恐慌の態にて過爐銀は暴落を來せしも元より跡方もなき巷說とて時と共に地方漸次平穩に復し五色旗の春風に飜々たるを見る

遼河の解氷

遼河は三月三日を以て全く解氷し五日芝罘號の入航を見るに至り四個月間冬營の幕は切り落されたり、平年遼河は三月二十日前後を以て解氷し月末に至り初入航船を見るが例なるに今年は冬期間比較的温暖なりし爲め斯くは約三週間開河を早めたり今ま參考の爲め最近十年間遼河の結氷解氷及び初航終航船の入港月日を左に揭げん

年度	解氷	初航船入港日	最終船出帆日	結氷
一九〇二	三月十一日	三月十五日	十一月十九日	翌年一月二十五日
一九〇三	同　一日	同　七日	同　二十七日	同　二日
一九〇四	同　十八日	同二十九日	十二月六日	同　二十六日
一九〇五	同　二十日	同　十八日	同　七日	同　十九日
一九〇六	同　十六日	同三十一日	十一月二十八日	同　十一日
一九〇七	一月十一日	同　二日	同　二十日	同　一日
一九〇八	三月二十一日	同二十八日	十二月　五日	同　十五日
一九〇九	同二十四日	同二十八日	同　三日	十二月　九日
一九一〇	同　七日	同二十三日	十一月二十九日	同　十一日
一九一一	同二十五日	同二十五日	十二月三日	翌年　一月四日

貧民救助

昨夏遼河沿岸一帶の水災は非常の慘狀を呈し或る地方の如きは秋收殆んど無く爲めに地方貧民は各その地方の富戶に就き推し掛け食事を爲すあるに至り草賊至る處に出沒し被害少なからず殊に地方住民唯一の食糧品たる高粱が非常の騰貴を來し前年の一斗七八十錢なりしに比し本年は一圓四五十錢臺を稱へ約二倍の高價となり貧民の困難名狀す可らざるものあり是に於てか地方議事會主として奔走し大に義捐を募り約二千餘を得て粥廠を設け一般の貧民に無代にて粥を施與せしが一月二十六日より三月十日に至る四十五日間に施與を受けしもの無慮四萬五千人の多きに上りぬ今や開河と共に山東直隸よりの出稼苦力の渡來する多く粥廠は十日を以て閉鎖せしが昨今に至り官民合同して平糴局を設

け北方生產地より高粱を運來し原價を以て貧民に小賣するの方法を始めたり官府は之に對する納稅を免じ船車の運賃は全免或は割引するありこの恩惠に浴するもの豈貧民のみならんやだ(四月十日)

南京

戒嚴令の頒布

南京留守使黃興の發布したる戒嚴令次の如し

一、南京戒嚴區內人民は午後九時より翌午前五時迄外出を禁ず違犯者は捕ふ命に從はざる者は直に銃殺す可し

一、南京戒嚴區內の兵士は午後九時より午前五時迄外出を禁ず從はずして街上に在る者は嚴罰に處す可し命を奉ぜざる者は銃殺す但し公務を帶びたる確實の證あるものは此の限りにあらず

一、凡兵士外出の際は必ず符號を帶ぶ可し違犯者は嚴罰に處す

一、出火の際兵士は上官の命令を奉じ隊を成して應援す可し犯して外出せる者は銃殺すべければ人民各自驚擾する事勿れ

一、無論何人と雖も確實の證なくして行李を携帶し街上にさまよう者は捕へて嚴罰に處すべし

一、凡軍人人民城門出入の時は衞兵の檢查を受く可し

一、憲兵を除く外特別の命令を奉じたる兵士の外擅に民家に擅入するを得ず、違犯者は捕ふ命に從はざる者は銃殺す可し

一、兵士故なくして單獨銃を持し外出したる者は捕へ命に從はざる者は銃殺す

一、南京外各段より派したる巡警及各段の巡警は宜しく其最近地の軍隊高級長官の指揮に從ふ可し

一、本戒嚴令は是れを發布したる日より有効とし取消命令出でざる迄は取消す事を得ず

中華民國元年四月十二日

四川

成都の近況

成都は現在靜穩なり去る十二月十八日の擾亂後物資缺乏商人の狀況實に憐むべきなり加之政府は比較的從前より多數の軍隊を設置するも費用給せざるより紙幣を發行し成都府城內は强制之結果表面上銀紙の差なく通用するが如きも城外數里の地に至れば最早や通用せず隨て銀の必要あるも所謂惡貨は善貨を驅逐するの原理に違はず銀貨は殆ど市場に見るを得ざる狀況にて裏面は銀貨の差二割にも至ると而して自然物價の高直を來し下流輸入の物は重慶に比するも殆ど三倍となれり然も交通危險の爲め未だ貨物の平準を得能はざるのみならず商人は貨幣を受取り銀貨にて仕入をなさざるを得ざるの結果益々高價となりつゝあり今日の儘にて進まば一年を出でずして財界に大變動を來すならん

成都駐屯軍隊

軍隊は同志會員多く之に元の新軍元の巡防軍等を加へて編成せしものにして尹都督の談に依れば四鎮ありと而して會館及城内外の寺廟等に駐屯す近日是等の軍隊を地方に分駐し匪徒の鎮壓に備へんとしたるに給料を增さゞるとか增加額不足なりとか申立て再び十八日の如き擾亂を惹起せんとする模樣ありとて去る二十五日の如きは軍事巡察隊（我憲兵に類似せるもの）二三十人隊伍を組み武裝して晝夜警戒巡邏せり

中央政府より紙幣貸與說

中央政府より四川都督府へ新紙幣三百萬圓を送付するに付ては省に於て發行のものは速かに引換へよ、四川は前に擾亂ありたる地なれば暫く貸與すべしとの命令來れりと云ふ右に付都督府財政部に於ては引換方法に就き何等成案もなく頻りに頭を惱せ居ると云ふ

四川蜀兩軍政府の合併及其管轄區域

四川軍政府蜀軍々政府の合併は張爵培（蜀軍都督）成都に來りて實施せられ四川都督府と改稱せられ尹昌衡を正都督張爵培を副都督となしたり重慶の蜀軍々政府は蜀軍鎮撫府となり其組織の大綱及其區域及現任地方司令官等亦夫れ夫れ決定を見たり

元蜀軍々政府副都督たりし夏之時は鎮撫使に任ぜられたるも固辭して受ず外遊をなすべしとて辭職の通告書を新聞紙上に出せり之れには幾多魂膽あるとと察せらる

成都陸軍兵の重慶到着と夏副都督

三月十日頃より成都の軍隊重慶に來り始め其後陸續東下し來り（迂生成都の途上に出會したるもの）目下重慶城内外に駐屯する數大約二千餘名にして該軍隊今回重慶に向ひたる目的に付ては傳ふる處に依れば張都督省城に來りし後成渝（成都重慶）聯合の實を示す爲め重慶にある蜀軍々政府を廢し代ふるに鎮撫使署を置くことゝなりたれば本軍政府所屬の軍隊元來多きに過ぐるにより此際從來の軍隊中より三千餘名を撰拔し他は全部解散をなし財政困難の一大苦痛を除かんとするにあるも張都督は蜀軍々政府にして軍隊解散を斷行せば必ず彼等不良の兵士は成都に於てなしたると同樣の鬧事を惹起せんを豫想して是が警戒及豫防として特に多數の省兵を東下せしめたるものなりとの事なるも蜀軍政府員にして比較的信すべき方面の人の談に依れば今回尹張兩都督が如斯多數の省兵を東下せしめたる事に付ては何等夏都督に通知なく東下を斷行したるものなれば成都軍政府の好意的なる送兵は重慶軍政府に於ても善意の解釋をなすに苦しむものにして目下の處にては重慶軍政府及商團に於て既に東下したる省兵に對して好意を以て迎へざるのみならず反て重慶軍政府の鎮撫使署に變ずる際何かと軍隊の威力を以て壓制的干涉を試むるに使用する者なるべしなどと考へ居たる向もある由にて兎角從前より駐屯の軍隊すら持餘し居る矢先に省兵に雲南兵と云ふ如き厄介者を背負込

み居る有様なれば夏都督も非常に苦心し居る模様なりしと省兵東下の件に就て軍政府各部長及各商團員の會議ありし由要するに省兵東下は重慶中流以上人士の感情を害したりと云ふも差支なく夏都督は百方尹及張兩都督より鎭撫使として留任せんことを勸告せられしも前記諸件其他何か事情ありて夏都督は斷然辭職に決し二十日省城なる兩都督に打電し若し三月三十日に至るも省城より重慶鎭撫使を派任せざれば斷然舟を雇ふて湖北に下り外國に遊歷するなど丶隨分思切つたることを申送りたるのみならず辭職書を新紙上に登載し其辭意の堅きを示したれば（外遊費三萬圓を贈られ解職せり）胡氏が鎭撫使に任ぜらるゝことゝなりたるならん又夏都督部下の軍政府員中重なる連中は近頃何故か辭職するもの多く其內重慶軍政府廢止に付成都に上り獵官運動をなさんとする者多き由なり

雲南軍の回省及成都兵との衝突

重慶に駐屯せる雲南軍は最初一千二百餘なりしも瀘州より陸路重慶に來りし騎兵約五百步兵約五百を加へ二千餘に達したりしも北伐軍の中止雲南都督よりの電報とにより全部貴州省を經て省城に歸ることに決し去る十七日川東師範學堂に駐屯の後着部隊即ち步騎各五百餘は先發隊として出發せり殘部の軍隊も二十一二日を以て出發の筈なりしも、廿一日午後重慶の上半城十八梯と云へる處にて娼家を素見し中成浜（成都雲南）兩軍兵士の間に衝突あり成都側より射擊して雲南軍の小隊長一名及兵卒二名を銃殺したるのみならず流彈にて通行の一老人を殺し省兵も一二名死傷ありし爲一時大混雜を來し午後三時半頃全城の人民如何なる闇事起らんかと杞憂し何れも閉戶し軍政府は街上の柵子を閉し非常を警戒したれば今にも成都同樣の掠奪行はるゝかと人心恟々たりしも夏都督其他商團員の仲裁調停に依り漸く事なきを得たるも省兵東下以來雲南兵との衝突屢々にして去る十七日雲南兵出發の途次浮圖關に駐屯せる省兵二三名を斬殺したることあり是等のことにて反目しつゝあれば如何なることの惹起さるゝやも計られずとて同夜の如きは武裝せる軍政府の兵各處に巡邏しつゝありしと云ふ

雲南軍は重慶の軍政府より軍餉酒肴料として銀三十萬餘兩を受取たるは事實にして此金額に付ても夏都督など數回交涉を重ねたる上漸く卅萬兩に談合なりたる由なり支那は何處迄も金には拔目なき者かな

揚子江右岸に駐屯の雲南軍は依然たり今回の衝突にて出發も暫時延引することならん

貴州軍の回省と途上の解散

去る三月八日頃重慶出發歸省の途に就きたる貴州軍は綦江縣を去る九十淸里の所に於て士官を殺したる後何れも隨意解散銃器を携へ居ることゝて各鄉場を掠奪し橫暴を極め居れり該兵員五百の內一半は以上の如き不良の徒と變じ他は持合せ武器を賣拂ひ歸鄉せし由に付貴州界には棒客（バンク）出沒非常に危險なりと貴州省城には小暴動續々起り同地に雲南兵三千駐屯同軍司令官孫某同省都督を代理し居ると云ふ

福州

軍資金献納

昨年十一月革命政變後南洋各埠に僑寓せる福建出身の商賈より祖國の革命を援助するの趣意を以て本省政府に献納したる軍資金の數目左の如し

團體名	納附月日	貨幣ノ種別	金額	地名
保安會	舊曆九月二十七日	匯番	一萬員	新嘉坡
同	同　日	同	二萬五千員	同
同	同　十月九日	同	一萬五千員	同
同	同　十月十七日	同	一萬員	同
同	新曆　一月八日	同	一萬員	同
同	同　二月二日	同	一萬員	同
同	同　二月十七日	同	一萬員	同
中華商會	舊曆　十月八日	同	一萬員	仰光
福建公司	新曆　一月九日	同	五千員	同
邱公司	同　上	同	七千員	同
曾嫲庇	同	同	一萬員	同
愛國會	同	同	四千員	同
國民捐會	舊曆十月十二日	同	一萬員	三寶壟
同	同十月二十二日	同	二萬員	上
同盟會機關部	同九月二十四日	同	五千員	檳榔嶼
中華商會	舊曆十一月十日	同	二萬員	同上
書報社	同　十月十二日	同	一萬員	四水
同	同十一月十日	同	一萬員	同上
智育會	同十月二十七日	同	一萬五千員	巴達維亞
萬隆埠商學會	新曆　一月十日	匯	四千員	巴達維亞
華僑義務會	舊曆十月十四日	同	三萬員	小呂宋
同	新曆一月三十一日	同	一萬〇二百員	同上
關帮公所	新曆一月十九日	同	二萬員	西貢
日里華僑	舊曆十一月十日	同	四千員	美丹
書報社	舊曆十一月十日	同	三千員	同上
布局公司	新曆一月十一日	匯仗	一千三百六十元 八角二仙	巨港
中華商會	同　一月五日	滙番	二千〇四十元 八角二仙	同上
明德書報社	同　二月十日	同	三千員	大年
青年會	同　一月七日	同	一千員	波羅謀璃
保安會	舊曆十月十九日	同	六百員	士甲巫婀

合計二十九萬五千二百〇一員六角四仙

借欵問題の經過

借欵問題と政府　過日本省都督は中央政府に向て政費の支出を請求したるに中央政府は三月二十八日電報を以て目下支辨すべき餘金なしと回答し來りたるに依て政務院は遂に外債を起し軍需を濟ふべき會議を開きしに外交司長陳能光交通司長黃乃裳等は均しく米國より壹千萬元を借入れんことを主張し孫都督は今や民國成立し經費多端の時に當り多大の外債を起すは國民の負擔に堪へざる所なるが故に先づ日本より六百萬元を借入れ一時の急務を凌ぐに若かざるなり而して其擔保として鹽稅を提供し三年後より毎年元利を償還せば五箇年間に於て皆濟することを得べし若し不足を生ずるに至らば所捐（營業稅）を增徵すべしと主張せり然れども日米何れより借款するや議決に至らず遂に中央政府

に向て籌款法方に就き訓示を仰ぐ〳〵とし已に電報を發送せりと云ふ

借款問題と輿論　三月三十一日國民公會其他の三十六黨派員は城內明倫堂に於て會議を開催せり其主張は現今軍政府が外債を起すは我國民をして倍々債務の負擔を大ならしむるにあり而かも鹽稅を擔保と爲すは將來閩省の歲出入相償はず閩省士民をして生活愈々困難を告ぐるに至らしむ且つ商捐（營業稅）は原と一時的辨法なるを以て之を擔保と爲すは遂に永久的稅法と爲りて商務の前途に大障碍を來すの憂あるものと決議し各團體は代表者を選擧し四月一日都督及政務院司長等に面會を求めたるも接見せざりしを以て各代表者は更に會議を開き都督府に向て反對を聲明せりと云ふ

借款問題と外國銀行　當地の滙豐、チヤータの兩銀行支店は何れも福建の借款には應ぜずと云ひ居れり其理由は兩銀行の本店が中央政府の大借款に應ずるが爲に資本の準備上地方の小借款には一切應諾せざる樣訓令し來れりと云は事實なるが如し

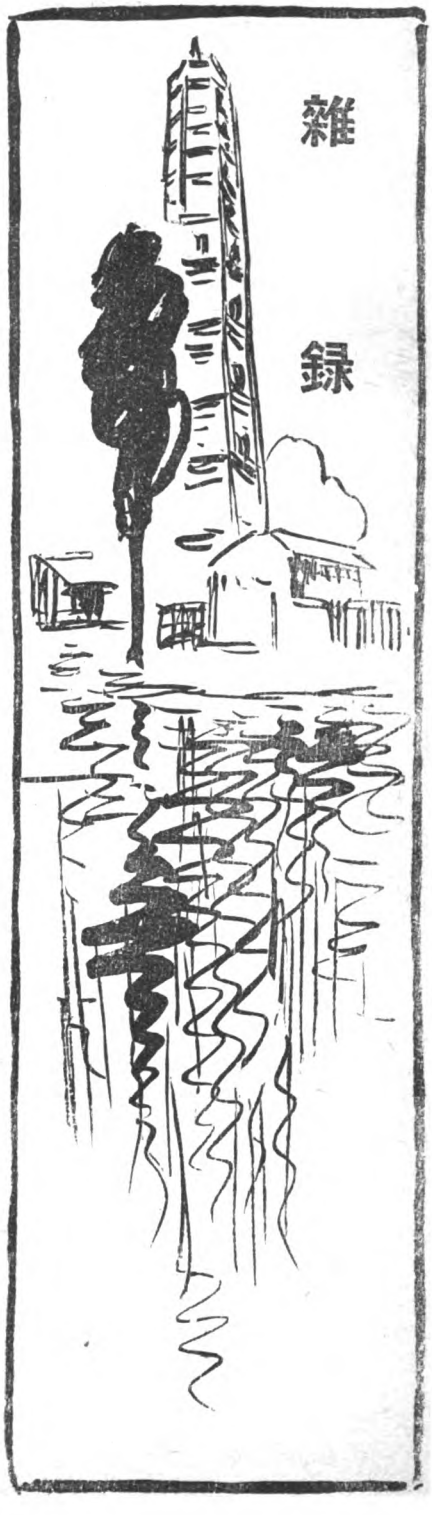

◉南京參議院大會

唐總理の政見發表

三月二十九日開議、議長林森主席議員出席三十九人、大總統孫文、國務總理唐紹儀出び國務總次長出席す、孫大總統は國務總理唐紹儀を紹介し唐紹儀は政見を發表して曰く

儀は孫袁二大總統に推擧されて國務總理に充當す實に不能を愧づるも然も此の存亡危急の秋國家の大事多く未だ決する能はざるに當りては勉めて其の難を爲さゞるべからず現に中華民國既に成立す開端最要の事件は

第一　去歲九月義を起して以來各省均しく擾亂の處有るを免かれず亟かに維持を圖らざれば即ち民生將に日を終る可らざらんとす

第二　中國の外交事件に於ける滿清時代に在りて各國と訂する所の條約は名は和好と爲すも實は則ち從つて未だ開誠布公せず以て事々皆な人後に落ち事々皆な中國の受虧を致す庚子後の免厘加稅の約は國家の前途に重大の關係あり乃ち今に至る十餘年にして厘は未だ免ぜず稅は仍ほ未だ加へず故に外國が民國を承認するの後應に首として先づ此等を實行すべし此外は則ち庚子條約に訂せる所の者も亦た須らく次第に施行すべし

第三　則ち從前の社會の趨勢は專ら文字を研究するを講じて實業を研究せず以て地大物博の中國をして幾んど變じ

て世界最窮の國家と爲るを致し以て外債を借るに非ざれば即ち興利の事務を辦ずる能はざるを致す新政府成立後は即ち農林、工商の二部を分設す其宗旨は即ち實業を振興するに在り交通の一部は關係尤も重く路權、航權等は均しく須らく切實に辦理すべし但だ農林、工商、交通は皆な專門に係る均しく學問無き能はず更らに專門政治の人に之を求むる能はず此次新政府成立後此の三部は必らず當に實事是れ求むべく嗣後國家の發達は全く此に在り

尙ほ民國今日の現狀の最も困難なる者は財政に如くは莫し財政に關する報告は甚だ詳かなるも今姑らく簡單に之を說かんに辛亥年の豫算表は全國の歲入銀二萬九千七百餘萬兩、歲出銀三萬五千餘萬兩にて銀五千四百餘萬兩の不足を呈し加ふるに籌備各種事務、追加豫算各費を以てせば應に銀二千四百餘萬兩を加入すべく合計銀七千八百餘萬兩の不足となる此外尙ほ外債、賠款の兩種有り外債の利子、賠款の擱下して未だ支拂はざる者共に約銀五千餘萬兩あり、又た辛亥五月以後借る所の四國の款の幣制改革及び粵漢、川漢各鐵道建築の預備及び各省が市面維持の爲め借入れたる額は即ち去年一年を以て計算するも其の總數約銀二億兩の數に在り其の利子は五厘を以て之を計算するも亦た銀一千萬兩となる此の一千萬兩と前の七千餘萬兩と合せば八千餘萬兩となる又た去年八月以後の外債の期を按じて交款せざる者は九月より今年に至り本月は已に約銀二千餘萬兩となる九月義を起して以後南方軍隊は共に八十師團有り此時即ち能く二十師團を裁するも亦た六十師團あり此六十師團中一師團が每月銀十二萬兩を要すとせば六十師團にて每月銀七百二十萬兩を要し年末に到れば銀八千餘萬兩を要するとなる、又た起義以來各處にて破壞せる者は其建築費も亦た應に預備せざるべからず之を最も少額に見積りて銀一千萬兩を要すべし、全國の恩恤事務より其の子弟を撫育する等の事に銀一千萬兩を要すべし、其の外人の損失を賠償することに就きては此次亦た決して免かるゝ能はず數は確指する能はずと雖も然も亦た豫備せざるべからざるものなり、又た民國成立以來臨時財政部は今に至るまで已に銀七百餘萬兩を支出せり此款を併せて算入せば總計約二百十四五兆の數となる此れ皆な元年必須の款にして減少する可らざる者なり紹儀は此事に對して將來尙ほ須らく再び參議院に出でゝ事由を陳述し以て諸公の討論に供すべし

國務總理唐紹儀は政見發表に次ぎて內閣組織に就きて曰く此次組織の內閣各部總長に至りては已に北京に在りて袁大總統の命令を得たるが此次任命各員を貴院に發表し並に貴院の同意を求む

第一外交總長　には陸徵祥君を任ず陸は本と駐露公使にして才具旣に長けて性又た和平なり將來外交事件は盧心に考究辦理するに非ざれば斷じて法を得難く萬々再び從前の如く倨傲自大にして以て外交の失敗を致す能はず故に此次は陸君を推して外交に任ず

第二內務總長　には趙秉鈞君を任ず新政府が既に北京に遷居せば此地の情形を熟悉せる者有りて以て內務を整理するに非ざれば不可なるが故に趙君を推して內務に任ず

第三陸軍總長　には段祺瑞君を推して之に任ず段君は兵事に任ずる年有り兵學甚だ長じて性又た謹愼誠に陸軍の長材たり故に段君を推して陸軍に任ず

第四海軍總長　には劉冠雄君を推して之に任ず劉君は海軍の資格に最も老けたり故に之を推して海軍に任ず

第五財政總長　には熊希齡君を推して之に任ず紹儀は此席に對して往返商量し誠實に其人に難んず熊君は財政學問上に於て研究本と深く其の東三省に在る時に當りて財政を監理し成績各省の最たり他人其右に出づる鮮し況んや此時財政總長は必らず西國財政狀況に通曉するを要す熊君は外國の情勢を考察して頗ぶる心得有り實に民國此時の用に適す故に熊君を推して財政を任ず

第六司法總長　には王寵惠君を推して之に任ず王君の學問は諸君の深く知る所にして贅言を待たず

第七教育總長　蔡元培君を推して之に任ず蔡君は學問既に優れ道德尤も重し亦た諸君の知る所にして贅言を待たず

第八農林總長　宗教仁君を推して之に任ず宗君は農林學堂專門出身に非ずと雖も新學問に於て甚だ研究する有り且つ尙ほ能く虛心に事を辦ず

第九工商總長　には陳其美君を推して之に任ず陳君も亦た專門の學問に非ざるも却つて亦た宗君と同等の才有り此次二君を任じて總て民國農林工商の發達を希望す

第十交通總長　梁如浩君を推して之に任ず梁君は向に山海關內外に在りて鐵路を辦理すること幾んど十年に及べり初時路權本と甚だ失敗す梁君辦じてより後始めて進步し且つ梁君は西國語言文字の學に於ても亦た甚だ精し故に此次交通に推任す

凡て此の十部國務總長の名次は大總統の命令を奉じて貴院に同意を求むるものなり財政上の事件に至りては他日紹儀尙ほ須らく院に至りて陳述すべし

王正廷は參議院が國務總長に同意を表すると否とは應に全院委員會を開きて討論すべしと云ひ湯漪之に贊成す谷鍾秀は委員會を開く時は傍聽を禁止するのみならず大總統、國務總理、國務次長にも暫時接待室に退入せんことを請ふべしと云ひ湯漪は秘密會議の必要無しと反對說を唱へ谷鍾秀は此事は關係非常に重大なるを以て院法を按じて全院委員會を開き秘密に行ふべしと主張し議長は谷議員の動議を表決に付し贊成者二十人を得て成立す

十分間休憩の後谷鍾秀は此時大總統國務總理、各國總務次長は先づ退席を行ひ全院委員會の終りたる時再たび國務總理の出席を請ひ參議院より國務總理を報告す大總統及び各總務次長に至りては若し意見あれば此時卽ち先づ發言せんことを請ひ若し意見無くんば卽ち全院委員會終りたる時も出席するを要せずと云ふ、時已六時、大總統孫文、國務總理唐紹儀及び國務總次長均しく退席す、此時議長は議事中止を宣告し全院秘密委員會を開く

全院秘密委員會の後午後七時再び開會、孫大總統、唐國務

總理出席す、李鍾甫は全院委員會の經過を述べて唐總理の發表國務總長十人に對しては間々不同意者もありたるも表決の時は均しく不同意者少數なりと云ひ議長は秘書員に任じて選舉票を分配せしめ開票者、立會者を指定して開票の結果谷鍾秀は總長十人中九人は同意を得たるが交通總長梁如浩一人同意を得ず故に唐總理は別に交通總長一人を指定するを得ば今直ちに指定して同意を求むべし若し指定する能ずとするも唐總理は立ろに內閣を組織して一人を得ざるが爲に全體に牽涉すべからずと云ひ田桐は本院は政府を速かに成立せしめんが爲めに國務人員に反對する者少くして通過する者多からしめたり先刻唐總理は報告して交通總長は皆て鐵路を辦せる人にあらざれば不可なりと云へるも本員は交通行政事務は應に政治家の手腕を以て之に出づべく獨り皆て鐵路を辦ずるのみの人を任に充つべからずと爲す唐總理は此に注意せられんことを請ふと云へり劉彥は交通總長を今日指定すべくんば議すべきも否らざれば散會すべしと云ひ張紹曾は此れ大總統の權限にして唐總理は今日亦た勢ひ指定し難し但だ交通總長たる者は二種最要條件の注意せざる可らざるものあり(一)經濟政策發展に明白なる者(二)交通事業の款項は出入甚だ繁し須らく操守の信ずべき者之なりと云へり此に於て唐總理は曰く

此次國務員名單を貴院に於て同意を求めて已に九人の同意を得惟交通總長一人同意を得ず查するに梁如浩君は決して紹儀の私人に非ず實に鐵路は全國南北交通事業に關し關する所ろ甚だ大にして又た中國郵政は甫めて收回し自辦し航業尙ほ未だ振興せず電政も亦た十分に發達する能はず擧々皆な需才に在り而して四者の中又た路政を以て最も緊要と爲すに因つてなり梁君は鐵路を辦理すること十年に及び成績頗る觀るべきもの有り其の京奉鐵路を辦理せる情形は南方の人は或は尙ほ盡く知らざるべし、若し梁君を除きて湯薌潛君を推したらんには恐らくは提出後得票梁君に較して尤も少なかりしなるべし況んや民國此時艱に當り外國文を諳ぜざる人を以て交通事業を總管せしめば恐らくは盛宣懷が契約を誤訂せる復轍を蹈まん其次は則梁士詒君なるが梁君は提出後反對者必らず更に多かりしならん且つ此時農林、工商等の事は尙ほ人を得易くして交通部は則ち外國の民國承認を經たる後即ち須らく四國借款交涉を辦じ粵漢、川漢兩鐵路を興築するを要す從前の鐵道は中國は滬杭甬の一線を除くの外借款にて興築し或は外人に抵押せざるは無し紹儀は交通の一部を非常に重大なるものと觀る若し或は其才に非ざる者を用ひば則ち民國の前途と關係甚だ大なり故に紹儀は今晚實に他人を指定する能はず尙ほ須らく袁總統と電商して再定すべし

右終りて王正廷は內閣成立せば孫大總統は自然解職すべし但だ現在內閣既に一人を缺けば成立せりと謂ふを得ず本員は交通の一席を以て總理より暫時兼理せんことを希望すと云ひ谷鍾秀は王君の議は權限の外に出づるを免かれず此は大總統の事に係る參議院は必らずしも提及せず但し國務總長に一人を缺くも內閣は仍ほ卽時成立すべく卽ち發表後

九人就任して一人遲就するが如きも亦た不成と謂ふを得ず
と云ふ之にて議長は議事終了を宣布して散會す時に七時五十分

◉上海の謠言蜚語

上海公共租界北四川路イキステンションは從來公共租界の警察權の及ぼす區域を道路上のみに限り道路以外は支那警察の管轄に歸したり

上海に於ける革命の先鋒は實に閘北商團によりて義擧せられたるものにして最も鼻息き荒き一部隊となす而して閘北は即ち北四川路北河南路吳淞路北方等を云ふ

上海に於ては從來往々秋冬の交に際し夜間路上に於て掠劫を爲す者あるは少からざることにして特に日本人の如きは亂醉の爲めに此の厄に遇ふもの屢々あるを耳にせり且つ一昨年來ことに頻々此の兇報を聞知せり其危險區域は重に虹口より閘北一帶なりとすこれ蓋し此等區域は無賴漢の彷徨跋扈せるもの多數なるによる

上海市街は去歲十一月三日を以て革命旗によりて彩られたり爾來無賴漢の跋扈跳梁甚しきものあるを以て公共租界警察は治安の必要上北四川路イキステンションに哈爾賓路警察の分局を設置したり

然るに閘北商團は前記警察分局設置を以て支那領土の上に益々租界を擴張せんとする下地にして主權維持の必要上到底默過すべきにあらず須く之を撤退せしむべしと稱し民政署をして再三再四公共租界工部局及領事團に書面交涉を試みしも何等要領を得ざるにより一面直ちに閘北警察をして北四川路イキステンション道路の兩側に多數の巡捕を增加站崗せしめたり而も此等巡捕は付け劍をなし武裝嚴重にして舊時常に恐ろしきものの一人とせる印度巡査と兩々相對峙するの狀形をなし恰も命令一下火蓋を切らんとするものあるに似たり、(頃者其筋の人より聞知するところによれば閘北民政署は警察分局撤退方公涉の文書を領事團に致すこと既に二十餘通に及ぶも未だ一片の回信をも發せずと)

事情前記の如くなるが爲めに一般人は頗る憂慮せる次第にして特に北四川路一圓は日本人の居住するもの頗る多數にして家族同居者多きを以て日人間の噂は實に一通りならざるものあるなり加之謠言の源をなせるものは此警察權紛糾問題に乘し彼等無賴の徒は直ちに强盜と變し四月六日夜北河南路商務印書館支配人住宅を襲はんとし誤りて隣家なる西洋人の住居を襲撃したり然るに商務印書館は動亂以後萬一に備ふる目的を以て豫め館員をして自衞團を組織し閘北商團より武器を借り入れ數人を以て一班となし輪流夜警の配置をなし居りたり彼等は物聲を聞きて現場に驅け付け無賴漢の强盜と銃火を交えて之を退却せしめたるよあり又復活祭の當日外人の馬丁を支那巡捕が逮捕して連れ行きたる

により之れ茶りに租界内に入りて警察權を侵害せるものとして交渉重なりつゝありたり其他之と前後して北河南路理髮店に於て擧動不審の者數名逮捕せられたり

加ふるに謠言は謠言を生みて目下江灣に屯在せる吳淞隊は不日解散せらるべく從てかゝる物騷の時期に於ては自然掠奪あるを免れざるべきなりと稱するものありて所謂一夫虛を吠えて萬犬實を傳ふるの滑稽を生ずるに至れり却說以上の報告を爲すに當り欠くべからざる一重要事ありそは四月五日開北混成第一協第一營々長曾振卿か前きの浙江鹽運使陳仲遹(號玉麟)を租界内に在りて租界警察と沒交涉に强制逮捕せる一事なりとすこの交涉は英國總領事と滬軍都督との間に行はれたるが滬軍都督は國家の大罪人なりとして南京に押送し去り到底領事團に引渡すを肯せず爲めに英總領事は袂を振つて席を立ちたり遂に領事團と革命政府の大衝突あるべしと傳へられ加ふるに領事團は之れが報復として或る手段を採るべく爲めに具體的衝突を惹起し從來天下の樂窩を以て目されたる上海も兵馬馳驅修羅の巷と化すべしと流言頻々たり(陳は遂に租界警察に引渡され保證人を立て放釋せられたり曾振卿は六ヶ月の監禁を命ぜられ其代りとして一口を一元と看做し百八十元の罰金を命ぜられ滬軍都督も之を承認せりと云ふ)

上海の謠言蜚語は以上の如き順序にて傳へられつゝある間に本月二日蘇州閶門外の四十六標兵の劫奪あり八日頃は抗州にも兵變あり遂に都督府は燒き擊せられたりとの報ありたり(子虛に係る)越えて十一日夜南京屯在第七師團江西軍二十七八團の掠奪あり當地人民は到底何等兵變あるを免る可らさるを想像しつゝありしなり

余は頃者北河南路巡警局を訪問して都辦なりと稱せる周某の言を聞くに曰く或は多少無賴漢の暴行あるやは計るべからざるも外國人の生命財產につきては何等憂慮するところなかるべしと稱せり次に李平書氏を訪問して同一問題を叩きしに答ふるところ略前きの周某と同一なりしにより余は余の友人某が該危險區域内にあり何等恐るべきことなきや寧ろ他に移住する方萬一を避くるに都合よきに似たるにあらずやと尋ねしも萬々危險なかるべしと答へたり

以上の事實につきて按ずるに這次上海に行はれたる謠言蜚語は蘇州南京の兵變と異り明かに排外を意味するの說にして恰も三十三年北淸兵變の如き意味なり故に或人曰く北淸事變の際にも先づ謠言百傳遂に事實を現出せり或は上海に何等兵變なきを明言すべからずと然り支那人は由來秘密を保つを得ざる人民なれば時としては噂先づ傳はりて事實となることあるべきも又北淸事變當時の淸人の思想と現在の支那人との思想とに於て外人に遠慮するの程度に大差あるは之を看過するを得ざるなり且つ支那人は由來ツケ上ル性質を有す滬軍都督が英領事の申込を峻拒せる當時何等の威風ぞや又支那人は權力の前には蠢乎たる人民なり自國軍人が外國人に罰金を科せられて前きと同一人たる滬軍都督之を承認すと其腰拔け如此し而も況んや目下國家の財政は異常奇絀を呈し各省人民は共和の名に隱れて我儘を主張し平等の美名は變じて無差別となる到底難を外國と結ぶを許さ

ざるの時期にあり謠言蜚語は只たこれ杞憂に過ぎざるへし　（明治四十五年四月十八日稿）

◉白國借欵契約

前に袁總統の委任を受けたる度支部副首領周自齊は北京華比銀行代表者と北京に於て西曆二月二十日條約草案を訂立し同三月十四日即ち中華民國元年三月十四日本條約を訂立す其條約下の如し

一、中華民國臨時政府袁大總統の派委する代表人度支總長は特に陸宗輿に委し孫大總統、袁大總統の該定批准を經て此條約は現在及び將來の中國政府國會均しく照准するものとす

一、華比銀行は歐洲三國資本團を代表し以後即ち銀行公司と稱す

議定條件左の如し

一、借欵名稱及び其數目　中國政府は外國資本家より英金一百萬磅或は佛金約二千五百萬フランを借欵せんことを欲し銀行は該金額を中國政府に交附す此借欵は本條約調印の日を以て成立し中國政府一千九百十二年五厘利息金貨借欵と稱す

二、用途　此借欵は專ら中央及び地方政府を組織する經費或ひは其行政費或ひは商民の困難を救濟する經費に備ふ

三、擔保　此借欵に對して中國政府は完全に擔任し其誠意と信用を以て以後期限毎に利息を支拂ひ並に條約各節を履行すべし

四、擔保品　中國政府は中國政府國庫券合計英金一百萬磅或ひは佛金二千五百萬フランを發行して銀行に交附す此券は每券の額面英金一萬磅とす此國庫券は中國政府の收入を以て擔保となし並に京張鐵道の財產及び純益を以て第一次抵當とし以て利息支拂を擔保す此項の擔保に對し中國政府は每年八十萬兩を以て率となし未だ他に抵當となさゞることを聲明すると共に銀行は一切擔保の收入に對して何等の干涉をもなさざることを聲明す若し本利息又は元利期に到り交付せざるときは銀行は期を寬めて交附を求め猶若し交附する能はず銀行利益を保護する必要あるとき中國政府は銀行の干涉を阻止する能はず

五、利息　票面の數に按照し年利五厘とし半年毎に計算して利息を附す本條約調印の日より利息を附し期に到り二週間前に交付す其半年の期亦本條約調印の日より起算す

六、割引銀行は中國政府の國庫券を接受し票面の數額に按じ百分の三を減じ即ち百分の九十七を交附す此項國庫券は大總統度支總長中國政府を代表して記名調印すべし

七、國庫券と債券と交換　若し銀行が所有の國庫券を中國政府債票に改換せんと欲するときは其便利とするところを聽すべし

八、債票調印　前項中國政府の債票作製に關しては中國政

府政務を管理する最高官員の記名調印を要し若し銀行に於て必要と認むるときは白國或ひは其他に駐紮する中國公使の記名調印を求め以て中國政府が債票公賣を承認せし證據となすことを得

九、費用　若し銀行にして前項債票に換取するときは一切の發行費用は銀行に於て負擔す

十、借款年期　此借款は本條約調印の日より一年を以て期限となし滿期の時中國政府は即ち市價に依りて國庫券或ひは債票を回收すべし

十一、免稅　一切國庫券及び附款の此項借款に關するものは中國各項稅課を免ずべし

十二、遺失債票　債票を遺失、被竊、毀壞せし場合には銀行及び中國政府代表は相當の方法を講じて双方の權利を保護し中國政府及び各銀行從前所定の辦法により取扱ふべし

十三、借款交付　此條約調印十五日後銀行は北京或は倫敦或は巴里に於て本借款より百分の三の割引を除去したる外の全數を中國政府に交付す此款を爲替に取組むときは銀行指定の方法に依り銀行と中國政府とにより定めたる公平なる爲替相場によりて取扱ふべし

十四、償還　中國政府は將來歐洲借款の收入を以て本借款の元利若干を還すことを得但し滿期前と雖も亦一年間の利息を附すべし若し將來銀行より更に借款を起して此項國庫券或は債票を償還するときは則ち必ずしも額面通り支拂ふを要せず仙百分の九十八分半の計算にて回收するを得元金償還及び利息清算後は此條約を無效とす唯だ第十三條は猶中國政府より認守すべし若し中國政府中國に於て自ら籌款して元利を償還せんと欲するときは生銀或は將來新定の銀貨を用ひ期限より十四日以前に上海に於て交附し一切の生銀及び銀貨は須く歐洲に於ける銀相場に依り其兌換の率は中國政府と銀行或ひは銀行指定の他行により公平の相場に按じて取扱ふべし

十五、優待　中國政府は銀行が出力相助け此借款條約を訂結せしに因り特に中國將來需むる所の借款にして若し其條件別人と相同じきときは銀行は優先機會を有し其額五百萬磅（前約一千萬磅なりしを參議院に於て五百萬磅に改めたり）に達せしむるを得

十六、公使照會　此條約双方調印したる後銀行より中國外務部に請ひ正式に北京駐紮の白國英國佛國公使に照會すべし

十七、條約謄本　此條約は漢英文各六部を作製し三部は中國政府之を收有し三部は銀行に交附す若し條約の意義に疑義を生ぜし場合は英文を標準となす

以上は既に三月十四日双方の調印を終り袁總統の批准を經たるものなり

◉在上海軍隊調查

四月十九日調查

滬軍第一師團は現に陸軍部の改編に基き陸軍第十師團となる部する所の歩兵計四團共に十二營及び騎兵一營、砲兵一團、工兵一營、輜重兵一營別に衞隊一營より成る茲に旅團營各官長姓名及び兵士數並に其の駐紮地を列すれば下の如し

備考　新編成によれば每旅を二團（二ヶ聯隊）とし每團を三營（三ヶ大隊）とし每營を四連（四ヶ中隊）とし每連を三排（三ヶ小隊）每排を三班（三ヶ分隊）とす而て連中は下士計十四名を有す

師、旅	所屬	長	姓名	駐紮地	備考
第十師					
同	師	長	吳紹璘	南市海運局司令部	
同	參謀	長	吳　晉	同	
同	一等參謀	長	張朝基	同	
同	二等參謀	長	李人鐸	同	
同	三等參謀	長	李　祐	同	
同	副	官	王鳳丹	同	
同	營	隊營長	章豹文	同	
同	營	隊副官	慶守忠	同	
同	第一	連長	周召南	同	所屬四連あり下の如し
同	同	排長	曾國維	同	
同	第二	連長	汪占林	同	
同	同	排長	周譽峯	浦東高行鎭及懋仁堂內	
同	同	連長	持保加	南市海運局司令部	
同	第三	連長	沈　剛	同	
同	同	排長	黃鵠舉	同	
同	同	排長	楊少琴	同	
同	第四	連長	龔定邦	浦東東溝鎭	部下九班
同	同	排長	沈迪堂	同	
同	同	排長	杜海清	同	
同	同	排長	李祿勳	浦東居家橋帝敷庵	
第十師					
第十九旅		旅	華振基	三十七團本部西門外斜橋徵寧會館舊	
同	參	謀	華承德	同	
同	副	官	蔣紹昌	同	
同	第三十七團	團長	梁敦焯	同	
同	第一	營長	何國樑	同	
同	第二	營長	杜漱章	同	
同	第三	營長	張作本	同	
同	第一營第一連			同	第一營本部は團本部內に在り
同	第一營第二連			同	

陸軍第十師第十九旅歩兵第三十七團所轄三營の各官及兵士駐紮地下の如し

第十師	第一營第三連		
第十九旅	第一營第一二三四五六班		
同	第一營第四連	三十七團本部西門外斜橋浙寧會館	宜興に派出す
同	第三十七團第二營本部	老君廟內	
同	第二營第五連	龍華寺內	
同	第二營第六連	同	
同	第二營第八連四班	同	
同	第二營第七連第五班	在斜橋旅司令部を駐守す	
同	第二營七連一班	機器局西柵門內	
同	第二營七連第三班	機器局內東門	
同	第二營七連第二班	同右新公所	
同	第二營七連第五班	同軍火處	
同	第二營七連第六班	機器局外望道橋	
同	第七班	老君廟內	

第三十旅步兵第四十團の各營並に騎兵砲兵第十團官長姓名及び其駐紮地を擧ぐれば左の如し

第十師	第四十團團	長陶澄寧		
第二十旅	第四十團第一營	長何正修		
同	第二營	長陳士龍		
同	第三營	長余壯鳴		
同	第四十團本部			
同	四十團第一營本部		目下尚南京老平府街に駐紮す	
同	四十團一營二三四連		常州遊府署に駐紮す	
同	四十團第二營		同右	
同			南京上江考棚に駐紮す	

第十師	第四十團第二			
第二十旅	營五連第二營第六七八班			
同	第三營本部			
同	第三營第九十一十二連			
同	騎兵第十團團	長李鐸	西門外方斜路慶安里	
同	同　劇	官宋世松	同	
同	衛隊第一連連	長姜瑞椿	石灰港安徽會館	
同	第二連連	長王道平	城內道署	
同	第三連連	長王炸	西門外の日雲觀內	
第十師	砲兵第十團團	長史衆直		
同	第十團第一營營	長李春榮		
同	第二營營	長白覲圭		
同	第十團本部		小南門外馬家廠順德里二弄	
同	第十團第一營本部		小南門外三泰碼頭星衆里	
同	第一營第一連		大南門外灣刀橋報恩寺	
同	第二連		大南門外杭路車站附近敦仁堂	
同	第三連		小南門外新橋茅山	
同	第十團第二營本部第二營第一二三連		桂野里東亞同文書院前	
同				

工兵、輜重兵の第十營官長並に其所管各連兵士及駐紮地を示せば左の如し、但し工兵は一營(三連)輜重兵も亦一營(三連)とす、

第十師	工兵第十營營長	金麟

第十師	本　部		小南門外王家嘴浙寧會館
同	第十營第二三連		同
同	第十營第一連		西門外銅錫公所內
同	輜重兵第十營營	長徐定清	
同	本　部		南市順德里第五號
同	第十營第一連		南市安瀾道院招商局隔
同	第二連		小南門外江西會館
同	第三連		南市招商局會館

以上の外舊式軍即ち滬軍營あり左記地方に分駐す

長官	所屬兵數	駐紮地
委辦 黃鶴齡	二十名	浦東龍王廟
委辦 李月貴	（若干名）	浦東錢家廟
幫帶 趙梅廷		
委辦 李興周	二十名	浦東十八間
委辦 危志敖	二十名	曹家渡
什長	十名	浦東爛泥渡
委辦 王兆榮	二十名	南碼頭

◉江蘇省議會議事

四月十日江蘇省議會第十回會議蔣副議長及び議員五十餘名出席提出議案左の如し

一、土木に關する事項

（甲）議員より武進の土木に關する提議を一定す

（乙）徐州水害の弊を除去すべし但し土木費は募債に依る　陳士髦提出

（丙）籌欵して江北運河の堤防を修築すべし、汪秉忠提出

（丁）白茆河を浚渫すべし　丁祖蔭提出

（戊）婁縣松江府の水路兩口を浚渫し暫次水利を規劃すべし　錢崇威提出

（已）籌欵借欵を以て以上の各項を辨理す、議長張謇提出

（以上全部通過す）

二、緊急を要する事項

（甲）高淳の罹災地に對する處置　王嘉賓提出

（乙）上半期及下半期の米穀稅を流用し常鎭の堤防を修築すべし

（丙）淮北各縣の罹災地救恤方法

（以上三案均しく通過す）

其　他

（一）松鹽（松江府產鹽）改辦案　（否決）　盛之驥提議

（二）舊制に照し洞廷を吳縣に合併する案

（通過）　費廷璜提議
（三）禁烟再整案　（通過）　黃端履提議
（四）上海租地に關する許可證單行法復議案都督提議、姚文楠の意見書答復あり　（贊成）　財政審查會提議
（五）元年預算案報告　（通過）　法律審查會提議
（六）省議會議員名數案報告　法律審查會提議
（七）省議會議員名數分配修正案　黃炎培提議
（八）江蘇銀行案報告　（通過）　法律審查會提議
（九）家屋稅の流用及び免許稅改正法案（全體贊成す）　法律審查會提議
（十）兩淮鹽欵案報告　（通過）　鹽務審查會提議
（十一）丹徒縣等の五縣を取銷するよ、及び淮鹽案報告（通過）　鹽務審查會提議
（十二）縣議員數の分配並に加條議案（通過）　劉永昌提議
（十三）南京所屬地方暫く米麥兩稅を免じ民食を裕かならしむる案（通過）　陶保晉提議
（十四）民團組織規定に關する案（通過）　蔡璜提議
（十五）市民の損失を賠償するの案　審查會提議
（十六）閶門外商店に對する損失賠償案　同右
（以上兩案は原文に依り都督に照會す）

◉福建茶業稅法

第一條　茶葉は每百觔に付起運、運銷、稅耗、等の銀九錢一分八厘を徵收す並に新定商捐銀五錢三分九厘を徵收す合計每百觔に付稅捐銀一兩四錢五分七厘を徵收すべきものとす

說明　前茶稅章程中に起運、運銷、名目あり二回に分ちて徵收せり又善捐銀三分を附加せり今概括して稅耗の內に入れ以て紛岐を免す、其厘金の一項は每百觔に付銀七錢七分を徵し更に軍餉捐銀二錢五分零八毛を加へたりしも現在厘金を廢止し商捐と改辦し割を減して徵收するが故に茶業厘金は自ら一律に減折改徵すべきも

江蘇省歲入歲出預算表

江蘇省本年度歲出歲入案は既に其議決を見るに至れり即ち左の如し

歲入

賦稅	二〇九四、五二七三	雜收	三〇、〇〇〇〇
臨時公債	三〇〇、〇〇〇〇	臨時雜收	六〇五、〇一九八
計	三〇二九、五四七〇		

歲出

經常臨時	四四三、三九〇九	軍政費	五五七、〇〇〇〇
賠償及借欵	二〇三四、九四九〇		
計	三〇三五、三三九九		
差引不足額	五、七九二九		

のとす軍餉捐の一項に至ては滿清攻府の舊案にして請獎を准予すれども（舊政府時代には軍餉を捐助するものに對しては地方官より政府に上申して名譽官位を與へて奬勵するの規定ありたり）此種の問題は既に消滅に歸したれば軍餉捐は全數剔除を行ふ今擬定する起運運銷の兩稅及新定の商捐等應に徵收すべき定額は總て最初に經過する當該局に於て只一回徵收し以て繁擾を省く

第二條　茶葉分別減折徵收法如左

（甲）箱茶

（子）五五大箱茶葉は每箱の正味五十觔とす（五五大箱は五十五斤入と稱する箱なれども五十五斤以上あるを以て正味を五十斤として徵收す以下三五中箱二五小箱皆同し）

（丑）三五中箱茶葉は每箱の正味三十五觔とす

（寅）二五小箱茶葉は每箱の正味二十五觔とす

以上の茶箱若し過大なるものありて規定の尺式と符合せざるを驗出するときは直に箱を得て其重量を秤り每百觔尙七折を以て徵收す

（卯）斗箱中箱禮茶套箱等は總て輕重を論せず概して過秤を行ふ每百觔に付箱鉛及殼三十觔を除去し正味七十觔を實徵す

（乙）簍茶袋茶は每百觔に付正味七十觔を徵收す

（丙）碎茶は每百觔に付正味五十觔を徵收す

（丁）茶斤は每百觔に付正味三十六觔を徵收す

（戊）茶末は每百觔に付正味二十四觔を徵收す

說　明　茶末は即ち極て碎細なる末茶を指して云ふ若し茶片となるべきもの或は茶芽となるべきものを驗出したるときは即ち碎茶茶片の例に照して取扱ふ若し裝箱したるものあれば即ち箱茶として徵稅す以て弊混を杜絕す

（己）茶梗茶子茶花茶粉の類は每百觔に付均しく二十四觔を徵收す

（庚）新鮮茶葉は每百觔に付二十四觔を徵收す

第三條　零茶重量五觔以下に在るものは稅捐を免除す

第四條　商人茶葉を販運し首局を通過するとき先づ起運、運銷稅耗及商捐等の各銀兩を以て第一條に照して計算し總て一度に完納したる後茶照（茶に對する護照）を填給し單を分ちて護運せしむ沿途の各局長に於て驗查を受くるの時物貨と相對して符合すれば即ち單を換へて放行し再び稅捐を課せず

第五條　前條の納稅銀兩は現銀を徵せず總て茶商は南臺に在る確實なる各行棧（茶問屋）が聯帶結合して出願し請求したる三聯報票を領有して代納することを准許す後各該局長は卯（卯は期と同じ凡そ一ヶ月を云ふ）を按じて財政司に送附し司より員を派し期に隨ひ各行棧に分赴し數に照して徵收す

說　明　舊章を按するに各商買は起運稅耗を完納すべく先づ起運の局卡或は地方官に於て現銀を核收して茶照を交付し次の局卡を經過するとき再び運銷稅釐捐等の

欵を完納せしめ然る後始て三聯報票を給予せり今は起運運銷稅耗商捐等統て首局に於て一回に徵收す故に各稅釐捐は自然一律に報票を代用し現銀を納付するの繁を省き以て商艱を恤す

第六條　茶稅商捐を完納したるものと雖も常關及落地商稅關卡を通過するときは仍ほ各該關卡の徵則に照して課稅す

第七條　徵收する茶葉稅捐銀兩は概して庫平を以て計算す其市面に流通する大銀貨は每壹元を銀七錢二分と定む零數用の小銀貨及銅錢は大銀貨の價を按照して打算す

第八條　商販の茶葉若し偷漏匿報を行ふものありて審查の上發見せられたるものは原定稅捐徵則に照し三倍を加へて科罰す其罰欵の三割は賞與に充て七割は正項と連合して送達す但茶照內に明記し以て侵蝕の弊を杜絕す

第九條　茶葉稅捐は專局を設て徵收するの外其未だ專局を設けざる場處は暫らく商捐局に托し定則に照して徵收送達せしめ以て簡便に從ふ

第十條　各局卡に於て茶葉稅捐を徵收するときは定率に照し稅捐を徵收する外從前の各項驗費票費及其他の各陋規は一律に革除を行ふ

說明　從前延平府局は茶葉稅釐を徵收する以外に別に七欵目あり曰く驗照費驗箱費報票費、找單費、驗船費小驗費補底費等なり各局卡均しく此條目を設けざるに延局獨り之を存置して名目分岐を極む此等の例費は正當に非ざるを以て現已に改良を行ふ同一省域內に在りて同種の貨物にして此の如き參差錯雜なる前轍を蹈むの必要を認めず故に此等の例費は一律に革除し以て劃一に歸せしむ

第十一條　此次改訂したる章程中若し未だ盡さざるの事實あれば時に隨ひ直に刪改することを得

附通行各幣算則

凡そ商人茶業稅捐を納むるものは概ね庫平銀を以て交付すべし庫平銀の壹兩は錢壹千四百七十文に換算す若し中華鈔票或は小銀貨を以て納付するものは現定省域の通行價值を按照して核收す市面に流通する大銀元は每壹元を錢壹千零六十文に換算し庫平銀七錢二分に折合す中華福建銀號の鈔票は每壹元を以て錢壹千文に換算し庫平銀六錢八分に折合す

中華福建の小銀貨は壹角を錢壹百文に換算し庫平銀六分八厘に折合す

找尾零錢(貼り錢の意)の銅貨は每壹枚を暫らく本地の通用時價に照し核收す

支那

第參卷　第十號

目要

●支那財政新論
●支那經濟上に於ける列國の勢力
●日支貿易品研究
●米國領事の支那經濟界報告
●山東省に於ける獨逸の鑛山採掘
●雲南四川紀行
●參議院彙報
●半月間の支那重要時事
●上海營口、長州、九江、福州、廣東通信

東亜同文會調査編纂部

●印刷中●

第一回支那年鑑

四六二倍版
附圖數葉七百五十頁
背皮クロース金文字入
定價金參圓五拾錢

最も數字の缺如せる支那各般の事情に對し主として數字的說明を與へんとして本調査編纂部が數年來苦心蒐集せる材料により編纂せる『支那年鑑』は今や印刷中に屬す其美裝して市にあらはるゝ近きにあり、今其內容の綱目をあげて如何に其材料の各方面にわたれるかの一班を知るの便に供す

●面積 ●人口 ●皇室 ●政體 ●政治
●財政 ●教育 ●司法 ●國防 ●外交
●農業 ●鑛業 ●工業 ●商會 ●會社
●外國貿易 ●水運 ●鐵道 ●郵便 ●電信
●電話 ●銀行 ●金融 ●貨幣 ●度量衡

●印刷中●

日本有限公司川崎造船廠

神戶

本船廠安設之浮動起重機足能提起貳百噸之重實世界三大之壹機而在亞東屬最大的者

資本金壹千萬圓

公積金百六拾五萬八千圓

工場地基面積拾參萬坪

工師　工學博士　貳名
　　工學士　九拾餘名
　　甲種船長　參名
　　工學得業士　壹百餘名

工匠　壹萬餘人

海難救助　救助船　參隻
　　小輪船　貳拾隻

本造船廠奉中國海軍部及江鄂兩督憲之命包辦艦艇堅良適用均蒙稱善製造艦名開列于下

楚同、楚有、楚泰、楚謙、楚豫、楚觀、湖鵬、湖鶚、湖準、湖藏、江元、江亨、江利、江貞、永翔、永和、流星、

主要製作品目　本廠

●戰艦、滅魚雷艦、魚雷艇、潛航艇、●各宗火輪船、新式捕鯨船、遠洋漁業船、挖河機器船、●船舶用工廠用汽機汽罐、幷各宗機器類、●特許製作品、宮原式水管汽罐、喀志斯式達頻汽機、偏懸肋骨式輪船、德國斯密式斯巴非拖以及喊亞式凝水器等●船塢　乾船渠　貳基　船架　貳基

兵庫工廠分

●鐵路機關車、車輛、電車、礦山所用機械器具各種自來水鐵管、瓦斯鐵管、●機械用鑄鋼、錨鎖、船尾材、船首材、推進器、●此外壹個參拾噸以內之鑄鋼物不拘何種均可訂造不誤

大連分工廠

南滿洲鐵路公司向辦之船塢接辦規模宏大組織完備所備之汽罐機器均用新式與神戶本工廠同樣營業

總辦　勳三等　松方幸次郎
副總辦　勳四等　川崎芳太郎

所在地

本工廠　日本神戶市東川崎町貳丁目
兵庫分工廠　日本神戶市兵庫東尻池村
大連分工廠　中國大連市濱町壹丁目

支那第三卷第十號目次

論壇

支那財政新論(三)……根岸信…一
支那經濟上に於ける列國の勢力(二)……松本忠雄…四

記事

日支貿易品の研究……M、S、生…八
米國領事の支那經濟界報告(二)……一〇
山東に於ける獨逸の鑛山採掘……一五

時事

內治外交

◉大官の更動◉五族聯合會發企會◉黎元洪の對蒙古策◉南京留守反對◉外交官制案◉國務院官職令◉強迫剪髮會◉總統府秘書官◉蒙古青海の參議員◉蒙古の昨今◉八旗生計問題◉黎元洪と四戰◉南京留守使新編制

學事軍事

◉黃留守の戒嚴令取消命令◉王芝祥の統一會取消の議◉北京駐在軍隊◉京津間支那軍隊◉軍隊安置の辦法◉陸參兩部の權限◉湖北の軍費◉教育新規定◉教育行政◉江西洪江會討伐◉統一會の兵數及恩給意見◉憲兵組織◉湖北軍隊駐紮地◉陸軍の三派派◉江西省の軍隊解編

財政借款

◉大借款條項內容◉武昌四局借款◉兌換券規則◉湖北稅務改良◉奉天の銀行纏股◉湖北の收稅弊害◉財政協議◉湖北造幣廠計畫◉湖北公債計畫◉青島三銀行規約◉蒙古王の借款抗議◉湖北の田賦平均政策◉浙江省の財政難

實業貿易

◉荒山開放の議◉大連對五港貿易◉漢口再繁榮

交通運輸

◉郵稅改減◉瓜徐鐵道數段計畫◉京漢列車改正◉黃浦江浚渫稅◉黃浦江改修と日本◉北清航路補助金確定◉南苑鐵道支線◉長春滿鐵工事◉滿鮮連絡規定追加

地理紀行　通信　雜錄　會報

滇蜀紀行(三)……東亞同文書院雲南四川旅行班…四三

上海……五一

金融、爲替、棉花、生絲、黃浦江浚渫貸、漢冶萍株主總會、江蘇雜信

營口……五七

金融界、三品市況、競馬會社設立、安奉線開通と郵便物選送

長沙……六〇

湖南鐵路の開工、茶商に對する湖南銀行の放資計畫、米穀の運輸官營、城內の不安

九江……六四

南潯鐵路公司と江西臨時議會、民國銀行支店の設置、地方未靖、減兵及減餉、官制改革、俸給及銀元計算標準、參議員決定、銅元材料缺乏、鐵道隊決議、江西鐵道延長、南昌電燈公司公有運動、鑛務振興、九江の會匪及鴉首取締、南昌日本留學生、江西省豫算、

福州……六九

福建政界の紛擾、孫都督の政務報告會

廣東……七五

廣東省臨時約法、廣東省行政官

參議院彙報……七九

東亞同文會春季大會……八八

TRADE MARK

F. K. M.

電氣銅　鉛　亞鉛

合會社名

藤田組

大阪市北區堂島北町

臺灣檜、秋田杉

第三卷 第十號

論壇

◉支那財政新論(三)

根岸佶

第一章 財政組織

第一節 財務機關

第二×地方官廳

支那行政組織は地方分權制度にあらざるも中央政府の出張所として各省に總督巡撫衙門を設け中央政府の事を省内に行はしむるに依り權力は概ね皆地方に歸し極端なる地方分權の觀を呈し最近諮議局設置せられ廣汎なる權限を賦與せらるゝに及び益々其弊を助長したりき從ふて財政の如きも中央に戶部（後の度支部）二なるものあり名義上全國財政を總攬すと雖ども實際上は殆んど地方財政に關係することなく各省の自治に一任し各省は指定せられたる貢賦を中央政府に輸せば大部分の殘額を殆んど自由に省内に於て使用することを得たり

地方財務官廳の組織は各省に布政使又は度支使と名くるものあり總督巡撫の監督を受け府州縣大小官吏を統率し一省の財政を掌り州縣の徵收する租稅は府直隸州に輸し府直隸州は之を布政使に輸し布政使は其一部は中央政府に輸し其餘は之を藩庫に納め以て省内の行政費に充つることゝなれるも其實際を見るに州縣は一定額

を直接布政使に送り其大部分の殘額を自由に使用する猶ほ布政使の戶部又は度支部に於けるが如く布政使以外に鹽運使、海關道、釐捐總辦等特殊の官吏あり各々一部の財務を專管し省內の財政は四分五裂し殆んど統一する所なき亦中央政府と相似たり

甲　布政使

淸朝の制度に據れば各省に承宣布政使司を設け布政使を以て其長官とし布政使の下には經歷、庫大使、都事等の官吏あり布政使を助け各々事務を分掌す布政使の職務は主として財政を掌るにあり一省內に於ける租稅の賦課徵收金穀の保管出納等に關する一切の事務は皆彼が手に歸せり然れども布政使の職務は廣汎にして單に財政のみならず亦民政に及ぶべきものとす例之戶口の調査道府文官の監督一般政務の參與等は皆其職責權限內にあり光緒の末年中央官制改革せらるゝと同時に地方によりては布政使に代ふるに度支使なるものを以てし度支部の命を受け單に省內の財政のみを掌らしむることゝ爲したるも其財政上に關する權限は布政使と同一なれば特に論ずるに足らざるべし

乙　知縣

知縣は直接布政使の監督を受くることなく知府の監督の下にありて縣內一切の政治を司るものなれば財務官廳として布政使に次ぎ知府を說かざるべからざるも知縣は直接に貢賦を布政使に輸し知府を經由することなく知府も亦知縣の貢賦を得て唯府衙門の財政を左右するに過ぎざれば財政官廳として說明するの價値なきに依り吾人は布政使に亞ぎ直ちに知縣を論究せんと欲す

支那には大小幾多の官吏ありと雖ども人民に直接し化育を司るものは唯知縣あるのみにして知府以上督撫は皆官を管するの官にして民を管するの官にあらず彼の知縣を稱して民の父母と爲す當れりと謂ふべし知縣の權限は廣大にして一切の治務に干與せざる所なく支那政治組織の單位官僚制度の根本なりされば財政の如きも亦知縣を以て源泉と爲さざるべからず

知縣は直接人民より徵稅するものにして徵稅期銀錢の換算率等は殆んど知縣の意のまゝに決定せらるゝものとす其徵收せられたるものは一定額を布政使等上司に輸し其大部分の殘額を自由に使用するものにして一定額すら水旱其他種々の口實を設けて輸さゞる場合多く巧みに各種の名義を借り人民を苛征し私囊を肥すこと流行す加之從來知縣は皆讀書人の出身にして政務を曉るもの鮮く財政に至りては殆んど解せざるに依り庶政殊に財政は一切幕僚胥吏に委ねて顧みざるを以て幕僚胥吏は威福を擅にし人民を魚肉にし官物を私銷して怪まず支那財政の紊亂實に玆に胚胎す

丙　其他の財務官廳

一般の財政は布政使以下知縣の掌管に歸するも特殊の課稅に至りては專司を設け之を掌管せしむ鹽、茶、釐金、常關海關の如き即ち是れ也鹽は支那政府の專賣にして之を管理する爲めに各省に鹽政を設けらる鹽政は總督巡撫之に當り其下に都轉鹽運使又は鹽法道あり其事務を處理す茶も亦專賣の性質を帶び鹽茶道又は茶馬道なるものあり該事務を

管理す釐金は各省の賦課に一任し中央政府の干與せざるものにして省内の釐金事務は巡撫の管理に歸し巡撫は部下の候補道を選び釐局の總辦と爲し其事務を處理せしむ常關は中央政府の管轄に屬し該關の監督は特に中央より官吏を派遣するか又は該地駐在の將軍をして兼管せしむると同時に或る地方に於ては當然其省の巡撫に兼理を命ずることあり實例を按ずるに巡撫にして常關の兼理を爲すもの多し而も巡撫は政務多端なるを以て唯關務の大綱を握るのみにて其細目は常關所在地の道臺に委任するを例とす海關は外國人の管理するものにして之を監督する爲め別に道臺を設くるも多くは分守分巡道の兼理に歸し唯天津のみ專員の海關道を設けらる斯の如く專門財務官廳の種類多きを以て布政使の管理すべき財務の範圍狹少にして到底省内財務の最高機關たるべき名に副ふこと能はず省内の財政四分五裂し少しも統一する所なし

各省の財政は殆んど獨立し中央政府の干渉を容さず全國財務機關の統一を缺くのみならず省内の財政も亦四分五裂し少しも統一する所なきを以て清朝は先づ中央官制改革を行ひ中央集權を創め全國の財政を統一し尋て地方官制改革を行ひ中央政府監督の下に於て省内の財政をも統一せんことを企て中央官制の改革は實質伴はざりしとは云へ形式的に略ぼ其目的を達したるも地方官制改革は形式的に其端を啓けるに止まり何等觀るべき財政改革を爲すこと能はざりき然れども支那政府は百方苦心の末中央政府より監理財政官を派遣して省内の財政を清理し從來嘗てあらざる豫算を編製し之を資政院に提出せしめ各省の布政使は度支部の官吏にして省内財政事情を度支部に報告する義務あるべきものとし各省官銀號は度支部隨時之を檢閲し其兌換券濫發を監督することを得べきものとし外債の募集は各省獨自之を擅行することを得ず必ず度支部の許可を得度支部の名義を以て契約を締結すべきものとしたれば各省の權限を殺ぎ中央に權力を集め得たることは閑却すべからざる也

第二節　豫算

第一　舊來の預算

從來支那には近世財政學に所謂預算なるものなかりき然れども國家が政務を執行するには經費を要し經費は收入に待たざるべからざれば歳出入に關する規程なきを得ず該規程は支那人側より見れば預算に等しかるべきを以て支那預算を研究する順序として其概略を述ぶべし

支那の歳出入及び歳出入科目等は皆大清會典を以て一定せられ之を變更することを得ず例之經費の如き各部各省に應じ一々之を固定し各部各省は該規程に從ひ政務を執行し經費を支辨せざるべからず該規程は康熙乾隆に大成し嘉慶に改訂せられたるものにして百年以前の情況に應じて定められたるものなるに狀況の大變化を來たしたる現時に至りても尚ほ之に遵はざるべからず從つて時勢の必要に應じ新に興りたる政務の如きは全然經費支辨の道なきものとす又收入の如き大清會典に固定せられたる經費を支辨せんが爲め既定の政務に應じ一定の收入を充當するものにして永年を

通し其額に增減なきものとすされば經費の增加に伴ひ收入を增加せしむる能はざるのみならず增加する收入も亦之を徵收する能はざるの不便あり加之一政務に要する經費を支辦せんが爲め各地方より或は租稅或は國稅或は鹽稅其他官業收入中より一定額を納付せしむるものなるに依り收入と經費は皆各々獨立し特別會計たるが如きの觀を生ぜり斯の如きの制度も太平鎖國の舊支那に於ては流弊左まで甚だしからざりしならんも外國の交通と壓迫とに依り國勢大に變化し庶政の面目一新したる最近の支那に於て尙ほ且つ嘉慶の成典を奉せざるべからざる結果大小官吏は皆虛言を揑造して形式に符合せしめ度支部も亦之を以て宜しと爲し少しく舊例を變ずるものあるときは駁擊して假す所なかりしかば各部各省報告の歲出入額及歲出入科目は實際と大に異るを致し遂に財政紊亂して收拾すべからざるに至れり

◉支那經濟上に於ける列國の勢力（二）

松本忠雄

第二節　列國の租借地經營

日淸戰爭に於て支那の實力が暴露せられ、而して其終局の達東還附問題に就いて露佛獨の三國が支那に對し恩を賣るや、彼等は弱肉强食を敢てせんとすると共に、其功に對する報償を得んとせり、此結果遂に發して列國の租借地取得となれり今是等租借地につき其取得の事情と其經營の情況とを略說し、列國が租借地を那邊の程度迄其經濟上の發展の爲に利用しつゝありやを見ん

一、獨逸　一八九七年十一月一日獨逸宣敎師二名山東省克州府に於て暴徒の爲に殺害せらる、獨逸は機乘ずべしとなし其十四日を以て艦隊を派して膠州灣を占領し、翌八年三月六日に至り遂に膠州灣租借條約を締結するに至れり抑獨逸が山東の地に垂涎するや其由來甚だ古く、彼のリレトホーヘンは既に一八六九年の春に於て三箇月の久しき親しく山東の地內を跋跡し、大に其有望なる所以を唱導し、後獨逸艦隊司令官テルピラー少將は又膠州灣を實地精査して、膠州灣築港の要を說けり、更に一八九七年に至り獨逸はフランチアス氏を派して調査せしむる處あり其結果淸國に對し此に築港する事を提議せしも容れられざりき然るに今や千載の好機到來して彼は遂に其年來の所望を達する事を得たり

而して其租借條約の要項を擧ぐれば次の如し

一、九十九箇年間膠州灣を獨逸に貸與す

一、租借地域

イ、膠州灣口北面の陸地に接續せる島其東北は一線を畫し應島東北角より起り勞山灣に至る

ロ、膠州灣口の南面の陸地に接續せる島其西南一線を

畫し膠伯山島西南偏南の灣西南首より起り笛羅山島に至るを限とす

ハ、膠伯山、陰島兩地

ニ、膠州灣全海面

ホ、膠州灣全海面の防備に必要なる群島、笛羅山、炸連島

一、清國政府は租借期限內は租借地に關する一切の主權を獨逸政府に讓與す

一、租借期限內に獨逸が自らこれを還附する時は清國は膠州灣に現存する獨逸の築造物はこれを賣收し、且其投下資本はこれを償還し他に更に便宜の地を獨逸に讓與すべし

而して獨逸の青島に對するやこれを以て他の獨逸殖民地と同じく純然たる保護領と見做し、一八九八年三月六日の布告に曰く「膠州灣に沿える領土は獨逸の占有に歸屬せるを以て朕は此に帝國の名に於て此領土を朕が保護の下に置くもの也」と

獨逸が膠州灣を租借するに至れる其目的とする所蓋し二あり、一は軍事上の目的にして他は經濟上の目的に出づ、其前者に就きては今此に敘說するを須ひず、後者の經濟上の目的は元より其內容一二にして止らざるも、此を以て獨逸の東洋貿易殊に對支那貿易の根據地と爲さんとすると、これに依て以て有望なる山東の富源を開かんとするもの其首位に居る、而して獨逸の施設及其經營方針に依て、軍事上經濟上孰れに重きを置くや獨逸の意を忖度するに、後者の平方重要視せらるゝものゝ如き觀なくんばあらず

則ちこれを其經營の方針に見んか其商工業に對しては可成放任的の方針を採れるが如き、關稅、營業皆可成自由の主義を採れるが如きこれが證左たり、又これを其施設に見んか、或は全經費の約四分の一以上を割きて港灣の設備につとむるが如き或は山東鐵道を布設し或は津浦鐵道に關係するが如き、或は各種工場を設くるが如き或は外國貿易額を增進する事に銳意するが如き又此間の消息を說くものなり

而して獨逸の企畫せる所の是等の諸設備漸く全きと共に其目的も亦漸く達せられ、今や往年寂寥を極めし一寒漁村は變じて北支那の有數の開港場となり從來天津又は芝罘に於て行はれ來りし山東省の貿易は其殆ど全部を此地に收め、更に山東鐵道、津浦鐵道により南部直隸、北部安徽及河南省の貿易をも制するに至れり

斯くの如くして今や其貿易額は三九、七〇五、〇八四兩（一九〇九年度）に達しこれを五年前（一九〇四年四、二八三、一九九兩）に比すれば實に九倍の增加たり、更に又これを北淸諸港に於ける貿易額に比すれば大連の次にして正に第四位を占む、近々十數年の經營を以て此に至り得たるもの實に地を卜する其宜しきを得たると、獨逸の施設の全かりしとに職由せずんばあらず支那に於て租借地を有するもの一二に止まらざるも、或は佛蘭西の如く或は英國の如く能くこれを利用し得ざるに、獨逸が獨り此好成績を擧げ得たる異數とすべき也

二、英國　南方に香港九龍を領有し併せて專ら意を楊子江岸の支那中原の地に於ける勢力扶殖に傾けつゝありし、英國が勃海灣頭の威海衞を租借するに至りたるは聊か奇異の感なくんばあらず、然れども當時の形勢を思へば英國も亦斯くの如きに出でざる能はざりしか

所謂三國干涉後の露西亞及佛蘭西の行動は擅橫を極め、佛國先づ一八九五年七月の北京條約により南方東京の境界問題等に關して多大の報酬を得、露西亞は滿洲を其勢力範圍に收めて頻に南下せんとせり、於茲英國はこの勢に抵抗せん爲に先づ支那に向て大連灣の開放を要求したり、然かもこれ實に露西亞の東方經營に對する致命傷なりし爲露國は極力これに反對せしより英國亦此要求を撤退したり、後露國が大連灣に併せて旅順をも租借せんとの要求をなすや英國は「清國若し露國の要求に應ずるあらば東方の均勢は全く其平衡を失するに至るべし」とし清廷に對し抗議を提出せり

然れども清國が英國の抗議を用ひずして露國に對し旅大の租借を許すや英國は直ちに「威海衞を借入れ英國海軍の貯炭場とせん」との要求を提出し、僅に勢力の均衡を保たんとせり、而して其威海衞租借條約は次の要項を以て一八九八年七月一日に於て調印を見たり

一、租借區域　劉公島威海衞灣の水面全部灣内の諸島嶼灣の濱岸に沿ひ内地十哩に達するの地

一、租借期限　露國の旅順口租借期限内

英國は威海衞を租借したりと雖も、これ全く一に勢力の均を保たんが爲の策にして、其通商政策は多く與るなし、即ちこれを當時バルフォア氏が聲言したる所に徵するも曰く英國は威海衞を得るもこれを貿易港となすの意なし、只何れの強國たりとも直隷を自由に支配する事なからんが爲防遏手段を講ずるのみ也と

斯くの如くして英國は元來威海衞を租借して此を大軍港となし其海軍根據地となすの計畫也しも、後其價値の甚だ乏しき事明かなるや此計畫を縮少し、「小武器の練習及大砲試射場として海軍の爲極めて有用の地也、又絕好の健康地にて療養地に好適す」と稱し、之を以て僅に小規模の海軍根據地となすに止め、其管轄をも海軍省より殖民省に移したり威海衞は租借と同時に開放せられたりと雖も英國が自ら期したる如く商業上更に何等の發展をなさず、支那海關報告上今に及んで威海衞の貿易額の統計を見ず從て英國は威海衞を租借すと雖も、これ其經濟上の活動には何等利益する所なきものゝ如し

英國は北にありて威海衞を租借し露國に對し勢力の均衡を保ちしも、南清に於て佛國は廣州灣を租借し、動もすれば其既得の勢力失墜せんとす、於茲英國は又座視するに忍びず、遂に香港の對岸九龍半島に於ける其領地以外に更に其範圍を擴大せんと欲し時の駐清公使マグトナルドより大に清廷に迫る所あり遂に一八九八年六月九日を以て九龍地方租借條約の調印を見たり

本條約によれば元來英國の占有に係れるは九龍半島の一角に過ぎざりしに著しく擴大せられ大鵬島より深州灣に至る

一直線以南の地は蓋く其租借區域にあり、而して其租借期限は九十九箇年の定めなり

英國の威海衞租借は偏に軍事上の意義あるのみなりしが、九龍に至りては即ち然らず、大に通商上に於ける意義を有す、蓋し近年廣東の對外貿易漸く發達し來り中繼港としての香港の運命悲觀せらるゝに至れるより、英國は將來香港の貿易權の廣東其他に移らんを恐れ、豫め大陸の一角たる九龍の經營に意を注ぎて、香港と呼應して對支貿易の覇權を握らんとするもの也

これが爲に英國は近來九龍の經營には甚だ意を致し九廣鐵道を布設して廣東に連絡せしめ香港の繁榮を廣東又は新開の香州等に奪はれざらん事に腐心しつゝあり今最近に於ける九龍港の貿易數を比較するに

一九〇四年	三三、六九四、五九五兩
一九〇九年	四二、三九〇、九七三兩

となれり、其增加の割合を見るに未だ目して以て長足の進歩となし得ざるも五年間に約一千萬兩即二割五分程の增加を來せり、これを同年度に於ける支那の總貿易額に見るに

一九〇五年	五九六、九三一、三四六兩
一九〇九年	七六九、〇四一、四二〇兩

にして、五年間の增加率は二割五分なるに比すれば、少くとも大勢に後れざりし事丈けはこれを知るに足る、九廣鐵道開通後の貿易額は未だこれを知るを得ざるも恐らくは長足の進歩を見しなるべし

英國の九龍租借の經濟上に於ける價値は決して僅少にあらず、近年、廣東始め其他の南清諸港は多く外國と直接貿易を營むに至り、從來香港が是等に對して有せし貿易上の地位は漸く覆らんとせり、而して更に又これに加ふるに支那が自ら香港に對抗する爲開ける香州の將來は甚だ望を囑するに足るものあり、英國が對岸九龍の經營につとむるも尙其繁榮は其他の諸港に奪はるゝの時早晩來るべしとさへ稱せらる、若し英國にして九龍の經營につとめざらんか、香港の將來の悲觀せらるゝ事益甚だしきものあらん、從て英國の九龍租借地の經營は香港の繁榮維持策としても、將た又英國の通商上有する優勝なる地位を保つ上よりするも、多大の價値あるものとなさゞる能はざる也

三、佛蘭西　日清戰爭後支那の要地を租借する事盛行し獨、露、英交々これを要求するや佛蘭西亦敢て袖手傍觀せず、遂に英國の威海衞租借に次いで廣州灣租借を提議したり、敗餘の支那は既に獨逸に許し、露西亞に許し英國に許し、佛國に對しても拒絶の途なきより、遂にこれを許諾し一八九九年十一月十六日これが租借條約調印を見たり、該條約によれば

一、租借區域

イ、東海島全部

ロ、碉州島全部

ハ、陸地は通明港より官道に沿ふて志滿墟、赤次を經調神島を横ぎり兜離窩より東に走り吳川縣の兩砲

臺の後面に至るの間

二、期限　九十九箇年

と規定す、而して佛國が廣州灣を租借した目的は、此に軍事上の根據を置きて東京方面の防備を固くすると共に英の香港に對抗せんとするに外ならず、然れども租借後の佛國の經營は未だ見るべきものなく、今や殆ど捨てゝ顧みざるの狀なり、其港灣の價値乏しと說くものあり佛國の捨てゝ顧みざるもの或は夫れこれが爲乎、殊に其經濟上に於ける佛國の經營に關しては何等の利益なきものゝ如く、吾人の此研究に於ては何等關するなきに似たり

租借地としては此外日本に於て露國より承繼したる關東州あれども日本に關するものは、此に說かんにはあまりに世人の耳目に新たなるを以て今これを贅せず

以上を通觀するに支那に於て列國が有する租借地中英國の威海衞と佛國の廣州灣とは殆ど經濟上の價値なく、英國の九龍は經濟上稍重きをなす、而して彼の獨逸の膠州灣に至りては軍事上經濟上共に重要に値し其經營最も見るに足る列國の支那に於て租借地を有するもの少なからずと雖も、これに依て見れば獨逸獨り最もよくこれを利用し、遙に英佛を壓し租借地の經營に於ては獨逸最も勝れりと稱すべし

第三節　列國勢力範圍

此に勢力範圍と稱するもの事實に於ける勢力範圍にあらず、其地方に於て或國が特殊の權利を留保したるものを稱す、支那に於ては列國が政府に迫り或地方につき或は其國の優越なる權利を承認せしめ、或は又他國に割讓せざる事を約せしめたるもの少しとせず、吾人はこれを其勢力範圍と稱して此に論述すべし

抑も所謂勢力範圍と稱せらるゝものは其は其國との地理上の關係によつてこれを畫せるものあり、或は其通商貿易上優勝なる地位にあるよりこれを承認せしめたるものあり、其勢力範圍につきては其國は他國に比し優越なる發言權を有するもの也、斯くの如き特種の權利を有する點より所謂勢力範圍内にありては、經濟上にありても亦其國の勢力最も盛なるべき原則とす、然れども事實往々然からざるもの元よりこれありと雖も、又以て大體の形勢を揣摩するに足るべからずとせず

而して所謂勢力範圍と稱するものゝ中條約又は取極書の形に於て正式に其特種の地位を承認したるものあり、或は又其地理上の關係等により當然特種の權利を主張し得らるゝものあり、然かも吾人の今此に說かんとするは多く前者に屬す

一、英國　舟山列島、英國が支那に於ける海軍根據地として舟山列島に垂涎したるもの一日の故にあらず、往年倫敦タイムスの如き其社說欄に於て公然舟山列島占領の必要を論議せる事あり而して此に舟山列島に關しては支那は一八八四年四月四日の條約第二條に於て英國に誓て曰く

清國皇帝は不列巓國女皇陛下の軍隊が舟山島を撤退したる上は決して同島を何れの外國にも讓與せざるべき事を

約す

と、舟山島の如き其經濟上に於ける價値は甚だ乏しく從て吾人は敢て此章に於て深く論ずるを須ひざる也

揚子江沿岸　揚子江沿岸は支那に於ける所謂中原の土にして、支那心腹の地たり、而して英國は古くより此地方に其勢力を扶殖し來り、不知不識の間揚子江沿岸は英國の勢力範圍と稱せられつゝありしが、一八九八年二月に於て兩國が交換したる外交文書により愈公式に其優越なる地位は承認せられ、英國は揚子江地方不割讓の言質を得たり、則ち清國總理衙門より英國に與へたる外交文書に曰く

當衙門は註言す、揚子江地方は清國全體の地位に最大關係を有するが故に其內の地域を他國に出典し租給し又は割讓せざるは勿論なる事を

と、

揚子江流域に於ける英國の特種なる地位は今や公然認識せらるゝ所にして、孰れの國と雖も此にありては英國の優越なる發言權を認めざる能はざる也、揚子江沿岸は支那に於て最も富有なる地也、最も物資豐富なる域也、勢力範圍としてこれを有する他の孰れを有するにも優れり

其外英國は西藏又は廣東の西江流域等につき特種の權利を有するが如きも公式の確然たる證左あるにあらず

二、佛國　海南島　一八九七年三月十五日清國政府の佛國に與へたる公文書に曰く

光緒二十三年二月一日弊國が貴國より受領せる公書中に次の言あり即ち佛國は清國と共に親隣の關係を有するを以て海南島が確定若くは定期間讓渡の名義にて若くは海軍碇泊所又は石炭貯藏所の名義にて清國より如何なる他の外國にも決して割讓若くは讓渡さるゝ事なかるべきに對し特別の價値を置くもの也と

弊國衙門惟らく瓊洲は清國の領地に屬し清國は正に海南島に其主權を行ふもの也、如何ぞこれを外國に割讓するを得んや加之現在外國に定期間の貸與を爲せし事跡は毫も存ぜず云々

と、

東京邊疆諸省　又一八九八年四月十日清國政府總理衙門は公文書を佛國代理公使イム、ジユ、バイル氏に與へて東京邊境各省の不割讓を公約せり

海南島の如き、東京邊境各省の如き主として佛國の自衛上より來れるもの也と雖も、併せて又他日の野心を包藏するものたるは多く疑を須ひず、而して通商上の價値は彼の海南島の如きは甚だ乏しと雖も、東京邊境たる雲南廣西の如きに至りては又好箇の市場にして、既に政治上此優越の地位を有し地理上亦甚だ便宜の地にある佛國が通商上覇者たるべきは蓋し當然也

三、獨逸　獨逸が支那の問題に關し十分なる發言權を得たるは膠洲灣の租借に始まる、而して獨逸が租借したる膠洲灣は一小地區に過ぎずと雖も獨逸は併せて又山東一帶を其勢力範圍となすものにして、これに對し未だ公式の何等協約を見ずと雖も、山東省一帶に於ける其優越なる地位は世界の認識する處たり、而して此勢力範圍が通商上經濟上重

要なる地位を占むるは彼の青島の重要なると相同じ

四、露國　露國の勢力範圍は蒙古一帶新疆及北滿洲に及ぶ廣大なる地にして、是等の諸地方に於ける露國の優越なる權利も未だ公式に承認せられざるも、默々不言の內に認められ何人も怪むるなき所也而して露國は是等諸地方に對し特種の經營と施設とをなし、殆ど通商貿易上の利益を獨專し遺憾なく勢力範圍の實を收めつゝあり、

其外日本に對し福建省不割讓の條約あり、福建はこれを日本の勢力範圍に屬するものと云ふべきか

斯くの如く所謂勢力範圍なるものゝ割せらるゝものありと雖も此に於て果して其國が經濟上の勢力を有するや否やは事元より疑問に屬す、然れども始め所謂勢力範圍なるものを劃するに際しては其國の勢力の早く既に及べるか又は其國に對して最も密接の關係を有する地を撰ぶを常とすれば、此に於て既に或る優越せる勢力を有するか又は將來に於て有するの便宜あるべし、而して既に此に對しては或特殊の發言權を有する事を認識せらるゝものなれば其經濟上の發展に於ても便宜稍多かるべし、これを事實に見るも所謂勢力範圍と目せらるゝもの中我日本の福建に於けるを除く外は英國の長江沿革に於ける獨逸の山東に於ける、佛國の廣西雲南に於ける將又露國の蒙古新疆に於けるが如く經濟上も亦優越なる地位を占めつゝあるを見る、

先の租借地を以て列國の經濟上の發展の策源地とせば所謂勢力範圍は其最も優勢なる發展地なるべきか

◉日支兩國貿易品に就て

M S 生

今や支那の政治的革命は漸やく其緒に着き、進んで內治的革新の氣運に入ると共に、殖產興業の熱は勃然として支那の上下を支配せんとし、列强亦其經濟的勢力扶殖に銳意たり、此機に際し我國亦よく其天賦の地位を善用し以て永遠の利を計らざるべからず、而して其方法たる一に貿易振興の實を擧ぐるに如くなからん

貿易振興の策たるや元より多岐然れども其要義とする所は貿易の因つて生ずる商品其ものに就て輸出入の關係を愼重に研究し其情勢を評悉し以て將來の籌畫を案出するにあり支那に對する我國の貿易は已往數十年の間に於て頗る顯著なる發達を遂げ來たりたるが、之れを貿易品に就て觀察するに及び益々其確信を得べし、即ち過去二十年前にありては本邦より支那に輸出せらるゝものは、主として諸種の原料品にして、支那よりは寧ろ各種の工業品を本邦に輸入したり、例へば綿絲、砂糖の如き現に我國より多額に支那に輸出する商品の如きすら、猶當時は支那よりの供給を受くる狀態なりき、然かも現今にありては本邦對支那輸出品の主なるものは、日用の製造工業品にして四十三年度本邦稅關報告によれば其總價額八千九百三十四萬圓其品類三百四十八種に上り內百萬圓以上に達するものは棉絲の三千七百萬圓を首とし、石炭、精糖、雲齋布、黃燐マッチ生金巾及びシーチング、昆布、枕木、材木の十種に上り、五十萬圓

以上のものは綿布張洋傘、安全マッチ、粉炭、絹綿繻子、白木綿、タオルの六種にして、二十五萬圓以上に上るもの十七種、十萬圓以上に上るもの二十一種にして、合計十萬圓以上のもの五十四種の多きを數ふ、而して其内天然品に屬するものは、本邦特產品たる石炭、木材、銅外數種に過ぎざる也

又支那より本邦へ輸入する商品にありては其總價額六千八百三十六萬圓其品種約百八十七種にして、繰綿の三千四百萬圓を首とし、百萬圓以上に上るもの豆粕、大豆、鳥卵、菜種粕、繭、大麻の七種あり、鐵塊、棉子粕の如く殆んど百萬圓に垂んとするものを初め五十萬圓以上に上るもの肥料骨、鐵鑛、亞麻、漆、小麥、菜子の八種あり、加ふるに二十五萬圓以上のもの八種、十萬圓以上のもの十種を以てせば合計十萬圓以上に上るもの三十三種に達す、而して悉く之れ本邦農作の施肥に供せらるゝものにあらずんば、本邦工業用の原料品にして、單に之れを彼我兩國の貿易關係のみより見れば、極めて積極的有望の形勢と見做す可き也然れども本邦對支那貿易品の將來を論ぜんには啻に兩國の關係のみならず百尺竿頭一步を進めて、更らに支那市場に於ける列國品との競爭狀態並びに最近發達せる支那工業との關係をも觀察するの必要あり

本邦よりの輸出品は大體に於て支那人の需用に適し、頻に其銷路を擴張しつゝあり、且つ本邦特產品たる海產物、石炭、銅の如きは、殆んど支那市場を獨占するの大勢力を有すると雖ども、完全なる工場に於て製造せらる可き精巧なる製品、或は大規模の經營により多額に製造せらるべき商品に至りては未だ歐米品に及ばざること遠く、殆んど本邦より輸入せられざるものも少なからず、或は本邦品の爲め恰好の銷場なるに拘らず、激烈なる歐米品の競爭に迫られ其發展の意外に遲々たるものあり

又本邦品の對支那輸出上由來積習と認められし、彼の粗製濫造の弊に至りては、當局者の指導と當業者の自省とにより漸次改善の域に進みつゝありと雖ども、猶不同不揃の非難あるものあり、爲めに歐米商品をして徒らに漁夫の利を獲せしむるに至るなしとせざるは遺憾なり

今如上の狀態にある主要なる商品に就て大略を記さんに此織製品の如きは其支那に輸入せらるゝ種類價額ともに莫大に達する商品なるに拘らず、本邦より輸入せらるゝもの殆んどこれなし、又棉布類中シーチング、ドリール、の如きは現に本邦より多額に輸入し漸次各地に於ける歐米品を驅逐しつゝありと雖ども、其精巧なる製品たるジーンス、カンブリック、ラステング等の如きは、支那の輸入額各品共年年二三百萬兩を超ゆるなし、又綿製品中テークロズ、綿ブランケットの如きは、從來相應に本邦より輸入し居りたれど、現に輸入せらるゝは獨英品多くして本邦品は年々著しく減少す、器械類及び金屬製品の如きも、支那の主要輸入品にして年々增加の氣運にあるものなるが、一本邦より供給するは、比較的需用小なる印刷機、化學器械、電氣材料、小金具に止まり、支那總輸入に對し五六分乃至七八分を占め得るに過ぎ

ず、紙の需用は年々增加し從つて本邦製紙の爲めに有望なる市場として、本邦當業者の銳意販路擴張に勉むるに拘らず、上等品に對しては英國品より、下等品に對しては獨逸紙より、激烈なる競爭を被るが爲め、中央支那以南に對して見る可き發展をなすを得ず、四十三年度支那總輸入額五百四十萬兩に對し、二割二三分百二十萬兩內外を供給し得たるのみ、此外學校用品、化學藥品、時計、石鹼、玻璃製品、ランプ、陶磁器等の如きも、年々其總輸入額增加し、各六五十萬兩乃至百萬兩に上り、本邦品の爲め恰好の市場なりと雖も、概して粗製に流れ、且つ支那嗜好の發達に伴はざるが爲めに趣もすれば英獨品の爲めに其販路を侵食せらるゝ患あり、豫想の如き暢達を遂げ得ざるが如し

又最近支那に勃興しつつある工業中には、從來本邦より主として支那に輸入し得たる、棉絲マッチ、タオル、メリヤス、陶磁器、玻璃製品石鹼の如き商品に對し、輸入を防壓するの結果に至らんとする傾向あることは、本邦當業者の特に警戒す可き一事して、綿絲は四十三年度に於て、約二千四百萬兩を本邦より輸入し、支那の綿絲總輸入額に對し三割八分七厘の優勢を保ち得猶年々增加を示しつゝありと雖ども支那に於ける紡績また著しく發達し、本邦支那向紡績をして無限の發展を許さしめず內地製造者をして往々繰業短縮の窮計に出でざるべからざらしめんとするが如き、又マッチの如きは、南北中支那各地方に對する輸出額年々減少するを認む、即ち三十九年頃四百九十八萬圓の對支那輸出ありしもの、四十一年には四百六十二萬圓に減じ、四十三年には更らに四百四十二萬圓に減じたり、タオル、メリヤス石鹼、玻璃の如きは未だ支那に於ける工業の年齡若きを以て、大なる影響を本邦對支那輸出上に及ぼさずと雖ども、天津、北京、漢口、上海、廣東の如き該種工業の稍發達の域に達せる地方に於ては、猶且つ綿絲マッチに於けるが如き本邦品防壓の趨勢を看取し難しとせず

然れども本邦品にして最近に至り著しき發展を遂げ、外國品を壓倒せんとする氣勢ある商品亦少なからず、例へば砂糖の如きは僅々數年前より發達に係る本邦工業品なるに拘らず、破竹の勢を以て支那の市場に侵入し、到る處外國品即ちジャバ品を蓆捲しつゝあり、之れを數字に徵するに明治四十一年頃にありては二千五十萬圓內外の對支那の輸出をなしたるに過ぎざるに、四十三年には四千九百九十八萬圓の多額に達し支那市場に於ては支那總輸入額の一割二三分を占たるもの、三割一分臺を供給するに至れり、シーチングの如きも、三十九年頃には、主として米國より支那に輸入し居り、總輸入額二千一百八十二萬兩に對し、米國は八割を占め、本邦よりは僅かに六分百二十九萬兩を供給せるのみなりしが、四十一年に至りては、米國は五割六分に減少せるに對し、日本は二割六分に進み、更らに四十三年度に於ては米國品の四割一分に對し、本邦品は四割七分の大を占め、當然米國品を壓倒したる有樣なり、又ビールの如きも此一種にして三十九年以後僅に五箇年の間に、全く獨逸品を驅逐し、四十三年度に於ては、支那總輸入額の五割三十一萬兩を輸入したり

更に飜つて支那より本邦へ輸入する商品、即ち支那よりの輸出商品に就て見るも、大體に於て年々新種類を加へ、且つ其額を增加しつゝあり、就中綿花（支那總輸出額二千八百萬兩（以下）數は支那總輸出額）豆粕（一千五百萬兩）菜子粕（一千二百萬兩）漆（六十六萬兩）棉子（十七萬兩）鐵塊（百七十萬兩）獸骨（四十四萬兩）の如きは、殆んど支那總輸出額の全部を本邦へ輸入するの盛況にありと雖ども、而も猶本邦工業の發達未だ幼稚なるが爲め、歐米に對し多額の輸出あるに拘らず、殆んど本邦に輸入せられざるもの少なしとせず、例へば皮革類（牛皮、水牛皮、馬、羊皮等）毛類（羊毛駱駝毛）の如きは支那より歐米に向て輸出せらるゝもの年と共に增加し、前者は千二三百萬兩、後者は九百萬兩に上れども、本邦に輸出せられたるものは極めて僅少なり油蠟類亦此例に漏れず、支那より輸出する植物性又は動物性油蠟貴は四十三年度に於て二千萬兩以上に上ると雖ども、內本邦に輸入せられたるものは、漸やく其一割而も其品種は僅かに四五に過ぎず

又胡麻、豆類の如く最近歐米に於て新たに需用を喚起し其方面に對する輸出の增加せるが爲め、本邦に向て輸出するの額著しく減少せるものあり、胡麻の如きは曾て主として本邦へ輸出せられたるものなりしが、四十三年には一千四百萬兩の總輸出額中日本に輸出せられたるもの僅かに其二分、即ち三十八萬兩に過ぎず、豆類も亦日本に向ふものは年々に減少し、三十九年頃には支那總輸出額の六割二分なりしが、四十一年には三割三分、四十三年には二割二分を減じたるを見る、然れども亦本邦工業の發達に連れ、支那の輸出を誘導し本邦の輸入年々增加し行くもの、或は最近に至り新たに需用の發見せられ急に支那よりの輸入增加したるもの少しとせず、例へば麻類の如きは各種とも其輸入增加し、四十三年度に於てラミーを初め計百二十四萬兩に達したり、繭亦此類にして四十一年頃四十七萬兩に過ぎざりしもの、四十三年度に於ては百三十萬兩に增加し、支那總輸出額に對し約六割二分を占むるに至りたり、又糠の如きは最近始めて支那より本邦へ輸出するに至りしものなるに拘らず、四十三年度には其對日本輸出額約四十三萬兩、支那總輸出額の七割强に當りたり

最後に支那の主要輸出品中、本邦と同一種類に屬するもの即ち茶、生絲、花莚、麥稈の如きは從來に於ても世界市場に於ける本邦品の一大競爭品なりしが、今後支那に於ける殖產與業奬勵の結果は益々其度を加ふ可く、本邦當業者にとりて大いに之れが研究の必要ある可し蓋し支那に於ける此等の物品の生產は殆んど無限にして、從來只其製造及び對外取引の拙劣なりしが爲め、一籌を本邦品に輸したるの觀ありしが、數年前より勃興せる支那の殖產熱は、著しく此方面の發達を促したり、即ち生絲類にありては機械繰業大ひに起り、其外國に輸出する生絲類は、一九〇六年頃合計八萬四千九百三十一擔なりしもの、五年後の一九一一年には十一萬〇百八十四擔に上り、茶は其一年間の輸出各種合計百五十萬擔內外にして、數年以來殆んど增進の跡なきが如きも、而も本邦茶の勁敵たる、綠茶は、年々增加の氣

運にあり、先年米國政府が染色茶輸入禁止を實行したることとは支那茶業者の爲め一大打撃なりしかど却而之れが爲めに改良の覺醒をなさしめ、昨今同業者一致協力して之れが改良を劃し更らに進んでは其栽培法の研究を促すに至りたり、麥稈眞田の業亦大ひに唱導せらるゝに至り、特に山東省に根據を有する獨逸人の誘導により、其輸出は年々增加し、一九〇九年に於て八百十六萬兩に達したり後一九一〇年四十三年度に於て些か減少を見たるが如きも、是れ單に一時的現象と認む可し、花莚に至りては未だ其技我れに及ばざること遠く、且つ其額に於ても著しき額に達せず、四十三年度に於ては單製百四十四萬兩、連製二百七十九萬兩に過ぎず、而も連製の如きは寧ろ年々減少の傾向あり然れども猶且つ其米國市場に於ける勢力は侮る可からざるものありと稱せらる

以上は單に支那の對外貿易上に於て、本邦と輸出入の關係深き商品の大體を管見せるに過ぎず、若し夫れ輸出入凡百の商品に於て、委細に此等の關係を調査研究するが如きは、今日最も必要の事業なる可しと雖ども、猶之れを缺くを遺憾とし、些か其必要の急を唱へ、當局當業者及び支那研究者の注意を喚起し以て新局面の支那貿易に功獻する所あらんか、論者の私かに幸甚とする所なり

◉米國領事の支邦經濟界報告（二）

滿洲

奉天領事　フレッド、デー、フイッシャー

大豆及其製品　豆及豆の製品は滿洲の主要なる輸出品にして、支那の多數農民が收入を得るところの最主なる財源なり、其製產及市場の狀況は滿洲住民の購買力に最重要なる關係を及ぼすものなり、一九〇九年及一九一〇年の大豆及大豆製品の滿洲の輸出額の比較を示せば次の如し

輸出路　大豆　豆粕　豆油

	一九〇九	一九一〇	一九〇九	一九一〇	一九〇九	一九一〇
大連	五一二、四六六噸	三六三、六六四噸	一七七、四四七噸	一〇、八五〇噸	一八、七〇〇噸	
牛莊	三三八、三三七噸	一七四、五六三噸	三五六、四九九噸	三七、〇九九噸	三七、八七五噸	二、三五六噸
計	一、〇〇六、八三三噸	九三〇、二六六噸	六八九、一六一噸	五二六、一六〇噸	四九、一一九噸	四〇、一二四噸
浦鹽	三五六、一〇三噸	三八二、三〇九噸	一三、八三七噸	一二、六一四噸	三九四噸	八噸

しながら外人の大豆購入者に對しては一九一〇年は有利なる年にあらざりき

石炭　一九一〇年度に於ける撫順炭坑の石炭採掘高は一、二〇〇、〇〇〇噸に達してその內約四〇〇、〇〇〇噸は牛莊及大連より支那の各港に輸出せられ其餘は船舶用に供せられ又南滿州鐵道又は地方の需要に供せられたり東鄉及大山の兩坑を有する一炭脈は目下採掘中にして一日の採掘高東鄉坑は五百噸大山坑は六百噸なり、若し其設備完全なるに至らば兩坑とも一日の採掘高三千噸に達すべしと稱せらる、本溪湖炭坑の一九一〇年に於ける產炭額は一二〇、〇〇〇噸にして主に地方の需要に供せられたり、本溪湖炭坑の炭脈は甚だしく豐富なるものにあらずと稱せらる然れども本溪湖は十八哩を隔つるの鐵山を開堀するに至らば其價値甚だ重大なるものとなるべし該鐵鑛は七十パーセントの鐵を含有する甚だ佳良なるものなりと云ふ

製粉　奉天領事館管轄區域內には二個の製粉場あり一は鐵嶺にありて日本人の經營するところ一は管城子にありて英國人の經營するところなりこの兩製粉場は共に新式の製造機械を用ゐ一日十時間の作業にして各二百バレルを製出し鐵嶺製粉の價格は管城子のものより一袋に付き五仙方高し昨年度に於ける價格鐵嶺製粉場のもの五十斤入一袋に付き米貨一弗〇四仙許りなりき此地方に於ける製粉市場の需要は多くこれ等兩者及北滿に在る露國製粉場によりて供給せられ米國製品は未だ此市場にあらはれず

奉天全省に於ける棉花作付反別は一一、五〇〇エーカーにして此處より產するところの棉花は約四、〇〇〇、〇〇〇磅なりと推算せらる滿洲の棉は支那の他地方に於て作らるるものとは其の種類を異にすと云ふ、此の棉は多く滿洲地方に於て消費せらる

機機其他　過去數年間に於て滿洲各地に電燈業が著しく勃興したる事は注目すべき事實なり、而して滿州に於ては此等既設地の外之を設くべき都市甚だ多ければ滿洲の電燈業の將來は甚だ有望なり

現在迄に於ける支那農民の農具は簡單なるものに過ぎざりき然れども若しも滿洲の農業が支那政府が計畫しつゝありと傳へらるゝが如く實施せられて大いに發達し來らばこの地方は文明式農具又は耕作器械の大なる需要地となるべし、然しながら支那農民をして西洋式の農業方法を採用せしめん事を勸め而して彼等をして新式農具の需要を起さしむるは必要の事なるべし、然しこれが爲には多大の耐久力と忍耐とを要す

輓近數年來滿洲に於てはストーブの需要著しく喚起せられたり、然しながら下級社會に用ゐらるゝ劣等品は地方に於て製造せられ只上流に於て用ゐらるゝ上等品にありては米國品の需要を見る

鐵道沿線に於ては西洋式家屋の建築行はるゝ爲め亞鉛引鐵、セメント、釘及其他の建築材料の需要を見る、尙此外自轉車、寫眞器械等の需要も亦あり、然しながら是等のものは多く上海等より輸入せらる

鐵道建設　昨年中に行はれし鐵道建設工事は安奉鐵道及吉

吉長鐵道なり

一九〇五年十二月二十日北京に於て調印を見たる日清協約第六條により日本は安東縣奉天間の狹軌軍用鐵道を改設するの權利を得たり、而して現在南滿鐵道會社の名によりてこれが擴張工事中なり、而して本線は一九二年十一月三日に開通せらるべき筈にして全線百八十六哩なり、而して此後は急行列車は長春釜山間に運轉せらるべしと云ふ、此結果は多くの貨客を大連より他に移すに至るべし

吉長鐵道は一九〇七年四月十五日北京に於て調印せられたる日清協約により支那人是が建設に任ず、其の全延長八十哩許りにて最初計畫の當時は一九一一年の末迄には完成せらるゝ筈なりしも多分一九一二年の末迄には開通せらるべし、吉林は吉林省の首府にして滿州に於ける重要なる都市の一にて人口約十萬と稱せらる此鐵道竣工せは北滿洲に於ける貨物の一新商路を開き鐵道により吉林に運び更に松花江の舟運によるべし

一九〇九年九月四日北京に於て調印せられたる日清間の滿州協約第六條によれば支那は吉長鐵道を朝鮮との國境延吉迄延長して朝鮮鐵道と連絡せしむべきの義務あり若し此延長計畫にして實行せられば朝鮮の清津港に至る新商路を開くべく此結果從來交通機關の缺乏の爲め甚だ振はざりし是等の地方の開發に及ぼす處少からざるべし

廣東

ハミルトン、バルター

機械及金屬市場　廣東に於ける機械の需要は一九一〇年に於て聊か發達を見たり、即ち裁縫器械に於ては一九〇九年度の一〇、二六一弗より二四、九七一弗にタイプライターに於ては二、〇〇三弗より二、四八三弗に增加せり、電氣機械陶器及物等は皆增加せり洋燈は九、八九七弗より一〇、三二八弗に增加せり而して上に述べたる輸入額の增加せる諸機械が主として米國より廣東に來れる事を知るは最も愉快とする處なり此の中につきて裁縫器械タイプライター陶器等は最此傾向著し然しながら是等の諸機械の輸入額か何れも大なる額に達せざるは又注目すべき事なり、

廣東に於ける金物市況は一九一〇年に於ては甚だ沈滯的にして一九〇九年度に比し輸入增加したるものは甚だ僅少に過ぎざりき、凡ての重要なる物は皆減額を見たり

富豐なる鑛物　南支那に於ける鑛山採掘は僅に其端緒に就きしのみと稱すべし、雲南の亞鉛鑛山が數年前に價格約百萬弗許の採鑛機械を獨逸より輸入せる外は殆ど新式採鑛機械の當地方に輸入せられたるものなし、僅々少額の注文を廣西より日本になしたる事あり、これにより鐵を採掘したるも其結果甚だ不成功に終れり

雲南、貴州、廣西及廣東の大半を包含する廣東の領事館管轄區域は支那に於て最も鑛產に富める地なりと雖も、其採掘に就いては支那全國中最も後れたるものなるべし、此地方には亞鉛、鐵、銅、金及銀等を多く產出す

建築熱　一九一〇年中に於て商店の新たに建築せられたるもの多けれどもこれが爲に用ひられたる鋼鐵類コンクリートの如きは少額に過ぎず、其壁は地方產の煉瓦を木材は地

方の森林より出でしものを用ふるを常とす、鐵材は多く英國より來りセメントは國內製造場より供給を受く、沙面に於ける家屋建設地區は今や既に悉く家屋を以てみたされ將來に於ける建築は舊家屋の跡に建てたるのみとなれり

支那市街に於ても洋式建築の行はれたるもの往々これあり、而して將來に於ては必ずや各衙門等は其全部ならずとも少くも大部分は洋式建築に改めらるべし、今や現に道臺は其衙門を西洋式に建築しつゝあり、これやがて其他の倣ふ所となるべし、洋式建築の採用につき特に注目するに足る現象は商人が多くこれを採用する事にあり

スタンダード石油會社は梧州に石油タンクを建設し、又同一の目的の爲に江門にも土地を要求せり、其建築材料は悉くこれを英國に仰げり、これ英國は米國に比し低廉に且短時日にこれを供給し得るによる

一九一〇年に於て此地方に堤防築かれたるもの多し、更に將來は益多からん、珠江を横りて河南に達する長さ一、〇〇〇ヤード許の橋梁の架設問題は一九〇六年より計畫せられ其材料は既に調ひたれども未だ進捗を見ず城壁取崩し及大道開鑿は久しき問題なれどもこれ亦着手せられず

厦門

水道、電燈、鐵道　一九一〇年度にありては從來は唯計畫及風說にのみ過ぎざりし多くの企業の進捗を見たり、市街水道の水源調査、電燈事業計畫の進捗の如きこれにして、或有力なる支那人資本家はこれが爲に出資する事に同意せり、又此外臺灣に於て新式製糖業を學べる支那人により二製糖工場の設立を見たり

又豐富なりと稱せらるゝ當地の鑛山開堀の爲二會社組織せられ測量等に從事しつゝあり

一九一〇年に米國種植付後最初の棉の收穫ありき、其報告によれば結果甚だ良好に、一年內に廣大なる面積に多くの植付を見るに至るべしと信ぜらる、福建鐵道會社は既に車輛運轉を開始せるに至れるが、但し其車輛はトロッコのみなり、該會社は未だ荷物の運搬をせず、其賃率は甚だ低く二等拾哩の賃金二十仙也、鐵道の延長工事は一時中止せられたるも會社の整理成りし後は工事を再開するに至るべし

機械類の輸入は著しく增加し一九一〇年度には四〇、〇〇〇弗に達したり、鐵道の延長工事及現在の計畫中の各事業の實施せらるゝと共に此種の輸入は更に盛なるに至るべし

石油輸入の減少　米國石油は六八、〇〇〇弗以上スマトラ油は四四、〇〇〇弗以上の輸入減少を見るに反し、ボルネオ石油は二二、六三一弗の增加を見たり、其原因の一半は一九一〇年末に於て米國石油の在荷高甚だ少なかりし爲大宗の輸入を見るを得ずして一九一一年に入りて直ちに多額の輸入ありしによる、然しながらこれを概說するに一九一〇年に於ける石油市況は先づ不味なりしと稱すべき也

鐵道材料輸入の多大の減少は一九一〇年の初期に於て會社が資金の欠乏より、一時工事を中止したるが爲也、

南洋と厦門　フィリッピン群島と厦門との間には二定期航

海路あり、殊にフイリッピンに於ける支那人の約七十五パーセントは此地方より來る爲、マニラの商人は厦門附近に於ても各種企業に從事するの機會を有する事多し、厦門と內地間の貨物運送額を見る時は厦門が南福建に於ける集散地として重要なる地位にあるを知るを得べし、フイリッピン產の堅木材は當地に其欠乏せるより其需要最も大也

汕頭

チヤールス、エル、エル、ウイリアムス

潮汕鐵道　一九一〇年に於ける潮汕鐵道の營業成蹟は甚だ良好にして八〇〇、〇〇〇人の旅客二五、〇〇〇噸の貨物を運搬せりと云ふ、不幸にして其軌條其他の客貨車等すべて劣等にして、若し現在建設中の其他の幹線と連絡せしめんとせば全く改修せざるべからざる也、此鐵道の連絡問題については論議せられたる事あり、即ち一は潮州の南百二十五哩九廣鐵道の終點なる九龍の北方六十哩の海州に連絡せんとするものこれ也、此計畫は甚だ地方官及諮議局の歡迎する所となれるより、更に此計畫の歩を進むるは甚だ容易也、もしこれにして事實となるとせば勿論これに要する材料は外國に仰がざるべからざる也

苦力により押さるる輕便鐵道が今や人口四萬を有し此地方の主要都市たる澄海より、人口五萬を有する潮汕鐵道の一驛菴埠迄建設中也、此輕便鐵道の効用は只鐵道の煽動者たらんとするにあれども、其運送貨物亦多かるべし、其見積工費四三、八〇〇弗は地方に於て募集せられたり、汕頭より澄海に至る電力輕便鐵道布設の議は中止せられたり

水道工事は一九一〇年度に於て著しき發達を見たり、其貯水場は江岸の菴埠にあり、而して菴埠よりの水は十二吋の鐵管により導かるべく菴埠と厦門との傾斜は十呎計也、其各種機械タンク、水塔、パイプ等の注文は皆香港工場に對してなされたり、此水道工事及電燈の計畫等は皆箇人なる支那人の出資によりて成されたり

福州

サミユル、エル、グラセー

罐詰工場其他　一九一〇年初めて福州に罐詰工場設立せられ、各種の果物、魚類其他の土產品の罐詰を製造せり

福州商人は一九一〇年の南京博覽會に福建館を造り好成績を得たり、而して其閉館後地方人士は其有益なるを曉りて、官吏と共同して福州に物產陳列場を設け福建の產物を陳列せんと計畫しつゝあり

一九一〇年に於ける土產果物の輸出は甚だ有利なりき、オリーブ及蜜柑等の主要物產果物は高價を以て重に北清諸港に賣り行けり、鐵道及其他の交通機關が發達したる爲近來果物の販路は非常に擴大せられ、蜜柑類の如きも腐敗する事なく短時日に遠方に運送し得る爲北方諸省に於ける需要漸く多し、即ち北方諸省の輸出蜜柑は一九〇九年には四、〇〇〇、〇〇〇、磅なりしもの、一九一〇年には八、〇〇〇、〇〇〇磅以上に達し、又オリーブは二、八八〇、三〇〇磅より四、二八三、〇六六磅に增加せり

電燈會社　或有力なる支那人により一九一〇年中に電燈會

社の計畫を見、而してこれが資本金として一株五十墨弗の株券二千四百券發行せられたり、元來福州には電燈業の許可を得たる小會社二ありしが、これが爲全く絶望となり、舊會社の許可條項以上廣大なる條項を有する全市及近郊への點燈許可は一九一〇年八月二十五日に新會社に與へられたり、米國のゼネラル、エレクトリックの上海代理店は此會社より發電機械其他の材料の注文を得んが爲に技師を送りて、これを交涉せしも、日本人が同一品につき更に低價に更に便利なる申込をなしゝ爲遂に日本人の奪ふ所となれり

◉山東に於ける獨逸の鑛山採掘

沿革

獨逸の山東鑛務公司なる者は一八九七年の條約により獨逸が山東鐵道布設權を得るとともに其鐵道沿線兩側三十淸里の地內及び次の各地の石炭及び鑛物の採掘並に採油の特權を得たるより此結果として生じ出でたるものなり

(一)、泝州府より東は黃門に至り南江蘇に至る三角形內の地

(二)、泝州府を以て中心となし同所より東は百三十淸里の地に至り西は百二十淸里に至る地南北は併せて約二百四十淸里なり

(三)、諸城より西北二十淸里より北緯三十六度に平行して一線を起畫し東は獨逸租借地界に至り直に海に至り南は同起點より海に至る地

(四)、濰縣の西北一百淸里又汶州以北濰縣に至るの地五十淸里の地

(五)、芝罘附近二百五十淸里以內の地

而して一八九九年十四日の創立に係り資本金一千二百萬馬克なり、克なり創立以來七ヶ年間山東省各地の鑛山に於て失敗を重ねたる後始めて芝罘に近き毛山の金鑛を發見するに至れり一九〇九年度に於ける事業は良好なる結果を收むる事能はざりしなり而して同年度に於て同會社は前述五ヶ處の權利を終に還付したり其賠償として僅二三十萬馬克を收めたるのみ蓋し同會社の淸國政府の要求を容れ幾多の權利を放棄したるは全く獨逸政府の勸告に因れりと云ふ此に現今同會社の經營に係れる作業としては濰縣下坊子鑛區の石炭採掘と淄川縣岔山鑛區の石炭採掘を以て重なる者とす而して近來二專門家の言に係れば未だ着手せざるも山東鐵道張店停車場に近き金嶺に於ける鐵鑛採掘は同會社の將來に於ける唯一の財源なりと同會社が嘗て獲得したる幾多の採掘權を放棄したりとて何等の痛痒をも感ぜざるべしと云へり

資本金は其後坊子鑛區中のアヲネ坑開鑿の爲め三百萬馬克の增資をなしたる爲め合計一千五百萬馬克となりしなり

經營の現況

一、坊子鑛區、同炭坑は濰縣を去る十二粁の處にして一九〇二年十月より起工せられ坑口三ヶ處を有し現今一口の採炭高一千噸にして器械の設備完全を極め東洋最大の洗除器を有し其他煉炭製造器通風壓搾機器等總て最新式を網羅せり炭層は何れも四分三米突なりと、坊子鑛を去る半哩の處にして吾人之をも坊子鑛區の一部となす濰縣鑛區アヲネ坑口深さ三百六十米突の直道口を有し完全なる容水器其他電力應用の排水器裝置のポンプ室あり長さ四分三米突の炭層三重を有す當局者の言によれば此一坑のみを以てするも裕に一日千五百噸或は二千噸の產出あらんと云ふ之れ一九一一年には完成せんと而して此坊子鑛區の採掘場は恰も山東鐵道の濰縣青島間の沿線にて殊に之れが爲めに坊子驛を設け停車場より直に此採掘工場に達し得べし此採炭は山東鑛務公司が全力を集注せる處にして從て工場の規模大なるのみならず之れが採掘に從事せる獨逸人十名の爲めに住宅も建設し山東地方に宛然たる獨逸的市街を建設せるを見る坊子鑛區にて洗除器より落ち來る石炭は直に其下にある貨車に積載せられて坊子驛に運ばる等設備の點に於て實に泰西の粹を盡したるものと云ふべきなり

坊子鑛區にて一九〇九年度產額二七二、〇〇〇噸なり

二、淄川鑛區

淄川鑛區とは人の常に博山鑛區となすものなるも之れ大なる誤にして獨逸山東鑛務公司が經營する採炭物は張店より博山に至る途中の縣たる淄川縣の煤山のある點にして土人は之を呼んで大荒地と云ふ淄川驛より十五清里の地にあり之も坊子と同じく最新式の歐式器械を採用して採掘し十五清里の鐵道によりて淄川驛に連絡し運輸し得此地赤色の瓦屋遠くより眺め得て獨人の此地にある者三十餘人に及ぶ其經營や實に歐洲式を代表せるものなり此地の炭質はカアーヂフ炭に褐色なり年々十六萬噸を產す

三、販賣上の設備

青島に本社を置き支店を濟南上海に設け益々販路の擴張に勤め開平炭日本炭撫順炭と競爭せんとせり

營業成績並販賣狀況

同公司が採掘したる石炭は如何にして販賣せらるかを見るに一九〇九年度に於ける採炭總額四三二〇〇〇噸の內

山東內地にて賣捌きたる額　二六五、〇〇〇噸

青島に於て賣捌きたる額　三八、九〇〇噸

輸出額　九五、九〇〇噸

輸出地は上海香港又一部は芝罘へとなす

尙此出炭高の外支那人採掘の者をも買入れつゝあり而して獨逸東洋艦隊へ燃料供給契約をもなし又北獨逸ロイド汽船會社及其他一二の汽船會社へも賣買契約を締結せりと同會社の作業は坊子炭坑に於ける坑炭により一時作業を中止したる災厄を除き其他の障害をも生ぜざりしなり然れども同省一般の不作は延いて勞働者の缺乏を來し採掘額に大なる影響を及ぼせり今參考のために一九〇九年九月二十八日伯林に於て開かれたる一九〇八年より一九〇九年の營業年度終末即ち四月一日に至る決算報告を見るに四四三、三五三

馬克の缺損を呈し(前年度にありては四六、〇八六馬克剩餘あり)本年三月末に於ける豫備資金は一〇三、五六四馬克なり營業報告によれば石炭の採堀高は三二二、六八二噸に增進したり(前年度に於ては一九〇、二〇〇噸)坊子煤山兩坑の設備は已に完成したれば將來採掘額の增進は期して待つべく坊子炭及煤山炭の春季に於ける需要は採掘高に超過したるを以て新販路を見合はすに至れり如此會社の報告は經營の進捗を表示するに拘らず財政に對して不成績なるは其源由する處即坊子炭坑に於て設備に要したる前半期の支出及災危より生じたる災害個處の修繕作業のため非常なる費用を臨時に支出したると內地販賣は從來銅貨及支那民業銀行の錢票を以てしたるが該報告年度に於て銅錢の價格大に下落したるに依り會社の石炭賣上高に於て其關係を來したると東亞一般の商業沈衰の影響は及んで沿岸各地へ賣込石炭の不成立勝なりしと更に坊子坑作業に要したる物質材料の高價なりしとによるなりと云ふ

將來の需要と供給による同會社の運命

山東省の石炭に對する將來の需要供給を推知し得るは困難に屬す從て同會社の運命も亦同じきものなり然れども下記の理由より判斷する時は同會社が必ずしも缺損を打續けるものにあらず近き將來には營業上好成績を上げ得るなり

一、昨年度に於て缺損をなしたる第一理由坊子鑛區に於ける設備の諸費及び坑鑿の爲めに要したる諸費大なりし爲收支相繰はざりしならん然るに本年度よりは是等の設備は完全し同時に採掘高を增加するを以て一方に於て費用を減じ一方に於て生產額を增加し得るなり

二、生產額は徒らに增加するも之れが需要を見出し能はざる時は同じく缺損に陷る可しと云ふも需要は眞に於ては增加する見込充分なるを得何となれば昨年度報告に依れば軍艦への供給もなく又汽船會社との賣買契約もなし然るに本年度よりは之れに對する需要は增加したり尙又鐵道の延長は人口稠密なる山東省にありて諸種の消費誘起する者なれども殊に此省全山一木の存するなく只馬糞牛骨の類を以を一般燃料となす地に於ては交通機關の發達に伴ひ運賃の遞減を來し從て石炭に對する需要は必ず增加するべく津浦鐵道開通の後は鐵道用としても亦數萬噸の需要を生ずべく加之膠浜烟濰の諸鐵道の將來に於て設けられんとするに於てをや、其需要は供給の如く大なるに拘らず充分之に伴ひ得る者と見得可く從て炭價は決して下落すべきものにあらず

三、運賃の點に關しても同一シンヂケートの下にある山東鐵道と交換して運賃遞減の同地より從て他國炭より有利の地にあり

然れども若し上海其他香港等に出して他國炭と競爭し以て其需要を喚起し利益を擧げんとするは殆ど不可能と見得べく現に上海市場に於て山東炭の價格は最底位にありて之にて外國炭と競爭するに每噸一弗內外の損失を生ずと云ふ

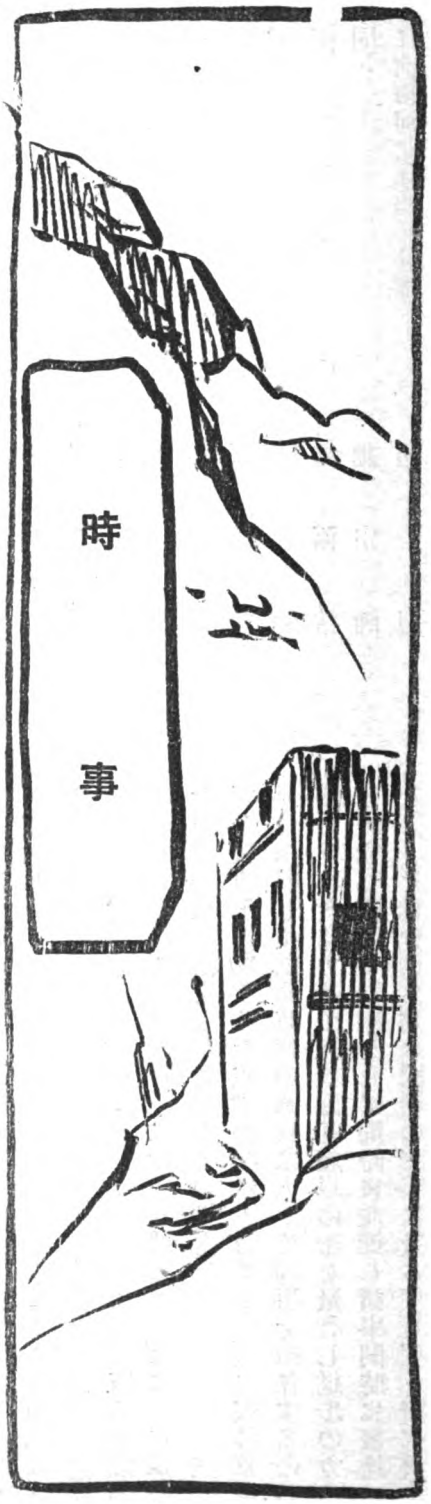

◉明治四十五年四月下半月 支那半月史

內治外交

◉大官更動

任工商次長　王正廷
任津海關道　徐沅
任山西太原鎮總兵　周維藩
任參謀次長　陳宧
任山東曹洲鎮總兵　張善義
免職　南陽鎮總兵　郭殿邦
任南陽鎮總兵署理　馬繼增
任湖北民政長　樊增祥
任正白旗滿洲都統　貢桑謀爾布
任鑲黃旗漢軍副都統　渾寶惠
任山東登州鎮總兵署理　鄧際昌
任甘肅河州鎮總兵　李奎元
任外交次長　顏惠慶
任外交部參事　陳懋鼎
同　唐在禮
同　兵爾昌
同　陳霖
任外交部秘書長　王廣圻
任外交部司長　饒寶書
同　施紹常
同　陳錄

任外交部司長　富士英
依官免官　新疆都督　袁大化
任新疆都督　表鴻祐
任新疆布政使署理　楊增新
任鎮迪道署理　宋徽熙
任甘肅提法使　何棨篪
任甘肅高等審判廳々丞　洪延祺
任甘肅勸業道　張炳華
任西寧道　金承蔭
任蘭州府知府　賴恩培
任寧夏府知府　陳紹淮
任甘州府知府　魯爰斌
任法制局々長　章宗祥
任印鑄局長　俞文鼎
任陸軍部參事　金會
同　吳昭麟
任陸軍部祕書長　徐樹錚
任陸軍部司長　林攝
同　沈文
同　翁之麟
同　羅開榜
同　方擘
同　施爾常
同　魏宗瀚
任河南河北鎮總兵署理　趙倜

任貴州都督　唐繼堯
任願免官　禁煙事務總理　訥勒赫
任安徽都督　柏文蔚
兼管火器警事務　烏珍
依願免官　河南都督　齊耀琳

◉五族聯合會發起會

五大民族共和聯合會は北京に於て發起會を開き袁總統は趙內務に委任して代表と爲し段陸軍及び烏陸の諸氏も出席し來會者二百餘人ありたり該會の幹事員李覺生は先づ起つて趣旨を演說し並に現在辦理の情形を報告したり其大意は滿蒙回藏五族の感情を融合し畛域を化除し一大團體と爲して以て中華完全の領土を保固すべし現在の辦理情形は約して兩種と爲す一は南北諸公函電を以て辦法を討議しつゝありて東三省及び四川は已に分會を設けたり一は現に人心未だ定らざるにより北京內外城に宣講所を設立し共和の原理を演說し以て民智を開きて人心を定めつゝありといふに在り次に趙智菴は總統を代表して左の如く總統の政見を述明せり　一、深く諸君の實を竭して進行し力めて五族前途の幸福を謀らんことを望む　二、內外城廂四郊に多く宣講所を設け一般人民をして皆共和の原理を知らしむる事　三、實業教育を振興するを正當の辦法と爲す事、次に段陸軍總長は演說して共和時代の國民は人々皆國事を擔任するの義務あり本會は力めて五族識見超卓の士を聚合し進步の方法を研究し務めて五族をして同時に並進し諸事同時に發達せんことを求む則ち將來國勢の膨脹は量る可らずと演べ次に

臨時座長の陸朗齋は演說して國家は必ず能く自立して始めて能く自强なり本會が五族の感情を聯合するは自立を二十世紀競爭の時代に圖る所以なり深く本會前途の發達して中華をして五洲の一大强盛國たるを得るに至らしめんことを望むと演べ次に該會幹事董雲照は左の綱要を宣布せり

一、五族を融化して一堅固の國家を成す事　二、社會を改良し共和の眞相を求得する事　三、事業を振興し先づ八旗の生計を籌る事　四、敎育を普及し人民の程度を促進する事　五、婚姻の自由を提倡する事　六、移民事業を實行する事　七、文言を統一する事　八、宗敎を定立する事　九、國民の外交を力求する事　十、重きを軍事敎育に注く事畢つて總理協理の投票選擧を行ひたる結果趙內務は最多數を以て總理に當選し陸は協理に當選し來會會員者へは何れも會員の徽章を給與し茶話をなして散會したり

◉鎭元洪の對蒙策

蒙古諸王は北京政府に對し新要求を提出せり蓋し該要求は中華民國に對し舊淸朝と蒙古との如き關係を續行せんとするに就き其條件を議定せんと欲するものなるも蓋し新民國には承認せられ得べき節のものにあらざるべし該要求は庫倫都督より袁世凱に送達せられたるものにして袁世凱は是を黎副大統領に移牒し其意見を求めたり其要求とは

一、蒙古諸王は永久王の稱號を保持せしめらるべし

一、總有支那軍隊は蒙古より撤退せしめらるべし

一、蒙古は各自に軍隊を募集し敎練する事の完全なる自由を與へらるべし

一、中華民國は最さに獨立を宣言せる庫倫熱河及び迪化の三部を蒙古に保留せしめらるべし

と云ふにありて黎將軍は覆驟の上袁世凱に對し該要求は凡て不條理と思考する旨を返電せりと云ふ尙或筋に達せる報によれば蒙古地方は一般に新政府の配下に屬する事を悅ばす機を見て是れを轉覆せんとするの氣勢充滿せり而して各王族は荐りに新兵を募り是れを敎練しつゝあれば若し兵略彈藥糧食にして充實するに於ては如何なる變亂を惹起せんやも知れず彼等は徹頭徹尾新政府に忠實なるものにはあらざるべしと

◉南京留守反對

上海統一黨、國民協進會、國民公會、國民協會は袁大總統に向け南京留守は南方要塞を節制し軍隊は又便宜に調發し得是れ陸軍、參謀兩部の制する能はざる所なり此は一時權宜の制度と雖も究竟政府と南北對峙の形を成すものなり太河の倒持漸く長うすべからず前に定めたる各條辦法は民選參議院に交して核正せしめ以て軍政統一の實に符すべしと電報せり

◉外交官制の議案

參議院が議決したる外交官制の議案は左の如し

第一條外交總長は國際交涉を管理し及び居留外人並に在外僑民事務に關し在外の商業を保護し外交官及び領事官を監督する事、第二條外交部職員は各部官制通則に定むる所を除く外其額數は下の如し參事四人秘書長一人秘書六人司長四人科長科員錄事とす、第三條外交部承政廳は各部官制通

則に定むる所を除く外並に條約の保管及び本國駐在の外交官領事官橋民の叙勳事務を掌る、第四條外交部は外政司通商司編譯司庶務司を置く、第五條外政司の掌る事務は左の如し　一、國際交渉に關する事項　二、國書及び國際禮儀事項、第六條通商司の掌る事務は左の如し　一、領事官に關する事項　二、在外僑民保護に關する事項　三、通商行船に關する事項　四、稅務郵政礦務電線鐵路境界外債等の交渉に關する事項　五、通商口岸の會審に關する事項、第七條編譯司の掌る事務は左の如し　一、外交文件の編纂　二、各項文書の繙譯、第八條庶務司の掌る事務は左の如し一、外人遊歷の保護整理に關する事項　二、本部及び各使署經費に關する事項　三、其他々司に屬せざる事項、第九條本制は公布の日より施行す

◉國務院官職令

新政府は内閣の舊稱を避けて國務院と改稱し内閣總理大臣は國務總理と改稱すべきことに決定し國務院官職令の制定を急ぎつゝあり、今其確定草案を譯出すれば左の如し

第一條　國務院は國務員を以て之を組織す

第二條　國務院に國務總理一人を置き國務員の領班となし機宜を承宣し行政を統一す

第三條　國務總理は各部に屬せざる行政事項を掌る

第四條　國務總理は所轄各官署を監督す

第五條　國務總理は必要のとき巡警總監及地方官に對し警示命令を發するを得

第六條　國務總理は地方官の命令處分にして法令に違背し公益を侵害し權限を踰越せりと認むるときは之を停止若くは撤銷することを得

第七條　國務總理は其職權内或ひは特別委任範圍内に於て院令を發するを得

第八條　左列各項は國務會議を開き協議すべし

一、法律案　二、豫算決算案三、豫算外の支出四、國際條約及重要外交事項五、官制及官規六、法律執行の命令七、各部權限の爭議八、特任官及一級荐任官の任免及褫陟九、議會諮送の人民請願案十、其他各部主管事務にして關係重大の案件十一、國務總理が國務會議に附すべきものと認めたる案件

第九條　各部總長は隨時國務總理に協商して院議を請求するを得

第十條　國務總理は必要の時には各部長の命令處分を中止し國務會議の裁決に附するを得

第十一條　國務總理故障あるときは他國務員を以て其職務を代理せしむ

第十二條　國務總理は直轄事務に關して其責を負ふべし

第十三條　國務院に職員を置くこと左の如し

秘書長一人特任、秘書三人荐任、主事委任、錄事委任

第十四條　秘書長は國務總理の命を承け左列各事項を掌る

一、機務參與二、機密文書保管三、事務の整理四、國務院所屬委任官の進退

第十五條　秘書は國務總理又は秘書長の命を承け第十四條の事項を襄理す

第十六條　書記は國務總理の命を承け左列各事項を掌る

一、法令發布二、公文受授三、圖書保管四、官印監守五、文牘草案六、記錄編纂七、會計管理

第十七條　主事は長官の命を承け科務を分掌す

第十八條　錄事は長官の命を承け謄錄に從事す

第十九條　國務會議草稿は別に之を規定す

◉强迫剪髮會

今回天津に於て發起せられたる强迫剪髮會の宣言は左の如し

辮髮の一物は人身の累にして前清時代に於てすら已に贅物となして人の誚る所となり詔令を下して自由に剪薙すべきことゝなりたるに今共和成立しても北方の人士は尙ほ豚尾

を垂れ居れり彼の頑冥不靈は到底平和の對付を以て剪盡の目的を達し難し余等此に鑒る所あり特に同人と謀り一强迫剪髮會を組織せり其略章は左の如し

趣旨　武力强迫を以て趣旨となす

目的　辮髮を滅絕するを目的と爲す

定名　强迫剪髮會と名づく

機關　秘密行動を爲すものにて一定の處所なし

辦法　先づ上流の人物より開始し陽曆五月一日以前に都べて剪去せしむ若し仍ほ冥頑にして聽かざるものあれば即ち武力の手段を實行す中下の社會は其後に於て照辦す

發起人　胡兇、張怒佛、余劍鋒、周倜、鄧禪、陳明啓、王正道、邢必達、程進

◉總統府秘書官

袁大總統は總統府の秘書官十二名を派定したり左の如し

秘書長　梁士詒　次長　阮忠樞

秘書　施愚　吳廷燮　張一鶚　余廸侯　閔爾昌　沈祖憲　李景鈺　陳毅　余撫辰　曾彝進

◉蒙古青海の參議員

辦理蒙旗事宜處より總統府及內務部へ報告せし內外蒙古及青海より選出參議員左の如し

那彥圖、阿穆爾靈圭、貴桑諾爾布、棍楚克蘇隆、色隆托吉勒、車林巴布、蘇珠克圖巴圖爾祺、誠武、鄂多台克濟爾噶朗、棍布札布

尙左の十一名を以て豫備參議員となす

德色賚托布、色凌端魯布、佈彥孟庫、多爾濟帕拉穆、那木囊倫、塔旺布甲克甲喇、索特那木札木柴、博廸蘇、達賚、唐古色、熙凌阿

◉蒙古の昨今

獨立せる蒙古庫倫は大統領袁世凱の訓電あるにも係はらず尙ほ獨立を取消さず着々獨立の根據を固めんとしつゝあり今北方より來れる消息數件によれば以て其最近に於ける行動を知るべきなり

一、倫庫政府は前きに露國商人に向つて一百萬兩の借款を借入れ鑛山採掘權を以て抵當となせり而して其金額は已に受取れり又露國に注文したる五千挺の小銃も已に庫倫に到着したり現に庫倫にありては多數の騎兵を訓練しつゝあり而して其數は三十營以上なるべし

二、庫倫政府は同地に在留する支那人に向つて回々數を信奉すべく通諭せり且つ各項の租稅は之れを庫倫政府に納付すべく命令せり而して一切の俗例は皆露國に仿ふべきを言へり

三、蒙古の哲里木札薩克圖西林及び中部の各盟長は總べて共和に反對し庫倫政府と聯絡することゝなれり而して飽まで蒙古の獨立を圖らんことを主張しつゝあり

四、庫倫政府の陸軍大臣陶什圖は現に同地に在りて兵士を召募しつゝあり而して之れに要する軍馬も亦準備しつゝあり而して敎習として露國の武官を招聘し大至急を以て軍隊の訓練を行ふことゝなせり

◉八旗生計問題

八旗生計問題に關し前湖北布政使連甲、前農工商部丞參祝

瀛元、毓璋、電燈公司總辦史履晉、馮恕、民政部司員鍾凱等は荒地を開放し旗人を安置するの方法を立て京旗八旗內務府の三旗及び內外火器三營の兵丁の今迄食祿を有せるものは都べて歸農せしめ政府に請ふて東西の兩陵熱河察哈爾綏遠城奉天吉林等の地方にして未だ開墾せざる地を開放して旗人に田地を授け敎ゆるに耕種を以てし並に民國政府より每年三百萬を撥款して經營の費と爲し數年の後情形を斟酌して經營費の補給を停止することゝなさんとし去る一日發起人は各旗より代表の派出を求め內務府學堂內に於て會議を開きたるが各旗代表の來會者一百餘人に及び討議の結果一同承諾して調印したれば翌日全體の聯名を以て大總統に請願し並に特に督辦大臣の委任を請ひたりと云ふ

◉黎元洪と西藏

武昌の大統領黎元洪には內政の改良に向つて大ひに注意すると共に邊境の防備に向つても大ひに注意する所あり此頃西藏方面のことに關しても亦頗る畫策する所あり而して同人は已に西藏の整頓策四箇條を以て之れを袁世凱に協商する所ありし由而して其四箇條とは

一、西藏都督を打箭爐に設け大兵を訓練せしめて以て全藏の門戶を扼守すること

二、各省の文人學士を選んで西藏に入らしめ以て學務を提倡し漸次宗敎の改良を圖ること

三、川藏鐵道を修築し同地を開放して通商せしむること

四、全藏の礦山を開採し造廠及び金工廠各一箇處を設けしむること

◉南京留守使新編制

總監 秘書長一人 秘書二人 錄事若干 總務處、行政處、司法處、衞生處、工程處、禁煙處、稽查處 各處長一人 處員若干

消防隊 三百人

馬匹隊 二百人

衞生隊 三百人

偵探隊 三百人

差遣隊 二百人

全體を二十五區に分ち交番四百を設け巡士三千を置く

學事軍事

◉黃留守の戒嚴令取消命令

一、南京秩序漸く恢復すと雖も然かも居民極めて驚疑多し

一、本留守本日より戒嚴令を取消す但尙警戒の度を加ふ

一、第二十六師團を以て第二十二師團に代へ南門より珠寶廊土街口、新街口、北門橋を經て鼓樓に至る以東の地の警戒に當らしめ該區內に騷擾あれば機を見て處理せしむ

第二師團は南門より珠寶廊土街口、新街口、北門橋を經て鼓樓に至る以西一帶の警戒に任ず第三、第五師團、第十六旅團及其他の派遣各部隊は現時擔任の勤務に照して警戒に任ず第五軍內の步隊兩營馬隊兩連は巡擊隊の任務を取消す

一、本令は取消命令あるにあらざれば取消すを得ず

附臨時各軍約法

一、各軍須らく從前所訂の輪番休暇日を切實に實行すべし

一、休暇日には須く多くの官長を派し分段巡察すべし

一、休暇時間は朝八時より夕六時に至るを限とし一律歸營すべく時を逾ゆれば私逃を以て罪を論ず

一、士兵外出に際しては必ず特別符號を佩帶すべく然らずんば私逃を以て罪を論ず

一、士兵が公務による勤務證據のある時に非ずして武器彈藥を携へて外出するものは槍刼罪を以て論ず

一、各兵士帶ふる處の彈藥は須くこれを全部該司令部に存置し勤務上必要の時は臨時に該管師長或は旅團長より酌量發給し勤務終了後は査數收貯す

◉王芝祥の統一會取消議

軍界統一會は暗に陸軍部參謀部を制肘するが如き擧あり王芝祥は各軍界に電報し黎元洪亦各軍界に電報し統一會は遂に開議して會員三分の二以上の意見により全體解散する事となりしが右に付王芝祥等が袁總統陸海軍參謀部及各軍界統一會其他への電報左の如し王芝祥等は前に軍界統一會に取消を爲し別に偕行社を組織せん事を電請し査核を蒙らんと欲せしが玆に統一會よりの電報によるに自ら稱して臨時補助機關と爲し並に芝祥等の誤會たるを以てす諸君の熱心に國を謀るは自ら至情に屬す惟だ現在統一政府已に成立を經海軍陸軍部參謀部は俱に各組織完備せり凡そ國防用兵の計畫は自ら參謀部ありて主り辦軍事行政の事項は自ら陸海軍部有りて主辦す此等の機關は各主辦の事あり事權既に一なれば統系亦明にして更に何ぞ他種の機關が之が補助たるに依賴するを須ひんや且統一會は既に法律機關に非ず自ら私人の會議に屬す應さに私人議事の範圍を恪守すべし然るに統一會は前に已に各省に通電し各省の兵額を限定し現に復函して各省に告ぐるに全國の兵額を規定せるを以てし並に云ふ大會全體の議決を經臨時兵額四十萬各處所屬の軍隊の人數軍餉項特來裁撤の時官長目兵を如何に處置するや等を詳に本會へ知示すべし云々と試に問ふ統一會が議決調査の事は是れ即陸軍參謀兩部が主辦する事に非らざるや陸軍參謀兩部は既に成立を經自ら全國軍事の政令を統籌するの辦法あるべし若し統一會が此事を主謀すれば陸軍參謀兩部の人員は幾んど虛設に等し同一軍事政令の事項にして既に陸軍參謀兩部の正式の機關を有しながら又統一會の自ら補助機關と稱するあり公人私人淆雜し其間議論一ならず見解各岐れ中央に在つては則政多門に出て各省に在ては則從ふ所を知るなかるべし諸公は國事に熱心し勤勞を憚らずと雖も獨り私人を以て公權を侵すの嫌を慮らざる乎正に發電せんとするの時適ま黎副總統の來電に逢へり機關の紛雜秩序の淆亂に歎息痛恨せり統一會諸公に請ふて即時解散し鄂省に前派せるの統一會會員は先づ取消を行ひ以て倡導を爲せる事深謀遠慮大局を顧全するを見るに足れり欽佩已むなし各省都督の員を派し會に與る者は望むらくは自ら取消を行ひ以て一致を歸し並に統一會諸公に黎公の箴言に從ひ統一會の取消を即行し別に偕行社を組織し以て名實に符ふを望む切禱に任へず

王芝祥姚雨平朱瑞高侯國朱先志劉毅陳懋修林委洪承點杜淮川李書城張孝準陳裕時戢翼翹張斯麐田應時袁華選張我權羅熾暢夏尊武田應詔趙恒揚龔鵬阜殿爵翟鈞吳忠信官成鍠陳照亮何元山茅乃封楊廷溥耿覲文何成濬陳之驥金華林楊杰陶少秋黃愷元王孝縝冒昭之彭琦徐家瓘張光義林虎成國屏鄒雲等同叩

◉北京駐在軍隊

最近調査に係る在北京の兵數次の如し

外城欄杆市	步軍統領一營	
騾馬市大街	武衞右軍一營	
內城西堂子胡同	親軍一營	
石大人胡同	武衞右軍一營	
陸軍貴胄學堂	武衞右軍一營	
總布胡同	武衞右軍一營	
富新倉	武衞右軍一營	
王府井大街	第八鎭千五百名	
祿米倉	武衞右軍百五十名	
寶泉局	武衞右軍一營	
東西牌樓六條胡同	步軍統領百五十名	
奕劻宅附近	武衞右軍五百名	
西四牌樓禁衞街	禁衞軍百名	
皇城內	禁衞軍兵隊千五百名	
德勝門外果子巷	騎兵二百五十名	
朝陽門外	禁衞軍八十名	
西便門外白雲觀	武衞右軍五營	

◉京津間支那軍隊

京津間に駐在せる支那軍隊實力の最近調査左の如し

北京	東城第三鎭十隊一千五百名	西城淮軍十一營六千名內城武衞軍七營三千五百名
清皇城衞軍步兵四大隊二千五百名	機關銃隊一隊	南苑淮軍三營一千五百名
西苑衞軍六千名	巡警四千名	
天津	北段巡警一千八百二十名	兵變後增加五百名
直隸都督隊二百五十名	淮軍二百名	鹽務兵八十名
南段巡警一千三百二十名	水巡馬巡防隊二百五十名	水師衞兵百五十名
巡船十艘		

◉軍隊安置の辨法

軍與つてより南北の軍隊を總計すれば已に百萬を逾へたるか共和成立の上は善後の辨法を講ずる必要ありて袁總統は此程來軍界の各長官を召集して夫れ〳〵酌留安置の方法を會議せるか某統領は建議して民國初めて立ち財政の困難は已に極點に達し洋欵を借るに非ざれば眉急を救ふ能はざるか將來財政を整理振興するには應さに先づ實業を提倡して國家無盡の財源と爲すべし然して實業の發達は必ず交通機關の整備を樞要となす西北各省は尤も當さに速に鐵道を敷設して以て貨物の運輸に便にし風氣の啓發に資すべし各省の鐵道工事を統計するに了の需要役工は數十萬人なれば解散せる軍人を以て此等の工役に充當せば軍費を節省し且つ解伍の軍人をして失業に至らざらしむを得べしと謂ひたるに袁總統は鐵道の工役は軍人の習へる所にあらず且つ技師は外人を用ゆべきにより萬一感情の衝突あれば却つて始末

を爲し難かるべしとて此の建議には贊成せず移民開墾は古への屯田制に仿へるものにて各國の均しく已に實試して成功せる辦法なり且つ將來各省が地方自治を擧辦するに巡警を多く用ゆる必要あれば若し軍人を以て改めて之に充つることゝせば最も簡易なるべしと謂ひたるに滿座皆之に贊成し各省都督に通飭し新內閣成立の後を俟つて早速着手すべきことに決せりと

◉陸參兩部の權限

陸軍部と參謀部と議定したる權限は四端ありて一は凡そ參謀部員の任職は均しく參謀部より薦擧して陸軍部に送交し委任狀を發給する事二は陸軍部が右將軍以上の軍職を薦任するには須く參謀部長の承認を經べく然る後大總統に商請して委任する事三は國軍の編制は參謀部に於て籌定したる上陸軍部に交して實行する事四は軍學局は獨立して名を陸軍教育總監部と改め其部長には藍天蔚を充任する事也と云ふ

◉湖北の軍費

湖北の陸軍は事變以來已に增加せられ其數十萬以上に上り居たりしが今回之れを裁汰して八個師團の編制に改め續々其他の冗員を陶汰しつゝあるが尙ほ軍隊の統一及び兵費の減少等に就き都督會議を開き之れを協議する所ありたり而して其今回豫算せられたる八個師團の兵費は俸給、食費、砲彈費、馬糧費等の一切を合算して每月百三十八萬八千三百五十六元の多きに上るよし之れを從前に比すれば十分の二を減じたるも尙以上にも節約を加へ以て新政府の負擔を輕からしむることゝなす筈なり

◉教育新規定

南京教育部が擬定したる普通教育の暫行辦法は既に勸學所の照會を經て天津に於る各學堂に於て一體に遵行することゝなりたるが其規定は左の如し

（一）從前の各學堂は均しく改稱して學校と爲し監督堂長は校長と改稱す（一）各州縣小學校は元年三月初五日（即ち陰曆正月十六日）に於て都べて開校し中學校初級師範學校は地方の財力を視て成るべく開校す（一）新制未だ發布せざる以前は每年仍ほ二學期に分ち陽曆三月開學し暑中休暇に至るまでを第一學期と爲し暑暇後開學してより來年二月末までを第二學期と爲す（一）初等小學は男女を同校とすべし（一）特設の女學校章程は當分從前の通り（一）凡そ各種の教科書は務めて共和民國の趣旨に合すべく清時代學部頒行の教科書は一律に禁止す（一）凡そ民間通用の教科書中若し滿清朝廷及び舊時の官制軍制等を尊崇するものあれば並に避諱し抬頭等の字樣は各課書局に於て自ら改修して見本を本部及び本省の民政司教育總會に呈送し存査すべし若し學校教員が教科書中に共和の趣旨に合はざるものを見出さば隨時刪改すべく又指出して民政司或は教育會に呈請し課書局に通知して改正すべし（一）小學の經科は一律に廢止す（一）小學の手工科は應さに注意を加ふべし（一）高等小學以上の體操は應さに重きを兵式に注ぐべし（一）初等小學算術科は第三學年より始めて珠算を兼課す（一）中學校は普通教育なるを以て必ずしも分科せず（一）中學校初級師範學校は均し

く改めて四年を以て畢業することゝなす但し現在の修業已に一年以上を逾へ驟に改め難きものは舊に照して辦理することを得(一)舊時の奬勵出身を廢止し初高等小學畢業者は初高小學畢業生と稱し中學校師範學校畢業者は中學校及び師範學校畢業生と稱す

◉教育行政

蔡教育總長が國務院に提出したる教育行政辦法の大綱は左の如くにして其最要に列入すべきものは一、民國教育の宗旨を頒布する事二、教育の方針を規定する事三、義務教育を實行する事四、社會教育を提倡する事又次要に列入すべきものは一、實業教育を推廣する事二、蒙藏教育を提倡する事三、全國學校の惡劣習慣を嚴汰する事四、民國の學制を改定する事なりと

◉江西洪江會討伐

江西の洪江會なるものは同省の義寧州を根據とし其數二千餘人の多きに及び及其頭目は萬謙之と稱し勢ひ甚だ猖獗を極め南昌九江等にも亦潛入し來り其暴を逞しうしつゝあり而して湖北の境界一帶は義寧州に接近するを以て餘黨の境を越へ與國通山方面に潛入し來るもの少なからざるより武昌の副大統領黎元洪には討伐隊を派遣し且つ稽査官甘棠等を派して之れを調査せしめつゝあり然れども同會の勢力は專ら江西省内に蔓延するのみにして湖北境内は漸次退却し來り今や全く平靜に歸せりと

◉統一會の兵數及恩給額意見

軍界統一會は臨時兵數四十萬を全國の軍隊と爲し散遣兵は一萬人に付き其費用を四十萬元以内と爲すべきこと又退伍の軍官は一時賜金を除く外は別に恩俸を給し三年を一期と爲し三期に分ちて毎期三分の一を遞減し三期の終りに至つて滅完することを決議したり

◉憲兵隊組織

袁總統は馮禁衛軍統段陸軍總長、趙内務總長、烏軍警督察長等と會議して憲兵隊を組織せんとし其辦法を左の如く議定したり一、憲兵隊十營を編練する事二、毎營の編成を九十六人と爲す事三、一年の經費を十二萬兩と定むる事尚ほ憲兵隊成立の上は北京に在る一切の軍隊を盡く撤去する事

◉湖北軍隊駐紮地

武昌の都督府軍務部にては今回湖北軍の師團所在地及び其駐紮地等を決定し從來の八箇師團を以て左の如く駐紮せしむることゝなせり

第一鎮(統制黎本棠)漢陽に師團司令部を置き其一帶に分駐す

第二鎮(統制王國華)漢口に師團司令部を置き其一帶に分駐す

第三鎮(統制杜錫鈞)黄陂に師團司令部を置き黄陂孝感に分駐す

第四鎮(統制蔡漢卿)武昌城内に師團司令部を置き武昌に駐紮す

第五鎮(統制吳兆麟)黄安に師團司令部を置き其一帶に分駐す

第六鎮(統制王安瀾)德安に師團司令部を置き同一帶に分駐

す

第七鎮（統制唐犧支）宜昌に師團司令部を置き荊州宜昌に分駐す

第八鎮（統制季雨霖）襄陽に師團司令部を置き襄陽鄖陽一帶に分駐す

◉陸軍の三黨派

陸軍部内には原と三種の黨派あり一を湖北黨と爲し一を直隷黨と爲し一を八旗黨と爲す段祺瑞が陸軍總長たりしより直隷黨は非常に得意の地位に在るが湖北黨亦革命に際し功有りしを自負し敢て下るを甘ぜず茲に於て兩者の意見内内齟齬して暗潮頗る甚しきに至れるより段陸軍總長は特に三黨の將校を召集し極力訓戒し本總長は人を用ゆるに大公を秉り才ありて任ずべきものは宿怨あるものと雖必ず之を用ふ才無きものに至りては兄弟の如く親しき者と雖之を任用せず諸君は須らく國家の爲に服務し前清に官たりしものが尊榮安富を圖りしを似ぬるべからず望むらくは諸君意見を異とする勿れ云々と云へりと

◉江西省の軍隊改編

江西省李都督の命令に曰く

江西省財政奇絀軍費不足甚だ多し、亟かに法を設けて改編し以て餉源を固くし、民困を蘇らしむべし、惟ふに各軍隊多しと雖も、倉卒師をなし、訓練未だ完全ならざるも、官長目兵の尙軍紀を格守し命令に服從するものに遞かに解散を與ふるは惜しむべし、南潯鐵道は今や議會の決議により公辦に歸し、工を興さんとす、第十五標第一第二兩營は元民國の從前地方の保衛に任ぜしものを改編せるものにして、頗る勤勞著し、應さに改めて鐵路工程隊とし專ら鐵道工事に當らしめ分段工を起して以て速成を期すべし

財政借款

◉熊希齡の財政總綱

熊財政總長が就任の始に當り各省都督所に改したる財政現狀次の如し

民國成立したるも財政の困難已に極點に達せり、希齡學識庸愚毫も經驗なし、前に袁大總統理財部總長たらん事を命ず、屢次懇辭すれども許されず止むなく暫く擔任して以て賢者を待たざる能はず

今財政の歷史を考察するに前清時代の歲入二億九千七百萬兩、歲出三億五千萬兩、收入比較すれば不足五千三百萬兩たり、此外又立憲籌備事宜の追加豫算二千四百餘萬兩あり、宣統三年以後四國幣制實業借款、粵漢川漢鐵道借款、津浦鐵道追加借款、郵傳部日本正金借款、各省市面救濟借款、合計約二億兩、平均五分利とするも支出正に一千萬兩を增加すべし、これを上年の不足額に加へ計算する時は正に八千七百萬兩に達す、此外義を起して以來各省免稅減捐をなし又商務停滯し歲入の減ずるもの正に五千萬兩に達すべし、又軍隊は增加して八十師團に達しこれが軍費亦二倍なれば歲出の增加三千萬兩に上らん、今

舊曆八月より本年八月に至る約一年間の不足の金額を數ふれば一億六千七百萬兩に達す、加ふるに從前の外債賠償金、今回の事變による內外商民の損害賠償、將來の解散軍隊の恩給、新民國建設費等を合算すれば正に一億兩を下らざるべし、即ち新舊各項を合算する時は歲入の不足二億六千萬に達す、外債紙幣の兩項は前淸時代に頻に增加し外債二十億、紙幣三億三千萬元あり、均しく己に切膚の痛たり、故に救急の策を論ずれば、大借款をおきて以て危局を支持すべきなし、然かも借款豫定の用途重を生產に注がず、徒らに消耗に歸せしめば、恐らくは此後更に借款をなすの資格なきに至らん

惟ふに以上の數目は概算に屬し各省の實狀に符せざるものあらん、今統一政府成立し、將に閣議を開き改策を規定し經費を籌畫せんとす若し現在各省財政の確實の收支數目を知るにあらずんば、豫算作製に由なからん、故に特に此に尊處に電致し、貴省財政前淸宣統三年正月より起り十二月に至る迄の決算額收入若干支出若干及本年正月より六月迄の豫算數目總收入約若干總支出約若干、六月以後の收入は能く若干を增し支出若干を減じ得るや、此外民國起る以前の公債額若干紙幣發行額若干、銅元鑄造額若干等を財政司に命じ速に經常臨時の兩項に別ちて開列し、北京に電達し以て豫算を彙總し借款理財をなすの準備たらしめられん事を請ふ

抑も前淸時代財政紊亂し多く內外相欺き部臣百端搜括し日に權を中央に集めんとし疆吏は提撥を畏防して遂に其實數を隱匿せり、これ君主貴族專制の時代にあつては勢免れざる所なれども、今や民國成立し五族一家、中央財政と地方財政と同じく人民の負擔に屬し、既に猜疑を用ふるなし、何ぞ其輕重を分たんや、盈を酌して虛を劑ひ均勻支配して一髮を牽いて全身を動かすの患なからしむべし、故に切に希くば尊處亦眞確の收支數目を開示し依據する處あり以て財政整理の前提たらしめん事を

◉大借款條項內容

四箇國借款契約條項の內容を綜合すれば左の如し

一、本借款は軍隊の解散政治の改良に充つるものとす

二、應急として二月迄に三百十萬兩を交附し四五六の三箇月每月六百四十萬兩を前渡す

三、四月三十日前金交附後支那政府は直ちに財政部證券を發行する事尙每回是と同じ

四、右證券額は九十五半とし期限は九箇月とす右證券は大借款より返濟す

五、大借款は六千萬磅を超ゆるを得ず

六、財政證券及大借款は鹽稅を擔保とす

七、支那政府は外人專門家を總稅務司とし速に鹽稅徵收法を改正すべし

八、財政證券及び大借款發行後支那臨時政府或は其繼續者は四箇國財團の外何等借款契約を爲すを得ず

九、日露兩國の財團加入は四箇國異議なし

十、支那の財政狀態若し以上の各條項を履行し能はざる時は其理由を申出る事

十一、三月十二日先づ二十萬兩を武昌に於て渡し前項の計算に加入す

◉武昌四局と借款

武昌の織布、官紗、製麻、繅絲の四局は已に時局の平定と共に之れを開工せられ今尙ほ事業を繼續中なるが同四局は去秋の事變に數箇月事業を中止せられありしことゝて多大の損失を來たし且つ現に市上の復舊せざるが爲めに原料の購入製品の發賣等總べて多大の損失を來たさゞるべからざるより局內の財政愈々窮迫の狀に陷りたるより同局の總理章應南は副大統領　元洪に面會して借款を起こさんことを請願したり而して其借款額は一百萬兩とし同四局を擔保として以て直接四局との契約となさんことを請へり然れども同事件は武昌に於ては重大なる事なるを以て理財部に於て之れを協議の上其許否を決定すべき筈にて已に黎元洪より之れを理財部に提議したりと云ふ

◉兌換券規則

理財部は市面の緊急に對し國庫より兌換券を發行して接濟に資するの計畫を立てたるが其例則は左の如し

一、國庫より發行し名づけて中華民國理財部兌換券と爲す

二、其種類を一元五元十元の三種と爲す三、兌換の現銀は庫平七錢二分の通用銀元と爲す四、凡そ地丁錢糧及び一切官家への納額には皆之を行用することを得商民の交易にも亦た一律通用し打歩の割引を爲すを得ず違反するものは罰す、五理財部は發行の數額及び準備の現銀額を每週公報に分載す六、此の則例は參議院の通過を俟つて實行す

◉湖北の稅務改良

湖北にて前きに實施したる銷場稅は百分の二の課稅にして五分稅の半額にも足らざる輕稅なるもそは只都督府に於て規定せられたる章程が二分稅となり居れる迄にして實際に於ては殆んど從價一割の稅を課せられ從來の厘金稅の一倍以上となれるより商民間の不平は漸く甚しく且つ又若しも其納稅を怠るものあらんか直ちに苛酷なる處分を受けざるべからざるより一般の人氣頗る惡しく動もすれば新政府の苛政を論ずるより大ひに注意する所あり現に之れが改良を行はんとしつゝあるよし而して黎副大統領は大ひに理財司に向つて警告する所ありしと

◉豐天の銀行續設

曩きに陳勸業道其他二三官邊の發起によりて設立せられたる農業銀行は大南門裡江南春內に於て假營業を開始し農務總會に於て諸般の事務を處理し來りたるが工務總會商務總會にても各會に於て其の管理權を所有する獨立の銀行を設置せんと欲し此程來各會員は寄々協議中なりしが遂に章程資金募集等の方法を規定し勸業道を經て趙督に請願したるが趙督は資金の融通さへ充分ならば敢て不可なしとて遂に其の設立を許可したりと云ふ而して其の資本金は何れも二十萬元にして各會に於て株式を募集し資金を調達せんとするものなるが彼の農業銀行設立の際にも其の資金の募集に苦心し漸く官場の人々より調達して張作霖が五萬元馮麟閣が三萬元陳勸業道が五萬元農務總會が五萬元其他各有志より十餘萬元を得て初めて三十萬元の資本金を得たる有樣な

れば果して此の二銀行に要する四十萬元が完全に調達せらるゝや否甚だ疑問たるのみならず各會に於て過日總會を開き資金の調達を謀りたるに會員にして申込をなせしもの僅かに其の半數の金額にも達せざりしと傳ふるものなれば之れが實現せらるゝ迄には多少の時日を要すべしと云ふ然れども以上の如く奉天市民の代表者とも云ふべきものが盛んに金融機關を設けて市面の恢復を謀らんとしつゝあるは奉天經濟界の爲め誠に喜ぶべき現象と云ふべし

◉湖北の牧稅弊害

湖北にては去秋事變以來釐金稅を全廢すべく公示したるも目下財政の空乏を補救するが爲めに臨時銷場稅として釐金稅と同一種類の課稅を行ふことゝなり其稅率は僅かに從價稅百分の二にして從前の五分稅に比すれば頗る輕少なるものを徵收することゝせるも猶ほ商民の間には苛稅の聲甚だ盛にして種々の弊害の續出しつゝある益々甚しく今一支那商人にして漢水の上流より棉花を輸出せるものゝ言によれば曾て前淸時代に在りては棉花一包に付二百文の釐金稅にして其外に釐金局に於て手數料として一百文を徵收し合計三百文內外に過ぎざりしも今回の二分稅にて棉花一包六百文の過境稅を支拂はざるべからずして其稅額は殆んど從前の二倍以上たらんとす而して是れ等は棉花の價格を非常に高價に見積られ以て之れに課稅せらるゝが爲めにして二分稅の如きは表面輕稅に似たるも實際に於ては非常の重稅となり居れり又其他從前に於ては無稅品たりし土產の如きにも對しても遠慮なく重稅を課せらるゝが爲めに商民の不平は已に言ふべからざるものあり前きに共和政に謳歌せる人民も今や再び前淸時代を追懷するものあるに至れりと

◉財政協議

武昌の理財司長李春萱は今回北京に赴き左記五箇條を協議したり

一、國稅地方稅の區分及び鹽稅統一
二、幣制を整理し銀貨本位と爲す事
三、田稅を整頓し漏洩を防ぐこと
四、印紙稅の實行に關する件
五、內債募集に關する件

◉湖北造幣廠の計畫

湖北造幣廠は前淸朝の時代には中央政府の所管に歸し度支部より之れを管理せられありしが去秋革命の勃興以來湖北革命軍の占領に歸し都督黎元洪より直接之れを管轄しつゝありしに今回南北の統一と共に再たび中央政府の管理に歸せしめ以て全國の貨幣を統一して新銀貨を製造することゝなり已に中央第二製幣廠として之れを繼續する筈なりと

◉湖北公債計畫

武昌の都督府にては前きに財政の空乏せる爲め袁世凱より白耳義借款の分配を乞ひ以て一時を彌縫したるも尙ほ不足の終に補充すべきものなきより更に內國公債の方法を立て湖北省內の富豪に向つて公債を募集せんとし已に其案を以て臨時議會に交附中なるが同案は從來の如き無抵當の公債と異なり一般人民の信用を繼ぐが爲めに稅契即ち土地賣買登記稅を以て抵當となし是れによつて以て募集せんとする

者にして已に理財司にては同案の通過と共に直ちに之れを實行すべく準備中なりと

◉青島三銀行規約

在青島の獨亞、香港上海、露亞の三銀行は營業の都合上協議の上左の規約を設け下記の通り三月十五日以來實行しつゝあり

（一）營業時間

（イ）金錢出納時間　日曜日祭日を除き毎日午前九時より十二時まで、午後二時より四時まで土曜日は午前限り

（ロ）爲替手形の交換　毎日午後四時限り〆切る但し公告せる郵便（發送）日は正午十二時限り〆切る

右の郵便（發送）日は當分毎週火曜、水曜、土曜と定む

（ハ）輸出爲替手形、爲替手形　郵便（發送）日に限り正午十二時までに差出さるべし

（二）電報爲替

毎日午前十一時半迄、電報爲替の依頼は銀行へ差出されたし若し十一時半以後に依頼する人々は電報全語數の電報料全部を負擔せられざるべからざれば少なくも三語以上の電報料を要すべし二千磅（四萬馬克、二萬弗又は二萬圓）若くは之れに相當する金額以下の電報爲替は依頼者より電報料全部を申受くべく同額以上の金額の電報爲替依頼に對しては四語（宛名をも合算）までは無料とす

（三）發送電報爲替

依頼の人にして同時に受取らるべき電報爲替ありて二つ共同一金額たる場合には銀行へ左の手數歩合を支拂はるべし

（イ）五圓但し發送し來りし銀行と同店の銀行の手に發送を依頼ありし場合は二圓五毛とす

（四）輸入爲替の到着期間

歐洲とは廿一日間、米國とは卅日間、印度とは卅五日間、日本とは十日間、浦鹽とは十五日間を要するを普通の期間とす

（五）輸出計算

輸出爲替を差出されたる場合には貨物積出しの告知書の銀行に到着したる當日の上海兩相場により計算す

◉蒙古王の借款抗議

蒙古王阿穆與は此程蒙古聯合會に於て發言して鹽は人生日用の品にして片時も缺乏すべからざるものなるに政府は全國の鹽稅を抵當として各國より六千萬磅を借らんとす將來萬一財政困難となり外人出でゝ干渉するあれば人民は何を以て生を爲さんや故に本王は誓つて贊成せずと云ひ去二十三日該王は袁總統に謁見して內の意を面陳したりと云ふ

◉湖北の田賦平均政策

清朝時代にありては各州縣征收銀兩に一定の價値なく、甚だしきは毎銀一兩につき錢五、六串文を徵收したるものあり、是等は皆官吏、書役の利する所なりしが、以後人民の負擔を輕減且平均せしめん爲に、先づ銀兩の價値を均一せんとて湖北にてはこれが調査を開始したり

◉浙江省の財政難

浙江省財政司の調査によれば同省本年度の收支豫算の收入不足額一千萬元あり而して其不足の原因大凡三あり次の如し

一、客歲杭州未だ光復せざるの先省城の巨紳富商戰亂を避けんと他所に移往するもの日に萬を以て數へ、而して去るものは皆現銀を持參し去るを以て、市面の流通貨幣全く缺乏するに至り、公課亦之れを徵するに由なし

一、光復以後奸商滑賈口を市面の恐慌に藉り、貸金は之れを催促し、而して支拂ふべきものはこれを支拂はず、預金を拂出さずして佯て破產したるもの多く、又富豪の軍費捐助を避けん爲上海に逃れたるもの多し

一、軍用票を發行せるも墨銀との間に開きを生じ、取引甚だ困難なりしも、現銀なき爲百五十萬兩の軍用票は省內各地に分布せられ、現銀益乏しくして獨り軍用票のみ通用を見るに至れり

實業貿易

◉荒山開放の議

王直隸勸業道は都督に向つて荒山開放の建議を爲せり其趣旨及び略章は左の如し

直隸北境は皆山を以て環繞し山は土石を雜へ肥美にして林業に適せるもの實に多數に居る春風夏雨によつて草木叢生し蒼翠羅布せり若し其性に順つて之を長せば之を養ふ數年にして遍地の森林を得るに難からず就に直隸は天然美利のある所なり然るに各屬多山の處を調査するに其山は濯々として樹木あるもの少し牛羊斧斤不時に牧伐し踐踏は任じて保護なきは固より一大源因にし荒地主なく公家は既に兼顧に暇あらず人民も亦た敢へて視て己れの有となさず大利の淵藪を敝屣の如く棄つるは殊に惜むべし(中略)各國公有私有の制に倣ひ荒山の開放を實行し各州縣の行政機關及び自治團體に責成して監督辦理せしめ各州縣に於て出示曉諭して踐踏を禁じ保護を擔任し團體の培植せるものは地方の公產と爲し個人の培植せるものは年限を酌定して永租するの權を與へ官家は故なくして侵奪するを得ず物をして各主あり財をして外移せざることゝなせば數年ならずして良林野に遍く喬木山に滿ち富強の基は是れより始まらずんばあらず職道は遠く列邦の成蹟に鑑み近く直隸の輿情を察し荒山開放は實に根本上の要圖と爲し辦法數條を具して都督の查核を請ふ云々

一、凡そ荒山の墾植を承領するものは本人より地址面積を說明して領收を具し地方行政官か調查して他に葛藤なき旨を具復したる後本公所を經て之を承認す

一、凡そ開放せる州縣の荒山は本公所の承認を經たる後各州縣の行政機關によつて之を監督し各州縣の自治團體によつて之を經理す

一、凡そ一村に唯だ一山あるものは一村の自治團體によつて之を經理し數村を通じて一山を有するもの數村の自治團體或は分所によつて之を經理し或は公共の組合とす全縣を通じて一山を有するものは全縣の自治團によつて共同籌畫す

一、凡そ一人或は數人にして墾植を擔任せんと欲するものに須く同處自治團體に責任擔保の承認を經べし然る後に其承領を准るす該團體も亦た故意に勒限するを得ず

一、凡そ承領後は即ち承領者の占有權に屬し何人も之を侵害するを得ず

一、凡そ承領後或は森林を養ひ或は果木を種へ或は五穀を

植るは承領者の隨意にして他人は之に干渉するを得す
一、承領後若し妄りに貪占を行ひ或は久しくて仍ほ荒蕪に任するものは其承領を取消す
一、凡そ承領後地方行政機關は保護を擔任して曉諭して樵採放牧竊伐等の事を嚴禁し違ふものは處罰す
一、承領數年後確かに成効あれは再び國課を酌量し地方團體の承領者は即ち公有の財產と爲し個人或は數人の承領せるものは即ち共有或は私有財產と爲す
一、凡そ荒山に原と業主ありて已に墾植を經たるものは此限りに非ず
一、樹藝、經理、保護等の方法は別に之を規定す
一、本簡章は施行後三年を以て限りとなし若し該處に承領者なく自治團も亦た墾植せざれば本公所は即ち自ら人を募つて墾植す
一、本簡章は普通の辦法なり若し各屬地方に特別の情形あれば該管行政機關により隨時本公所に稟請すべし本公所は酌量して辨理す

◉大連對五港貿易

大連埠頭對横濱、大阪、上海、神戸、關門の五港は常に重要貿易港にして三月中の輸出入は輸出に於て横濱を最とし輸入に於ては大阪最も振ひ上海之に亞げり、總噸數及び重なる品種左の如し

輸　入

▲大阪　五、六五八噸社用雜品二四四金物四五四食料品七三四綿布七二八織物二三二紙二四七
▲關門　四、五六一木材二四一セメント五二一食料品一、一二一砂糖四八四薪炭五六六石材一一七
▲上海　四、五三二金物一六七米一六五食料品四二九貰一、二一五綿布一六四麻袋二五一
▲神戸　三、五七三社用雜品二四四金物四五四器械器具二三一食料品七三四酒類一九八綿布七二八
▲横濱　二、二九五社用雜品一、二一三金物一五九貰一一五器械器具一四七食料品一八六

輸　出

▲横濱　一六、一二二大豆一、〇四七豆粕一〇、九八三穀類六八九石炭三、〇〇〇
▲大阪　三、三三一穀類一〇四石炭三、〇三〇
▲神戸　一四、七五四大豆一、三二五豆粕一〇、七八六穀類一、六〇一豆油五八大
▲關門　三、〇二五大豆二一三豆粕二、六〇一セメント一八六
▲上海　四、二五六大豆六〇四豆粕三九六穀類一一五石炭一、一六五豆油一、八三

◉漢口再建策

漢口再建局に就いて聞く處に依れば黎將軍は漢口支那街の再建を開始する爲め五百萬弗を支出せん事を約せり蓋し該金額は武昌財政司より年度割の方法を以て支出せらるゝものなるべし去る十三日黎將軍は再建局に對し急書を送り支那街の再建工事を速かに着手せん事を督促せり而して再建局は當初の計畫に於て三年以内に全部竣成を期せしも實際に於て尙多くの日子を要すべしと稱し居れり尙黎將軍は一道の諭告文を發し燒跡に建築せられたる家屋にして新街路中に當り居るものある時は是れを移轉せざるべからず而して新に建てられたる家屋にして取拂はるべきものには新設

家屋の十平方尺毎に一弗を支拂ふべし其取拂ふべき家屋が舊來のものなる時は其家屋の實價を見積り辨償すべし市街が規畫せられたる後ち其規畫區域内に家屋を建設せんとするものは自己の責任を以てすべしと一般に警告せり革命戰中に燒燬せられたる漢口支那街を復興せん爲め武昌政府は商團より成る市街建築局を設立すべしとの中央政府の訓令に接し目下既に復興計畫は決定せられたり即ち其計畫に依れば河岸に沿ふ街路は支那尺にて(以下倣之)百二十尺の廣さとし其餘は大中小に分かれ百二十尺百尺五十尺とする事政府は市廳の建設の爲め相當の地面を保有すべし適當なる場所に公園を設くべし製造工場及び市場は便利の地域に開設すべし政府の特許を得るの外露店等を公道に開くべからず家屋の設計は建築局の承認を經るを要す事等を一般に布告せり

交通運輸

◉**郵稅の改減**

中國の北京郵政局は國内第一資(各局の遞送區内)第二資(互寄行省の各局)を往來する印刷物書籍及び貿易見本品の郵送稅を四月二十二日より左の如く改正減收すべき旨を報告せり

重量(グラム本位)	第一資	第二資
五十瓦以内	半分	半分
五十より百まで	半分	一分
百より二百五十まで	一分	二分半
二百五十より五百まで	二分	五分
五百より一千まで	四分	七分半
一千より二千まで	七分半	一角五分

◉**瓜徐鐵道敷設計畫**

蘇路公司にては先年瓜洲より徐州に通ずる鐵道を敷設せんとの議ありたるも津浦鐵道との距離遠からざる爲め其後徐州より通州に敷設することに計畫を改めたるが同公司は近頃又もや瓜洲、徐州間の鐵道敷設を有利なりとし之に決定し李樹生氏は同鐵道總辦とし五月一日より工事を開始することゝなりたりと

◉**京漢列車改正**

京漢鐵道の北京漢口往復列車は從來急行列車と普通列車の兩樣ありて急行は毎週一回金曜日漢口發土曜日北京着にして約三十時間を要したりしも今回之れを改正して二十八時間と十五分に短縮せられ同時に其發着時間も改正せられ又普通列車は從來駐馬店彰德府の二箇所に駐泊し夜行を爲さゞりし爲め漢口北京間に三日を要したりしも今回之れを改正して夜行を開始し二日間にして北京に到着することゝなり五月一日より之れを實行せらるゝ筈なり尙ほ同鐵道は從來彰德駐馬店間を一區として全線を三區に分ちありしも南北の距離長短あるが爲めに今回之れを改正し北京順德府間を第一段とし順德郾城間を第二段とし郾城縣漢口間を第三段となすよし而して普通列車の通行は第二段たる順德郾城間を夜行とし此間は只大停車場のみ駐泊することゝして以

て其時間を短縮せしめ且つ別に彰德府駐馬店間には畫行列車を往復せしめて以て夜行を好まざるもの及び同地附近の乘客者に便にするよし是を以て夜行せざるものは鄭城順德の兩地に於て乘替へ從來の如き三日間にて通行するを得べきことゝもなれるよし今其發着時間は左の如し

一、北京漢口間最大急行車

（北京發每火曜日午前十時三十分
（漢口着翌水曜日午後二時四十五分
（漢口發每金曜日午前十一時十五分
（北京着翌土曜日午後三時三十分

二、普通急行列車

（北京發每日午前八時
（漢口着翌日午後六時三十分
（漢口發每日午前七時
（北京着翌日午後六時

三、駐馬店彰德府間普通列車

（彰德府發每日午前八時三十五分
（駐馬店着同日午後七時六分
（駐馬店發每日午前七時五十五分
（彰德府着同日午後六時三十五分

但し同運賃は總べて從來と變更する所なしと

◉黃浦江浚濬稅

海關總長よりの訓令に基づき五月十五日及び同日以降上海海關を經由する凡ての輸出入品に增稅せられたり本稅は支那政府によりて賦課せらるゝものにして黃浦江改修局の黃浦江浚濬改良工事基金に繰入るゝものにして各條約國の公使により承認せられしもの也、稅率は現在課稅物件に對する協定稅の三分或は協定の結果無稅品たりしものゝ從價千分の一乃至一半となせり

◉黃浦改修と日本

上海黃浦江改修工事費用調達の爲め一旦期限を經過したる上海輸出入貨物に對する特別課稅の件は愈々各國との協定纏り我國も亦之を承認し官報を以て左の如き協定の經過を告示せり

黃浦江更正及び水路改正工事は上海の海路貿易に利害關係を有する諸外國が支那との間に取結びたる明治三十四年九月北清事變に關する改修臨定書其他の協定に基き實行し來りたるも其成績上海在留外國人を滿足せしむるに足らざるに依り在同地外國人商業會議所は明治四十三年中同地領事團を經て該水路改修方法に關する協定案を北京外交團に提出し外交團は明治四十四年十一月該提案を臨時便法として採用することに決定し各本國政府の承認を經たる上支那官憲と非公式交涉を重ねたる結果今回愈々在北京支那最高官憲に於て該提案を臨時施行することに同意し相當措置方を上海支那官憲に訓令したる旨水野臨時代理公使より報告ありたり右商業會議所の提案たる協定に依れば本件改修工事のため實行機關として黃浦江改修事務局を置き在上海支那人代表者稅關長及び港務長の三名を以て之れを組織せしめ別に評議の機關として諮問局を置き上海に出入する外國船舶の最大噸數を有する五箇國より各自北京駐劄公使に於て選出したる五名の議員と上海支那人商業會議所の選出したる一名の議員とを以て之を組織せしめ水路改修事務を監視し臨時必要に應じ事務局に意見を提出し同局より工事の設計及び其進捗並に會計に關する諸般の報告を受け又技師長の任免に際し協議を受くるの權を有せしむることゝせり尙本件水路改修に要する費用は一部支那に於て之を負擔し一部は上海における輸出入貨物の課稅により之を支辨することとなし有稅品にあつては關稅の百分の三、無稅品にあつては從價千分の一半の稅を課することゝな

せり

右につき上海稅關は本年五月十五日以後輸出貨物に對し前記の特別稅を課する旨本月十五日附を以て告示したる趣今回在上海帝國總領事より電報ありたり

◉北淸航路補助金確定

都督府本年度命令航路補助金は八日附を以て左記の如く確定發表されたり即ち昨年度同補助金額と比較するに大連、芝罘貔子窩並に大連柳樹屯航路は年額百圓を大連、芝罘安東縣天津牛莊間並に大連芝罘秦皇島間は一萬四千八百圓を增加し又大連旅順登州府龍口間は七百圓を減額したり

▲志岐組扱

大連芝罘貔子窩大孤山間年額一萬二千八百圓（船名十九永田丸）
大連柳樹屯間千二百圓（船名相生丸）

▲北淸輪船扱

大連芝罘安東縣天津牛莊間は年額一萬七千圓（船名濟通、天潮丸）
大連芝罘秦皇島間は年額一萬七千圓（船名濟通丸）
大連旅順登州龍口石虎嘴間は年額一萬七千圓（船名龍平丸）

◉南苑鐵道支線

京奉鐵道黃村車站より支線を南苑に設くる事に決定し不日起工することゝなりたるが右は專ら南苑に兵員を輸送するに用ゆるものなりと

◉長春滿鐵工事

長春本年度滿鐵工事豫算の今日迄に內定せる總額約五十萬圓なる由にて其內容左記の如し

（一）驛前附近並に東道砂利敷雨水溝築設の外東斜街人道砂利敷（二）附屬地內下水水道新設（三）北部同屬敷地々築（四）東斜街以北宅地々築（五）火葬場移轉改築及び（六）市場增築工事

◉滿鮮連絡規定追加

滿鮮鐵道貨物連絡運輸規定中今回左の諸條項を追加せられたり

一　第五條特定貨金表の次位に左の通追加す
一、長さ二十七尺以上の長尺物若は一箇の重量三噸以上の濶大なる貨物の運賃は十割增
一、長さ五十尺以上若は重量五噸以上のものは臨時の約束に依る
一、車輛類に對する貨率は局所定に依る
一　第六條特定貨金表の次位に左の通追加す
一、長さ五十尺以上若は重量五噸以上のものは臨時の約束に依る

地理紀行

◉滇蜀紀行（三）

東亞同文書院四川雲南旅行班

七里舖より豆沙關

八月三十一日、午前六時半七里舖を出發す、河畔の崖を上下しつつ行く、是處雲南の深山、左右に峨々たる連峯の雲に入れるを仰ぎつつ、韡々として谷間に響く溪流の聲に沿ふて巖角を廻り行く道すがら、幽草歩々美花を競ふ、何れ劣らぬ清麗なれど岩間にはびこりて所得顔に咲き誇る自然生の朝顔の淡藍紫紅の花入り亂れて麗しさこの上なし、自然に生ひし朝顔なれば思ふがままに咲き或は巖角に、或は崖の胸に、或は小流の邊りに、或は溪に俯し、峯を仰ぎ點々彩々、裝ひし自然の清麗の色は聊も汚されず、庭に人の手植えし朝顔は獅子踊り、蝶舞ひ、龍飛び、虎狂ふの奇態千狀、紅黄白紫、金爛玉妍の裝ひ人目も迷はさむ許りなるべけれども、何とて古の深山に思ふがままに咲ける花の如き清麗の氣あらむ、庭の花は美裝せし藝者の如く、深山の花は今の世に何か例へんものなし、濁れる世を遠く離れ雲に眠り、峯の風に醒め、僞善を聞かず、虚榮を見ず、清麗に咲けるこの花は蓋し幽逸なるかな我れこの花を愛す、花を眺めつ、胡蝶を追ひ廻りつつ行けば途の峻しさも知らず、足の疲れも忘る、前方に兀として屏風の如き斷崖の兩面より溪を挾みて滔々と流れ行く河水を呑む、是れを豆沙關とす、左岸攀ぢん許りの石階を登りつつ行く、巨崖天を覆ひ、大岩落ち來らむ許りなり、途の高き極まる所即豆沙關門舊跡にして石造の樓閣今や古し、只人の通るに任す、

豆沙關より老鴉灘

九月一日、路邊に豪猪の刺毛を賣る、蟬の聲を聞きつつ黎山店の峠を越ゆれば間もなく老鴉灘に達す、之れより叙州迄は小舟を通ず馬を通ぜず、

老鴉灘より深基坪

九月二日、大關河畔を下る河に舟あり、急流なれば前後に

長艇ありて側面に一挺の櫂あるのみ、上る時は數人或は數十人にて綱をつけて舟を引く、引手は眞の裸體にして身に何物も着けず、その態その聲人間とも思はれず、

深基坪より灘頭

九月三日、晩餐の菜を作る、材料として豆腐二丁、十六文也、ささげ四文なり、南蠻一文也、茄子六文也、葱四文也合計三十一文、是れ千疊の山嶽を物ともせず踏破しつつある屈強の壯者六人の菜代なり、而も充分なり、灘頭は人氣甚だ惡し、余等の來るや大聲喇笑す、今まで恐ろしきものと思はれ、逃げられし事は毎日ありしも、笑はれ嘲けられし事は今日初めてとす、見れば人相の惡き奴のみ多し、

灘頭より棒印村

九月四日、灘頭より荷物と共に舟にて燕子坡まで下る、流れ急なり、舟は幾多の灘を急轉直下しつつ下る、兩岸鎧の如き懸崖の連なる間、蟲聲啼きも止まず、秋風舟を襲ふて寒し、四川雲南の大道は左岸にして省界は灘頭より北二十清里の所にあり、舟に乘りしは陸路三十清里の勞を三十文と交換せしなり、燕子坡に上陸す、既に四川省なり、之れより急坂を登りて河畔を去る、登り盡す所四川巡防軍防營あり、四川雲南の關門をなすが如し、頂上に立つて來し方を望めば、遙かに遠く綿々として連れる雲南の山、棚引く雲游子豈多少の感なしとせんや、今我去らむとす、顧みれば過去二箇月、汝と共に眠り、共に醒め、汝の側を離る事なかりし我は今一步北して既に汝を見る事なからんとす、汝は常に我れに濁れる空波を遠ざからしめて清き自然に接せしめたりき、森嚴の山、幽靈の國、我れは汝に依りて常に自然の靈感に接したりき、塵寰を去り溷濁を離れ、常に自然の美に醉ひき、實に我が半世の汚濁は汝に依りて洗ひ潔められたり、想ふ、汝の清麗は永劫に世に超然たるべし、我は恐る我が行く先は濁流滔々として凡てのものを卷き込まずんば止まず、滄浪の水濁る以て我が足を濯ふべし、我れは敢て行かむさらば永劫に榮へよ濱の山、

四川省に入りて沿道の形成全く一變す、山に木多く地は悉く耕されたり、田園の間に並木あり、林の裡に畑あり、人家群がり鷄啼き小兒戲れ水車の音喧しく既に深山の趣更になし、

數日前迄は綠濃き田園の間を通りたれど是處には稻麥既に刈られたり、暑さ更に加はる、午後二時棒印村に着す、

棒印村より横江

九月五日、午前六時棒印村を出發し五十清里の路を一氣呵行正午横江着、客棧は洒魚河(大關河の下流)に面す、窓下は大碼頭にして舟多し、河下より舟登り來る、二十餘人眞裸體の牽夫の手を振り足を揃ひ「エンヤ〳〵」と黄色の掛聲しつゝ綱引く樣は實に天下の奇なり、老若相雜る、膚の色黑きを以て年功者と見るべし、碼頭に達するや爆竹數轟以て船路は終る、

横行より叙州

九月六日、午前六時民船にて酒魚河を下り下る五十清里安邊湯に於て金砂江に入り叙州に達す、

叙州滞在

十二時叙州に着、金河の船を捨てゝ一客棧に入る、叙州の地たる岷金兩江の會流點に位し眼界頓に開け山低く風景絶佳なり、人口十萬文化甚だ高く雲南の山中より出で來たれば、其の開明なるに一驚を吃せざるを得ず、古しへに戎州の地俗呼んで叙府と云ふ、蜀南の鎖鑰として南雲南の北門なる昭通に對し巴東の夔府と共に、四川の咽喉たり、午後岷水を渡りて對岸弔横樓に黄山谷が流杯池の遺蹟を探る、山谷名は庭堅後人呼んで涪翁となす、宋の碩儒なり、元符元年六月戎州に貶せらるゝや此地の風光を愛し來つて亭を茲に結ぶ、樓は即彼を弔ふが爲めに建てられし古塔にして今村名となる、船を捨てゝ行く事一清里一溪北より來つて江に朝す、石橋あり橋榜の一岩二大字を刻す、即ち知るこれ涪溪なる事を、橋上より望めば前面一岩丘なり、小樓其上に立つ岩は即涪翁岩にして樓は即涪翁亭なり、中に山谷の像を祭る、高さ四尺、牌上記して曰く「宋特贈龍圖閣學士黄文節公神位」亭の下又一亭あり、荔紅亭と云ふ、湘南の李肇泛、翁が句を書せる扁額あり、曰く「六年曾賞荔枝紅」下方の一樓には卓椅を排して騷客の詩酒に便す、楣間又翁の句を示して曰く「山雨欲來風滿樓」岩は上面寛き凡一畝、大小二罅裂之を横斷す、小なるものは幅二尺餘、僅かに人體を通じ得、仰げば蒼天長くして帶に似たり、廻つて岩上に出づべし、大なるものは幅二間餘、中部低くして兩端高く南田畝に通じ北樓に連なる、岩下泉あり、引いて曲水の流れをなす、所謂流杯池之なり、凡て七曲八座幅三尺長さ二間半、兩壁の岩面高さ五間幅十間盡く詩文を刻して餘す所なし、思ふに此れ徽逐の餘に出て名家の作多く此の中にあるべし、然も時已に黄昏採り見るに遑あらず、慨甚し、中最大なるものを南極の二字となし之に次ぐものを邑人段天錫の書になる宋の邵康節が醒世の要言となす、曰く、

人生七十古來少　前除年少後除老
中間光景不多時　更多炎凉與煩惱
朝裸官大做不盡　世上錢多賺不了
官大錢多憂轉深　落得自家頭白早
不必中秋月也明　不必清明花也好
花前月下且高歌　直須滿把金樽倒
諸君細點眼前人　一年一起地荒草
草裸高低新舊坟　清明大半人無掃

其他枚擧に勝ゆへからず

九月七日、市背面の眞武山に登る、山は西翠屏山に連なり右金沙の濁流を控え左岷水の青漪を控え蜀江水綠りにして蜀山碧く川南の風景雙眸の中にあり、

九月八日、縣衙門(宜賓縣)を問ひしも問案中なりとて「不敢當」を食はせらる、支那の衙門には凡て「天理國法人情」

とか「爾捧爾祿民膏民脂下民易虐上天難欺」などの句を記しあり、滿朝廷が漢人の意を嚮ふる爲めなりと云ふ、午後東門を出で、岷金合流點を見る、青濁の界判然として見るべく河幅黃浦江より稍廣し、江上の一樓扁して曰く「一水中分」

於叙州囑江流　　中秋復棹西川船
五月辭江胃蟹烟　　願再伴吾東海天
此行與君有緣故

叙州より自流井

イヤな叙州も九日に出發した、大路と小路の間違からとんだ骨折損をした早く目的地に着いて休みたいと曰ふ横着心も手傳つて急いだ爲かも知れぬが二十清里餘計を往復するとは何てマー間が悪いてせう山嶽重疊たる雲南の山奥より四川に出たのは數日前だが眞の四川の風景を味つたのは今日が初めてだ僕は考へた四川の富源と曰ふから少なくとも岷江や金砂江の流域は全く平原だらうと處かそうではないやつぱり山だが雲南の様でない小岳だ到る處起伏して居る然し四川はこの小嶽の頂き迄水田にしてある四川は富源た富源だと曰ふ人間は餘程眞面目で稼ぐに追つく貧乏なしと云ふ事を知つて居つたらしいこんな祖先を持た今の四川人は幸福たそれから又中々知識が發達して居つた様だ外には見られまいがこの地には到る處樹木が茂つて居る事だ縱令其の他色々の木が田の畔迄植えてある、水の供給をよくするには樹木が必要だと云ふ事も知つて居つたらしいこんな處を歩くにも氣持がよい丁度日本の田舍の様に思はれた、四川の道は皆砥石を敷いてある、これ迄鳥も通はぬ山路を歩いて居た足には初めは非常に心地よかつた、然し了れは初めの中だ初めの感心は反て反動が來る四川は熱いのには閉口したまだ景色の變化がない毎日〳〵同じ處を歩く様な氣持がする加ふるに石の道は足に當つて三日目あたりからは痛み出して來た四川の途は健脚の僕等に作つたのではない籠に乘つて歩く奴の爲めに作つた様な氣がした然し寄附てこんな綺麗に石をしきつめて作るとは感心したが有難はなかつた、かうなつて來ると四川の富源も僕等には何の面白味も無い反て高い高い山と深い〳〵谷と岩や石ばかりの雲南路が戀しくなつた通り一遍の僕等には四川の富源も沒交渉だ人の富は別に有難くない兎角人間は富んで來ると高慢になる四川人と雲南人と比較するとやつぱりこんな感が起る四川の人間は不親切だ先にあげたまだ色々と氣にさはる事もある宿賃が高い、一寸した町には福音堂がある、僕等を珍しがつて見に來ない犬がほえる、道が遠い（雲南の十里に比して同じ十里でも餘程遠い）等數へ來れば限りがない一として癪に障らざるなしだ、

九日　打鐵把　叙州より六十里
十日　白馬場　打鐵把より八十里
十一日　自流井　白馬場より百里

この間宿賃概ね一百二十文より百六十文二食して沒藥なり苦力賃は一日六十錢なり、

自流井滯在、

自流井は全く豫想に反した大市街だ三十萬の人口が皆この鹽の爲めに食つて居るのだからその産額の大なる事及其の設備の大なる事が知れるこゝで四川に入つてから初めての愉快が起つたそれは別でもなく一人の日本人に逢つた事と又自流井には日本最負の汪と曰ふ金持があつて僕等を歡待して呉れた事だ十日の午前市街より十清里程の處にある汪氏の學校を見に行つた春日君(先の日本人)はこの汪氏と大分懇意らしく二氏は非常に便宜を與へて呉れた學校は頗る閑靜な處て何から何まで日本式て非常に氣持よかつた先には日本教習三人程居つたそうだ今日本に留學した連中が七人程居る一年に三萬元を投じてるそうだが個人の經營としては振つたものだそれより鹽の事に就いて述べて見たい井戸の深さは二千尺から三千尺位て孔は直徑一尺位だこれに十數間の櫨を作つて其の上に小車をつけつまり滑車の仕掛て鹽水を汲み上るこの汲み上げに用る筒は竹て長さ三丈位てあるこれを引き上げるに水牛を使用し大概四頭から六頭位だこの綱は又竹の皮をよつて作つたものだ一回汲み上るに約三十分間を要するこの鹽水を製するには天然瓦斯て煮る尤も中には石炭を使用する處もある天然瓦斯は又到る處盛に出て驚くべきものだもしこれを色々に利用したらその利多してあらう自流井にのみ鹽井が三千もある又十清里程の處にある貢井の製鹽もその燒く煙が空を塞て居るこの貢井と自流井の間などは實に人馬絡繹たるものてあるこゝからは黒い鹽も出る事を曰つて置く鹽井の周りには砂糖黍の栽培が盛だ鹽と砂糖と何が關係がある様だこゝて一泊の豫定が春日君や汪氏の勸めにより遂に三日滯在して終つた、

自流井より成都

自流井滯在中に汪氏の御馳走があつたがその祟りが來て二日酔の氣味一行唯一人として元氣あるなし自流井より成都迄の地形はやはり以前と異なるなく無味無趣變りなき四川式閉口の外なし加ふるに氣候の變化急なりしが爲か敘州より以來下痢氣味の人多かりしが自流井よりは更に甚しくなり殊に長髪氏の如きは實に可愛想の話てあつた四川路に來てからは一日として石炭の運搬者に逢はざるなし思ふに四川は到る處人民の燃料に十分なる大の石炭はある様子だから樹木の亂伐も少ない亂伐しないから水の供給が十分從つて山の上まで水田がある米が何處でも出來るだから四川は富源だそうなると石炭の産出と四川の富とは大なる關係があるらしい十五日榮縣を通過す茲には十二丈の大佛あり少し廻り道して見に行くと何の事だ土製てある五丈餘の奈良の大佛より長いは長いが土だこゝに至つては見るに價値なしだ馬踏井より一行は三人づゝに分れ僕は成都行に參加した六人が三人になつたから何となく物寂しく感ぜられた雲南省城よりてく〳〵やる事一箇月餘成都に出づれば上海迄は舟だすると旅行中支那特有機關たる轎に乘らぬ事になる乘り度はないが金がない様に思はれて悲しいと雲助氏妙な

處にイギミ出した僕も最も賛成して仁壽縣より驕子に乘る事としたこれに乘つてからは出來る丈大人振つた前の樣に一錢て二箇饅頭は高い三つにまけろなんて云はない然し宿賃をこぎる處などは成上大人としか見えぬだらう仁壽縣よりは一望千里の成都平野てその間錦江流水遙か西に大白山山脈が見えるばかりなる程四川に至らば成都平原を見ざるべからずと思をした調査の目的地よりも出發する時から成都成都と憧れて來たこの地も九月二十日夕陽西藏高原に傾て成都平原次第に紫色くれなんとする頃無事に目的地に着いたさて成都はどんな處だらう

十四日　白流井より張家場七十里
十五日　張家場より長山橋九十五里
十六日　長山橋より馬蹈井七十里
十七日　馬蹈井より觀音橋八十五里
十八日　觀音橋より仁壽縣八十五里
十九日　仁壽縣より藉田舖百〇五里
二十日　藉田舖より成都百里

馬踏井——嘉定

九月十七日、此日は我隊の紀念すべき日なり、雨の朝風の夕蠻煙瘴雨の越濱を踏破し行を共にすること百餘日一行はこゝに二分せられぬ、一は成都に、一は峩眉山に、あゝ紀念すべき馬踏井！　三人となつては少しは淋しかつたが元氣は旺盛であつた、いざさらば廣くば來れ岷の流高くば來れ峩眉の峯脚の纏くかぎりは踏破せんと岷江の東岸に出づ、凌雲山下より四度江を渡りて嘉定に泊す、嘉定は岷江と大渡河の會流點に位し人口十萬成都に次ぎて又四川の大都たるを失はず、城壁は眞に河岸に屹立し背面山による、府下多く白蠟を産するを以て著はる就中峩眉縣を以て最とす、蠟樹は一見桑に異ならず北方より蠟蟲の卵を持ち來りて樹枝に掛く蟲生育して液を枝上に分泌す其の厚さ往々二分に達するものあり、街上蠟製の人形を賣る精巧美麗を以て著はる

嘉定滯在

九月十八日、五度泯水を渡りて凌雲の勝を探る、凌雲山は嘉定の對岸に屹立する九頂の一峯にして岷水の激流其の下を流る、此渡船は義渡にして分文を取らず、船を乘てゝ左折直に山に上る、幽徑人跡稀に岩下石上多く秋海棠及菫に似たる花を著く、徑は絶壁の中腹に通ず下江に澁み左崖を仰ぐ、崖上「回頭是岸」「蘇東坡載酒游處」等の字を刻す、山門の楹聯記して曰く「九頂の雲霞は霧を披いて出て三峩の風雨は江を渡つて來る」と穿ち得て妙なり、凌雲寺に至る寺甚だ大ならずと雖も亦形勝の地たるを失はず、山下の灘は岷大渡兩水の會流する處怒濤惡洶近くべからず唐の開元中僧通山を鑿し絶大の彌勒像を江壁に刻して之を鎭す高さ三百六十尺天下佛像の大を極む世稱して嘉定の大佛と云ふ長草顏面に生じ白髯睫髭をなす頭上に立ちて撮影す、又登りて東坡讀書樓に至る間東坡の像を祀る東坡此の地に牧民官たるや常に來つて讀書せし所前江を隔てゝ遙かに峩眉を

七十里外の雲際に望み江山の景よく禿筆の盡す處に非ず宜なるかな東坡が「少年にて願はず萬戸侯願はず荊州を識るを願る願ひき身漢嘉の守となり酌を載せて時になさん凌雲の遊」云々と云へる事なり、

九月十九日、城内萬景樓に遊ぶ、樓は市の背面小丘上にあり市街を俯瞰し前凌雲に達し右三峩を控へ萬景の名に背かず而も又遂に凌雲の敵に非るなり、

嘉定——峩眉縣

九月二十日、細雨の中に發す瞻峩門を出て大渡河に沿ひて西す、行く二十里青衣水を渡る水清冽渡清以來始めて見る處なり、蘇聲を過ぎて薄暮峩眉縣に着す、此日天曇り風蕭條として峩眉山下人の行く事稀に獨り逆旅の破窓によりて書を認むれば寒燈人を照して故人を憶ふ切りなり、峩眉は望めども見るべからず。

峩眉登山

九月二十一日、昧爽結束して峩眉山に向ふ、苦力一人を雇ひ毛布其他を負はしめ客舍の主人に紙幣を發行せしめて之を持ち、行く三十里山麓に至る、抑峩眉山は高さ一萬一千百十一尺唯に西川の靈山たるのみならず又天下の名山なり分つて大峩、二峩、三峩の三とす其の山甚だ高からずと雖も亦甚だ險なり頂上金頂に達する迄凡そ一百餘里其の間幾多の峻險は「九百九十の寺々や峯谷々の阿彌陀佛」の概あり峩眉縣下產する處の白蠟は總て峩山の進燈に供せらるゝを見ても其の盛を卜するに足る、寺は又登山者のために客棧を兼ね、峩山は古へ普賢菩薩顯聖の地にして人民の尊崇甚だ厚く登山者年々五萬人を下らず近年又西人の此の地に避暑するもの多く我邦人登山者も十を以て數ふ昨年の如きは婦人の登山者すらありき由來峩眉は女人禁制する事我高野山の如し此の如きは開闢以來の事に屬す又西藏人は五年に一回隊をなして來り參拜す、彼等の來るや冬期にして毫も寒さを恐れず、雪中裸體にて祈禱をなすと云ふ、此日一行は大峩寺伏虎寺等幾多の大伽藍を見て萬年寺に至り泊す一行の宿せし房は其昔李白が僧廣濬の彈琴を聽ける處局額題して「唐李白聽濬僧彈琴處」と云ふ背後は千仞の懸崖に蒼み蟲聲唧々轉た仙境にあるを思はしむ萬年寺は毘盧殿磚殿新殿の三よりなり伏虎寺大峩寺等と共に山中の大寺なり殿内安置する處の丈六普賢騎象の銅像は宋初成都に於て鑄造せられたるもの頗る見るに足る、此日又峩錫を購ふ金剛杖なり上端龍を刻す、

峩眉山上

九月二十二日、早起彈琴樓を撮影す、僧直に駈け來りて見せよと云ふには閉口したり、此日より下山の日迄霧深くして茫々又漠々一物を辨ずる能はず只足下の石徑を見るのみ鬼門關を過ぐるや梵磬の響空中より傳はり水聲之れに和し水をして上天の感あらしむ

九月二十三日、雨尚止まず、正午金殿に着し金頂に上る白雲漠々として一物の眼を遮るものなし、金頂は峩眉の絶巓

一面懸崖となり直下萬仞極まる處を知らず人呼んで無地巖と云ふ一度之に立つて下を望めば股の自ら震ふを禁ぜざらしむ、金殿の大厦其上に立つ屋壁記して曰く「東觀雲海西望雪山」と又無地巖に面する所題して銀世界と云ふ共に我を欺かず、もしそれ天氣晴朗の日立つて四方を望まんか東川の江山指呼の中にあり西邊に二萬尺の大雪山を雲際に揖す不斷の氷雪凝つて玻璃の如く旭光の之に映ずるや燦として人の眼光を射る峩眉の最大偉觀なり、

金頂無地巖下又佛光佛燈の二を現出す日光及星光の霧に映じて生ずる大圓光にして又峨眉を靈ならしむるの一因たり、金頂に次く高峯を千佛頂及萬佛頂とす又偉觀たらずんばあらず、途上古祠あり記して曰く有塵風常拂無燈月自照、九月二十四日、朝和尙に寄附帳を差付けられ這々の體にて下山の途に就く再遊期すべからず相携へて再び金頂に登る數日來の雪霧漸く霽れんとして千佛崖の邊雲烟飛揚變幻極まりなく快云ふべからず、寒風膚を劈ざき人をして股慄せしむ、峩眉山は殆全山森林を以て蔽はれ老柏の鬱として路上を蔽ふあり老柯枯枝相交はり幾百年のものたるを知らず所々點ずるに紅葉を以てし他に見ざるの偉觀をなす、下つて洗象池に至る野猿の群をなすものあり其大なるもの丈は三尺有餘顏面殆人の如くよく寺僧に親しむ、それよりひた下りに下りて山麓に至る頃既に日沒す、時に木魚の響幽かに傳はり細雨霏々たり、石徑苔滑らかにしてよく人の足を奪ふ、顧みれば金頂は今依々として暮靄の中に包まれんとす、あゝ此山此景我遂に忘るゝ事能はず十時縣城に入り客棧に就く、

峩眉縣滯在

九月二十五日、一日百二十淸里を駈け下れる疲勞の爲め足立つべからず、乃一日の骨休めをなし新たに蜀山踏破の潛勢力を養ふ、

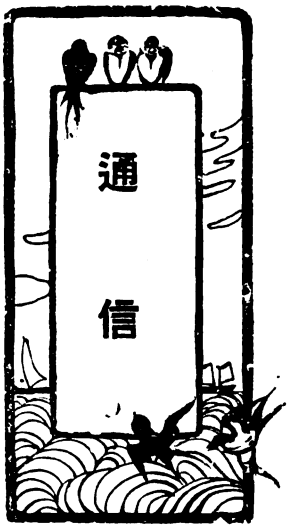

上海

金融（自四月四日至四月二十五日）

大借款は成らんとして容易に成らず白國借款は百萬磅の契約以外更に二百萬磅の假契約十二日調印されたりと稱するも眞僞不明唯十二日上海北京の二箇所に於て各百萬兩宛前回の百萬磅以外に引渡せしは事實なるが如し

生絲及茶の輸出季に近付き內地買出に要する現金は生絲のみにても蕪錫紹興の兩地に每年百萬兩以上を現送するを常とするが本年は內地不穩の爲め現銀輸送に至大の危險を感じ殊に之等中心市場より附近田舍の原產地に於て買出すべき繭生絲等の資金現送の困難に至つては想像するに難からず

支那錢莊は舊正月後に開業せるものは僅に十數戶に過ぎざりしが昨今急に增加して三十三戶を算するに至れり尤此中には割滙の仲間入りをなさゞるものもあり更に近來革命派の先進等相集り廣東人を中心として一新銀行を創設する計畫なり孫逸仙を名譽總董とし伍廷芳爲君武干右任胡漢民等發起人となり行名を中華實業銀行と稱し資本金を五百萬弗とし一株五十弗十萬株に分ち第一回拂込みを十弗とし七月十日締切る筈にて事務所を當地江西路に設け目下盛に株式募集中なり

四月二十日現在各外國銀行現銀貯藏高

銀行名	兩銀	墨銀	銀塊
チヤータード	二三六〇〇〇 兩	七一〇〇〇 弗	— 兩
香港上海	一三六〇〇〇〇	一九二〇〇〇	一五二條
德華	二三〇〇〇〇	六一〇〇〇	四三九三〇
正金	一一九〇〇〇	三一〇〇〇	七三條
露清	一一〇〇〇〇	一七〇〇〇	一九五〇〇
中國通商	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	一七〇〇〇
東方	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	三六二三〇
インダナシヨナル	三三〇〇〇	一〇〇〇〇	二三五〇〇
和蘭	四〇〇〇〇	二一〇〇〇	二〇五〇〇
白耳義	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六五〇〇
臺灣	三〇〇〇〇	七〇〇〇	一九二〇〇
中國	一三〇〇〇	三〇〇〇	—

月日	外國銀行現銀貯藏高 兩銀	墨銀	銀塊	外國銀行貸出高 貸出	利率	錢莊拆票利率
四月四日	三二三〇〇〇 兩	七一〇〇〇 弗	三〇三七〇〇 兩	三一〇〇〇 兩		
九日	三二三〇〇〇	七一〇〇〇	三一六九〇〇	三一九〇〇		
十日	三二八〇〇〇	八〇〇〇〇	三二三八〇〇	三二九〇〇		
十一日	三二九〇〇〇	七八〇〇〇	三二三八〇〇	三二九〇〇		

十二日	二三、八〇〇、〇〇〇	七、九五〇、〇〇〇	一、七七〇、〇〇〇	二、三九、〇〇〇、〇〇〇	相場	相場
十三日	二三、五〇〇、〇〇〇	七、九〇、〇〇〇	一、五二、〇〇〇	二、三九、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃
十五日	二三、八〇、〇〇〇	七、九三〇、〇〇〇	一、九九、〇〇〇	二、三九、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃
十六日	二三、九〇、〇〇〇	七、八〇、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	二、三九、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃
十七日	二四、三〇、〇〇〇	七、八一〇、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇	二、三九、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃
十八日	二四、四〇、〇〇〇	七、九〇、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇	二、三九、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃
十九日	二四、七〇、〇〇〇	七、八〇、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	二、三八、〇〇三、〇〇〇	〃	〃

爲替（自四月九日至四月二十日）

久しく二十七片を中心として十六分の一方上下しつゝありし、銀塊は印度の四月決濟の日を濟ませし翌日二十六片八分の七に下りしが爾後再び上向き最近印度の買進みと支那の大借欵の成立を期待せるに加へて投機買をなすもの續出せる爲め二十日には二十七片八分の三に達し猶强氣なり、爲替は銀塊につれて倫敦爲替は二十七片十六分の十一より二十八片十六分の一に達し對日爲替も七七八分の三より七六、八分の三に下れり銀先强の結果は各銀行共從來先物八分の一乃至四分の一落なりし爲替は直先共に略同率となり反對に先物上りとなれり、

墨銀は一定して殆動かず銅元は次第に增加せる結果遂に千八百文に下落し今後尙下落は免れざるべし、

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
四月九日	二七、一六分ノ一	二七、一六分ノ一三七、	七四、			三六八、四〇
十日	二六、八分ノ七	二七、一六分ノ一二七、八分ノ三	七四、三二	一七九、	一七九、	三六〇、七五
十一日	二六、八分ノ七	二七、一六分ノ一二七、八分ノ三	七四、六	一七九、	一七九、	三七〇、

棉花

一般景氣の回復につれて綿絲の賣行頗る活潑となり最近一週間に日本綿絲二千五六百俵上海綿絲も略同量の手合はせあり綿絲の好況につれて棉花現物の需要亦激增し一方農夫の手持品は豫想外少量なる上に農夫は連年の經驗に依り何れも賣惜しみ居れば出廻り至つて少く爲めに相場は奔騰して最近二週間に約一兩五錢方の騰貴を見るに至れり、

輸出は依然として殆絶望にして其後二週間（四月四日より四月十八日迄）の輸出高左の如し

仕向先	二週間内輸出高	本年度輸出累計	昨年同季ト比較
プレーメン	一三四	三四四〇	九九三八
アントワープ	—	四二二	一九四二
ウエーア	—	五五三	三六八五
漢　堡	一〇七	一一、六五二	五四、八八九
ハ　プ　ー　ル	—	二〇六	五、〇九六
香　港	五九一	一六、二二〇	四、九四六

十二日	二七、	二七、一六分ノ一三七、	七四、八分ノ一	七四、七	一七九、七	三六八、
十三日	二六、一六分ノ一五	二七、四分ノ三	七四、八分ノ一	七四、七五	一七九、七	三七〇、五
十五日	二六、八分ノ七	二七、四分ノ三	七四、八分ノ一	七四、七三五	一七九、八	三七〇、
十六日	二六、六分ノ五	二七、一六分ノ一三七、	七四、四分ノ三	七四、七三五	一七九、八	三七〇、三五
十七日	二六、六分ノ一	二七、八分ノ七	七四、七	七四、七三五	一七九、八	三六八、三五
十八日	二七、八分ノ一	二八、	七四、三分ノ一	七四、七三五	一七九、八	三六八、三五
十九日	二七、一六分ノ五	二八、	七四、七分ノ三	七四、七三五	一七九、八	三六八、三五
二十日	二七、八分ノ三	二八、一六分ノ一	七四、七分ノ三	七四、七三五	一八〇、	三六八、三五

日　　露	一九、〇六三	二二五、六〇二	一、〇八五、九七二	
リバープル	—	五四	三、四〇三	
倫　　敦	—	二六	一、八六四	
ダンカーク	—	一六九	六〇三	
マルセーユ	—	一、〇三八	一、九七八	
トリエスト	—	一七七	一、四八七	
ベ　ニ　ス	—	—	—	
支那各港	一、一七〇	三三、七三〇	三二、四一四	
其　他	三、五三六	一八、六四八	五二、七〇三	
合　　計	二四、六〇一	三一一、九三七	一、二六〇、九二〇	

生絲

輸出年度も僅に一箇月半を餘すのみにて昨今各仲買人追々内地新繭の買出準備中なるが本年は内地一帶不穩の爲め買出資金現送の危險一層甚しく如何にすれば最も安全なるべきか夫れの攻究中なるに別に好案も浮ばざるが如し

當地最近の出來相場左の如し

七里機械絲	神駒牌每擔	五五五兩
公記同	媽同	五一二
飛鷹牌同		五二〇
白絲無錫白絲同		三三七
千金白絲同（雙球牌二號）		五五七
七里白絲同		三六三
黃絲沔陽黃絲特上物		三七五
過盆黃絲		三一〇
灰絲		一七〇

猶本季に入りての輸出高左の如し

種類	三月卅一日以後四月十八日迄	本年度累計	昨年同季比較
白絲	四七九俵	三一九一一俵	二五六一五
黃絲	一四〇俵	一一六一八俵	一四二九一
合計	六一九俵	四三五二九俵	三九九〇六

更に之を仕向先別にすれば

仕向先	三月卅一日以後四月十八日迄	本年度累計	昨年同季比較
倫敦	—	一、六二一	一、一二三
フランス	四四七	一〇、七二八	八、六一五
伊太利瑞西	—	七、一〇三	七、八四五
露西亞	—	二二〇	一九六
アメリカ	一一八	九、三〇八	八、二四七
孟買	五四	一三、四三二	一二、二〇七
香港其他	六一九	一、一一七	一、六七三

更に機械絲のみの分配左の如し

歐洲	二八二	一四、七四七	一三、六一九
米國	一二	四、〇六八	五、三二一

尙當地に於ける在荷高を示せば

黃絲	二千俵
白絲	一千俵

黃浦江浚渫費

黃浦江の浚渫繼續は久しき間の懸案なりしが費用の出所に干し支那官憲と外交團との間に遂に左記の如く決定さるゝ

に至れり即ち上海輸出貨物に對して海關に正稅の三分を黃浦江浚渫費として賦課すること無稅品は其價格の千分の一、五を賦課することゝなり五月十六日遂に實施することとなせり

漢冶萍株主總會

漢冶萍株主總會は去十三日午後一時開會出席者約三百八十餘名にして劈頭第一に董事王子展氏の營業報告營業機關の改良今後の目論見に關する報者あり其概要左の如し

昨年度營業成蹟　昨年度の營業成蹟は之を一昨年度に比すれば頗る不良にして即ち最初は鐵道國有問題の爲めに各地の鐵道の企業を中止するもの多く鐵道材料の販路擁塞し亞て武漢の事起り遂に舊八月末に至り一時營業を中止するの止むなきに至れり

其賣上總額は

銑鐵	七七、七六噸	此代金洋例	一、九〇九、八五一、六三
軌條	三三、四九一噸	九三三	同	一、三四六、一八三、六九
鋼板其他の鐵製品	一、三五四噸	九三八	同	八九、六八八、三三
石炭及骸炭			同	二、五七五、三二六、〇〇
鑛石			同	二三、六七九、四一
合計			同	六、〇三四、六二八、九五

にして一昨年度の總賣上高七百八十一萬餘兩に比すれば其差百八十萬兩に及べり、最も遺憾に堪へざるは鐵道業の發達を見越して借款又は其他の方法に依り巨額の資金を集め或は溶鑛爐を增築し或は機械を增設し折角將來の大需要に應ずべき設備を整へたる矢先に今次の事變に遇ひ工場鑛山其他造營物に非常なる損害を蒙り會社の營業に一頓挫を來たすの止むなきに至れることとなるが然しながら今や淸朝は倒れ其秕政は一掃され民國の基礎漸くなりて之を東隅に失ふものは之を桑楡に收むるの望なきにしもあらず、

組織の變更　目前尤も必要なるものは會社の組織を改良して全般の金融を統籌するにあり從來の組織は會社の發展に阻害あり今や重役一同辭職し改選の期來れるを以て從來の如く別に總理協理を置くことなく九名の董事を選任し董事は連帶して完全なる責任を負ひ別に總支配人及副支配人を董事より選派して董事の節制の下に一切の常務を總攬せしめ部長以下の各職員は支配人之を保擧し以て統一の効を擧げざれば不可なり若し各山各工場に至つては別に夫々坐辦を置き部長の指揮監督の下に各受持の事務を擔當し、坐辦の撰任は支配人部長と合同して保擧すべし、之れ今次改良せんと欲する新組織なり、

金融の統籌　新機關已に成れば次に必要なるは金融の統籌なりとす昨年八月末日の會社の負債は三千三百萬兩にして內株金一千三百十六萬弗（即ち約九百三十萬兩）を除き一千萬兩は軌條熟鐵其他生產品供給契約に對する前借金にして千四百萬兩は內外人より起債せしものに係り何れも高率の利息を支拂ひ居るものなれば低率の資金と借換へ一大整理を行ふことは刻下の急務なるのみならず更に急に資金を調達して交通便利なる土地を選び新に製鐵所を設くる必要あり漢陽製鐵所は現在煉鐵爐大小三個煉鋼爐大小六個にして

毎年銑鐵十三四萬噸を製出し得べきに內六七萬噸を製鋼用に供するを以て餘す所は僅に六七萬噸にすぎず然るに一方銑鐵の需要は益增加し現在の販路は一年三十萬噸に及び到底現在の規模を以てしては需要者を滿足さすこと能はず隨つて此際會社の公稱資金二千萬弗を三千萬弗に增資し不利なる借款の返還をなすと同時に新工場の企業費に宛て若し不足すれば更に政府と協商して資金の融通借給を仰ぐも亦可なるべし之れ金融統籌に關する會社の新計畫なり、

會社の將來　米國に於ける鐵道發達の狀況を見るに今や其軌條の延長二十四萬哩に對し假に八十五磅レールのみを使用するとするもレール及其附屬品のみにて一哩の需要鐵材百四十六噸一三にして二十四萬哩に對しては三千五百萬噸の鐵材を要し假に漢陽一廠より供給すれば四五百年の長日月を要すべく然るに支那の土地廣濶滿蒙藏の各地を合すれば其幅員遙に米國よりも大なり假に米國と同一程度に達するときは其需要三千五百萬噸每噸五十五兩とすれば十九億二千五百萬兩に達し若し之れを中國に製出し能はざれば其供給を外國に仰がざるべからず卽ち之れを四億の人民に割り當つれば一人前四兩八錢二分の正貨を外國に支拂ふこととなるレールのみにて已に然り其他工業の發達に伴ふ將來鐵の需要は無限にして製鐵所大擴張の已むを得ざるを痛論せり、

更に利益配當に移り最後に重役の改選を行ひ周金箴氏立會開票の結果は趙竹、盛杏孫、楊杏城、聶雲台、王子展、沈仲禮何伯梁、朱葆山、袁相揆の九氏は董事に朱志堯楊翼之の二氏は監査役に當選せり

萬隆鐵工所の解散　久しく缺損に苦しみ居たりし當地楊樹浦萬隆鐵工所（Vulcan Iron works）は今回愈其近隣なる瑞璐機器廠と合併することに決し去十三日株主總會の建議を經たり近年日本及香港の造船業大發展の結果當地船造業年々不振に陷り上海船渠、瑞璐機器廠の如きも成蹟思はしからざるものゝ如く隨つて之等以外、小鐵工廠の苦境は相像するに難からず、

江蘇雜信

都督の交迭　蘇州兵變後は莊都督の名聲地に墜て別に新都督を迎へざれば人心の鎭撫困難なることは已に前報に誌せしが今回愈々前の江蘇都督程德全氏を江蘇都督に任命し氏は去二十三日赴任莊都督より一切の事務を引繼ぎ卽ち就任せり、

官制改革　江蘇都督府各司官制は昨秋臨時議會にて決議暫行官制を公布せしが更に今春臨時議會にて決議せし重訂都督府各司官制は近頃發布されたり其要項左の如し、

一、都督府には軍政民政財政敎育實業提法外交の七司を設け本省都督の旨を承けて行政事宜を分掌す、

二、軍政司には司長副司長各一員を設け軍政一切の事宜を辦理し總務軍備軍需軍械軍法の五科を分設す

三、民政司には司長副司長各一員を設け民政一切の事宜を所理し總務警務考蹟選舉交通統計の六科を分設す

四、財政司には司長副司長各一員を設け財政一切の事宜を

處理し總務賦稅經理主計の四科を分設し又臨時淸理出納の兩科を設く但し淸理科は淸理完成を俟て裁撤し出納科は銀行國庫成立の時を俟ち裁撤す

五、敎育司は司長副司長各一員を設け敎育一切の事宜を辨理し總務專門普通の三科を分設す（但し本司未だ設置せざる前は民政司中に暫く敎育科を設け之を管理す）

六、實業司は司長副司長各一員を設け實業一切の事宜を辨理し總務工務農務商務の四科を分設す（但し本司未だ設立せざる前は民政司中に暫く實業科を設けて之を管理す）

七、提法司は司長副司長各一員を設け司法一切の事宜を辨理し總務民刑監獄の三科を分設す

八、外交司には司長副司長各一員を設け外交一切の事宜を辨理し總務繙譯の二科を分設す

九、各司辨事細則は司長訂定して都督の檢定を經べし

十、各司は每月都督府に同集し辨公一切の文牘は本司より主辨し都督の名義を以て之を行ふ

十一、都督府には秘書員長一人秘書員若干名を設け都督辨公室一切の事務を掌理す

十二、都督府には政務總廳を設け各司は每月一回會議し其他臨時に會議を行ふべき事件發すれば都督は隨時に招集し都督を以て主席とし司長副司長秘書員長は等しく出席の義務あり秘書員及各科長は都督及當該司長の指派を經て列席することを得

本案は即日施行することゝなれり、

江蘇分省問題　江蘇分省問題は江蘇を分ちて江南江北の二省となし現任江北都督蔣雁行氏を以て江北省の都督となさんとするにあり江蘇省に於ける各都督及軍政分府は前後數回に悉く撤廢され最近上海都督陳其美氏の解任を以て略一段落を告げたるも由來江北地方のみは曾て一度行省となりしこともあり且現今尙人心安靜ならざる爲め未だ都督を撤廢すること能はざるものなるか江北各縣の代表者並に江北議事會は此際江北を以て一行省となさんと欲し屢々袁總統に請願せしも未だ許されず江北人の理由とする所は(一)江南北は風俗習慣已に同一ならざるのみならず長江の流れは明かに此兩地を區分し居強て兩者を結合する必要なきこと(二)江南人は常に江北人を輕視し同等の權利を與へざること即ち最近に於ける參議院議員選擧の如き之なり、由來江北は土地瘠せ人民は年々水害の爲めに各地に流亡し江北を合併し居る爲めに江南に益する所も毫も之れなきのみならず寧ろ江南に取りては厄介物なれば寧ろ此際江北人の欲する所に任せ分離する方江南の利益なるべきも江北は獨立し一省となるも到底中央政府の支持を經ざれば財政上獨立は出來難かるべく然しながら江北にては飽く迄分離を實行せんと欲し淸江浦に江北二十六縣の代表者を集めて江北議會を開き五人の代表者を參議院に送つて分離問題を決定せんと意氣込み居れり、

首府移轉問題　江蘇の首府を蘇州となすべきか南京とすべきかは久しき疑問にして單に江蘇一省殊に江南地方のみを統治するには蘇州を首都とするは尤も策の得たるものなるも江北地方も完全に統治せんと欲せば南京は遙に蘇州に勝

るや論なく南京は最近全國の首府たるべき希望水泡に歸し加ふるに革命以前には兩江總督行轅の地たりしも今や各省一都督となれる結果總督の駐在地たる昔の盛時は又見るべくもあらず現に留守府あれども之は寧ろ一時的のものなるは明白なる事實にして隨て從來の繁盛維持せんと欲せば如何なる手段に訴ふるも江蘇の首都たる位地を獲得せざるべからず然るに蘇州は從來江蘇巡撫の行轅地にして現に南京が中央政府所在地となりし以後江蘇都督の常駐地たりし關係もあり今若し都督府の移轉あらば單純なる一都市となりて從來の繁盛を保つこと能はず斯くして今や都督府の所在は兩都市の大問題となり目下尙運動中なるも已に省議會の決議も經たることなれば大勢上遂に南京に決定する外方法なかるべし、

本年度豫算　今次省議會の議決を經たる豫算案の概要左の如し

一經常第一款　賦稅入款	二〇、九四五、二七二元
二經常第二款　雜收入款	三〇一、一〇〇
三臨時第一款　公債入款	三、〇〇〇、〇〇〇
四臨時第二款　雜收入款	六、〇五〇、一九八
合計入款	三〇、二九六、五七〇
一經常第一款　議會費出款	四一、六八八
二經常第二款　行政經費出款	一、九五九、五七三
三經常第三款　民政費出款	四四七、六五〇
四經常第四款　教育費出款	四三三、一七五
五經常第五款　實業費出款	四二、四三五
六臨時第一款　議會費出款	三八、八九三
七臨時第二款　行政費出款	六五七、一九四
八臨時第三款　民政費出款	一一五、〇〇〇
九臨時第四款　教育費出款	四七三、三〇一
一〇軍政費出款	五、六七〇、〇〇〇
二賠款借款出款	二〇、二四九、四九〇
合計出款	三〇、三五三、三九九
差引不足	五六、八二九

營口

金融界

營口特有の信用通貨たる過爐銀が昨冬以來革命の影響を受け非常の暴落を來したるは曾ても報道せしところなる暴落の結果舊臘十二月一日に於ける定例の爐銀貸借結濟も實行するに至らず爾來益々過爐銀の信用失墜し不味の狀態に立至りしが本年三月初旬には北京天津に於ける暴動の發發中旬には陝西山東方面の叛亂引續き革軍の來襲等警報頻りに至り爲めに過爐銀を賣放ち硬貨に乘替へんとするもの續出し三月初旬正金鈔票百圓に對し一百二三兩を保ちし爐銀が漸次に押して月末には百十五六兩てう突飛の低落を見るに至りぬ、四月に入りても鈔票對爐銀百十六兩を稱へたりしが五六日に至り二三兩の小戻を見百十三兩の間に趨ちぬ之れ突飛なる低落の反動か抑も結算期の近けるが爲め自然の

成行か而して舊三月一日即ち陽暦四月十七日は定例による爐銀結算日なるが債務者側に於ては前回十二月卯に於けると同じく無結算のまゝ過さん模様あるより斯くては爐銀は愈々面白からざる形勢に立ち至るべく引いては商人の困難又た少なからざるべしと茲に我が對淸貿易業者中最も利害の關係深き三井小寺等聯名にて帝國領事の手を經て支那官憲に交涉する所あり次で支邦側商務總會の協議となり遂に多數決にて無結算と決しぬ元より山西幇に屬する票莊等は何れも巨額の債權を有することゝて結算を切望せしなるも衆寡敵する能はず遂に斯くは無結算と決せし次第なるが爾來爐銀に對する不安は益々甚しく相場は愈々下落して月末には百十六七兩を稱ふるに至りぬ、夫れ過爐銀のものたる帳簿上にて貸借を結濟する一種の信用貨幣とも云ふべく營口に於ける重量商品の取計は總て之を以て爲さるると云ふも誣言に非ず爐銀の營口方面に於ける實にその死命を制するものと云ふべきなり而して爐銀のもと信用を保つ所以のもの毎年四回定期に貸借を結濟するに由る然るに今や二回までその結算を爲さず前途悲觀をなす無理ならぬことなり是に於てか吾人は單に爐銀の一時結算不結算の問題に止まらず進んで否根本的にその善後策に付き講究せんことを希望して已まざる次第なり

三品市況

本年遡河の開河は例年に比し約三週間早かりしも開河後汽船の入港するもの多からず三品市場も例年の如く活氣を呈するに至らず、三月六日豆粕十五兩の相場を以て日本筋三萬枚の取引ありしのみなりしが中旬に至り南淸よりの入港船ありて十五兩五匁にて三萬枚の手合あり次で十九日には益〻腰強く十五兩八匁にて十萬枚の手合ありそれより漸次上押し二十日には同値にて一萬五千の手合ありしのみにて二十一日には十六兩に上り次で二十七日よりは十六兩五匁にまで上り次で二十七日よりは十六兩五匁にまで上り數萬枚の取引を見たり斯く豆粕の手合頻々たると同時に油坊の作業急ぎと共に大豆も動き初め三月初旬十二兩五六匁を稱へしもの中旬に入りて十二兩八九匁に上り豆粕十萬の大取引ありし翌二十日には一躍十三兩二三匁に上りぬ、月末に及び過爐落に加へ豆粕の買物も續出するに從ひ益々上騰し十三兩六七匁を稱ふるに至りぬ、豆油は三月初旬開行十二兩を以て八百籔の取引ありしを始めとし下旬には十二兩四匁に上り尙ほ日々一千籔內外の手合を見たり、四月に入り豆粕の相場は依然十六兩五六匁を保ちたりしもさしたる手合もなかりしが十日には爐銀稍上騰せしに係らず日本南淸共に買進み十六兩三匁にて三萬枚十一日共に八萬枚十四日の如き十六兩五匁にて十一萬枚の取引を見、實に開河以來の大取引なりしがその後數日閑散二十日には十六兩七匁を稱へ尙八萬枚の手合ありされど月末には內地安の入電あり茲先弱の氣配なきに非ず、大豆は四月中旬より大豆ボッ〳〵出廻あり油坊も買進み十三兩八九匁にて日々數千石手合を見前途氣配强し

競馬會社の設立

去る明治四十年當地に競馬會社の設立假事務所を設け土地の買入れにまで着手せしも當時政府の方針として之を許可せず遂に立消の運命を見たるが今春又々京阪地方有志により滿洲馬匹改良會社なるものを設立する議熟し我政府が不許可の方針なるを見るや香港政廳に登記を申請し英國の法人として開設するならんと傳ふ、今その假定款の示す所によれば同社は產馬競業の發達及び馬匹の改良を計る爲め牧場の設置內外馬匹の賣買並に仲介競馬場の設置賃貸及競馬に關する諸般の受負動產賃貸の業務を營むを目的とし其資本十五萬圓之を三百株に分ち一株金五百圓とすと、夫れ馬匹の改良と云ふ名に於て間然する所なし乍併かの競馬に伴ふ馬券を發賣する如きたゞさへ輕佻浮華に流れ易き殖民地人士を驅つて益々その僥倖心を挑發し健實なる經營發展を阻害する言を俟たず元より馬券賣買は我が法律の禁ずる所にして去る四月二十四日附を以て當地帝國領事が『馬券ガラ札の賣買は帝國刑法上犯罪を構成する行爲なるを以て當地方に於ける帝國臣民にして之が賣買を爲す者に對しては領事裁判權に據り處罰す』と諭告せる蓋し當を得たる處置と云ふべきなり論者或は地方の繁榮策を云々し又は大連なる彩票を例證し競馬會社の設立を歡迎するありと雖も今や健實に發展せんとする殖民地の大勢に鑑み耳を貸すの要なきなり

安奉線開通と郵便物の遞送

昨年十一月安奉線廣軌鐵道の開通が日滿間の交通否世界の交通に寄與せし所少なからざるは喋々を俟たざる所なるが飜つて吾人在滿邦人が兼て翹望せし內地滿洲間郵便物の遞送が未だ同線に由らざるは奇怪に堪へず、乃ち昨年十一月一日安奉線開通以來鮮鐵との連絡を全ふし直ちに日々我が郵便物の規則正しき配達を受くるを得從來一週僅かに二回の大連定期航路に由る郵便の遲緩を免れ得んと期待せしに同線開通以來既に半載未だその事なく在滿十萬の同胞は依然として一週二回の船便に甘んぜざる可らず折角世界交通の爲めに廣軌政策を敢行せし意義を沒却せる甚しと云ふべきなり、今や郵便物の鮮鐵及び安奉線に依るものと船便によるものとの遲速を驗するに東京と奉天間の所要時間鐵道連絡による時は八十一時三十分にして船便による時は九十九時間三十分を要し鐵道に由る方十七時間を速達し得、又た東京大連間を比較するに鐵道連絡にて九十三時間船便にて八十七時を要し船便の方六時間を早達し得（每週二回）奉天以北は奉天に遵ずべく奉天以南大連以北は各地少異を免れずと雖も一週二回大連船便ある日を除き他は汽車便によるを便とする推察するに難からず、殊に船便に依る時は暴風其他の事故により時々遲着あるを免れず從つて當營口の如き大連入港の翌日配達を受け大連出帆の前日投函するの要あるを以て船便の一日遲着せる際の如き即時返事を認めざれば三四日延引するが如き不便少なからず當營口

の新聞取次店が日々鐵道速達便により取寄するの郵送の分に比し數日早着するに見ても一般を伺ふに足る、吾人は此の見易き利便の未だ實施されざるを遺憾とす仄かに聞く所によればこれ鮮鐵の郵便物遞送費に就き朝鮮總督府と關東都督府間に意見の折合はざるが爲と云ひ近く白仁民政長官の上京はこの問題の解決を得たりとも伴ふ吾人は一日も早く郵便物の鮮鐵安奉線經由の利便に浴せんことを冀ふて已まず

長沙

一、湖南鐵路の開工

本鐵路は昨年夏季長沙株州間を完成したるのみにて其後一時工事を中止したるが事變も一先づ片付きたると共に一般に新國の經營、發展は人材の養成殖産工業の發達に係れるを自覺するに至り或は公費留學生の派遣、法政學校の再開、全省教育制度の統一、各種工業會社の設立、銀行事業の發展を促し駸々として新氣運を展出し此れが結果として愈本鐵路の工事を開始せんとするに至れり、教育の振興、實業會社の設立に就ては尚後報に記載することとし玆に粵漢線湖南鐵路の開工に就き一言せんとす

本鐵路は昨年清政府時代に政府にて買上ぐることに決定し總資本三千萬元の中應募高七百萬元に對しては一時に償還せず暫く之を据置き其餘の資本は全部政府より投資することとなり居たるが事變と共に該計畫も破壞せられ本春株主中の有力者集りて湘路促進會を組織し都府の許可を得て三月十九日大會を教育總會内に開きたり其決議の内容は秘して之を詳知する能はざれとも一應工事を開始することとし五月十五日株主總會を開きて善後の策を討議することと決したるが如し

本鐵路は省民は其純然たる民有と成さんことを主張し鼻息頗る荒く川漢鐵路に對する四川省民の反對と共に今次革命の動機を與へたるものなれば容易に國有を實施する能はざるべきも省民の出資容易に集まらざると事業擔當員の不行爲とは相賴りて本鐵路の進行に阻害を與ふるべく五月總會の開設に當りては萬丈の波瀾を惹起すべく或は再び何等かの權力に由りて鎭壓する外に良策なからんかと豫想せらる

今其工事請負規定中主なるものを譯出すれば次の如し

湖南鐵路公司招商分段承修簡章

第一條　本總公司は湖南省粵漢鐵路全線中工事既成の長沙株州間を除き上は株州より郴州屬の宜章縣に至る間、下は長沙より岳州府屬臨湘縣に至る間、合計一千二百五十里を百二十五段一段十里に分ちて工事を請負はしむ財力雄厚にして數段を請負はんとするもの、又は力薄くして一段又は半段を請負はんとするもの、各其便に任ず

第二條　本工事を請負はんとするものは獨立資本たると兼資を集合したるものたるを問はず又は本省資本たると外省資本たると海外在住民の資本たるとを論ぜず均しく工事を請負ふことを得、唯だ外國資本を誘用することを禁ず、設し私に他國人の出資あるか又は該路段を抵當とし

て外國資本を利用するあらば本總公司一切承認せず第八條の規定に照して工事契約を取消し保證金を沒收したる上尙罰を加ふることあるべし

第三條　工事請負者は自己資本たると集合資本たるとを論ぜず責任者一人を登記し段を按じて包修せしむ

第四條　本總公司は中國或は外國技師數人を聘請し又鐵道專門家數人を選み會同勘測し舊合與公司豫定線に從ひて工事豫定表を作り本總公司總理より記名の上商人に請負はしむ

第五條　工事請負人は殷實の保證人の保證書を差出し之に著名富商の裏書をなすを要す

第六條　請負人は公司技師所定の價格百分の五を保證金として提供すべし

第七條　該保證金受取證は質入其他流通を禁ず之に違へば該保證金を沒收す

工事請負人は所約の期日を過ぎて尙工事を竣工せざるときは一日に付銀五十兩の違約金を納付すべし

第十條　線段布設に要する地所は本總公司より之を購買す

第十一條　各路の工事は十日毎に本公司に報告すべし

第十二條　工事は公司技師の設計を遵守すべし然らずば竣工の上引繼を拒むことあるべし

第十三條　請負工事竣成したるときは本公司より技師を派し一切建築を檢查したる上之れが引渡をなす

第十四條　道路工事橋梁工事隧道工事其他の工事に付請負人は二年間其責に任ずるを要す若し期限內に破損を生じ本公司より技師派遣の上、工事不完全に木くものと認めらるゝときは原請負人をして賠修せしめ尙工事の破損に基き會社に損害を來すことあるときは加倍處罰す

第十七條　本公司營業狀態は每月總務科より結算報告す

第十八條　工事請負人は工事竣成して工事列車を開通するに至れば之に由りて得る處の利益の分攤に與るを得

第十九條　本總公司は本鐵路工事に所要の經費巨大にて一時に籌足する能はずされば交通の便利は必要なるを以て特に商人をして工事を請負はしめ竣工の上は五年に分ち所要の經費を償還す即ち每年五分の一宛を償還し利息八厘を附給す

工事請負人にして其工事費を以て長く鐵路資本となさんことを請ふものは外國商辦鐵路株式會社の例に倣ひて參酌辦理す

右規定を通覽するに最注意すべきは第二條外人の干與を禁ずることと第十九條工事費五箇年分還の件にして其外請負工事の精巧と請負人の不正手段を杜絕する爲め即從來該鐵路工事の腐敗を一掃する爲當局のなしたる苦心の跡は其他の諸條に照すも歷々として指掌するに足るべし

但其實際の契約及び工事が右規定に規準せらるるや否やは五月株主總會の成行と共に本鐵道に重大なる關係を有するものにして注意を怠るべからざる所とす

茶商に對する湖南銀行の放資計畫

舊來の官錢局が四月一日より其資本を百萬兩に增資し湖南

銀行と改名して全省に於ける殖產金融上中央銀行の職務を執らんとする企圖決定したる件は前報せし所なるが目下正に茶季に入りたるを以て先つ手始めとして茶業者の金融に便せんが爲め之に對する放資を企てたり其趣旨に曰く

吾湘の出產は茶を以て大宗とし每年輸出額數十萬石を下らず公家は以て收稅を增し商業賴りて振興す而して山戶鄉民の藉りて生を營むものに至りては其幾萬なるを知らず今正に穀雨の時季にして轉瞬金融逼迫し茶商足を裹むに至らんとす時機一たび失はゞ隱患何ぞ堪へん財政司此に見るあり敞局に特飭して茶商に放款し用て周轉に資す惟だ此類の企業は固より融通に賴るもの、而して公款の放貸は必ず愼重なるべし

簡章を妥訂し左に附刊す

一、次記の三資格を具有するものは本局より借款することを得

子、茶商を經營すること五年以上に達するもの

丑、資本を集合し充分營業に堪ふるもの

寅、殷實の舖保(店持ちの保證人)兩人を有するもの又は茶業社會ありて牌を成し信用を素具する紳商數人にて償還責任を負ふ旨を連帶保證するとき

一、貸出は月六厘の利を納め三箇月を以て期限とす(即六月二十九日迄)

一、本局は不遠して安化に分局を設け茶商の便を計るべし

一、貸出を受けんとするものは先づ本行に款若干を預入れ又は錢若干を買ひ臨時支店より支取し以て集合資本の證となす

一、貸出を受けんとするものは某々莊よりの匯票一紙又は數紙を出具し湖南銀行漢口匯兌處に付交し其匯票を行に交して收執せしむ　(下略)

米穀の運輸官營

當省の米穀輸出が不遠して開禁せらるべしとのことは三月二十三日附報告に於て一報したる所なるが今般愈本省の經濟を豐にし軍費の不足を補はんが爲め外省の求めに應じて之れが購買輸出を軍政府の手にて行ふこととし次の如く告示を發せり

是れより先き軍政府が各州縣米穀屯積の多少を調査する爲め員を派したる時、所在開禁の實施せらるべきを豫測し米價の騰貴を見たるが軍政府は其都度告示を發して極力其無妄なるを戒めしが各州縣に於ける貯藏案外多かりしより遂に之れが官營を企つるに至りたるものなり

又數日前之に關して各州縣に發したる湖南都督の電報は湖南省內各地によりて米穀の貯藏一ならず米價區々なるを以て彼此相疏通し米價の均一を計るべしとの意味を以て諭示したるが畢竟今般官運計畫の端緖たりしものなり其今般計畫せられたる官運米穀の數量は詳知せざれども坊間五十萬石と稱するものあり湘江流域の集散地たる湘潭附近のみにても七八十萬石の貯藏ありと云へば或は事實なるべしと推察せらる

軍政府員を派して軍米を採辦するの佈告

漢族光復し東南各省大軍雲集し、數、百萬に近し、迭りに廣東、福建、浙江、上海、湖北各都督より來電に接せり、皆湖南にありて米糧を採辦し以て軍食を濟はんと欲するなり湘省は上年洞庭附近の州縣迭りに水患に遭ひ長沙善化の各屬秋成亦薄かりしより先後電阻したるも春來又々函電交々來り動もすれば大義を以て相詰責し並に員を派して來湘採辦す黎副總統の如きは護照數十枚を發し商に交して承運せしむ其時湘潭の米商亦疊次米石を踈通して商困を救はんことを呈請し並に春雨多きに過ぎ米石發熱し囤積頗る多ければ恐くは霉變を致さんことを恐ると稱せり由て商會より情形を調査せるに實在に屬す惟ふに大局粗々定まり人心浮動する時に當り各省自ら採辦を行ひ各商自由に販運し漫りに限制なければ即ち輸出の數日に必ず多かるべく價値驟昇せん、貯藏告罄して前年の荒像復た出現せば辦事の人員何ぞ敢て此重咎に當らんや（一昨年の暴動を指す）然れども一意に沮遏せば鄰軍食に乏しく萬一或は他變を生ぜん鄰省擾亂せば湘境豈能く獨り安からんや況や湖南夙に義聲を著はし契然膜視し難し、之に加ふるに公家の財源匱竭し大宗の收入を速籌せずんば月需の巨餉給を何れに取るや、本軍政府全局を統籌し外は以て鄰邦（湖北其他各省を指す）に對付せんことを思ひ內は以て現狀を維持せんことを思ふ苦心默運、博訪周詢するに唯だ公家より墊款代購し各省の軍食缺乏するを視て分別接濟し採辦するあるのみ祇だ政府の一途に運輸するものは軍米のみ、本省米商の經濟に關係するなく外省軍食空乏の虞亦なかるべし米禁の制限は行商に不便ならんと雖、恐慌は以て消滅すべく他日米價驟に騰貴するなく民間の日食仍ほ其平を得ば商本虧するに至らず社會の金融活動を致さん、其の東南大局に於て稗益する所多からんとす是を以て內は本省を顧み外は鄰疆を恤み酌盈劑虛の權を操り輓粟飛芻の擧をなす大公我なし恤商睦鄰を兼ね、委曲して全を求め民を保、並に課を裕にせんことを期す苦衷或は未だ喻ふべからず梨辦の始め觀聽淆し易し是を以て同胞に佈告し浮言に動かさること勿らしむ

各府廳州縣に發する電

各府廳州縣行政監湘省洞庭沿岸の各屬大水災をなし腹地の州縣間々稔收なる者あり此荒彼枯、情形一ならず去年正反以來、深く兵食の缺乏を廣れ米禁を嚴申し出口を准さず、近口各處の報告に由るに產米の州縣多く米の存餘すること往年より多し而して米なきの區は頻呼飢譁を致す亟に法を設け流通挹注し以て民食を足し安寧を保すべし茲に該道等に電飭し來電の日より公正の紳士を遴派し各該商務分會を會同し切實に所屬民間の戶口、駐防軍の食及現在の谷米實數を調查し秋成以前迄需要に應ずるに足るやを預算し切實電復し以て核辦に准せよ都督印

城內の不安

湖南政府の平安なる日を送ること茲に數月、中央政界の確定と共に新國は全く成立したり湖北事變の發端より南北統一に至る迄の間能く其苦節を守りて以て後顧の患なからし

めたる湖南政府當路者の功勞又偉大なりと稱すべく湖南政府の位地又愈鞏固を加ふべきものなれども近時に至り却て之に反抗する思潮を一般に釀成せり

最初湖南が反正するや以て舊來の惡習を除去し人民の負擔を輕減するを得べしとの賴みなき希望を以て所在舊政府を轉覆し新政府を設立したるも財政の困難、民間に於ける政治思想の依然として進歩せざる結果官吏者間に於ける曩日の弊風日一日と復現し來り新政府の施設は俄に人民の希望に沿ふ能はず人民の之に對する又昔日の如くならず加之一部政權を得ざる不平分子の事端を設けて蠢動するあり此等の要因は積り積りて社會一般をして何となく不案の念を抱かしむるやに思はるゝ

それかあらぬか近來城內騷然として或は軍隊の暴行を恐るゝ爲めなりと云ふあり或は宗社黨の入込める、形跡あるに由る爲めと云ふあり各地各客棧に爆裂彈の發見せらるゝあり今迄開閉の禁、緩なりし夜間は西門の交通も時に嚴閉して外人と雖通行を許さゞることあり何處かに低氣壓の存在するやに推察せらるゝを當路に尋ぬれば不識と答へ看門に問へば都督府の令なりと云ふ要之革命以來今日は愷に一般意氣の銷沈せるを見る

五月十五日湖南鐵道株主總會及將來解散の運命を有する北伐隊の處分に際し不平分子の其間に乘じて變動を煽動することなくば至幸と思惟せらる

九江

南潯鐵路公司と江西臨時議會

南潯鐵道は私設公司の經營なるを曩に江西省臨時議會は公債票を以て買收し之を官營となすの議決をなせしが鐵路の株主は現金に非れば承諾する能はずとて極力之に反對したるより爾來議會對公司間に於て本件を圓滿に結了すべく妥協中なるが昨今議會側の意嚮は株券額面の六割にて買收を主張するも株主は更らに讓歩せざるのみならず會社が今日迄苦心慘憺して經營し來りたる事業を公辦の名義の下に殆んど奪取的に買收せらるゝは民業の發達を阻礙するものなりとて憤慨し居るものも少なからず是非共商辦となさんとて內々議員間を歷訪運動し居れりと云ふ又一面都督府に於ては過般第二標統帶方先亮の陰謀事件發覺以來今以て混亂を極め居りて鐵路案件を顧るに遑あらざるより株主側は急遽之を解決せんと要望し去十八日談話會を開き臨時幹事六名を選定し董事と共に都督に向て商辦維持の請願をなしたりと云ふ斯かる有樣なれば今後該鐵道が官私何れに決定するや不明なるより會社の重役連中も借款問題商議の爲め上海に赴くを暫時見合せ居る次第なりと云ふ

民國銀行支店の設置

大清銀行九江支店及び九江官銀號が革命事變發生の際共に

閉鎖してより當地に一の金融機關なく內外人共に頗る不便を感じつゝありしが先般省城南昌に江西省民國銀行を設立し上海に支店を設け爲替の取扱をも開始せしが數日前九江、撫州、河口、饒州、贛州、吳城等の數箇所に支店を設置して業務の發展を企畫せるが未だ一般の信用薄き爲めならん乎當地支店の如きは事務極めて閑散にして門前雀羅を張るの光景あり又南昌民國銀行本店にては江西省內に於ける紙幣發行の特權を獨占せんと計畫し居るも民國銀行の取扱にて上海に爲替取組をなすときは忽ち都督府の聞知する所となり公債應募を强要せらるゝの危險あるより現金を有するものは何れも嚮警戒して民國銀行との取引を避け居れりと云ふ

地方未靖

南昌九江の地方にありては目下小康の姿なりと雖も地方にありては未だ全く平穩なりと云ふべからず所謂會匪の橫行するもの少からず現に豫備軍第一營管帶たる彭志仁は洪江會の匪首にして河口に駐在せしが作惡多端爲めに住民の困難一方ならざりしが李都督は彭を南昌に電招の上之を捕へて軍政府門前に時て銃殺せり又吉安府下永寧龍泉永新地方にありては洪江會匪猖獗甚しく日として放火掠奪の行はれざるなく都督は既に一營の兵を出して之が彈壓に力めつゝありと雖も効を奏するや疑はしと云ふ又吉安府城にありては朱知事の城外にあるに乘じ不平の民兵叛亂し府知事は城內に入る事を得ず南昌に援兵を電請し都督は直に出兵せしが叛兵は大兵到ると聞き解散し幸に大事に到らざるを得たりと云ふ

減兵及減餉

江西省は革命以來兵勇を多く募集するとともに其の給料も八兩四錢の高額を支給し來りしが現李都督着任と共に銳意其の整理に竭め現に內二標三營を解散し並に兵士の給料を一箇月五元に減少せり之れが爲め年額約六十萬兩を節約し得べしと云ふ

官制改革

江西省の官制改革は久しく議會に於て審議中なりしが今般漸く議了し都督の批准を得たるを以て不日發表すべしと云ふ其の主なる官司及職員名左の如し

一軍務司	正長	俞應麓	次長 李拍年
二財政司	正長	魏斯炅	次長 鄒樹聲
三內務司	正長	未定	次長 羅家衡
四司法司	正長	未定	次長 徐元浩
五實業司	正長	曾貞	次長 歐陽彥育
六教育司	正長	宋德	次長 錫

此外交通局及外務局は從前の通り

俸給及銀元計算の標準

江西臨時議會財政審查會に於ては各司人員の俸給及銀元計算の標準を下の如く議決豫算せり

(一)計算は元を以て單位とす(二)所有銀兩錢文は概して銀

元に換算す(三)庫平一兩は洋一元五角とす(四)錢一千文は大洋七角とす
(五)司長は毎月洋百四十元を支出す(六)次長は毎月百二十元とす(七)科長は八十元とす(八)一等科員は六十元とす(九)二等科員は四十元とす(十)錄事は十元とず

江西省選出中央參議員の決定

江西臨時議會は曩に袁大總統より中央參議院に代表議員五名を選出し四月二十日迄に決定派遣ありたき旨の電報に接したるを以て去る十二日右議員の選擧を行ひ左の五名當選せり
李國珍　陳鴻鈞　曾有澗　盧士模　郭同

銅元鑄造材料の缺乏

曩に江西省に於ては銅元市場に缺乏せしを爲め古河公司より紫銅を購入し其の鑄造に充てしが近來銅價昂騰し購入に不便なる爲め武昌の例に倣ひ不用の黃銅砲を鑄鎔して其の用に充てしが今回は更に估淸寺の黃銅佛一尊（相傳ふ吳の孫權の鑄造する所にして身體偉大丈六金身と稱す）を鑄造せんとし已に工匠に命じ銅像の背面を削り其の質を試驗し銅質純正ならば全身鎔化すべしと云ふ

鐵道隊の決議

江西に於ては過剩軍隊使用の方法として解散すべき軍隊の中より身弱年老工作に堪へざるものには一箇月の給料を與へて各原籍に返還せしめ其の餘の者を以て鐵路工程隊なるものを組織し南潯鐵路築造の役に充つる計畫なりと云ふ

江西鐵道の延長

江西鐵道は已に九江より馬廻嶺に至る二十三哩間を築造營業しつゝありしが今回馬廻嶺より德安に至る八哩竣工し來る二十四日開業すと云ふ猶土工は建昌迄久しき以前より已に竣成しつゝあり

南昌電燈公司の公有運動

南昌電燈公司は鄔某龍某等の手にて計畫せられ高田商會より機械を購入し本邦技師の手によりて築造せられ其の後機械代價支拂の件に關し高田商會との間に紛議を生じ未だに其の解決を見ざるものなるが本邦技師解傭以來機器荒廢し電力弱り光力薄鮮爲に需用者減少し既に六萬元の缺款を生じ是儘にして推移せんが維持到底覺付なきを以て今回都督に向て公有にせんことを要求せしも未だ許可を得ず然ども若し今別に便法を講ぜざらんか倒閉の外なかるべしと云ふ

鑛務振興

饒州府餘干の炭礦は從來採掘をなし相應の出產額ありしも革命後其の採掘中絕しつゝありしが今回南昌の紳士連は新式方法にて官商合辦にて開掘せんことを計畫し官商より各十萬兩を支出し試驗することゝなり實業司より歐陽產張權の二氏餘干に出張して實地調查中なりと云ふ

廣信府玉山縣武安山の炭鑛も亦有利の見込あり又水運の便もあるを以て今回武安山煤鑛公司なるものを設立し三十萬元の資本を募集中なり因に同様式に對して年六朱の利子を附すと云ふ又吉安贛州間に金鑛を發見せるものあり江西第一の富豪周鵬の姪周某なるもの三百萬元の資本を集め採掘せんとし都督に出願せり

九江に於ける會匪及謠言取締

近來各地に於て洪江會其の他の會匪跳梁を極むるのみならず宗社黨竄入軍民を煽惑する形跡あるを以て當地に於ける陳司令官は各處に密偵を放ち此等の匪徒の捜索を嚴にするとともに佈告を出して革命當時洪江會より配布せし會員を一箇月中に返納せる者は罪に問はざる旨を告示せり猶湖口電報局長は過日宗社黨の故を以て斬に處せられ當九江の電報局長も宗社黨の嫌疑にて均禁せられつゝあり

南昌に於ける日本留學生の好況

李都督は元來日本留學出身なるを以て從て日本留學生の官途に採用せらるゝもの多く南昌にありては一二司長を除くの外殆んど日本留學生出身にして地方にありても漸時日本留學生の採用せらるゝもの多しと云ふ

江西省の民國元年豫算概略

李都督は兼て主計局に命し江西省に於ける民國元年の豫算を作製せしめつゝありしが今般出來せるを以て臨時議會に提出せり其の概略左の如し

地方經常歲入		
第一類	雜稅	一、二八六（原不備）
第二類	同	三〇、九〇三
第三類	官業	六〇〇
第四類	雜收入	二九、五七五
合計		六二、三六四
國家經常歲入		
第一類	田賦	三、七二三、三七五
第二類	鹽課	七二、一二〇
第三類	正雜各稅	二、〇八三、六〇八
第四類	雜收入	四六、五五五
合計		五、九二五、六五八
國家臨時歲入		
第一類	田賦	八、七六六
第二類	正雜各捐	一三五、五〇九
合計		一四四、二七五
歲入總計		六、一三二、二九七
地方經常歲出		
第一類	內務	二五〇、一五九
第二類	教育	四六二、四七四
第三類	實業	六二、三三三
合計		七七四、九六六
地方臨時歲出		
第一類	內務	二、六八八

第二類　實業　五、二〇一
合　計　七、八八九
國家經常歲出
第一類　賠洋各款　二、九五五、九六七
第二類　軍政　五、六七五、三五六
第三類　內務　七八二、九八八
第四類　外務　九、五六四
第五類　財政　三六一、四七三
第六類　教育　三三、五二九
第七類　司法　四二六、六〇〇
第八類　實業　一三、三五二
第九類　交通　一三、九一五
合　計　一〇、二七二、七四四
國家臨時歲出
第一類　軍政　一、二〇〇、〇〇〇
第二類　內務　一〇一、〇〇〇
第三類　外務　未　定
第四類　財政　一、四七九、六〇〇
合　計　二、七八〇、六〇〇
中央政府に送附すべき各餉款
京餉　九九六、七六七
各省協餉　五六〇、四九七
各省協款　六六、〇五一
度支部へ送附　三〇一、〇三二
北京各衙門費　四五七、〇三二
合　計　二、三八一、三七九
賠款　（九江關庫を除く）
江西に於ける辛亥（昨年）に送付すべくして未だ送付せざる
外國賠款　六九六、一五九兩・五七三
民國元年正月より六月に至る迄に支拂ふべきもの
一、三五八、〇三一兩・六一八
合　計　二、〇五四、一九一・一九一
省庫經常歲出
賠款洋款等　二、九五五、九六七・二三六
財政雜支　四四八・四五
合　計　二、九五六、四一五・六八六
省庫臨時歲出
借款償還準備　一、四七九、六〇〇・
合　計　一、四七九、六〇〇・
總計歲出　二二、七〇七、七八四・八七七
差引歲入不足　一六、五七五、四八七・八七七
備考　京餉協各款は前清の舊制に依りたるものなり
右の豫算にて見るときは江西省の歲出入は歲出二千二百七
十七萬餘兩に對し歲入六百十三萬餘にして不足實に一千六
百五十七萬餘に上る前清時代に於ける清國の豫算なるもの
が常に莫大なる歲入不足を計上し予輩をして頗る怪駭に堪
へざらしめしが此の豫算案を見るに及んで又實に一驚を吃
せざるべからず之を以て江西に於ては人を北京に派して京
協各款に對し出來るだけの輕減を計ると共に當地議會に於
ても極力削減以て收支の平衡に力むべしと云ふ

江西省の米穀稅廢止と輸出禁止の勵行

江西省にては南昌の紳士曹鎭余振邦等目下米價昇騰の時に際し米穀稅を徵收するは大に貧民の負擔を重からしむるものなるを以て省內に於て消費する米穀に對しては全部免稅を行はんことを議會に提議し議會は之を納れ猶輸出に對しては嚴重に取締ることゝせり之を以て過日來より湖口に於て發見收官せられしもの少からずと云ふ

江西議會の不評

近來江西議會の權力增大し事每に專斷の嫌あるは既に報告せし所の如くなるが近頃其の風潮益々甚しきを以て遂に各界反感を買ひ各界は府學明倫堂に公民大會を開き代表八人を選び都督に面謁して臨時議會の橫暴公民を侮辱するの罪を訴へ又更に大舉議會に迫り議員は止むなく都督に向て辭職を申請し今に紛々中なりと云ふ

景德鎭磁業公司の改良

景德鎭の陶磁器は支那第一に有名なるものなるが革命以來事業振はず之を以て都督府に於ては大に之れが振興策を圖り景鎭瓷業公司に於ける瑞徵の所有株を徵收して全省の公股となし舊の如く營業せしむと云ふ又御窯も元來情弊多きを以て之を改良し又公司に合併して統一的營業をなすべしと云ふ

福州

福建政界の紛擾　其一

閩(福建)都督府は本省臨時議會の成立を促し其規定する所の選擧法に依て四月十四日各縣一律に選擧を執行し大縣は二名小縣は一名として五十九縣より七十二名の當選者を得たり此外華僑議員を定員十名旅閩議員を定員十名として選出せしめ其議員の確定すると同時に(四月二十八日)都督は召集令を發し五月十五日を以て臨時議會開會の豫定を布告し着々其準備中にも拘はらず大總統袁世凱より從來の諮議局を復活し舊議員を以て臨時議會を組織し速かに參議院議員を選擧して出京せしむべしと訓電し來れり是に於て民間團體國民協會海外留學生聯合會共和實進會中華民國自由黨の反對を喚起し爭議紛々極力袁の訓電を排斥せり彼等の主張は已に消滅したる諮議局を復活し已に資格を喪失したる舊議員を召集して新に選擧したる議員を無效に歸せしむるは不法の行爲と云ふに在りて遂に都督府に迫り袁總統に向て抗議を提出せり

先是地方の各政社は旅閩議員十名を選出するに就き反對を提倡せり所謂旅閩議員とは選擧法に規定せる他省人にして福建に在住し相當の資產あるものは議員たるの資格を有し定員十名を限りて公選すとあれども反對者の議論は福建人にあらずして福建の立法機關に參與するの權利なし且つ福

建人を他省に在りて他省の議員たることを得ず又他省と他省との間にも如此前例なきを以て宜しく撤回すべしと主張せり一方政府側に在りては昨年義を起すの時南洋華僑の商紳は巨額の金員を義捐し祖國の爲に我軍資を援けたるを以て特別の恩典を與へざるべからず又他省人の我閩中に旅寓するものにして革命の際軍隊と共に死力を盡したるもの少からざるを以て其功に酬ゆるが爲に參政權を付與すと云ふ察するに政府側にては他省人の要求を拒絕し能はざる種々の情實あるを以て特に此條項を設けたれども民間の各政社は華僑の商紳は同省の誼あるを以て敢て異議を唱へざるも他省人に參政權を與ふるは他省人の跋扈を助長するを嫌惡し極力反對を固執して下らず遂に袁總統に向て法理に適合せずと電爭し都督府に訓令し此條項を取消すべきを請求したり

斯くて袁總統は政派の意見を承認し閩政府に對し旅閩議員は各省に前例なきを以て輿論に順ひ辦理すべしと訓電せり是に對し閩都督は直に電報して此等の辦法は固より悉く法理に協ふものに非ず然れども客歲光復の際他省出身の軍人中特殊の功勞あるものは權利を要求する甚だ强硬にして事情已を得ざるものあるを以て曲ても其要求を容れざるべからず今軍心浮動財源匱竭の時に當て目前の治安を顧慮すれば權宜一時の辦法に從ふを要す且此條項は永久的制度に非す將來中央政府に於て、省議會選舉法を頒定せば即ち應に撤回すべしと辦訴し一面は地方政派と交涉し旅閩議員は功勞者に對する一時的制度たることを條件として妥協し玆に始て選舉を施行するの運に至り當選議員も已に確定したるの後に於て袁總統は突然前條の如き訓電を與へたるを以て閩政府は勿論各政派も大に驚き玆に又政界の紛擾を惹起し袁に對する攻擊の聲は稍々激昂を極め各新聞は筆を揃へて袁の專橫を論難せり蓋し袁は未だ福建の事情を審らかにせず只速に參議院議員を選出して出京せしむるの必要上一時の便宜に從ひ從來の諮議局を以て臨時省議會を組織し舊諮議局議員中より參議員を選舉せしむるが爲に前條の訓令を發したるものゝ如し依て閩政府は詳細に事情を陳述し且議員も已に確定し臨時省議會も近く日を期して成立すべき旨を稟告したれば袁總統も遂に前條の訓令を撤回し漸やく一段の落着を告げたり然れども袁は尙ほ旅閩議員の一項を承認せず他省に其例を見す且つ法理に吻合せざるを以て希くば酌核辦理せよと訓示せり是に對し閩政府は果して如何に解決するや未だ知るべからず

更に又最近の變調は急轉直下して民政司地方科員の殺害となり二三新聞紙の發行禁止となり政務院長の辭職となり政務院の廢撤となり北伐隊の歸還と共に湖南兵と福建兵との反目軋轢は益々其度を高め來れり今後の成行或は遂に潰裂に至らざるや頗る憂慮すべき狀態にあり

福建政界の紛擾　其二

一民政司地方科員の殺害　客月二十九日午前福州城內の大道に於て而かも青天白日の下に民政司地方科員蔣筠なるもの出勤の途次突如十餘名の暴漢に包圍襲撃せられ身十數ケ

處の重輕傷を負て慘死するの椿事ありて一時は地方人心を震動せしめたり抑も此慘劇は私怨か公憤か將又政治的意味を有するものか風說紛々一も其原因に就き眞象を得る能はす且此の如き重大なる殺人事件にも拘はらす警務司か一人の加害者を擧けさるは頗る奇怪の現狀なるを以て吾人は深く其裏面を探究したるに果して政治的意味の原因あることを知るを得たり

吾人は蔣筠なるもの丶人物に就き聞く所に依れは彼は舊政府時代の擧人にして學識文才に富み比較的進歩したる思想を有し革命の際は相當盡力して後ち地方科員たるを得たり其位地は甚た高かされとも彼は言論に巧みにして民間にも相當の輿望を負て勢力を有す此次旅閩議員の問題起るや彼は民間の政派と協力し氣派々通し極力反對を倡へたるか爲に遂に政務院長彭壽松の忌む所となりて不慮の慘死を遂くるに至れりと云ふ吾人は前後の狀態に對照し其原因する所の事實は蓋し此に外ならすと認識す

一新聞社の封禁　蔣筠の殺害に引續き閩政府は何等の理由をも表示せす警察權を以て三個の新聞社を封禁し其發行に係る各新聞紙を沒收せり社主主筆及編輯員等は奇禍の其身に及ふを怕れ逸早く逃亡して其踪跡を晦せり所謂三個の新聞は本年二三月の頃より發行を創始したる民心日報民殖日報及最近に發刊したる帝民報にして彼等の宗旨とする所は甚た鮮明ならさるも其論調は稍々危激に涉り閩政府の當事者(彭壽松一派を指す)及其施設に嫌焉たらさるものありて往々毒筆を弄し突貫的に政府者の急處を攻擊したることあり此次蔣筠の難に遭ふや福建人士に屬する政黨政派は窃かに蔣筠に同情し政府の暴戾を論難するもの多く謠言百出人心浮動の兆候あり且以上の三新聞は將に大に政府を攻擊し人心を激勵せんとするの態度ありしを以て警察吏は彭壽松の內意を含み果決敢爲滿淸時代の惡辣手段を用ひ先つ各新聞を封禁し輿論の沸騰を鎭壓し政社政派を威嚇して其物議を防止したれは昨今表面上の狀態は漸々鎭靜したれとも民間の不平は寂寞無言の裏に深く潛伏するものあるを見る

一政務院の廢止と院長の辭職及任命　政務院なるものは各省に其例を見さる官制なるを以て中央政府は屢々之か廢止を都督府に訓令したれとも院長彭壽松の勢力は容易に廢止を許さゝるの事情ありて種々の口實の下に今日迄存置し來れり且廢院後に於ける彭に與ふる適當の位地なかりしも今回は彭自ら辭職を申請したるを以て中央政府は彭の辭職を一旦承認して更に福建全省の警務總監幷に都督府總參謀に任命し同時に政務院の名目は全然取銷すへく嚴命せり此に於て政務院は愈々廢止せられ政務院長なるものは銷滅したれとも事實は尙ほ政務院の形式を存し彭壽松は尙ほ院長たるの勢力を失はす

一彭壽松の勢力　彼か今回辭職を申請したるは其實辭職の意あるに非す彼は旅閩議員問題に就き袁總統の承認を得す且民間よりも多大の反對を受たるを以て狂言的に辭職を申請したるに過きす查するに彼か福建に於て扶殖したる勢力は容易に彼か辭職を許さゝる事情あり彼は中華同

盟會福建支部正會長として革命以前より民間に於て自己の立脚地を造り軍隊都内の湖南出身者を勸誘して同盟會に加入せしめ自己の主義主張を鼓吹して窃かに革命の基礎を養成せり是故に革命に成功し今日の位地を得たる所以なり革命後に於ては銳意警察を整頓し自己の黨與を擧て警吏に使用したるを以て今や福建の警察は彼の藥籠中のものなり旅閩議員も彼の主張にして定員十名の内多くは彼れの統率する中華同盟會より選出せり彼は臨時省議會に於ても自己の勢力を注入せんことを企圖したれとも此旅閩議員問題は袁總統の承認を得す且北京に在留する福建出身の人士より强烈なる反對を受くるに至り遂に取銷すの已を得さる結果となれり是彭に取りて小失敗なれとも彼か周圍の勢力は毫も損失する所なし

一湖南兵と福建兵　軍隊部内には湖南出身の士官と福建出身の士官と常に軋轢暗鬪の風潮あれとも都督孫道仁か湖南人にして都督と軍隊とは從來より上長官としての關係上福建出身の士官も都督には畏服しをれり且現在の軍司令官たる許崇智は猶り廣東出身にして昔年福建の總督たりし許應騤第二の孫に當る現都督は許應騤の總督時代に恩顧を享けたる緣故より許崇智の無二の腹心として深く信頼せり許は年少氣銳の風あれども極て眞摯公平にして名門の出たるが爲に軍隊には殆んと無限の人望を有し湖南福建の兩士官を操縱し能く其間の調和を保持し居れり然れども兵員の反目は近年益々高度に達したるもの丶如し是湖南兵が軍隊の古兵にして威力を以て福建兵を壓迫するの風あるが爲なり特に北伐隊の歸還後は一層此風潮を助長し福建兵の反感は抑制すべからざる狀態に在るもの丶如し故に都督及許崇智等は福建兵と湖南兵とは可成接近せざるべく分離駐屯して其衝突を避くるべく勉めつ丶あり北伐隊の内二個大隊湖南兵を福州に上陸せしめず其船にて直に厦門に輸送したるは畢竟之が爲なりと察せらる是の如く上長官の處置監督の行屆をるを以て今遽かに決裂するの虞なきも兩兵員間に危險の潛伏することは今後も注意を怠るべからず因に兵員の給料は四月迄は全部支給を了せりと云ふ

孫都督の施政狀況報告會

孫都督彭院長は本月六日城台三十二團體を召集し浙江會館に於て開會せり午後二時來賓均しく到るの後都督院長及各司長順次出席し都督先つ開會の宗旨を報告し次て懷中より演說稿を出して顧問官林憲亭をして代讀せしめたり（演說稿下に錄す）代讀終りてより某團體の代表陳某起て曰く借債に二種あり曰く內債曰く外債若し外債を借るとせば我等は承認する能はず惟我國民既に外債を承認せずして而して又た內債の擔任を承認せざるは國民の義務を盡さゞるものなり我團體今日より內債を勸捐するの責任を擔任すべし軍用票の如きは通行すべきや否や若し通行すべきものなれば直に仿辦すべし外府縣の辦理する保安會自治會なるものは多く本地方の錢糧を控留するが故に此項の補助經費は其全數を給するに及ばず各地方農民の錢糧の抗繳するに對して

は宜しく兵を派して懲辦すれば即ち接濟し得べしと都督答辨して曰く今陳君の云ふ所の如く諸國體甘んじて各節を擔任するは獨り鄙人が感激する所のみならず全省三千萬の同胞も亦均しく感謝すべき所なり惟今日開會の緣因は全く外債定借を要求するに非ず今已に林君より銀行借款の議を取銷したることを代達したるも諸君の未だ週知せざるを恐れ茲に再び聲明を行ふ今日の會は實に盛情を聯絡し有事の時は公同商議し以て共和の宗旨に合ふことを期するなり現今款項の支出已に極點に達したるは先頃詳細に陳明せり此際若し迅に籌算せざれは臨時に於ては必ず間に合はす仁及彭院長の一身の安危は計るに足らざるも其大局を如何せん今に於て諸君の爲めに之を謀る若し贊成を得れば全國の幸福なりと、彭院長も亦聲明して曰く今日の開會は借債を商量するに非ず但光復以來の辦事手續及財政困難に就て諸君に向ひ宣布し以て辦法を確算し誤會を免かれんとを期すと、嗣て某代表起て質問して曰く入款五百萬元と假定するは何を以て標準と爲す預算用額の七百萬元は各行政の用途に就き其大略を與り聞かんと、此に於て財政司長は進出款の情形を報告し軍務司長は軍務出款情形を報告せり嗣て共和實進會國民協會の各代表者は均しく起立して互に相討論したること約二時間に涉れり斯くて各代表者は未だ財政困難の情形を僉稱せざるも現に都督、院長等の報告を聞き已に大略を知悉せり但し云ふ所の二十日を支持するの後は應に如何に籌措して大局潰決に至らしめず以て國民の負擔すべき處を盡すべきかに就ては各代表散會の後兩旬以內に於て詳細に的款辦法を確籌し以て目前の補救に資す臨時議會の成立を待て再び計議を爲すべしと言ひ畢りて都督院長謝を稱して散會す

孫都督彭院長等の演說草稿の譯文如左

今より閩省光復の期を推溯すれば已に五ヶ月を經過せり其間維持支撐備さに艱苦を嘗む過去の境遇筆墨の能く罄す所に非ず今や中央政府成立して南北已に統一す軍旅の事將に終らんとして善後の事正に始まらんとす故に宜く社會諸君の爲に光復以來政府維持規畫財政の狀況今歲預算差短の內容目前籌畫補苴の方法及び各社會報館疑誤の要點を逐一詳述し以て內容を悉して誤解を免れしむべし此後官民共に誠意を以て協力進行し我國利民福の目的を達せんことを冀ふ此れ今日諸君と相見へ此會を開くの要旨なり何をか維持の規畫と云ふ曰く閩省は交通不便にして機關敏活ならず光復後各省州府縣の不統一に鑒み亟かに勁兵を添招し以て鎭壓に資す陸續招募して約兩鎭を有す前きに派遣せし北伐隊を除く外本省に留むる者均しく省會及上下游各所に派駐して僅かに支持するに足る軍容稍々盛にして霄小(匪類)心を生ずるに至らず方に能く患を無形に防止せり此れ添兵の理由なり起義の始に當り軍人各々其死力を奮ふ彼の意氣方に盛にして各省の奪掠惡習を踏み易し苟も額餉を增加し以て其心を慰ふするに非ざれば誠に制裁し難きを恐る北伐の議既に定て空手道に就く能はず留防するものは軍械あれども出發するものは軍械なきを如何せん即ち槍彈を增購し以て聲援を壯にす戰線の內瓦礫となるの小民何の辜ありて此厄に

遭ふや賠償を與ふるに非ざれば殊に民軍起義の宗旨を失ふ此れ即ち增餉購械及賠償の理由なり光復後に至り閩事は粗々平靜なれども大局は未だ定まらず中央より秉承する所なし彼時秩序を恢復し政務を統一し意を加へて進行するの見地を以て暫く聯邦制度に仿照して政務院を設立し以て全省の行政機關を總攬すると共に四局を設立せり此れ官制を組織せし理由なり凡そ此の種々の規畫維持悉く財政と息々相關す、進んで當日財政の狀況を述れば閩省は貧瘠天下に甲たり滿清時代より每歲の預算百餘萬元の缺額あり其遲年の積缺は臺灣銀行大清銀行共に一百六十萬元の多きに在り是れ光復後現款の資すべきものなき而已ならず且つ民國より百餘萬の債務を代負せり又た兵端未だ息まず上下游各々觀望を懷き殘糧を抗納するもの陸續相見る之を持する激に過れば轉じて事端を啓くを虞る其稍徵收すべき者又控留して該地方保安辯團等各費に充つ蘇浙各省光復後首として厘金を免除せり吾閩も亦其例に援り以て輿情に順はざるを得ず海關賠款の入款は本と抵注すべきも是又洋人爲に控留抵押の需と爲す已に庫藏なし錢糧なし厘金なし關稅なし直に以て無一物の政府と謂ふべきなり只以て抵注する所は南洋各島菲僑の陸續として協濟せし三十餘萬元あるのみ出款は曩昔よりも增加して入款は即ち毫も把握なし勉强支掌して筋疲れて力盡きたり故に去臘殷富紳商に向て借資の舉あり幸に各界熱心に認借せられ其數六十萬元に達す此項の借款に賴り始めて略々維持し得べきも舊臘底より二十二萬元を措繳せし外以て今日に至るまで積繳せしもの只數萬あるのみ是れ原認の數に較ぶれば尙ほ過半に足らず認借の一項已に恃むに足らず去歲以來各府縣の滯納せし錢糧其數約百萬元あり彼時政體未だ定まらず人々觀望を懷きたり南北統一大局底定してより漸く前項の錢糧正に嚴電を以て各方面より催納し以て三數月間行政に供すべきを期せしも袁總統の電令にて遞ち豁免を行ふ此令一たび出るや百萬の款金を徵收し難し此時稍々生機ある者は只鹽務を整頓し商捐を改辦するの二事あるのみ然れども鹽務は斷じて三兩月の能く籌款奏功する所に非ず商捐今正に開辦にあり豫算の收數原額の半に及はず此れ去秋より今日に至るまでの各種入款匱竭の情形なり出款に至りては今歲各行政の進行を豫算し半月前より連日各司を召集し力を竭して磋磨樽節し幾分の刪減を經たり軍政經營の各費及善後の需を除き三月より八月に至る每月二十一萬兩九月以後は全省每月十六萬兩まで減じ得べし司法は三權分立の要點と爲す閣省の對付開辦は以前に比すれば略々擴充するの外其教育、巡警、外交、交通、實業の各項は舊時の數月に照して勉强支掌し以て現狀を維持せざれば何を以て國を立てんや統計するに三月より十二月に至るまで全省經常の特別及軍興善後の各需用は至て少なくも亦た台伏七百萬元を要す庫平銀を科合すれば四百七八十萬兩に及ばず歲入の數を除き五百萬元と假定すれば尙ほ二百萬元の缺額を生ず此れ豫算出款核實の情形なり政府に在ては此實業未だ興らず租稅未だ復せざるの時に當て目前の補苴方法は唯だ足らざる所の數を以て中央政府に向ひ大借款の內より二百萬元を代借し以て周轉に資し本息共に本省

より多年償還するの一途あるのみ明歳豫算に至りては鹽務收入或は其他印花登記各項あり以て相抵して自ら借貸を再言するに至らず惟だ此規畫始めて定りて正に中央政府と交涉するに當て又四國銀行借款の議中梗するに値ひ定約期し難し而して閩省の匱竭は日に迫りて待つこと能はず軍隊欠餉の前各行政官中兩三ヶ月間未だ薪水を支給せざるものあり故に短期の債を超し暫く焦眉の急を救ひ中央政府借款の落着を俟て直に償還を行ひ以て負擔を輕ふす此れ半月前に於て匯灣銀行より三十萬元を暫借するの議ある所以なり議する所の條件は只だ茶稅入款を指定して還債の需と爲す監督に干涉し又は特別の優先條件を與へず主權に於て全く損失する所無し外間未だ內容を悉さず各報館は鐵路礦山電話を以て擔保と爲すものゝ如く誤傳するものあるに至る一倡百和殆んと輿論を成す其實政府處の執行機關及國民の言論を立つる地位は皆な國利民福を歸する所と爲す主權を損失するの一事は稍知識ある者尙且爲さす況んや行政官たるもの喪心病狂するに非ずんば何ぞ甘して不韙を冒さん總するに借款は固より善策に非ず但し以て支撐すべからしめば斷して利權外溢を感ずるの理なし惟內に顧れは軍隊の欠餉已に一月を逾ゆれば譁潰の虞あるに堪へず萬一京津蘇粵の變再び吾閩中に起らば其損失奚ぞ倍蓰に止まらんや生命財產に關係ある諸君社會の領袖として共に大局を扶持するの責任を負ふ利害相權孰れか重き孰れか輕き爲に處すべき所あらん中央借款未だ定まらざる前每月極て少くとも五十萬元ありて始めて挹任するに足る而して入款を羅掘するも其半に及ばず應に如何にして籌措すれば款をして落着あらしむべきか諸君各々所見を抒し以て善を擇んて之に從ふを待つ政府は斷じて成心を固執し深閉固執の舉動を爲さす預算の各詳細表冊に至りては已に各司に督飭して起造せしむ其中如何にせば多きを減じ寡を益すべきや酌酌算を盡すべし議會召集期は只一月を距てるのみ其時に及び議會に移して審查し心を悉して研究せしむべし以て改良を促す民國方さに新なり政府人民互に相聯絡して同じく幸福を謀り始めて共和の精神を得數月以來道仁聚松等軍事方さに殷に政務叢雜なりしを以て諸君と握手するに及ばず因て隔關して疑惑を生ず疑惑に因て意見を生ず玆に一廷の討論を爲し贅を以て相見ゆ此後互に相勗勉して共に進步を圖らは卽ち我中華民國の前途無疆の幸福なり

附言　以上孫都督等の演說は福州最近の狀態を遺憾なく詳述せり且此會合に因て官民の意思疏通し借款抵押問題の誤解を一掃し一時激昂したる輿論も鎭靜に歸せり

廣東

廣東省臨時約法

第一章　總綱

第一條　本約法は廣東全省の根本法にして政府人民共に之を遵守すべし

第二條　廣東臨時政府の統治權は原有土地之區域內に限り及ぶものとす

第二章　人民之權利義務

第三條　人民は一律平等たり

第四條　人民は信敎の自由を有す

第五條　人民は法律の範圍內に於て言論著作出版及び集會結社の自由を得

第六條　人民は法律の範圍內に於て居住及移轉の自由を有す

第七條　人民は法律の範圍內に於て營業の自由を得

第八條　人民の生命財產は法律之裁判によるにあらざれば剝奪する能はず裁判の方法は法定陪審員若干名の同意を得べし

第九條　人民の身體は法律によるにあらざれば逮捕及處罰を受けず

第十條　人民の財產は侵害するを得ず、但し法定により公有となす場合は相當の代價を給すべし

第十一條　人民の住宅は法律に依るに非ざれば侵入及搜索するを得ず

第十二條　凡そ各軍隊は戰時は無論平時軍律を宣告したる場合の外、人民の居宅に侵入するを許さず

第十三條　人民は書信の秘密權を有す

第十四條　人民は法律の所定により選擧及被選擧權あり

第十五條　人民は法律所定の資格により公務其の他の吏員に任用することを得

第十六條　人民は法律の定むる所により兵役の義務を有す

第十七條　人民は法律の定むる所により納稅の義務を有す

第三章　分　權

第十八條　廣東政府の權を分ちて立法、行政、司法の三大部と爲し何人を論せず本約法特に許したるものを除くの外、同一時期中、兩部の權力を運用する能はず

第四章　立法

第十九條　省會は全省の更高法權を執り人民選出の代議士によりて之を組織す

第二十條　代議士の資格は別に法律を以て之を規定す

第二十一條　凡そ代議士にして同時に中央政府或は省政府行政司法各官及海陸軍官の職に任する能はず

第二十二條　省會は自ら省會內辦事の規則を定むることを得

第二十三條　省會の議事錄は(以下不明)

第二十四條　代議士が議場內の發言及表決には議場外にて其責に任せず

第二十五條　代議士選擧區にある時及赴會の時は其任期內重大罪の現行犯を除くの外省會の承諾を得るに非ざれば逮捕するを得ず

第二十六條　凡そ法律豫算及其他人民義務事項の增加に關し省會の議決を得るに非ざれば公布施行することを得ず

第二十七條　政府は其決算及檢計報告を省會に提出し其承認を得べし

第二十八條　省會都督及一切官吏の違法失職者に對し糾彈

の特權あり其糾彈の方法は別に之を定む

第五章　行　政

第二十九條　都督は全省の最高行政權を執り軍隊を統率し政務を執行す

第三十條　中華國民にして年齡二十五才に達し廣東に十年以上居住する者は皆都督の被選擧權を有す

第三十一條　都督は省會の投票により之を公擧す

第三十二條　都督の任期は一年とす但し再選を妨げず

第三十三條　都督は省會の決議に基き官制を定め各司を分設し及屬官を委任するの權を有す

第三十四條　都督は各司長を任するに省會の同意を得べし

第三十五條　省會通過の議案は都督に知會し公布施行す若し都督か施行を欲せさるものは省會所定の期限により理由を具し再議に附す代議士三分之二以上出席し前議を持する場合は都督必ず執行すべし

第三十六條　都督は省會決議案に對し緊要なるものは三日內尋常なる者は十日內に答覆するものとす若し期限を超へて回答せざるものは默認と見做す

第三十七條　都督は省會開會の時議案を送致し政見を宣布することを得

第六章　司法

第三十八章　廣東の司法權は法律所定の司法署に歸す

第三十九條　高等法院法官長は省會の投票に由り之を公選す其余の法官は法政司之を任す

第四十條　行政訴訟は行政裁判所に屬す裁判は司法裁判所受理の例に在らず

第四十一條　法官資格は別に法律を以て規定す

第七章　州縣

第四十二條　本約法は特に各州縣に地方政府を組織し自治の權を許す

第四十三條　各州縣地方政府を組織する時は其組織法を省會に呈し其許可を得て自治すべし該州會の內政は州縣自ら人を擧げて辦理すべし

第四十四條　各州縣の未だ自治政府を組織し能はざる者は其內政皆民政司より人を任して辦理す

第四十五條　兩自治州縣にして地方の發達を圖らんとする者は省會に稟請し其許可を得又は之を合併することを得

第八章　附則

第四十六條　本約法を改修する時は省會全代議士三分の二出席して開議し全體代議士過半の贊成を得さるべからず

第四十七條　本約法に稱する所の人民は男女を含みて之を言ふ

第四十八條　本約法の施行は民政を鞏固にし憲法公布實行の時に至り解除すべし

第四十九條　本約法は臨時省會を通過し都督の捺印の後公布の日を待ち效力を生す

廣東省行政官一覽表

職別	姓名	籍貫	履歷
外交正部長	陳少白	新會縣	香港醫學校卒業孫逸仙

と共に革命を主唱し中途一時商業に從事せり

外交副司長　羅伴輝
財政正司長　李煜堂　新寧縣　廣東銀行の總辦にして從來は革命黨員に資金を與へ更に香港中國日報に出資して革命思想を鼓舞せり
財政副司長　張棠　番禺驛　日本法政學校速成科卒業
民政正司長　黎國廉　順德縣　李煜堂氏の甥にして舉人たり　岑春煊時代粵漢鐵道問題の爲め拘留せられ一時に其名を知らるるに至れり
民政副司長　伍籍盤
陸軍正司長　鄧鏗　歸善縣　將辯學堂卒業　革命事變に際して民軍に投じ彼等一般の氣受け能く、民軍解散に際して正司長に登用せられたり
陸軍副司長　趙士槐　文昌縣　日本士官學校卒業
教育正司長　鐃芙裳　嘉應縣　舉人にして嘉應州勸學所長たり
副　司　長　楊壽昌　歸善縣
司法正司長　羅文幹　香禺縣　英國劍橋大學パリストル
副　司　長　汪祖澤　同　日本留學
實業正司長　王寵佑　東完縣　北京大學礦山科を卒業し更にコロンビヤ大學礦山科を專攻し湖南省にて「アンチモニー」鑛山技師となり更に廣東廣西全省の礦師となれり

中央政府司法部長王氏は氏の令弟にして長兄王閣臣は漢陽鐵工場技師長次兄王顯臣は漢口製紙場技師長たり
實業副司長　利寅　花縣　廣西學堂卒業後倫敦大學化學專科卒業
工務正司長　程天斗　香山縣　農事試驗場技師
交通部長　李杞堂　新寧縣　米國留學生にして工科專攻
副　司　長　容星橋　香山縣　李煜堂の親族なり
海軍司長　胡毅生　番禺縣　米國留學　日本留學生にして胡漢民の令弟なり
副　司　長　蕭楚璧　香山縣　日本海軍留學生
衞生局長　李樹芬　新寧人　香港醫學校卒業
副　長　何高俊　南海縣　同
參謀司長　魏郡屏　香山縣　日本士官學校卒業
副　司　長　李孔嘉　同　同
警察部長　陳景華　同　舉人にて前廣西の知縣たりと

◉參議院彙報

◉參議院開幕の議案

參議院は南京より齎らし來れる各議案及び南京臨時政府より寄來せる議案を彙集して一應中央統一政府に咨送して其同意を求め其內不同意のものあれば政府に取消しを請ひ同意のものは參議院の議に付することゝなしたるが政府に咨送したる議案は左の如し

一、國史院設立案
二、各部院局三月分支出概算案
三、財政部の興農銀行農業銀行殖邊銀行則例訂定案
四、財政部の貯蓄銀行庶民銀行惠工銀行則例訂定案
五、財政部の商業銀行暫行則例訂定案
六、財政部の海外爲替銀行暫行則例訂定案
七、實業部の漁業法訂定案
八、實業部の商標章程及び細則訂定案
九、實業部の商業登記章程訂定案
十、文官考試委員官職令及び文官試令案
十一、法官考試委員官職令及び法官考試令案
十二、陸軍人員補官任職令及び陸軍官佐免官免職令案
十三、陸軍人員補官任職令修正案
十四、內務部の暫行傳染病豫防法訂定案

◉北京參議院議員の給與額

同議員は毎月俸一百元を支給せられ、議長は別に手當として一百元、副議長は同五十元を支給し居れり尙今回北京に集中すべき旅費に就き聞く所に依れば、

西藏	三百元	新疆	三百元
青海	三百元	內蒙古	三百元
外蒙古	二百元	黑龍江	二百五十元
吉林	二百五十元	甘肅	二百五十元
雲南	二百五十元	奉天	二百元
陝西	二百元	四川	二百元
貴州	二百元	廣西	二百元
山西	二百元	廣東	二百五十元
直隸	一百五十元	河南	一百五十元
山東	一百五十元	福建	一百五十元
湖南	一百五十元	湖北	一百五十元
江西	一百五十元	安徽	一百元
浙江	一百元	江蘇	一百元

◉參議院の開院

二十九日參議院は北京に於て開會せられたり會場外の沿途は軍警によつて護衛せられ午前九時各議員相先後して來院し袁大總統並に各國務員も皆臨院し十時議長議員着席し國務員も亦た其席に就き振鈴して開會を報ずると共に林議長は各席議員の姓名を報告し奏樂と共に大總統は出でゝ席に就き衆皆拍手せり議長は先づ報告して曰く參議院は四月四日南京に於て北京に移轉することを議決し二十一日北京に齊集するを豫期したり今日の開會は即ち繼續開會に係り北京に於る第一回の開會たり大總統も今已に臨院せられたり大總統の宣言を請ふ云々是に於て大總統は座を離れて階を下り衆皆拍手せり大總統は一場の宣言を爲し（宣言は後段に譯載す）畢つて議長は左の演說を爲せり

中華民國は武漢に義を起してより能く五大族を合して一家と爲したり數千年の專制を掃除するは甚だ易々たらず故に大總統が用人行政に於て一番の魄力を出だし國家前途の爲めに無量の幸福を造らんことを希望す本院は國民を代表すれば自ら言に已む能はざるものあり更に政府の諸君に望む國に益あり民に益あるの事は實力之を行はんことを本院は定めて贊同を表すべし若し形式あつて精神なければ本院は亦た必ず之に反對せん國民に至つて更に對內外に於て表示する所あり行政立法に於ては細心して研究すべし則ち國家の發達と國家の富强は皆今日に於てトすべし云々

右畢つて奏樂と共に閉會し大總統退き國務員退き議員退きて撮影せり是の日傍聽者甚だ多く東西各國の人士亦少からず最も目立ちたるは傍聽席に中國婦人七人あり、其中三人は剪髮し居れり、

◉參議員席順

1文崇高　2李盤　3陳景南

4	李素	7	楊策	10	黃樹中	13	文肇	16	潘祖彝	19	錢樹芬	22	李肇甫	25	歐陽振聲	23	林森	31	趙世鈺
5	湯化龍	8	黃群	11	殷汝驪	14	谷鍾秀	17	湯漪	20	常恒芳	23	干洪起	26	劉楨	29	段宇清	32	曾彥
6	田桐	9	李肇廣	12	劉懋賞	15	平剛毅	18	凌	21	史澤咸	24	鄧家彥	27	熊成章	30	陳命官	33	王有蘭
34	胡紹斌	37	金章	40	劉彥	43	耀曾	46	席聘臣	49	谷芝瑞	52	杜潛	55	李秉恕	58	金鼎勳	61	王樹聲
35	吳景濂	38	彭允彝	41	王正廷	44	彭占元	47	劉道仁	50	歐陽啓勳	53	丁世嶧	56	阮慶瀾	59	高家驥	62	宋汝梅
36	趙士北	39	覃振	42	鄭祖蔭	45	劉景楠	48	胡秉柯	51	阿穆爾靈圭	54	孫鐘	57	那彥圖	60	張聯魁	63	薛珠
79	曾有瀾	82	劉興甲	85	曾有翼	88	張伯烈	91	李國珍	94	盧士模	97	號賚	100	李矩				
80	何裕康	83	陳鴻鈞	86	顧祝高同	89	郭多台	92	鄂信	95	盧古色	98	唐						
81	楊廷棟	84	時功玖	87	秦瑞玠	90	何畏	93	李芳	96	博迪蘇	99	熙凌阿						
61	王樹聲	64	景志儔	67	李述膺	70	汪榮寶	73	陳承澤	76	孫孝宗								
62	宋汝梅	65	劉盥訓	68	鄭萬膽	71	吳鈞	74	田駿豐	77	祺誠武								
63	薛珠	66	王鑫潤	69	朱振聲	72	周班	75	王振堯	78	王赤卿								

●參議院談話會

三十日午前參議院談話會を開く出席者四十六名、湯化龍を推して臨時主席をなせり、舊議長林森及び官派各省議員は均しく出席せず先づ湖北議員張伯烈は報告して曰く

昨日民選議員は別に機關を組織し復た舊有の參議員を承認せざることを決定したるに鋼て浙江江蘇の議員出てて調停するあり故に今日は左の兩種の辦法を決定すべし一は法律上の解決に從へば從前の舊派參議員は全く之を取消し應さに新民選議員を以て別に組織すべき事二は感情上より解決すれば即ち各省の民選議員猶ほ未だ來京せざるものあり或は遂に選出する能はざるの省あり故に舊議員は當分列席して會議に與るを准す事にして今日は此の二問題を解決するを要す云々と

次て江西議員曾有瀾は發言して林森氏は參議院に對して議長の名義を用ゆべからずと言ひ並に速かに議長及び常任委員の選舉を行ふべしと演べ劉興甲は現在議員の交替は議院

解散の如きものにあらず議員全體の交替も亦舊機關の解散したるに非ず新機關の成立は新舊機關の交替にして乃ち參議院議員新舊個人の交替なり故に今日の事は必ずしも別に機關を組織せず唯だ個人の交代をなし全體交代し畢つて即ち新立の機關の如くなるなりと演べ李國珍は院法上選派の二字は昨日の解釋によれば地方より選定して派來したる者を謂ひ地方行政委員より委派したる各省に通電して盡く民選に由ると言へり以て純粹の民選議員を以てするに非ざれば參議院を組織する能はず斷じて官より派したるものを以て其中に涸跡する能はざるを知るべしと演べ汪榮寶も亦其意に附和せしが此の時法律によつて解決すべしとの言聲議場に滿ち感情によつて解決する問題は殆んど忘却せられたり是に於て楊廷棟は折衷の說を出し李國珍は之を聞て極力反對し貴州の平剛は楊棟廷の說に附和して極て法律によらずして解決すの說を主張せしが張伯然は大呼して立法機關はたゞ法律に依つて解決すべし決して感情によるべからず今日の參議院は當然民選者の列席を容れて舊時委派の人を雜ゆる能はず云々と說き主席湯化龍は委派議員の列席する能はざるの意を表決に付したるに起立者少數なりし又民選議員の未だ來らざる省城舊參議員は仍ほ出席するを得て一人以上の到院者ある時は直ちに解職するの意を以て表決に附したるに起立者甚だ多數なりし時に正午なりしを以て散會す

午後一時新民選議員と舊議員と同時に列席して談話會を議場に開きたり平剛は仍ほ主張し李國珍は大に之に反對し案を拍つて大呼し聲勢洶湧し各其席を離れ幾と紛擧に渉らんとするの勢あり湯化龍調停し兩議員は漸く其席に復せり森林は起つて議長を解職したるに張伯烈は森林は之を解職と謂ふべく辭職と謂ふ可らずと叫び曾有漢は起つて議長既に消滅したる上は參議院に對し議長の名義用ゆ可らず尤も林森の名義を用ゆ可らずと極めて皮肉の言を爲せり李肇甫、平剛、熊成章等は猶ほ爭辯し議長未だ選擧せられざれば舊議長は當然解職する能はず今日の會議は林森氏を謂ふて主席と爲すに非ざれは不可なりと叫呼し李國珍出でゝ之を駁し各國の通例は凡そ舊機關消滅して新機關未だ成立せざる間は秘書廳の名義を以て議會を代表す今日の事は正さに之に據つて臨時主席を行ふべしと演べ遂に李議員の說を衆に詢りたるに可とするもの二十八人あり時に出席者五十六人にして可否共に同數なりしを以て遂に湯主席は秘書廳の名義を用ひて通告するに決定を與へたりき、

●參議院の議長等選擧

參議院は五月一日午後一時開會して議長副議長の選擧を行へり議員の出席者は七十六名あり先づ谷鍾秀を公推して臨時主席となし抽籤によつて各議員の座次を定め谷主席は登壇して議長副議長の選擧を行ふべき旨を告げ約法に照して記名投票法を用ひ過半數の得票者を當選となすと宣告し抽籤によつて薛珠、曾有瀾、陳承澤、黃樹中の四人を投票の檢視檢查人と爲し先づ議長の選擧を行ひ開票の結果吳景濂は四十六票を議長に當選し次に副議長の選擧を行ひ湯化龍

は四十四票を得て副議長に當選せり

是に於て谷鐘秀は吳景濂、湯化龍を紹介して議長副議長席に就かしめ吳議長は先づ演壇に登り微材淺學本より議長の任に勝ゆる能はざるも唯だ大局危迫の際本院の急に開會を要するを念ひ義敢へて辭せず唯だ勉力擔任するのみとの挨拶を爲し次ぎに湯副議長は登壇して副議長は議長と異なるなく議長の院事を襄理するを補助するに過ぎず化龍は自ら材の任に勝へざるを知ると雖も尙ほ幸に吳議長の材識人に過ぎたれば化龍は唯だ力を竭し勉めて其後へに隨はんとの挨拶を爲したり

次いで法制、理財、庶政、請願、懲戒の各審査委員を擧ぐることに付き討議したるが參議員が南京に在りたる時は議員の人數甚だ少かりしを以て審査委員も甚だ寥々たりしが此度びは人數多きを加へたれ審査委員も亦た其數を加ふべしとて各議員の辯論紛々として起り委員の數を加倍すべしとの說を倡ふるのあり半數を增加すべしと倡ふものあり又法制と理財との委員を增加し其他は增加の必要なしと言ふものあり爭論數十分間に及びたる結果法制理財は舊有の數に半數を加へ法制股を二十一人と爲し理財股を二十三人と爲し庶政股を十一人請願懲戒の兩股を各五人づゝとなすことに決定して散會し翌二日の開會に於て右各股の審査委員を擧定したり（別報に財政は二十一人法制は十五人庶政は十一人請願は九人懲戒は九人と定められたりとあり）

因みに吳景濂が議長に當選したるは前日の談話會に於て吳は頻りに新舊兩派を調停したるより舊派よりも選擧せられたるによれるならん尙ほ吳景濂湯化龍は何れも統一黨の人にして統一黨は初め湯を正議長に選擧せんとせしも同盟會中のもの之に反對し湯は濮陽を失ひ逃亡したるものにて黎元洪が曾つて濮陽の逃員は南京に於て用ゆ可らずの通告を爲したる其連名中に記載しある人物なれば之を議長に選擧するは不可ならずやと駁詰したる爲め遂に正議長の一席は吳の爲めに獲られたるなりと尙同盟會は張耀曾を議長に擧げんとしたるも二十七票にて失敗し副議長の選擧にも二十九票を以て同じく失敗に歸したりと

◉參議院各委員の選擧

參議院は二日午前九時より各部常任委員審查委員の選擧を行ひたるが其結果左の如くに選定せられたり

▲全院委員長　谷鐘秀（五十五票）

▲財政審查會常任委員當選人二十三人

陳景南	四十七票	李　渠	四十七票
席聘臣	四十七票	阿穆爾靈圭	四十六票
金鼎勳	四十六票	楊　策	四十六票
殷汝驪	四十六票	盧　信	四十六票
盧士模	四十六票	劉積學	四十六票
杜　潛	四十六票	楊廷棟	四十六票
黃樹中	四十五票	趙世鈺	四十五票
王樹聲	四十四票	潘祖彝	四十四票
歐陽振聲	四十三票	孫　鍾	四十三票
周　珪	四十二票	郭　同	四十二票
李國珍	四十一票	李肇甫	四十一票

林　森　三十票

▲法制審查會常任委員當選人二十一人

秦瑞玠　五十六票　汪榮寶　五十五票
那彥圖　五十四票　湯化龍　五十四票
阮慶瀾　五十四票　張耀曾　五十三票
陳鴻鈞　五十二票　劉興甲　五十二票
彭尤彝　五十一票　王振堯　五十一票
陳承澤　五十一票　周樹標　五十一票
熊成章　五十一票　顧視高　五十票
籍忠寅　五十票　谷鍾秀　四十九票
劉星楠　四十八票　張伯烈　四十八票
平　剛　四十八票　陳時夏　四十八票
時功玖　四十二票

▲庶政審會常任委員當選人十一人

丁世嶧　四十六票　李　素　四十四票
宋汝梅　四十四票　劉彥彥　四十四票
李秉恕　四十一票　鄭萬瞻　四十票
曾有翼　四十票　谷芝瑞　三十九票
貢桑諾爾布　三十票　何裕康　二十八票
劉盥訓　二十七票

▲請願審查會常任委員當選人九人

高家驥　四十三票　王文欽　四十二票
劉懋賞　四十二票　孫孝宗　四十一票
曾　彥　三十七票　曾有瀾　三十七票
王鑫潤　三十五票　吳　鈞　三十二票
梶楚克蘇隆　三十二票

▲懲罰審查會常任委員當選人九人

薛　珠　四十二票　彭占元　四十二票
王赤卿　四十票　景志傳　三十九票
田駿豐　二十九票　博迪蘇　三十五票
麟　毓武　三十五票　段宇清　三十二票
李述膺　二十票

◉參議院議事錄

第一回

四日午前九時參議院は第一次の正式會議を開きたり來會の議員六十八人にして政府特派員は九人あり議長は先づ議事日程を按じて重要文件を報告し又各議員に向つて四月二十三日より五月三日までに參議院が接手したる重要文件を盡く報告すべきや否やを問ひ谷鍾秀は普通文件は印刷に付し重要のもののみ報告すべしとの說を出だし議長は其立法と關係あるものを擇びて報告するとに決せんとし衆皆之を承認せり議長は是に於て議員鄭祖蔭(福建議員)の辭職書を出だし院章に照し全院の通過を求めたり此時曾有瀾は起立して一昨日及び昨日の會議に秘書廳は傍聽を禁止したり是れ何の理由なるやと問ひたるに議長は一昨日は舊議長辭職し新議長未だ就職せざる際なるを以て此の如き不都合の事を爲せしも此後は決して此の如き事は爲さずと答へたり鄭議

員辭職の事に付き楊策は起立して辭職の理由は不正當と認むれば院章に照して勿告すべしと演べ谷鍾秀之に賛成し議長は之を表決に付したるに右の說賛成する者多數なりし議長は次ぎに吉林來電二件を報告したるが一は省會に於て吉林參議員を認めざる事一は各團體が參議院を承認する事にして谷鍾秀曰く此事は討論の必要なし試に思へ吉林參議員が來院したる時には必ず公文あるならん本院はそれによつて承認すべき筈にして若し果して不正當なれば當初に其入院を准さゞる筈也今既に入院して効力を生じたる上は本院は本院の院章に照して辦理すべく地方が如何に攻撃するとも無効也云々其議員は吉林選舉の情形を調査せんと請ひ王振堯は調査の必要なしと演べ張伯烈は現在各省官派の參議員すら本院は尙ほ承認せるに何を以て民選の參議員を承認せざるの說ありやと叫び其他二三議員の討論ありたる後議長は討論終止を宣告し臨時約法十八條院章第九條に根據して吉林に返電することに賛成するもの丶起立を求めたるに起立者多數なりし次に福建都督の來電によれる福建に寄寓せるものは該省議會內に別に專額を設けんことを請へるの件を報告し汪榮寶は福建省の立法によれば該省に二年以上居住するものは均しく選舉及び被選舉の資格あるなり然れば何省の人民たるを問はず福建省內に居住二年に及ぶものは代議權あり何ぞ必ずしも再び專額を設けんやと演べ其他之に對して發言せるもの二十七人に及び長時間討論の末議長は討論終止を宣告し福建に旅寓せるものに專額を設けざることを表決に付し賛成者多數なりし次に廣西參議員補選の事を議し一面に該省に催して省會を組織し一面に該省議員の公費を送るを認めざることゝなさんとの湯化龍の說に賛成者多くして之に決せり

次に議長は內務部に次長一人を增加するの案を提出し李素谷鍾秀、丁世嶧、李肇甫、張耀曾泰瑞玠等相前後して發言し備さに質問を加へたるが其大要は各部は皆次長一人なるに何を以て內務部のみ增設を要するや若し蒙藏の事繁多なりとすれば何を以て專司を設けずして次長を增加するや既に蒙藏の爲めに設くるとせば用る所の人は蒙藏回疆墾牧の事務に熟悉したるものなりやを問へるものにして法律上より立論せるものと事實上より立論せるものとあり法律を主張するものは官制の變更は法律を動かすものなれば承准する能はずと言ひ事實を主張するものは內務の事務繁くして陸軍財政等の諸部は繁多ならずと謂ふ可らざれば若し內務に次長二人を置けば各部も亦た例を援くべしと言ひ言論甚だ激烈なりし特派員章宗祥は屢ば答辯せしも均しく衆論に壓倒せられて充分に說明するを得ず是に於て特派員の答辯要領を得ずと叫ぶものあり紛々たる辯論久しきに亘りたる折柄張耀曾は議院規則によれば一讀會は唯だ理由の說明あるのみにて質問及び討論の規定なしと告げたるにより衆論漸く鎭息したるが然かも此時尙ほ本案は審査に付す可らずと主張するものあり議長に請ふて即時否決せんと主張するものあり此案は議案と爲す可らずと主張するものありたり然るに凡政府の提出議案は必ず審査に付すべきものなりとの有力なる主張出で丶遂に此說に勝を制せられ議長は本案

を審査に付し特に左の十一人を審査員に指定せり
那彥圖、阿穆爾靈圭、張耀曾、鄭萬瞻、谷鍾秀、汪榮寶
劉興甲、李肇甫李國珍、王振堯、李素
次きに該院議事細則人員起員を舉ぐることゝなし議長は湯化龍、谷鍾秀、汪榮寶、張耀曾、段宇清を指定せり汪は審査會に入らざる人を舉げんことを請ひたるも議長許さず殷汝驪は審査に理事を設けんことを請ひ谷鍾秀之に贊成し此時政府委員相率ひて退席せり谷議員は議長に向つて政府委員は隨便退席し得るものなるやと質問し議長は谷委員に向つて諸君は既に政府委員たれば散會前に退席するを得ず若し隨便去來せんとならば傍觀席に入るべし此後若し再び此樣の事あれば本院は其政府委員たるを認めずと嚴しく言渡したり、

第二回

五月六日午前九時參議院は第二次の會議を開きたり議長は先づ新來議員彭允彝、劉彥、張鶴第、籍忠寅、王家賓の五人を紹介報告し抽籤によつて坐席を定め次いで文件數通を報告し當日の議事日程に入らんとする時丁世鐸は起つて議案に對する言論は贊成と反對の二種に外ならざれば爾後發言せんと欲するものは先づ祕書廳に番號を報告し順次によつて發言することゝなせば一は時間を省略すべく二は秩序を維持すべく願はくば議事細則中に之を加入せんとの說を出し議長は各國議院の通例として議事細則中に規定すべし起草員によつて加入すべきやと問ひ衆異議なくして之に決せり是に於て議長は日程第一なる國會の組織法及び選舉法大綱案を提出し
南京に於て五回の全院委員を開きたるが遂に議決に至らずして今日の日程に入りたり此の案の議論は二つに分つべく甲は先づ憲法を議して後に國會法選舉法を議せんとする者乙は先づ國會法選舉法を議して後國會を組織し憲法を議定せんとするものなりと告げ是れより討論に入りたるが甲の主議を主張するものは秦瑞玠、郭同の舌端尤も鋭く乙の主議を主張するものは谷鐘秀、李國珍、彭允彝の口辯最も盛なりし
秦瑞玠　憲法未だ定らざれば國家の根本法未だ定らず根本法定らざれば國會法選舉法等の附屬法は何によつてか發生せん故に憲法は議決する能はざるも亦其草案を先づ議決し憲法草案中より國會法選舉法を發生して始めて法律正當の原理なり又兩院制の本意は原とより兩院職權の不同にあり決して立法機關の重複に非ず上議院の大總統が彈劾を受けたる時の案件を裁判するが如き又各部總長の承認の如きも皆下議院の無き所にして上議院の特に有する所なり
郭同　憲法既に無ければ國會は發生せず若し萬已むを得ずして定むるも亦不完不備の臨時約法と異らずして多少の衝突を生じ挂一漏萬の毛病を發現すべし故に應さに憲法草案の先議より入手し然る後に國會法選舉法を議すべし然かくすれば即ち此弊なし云々
谷鍾秀　約法上に明かに憲法は國會によつて組織すべきを規定し又國會法選舉法は參議院に於て議決すべきを規定せ

り然らば則ち秦君郭君の言は皆約法の違背せるものなり云々

王振堯　國會法選舉法足らざれば國會は成立するに由なし國會成立せざれば憲法は發生するに由なし先づ憲法を議せんと主張するものは實に國家の成立を阻碍し憲法をして永く成功する能はざらしむるものなり云々

李肇甫　南京に於てこの案を議せし時賊に參議院が憲法を議決せば獨り約法を違背するのみならず全國多數人民の同意を得る能はざるを恐れたり故に先づ國會法選舉法を提出し國會をして早く成立せしむるを期したり反討論者は外國の歷史を以て根據となせるも中國の情勢は外國と同じからず從つて先例の以て援くべきものなし譬へば佛國の歷史上其の憲法の先づ成るは實に改革の慘劇に由る第二次三次の革命を經過し畢りたる時其一次二次の國民議會は尙頗ぶの中に在り故に先づ憲法を成して後國會を成すを得たり米國は即ち聯邦たるの故に憲法は各條約の合併より成りて直ちに宣告を畢れり我國民は皆之れと同じからず憲法を成立せんとして時日を遷延し民國の危險を釀むる能はず故に憲法上一部分の國會法選舉法を先づ提議して以て國會の成功を促し若し國會が反對したる時は國會の改定に讓るべきなり

李國珍　民國は適ま破壞の後に當り萬々純粹の法理を尋ねて事をなす能はず今は唯だ約法の應に遵守すべきや否やを問ふに在り若し遵守すべしとすれば約法には規定あればそれに照して先づ國會法選舉法を定むべし又憲法の草案が憲法と同等の効力ある能はずとすれば謂ゆる憲法上の根據なるものは無根據の根據に屬し之を根據となすを得ず云々

議長　は表決を宣告し乙派の說に贊成するもの丶起立を求めたるに議員總數八十人の內起立六十二人の大多數を以て乙說即ち約法に遵つて先づ國會選舉法を定むることに議決せり議長は別に起草員を擧ぐるべきや否やを議場に計りたるに二三討論の末別に起草せずして全院委員會の審査に附することに決せり

次いで議長は日程第二なる國旗統一案を提出し報告して曰く南京參議院は五色旗を以て國旗と爲すを議決せしが孫總統の來信には天日旗を用ゆるを要すと云ひ內務部江蘇都督は五色旗を用ゆるを要すし其後上海より全國に告して一律に皆五色旗を用ひ居れり故に此案は未だ決せられざるも民國の領土は已に全く五色旗を用ひ居れり云々

谷鍾秀　廣東が仍ほ天日旗を用ふるを除く外は已に均しく五色旗を用ひ居れり五色旗に統一すべし請ふ特別審査に附せん

楊廷棟　は審査附托に反對せしも議長は遂に審査に付し楊廷棟、秦瑞玠、張伯烈、殷汝驪、李國珍、潘祖彝、藉忠寅の七人を委員に指定せり

谷鍾秀　は議長に請求して此後特別審査會は指定されたる初筆の人が他の委員を召集することゝ爲さんと云ひ衆皆之を贊成せり

議長は次ぎに日程第三なる蒞倫の代議權要求案を提出して討論に附し議論百出したるも大體は二派に分れ甲派は代理權を與ふ可からずと主張し乙派は與へて其間を調停せんと

主張し張伯烈、李國珍等は甲派の主張に力め全院議員の多くは乙派に屬したり張伯烈は法理に照すに華僑は本籍地に在れば已に代議權あり其外國に僑居するによつて再び之れあらしむ可らず即ち之れあらしむるも亦た外人の領土を以て選擧區と爲す能はず必ず交涉問題を釀成するに至らんと演べ李國珍は同主義により絕對に附與す可らずと激烈の論議を爲し王振澤有選擧法内に特別に規定せんと言ひ曾有瀾は此次の革命に華僑は固より功あり然るに皆愛國心に出づるものなれば代議權を以て報酬となす能はず商會より代表を擧ぐるは更に不正當なりと論じ殷汝驪は議場内に別に華僑の傍聽席を設くべしと云ひ熊成基は米國議院法により華僑の代表は議院に於て發言權を與ふるも表決權を與へさることゝなさんとの說を出だし谷鍾秀は之に反對して殷議員の說に贊成し張伯烈は代表を擧ぐることにも反對し覃振は華僑は外に在ること一二百年、本省の聲氣と隔絕すれば本省に選擧權及び被選擧權ありとは人を欺くの語にして本院は宜しく之に出づ可らずと叫び谷議員は之を駁して此れは咎を華僑の歸國せざるに歸すべし咎を立法機關に歸す可らずと言ひ湯化龍は華僑に選擧權を與ふべきを主張し審査に付して詳かに研究せんと請ひ張耀曾は熊議員の說に贊成し與ふるに特別の權利を以てすべし然らざれば僑民が祖國に對する心冷淡となりて經濟政策に碍げありと演べたり時に時計已に十二時を過ぐること十五分に及びたれば未だ議決に至らずして議長は延會を宣告せり

東亞同文會春季大會

東亞同文會春季大會を五月十日午後四時より華族會館に開く、當日の議事及根津幹事長の事業報告次の如し

（子爵清浦奎吾君會長席に着く）

○會長（子爵清浦奎吾君）鍋島會長が病氣でございますから私が代理を致します、即ち春季大會を開きます、幹事長より事業の報告を爲し、續いて役員の改選期ですから其選擧を行ひます、其順序に依て執行致します

○幹事長（根津一君）諸君、秋季大會以後に於きまする本會事業の概要を御報告申上げます、例に依りまして內國と支那とに大別して申上げます、內國に於ける事業に於きまして、東京の本部に於きまする調査編纂局の事業に就きましては、秋季大會の時にちよつと申上げて置きました支那の政家年鑑が印刷が段々進みまして、此二月頃完成致して發賣する豫定でございましたが、支那の動亂の爲に官制が變つたり又は重要なる數字の上に變化を來した爲に、訂正やら又は附錄を加へるとか云ふやうな必要が出來て參りました再び又さう云ふことの爲に手を入るゝ爲に出版が延びまして、漸く此頃印刷も完了致して今月一杯内には多分發賣するに至るだらうと思ひます、右は段々頁數が殖へまして、昨今の所附錄を加へて七百頁程のものになりまして中々浩瀚のものになりました、それから東亞關係特種條約彙纂が第四版でございますが、是は本屋と協同して出版しますので目下印刷しつゝあります、三版は千五百頁のもので更に新しい條約を百五十頁程加へた爲に大分頁數が殖へました、是もう一箇月半ばかり經つたならば發賣の運びに至るだらうと本屋からの報告でございますが、此本は從來から

各方向て便利がられた本て、殊に動亂後の支那に於きましては先づ暫くは列國の支那に對する事柄は、國際的經濟事業と云ふものが盛んに起ると云ふやうな時てあらうと思ひますので、それて此特種條約關係に含んて居りまする條約は、多くは國際的經濟のことに關係したる、列國と支那との條約が殆ど全部てございますから、此本は此動亂後の支那に對する研究と云ふ上から申しますると、以前より一層便利がらるゝ場合に立至りはせぬかと存じて段々意を加へて改正を行つて居ります、それから會報は從前は會員だけにしか配りませぬてございましたが、支那の動亂に就きまして支那のことの研究が一層國民間に盛になつて參りまして、同文會の會報は毎月二回づゝ發行しますて、斯う云ふ種類の會としては大概毎月一回のものてありまするが、二回と云ふことは中々骨の折れることてございまして、殊に支那の各地に派遣員を出したり通信囑托なしたり、其報告を取るのにも多額の費用を拋つてそれを集めた會報てございまするので、此際に於て廣く國民の參考に供したら宜からうと云ふやうな所からしまして、評議員會の議決を得て此一月から書肆に命じて賣らして居ります、其方も從つて漸次世間に擴まるやうな傾向になつて居ります、まあ編纂局の事業に就きましては其位のことてございまして、東京同文書院の事業に於きましては、清學生を養成して居りまする東東の各學校ともに、此動亂に就て學生等も皆歸國して革命軍に投ずると云ふ爲に、何所ても皆一時閉鎖した狀況になつて居ります、東京同文書院だけは會の趣旨としまして縱令人數が僅かになつても繼續して行きたいと云ふ考から、多分の費用を加へて從前の儘繼續致して居りましたが、學生は矢張り動亂の影響て著しく減りまして、終になりまして、僅か五十六人かになりました、併し他の學校に比較して見まするとと云ふと多く殘つた方てございます、而して同文書院は其五十六人の者を一層親切を加へて教育に從事して、其儘經過して居りまして此三月の終りに於て十八人卒業致して他の專門學校の方に轉じまして、あとの三十八人と、此四月の年度が改まりまして新規に又ぽつ〳〵來出して來た爲に二人ほど加はつて目下四十人てやつて居りますが、段々あちらの情報て見まするとと動亂の濟んだ爲に留學生が歸つて來る樣子てありますから、是が歸つて來た場合に於きましては他の學校は何れも閉鎖して居る姿て、此書院だけが元の如く開校して居る次第でありまするから、之に多く普通學を修業する程度の者は吸收されて、却て場合に依ては動亂以前よりは盛になるやうな場合になりはせぬかと云ふやうな希望を持つて居ります、さうしまするとと此東京同文書院は當初建てました時に、中學以下の普通學校だけに遺入る支那の留學生は、全部此書院て統一して普通學を授けて置て、それから專門學校へ移らせやうと云ふ考てありましたが、或は其昔日の希望に違するやうの場合に至るかも知れぬと云ふやうな惑じを持つて居ります、それから目白中學校てございます、此中學校の方は極めて成績が宜しうございまして、此四月の學年から第一年生が遺入りまして、古いのがもう第四年生になりまして、四學年級出來て居りますが、此學校の特色は職員が世間て誠に立派な資格の人が揃つて居ります、文學士が現在七人と理學士が八人居りますし其他講師にしましても中々有力な諸師が大勢揃つて居ります、院長以下職員が二十二人居ると云ふ譯て、他の中學に比しまして斯う云ふ揃つた職員の中學と云ふものは先づ日本に餘計あるまいと思ひます、是は同文書院の支那學生の部と中學部と兩方兼れて居るから、斯樣な多數の有力なる職員を網羅して組織して居ることが出來るやうな事情になつて居ります、それが爲に段々文部省あたりても特別に重きを措き此中學を見て居るらしく思ひますし、段々教育界あたりても一つの話に上ぼつて居るやうてございます、それが爲に志願者が、今年の新學生に就て中は々多數のことてございまして、元來あすこは學生を多數入れると云ふことは避けることにしまして、精選して少數の人を養ふと云ふ初めからの方針てございまして、今日でも多數の人は矢張り收容して居りませぬ、併し今度遺入りました學生は餘程多數の志願者てございます、其中から精選しまして八十人餘の人を收容したと云ふやうな譯てございます、それて教育上の成績から見まするとと學業も頗る宜しうございさす、衞生の收態も甚だ宜しうございます、學校は郊外に在り其附近の田舍の子弟を集めて居る所から、學生等も頗る質朴て勤勉を致すさうてあります、浮華輕佻の風が無いと云ふことてございまして、其職員の餘計揃つて居るのと學校の風がさう云ふ風てあると云ふやうなことは一つの定評がございまして從つて其志願者が案外多いと云ふことてあります東京同文書院は是だけにしましてそれ

から會員のことを御報告申上げますが、目下會員の總數が千七百二十三人之を內譯しますると、外國客員が八十四人、名譽會員が七人、終身客員が十人、內國客員が四十一人、內國會員が七百三十五人、是が計八百七十七人、支部の方に就きまして申しますと京都の支部が二百二十一人、弘前支部が五十七人、廣島支部が十八人、內地の支部の會員が計二百九十六人になつて居ります、それから支那の方に於きまする支部の會員を申しますると上海が三百三十一人、漢口支部の會員が四十九人、計三百八十人、朝鮮の支部會員が京城が二十八人、仁川が三十八人、元山が十七人、釜山が六十三人、木浦二十二人、計百七十人、之を全部集めたるものが千七百二十三人、是が會員の現況でございます、支那の事業に就て申上げますれば、支那の方面に就きまして本會の事業の主要なるものは上海の東亞同文書院の事業でございますが、あの書院に於きまして秋季大會以後の狀況に就きましては學業其他總て豫定の通り進行致して居ります、殊に衞生のことの詳しい報告が參りましたが衞生狀態は格別宜しうございまして、いつも一年度內に一人二人位病氣で缺員を生じまするのは誠に遺憾に感じて居る次第でございますが、此四十四年度內には一人の病死者もございませぬ、一般の患者に就きましても、腳氣などは上海は多い所でございますが、此學期內に於きまして書院に於ては頗る少うございまして、去年の同期に比して三分の一以內しか無かつたと云ふことでございまして、其他の事柄も衞生に就きましてはそれに準じて頗る好成績でございます、それから同文書院で每年實行致しまする支那の內地に於きまする大旅行でございますが、今年も之を實行致したいと存じて、折角計畫致して居る次第でございます、御參考の爲に其所へ地圖やら旅行計畫を出してありますからあとで御覽下さるやうに願ひます、此旅行で調査しました報告の頁數が、昨年までの分て五回實行致しましたが、其頁數が六萬頁になつて居ります、尙ほ續いてやりたいと思ひますので、此事業が價打から申しますと此會の一大事業でございまして、假りに國家が必要であると云ふ所から國の事業として調査致すとすれば、其人數と日數等から考へますと云ふとどうしても一回の調査費用を概算して見まするに先づ十五萬圓近くは掛かるだらうと思ひます書院で實行致しまするとの補助費のやうなものが一萬圓內外と見て、一回が實際約二萬圓內外でやつて居りまするが、之を官の事業等にしてやりまするとどうしても十五萬圓掛かります、それな十年間やるものとしますれば百五十萬圓の事業でございます、書院としてやりましたら二十萬圓の事業で、出來上る報告數が今日までの平均數から見ますれば十二萬圓を得る譯で、支那全部の實地調査と云ふものは一通り完了は出來得たらうと思ひまするて是は一大事業と考へて居りまへして、調査完了後は出版して公にする積りで隨つて支那の實地が世に明かになる爲め是れは支那の爲めにもなり亦進て世界を益することであろうと思ひます、それから此上海書院の新學生のことを申上げますが、新學生は目下募集中でございまするが、是も申込が殆ど終りまして、一期の定員は八十人でありまするが、既に八十五人ばかり申込がありまして、定員を五人程超過致したと云ふやうな次第で誠に好都合でございます、是は八月の中旬に於て例の如く全者を東京に招集しまして、宮城拜觀な願ひ其他諸準備なし、重要事物の見學を終へまして、名古屋、京都大阪、神戶等の實地の現況を見學なして、それから上海に向つて九月の十日頃に着す豫定が出來て之を實行致す積りでございます、上海の書院の狀況に就きましては是だけに止めて置きますそれから支那時局後全般に對しまして會の執りました仕事に就て摘んで申上げて置きたうございます、秋季の時に申上げました如く、此時局に就きまして特別に支那の重要地點に派遣員を出しまして、奥の方は重慶成都間を兼ねて一人、それから長沙武昌漢口を兼て一人下つて南昌九江を兼ねて一人、南京蕪湖と鎭江を兼ねまして一人、上海からは蘇州へ人を出して之を辨することゝし寧波杭州溫州を兼ねて一人、福州には其所に居る人に囑托しまして廣東にはこちらの派遣員が常に居りまするからそれに命じてやらせる、斯の如くずつと派遣員を囑托したり特に派遣して配つたりして調査をさして置きました、是等の人達は其土地に於きまする革命黨の首領株と交際し、或は商業會議所の會頭其他有力者と交際して日支間の通商を持續することに勞める、或は諮議局議員の主なる者、其他地方の有力者等と交際し、下地を作つて置て、本部からの時宜の場合に依て行動を執ると云ふことになつて居りました、形勢の進むに從つて其下地の出來た所で本部より有力者を派して各地を周遊

し以て楊子江以南の各省を結束して一つの確實なる共和國を形成して、それから進んで北の方にも盡力して、而して支那全局の爲め日本國家の爲めに大に盡す考でありましたが。其形勢が以外に早く進んで忽ち所謂統一民國が出來て來ましたのでさう云ふことまで手を出すと云ふことの必要な見ずに仕舞ひました、先づ大體に於きまして時局も一段落と考へましたに就て此四月限りとして派遣員は一時皆歸京を命じまして目下皆歸りの途にある次第でございまして、其仕事ば之で一段落と致しまして、尙ほ尙途必要に於ては進て日支兩國の爲め機宜の處置を執る積りでございますが、今此特別派遣員に關したことはさう云ふ成行になつて居ります、それから支那に於きまして先づ時局は唯今申す如く之で一段落を告げたものと認められますので、就ては此動亂後に就きまする支那に對して國家並に國民が益々奮つて對支那經營の發展に努めぬければなるまいと思ひますので、同文會としましては國家を助け又は國民を誘導して便利を圖り日支間交際を親密にし進て支那の進運に協助するとに益々努めなければなるまいと思ひますので、それて其支那經營と云ふものに向つてどうしたならば此動亂後に於て會が大に盡し得るだらうかと云ふことに就て、先づ假に財源な構はず差當り金が出來たならばどの位の案が必要であらうかと云ふとに就て攻究致して置きまして、此所に十四の案を得て居ります、長くなりまするからして箇條だけちよつと申上げまするが、之を假に總括して對支那經營助成案と名けて居ります、第一は支那の通商港全部に領事館若くは分館を全部設置する案、二が支那に對して通商誘導館と云ふものを設立する案、第三が支那と日本と觀光團を盛に交換すると云ふ誘導案、それから外務省の機記生を特別に養成すると云ふ案、第五が特殊學生養成案と云ふ、是は上海の同文書院に農科と工科と二科を加へて農科生工科生を增加養成することを擴張したいと云ふ案でございます、六は支那に關する調査編纂出版案で、第七は支那實地調査案にてそれから得た材料に依て盛に支那に對する事柄を編纂出版する、第八が漢字新聞の大きな規模のものを新に興隆すると云ふ新營案、第九が支那の國都に持つて行つて駐在員を派遣する案、第十各省の省城のある所に駐在員を常派して置きたいと云ふ案、十一は商工支那學生の養成案で、是は支那の子弟を要地々々に就てそれを講習科のやうにして、商務工務に關する知識を授けたいと云ふ案です、第十二は東京に支那學生を善導する案、第十三が日本と支那との聯合した日支俱樂部と云ふものゝ創設案、第十四が待賢館創設案、支那から段々動亂に就きまして賢人或は有力者が日本へ段々渡來して來るやうでございます。日支間は古來から特別關係の間柄にもあり孰れの統派系統を問はず不如意なるさう云ふ人達を優遇してやりたいと云ふ所の案でございます、斯うまあ十四案ございまして、之に就きまして領事館をを部設置すると云ふ案は是は外務省でやるべきことでありますから外務省の仕事としまして、其他の案は金さへあれば同文會でやつて出來る案でありまして、又やりたい希望を持つて居るのでありますが、或は支那に對しての通商誘導館などゝ云ふものは、性質から申しますと農商務省あたりでやるべき案で、其他は同文會でやるのに適して居る案と考へて居りますが、之に就ては莫大の財源を要しまするので、概算しました所が先づ初めの年は約五十萬圓、二年目からは約二十萬圓づゝの經常費增加を要します、一どきにはやりきれません、或は政府に勸めて政府にやらせる案もある、又は他に勸誘する案もあります、同文會でやるに最重當なる案に就きましては出來得べきだけ財源か求めて二つでも三つでも會として實行に掛かつて見たいと云ふ所から致しまして、それ〳〵即今所要の方面に向つて運動を試みつゝある次第でございます、どうか實行の運に至らしめたいものだと存じて居ります、事業のことに就きまして申上げると先づ此位のことでございまして、それから各方面から集りました報告に依りまして、支那の大勢に就て現在未來に亘つて御參考に概略を申上げたいと存じまするが、目今の場合でございまするから申上げる箇條は中々多うございまするし多くの時間を要しまする、且つ目今の狀勢としまして人々見る人に依て違ひますので、今日細かいことを申上げました所が十分なる御參考にもなるまいまいかと存じますので、唯だてを綜合した上に就きまして其一箇條々々々に就きまして箇條だけちよつと御參考に申上げます、それで此動亂に就て支那のやつたとやら形勢の成行に就て種々評論する所が人々違ひますけれども、公平に先づ私共が報告やら自分の見地やらで見た所で申しますると云ふと、益して居る所もあり損をして居る所もあるやうであります、支那の大勢が小康を保つに至つたも

のと假定するときは六國借款成立し、新國家承認問題決するときは先づ大體小康の形勢に歸するならん支那國家社會の爲に考へて得た方に就て申しますと云ふと主なるものが八箇條程あるやうでございます、此中でちよつと箇條を申上げますると、果して人心が安泰に歸してそれから新施設に掛つたらば斯うであらうと云ふ、人心が安泰に歸したと云ふとを假定しての見方でありまするから、人心が安泰に歸せぬ以上は何事も出來ぬ場合でありまするから、さう假定して是は研究した箇條でございます、さうならば第一は財政の擴張と云ふとを認めて居ります、それから政務の振作、第三が幣制の統革、第四が金融機關の整頓、第五が交通機關の改進、第六が農工商業の發達、第七が教育界智育體育の改良、第八が滿漢の融和と云ふやうな八箇條ありますが、是は人々の見樣に依ては反對に認める人もあり或は全く無希望に考へる方もあり色々に見方が此際のことですから違ふやうでありますが、私共は色々のことを綜合しまして或る程度までは此八箇條と云ふものは得る方の部に入れて見たが公平の見方であるまいかと思ひます、殊に此の財政の擴張の如きは日本の何れの新聞に於ましても頗ぶる悲觀ばかりてございまして、財政の關係で支那は全部倒れて仕舞ふだらうと云ふ見方は十人が十人までさうであります、併し人心が安定に歸した場合として考へまするると云ふと幾程もやり樣はあるので、決して絶對に悲觀すべきものではあるまいと思ひます、と申すのは數の上から申しましても現在支那の內外債を集めた所で十四億萬兩、それに六國借款の六億を加へましても二十億萬兩でございます、支那の前途財政が整頓した場合に於ての財源はどちかと考へて見まするると云ふと、宣統三年に發布した豫算が、あれは略確實なものでありまするが銀約四億萬圓ほどありますあれを八億萬圓位に進めると云ふことは決して難からぬことだらうと思ひますと申すのは財源から申すと云ふと有望な財源を幾らも持つて居ります、例へば酒稅の如き、煙草稅の如きは殆と手を付て居らぬと申す程度、鹽稅、是は從前やつて居りますけれども增額の餘地は澤山あります、それから地租の如きも私共の計算しました所では從前は地租は極めて輕微ものでありますか、それに種々の各地にて附加稅のやうにして澤山の負擔を加へて居ります、それ等は或は役所の雜費に浪費してしまつたり、或は官吏の

懷中に歸したり其他詰らなく使用するものが中々多額のものであります、それ等を整頓して政府の收入にすると云ふとなりますと、地租の一項だけても餘程增します見込てありまするし、それから鹽稅の如きは既に此間顧希齡あたりが發表して居りまするあの財政意見を見ましても、鹽稅が現在四千萬兩、之を八千萬兩にするのは甚だ易いことであると云ふので、今度の六國借款の抵當にすると云ふに就て、六國の者の考へる所も鹽を以てすれば鹽だけで宜しい、元利を拂ふ上に就て鹽の稅法が整頓して確と行はれさへすればあの一つだけで宜いと云ふて相談して居ると云ふやうな譯て、斯の如く大きな稅源が幾つも餘つて居るのでありますから、人心が安泰に歸して政務が振作し漸次實に著くと云ふことになれば貳拾億位の內外債を持つて財政を好都合に捌いて行くと云ふことは決して出來ないことてはあるまいと考へて居ります然るに中々支那の財政の事柄は見る人毎に違ひますのてあります、それから新政變の結果として國家社會に不利を來す乃ち失ふ方に就て考へまするると云ふと是も八箇條ほど私共發見して居りますが、是も矢張り各地から來た報告を綜合しまして箇條にしましたのてそれは推定に過ぎませず、第一が明教上の故障、是等はもう御承知の如く君臣と云ふものが無くなりまして周公旦の經綸と云ふものは一旦終りを告げた、支那の社會と云ふものは今日迄明教で治めて居る國でありますから、是から社會は色々異論が生じ來るだらうと思ひます、二が藩派の大軋轢、紛擾、三が一部女性の跳梁、四が一部書生の跋扈、五が軍人の橫行、六が解兵編害、七が賄賂が盛に行はれること、八が同盟罷工の發生、失ふ所の大なる事を箇條にして擧げますと私共の見た所では此八箇條だけは或は來りはせぬかと思ひます、が是は或は杞憂に止まり或は釀し來りても其度の微輕ならん事を吾人は隣證の情より冀ふものであります、もう段々時間も多く掛かつたやうてございますから、ちよつと御參考に右の箇條だけを申して此邊に止めて置きます

○會長（子爵清浦奎吾君）　次に役員選擧に移りますが、先づ第一に會長の選擧を行ひます、是は例に依りまして座長から選擧致しまして、而して皆さんの御承認を受けたいと思ひます……會長は矢張り鍋島侯爵を選擧致したいと思ひますから皆さんの御承引を願ひたうございます

○子爵曾我祐準君　異議はございませぬ、どうか鍋島侯に續いて會長になられることを希望致します

○會長(子爵清浦奎吾君)　皆さん御異議はございませぬか…然らば其趣きを鍋島會長に通じまして承諾を求めます

子爵清浦奎吾君退席

子爵曾我祐準君座長席に著く

○座長(子爵曾我祐準君)　私幣く此座長の席に着きます、副會長を是から選擧することに致します、御承知の通り唯今は清浦子爵が副會長でございます、如何でありませうかどうか私は矢張り副會長は清浦子爵に御願ひしたいと思ひますが、皆さん御異議がございませねば…

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座長(子爵曾我祐準君)　それなら從前の通り此期も亦副會長は清浦君に御願ひ致すことに致します、左樣御承知を願ひます

子爵曾我祐準君座長席を退く

子爵清浦奎吾君會長席に著く

○會長(子爵清浦奎吾君)　唯今承りますれば私を再び副會長に御推薦下さつたやうでございますが、實は本會に對して何等功績を奏することもありませぬし、重れて此任に當りますことは甚だ恐懼と慚愧に堪へぬ心持が致しますが、併し折角の御推薦でございますから一應御請けを致します

○子爵曾我祐準君　何分どうか宜しく…

○會長(子爵清浦奎吾君)　次に評議員、幹事長、幹事、會計監督の選擧を致しますてございますが、是亦總て從前の御方々に御願ひすることに致したいと考へますで御承認を得たいと思ひます…別に不同意もあらせられぬやうでありますから其通りに取計ひます、諸君より別に何か御提議にてもなることがありますれば格別、別に御提議がございませぬければ大會は是れにて閉會を告げやうと思ひます…それでは閉會致します

右終て後支那公使汪大燮氏以下四名を主賓として晩餐會を備す、席上清浦副會長

支那の動亂中公使が陰に陽に努力せられたる事は吾人の同情を禁ぜざる所なりしが幸にして動亂も速に平定に歸したるは洵に同慶の至りに堪へす縦令支那の國體變更し又政府の組織變更するも日支兩國の國交に何等の影響を及ぼすものにあらず吾人は將來兩國の國交益々敦きを加ふるを信ず云々

と陳べ右に對し汪公使は左の答辭を述べて九時頃散會せり

我國は今回革命によりて國體を變更し隨て政府の組織も亦變更を來せり然れども日支兩國は歷史上地理上密接なる關係を有するを以て之が爲に國交上何等の變動を蒙むるものにあらず近來兩國の關係につき往々面白からざる風說を耳にする事あれど固より何等の根據なき浮說に過ぎざれば識者は一として之に耳を傾するものなし是れ兩國の國交の如何に親善なるかを表證するものにして予等の最も滿足する所なり東亞同文會は我國の爲には從來より夙からず盡力されつゝあり今後においても尙倍々兩國の利益を增進するに努められん事を望む云々

同日改選せられたる役員及出席者左の如し

會長	侯爵	鍋島直大	
副會長	子爵	清浦奎吾	
幹事長		根津一	
幹事		小川平吉	大原武慶
		大內暢三	柏原文太郎
		山內嵩	白岩龍平
評議員		犬養毅	伊澤修二
		長谷場純孝	子爵花房義質
	男爵	林權助	原敬
		早川千吉郎	花田仲之助
	侯爵	細川護成	頭山滿
	伯爵	德川達孝	床次竹二郎
	子爵	大浦兼武	大岡育造
		大谷嘉兵衛	大石正巳
		押川方義	伯爵正親町實正
		大久保利武	奧繁三郎

會計監督出席者

小田切萬壽之助　加藤正義
高田早苗　竹越與三郎
子爵曾我祐準　添田飛雄太郎
津輕英麿　根津一
侯爵鍋島直大　子爵鍋島直彬
中島眞雄　中西正樹
長島鷲太郎　中橋德五郎
宗方小太郎　子爵內田康哉
井手三郎　男爵野田卯太郎
野田卯太郎　侯爵黑田長成
桑田熊藏　倉知鐵吉
山座圓次郎　男爵松平正直
松田正久　伯爵松浦厚
男爵近藤廉平　小山秋作
河野廣中　男爵有地品之允
安達謙藏　男爵齋藤實
男爵阪谷芳郎　澤柳政太郎
坂本金彌　子爵清浦奎吾
男爵南岩倉具威　筑浦勝人
柴四郎　元田肇
森村市左衛門

曾我子爵　山內嵓
平原文三郎　上原武十郎
田邊安之助　平井千太郎
中西淳亮　角谷八平次
奧田芳紀
根津一
松井廣吉
十時彌

清浦子爵
大原武慶
五百木良三
河原橋彌
井上清秀
安宅良孝
松本忠雄
小山秋作

支那

第參卷　第十一號

目要

●幣制改革問題
●支那經濟上に於ける列國の勢力
●支那の政社
●吉林材と其將來
●革命亂後の奉天支那人の金融
●資政院彙報
●熊總長財政報告
●四川雲南紀行
●最近の支那時事
●上海、營口、奉天、福州、九江、南昌通信

東亞同文會調査編纂部

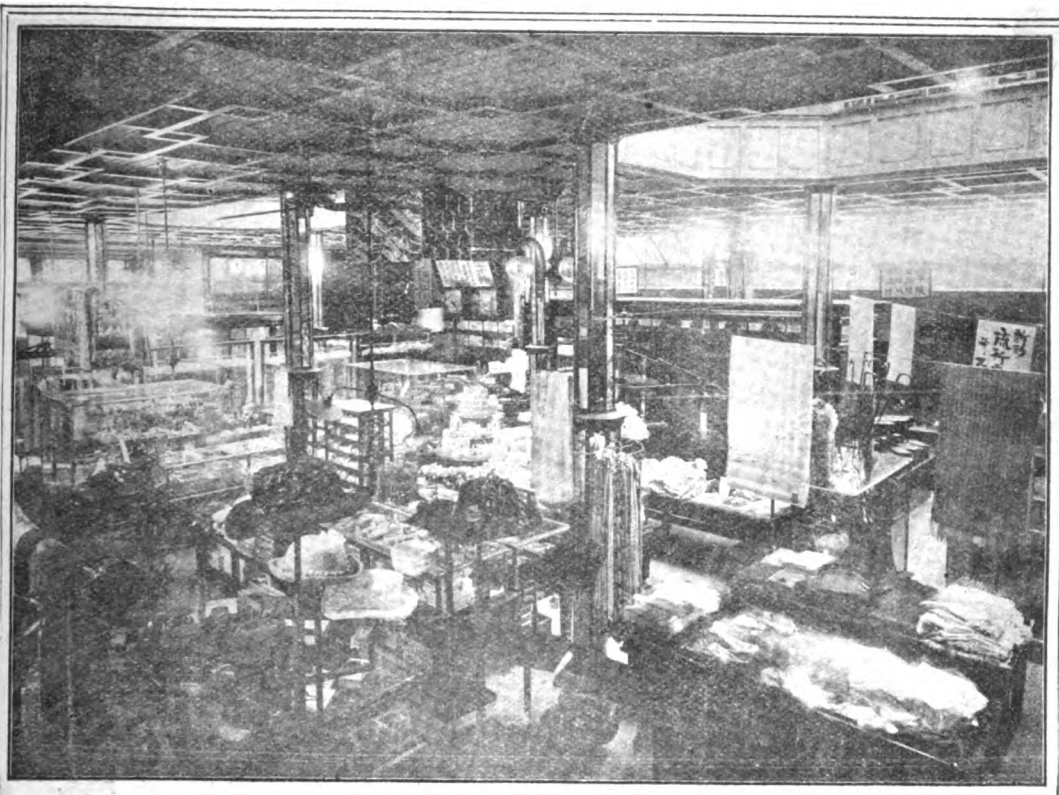

呉服太物洋反物類
袋物小間物類
歐米雜貨化粧品類

四季の流行に應し常に潤澤に用意致居候間御用命の程奉願上候

たかしまや
飯田呉服店
大阪市南區心齋橋二丁目

歸化城に於ける喇嘛塔

濟南の孔子廟

東京市麹町區錢瓶町(常盤橋内)

日本興業銀行

資本金一千七百五十萬圓

營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

東西南北

何んな邊鄙な田舍にも
殘る隈なく効驗は知られ

婦人病ならに限ると

東洋諸國は云はずもあれ
歐米の人までも仰せになるほど

信用厚い中將湯

中將湯は子宮血の道より起る左の諸症を全治す

- 子宮病
- 血の道
- 内膜炎
- 腸加答兒
- 下腹痛み
- 夜眠れず
- 難産流産
- 氣ふさぎ
- 月經不順
- 産前産後
- 胸先差込
- 腰足冷込
- 白血長血
- こしけ
- 癇高ぶり
- 月經滯り
- 逆上頭痛
- 月經痛み

定價

四日分	一週間分	二週間分	三十五錢
五週間分	壹圓十錢	壹圓六十錢	貳圓五十錢

本舖

東京日本橋通四丁目
津村順天堂本店
振替口座六〇八番

大阪市堺筋大寶寺町
津村順天堂支店
振替口座四五六番

- 中將湯は各藥店にあり若しなき時は本舖に申越されよ本舖には加減藥あり

第三卷　第十一號

論壇

◉幣制改革問題（一）

根岸佶

緒論

滿清朝廷に於ては明治四十三年五月二十五日幣制改革を確定し尋て兌換券發行規則を發布し四國銀行團體より一億圓を借入れ内七千萬圓を以て幣制改革資金と爲し外國人を聘して其顧問と爲し幣制改革に着手する豫定なりしが武漢の亂不測の裡に發生し一時中止の已むなきに至りしも幸に官革二軍の妥協成立し平和克復せしかば幣制改革の議復興し我東京銀行集會所にても支那幣制の調査を開始したる由なれば此際幣制改革の私見を述ぶる亦無用の業にあらざるべし

支那の幣制改革問題に對しては未だ一定せる意見なく或は行ふべからずと論ずるものあり或は行ふべしと論ずるものあり行ふべしと論ずるものも亦其意見一ならず或は銀貨を本位とすべしと曰ひ或は金貨爲替本位とすべしと曰ひ或は金貨本位とすべしと曰ふ其何れに折衷すべきか人をして迷はしむるもの少なからず先づ行ふべきや否やを論じ尋で行ふべきものとすれば何れの制度を用ふべきやを論ぜんと欲す

第一節　最新幣制改革案

幣制改革の行ふべきや否やを抽象的に論ずるよりも最新幣制改革案なるものが果して行ふべきや否やを論ずるを以て捷徑なりとす最新幣制改革案なるものは拳匪の亂後熟議を重ねるに熟議を以てし幾度か立案し幾度か廢止し最後に決定せられたるものなれば支那に於て立案せられたる最良のものたると勿論なり而も該案を以て行ふべからずと論ずるもの少なからず此等論旨の意見と其論旨の適不適を檢せん

第一　支那人は幣制改革を喜ばざること

支那人民は保守的にして舊慣を重んじ新貨幣制度を頒布するも之を遵奉することを喜ばず古來民主々義の國にして官威輕くして民權強きにより官吏は人民を強ひて新貨幣をのみ用ひしむること能はず舊貨幣依然として行はれ新貨幣は單に舊貨幣に交はりて用ひられ新貨幣制度は貨幣を統一せずして反て貨幣の數一個を加ふるに過ぎざることゝなるべしと

支那人は保守主義を遵奉せるは我德川時代と異ならざりしも外國の刺撃に依り保守主義破れて進歩主義勝を制したるは亦我維新に相似たり四千年來の君主專制變じて立憲政體と爲り更に變じて共和政治と爲れるを見れば明なり現時支那人の多くは輕跳にして舊慣を見ること弊屣の如く只歐米皮相の文明に憧憬するものなれば貨幣のみ舊を尙び新を厭ふの風あらんや最近貨幣流通の狀況を調査するに新貨幣を用ひられ舊貨幣廢せらるゝの傾きあり即ち墨銀始め外國銀貨及內地の新銀貨漸次流通區域を增加し馬蹄銀一文錢の如き舊貨幣は漸次に縮少し廣東廣西の大半は銀貨流通し馬蹄銀は其影を潛めたり況んや今次の革命に依り舊物破壞新制創設の氣風を增長せるに於てをや

第二　各省が造幣權を保有せんとすること

支那人は造幣を以て有利の事業なりと信じ又造幣に依り利益を占むること少なからざるに依り之を以て各省の財源と爲さんとの希望多く今次の亂各省獨立し各省の勢威强く中央の權力弱きを致したれば各省は必ず造幣權を保有せんことを主張すべく各省が造幣權を保有する曉には財政の缺を補ひ私囊を滿たさんが爲め惡貨幣の鑄造行はれ殊に補助貨の濫發甚だしかるべく貨幣は品位の優劣と量目輕重に基きて市價定まり一省の貨幣は一省のみに通用し他省に通用せざるの奇觀を呈することあらんと

論者の說一理なきにあらざるも此說は滿清朝廷の幣制改革を爲さんとするとき行はれたるものと同一にして朝廷が最も有利なる銅錢鑄造を中央に移し後一切の造幣權を中央に收めたるも各省の督撫は豫て世評ありたるに拘らず何等の反抗をも爲さゞりき造幣權を各省に分與せずして中央に集中するの議決すること既に久しければ各省が造幣權を保有せんことを主張するものなく假令主張するものあらんも中外の大勢に壓せられ之を貫徹すること能はざるべければ各省區々の貨幣流通することなく全國統一の貨幣發行せらるるならん

第三　幣制改革資金の缺乏

世人の說く處に據れば支那の人口は四億にして之に適應する貨幣を供給するには數十億の金を要すべし六億の借款すら財政窮乏燒眉の急なるにも拘らず協議始まりてより數ヶ月に亘るも尙ほ未だ落着せず況んや貨幣改革の爲め數十億の資金を借入れんとするに於てをや折角の貨幣改革も資金缺乏の爲め實行の運びに至らざるべしと

謂ふに支那に於ては世人の想像する如く多額の流通貨幣を要せず支那にては信用順る發達し商人は大抵帳簿上の貸借のみに依り取引を決濟し各銀行は皆兌換券を發行し而も自由發行制度にして準備金に對し何等の制限を受けざるを以て一の準備金を置きて二十の兌換券を發行するもの少なからず從ふて正貨は極めて少量にして外國人の想像にだも及はざるものあり古來支那に於ては銀の產出甚だ乏しく唐の盛んなる頃一百年間產出したる銀は僅かに二百萬兩に過ぎず宋の盛時も每年平均二十萬の產出なりと稱せらる明より淸に亘り每年平均四五萬兩の產出あり最近一百年間に雲南に於て約一千三百萬兩產出したるが是れ支那に於て最も多く銀を產出したるの時なり從ふて銀は大抵中央亞細亞或は廣東方面より支那に輸入せられ以て支那の需要を充たしたり然るに此等の銀も亦鴉片の輸入盛んなるに至りしより再たび外國に輸出せられ國內に非常なる恐慌を惹起したり現今支那に流通する銀貨は概ね光緒以降の輸入に係るものにして會議政務處の調査に據れば一八八八年より一九〇八年まで二十一年間に輸入せられたる銀は二億三千萬兩なり是れ實に現今支那に流通する銀貨の最も重要なる資源なりと

す又支那に於ては銅錢の流通侮るべからざるものにして內地に於ては銀貨よりも寧ろ銅錢用ゐらるゝの有樣なるも是れ亦銀と等しく國內の生產額極めて乏しく順治の初より道光の終まで鑄造せられたるもの一億緡を出でず最近銅元の鑄造盛大にして其鑄造せられたるもの一百二十億個と傳へらる斯の如く銀銅の生產輸入及鑄造の三點より考ふるに現時支那に流通する貨幣は世人の想像する如く決して多かるべきものにあらざるは明白なり今揚子江沿岸通商港に於ける流通貨幣の高と其人口割とを表示すれば左の如し

地名	人口	硬貨	一人當り
	人	兩	兩
重慶	三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、三三三
宜昌	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇、七一〇
沙市	八六、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四、六五〇
長沙	二三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、三五〇
常德	一五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、三三〇
漢口	六〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	八、三〇〇
九江	三〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	〇、八〇〇
蕪湖	一〇〇、〇〇〇	一二九、〇〇〇	一、二九〇
南京	二三〇、〇〇〇	二五六、〇〇〇	一、二〇〇
鎭江	一五〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一、三〇〇
蘇州	四五〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	一、二〇〇
杭州	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
寧波	三五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一・五〇〇
天津	七〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	六、四三〇
營口	八〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一、三五〇

も日本の居留地は數に於ては多しと雖も、或は沙市、重慶、安東縣、厦門等の如くあまり重要ならざる地にあるもの多く、これを英國が長江沿岸の要地及廣東等に有するが如きに似ず、即ち數に於て優り質に於て劣れるものか、而して斯くの如く數に於て優り質に於て劣れるもの獨り啻に日本の英國に於けるのみならず更に又列國居留地分布の狀を知るは、支那に於ける其國の勢力を有する地方を知るの一助ともなりて、甚だ興味多き事に屬せるが、即ち其結果は次の如し

國名	北支那	中支那	南支那
英國	一	五	三
日本	三	六	一
露國	五	一	—
佛國	一	二	一
獨逸	一	一	—

これに依て見るも英國の勢力が中南支那に盛なる事、露國の勢力が主として北に偏せる等の事亦知り難しとせず、既に其專管居留地を有す、此を根據として其地方に其國の經濟力の勢力圈を擴大する事決して難しとなすべからず、これを有するものと有せざるものとの經濟上の勢力發展の難易問はずして明か也、即ち居留地を有するは既に優越せる勢力を有せる所以にして、而して又將來に於て有し得るの素因となすべき也

第五節　鐵道に於ける列國の勢力

支那に於ける鐵道の發達は遲々として進まざるの觀あるも、今や既設鐵道の哩數は五千八百五十五哩に達し、彼の工事及計畫中に屬するものは二萬一千哩にあまる、支那に於ける鐵道哩數は既に此多きに達すと雖も、其かも其內の大部分は或は外國に資を仰ぎてこれが抵當となり其管轄權の一部を外國に委ね、或は外國の技師、會計監督等の監督の下にあり、完全に支那政府の管轄に屬するものに至りては甚だ少し

一方列強は支那に鐵道を敷設し、又は支那の鐵道に放資するは、最も有効なる勢力扶殖の方法、有利なる投資の途なるを以て鋭意これが敷設權の獲得、又はこれが資金貸付を計れり

支那は鐵道を外國の勢力の下に置くの甚だ不利なるを知ると雖も、或は戰敗の餘或は他の口實の下にこれを要求せられ、或は又交通機關整備の必要に迫らるゝも資金乏しき爲止むなく資を外邦に仰ぎ、遂に其鐵道の大部分をして列強の管理權を認めざるを得ざらしめたり、今支那に於ける鐵道中外國の勢力下にあるものを其國に從つて分別列記せば次の如し

英國

滬寧鐵道	一九三哩
淞滬鐵道	一〇
滬杭甬鐵道	一一四
唐河秦皇島鐵道	六
道清鐵道	九六

廣九鐵道	一一〇
津浦鐵道南段	二五〇
計	七七九
露國	
東淸鐵道	一、〇七七
計	一、〇七七
獨逸	
膠濟鐵道	二四五
博山支線	二四
津浦鐵道北段	三九一
計	六六〇
佛蘭西	
正太鐵道	一五一
雲南鐵道	二九一
西寧鐵道	五〇
計	四九二
日本	
南滿洲鐵道	五三八、五
安奉鐵道	一八八、九
吉長鐵道	二八（未成線五二哩あり）
計	七五五、四
白耳義	
汴洛鐵道	一一五、
計	一一五、

陸上に於ける交通機關として最も重要なる鐵道を所有し、或はこの上に特殊の優越なる權利を有するは、他國に於て其勢力を扶殖するの最良の方法として、英國が夙に其殖民地經營に用ひ、併せて又歐洲列强が支那に對して孜々としてつとめし所に係る

支那に對して、一哩の鐵道を有するはこれ支那問題に對して或發言權を有する所以なれば、列强は或は支那に鐵道を敷設し、或は支那の鐵道に對し資金を貸付け其鐵道に對し或權利を保有せん事に腐心し、列强が一時支那の鐵道經營に熱狂したるの狀は想望するに堪えたり

從て今や支那の有する既設鐵道五千八百五十五哩中三千八百七十九哩は外國の管理又は外國が或權利を保有する所のものに係る、而して此外の支那政府の管理の下にあるものと雖も或は關內鐵道に於ける英國、潮汕鐵道江西鐵道に於ける日本の如く、尙多少の發言權を保留せるものあれば、純然たる支那の勢力の下にある鐵道は甚だ僅少也と云はざるべからず

今支那に於ける鐵道中或は外國の所有に係り、或は又外國が特種の權利を保有する所のもの、哩數を國別に依て計算する時は露國は一、〇七七哩にして最も多く、英國は七七九哩にしてこれに亞ぎて第二位に位し、日本は七五五哩にして第三位にあり、獨逸の六六〇哩、佛蘭西の四九二哩、白耳義の一一五哩漸次之れに次ぐ

而して是等の鐵道につき其所在を考察するに露國の勢力下にあるものは北滿に、英國の勢力下にあるものは主として揚子江沿岸及廣東に、日本の勢力下にあるものは南滿に、

人等祖國の內亂外迫に激し漸く政治を口にせむとする風を生じたり宣統元年帝國統一黨初めて出現し同二年資政院の召集と共に政黨の必要起り宣統三年末朝廷辭位に至る迄の間に於て各地省城等には法制學堂法制研究所自治研究所等の設立せらるゝもの簇出し法制に關する出版物も漸く多からむとし右記諸黨の發現を見たり

一、憲友會　地方諮議局聯合會を中堅として宣統二年統一黨の改名組織したるものにして會員六十餘名湯化龍孫洪伊二氏之れが牛耳を握り各地に支部を設立して政黨の基礎漸く緒に就かむとする形勢を呈せり

二、憲政實進會（又は藍票黨）　陳寶琛、榮乃宣二氏を首領として資政院勅選議員によりて宣統二年組織せられたる守舊黨とす會員五十餘名

三、辛亥俱樂部　資政院の互選議員によりて宣統二年に組織せられ易宗夔、羅傑諸氏の雄辯家會員六拾餘名よりなり政府の反對黨と認むべきものとす

四、政學會（又は白票黨）　資政院議員のみを會員としこれ又宣統二年に組織せられ汪榮寶氏等二十餘名の會員を有したりき

此外著名なるものには江蘇浙江人士を中心とせる豫備立憲公會の如きあり河れも未だ嚴密の意義に於ける政黨と認むべきや否やは疑問にして一人にて數黨に名を列ねたるが如き者もありき彼等は朝に野に高論遊說して憲政の研究輿論の惹起に盡し最後に政府に逼りて憲法實施の期を三ケ年間短縮せしめたり然も國民性の墮落は多く清國政府の黃金に屈して諸氏が高論終始一貫不屈不挫諤々一以て之を貫きしもの甚だ稀なりしが如し昨年革命の飛檄黃鶴樓上より飛ぶに及んでや清國の形勢は急轉直下の勢を以て進み黨人四散して又影無し斯如くして前記幾多の政社も亦改造の已むなきに至れる也

革命以後

宣統三年八月（明治四十四年十月）天の命を革むべく黃興、宋教仁等武昌に於て第八鎭統制黎元洪を擁して與漢滅滿を呼號するや南方諸省風を臨んで伏し大局炭々支持すべからず本年二月十日宣統皇帝は堯舜禪讓の美名を以て位を辭せられたり此間策士論客南北に交騙し曰く君主立憲曰く虛君立憲曰く共和と浮草や今日は向ふの岸に咲き此結果政局の變轉は走馬燈よりも速に國內騷然支那人は共和を鵜呑にして惟是終りに共和を口にせざるなきに至り所在政黨政社政團の創設提倡は新聞紙の發刊と共に一時の流行をなし目下支那全國を通じて政黨結社の起るもの一時三百有餘前代未聞の觀を呈せり一面男子がかく迄政治熱に煽らるゝの餘波は閨門に及び門裡の巾幗をして先づ女子北伐軍とならしめ次で南京に於ては女子の參政權運動起り彼等は參政權附與を南京政府に逼りて參議院に投石するの狂劇を演じ北京其他各地に於ても花顏菱足能く有鬚の男子と肘を交して政治を談ずるものをも生じ現に廣東省の如きは省議會に三名の女代議士選擧せられたりと言ふ

如斯此次の革命は一般支那人に政治的觀念を普及せしむる

に力ありしも元來支那人の大部分は無學なれば共和の意義すら知らず國が共和となれば租稅が安くなる又は無くなる又は納稅は個人の勝手也位の單純なる考を抱くもの多く又之を古老に叩けば沒法子と答ふるのみ彼等の眼には君主制可なり共和制可なり斯の佛國革命後一人の老婆妾は革命によりて娘に歸れりと稱し若き男に接近せむとしたる笑語にも似て可笑もあり予は革命が政治上に及ぼせし影響に就ては暫時茲に之を述べず却而政社の發達與滅離合を尋ぬるに昨年十一月頃朝廷未だ退位せざる以前國論は君主民主の問題に向つて解決せむと欲せし當時袁世凱氏は民主黨の代表王兆銘と君主黨の代表楊度兩氏をして國事救濟會を設立せしめこれによりて君主民主の何れかに決せしめむとしたるも人心次第に共和に向つて走り忽ちにして解散を宣言するのやむ無きに至るや昨年十一月六日革命の援助機關として國民協會成りし一方清廷の爲に末尾の報効を試みむとする宗社黨の結黨あり一月三日中華民國聯合會が章炳麟氏等によりて上海に於て創立大會を擧行せらるるあり此等と前後しと三百餘の政社政團各地に現はれ共和の波濤は澎湃天に冲せりこの間袁氏は河南の草廬より一躍廟堂に昇り一面皇帝をして位を辭せしめ他面革命黨を挫いて政權を其手に收めたり革命黨は軍資缺乏の爲め餘儀なく功を袁氏に讓り僅に倒滿の目的を達したるも遂に彼等の手に政權を左右すること能はざるに立至れり之れ彼等の遺憾とする處なるべく革命黨員よりなる同盟會が是乎南京に發現し民社が是乎武昌に起り重に准革命黨員よりなる中華民國聯合會と統一共和黨とは上海に合同して統一黨と稱せり南方の天地三黨鼎の如き時袁氏は五大民族共和聯合會と稱する結社を北京に於て結ばしめたり此外無政府主義並に社會主義者よりなる社會黨は上海に於て一月十日に成立するあり更に激烈なるものには天津の鐵血監督團南京の中華進步黨の如き暗殺を標榜せる者すら堂々新紙によりて紹介せられ彼等は一樣に政治的思想を國民に鼓吹し共和制の發達を圖ると號するも素より一時の流行にして元來政社の諸氏多くは政治的訓練と節操に缺けたるものなれば地方的利害或は一身の休戚によりて各自其黨を結び

一、一人にて下に述ぶるが如く數黨に名を列する者あり

二、同名異黨なるもの例ば廣東の共和改進會が清朝時代の憲友會の改組になるに反し北京の共和改進會が今回新に現はれたる如き同名なれども其の主張を異にする者あり

今も尙支那の政社は混沌として其の數や林の如く黨同伐異政權爭奪陷構排濟の弊は黨中にも黨外にも既に發せしが如し惜しむべき哉

願は善隣の縱橫の處士よ嘗て權勢と利慾の爲には何物をも犧牲に供したる滿清の惡風を剔除し眞に慨世愛國の士たれ慨世愛國の士よ希ば徒に高論を事として實行の能不能を問はざるが如き愚を學ぶ勿れ人心の改造をなすにあらざれば百の革命も千の政黨も何の益か夫れ中華民國の前途に裨益する處ある

●吉林木材と其將來

第一　緒言

今や滿洲の木材市場は漸く活況を呈し久しく世人に閑却せられたる吉林材は亦將に大に發展の緒に就かんとするの趨勢あり

由來木材の源産地たる長白山原一帶の地は山巒蜿蜒、密林鬱蒼古來支那人は之れを稱して窩集と云ひ又海林と名付け清朝久しく之れを保護せり然るに其後土地の開墾樹木の利用等により此制全く廢頽し百數十年來樵夫の自由入山伐採に放擲せるの結果到る處濫伐盛んに行はれたり

然れども其伐木當業者は概ね思想淺薄更に林業の何たるを認識せず製材運材の法共に頗る幼稚なるも依然舊慣を墨守し之れが改善を計らざること茲に多年なりしは交通機關の不備と相俟ちて徒らに其生産費を嵩め市場に之れが材價失墜の基因たりしこと蓋し尠少にあらざりき即ち累年吉林を中心とし南は奉天西は蒙古邊疆一帶の地に及び本材の配送分布せられたるもの惟ふに其額莫大なるべしと雖ども世人未だ以て本材の眞價を認めず曾目して之れを劣等材に比し因て木材市場に常に他材と匹儔し得ざるの狀態にありしは深く遺憾とすべきなり

然り而して甲午役後日淸兩國の屢々折衝を重ねたる彼の長白山森林問題は端なくも木材に對し世界の注目を喚起し近來之れが研究漸く盛なれば遂に昔日の舊慣墨守を許さゞるに至るべく又滿洲の交通機關の發達は逐年著しきものあれば正に是れ木材發展の氣運に際會せるの秋なりと謂ふべし故に最近の實地踏査の資料に據り支那人の經營する伐木運材製材の現況並びに木材の新用途、利用等に就き以下項を逐ふて略述し以て聊さか世人が參考の資に供するところあらんとす

第二　木材の産地

吉林省は其地形山岳に富み古來森林を以て名著はる而して其森林の重なるものには長白山森林、小白山森林、完達森林及び穆克特得享山森林等あり此等は概ね早くより濫伐に遭ひ其林相を變ぜるもの多しと雖ども猶未だ蓊蔚たる樹林は各處に蜿蜒し千古未踏の沃谷未發の利源は依然として闇濛の裡に封ぜられ徒らに世人の揣摩臆測を勞するもの又決して尠しとせず今主として吉林を市場とする長白山森林に就て之れを述べんに本森林は北は吉林を去る數里の處に起り南は鴨綠江域の大森林に連り東北は圖滿江の分水嶺に及び西は盛京吉林兩省の界に連亘し延長五十邦里幅二十邦里に達す而して其樹林には黃檗楡木、椴、樺、楊、鹽地等の落葉樹及朝鮮五葉松樅類等の針葉樹混生し其鬱蒼たるものは天日を入れず此密林の面積を推測するに

全面積三百邦方里（東西二十五邦里南北十二邦里）即ち四十六萬六千町歩
內針濶混淆林十分之三、濶葉樹林十分之五
耕地其他の用地十分之二
又材積を推測するに
針葉樹は尺〆二千七百九十六萬本
濶葉樹は尺〆一億五千八百四十四萬本
松樅の類は大なる目通直徑三四尺ものあれとも平均二尺位
枝下十間以上に及び濶葉樹にありては楊樹最も大にして直
徑五六尺に至るものあり
次に松花江上流に於ける林材の源產地を擧ぐれば二道江に
ありては娘々庫河、富原哈河中流以下一帶の地及び金銀饂
河の奥地、頭道江にありては那爾琿、濛江並びに頭道花岡
附近の平岡等にして吉林を去る四五百淸里の地より千二三
百淸里に連亘る而して吉林市場に來集する木材の重なるも
のは皆此地方の產出に係れり

第三　伐木業者の組織及關係

一、伐木業者の組織

伐木業者を木把把頭及び財東の三に區分し得べし

イ、木把　木把とは直接入山伐木に從事する樵夫をいふ
各樵夫は入山に際し必ず斧票（伐木鑑札、地方衙門に銀一
兩を納め下附を受く）の携帶を要する規定あり然れども爾
來斧票の僞造貸與等盛んに行はれ屢々派遣の官兵も其效を
見ず今や此制漸く廢頽せんとす

ロ、把頭　把頭とは木把を指揮監督する頭目をいひ左の三
種に分る

（一）大把頭　大把頭とは吉林長春等の木材市場に常住し
伐木事業を總括する者をいひ其資本主たること多きが故
に財東とも稱せらる

（二）客把頭　客把頭とは伐木地に在りて金錢の出納物品
食糧品等の購求及び給付を司る者をいふ

（三）山把頭　山把頭とは伐木地に於て直接木把を指揮監
督して伐木に從事する者をいふ

ハ、財東　財東とは資本主なり木把把頭等は概ね山東省の
出稼人にて無資力なれば常に之れを仰ぎて業を營む而して
財東の多くは吉林長春等に雜貨又は綢緞の商舖を構へる大
商人なりとす

二、伐木業者相互の關係

イ、把頭と財東との關係

伐木業に對する財東の投資方法を見るに其餘資を投じ把頭
を雇傭して自營するものと把頭と協同に依るもの又把頭に
資金を貸與し經營せしむるものとの三種あり前二者の場合
には木材の銷却淸算完了せば所定の報酬或は利潤の配當に
預るも市價低落等に因る損害には何等の責を負はず而して
普通一般に行はるゝは後者に屬せり其貸借金の契約は頗る
簡略且つ漫然何時決濟すべきかを疑はしむるものあり即ち
該契約は吉林又は下流の寬城子に至る運材終了の時を俟ち
元金に七八割の利を附して償還するにあれど決濟期限確定
せず概ね二三年後の運材を俟ち帳簿上交互計算を行ふ蓋し
是れ大なる信用制度に基くべしと雖ども又以て伐木業に投

資するは如何に有利なるかを窺知するに足らん

ロ、木把と把頭との關係

把頭は資金の運用並びに事業の經營上木把給金の支拂に左の方法を採れり

(一)股子組織　股子組織とは一種の株式組織をいふ即ち把頭は木把に作業上一切の必需品を給供し常に勞働賃を支拂はず、それに該當する伐木上權利の持分を與ふる制度なり、故に伐木一期の清算完はれば各其持分の多寡に應じ利益の配當を受く

(二)勞銀組織　勞銀組織とは是れ普通の勞銀制度にして木把は爲めに伐木上何等の權利をも保有せず

以上の兩者を較ふるに前法に從へば木把各個の努力精勵後必ず效果あるべきを以て殆んど事業の達成を期し得べく又資金運轉の自在なるは事業の基礎益々鞏固なるべきが故に其利便蓋し大なりと云はざるべからず

然れども伐木の業必ずしも常に順調ならず殊に況んや此地方屢々河水汎濫して筏を流し時に馬賊の襲撃を受け又渴水して運材意の如くならず市場材價の昂低亦常なきに於てをや故に一朝不慮の損害を招かんか把頭の無資力到底其責に堪へ難く遂に木把の骨折損に歸すべければ寧ろ安全策として後者を喜ぶ者亦是れ無きに非ず要するに前者の利益後者に優るもの多ければ今日其制度を採るもの全業者の六割を占む

第四　作業の狀況

一、伐木　毎年九月中旬把頭は數多の木把を率ゐ目的の山林に入る其行程に概ね十日乃至二十日を費す木把は先づ其伐木領地を劃り高棚（小屋、十五人乃至四十人を容る）を建て附近の農家より食糧品を集め運材に要する牛馬等の借入を約し江岸に達する間道を開き後始めて伐木に從事す是れ十一月初旬なり、斧票携帶の木把は自由に入山伐木し得べきも（此制現在有名無實）古來彼等の仲間に隱然嚴密なる條規行はれ決して他人の領分を侵略することなし多く樹幹に屋號印を打込み既に其所有者あるを示す伐木の方法は先つ立樹を伐り倒し異樹の長短大小に應じ製材の格式を定め長さに多少の延尺を附し丸太材に挽く、而して伐木運材は翌年二月下旬に終はるを常とす

二、運材

イ、陸運　伐木挽材を了れば之れに鐵環を打込み把犁（橇）に積み牛、馬、驢、騾をして其流材に最も適する江岸に牽引せしめ之れを亂積す此運材に從事する勞働者を老板子といひ十名乃至二十名毎に一名の頭目把犁頭を置く彼等の勞銀一ヶ月三十吊（六圓）乃至五十吊（十圓）牛馬の借料七十五吊（十五圓）乃至百吊（二十圓）なり、山林中一二邦里を隔て散在する山東移民の茅屋は粟、黍、豆の食料品より牛馬に至る迄概ね之れを供給するが故に木把等の入山に際し此等を吉林より輸入する必要を見ずといふ運材は十二月中旬に始まり翌年三月中に終はる

ロ、水運　春期解雪に遭ひ水量增漲するを俟ちて流材を開始す先づ積材を水中に放下し下流の大歧子に於て編筏

し之れを流下す水量の漲落河幅の廣狹に由り時々改編することあり、編筏を業とする者を打掉的といひ其雇料は作業の難易危險の多少に由り異れども食料を給し毎月二三十吊(五六圓)內外、其頭目頭掉的は四五十吊(八九圓)を普通とす

編筏の丸太には一連(長八尺)三連(長二十四尺)多く各其兩端に頭巾を附し目斗穴を設く、編筏の方法は先づ二連以上のものを其兩側に一連ものを中央に二重宛に種み重ね兩側の頭巾に小さく丸太を通じて緊縛し其上に一連のものを積載す筏の前後に四箇の大招(櫂)を備へ中央には小屋を設て筏夫の起臥に當つ筏の流下は毎日未明に起りて日沒に止む筏は普通二十五付(長八尺徑一尺二吋ものを一連、十一連を一付と稱す)即ち三千百六十八立方尺もの多く大なるは三十五六付より四十五六付に及ぶ筏に二種類あり

(一)本字號　本字號とは皆所有者の確定せる木材より編成せられ各材の端頭に明かに其屋號山號の刻印あり

(二)雜字號　雜字號とは河水汎濫等に因り漂流したる木材を拾集編成せるものをいひ材端の刻印抹消し其所有者判明せざるものなり故に其後眞の所有者出て返還を要求せば慣習上相當の報酬を受く因て奸商は筏夫と結び、故意に他人の材印を削下して編筏をなすもの多く日露戰爭前後には爲めに常に紛爭絕へざりき、流材は概ね七八月頃に了はる

三、製材　流着せる木材は吉林にて先押角材に後二三の支那製材場にて製材せらる押角材は三連(二十四尺)、挽板は一連(八尺)もの多し其製材場は皆舊式不完全なる獨逸製挽板器を備へ製材粗劣、製出額甚だ少く徒らに其材價を失墜するのみなり其他長春老燒溝には邦人の經營に成れる一二の新式製材場あれども其規模大ならず、而して製材賣出了はり一期の清算を爲すは大抵十二月頃なりとす

第五　吉林材の利用

長白小森林には落葉松、唐檜、朝鮮松等の針葉樹並に有要なる濶葉樹數十種あり、材質概ね良好、產額莫大、運搬利便なり左に其利用の方法を略述すべし

一、落葉松

和名　落葉松　富士松

支那名　黃花松

落葉松は針葉樹中落葉樹、實の長さ六七分徑五分其新葉茶莖狀をなす本樹は長白山中の主要木、各處に其密林鬱蒼たり邊材白色心材褐色を帶び材質強硬耐久力強く割れ易くして工作に適す、家屋建築、橋梁、船舶、枕木、机柱、電柱其他器具材に供せられ其良材は米國產オレゴンパインに優る樹脂多き部分は茶盆、黃盆類に樹皮は單寧を含み染料に用ひらる

二、朝鮮松

和名　朝鮮松　朝鮮五葉松

支那名　紅松

本樹は五葉松中其葉最も長く太く實の長さ五六寸太さ三寸

餘幹皮は赤灰色を呈し長白山森林中落葉松に次ける主要樹木たり材質良好木理美外觀微紅色を帶び柔軟にして工作し易く樹脂に富み保存力強ければ家屋建築材、器具材又戸障子天井板用として最も適す邦人は此材質を認めず東北地方産出の劣等なる朝鮮松に擬し之れを排斥するは遺憾なり

三、唐　檜

和名　唐檜　トウヒ
支那名　杉松

木材市場にては唐檜、白檜、樅の三樹を總稱して杉松といふ喬木常綠針葉樹に屬し長白山森林中紅松及白檜と混生す材は北海道の蝦夷松に類し其色淡赤心邊同色にて肌裏細美鉋削せば輝然たる光澤を生す柔軟割裂し易く反張伸縮の虞なきに非らず通常家屋建築材、ピール箱、茶箱、蒸籠製材とし又大厦の梁木、長柱、電柱、帆柱に用ひ又燐寸の軸木經木製紙の原料となる

四、白　檜

和名　シラベ　リウセン
支那名　杉松

本樹は長白山森林の主林木、喬木常綠針葉樹に屬す葉の表面は綠黃色、裏面は白雪色を呈す幹皮は灰白色、平滑にて高年に至るも龜裂せず心邊兩材白色に稍黃赤色を帶ぶ材質輕軟木理直通彈力に富み屈撓し易きを以て簞、戸障子、框、屋根板とし又建築諸器具電柱の用に適し近年は燐寸の軸木經木製紙の原料として賞用せらる邦人は此等の杉松を白松として劣等材視するは愚なりと云ふべし

五、樅

和名　バラモミ　針樅　トガ
支那名　杉松

本樹は喬木常綠針葉樹にして葉質堅剛鋭尖なれは針樅の名あり長白山森林中最も多量に生茂し心材は白色に淡赤色を帶び脂氣多く且つ柔かなり其用法前二者と大差なきも製紙の原料として之れに優る

六、一位

和名　イチイ　アララキ　オンコ
支那名　赤柏松

喬木の常綠針葉樹に屬し其直徑の大なるものは中腐を來し枝葉多く枝下短く完滿良形の樹態を得難し材色淡紅、彈力に富み頗る堅緻なるは箱材、器具材、天井板、彫刻材に適し箸、柴折、櫛に用ひて極めて良材なり

七　楢

和名　オホナラ
支那名　柞木

喬木の落葉濶葉樹にて葉柄短く殼斗淺く緣邊頗る厚し長白山森林中那邊にも見ざるなし支那人は柞蠶飼養の爲め矮林作業として其造林を爲す者近來益々多し材質堅硬反張龜裂の虞ありて由來我國にても之れを用材に供せざりしが今や此材を蒸し乾燥して器械器具船艦用となし又麥酒葡萄酒等の箱材、車軸、枕木、榾、薪炭材として賞用せらる

八、榆

和名　ハルニレ

支那名　楡木

本樹は其葉互生短葉柄を具へ楔形にて二重鋸歯を有し裏面に細軟毛あり幹皮鱗狀灰暗色を帶び平扁の翹里を結ぶ長白山森林中主要なる喬木落葉濶葉樹なり材質堅緻抽系材は椀、盆、獨樂に其他車軸、椅子、馬車箱材に供す又蒸して曲物となすも伸縮の度極めて强し葉は食料に皮は瓦石の接合に細根は製紙の粘劑に木灰は肥料として名あり

九、峯　櫟

和名　ホンアズサ　斧折櫟

支那名　楸楸　檀木

喬木落葉濶葉樹の本樹は其葉卵形細鋸歯あり材質堅硬無比截伐に往々斧を折る故に斧折櫟の名あり、老木は樹皮厚くコルク質に變じ山火事の難を免ると云ふ杖、硯箱、盆、櫛、椀鋸の柄より諸機械の用材に至る迄て近時其用途廣く滿洲にては馬車軸用として古來名あり

十、鬼胡桃

和名　オニクルミ　オグルミ

支那名　胡桃楸

木樹は普通胡桃と稱し其葉羽狀長さ二尺以上に達するものあり喬木落葉濶葉樹にて幼時は心邊兩材共に白毛なるも生長後は淡褐色に變す横斷すれは年輪の內面に氣孔の密布を見るは即ち此材の特徴なり材質堅靭密實、反張彎曲の憂なく磨けば光澤美にて色彩を施し易し銃床、箱、盆、小細工椅子、火鉢木履其他器具建築材に用ひ實より油を搾る

十一、鹽　地

和名　オシケ　鹽地

支那名　水曲柳

喬木落葉濶葉樹に屬し其葉長く幹直通す材は白色微黃肌理密ならす堅硬にて且つ重く粘力に富み折れ難く水濕に堪ゆ故に船艦器具、農具、車軸、枕木、銃臺等の用材に供し又樺の摸擬樹として名高し

十二、樺

和名　樺木　ヘラノキ

支那名　撻木

本樹亦鹽地と同科に屬し、其葉心臟形をなし長白山森林中概ね他樹と混生す材質白色柔軟工作に適し諸器具、製紙、經木燐寸等の原料に供す其皮纖維甚た强靭にて麻に比すべく纖物、草履、綱類の材料となる

十三、栓

和名　張桐　山桐　青桐

支那名　楸木

本樹は葉掌狀にて裂け鋸緣に刺あり長白山森林中處々に混生し園林を見す喬木の落葉濶葉樹にて木理美、斑理あり材質稍堅く鉋削すれは桐材の光澤を呈す河船の底板、槍柄、棒、盆、膳、農具の用材となり彩色を施せは樺の代用に供せらる

十四、泥　柳

和名　泥柳　ホトケ木

支那名　楊木

喬木落葉濶葉樹にて其葉卵形材は白色柔軟中腐のもの尠か

らす建築用材、旅客用大行李、木盤より木靴、轆轤細工に用ひられ又製紙經木燐寸の原料となる近時鐵道客車用材に供せられ時價一般に騰貴せり

十五、エンジユ

和名　エンジユ

支那名　槐木

本樹は樹皮褐色にて縦裂す材質强靱淡黃微黑色を呈す落葉濶葉樹にて印度臺灣産の紫檀と同種なれは床、柱、窓框、

落掛の用に供せられ甚だ美なり

十六、黃　蘗

和名　キハダ

支那名　黃披擺

喬木落葉濶葉樹なる本樹は其皮コルク質にて厚く中皮は黃色苦味を有し藥用染料として古來賞用せられ實は殺蟲劑となる材は淡黃色を呈し堅緻なること槐木と同しく器具材、建築材或は枕木として其用途漸く廣し

◉革命亂後奉天に於ける支那人の金融

奉天に於ける金融機關としては外國銀行及支那銀行票莊錢舖當舖等を數ふれども外國銀行たる正金銀行正隆銀行の二行は其營業方法眞摯にして他の清國銀行等の如からず絕對的信用を重ずるがため清國人に對する貸出の如きも從て少なく荷爲替取組を除きては著敷取引なきが如し故に奉天に於ける支那人の金融機關としては勢ひ後者に俟たざる可らず新式銀行としては大清銀行分行東三省官銀號交通銀行分行黑龍江省官銀號分行の四行にして一般銀行業務たる預金貸付割引爲替等を取扱ひ平時に於ては頗る商民の便益に資すると雖も銀元票の濫發は準備金の制度全からざるがため有事の際には頗る經濟界を惑亂するの恐なしとせず現に這般動亂の際にも紙幣の引換請求者預金取付者門前に蝟集すれども此れが要求に應ずる能はずして萬一をも繃縫し得ず支拂停止の止なきに至り僅に官憲の力によりて糊塗し得たるを以ても知るを得可し然とも是等新式銀行の設立されしは最近兩三年前なるを以て其の以前に銀行業者としては票莊、錢行、當舖のみなりしを以て此等が金融界に稗益せしところ少なからざりしと雖も時勢の推移に伴ひ昔日の觀を失ひ現今にては新式銀行に壓倒さるゝやの觀なきに非ず

奉天に於ける金融機關は新式銀行四の外從來十一戶の票莊と七十戶の錢舖ありしが錢舖は資本と數倍するの錢帖を濫發し弊害百出豫測すべからざるものありしを以て光緒三十一年即明治三十八年秋時の奉天將軍趙爾巽氏（現在の東三省總督）は錢帖發行及過碼子（過碼子とは兌銀とて各商の取引を錢行に於ける預金勘定振替によりて賣買貸借の決濟仕拂をなすもの）を嚴禁したるを以て錢舖は大打擊を被り倒產するもの相次ぎ資金薄き信用微弱なる錢舖は突如として硬貨の引換に遭遇し俄に數十戶の倒閉者を生ずるに至

りたる結果金融市場慌亂し經濟界を動搖せしめしこと少なからざりき

奉天將軍が錢帖發行及過碼子を禁止せる所以は此に伴ふ弊害を除去して經濟界の基礎を鞏固ならしむると一面利權を挽回し併せて自家財政上の便益に供せんため官銀號を設立し手形發行權を一握獨占せんとせし爲なり然ども當時官銀號の資銀は僅に銀三十萬元の小額にて一般商民の需要に應ずる能はざりし故金融は大に逼迫困難を來たしたるを以て增資を決行して五十萬兩となし金融緩和策を取れり後戶部銀行(大清銀行の前身)分行開設さるゝや兩者相待ちて貸出を行ひ資金の補塡融和を行ひたり其後更に交通銀行分行黑龍江省官銀分號も同店一般銀行業務を取扱ふに至りし故金融界は戰後の餘弊あるにかゝわらず稍和平を呈するに至れり

新式銀行の開設は右の如く金融の調和を圓滑ならしめたるを以て商民此れを德となしたれば其營業日に繁榮を加ふるに反し票莊錢舖の營業は不振を極め四十二年中票莊は十一戶(增減なし)錢舖は二十五戶を數ふるのみなりき爾後倒產者相次ぎ四十三年中には七戶の票莊と十八戶の錢舖存在したりと雖も現在にては票莊六戶錢舖十四戶を數ふるに過ぎず而して票莊は淸國各地著名の都邑には一として見ざることなき爲替業者にして山西省人の營業に係るものにて當地の如きも亦其分行に過ぎず其重なる營業は滙兌即銀元及銀兩の爲替を取扱ひ爲替料を得るを以て目的となし猶預金錢舖の貸出し等を行ひ錢舖は票莊同樣に銀兩の兌換貸付、預金、爲替等を取扱ふと雖も其重なる營業は票莊より資金の融通を受けて民間へ貸出しを行ふものとす

以上は新式銀行及其他の票莊錢舖等か金融に與れる狀況並に盛衰の狀を記したるか今此等が民國設立後官界及び市場へ放資せる高を見るに

支那銀行貸出高　(四月末現在)

	官界貸出高	月利率	市場貸出高	月利率
東三省官銀行	六六、〇〇〇兩 貳、三〇〇元	一分五厘五毛 同	三八、三〇〇兩 一三、〇〇〇元	一分六厘 一分五厘
交通銀行分行	三八、三〇〇兩 二八、〇〇〇元	同 一分五厘	六三、〇〇〇兩 二二、〇〇〇元	一分三厘五毛 一分三厘
大淸銀行分行	八三、〇〇〇兩 二三、〇〇〇元	一分五厘五毛 一分五厘	六〇、〇〇〇兩 一三、〇〇〇元	同 同
黑龍江省官銀分號	一七、〇〇〇兩 三五、〇〇〇元	一分六厘 一分五厘五毛	三五、〇〇〇兩 一〇、〇〇〇元	一分五厘五毛 一分五厘
奉天公濟錢局	二六、〇〇〇兩 一八、〇〇〇元	一分五厘 同	三五、〇〇〇兩 一三、〇〇〇元	一分五厘 同
志誠信票莊	三五、〇〇〇兩 一七、〇〇〇元	一分三厘 同	三〇、〇〇〇兩 一四、〇〇〇元	一分一厘 一分二厘五毛
蔚泰厚票莊	四八、〇〇〇兩 四〇、〇〇〇元	一分二厘 同	六三、〇〇〇兩 三五、〇〇〇元	一分一厘 同
合盛元票莊	三五、三〇〇兩 三五、〇〇〇元	一分三厘 同	二三、〇〇〇兩 貳、三〇〇元	一分一厘 同

世義信票莊	二八、三五〇兩 三二、〇〇〇元	一分二厘 同	一〇〇、〇〇〇兩 六五、〇〇〇元	一分 一分一厘	一二〇
大盛川票莊	二三、三五〇兩 二五、〇〇〇元	一分三厘 一分二厘五毛	七五、〇〇〇兩 三八、〇〇〇元	一分 一分一厘	
協盛謙票莊	二五、〇〇〇兩 二五、〇〇〇元	一分二厘五毛 同	五五、〇〇〇兩 六五、〇〇〇元	九厘九毛 同	
廣泉永錢行			三五、〇〇〇兩 三二、〇〇〇元	一分四厘五毛 一分五厘	
咸元會錢行	一七、六〇〇兩 一五、〇〇〇元	一分五厘 同	三四、〇〇〇兩 四五、〇〇〇元	一分三厘 同	
隆泰東錢行			二五、〇〇〇兩 二六、〇〇〇元	一分三厘 同	
益和謙錢行	八、三五〇兩 五、三五〇元	一分五厘五毛 同	一五、〇〇〇元	一分二厘五毛	
增盛和錢行	一三、三五〇兩 一二、〇〇〇元	一分五厘 同	一八、三五〇元	一分三厘	
淵泉溥錢行			二三、〇〇〇兩 四五、〇〇〇元	一分三厘 同	
謙勝亨錢行	一三、〇〇〇兩 一三、〇〇〇元	一分五厘 同	一五、〇〇〇兩 一三、〇〇〇元	一分二厘 同	
吉謙益錢行	一八、〇〇〇兩 一五、〇〇〇元	一分五厘 同	三五、〇〇〇兩 三五、〇〇〇元	一分二厘五毛 同	
萬億恒錢行			一五、〇〇〇兩 二五、〇〇〇元	一分五厘五毛 同	

大有玉錢行	五五、三五〇兩 六五、〇〇〇元	一分四厘五毛 同	一五、〇〇〇兩 三〇、〇〇〇元	一分二厘五毛 同	
義春長錢行	一八、三五〇兩 一五、〇〇〇元	一分五厘五毛 同	三五、〇〇〇兩 三八、〇〇〇元	同 同	
富森峻錢行			三五、〇〇〇兩 三五、〇〇〇元	同 同	
合盛東錢行	一五、〇〇〇兩 二五、〇〇〇元	一分三厘五毛 同	三五、〇〇〇兩 三八、〇〇〇元	一分二厘五毛 同	
錦泉福錢行			一〇〇、〇〇〇兩 三〇、〇〇〇元	一分三厘五毛 同	
合計	三三、六〇〇兩 四四、三〇〇元		六三、〇〇〇兩 一、一四四、〇〇〇元		

此に據るに本年四月末迄即舊一月二月中に於ける在奉天支那各銀行の總貸付高は銀百四十九萬六千六百兩、洋百六十五萬八千五百元にして中官界貸付高銀五十三萬三千六百兩、洋五十萬四千五百元民間への貸付高銀九十六萬三千兩、洋百十五萬四千元也

更に各銀行四月末現在預金高を見るに

（銀行別）	（預金受入高）
東三省官銀號	一五、八〇〇、〇〇〇元
大清銀行分行	一三、六〇〇、〇〇〇兩
交通銀行分行	五三、〇〇〇兩
公濟錢局	一二、五〇〇兩
志誠信票莊	一三一、五〇〇元
	一七、八〇〇兩

蔚泰厚票莊	二五、〇〇〇兩
合盛元票莊	一五、八七〇兩
世義信票莊	二三、五〇〇兩
計	一八九、五〇〇元
	二九三、七二〇兩

次で此等各行爲替仕向高は（四月末現在）

銀行別	爲替仕向高	銀行別	爲替仕向高
東三省官銀號	一九五、〇〇〇兩	志誠信票莊	九七、〇〇〇兩
大清銀行分行	二五、〇〇〇同	蔚泰號票莊	八九、〇〇〇同
交通銀行分行	二一、〇〇〇同	合盛元票莊	一三〇、八〇〇同
黑龍江省	二八、〇〇〇同	世義信票莊	七五、八〇〇同
官銀分號	五九、八〇〇同	協盛謙票莊	六八、五〇〇同
公濟錢局	九五、〇〇〇同		
大盛川票莊	一、三五五、四〇〇兩		
計			

今大略貸出高及預金高につき述べたれば從此質屋營業狀態につき少しく述んに

商業上大口の資金融通或は官界に要する臨時的諸費用の如き者は此を銀行に於て適宜調達の便利ありと雖も中流以下細民に至りては此の便益を享受する能はず勢ひ其の融通を質屋營業者に求むるは世上の常例にして質屋は又此等の金融機關として缺く可からざるものなり殊に革命亂起りたる當時に於ては商民一般に掠奪等の變行あるを憂ひ此れが防禦策として實際金融を求むるに非ず一時保管を依託するが如きを目的として入質せる向も少なからざりしと云ふ故に

清人金融狀況を述ぶるに當り該營業者中重なるものにつきて受入質流質の狀況を述んとす

晋源當	月利	入質	受質	流質
舊一月二分	六、八八九、八〇元	一、三九三、三〇元	八九八、元
舊二月同	九、八六八、六〇	二、九六三、五〇	一、一五五、〇〇
計	一六、七五八、四〇	四、三六二、八〇	二、〇五三、〇〇
晋源接當			
舊一月二分	三、九一八、五〇	一、五八七、六〇	八〇九
舊二月同	三、二五一、九〇	一、〇五〇、八〇	六九八、五〇
計	八、七七〇、四〇	二、六三八、四〇	一、五〇七、五〇
溥濟當			
舊一月二分	二、一二九、七〇	六三一、五〇	三八五、〇〇
舊二月同	三、八九八、〇〇	五九九、八〇	二八八、〇〇
計	六、〇二七、七〇	一、二三一、三〇	六七三、〇〇
溥濟東當			
舊一月二分	二、七二八、六〇	七三一、五〇	二九八、〇〇
舊二月二分	二、九八九、八〇	五九五、五〇	三七五、〇〇
計	五、七一八、四〇	一、三二七、〇〇	六七三、〇〇
溥濟南當			
舊一月二分	二、六九八、五〇	八一六、四〇	三一九、〇〇
舊二月二分	二、九六八、七〇	八二六、九〇	三二五、〇〇
計	五、六六七、二〇	一、六四三、三〇	六四四、〇〇
世義當			
舊一月二分	二、八九六、四〇	六九八、六〇	三六四、〇〇

舊二月二分	三、二一五、一〇	七八五、八〇	三九五、〇〇	
計	六、一〇一、五〇	一、四八四、四〇	七五九、〇〇	

世合公當

舊一月三分	一、二一八、八〇	四〇八、五〇	一六二、五〇	
舊二月三分	一、四二五、五〇	三二七、八〇	二一九、〇〇	
計	二、六四四、三〇	七三六、三〇	三八一、五〇	

裕通當

舊一月四分	一、五二三、〇〇	四三六、七〇	一一六、〇〇	
舊二月四分	一、六一六、八〇	五二二、二〇	一一五、〇〇	
計	三、一三八、八〇	九五八、九〇	二三一、〇〇	

義通當

舊一月四分	一、七六九、八〇	五八五、五〇	二四五、〇〇	
舊二月四分	一、八六八、五〇	七〇五、五〇	一九五、〇〇	
計	三、六三八、三〇	一、二九一、〇〇	四四〇、〇〇	

恒裕當

舊一月四分	九五八、九〇	三一五、五〇	一一五、〇〇	
舊二月同	九九四、六〇	三〇五、一〇	一二一、〇〇	
計	一、九五三、五〇	六二〇、六〇	二三六、〇〇	

公濟老當

舊一月二分	二、二六八、九〇	三、九五四、五〇	一、二八五、〇〇	
舊二月二分	一〇、五三二、〇〇	四、一六六、五〇	一、〇五五、〇〇	
計	二一、七五〇、九〇	八、一二一、〇〇	二、三四〇、〇〇	

公濟接當

舊一月二分	四、六七八、九〇	一、五八一、五〇	七三七、〇〇	
舊二月二分	五、五八九、五〇	一、八九九、九〇	九〇五、〇〇	

計	一〇、二六八、四〇	三、四八一、四〇	一、六四二、〇〇	

東公濟當

舊一月二分	五、七五五、六〇	一、二三三、五〇	六二八、〇〇	
舊二月二分	六、一六一、三〇	一、五五一、二〇	八一五、〇〇	
計	一一、九一六、九〇	二、七八四、七〇	一、四四三、〇〇	

西公濟當

舊一月二分	五、九一二、五〇	一、九八一、五〇	七八五、〇〇	
舊二月二分	六、二三五、二〇	二、七八一、五〇	八〇五、〇〇	
計	一二、一四七、七〇	四、七六三、〇〇	一、五九〇、〇〇	

南公濟當

舊一月二分	五、五七八、六〇	二、一二四、〇〇	六九八、〇〇	
舊二月二分	五、九九五、三〇	二、〇二六、〇〇	八六五、〇〇	
計	二、五七三、九〇	四、一五〇、八〇	一、五六三、〇〇	

北公濟當

舊一月二分	五、九九一、六〇	二、〇三一、五〇	五九六、〇〇	
舊二月二分	六、五三一、九〇	一、九五一、六〇	七一五、〇〇	
計	一二、五二三、五〇	三、九八三、一〇	一、三一一、〇〇	

公濟轉當

舊一月二分	六、五一八、八〇	一、九三六、五〇	九五六、〇〇	
舊二月二分	五、八三六、六〇	二、〇五一、六〇	一、〇一五、〇〇	
計	一二、三五五、四〇	三、九八八、一〇	一、九七一、〇〇	

然り而して公濟當は各支店を合して尤も優勢なるは是れ該當は官銀號の分身にして資金運用の便他當に比して大なると入質後紛失其他掠奪等の怕れ少なき故なりと云ふ

革命亂當時各銀行にて引換たる紙幣の處分

奉天にて流通せる支那各銀行發兌になる各種紙幣は資本額又は積立準備金等を顧るなくして濫發せるものなるは世人の既に熟知する所なり而して昨年十月革命擾亂發生するや紙幣所持の市民は此等票銀の不換紙幣に歸せんことを慮りて十一月十二月中は引換請求者及取付を有する者輩集し各銀行は大恐慌を惹起したるを以て清國當路者は頗る周章狼狽を極め各銀行引換高或は取付支拂高を制限し辛ふじて商民を抑制し一方徹宵貨幣の鑄造を急ぎ且つ引換期限を定めて紙幣の引換につとめたるか其引換額を秘密に付せしを以て的額數を知るに由なかりしが今回或る信憑すべき筋より聞き得たるところに依るに東三省官銀號大清銀行分行交通銀行分行及黑龍江省官銀行號にて引換へたる總額は九百十四萬七千元の多額にして內紙幣の原形毀損號字檢印等汚損磨滅して流通不可能なるものは全然廢棄を行ひたりと謂ふ其高六百六十九萬七千元にて猶現在流用しつゝある者は二百四十五萬元あると云ふ今此を各銀行別にするときは次の如し

銀行別	引換總額	摘要
東三省官銀號	三、三二八、〇〇〇元	
大清銀行分行	二、八七〇、〇〇〇元	○印燒棄せる高　△印貸付流用中
	△ 一、〇〇〇、〇〇〇元	
交通銀行分行	二、一三五、〇〇〇元	○ 二、二一〇、〇〇〇元
	△ 一、六三五、〇〇〇元	六五〇、〇〇〇元
黑龍江省官銀分號	八一四、〇〇〇元	○ 五一四、〇〇〇元
	△ 三〇〇、〇〇〇元	

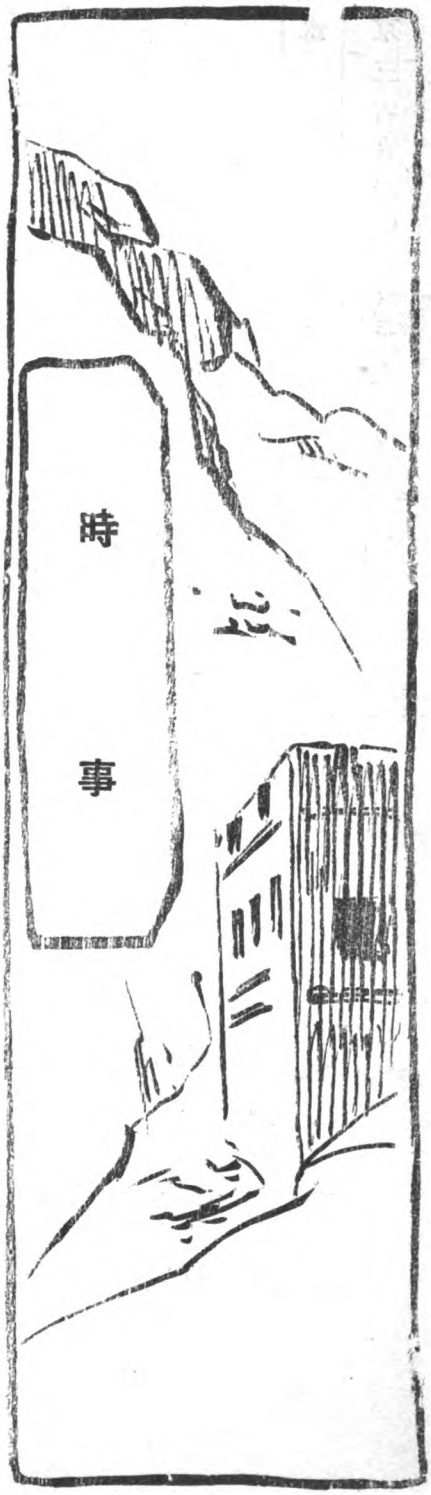

◉明治四十五年五月上半月支那半月志

內治外交

◉大官の更動

任江蘇民政長　魏家驊
任江蘇財政司長　王清穆
任江蘇提法司長　鄭言
任江北護軍使兼充第十九師々長　劉之潔
任參謀部第一局長　劉一清
任同　第二局長　孔庚
任同　第三局長　張聯芬

任參謀部第四局長　姚任支
任同　第五局長　史久光
任同　第六局長　吳榮鬯
任同　策二局長署理（孔庚赴任前）　雷壽榮
任教育部參事　鐘觀光
同　馬鄰翼
同　任同　秘書長　蔣維喬
任同　司長　董鴻緯
同　袁希濤
同　林棨
同　夏曾有
任北京大學校々長　嚴復
任山西民政長　周渤
任工商總長署理　王正廷

任國務院秘書長　魏宸組
任國務院秘書　許寶蘅
同　歐陽祚華
同　恩華
同　顧維鈞
同　劉元樨
同　雷延壽
同　曾文玉
同　但壽
任銓敘局長　張國淦
任臨時稽勳局長　馮自由
任安徽民政司長　葉崇質
任同　財政司長　隊惟彥
任同　教育司長　江謙
任同　實業司長　孫多森
任同　軍政司長　吳鐘英
任西藏辦事長　鐘穎
任新疆青海屯墾使　胡瑛
任交通部參事　顏德慶
同　龍建章
同　隊夢然
同　程渭
任同　秘書長　曾述榮
任同　司長　葉恭綽
同　王文蔚

任交通部司長　曹汝英
任河南軍事參議　王丕煥
任伊犁鎮邊使　廣福
任伊犁鎮總兵　楊纘緒
任伊犁道　賀家棟
開缺　內務次長　張元奇
任湖北民政長　樊增祥
任湖北民政使署理（樊赴任前）　劉心源
任湖北外交司長　伍朝樞
任同　司法司長　張知本
任同　教育司長　姚晉柄
任同　實業司長　林四光
任同　財政司長　李作棟
任山西財政司長　張瑞

◉中國國會案

北京の參議院に起草委員が提出せる中華民國國會の組織並に撰舉大綱は次の如し

▲國會組織法大綱

一、兩院制を採る即ち定名を元老院代議院とす
二、元老院は地方代表主義を採り地方人員は均等とす
三、代議院は人口比例主義を採る
四、兩院は同時に開會し同時に閉會す
五、國會々期は四箇月を以て限りとす但し延長し得
六、代議院議員の任期を四年元老院議員の任期は二年毎に三分の一を改選す

七、國會の職權は約法に依る

▲選舉法大綱

第一代議院選舉法

一、選舉法複選制を採る

二、選舉區初選に小選舉區制を採り複選に大選舉區制を採る

三、選舉人の資格左列の各種ある者は選舉權を有し得

（一）二十五歲以上の男子

（二）選舉區內の住居一年以上の者

（三）稅年二元以上を納むる者或は高等小學以上の畢業者

（四）能文字を識る者

四、被選舉資格

中華民國の男子年齡滿二十五歲以上の者は均しく被選舉の權を有し得

五、消極資格

（一）公權を剝奪されたる者及び公權を停止されたる者

（二）財產上の信用を失ひ破產を宣告されて尙ほ淸結せざる者

（三）曾て禁錮以上の刑を受けし者

（四）精神病ある者

（五）鴉片烟を吸食する者

六、選舉及び被選舉資格停止

（一）現役軍人

（二）現任行政、司法、警察官吏

（三）各學堂學生

（四）傳道及び宣敎師

七、投票方法

初選は無記名單記を用ゐ複選は無記名連名を用ゐて投票す

▲元老院議員選舉法

一、省議會より選出し記名原記投票法を用ゆ

二、被選資格は年齡三十歲以上蒙藏の選法は別に訂す

◉新官制の交院

新官制草案は去る二十三日國務院より參議院に交附されたれば不日討議に附せらるべし其內容は中央官制八種にして地方官制は目下法制局より總統府に廻附され審查中なりと云へば之れ又近く參議院に廻附さるべし八種草案の大要を摘めば左の如し

國務院官制

國務員を以て之を組織す

各部官制

次長　一人（簡任）

秘書官　四人（薦任）

參官　二人（薦任）

特別の狀形により六人に增加するを得べし

各司長　一人（薦任）

僉事　若干（薦任）

主事　若干（委任）

承官廳官制

秘書長　一人（簡任）
秘書官　六人（薦任）
僉事　八人（薦任）
主事　八人（委任）

法制局官制

局長　一人（簡任）
秘書　一人（薦任）
參事　十二人（薦任）
僉事　二人（薦任）
主事　四人（委任）

印鑄局官制

局長　一人（簡任）
秘書　一人（薦任）
僉事　八人（薦任）
主事　十人（委任）
校正　一人（薦任）
校士　六人（委任）

銓叙局官制

局長　一人（簡任）
秘書　一人（薦任）
僉事　十四人（薦任）
主事　四人（委任）

臨時褒勳局官制

局長　一人（簡任）
秘書　一人（薦任）
審議員　十二人（薦任）
僉事　六人（薦任）
調查員　無定額（委任）

法典編纂會官制

會長　一人　法制局局長兼任
設編纂員　八人（薦任）
酌設調查員　（聘任）
事務員　二人會長（委任）

◉九江の重なる官吏

九江に於ける最近の重なる官吏は左の如し

一、衞戍司令部
　司令官陳庭訓　顧問張魯潘
　參謀蔡實靈　副官彭壽疇
一、要塞司令部
　司令官戈克安　參謀劉炳勳
一、混成旅團
　旅團長余鶴松　參謀羅心源
一、湖口砲臺
　砲臺司令官　王聚庭
一、馬堂砲臺
　砲臺司令官　張有禹

◉湖北各縣等級

前さに武昌の內務部にては湖北省內の地方制度を改革し各縣を上大中小の四級に分ち其知事以下の各官吏にも亦等級を付し俸給を區別せるが今回更らに之れを改正して三級となし大中小に區別することゝなしたるよし而して其區別は

左の如し

一、大縣　四

武昌　夏口　江陵　宜昌

二、中縣　二十六

壽昌　浦圻　興國　大冶　漢陽

漢川　孝感　黃陂　沔陽　鍾祥

京山　天門　荊門　襄陽　宜城

棗[陽]　光化　應城　黃岡　黃安

蘄水　麻城　蘄春　廣濟　黃梅

隨縣

三、小縣　三十九

嘉魚　咸寧　崇陽　通城　通山

潛江　當陽　遠安　南漳　穀城

均縣　鄖陽　房縣　竹山　竹谿

保康　鄖西　安陸　雲夢　應山

羅田　公安　石首　監利　松滋

枝江　宜都　秭　陽興　山巴

東長樂恩施宜恩來鳳咸

豐利川建始鶴峰

尙ほ同縣知事以下の俸給は左の如し

一、大縣　知事二百八十串　書記官七十串　課長四十串

課員二十四串　承啓員二十四串　監印員二十四串　書記生十六串

二、中縣知事二百四十串　書記官六十串　課長三十二串

課員十八串　承啓員二十串　監印員二十串　書記生十二串

三、小縣知事二百串　書記官五十串　課長二十四串　課員十六串　承啓員十八串　監印員十八串　書記生十串

◉漢口市街地條例

漢口市街改築に關する各種計畫に對し最近に於て武昌の副大統領黎元洪より發表せられたる市街地條例なるもの十七ケ條あり右は同設計事務所より公布せられたり即ち左の如し

一、漢口全市の土地は之れを別つて二種となす

甲、從來の道路公巷公有地

乙、人民の私有地

二、從來の公有地即ち甲に屬する土地の內道路公巷を除き公共地の性質を有する者は左の三種に分つ

甲、消滅すべきもの即ち舊衙署廟守官有空地等の如き土地は若し官の動用を行よも必ずしも償還せず

乙、消滅すべからざるもの即ち學校敷地新設公所及警察署敷地等の如きは同關係者と會商して他の地所を以て交換す

丙、公共團體に屬する一部の共有地一家の祠堂敷地等の如き私有地と異ならざるもの

三、本處に登記科を設く總ての公有私有地にして新市街道路地に當るものは同登記所に登記すべし

四、蔡家巷より上游は既燒と未燒とに論なく總ての家屋敷地は均しく新計畫の區劃により變形するものにしてこれが交換規定は以下各條の如し

五、地主の所有地五方以下の者は其元所有方數に照して上地を償還す

六、地主の所有地五方以上の者は官より其二割を買收し其他は方數に照して償還す但し土地十方を所有する者は其二方を買收し八方を償還するなり其價格は別に定む

七、本處の償還方數は總べて尺を以て單位となし尺未滿は算入せず

八、新街道に沿ふ私有地は土地買收と共に少しく移推せらるゝことあるべきも成るべく其原有地界と相距らざらしむべし

九、各段の敷地移して新地段に至るものは本處は即ち各地主の方數により分配し地界を劃定して彼此爭執の弊を免かる

十、各地主の土地移して新地段に至るものは或は本處の分配によらざるも亦同地の地主と各自適宜交涉することを得

十一、各地主の紅白地券は曾て登記すると否とに關はらず常に本處の派員と會同して丈量を行ひ査票を發給して以て核實にす

十二、各地主の數地已に丈量を經たるものは其期に及んで査票を以て本處に赴き新地を指定し調査員と會同して丈量し官より二割を買收する外の八割は其確定の上領收書を給して以て將來交換の證とす

十三、各地主の地券若し紛失せし時は應に本處に届出て其理由を陳明すべし兩月以內に糾葛なきが如くんば方に還地を准す

十四、新地段指定の巷路は同地主より自から巷路を提借すべく官は之れを支配せず

十五、全市の土地價格は市街の繁盛と邊僻とに鑑がみ之れを酌定す其公定價格は別に規定を設く

十六、地主間に互ひに土地の交換或は賣買等を爲す時は本處の公定價格により之れを行ふこと

十七、蔡家巷以下及城垣馬路以外の新街道土地も亦均して本處の公定價格に準し賣買すべし

◉地方官制草案

地方官制草案によれば從來の總督都督の名稱を省長と改め同じく秘書長僉事主事と五階級に分ちて簡任薦任委任の法に則り總務室の內外務財政教育實業の四司を設け縣官制は縣知事の下に秘書科長科員典獄視學を置き全部を六階級に分つ等悉く日本の法制に擬へり

學事軍事

◉司法部の招試

司法部は人才を選用するの目的を以て此程廣く普通文官志願者を招募し試驗を行ふべき旨通告せり試驗に關する條件は左の如し

一、受驗者の届出　五月八日より十一日まで

一、届出の場處　前門內の本部(舊法部)

一、屆出の手續　履歷書及寫眞呈出
一、試驗期日　五月十四日より十六日迄
一、試驗の時間　每日午前九時より十二時迄、午後二時より五時迄
一、試驗の場所　順治門內衆坊橋財政學堂
一、試驗の科目　憲法、民法、商法、刑法、民事刑事訴訟法、監獄學
每科法律原理の問題四則を發す其中二則を指定して必ず全く答ふべきものとす每則三十分を以て滿分となす他の二則は答辯に任じ每則四十分を以て滿分とす
一、試驗規則　自ら筆墨を携帶す但し書籍を挾むを許さず
卷紙は試驗處より發給す
一、採用の人數　定額なし

◉貴州の變亂

貴州省は革命の始め都督楊畫誠なるもの部下を提げ北伐軍に參加の爲め湖南常德府迄來れる時南北軍の妥協成立し北伐軍は各本省に歸還する事となり楊都督も亦歸省の命に接したりしも折角懸軍長驅征旅に上れる其途上より引き返すは本意なき事なりと思ひ氏は幕僚以下四十名と共に武昌に黎元洪を訪ひ下て南京に至り孫逸仙と握手し軍器購入其他諸雜費として十五萬兩を受取り返路常德府に到れり然るに楊都督の出征不在中は副都督某及び元巡防隊統領黃澤霖等代て貴州省の軍務行政を司どり居りしに彼等は屢々行政費又は軍事費として苛稅を課するより省民の反感を買ひ遂に貴老會なる該地の政治結社は雲南軍司令官唐繼堯に對し密電を送り來援を乞へり唐繼堯は手兵二標を率ひ北伐軍に參加すとの口實の下に桂林府に來り一夜演習を行ふとの布告の下に機關銃又は野砲等を城內高所に据ゑ付け突如として都督衙門を猛射したり副都督は大に驚ろき漸く身を以て免れ黃巡防隊統領は其部下に依り銃殺せらるゝに到り唐司令官は公然立て都督と稱するに到れり爰に於て楊都督は自己遠征不在中外省より來りて都督と稱するの不可を鳴らし是れを袁世凱に訴へしも袁世凱は楊都督が擅まゝに南京政府に下り孫逸仙と握手せしを慊焉たらず遂ひに楊都督を罷めて唐繼堯を貴州都督に任じ一方楊畫誠を中央政府に召し相當の官職を與へん事を以てしたり然るに楊は之を聽かず余は始めより貴州都督たりしものなり任地に歸るべしとて常德府を引拂ひ部下と共に銅仁府に到れり又一方唐都督は就任以來其施政宜しからず民心を失ひ尙鎭遠府方面に在る楊畫誠の部下は楊の歸來を待て唐都督を討たんとの企畫をなしつゝありとの情報ありしより唐都督は部下を率ゐて鎭遠府を攻め擊戰の後ち是を占領して城內約半分を燒き拂ひ進んで銅仁府に到り楊畫誠と對抗中なりと是に依り黎元洪は張振武を派遣し双方を調訂和解せしめんとしつゝありと

◉鄂軍解散期

武昌軍務員の談に依れば湖北軍隊は此後三ヶ月間は解散を行はざるべし而して後ち約其二割を減少すべし現今湖北省內には十萬人の軍隊あり即ち其內二萬人を解散して歸鄉せしむべし盖し解散を延期する理由は若し即時是れを解散せば暴動を惹起せん事を恐るればなり既に一部兵士間には解

散の風説を聽いて不穩の擧に出でんとする者ありとの報告を得たりと而して三ヶ月以内には多くの歸鄉出願者を誘致する期望なり蓋し歸鄉者は一ヶ月分餘分の薪俸を支給する事となり居るを以て自然辭職出願者を見るべしと稱せり尙軍務司直屬の各分課は既に撤廢せられたりと雖も軍務司は當分存置する方針なりと

財政借款

◉熊總長の借款辯明

財政總長熊希齡氏は銀行團と訂結せる借款條件に就き目下黃南京留守を始め各方面より非常なる攻擊を受け居れるが熊總長は去る二十四日此借款訂結の理由を黎副總統黃南京留守及び各省都督等に電報したり曰く

借款問題に就き外人財政の監督を要求して人心憤激し各新聞の載する所は希齡に集矢す內神明に疚しければ外清議を慚づ敢て個人の名譽の爲めに稍々辯護する有らず惟だ其中の艱難曲折は左右に評陳せざるを得ざる者有り齡は前に民國の委託を以て深く財政の困難を知り未だ敢て擔負せず五たび辭して獲ず乃ち斯職に就く接代の後南京の庫儲儘かに三萬を餘すのみ北京は之に倍するも六萬に及ばず危險の狀敢て人に告げず到京の時は正に銀行團と唐總理との談判激烈にして銀行團は外國武官を派して撤兵を監督し華官と會同して點名發餉せしめ並に財政部內に檢查員を選派し財政を監督し收支を改良せしめんとを要求し兩方爭論して幾んど決裂せんとて人心皇々謠言百出せり希齡は乏を其間に受け屢次殿辦し武官の節は乃ち取消したり然れども支發款項に就きて銀行團は尙ほ信證を要求し中國政府より稅務司を委派して事項の墊款を經理せしむるを請へり財政部內に檢查員を設立することは日本の朝鮮に於けると異る無く何人と雖も反對せざるは無く銀行團は前淸時代の鐵道借款に均しく外人の司帳、查帳を用ひたるとを證となし讓步を肯んぜず遂に財政部外に一經理墊款檢查所を設け財政部と銀行團と各一人を派し檢查員と爲し支付墊款を管理し會同簽字し及び帳簿を檢查せしむることゝし並びに此項の帳目は只だ能く新墊款所指の用途に及び墊款用途範圍の外に出づる能はざるを聲明し陽曆十月墊款の支鎖罄盡後に至りて即ち檢查處を裁撤することに改めたり此等の辦法は萬已を得ざるに出づるものにて曾て國務院參議院會議の時實に據つて直陳したり事國家の重要に關す希齡固と敢て自ら擅專せず然れども外交無術咎の辭し難き所なり希齡束髮讀書し稍や廉恥を知る借債及華洋合辦の事に關し向きに亦た反對を主張せるは國人の知る所にして何ぞ一たび政府に入るに至つて天良を喪はんや當に銀行團と抗爭するの時屢次決裂せんと欲して南北兩方の軍餉甚だ迫り南京よりは兵士已に粥を食ふとの來電あり北方の各軍は尙ほ棉衣を着せり四月一日より五日迄八十萬兩の軍餉を急給せざれば裂潰の勢即ち目前に在り而して黃留守よりの告急の電報は一日に數通到着し並に二日此に接濟せず大禍一

たび至らば誰か此咎に當るべき留守は責任を負はず等の語あり上海各商會は上海都督の欠欵三百五十萬兩の速匯を要求し此外山陝甘新皖浙鄂閩等の都督の飛電請欵迫つて待つに及ばず應付俱に窮し告貸無門甚しきは大清銀行の房地も亦た已を得ずして抵押するに至る存亡呼吸間髮を容れず前に米國公使は中國に節用して借債す可らざるを力勸し英國公使は華人が借欵に反對するは自己捐錢して借債を免るを得る方法あるや等の語あり外人の言語尙且つ此の如し希齡等亦た豈に甘んじて此の借債の舉に出づるを願はんや今ま銀行團已に三百萬兩を撥欵し稍や燃眉を救ふと雖も約する所の七欵大綱は信函に係屬す並びに正式契約にあらず公等若し能く數日の內に於て法を設けて籌定し或は省欵を以て接濟し或は國民捐を以て擔任し以て外交の後盾と爲し南北兩方の軍餉每月七百萬をして恃み有つて恐れ無からしめば卽ち銀行團の墊欵借欵を一概に拒絕し我が主權を復す可く天下の幸ひ甚だし僅かに希齡の名譽を保全するのみにあらざる也現在南北兩京數日の外巨餉を要求し並びに乞ふ公等速かに專員を派し部に來らしめ情形を査看せしめ切實に擔負し以て危局を救はれんことを希齡は智力薄弱此の財政極紊餉需奇遇の時に値り責備の加はる固より敢て辭せず而して大局の關する所は敢て廣く衆議を徵せざるにあらず諸公の愛國の熱忱は並びに欽仰する所なり若し卓謀良策の以て此眉急を救ふに堪ゆる者有らば務めて迅速に電示せられんことを望む若し希齡の速ぶ能はざる所切實に奉行せざる無し云々

◉黃氏の借欵反對

南京留守黃興氏は財政總長熊希齡氏が銀行團と訂結せる借欵條件に大反對を唱へ借欵契約の取消、不換紙幣の發行、國民捐の實行を主張し各省都督、省議會及び各新聞社に左の如き電報を送れり

余は昨日大總統、副總統及び參議院に電報を發して曰く蔣陸軍次長來賓して十七日銀行團が熊總長と訂結簽字せる墊欵契約及び暫時墊欵の支途監視章程を閱悉して駭異に堪へず查するに該章程は國權を損失する處極めて多く其最も甚だしきは軍費發給及び軍隊遣散費用は均しく海關稅務司或は銀行檢查員より會同簽押し軍費領收清單は一部を檢查處に送附して檢查せしめ且つ軍費に對しては該稅務司及び檢查員に應需を調查するの便利を與ふるが如きなり此章程は獨り財政を監督するのみならず並に直接に軍隊を監督するものなり軍隊は國防の命脈なり今竟に外人の干涉を允す此に至つて手を束ねて斃るゝを待つと異なる無く埃及の前事實に痛哭に堪へたり二十年來海內各志士赴湯蹈火粉身碎骨辛苦締造せる民國を竟に一旦區々三百萬之墊欵に斷送す吾輩一息尙ほ存し心猶ほ死せず誓つて承認せず熊希齡は身に重任を負ひ竟に敢て違法專斷先づ簽約を行ふて悍然として顧みず此にして忍ぶ可くんば孰れか忍ぶ可からざらん聞く章程は已に參議院に提出して討議せしむと駁斥を痛加して消約せしめんことを祈る一面大總統より參議院に提交して不換紙幣の發行

を議決せしめ以て目前の急を救ひ並に國民捐を實行して以て後盾と爲さんことを請ふ南方の人心は異常に憤激して皆な膏血を自輸し以て亡を救ふを願へり大總統及び參議院諸公は毅然決然立ろに即ち決行して疑懼を懷く勿れ則ち本留守直轄各軍隊は欠餉已に久しく危迫萬狀なるも均しく此亡國滅種の借款を甘受し飮鴆止渴の圖をなさず之を總するに吾輩九死一生祇だ愛國保種を以て前提となす我民國を破壞し我國民を斷送する者有らば即ち視て民國の公敵と爲し決して稍や黨見を存し私交を顧惜せず區區此天日に誓ふ可し電するに臨み痛切淚盡き聲嘶る伏て祈る諒鑒して共に大局を保たれんことをと、謹んで以て奉聞す此舉は存亡に關係す即ち乞ふ貴處並電抗拒して消約せしめ速に不換紙幣の發行及び國民捐の實行を主張して以て危急を救はれんことを云々

◉國民捐辦法

（一）理由　外債事件の勢將に決裂せんとす政府中の人亦明かに財政監督は召亡の因たるを知るが故に前日各國務員は參議院に在つて宣言す外人必づ財政を監督せんとするなれば寧ろ誓を裂き不承認と決し而して政府は國民を恃みて後盾となすべし今借債せざれば危亡に陷らんとす借債を以てせば遂に外人が財政の監督を致す亦必ず危亡に陷らん且つ更に速かならん國家の危殆既に此に至る政府中人も亦困苦此に至る若し全部の國民協力以て後盾をなすにあらざれば外人は益々以て脅制するに足る中國以後の外交は更に手を措くなし我國民果して財政を救濟するの後盾をなさんか國民捐は其一なり

（二）性質　國民捐は納稅と異なれり納稅は强制行爲たり此は任意の行爲なり國民捐は公債と異れり公債は有償の性質たり此は義務的無償の性質なり方今工商停滯し加稅實施する能はずして財政困難なり若し無期の內國公債を發行せば每年の分配多く一種の國家歲出を生ず且つ發行手續複雜にして辦理殊に難なり而して發行額は能く急用を救ふや否尙ほ不可知の數と爲す吾民此の危亡の秋に當り既に此次の國民捐が救亡の要たるを知らば人心を有する者は努力輸捐すべし故に直に無償性質のものを以て之を行はゞ既に加稅の繁苛を免すべく更に手續の複雜を免ずべし此れ國民捐の性質を無償性質となしたる所以なり

（三）辦法

（甲）募集辦法

（一）貯存各募捐地方に於て確實なる銀行を指定すべし凡て捐款は隨時各該銀行に交附して貯存したる上各該銀行より政府に滙交すべし銀行なき處は確實なる銀號錢莊を以て之に代らしめ以て信用を昭にすべし

（二）普通募集　普通募集は新聞演說團演劇團に由つて提唱するに外ならずして別に他法なし蓋し此項國民捐は全く義務的無償性質のものなれば其出捐と否とは純に良心上の問題にして徵稅の如き指定强制すべきものにあらざればなり故に募集方法は先以て國民をして良心上の感化を受けしむるを要とす但收款交款は等しく限制し嚴にす

べし勸募人及團體は多きを妨げず而し事權は極めて秩序に就かしめ以て流弊を除き信用に資すべし

(二)特別募集　各官廳或は公私法團の其辦事人の月俸手當は宜しく百分の一二乃至四、五を以て捐出すべし提倡、法を得ば必ず能く辦せん此に到つて亦國民捐は一大宗の款項たるべし各官廳或は公私法團にて彙めたるものは齊しく指定收款の各銀行銀號に交附して貯存せしめ再び政府に滙交を行ふべし

(四)國民捐外の籌款法　是本と別一事なり國民捐辦法中に入るべきにあらず然れども此の財源告竭の日に當り國民捐は終に一つの無定款收入たり若し輸捐者踴躍するなれば或は數千萬の巨款を籌り能ふも定むる能はず然し此外に實在必らず得らるべきの巨款は仍ほ籌らずんばあるべからざるなり故に國民捐を論ずるの書中に於て提議之に及ぶ若し立に舉行し能ふなれば實に絕無僅有の一大宗款項なり

亡清の舊例田產賣買の契約は必ず之を稅す故に此項の約單は公家より發給するものなれば稱して稅契と云ふ再び前朝の成例を推さば朝代改易の時に當り必ず契約を換ふ今民國成立す宜しく此例に照し辦理すべし凡て前清の印契は均しく一律に新契に改換して之を稅すべし此法は仍ほ舊例を以て度と爲すべし且つ所稅者は皆地主たれば絕えて擾商病農の患なし此策は前に中山先生曾て之を主張し現在財政の困難極點に達するに因するが故に國民捐を提議するの旁之に及ぶ實は中國今日の情形之を捨てゝ恐らくは別に他種採るべきの臨時稅の收入源なき也

(乙)監督辦法

(理由)　吾國財政紊亂極點に達したる所以は行政濫用の之を致すにあり其の茲に致したる所以を究むれば皆豫算決算の制未だ實施されず財政檢查機關の完備せざるに因る故に行政官吏は飛揚跋扈を敢てす此故に財政を整理して以て求亡の策を爲さんとせば國民たるもの監督を實行するにあらざれば不可なり國民は既に捐助の義務を盡さば監督の權利あるべし況や此次外人より借款せんとせば財政監督を以て我に迫る其意のある所測られざると雖も彼の口を藉る者は我國財政紊亂行政官公款を濫用するを以て詞と爲す吾國民自ら監督を行はざれば終ひには必ず外人に之を監督せらるゝの一日あらん財政の監督外人にあらば國民は死に至るも承認すること能はず國民自ら監督を行はゞ理に於て事の行ふべく機會を入手するに通ず此次國民捐の爲め最も切要なるが爲めに其辦法を謹述すること後の如し

(一)監督財政に關する一事は一特別選舉を組織すべし其選舉の有權者は此次國民捐の樂輸者を以て之を定む

(二)捐款若干以上に至る者は選舉權及び被選舉權あり

(附法)略す

(三)捐款若干以上に至る者は各該銀行收款の時に於て選舉證書を發給す其以下は只領收書を給與す

(四)被選舉人若干人ある毎に一人を選舉すべし此項當選者を以て財政檢查員を作る財政檢查局を北京に於て組織

し檢査官は各官廳出入款項の檢査權を有す其合法せざるもの或は裁減すべきもの或は追償すべきものを製して議案となして要求すべし參議院通過後促がして總統或は行政官をして之を執行せしむ但其數目十萬に滿たざるものは財政檢査局より總統或は行政官に要求して執行すべし

(五)此項の選舉權及び被選舉權は現に行政官に在る者は之を有する能はず

(六)此種辦法は須らく參議院の通過を要求すべし即ち財政檢査局を認めて正當なる政治上の機關と爲さんとす云云

◉**各省要求額**

目下北京に於ける借款の交涉未だ纏まらざるに各省にては已に財政の空乏を訴たへ續々北京政府に向つて補助金の要求を行ふものあり是れが爲め國務院にては已に十四日に於て議會を開き之れに對する方法を討議する所ありしと而て其各省より要求し來れる額面は左の如く多數なるものあり

山西	三百萬	新疆	二百萬
甘肅	二百萬	湖北	四百萬
湖南	三百萬	雲南	三百萬
貴州	二百萬	南京	三百萬

其他江蘇浙江安徽河南東三省の各省にても何れも數百萬を計上し來りつゝありと云ふ

◉**貴州軍政府の軍資借入**

貴州省にては獨立の際僅に二十萬兩を有せしのみ爾來支出額既に八十餘萬に達せり此不足額に對し各商家の贊助を得て借入れたる金額次の如し

石青麟	五萬兩	上達昌	二萬兩
陳義興	二萬兩	馬文泰	二萬兩
毛輔臣	一萬兩	德厚榮	一萬兩
同裕厚	一萬兩	劉成仁	一萬兩
鄧茂齊	一萬兩	双永昌	七千兩
顏容記	五千兩	裕順正	五千兩
劉萬鎰	五千兩	柴聘臣	五千兩
陳少林	三千兩	傳鴻順	二千兩
楊春山	一千五百兩		

計 二十萬三千五百兩

◉**江西鐵道公司と借款**

江西の南浔鐵道は前きに江西省臨時議會に於て公有となすことに決定し總理及び協理を選舉したりしも同鐵道公司にては之れを承認せず飽くまで之れに反對し單獨にて公司の名義の下に借款を行ひ以て工事を進行せしむべく意氣込み居れり是れが爲め同公司董事羅朗山は陳三立の電召により至急上海に赴くべく南昌より九江に來り直ちに下江なしたり同人の談によれば江西の臨時議會は已に鐵道を公有に議決し總協理を選したるも未だ是れに對して何等詳細なる辦法を定めずして已に解散せられたれば公有問題は已に成立したるものにあらず來る九月正式の議會の開かるゝを俟つて始めて確定すべきものなり是を以て公司側にては其以前に於て借款を成立せしめ同議會の開會前に工事に着手して以て口實の據る所なからしめんとするものにして此點に就

ては李都督も已に內々承知し居り借款の契約等に就ては豫め李都督とも協商濟なり云々と稱し居れり以て同道の前途を知るべし

◉湖北官錢局

湖北官錢局は從來湖北の金融機關を總轄せし所にして湖北の紙幣等を發行し居たりしが去秋の事變と共に全たく有名無實となり其發行の紙幣は今尙ほ武昌を出づる一步殆んど通用せざるの有樣なるが今回新任せられたる同局總理呂逵先は之れを憂ひ同局を以て舊時の狀態に復し同局發行の紙幣等も之れを通用せしむることゝなさんとて此頃財政司長と協議の上同局整理に關して左の四項を議定したりと

一、漢口官錢局出張所は暫時設立せざること

二、別に規定を定め財政司と官錢局の權限を明かにすること

三、官錢局從來の帳簿其他の整理は六ヶ月以內に之れを清理し將來の辦法を定むること

四、六ヶ月間に協力して資本銀五百萬元を豫備し事業を開始すること

◉官錢局新紙幣

湖北官錢局にては湖北現銀の不足を補はんが爲めに新たに紙幣を發行せんことを計畫中なるが其紙幣は兩元錢の三種にして其數は左の如し

甲兩紙幣　五兩銀票　三百萬枚
　　十兩銀票　四百萬枚
乙元紙幣　一元銀票　五百十萬餘枚
　　五元銀票　一百萬枚
　　十元銀票　一百萬枚
乙錢紙幣　一串錢票　二千六十三萬枚
　　五串錢票　二百萬枚
　　十串錢票　一百萬枚

◉漢口市債條例

漢口市設計の爲め米商より二千萬兩の市債を起こす由なるが是れに對して都督黎元洪は其市債に對して償還の方法其他に就き別に條例を定め之れを湖北臨時議會の議に付したり而て其決議を經たる市債條例は八ヶ條にして大要左の如し、

一、漢口全市の市街道路を改良建設するが爲めに其經費を二千萬兩とす

二、鄂軍政府は二千萬兩の借款を起し其經費に使用す

三、此項の借款は第四條に列記する捐稅を以て四十五年に分つて之れを償還す前五年は建築未だ完成せざるを以て之れを据置きとし只利息のみを支拂ひ一千九百八十年より起つて始めて元金を償還し一千九百五十七年に至つて全部を完結す其每年償還元金額は全數の四十分の一とす

四、漢口市經營の爲め左の捐稅を漢口市民に課す但し借款償還後は甲乙丙の三種は停止するも丁戊已の三種は永久施行して以て道路の修繕及擴張費に充つ

甲、土地課金　乙、戶別課金

丙、貨物課金　丁、通行稅

戊、車馬稅　己、道路上利益

五、捐稅の徵收方法は別に規定を設け鄂軍政府之れを施行す

六、此各種の捐稅を滯納するものは租稅滯納規則に照し之を處分す

七、借款每年償還の數は左の如し

一、前五年間每年百二十萬兩

二、一九一八年より百七十萬兩とし以後第一年に三萬兩第二年に六萬兩を減少す以後之れに仿ふ

八、此項借款の收入及各項經費の支出は其都度軍政府より委員を派し商會と共同商議の上之を施行す

實業貿易

◉漢陽鐵道廠近狀

漢陽鐵廠は目下熔鑛爐の修繕中にて同廠員の談る所によれば同廠內には目下約一千人の人夫を使役し同爐の修理を急ぎつゝあり然れども同鑛爐は去秋事變の際鐵鑛を熔解したる儘にて廠員の全部が避難したるを以て其熔解したる鐵鑛は其儘爐中にて固結し居れるより之れを打壞はして取出さざるべからざるを以て到底短時日にては之れを完成する能はざるべく約三ヶ月の後にあらざれば再たび熔礦に着手する能はざるべしと又同廠の機械にして前きに三井洋行の倉庫及び揚子機器局內に預け置きたりし持運びの自由なるものは已に全部持返り之れを据付け且つ製綱所及びレール鐵版製造廠等の諸機械等も永く使用せざる爲め多少鏽び付き修理を要するもの少なからざるを以て之れをも直ちに修理に着手の筈なり尙ほ前きに使役し居たりし職工の如きも事變當時は總べて逃散したりしも目下已に再び歸來せるを以て之れが雇入れに困難を感ずることなく其工場の一部は遠からず開始せらるゝことゝなるべしと云ふ

◉本溪湖製鐵確定

本溪湖の副業たる製鐵事業の計畫は豫期の如く進捗し曩に製鐵業視察の爲め歐洲に派遣されたる技師も略ぼ視察を了へ今や機械の購入に取掛らんとしつゝある折柄一時掛念されたる支那側の製鐵資金(總額二百萬元)に對する拂込も大倉組の督促により豫定の佛込を爲すことゝなりたるにや支那側の代表者奉天總督趙爾巽氏は財政窮乏の際にも拘らず前約を履みて五日第一回の拂込三十萬元)を爲す旨を宣明したる由なるが之と同時に日本側の出資者たる大倉組も同じく三十萬元の拂込を爲す筈にて第一回拂込終了の上は直ちに機械の購入に着手すべしと云ふ因みに本溪湖炭は運送の關係上內地に輸入するよりも寧ろ支那及び朝鮮に於て全鮮の捌け口を求むるの得策なるより本溪湖煤鐵公司にては昨今朝鮮上海及び香港方面に販路を擴張すべく努力し居れりと

◉對支那貿易復活

本年一月より三月末に至る對支那貿易狀況に付き最近農商務省の報告によれば我が對支那貿易は本年一月以來漸次其の勢を挽回し殊に輸出貿易は三月に入り其の趨勢一變する

に至れり今横濱、神戸、大阪、長崎、函館、六港に對ける對支那貿易狀況を調査するに輸入未だ十分の回復を見るに至らざるも輸出は前年に比し一月には三割七分二月には三割の減少を示せしが三月には殆んど前年と大差なきに至れり而して三月に至り中部支那に對する輸出が前年に比し七分の增加を示し又南部支那に對する輸出が五割六分の增進を見るに至れるは大に注意すべき事とす即左の如し

▲輸出

支那月		四十五年	四十四年
滿洲	一	六九、二二五	五九、一二一
	二	七一、七八六	五五、八六九
	三	六五六、七七二	八〇一、九七六
北部	一	七〇一、四〇七	四五二、五四〇
	二	一、七五六、二九二	一、二六六、〇〇一
	三	一、六九五、一七四	二、〇九七、一九三
中部	一	二、一八六、四一九	四、一六二、二五二
	二	二、七四五、五六二	五、一一六、八一八
	三	五、四九五、一七五	五、一五二、六九五
南部	一	二七、七五四	五〇、六四五
	二	二九、六三八	、九〇二
	三	一〇八、一八五	六九、四五一
合計	一	二、九九四、九〇五	四、七二三、五六八
	二	四、六〇三、三七八	六、五六八、五九〇
	三	七、九五五、四〇六	八、一二〇、三一五

▲輸入

支那月		四十五年	四十四年
滿洲	一	四七、九六九	六七、一〇八
	二	一三〇、三三七	一一四、八六八
	三	四八二、四六九	三一、四一九
北部	一	五四四、六七四	一二〇、七二一
	二	二七一、五四六	一四二、九八二
	三	二六二、八六一	一、二三、六四七
中部	一	二、一七五、一〇二	六、一三〇、二九五
	二	二、一一一、五七四	四、〇九〇、八五五
	三	一、〇九五、七八九	二、〇四一、六一二
南部	一	一一〇、四〇五	二一一、二二三
	二	一六八、一一八	一二九、〇二六
	三	一〇六、二七二	一八六、二四八
合計	一	一、八七八、二二六	七、六一九、〇四七
	二	二、六八一、五一五	四、四七七、七二三
	三	一、九四七、二九一	三、五八四、〇三六

◉漢口地主會議

十七日午後漢口地主連は又々福建會館に於て會議を開き滿場一致左の八箇條の決議をなせり

一、漢口市街建築に要せらるべき資金は中央政府の保證の下に借り入れらるべし

二、新計畫の市街地は設計よりも數を減じ幅員を減ぜらるべし

三、地所は地積の大小に關せず相當價格を附せらるべし

尙燒燬前に登記せられたる地積は證據として採用せらるべし

四、買收せらるべき地面は現銀を交附せらるべし債券を以て買收すべからず

五、燒燬市面の上下に殘存する家屋は保留せらるべし尙新街路に當る家屋は移轉せらるべく又街路擴張の爲め必要なる場合には現存家屋は變更せらるべしと雖も若し街路が現在よりも狹小なる時は現在家屋は相當に擴大せらるべし

六、地主は建築せらるべき家屋の形狀に就いて發言權を有すべし

七、碼頭及び河岸路に關して民船の安全碇泊に必要なる相當設備を施さるべし

八、家屋建築に關しては地主の自由意志に任ぜらるべし但し街路小路下水溝等は政府の企畫に準じ而して地主は其建設に就き相當の幇助をなすべし

此求要は黎都督に提供し若認許せらるゝならば兎も角認許せられざる場合には總地主は漢口市民の生活問題の爲めに一日の猶豫なく自由に建築事業を開始すべしと云ふにあり

交通運輸

◉粵漢線起工期

武昌當局者は軍隊の解散に伴ひ不測の變害を惹起すべきを慮り是れが善後策に就き種々腐心考究中なるが要するに民軍の大多數は革命の際苦力挑水的等下級勞働者又は無食無賴の徒を驅り集めたるものにして是れを解散するに當て變害を惹起するが如き一にパンの問題より歸因するものなるを以て是の防止策としては彼等を吸集移用すべき職業を供給する事を以て第一策となし其一手段として粵漢線の最終測量に着手し資源の急調を講究し其起工を行はんと計畫しつゝあるなり其起工期の如きは一に資源の調達を俟つものなるを以て未だ確定するには到らざるも此後三週間にして其實測量を終了すべき豫定なるを以て此起工の如きも出來得る限り急速に開始すべき豫定なりと當局者の一人は語れり尙粵漢線に使用する軌條は漢陽鐵工廠の製作品を供給すべき豫定にて既に軌條製作の技術員を傭聘し目下工場の修繕工事に全力を注ぎ居れりと

◉江西鐵道公有反對

江西省臨時議會にては南浔鐵道公有案を可決したるに株主はこれに反對して次の如き決議をなす

一、董事に請ひ都督に對して商辦維持を要求せしむ
二、借債方法を商議す
三、辦事人を任命す
四、技師を任命す
五、株金募集方法を籌商す
六、湖口商股は舊に照し辦理す
七、暫時本省民國銀行より十萬元を借入る、借款成らば該金員は民國銀行に預入る

而して株主談話會は代表者として劉芋删、程通存、包荃線、胡明溫、吳健陶の五人を選定したり

◉滇蜀紀行（完）

東亞同文書院雲南四川旅行班

峩眉縣——夾江縣

九月二十六日、十時峩眉縣を發して成都に向ふ、日暮雅河を渡る數點の漁火下流に隱見し詩趣極まりなし、雅河一名青衣水又李白が峩眉山月の歌に所謂影入平羌江水渡之なり而して此江の上流を淸溪となす人多く之を誤る、世又瀘洲を以て出師表の五月渡瀘の處となす安んぞ知らん瀘水は金洲江の別名なる事を暫らく記して江湖の指教を待つと云ふ、夜夾江縣に泊す、

夾江縣——思蒙場

九月二十七日、終日四川の平野を北上す、路傍の蠟樹紅葉して見るに値す、古墓刻して曰く嶺梅花香千里墓前明月照三更

思蒙場——彭山縣

九月二十八日、成都街道に出づ、眉州を過ぐ古しへの眉山の地蘇老泉父子三人の出でし處今三蘇祠あり見ず、此より岷河に沿ふ、水汪漾として一波を上げず時に櫓聲を聞くのみ彭山縣に泊す

彭山縣——鄧公場

九月二十九日、初雨降り泥濘甚だし、左右各一里餘を距てて小丘の起伏する間を迤り迤りて北上す

鄧公場——成都

九月三十日、岷江の支流を渡る數度双流縣を過ぎて、成都に着す、東門外製革廠に技師小西織之助氏を訪ふ、あらず、客棧に泊す

成都滯在

十月一日、朝小西氏人を遣して請せらる、乃行いて客と

なる、夜同氏より巴塘行きを勸めらる、氏の談に打箭爐以西は俗之を康藏と呼び住民は主として蠻子(マンツ)即西藏種にして家屋の構造人情風俗皆漢人と異り準西藏の觀あり又蠻子は世に云ふ如き排斥の思想あるものにあらず極めて柔順にして漢人の頤使に甘んずと云ふかの鎖國と云ふが如きは清人が其の虐政を厭はんが爲のみ達賴喇嘛が英に賴るを見ても明かなりと、

十月二日、午後始めて成都城内に入りて學道街の書肆を渉獵す、抑成都城は北東南三面繞らすに郫及錦の二江を以てし周圍二十淸里門四人口三十萬成都華陽の二縣に分轄さる曾て壁城芙蓉を植えし事あるを以て又芙蓉城の名あり、錦江は即濯江にして古しへ蜀江の錦を濯ぎしの地李白の地轉錦江成濁水之なり、

十月三日、鐵道學堂府中學等に日本教習を訪ひ談を聞く、成都の日本教習は總て十二校三十餘名の多きに上り殆ど教育の全權を有すと云ふも誣言に非ず西人としては高等學堂に二名の米人あるのみ、然るに近時英米獨佛等相諮り南門外に中西學堂を起さんとして已に設立に着手したり其他米は基督教青年會を立てゝ子弟千を招攬する等百方勢力扶殖に汲々たり、

十月四日、會府内に西藏佛を素見かし勸業場を見る、規模宏壯總て新式の設備により甚だ見るべし

十月五日、南門を出て萬里橋を渡りて武侯祠に遊ぶ、萬里橋は錦江に架する大橋四川通商の要路に當る、昔孔明が費禕の吳に使するを送りて此處に至り萬里の行之より始まると云へるに基く唐詩家住成都萬里橋之なり、武侯祠は漢昭烈廟及亞相祠堂の俗稱なり、漢の昭烈皇帝を祀る廟後又帝の惠陵あり、杜甫が亞相の祠堂何れの處にか尋ねん錦官城外柏森々と云へるもの今も尙老杉古柏鬱として地を蔽ひ、晝尙ほ暗く幽邃人に迫り徐に敬虔の念を起さしむ、賽客四時跡を絕たず就中孔明の像前には白煙蒙々として香花の絕ゆる事なし以て人民の尊崇厚きを知るに足る、像孔明が銅鼓を置く境内又顏眞卿が古柏行の碑及三絕の碑あり、前詩中の錦官城とは昔時錦官の駐在せし處今の南門外一帶の地なりと云ふ、見終つて又南門を入り府中學の山本氏を訪ひ氏の好意にて文廟を拜觀す規模壯麗見るに足る、辭して華陽中學通省師範を訪ひ遂に泊す、通省師範學堂は舊蜀漢皇城内にあり、城は殆ど成都の中央に位し環らすに壁及御河を以てし内に貢院あり其他は概ね現に學堂たり、正門外大華表あり記して曰く爲國求賢

十月十六日、早起辭して又工業優級師範の兩學堂を訪ひ勸業場を經て歸る

十月七日、再び南門を出て錦江に沿うて西す、河邊多く赤色の蘿蔔を洗ふ、古への濯錦も偲ばれてゆかしかりき、時や錦江の秋色正に酣にして人の詩趣を引く事多し、双老子祠を過ぎて青羊宮に至る四川道教の本山にして又大伽藍たり寺中八角堂一基あり中に老子騎牛の像を安ず堂の結構精巧を極め此寺の眼目となす、又行く事暫くにして浣花溪を渡つて草堂寺に至る、草堂寺は曾て杜甫の退隱せし少陵草堂の地今境内に杜公祠あり柏林叢竹欝として人跡少なく又城

の內外無雙の仙境たり、寺內多く石摺りを鬻ぐ

十月八日、滿洲城を見る、滿洲城は城內西方に一區劃をなし滿洲將軍之に住し旗人を統べ他と婚姻を禁ず、此中に入れば則足大にして頭に兩半兒頭を戴ける婦人を見るべし、行いて嚴眞觀に支機石を見る君平胡同にあり此地昔小者嚴君平の住せし處君平此石を卜して天女の支機石となせりと雖も尋常の石に異ならず、君平が當時有名の卜者なりし事は李白が友人の入蜀を送れる詩に見說(ミルナラク)蠶叢の路崎嶇行き易からず山は人面より雲は馬頭に傍うて生ず芳樹秦棧を籠め春流蜀城を遶る升沈已に定まるべし必ずしも君平に問はずとあるを見ても明かなり、午後九時眼橋を經て望江樓に遊ぶ、樓は城南岷水の岸に立つ之に上れば江山兩眸の中にあり、成都第一の遊園とす、園中又薛濤井あり漢の女校書薛濤が吸んで以て十色牋を作りしもの薛濤名牋の名今美を以て著はる

十月九日、灌縣行きの計劃は降雨に流されて午後城內を見物す

成都出發

十月十日、製革廠裏より乘船、扁水一葉岷水の流れに任じ一路直に江南の天に至らんと欲す、嗚呼百日の旅行も玆に歸途に就かんとす矣

附　與錦江

萬里橋邊濯錦流　絲波清適日悠々　勸君永住莫辭蜀
去到下游爲俗囚

成都より重慶

成都滯在中は每日酒攻に會つて少なからず閉口した然し愉快だつた殊に西藏方面に研究されつゝある諸君から其の人情風俗等を聞いて急に行つて見たくなつた然しそれも出來ずに九月二十六日に出發する事になつた成都よいとこ西藏をうけて峨眉山おろしそよ〳〵と歌いつゝ舟を出したが賑な蜀を出た爲めか何んとなく寂しかつた僕等の下りし際は錦江の水最も多く急流なりし爲め下る事最も早く嘉定迄は三日半て着いたこれが冬の水枯し時は殆ど一週間を費すと云ふ事だ嘉定迄は錦江よりなる平野て別に目をさます程のものもない只半羌溪は小いながらも兩岸そばたち江曲り曲りて水靜に船夫の歌ふ聲山に響き他に見ざる一種の景なりき成都より嘉定迄包船にて六弗

嘉定にて舟を乘り換ふ處が如何にしたわけか黑船らしいとの意見が出た之れはこの舟を見物した君の責任だと云ふ騷ぎ吾輩も又大にうろたへ早速雨を犯して夜中巡警衙門を訪ふてかく〳〵だと云ふ事を話したこゝの大人が割合に親切で直に部下を遣して調べて呉れた處が別に怪しからずとの御話成程翌日の出帆時になると相應の準備もして來て何の變りもなかつた兎に角馬鹿を見た嘉定よりは錦江の水を合て水頗る急て前航の比でない半日の中に二百清里も下る位然し時に灘らしきものに遇つてヒヤ〳〵する事も多かつた敘州迄三百清里一日にして下つた民船は晝航するのは日中丈て夜は一寸も進まない敘州で舟を止め預けて置いた荷物

を受取り直ぐ出帆した僕は叙州を去るに望み曰く汝叙州汝の知縣にあんな不親切ある間はこの地を過ぐる何人も不快の感を起さゞるものなかるべしもしこの知縣にして去らざる限りは汝叙州は旅人をして未來永久にイヤな地としての念を去らしめざるべし嗚呼不幸なるかなと然し何物もこれに應ずるものはなかつた只やかましい水音ばかり金砂江は愈こゝに合して河幅も八九町を越え水流益〻急に實に愉快であつた叙州よりは兩岸の地勢やゝ變つて兩岸に屹立せる山多く又江中灘らしきもの多く既に三峽の險を思ひやられた瀘州にて沱江を合せてからは水更に豐でこの山奥でさへこの川に比すべき川は日本にはない流石支那は廣いものだ嘉定よりは乘客があつた爲め話し相手もなし又時には艙をこいでやる、舟生活も面白かつた然し一刻も早く重慶に付て三ヶ月振の故國の消息も知り度くてまつものはこれのみであつた成都より重慶迄水路八日十月四日の午前に愈々重慶の人となつた

重慶滯在

重慶につくと僕は日本人協會に宿をとることに定まつた荷物を置く直ぐに領事館に行つた三ヶ月間の故國の全ての消息を知るのだから心の中はうれしいやうな又恐しい樣な氣がした妙だつた然し受取つて見ると別に大した變りもない先安心した心持ちがした音信のなかつたのには失望した成都は四川に於ける政治學府の中心だが重慶は四川の商業の中心だ從つて凡てが之に伴ふて居る四川なるものを考へて見れば不思議はないがよくマーあんな山のデコボコした處にあれ程の大商業地を作り出したものだかくの如く成したものは外に原因は無い只嘉陵江と揚子江とである重慶は實に水神に三謝せねばならぬ嘉陵江を隔てゝ江北と云ふ所があるが下から來た人は初めて見た時にはこれを重慶だと思ふそうである重慶が四川の發達につれて益々發展するのは明かだ

この地の滯在は三日の豫定の積りであつたが色々の都合でつい一週間居つた然し市中などは別に見る所もない一日見れば澤山だこゝでは七日も居つたが其の割合に退屈しなかつたと云ふのは先輩が居つて大にもてなして呉れたからだ重慶には日本人は三十人程居つて日本人協會なる立派な建物さへある僕等は毎日こゝで呑氣に中川三田の兩老爺の書院懷舊談で上海出てからは初めて寛くりと月日を送つた、然し古人も曰ふ如く長居は無用だ僕等も少し長く駐在し過ぎた爲めに餘計な事迄聞いたそれは外でもない海外に在留する日本人の通弊なるものである日本人は島國に生れたから一歩でも海を渡つて外に出ると非常にえらい樣な感がするのだらう僕は此地に於ける其の通弊を一々例示して曰ふのはあまり面白い事でも無いから曰はないが何とかしてこの支那の大國的になれまいか鄉に入つたら鄉に從ふ方がよい

僕等の立つ前日に同文會の支部設立式があつたこれは殊に吾が雲南四川隊の來るのを待つて居つて開かれたそうだがこれに列するを得たのは大に光榮とする次第である會員は

領事代理の河西氏、日清汽船の中川氏（研究所出身）二期の三浦君七期の中川三田の兩君六期の宗像君の六人と其外同文會員たる新利洋行主宮坂氏とであるこの日には三浦、宗像の二君は旅行中で留守だつた日本人協會で開かれ頗る盛大であつた同文會の支部が各地に設立せられて盛になつて居るのにこの四川に今迄設けられなかつたのは遺憾であつた然し今かく設けられた上は會員諸君の熱心によつて同支部が將來益々發展すべきは明かである、僕等がこの地に滯在中はこの會員諸君より非常の歡待を受けた改めてこゝに御禮を云つて置く

十一日迄我は峩眉山隊が來るかと心待ちしたが來ない事が知れたからこの日愈々午後二時頃重慶を出發してこれからが音に聲えし三峽の險を小舟で（舟賃宜昌迄二十五弗）船頭が三人これで聞くが如き天下の嶮を無事に行かれるだらうか頗る心細かつた

重慶より羅蹟

十月二十一日、晴、蜀犬日に吠ゆると云ふ諺迄ある四川の空が今日は氣持のよい程晴れた河西領事宮坂九郎氏に別を告げ愈巴城を辭する事となつた大阪公司にて民船を雇ふ宜昌迄二十七弗少々高かつた、三田宗次郎中川正雄の兩君に送られて朝天門外の碼頭に至るさらば諸君健全に兄等健全にと熱き握手を交して民船にと乘り込む「遇ふて嬉しい巴城の邊流るゝ恨は揚子江」離歌一曲舟は矢の如き急流に浮んだ時正に午後一時城はづれ嘉陵江を合して流れ益々急、下る二十五清里唐家沱と云ふ曾て獨逸軍艦の沈沒したと云ふ所も無事に通り越し流れて薄暮羅蹟の下流とある岩陰に泊す今宵月おぼろ月白ふして水聲水に近し、此日行程百二十五清里

羅蹟より酆都

二十二日、曇、未明發す此夜十歳ばかりの子供が我等の舟に泊りに來た聞けば老板の子だと云ふ羅蹟か老板の故鄉なのでわざ〳〵舟に來て一夜の名殘りを惜んだのである、老板は年の頃五十前齒がすつかり拔けて犬齒が二本殘つてゐる愛嬌のある正直そうな奴だ其舵を握つて行手をきつと睨んだ姿は少し勿體ないが東鄉大將そつくりだ吾等は彼に與ふるに東鄉さんの名を以てした有難い奴じや、正午涪州を過ぐ涪江南より來つて大江に合す一に小重慶の名がある下る百十清里酆縣に泊す行程三百〇七清里

酆都より小江

二十三日、曇、何だか騷しいと思つて目覺むれば老板先生凜然として舵機を操縱して御座るはて何時頃だろうと時計を見れば何だ夜半の二時どうしてこんなに早く行くかと聞けば一日早く達すれば一日飯代が儲かると云ふ幸にして朧月江明うして兩岸の山は黑く巨人の睡て居る樣だ夜の長江の靜かさよギー〳〵と響く櫓の音の外に音はしない折々ソー〳〵と幽に聞ゆるは灘であらう、四時頃忠州に着す上つて見たいが未だ夜も明けないので其儘下る午後二時萬縣に

着く市街は水面よりも百尺計りも高い灣廣くして水深く四川有數の巨津だ上陸す近い内に開港場となると云ふ位て隨分繁華だ人口七八萬西洋雜貨を賣るハイカラ店なども見受けた教會堂の大きなものがあつた、尙下りて小江と云ふ所に泊す行程三百八十七淸里

小江より巫山

二十四日、曇、雲陽縣も夢の間に過ぎた後て氣附いて殘念てあつた何故？曰く雲陽縣には面白いものがあるのだ縣城の對岸に巨廟があるこれは張桓侯廟と云ふ廟中一大甕あり固く蓋をして開く事は出來ぬ蓋に一寸ばかりの長方形の穴がある其上に一振の靑龍刀が置いてあるそうだ、言ひ傳ふ此內には張飛の首が漬けてあると試にその刀をとりて穴から中へ挿し入めば張飛の首がずうと浮び出て刀を「ガク」と嚙むそうだ、兎に角面白い話なれど實驗せずに惜しい事をした、十時頃夔府に着す臥龍山後に聳え城郭高ふして何となく物淋びて奥ゆかしく重慶や萬縣と又趣がちがふ、上陸す、今城門に立ちて見渡せば夔門の天險は前を扼し削り立たる如き赤岬山は其北に聳え其左が所謂白帝古城である滔滔たる濁流は渦を卷きながら白帝城下に突進し東に折れて瞿塘峽に入るのである嗚呼夔府や實に天下の要害たる名に愧ない、下る五淸里舟を灩澦堆の下に繫ぐ江流岩に激して萬雷吼ゆるが如く危險言はん方なし今十月江水漲るに會ふ即灩澦堆其狀如馬舟人不敢進の時である、舟を棄てゝ白帝城に上る峻岩を攀ぢて頂上に達す白帝寺と云ふがある荒れ果てゝ何もない老僧のすゝむる澁茶を啜りて古今を偲ぶ多時永安宮裏今落葉頻にて秋風徒らに寒し下りて舟に移る纜を解けば舟は矢の如く瞿塘峽中に進み入つた風箱峽孟良梯を過ぐ此處長江中の最も狹き處兩岸の人よく對話する事が出來る、見上ぐれば斷崖千尺今にも落ちかゝらんとす所謂奈落の底とやらを行く樣な氣がした下る百淸里巫山縣に着く今宵巫山峽門に泊す、江流聲なく三更月淸し行程三百二十九淸里、

巫山より老歸洲

二十五日、曇、夜明けて發す、巫峽に入る兩山屛を立て廻したる如く其の頂は白雲の中に入り仰げども見えず北岸の山上女神廟がある廟は即ち雲となり雨となる巫山の女神を祀つてあるのだ靑石洞を廻れば有名なる巫山十二峯が見ゆる翠娟江水に落ちて實にや天下の絶景だエーヤーホーと調子を取る船子の掛聲江山に響き渡つて何んとなく悲しい巫峽は蜀楚の境なる培石に至りて盡く、これより下る數十淸里巴東縣に着く城郭もなき一寒村なり再び下り大八斗の急瀨を過ぐ大渦の中に卷き込まれて舟は木の葉の如く回轉する七八回流石の豪傑等も顏色更になし、薄暮歸州に達す江岸岩多く舟寄すべからず下る數町老歸州に泊す行程二百七十五淸里

老歸洲より宜昌

二十六日、雨、畜生船頭野郎飯代を儲けんとて我等の知ら

ぬ間に下つてしまつた、何の事だ折角尋ねんと期した屈原も墓も新灘の險も兵書峽も夢の中に過ぎてしまつた、黃牛峽に入る黃牛山秋雨の中に高し、日章旗を掲げたる民船が居る日本人が居るぞ、そら行けと舟を寄せて見れば何の事だ日清汽船の雇船て支那人計りだ、此邊江の迂回する所謂三朝三暮黃牛如故とは嘘ではない、三遊洞の勝を訪ひ宜昌に着いたのが午後三時頃日清汽船の香月梅外氏の所に押しかけた、之れより三峽を見て蜀に入ると云ふ九州日報の水野疎梅氏に會ふ行程二百〇三清里

宜昌より某河原

二十七日。晴、汽船の出る迄は五日もあると云ふ寢ころんで此五日を過さんより一つ長坂橋の古蹟を訪はん哉と衆議一決破れヅボンに破れ甲掛北門を出て川漢鐵路の工事をやつて居る所を過ぎ秋風寒き鄂の山に立つた、振り返れば昨日通りたる黃牛山が突兀して聳えて居る出發が遲かつたので未だ三十五清里より來ぬ茶店子にて日はとつぷり暮れた宿を求むれど宿の主人我等の相貌を見恐れて應ぜず、詮方なければ暗を冒して進む夜愈々深うして星斗爛々泊るに家なく道又益々險まゝよ今宵一夜何處にても寢てやらうと辿り〳〵てとある河原に出た程よい場所に陣を張り落葉枯枝を蓐に小石の枕、立派な河原乞食となりてけりだ、寒くして眠られぬまゝに隣りのK君を搖り起し、どうだ今夜は愉快じやないかと云へば、うむ愉快だ實に愉快だ

某河原より玉泉山

二十八日、晴、眠つたが眠らぬのに引き起されて再び進む利鎌の様な月が出た淋しいやうな光だ眠れる農家が二三軒見える犬が盛に吠える五時龍泉舖を過ぐ街はづれ路二つに分る誤つて北路を取りたるが爲め草深き山道に迷ふ一日双蓮に着きたるは日斜めなる頃であつた路人に聞けば今朝未明に過ぎた龍泉舖迄僅か三十清里だと云ふ、馬鹿な滑稽なものだ尙進む、十七清里玉泉山に達す山下一寺あり玉泉寺と云ふ落葉しげき山門を敲き方丈に次第を通ずれば彼心よく迎へて呉れた、方丈は年の頃三十ばかり頭に禿の澤山ある駄法螺吹きだ水野梅曉氏なども親友だなどと云ふて居つた

玉泉山より當陽

二十九日、晴、可愛い小坊主に引起された方丈に案内されて寺中を見物す寺は宋の代に建設され一度火災にかゝり今のものは清初のものと云ふ、境内廣く老木天を摩して晝尙暗く實に幽邃閑雅の仙境である、寺内隋朝の鐵壺、唐代の碑あり、山門を出づれば潺々たる溪流の側宋代の鐵塔あり塔は十三層高さ八九間半ば傾きて其古色愛すべし、右に一碑樓あり裏に郵亭夕照表に三楚名山と記す、僧に別れて當陽縣に向ふ、三十清里道比較的平坦、一時頃縣の西南朝陽山に立つたこゝを下れば即ち張飛一喝曹操の軍を退ひ散したる長坂橋の跡である、古への長坂橋今已になし、只路

傍の畑中に長坂雄風なる一碑あるのみ、縣の南門を入る外國人を珍とする雲南四川以上なり、北門を出て一河を渡り進む五清里一丘あり張飛の陣を張つたる處と云ふ、一碑の頽れたるに張翼德横矛處と記す此處北に錦屏山犬子山を負ひ東は一帶の平野南は遙に曹軍の屯したる朝陽山に對す、嘗て三國の昔白刃交り肝腦地に塗れたる古戰場、今夕陽落ちんとして風蕭々たり、西五清里大關廟に至る關羽墳墓の存する處なり、日落ちて再び當陽縣に歸る嚮山河依稀たり千有餘年玉泉山の夕まぐれ恨は長し雲の色

當陽より玉泉山

三十日、晴、晝近き頃當陽縣を發す昨夜の雨にて道泥濘歩行頗る困難を極む、再び長坂橋を過ぐ、玉泉寺に辿りついたのは夕陽山の端に入る頃であつた、寺前の溪流に嗽ぎ山門をくぐる千年の銀杏樹暮天に高く讀經の聲やゝ幽なり

玉泉山滯在

三十一日、雨、玉泉寺滯在午後より雨の山道十清里度門寺に唐碑を摺る

玉泉山より龍泉舖

十一月一日、晴、玉泉寺を辭す、去るに及んで聊飯代にと包んでやらうとしたが坊主どうしても受取らぬ支那の坊主にしては感心な奴ぢや其代り寫眞を撮つてくれと云ふ緋の衣に珠數持ちたる姿裝一寸品が上つて見えた、龍泉舖に宿る

龍泉より宜昌

二日、曇、日高うして發す、途中先夜夜營の跡を過ぐ路傍の松山に初茸をとる子供時代が思ひ出された、夕宜昌城に入る

宜昌滯在

三日、晴、漢口か南京かと豫想した天長節を宜昌で迎へる事になつた旅の身なれば校に在る時の如く學友と共に遙拜式に出づる事も叶はぬ只一同東の方を伏し拜みて大君の萬歳を祈つた、夜香月氏と祝宴を開く

四日、晴、午前江岸の天然塔に遊ぶ宜昌城より約八清里塔は七層上ぼれば眼下江流を隔てゝ荊門十二峯を見るべく遠くは西方三峽の亂山を望むべし、午後六時、武陵丸に投ず

上海

金融（自四月二十日至五月三日）

大借款成らんとして容易に成らず一に大借款に依頼せし地方財政の窮乏は其頂に達し南京留守府、上海蘇州杭州の各都督は一時の急を凌がん爲め大借款成立迄の短期の借款を起さんと欲し種々奔走中なるも大借款交渉中は關係六國銀行家の之に應ずるものなく四月末に至り起事以來浙江省にて發行せし軍用票の支拂期限に達し若し支拂はざれば財界の大破綻兵變の蜂起等江南各地市面を擾亂せしむる惧あるを以て遂に市面救濟を名とし商務總會の名義にて中央政府保證の下に獨乙商捷成洋行より五百萬馬克の短期借款を起し以て支拂の準備に宛てたるも之等は商取引資金には何等の影響なく支那商人間の金融は依然として逼迫せり此救濟策として葉子衡は上海商人を代表し北京政府に上海市面救濟資金五百萬兩の低利貸付を請願中なるも肝心の大借款未だ成立せざれば北京政府も何等應急手段を講ずること能はざるが如し

現銀は漸次增加し五月に入つては二千六百萬兩臺に上り之れを六月前に比すれば實に七百萬兩の增加とす墨銀も生絲繭、茶、等の輸出品買出季に入りし爲め田舍に流入するもの多く昨今七百六十萬弗に下れり豫て開鑄の噂ありし蘇州銅元局は愈々華比銀行より三十萬弗の融通を受け四月中旬より開鑄目下每日十萬弗宛鑄造しつゝあり南京造幣廠も亦四月末より略同數の銀元を鑄造しつゝあり

月日	外國銀行現銀貯藏高 兩銀	墨銀	銀塊	外國銀行貸出 貸出高	利率	錢莊拆票利率
四月二十日	二四、九〇〇、〇〇〇 兩	七九〇、〇〇〇 兩	二、二四〇、〇〇〇 兩	二、三二〇、〇〇〇 兩	相場立タズ	相場立タズ
二十二日	二四、八〇〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	二、三五〇、三五〇		
二十三日	二四、八〇〇、〇〇〇	七九三〇、〇〇〇	二、二四〇、〇〇〇	二、三四〇、三五〇		
二十四日	二四、九三〇、〇〇〇	七九四〇、〇〇〇	一、九一四、〇〇〇	二、三五〇、三五〇		
二十五日	二五、〇〇〇、〇〇〇	七九八〇、〇〇〇	一、九一三、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
二十六日	二五、三〇〇、〇〇〇	七九六〇、〇〇〇	一、九一三、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
二十七日	二五、三一〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	一、九一三、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
二十九日	二五、八一〇、〇〇〇	七八四〇、〇〇〇	一、九一三、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
三十日	二五、八四〇、〇〇〇	七七八〇、〇〇〇	一、九一三、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
五月一日	二六、一〇〇、〇〇〇	七六四〇、〇〇〇	一、九一二、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
二日	二六、〇八〇、〇〇〇	七六三〇、〇〇〇	一、九一二、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇		
三日	二六、一〇〇、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	一、九一二、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇		

例に依り五月四日現在各外國銀行現銀在高普貸出高內譯を示せば左の如し

銀行名	外國銀行現銀貯藏高			外國銀行貸出		綫莊折票利率
	兩銀	墨銀	銀塊	貸出高	利率	
滙豐銀行	一四、一〇〇、〇〇〇兩	三〇四〇、〇弗	一五八三條	一兩		
チヤータード銀行	二、四九〇、〇〇〇	六七〇、〇〇〇	—			
德華銀行	三、四八〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	—	四三六、三〇〇		
正金銀行	一、四三〇、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	二三九	三九〇、三〇〇		
露淸銀行	一、三〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	—	一九一、〇〇〇		
通商銀行	二六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	一七〇、〇〇〇		
佛國東方銀行	一五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	三五九、三〇〇		
インターナショナル	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	二七五、〇〇〇		
和蘭銀行	三〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	—	二〇五、〇〇〇		
華比銀行	三八〇、〇〇	三一、〇〇〇	—	一六五、〇〇〇		
臺灣銀行	四〇、〇〇〇	七、〇〇〇	—	一九二、〇〇〇		
中國銀行	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	—	—		

爲替（自四月廿二日至五月四日）

銀塊は印度正金の正價準備減少及其買付けと支那方面に於ける借欵成立を見越しての强氣筋の買煽りの爲二十七日遂に二十八片に達せしも二十九、三十兩日は反動として稍小緩を呈せしが五月に入つて再び二十八片十六分の三迄暴騰せり對英對日の爲替は銀塊の騰貴につれて前者は二志八片八分の一より一志八片十六分の十五に達し後者は七六四分の一より七四八分の一に達せしも借欵を見込みて支那人投機賣買盛に行はるゝ爲め借欵の悲觀樂觀は直接爲替の上に甚大の影響を及ぼし屢々市場の混亂を來たしつゝあり

墨銀は市場現品の漸減と共に漸次騰貴し遂に七五、五五に達し猶上向きの姿なり銅元は最近南京にて毎日百四十萬枚武昌にて二百萬枚其他江西、河南、湖南の各地にて合計百萬枚內外の鑄造あるのみならず熔解の設備なき地方にては銅板又は銅貨地を購入し刻印のみ捺して市場に賣出しつゝある爲め市場在高は頓に增加し最近遂に千九百九十文迄下落せり今後尙當分は無制限に鑄造さるべければ將來或は千九百文に達する時期あるべしと信ず

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	橫濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
四月廿二日	二七、十六分ノ五片	二八分ノ一志片	七六、四分ノ一兩	七四、九五	一七五文	三五四、〇兩
二十三日	二七、十六分ノ五	二八、四分ノ一	七五、四分ノ三	七四、九五	一七〇	三五四、〇
二十四日	二七、十六分ノ七	二八、八分ノ三	七五、二分ノ一	七四、九五	一七〇	三五八、〇
二十五日	二七、八分ノ七	二八、二分ノ一	七五、八分ノ一	七四、九五	一七〇	三五七、五〇
二十六日	二七、十六分ノ十三	二八、十六分ノ九	七五、〇〇	七四、九五	一七〇	三五六、三〇
二十七日	二八、一	二八、四分ノ三	七四、八分ノ五	七五、一〇	一七〇	三五六、三〇
二十九日	二七、十六分ノ十三	二八、十六分ノ九	七五	七五、一五	一七八	三五八、〇〇
三十日	二七、十六分ノ十五	二八、十六分ノ十一	七四、四分ノ三	七五、二五	一七八	三五六、〇〇
五月一日	二八、十六分ノ三	二八、八分ノ七	七四、八分ノ三	七五、三〇	一七五	三五三、〇〇
二日	二八、十六分ノ十五	二八、十六分ノ十三	七四、八分ノ一	七五、四五	一七〇	三五四、五〇
三日	二八、八分ノ一	二八、八分ノ十三	七四、二分ノ一	七五、五五	一七〇	三五六、〇〇
四日	二八、十六分ノ一	二八、四分ノ三	七四、八分ノ五	七五、五五	一七七	三五五、七五

金融（自五月六日至五月十七日）

大借欵は依然行惱みの爲め南京留守府にてはクルップ會社の代表者たる禮和洋行と六百萬馬克の小借欵を訂結し南京蘇州上海の三地に使用する筈尤も該借欵の內五十萬弗はクルップ社より軍機を以て納入する筈にて償還期限六ヶ月利息年七朱なり

上海在荷の減少と共に多少買氣なきに非ざるも清商指値との間に約五夕目の開きあれば目先成約は困難なるべし

大日本精糖 ㊎印 上海沖渡し 七、二〇
同 ㊇印 同 七、二五
同 ㊍印 同 七、三〇

香港糖も亦殆新手合せなく最近太古洋行の發表せし相場左の如し

SHXCX B 上海倉渡し 八、二〇
同 七、六〇
同 七、四〇
同 七、三〇

瓜哇糖最近二週間に約四夕目下落昨今七兩見當にて多少の取引ありし樣子なり

營口

豆、豆粕、豆油市況

五月上半期に於ける三品市況を述べんに大豆は漸次河物の出廻り多く然も取引渉々しからず値段は漸次下押の傾向なりしが中旬に至り幾分持直し十四兩を稱ふるに至れり豆油は月初以來十二兩一夕の相場を保ち居り何等見るべき手合もなかりしが五六日より南清への復荷としての買手顯はれ加ふるに米國綿實歉收歐洲油市騰貴の入電ありて十日には一擧十二兩五夕に上りぬ、豆粕は前月に引續き十六兩六夕を保ち合ひしが夏季肥料に對する注文も今や漸く一段落を告げ我が買方進まず只だ南清向け幾分手合せあるのみにて相場は漸次下押して十六兩四夕となり更に二夕となり十日には遂に十六兩に下るに至りぬ然も爐銀は月初對正金票百十七兩內外を保ちしもの十三日には百十八兩八夕十四日には百十九兩五夕てふ大暴落を來したることゝて豆粕も十四日には二夕を上押し前途尙強氣配なり

解氷後三品輸出額

三月解氷後豆、豆粕、豆油三品の市況に就きては前便報道せし所なるが今この兩月間に於ける輸出額を左に揭げん

三月解氷後三品輸出額

仕向地	大豆	豆粕	豆油
橫濱		三〇三、一〇八	
神戶		一四三、〇〇〇	
新潟		六七、六〇〇	
三池		五八、八七〇	
三角		四四、六〇〇	
清國各港	二七、二五〇噸	三八、三五九噸	一、二四一噸
合計	二七、二五〇	五五三、五三七	一、二四一

四月中三品輸出額

橫濱		二〇六、二〇〇	
神戶	四、一五一	三三一、〇〇〇	
新潟		一三七、〇〇〇	
門司		五六、〇〇〇	

博多		五〇、〇〇〇	
武豐		一三五、〇〇〇	
酒田		五二、〇〇〇	
石濱		四〇、〇〇〇	
清國各地	一八二、四五二	一五五、一九九	一〇、七四七
合計	一八六、六〇三	一、一七二、三九九	一〇、七四七

海運界

本年營口解氷の例年に比し非常に早かりし丈け入港船又た割合に多く昨年三月解氷後の入港船二十三隻二萬五千二百七十七噸に對し本年は四十九隻四萬五千二百〇一噸を算し實に二十六隻約二萬噸を增加せしが四月に入りては昨年の八十三隻八萬四千一百〇八噸に對し本年の八十六隻八萬三千一百七十七噸を算し船數に於て三隻を增加せしも噸數に於て九百三十一噸を減ぜりこれ出稼人運送を主とする沿岸交通の小形船の增加を意味し對外貿易船に於て昨年に比し稍〻遜色あるを見るなり實に例年開河前には三四十隻の傭船契約を見るに本年は僅か十餘隻に過ぎざりしを以ても證せらる然るに歐洲に於ける船員の大同盟罷工の各地に傳播するあり內地海運界は大手筋の傭船多數に上り從つて小形船の拂底を來せる爲めか當地內地間の運賃は例年に比し一割五分以上の騰貴を來し三月中每一擔神戶十二錢伊勢灣十四錢橫濱十六錢の割なりしに月末更に上昇して神戶十三錢となり四月に入りては十四錢十五錢を稱ふるに至れり今左に三四月間入港船籍別を揭げん

三月間入港船籍

船舶國籍別	隻數	噸數
日本船	一八	一八、一一七
英國船	一五	一五、八〇四
支那船	一二	八、三三二
佛國船	三	二、〇七三
諾威船	一	八七五
合計	四九	四五、二〇一

四月間入港船籍

日本船	三七	三七、〇五七
英國船	二六	二九、六三三
支那船	一六	一〇、五三〇
佛國船	三	二、〇七三
諾威船	四	三、八八四
合計	八六	八三、一七七

輸入綿糸布概況

昨四十四年度輸入の棉糸布類にありて生金巾の米國製は十四萬一千一百八十疋にして前年度に比し約四十疋を增加せるも前々年度に比し一萬二千疋を減ぜり該品の英國製は十二萬百八十疋にして前年に比し三萬五千疋前々年に比し八千疋を增加せるも日本製にありては多く振はず僅に二千七百疋にして前年に比し約一萬二千疋を減少せり生シーチングの米國製は三十萬八千五百七十五疋にして前年に比し一

する代り棉絲布の需要減退するに非るやと當業者をして懸念せしめたれども生活本位の無下に急轉一變するが如きは不可能なるがため單に杞憂に過ぎざりしは寧ろ幸とすべし

大阪に於ける三品市場は南清向の需要頓に增加したるため相場は昂騰したるが當地相場は割合に居据りにて強氣を呈せず賣手は滿を持して手控への姿、買手は需要期の漸次經過するときなれば賣手の態度一變す可きを以て其腰弱につけ込み投賣すべきかと豫想し買氣橫溢せるも抑制しつゝ見送りの態度を固持し只僅に補充的買付をなせしに止りたり

外城の客人又買進まず自然各人が期待されし如き盛況を呈するに至らずして約千二百八十餘俵の手合ありたり

哈爾賓麥粉は北滿小麥原料騰貴のため輸入殆と杜絕米國麥粉、鐵嶺麥粉の二者は益々競爭苦戰の姿を呈したり就中米國粉は益々旺盛を極め其輸入高四月中に三萬千六百餘袋を數へ其勢ひ頗る華々敷ものあり此れ全く銀塊相場の暴騰と在滿洲殊に北滿の小麥不作のため騰貴したる所以に外ならず

此の外砂糖千八百餘俵マッチ九百餘箱、洋紙百五十俵餘の輸入ありしか砂糖は原料高と內地賣行好況のため相場高まり荷動き捗々しからず鱗寸は漸次好況に向ひつゝありしを以て相應の取引ありたり又洋紙は印刷用紙需要のためボッボッ荷捌けあり昨年の本月に比し喜色あり

雜貨類の賣行は徐々に夏物の呼聲高まる時にして例年此の月は繁忙を呈す可き筈なるに動亂のため一時閉鎖せる學校の開けるは僅に小學堂のみにして中學堂以上は未だ其運びに至らず隨てハイカラ的品物の賣行は引立たず只當地人士向き帽子莫大小類は多少賣行を見たる外振況に至らざりき

要之大體に於て先月に比し好況を呈し邦商の支那人に對する賣掛代金の如き其回收比較的好調にて三分乃至五分の未回收ありと雖も此れ只邦商の手加減如何による者の如し

大豆雜穀類は別表に記する如く入城高非常に減少し冬季盛大なる頃の四分の一に及ばず此れ農家の田地耕鋤期に入りたると今日迄市場に運出して賣る可きは賣りたるためにして閑散を呈し所謂夏枯れ時に入りたるなり故に馬軍俩としては大なる取引なく油房は僅に先物契約期到來したる品に對し圍物の品を買入れて契約履行を爲さんとするのみなり

豆粕は日本內地に於ける肥料界既に夏肥時期に入りたるため仕入る可きは今日迄に大部分仕入するため値段は下押し一方にて大連相場を建としては迚も引き合ふ可きに非ず且つ小銀貨の暴落と銀塊の暴騰とは粕の買付或は爲替賣買に非常の不利を覺ゆるに至りたり加之各商の有する物は高値を呼びし頃見越越伸付をなせしものにつき荏苒見送るのみにて大連埠頭特產物滯貨十萬八千餘屯昨年に比するに三萬五千屯多きを見ても不振なりしを知り得可し故に奉天に於る油餅行は引き立たゝざりし方なるが此れ當期市に於ける一般趨勢にして秋口新糧の上市する頃までは恐らく此の勢を持續するなる可し

今重要商品相場を擧んに（小洋錢標準）

一、日本粗布（疋）

双七、四〇　龍頭六、二五　三羊六、八〇　九龍六、八〇

雄騎六、六五　蟠桃六、八〇　鷄六、六五

一、米國粗布(疋)

三兎八、三〇　大鹿甲一〇、〇〇　馬狗九、三五　新草牛六、七五

一、日本大尺布(疋)

福　二、五二　祿二、七三　壽二、二五　福壽二、五八

藍魚二、六〇　雪二、四〇　天下一品二、六二　双龍二、四〇

一、日本棉糸(梱)

藍魚二〇〇、〇〇　麒麟一九六、〇〇　日之出鶴二四〇、〇〇〇

金蝙一七〇、〇〇

一、印度棉糸(梱)

紅劉海一七二、〇〇　紅人竹一七一、〇〇

一、哈爾賓粉(袋)

紅日頭三、四〇　藍日頭三、三〇　藍龍三、三〇

一、鐵嶺麥粉(袋)

紅龍三、二〇　藍龍三、〇〇

一、米國麥粉(袋)

寶船三、二〇　紅藍字三、〇五　黒力子三、一五

老頭兒三、一〇　黄金錢三、〇〇

一、砂糖(清百斤)

五灣一四、〇〇　四灣一三、五〇　35　一二、〇〇

835　一一、六〇　375　一二、三〇

一、燐寸(小箱函)

月琴五、四〇　獅童五、二五

一、洋紙

仙鶴一六、〇〇　金鶴一四、五〇　金昌一四、五〇

一、雜穀取引高、(相場穀類は一斗建油は十斤建、粕は一枚)

品名	最高	最低	數量
大豆	一、一三	一、一九	一、四八五石
高粱	一、三〇	一、二五	二、二六〇同
芝麻	二、六〇	二、五〇	二五同
小米	一、二〇	一、七〇	三五〇同
白小豆	一、七五	一、六八	二一〇同
紅小豆	一、五〇	一、五〇	一〇同
花小豆	一、六〇	一、五〇	五五同
小米	一、八五	一、八〇	四一〇同
吉豆	二、〇〇	一、八五	一二五同
谷子	一、一〇	一、〇〇	一四五同
粳米	二、八五	二、四五	五三五同
合豆	一、二五	一、二五	一五同
苞米	一、三五	一、二七	五八〇同
白豆	一、八〇	一、八〇	一〇同
蕎麥	〇、九五	〇、八三	六〇同
元米	一、八五	一、八五	一五同
江米	三、二〇	三、〇二	二五同
吉米	二、一〇	一、八〇	三〇五同
豆粕	一、六〇	一、五八	六二、〇〇〇枚現物
同	一、六〇	一、六〇	三、〇〇〇枚舊三月一日渡し
同	一、六一	一、六一	二、〇〇〇枚舊四月一日渡し
豆油	一、二八	一、二〇	六三、七五〇斤現物
同	八十吊	八十吊	六五、〇〇〇斤舊六月一日渡し

て約二十萬兩ありしも其内には捐助するものあり息借するものあり或は公債を認むるものありて未だ詳細に割定を經ざるを以て豫算に編入せず

九　江

江西に於ける政社及其他團體

滿清倒れて共和成立して以來人民皆參政權を有することゝなりたるを以て政治思想の發達を促し江西省にありても各種の政團結社を生ぜり中には江西一地に限られたるものなきにしもあらずと雖も其の多くは北京南京上海等に其の本部を有するものなり今其の概況を述べん

（一）和　平　會

和平會は洪江會洪家會等の別名あり緣起は頗る舊く明末清初に創まり明朝の恩誼を憶ふもの主唱となり滿清を推倒するを以て其の宗旨となす而して今回革命の際に當りては其の會員大に活動し會運隆盛を極め江西に於ける軍人は多くは其の會員にして會員日に加はり勢力隆々たりしが會の膨脹と共に會員玉石混淆し勢力を恃みて地方を橫行し財物を掠奪し婦女を姦淫する等社會の大患をなすに至り大に人心を失ひたり現都督李烈鈞就任以來先づ此の會の撲滅に着手し其の首班たる九江衞戍司令官朱潢濤河口鎭司令官彭志仁等を戮し苟も其の會員たるものは一步も假借せざるの方針を採りたるを以て目下殆んど其の跡を潛めつゝあり

（二）共和促進會

伍廷芳の提唱によりて成りたるものにして上海に創立せられ江西にありては初め倪寄生なるもの支部會長たりしが都督馬毓寶（馬は和平會員たり）と意見合はず次て和平會員と衝突し省外に遁れ張居正其の後を襲ひたり會員は多く前清の官吏にして勢力大ならず久しからずして消滅すべしと噂せせる

（三）共和共進會

此の會は徒に其の名を存するのみにして會員中著名のものなく早晩共和促進會と運命を共にするものと推せらる

（四）同　盟　會

初め東京に軍國民教育會及廣東興中會なるものあり二者相合して同盟會を組織し孫逸仙を首領とし黃興之れが協理たり會員中には有爲の英才少からず今回革命の原動力をなせしものにして根底淺からず勢力又鞏固に會員又甚だ多數なるを以て將來は江西のみならず支那に於ける强大なる一政黨たるべし江西に於ける主盟者を曾章とす

（五）統　一　黨

章炳麟の統率に係るものにして江西に分會を設く本省にありては同盟會に次て勢力あり其の會員中には留學生少からず支部長を薄鼎升と云ふ

（六）進　德　會

是れ又伍廷芳の主唱に係るものにして會長首領等の名目なく平等主義を以て宗旨となし國民の德育を增進するを

以て目的となす其の目的を達するの日や遙遠と云ふべし其の規約中「不食肉」とある一項は頗る珍とすべし

(七)社　會　黨

進德會と同じく別に首領等なし社會の革命改良を以て宗旨となす將來の無政府主義や共產主義が之によりて釀成せらるるに至らざれば幸なり發起人を張溥泉と云ふ目下其の聲大なるのみにして未だ一般人士の耳を傾くるものなし

(八)民　　社

黎元洪を首領とし湖北に其の本部を有す江西に於ける主唱者は都督李烈鈞初め吳寄慈姜勗民の徒なり江西に於ける政界及新聞界の人々多く之に屬す將來江西に於ける一勢力たるべし

(九)國民總會

江西に於ける紳士龍鐘泩賀贊元等の發起にして專ら當地方に於ける實業方面に發展しつゝあり會員は他に比して着實なれども近來各種財政問題に關し政府當局者と感情疏隔せること少からず賀龍の徒又失意にあり然れども實業熱勃興と共に彼等會員の手を借るの時期あるは必然なるを以て其の勢力の恢復は期して俟つべく將來江西に於ける一大勢力たるを疑はず目下正長を郭森甲と云ひ副長を張國熙と云ふ

(十)自　由　黨

首領及規約等を秘密となし窺ひ知るべからず爲めに將來洪江會の後塵を拜せんものは是ならんなどの惡評あり眞僞知るべからず會員又寥々たる由

(十一)善　隣　會

未だ組織成立に到らず日本留學生中の或る者等主として奔走運動中なり其の主旨は專ら日本と親み共に東洋の和平を保持するに勗むるを以て目的となすと云ふ

(十二)法政學社

法政學を研究するを以て宗旨となし社員頗る多くは法律學校卒業生なり新聞を發行し法律知識を普及するに力むるを以て目的となし進んで政社を組織せんとするものなるく發起人を胡以謹と云ふ

(十四)律　師　團

未だ組織せられず目下奔走中其の目的は法政學社と略ほ同一なり

以上の如く目下江西にありては政治熱勃興し黨社の組織せられんとするもの續々たり然れども以上列記の內最も勢力あるものを同盟會とし統一黨之に次ぎ國民總會又之に次ぐ然れども昨今民社の勢力は漸次擴大しつゝあり

南　昌

內務司長暗殺事件

去る十二日都督府內に於て新內務司長鐘震川湖口稅務監督胡謙の爲めに暗殺せられたるの珍事あり而して之が處分に對し軍人側と文人側との間に衝突を生じ延て內訌を生ぜん

九江要塞司令官戈克官

- 參謀官　炳勳
- 九江砲臺
  - 團長　陳傳曾
  - 營長　周壽詳
  - 營長　唐夙岐
  - 臺長　高樹堂
  - 臺長　黎開發
  - 臺長　朱得勝
- 湖口砲臺
  - 團長　王聚廷
  - 營長　龔星勝
  - 臺長　胡金明
  - 臺長　劉正和
- 馬當砲臺
  - 團長　×張有禹
  - 營長　高學珠
  - 臺長　×郎順和

混成旅團

混成旅團長余鶴松（日本士官學校第六期生）

- 參謀
  - 羅心源（江西武備學堂畢業生）
  - 程孝恭（保定中學入伍生）
- 第一團長黃鄂（安徽人出身不詳）
- 第二團長煥章（湖北將辨學堂）
- 砲兵營長陳毅（湖北武備學堂）
- 工程營長吳江（南京將辨學堂）
- 輜重營長陳鵬遠（湖南人出身不詳）
- 獨立營長旅長兼（不詳）

外に水師（旅長范福增）あり衞戍司令官に直屬す

目下九江には各種各科を合せて約一萬の兵あり獨立營なるものは元來勇隊と稱せしものを改稱せしものにして今回經費節減の爲め解散することゝなれり而して該隊は元來職業あるもの多數を占めるを以て解散するも別に苦情なかるべしと云ふ

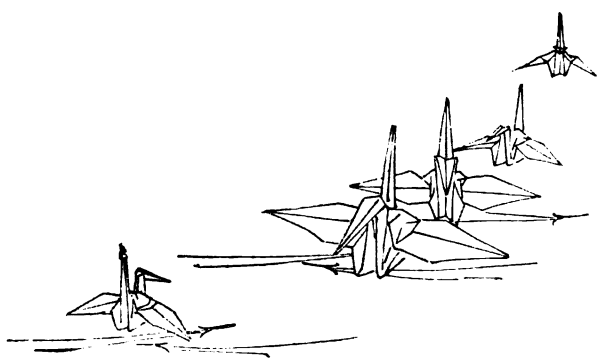

◉資政院彙報

議事錄

第三回

八日午前九時三十分參議院は開議し先づ秘書長より今日議長齒痛の爲め請暇せるを報告し副議長代理して席に就き新來の議員江辛等六人を報告し抽籤によつて座席を定め議長は又議員杜潛の病氣の爲め請暇せるを報告し五日間の休暇を許すことゝなれり

●李●渠　開會散會は須らく時間を守るべし且つ議事規則に二回以上發言するを得ずとあり何れも議長の之を申明せんことを請ふ

秘書長は收受の文件を報告せり副總統及び陵西太倉雲南等の電報あり又新疆伊犁の議會組織爭論の電報ありて議長は其答復手續に付きて之を議場に詢ひたるに

●田●駿●豐　新疆都督は二つ（伊犁と廸化）あり應さに政府に向つて何人を都督と認め何人の辦じたる事を有效と爲すかを問ふべし

●谷●鍾●秀　袁大化は共和に反對し政府の命令に接して始めて都督となれり則ち其派する所の議員は正當ならざるに似たり

●田●駿●豐　谷君の論ずる所は人を以て主と爲す是れ正當に非

ず
平剛　斷じて都督の承認を問ふ可らず若し之を政府に問へば省城に於て選擧したる議員を有効と爲すべし
右兩派の辯論半時間に及び議長は表決に付して決を取りたるに政府に問はんとするものは少數にして參議院より直ちに復電せんとするもの多數を得たり
斯くて議長は議事日程を按じて其第一なる內務次長增加案に入り審査員の報告を求めたり
張耀曾（審査報告）　審査會の審査は四五小時の久しきに至り遂に內務部に次長二人を設くる事は全體に否決されたり其理由は一は法理に合はざるに因り二は事實上質礙多きに因る新學說に照らすに事務と政務と區別明かなる場合には兩次長を設くべきも現在は未だ明かに之を分つを得ず又蒙藏政策は向後積極主義を應用し拓殖を興し交通を謀り軍政財政敎育を發達すべければ特に機關として蒙藏事務局を設け以て國務總理に直屬せしむべし云々
陳景南　內務部に二次長を設くるも辨理事實上別に妨礙なし米國內務次卿の數多きも以て例とすべし別に蒙藏事務局を設くるには絕對に不贊成なり
殷汝驪　次長を增さゞる事に贊成す但し蒙藏事務局を國務總理に直隸することには贊成せず該局は內務部の隸屬となすべし
彭允彝　殷の說に反對して蒙藏事務中內務の範圍に入らざるものありと言ひ陳承澤は審査案を贊成し李素は政府委員の意見を問ひ政府員は現在兩樣の意見ありて一は次長を添加し一は機關を特設する也政府が次長を添加せんとするは利害關係に意を注ぐ爲めなりと答へ丁世鐸は現在の利害關係なるか將た將來の利害關係なるか若し將來の利害關係なりと云へば蒙藏事務局を國務總理に直隸するは即ち將來の利害の爲めに設想したるものなりと演べ第百二十號の某議員は次長も專局も特設せざるを可とすと主張し李國珍も亦た次長を添加し專局を特設し國務總理に直隸するは皆不贊成なり國務院に特に一局を設くれば則ち印鑄局統計局と相類し殊に不合に屬す別に蒙藏部を設立する事英國が愛爾蘭部を設けたるが如くにするに如かずと演べ谷鍾秀は之を駁して英國は君主國にして比擬する能はず且つ官制始めて定まるの際必ず極大の紛爭を起し實驗に施行する能はざるべしと演べ汪榮寶は審査報告を表決に付し若し通過せざる時は再び審査に付すべしと叫び强伯烈は別に專局を設くるも政府委員の謂ゆる利害關係の意思には衝突せずと言ひ議論は益々紛々として忙碌を極め秩序漸く將さに亂れんとするに至り議長は討論終結を宣告し表決を二回に分ち先づ審査案中次長を添加せざるの事を表決に付したるに多數起立して起立せざるものは僅に二人なりし斯くて尙ほ專局特設と專部特設とに付き議論ありたるが議長は蒙藏事務局を設くることに贊成するもの、起立を求めたるに起立者多數なりし又該專局を國務總理に直隸することを表決に付したるに是れ亦た贊成者多數なりし
議長は國務院の來文に政府委員は政府の提案議し畢りたる後は退席するを得とありと報告し谷鍾秀は之に反對し退席

の場合は請暇すべしと云ひ曾有瀾は請暇の二字に反對せり次いで議長は日程第二なる華僑代議權要求案を提出し熊成章は華僑に代議權を與ふるも妨碍なしと主張し第百二十二番の某議員は南京の審査報告に贊成し阮慶瀾は前日此案を議したる時消極の主張者あり積極の主張者あり折中主義者ありたるが本員は華僑に予ふるに特別請願權を以てし電報書面に論なく皆以て議案と爲すべきことゝなさんと演べ曾有瀾は此說に贊成し議場に特別席を設くることには反對し王振堯は南京審査報告に反對し無効とすべしと主張し陳景南の予ふるに代議權を以てせざれば外國の干涉を防ぐべしとの說に對し平剛は反對して領事に於て選擧を辨理すべしと言ひ李肇甫は華僑の請求を拒絶するは天理人情に背くものなりとて代表を擧ぐるの說を主張し歐振聲之に反對し議論百出して秩序又亂れたり汪榮寶は再び審査に付せんことを請ひ金鼎勳は直ちに表決に付せんことを請ひたるが衆多く之に反對し李肇甫の發議により議長は全院委員會を開く事を表決に付したるに多數の贊成ありて之に決せり汪榮寶議長に國務員の出員を要求せんことを請へり時已に十二時十五分遂に散會せり

第四回

五月十五日午前九時十分開會し出席議員五十六人政府委員一人女子の傍聽二人あり秘書長は議長の今日も尙ほ請暇せるにより副議長の主席を代理せんことを請ひ湯副議長は席に就き先づ新來の議員一名を報告し次ぎに秘書長は收受の文件を報告し畢つて內務部次長增加案の第三讀會を開き別に討論なくして決定したり

次ぎに南京の決算及び本年豫算の交議を政府に促かすの案を提出し該案の提出者たる田駿豐は登壇して大意を說明せり

田駿豐　本員は借債の事に對しては反對せざるも借債の用途は參議院として過問せざる能はず是れ豫算案の提出を必須とする所以にして本院之を議決して方さに標準あるなり又南京政府が用ひたる款も今に至つて未だ院議に付せす何を以てか人民をして信任せしめんか是れ亦政府に向つて決算案を院議に附せんことを請ふべきなり本員は此案に對して不贊成者は無かるべしとの思考す故に審査に附せざらんことを請ふ

周班　本案には甚た贊成す然るに先づ會計年度會計檢查法の二件を前提と爲して之を定め然る後に以て豫算決算を語るべし

曾有瀾　政府に請ふて先づ大政の方針を定むべし方針あつて能く豫算あり且つ會計年度と會計檢查法とは皆重要の關係あれば早く之を討議すべし

李國珍　財政監督の說あれば乃ち外人の我政府を信用せざるなり當初南京の用款には帳簿なく現在又借款に對して漫然限制なし何の日か結了するを得んや本院は速に政府に南京用款の報告を求め本院の追認を經べし然して後外人は國民の公認して將來國民に償還の義務あるものたるを知るべし且つ現在借款は國民に於て監督を實行せんとするを見は

外國が財政を監督するの事は或は幸に免るべし

殷汝驪　豫算決算を一時に完全に成立するは難しとする所なるを以て馮君の說あり本席も宜しく早く會計年度を定むべしと思意す會計年度は七月を以て宜しとす

谷鍾秀　會計年度は兩三語の能く議定する所に非ず今日は應さに先づ此案を表決に付すべし

藉忠寅　會計年度及び會計檢查院早設の說は當然の事なるも之か組織には長時日を要す本員か今急に知らんと欲する所のものは借欵の用途と財政の方針となり本員は借欵を以て生死問題と爲す借欵する時は必ず先づ方針無る可らず今急に豫算を編成する能はざれは先づ概算を交出し將來に於て再び正當の豫算案を提交せんことを要求す

張耀曾　事に常あり變あり豫算案は三ヶ月せざれば成立する能はず豫算以前に於ける財の用途は知らざる可らず故に本員は三段の方法に分ち第一に先づ財政の方針を問ひ次ぎに概算の提出を求め最後に再豫算案の提出を求めんことを請ふ

某議員(四十五番)用欵は二段に分ち一は過去一は未來となし應さに先づ決算を問ひ然る後に豫算を問ふべし本員は南省より來りたるものにて聞傳する所甚だ多し畢竟南京の用欵は如何なる處に使用せられたるか本院は萬々過問せざる能はず此れ天職り別に討論の必要なし

斯くて田駿豐は豫算は宜しく元年々末を以て限りとすべしと聲明し楊廷棟は借欵は宜しく先づ院に交して議すべし然らざれば議院は唯だ決算のみを議し豫算なきことゝなるなりと演べ秦瑞玠は借欵は正當の來源に非ずと謂ひ其他二三の說ありて谷鍾秀は議長に先づ表決し然る後に字句を修正せんことを請ひ議長は乃ち之を表決に付したるに滿場皆起立して贊成し此案は完全に成立しそれより字句の修正に付き棟廷楊は秘書廳に交付して修正せしむべしと謂ひ覃振は南京の二字は穩かならざれば唯だ決算豫算と成すべしと注意し贊成者あり議長は昨日國務總務等の出席を請ひたりと告げ李肇甫は豫算法決算法會計檢查法は宜しく本院に於て急に起草すべしと演べ曾有瀾はそは須く別に議案を提出すべしと謂へり

次ぎに日程第三なる國旗統一特別審查報告(昨紙記載)を提出し審查員楊廷棟は登壇して說明せり

楊廷棟　先づ國旗あつて後に議案あり故に國旗に對する理由は詳論する能はず只だ能く歷史に就きて之を言ふ我國の五色旗は外人皆已に之を知る故に變更す可らず陸海軍旗は國旗と關係なけれは審查會は改めて同じく五色を用ひ旗角に十八星旗を加ふるものを陸軍旗となし靑天白日旗を加ふるものを海軍旗となしたり又商旗問題は當初中國の商旗は三尖旗なりしが舊章を抄用し難きを以て將來の別議を俟つことゝ爲したり

谷鍾秀は審查報告　第二讀會と爲すべしと謂ひ議長は之を認可せり

谷鍾秀　當初三種の旗を擬定したるも別に成見なし五色旗は各處に於て通用し且つ西人之を盛稱せり陸海軍旗は紀念を重んするのみ商旗は各國に於て國旗と同じきものあり異

なるものあり中華民國の商旗は國旗と同じくして差支へ無からん

曾有翼　陸軍旗の十八星は意を十八省に取りたれば絶對に不賛成なり中國の行省は二十二省あり況んや現在五族共和して更に蒙藏あるに於てをや

藉忠寅　行政區域は永久に不變なる能はず國旗は時々變更す可らず十八星は唯だ武漢起義の時の紀念と爲すのみ且五色旗も亦た何色を以て何族と指定せるに非ず

曾有翼　十八星に若し十八省の意思なければ何を以て孫大總統の電報に確として十八省の說ありしや

王樹聲　二十二省及び西藏蒙古の星點を加入することゝなさん將來若し果して區域變更するも此れと毫も關係なし

張伯烈　當初湖北に義を起したる時唯だ一省ありて十八省なし故に十八省の意味なきを斷ずべし九角を用ゆるは陽の數を取るなり

殷汝驪　二十六星を用ひて將來永く變更せざることゝなさん

斯くて議論紛々として四起し秩序頗る亂るゝに至り谷芝瑞は共和國に省見ある可らずと叫び張伯烈は起義を主とせる旗は萬變更す可らずと主張し孫孝宗は本院は立法機關なれば法律さへ改むべし何ぞ況んや軍旗をやと叫び議長は遂に國旗即ち五色旗を表決に付したるに滿場起立して拍掌し萬歲を高呼するものありたり次いで張伯烈は軍旗を表決に付せんことを請ひ平剛は再び審査に付せんこと主張したり李素も亦た再審說を主張し遂に再び審査に付する事を表決に付したるに起立者多數にて再審に決せり

畢つて王駿烈は起つて甘肅省會議長の辭職に對し本院は電報を以て調停しては如何かと謂ひ衆皆賛成し時已に十二時を過ぐる十五分なりしが段宇清は雲南省の來電に英佛將さに進兵せんとするの擧ありとあるを報告し本院に於て討論すべしと演べたり衆皆其別に議案を提出せんことを請ひ乃ち散會せり

豫算案の催促

參議員議員田駿豐は豫算案速編を催促するの提議を爲せり其趣旨の大要は左の如し

民國建設の始め大宗の外債を商借するは目前救急の辨法に依れり但し借債して重きを用途に注がざれば消費甚くして補救するに由なく國家をして破產せしむるの虞あり外人をして信用の意を告げしめんとし稍愼まざれば險象環生すべし臨時約法第十九條を按ずるに參議院は臨時政府の豫算決算を議決するの權あり豫算未だ定らざれば政府に自由に借款し任意に濫用し我國民をして曖昧の債務は負はしむる能はず新聞紙の載する所によれば外國資本團と借款を踐商し開議已に久しと云へり而して南京政府の決算案及び統一政府の本年豫算案は今に至つて尙ほ未だ院に交付せず財政部甫めて成立し此に及ぶの暇なしと謂ふが則ち南北度支財政の兩部は名稱を改易合併して一機關と爲りたるに過ぎずして何れも所司を中斷せず何事ぞ此の重要問題を不顧に置き政府の財政計畫は何ぞ此の如く輕卒なるや窃かに以爲らく

豫算成らざれば用欵一定の標準なく債欵は遂に揮霍を免れ難し此れ我が國民の痛心疾首して承認する能はざる所のものなり請ふ政府に催して南京決算案及び本年の豫算案を迅かに制定せしめ交議せしめんことを若し豫算一時に成立する能はざれば亦應さに期限を定めて制定すべく概算を先づ參議院の議に付せんことを求む云々

第五回

五月十三日午前九時二十分開會し國務總理及び各國務員（趙內務總長を除く）出席し議員の參會者七十六人政府特派員十三人女子の傍聽者四人あり其他の傍聽者は甚だ多かりし議長は新來議員一人を報告し秘書長は收受の文件を報告し畢つて議長は國務總理唐紹儀に政見の宣布を請ひ滿場の拍手と共に唐總理は演壇に上る

唐國務總理　中華民國成立の初めに當り紹儀は此極重の責任を負ひ唯だ實事是れを求めて委託に負くなきを期するのみ然るに辦事は應さに緩急を分つべし今自己の政見宣布に指教を加へんことを請ふ中國は地大にして二十二省の外尙ほ蒙藏あり行政上の統一を謀るは倉卒の能く辦じ得る所に非ず黎副總統は前きに電報して軍政民政の分開を主張し大總統も亦た甚だ贊成せり將來尙ほ須く外國適用の法を採用し以て有利無弊を期すべし去年軍興つてより各省は極力增兵し各省民人の負擔を加重せしめたり大總統は先月全國軍政の辦法を籌畫して全國軍隊の治安を保つべきを希望し此程參謀部陸軍部は正さに此事を籌議しつゝあり各國の中華民國に對待する情形は去歲軍起つてより以來事々和平に出て其情義は殊に感ずべきなり故に以前の契約は皆繼續して有効と爲すべし次ぎに政治の改良は幣制を統一せざる可らず現に是れ亦た辦法を籌有せり金融機關に至つては更に意を加へて整頓すべし此外農林工商皆實業上の事にして更に宜しく切實に辦理すべし交通と實業とは亦た密切の關係あり又惟ふに財政は尤も緊要に關するあり從前の豫算は原と既に歲入歲出に足らず而して去年八月より以來南京北京均しく收入なく有らゆる用欵は皆借欵に賴る蓋し借欵に非ざれば則ち民國は存活する能はず現在銀行團が議する所の借欵條約は只其主權に害あるや否やを問ひ若し主權に害無ければ則ち借らざる可らず其實謂ゆる借欵は只暫時の墊欵のみ前きに南京の二百萬北京の一百萬は亦た皆墊用なり將來財政上の計畫は尙ほ財政總長に請ふて之を發表す紹儀の諸君に希望する所のものは國會選擧法等を早く議定し正式の國會正式の政府を早く成立せしむる事是れなり右の演說畢つて唐は降壇し各國務員は相次いで登壇し大要左の如く各政策を發表せり

熊財政總長　中國の財政は第一の重要問題にして前淸時代より已に破產の兆あり民國初起の時各省紛々として獨立せり是れ中國の革命は中央の革命に非ずして乃ち地方の革命なり故に損失は比較的大なり現在中央の財政は收入なくして支出項目の多きは言ふに勝へず以前の財政不足額は八千八百餘萬にして以後の財政は有らゆる應濟の外債及び各項の費用を合せて二億の不足を算すべく合計して二億八千餘

萬の多きに達す財政と經濟とは密切の關係あり先づ財政を整理せざれば經濟は萬發達する能はず財政部は今事の緩急に因つて入手の先後を定め八條を擬定せり第一は軍費を減少する事第二は國家銀行を整頓する事第三は幣制を劃一にし各省をして銀元を通用せしめ生銀を廢止する事第四は國稅を改むる事舊稅に就きて言へば即ち加稅免釐、新稅に就きて言へば則ち印花稅所得稅を實行する事現在並に契稅酒稅を增加する事第五は鹽務を整頓する事鹽務整頓の法は國家の專賣を主張するものあり當場徵稅を主張するものあり然るに是れ皆宜しきに合はず今折中の辦法ありそは就場專賣なり此外尙ほ烟草專賣の一事あり亦た舉辦すべし第六は國家稅地方稅を劃分する事第七は會計の法規を定むる事第八は公債を發行する事なり以上の八ヶ條は現在直ちに辦じ得るものあり稍々遲れて舉辦すべきものあり豫算は即刻能く辦すべきに非ず豫算編成以前に尙ほ種々の事宜あり須く官制等の定まるを俟ちて後方さに能く各部各省と會同し同力舉辦すべし財政一部の能く辦理する所に非ざるなり

段陸軍總長　軍民分治の後軍事上の重大事件は左の七段に分つべし第一は軍隊を消納する事第二は軍官を終身官と爲す事第三は陸軍の人才を培植する事第四は徵兵制度を實行する事第五は整造廠を整頓する事第六は被服廠を設立し軍服は商辦に由らざる事第七は馬政を改良する事

蔡教育總長　教育に關する意見七つあり教育の方針を定め國民の道德を養成するを以て第一の要着と爲し第二は教育の施設を普通教育社會教育職業教育の三つに分つ事第三は教育區域を規定し先づ中國を四區に分ち然る後に之を推廣する事第四は教育の經費を籌畫する事第五は京師教育の辦法第六は法を設け各省より多く學生を派し出洋留學せしむる事第七は蒙回藏の教育を振興する事なり尙ほ別に數語の以て諸君に献ずるものあり國旗統一の一案は今審査中なるが此事は教育家の眼光より看れば非常に重大なれば必ず以て全國を表明すべきものに定めて方さに妥善と爲すべし因つて格外の愼重を祈る

宋農林總長　農林の計畫は速効を收むる能はず第一中國の農業は發達せざるに非ず國家は之に對して宜しく土地の生産力を加ふべく更に之を輔くるに金融と教育とを以てすべし並に法を設けて之を奬勵し之を保護すべし次ぎは山林次ぎは水利にして近年南方の水害頻りなるが須らく先づ除害を言つて然る後に再び興利を定むべし然るに此れ皆經濟問題にして金融機關の活動するに非ざれば以て着手し難し

劉海軍總長　海軍を興すには巨欵あるに非ざれば不可なり現に財政は困難なるも辦法は必ず須らく豫定すべし第一、教育上より講究し第二、訓練上より講究し第三、製造上より講究すべし然して最も緊要なるものは海軍の經費たり毎年約合計三百餘萬を要す又舊海軍部訂購の軍艦あり並に將來軍港の開辦等巨欵あるに非ざれば不可なり必ず須く法を設けて籌畫すべし

王司法總長　中國將來司法を統一するには機關も亦た須く統一すべし第一、司法の經費は須く中央より各省に發給す

べき事第二、司法顧問を添置し以て國民の生命財産を保護する事第三、裁判傳習所を開辦する事第四、辯護士を用ゆる事第五、外國の陪審法を採用する事第六、監獄を改良する事前清時代に監獄改良を言ひたるも皆形式上の改良にして精神上の改良に非ざるなり

施交通總長　交通部入手の辦法は第一は除弊なり軍興つてより以來電信鐵道は皆損害を受けたり鐵道の免票及び電報の免費の如きは自今以後皆嚴に制限を定むべし第二は政令の改良なり此外に調査の事も亦た最も緊要に關するなり

王工商署理總長　工商は國家の命脈たり本部の政策は第一、工商の障碍を除去する事第二、工商を保護する事其法は一は加ふるに智識を以てし二は用ゆるに法律を以てすべし第三、人才を搜羅する事並に外國顧問員を用ゆべし第四、全國の經濟問題を研究する事第五、西國の商情を查考する事

右國務員の演說畢つて後各議員の質問及び各總長の答辯あり大約左の如し

李國珍　本員は軍政上に對して三質問あり第一は編成の如何、第二は常備の定額は幾何、第三は淘汰の兵は如何にして散遣するや

段陸軍總長　編制は南北を合して畫一の辦法を定むるを要す困難の事情もあれば尙ほ後日を待つて規定すべし常備の兵額は乃ち國防問題なれば須らく全盤を打算して然る後に確定すべし第三の問題は現に正さに籌畫中にて命令未だ下らされば盡く宣布を行ふに便ならず大概兵丁は各給するに二ヶ月分の給料を以てし軍官は予ふるに退休金を以てすべし

張耀曾　財政總長の言ふ所は乃ち政綱にして財政計畫に非ず目前の政務としては第一兵隊の散遣問題第二、商民の損失を受けたるものに對する補助問題第三、收入問題乃ち中央政府に由るか將た地方によつて法を設くるか第四、各省地方官の去年兵亂によつて欵を持ち逃げしたるものゝ追究問題第五、紙幣の辦法を如何にするや第六、公債の辦法を如何にするや等なり

熊財政總長　此の中に未だ盡く發表する能はざるものあり軍隊の解散は現に籌畫中にて工商の補給は先づ銀行を立るに非ざれば不可なり紙幣の事に至つては昨年各種の鈔票各省を通計して約二億元に達し新發行の鈔票又一億元あり將來或は財政部に於て借欵して收回するか或は地方に於て各自ら收回するか尙ほ斟酌を要するなり其省より持ち逃げの欵は正さに追究せんと擬し居れり但し南省多く案卷なきは殊に困難の次第なり

張耀曾　南京に於て辦ずる所の二億の公債は舊に照して發行するか抑も廢止するか

熊總長　廢止する積りなり

谷鍾秀　酒稅契稅は何を以て標準と爲すや每年の概算は若干なるや鹽務は如何に之を整理するや

熊總長　契稅は乃ち臨時の手續にして其年號を更換するの關係あるに因るなり數目は尙ほ研究中なるも少くも七千萬あるべし酒稅は斤數を以て標準と爲す鹽務の就場專賣は約

計一千餘萬元あり既に能く減稅して又能く收入を增加するなり

李肇甫　疑問三つあり第一は軍民の分治は大體の辨法なるが東三省も亦た軍民分治なるや否や第二は借款の外に方針の有無第三は南京議決の公債を取消すや否や

唐總理　質問の第一は乃ち題目あつて未だ事實あらず財政未だ統一する能はざれば軍民は分治する能はず東三省の趙爾巽は前日不分を主張するの說帖を送りたるも國務院は之を然りと爲さず其他の二問は財政總長の答辨を請ふ

熊總長　借債は本とより國家の原則に非ず但し他の辨法は一に實行する能はず公債の廢止乃ち民の爲めに負擔を輕ふするのみ尙ほ某議員は已に發行せるものも亦廢止すべきやと問ひ熊總長は未だ發行せざるものに就きて廢止するなり然るに是れ尙ほ借款成立を待つて實行すべきものなりと答へたり時に時刻已に十二時を過ぐること三十分に及びたれば遂に散會せり

談話會

十四日午後參議院は秘密談話會を開きて大借款問題を議し熊財政總長は該問題を提出し且つ報告して曰く此の借款は理を以て是れを驗すれば政府は萬々借るべからざるものなるも唯だ現在中央と地方との財政は同一に困難にして若し一週間內に提定せざれば必ず意外の變亂を發生せん資本團か最後に提出したる七ヶ條は萬々讓步の餘地なきことを聲言せり今諸君の仔細に討論せられん事を請ふ別に善法の以て危急を救ふべきものありや否や云々

參院議員は示されたる七ヶ條に對し全く滿足せずと雖も熊總長が出言の婉轉なると時勢の危急とにより皆極端に反對するに及ばず又他に善法の以て抵制すべきものなし唯七ヶ條中の第一條第二條及第五條に稍異議あり其の原文によれば第一條は北京に用款稽查機關を設け聲核員二人を置き一は銀行團より派し一は財政部より派すと謂ひ第二條は用款は等しく聲核員によつて批准すべきを規定せり各參議員は此兩條に對して討論甚だ久しく文字の改修を主張するものあり第二條は承認する能はずと主張するものあり討論の結果遂に決する所なし又第五條は南方各省の兵隊裁撤は中央政府より高級軍官を派し稅務司と會同し共に地方官の協助により受領書各三枚を出さしめ一は都督に存し一は財政部に存し一は稽核員に存すとあり衆議皆此の事を欲せざるを結局此條項は文字の改刪して再び資本團に交涉することに決したれば再び該問題が議に上りたる時は多分通過すべき望みありと傳へらる

又一說によれば參議員の談話會に於て議せられたる條件は第一、合議機關を設け中國及び資本團より各委員を派して常駐せしめ凡そ借款の用途は該處の合議によつて辨理する事第二、軍隊解散の時は資本團より高級武官を派し借款用途の支拂を監視すること第三、合議處委員の俸給は中國の負擔と爲す事第四、該地方使用の借款は其の地方の稅務司に於て之を監督する事第五、三ヶ月毎に一回の決算をなし

は贊成せず

譚振　形式好からずとて不辨に付する能はず

籍忠寅　此案には贊成せざる能はず外債も內債も皆人民の負擔にして愛國心の薄張と政府の無信用とは何れも絕對の理由に非ず公債と全國の財政とは相關聯す公債を募集するには第一に用途を問ひ第二に償還の方法を問ふべく並に額數を豫定するを要す本院の責任は政府を喚醒するに在り本院自ら之を辨ずるは不可なり本員は以爲らく質問案を提出して政府に公債發行の意思の有無及び南京公債の發行を繼續するや否やを問ふべし則ち建議案を提出するも亦可なり本員は本案に對して反對することは毛頭も無し

劉與甲　公債案を本院より提出すれば以て外債を抵制すべし本員は公債に對しては甚だ贊成なるも辨法に對して不贊成なり

李恕　現在の募集なるか將來の募集なるかを籍忠寅別に質問案を提出せんとを請ふ

段宇清　此案は打消す可らず請ふ審査に付せん

張耀曾　參議院は須らく法律に依るべし法律の形式清楚ならざれば効力發生せず將來議案を提出するものは須らく法律案質問案建議案を明かに分つべし本員は公債の事は質問案と爲すよりは建議案として提出するを可とす

張伯烈　本員は質問案に贊成せず建議案に贊成せず而して原案に贊成せず

江榮寶　先づ原案に就きて表決し次ぎに質問案を提出せんことを請ふ

是に於て議長は原案を表決に付したるに贊成者僅かに八人にて無効となりたり因つて議長は今質問案を表決する能はず籍君の提出を請ふと宣告したり時に十一時五十分即ち散會せり

第七回

議事日程

第一、漢口市場建設借款案（總統交案）

第二、禁烟條約改正案（議員提出）

第三、東三省都督平權案（同上）

第四、華僑代議權要求審議案

十五日午前九時二十五分開會、參會議員數六十四人政府委員六人あり秘書長は先づ收受の文件電報を報告し畢つて議長は電報中に甚だ詫異すべきもの一件ありそは華僑（即ち外國に居留する清國民）を擧げて參議員と爲すものなりと謂ひ湯化龍は先づ之に反對し王振堯は速かに電阻せんことを請ひ谷鍾秀は將來國會なるものあれば其心を安すべく說明して返電すべしと演べたり次ぎに議長は衆に計つて鄭議員の辭職を承認することゝなし畢つて

日程第一なる漢口市場建築借款案を提出し谷鍾秀は先づ政府委員の說明を求めたるに當時總統府の委員在らずして說明するものなきにより議員等は皆不滿の色あり陳景明は內務部工商部は此事に對して須く專任を負ふべし然らされ

ば本院は議する能はずと謂ひそれより討論漸く酣となれり

谷鍾秀　大總統府が議案を提出して政府委員理由を說明する能はず唯だ案に就て考ふるに本員は大總統が之を院議に付したるは間違ひなりと思惟す蓋し黎副總統の來電に謂ゆる借款は乃ち地方債の性質にして黎副總統は各地方の借債は中央に照會すべきものなるにより之を電報したるものなるべし本院が議する所は必ず全國に關するものにて一部分の事を議する能はず故に本院は此事に對して謂ゆる同意を爲すことなくして大總統に送り返し本院は議する能はず唯だ中央政府が認可すれば其れ迄の事なりと謂ふべし

劉興甲　漢口兵燹の後須らく借款すべし但し中央の借債と地方の借債とは之を明亮にすべし此の借款に對し中央が責任を負擔せば契約條件を政府より本院に提交して會議に付すべく若し地方の借款なれば一省の擔任として中央之を認可して可なり且黎副總統の電文中に參議院の議決を要求したるを見ず

某議員　此れは諮詢案なり參議院に提出して差支へなし之を中央債と爲すか地方債となすかは須らく審査に付すべし

張伯烈　此案は手續の稍違ひたるに過ぎず全く認めて中央債と爲すべきものなりそは武昌が義を起して漢口が適ま其衝に當りたるに因るなり試に問ふ武昌の起義は湖北一省の爲めなるか全國の爲めなるか既に全國の爲めなりとすれば破壞後の建設は應さに中央の擔任に歸すべし且つ漢口の商業發達すると否とは全國に關係す黎副總統は中央借款の當てなきに因り地方に於て手近かに籌借する譯にて唯だ認可を要求するに非ず實際中央の擔任を求むるものなり故に本院は借款契約の提出を求めて審査すべきなり

盧士模　各省皆損失あるも漢口を尤も甚しとなす黎副總統の電意は不明にして地方債なるか中央の負擔なるかを知る能はず本員は以爲らく地方の借債に對して中央は責任を負ふ能はずと

某議員　此れは純粹の地方借款にして中央と關係なし

李渠　地方中央の議論を爲すに及ばず本院は唯だ諮詢案として答覆して可なり

某議員　漢口は即ち中華民國の漢口にして湖北一省の漢口に非ず

陳景南　損失と建築とは並論す可らず此案に中央擔保の語あり參議院議せざれば孰れか責任を負んや應さに大總統に回答し黎副總統より詳細の電告を求め財政內務の兩部に交付して核辦の手續を請ふべし

湯化龍　委員會を開き政府の說明を請ひ若し地方の借款なりと言へば抵當の有無を問ふべし若し抵當あつて中央が管せずとせば非常に危險なり本員は湖北人なるが專ら湖北の爲めに考慮するに非ず

彭允厘　損害を以て標準と爲す能はず漢口は即ち全國の商埠なれば應さに財政部內務部に向つて此事に對して如何なる計畫あるやを質問すべし

李素　審査に付する事の可否を採決せんことを請ふ

其他二三の議論ありたる後議長は本案を審査に付することを表決に付したるに賛成者三十八人即ち多數にて之を決し議長は又特別審査と財政と何れに付すべきかを採決し特別審査の賛成者は二十三人の少數にて財政審査に付することに議決せり

議長は日程第二なる禁烟實行條約改正案に入るを宣告し提出議員の說明を求めなり

第三十三番議員（說明）禁烟の根本問題は禁運（即ち鴉片輸入禁止）よりするに非ざれば不可なり從前の舊條約を按するに中華民國の第六年に至つて始めて能く禁運することゝなれるも今員は元年より禁運することを提議す此事には三層の困難あり一は稅則の困難一は種禁（鴉片種植の禁止）禁吸（吸喫の禁止）の困難一は各友邦が未だ我國を承認せず故に我國は交涉するに由なき事なり然るに本員は以爲らく以上の三問題は皆關係なし若し本院が能く此案を提出せば各友邦は必ず賛成せずんばならずと

歐陽振聲　本員は五月三十日の期限までに萬々辦到し難きを覺り條約改正は不可ならざるも先づ禁種禁吸より着手するを要す

曾有瀾　條約は應さに改むべし此案は先づ審査に付すべし

秦瑞珍　條約改正は各國が政府を承認したる後に於てすべし

彭允厘　有効無効を論せず唯だ有理無理を問ふべし但し期限の事は餘りに短さに過ぎざるを宜しとす

楊策　禁烟の事は先づ自己より入手すべし內部に於て實際に能く禁種禁吸して始めて條約改正を要求すべし然るに是れとても二三年の期限に非ざれば不可なり

某議員（百二十二番）題目は甚だ大なれば本院は提議すべし然るに歷史より言つて英國印度の行政費は鴉片に出づれば禁運條約の改正は困難なるべし

曾有瀾　若し外交官をして自己の條文を以て外國と交涉せしめんと欲せば審査に付すべきなれども夫れよりは外交官に向つて外國と條約を改正する條文を院議に交付すべきことを要求し置くを宜しとす

其他二三の議論ありたる後議長は審査に付することを表決したるに賛成者多數にて之に決せり

是に於て議長は日程第三なる東三省都督平權案に入るを宣告し提出者の說明を求めたり

玉赤卿　（說明）吉林黑龍江は既に各都督あり而して都督の上に又東三省都督の非牛非馬ありて危險殊に多し且つ吉江兩省都督は統治權なし兩者の議決は何を以て之を監督せんや須らく吉江兩省の都督は盛京に於ける都督局權力を平衡せしむべし云々

田駿豐　當初は現狀維持の計をなしたるに過ぎざるのみ陝甘も又然り現在官制未だ定らず若し東省の爭論あり新疆等にも爭論あれば甚だ宜しからず況んや東三省の外交は困難なるに於てをや

全鼎勳　民國初めて立ち一切の弊端は力を竭して改革す若し現狀維持の計をなし寡人政體を保存する如くんば何ぞ宣統皇帝の出て來つて舊に乃り二十二省の管轄せん事を請ふ

を妨げんや況んや唐總理も亦趙爾巽が電報して東三省大都督の事に言及したりとの事に於てをや又聞く趙氏は東三省議員を以て一の諮議局を組織すと聞く其の意思を窺ふに取りも直さず東三省の君主たらんと欲するのみ

●楊策　吉江の兩者は當初東三省總督とは大なる關係はなかりし現在中國が既に統一したる上は東三省をして各平等ならざらしむ可らず當に辨ずべき事は即ち辨じて遲疑すべからず

●薛珠　此れは即ち全國の三省にして三省の三省にあらず且つ外交に對しても遠慮する必要なく內政に對しても遠慮する必要なし

●玉振堯　此れは官制問題に非ず宜しく原案によつて表決すべし

●谷鐘秀　當初の命令は東三省都督なりしか抑も奉天都督なりしかを問ふを要す奉天都督なれば疑問なし並に都督が吉江兩省に向つて實際に干涉したるや否やを問ふを要す

●曾有翼　東三省總督が吉江に對する權は只だ私人を用ゆるのみ其の他の事は電商するに過ぎず東督に向つて電商するよりは中央に向つて電商するに如かず

●谷鐘秀　然らば即ち東三省都督を改めて奉天都督となして可なり

議長は原案を表決に附したるに多數之を贊成し本案は審査を用ひずして通過せり

次ぎに議長は日程第四なる華僑參議權要求審議案に入るを宣告し委員長の說明を求めたり

●谷鐘秀　華僑(即ち外國に居住する淸國民)には應さに與ふるに代議權を以てすべし但し選擧困難なれば須らく方法を考ふべし或は商會より選擧すべしと云ふものあり商會より人を派して選擧すべしと主張するものあり畢竟するに普通の選擧法に照して辨理する能はず並に衆議院には華僑の席を設けざる事となせり凡そ是れ皆國會選擧法中に詳かに規定すべきものとす

●曾有瀾　此の事は尙種々の問題あり其の一は普通の選擧を行ふ能はずして選擧ある以上は即ち選擧に關する訴訟あり試に問ふ誰か之を訴ふるや其の二は調査亦甚た困難なり外國に於て營業するものを華僑と認むるか或は一度國門を出づれば即ち華僑と爲すか其の三は華僑は南洋に止らず日本西伯利亞等にも皆華僑あり之を合計すれば六百萬あり斷じて南洋のみに代議士あつて他の處になしと爲すべからず且つ香港臺灣の中國人は之を華僑と認むるや否や以上の三點は皆細心研究の必要あり

二百二十番議員は會議員の說に對して逐條辯論したるが時已に十二時に及びたるを以て議長は散會を宣告せり

◉熊總長財政報告

財政總長熊希齡氏は四月二十六日夜北京の各漢字新聞記者を中國銀行に招待して財政情況の報告を爲せるが其內重なるものを擧ぐれば左の如し

民國紀元以來の財政を分ちて臨時、常年の兩項と爲す、臨時應籌の款に四あり、一は外債にして昨年九月より本年二月迄每月四百數十萬にて五個月合計銀二千〇八十萬兩となり二は軍餉にして南北八十師團每師團の需餉銀十二萬兩にて合計月需九百六十萬兩平均兩月欠餉兩月計算共銀一千九百二萬兩、三は恩恤にして黨人の優待、軍人の遣散、災民の振濟、土匪の征剿等の費約銀三千萬兩合共銀千萬兩、四は建設にして南北軍破壞學堂局所及び新政府建設修補等の費約銀一千萬兩、以上四項を統べは已に一萬一千餘萬兩に達す、常年不敷の款亦た四有り、一は歲入にして各省の歲入は減耗免捐及び商務停滯の爲め銀五千萬兩を減收す二は軍費にして上記八十師團を能く減じて六十師團に至るも月に銀八千六百萬兩を需め加ふに海軍水師緝私捕等の營も亦た八千四五百萬兩上下に在り前淸時代預算軍費數目と相等し惟だ前淸は尙ほ綠營俸餉二千萬兩有り海軍陸軍行政機關及び學堂製造所の如き亦た約一千萬あり此項の軍費已に三千萬兩を加增す、三は債款にて中央地方必要公債は五千萬元を以て額となす平均年息五厘にて銀三百五十萬元を需め銀二百五十二萬兩を扣す、四は不敷舊款にして前淸宣統三年預算八千八百萬兩を計算す、以上四項を統べは已に一萬七千〇五十二萬兩に達す

夫れ新立國の民國を以て臨時費に一億一千餘萬兩の巨を要め常年費は又た少なくも一億七千〇五十二萬兩の多きに至り合計已に二億八千〇五十二萬兩に達す財政歲出超過此に至りて危險萬狀と謂ふ可し矣目前の急を救はんと欲せば增稅、借債及び紙幣發行の三項を舍てゝ他術無き也然も增稅の事は萬進行し難く借債は則ち債額已に二十萬元に達し紙幣發行は則ち幣額已に三億三千萬元に達す前途を言念せば幾んど措手す可き無きを致す滙ふに此三者の中借債を以て第一問題と爲す其困難の點三有り、一は抵押にして錢糧は尤も人民の反對する所なるも其他又た抵押すべき無し獨り鹽務の改良は把握有り、二は顧問にして幣制借款に既に顧問を設くれば則ち此件も亦た必らず外人が要求を爲さん、三は用途にして用途若し開示せざれば外人は必らず信ぜず此三者均しく能く通過して然る後借款は乃ち成立を望むべし

然して現在一般の輿論は分ちて兩種と爲す極端の反對者有り宜しく之を生產に用ひ之を消耗に用ゆべからずと謂ふ者有り知らず南北兩方均しく宿糧無く民國の血脈は轉瞬將に停滯せんとす饑軍譁潰せば則ち秩序亂る矣此れ甲說の行ふ能はざるところ也月前中央財政出づる有つて入る無く上條云ふ所の應に付すべきの賠款軍餉、恩恤、建設は一日も稍緩にすべからず則ち消耗の費又た烏んぞ能く免かれん此れ二說の行ふ能はざるところ也其說を折衷し惟だ其の緩急を擇び以て之が變通するのみ其用途を擬すれば三有り

一は國家銀行の速辦、民立銀行を提唱し金融を復活せしめば全國農商業皆な再蘇すべし

二は各省鈔票の收換

三は各項稅務辦法の整理預備　一鹽務專賣、二烟酒稅

三加稅免厘、四印花稅、五幣制、六整頓收支先南後北、

七官變價格、八農工商業補助、九節流

◉暫行大總統謁見禮

凡そ第一次直接の謁見國務員議長は其豫約あるものは豫約の時刻に依り豫約なきものは臨時通告し大門に到り刺を投じ門者は刺を持ちて入つて傳宣官に授く大總統延賓の命あつて門者は即ち賓を延いて內門に至り傳宣官は賓を延いて接待室に入り(國務員は即ち國務員の執務室に入る)以て待つ大總統は延見室に臨み傳宣官は賓を引いて延見室に至り門に入り賓は大總統に向つて立ち正前に一鞠躬の禮を行ひ大總統答禮し座に延いて各就座し侍者は茶を進め傳宣官は退いて室門外に止る侍者皆退出し啓事畢つて賓は興辭し大總統に向つて立正し再び一鞠躬の禮を行ひ退いて室門外に至り止まり復た立正し傳宣官は賓を引いて出づ凡そ任命或は代表及び其他の事故に因り第一次國務員に從つて謁見するものは前節により同じく刺を投じ延いて接待室に入り(國務員は國務員執務室に入り從見者は普通接待室に入る)大總統の先づ延見室に臨むを待ち傳宣官は從見者を引き國務員に從つて延見室門外に至り從見者は止まつて國務員の先づ入つて辭を致すを俟つ大總統延賓を命じ從見者は門に入り國務員之を紹介し大總統に向つて立正前に一鞠躬の禮を行ひ大總統答禮して座に延く從見者は大總統國務員の各座に就くを俟つて然る後に座に就く侍者茶を進め啓事畢つて(事なきものは問對を畢り)從見者は先づ興辭し大總統に向つて立正し再び一鞠躬の禮を行ひ大總統答禮し從見者は退いて室門外に至つて止まり復た立正し傳宣官は賓を引いて出づ凡そ紹介に因り第一次の謁見を無すものは紹介人の自ら刺を投じてより退出に至るまで悉く前節の禮の如くす其紹介人の同見せざるものは紹介書を投ずる時は仍ほ紹介人の刺の如く先づ紹介人より委託されたるもの或は大總統が派したる秘書によつて接待し即ち代つて紹介人の事を行ふ凡そ國務員の隨時謁見及び凡そ常見を得るものは大總統は隨時延見して概ね行禮を免ず凡そ任命或は代表たるにより第一次の謁見者に非ざるものは延見の時唯だ一鞠躬の禮を行ひ興辭する時の一鞠躬禮は之を免ず凡そ國家の典禮或は大總統の典禮に因つて謁見するものは其日豫定する所の禮節に依つて之を行ふ

謁見規則

第一條　國務委員全體或は一員が國務に因つて謁見する者は隨時通報し直接進見す議院議長の謁見するものも亦た

同じ

第二條　內外官吏及び地方長官の代表が公事に因つするものは國務總理或は該管總長に由り時期の指示を請ひて偕同進見す

第三條　官吏が任命を受くるに因つて謁見するものは國務總理或は該管總長が進見する時に隨同進見す亦た總理或は總長が特別に時期の指示を請ふて偕同進見することを得

第四條　議院議員の謁見者は該院議長より紹介し大總統の覆答許可を得期を定めて後議長偕同して進見す但し議長偕同する能はざる時は議長の紹介書を以て直接進見す

第五條　官吏議員及び各項の代表が典禮の例によつて謁見を行ひ或は公讌召集により謁見するものは秘書廳より傳知して次序を排定し班次に依つて進見す

第六條　團體の代表及び新聞記者の謁見者は先づ秘書廳に通告し許可の覆答を得るを俟ち定むる所の期日に依つて進見す

第七條　凡そ進見者は國務員及び國務員と偕に進見するものを除く外は均しく秘書廳員に由つて接待し偕同して進見す

第八條　凡そ進見を許可せられたるもの其時に及んで大總統事に因つて親ら見る能はざる時は秘書廳員に委任して代理接見することを得

第九條　凡そ軍官の謁見者は海陸軍總長參謀總長軍長によつて偕見するを除く外は衞侍武官の紹介に依つて直接進見することを得

第十條　凡そ軍官は大總統の傳見により或は特に直接進見を許されたるものは隨時通報して進見することを得

第十一條　大總統が賓客例見の時間に臨時投刺して謁見するものは許可を得るを俟ら秘書廳員或は衞侍武官に由り偕同進見す賓客例見の時間は大總統より指定して揭示公報す

◉閩省暫行商捐章程

第一條　本司は本省財政の困難を補救するの目的を以て暫行商捐章程を特定し以て遵守に資す

說明　釐金は滿淸の弊政たるを以て光復の初に於て即已に革除せり而して財政の困難は力めて補救の方法を講ぜざる可からず是に於て本司に商捐の議あり蓋し國家は人民を保護するの責任あれば自から種々の行政なき能はず苟も經費支出すれば百事皆將に座して廢せんとす人民に於ても亦何の利益あらんや現今用兵行政均しく需財に急なり時事方さに殷にして匹夫も尙ほ責任あり粵省の釐金今に至り尙ほ未だ革除せず蘇省の議會方に貨物稅を籌辦せんとす誠に以爲らく北伐の師爭ふて鋒鏑を蹈む而して商人も亦た同じく漢族たり豈に敢て

區々の吝惜をなさん哉且吾閩の商界は素より大義を明かにす何爲ぞ獨り人後に落るをなさん哉本司商捐を決辦するに當て商會の意見を徵集し詳細に討論を經て專則を編訂す法能く立て能く行へば必ず商病と爲らさるを期す盖し中央政府尙ほ未だ統一の稅章を定めず閩省臨時議會亦未だ成立せず實に已を得ざるを以て此の權宜一時の計を爲す故に名付て暫行商捐章程と云ふ

第二條　本章程商捐局を設置する左の如し

水亭、上渡、水口、宮溪、閩安、南港、涵江、木蘭陂、厦門、泉州、漳州、石碼、北溪、延平、上杭、峯市、永定、東冲、沙堤、

以上の各地は現在の情形に就き局所を酌設するに過ぎず若し辦後に至り裁撤若くは添設すべき必要あれば本司は隨時酌量して辦理すべし

說明　按するに本條設局の處は率ね皆繁盛の要口なり惟た現在開辦の當初に在り定むる所の地點は必ずしも周妥を盡したるに非ず故に隨時增減の規程を設く

第三條　本章程は商民の負擔を減輕するが爲に釐金章程に按照して酌量核減す其征率は約百に值ひ三を抽くことゝ爲す並に貨物の種類及征收數目を詳かに記載し以て查照辦理するに便にす

說明　按するに閩省釐金は全省一致の章程ありて同一貨物に就き同一の報捐をなせしことなし此局彼局と全く相同からず且つ征收方法も上游地方は起驗を分つて而かも下游各屬は間々起驗を分たざるものあり甚しきに至りては章程は全く一定の制本なくして數日の標準は僅かに司處の展轉相授に依るのみなり故に百弊叢生して重大なる商病を釀成す本章程は初め釐金一起の數に照して征收することを擬定し嗣て從前の各屬征收章程は異常に紛岐し此に適用するも彼に適用すべからず畢竟標準と爲し難きを以て遂に辦法を更定せざるを得ず因て各屬釐金章程を搜集し詳細に參酌を加へ適當の數を酌定し各屬をして悉く實行に便ならしむ固より全局を通籌し統一に歸するを目的とすれども一種の章程を指定して相繩する能はざるが故に定めたる所の征率は釐金一起の數と相均しきものあり又は其一起の數に比較して稍々出入のあるものあり今之を略計すれば總て值百抽三の間にあり所謂る值百抽三なる者は從前の釐金起捐の數に因るものにして其原則は即ち相同きなり茲に定めたる所の征率は既に釐金起捐と甚しき差異なきを以て約值百抽三の間にありと云ふも其實は現時の見積に照して勘ほ百分の三に及ばず其必ず假定して值百抽三となす所以は凡そ一章程は必ず一標準あり其章程內貨物の備載する能はざるものあれば別に標準を設けて以て征率を定む斯の如き定率は之を從前の釐金に較ふれば實に減ずべからざるものを減じたるなり或は謂ふ各屬釐金章程既に一律する能はざれば何ぞ各其舊に仍り稍々減額して既に紛更の誚を免かれ又た偏訂の煩を省くことを爲さゞらんやと是れ近似の說なれども而かも同一の貨物にして各屬の征收同じからず此を輕

くして彼を重くするは商民をして益々藉口する所あるを致す且つ同一省區域内に在て章程紛岐せば又た何ぞ改革の必要あらんや故に折衷定制して全省に推行し輕重不均の弊無からしむに如かず既に值百抽三の例に逾へざれば則ち商民の負擔は已に極て輕しとなす唯だ據る所あるに非らざれば各省適從する所なかるべし因て各貨品目を彙して一冊となし徵すべし若し若干款を一々數目臚列し以て司巡上下經手者の弊を杜絕す若し章程に遺漏して未だ記載せざるものあれば臨時に公價して次條に於て之を規定す

第四條　貨物報捐若し章程内に記載せざるものあれば局員は公平に評價し約值百抽三に照して征收す

說明　查するに從前の各局卡は章程中未だ記載せざる貨物あるに遇へば往々司巡の任意を以て抑勒したることあり故に規定は必ず局員に由て公平に評價せば庶くは事端を滋生するを免がるべし

第五條　凡そ商人は内地に在て貨物を販運するとき須らく經過の首局に於て報捐一次を爲すのみ沿道次局に於ては票貨相符するを驗明して放行し又重抽を爲さず惟た運銷の出口するものは再び抽收一次を行ふ進口貨物は已に報捐を經たる後再び内地に販運せば亦同じ

說明　釐金は兩起兩驗に分つ特に病民より苛取せざる而已ならず且つ節々商民を擾雜して投捐せしむるは極めて不便を感ぜしむ今略々統捐の辦法に仿ひ省卡にて報捐し次卡にて票貨相符するを驗明し即ち蓋印して放行し敢て留阻せず惟た進口貨物は一次の捐を行ふ特に玆に之を分浙して說明す

甲、出口貨　假令へば建寧の貨物を福州に販運し來るものは延平にて一次の報捐を爲すのみにて沿途局卡は驗票して放行す若し再び福州より輸出するときは更に水亭局に於て報捐を爲すものとす即ち條文に謂ふ所の出口は再び抽收一次を行ふものなり

乙、進口貨　例へば貨物の他省より入口するものは則ち人口の時報捐し若し再び内地に運び行くときは又一次抽收すべし又た厦門の貨物を福州に運銷するものは已に厦門出口の時捐を納めたる故福州入口の時は只だ捐單を呈驗するのみにて復た重抽を爲さず若し再び福州より上游各所へ運銷するときは更に水口局に於て一次の抽捐を爲す此兩例は即ち條文の所謂る已に報捐を經たる後再び内地に販運するものなり

以上の諸例を擧て各口均しく類推すべし

第六條　收捐は兩を以て計算す其本省通用の銀元を以て納付する者は大洋一元を銀七錢二分に換算す零碎用の小洋銅錢は大洋の價值に照して打算す

說明　從前釐金局卡の征收する銀兩は四分或は六分の補水(打分の意)等種々の名目ありて以て展轉打算し多方に盈用を取れり今畫一の制を立て、以て流幣を杜絕す

第七條　各捐局の收捐は巧に名目を立て、捐數以外には分文をも多取するを許さず違ふ者は商民の控告を准し違法を以て論ず

說明　舊時の局卡は積弊極めて多し即ち釐金收捐の如き正雜各款以外紅色、酒例、過印例、驗禮、收過單費等の名目あり之を雜費と云ふ是れ皆な額外の苛勒にして藉りて以て私囊を飽かしむ今や設局の初に當り特に嚴重の規定を設け以て司巡の端を藉り需索を防止す

第八條　各貨の偷漏を查出したるときは勒令して章程に照し報捐せしむるの外更に三倍を加へて處罰し並に捐單內に罰款の數目を註明す其罰款は三成を以て賞與に充て其七成は捐款と同時に解送す

說明　罰款三倍を加ふるは大苛の嫌あるに似たれども此の如くせざれば以て繞越偷漏の弊を防ぎ難し並に三成を以て賞に充るは鼓勵を示す所以なり

第九條　商民の報捐は局より捐單を給與し以て查驗を受るときの證據とす

說明　捐單は存根、繳查、執照の三聯に分つ一聯は捐局に存置し一聯は司に提出して磐查に備ふ其一聯を商人に交付し經過すべき沿途の次局に呈照す

第十條　本章程若し未だ盡さゞるの事宜あれば本司は隨時增收することを得

附護商經費

一、閩安、厦門、泉州、沙埕、東沖等の處先に護商經費の一項あり此れ應に該處商捐局より章程を查照して一律に抽收すべきものとす

一、前條列擧の各地を除く外其他各處均しく護商經過を征收せり今後如何に徵收するや本司別に定章し酌量辦理すべし

一、護商經過は別に捐單を立てて各捐局より填給す

一、護商經費に抽收する其銀價の打算は商捐章程の規定を準用すべし

特減稅章程

(一)擇減釐を改めて特減稅と爲し水亭捐局を指定して征收せしむ

說明　擇減厘を改めて特減稅と爲す所以は擇減厘は原子口半稅に因りて設けられ釐金免除をなすが爲めなり此頃の貨物は當然內地に通行すべく必ずしも納稅を要せず今改めて一種の稅と爲すに非ざれば商人の必ず悞會する者多かるべし惟特減厘の性質が全く子口稅と相同じき故改めて稅と稱す而して其稅率は竹崎等の處に比すれば輕し故に稱して特減稅と云ふ以て名實に符ふ前例を查するに商人の販運は皆水亭に於て擇減厘を納めたるを以て本司は水亭捐局をして證收せしめ以て勞費を省く

(二)特減稅は一度投報を了れば直に內地に通行するを得何程の稅捐を論せず一概重抽せず

說明　從來商人は擇減釐を投報したる後通ずる所の局卡は總て其に對して再徵をなさず此特減稅は擇減釐を改稱したるものにして性質上全く差異なきを以て自然に繼續して辦理すべきものとす

(三)特減稅の種類は本章程に明載したるものを以て限りと爲す

說明　特減は共計四十四種あり今改めて特減稅と爲すもの亦た悉く其舊に依て增減する所なし

（四）特減稅々率は悉く前に定めたる擇減蠲の數目に照して征收す

說明　特減稅は擇減蠲を改稱したるものなれは原定數目に依て征收するに非らされは加稅の嫌あるに似たり此を以て本條に規定す

（五）特減稅の稅率は別に方式を作り商民納稅後此の項の稅單を給與して以て查驗の證據とす

說明　特減稅は別に一種の稅目となす此次の商捐と同じからず故に必ず別に稅單を作り其稅單は仍ほ存根緻查執照の三聯に分け一聯を以て局に存し一聯を以て司に提出し稽核せしむ一聯は商人に交付し經過すべき沿途の次局に呈す

（六）商捐章程第六條第七條第八條の規定は特減稅に準用す

◉福建稅契章程

（地所賣買稅）

第一條　凡そ閩省境內に在て田地房屋を購買する者は均しく地方官廳に向て契稅を完納すべきものとす

第二條　外國教士敎堂慈善會所等の地位を購買する者も亦一律に辦理す

第三條　契價稅率、斷契は百兩に付契稅銀六兩を完納すべし典契は半額となす（契價は洋元とす銅錢なれば仍ほ銀に打算して征稅す零數を清算し浮收を計算するを得ず

第四條　契稅の征收は凡そ市上流通の洋銀一元は銀七錢二分とし其零數は小洋銅錢共に市價に照し出入一律に算す

第五條　契稅の征收は規定の銀六兩、三兩の內十分の二を以て地方官及經征胥役の辦公費とす（二成の半分を官に歸し半分を胥役に歸す）此外一文たりとも多索するを得ず

第六條　凡て田地房屋の契紙は財政司より官契紙を頒布し地方官をして各地自治會に轉交して經理せしむ凡そ田地房屋を購買する者は均しく之を購用すべし但し官契紙は一枚に付銅錢百文を取る（一半分を司に送りて工科費に充つ半分を自治會の經費となす）凡て田地房屋を購買して官紙を用ひざる者は無效となす

第七條　財政司より契稅單を刊印して地方官廳に頒布し其契約を投じ稅を納むるときに於て此契稅單を粘用し以て執據に資す

第八條　凡そ契稅單一枚は工料費に銀七錢を征收し五錢を司に送り二錢を附加稅として本地方辦學の用に歸す

第九條　凡て契稅を交納するときは銀若干兩は大洋若干元小洋若干角は銅元若干に打算す其受取りたる胥役に由り憑單を塡給し以て浮征苛算の弊を杜絕す

第十條　凡て從前未だ納稅せざる契據は新章公布後に於て

一年內を限りとして投稅すべし其現年典斷（期限の切れたる意）したる者は三個月以內を限り投稅すべきものとす若し限を越へ任意延滯し或は隱匿し或は假契し價格を減書し人に確證を指摘せられ或は訐告發覺せられたるときは規定の稅率に照し五倍を加へて科罰す

第十一條　地方官は若し契稅を催征する名目を藉りて任意に騷擾抑勒を爲し一度發覺したるときは直に裁撤を行ふ

第十二條　本章程を公布したる後各地方は出示の日を以て實行の期と爲す

（出示日は各地共郵便到着後五日を以て限とす）

第十三條　本章程若し未だ盡さざる事項あれば財政司より隨時修改して施行することを得

◉江西省軍政府臨時官制

第一章　都督府

第一條　都督は全省を代表し江西省文武各官を統率し上中央政府の命を承け軍政民政の大綱を綜攬す

第二條　凡そ法律及一切行政の通令に關するものは都督政務廳長及主任長官俱に簽名すべし

第三條　都督府屬官を設くる事左の如し

秘書長一人親任都督の命を受け機密文書を掌管し印官を典守し本府一切の事務官を監督す

秘書官二人薦任上官の命を承け文牘記錄電報及文件條存等の事を分掌す

錄事三人委任文稿謄錄の事を掌る

庶務官二人薦任上官の命を承け府內の庶務を辦理す

會計官二人薦任上官の命を承け府內會計事務を辦理す

收發官一人薦任府內文件收發の事務を掌理す

傳達官一人親任都督の號令を傳達す

第二章　參謀處

此章官制未定

第三章　政務廳

第四條　征務廳は征務廳長及各司正長を以て組織す

第五條　征務廳は正長一人次長一人を設け親任とす

第六條　征務廳長は上都督の意旨を承け全省の政務を總理し各司行政の統一を保持す

第七條　征務廳長の職務は次の如し

一、政務上各司に屬する事項

二、政務と各司に屬せざる事項

三、中央政府と往復事項

四、議會提出の法案に對する事項

第八條　政務廳長認めて必要となすときは都督に陳明し各司の處分及命令を停止し以て都督の裁決を待つを得

第九條　政務廳長遇々事故あるときは次長其職務を代理する事を得

第十條　政務廳に會議處を設け重要政務に關するものは各司長の同意を以て之を議定す

第十一條　凡そ各司長は其の主管事務に關する事項は何時なりとも本廳會議處に提出し意見を徵求することを得

第十二條　會議處は政務廳長を以て議長とす

第十三條　政務廳屬官左の如し

書記長一人親任廳長の指揮を承け機密文書を掌管し廳內庶務を整頓し並に印信を典守す

書記官四人薦任書記長の指揮を受け廳內の職務を分掌す

第十四條　政務廳に隷屬する官廳左の如し

法制司長一人親任參事官四人薦任書記長二人薦任廳長の指揮を承け職務を掌理すること左の如し

一、法律命令案撰擬事項

二、法律命令增删改廢事項

三、各項法制整理編纂事項

其他法律統一に關する事項

交涉局長一人親任交涉員二人薦任廳長の指揮を承け外人教育傳教遊歷の事項を掌理す

詮叙局長一人親任審查官四人薦任書記官二人薦任廳長の指揮を承け叙官事項を掌理す其職務左の如し

一、任用に關する事項

二、陞轉に關する事項

三、俸給に關する事項

四、內外委任各官冊報及履歷存儲に關する事項

五、文官考試に關する事項

六、文官處分に關する事項

印鑄局長一人親任技師二人薦任技手若干人傭用廳長の指揮を受け印鑄事項を掌理す其の職務左の如し

一、頒發印信關防圖記等を鑄造す

二、公報及法令全書職官錄の編輯發行

三、公報其他公文書の印刷

統計局長一人親任審查官六人薦任書記官二人薦任廳長の指揮を承け總事項を掌理す其の職務下の如し

一、各司の統計を統一する事項

二、各司の統計に屬せざることを辦理する事項

三、統計年鑑及各報告を刊行する事項

四、統計會議事項

五、本省と中央政府との關係の統計に關する事項

以上各局に錄事若干名を置き委任とす局長の支配を受け各屬官の指揮に從ひ文件を繕寫し庶務を管理す

第四章　軍政司

第十五條　軍政司は水陸軍政を管理す

第十六條　軍政司に職員を設くること左の如し

正長一人親任水陸軍政を管理し本司諸員を監督す

次長一人親任正長を佐助し本司の事務を整理す

總務科長一人薦任科員四人委任本司文牘庶務會計收發事項を掌理す

軍制科長一人薦任科員二人委任軍隊軍制徴調等の事を掌理す
軍學科長一人薦任科員四人委任、軍隊學校教育訓練及編制等の事務を掌理す
考功科長一人薦任科員二人委任軍隊人員升降調補恩賞等の事項を掌理す
軍械科長一人薦任科員三人委任糧餉出納建築事項を掌理す
甲法科長一人薦任科員三人委任、軍隊懲罰軍機保護に關する事項を掌理す
軍醫科長一人薦任科員二人委任軍隊衛生治療獸醫等の事項を掌理す
錄事若干人文牘錄事を掌る

第五章　財政司

第十七條　財政司は本省の財政を總轄し會計出納賦稅公債貨幣及銀行事務を管理し各府縣公共財產を監督す
第十八條　財政司に職員を設くること左の如し
正長一人親任本省の財政を綜攬し本司人員を監督す次長一人親任正長を佐助し本司事務を整理す
總務科長一人薦任科員四人委任本司文牘庶務會計收發事項を掌理す
主計科長一人、薦任、科員四人委任豫算決算及其他統計事務を管理す
稅務科長一人薦任科員四人委任統稅鹽課雜徴等の事務を主管す
田賦科長一人薦任科員四人委任丁漕田畝附加稅並に全省各官廳交代等の事務を主管す
理財科長一人薦任科員四人委任銀行庫藏貨幣公債並に各地財政監督等の事務を主管す
錄事若干人委任文稿謄錄を掌る

第六章　內務司

第十九條　內務司は地方行政選舉警察祭祀及賑恤救濟等の事項を管理し警察人員を委在す
第二十條　內務司に職員を設くること左の如し
正長一人親任本司管理の諸務を綜攬し本司人員を監督す
次長一人親任正長を佐助し本司の事務を整理す
總務科長一人薦任科員四人委任本司文牘庶務會計の收發等の事務を掌理す
民治科長一人薦任科員四人委任地方財政の事宜を掌理す
警察科長一人薦任科員三人委任、警察の各事項を掌理す
錄事若干人委任文稿の謄錄を掌る

第七章　司法司

第二十一條　司法司は司法行政事宜を掌る
第二十二條　司法司に職員を設くること左の如し
正長一人親任本司所管事務を綜攬し所屬人員を監督し審檢人員を任用す

次長一人親任正長を佐助し本司事務を整理す
總務科長一人薦任科員四人委任本司文牘庶務會計收發の事務を掌理す
民事科長一人薦任科員三人委任民事審檢事務を掌理す
刑事科長一人薦任科員三人委任刑事審檢事項を掌理す
典獄科長一人薦任科員二人委任監獄事務を掌理す
錄事若干人委任文稿謄錄を掌る

第八章　教育司

第二十三條　教育司は教育行政及各學校の事項を掌理す
第二十四條　教育司に職員を設ること左の如し
正長一人親任本司の事務を綜攬し所屬人員を監督す
次長一人親任正長を佐助し本司事務を整理す
總務科長一人薦任科員四人委任本司の文牘庶務會計收發の事項を掌理す
普通科長一人薦任科員四人一切の普通學校及風俗教育の事項を掌理す
專門科長一人薦任科員二人委任一切の專門學校事項を掌理す

第九章　實業司

第二十五條　實業司は農工商鑛物の諸項を掌理す
第二十六條　實業司職員を設くること左の如し
正長一人親任本司事務を綜攬し所屬人員を監督す
次長一人親任正長を佐助し本司の事務を整理す
總務科長一人薦任科員二人委任本司の文牘庶務會計收發の事務を掌理す
農務科長一人薦任科員二人農林牧畜水產等の事務を掌理す
工業科長一人薦任科員一人工業製造廠註冊及工業改良に關する事務を掌理す
商務科長一人薦任科員二人商店註冊商標登記及商業改良に關する事務を掌理す
鑛務科長一人薦任科員一人五金石炭及諸項の事務を掌理す
交通科長一人薦任科員二人郵政電報電話汽船鐵路の事務を掌理す
錄事若干人委任文稿謄錄を掌る

第十章　附　則

第二十七條　職務の詳細章程は各官自ら規定することを得
第二十八條　本官制は中央政府各省官制を頒布したる後は之に照して改正を行ひ以て各省劃一を期すべし

◉英國支那協會の報告

英國の支那協會は千九百十一年より千九百十二年に至る報告を發表せるが報告中より要點を摘譯すれば左の如し

▲革命の原因　滿洲朝廷轉覆の原回は頗る多く又た複雜せり當時南京に於ける革命黨は今因の革命騷亂は外族に對する全國民の運動にして即ち此の外族は約三百年間人民を壓制し虐待を加へ而して總て進歩を止めたる者にて今や人民は之を攻撃するものなりと云り若し全國民が滿洲朝廷に對して革命黨の聲言せるが如き意志を以て起てるものとせば其の原因は極めて簡單にして從つて新共和國の建設も誠に易々たるべき筈なり然れども此論は正確を缺ける點多し何となれば滿洲朝廷歷代の皇帝中には好く全國を統治したる名君もありたるも漸次滿洲朝廷の威信薄らぎ近半世紀に於ては最も甚だしく全く威信地を拂ふに至りたり而して斯くの如く秕政行はれ朝廷の威信墜ちたるは朝廷のみの責任にあらず當時廟堂に在りたる者の責任も大なり而して廟堂に在りたる者の中には多數の漢人ありたるにあらずや又た今回の革命に全國民が參與したりと云ふも當を得たるものにあらず即ち支那の思想家、儒者、紳緒及び實業家等は從來の君主政體を共和政體に變ずるの意志を有せず殊に多數無智の人民は全く政體に對し何等の意見を有せず又た之を解せざるなり然れども中央政府の官憲に對し不平を懷ける者は頗る多數なるが之政府の施政の善からざるに對する不平にして滿洲朝廷に對し人種的の反對にはあらざりしなり中央政府に對して四方に起れる不平の實例は玆に擧げざるも知識ある支那人は斯く思へるならん曰く中央政府の施政宜しからざる爲め支那は混亂の狀態を呈し且屢次外國と交戰するの止むなきに至り然も常に敗戰し領土を失なひ勢威を地に委し支那は最早祖先時代の如き富强なる支那にあらず而して巨額の賠償金を支拂はざるべからず其上驚くべき巨額の外債を借入るに至り之が爲め人民は過重の租稅を課せられ爲めに商業は衰頽して振はず目下の狀態にては外人より金錢を以て束縛されたる奴隷に等しく現狀の儘押し進まば支那は遠からずして列國より分割さるゝの運命に至るべく之等の失敗は總て中央政府の施政宜しからざりし爲なりと、此等の事柄に關する悲憤慷慨の有樣は近時新聞紙上に於て大に論ぜられたるも然も支那新聞とても革命を起さんが爲に論じたるにはあらずして弊政を改革し國家の進歩を圖らんが爲めに論ぜるものに外ならず殊に當時の資政院議員も唯だ個々の官憲に對し彈劾を加へたるのみにて滿洲朝廷に對しては忠實の念の溢るゝを見たり然れども此の政府に對する不平中に何時しか革命的精神入込み彼の武昌に於ける軍隊の叛亂を機會として不平分子中に入込みたる革命思想頭を擡げ來りて廢滿の聲を出すに至れり

▲支那の將來　目下問題中の大問題は支那は果して共和國として完全なる政治を繼續し得るや否やにあり若し完全に政治を布き能く國力を發展せしめば在支那の各國人及び本協會は其の短日月の間に僅少の流血を以て政治上の大改革を行へるに對し賞讃の辭を呈し祝意を表するに躊躇するものにあらず、然れども事實は到底斯くの如くなる能はず悲觀的の見解を弄てゝ思考するも完全に共和政治を遂行する能はざるべし、今にして考ふれば革命黨が曩に資政院が君主立憲政體を基礎として定めたる十九ヶ條の信條を容れた

らんには支那の改造は完全に行はれたるならん而も國民の大部分も十九ヶ條の信條を歡迎するの意ありたるは確かなる事實なり即ち信條の精神は滿洲朝廷を維持し着々支那の平改革を行ふにありたり然るに今や困難なる新共和國の建設に取掛らざるべからざるに立至りたるなり

◉開灤礦務合併契約

本年三月二十七日開平礦務局が灤州礦務局と聯合開灤礦務總局と稱し營業を持續すべく其假契約に調印を終へし事は當時已報する處なるが該局株主は更に五月十四日總會を開き彌よ本契約に調印するに至れり當時の假契約は該局に於て秘密に附し未だ之を發表せざりしが其の全文左の如し

開灤礦務總局聯合辦理假契約

一、開平礦務公司灤州礦務公司　營業發展の目的より聯合して一開灤礦務總局を組織し均しく其舊の各有限公司の律例に照らし自行辦理す此總局は中國通行の中外合辦礦務章程に照して辦理し北洋大臣に呈請し票咨立案す

二、本契約に接照し兩公司の資本は各其舊に照す即開平資本一百萬磅灤州資本一百萬磅とす

三、兩公司は總局が現在營業所得の利益を按じ下の如く分配す英金三十萬磅以內の時は開平公司の株主百分の六十を灤州公司の株主百分の四十を得此より贏餘の數を超過(即三十萬以上)するに至れば兩公司の株主に利益を平分す以後總局が興辦する新事業及現在の採炭を離れ別に機械を調へて大坑を掘り得る所の利益は開平灤州株主にて分す右の利益は餘利を言ふものにて總局にて一切の經費幷に左の各款を除去したるものとす

甲、開平礦務有限公司現在の債券英金四十萬磅の六釐の利息

乙、灤州礦務公司が新債券百五十萬兩の六釐の利息

丙、張燕謀の新債券一百萬兩の六厘の利息

丁、行本新債券金五萬磅の六厘の利息

戊、北洋に還すべき公款新債券五十萬兩の六厘の利息

已、以上甲乙丙丁戊五項債本の總額に照し每年五十分の一を提存し以て贖債の用に備ふ

庚、每年の純利に照し百分の十五或は少きも英金三萬五千磅に至る迄を公積す此の公積は兩公司の平均承受に歸す

四、以後如何なる場合を論せず資本を增加し或は債券を添募する時は兩公司華洋代表より總局議事部議董の名義を用ひ開會議定す其數の幾何に論なく兩公司の株主にて平均分任を得る所の餘利亦應に平分すべし

五、開平は英京の董事部に在りて灤州は天津の董事部に在りて均しく各章に照らし各管株券權利の事を選舉し其經費は兩公司より各得る處の利益內より支出す

六、總局は天津に在つて一議事部を設け開平灤州兩公司より各議兩董三人を擧げ總局の事を會議し並に隨時總局の辦事情形を以て開灤兩董事部に報告す此議事部は應に總局の經營事業一切詳細の情形を監察するの權あり會議の時多數を以て之を決定す

七、總局の營業事宜は天津に於て總營業處を設け議事部より總理協理各一人を選派し總理は營業一切の事宜を主持し協理は之を助襄す其緊要なる各分處には各華洋正副總理を派す此の華員は灤州礦務公司の舊人を率先して派充す

八、總局は中國政府に礦務督辦一名を派し隨時經營の事業を監察保護せん事を呈請し並に中國政府に報告し其給料は總局より支給す

九、總局各種の帳簿書類は皆華英文兩樣を以てし開平灤州兩公司中外株主の稽查に易からしめ每年二回に分つて結算し中外合格の查帳人を派し查核し華英文にて略帳を刊布す

十、總局の礦界は開平灤州兩公司原立案の礦界を以て限と爲し礦界の內は他人の開採を准るさず

十一、灤州礦務公司が原借の灤州礦地公司の地の給すべき地租利は均しく灤州礦務公司株主により付給す以後總局にて別に他の事業を擧げ仍ほ灤州礦地公司の地を用ふる時は其地租は總局と灤州礦地公司と公平に商定す

十二、應に交納すべき中國政府の厘稅報効各種の銀兩は現在開平公司舊章にて給するの處の數に照し同一とし中國が中外合辦礦章を實行するを俟ち總局は應に遵守すべし

十三、株主の分利額十五萬磅に滿ちし後は餘す處の額の五分の一を以て直隸實業興辦の用に歸すべし

十四、兩公司聯合し凡ての効力ある契約書券は總局均しく遵守す聯合の日兩公司存缺の各款は兩公司に於て自ら淸理し兩公司が訂購未到の機器材料は總局にて接收し其未交の價金は一併總局より給付す本契約實行の日より起り存する處の石炭は總局にて接收す

十五、本契約は草案を作爲し華英文兩樣を以て彼此兩造の代表天津に在つて會同簽字せるの後北洋大臣に呈請し奏咨立案し幷に中國政府より駐京英公使に照會し查核し英公使の答覆到る後再び兩造より律師を聘し正式の契約を商訂し彼此簽字し即兩公司に於て聯合組織營業の辦法を實行すべし

十六、本契約奉准の日より起り凡そ以前の中國政府が未だ批准を經ざるの案は一概取消す

十七、本契約簽字の日より起り十年の後灤礦公司は應さに開平公司の全財產を兩造より公平の價額にて商定し贖回するの權あり

以上各條均しく華文により英文に譯し兩造にて聯合辦法の大義を協商す將來正式の契約を訂立する時其文義字句は尙協商すべく略ぼ修正を爲して以て完善を期すべし

開平礦務有限公司代表　那　森　印

灤州礦務有限公司代表　李伯芝　印

宣統三年十二月初九日
西曆一千九百十二年二十七日

見證人　周緝之印　李希明印　薩敦印　德耀琳印

●正隆銀行決算

正隆銀行の四十四年下半期決算次の如し

一金貳萬貳千五拾壹圓六拾錢　當期金勘定純益金
一金貳萬貳千五百八拾九圓三拾五錢　當期銀勘定純益金
此銀額貳萬五千參百八拾壹圓參拾壹錢
（換算率八拾九圓當期末日相場）
一金六拾貳圓六拾貳錢　前期銀勘定繰越金
此銀額七拾圓參拾六錢
（換算率八拾九圓當期末日相場）
合計金四萬四千七百參圓五拾八錢　純益金
內
金四千四百圓　役員賞與及交際費
金貳千五百圓　積立金
金九千貳百五拾圓　別段積立金
金一萬六百八拾圓　舊株配當金
此銀額壹萬貳千圓（換算率八十九圓年八分一株に付銀二圓）　新株配當金（五ヶ月八十三錢三厘、年八分）
金壹萬壹千六百六拾貳圓
金六千貳百拾壹圓五拾八錢　後期繰越金

◉滿洲製革

滿洲の如き寒地に於ては製革業は將來有望なるが如く唱へらるゝが今日奉天大連に於ては邦人の經營するもの唯一人にして其他は總て支那人のなす所なり而して支那人は技術の拙劣なるが爲め上等品を出すこと能はざるが之を精製せんとすれば內地より熟練職工を招聘せざる可からずして工賃の昂騰を來し寧ろ粗製品を內地に送りて之を精製し再び之を輸入するに若かざる有樣なるを以て今日に於ては總て東京に於て精製せらる今滿洲に於て相當器械の設備をなし且つ內地の熟練職工を傭聘して大々的製革業をなさんとすれば未だ需要の之に伴はざるあり加ふるに商期僅に三ヶ月間にして他の九ヶ月は休止の狀態なれば當分の處到底大規模の製革は困難なりといふ

◉本溪湖製鐵所設立

煤鐵公司に於て經營せる製鐵所の位地は本溪湖市街の中央を貫く小流の南方に確定したる由にて現在の炭坑口邊より太子河岸に至る間を埋立の計畫にて約六萬餘坪なり本年は先づ諸建造物の工事を施し四十六年より製鐵事業開始の筈なりと

◉公益紡績廠決算

上海公益紡績廠にては昨年十一月迄に至る十三ヶ月間の決算報告をなし、建造物及器械の償却金三〇、〇〇〇兩を差引ける上同期間に對し一割二分の配當を議決せり、後期繰越し一一、六八六兩四一也

◉東洋製氷會社

上海なる東洋製氷會社第六期決算次の如し

總損金	二、三五三、四一
總益金	二、〇一七、一一
差引損失	三三六、三一

◉上海內地電車公司の計畫

佛租界電車開通以來久しき問題たりし十六舖を起點として滬杭鐵道停車場及江南機器局を通過して斜橋に終る一週線は今回愈々上海民政總長及市政廳の認可を得資本金四十萬弗とし先づ十弗一株の優先株二萬株だけ募集し第一期線として十六舖に起り滬杭鐵道停車場を經て製造局に終る十淸里間を開通せしむる筈にて電力は內地電燈局に於て目下不要となり居れる發電機二臺を動し最初は九百の電車にて午前七時より午後十時迄運轉し一臺往復三十分內即ち一日の運轉回數九百合計二百七十回とする豫定にして一人一回の乘車賃片通四十文とし一回の電車人員平均二十人一ヶ月九千七百四十四弗收入に對し經費一切七千弗として每月二千七百弗即ち一割六分以上の配當をなし得る豫算なり發起人は陸伯鴻玉一亭、沈志賢、沈緩雲等上海一流の紳董のみにて株の募集は五月十日を以て締切る筈なれば遲く共六月中には起工さるべし

猶第二期線として製造局より斜橋に至る線を開通せしめ更に成蹟の如何に依り增資の上現に着手しつゝある城壁取崩工事の完成を待ち其跡に城內一週線を敷設すると同時に東門より西門への横斷線をも敷設する計畫なりと云へど近き將來には實行を見ること難かるべし

◉上海內地電語

清朝時代に計畫されたる電話十年計畫の豫定表に依り着手せられたる鎭江電話は昨年中に完成の筈なりしも事變の爲め延期され居りしが昨今略事變も片付き曩に注文せる材料も陸續到着しつゝあるを以て鎭江士民の懇請により愈々三月末より着手六月迄には開通の運びに至るべく目下頻に工事を急ぎ居れり之れと同時に南京上海蘇州等の電話組織に大改良を加へ上海を起點とし蘇州無錫鎭江を經て南京に終る長距離電話敷設の計畫あり目下交通部にて詮議中なるが資金の關係上到底速開は不可能なるべく尤も上海內地電話と租界電話との對抗の必要上電話局側にては躍起となりて運動中なり

◉滿洲水產會社總會

滿洲水產會社にては第九回株主總會を開けり出席株主委任狀を合して二十五名、此株數二千九百三十八、平田專務座長席に就きて半期間の營業報告ありて貸借對照表及び損益計算表の承認に移り異議無く原案を可決し終て宴會に移る損益計算書左の如し

當期本店利益金	金五千六百六十六圓六十七錢
當期支店利益金	金六百四十二圓二十四錢
前期繰越金	金一千百九十三圓六十六錢
合計金七千五百二圓五十七錢	
此處分左の如し	
法定積立金	金三百二十圓
船舶家屋什器消却積立金	金千五百圓
鉄損補填準備積立金	金一千圓
漁船勘定鉄損積立金	金五百六十圓六十六錢
株主配當金（年六分の割）	金二千三百七十六圓
社員賞與金	金九百五十圓
後期繰越金	金七百九十五圓九十一錢

◉南京の製帽工場

支那人斷髮の結果帽子の需要は頗る多額に上れるが南京の資本家は外國製帽子の輸入を抵制して利益の外溢を防ぐが爲め上海より製帽機器を購入し南京城南狀元境に製帽工場を設立する由

◉新紡織會社計劃

三井物產大阪支店長藤野龜之助氏は曩に支那視察の結果三井物產を中心となし大規模の紡績織布會社設立を計畫中なりしが去る紡績聯合委員會の開會を好機に同氏は閉會後出席し而して計劃方法を詳說し各社の贊同を求めたり資本金は五百萬圓にして滿洲土布并に印度向大巾綿布を製織するものなりと云ふ

◉上海に於ける獨逸人の麥酒釀造業

從來上海にては未だ曾て麥酒釀造起業を聞かざりしが昨年來獨人の計畫にて市內ゴルドン路四十號地に上海ユニヲン釀造所なる招牌の下に昨年十月來釀造し來れる約四十萬ガロンの麥酒を發賣せり

◉新設骨粉製造所

三十八年以來滿洲唯一の骨粉製造業に從事したる遼陽向井龍造氏は同工場が遼陽市內に存在し兎角物議の種となるを憂ひ工場を大連に移し目下逢阪町火葬場橫手に工場建設中なるが來月に至らば製造に着手す可しといふ同骨粉は近來桑肥料等に用ひられ滿洲より日本に輸入する量尠からず內地にも製造所ありて從來滿洲より輸出するものは原料たる牛骨なりしが向井氏は之を製造して輸出する計畫にて價格も一袋(百七十斤)五十圓見當にして原料は百斤に付四十年頃は四十錢位の者なりしが今や一圓以上となり遙に利益を薄ふするに至れりと尙ほ向井氏工場は生產力充分にして滿洲原料の全部を一手に引受くるも尙且つ足らざるの有樣なれば不足の原料を山東に仰ぐ由なるが果して採算し得るや否やは不明なりといふ

◉滿鐵營業成績

滿鐵第十一回總會は六月東京に於て開催せらるべきが第十一期營業成績の概算を聞くに總收入(雜益を除く)千六百六十餘萬圓に上り前期に比し五百十四萬圓を增し前年同期に比し百三十餘萬圓を增加するの好成績を示せり而して同期の支出中總體費雜損補塡を除外したる殘支出額は千五十六萬餘圓にして前期に比すれば二十三萬圓を增すも前年同期に比すれば六十二萬餘圓を減ずべし故に今假りに雜益雜損總體費社債發行差額補塡金を前期と同一と見積る時は左の勘定となるべし

(單位千圓)

	收入	支出
鐵道	一一、二〇〇、〇〇〇	三、五八〇、〇〇〇
船舶	二一〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇
港灣	七一〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇
鑛業	三、四九〇、〇〇〇	二、二六〇、〇〇〇
電氣	四〇〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇
瓦斯	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
地方	二二〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇
旅館	一一〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
總體費(假定)	—	七一〇、〇〇〇
雜益(假定)	四〇、〇〇〇	—
雜損	—	八〇、〇〇〇
利息收入	一七〇、〇〇〇	—
社債利息	二、六一〇、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇
補塡金(假定)	—	一七〇、〇〇〇
合計	二六、六五〇、〇〇〇	一一、五二〇、〇〇〇
差引利益金	五、一二〇	

即ち此の假定の計算に依れば同會社本期の利益金は五百十二萬餘圓に上り會社設立以來未曾有の好成績といふべく過去に於て尤も好成績と稱せらるゝ四十二年下半期の四百八萬餘圓に比し猶約百五萬圓の過超を示せり

支那

第參卷　第十二號

目　要

●支那幣制改革
●招商局の實狀
●支那の政社
●昨年度の支那對外貿易
●吉林材と其將來
●參議院議事錄
●南越紀行
●最近の支那時事
●支那大官表
●上海、廣東、福州、四川通信

東亞同文會調查編纂部

大歡迎・大好評

漢和大字典

服部、三島、重野三文學博士監修

辭林

年鑑

金澤博士編輯 四拾四年版

定價金貳圓五拾錢 送料金十六錢

何れの圖書館にも何れの官衙學校にも學者の書齋にも必ず備へざるなき本邦唯一の模範的漢和字書にして版を重ぬる事十八版に及び發行部數十六萬に至る眞に出版界未曾有の重版にして編纂の嶄新なる組織の巧妙なるはいふまでもなく秩序整然として使用簡便なる事眞に天下の逸品なり。

版を重ぬるに從ひ内容に改訂を加ふるは凡百の辭書中、獨り辭林あるのみ、初版以來茲に四星霜、時代の要求に副はんことを旨とせる辭林は年々歳々進歩して止まざる也。四十四年版に於ては更に多くの新熟語を加へ、發音索引、字音索引の外、別に難訓索引を附したれば如何なる難字難語も索めて得ざるはなく、その重寶至便なること世是に匹敵するものなかるべし、而かも表裝は角脊革綴マーブル附にして新意匠を凝らしたれば、内容と外觀と相俟つて眞に國語辭書界の逸品たらん。

第十八版

紙數千九百六十頁

▲上製總革綴 正價金四圓

▲並製總クロース綴 正價金三圓

郵稅金二十錢

發兌元 三省堂書店

東京神田神保町

振替口座一五九七

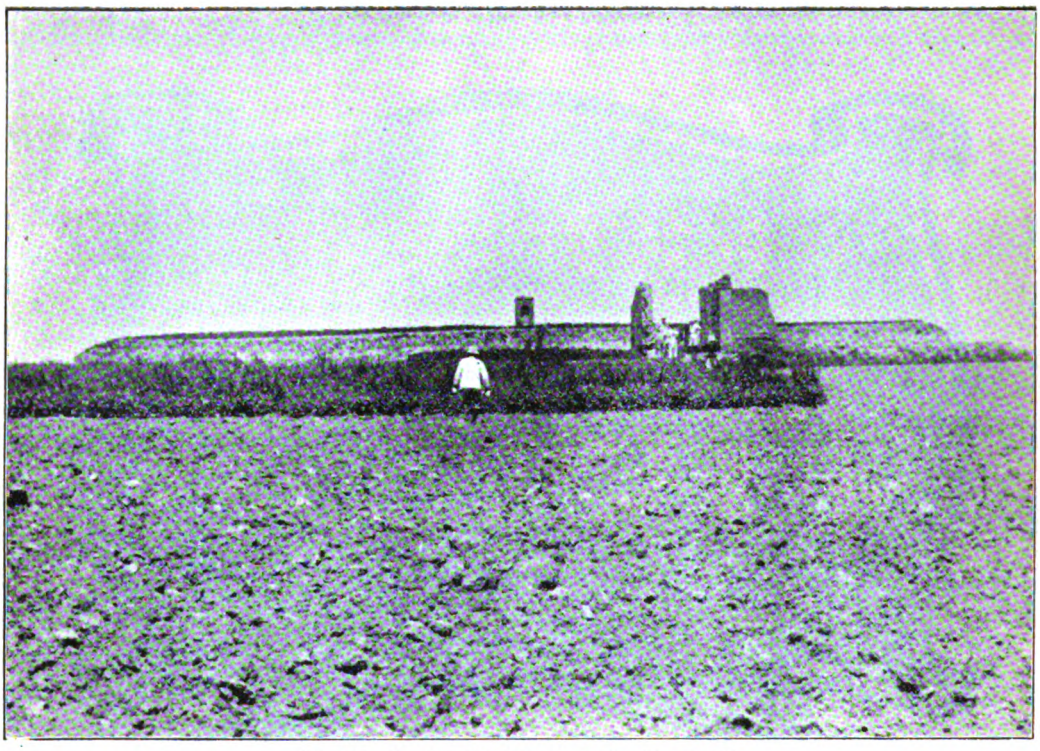

陝西省西安城外未央宮趾

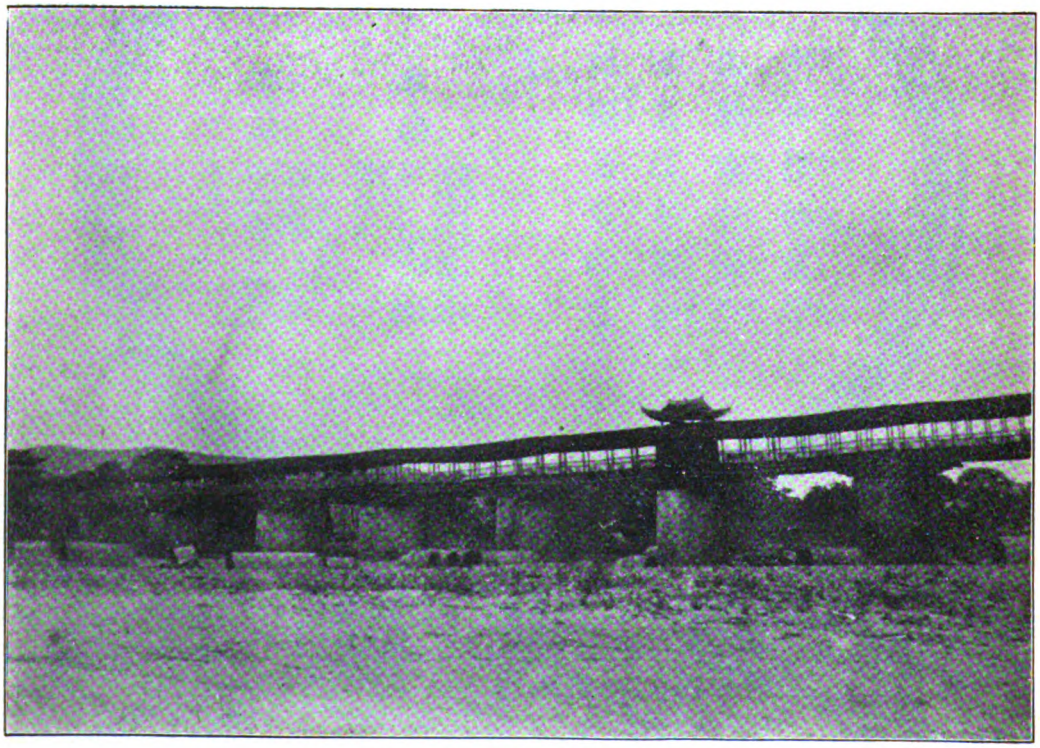

浙江省龍泉の橋

丹波博士方剤

ばら歯磨

芳香馥郁歯牙の健康を保全するばら歯磨に優るものなし

本品大袋は家庭用として頗る徳用なり

本品鏡付鑵入は旅行携帯に便なり

東京 東光園 謹製

支那第三卷第十二號目次

口繪

陝西省西安城外未央宮趾
浙江省龍泉の橋

論壇

幣制改革問題（中）……根岸佶…一

記事

輪船招商局の現狀……跑碼頭…五
吉林材と其將來（下）……一二
支那の政社（中）……一六
一九一二年度支那對外貿易（上）……一九

時事

內治外交

◎大官の更動◎留守府裁撤◎財政部官制內容◎內務部長の辭職斷念◎パタビヤ事件解決
◎孫文晉京◎湖北禁烟規定

軍事軍事

◎海軍部の縮減◎民國艦隊編制◎廣東の解散民軍取締◎軍人恩賞規定

財政實業

◎前拂借款報告◎熊財政長の財政整頓法◎湖北省四月分收支◎廣東の借款◎不換紙幣發行法◎重慶鎭撫府の礦山章程
◎直隸國民捐辦法◎所得捐辦法◎正隆銀行營業狀況◎滿洲精糖計畫◎京漢鐵收稅

交通運輸

◎吉黑鐵道計畫◎黑龍江の船舶數◎滿鐵運輸成績◎兩奉連絡貨金の改正◎新安間列車時刻◎浙江鐵道株主總會

地理紀行

南越紀行（一）……東亞同文書院南越旅行班……三四

通信

上海……四一
金融、爲替、棉花、綿絲、砂糖、生絲
廣東……四六
廣東の兵力、粵漢鐵道近況、廣東の學校、東沙島經營者募集
福州……五二
閩中の近事
四川……五三
官僚總局、水電公司

雜錄

◉參議院議事錄……五五
◉東三省新官制草案……七一

附錄

支那大官表

懐中
萬金丹
起死回生
HOTANJYO
J.MORITA
TOKYO
SAFENT
頭痛の時
遠き旅行の時
汽車汽船に乗る時
疫病流行地を往来する時
暑気あたりの時
腹の痛む時
酒毒を醒す時
東京 池端仲町 守田治兵衛

第三卷　第十二號

論壇

◉支那貨幣改革（中）

根岸佶

第四　補助貨幣問題

支那人は貨幣の品位と量目とを檢し其實價に照らして通用すること久しく補助貨の感念缺如すれば補助貨は本位貨に對し割引せらるゝことを免れざるべし現に各省に於て鑄造せられたる補助貨幣が本位貨幣に對し割引せらるゝを見れば明なり加ふるに支那官吏の惡弊として造幣に依り利益を得んとするの感念强ければ補助貨を鑄造することを免れざるべし銅元の始めて鑄造せらるゝや各官吏は其利益あることに眩惑し各地競ふて銅元を鑄造し一九〇四年より一九〇九年に亘り百二十億枚を濫鑄したるが爲め銅元の價格非常に下落して殆んど實價に接近し遂に六割六分の大下落を生じ前後二回大恐慌を惹起したることあり左れば折角制定せられたる貨幣法も補助貨の問題より釁隙を來たし空文に歸するの憂なしとせざる也

此說一理なきにあらざるも深く顧みるに足らざるを覺ゆ從來支那に於ては法貨として唯一の銅錢あるのみにして本位貨と補助貨の區別絕てなかりき支那人に補助貨の感念缺如するは固より其所なり近時海外と通商貿易盛行するに及び海外より大小の銀元輸入せ

られ各省も亦之に倣ひ大小銀元を鑄造し凡百の取引に大小銀元を用ふるに至らしめたるも大元を本位貨とし小元を補助貨と爲すとの法律制定せられしことなく小元は大元と等しく何等の制限を受けたることなく通用したるものなれば品位量目の共に著しく劣りたる小元が大元に對し割引せらるゝは少しも怪しむ所なし外國人は此事情に通ぜず自國の貨幣制度に引當て大元を以て本位貨と看做し小元を補助貨と看做せるより小元の大元に對し割引せらるゝを目擊し新貨幣制度も亦遂に斯の如くなるべしと思惟せしものならん清朝の末年に制定せられたる貨幣法を閱みするに本位貨と補助貨の區別を明白にし補助貨の通用制限を嚴定し銀貨は五圓白銅銅錢は半圓までと爲したれは支那政府に於て補助貨の濫發さへ愼めば補助貨は額面のまゝ通用し復た從來の如く割引せらるゝことなかるべし然れども目前の小利に迷ふて將來の鴻益を忘るゝ支那官吏の常として補助貨を濫發するの憂鮮少ならざるべければ外國より公正剛直なる幣制顧問を招聘し監督を嚴重にするの必要あること勿論にして支那政府も亦之を招聘するの意思あるものゝ如くなれば補助貨の問題より新貨幣制度の空文に歸すること萬々是れなかるべし

第五　兌換券發行問題

貨幣制度上忽諸に付すべからざるものは兌換券發行問題なり滿清政府は大清銀行を以て中央銀行と爲し兌換券發行權を獨占せしめ公私一切銀行の兌換券發行を禁止し全國兌換券を統一するの策を建てたり然れども此策の果して實行せらるゝを得るや大に疑なき能はず支那には資本甚だ乏しき結果として各銀行の預金も亦頗る少く兌換券の發行に依り纔かに營業を持續し得るに過ぎず然るに一朝兌換券の發行を禁止せられんか彼等は悉く枕を駢べて斃死するの外なく經濟界に大恐慌を來たさゞるを得ず又支那各省の官錢局は兌換券の發行に依り地方財政の缺乏を補塡しつゝあるものなるを以て兌換券の發行を禁止せらるゝときは地方財政に非常なる惡影響を來すべきに依り反對することを免れざるべし殊に外國銀行は皆兌換券を發行せざるものなく之が發行を禁止せらるゝ曉には彼等は營業上損失を蒙むるべきことを口實とし大反對を試むるならん加之支那の如く公共心の發達せざる國に於て兌換券發行の如き大特權を一銀行に賦與せんか徒らに利益の多からんことを希ひ兌換券を濫發して不急の事業に貸付け大恐慌を誘致し兌換の基礎を危殆ならしむべし現に大清銀行は準備制度を無視し貸付を濫行し之が爲めに恐慌を惹起し損失を被むること莫大なりしに拘らず一割五分乃至二割の蚶配當を爲し覩として顧みざることを追想すれば明なり左れば支那に於て兌換券發行制度を確立せんことは不可能にして兌換券發行制度を確立すること能はずとすれば新貨幣制度の前途も亦暗憺なりと謂はざるべからず

此說一理なきにあらずと雖ども亦多少辯解せざるべからざるものあり支那政府の方針は一時に兌換券の發行を禁止するにあらずして各銀行をして毎年二割宛遞減せしめ五ヶ年

內に悉く發行を停止せしめんとするものなれば公私兌換券發行銀行に對し急激なる惡影響を及ぼすものにあらず然れども五ヶ年間に悉く停止せしめんとするは促急の慊なきにあらざれば年限を延長し漸を追ひ禁止するの方法を採るを以て上策と爲す公私銀行が兌換券を濫發せし爲恐慌の發生已むときなく人民は不信用なる銀行の兌換券を受取らざるの慣習漸次發生したるを以て信用無限なる中央銀行の兌換券發行せられ而も之を以て法貨と看做さるゝときは他銀行の兌換券發行を禁止せざるも之を用ふるものなく爭ふて中央銀行の兌換券を用ふるに至るべければ急激に他銀行の兌換券を禁止するの必要なかるべし又支那銀行の發行する兌換券なるものを見るに二種類あり其一は狹義の兌換券にして錢票又は銀票と稱し吾人が平生目擊する代表貨幣と同一なるもの其二は廣義の兌換券にして莊票と稱せられ無記名式一覽又は期日拂の約束手形なるもの是也支那政府が發行禁止を爲さんとするは恐らくは狹義のものに限り廣義のものに及ばざるべく若し廣義のものに及ばざるときは廣義のものゝ發行多き支那銀行のとなるを以て其影響左まで大ならざるべし又外國銀行に於て兌換券を發行するも其額僅少なるのみならず皆全額準備制度を採れば兌換券發行により營業上利益を得んよりは寧ろ計算上に便益を得貨幣の眞價を檢査するの煩勞を省かんとするものと謂ふべく之を禁止したりとて惡影響を彼等外國銀行に及ぼすものにあらざるべし假令之を禁止せざるも中央銀行が支店を各地に設置し兌換券を供給する曉には利權回收運動猛烈なることなれば外國銀行の兌換券廢れて中央銀行の兌換券行はるゝに至るべし左れば兌換券發行には幾多の困難あるべきも論者の說の如く實行し得べからざるものにあらず但最も注意すべきは目前の利益に眩惑し兌換券を濫發することにして現に大淸銀行が醜態を暴露せし前例あるあり此弊害を防遏せんには是非共外國人を招聘して顧問と爲すの外なく支那政府も亦之を招聘すべければ兌換券發行問題も亦貨幣制度の前途を暗憺ならしむるに足らざるべし

第六　貨幣單位問題

以上の所說に據れば貨幣改革に對し各種の批難ありと雖ども概ね皆杞憂に屬し顧慮するに足らざれば支那政府にして誠意斷行せんか改革手に唾して成るべし而も一事の困難なるものあり即ち貨幣單位の改革是也

支那の兩には實際上のもの即ち銀錠と名義上のもの即ち計算の單位たるに止まるもの〻二種あり買賣、貸借、地代、賃銀、物價、等は概ね皆名義上の兩により定まり之を實際上の兩に換算して決濟するとを常とす從ふて新貨幣行はれ國內に存する幾多の舊貨幣一掃せらるゝも名義上の兩は之を一空すると難し此理を明にせんと欲せば實際上名義上の兩の一班を說明するの必要あり實際上の兩即ち銀錠には種類極めて多く其形狀も亦區々にして或は馬蹄形を爲すものあり或は方形を爲すものあり或は圓形を爲すものあり其重量の如きも一定せずして大は五十三兩に達し小は四五兩に過ぎず品位は九百五六十乃至九百八九十位なり皆各地方の

銀爐又は爐房と稱する私設の造幣店に於て鑄造するものに係り一市の內に流通するもの數種に下らず大市場にありては二三十種に出づること亦なきにあらず此等の銀錠は先づ市上に存在する公估局なるものに托し一定の手數料を納め品位と量目とを證せしめ然る後名義上の兩に換算し始めて決濟の用に供せらるゝを得るものとす實際上の兩は其種類多けれども之を名義上の兩に比すれば少しと謂はざるべからず彼の名義上の兩は主として同業者の組合たる公所の決定するものにして某品位と某平の一兩の重量を有する銀を一兩と定め之を彼等同業者間の計算の單位と爲す而も全く假設のものにして之に相應する眞實の貨幣存在するとあるにあらざれば貸借決濟の際には是非共實際上の兩即ち市場に流通する銀錠を用ひざるべからず名義上の兩は一市の內唯一なる場合なきにあらざるも概ね皆公所の數に等しく廣東漢口の如く各省の商賈麕集し公所の數多きものにありては數百種に達し全國を通ずれば無慮數千に下らざるべし加ふるに其算法特異にして門外漢の知り得る所にあらず其通商貿易上の不便決して尠少にあらず從つて貨幣改革を爲さんには實際上の兩を一掃すると同時に名義上の兩も亦一空せざるべからず而も事情は未だ然ること能はず我邦に於て維新後貨幣制度革新せらるゝこと久しけれども尙ほ動もすれば德川時代の計算單位を用ふる場合あり例之或は匹と曰ひ或は分と曰ひ或は五厘を五十と稱し或は五十目の茶三十目の茶と稱するが如し我邦の現時に於てすら斯の如し況んや支那の如く同業者相集まりて公所を組織し共同の利益を保護增進せんことを計り其團結鞏固にして勢力も亦旺盛各々一業の利を擅にし其間に用ひらるゝ名義上の兩なるものは數百年來襲用するものに係り因襲の久しき簡便なる算法を發見し之に依り日常取引を爲し之を用ふることを最も便とするのみならず同業者外の支那人及外國人か彼等の用ふる名義上の兩の品位重量及算法を知らず通商貿易に不便を感するを以て他人の競爭を避け不當の利益を博するものとして大に喜びつゝあり督撫の如き大官も彼等を如何ともする能はず常に其鼻息を窺ひつゝある有樣なれば到底全國公所の意に反し法令を强行し名義上の兩の使用を禁止すること能はざるものなるに於てをや從つて新貨幣制度を頒布するも政府は名義上の兩の使用を默許し强ひて之が一空を試むることなく以て其自然消滅に一任するならんか然れとも支那の形勢を觀るに交通利便に赴き自由競爭行はれ獨占權廢るに至りつゝあれば公所の權力も漸次衰靡し自ら其瓦解を招くべく名義上の兩も亦從つて消滅すべき筈なり假令公所にして瓦解せざるも區々として一定せざる名義上の兩を用ひんよりは全國劃一の計算單位を用ふるの便なることを悟るの時機到來すべく殊に國會にして成立せんには全國劃一の計算單位を用ひしめ易きにより名義上の兩の使用廢止に歸し貨幣改革の全功を收むるの期あること疑なし其期の來る遠きにあらざるは明白なるも近く數年の內に於て之を望むは不可能ならん

◉輪船招商局の現狀

今春南京政府壹千萬兩借款の擔保として將に某國資本家に提供されんとし英獨當業者の抗議と株主連の反對に遇ひて遂に不成立に終りし輪船招商局の近狀に干し左に記すところあらんとす

招商局は同治十一年時の直隷候補道盛宣懷氏が李鴻章の命を奉じ太古怡和兩洋行の買辦及海運總董等と謀り二三の舊船を購入して上海天津間に貢米の輸送に從事せしに始り其後光緒二年に至り旗昌洋行の汽船及陸上設備一切を讓受くるに至りて其基礎漸く成り爾來三十八年間兎に角支那に於ける唯一の支那人汽船會社として營業を持續し來りしものにして創業の起原最も古く支那汽船として本國沿岸の航海に從事し各港に於ける設備は第一の地位を占め最も恐るべき競爭者たる太古怡和の兩社とは互に協同し貨客吸收の便より見るも支那官民より享くる同情並に特別の便宜より見るも沿岸各汽船會社中其右に出づるものなきは識者を俟たずして明かなり

然るに同社の營業成績を見るに年々缺損に缺損を重ね營業は萎微振はず常に多大の繫船を擁して辛じて業務を繼續しつゝあるが如き現狀なるは其職由する所種々あるべしと雖も吾人は其主なる原因を以て左の數點に歸せんとす

一、支那人の新企業に對する

多きこと稀に見る所にして昨年の如きも美富は廣利と衝突して大戢山沖に沈沒し江天は寧波航路に於て安平は北清航路に於て夫々暗礁に觸れ公平は泰興縣沖にて德興と衝突し紅新は蕪湖にて岳陽丸と接觸し廣濟は吳淞沖にて米國水雷艇と衝突し其他小海難は屈指に遑あらず

三、亂脈なる政府の監督の下に立つ爲めに被る損害

本邦の各汽船が或は造船奬勵に依り或は航海奬勵に依り常に多大の補助金を受くるのみならず一度御用船とならば殆ど其船價の償却をなし得るに反し何等の保護規定なき支那にあつては政府より何等の補助を有せざるのみならず最初の成り立ちが成り立ちなりしだけに連年漕米にて巨額の損失を釀し加ふるに何等利益なき温州福州等の各航路に從事するのみならず時に莫大の報効金を强られ昨年の如き事變に際しては事變の當初四川出兵の爲め廣利新昌の二隻は御用船に引き上げられ次て江寬は岑雲帥溯江に徵發され事變漸く進渉して南方各省は民軍の手に歸するや快利は久しく武昌民軍の御用船となり其他の各船も或は南京芝罘間に或は廣東南京間に軍隊の輸送に供せられ事變以後本年初め迄は殆全線休航の姿なりしに拘らず是に對して未だ一厘の運賃も支拂はれたるを聞かず此他革命軍政府は軍費に窮せる結果は殆ど强制的に御用金の調達を命じ招商局は上海に於ける土地建物を擔保として香港上海銀行より百萬兩を借り入れ滬軍都督府に提供せるは世人の熟知する所なり

以上述べ來りし如き種々の原因より招商局近來の營業は益々不振に陷り此際斷然一大改革をなさゞれば遂に會社は維持し難きに至るべく且差當り昨年漢口に於て被りし倉庫及碼頭の損害の復舊滙豐銀行借入金の償却に關し至急相當の善後策を講ずる必要あり是を增資に待つべきか是を社債に依るべきかは目下研究調査中に屬するも現在の內地金融狀態より察するも增資は頗る困難なるべく結局は外債に依るより他に方法なかるべし猶來る六月二日を期して上海に臨時株主總會を開き同局整理問題を討議する筈なりと云ふ

左に本年三月發表されたる同局の昨年度營業報告を抄錄して同局現在の財政狀態を研究せん

一、資產負債表

貸方の部

株金勘定	四〇〇〇〇〇〇・〇〇〇 兩
仁濟和保險勘定	四五〇〇〇〇〇・〇〇〇
通商銀行借入金	五〇〇〇〇〇・〇〇〇
香港上海銀行借入金	一〇六一〇七四・二〇〇
他店勘定	六〇五二九〇・二四五
預り金勘定	一二〇八一九・五四〇
仕拂未濟配當金	四〇六〇七三・二五〇
仕拂未濟餘利	一〇四七・六四三
船價償却	二六六三・〇四一
船舶保險積立金	三三六九六六二・三二三
會船成船艀船保險積立金	一三六三八四・五〇〇
積立金	二九二一五三・〇七〇

合計　九四九五一六七●七四九

借方之部

船舶代價　二二五五〇〇〇●〇〇〇 兩
舒成船倉船代價　三二〇〇〇〇●〇〇〇
地所建物代價　四二六五〇〇〇●〇〇〇
支店勘定　六〇四九三●九九二
未決算勘定　三一二八八四●四三七
滬軍都督附貸付金　四〇二三四六●三〇〇
荷爲替立替金勘定　二八六九●〇五〇
貯藏石炭有高　七五四八〇●一九七
瀘治萍廠鑛公司株券　一〇一九〇八〇〇●〇〇〇
招商局內河小蒸汽株券　五〇〇〇〇●〇〇〇
大德榨油公司株券　五〇〇〇●〇〇〇
各省鐵道株　四五二一●八〇〇
新船構造代價　一一二六五〇●〇〇〇
聯益聯和兩船に對する持株　六八〇五二●四二〇
配當支拂準備の爲め所持する通商銀行株　四〇〇〇〇〇●〇〇〇
現金在高　一一〇〇〇〇〇●〇〇〇
各店什器　一〇〇〇〇●〇〇〇
漕米麻袋　二〇〇〇〇〇●〇〇〇

合計　九四九五一六七●七四九

以上資產負債表中貸方に屬するものには別に問題なきも借方に屬するものゝ內資產の見積に關しては多少疑點なき能はず先づ船舶代價の次に於て其見積り價格は之れを二百二十五萬五千兩となすも上海駐在英國海事官の見積りに比すれば少きに過ぐるやの感あり

船名	招商局見積り	上海駐在英國海事官の見積り	差額	
豐順	五〇〇〇 兩	七〇〇〇 兩	二〇〇〇 兩	減
江寬	七〇〇〇〇	一一二四〇〇	四二四〇〇	同
江永	七〇〇〇〇	一一二四〇〇	四二四〇〇	同
海晏	一五〇〇〇〇	二〇〇〇〇	五〇〇〇	同
江天	六五〇〇〇	七〇〇〇〇	五〇〇〇	同
江孚	四〇〇〇〇	四八五〇〇	八五〇〇	同
江通	一〇〇〇〇	一一七〇〇	一七〇〇	同
致遠	七〇〇〇〇	九〇五〇〇	二〇五〇〇	同
圖南	五〇〇〇〇	六八二〇〇	一八二〇〇	同
普裕	二五〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	同
江禧	七〇〇〇〇	一一五〇〇〇	四五〇〇〇	同
廣大	一二〇〇〇〇	一八二四〇〇	六二四〇〇	同
廣利	一〇〇〇〇〇	一四四〇〇〇	四四〇〇〇	同
廣濟	二〇〇〇〇	三五〇〇〇	一五〇〇〇	同
新裕	九〇〇〇〇	一三九〇〇〇	四九〇〇〇	同
固陵	五〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇	增
新濟	六五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三五〇〇〇	減
快利	六五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三五〇〇〇	同
公平	一三〇〇〇〇	二〇五〇〇〇	七五〇〇〇	同
安平	一一〇〇〇〇	一七二五〇〇	六二五〇〇	同
泰順	一一〇〇〇〇	一六八三〇〇	五八三〇〇	同

なり居れるを以て今季の如き缺損に終れる年にても尙定欵所載の額即ち年一割の配當を株主に支拂ひたるものなり以上記す所に依て判斷するに招商局の前途は經營者其人を得れば必ずしも悲觀すべきものならざるのみならず將來の改革方法如何に依りては寧ろ前途有望なる汽船會社と稱するを得べく今次重役改選の結果は楊杏城（重任）温欽甫（新任）王子展（新任）周金箴（新任）施子英（重任）張仲焙（新任）伍秩庸（重任）陳可楊（新任）梁翥翰（重任）の十氏を董事とし傅筱庵（新任）周清泉（重任）二氏を監査役とし頗りに諸般の改革に腐心しつゝあるも果して支那人のみの經營にて業務の刷新會社の發展を期待し得るや否や疑はし

◉吉林材と其用途（下）

第五　木材の新用途

晩近化學の進歩工藝の發達は益々木材の新用途を開拓して餘蘊なし由來木材の纖維を製紙の原料に供せるもの今や之れを用ひて絲に紡き布に織り又木醋、木精、活字、人造象牙人造絹絲等を製出するに至る而して長白山彙に茂生する各種の樹木は皆之れが好材料たらざるはなし今參考の爲め林產物たる木纖維、酒精、及び人造象牙等の製造方法を左に略記せんに、

一、木纖維の製造法　長白山森林の松、杉、白楊等は最も木纖維に富む其製法に二あり

イ、化學的製造法　木纖維長く光澤ある木材を擇び剝皮し切斷器にて斜に切斷して小片とし脂留、木節等を除き類別して一定の形となし、之れに六十パーセントの苛性曹達液を二分五厘の割合に混し百六十度乃至百七十度の温度と三、乃至四氣壓を加へ煮沸六時間の後釜より出し水に洗ひて漂泊し更に水に濯き所要大さに壓搾し後乾燥す

ロ、器械的製造法　木節樹皮を除ける木片を快速力に回轉する大形圓磨石にて磨潰し、得たる木質を類別し漂泊して一定の形に壓迫し後乾燥す

二、酒精製造法　酒精は近來鋸屑よりも製出し得、其方法は一分の氣燥鋸屑に五パーミルの硫酸五分を混じて耐壓浸漬器中に置き九氣壓の下に加熱十五分に及べば平均二割二分五厘の轉化糖を生ず之れを酒精酵母にて醱酵せしめ酒精となし更に蒸餾法にて酒精のみを分別す

三、松煙製造法　松煙は古來我國にて製造せり其方法、土間に一間四方の木框を設け四方天井を紙にて張り詰め下に一尺四方の紙幔を入口とし、土間の中央にクド（徑一尺二寸半球形の竈）を築き之れに六寸徑の口を開きクドの頂に巾二寸長さ六寸の溝を穿つものとす而して之れに「ヒデ」（松脂の集合體）を約百匁宛一束とし一日六七十回投燒し三日の後紙張に積れる松脂を出す其量約五貫目あり

四、樹脂の製造法　針葉樹は凡て樹脂に富み之れよりテレピン油、固樹脂、樹脂油等を製出す、其採集法に二あり

イ、殺搔(死法)　疎成枯損及び伐期に達せる松樹に松脂採集溝を設け之れに松脂の充分集合するを俟ちて伐り倒す方法をいふ

ロ、養生搔(活法)　其伐期に達する迄て生長力を減殺せずして樹脂を採集する方法にして松樹の胸高周圍四尺に及び始めて之れを行ふ先つ樹幹の東側根際に鋭利なる手斧にて二寸五分巾三寸深の穴を穿つ之に樋を斜に差入れ其下に二合入位の陶器製鉢を置き松脂の流下に便ならしむ、茲に注意すべきは松脂は空氣に觸れ固結するが故に毎月松脂溝を開き、鉢に集りし松脂は他鉢に移しテレピン油の揮發を防ぎ、又松脂の浸漬により截斷面堅結するを以て三四週間に一回必ず其截斷面を新にし高さ約二寸五分位を增すこと等なり、又落葉松の樹心に樹脂多きを以て其採集には地上一尺の高さに徑一寸位の穴を水平に樹心に達する迄穿ち之れに木栓を嵌め時々栓を拔きて松脂を採る

樹脂は固樹脂とテレピン油より成る其分解法を示せば左の如し

(一)火力のみに依る法、テレピン油の蒸餾に火力を用ふるは固樹脂の本質を損ずること最も多きも採法迅速簡單なれば之れによるもの多し先づ焚鍋にて、火力を藉り樹脂を適度に溶解し鍋底の活栓を拔きて之れを濾過器に注ぎ砂礫塵芥を除去し之れを冷却器を備ふる蒸溜器に入れ攪拌しつゝ百乃至百五十度に加熱すればテレピン油次第に蒸餾す此製出油は清澄し濃厚なるも固樹脂は爲めに黑色を帶び焦臭を發して質劣る

(二)火力と蒸氣に依る法　蒸餾器中螺旋狀有孔の導管を裝置し火力と共に水蒸氣を通じて蒸餾す此製出テレピン油は前者に比し淡くも固樹脂は良好なり

(三)過熱水蒸氣に依る法　火力に代ゆるに過熱水蒸氣を通する裝置にて製成のテレピン油は前者に比し濃厚なるも固樹脂は彼れに及ばず

五、人造絹絲及び人造象牙製造法　人造絹絲の製造は始め綿を原料とせるも其供給充分ならざれば今は木纖維を代用す其法は木纖維を强硫酸と硝酸の混合に入れダイナイトロセルローズとなし之れにエーテル及びアルコール混合液を溶解してコロヂオンとなし次に油管より之れを壓出して紡績しアルコールを去り脫硝作用法を行ふ

人造象牙も亦木纖維よりダイナイトロセルローズを造り之れに樟腦を混し壓搾して後乾燥す

六、木材乾溜法　冷却器に通ずる口のみを有する密閉器中に木材を裝塡し高温度に加熱せば木材中に含有する各種の有機體により數十種新化合體を生ず之れを冷却し乾溜液を造る方法を木材乾溜法といふ、而して其裝置は乾溜釜、冷却器受器の三部より成り乾溜釜の竈に固着すると否とにより固定裝置移動裝置の名あり、其方法は先づ乾溜釜に木材を塡充し蓋を密閉し加熱せば木材分解して瓦斯を生ず之れを管により冷却器に流るゝ冷水にて冷却せば其液化せるもの受器に集まる之れを他槽に移し靜置せば乾溜液は分れて木

め其未發の利源を開拓し限りなき新需用の途を擴張するは正に是れ當業者の實務たるのみならず又以て滿洲發展の一方策たるべきを信じて疑はざるものなり

◉支那の政社（下）

政黨の種別

予は前章に於て政黨發達の由來を述べたれば本章に於ては共和黨同盟會等二三有力なる政黨並に同系統に屬するものに付きて說かむとす抑も昨年十月革命勃發以來本年五月に至る約六ヶ月の間支那全國に亘りて概算すれば政團の發現するもの約三百餘實に空前の盛況を呈したり然ども其の主義は共和政治の研究全國の統一等大同小異なれば早晩完全なる二三政黨に統一併合せらるべき傾向を有し又統一合併せらるべきもの乎

一　中國同盟會

本會の濫觴は遠く日露戰爭の當時革命黨員が東京に於て孫逸仙を首領に推し黃興、宋敎仁、汪兆銘、胡漢民、陳天華等を幹部とし黨員の聯絡と統一を期して組織せられたる秘密結社にて本部を東京に置き支部を海外諸國に設け其の主義とする處は孫氏の所謂民種民權民生の三項を標榜せる絕對共和主義の遂行に在り今回の革命により黨員の多數は一時南京政府の要職を占めたるも袁氏の爲に政府が北京に移されひとするや將來野に居りて政黨的活動をなさむ爲め會員を南京に召集し公然同盟會と稱するに至れり其の政綱中國家社會政策の採用又は男女同權を認めたる如き他黨と異なり特種の光彩を放つものなり但し現內閣農林總長宋敎仁氏の如きは統一黨にも籍を置き將來自己の主張にして用ひられざる際は別に兩黨の一角を割きて新政黨を樹立せむと公言せるものあるが如き又は現に同黨の幹事にして有名なる無政府主義者たる張繼氏の如き別に社會黨首領として重大なる人物なるが如き兎に角現有政黨中最も過激派に屬すれども孫氏は遠く廣東に隱れ黃興氏今又南京留守府を辭し地方參議員に於ても漸もすれば統一黨に輸せらるが如き傾向を有すれども他黨と異り根底深きが故に將來政派の一敵國たるを失はず會員約二十萬と號せられ今本部を北京に東部支部を南京に南部支部を廣東に置き其の分部を遂次各地に設立す

總則第二條に本會は中華民國を鞏固にし民生主義を實行するを以て宗旨と爲すと稱し第三條に於て發表したる政綱を見るに

一行政統一の完成、地方自治の促進
二種族同化の實行
三國家社會政策を採用す
四義務敎育の普及

五男女平權の主張
六徹兵制度の勵行
七財政整理稅則厘定
八力めて國際平等を謀る
九移民墾殖事業に注重す

今其の職員を揭れば

總理　孫文(逸仙)
協理　黃興(克强)　黎元洪(宋卿)
幹事　平剛　劉揆一　宋教仁　馬和　李肇甫
　　胡漢民　張繼　居正　田桐　汪兆銘

支部代表人

安慶　趙宋卿　段雲
京津　黃復生
上海　張同伯
杭州　張伯岐　黃驥　張浩　朱价人　周珏
紹興　余冠潔　童有時
寧波　胡朝陽
南昌　鍾震川
武昌　田桐　丁仁傑
金華　陳豪
湖州　蔣介石
嘉興　陳以義　吳文藩
福州　陳子範　史家麟
廣州　馮自由　林直勉
潮州　許唯心　陳少南
處州　吳逢樵　關麟書

一時南京政府に於て勢力を得たる同盟會分子は袁孫兩氏の妥協により政權を北方に奪るるや少壯氣銳の徒其志に平かならざるもの去つて更に過激派と化す又止を得ざる勢乎

(甲)鐵血監督團

本年二月頃天津に於て創立せられたるものにて其の宗旨は鐵血を以て政府を監督し國民の公敵を排去し完全共和政體を促進せむと謂ふにあり馬伯援、曾廣爲、方正、凌鉞四氏の發起にあり入會資格を見るに會員は男女を問はず(甲)打破生死關頭者(乙)有確實介紹者は悉く其の資格を有する者なり堂々四百有餘字の宣言書は滿紙悉く是流血曰く「先勸諭之、勸諭之不聽則恐嚇之、恐嚇之無效始宣言之而實行之」又曰く本團は原と暗殺を主とせる炸彈隊なりしも今回改名して鐵血監督團と言ふと道途傳ふる所によれば宗社黨に利用せられつゝありと

(乙)中華進步黨

本年三月頃上海に於て創立せられたるものにて其の目的は道德を遵崇し社會を改良し實業を促進し人類の幸福を增進すると號するも其進行方法中「黨內に研究所を設け專ら黨員が實用に關する學術を研究するに供し以て進步を圖る其の課目は左の如し法學、新聞學、辨學、催眠術、柔術、劍術、銃術、矯裝術、藥物學此外暗殺の方法に關しては具備せざるなし」何等の狂辭ぞ以て其目的が那邊に存するかを知るに足る予は之が發起人の姓名を知らざるも會員たらむとする者は上海南京浙江海運局內中華進步黨本部に函知せ

よとの一言を附記して實地調査の資に供す

(丙)社會黨

本黨は革命黨員中純然たる社會主義者の團體にして且て本黨員等志を自國に得ず日本に放浪中幸德一派の無政府主義者と結托せしやの風評さへ昇りしものにて有名なる無政府主義者張繼氏之が領袖たり本年一月上海に於て大會を開催せり孫逸仙氏も之に對し多少の援助を與ふる如く窺知せらるゝが機關紙には上海の天鐸報及社會日報、北京の中華民報南京の人民報等各所に言論機關を發刊すると共に上海に本部を蘇州南京紹興北京其他長江各地及以北通商口岸に支部を設け或は各所に社會改良の討論會を開き或は女子參政權獲得を標榜する等黨勢の擴張に維れ日も足らず極端なる言論文筆を弄して社會の改造思想の革命を絶叫せり今黨中の人物を列記すれば

南京　高觀潮

廣東　譚民三、葉夏聲、易俠

蘇州　陳翼龍、詹天涯、李靜梧、斐桂珍(以上二人婦人)

楊州　李志雲、馮叔彎

淮安　陳少俠、湯鈔

鎭江　趙欽漢、吳豹卿、馬鳳池、陶德源

常熟　王冀炻

常州　劉雲昌、楊游

平湖　沈懋學

紹興　楊無我

嘉興　朱銘勳

上海　江元虎、李懷霜、

北京天津

抗州長沙寧波其他

(丁)自由黨

本年二月頃上海に於て成立せられたるものにて其目的は社會の自由平等を實現せむとするに在り社會黨領袖張繼氏と共に社會黨員たる天鐸報記者李懷霜及王鍼並に趙鈴章(雲南人)氏等の發起になり社會黨の如く有力ならず會員の多くは聲望、閱歷に富む者稀なるも年小留學生或は新聞記者等よりなり機關紙民權報を刊行して盛に社會主義を皷吹する等著しく社會主義的色彩を帶ぶ等より窺へば將來前起の社會黨と提携或は合併せむ蔡之韶、梁舜傳、王鍼、楊與春、林與樂、梁舜傳、禹冠吾、梁炳麟、徐麟寰等之が幹部をなり各地に支部を有す

腐敗せる國民を振起せしめ國家の狂瀾を既倒に歸さむとすれば暗殺も可也又一時の權宜已を得ざれば也吾人は惟其當事者の心事が公明正大清風蘿月なるに加へて其の學識の高邁淵達良く百世を達觀する者によりて初めて好果を殘すを知る隣邦四億の民中此人有り邪

◉一九一一年度支那外國貿易（上）

一、總說

支那は元國土廣大にして善惡共に各種の變端百出其情形實に盛衰未だ必すべからず、殊に一九一一年は特にこれ等の大事實に富めり先づ地方にありては、滿洲里に一九一〇年十月の交恐ろしきペスト發生し、恐るべき勢を以て蔓延し時に國內各地に其發生を聞けり、其病症は醫家の診定によれば肺性のものにして、死するもの甚だ多かりき、其病源は明悉し難きも大概タルバカンの體中に發生したる徵菌による事に一定したり、而して其病毒たる甚だ激烈にしてこれにかゝりたるもの、百に一も免るゝなく、醫師も手を束ねて爲す所を知らず、醫師及看護婦熱心に自家の生命を顧みずして、冒險前往し爲に斃れたるものさへあり、後に至り研究の結果其傳染は口氣による事を發見し覆面を用ひ傳染を避けたり

ペスト初めて發現せるの時若し隔離の法を用ひば蔓延を免れしならんも、豫防を事とせし爲遂に傳染する事甚だ速かにして且廣きを致し、或は鐵道により或は江海により、東三省の人口稠密の地に傳染し、殆ど全地其侵す所となり、更に山東濟南一帶に迄及べり、幸にして政府一度此惡疫益猖獗なるを聞き、全力をこれが防壓に注ぎ、頻に各種の新式方法を採用し、成は之れが爲に監察隔離を行ひ、或は交通を禁絕し或は屍骸を焚燬し、又四月に入りて奉天に萬國防疫醫會を開き、之れが杜絕及善後の方法を講じ、漸くにしてこれを絕滅するを得たり、若し其發する初夏にあらば其性質上斯く迄蔓延せざるべかりしを天時此民に幸せずして冬時なりしは、大に其勢を猖獗ならしめたり

中淸の地たる揚子江流域にありても亦水害あり、其被害區域甚だ廣大なりき、西曆七八月の交降雨甚だ多かりし爲、江水頻りに漲り宜昌より以下は江水あふれて殆ど澤國の狀をなし、水江堤を越えて山脚に及びしもの少なからず、蕪湖海關の量水表によれば平常時より增水せる事正に三十呎たり、これが爲に老弱は漂沒し强壯は流離し、十室九空鷄犬を聞かず、凡て被害地方は衣食の料皆流失し年末に至る迄皆風餐露宿し爲に、斃死せるもの二百五十萬人を下らず

斯くの如くして、北淸及中淸共慘事あるに際し西方四川にありては鐵道國有の風說起り官民衝突し遂に止まず、此時四川省民憤激既に其極に達し、收拾すべからざるの勢あり然るに政府は遂に八月の間鐵道幹線國有の諭を下せるより更に民變を激成し、遂に兵器を取て官吏と相戰ふに至れり

而して四川に於ける鐵道國有の民變未だ止まざるに武昌、漢陽、漢口同時に又大事を醸成せり、其故は私藏爆藥の突然爆裂せるに原因し、十月十日武昌に義を起し四方に呼號

すやる各地響應し、年末に至りては十八省中獨立を宣布し朝命を受けざるもの十有七に達せり、武昌事を興して後南北兩軍の漢口の內外に於ける大戰激烈を極め、漢口、漢陽の生靈をして塗炭の苦に陷らしめ、地方は蹂躙、焚掠せられて荒野の狀をなせり、これが爲に揚子江一帶の貿易暫く停止せられ、其儘遂に年末に及べり

以上は共和發軔後の狀勢の一二を擧げて人民艱苦の狀の一班を說けるものなるが、支那今回の革命はこれを史上の幾多の革命に比する時は最も和平なりしものゝ一也、而してこれが爲に現に開かれつゝある新世紀開かれば支那の繁榮は依て來るべく、これと共に又外邦のものも幸福を享受すべし

支那の國たる未開の富源甚だ多し、若し各國の情形に照して其實業を振興せば、其外貨の購買力大に增進すべし、尙又支那が大に起りて列強の間に伍するに至らば世界の平和を保つ上に大なる利益なるべし、泰西列國素と武備を以て累を受くる事輕きにあらず、若し支那が彼等に對し戰備にのみこれ汲々たるの愚を敎へばこれが爲につかれ果てたる彼等は必ずやこれに傾聽するならん、貿易の事たる元軍人官吏及美術家の輕視する所にて、甚だしきはこれと相伍するを屑しとせざるに至る、然かも商務は文明の眞の標準にして、文明の發達せる所は商業亦盛なるを見る

商務は平和的精神の盛なる時に盛にして其盛なる間は又進步す、人類の敎育良好なる時は民德先づ向上するものなるが此の點に於て支那は從來甚だ優越せるものあり、他の多くのものは種々の變態を以て人を死に致すに反し、商務は人生ををしてつゞかしめ、且それを愉快ならしむ、田畝は練兵場にまさり、紡績場は兵工廠にまさり、更に今日に於ては商船は軍艦にまされり、地球は各種の富を以て滿てり、而して新支那は全世界に對し人類殘滅の爲にあらず其幸福の爲に富を用ふる事を敎ゆべし、貧窮は戰爭を惹起し戰爭の結果は又貧窮となる、然れども人民が商賣に沒頭しつゝある時は戰鬪を忘る

人民が物をつくり物を耕し而して物を賣りつゝあるを見る程人生に於てより有望によりよき徵兆はなし、千年期は實に人類の正直に商業を營む事により得らるべし、若し吾人が人道の大劇を夢想せんか其中には科學、發明、藝術等の役者あらん、然かもこれを集め綜轄するものは商業也、而して新たなる前途に富める平和なる支那共和國の商人が最も模範的に此芝居をなし得んは不可能の事にあらざる也

一九一一年一月二十日に津浦鐵道南段の揚子江岸の地より九十四哩の間の開通を見たり、而して此地點に於ける揚子江の幅は四分の三哩あり、其滬寧鐵道との連絡方法は渡船によるや橋梁を建設するや、隧道を穿つや或は又其他の方法によるや未だ決定せられず、津浦鐵道の工事は今や黃河の鐵橋を除く外殆ど完成し其全線延長は六二六哩あり、張勳の其手兵を率ひ本線に從ひて退却せる以來鐵道は官革兩軍により占領せられ爲に其の開通を妨げられたり

九廣鐵道全通式は十月四日に行はれたり、而して同鐵道は乘客は多きも貨物は甚だ多からず、十一月及十二月の交に

は政治上の原因により其交通杜絶せる事あるも後幾何もなく回復せられたり

粤漢鐵道工事は相變らず遲々として進まず前年より僅少の進捗を見たり、湖南線中長沙より株州に至る間は九月十日に開通せり、

廣東に於ける新寧鐵道の工程は其後大に進み今や江門に達するに至れり、雲南鐵道は夏期に水害の爲多大の損害を蒙れり、其運轉は九月の後半は停止せられたり、後年末には雲南迄全通するに至りしも、尙或所にありては山岳線路上に崩壞せんとし甚だ危險也と云ふ、

中清地方に於ては上儘に安徽鐵道が蕪湖に於て軌道の受渡がなされしのみ、宜昌に於ける川漢鐵道工事は全く中止せられ、其すべての傭員等は解雇せられたり、其資金を仰げる交通銀行閉鎖せられ漢陽製鐵廠は一時停工せし爲其工費の出途なきに至れり

北方に於ては南滿洲鐵道の安奉線改築工事成り十月一日に開通式行はれたり、而して鴨綠江の鐵橋亦同日を以て開通せり

水害を被らざりし地方は收獲良好なりし爲、ペストの爲被害ありしに係らず、滿洲各開港場の貿易額は增進せり、牛莊に於ては年末の三ヶ月間は上海に於ける恐慌の爲に硬貨の減少を來し輸入貿易は打擊を蒙り、輸出貿易も氣候の關係上供給少く爲に影響を受けたり、然かも其全年の貿易額は增加せり、大連亦輸入貨物は亂時危險多く資金の回收困難を慮り租借地內に滯積せるもの多く、輸出貿易は殊に其大宗たる豆に於て農民高値を唱へたる爲共に打擊を蒙りたるに係はらず、輸出入額皆增加せり、安東縣の一九一一年の貿易の結果は甚だ良好にして、鴨綠江の鐵橋成り滿鮮の直通成りし爲、一九一二年の繁榮は更に大なるべしと想像せらる、此地方に於ける三年間の貿易額比較次の如し

滿州各港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	四九、三六五、三〇三	五七、六一三、三六四	六七、九九六、七八六
純內國品輸入	一四、八三〇、五三九	一五、四九八、五三〇	一五、七五三、三九九
外國及內國輸出	七七、九三六、六一三	八〇、二一三、一一三	九二、四五四、四四三
計	一四二、〇二三、四九五	一五三、三三五、〇〇六	一七六、二〇三、六二八

直隸諸港は天津及其附屬港たる秦皇島により代表せらる、一九一〇年と比し此年度中の其外國輸入貿易額の減少額は二百二十五萬兩以上なるも、これは四百二十五萬兩以上の內國品輸入の增加を以て補はる、輸出貿易は甚だ好況にして千四百五十萬兩以上の增加あり

直隸各港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	四八、三三三、四六三	五八、二一〇、九三三	五五、九〇一、二〇六
純內國品輸入	二九、〇八〇、三八九	三三、一三一、〇九二	三七、四七〇、九四二
外國及內國輸出	三一、〇八九、〇八二	二八、二五五、八六八	四二、六六七、二五七
計	一〇八、五〇一、九三四	一〇九、五八七、八九三	一三六、〇三九、四〇五

山東省に於ける輸入及輸出港は芝罘及膠州なり、一九一〇年度にありても前者の貿易が後者の爲に奪はるゝの傾向はこれを看取し得べし、然かも芝罘が一九一〇年度の貿易

額に比し多少の進歩をなしたるは甚だ滿足也と謂ふべき也煙濰鐵道及最も必要なる築港計畫が資金缺乏の爲實施の運に至らざるは憫はれむべき也、其後者は啻に通商上の關係のみならず、港内に於て天候險惡なるに際し時に慘劇を演ずるが爲人道の上よりも必要の事たり、膠州の貿易は内地との交通機關整備の爲益增進し輸入輸出共に增加せり、

山東港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	二九、二六七、六二八	二八、七〇二、一三三	二九、〇七〇、三一八
純内國品輸入	一五、八七九、三八一	一二、一七二、三五五	一三、八七一、六九六
外國及内國輸出	三三、九七九、七〇〇	三一、九〇三、〇三九	三三、七七〇、一八七
計	七八、一二六、七〇九	七二、七七六、四〇七	七六、七一二、二〇一

一九一一年度の揚子江沿岸諸港の貿易額が二千九百萬兩の減額を見しは何人も驚かざるなかるべし、既に述べし如く水害及飢饉に說き及ぼさゞるも戰爭の爲通商をなす能はざりし也、然しながら尙此に喜ばしき現象あり、報告によれば蕪湖其他の地に於ては水害は收獲を終りし後に來り、又主要なる米產地寧國府地方は其被害なかりきと、湖南に於てはすべての收獲驚くべき程良好なりと云ふ、されば政治上の情態にして平穩に歸せば商業の從前の如く盛なるべきは疑を容れず、次の表は三年間の比較を示す

揚子江沿岸諸港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	九七、八一六、〇五二	九八、〇四三、九二五	九四、四七九、八五九
純内國品輸入	三七、七三九、四二六	三八、五六三、五六八	三四、五七五、三七六
内國及外國輸出	一五二、三九一、六三	一五七、〇五九、〇九八	一三五、五八九、四九六
計	二八七、八四六、八三〇	二九三、七五六、五九一	二六四、六四四、七三一

上海港の貿易の盛衰の運命はかゝりて再輸出にあり、輸入額若し多きもこれにして速に各地に分散せられざれば在荷のみ多くなり遂に其商況盛なる能はざる也、此れにより判斷する時は一九一一年十月十日迄は上海の貿易は有望なりき然れども武昌の變勃發以來は再輸出の爲めの外國品の需要は全く杜絕せり、而して年末にありては保稅倉庫は全く棉製品を以てみたされたり、これ上海開港以來未だかつてなかりし事にして、其故は初めの九ヶ月間の需要甚だ多かりしより見越輸入をせしものに係る、其結果一九一〇年には再輸出の輸入に對する割合は七十三パーセントなりしもの一九一一年には約一〇許減じたるが、一般に想像せられしよりは良好なりき、輸出も亦揚子江沿岸產地の供給減ぜし爲減ぜり

上海港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	四六、八八四、一八七	五三、一三三、九四〇	八一、一一九、二〇五
純内國品輸入	二一、五三五、二三四	二四、八九〇、二一八	二六、〇三五、三九九
内國及外國輸出	九二、七〇八、九二五	九四、九〇八、九五六	九〇、二〇五、八八六
計	一六一、一二八、三三六	一七二、九三三、二四	一九七、二六〇、四九〇

上海を除ける中清諸港とは蘇州、杭州、寧波及温州也、蘇州の貿易はすべて增進せしが、杭州にありては三百萬兩以上の減額を見たるが其中二百萬兩は輸出貿易の減少也、寧波も亦輸出貿易に於て二百五十萬兩を減じたり、温州の貿易

は大風、政治上の不安及蜜柑の收獲不足の爲大打撃を蒙れり

中清諸港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	一六、九九一、二七〇	一七、一九三、九七四	一五、五九四、一三〇
純內國品輸入	一〇、一九七、二八六	九、七四八、七三一	一三、〇一九、四一四
內國及外國輸出	二五、四三〇、一三七	二五、四五四、五四四	二一、八三三、八五八
計	五三、六一八、六九三	五二、三九七、二三九	四九、四四六、四〇三

南清諸港中には福建の三、兩廣の十一及雲南の三を含み計十有七あり、これを通計する時は其貿易額はこれを一九一〇年に比すれば三千三百萬兩の減額也、其主なる減少の原因は福州、厦門、汕頭、廣東、九龍、拱北蒙自の輸入計千五百七十五萬兩減少せしと、廣東、九龍、梧州、瓊州及龍州の輸出が六百五十萬兩減ぜしによる、これに反し福州、厦門、汕頭、三水、南寧及蒙自の輸出貿易額は多少增加せり、厦門に於ては收獲は良好なりしが臺灣の產品殊に茶が從來の如く厦門を通じて輸出せられざる爲益輸出貿易は減少せんとす汕頭に於ては蜜柑の收獲天候不順の爲甚だ惡しかりき、砂糖の收獲は良好なりしが、北方市場との取引絕えし爲、製糖業者は多少の損害を被り、只海峽殖民地及蘭領印度との取引額を少し增せしのみ、西江流域は大に海賊の亂す所となりしも、年末に至り英國及淸國軍艦警備の爲貿易回復したり、廣東に於ては政治上の不安の爲貿易は年內中害せられたり

南方諸港貿易額

	一九〇九	一九一〇	一九一一
純外國品輸入	一二九、三四一、八三九	一五〇、六二六、七三六	一二九、九〇七、六一五
純內國品較入	七一、九九一、一七四	六〇、二六六、三〇九	五一、〇七六、六三三
外國及內國輸出	一〇九、七一〇、六九九	一二六、七一五、八六九	一二三、七二九、二三三
計	三二〇、(四三、七一二	三三八、三〇八、八一四	三〇四、七二三、四七九

全貿易額は一、一三、六七七、〇四四海關兩にして一九一〇年に比し五百七十萬兩の增加也、此合計は直接及沿岸の純外國輸入四七三、五一七、六八五兩及外國及沿岸輸出五四〇、一五九、三五九兩よりなる、

前號「支那之政社」の正誤

十頁上段十一行並に十七行目の(又は藍票黨×又は白票黨)の「又は」の二字を削るか或は各々五字を抹殺す
十頁上段十九行目の「此外著名なるものには江蘇浙江人士を中心とせる豫備立憲公會の如きあり」は漸々誤謬に付き抹殺す
十頁下段七行目「黃興宋教仁等」の六字を「孫武等」の三字に改む
同頁同段同行の「第八鎭統制」の五字抹殺
十一頁上段二十四行目「同盟會於是乎南京に發現し」を改めて「同盟會於是乎公然南京に黨員を集めて政綱を發表し」となす
同頁同段二十五行目淮革命黨員以下統一黨に至る迄々「進革命黨員よりなる統一黨起り」と改む

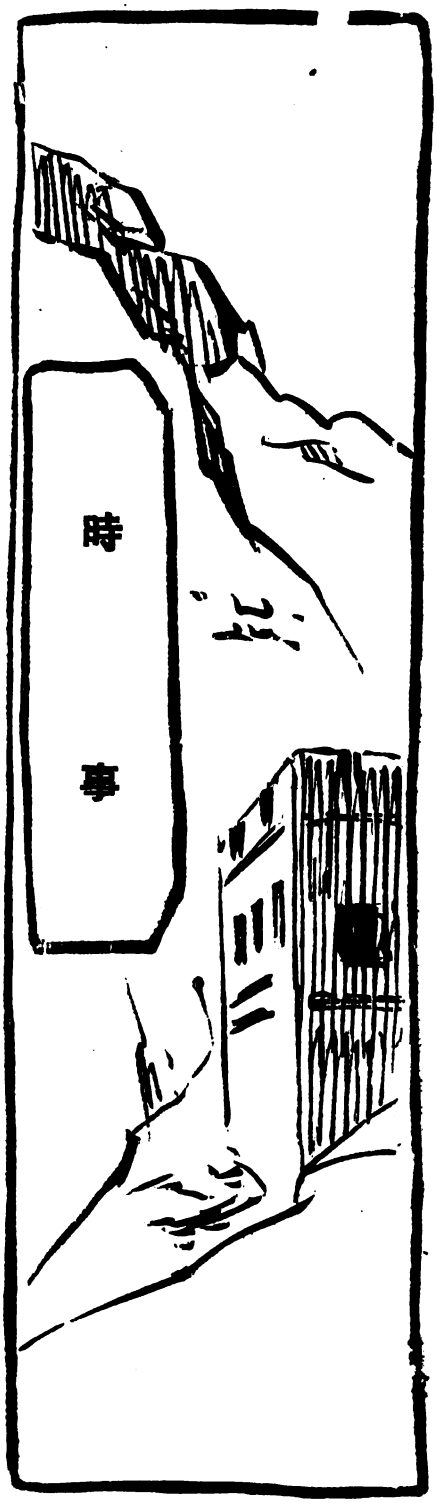

◉明治四十五年五月下半月 支那半月史

內治外交

◉大官の更動

依願免官　塔爾巴哈臺參贊　額勒渾

任塔爾巴哈臺參贊　畢桂芳

任塔爾巴哈臺參贊署理（畢赴任前）　文琦

任阿爾泰辦事長　科布多辦事大臣　帕勒塔

任新疆都督　楊增

任新疆布政使　潘震

任喀什葛爾道　王學官

任阿克蘇道　彭緒瞻

任大理院長　許世英

任山東布政使署理　王丕煦

山東提學使　陳榮昌

任山東鹽運使署理　姚烱

任同巡警道署理　莊洪烈

任同勸業道署理　石金聲

任同交沂曹濟道署理　孔慶塘

任甘肅宣夏鎮總兵　馬福祥

任新疆巴里坤鎮總兵　楊廷弼

依願免官　安徽民政使　葉崇質

依願免官　安徽實業司長　孫多森

任安徽實業司長　劉廷鳳

任中國銀行正監督　吳鼎昌

任直隸長蘆鹽運使　張孤

任雲南財政司長　袁家普

依願免官　烏里雅蘇臺將軍　恩存
任烏里雅蘇臺將軍　溥鋼
依願免官　馬蘭鎮總兵　蘇噜岱
任馬蘭鎮總兵　英秀
任科布多參贊　延年
依願免官　山東巡警道　莊洪烈
任山東巡警道　丁汝彪

◉留守府裁撤

南京の留守黃興が辭職を申出でたる爲め袁世凱は再三之れを留任せしめんと勸告する所ありしも其辭意甚堅きより遂に其請を許し同時に南京留守府をも裁撤することゝなせり而して之れに關し大統領令は發せられき其大要に曰く

南京留守黃興同地軍隊を整理して已に端緒あるを以て再三留守府の機關を取消し以て行政の統一を期せんことを以てせり然れども南方の人心尙ほ黃興に歸向するものあるを以て再三之れが裁撤を延期せんことを以てし並に陸軍次長蔣作賓を同地に派して商議慰留せしめたるも黃の去志甚堅くして是非とも許可せられんことを以てし且つ言ふ軍隊の整理も已に緒に就きたれば決して此機關を裁撤したりとて事變の再たび發生するが如きことなしと其言至誠に出づるものあるが爲めに敢へて其初志を枉げしむるに便ならず因て所有る南京留守機關は程德全の南京に至り之れが引繼を受くるを俟つて之れを裁撤し黃興は解職の後迅かに上京して以て中央の要政を贊助せしむ又現駐の江寧一帶に在る第一軍長は柏文蔚に任じ第二軍長は徐寶山に任じ同兩軍と第三軍第八師團は均しく陸軍部の直轄に歸し其他の各地に分駐せる各種の營隊にして從來留守府の管轄に歸し居たりし者は總べて江蘇都督程德全の管轄に歸せしめ並に陸軍次長蔣作賓をして暫く南京に滯在して以て贊助せしめ黃留守の計畫しつゝありし事項は總べて裁汰を行ひ以て全功を期すべし云々

◉財政部官制內容

南京政府所定の財政部官制は甚だ不完全なるより今回左の如く大に改修を加へたり

一、承政廳
二、國稅司
三、會計司
四、財務司
五、鹽務監督署
六、幣制局
七、稅務處
八、金庫

其官吏の數計百三十三人あり、其中舊司員四十人は皆籌備處幇辦王景芳の故舊にして、其新司員九十三人中三十四人は南京より來りしものにして、其他は熊總長の新に任命せる處也

◉內務部官制草案

內務部に於て編訂し法制院に附議したる其官制草案次の如し

一、秘書廳を設け一切の收發函電文件を管理す

二、總務司、一切重要事件を管理す
三、職方司
四、民政司
五、警視司
六、禮務司
七、土木司
八、衞生司
計七司を二十二科に別ち每科司員三人を用ゆ

◉**內務部長の辭職斷念**

趙內務部長は辭職を願出でしも袁世凱頻に之れを慰留し國務院亦正式公文を以て懇切に其留任を希へる爲遂に辭職を思ひ止まりたりと

◉**バタビヤ事件解決**

支那人がバタビヤに於て虐待を蒙りしに對し駐蘭外交代表劉人鏡は和蘭政府と交涉の末左の條件を以て解決を見たり

一、華僑を虐遇せる官吏はこれを相當處罰す
二、被害の華僑に對しては和蘭政府より撫恤金を給す
三、傷を蒙りし華僑には和蘭政府より撫恤金を給す
四、燒燬せられし華僑の財產及家屋は和蘭政府これを賠償す

◉**孫文晉京**

孫文が廣東よりの電報によれば彌よ六月初旬北上晉京すべしとあり其所用は左の數端あり

一、唐紹儀と參議院との衝突を調停し以て黨派の爭を除く
二、北方に民主主義を提倡す
三、滿蒙一帶共和に對し確實に承認せざる恐あるにより一遊して北方の眞情を偵察す
四、外債盛んに起るにより力を竭し國民捐を提倡し廣東市街に捐箱を設くるの辦法を以て之を直隸河南山東山西一帶に行ひ以て速に成功を期す
五、華僑の代議權要求を贊成し參議院之を說明し議員の同意を求む
六、南洋華僑は國民捐に熱心なるにより總理に面會し之が鼓勵の法を商定す

◉**湖北禁烟規定**

湖北にては今回阿片の禁止を厲行するが爲めに禁烟規定を制定し違犯者は嚴重に處罰せらるゝことゝなれり而して其罰則左の如し

一、阿片を栽培する者は其土地を沒收し栽培者は一年以上五年以下の刑に處し未だ禁止を知らずして栽培せし小作人も亦同し
二、吸烟者の吸烟分量屈出より多きものは其の分量に應じ二十倍の罰金に處す
三、阿片販賣店の者にして規定に違ひ吸食する者は十元以上五十元以下の罰金に處す又阿片館を私開するものは其家屋を沒收し十元以上百元以下の罰金に處す

學事軍事

◉海軍部の籌畫

一、海軍の事を熟悉する人材を調査す
二、各國海軍の情形を攷査す
三、中國已有の兵艦を整頓す
四、海軍の學校を開設す
五、船港を籌擇す
六、徐に海軍經費を籌畫す

◉民國艦隊の編制

上海駐在の民國海軍艦隊司令官黃將軍は已に海軍部の成立したる今日、艦隊の編制に着手し巡洋艦を始め砲艦、驅逐艦、水雷艇等の各兵船を其れ〳〵部署し置くを急務なりとし過般來幕僚と共に協議を凝らしつゝありしが愈々左の如く編制したる旨發表せり

第一艦隊　南琛、海容、建安、保民、楚有
第二艦隊　楚泰、楚觀、江亨、聯鯨、飛鷹(驅逐艦)

尙ほ砲艦策電と登瀛州及び列宇、張宇、湖鵬、湖鷁等の各水雷艇あれどいづれも製造局の警衞に當らしめたり

◉廣東省の解散民軍取締

廣東に於ては省城の各民軍は漸次これを警衞軍に改編し、各地の民軍亦分別解散しつゝあるが、これ等解散民軍取締の爲次の命令を發せり

一、既解散の營は統領より兵士に至る迄皆私に槍械を携帶するを得ず、其從前未だ返納せざるものは五日內に陸軍司に返納すべく若し違ふものは軍火私藏の罪を以て論ず
二、既解散の民軍は從前の標章を佩帶して擅に往來するを得ず、若し違ふものは軍人假冒罪を以て論ず
三、既解散の民軍は省城に逗留するを得ず違ふものは分別査究す
四、凡て各路已散の各民軍は省城に來り投効を希圖するを得ず群をなし隊を結びて來るものあれば一律拿究す
五、既解散の民軍は再び恩餉功牌の補發を求むるを得ず

◉軍人撫賞規定

今回武昌の都督府にては軍人の戰死若くは戰傷したるものに對して賞與金扶助料及び遺族の扶助等を規定し之れを發表したり而して其規定によれば大將軍の戰死一千五百元戰傷八百元同遺族救恤費年金八百元にして大佐は戰死九百元戰傷六百元扶助料五百元大尉は戰死五百元戰傷四百元扶助料三百五十元下士は戰死一百五十元戰傷一百二十元救恤料八十元等なり

財政實業

◉前拂借欵報告

資本團より支那政府に交附せられたる借欵前貸銀は總計上海秤百五十萬兩にして庫秤百三十九萬八千六百一兩四匁に相當す其內譯左の如し

國際銀行團より
　庫秤一七四、八二五兩一七分
　銀貨二四六、二三二弗六五仙
德華銀行より
　庫秤二七八、六五〇兩三五分
　銀貨一〇〇、〇〇〇弗
印度支那銀行より
　庫秤一七二、四六八、五〇分
　銀貨二四九、五五一弗八八
上香銀行より
　庫秤一七二、一五〇兩三五分
　銀貨二五〇、〇〇〇弗
總計庫秤七九八、〇九四兩三九分
同　銀貨八四五、七八四弗五三仙
此內銀貨は七十一兩換とし庫秤六〇〇、五〇七、〇一分に相當す
二口合計一三九八、六〇一兩四〇分也
是を京秤に換算すれば
即ち一、四三七、四一一兩五一分也

▲支出內譯（京秤を用ゆ）

近衞軍前月分俸給	二〇、〇〇〇兩
同前月分軍需品費	二〇、〇〇〇兩
同本月分俸給	五〇、〇〇〇兩
陸軍部直轄師團	
前月分俸給	五〇〇、〇〇〇兩
本月分俸給	二三五、〇〇〇兩
武衞左軍	
前月分俸給	四〇、〇〇〇兩
本月分俸給	二〇、〇〇〇兩
禁衞軍	
前月分服料	二〇、〇〇〇兩
本月分服料	四〇、〇〇〇兩
軍事參議官	
前月分俸給	一〇、〇〇〇兩
內務部直轄巡警隊	六〇、〇〇〇兩
巡警前月分俸給	二〇、〇〇〇兩
臨時憲兵隊	一〇、〇〇〇兩
武衞先鋒隊	二〇、〇〇〇兩
法官部俸給	三、五〇〇兩
憲兵隊	一〇、〇〇〇兩
旗人年金	三三九、八六一兩六五
皇室費	一九、〇四九兩八六
以上十八口合計	京秤一、四三七、四一一、兩五一也

◉熊財政長の財政整頓法

熊財政長が籌備處各員と討議の上決定したる財政整頓方法大凡三端あり、次の如し

一、臨時財政會議を開き北京に各省理財家を召集し其意見を徵す

二、財政の事を熱悉するの人を各省に選派して其財力の實狀を調査せしむ

三、各省に命じ速に各府州縣より租稅を徵收し送附せしむ

◉湖北省四月分收支

三月末餘存　銀　無
　　洋一萬百二十元
　　錢二千七百九十五串

四月分收入　銀百十二萬二千六百九十三兩
　　洋百八十二萬五千九百七元
　　錢八十七萬八千二百五十三串

四月分支出　銀百十二萬二千六百九十三兩
　　洋百八十一萬二千七百二十元
　　錢八十七萬五千九百四串

四月末殘餘　銀　無
　　洋一萬三千百八十五元
　　錢二千三百四十九串

◉廣東の借款

廣東は目前の財政の難局を救ふ爲香港上海銀行より銀二百萬兩を借款せる旨國務院に報告し來れり

◉不換紙幣發行法

熊財政總長の不換紙幣發行に關する意見次の如し

一、强迫通用
二、濫發嚴禁
三、割引禁止
四、僞造嚴禁

◉重慶鎭撫府の礦山章程

一、中華國民は本鎭撫府直轄區域内にありては獨資、合資に論なく均しく自由開礦の權を有す

二、礦產處は購買せると借入るゝとに論なく、均しく先づ界限を佔定し圖面を附して地方官の踏勘を呈請し明確に實業分司に申詳し本府に轉呈批准を經て後開辦すべし

三、呈請せる開礦は何衙署にあるに論なく均しく押案に取らず、遠かに課釐を收めず、但し主辦の人は須く實本を確有し、並に切實保證を具し一條の規定に遵定し別に事端を滋くせざれば有效となす

四、硝磺は禁例となし官辦に歸し此章程を適用せず

◉直隸國民捐辦法

張都督の提倡せる直隸國民捐辦法草案左の如し

一、此の國民捐は目前の急を救ふ計畫にして並に藉りて以て國人が愛國心の厚薄を覘ふべく尋常捐務の性質と同じからず應に一回を以て限りと爲し流弊を免るべし

二、普通捐は國民同じく認捐の義務を負ひ凡そ直隸官紳軍醫學商農工各界本籍と寄居を論ぜず每戶に勸募し年十六歲未滿及實に赤貧無力に係るものを除き其餘は每人に洋銀壹弗を捐せしめ男女も一律平等とす

三、特別捐は普通捐の外自ら認捐を行ふ者にて其年齡貧富數目を限らず人の善を好む者誰か我官紳に如かん

四、收捐證書は三聯單を印刷し一は認捐者に一は收捐所に一は本都督府に送り以て查核に備ふ三聯單は本府よ

り別製すべし

五、天津に一國民捐事務所を設け各界にて會議の上經理五人を擧げ專ら收納一切の事を掌る

六、官吏軍醫の特別捐は本都督府に於て勸募し普通捐及紳商士民の特別捐は總て各所在地の議事會董事會商會教育會地方官巡警局より分別勸募し均しく國民捐事務所に送交し以て便利を期す

七、國民捐事務所は捐金を收むれば隨時直隸省銀行に送交存儲し十日毎に收むる所の金額人名を直隸公報に送り登布し以て信實を昭にす

八、收捐經手人は均しく切實に勸導し多く白話演說を用ひ强迫及詐欺の行爲あるべからず認捐するものは自ら送納すべし其金額が人口以上なる時は特別捐と爲し以て衝突を免るべし

九、此辦法は公同議決の後卽効力を發生す中央政府にて別に章程を通行するあれば直に之を取消すべし

右に對し張都督は各界に二十七日午後二時本署內に於て會議を開き國民捐の辦法を議せん事を通知し並に署內の辦事人員は會議の上已に四千餘金を捐出せりと云へり

◉所得捐辦法

北京參議院は所得捐法を議定したるが最近の消息によれば其の內容は左の如し

一、本年五月より十月迄六個月間參議院議員及び各官廳公費は均しく所得の半額を寄附す

二、本年十月以後は月得公費中より左の割合にて寄附す

十元以上は十分の一　五十元以上は十分の一、五百元以上は十分の二　二百元以上は十分の二、五三百元以上は十分の三　五百元以上は十分の三、五千元以上は十分の四　五千元以上は十分の四、五一萬元以上は十分の五

三、特別寄附は此例によらず

四、寄附は財政部の收入とし公報を以て告示す

五、寄附は民國財政の辦ずるに至つて次第に減額す

別に孫逸仙は廣東及び海峽植民地香港南洋を遊歷して國民捐を募集せんとし北上袁總統と會見の後ち直ちに出洋の途に就くべしといふ

◉正隆銀行營業好況

滿洲の正隆銀行は昨年改革後其營業振り頗る順調にして今や確實なる基礎を定めたるが如く株式の如きも大に騰貴せり卽ち左の如し

▲舊株銀五十圓　全額拂込濟

▲四十四年五月中銀二十五圓內外▲六七月中銀三十圓內外▲八九月中(八月總會後より)銀四十一二圓內外▲十二月中銀四十五圓內外▲四十五年一月中銀四十六七圓▲二月總會後銀五十圓內外▲四五月中銀五十五圓內外

▲新株金五十圓　二十五圓拂込

四十四年七月三十一日拂込以來本年四月迄は望手のみにて賣手無かりしが時價は常に一二圓の附値を唱へ五月に至り初めて二十八圓にて小數の取引あり

目下の値段は配當附たること勿論なるが六月を以て決算期とする今期の營業成績は前期よりも一層良好なるも先づ會社の基礎を定むるを先とする必要あるに由り配當は前期通り八分に止むる由なるが積立金は一萬五千圓以上たるべしと因に參考の爲め前期の利益金分配案を掲ぐ

一金二萬二千五十一圓　當期金勘定純益金
一金二萬二千五百八十九圓　當期銀勘定純益金
一金六十二圓　前期銀勘定繰越金
合計金四萬四千七百三圓　純益金

內

一金四千四百圓　役員賞與及交際費
一金二千五百圓　積立金
一金九千二百五十圓　別途積立金
一金一萬六百八十四圓　舊株配當金(年八分)
一金一萬一千六百六十二圓　新株配當金(同)
一金六千二百十一圓　後期繰越金

猶同行本月四日の帳尻を聞くに金勘定に依る諸預金九十七萬八千四十二圓二十一錢貸付金百三萬二千九百十圓にして又銀勘定に依る諸預金八萬二百五十圓四十六錢貸付金四十六萬三千百二十二圓四十二錢なりといふ

◉滿洲製糖計畫

前年東拓會社は朝鮮黃州附近に甜菜の栽培を試驗したるに其成績頗る良好にて獨逸甜菜の糖分十五なるに黃州は二十二の多量に達し前途大に有望の事業なるを確められ東京の實業家中野武營、佐竹作太郎、大橋新太郎氏等の間に資本金五百萬圓の製糖會社設立の計畫中なりしが既に總督府の內諾を得たるを以て遠からず會社の創立に着手すべしと傳へらるゝが尙同社設立後は豫て大阪東京橫濱神戶等の糖業者間に計畫され居る滿洲製糖事業企劃に着手の意もあるが如し先年橫濱の某糖業家は數名の經驗者を吉林省內に分派し支那農民に甜菜栽培の有利を奬勵し試作せしめたる事あり爾來數年間各地に試驗的栽培を爲したるに糖分の含量は朝鮮より幾分多量の成績を示したる個所もあるより資金及び栽培方法其宜しきを得ば將來頗る有望なる事業たるに至るべしと認められつゝあり此程も朝鮮の農業視察を了はり更らに奉天吉林兩省の甜菜調査に向へる某經驗者ありしが同人は二ヶ月後其調査の結果を齎らし歸京し滿洲製糖計畫の歩を進むる筈

◉京漢線收稅

京漢鐵道より輸送せらるゝ貨物に對しては從來湖北河南の境界地帶に稅務局を設けて之れを徵收せられつゝありしが革命事變以來之れを中止せられあるより湖北の都督府にては今回河南都督府に交涉の上双方より委員を武勝關に派遣し同地にて京漢鐵道輸送の貨物を檢查し之れに例の二分稅を課することゝなすよしなり

交通運輸

◉吉暉鐵道敷設計畫

唐總理、施肇基、宋敎仁、王正廷等各國務總長は過日國務

に於て會議を開き唐總理は吉林、琿春は道路通ぜず運輸極めて不便にて商業上に大影響を及ぼし且つ外人も此點に着眼して鐵道敷設權を獲得せんとするの意あり現在交通事業は極力整頓すべきを以て吉琿鐵道を敷設して將來吉會鐵道を聯絡せしむることゝせば東三省の實業を振興せしむるのならず國家の財政に於ても亦た裨益あるべく是非共同鐵道みを敷設したしとの意見を述べ施總長も大に之に贊成したれば各部協議の上成案を作り參議院の同意を得て敷設することゝなるべしと

◉黑龍江の船舶數

昨四十四年中黑龍江上に泛べる船舶總數は三百二十六隻にして內汽船一百八十八隻帆船五十八隻官有汽船三十七隻同帆船四十三隻ストレチェンスク積出貨物は三百三十萬封度に達せり又同年中ニコライフスク入埠の外國汽船は九十七隻五萬八千三百九十九噸にして露國汽船三十隻三萬一千八十三噸あり出帆汽船は二十九隻にして積載貨物は三萬一千八十一噸なり

◉滿鐵運輸成績

滿鐵の五月中に於ける滿鐵運輸收入（雜收入を含む）は百三十萬三千百二十六圓三十四錢にして前年同月は百三十一萬六千三十六圓八十二錢即ち一萬二千九百十圓四十八錢減少し之を四月より累計すれば二百九十一萬八千九百五十一圓七十七錢前年の二百四十九萬八千九百八十八圓四十三錢に比し四十一萬九千九百六十三圓三十四錢增加せり料目別如左（單位錢）

	客車收入	貨車收入
本線	四一八、七五四、七六	七二九、七三八、一一
安奉線	四〇、八九八、六一	五八、一五五、二六

四月より累計にすれば

本線	九〇二、〇一八、七三	一、七〇九、一二九、五六
安奉線	八七、六三〇、一五	九九、三三八、二〇

而して一日一哩平均にすれば六十圓五十九錢にして前年同月は六十圓三錢即ち五十六錢を增加し四月より累計すれば六十八圓九十七錢前年の五十七圓九十三錢に比し十一圓四錢增加せり尙本線安奉線の一日一哩別左の如し

	本月	四月より累計
本線	七三、〇四	八四、二四
安奉線	一九、四〇	一八、六六

次に貨物噸數及び收入內譯を示せば左の如し（噸及圓單位）

▲貨爲噸數

	普通	石炭	社用
本線	九六、六三五	一四一、七三〇	一〇六、二七三
安奉線	九、五〇〇	一〇、〇八〇	二三、二五二

▲賃金收入

	普通	石炭	社用
本線	四八三、二九五	二一四、八七三	三一、五六五
安奉線	一八、二九四	二四、三九九	一五、四六二

更に本線上り貨物の狀況を示せば本月十八萬五千百十三噸、一日平均五千九百七十一噸にして前年同月は二十二萬千百八十一噸一日平均七千百三十五噸なるが四月より累計

すれば三十九萬四千五百七十八噸一日平均六千四百六十八噸にして前年は三十九萬六千七百八十九噸一日平均六千五百五噸なり而して沿線に於ける上り貨物月末殘荷は二萬六千二百四十五噸前年同月は七千四百四十四噸なり

◉滿鐵連絡賃金改正

滿鐵各線と京奉鐵道線との連絡乘車賃金は六月一日より左の通り改正實施されたり(單位弗)

	一等	二等	三等
北京	三一、四〇	一九、六〇	一〇、四五
天津	二六、一五	一六、三五	八、七〇
山海關	一五、六五	九、八〇	五、二〇
新民府	一二、二〇	七、四〇	三、七五

(備考 起點を奉天とす)

◉新安間列車時刻

滿鐵全線列車運轉時刻表中新義州安東縣間列車運轉時刻改正せられ六月十五日より實施せられたり發着時間左の如し

▲新義州

發(下り)		着(上り)
急客午後 八、二〇分		急客午前 七、三〇分
混 午後 七、四〇	急客午後 八、五〇(火、木、土)	混 午前 九、二〇
混 午後 四、四〇	混 午前 九、二〇	混 午後 一、一五
急客午後 三、五〇	混 午前一二、一五	單 午後 三、三〇(日、水、金)
混 午後 二、三五	混 午後 一、二五	混 午後 四、二〇
混 午後一二、二五	單 午後 三、四〇(日、水、金)	混 午後 五、一〇
混 午前一一、五〇	混 午後 四、三〇	混 午後 八、〇八
混 午前 八、二五	混 午後 五、二〇	混 午後 八、〇五〇
單 午前 八、〇三	混 午後 八、一八	混 午前 六、五〇

▲安東縣

發(上り)		着(下り)
急客午前 七、二〇	混 午後 四、五〇	混 午後 九、〇〇
急客午前 八、四〇(火、木、土)	混 午後 四、五〇	急客午後 八、三〇
混 午前 九、一〇	急客午後 四、〇〇(日、水、金)	混 午後 七、五〇
混 午後 一、一五	混 午後 二、四五	混 午前一二、〇〇
單 午後 三、三〇(日、水、金)	混 午後一二、三五	混 午前 八、三五
混 午後 四、二〇	混 午前一二、〇〇	單 午前 八、一三(火、木、土)
混 午後 五、一〇	混 午前 八、三五	混 午前 七、〇〇
混 午後 八、〇八	單 午前 八、一三(火、木、土)	
混 午後 八、五〇	混 午前 七、〇〇	

◉浙江鐵道株主總會

六月十一日開催出席株僅か百四十餘人なり開會するや同鐵道會社章程改正審査員十一人の投票選擧を行ひ次に杭州、寧波間鐵道布設完成費百五十萬元の不記名公債を年利八歩にて發行し杭州、嘉興間銀道收入を之が抵當とすることに決議し償還期限は五年或は六年と董事に於て決定することゝなる次に總理、協理の選擧に移りたるが總理協理には以前の如く湯、劉の二氏を擧げ若し今後一ヶ月以內に二氏が着任せざる時は再び總理協理を新選することに議定す次に舊章に於て董事十一人、查帳人五人と定まれるを去年の修正草案に從ひ董事九人、查帳人三人に改めて其選擧を行ひて閉會したり

◉南越遊記

地理紀行

東亞同文書院汕頭廣洲灣旅行班

▲いでたち▼

書院の旅行隊は何れも立つてしまつて院内には留下團の連中が二十八人ばかりと數人の卒業生とが殘つて居るばかり一日も早く大活動を開始したいと思ふ我健兒は汽船の都合て旅行隊中の一番後まで殘されて、うす淋しい寄宿寮に時の至るを待つて居た。

折しも支那大革命の起る前百日即ち明治四十四年七月四日、日本郵船會社の歐洲航路汽船常陸丸は滙山碼頭に横つて客を待つて居た。さきに我班の調査旅行は汕頭に始まり廣州灣に終る事になつて居たが、これは汽船の都合上其だ不得策であるから、豫定を改めて先づ歐洲航路により香港に到り、これより海口を經て雷州半島に渡るか或は香港から直に廣州灣に渡るかを定めて、調査は西から始めて東汕頭に至つて終ると云ふ前と全く反對の方針を取つた。て六月三十日に開船すべき常陸丸に乘る積りて居た所が、暴風雨のため常陸丸は横濱附近に坐礁して遂に吾隊をして五日間無寥に苦ましめたのである。一行は開船の日を頗る待ち遠く思つた、三日の夜の明けるのが遲くて堪へられぬ程であつた、愈々出發と云ふ此日は早朝から蒲團蚊張の荷造、さては鍋鼎の行李を調ふるも嬉しく、出發の挨拶もそこそこに當分の別を院門に告げ、帽子打ち振る友人に見送られつゝ常陸丸の客となつたのは已に日暮れてあつた。さらば友よ！　健在なれ我行きて來ん、さらば上海よ！　幸あれかし此秋再會はん。

▲船の中▼

常陸丸は七月五日午前五時錨をあげて徐々に春江を下り始めた、吳淞の砲臺や江口の島々は今更珍しくもないが、驚いたのは江口を離れる時潮水と江水との融合する際を見た時であつた、舷頭に立つて今に拆き分けて進むべき海面を一見した時は恰も墨汁を湛へた様て何の異象かと疑はれ

る程であつた。知らず水の黑さか見る眼の濁れるか、余は曾て母國に航を起して上海に來た時、江水の濁つて居るのにたまげた事を思ひ出して吾輩も支那化したわいと感ぜざるを得なかつた。

船が浙江の沖合を行く頃に一世の旅行家平原君井上雅二氏に會つた、氏の外貌は、丈があまり高くない方で、太つた小黑い無細工な男であるが、大小差のある眼をパチつかせて不斷に氣焰を並べる所は痛快極まる氏の話は頗る多量であつたが其重なる部分は、「氏は生來帝王の事業に志あり。常に殖民の術に腐心し今や世界を一週して得たる所少からず、而し東洋人たる日本人の活躍舞臺はやはり東洋に優るものはない事を知つた、殊に南洋は最も適當の地である、史を按ずるに我國祖は確に南洋から來たものであるから吾人が南洋に發展するは祖先の故鄉に歸るに過ぎない」と、更に話頭を轉じて「兎に角陛下の臣民が一人海外に飛べばそこに小日本は新しく形成せられるのである、余は今南洋の一角に小日本を形成する爲に出掛けた、余は母國を去るに際し伊勢の大廟に詣ふて國祖の故鄉に歸らん事を誓つた云々」と、船中に三日間はかくの如く平原君の大風呂敷に包まれて幸に無聊の苦もなく過ぎた、最後の日には互に撮影し合ひ健康を祝して別れた。船中句あり。

▲香　港▼

七月八日の朝まだ暗い間から船中は香港だ〳〵と云ふ聲で八釜しく寢ぼ助の我輩も眼が覺めた、デッキに出て見ると昨日まで渺茫たる蒼海を走つて居た船が丁度瀨戸内を見た樣な島の多い間をじり〳〵と進んで居た、あれが香港だと云はれて頭をあげて見れば島の向側は電氣燈の反射で空を燒いて居た。香港には船の横づけになるべき碼頭はない、もう少しは進みさうなものだと思ふ頃にもう錨を卸してしまつた、同時に苦力と宿引とは芋蟲に蟻がたかる樣に群つて來た、我一行は豫て聞いて居た松源旅館に投ずべく同館の案內の導くが儘に上陸した。

此日の仕事は先づ領事館と先輩とを訪問し次に汽船を聞き合せて海口へ行くか廣州灣へ渡るかを定める事であつた、これ等の用事が濟んで暇があれば見物もしようと云ふ心組であつた、而してこれ等の用務は領事館の訪問だけで大體の目的は達せれ唯殘つたのは海口行の汽船が果して何日の何時に開船するかと云ふ事だけであつた、玆に吾々は我一行の海口行に關し非常の盡力と忠告とを賜はりし船津香港領事と此日來合せありし瀨川廣東領事との好意を深く謝せねばならぬ。

海口行汽船の出帆日時を確めるのは甚だ面倒であつた、先づ新聞紙から此航路の營業をして居る會社を見出し、各會社に就て聞き合せてまわらねばならなかつた、かくして聞き合せた結果獨逸商人の營める汽船大利金と云ふのが翌九日午前九時開船する事を確めた、今一日遲く出る船があればよいにと思ふたけれ共それは遂に無益であつた。扨て香港の如き繁華の地で新聞紙のあるにも拘らず船會社を聞き合せてまわつたりせねばならぬ理由を一應說明して置か

ば、此地の人民はどの位不幸であつたか分らない。瓊州見物は簡單にして早く海口へ歸つた、夕方浴衣がけで市街を散歩したらそれが土人には餘程珍しく見えたらしかつた、此邊は晝はむやみに暑いけれど日が沒すると俄に涼しくなる、殊に蚊が居ないから頗るしのぎよい、夜寢て居て氣持のよいのは下駄の音である、支那には下駄と云ふものはない事と思つて居たが廣東省では到る處之を使用して居る宿の二階で戸を開け放しにして一日の暑さ忘れて故郷の夢でも見ようとして居る所へ、近所の若者等が納涼歸りの悠暢な下駄の音を聞くと愈故郷へ歸つた樣な氣がする

▲浪の海峽▼

海南島で三日遊んで扨て雷州半島へ渡らうと思へばなかなか厄介な事である、瓊州海峽は地圖で見ると飛んでも渡れさうだが實際は餘程快晴の日でないと對岸が見えない程である、有名な浪の荒い所でおまけに此附近には海賊が出沒すると云ふので物騷極まる、此間も海口の南方で五六十人の海賊が現はれて大荒しをしたと云ふ評判があつた。海口を出る前の日に船を雇ひに行つて見ると、よく博物館に陳列してある發掘物見た樣な大砲が二門、海賊御ざんなれと云つた風に船の兩側に据え付けてある、こんな珍武裝をした船と翌日の午後三時に出帆する事を約して置いて出帆の時刻に行つて見ると、何やらが破損したから今日は出帆が出來ぬと平氣で云ふ、氣の毒がるのは只見送人だけである併し外に便船でもないかと氣を配つて居る内、對岸の三塘埠へ行く荷物船が一艘やつて來たからこれに便乘した。午後五時頃であつた、アンペラの帆に横風を一ぱい孕ませて船は纜を解いた、初の程はくの字を描いて都合よく進んで居たが、海南島は漸く遠くなり雷州半島はまだ幽なと云ふ所に出ると、安南の方から吹いて來る横風は益々はげしくなつた、大きな浪は船の横腹に強くぶつかつた、甲板に貨物の隅に小さくなつて横はつて居る一行のものは浪に洗はれてづぶ濡れになつたのみならず、今にも船が覆るかと一同青い顏を見合せて居た、船頭も隨分あわてた、横浪を遮けようとすれば船は途方もない方角へ流されてしまふかも知れん、又敢て風を横ぎつて進めば船は轉覆するかも知れなかつたからだ、併し幸福なる一行の船は遂に覆らないで夜中頃怪しげな漁村へ漕ぎつけた。此海峽は蒸汽船ですら屢風破の難に遭ふ所である。

▲澳濱の露營▼

船は着いたが陸を見れば椰楡の葉にぼんやりと月がかゝつて其蔭に螢の樣な灯が二つ三つ小さい光を放つて居るばかりであつた。陸に上つて快く休憩しよう、うまい夢を結ばうと云ふ樣な感を起さすべきものは何もなかつたのみならず船から上る爲には腰水位な所を徒渉せねばならぬのだから、空腹もじいながらも海口で贈られた麥チンキ（ビールを意味する粵東隊の慣用語）で僅に苦酸を忘れて、青天井の甲板に一夜を明した。三塘埠の辛い一夜は漸く明けて、あたりは夜露と鹽くさい氣とに充され、漁人の家からは朝炊の

烟の立ち始むる頃一行は船を棄てゝ徐聞縣に向はふとした三塘埠を去る前に何か腹の足しになるものはないかと尋ねて見たが駄菓子屋一軒も見當らなかつた、誰か賴んで飯でも炊かせようと思つて手近の茅屋を叩いて見たが、これはまた益々手に了へぬ、恐れたのか馬鹿にしたのか此方が近よると逃げてしまつてとんと取合つて呉れない、こゝに至つては腹を繕ふの望も全くすてざるを得なかつた。徐聞まで三十清里の悪道を中西君と荷物とを、乘せた牛車を先に立てゝ、生な唐薯やパインアップルを噛りながら五町行つては休み十町歩むでは憩ひして力のない足を引き摺つた。

▲御指定宿▼

徐聞縣城に着いたのは午頃であつた、着けば直に飯だと樂んで居たのだが、土地の事情が一概茫然だから何より先に知縣を訪問した、そして色々の事を聞いた上宿屋の心配をして呉れる様に賴んだ、併し先方は空腹でないから此方で思ふ程には急いで呉れない、長い交渉の結果宿を指定して二名の護勇を派して呉れる事になつた。で護勇に導かれて宿屋に入つた、入つて見て驚いた、入口の溝には汚水が溢れて悪臭がぷん〳〵して居る、其ほとりには母子二組廿あまりの猪がごろごろ足にもつれる、こゝを過ぎて傾きかゝつた木戸口を二つ三つ潜つて奥へ入ると木の股を樹てゝ造つた小屋が一つ現れた護勇は一行をこれに案内した、此掘立小屋は實に一縣の長官が外人を遇する爲に指定した最高等の旅館である。入口の開き戸を推して室内を見れば板切れを並べた寢臺が無造作に置いてあつた、餘程練習を積まないと背がいたくて寢られさうにはない。やう〳〵宿屋に落ちついて衙門から送られた小使に飯を炊かせて桂墅里から持て來た福神漬を菜に、昨晩以來の空腹を滿たしたのはもう晩方であつた。

▲唯一の慰▼

徐聞から雷州に向つて立つたのは七月十五日、故郷は孟蘭盆で豇豆飯でもあらうに、一行は今日も朝飯もなしに午前五時二名の護勇と一臺の牛車とを從へて膝栗毛に鞭うつて行進した。徐聞から雷州に行くには途中英利驛で一泊して第二日目に雷州に着く順になつて居る。

雷州半島の暑さもなか〳〵大したもので決して海南島に劣らない、一體土地が稍高くて而も山と云ふ程の山もなく殆ど無涯の平原と云つてもよい、其平原は大部分は畑地になつて居て甘蔗や甘藷などが植え付けてある、こんな所を雲影もない炎天に焼きつけられて行進して居ると、着物は汗で濕ふてしまつても足らない、ヘルメットを着て居ても頭は屢眩暈を起して、恰も飯中釜魚の形容詞を事實にした様である。併し只一つ支那を旅して氣に入つたものは十清里毎に設けられてある森である。此森は古來通行人の休憩した場所であつて深緑の古木が五六株地を蔽ふて三伏の酷熱を喞つて居る、樹下には必ず小屋があつて飲食物を賣つて居る、小屋に並ばつて居る商品を調べて見ると

粥　一碗　五文

飯　一碗　十文
乾魚（みいたん）　一きれ　五文乃至十文
米湯　無代

先づこんなものである、其中飯は稍高價だから無い所も多い、吾々が行進中烈しい熱に蒸され、歩行に倦んだ時には此森を見るのが唯一の樂で、十文乃至二十文を投じて粥や米湯で喝を醫するのが無上の慰である。

▲親切なる雷州▼

桂墅里を去つて十三日ぶり一行は始めて調査區域に足を染めた。雷州府城は即ち調査の發端であつた、城に着いた時僕等は宿屋に連れて行けと護勇に強いた、所が護勇はまご〳〵して一向要領を得ないものだから一行中の一人は遂に痺癪玉を飛び出させた、護勇はもう策が窮したと見えて僕等を巡警局へ連れて行つてしまつた、併しこれは一行にとりて非常の幸であつた、其巡警局長は頗る親切な人で此地に宿屋のない事を告げて直に小奇麗な屋敷風の家へ案内して呉れた、そして西洋料理は出來ないから支那料理で辛抱して呉れる樣にと斷つた。其翌日は局長の案内で知府や知縣を訪問した、知府の宅へ行つた時は應接室へ入ると主人公はいきなり手を握るから何事かと思つたらこれは握手であつた、此方は手を組んで久仰々々とやる積りて居たのだからたまげざるを得なかつた、後で聞けばこゝの知府は洋行した事があると云ふ事だ。又知縣の所では蓋をした茶を出さないで、赤青黃色々のラムネをユップに盛つてテーブルに並べた、雷州は宿屋の一軒もないくせに何てこんなにハイカッて居るのかおかしい現象である。

雷州人は非常に日本人たる吾々に親切であつた、其原因は色々あるかも知れぬが、こゝの中學校長兼師範學校長なる吳天寵と云ふ男が日本仕込だと云ふ事が大なる關係を持つて居るではあるまいかと思はれる、吳氏は特に日本最負の男で、僕等が訪問した時なども大へん喜んで殆ど舊知に接するの態度であつた、吳氏が僕等を迎へて宴を張つた西湖の湖心亭は杭州のそれに擬して作られたものだとか云つて風光の佳なる吳氏の厚意と共に忘るべからざるものがあつた。雷州には長く滯在したかつたが、さうも行かないで三日滯在の後、廣州灣に向つて船を出した、大活動はこれから始まるのである。

上海

金融（自五月十八日至五月三十一日）

四國借款の一部三百萬兩は北京上海の二ヶ所にて各百五十萬兩宛支拂はれ其結果兩銀の在高は大差なきも銀塊は漸次減少せり

墨銀も輸出品買出しの爲め漸減の姿なれども總與無錫共に一段落を告げたれば今後は寧ろ稍增加すべし支那端午節も愈々半月の後となり本年は各月警戒せる爲め節季と雖ども特記すべき變調はなき見込なるも引續き金融逼通せる際なれば廿二三週間は支那商人間の金融は一層逼迫すべし

南京造幣廠にては曩に紀念銅元を鑄造せしが今回新に紀念銀元十萬枚鑄造せり新貨は表面には中央に壹圓と記し其周圍に The Republic of China. One dollar と記し裏面には中央に孫逸仙の半身像を刻し周圍に中華民國開國紀念幣と記せり曩に程都督の嚴命に依り鑄造り停止せんとせし蘇州銅元局は引續き竊かに龍洋の鑄造に從事し居るやに聞けり

月日	外國銀行現銀貯藏高 兩銀	墨銀	銀塊	外國銀行貸出 貸出高	利率	錢莊折票利率
五月十八日	二六、四九〇、〇〇〇 兩	七、八一〇、〇〇〇 元	一、三五〇、〇〇〇 兩	二、三六〇、〇〇〇 兩		
二十日	二六、六三〇、〇〇〇	七、七〇〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十一日	二六、六八〇、〇〇〇	七、八一〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十二日	二六、七四〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十三日	二七、一〇〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十四日	二七、二八〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十五日	二六、八一〇、〇〇〇	七、二八〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十八日	二六、六八〇、〇〇〇	七、二九〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
二十九日	二六、七四〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇	四四五、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
三十日	二六、八三〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	四四五、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		
三十一日	二六、九四〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇	四四五、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇		

例に依りて六月一日現在各銀行現銀有高を示さん

銀行名	兩銀在高	墨銀在高	銀塊	貸出高
麥加和	二、八〇〇、〇〇〇 兩	五〇〇、〇〇〇 元	一四 條	
香港上海	二、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇		
德華	三、〇八〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇		四三、三〇〇 兩
正金	一、六〇〇、〇〇〇	八三〇、〇〇〇		三六、三〇〇
露清	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一 箱	一八、〇〇〇
通商	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一七、〇〇〇
東方	六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		三七、〇〇〇
花旗	一、一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
和蘭	三五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
華比	三五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		一五、〇〇〇

爲替（自五月二十日至六月一日）

臺灣中國					
四三、〇〇〇	七〇、〇〇〇				一九三、〇〇〇
一六〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇				

銀塊は其後印度正金の買控へと支那方面に於ける大借欵兎角行惱める結果漸落の姿にて辛ふじて二十八片臺を保ち居れども北京の雲行き次第に依りては八片臺を破るに至るべし銀塊の漸落につれて對英爲替は二志九片八分の一より二志八片十六分の十五に下り對日爲替も七十三兩四分の三より七十四兩四分の一に下れり然も相場はのみなるにして支那人の投機賣買に左右せられて市場は常に亂高下に陷れり墨銀相場は別表金融に示せるが如く輸出品買出の爲めに上海現銀在高は漸減の姿なる爲め相場は漸次騰貴し最近二週間内に一兩以上の開きを見るに至れり

銅元は一時市場に充滿し相場も千八百文臺に下りしが其後江北方面へ引續き多大の流出ありし結果此二週間は引續千七百文臺を保ち居れり

月日	ロンドン銀塊	ロンドン電送	横濱電送	墨銀相場	銅元相場	金塊相場
五月十日	二八、六分ノ一片	二九、八分ノ一志片	七四、四分ノ三兩	七五、四五	一七八五文	三五四、四分ノ三兩
二十一日	二八、四分ノ一	二九、六分ノ三	七三、八分ノ五	七五、三五	一七八〇	三五三、三分ノ一
二十二日	二八、四分ノ一	二九、六分ノ三	七三、八分ノ五	七五、〇五	一七八五	三五三、二分ノ一
二十三日	二八、八分ノ一	二九、八分ノ一	七三、四分ノ三	七五、〇三五	一七八五	三五三、四分ノ一
三十四日	二八、六分ノ一	二九、八分ノ一	七三、八分ノ七	七五、一	一七八五	三五三、四分ノ三
二十五日	二八、一	二八、六分ノ一	七四、八分ノ一	七四、七五	一七八〇	三五三、二分ノ一
二十八日	二八、八分ノ一	二九、一	七四、一	七四、七五	一七八六	三五四、四分ノ三
二十九日	二八、八分ノ一	二九、一	七四、一	七四、六八五	一七八六	三五四、一
三十日	二八、六分ノ一	二九、一	七四、一	七四、四五	一七八六	三五四、一
三十一日	二八、八分ノ一	二九、一	七四、一	七四、三五	一七八〇	三五四、二分ノ一
六月一日	二八、六分ノ一	二九、六分ノ一	七四、四分ノ一	七四、三五	一七八八	三五四、四分ノ一

上海棉花市況

内地農家の手持品は豫想よりも少く今や通州上海を通じて農家の手持品は殆一掃され通州の紡績の如きは上海より遂に原棉の供給を仰ぎつゝある有樣にて相場は通州二十七兩太倉二十六兩八錢上海北部二十五兩六錢雜牌二十五兩四錢と稱すれども右は仲買人の手にある僅少の在庫品に對する唱相場たるに過ぎずして事實上支那棉の取引は十月新棉の市場に上る迄は一段落を告げたるものと稱し得べく今や上海並に附近の各紡績は新棉出廻季迄は全然原棉の供給を印度棉及米棉に待たざるべからざるに至り昨年來輸入されし外國棉は米棉五萬俵印度棉六萬俵を算し最近更に印度棉の大々手合せありたり内地各紡績も一時爲替安の爲日本綿絲の壓迫に遇ひ頗る窮境に立ちしも昨今漸次恢復しつゝあり新棉は來月初めより下種季に入るべく目下各地共其準備に多忙を極めつゝあり昨今の氣候は極めて順當なれば下種前の狀態は頗る良好なりと云ひつべきか（五月十八日）

仕向先	自五月三日至五月十六日二週間内輸出高	本年度累計	昨年同季比較
アントワープ	四六一俵	八八三俵	二、三八九俵増

仕向先	自五月十六日 至五月三十日 二週間内輸出高	本年度累計	昨年同季比較
アントワープ	九四	八八三 俵	二、六二六 俵
ブレーメン	三、三五六	四、八五九	二、八四七
ジェノア	一、三八六	五五三	五五五
漢堡	一、六〇一	一五、七一七	七五、七一七
ハプール	二〇六	二、〇六〇	六、五〇五
香港	一、二八六	一九、四八八	五、〇三一
日本	三〇、五四〇	二六、五二九	一、二四五、四八六
リバプール	四四	四四	五、〇三
倫敦	二六	二六	二、四〇〇
ダンカーク		一六九	六〇五
馬耳塞		一、八八六	二、五八二
トリエスト		二六一	二、六二九
ヴェニス	一五二	一五二	—
支那各港	一、六〇九	三八、一九三	三五、八六六
其他	一、八〇二	三、六六二	六九、〇四四
合計	二九、七四七	三〇、三二二	一、三六八、八二三

棉・絲

日本絲、一時盛に荷動きありし青島其他北清筋は昨今稍需要減退し長江筋及上海附近は引締き不振にして現物先物共に纏つたる手合なく斯くして本年春季取引季々漸く終らんとするに際し月末三品下向きの報あり旁々一層人氣を腐られ年内物品全部を契約せる手持筋は多少賣然り氣味にて相場は爲替不利なるに拘らず益々下向きなり、

相場表

種類	品種	六月一日相場	二週間前ノ相場	比較下落
鹽魚	十六手	一一四俵 〇〇	一一六、二五	二、二五

通州紡績は多少の買付けをなせしも市況は依然として鈍狀を呈し相場は實棉高の爲めに漸く保合ひ居るにすぎず田舍の在荷は總出て盡し極めて僅少の持荷は尙殘荷せる見込なるも是等は比較的富裕なる農夫の持荷にして相場の暴騰其他何等かの大變動なくば容易に市場に出でざるべく結局當分出廻りは皆無なるべし

相場　通州上物　二六、八〇俵

大倉同　二六、四〇

南市雜牌　二五、六〇

漢口上物　二三、〇〇

漢口棉も上海市況の弱含につれて漸次下向きの姿なり（六月一日）

玄馬	十六手	一一〇、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一、〇〇〇
三馬	同	一一〇、〇〇〇	一一一、〇〇〇	――
舟美人	同	一一〇、〇〇〇	一一一、〇〇〇	――
双鹿	同	一〇九、五〇〇	一一一、〇〇〇	、五〇〇
双女	同	一〇八、七五〇	一一〇、五〇〇	一、七五〇
双喜	同	一〇七、五〇〇	一〇八、五〇〇	一、〇〇〇
麒麟	同	一〇七、五〇〇	一〇九、二五〇	一、七五〇
五福	同	一〇七、五〇〇	一〇八、〇〇〇	、五〇〇
扇面	同	一一二、五〇〇	一一四五五〇	二、〇五〇
花蝶	同	一一五、二五〇	一一六、七五〇	一、五〇〇
藍魚	二十手	一一八、〇〇〇		三、五〇〇
福島	同	一一六、〇〇〇		四、〇〇〇
紅戎	同	一一〇、七五〇		二、〇〇〇

尙五月末上海有荷高左の如し

種類		五月末現在	二週間前	差引増減 増	差引増減 減
十手	四二／合計	五三八、半	五二、七六二		二、一六〇
十四手	二	二九六	五〇五六、半		
十六手	三二	六八〇	一二三三、半	五五	
二十手	三	六二八九、半	五三一、半		
二十四手	二〇／三	四	五		一、六四
三十二手	三二／三	一三八八、半	一四五二、半		
二十手	二〇／二	一一七	一四九		三二、一
十四手	二	一一七	一七	七	
十六手	二	二八〇九	二二七七、半		
十手	二	五〇、六〇二、	五二、七六二		二、一六〇

印度絲　印度絲も引續を賣行き不振にして投賣物續出し最近何れも二三兩方下落せり現在相場左の如し

品名	番手	單價	品名	番手	單價
牛耕田	十手	一〇一、〇〇	大班	十六手	一〇四、五〇
天主堂	同	九二、〇〇	媚織拐	同	一〇四、〇〇
衆洋房	同	九六、〇〇	上坟	同	一〇八、〇〇
四洋房	同	九五、〇〇	鐘鼓	同	一〇八、〇〇

支那絲　外國絲市場の崩落に伴ひ約壹兩方下落せり此二週間內手合高約二千百俵

品名	番手	單價	品名	番手	單價
團龍	十四手	一〇六、〇〇	天官	十六手	一一〇、〇〇
雲龍	同	一〇五、〇〇	月季	同	一〇七、五〇
織錦	同	一〇四、〇〇	丹鳳	同	一〇八、〇〇
團龍	十六手	一〇九、〇〇	織錦	同	一〇七、五〇
紅龍	同	一〇四、〇〇	日光	同	一〇九、五〇
双龍	同	一一二、〇〇	水月	同	一一〇、〇〇
双象	同	一〇九、五〇	三星	同	一〇八、〇〇
雲龍	同	一〇八、五〇	財神	同	一〇七、〇〇
雲鶴	同	一〇七 七五			

砂糖

先安を見越して餘り買進まず唯現荷拂底の爲め當用物は弗々引合あり最近出來高左の如し

大日本精糖	六千俵	神戶精糖	二千俵
橫濱精糖	三千俵	太古糖	八千五百俵

合計　一萬九千五百俵

相場は依然下向きにて太古糖の如きは思切つたる格安値段を以て賣約せり最近出來値左の如し

會社名	商標	値段	會社名	商標	値段	會社名	商標	値段
大日本精糖	㊊	六七五	橫濱精糖	YS	六七〇	神戸精糖	TMTX	六六〇
同	㊋	六七五	同	YBYKYFYHYP	六六〇	同		六六〇
同	㊌	六八三	同		六九〇			
同	㊍	六九一	同		七〇〇			
同	㊎	六九九	同		七〇五			
同	㊏	七一三	同		七一〇			
同	㊐	八〇〇	同		（以下上海レーフ一擔相場）			

尙太古糖の出來値は左の如し

B　八、〇〇〇　七、四〇　㊎　七、三〇

H　七、一〇　HXCX　七、二〇　（以上上海倉渡一擔相場）

瓜哇糖は幼砂は引續き賣急ぎ居たりしが昨今在荷は殆賣盡され目下赤更約壹萬俵の現荷あるのみ

三金物市況　銅は倫敦相場激變の結果と爲替不利なる爲め一般に形勢觀望の姿にて市場極めて閑散なり鉛は其後引續き好況にて本國相場の如何に拘らず漸騰の姿なり鐵物は五月初め以來荷動き捗々しからず最近線及釘數北淸地方へ多少廻送されたるのみ

相場　精銅　三十七兩五錢　電氣銅　三十八兩　銅板　四十一兩　銅線　四十兩　丁字銘　八兩五錢

生絲

本年度繭の買付けは紹興無錫共に五月中に一段落つきしが本年は可なり豐作なりし上に銀塊騰貴に依る輸出爲替の不利と地方農民が爭ふて現品を現銀に代へんと欲し相場は暴落し無錫にては生繭一擔三十六弗即ち乾繭一擔一〇八弗に下り之れを昨年の百四十五弗に比すれば約二割五分方の下落なり紹興地方も亦情形畧無錫と異らず殊に同地方今年は浙江銀行放資問題の爲めに一層人氣を腐らしたるものゝ如し

左に昨年度支那全國生絲繭及其他屑物の輸出高を今回發表されし海關統計より抄出して參考に資せん

輸出國別	生絲		繭		屑絲		屑繭		其他	
香港	擔	三六七八八	擔	四六四六	擔	三六五五六	擔		擔	
澳門		三〇七								
佛領印度		一								
海峽殖民地		四四								
英領印度		九九六八								
土耳古波斯等		三五三〇								
英本國		二一九								
逸逸		四二								
白耳義										
佛蘭西		三一四〇								
西班牙		三五								
瑞西		三三								
伊太利		七三〇四								
澳太利		一								
露西亞		一五七								
朝鮮		六								

日本	米國	メキシコ及中央アメリカ	カナダ	合計	前年比較差引増減
一八	三三〇			三五二	減一四〇九
一四九六八	六七二			一〇一八四	増四七八九
一四八				二九〇四三	増二八五五
一二三				一八〇五〇	増七六九九
九〇九四	三八三			二一七九三七	増二〇三八
一	一			二四	増二六
九	一			二八五八	増三九
一	一			二六	増二六

廣東

◉廣東の兵力

當局者は爾來民軍解散に腐し解散を斷行しつゝあり今其表を掲ぐれば

民事解散表

營名	統領名	兵數
育字營	李育鄉	一四八
威字營	羅綠波	一四六
瑞字營	鄭輝	四三〇
昌字營	何瑞芹	四〇六
兆字營	黃世昌	五三八
俊字營	楊兆山	一、三九八
華僑北伐先鋒隊	歌陽俊	一、一五〇
初字營	何福初	一六〇
澳字第一支部	李碧川	八〇
毅字營	梁漢成	五二五
俠軍	蘇少樓	六一八
秉字營	何呂俠	二〇〇
財政司衛隊	姚立亭	三六〇
瀛字營	黃星海	一五四
爽字營	譚瀛一標	一、八五八
鎮字營	梁爽	五〇三
海字營	楊仁山	五九一
強字營	陳春魁	一、一九九
勁武軍	楊陰伯	五六四
明字順軍二標三營	李鋒甫	一、二七八
東新軍	何子漢	五八九
慣戰軍	盧少琦	七〇〇
順屬民軍	劉肇槐	二、一四三
應字營	梁冠三	一四〇
謙字營	朱紹廷	四二六
經字營	麥錫	一、八二一
展字營	趙應龍	三二四
敬字營	甘謙如	一五八
錞字營	嚴經一	三、〇八五
愼字營	梁鵬展	七七九
	鄺敬川	一、二八〇
	羅錞	五九七
		七四九

純字營	陳純	六〇一
偉字營	鐘偉生	九八一
祥字營	孔祥民	三五五
	朱振基	五八七
仁字營	關仁甫	二二一
應字營	趙應龍	一排四十三
惠州余兵		六四
雲南回兵		四九
華僑柞彈隊		六〇二
鴻字營	江斌	一八九四
瀛字二標	譚瀛	一四四
北伐軍兵站輸送隊		二一五
華僑遊擊隊		九〇
愼字營余軍		四三五
安緝軍	曾其光	六〇六
華僑柞彈隊		六〇六
埠部華軍	李華	三六
華僑柞彈隊		

四月一日以前解散されたるものにして總計三萬三千三百八十二名にして

更に從來拾四營を有せし祿字營張祿は六營に減散せられ

拾貳營を有せし蘭字營陸蘭清又六營に減せられ

康字營周康は八營より三營となり黃明堂は全部を放任にして瓊崖に退隱して五營に減せられ

四月十五日當局者の發表したる所によれば民軍解散數は合計四萬五千六百十三名なりと云ふ

廣東陸軍の現狀

軍司令　陳炯明

參謀長　覃鎏欽

師名	師團長	旅名	旅團長	團名	駐在地
第一師	鐘鼎基	步第一旅	王	第一團	虎門
				第二團	省城
		步第二旅	魏邦屏	第三團	前山
				第四團	省城
右の內第一、第二、第三各團より各一營を拔摘し師團長鐘氏自ら之を率ひて汕頭に駐在しつゝあり					
第二師	蘇愼初	步第三	葉舉	第五團	省城
				第六團	高州
		步第四	陳積兄	第七團	鎭州
				第八團	未編成
第三師（未發表）	朱執信	步第五	黎蓉		省城
		步第六	未編成		

特科隊は

第三師團は未編成にして第一師團にては砲兵一團（燕塘駐在）工兵一營（燕塘）輜重兵一營（燕塘）にして

第二師團にては砲兵一團工兵一營（共に燕塘駐在）輜重兵は未編成なり

又第一の第二兩師團共に騎兵の編成せられたるものなし

一ヶ中隊の兵數は確數を得る能はざるも約百二十名と概算すれば
一ヶ師團の兵數は

歩兵	五千七百六十名	
砲兵	千〇八十名	
工兵	四百八十名	
輜重兵	四百八十名	
計	七千八百名	

即ち七千八百名にして
已成の二ヶ師團及未成の一ヶ旅團を通計すれば廣東新陸軍兵數は約壹萬八千名と概算せらる
第一師團は全部舊來の新軍により第貳師團は新軍及び解散の民軍によりて組織せられたるものにして第三師團第五旅は全部解散民軍にして未編の第六旅は北伐隊として南京に出征し近日凱旋したるものより編成すと云ふ
以上は燕塘及び省城東門外に駐屯せり

警衛軍

上記新軍の外廣東にては尙警衛軍と稱するものあり司令は陳炯明副司令龍濟光にして兵數約六十營貳萬八千八百名と稱するも實數は其三分の二位ならん
從來の民軍解散兵、巡防隊、龍濟光の部下等より成り各地方に散在して保安の維持に勉めつゝあり
其有力者及駐在地を略記すれば次の如し

駐在地	氏名	兵數	備考
廣東省城	龍濟光	貳拾營	前に欽廉州に駐在せしを陳炯明の召喚せしもの
廉州	同氏の部下	歩一營	
同	同	砲半隊	
廣東省城及其附近	粵城新軍	六營	蘆滿漢八旗軍にして十四營なりしを六營に減ぜられたるもの
英德	張祿氏の祿軍	六營	

粵漢鐵道起點黃沙驛より源潭、黎舊、連州江口を經て英韶に至る間に駐屯す

三水	陸蘭清の蘭字軍	六營	

三水河口より歷馬房、蘆苞塘、石角、清遠より連州に至る間

廣東省城	明字順軍	貳營	元、黃明堂の所帶せるもの
陽春	同	壹營	
瓊崖	同	壹營	
南海順德兩州	領軍及康軍	未詳	
番禺	福軍(李福林)	未詳	
新會	譚義	未詳	
東完	何侶俠	未詳	
增城	王輿中	未詳	
連州	徐維揚	同	
同	馬逐良	同	
南韶より連州迄	陳仲賓	同	

梅州	鐘景堂	同
餘利	梁卓夫	同
汕頭	吳祥達	拾貳營

警察隊

省城には尙警察廳陳景華氏の率ゆる警察隊參千五百名水上警察兵參百名あり

民團及商團兵

此外、地方人民が其自衛上各自出資して民團を組織し兵勇を招募せるもの擧げて算する能はず此れが調査は殆んど不可能に屬す

上記各隊に使用せる武器は新軍は日本三十年式を主とし之に副ふるに光緒三十二年式六密八毛瑟銃にして警衛隊其他は二十二年式村田連發銃を携帶せるものの如し

大砲は大約四十二門にして獨逸式山砲とす

◉粵漢鐵道の近況

內訌絕ゆるなき粵漢鐵道公司の重役改選は温和派急進派の二派に分れ激烈なる競爭を試み改選日には新政府より兵員の臨場を請ひ辛ふじて秩序の維持を保つを得たり開票の結果下記の如く發表せられたり

詹天祐　二十二萬五千五百四十二票（前總理温和派）
李敬寬　二十萬七千〇二十五票　（佛山の紳商急進派）
黃仲良　十四萬三千五百八十一票　（前協理、温和派）
梁愼始　七萬八千四百四十七票　（温和派）

李氏の投票中、舊政府時代、鐵道國有論實行の爲め中央政府の買收したる株券を含めるもの多しとて更に審査員を選出して調査せしめ其投票數丈、無效とせしも黃仲良氏の得票尙敬寬氏に及ばず

遂に總理は　詹天祐（重任）
　協理は　李敬寬（新任）

と決せしが詹氏重任を喜ばず辭任を申出せしか株主の强請するありて條件付にて就任せり

詹天祐氏は温厚なる君子人にして會社にては温和派より選出せられたる者別に變化を欲せざるも李敬寬氏は急進派より擧けられ且つ選擧競爭の際、何等かの豫約ありしならんか、平地に波瀾を起こし盛に社員の交迭を行ひ社員一般に恐慌を起しつゝあり中には斷然辭任の決心を定め更に社外にて李氏等の排斥を試むべき材料の蒐集に勉める者すらあり

邦人技師石坂、山本兩氏は賜暇休暇にて一時歸省せられ、同笹尾宇作氏は養路部長に建築部を兼掌し非常の信頼を得て更に廣東第一流の建築物たる同會社の建築に從事しつゝあり

協理李敬寬氏の就任演說中一般に注目せられたるは粵漢鐵路廣東省分の建築は韶州に至るを待ちて一時中止し更に富饒なる枝路（一は九廣鐵道に連絡するもの二は佛山より江

門に至るもの）附設をなし幹線は湖南湖北省と交涉の上敷設すべしと云々云へる事にして會社は工事進捗に從ひ資金の大部を消費し來月よりは借款によるにあらざれは運轉を繼續する能はず、左あらぬか會社は一昨十八日孫仲山を招請し氏の名義にて海外株主に向ひ第參回株金の拂込を懇請せしめたり

結果の如何は知るに由なきも株金の拂込は中々の困難なるべく遂に借款の形式にて外國より借入るゝ外なからん

前協理黃仲良氏は週日以前、北京に向け出發せり或は袁世凱氏により奉職の途を求むるにあるならんか

◉廣東の各學校

革命以來秩序紊亂財政困難の爲め教育事業は殆んど等閑に附せられしが近時民軍の解散と共に校舍の利用可能となりし爲め漸く開校の緒に就き盛に學生の募集に勉めつゝあり

廣東省城　所在學校數は大約次の如し

優級師範學校	公立初級師範學校
方言學校	番禺初級師範學校
高等學校	番禺中學校
高等警察學校	時敏中學校
廣東大學々校	粵城中學校
法政學校	西區模範學校
嶺南學校	粵城高等小學校
廣府中學校	坤維女學校
南海中學校	柔德女學校
測繪學堂	光華醫學校
女子師範學堂	博濟醫學校

◉東沙島經營者の募集

實業司王寵佑氏出示して東沙島經營者を募集しつゝあり有名なる西澤島の事とて本邦に關係淺からず現に昨年は京都大澤商會の手にて一時經營し事變と共に中止したるもの參考の爲めに告示文及び昨年の契約文を記して當業者に資す事とせん

○○爲通告招商接辦東沙島漁業事照得省內東沙島前與日本爭回費去一十三萬置有火船傢私器具及建有西式房屋當由僞淸勸業道聘日本人到辦現已期滿海權所關未便放棄計該島出產以漁業爲大宗茲議招商到辦兼任看守分文不取倘有意者希即於三星期內議具章程節略聽候本司核准可也特此通告

……

廣東實業司正長　王寵佑

昨年六月二十五日（陰曆）兩廣總督張鳴岐の許可を與へたる勸業道對大澤商會の契約文は次の如し

督院張批東勸業道詳續與日商大澤商會議訂代售東沙島水物產合同緣由文

據詳續與日商大澤商會議訂代售東沙島水產物合同條款查核尙屬妥協仰即遵照辦理仍移布政交涉兩司查照繳摺存

（甲）原詳

爲詳請事竊照日商大澤商會承購東島沙螺殼一案曾將與該日商先後議訂同各款呈請　憲臺核明批准飭與照立合同妥簽字據撥款開辦各在案旋據該商會向琉球等處招僱潛水夫並募醫生監工人等二十九名報稱於四月初五日行抵香港其時適值省城亂事甫平廣海練船防務正在喫緊未使遽爾遣派當由李前署理道遴派科員與該行經理士居節熟商令其就港中租賃房屋暫爲棲止一面商承　水師提督李軍門轉飭該練船管帶一俟防務稍鬆即行趲程前往隨於　月十三日載送該潛水夫等赴島開辦布置一切五月十五日復令該練船載送潛水夫八名並受代醫生一員往島即據載回螺殼八百八十包半內尙有舊存十三包計八百零五十觔每百觔港紙十元伸合銀六百一十九兩九錢一分八厘已據該商會在請領每月常費內扣繳並據管理島務委員洪辦念宗稟稱島中本有小輪一艘由官試辦島務時甫經修葺完善現爲到島測量舷道之洋員額得志等將該小輪機件拆卸改作別用損失甚多以致不能行駛該商會僱往潛水夫等在島左近採挖螺殼專恃小輪拖帶船隻以便行駛及遠多所採獲懇請從速修理俾資工作等情前來當即飭令洪辦在港就近商之廣協隆號將添置機件置配齊全代僱工匠數名前去修理一面即飭洪辦赴島查明小輪機件拆卸損失若干此外島中所存各物有無損壞各情形逐一詳細查勘列單具復再行照請九龍關稅務司商令洋員額得志照數賠償以保公物續據該商會橋本雅良土居節來署稱述赴島試採螺殼雖係初辦而採獲甚少深爲焦慮除督飭潛水夫等認眞球取外察看採螺量數恐不能如預算每月六百七十五擔之數意欲查照原訂合同第十一條彙承售東沙島他項物產另立合同辦理等情　職道當以查核所請已屬原訂合同所有係爲設法彌補起見自可照辦飭據議定條款一十二條節次簽改大致係採取螺殼餘暇時在於該島近海撈取水產物以海菜玳瑁龜兩項爲大宗運港發售得價歸公家六成該商會得四成花紅一切支銷均在四成之內試辦時期仍依照原訂合同儻故意拋棄螺殼正務或辦理並無成效可以隨時停辦不得有所執拗以免輕重倒置致滋流弊與該商會士居節冉四會商均已允洽理合繕具底稿詳請　憲台察核俯賜飭下交涉科核明批發以便定期與該商會訂立合同妥簽字據所有續與日商大澤商會議訂代售東沙島水產物辦法各緣由是否有當理合備由具詳伏乞照詳施行

（乙）日商大澤商會續訂代售東沙島水產物辦法條款

一、大澤商會商請　勸業通台暫行准大澤商會代僱前往東沙島採取螺殼之日本潛水夫等於採取螺殼餘暇時或在於該島近海撈取別樣水產物等事

二、勸業道台暫行准大澤商會代僱前往東沙島採取螺殼之日本潛水夫等如有於該島近海撈獲別樣水產物儘數點交駐島委員分別種數件數量數逐一登記由駐島委員按月具報備查仍將此項水產物交由大澤商會在香港發售以最高之市價出沽不得壓低價值如有壓低價值情弊則勸業道台可以有權收回另招商代售

三、附近東沙島海裏所出各水產物係由　勸業道台暫行准大澤商會代僱前往東沙島採取螺殼之日本潛水夫等於採取螺殼餘暇彙爲捕取如大澤商會與代僱之日本潛水夫等

故意拋棄螺殼正務致採取不能如額或辦理並無成效則勸業道台可以有權隨時停辦不得另有執拗

四、此項水產物本係採取螺殼餘暇所捕取故此不用經常費但潛水夫等花紅銀大澤商會得任意與潛水夫等訂議給發

五、此項水產物所有揀選曬乾精製包裝並在香港儲倉保險及搵客之經紀俾銀郵寄一切等費盡歸大澤商會包理

六、此項水產物由島搬運到香港之船應請　勸業道台轉飭赴島輸船照原訂合同每月派往島中載運螺殼並輸送食物之便將各項水產物附載回港不得另行專請派輪運送以節糜費

七、採取水產物由東沙島交兵輪運主香港交大澤商會後如有轉他處口岸應納關稅等事應由大澤商會自理

八、此項水產物交由大澤商會發售之後即速賣貨銀六成或按批或按月滙請　勸業道台查收所剩四成給大澤商會補回前項使用暨給潛水夫等花紅並酬其經手之勞其餘盈虧概不追討

九、此項水產物每種賣價銀若干應由大澤商會開列清單分別種數量數件數詳細報告　勸業道台查考儻有隱匿或以多報少情弊查出照原價三倍議罰不得爭執

十、島內陸地所產之燐礦及別項產物不在此議訂之內

十一、附近東沙島洋面倘有別漁船捕取水產物等事現未分界限儻大澤商會及代僱之日本潛水夫等遇此捕取水產物之人等毋得以專利爲詞致滋事端仍在各自捕取各安各業俟將來　勸業道台審度情形應如何辦理之處然後頒發新條規則各宣遵守界限

十二、勸業道台與大澤商會原訂合同係專係專指採控螺殼一事以試辦六ヶ月爲期如辦有成效則再爲續訂茲商允代辦東沙島近海撈取別樣水產物等事仍依照原訂合同時期試辦儻原訂合同六ヶ月試辦期滿不再續訂則此項合同亦應一併取銷作廢不得另有爭論

福州

閩中の近事（新聞記者殺害せらる）

民心日報外二新聞の發行を禁止せられたることは前報告に於て已に其詳細を悉せり當時各社の主筆及編輯員は儻かに身を以て逃れ其踪迹を晦ましたるが獨り民心報の記者黃家臣なるものは英華書院の寄宿舍に潛伏し米人保護の下に身の安全を保ちたるにも拘はらず不幸なる彼は遂に兇徒の毒刃に罹り憫むべき最後を遂げたり左に其概要を記述し以て福州政界の近狀を報告す

黃家臣は福建福清縣の人にして英華書院に修學すること玆に八年二十六歲の一小年なれども學問文章は彼が將來に向て囑望すべきものあり昨年革命の際は彼も勇敢に行動し彭壽松（政務院長）等に援助を與へたれども革命後に至り彭壽松が勢力を得るに隨ひ其施設專横を極め傲慢不遜權威人を壓するの態度あるを以て家臣等は其同志と相謀り政府を箝制するの目的を以て民心日報を發行し政府の施設を論爭し彭壽松の行爲を指摘し攻擊したるを以て彭壽松は遂に滿

清時代の慣用手段に訴へ警察力を以て報館を封禁し各記者を追捕せしめたり（當時は一人も捕縛されたるものなし）此時家臣は逃れて英華書院に入り再び學術に從事し旁ら形勢を窺ひ居りしに本月二十二日午後交通司長黃乃裳の來訪を受け其宿舍に於て會見したるに黃乃裳は徐ろに曰く君は前きに政治上に於て彭壽松に論及し意見の齟齬する所ありて壽松甚だ喜ばす余（黃乃裳）は君の爲に誤解を辯明し相互の意思を疏通し壽松の嫌疑を釋かん願くば同行して都督府に赴き壽松に會見せんと此時黃家臣は深く黃乃裳を信賴するが爲に（黃乃裳は革命前迄英華書院の生徒監督にして黃家臣とは師弟の關係ありと云ふ）其間に陰謀の存在するを察するに遑あらず直ちに承諾の旨を答へ乃裳と共に轎を連ねて都督府に至り彭壽松に會見し三人鼎座して談話を交へ彭壽松も落々として快談し全く從來の感情を一掃し何等挾む所なきが如くして約一時間の後再會を期して相別し黃乃裳は直に交通司廳に歸りたるを以て黃家臣は轎に乘し獨り歸途に就きしに料らざりき通衢大道に於て二十餘名の兇徒に擁擊せられて命を致せり是又近來の一慘事と謂ふべし

查する政務院長彭壽松は其部下を使嗾して前きには簿筠を殺し頃者又黃家臣を斃せり彼は飽迄自己の政敵を驅除するの目的を以て益々橫暴を逞ふすれども社會の公憤は今や彼の一身に集中するものゝ如し黃家臣死するの後人心は恟々として道路目を欹つ謠言百出人民をして不安の念を懷かしむ若し現下の勢を助長せば政治上或は一大騷[illegible]起し秩序を紊亂し公安を破壞するに至るなきを保し難し倘ほ深く注意を要すべき也

四川

銅鑛官局

四月十七日成都出發約六十淸里新繁縣城に至る北門外の市街全燒同志會の燒く所なりと約百淸里にして彭縣城に至る南門外又燒たり城內寂寞約二百淸里にして白水河に到る銅鑛官局とて當時成都の實業司に屬する官役の採鑛場にして現政府財源の一たり資本少なく規模小なりと雖ども當地銅價の貴きが爲め若干の利益を收めつゝありと云ふ總辦は孫海環と云ふ人にて大阪の工業學校を卒業したる人にて改革後の政府にありて實業司工業科長にして總辦を兼たり其下に五名の邦人あり何れも秋田銅山實地家出身たり昨年の騷擾も革命にも頓着なく就業し爲めに地方の人民は其德澤に潤ひつゝあり

該鑛床は白水河支流の巾狹く兩山脈の傾斜極て急峻の所にありて十年乃至二十年以前より採堀に從事し居たるものゝ如しと兩山脈は谷を隔てゝ嵎々として相對し常に濕氣多し梅雨期に到れば一ヶ月の三分の二は曇雨天なり

採鑛箇所は現在三ヶ所にして白水河より約二里半を隔てたる所より約三十丁を登り泉河より直立千八百尺のものを花梯子と云ひ約一里余を隔て直立二千九百尺のものを馬松岑と云ひ三千九百尺？のものを「ふるぜんがい」と云ふ更に山頂に達するには約三千尺ならんと又河の左岸八百尺の所に嵩枝坪（澤）と云ふ處あり貯鑛所となしあり

坑の入口巾三尺高さ四尺奥行七、八十尺寛さ又七八十尺内に徑約六七尺の圓柱五本を餘すのみ極て危險なりと其高さは四十尺ありと其不規則の狀態察するに足る[redacted]現に三本ありて厚さ二尺以上最厚六十尺あり

鑛石は平均銅百分の六乃至七を含む

母岩は太古層片麻岩系に屬し鑛床の母岩は白綠色石英片岩なり

合計人三百五十人を使用す、運搬費一人百斤平均[redacted]して製造所迄二百四十文、鑛夫賃金食費を除き一ヶ月約二千文工具、草鞋、煙草猪肉三斤副食物支給せられ死する時は六吊文を給す

石炭は白水河の東方約二里の所より採掘し「コウクス」三百文石炭二百二十文地方富豪の所有に屬すと又木炭は百斤九百文なり、

鎔鑛爐三尺六寸徑の氣罐十八馬力のもの送風器は四番形十八吋吋壓力

一ヶ月三萬貫の鑛石を鎔すことを得

六十五パルセント約十回の後三回鎔鑛に入れ最後に鎔鑛爐式の反射爐にて九十七に九十八パルセントの形銅となる

生吹の設備の不完全の爲止め居るも充分成効し居れり

成都の銅價は日本に比し一倍半餘高價なり百斤の價五十五圓以上なり

四川の會理廳下には頗る鑛物に富み居るを以て公司を組織して開業せんとの企畫あれども現狀にては何時のことか望洋の如し乍去實物は憚かにして現に銀鉛銅鑛にして銀千分の七、八鉛六十銅二十ありと云ふ

水力發電公司

電廠には電燈電力電車を開辦する筈にて其需本二百五十萬兩現擬一百元を以て一整股となし十元一零股となし總公司事務所を成都西東大街三十一號に設けたり

電廠は四川灌縣の西北約五清里幹家坦と稱する岷江沿岸に（對岸に白沙と云ふ村落あり木材集積しあるをみる又附近の山より石材を出すをみる）開辦の目的を以て其址を定め現に測量に從事しつゝあり（四月二十三日）四川實業司より公司の依賴に因り派遣せられたるものは幹楷號子揆江油の人周德鳴號伯賓（以上東京商工器械科卒業生）王柵號次陵雙流の人（岩倉鐵道學校卒業生）の三人にして同地附近の有名なる二王廟に住し日々從業せり三氏の談に據れば平面測量は修了したるも手薄に記載しあるのみなるを以て一覽に供するを得ず本日より水準測量に從事する筈なるも器械は測畫學堂生徒用のものにて破損し居るを以て之が修理をなしつゝあり三四日にして一と先づ終る積りなれば成都にて相會せんと談れり水は五十清里上流より引筈にて三十尺の差ある筈なりと云へり而して三人共電氣の事には不案内なるが如し其内の一人が桂川の發電所を見學したるのみなり技術經驗缺乏を感ずる時は遠からず來るならん如何に排他排外の四川人も膝を屈する又近き將來にあらん

四川講演總會前會長兼灌縣農會分會長たる列照藜氏は又水力發電創辦人たり是か爲め大に周旋視察の爲便宜を與へ呉られたり

成都附近殊に北部に紅燈教の徒扶清滅洋を唱へ辮髪を剪ふは洋たるなり五色旗又洋に降るなりなど唱ふるものゝ如し迂生郫縣を通過しゝ同日同地の教會堂を燒たりとの新聞をみたり午前に通過しゝこと誠に幸福なりき成都より水路嘉定と犍爲の間に於て兵器を携へたる群集を見る後匪徒爲に來りとの風説を聞きたり

◉參議院議事錄

第八回

五月十六日午前九時二十五分開會し來會議會七十一名あり政府委員の出席者無し秘書長は先づ收受の文件を報告し畢つて議長は國旗案は已に決定したるが通告文稿に異議なきやと問ひ衆無異議と答へ議長は乃ち國旗及び陸海軍旗の樣式を表示し滿場拍掌せり

斯くて議長は議事日程第一なる行政區劃分案を提出せり陳景南は日程を變更して其第二を先議せんことを請ひ江辛之に反對し議長は遂に三十三番議員に向つて行政區劃分案の說明を求めたり

●江辛　此問題には三個の關係あり一は歷史の改革の關係、二は政體上の關係、三は事實上の關係なり云々尙中國一代の興亡は其舊時の制度を變更せさるものなし素始皇の變法は言ふ迄もなく漢代の郡、唐代の道、宋代の路、明代の行省等皆改新を主とし法度を一新して耳目を一振せざるはなし明代の省制は滿淸も其舊に因ると雖も新疆の建省東三省の建省皆隨時皆宜しきを制して之が改革を爲せり況んや民國建立して萬物一新せるの時に於てをや云々

●曾有瀾　本案の辨法は事實に於て行ひ難き地方あり原案に選擧に注意する所あるが如きも殊に知らず下議院の選擧は

重もに人口の比較に在ることを又田賦の調査にも現在の儘にて何等の差支へなし縣を改めて州と爲すが如きは穩當に非ず縣の字を考るに別に制限の意義なし又州城を改築する說は財政上に極大の關係あり又舊有の城廓を破毀するの一條に至つては殊に土匪の防禦たるを知らず城廓は萬々廢止する能はず故に本員は敢へて此案に贊成せず

江辛　凡て事は難を畏れて苟安す可らず

王振堯　區域を分くる事は最緊要の事に非す縣の字は懸の字の意義にて春秋に始り別に制限の意なし二百里を一州國と爲すも勢ひ一律なる能はす省を改めて部と爲すに至つては穿鑿も亦た甚だし本員は皆贊成せず

田駿豐　試に問はん每區二百里の內人口皆能く平均するを得るや

李素　既に數人の反對あり多く討論するの必要なし

李國珍　此案は乃ち約法第五十三條に違背す且つ問はん區域の劃分は十ヶ月の臨時期內に能く告竣するや並びに且つ約法第三條に違背す決して議案と爲す能はす

議長は乃ち原案を表決に付し原案成立に贊成するもの丶擧手を請ひたるに擧手するもの僅に二人にして全案消滅せり

議長は乃ち日程第二なる河南都督省議會の臨時省議會核議請求案を提出し來函並に來電を報告せり。

谷鍾秀　宜しく先づ出案を審議すべきか審議す可らざるかを研究すべし

李國珍　約法には參議院は各省議會法を核議するの權あるを規定せず

陳承澤　本院は全國最高の立法機關なれば此事は核議すべきなり

張耀曾　此れは乃ち約法解釋の執爭にして本院之が解釋を爲さゞれは誰か復た之を解釋せんや故に宜しく核議すべし

籍忠寅　此案は原とより核議する能はず只能く事實上に就きて爭點を解決するのみ

彭允厘　若し一省を核議せは各省皆來る本員は以爲らく先づ省議會法を定めざれは不可なりと

谷鍾秀　原文に全案の核議を請はず只だ爭點の解釋を求むるのみ故に本院は解釋して可なり

丁世鐸　絕對に官制は各省に於て自ら定む可らざるものたることを主張す

谷鍾秀　本員は中央官制未定以前は各省の官制は其省の議會に於て之を定むべしと思意す議會若し之を定めざれば官吏は舊に仍つて把持すべし南省は既に能く自ら定む北省のみ何ぞ偏す可けんや但し其省の行政主管官の任用を承認し或は拒否することは許す可らす其權力をして參議院を超過せしむればなり

丁世鐸　試に問はん中國は是れ聯邦國なるや中央の勢力既に薄弱なるに若し地方の權をして大ならしめば將來中央か定めたる法律制度を能く地方に遵守せしむるを得るや

張耀曾　問題は甚た簡單なり中央の立法は即ち中華民國の法律なり地方官も亦た中華民國の官にして一省の官に非ず故に官制は各本省に於て自定する能はず行政主管官の任命

は其權大總統に在り現在の計は現狀を維持するを第一の要務と爲す

甘有翼　本員は谷君の說に贊成す中央官制未定以前は各省に於て官制官規を自定すべし現狀維持の四字乃ち官吏の口頭禪なり既に南北統一せる上は豈各省人民をして多く罪累を受けしむ可んや

湯化龍　本員は以爲らく現狀維持の四字は須らく廣義に解釋すべし已に破壞せるものは破壞後建設の現狀を維持し未だ破壞せざるものは未破壞の現狀を維持すべし且つ谷君の意は感情上の關係なり感情を用ゆるは甚だ不可なり

甘有翼　若し將來中央官制發布後各省遵守せざるものあれば始めて統一に碍げありと謂ふべし現在の自定は乃ち精神上の統一にして將來中央の制定は即ち形式上の統一なり

百二十二番議員　本院には裁判權なし唯だ河南に電して中央は遠からず官制官規を議定すべきにより該省は靜かに之を俟つべしと告ぐべきのみ

斯くて議論百出して底止する所を知らざるに至り議長は曰く現に三說あり一は官制は中央によつて定むべしと曰ひ一は南省の例に仿ひ其省に於て制定すべしと曰ひ一は中央の制定を待て各省は之を遵守すべしと曰へり因つて三回に分つて採決すべし云々

孫鍾　若し第一說に決定せば南省自定の官制は取消すべきや否や

張耀曾　臨時約法頒布以前のものは此限に非ず

是に於て議長は第二說即ち各省に於て官制を定むべく河南も亦た自定すべし然して中央官制の發布を俟つて都べて取消すの說に贊成するもの、起立を求めたるに起立者二十八人（少數）又第三說即ち暫時執爭せずして中央官制の發布を俟ち遵守すべき旨を返電するの說に贊成するもの、起立を求めたるに起立者僅に三人次ぎに第一說即ち現狀を維持し各省は各制を自定する能はずとの說に贊成するもの、起立を求めたるに起立者三十二人にして三說共に總議員の半數に過ぐる能はざるを以て皆成立せず

議長　は本案を法律委員の審査に付せんことを表決に付したるに贊成者多數にて之に決せり時已に正午に及びたれば議長は散會を宣告せり當日傍聽席に西洋婦人二人を見受けたり

第九回

議事日程

第一　華僑代議權要求案審查報告（讀會の繼續）

第二　殖邊學團の蒙藏經理局設立請願案審查報告

第三　地方議會選舉法速定提議案

五月十七日午前九時四十五分開會し參會議員五十八人あり議長は新來議員四名を報告し抽籤によつて各々席座を定め畢つて議事日程第一により讀會を繼續すべき旨を宣告せり

王蠡潤　華僑（即ち外國居住の中國民）の代議權は許さゞる可らず參議院は應さに華僑の專席を設くべし

湯化龍　審查案に贊成す參議院は約法に根據するも國會は

參議院と同じからざれば代議權を許すべし

劉成禹　本員は曾つて華僑の恩惠を受けたり然るに參議院は法理を講じて感情を講ぜず若し革命に功ありと云はゞ死者も乃ち功あるなり選擧權は本國の土地に在る人民に限るべし華僑は各國に在つて情形同じからず若し遐羅其他南洋に在るもの皆選擧權ありとすれば其大半は既に其國に入籍して彼國の選擧權を有し居れば一人にして兩國の選擧權を兼有する也且外交官が選擧を辦理するは萬國に其例なし本員は絶對に不贊成なり今の計を爲すものは各代表を擧げ將來の國會に於て華僑に關するの事に限り發言權のみを附與することゝなさば可ならん

彭允厘　本員は華僑に代議權を許すことを主張す然るに是れは將來の國會に於て許すべきものにて參議院には事實上間に合はざるべし

王蘂潤　本員の謂ゆる參議院は乃ち將來の參議院にして即ち上議院の事なり

隊景南　全院諸君は皆華僑に代議權を許すの意あらざるなし只選擧困難なるが爲めに議論あり先づ適當の方法を研究して許すことゝしては如何

李肇甫　華僑に代議權を與ふるは國家利害の計の爲めにして感情の爲めに非ず若し之を拒絶すれば中國は忽ち六百萬人を海外に棄つることゝなり國家の前途に大關係あり且つ種々の困難ありといふも格別憂慮するに足らず選擧の訴訟は沿海の省即ち福建廣東廣西に赴きて訴訟を提起すべし之を新疆より北京に赴くに比すれば尙ほ便利あり況んや上議院の總選擧訴訟は甚だ多からざるに於てをや次ぎに調査も亦難からず即ち商會に入るものに定め工夫は加入せざることゝなすべし一人にして兩國の選擧權ありとの心配は無用にて其己に外國籍に入りたるものは中華民國たるを認めずして可なり

劉成禹　李君若し外洋の情形を知らば再び講說せん知らざれば講說の必要なし

張伯烈　選擧の訴訟選擧の調査等種々の方法は萬之を外國の地に行ふ能はず領事裁判を以て監督するは世界各國に見ざるの例にして此の非驢非馬の法律を用ひて笑ひを天下に貽す可らず

秦瑞玠　本員も許さゞるを主張す臨時約法に據るも華僑は當兵の義務なく必ずしも法律命令に服從せず若し華僑に代議權を許さば內地の人は皆將さに華僑たるを謀らんとす國籍の衝突は重もに當兵と法律命令の服從とにありて代議權に在らず

林森　吾人は須らく華僑が代議權を要求するに是れ何の心理に據るかと想ふべし本員の想ふ所に據れば華僑は自己を中華民國の國民と認定せるが故に此の權利を要求したるものにて乃ち我國が彼等を中華民國の國民と認めんことを切望せるなり選擧の困難は將來國會法の議定を待つべし華僑は外に在り幾百年己に外籍に入るものあるも祖國を忘れず是れ特別の事なり故に吾人は華僑に對して亦た特別の方法を籌議すべし

谷鍾秀　代表と代議とは其實同じくして別に爭點なし國籍

の事に至つては本員は問題なしと思意す
斯くて尙ほ四五の論議ありて表決に附せんことを請ふもの多し
議長　現に三說ありて第一は全院委員會の審査案第二は代表權を許すも代議權を許さゞるの說、第三は國會法の定まるを俟ち華僑代議權の有無を定むるの說なり
籍忠寅　第二說を先づ表決に付せんことを請ふ
議長は議員は表決法に干預するを得ずと答へ乃ち全院委員會の報告を表決に付したるに起立者三十五人あり多數にて通過し華僑は代議權あることに決せり
議長は乃ち議事日程第二即ち蒙藏經理局設立請願案の審査報告に入るを宣告し審査委員の說明を求め審査員は該問題は時期已に過ぎたれば認めて無效となすとの說明を爲し議長は表決に付すべきや否やを議場に問ひたるに其必要なしとの說に一致して廢案と爲せり
次ぎに地方議會選舉法速定法案に入り議長は提議者の說明を求めたり
劉彥　省議會法定らざれば省議會は遵守する所なく常に都督と衝突するの現象あり安寧秩序の點より見るに速に該選舉法を議定する必要あり
甘有瀾　此案は甚だ重要の關係あり但し省會の開會と國會の開會とは密接の關係ありて會計年度を定めたる後に非ざれば國會省會の開會は何れも定むる能はず且つ省會は上議院議員を選舉する故に須らく國會法定まるを俟つて後再び地方議會選舉法を定むべし故に本員は此案を以て緩議に付すべきものとす
谷鍾秀　地方議會選舉法は宜しく早く着手すべし今日先づ起草員を指定し國會選舉大綱成立を俟ちて後起草すべし
楊策　國會法地方議會法は同時に起草すべし
李渠　現在直隸の議會は尙ほ未だ成立せず選舉法若し能く早定せば爭端を免るべし
楊策　各省の選舉は五ヶ月を經ざれば不可なり選舉法を早く選布し各省をして正式の議會に注意せしむれば臨時議會も自ら爭端少からん
盧士撲　先づ國會選舉法を議せん
議長は原案を表決に付すべきや否やを議場に問ひたるに衆皆別に原案に反對するものはなき故表決するに及ばずと謂ひ湯化龍は此案は重大なれば此場に於て起草員を指定せざらんことを請ひ並びに表決の必要なきを主張せしが議長は兎も角表決せざれば不可なりとて原案を表決に付したるに滿場皆贊成せり
谷鍾秀　凡そ全院委員會を開く時は委員は務めて必ず出席すべき旨を議長に通達せんことを請ふ並に明日は禮拜六なれば委員會を開くことゝなさん又國會法は甚だ緊要なれば次週には若し重要の議案なければ正式の會議を少くして委員會議を多くせんことを請ふ（衆多く此說に贊成せり）
王振堯　國會法は正式の會議に於て討議して差支へなからん
張耀曾　正式會に於ては二回以上發言する能はざるも委員會にては隨便に討論すべし

湯化龍　談話會を開き先づ議案の研究を爲さんことを請ふ各國には政黨あつて各先づ議案の研究をなすなり

議長　中國の政黨も亦た研究すべきなり

時已に十二時に及びたれば議長は散會を宣告せり

第十回

五月二十一日午前九時二十分開會　來會議員七十九人政府委員三人あり秘書長は收受の文件を報告し畢るや李素は昨日の秘密會議事が已に各新聞紙に登錄せられたるは速記の漏洩に因るか將た議員が自己の名を沽り譽れを釣るものなるかと問ひ議長は昨日の速記原稿は其日直ちに本院交存したれば速記の漏洩には非ざるべしと答へ乃ち議事日程第一なる西蒙古議員增加案(大總統交付の議案)の審査報告を提出し審査長の說明を求めたるに那彥圖は本員の言語は或は不明亮なるの恐あれば谷鍾秀君の代說を請ふと謂ひしが其時在場の議員數尙ほ四十九人に過ぎざりしを以て湯化龍は此の重要なる議案を議するには人數不足なれば暫く之を措いて他の議案を議せんことを請ひ議長も此案は須らく議員五分の四以上の出席を待つて表決すべきものなりと告げ谷鍾秀は五分の四に滿ちて後說明報告せんと謂へり

陳承澤　は福建の來電に省會は福建旅寓專額問題執事の爲め開會する能はずとあり本院は如何に之を辦理すべきやとの問を發し王振堯は大總統に請ひ福建に返電して省會を速開せしむべし專額は承認す可らずと演へ谷鍾秀は返電の必要なしとの說を堅持し議長は返電す可らずとの說を表決に付したるに起立者二十六人あり時に議場に在る議員數は七十二人にして可否の兩說各同數なりしを以て決を議長に取ることゝなり議長は返電せざるの說を主張して之に決し衆皆拍掌せり

是に於て顧視高は議事日程の變更を求め議長は乃ち日程第二なる本院議事細則起草案を提出し起草委員の說明を求めたり

湯化龍　議事細則なるものは手續法なり既に手續法とすれば別に深き趣旨あるに非ず手續きを束縛するの成文に過ぎざるなり然るに之が規定を爲さずして其自定に任せば必ず紛擾の岐出を致して統一する能はず淸朝諮議局の議事細則は之を各省の自定に任せたるが故に紛擾は言狀す可らざりしなり今日は其覆轍を踏む可らず云々

王家襄　起草の審査報告中に「全院委員長事故ある時は委員長より一人を指定して其職を代理せしむ」とあり各國の議會法によれば其議員を分つて幾部となし各部に長を置き委員長缺席の時は必ず部長を以て代理せしめ部長は第一部第二部と順を追ふて類推することゝなれり本院は第一第二と分部の規定なきも法律部理財部等順次に遞推すべければ右の條を改めて「全院委員長事故ある時は法律股委員長之を代理す」と改めたし

右王議員の說には贊成者多く陳承澤は審査に附せんことを請ひ議長は乃ち該草案を法律部の審査に付託せり

次いで議長は又日程第三なる奉天吉林黑龍江三省都督平權案(第二讀會)を提出し字句の研究其他に付きて少しく議論

ありたるも大體に於て反對者なくして通過したり
次いで日程第四なる政府に促して速に官制官規の草案を議定せしむるの案に入り提議者宋汝梅は登壇して理由を說明したり
●張伯烈● 將來各省都督は人民によつて選舉するか抑も大總統によつて委任せらるゝか又都督の下の各官は亦た民選によるか抑も都督の自派に任ずるか之を先決問題として解決したる後始めて本題を提議すべし
●劉輿甲● 張君の說は後決問題にして先決問題に非ず蓋し官制草案の提出あつて後政府の計劃を觀て後に主張する所あるべければなり
●谷鍾秀● 此案は議案とならざるに似たり唯だ政府に催問するものと認むべきなり
●張聯魁● 改めて建議案となすべし
●籍忠寅● 此案は改めて催告文となすべし建議案と爲す可らず政府が爲さゞる事は建議して爲さしむべきも政府か應さに爲すべき事を之を催かして可なり
●彭允厘● 先づ官制を定めて後に官規を言はん
斯くて議論紛々として數十分の長きに渡りたる末、議長は官規の二字を除去するを以て表決に付したるに多數の贊成あり議長は之を催告文とすれば二三讀會を省略すべしと告げ某議員は官規の二字を除去する上は案文中に官規の語を挾入す可らずと注意し議長は乃ち全案中の官規の二字を除去することを表決に付し多數の贊成によつて之に決せり
此の時在場の議員數七十九名に達し全員の五分の四を超過したるを以て議長は日程第一に遡り西蒙古議員增加問題に入るを宣告せり
●谷鍾秀(報告)● 此案は四回の審査會を開き討論を重ねたるが原來其爭點は三つありて第一は從來西蒙古の名稱なき事第二は區域の連屬せざる事第三は土爾扈特を西蒙古となせば新疆の一部分を劃出して土爾扈特に入るゝの嫌ひある事なり政府は本と唐努烏梁海を外蒙古に歸し阿拉善を內蒙古に歸せんとせしも審査の結果は之を不可とし遂に改めて唐努烏梁海、額濟納、阿拉善、科布多を併せて西蒙古の名は西契丹、西突厥に原づくものにして甘肅以北の唐努烏梁海科布多及び甘肅西の青海より極大の沙漠を包容して一地となすは適當の約法改正なるべし
●薛珠● 本案には大贊成なり其理由の一は地方已に大なれば議員を增する必要あり二は國防問題に關するものにて某國人の蒙古經營は既に年あり若し議員を增加せざれば抵制するに足らず云々
●顧視高● 科布多は甘肅の北にあり阿拉善は甘肅の東に在り新疆青海は甘肅の西南に在り地勢極めて廓遠し甘肅を中隔せるを以て將來の行政は甚だ不便にして選舉區も劃分する能はず且つ約法中の二十二行省は何れも某府某府を言ふも西蒙古は獨り某旗某部と言ひ立法上にも不善の所あり又此の如き辦法を實行せば選舉區は如何に分劃するや議員は如何に選舉するや是れ困難の問題たり此の生存競爭の時に當り立法は應さに土地を以て標準と爲すべく種族を以て標準と爲し畛域を生じて疑慮を生ず可らず

谷鍾秀　選舉の區分は實行に難からず阿拉善より一人額濟納より一人唐努烏梁海より一人を選び五部より選舉して五人と爲し是れを西蒙古の議員と爲せば差支へなし

汪榮寶　英國の屬地は東西兩半球に散布し之が總名を大不列顚王國と爲す西蒙古の土地隔斷せるも何の不可か有らんや

斯くて議場は原案と顧議員の說との二派に分れ質問答辯交々起りて底止する所を知らず議長は今日は唯だ大綱を討論し本案成立の上第二讀會となして表決に付すべしと告げ原案即ち審査案の贊成者の起立を求めたるに起立者五十九人あり本案は約法の改正に關する事なるを以て愼重の採決を要し出席議員四分の三の贊成を要したるが僅少の差を以て原案は可決され西蒙古議員增加案の一讀會は通過せり乃ち散會せり

第十一回

五月二十三日午前九時二十七分開會し來會議員八十八人政府員五人あり秘書長は先づ收受の文件を報告し畢て議長は廣西臨時省議會の電報を提出し該省の議會は現に衝突あれば討議せんことを請ふとて廣西議員の證明を求め討論甚だ久しかりしが蓋し桂林省議會の全數は南寧に移りたるが都督は桂林に在りて桂林府の人は又一の省議會を桂林に立て一省に二つの省議會あるの現狀に馴致したるなり論議の重なるものを摘記すれば左の如し

議長　昨日劉議員の報告によれば廣西各府の議員は全く南寧に在り惟だ桂林の一府は其內に在らず

湯化龍　都督若し桂林に在れば南寧の議會は當然承認す可らず

某議員　行政機關と言論機關とは分開す可らず議員は固より有效なり惟だ南寧に遷す能はず

谷鍾秀　萬々南寧の省會を認めて有效と爲さざる可らず

曾彥　廣西の省議會は二つあり南寧に在るものは議員七十五人あり桂林に在るものは議員只八人あり各府は多く省城を南寧に移轉するを議せり都督は未だ敢て贊成せず亦た敢へて反對せず

谷鍾秀　應に政府に南寧の議會を認むるや否やを質問すべし認むれば効あり認めざれば無効なり

張伯烈　南寧の議會は正式の機關に非ざれば承認する能はず七十五人と八人との說は深く信ず可らず

某議員　省議員は省城に在らざれば無效なり

斯くて討論の末、議長は政府に向つて南寧議會を承認するや否やを問ふの說を以て表決に付したるに贊成者多數にて之に決せり是に於て議長は乃ち議事日程第一なる西蒙古議員增加案(第二議會)を提出せり

顧視高　西蒙古の各處を包括するを得ず

田駿豐　西蒙古の名稱は不適當なり應さに種族の關係と領土の關係とに注意すべし若し土爾扈特を西蒙古に劃入せば將來新疆の回部も亦應さに別に區域を畫せんことを要求すべし吾國は現在部落を化して行省と爲さんと欲す豈能く行省を改めて部落と爲さんや且つ土爾扈特は當然新疆に屬す

べきものなり

谷鐘秀　行省を部落に改むるとは人の聽聞を駭かす言語なり此の如く意氣によつて事を用ゆ可らず試みに問ふ回部の部落は何くに在るや云々（此時田谷二人の小衝突あり）

平剛　此案は南京に於て已に數回討論せり此次の審査報告は本員極めて不贊成なり

劉積學　表決に付せんことを請ふ

四十八號議員　第二議會は再び表決する能はず只修正すべし故に宜しく修正の方法を研究すべし

平剛　第二讀會は豈表決する能はざるの理あらんや

張耀曾　第二讀會は逐條討議す故に各條を盡く改むるも不可なし本員は以爲らく應さに各地を列擧して改めて中華國民と爲し二十二行省內外蒙古青海西藏、科布多、阿拉善、額純納、唐努烏梁海と爲すべし

李素　張議員の說を表決に付せん事を請ふ

張伯烈　此案の大綱は前きに已に表決せり今敢へて四次の審査を取消し得べきか

劉興甲土爾扈特を西蒙古に歸劃するや否は尙ほ研究すべし

西蒙古の名稱は前きに已に表決したれば之を取消す能はず

曾有瀾　今日は全院委員會なるか抑も正式會なるか今日已に五回以上發言したるものあり宜しく討論を停止して他日再議すべし

李國珍　西蒙古の名稱は此案の大綱なれば取消す能はず

平剛　西蒙古の三字は大綱に非ず

劉成禹　是れは決して大綱なり

四十八號議員　第二讀會は大綱を改むる能はず

張耀曾　已に修正する以上は如何なるものも修正せざること無し

平剛　西蒙古の名稱は非常に危險なり

議長　雙方均しく領土保全の起草に係れり意氣を以て事を用ゆ可らず本席は再び全院委員會を開くを以て可となす

曾有瀾　今日は萬々表決に付す可らず

李素　此頃人ありて前回の表決は含混表決なりと云へり何人の說話なるや

文崇高　第二讀會は修正す可らざる事なし

劉成禹　四分の三を以て表決したる案も能く推し潰すべきか

此時全場の秩序大に亂れ張伯烈は案を拍ち劉成禹は大聲を發して四分の三にて表決の案を推し潰す可んば全院も亦だ能く推し潰すべしと叫び平剛は四分の三表決の案は推し潰すべしと叫び劉成禹は然らば全院も推し潰すべしと言ひ勢ひ將さに腕力を用んとするに至り秩序全く亂れて兩派の衝突となり拍手の聲、拍案の聲呼號の聲交々起りたり双方の內最も激烈なりしは張伯烈、劉成禹、平剛、文崇高、張耀曾等數人にして此の時懲罰を議長に請ふものあり議長は院章第八十四條の議長、秩序を維持する能はざる時は散會を宣告することを得といふに照して遂に散會を宣告せり

第十二回

五月二十七日午前九時三十分開會し參會議員八十三人あり

秘書長は收受の文件を報告し議長は貴州の議員及び都督の來電の都督が會場に出席したる時其席次を如何に規定すべきかの質問あり此事は如何にすべきやと問ひ周珏は都督の席次を議長の傍に置くべしと謂ひ議長は王議員の說を表決に付したるに多數の贊成を得たり

議長は是に於て議事日程第一なる各省は約法を自定すべきや否やの案（大總統諮詢）を提出し其第一讀會に入るを宣告せり

曾有瀾　武昌に起してより以後各省は人民の權利を保障する爲めに紛々として自ら約法を定めたるが現在南北統一し參議院完全に成立したる上は各省已定の約法は應さに即ち廢止すべし殊に中國は聯邦の國家に非ざれば各省自ら約法を定むる能はず若し各省自由に約法を定むれば各省は中央と衝突を免れ難く甲省は乙省と衝突なき能はず是れに由つて之を觀れば各省が約法を自定するは其害甚だ大なり本員は更に議案を提出して南省已定の約法を取消すことを請はんとす

四十八番議員　各省約法取消しの提案に反對す南方約法は參議院成立の前に在り中央統一法律頒布の後を俟ちて取消すべし

彭允彝　約法は中華民國の約法にして各省の約法に非ざれば當然廢止すべし

李素　審査に付せんことを請ふ

金鼎勳　北方各省の省議會は何れも約法の依據すべきものなし若し南省に於て定めたるものを皆承認す可んば北方の省會のみ何ぞ獨り約法を自定する能はざらんや本員は以爲らく參議院は應さに期日を限つて各省の約法を發表せしむべし然らざれば各省の議會は依據する所無からん

谷鍾秀　金議員の說には誤解あり省議會法は約法には非ざるなり本員は以爲く但だに未だ約法を定めざる省が之を定むる能はざるのみならず其已定せるものも應さに無效と爲すべし

湯化龍　各省が約法を自定せしは一は故事革命の爲め一は君主政體推倒の爲めなり今中央政府成立の上は各省約法の當然其效を失ふべきは議論を要せず

郭同　本員も亦た各省約法の取消しに贊成す但し試に問はん中華民國の約法は各省に於て能く遵守せるや否や況んや約法內に人をして聯邦制度たるを疑はしむる所あるに於てをや

汪榮寶　宜しく二段の辦法に分つべし先づ各省約法の條文に就き中華民國の約法と相抵觸するものは廢止し相抵觸せざるもの效力を保持し一たび省制の頒行を俟ちて取消すべし

議長は乃ち本案を法律股の審査に付託せり

次いで日程第二なる東三省都督を改めて奉天都督と爲し吉江兩省を兼轄せしめざるの案（第三讀會）を提出せり

戰殿臣　此案中に且つ前淸東三省總督は奉天巡撫の事を兼管し一人を以て二つの資格を兼有し一面は三省に對して總督の職權を行ひ一面は奉天に對して巡撫の職權を行へり云

々の一段は語病あれば刪去すべく又「數省を兼管せるの例なし」の句上に並の字を添ふべし

孫鍾　地方行政の四字も亦た斟酌すべし軍政民政分明ならざるの嫌ひあり

王赤卿　行政の二字は凡そ軍政民政を包含す

議長は中間の一段を刪去し並の字を添加するの說に同意せらるゝや否やを衆に問ひたるに衆皆此說に贊成し其他二三文字の修正を行ひたる後全案贊成者の擧手を求めたるに擧手するもの多數にして通過せり

次いで日程第三なる漢口市場建築借欵案を提出し審査委員の說明を求めたり

殷汝驤　審査の時政府より委員を派して理由を說明し契約書の草稿を參考に供せり議決の結果は三種の辦法に分ち第一は此借欵は地方の性質なれば認めて地方借欵と爲し中央と毫も關係なき事第二に用途を指定して純ら漢口市場振興の用に供し他處に移用するを得ず漢口に由つて借り漢口に由つて償還する事第三は漢口の地方稅を抵押と爲すは甚だ確實ならざれば中央政府の承認を要すとあるにより中央政府が之を許可することゝなす事是れなり云々

張伯烈　此案中にある武昌政府の名は穩當ならず武昌都督府の名も穩當ならざれば改めて武昌地方政府と爲すべし又漢口建築の事は甚だ急なるに此案提出後多日に亘りたれば三讀會を省略して速かに通過せしめんことを請ふ

湯化龍　審査案に贊成す武昌政府等の字句は緊起に關せず本院は只借るべきや否やを問ふべし契約書の研究は省議會の事なり

楊廷棟　二回に分つて表決すべし第一回は先づ審査案の贊否を問ひ第二回に契約改更の有無を問ふべし

議長は審査報告の前半即ち標題に同意するもの〻起立を求めたるに起立者六十三人の多數あり次いで契約の條文を研究せんとしたるに楊廷棟は其の必要なきを主張し谷鍾秀之に同意し李肇甫は之に反對し谷芝瑞は條件は地方議會の討議に任ずべしと謂ひ陳景南は已に中央政府が擔保する上は本院に於て議せざる可らずと主張したるが「需其擔保」の四字に就きて議論生じ谷鍾秀は其擔保を需むの數字は空談に過ぎざれば研究の必要なしと謂ひ秦瑞玠は該借欵が已に中央と關係なしとすれば擔保の二字と牴觸す借欵に關する事は細かに研究せざる可らずと演べ李國珍は黎副總統の電文中に「或は其擔保を需むとあり既に或の字あれば刪去すべしと謂ひ谷鍾秀は政府が交付したる條文中には或の字なし當さに政府の交付したるものに據るべしと辯じそれより再び契約條文を研究すべきや否やの議論に入り兩派の混戰となり張伯烈は中央と地方とは明かに之を分つべし地方の借欵は中央の同意を要求するに過ぎず中央の地方議會の權限を侵す可らずと謂ひ覃振は討論研究の必要なき程のものなれば諮詢の必要もなしと謂ひ四十八番議員は本員は審査報告に贊成す「需其擔保」の四字を研究するは本院が湖北に對するの關係に非ずして乃ち政府に對するの關係なりと謂ひ覃振は此案の重心は四字に非ずして贊否に在り現任各項の用欵は無着にして大借欵も未だ成立せず宜しく緩

急輕重を分つべし今日の問題は同意不同意の問題なりと演べ二十七番議員は「需其擔保」の四字を表決に付せんと請ひ議長は該四字は空々洞々に過ぎずと告げ乃ち四字を刪去することを表決に付したるに起立者五十三人の多數あり議長は更に其他の條文を表決に付したるに是れ亦た贊成者多數あり第三讀會省略の表決も亦た贊成多數にして通過したり次に日程第四なる禁烟實行法案は谷芝瑞の說により庶政法制兩部委員の協議審査に付することに決し日程第五なる服制服色速定呢業振興請願案は庶政部の審査に付することに議決して散會せり當日は傍觀者頗る多くして西洋婦人二人日本婦人一人中國婦人四人を見受けたり

第十三回

議事日程

第一、官制改正覆議案(第一讀會)(大總統提出)
第二、中華民國會計年度規定案(第一讀會)(議員提出)
第三、戶籍法急速議定案(同上)
第四、緞案商會の國貨維時陳請　審査報告
第五、政群社の國內公債舉辦請願案の審査報告

五月二十八日午前九時二十八分開會し參會議員八十一人政府委員九人あり議長は新來議員姚某を紹介して席次を定め秘書長は收受の文件を報告し畢るや議長は公文電報の中に注意を請ふべきもの二件あり一は甘肅は新たに參議員を選定し並に現に參議院にある參議員の歸省して公事を襄辦せん事を請へるものにして一は黑龍江より豫算決算の辦法如何を問ひ來りたるものなりと告げ第二の問題に就きて議論ありたるが結局王家驤の說により議決の權は省會にありて豫算編制の事は省會にあらざるを以て此の電報に對しては覆答を要せずといふ贊成者多くして之に決し次いで胡璧臣は資本團が參議員に照會したりとの新聞記事は事實なりや否やを問ひ議長は全くその事無しと答へ胡璧臣は又借欵前渡金の帳簿の事を問ひたるに議長は中文洋文の帳簿は何れも本院に送り來りあれば閱看せらるべしと答へ乃ち議事日程の第一案を提出し先づ國務院官制草案に就き政府委員の說明を求めたり

政府委員　官制草案は前きに南京に於て議決し國務院に於て修正を加へたり詳に修正の理由を演ぶれば第一、國務院と承宣廳と之を區別したるは國務院は國務員を以て組織するものなれば承宣廳自ら之を區別せざるべからざるに因る第二、國務院官制第六條第九條を修正したるは一は各部總長が其の計劃を行ひ難きを恐るゝに因り一は公益侵害の四字の範圍を定め難きに因る第三、簡任荐任委任(勅任委任等の類)各官の任免は各分別して規定するの必要あり第四、各部の承宣廳を秘書長と改めたるは承政廳の職務が機要に係るものに非るに因る第三科長科員を改めて僉事となしたるは荐任委任の區別は事實上便利ならざるに因る第六、各部の通則を刪去したるは各部が一種の職員を添設するに通則の改修を要するを免るゝに因る第七、人數の限定は其必要なるに因る第八、法典編纂會添設も亦其必要あるに因る

秦瑞玠　臨時聲勳局は何の日に裁撤せらるゝや此の事は別

に規定なきや

政府委員　裁撤の期は此の案の審査を俟ちて後に添加すべし

秦端玠　國務院官制第九條第三項の豫算外の支出は穩當ならざるを覺ゆ

谷鍾秀　當初南京提出の僉事主事等名稱が南京參議院の決議により科長科員を改めたるは其の意名稱と職務と相符合せしむるにあり今僉事主事の名稱復活し且つ毎司十人を逾るを得ずとせられたるは長官をして隨意に人を位置するの虞なきを得るか

政府委員　薦任委員官の試驗は同じからず委員官は薦任官に充つるを得ず檢事は薦任官にして科長に充つべく亦科員に充つべし是れ事實上の便利なり當初科員は其の人數を定めず十人を逾るを得ずとすれば十人は最多の數にして將來各部官制一定の時に人數を確定せば隨意に位置するの虞無からん

谷鍾秀　原案第一條に國務院は國務員を以てするとあり今第二條に各總長を列擧し又約法四十三條にも規定せり列擧の必要無かるべし

政府委員　約法は各部を指して某々部と指さず故に今特に指示且つ次序を定めたるなり

斯くて各議員は又各地官制已に次序ある上は何ぞ必ずしも重複をなすを要せんやと詰り政府委員は總長は各部に在つて一資格なり國務院に到つては又一資格なり故に列擧するも重複に非ずと辯じ議長は尚ほ質問の有無を問ひたるに別に質問者無きを以て乃ち審査に付託せり次いで議事第二案に入り議長は提議者の說明を求めたり

曾有瀾（說明）國會が財政を監督するには必ず豫算あり豫算あれば必ず會計年度を要す然して國會の開會閉會と關係を有すること大なれば國會法を定めるの時に定めざるべからず各國には正月一日より始むるものあるも法理に合はず四月一日よりするも亦善らず比較的善きのは七月一日を以て會計年度の初めとなすに如かず蓋し將來中國の國會は必ず上半年に在りては中國の賦稅即ち田賦の徵收營業稅所得稅收入の如き必ず上半期は多くして下半期は少なかるべし故に七月一日よりするを善しとす

宋汝梅　臨時約法に十個月後に國會を召集するを規定せり會計年度によつて國會の期日を改むる能はず

曾有瀾　是れ事實上の問題にして國會の開期は今其時を定むる能はず且つ本案に疑義又は反對說あれば財政委員會の審査を經たる後に討論せられたし

財政部委員　會計年度は會計法と關係あり現在本部に於て會計法の編訂中にて一週間以內に本院に提出すべし

李渠　此案は政府が會計法を提出したる時同時に審査に附しては如何

曾有瀾　直ちに審査に付せられたし但し報告の遲速は審査會に一任すべし

本案は表決の結果財政委員の審査に付託し政府提出の會計法案と同時に報告することに決せり

次いで議事日程第三（戶籍法速定案）に入り提議者玉樹聲は

財政上選舉上に及ぼす戶籍の關係を說明せり

彭允彝　內務部は戶籍に對し必ず一種の方法あるべし現在參議員が其意を知らずして議決し若し內務部の方針と衝突するあれば之を如何せんや故に政府に向つて速かに戶籍法を提出せんことを促かすに如かず

秦瑞玠　法律は本と政府に於て編訂すべし參議員も亦編訂すべし參議院に於て訂正すべきは是れ參議員の特權なり何ぞ必ずしも自ら特權を放棄せんや

谷鍾秀　國會選舉調查を前提となさずして唯だ催問して可なり

本案は表決の結果口を國會選舉に藉らざる催問案と爲すことに決し谷芝瑞は起草員を指定せんことを請ひ楊廷棟は政府に催すには理由標明の必要なしと演べ衆皆贊成せり時に議員多く離席して議場に在るもの甚だ少かりしかば劉彥は議員の無責任に對し制裁を設けんことを議長に請ひ孫孝宗は議員の隨意出入は曩茶閒談するに因る十時半頃に十分乃至十五分の休憩を與へられては如何と謂ひ議長は表決は出席者を以て斷となすやとの張聯魁の問ひに對し出席者を以て斷と爲すと答へ隨意の退席は道德上の問題にして本席は之奈何ともする能はずと

次いで議事日程第四（綢業商會の國貨維持陳請案報告）に入り請願委員長缺席により王蠡潤は請願書の大要を報告し並に審查會の意思を說明し表決の結果在場議員七十一人中七十人の多數を以て庶政審查に付することに決せり王蠡潤は請願案審查會は意見を發表することを得るやと問ひ衆皆意見の發表は差支へなきことゝ決せり

次いで日程第五（國內公債舉辦請願案報告）に入り王蠡潤は原案を說明して範圍は國內に限り期限は短期に限ると謂へり

彭允彝　須らく南京公債の調查明白なるを俟つて方さに能くこの事に着手すべし政府委員に問はん南京の公債は現在如何なる辦法によるか政府委員の答辯を竢む

谷鍾秀　凡そ陳請案は審查會が贊成せざれば成立せず此案審查會の報告明了ならず本員は以爲らく一言を以て取り消すべしと

劉彥　國內公債を取消すに非ずして此陳請案を取消すのみ

遂に本案は多數の同意によつて取消すことゝ決し議長は散會を宣告せり時に十一時十分

第十四回

議事日程

第一、陸海軍旗式案覆議案（大總統提交）

第二、蒙古聯合會優待條件要求案（同上）

第三、國史館官制案（同上）

第四、河南都督と省議會と約法に關する爭議案審查報告

五月三十日午前九時二十七分開會　議長は甘肅省會は新たに參議員を公舉し現に已に首途に在るを以て舊議員の解職を電請せり思ふに舊議員も亦た民選に係れるものにて今之を半途に取消すの要なれば其當否を討議せんことを請ふと

告げたり

曾有瀾　は半途に議員を取消すは世界に其例なし且つ約法第九條に規定の明文ありて決して口を藉るべきものなしと演べ金鼎勳之に賛成し湯化龍は電報の原文を披露せんことを求め議長は四月九日公報所載の電文及び三月廿五日の甘肅來電及び五月九日の甘肅來電を歷讀し王振堯は前きに擧げたる議員は諮議局の人なるや否やを問ひ議長は三人は諮議局の人にして二人は臨時省議會より選出されたるなりと答へ王振堯は取消の必要なしと演べ谷芝瑞は諮議局が選びたると省會が選びたるとに論なく其實民選に係れるものなれば本院章に照して辨理すべしと謂ひ議長は院章に照して返電するには表決を要するや否やと問ひ谷鍾秀は表決の必要なしと主張し王蠡潤は表決に付せんと請ひ張耀曾は參議員は即ち國民の代表にして一省の代表に非されは斷じて一省に由つて取消するものにあらずと叫び議長は院章に照らして返電することに賛成するもの丶擧手を求めたるに擧手するもの多數にて之に決せり

議長は議事日程第一案(第一讀會)を提出し政府委員は今日も亦た未だ出席せずと告げ李述膺は先表決せんと請ひ谷鍾秀は先づ審査に付すべきや否やを問ふて後に表決すべしと謂ひ鄭萬膽は政府委員の屢は缺席するは如何なる考へなるかと謂ひ議長は之れには原因あり議會後報告すべしと告げ又今日海軍部の人來院して大總統が定めたる海軍旗に反對しる旨を聲明したるが本席は之に答へて此れは閣議の事にてす本院は與かり聞くに便ならずと言ひたりと告げ又此案は特別審査に付すべしと告げ谷鍾秀は前きに此案を審査したる各員をも加へて討議せんことを請ひ議長は原審査員に審査を請はんことを主張し衆多く之に賛成せり

次いで議事日程第二案(第一讀會)を提出し谷芝瑞は審査に付せんことを請ひ曾有瀾は此案の關係は甚だ大なれば多數の審査員を擧ぐべし少くとも十三人を擧ぐる必要ありと演べ衆之に同意し議長は乃ち張耀曾、谷鍾秀、汪榮寶、劉盥訓、曾有瀾、王家驤、李肇甫、殷汝驪、王振堯、劉興申、楊廷棟、胡璧臣、張傳霖の十三人を指定し那彥圖は審査會を開く時蒙古議員は出席して意見を發表することを得るや否やを問ひ議長は凡そ議員たるものは皆出席して意見を發表することを得と答へ張耀曾は議長に向ひ政府に照會して政府委員の出席を求めんと請ひたるに議長は今法制局全體辭職の說あり或は之に因つて出席するを得ざるべしと謂へり

次いで議事日程第三案(第一讀會)を提出し法制股の審査に付することに決し次いで日程第四案に入り議長は審査長の說明を求め張耀曾は登壇して審査會の意思即ち國家には既に約法の遵守すべきものあれば、斷して河南の官規官制を自定するに任ずべきの理なき旨を說明し並に審査會中に少數人の意思として官制官規は省會に由つて自定すべきものとし但し行政主管官の權を拒否する能はざることゝなさんとの說ありしも通過する能はざりしと演べたり

陳景南　此案は第一に法令を重んじ第二に現狀を重んず未だ破壞せられざるの省は現狀を維持すべしと謂ふ如きは本員の賛成せざる所なり蓋し破壞なるものは專制を推倒して

民國を改組するの謂ひなり河南の流血は湖北の甚しきに及はずと雖も亦た江浙に過ぐるものあり何ぞ破壞せずと謂ふを得んや且つ南方の已に破壞せるものは官制を自定すべく北方の未だ破壞せられざるものは自定する能はずとは根據なきの議論なり況んや河南の官吏は暗黑にして官僚の任免は其名は共和たるも其實は專制にして此種の腐敗せる現狀は維持を加ふるの必要あり東南各省は舊機關破壞以後氣象煥然として一新せるに河南は布政使なり提學司なり大人なり老爺なり其暗黑は故の如くなるに於てをや

孫鍾　中央約法の未だ頒布せられざる以前に幾省か官制を自定せるものありたるに中央が已に約法を頒布して後各省已定の官制官規尙ほ未だ取消されず參議院も亦た之を過問せず是れ參議院が自ら約法に違へるなり本員は審査報告に對して大に反對す諸君が河南を維持せんと欲するものは却つて河南を破壞することゝなるなり

阮慶瀾　各省が驅逐したる官吏は皆河南一省に收容せられ河南は將さに變じて藏垢納汚の所たらんとす張鎭芳の如きは直隸人に驅逐せられたるものにて遂に河南の都督となり某々は某省を驅逐せられて又遂に河南の某司某道と爲れり各省は共和の幸福を享けて河南のみ暗黑腐敗は故の如し省議會が官制を自定するの權あるに非されば此種の敗官汚吏を驅逐すること能はず

李國珍　既に信任して審査に付したる上は審査會の報告は之を尊重し大なる錯誤あらざる限りは之に反對す可らず本員は以爲らく審査報告は甚だ周到にして南省自定の約法は此際取消さゞるは各省を紊亂せしめんことを恐れてなりと

王家駿　專ら一省の計を爲す可らず河南若し能く官制を自定すれば未破壞の各省は皆將さに自定せんとす本員は報告に贊成す

丁世鐸　凡そ事は法律を以て根據と爲すべし本員は北省人にして南省人に非ず山東の情形は河南と相距る遠からず然るに全局の計を爲すにも私見を犧牲と爲さゞる可らず中華民國の約法は全國に行ふべきものにて唯事實未だ北方に行屆かざるのみなり何ぞ將來の統一實行を待つを妨げんや且つ中國が聯邦國ならざる以上は各省は當然官制を自定するの理なし

湯化龍　參議院は國家の法律を擁護するの地なり四十番議員は河南は已に破壞せりと謂へるが本員は以爲らく破壞とは中心點の謂ひにして多く人を殺すの謂ひに非ずと又同君は無法律無政府の狀態なりと謂ふも官吏あつて即ち政府あり官吏の良好ならざるは自ら別問題なり又行政と立法とは並びて重きものにて行政機關をして立法機關を壓倒せしむ可らず亦た立法機關をして行政機關を壓倒せしむ可らず省會をして官吏を否拒するの權あらしむるは豈其權の參議院に超過するものに非ずや況んや彈劾の說あるに於てをや豈能く始めに承認して後に彈劾せんや

彭允彝　約法は固より尊重すべきも河南議事も亦た應さに研究すべし本員は大總統に先づ外省官制大綱を定め各省の行政を統一するを請はんことを主張す

曾有瀾　審査報告も不好なれば反對せざるを得ざるが立法

論より言へは總べて約法に違背することを得ず

二十七番議員　今日は君主政體か共和政體ならば南北官制をして不同ならしむ可らず

秦瑞珍　本員に調停の法あり本省が官制を自定するは誠に穏かならざれば大總統に請ふて府道の名稱を改去せん用人の事は大總統も亦た應さに輿論を俯採せらるべし

李國珍　討論已に十人以上に及びたれば此上は卓說の出づべしとも思はれざれば表決に付せんことを請ふ

孫鍾　此案は甚だ重大なれば如何なる高論卓說の出づるやも計り難し

兪道暄　試に問はん將來の官制は南方に近さか北方に近きか何ぞ北方をして漸次に入らしむるを妨げんや且つ統一なるものは共和の統一にして專制の統一に非ず本員は官制官規共に自定すべしと爲す但し行政主管官を否拒する事は必ずしも之に出でざるべし

彭允彝　凡そ事の統一に碍げあり共和に碍げあり法律に合ひ難きものは行ふ能はず應さに大總統に向つて南省官制中の妥善なるものを擇びて參議院に交議して頒行せんことを請ふべし

李渠　先づ審査案に就きて表決し更に別に建議案を提出し大總統が北省舊官の名稱を廢去せんことを請はんとす

陳景南　現在河南の官制官規は大總統の制する所に非ず參議院の議する所に非ず何ぞ官規官制ありと謂ふを得んや法律上に據るに亦た自定すべきなり

斯くて議論紛々として際限なきを以て議長は討論終局を宣告し本案に對して現に三說あり第一說は審査報告の贊成、第二說は北省は當分官制官規を定め大總統が官制官規を頒行するを俟ちて取消す但し否拒及び承認の權無し、第三說は別に建議案を提出し外官制大綱を定めんことを請ふものなりと告げ先づ第二說を表決したるに其時在場者八十三人にして四十七人の多數を以て通過したり議長は暫定官制の起草員として李肇甫張耀曾の二人を指定したり時已に十二時なりしが議長は十分時間の延長を求めて秘密會議を開き傍聽人を退場せしめたり

◉東三省新訂政綱

趙東三省總督が立案し袁世凱に致したる東三省特別制度立案次の如し

一、三省統一の政權は宜しく特別制度を訂め國家行政地方行政の事務を分理すべし

二、三省統一の財政は宜しく東三省々庫銀行を建設し貨幣を整理し收支則例並に豫算決算會計檢查制度を特定すべし

三、國防を嚴ならしむるが爲め水陸を分籌し要を擇んで進行を圖るべし即ち陸防は陸軍の外に守禦卡倫及び巡邊制度を設け海防江防は宜しく管區を定め險要を扼守

すべし

四、盜源を清治せんが爲め宜しく警察制度を整頓し防營を緩改すべし

五、交通を重視するが爲め宜しく水陸道路を整頓し並に郵電機關を擴張すべし

六、賦理せんが爲め宜しく地畝を丈量し稅法を改正し人民の負擔を平均ならしむべし

七、教育を重視し適宜に專門學校を設け並に自治團體を督責して義務教育を實行すべし

八、實業を振興せんが爲め中外の資本を吸收し專門の人材を網羅し實業團を組織し生產事業を發展せしむべし

九、實邊制度を行ふが爲め移民を奬勵し屯墾を實行すべし

十、風俗を改良せんが爲め宜しく勸儉清潔を鼓吹し補ふに佛教を以てすべし

右の政綱に基づき官制を定むること左の如し

其一、都督府官制

一、東三省に都督府(或は總督府と稱す)を設け政務執行の總機關となす都督府内に左の官廳及官員を設く

都督(或は總督)一人副官一人秘書廳總務廳を設け廳長各一人廳員若干人を置く内務、外務、軍政、財政、提法、實業、交通の各司を設け司長各一人司員各若干人

[illegible]を置く

二、都督は大總統の命を承け三省の政務を總攬し三省の官吏を指揮監督す都督は都督令を發するを得都督は政府國會に對し其の責を負ふ

三、副官は都督の命を承け都督府事務を執行し廳司人員を總括し都督に對し其の責を負ふ都督事故ある時は其の職務に對し其の責を負ふ都督事故ある時は其の職務を代理す

四、廳長司長は都督の命を承け三省本管の事務を分理し所屬人員を指揮監督し都督に對し其の責を負ふ

其二、各省官制

五、奉吉黑三省は各省署を設け民政執行の總機關となす署内に左の官廳及官員を設く

省長　一人

秘書總務の二科を設け科長各一人科員若干人を置く

民政、財務、警務、學務、農工、土木、の各科を設け科長各一人科員若干人を置く

六、省長は都督の命を承け一省の地方政務を總攬し所屬官吏を指揮す省長は省令を發するを得省長は都督及省議會に對し其の責を負ふ

七、科長は省長の命を承け一省本管の事務を分理し所屬科員を指揮監督し省長に對し其の責を負ふ

其三、府縣官制

八、奉吉黑三省は各其の地方行政事務の繁簡により府署或は縣署を設け一府縣民政執行の總機關となす署内左

の人員を置く
府長或は縣長一人
秘書以下の各課を設くること省署に同じ其の未だ審檢廳を設けざる府縣は暫らく司法課を設く各課には課長一人課員若干人を置く
事務の繁簡に依り定員外臨時雇又は囑托員を置くことを得
九、府長縣長は都督及省長の命を承け一府或は一縣の地方政務を總攬し所屬官吏を指揮監督す
府長縣長は府令縣令を發するを得府長縣長は都督省及府縣會に對し其の責を負ふ
十、課長は府縣長の命を承け一府或は一縣の本管事務を分理し府長或は縣長に對し其の責に任ず

其四、司法官制

十一、東三省に高等審判檢察各一廳を設く其他の地方審判廳初級審判廳は府縣を案じ區域を定めて設置す但し開港場又は繁要の地は特に一廳を專設するを得

其五、特別官制

十二、東三省都督府は三省の特別政務を處理するが爲め左の行政補助機關を設く
蒙務局、鹽務局、墾務局、行政裁判所、陸軍裁判所、省庫銀行、省獄等
十三、都督府內の各廳司は政務の關係により特設執行機關を置くことを得省署府縣署內の各科も亦之を適用するを得
十四、東三省都督府內に諮議廳を設け專ら都督の諮詢に備へ且つ三省の省議會と議事を連絡するの機關となす
其の廳員は三省々議會より選擧し都督之を任命す
十五、吉黑兩省には各都督分府を設け都督隨時巡駐し公務を辨ずるの所とす
十六、奉吉黑三省は各省議會及各級自治團體を設くべし但し新設府縣の自治團體は漸次之を設く
十七、東三省都督は在東三省の水陸各軍を統括し訓練調度節制の權並に都督府內に參謀を置くの權を有す省長及府縣長は事變發生し緊急を要する場合都督に對し軍隊の派遣を請求するを得

其六、官吏任用制

十八、三省官吏の任用法は左の如し
都督は大總統特任す
省長及都督副官廳司長は都督推任す
都督府所屬の局長所長は都督委任す
廳司局所員は當該長官より推任す
科長は省長より委任し科員は科長より推任す
府縣長は都督より委任し又は省長より推任す
課長課員及府縣所屬局所長員は府縣長より委任す
十九、三省官吏の俸給は優に從つて之を定む
二十、三省官吏の任用資格及免除令は一に中央の法令に依る
廿一、府縣長以上の任免は均しく都督より政府に申請し科員課長の任免は當該長官より都督或は省長に申請し府縣所屬の人員及課員の任免は府縣長より省長に申請す

附錄

大官表

（五月三十一日調）

官廳	官名	姓名	任命日期
總統府	秘書長	梁士詒	四月二十一日
	軍事處總長	馮國璋	同日
	次長	傅良佐	同日
	諮議官	鈕永建	四月十九日
	軍事顧問	張紹曾	同日
		舒清阿	四月初九日
		哈漢章	同日
		章遹駿	同日
	高級副官長	吳鼎元	三月二十五日
國務院	總理	唐紹儀	三月十三日
	秘書廳秘書長	魏宸組	五月初七日
		恩華	同日
		歐賡祥	同日
		許寶蘅	同日
		顧維鈞	同日
		劉元梓	同日
		雷延壽	同日
		甘文玉	同日
外交部	總長	陸徵祥	三月三十日
	次長	顏惠慶	四月二十四日
	參事	陳懋鼎	同日
		唐在復	同日
		吳爾昌	同日
	秘書長	戴陳霖	同日
		王廣圻	同日
	司長	饒寶書	同日
		施紹常	同日
		陳籙	同日
		富士英	同日
內務部	總長	趙秉鈞	三月三十日
	次長	桑勳	四月初十日
		王治馨	四月十三日
財政部	總長	熊希齡	三月三十日
	次長	段祺瑞	三月三十日
陸軍部	總長	蔣作賓	四月初四日
	次長	徐樹錚	四月二十六日
	秘書長	林葆同	同日
	法制局局長	但燾	五月初七日
	銓敘局局長	章宗祥	四月二十五日
	印鑄局局長	張國淦	五月初七日
	臨時警勳局局長	俞文鼎	四月二十五日
		馮自由	五月初七日
	內城總廳廳丞	王揖唐	四月十三日
	司長	林葆同	四月二十六日

海軍部總長　沈鴻烈　四月二十六日
海軍部次長　湯廷銘　四月初六日
總司令　黃鍾瑛　同
左司令　藍建樞　同
右司令　吳應科　同
教育部總長　蔡元培　三月三十日
教育部次長　范源廉　四月初八日
教育部參事　鍾觀光　五月初三日
秘書長　馬鄰翼　同
司長　袁希濤　同
司法部總長　王寵惠　三月三十日
司法部次長　徐謙　四月初四日
農林部總長　宋教仁　三月三十日
農林部次長　陳振先　五月十五日
工商部總長　陳其美　三月三十日

總長　王正廷　四月十五日
次長　翁之麟　同
參事　趙椿年　五月二十四日
秘書長　張新吾　同
司長　廖炎　同
交通部總長　施肇基　四月初八日
次長　何熾時　同
參事　顏德慶　五月十一日
秘書長　楊譜笙　同
司長　陳介　同
次長　周家彥　同
朱庭祺　同
參謀部總長　黎元洪　四月十三日
次長　陳宧　四月十六日
局長　劉一清　五月初二日
秘書長　曾述棨　同
司長　葉恭綽　同
次長　陸夢熊　同
龍建章　同
次長　馮元鼎　四月十七日
施肇基　四月初八日
次長　張聯棨　同
孔庚　同
姚任支　同
黃文蔚　同
榮永清　同
曹汝英　同

大理院長　史久光　五月初二日
倉場總督　吳榮鬯　同　日
稅務處督辦　許世英　五月十八日

地方長官

直隸都督　徐紹楨　四月初四日
山東都督　胡惟德　三月二十八日
河南都督　張錫鑾
山西都督　周自齊
湖南都督　張鎮芳
安徽都督　閻錫山
江西都督　譚延闓
江蘇都督　孫毓筠
浙江都督　（署）柏文蔚
福建都督　李烈鈞
陝西都督　程德全
甘肅都督　蔣尊簋
四川都督　張鳳翽
湖北都督　孫道仁
廣東都督　趙惟熙
廣西都督　尹昌衡
雲南都督　黎元洪
貴州都督　胡漢民
奉天都督　陸榮廷
吉林都督　（署）唐繼堯
黑龍江都督　蔡鍔
新疆都督　趙爾巽

西藏辦事長官　陳昭常
阿爾泰辦事長官　宋小濂
新疆青海屯墾使　楊增新

鍾帕勒　顯塔琪　胡